本所區史

青山風

序

我東京に於て文獻に顯れたる最古の地域は隅田川東岸にして實に一千餘年の沿革を有す。而して本所區はこの東岸に發展したる市街にして隨つて古き歴史を多く包含す。又新しき時代に於ては明暦三年の大火後江戸市街擴張の必要上田園たりし葛西郎ちこの本所の地が市街地に編入さるゝ事となりて本所奉行德山五兵衛、山崎四郎左衛門によつて根本的區劃整理が施行されたるが、是卽ち震災前迄形態を殘せる整然たる區劃にして其の當時の史料等は優に現今に於ける都市計畫當事者の大いに參考とすべき點多きを斷言して憚らざるなり。

然るに大正十二年九月一日に突發せる稀有の大震火災は區內に於ける多くの史蹟文獻を全滅せしむるに至れりと雖も復興以前に於て直に史料の蒐集を計らば未だ不可能ならざるも復興後に於ては全く光輝ある本所區の由緒沿革等を知るを得ざる悔を遺すに至るべし。玆に於て時の區長霜島幸次郞氏は本所區史の編纂を企劃し大正十四年八月十四日區會協議會に謀りて可決、直ちに編纂に着手する事となれり。

卽ち深川區史の編纂を掌れる和田淸馬氏に囑託してこの事業を進捗せしめたるが、この間區長の更迭一再ならずして十時尊氏、田村瑞穗氏の歴任を經て小職又後を享くるに至れり。其後

本區の他區に比して沿革に複雜したる點多きを知り斯道に造詣深き永峯光壽氏を新に編纂上の顧問に囑託して完成を急ぎ昭和四年三月漸く編纂を完了せり。
世界に誇るべき帝都復興事業も七ヶ年の歲月を費して昭和五年この大業の完成を告げたるを機とし同年三月東京市に於ては畏くも　天皇陛下の御巡幸を仰ぎて帝都復興祭を執行する事となりたるを以て本區に於ても是れが記念事業として曩に編纂せる區史刊行の議を昭和五年二月廿四日の區會に提案し之が協贊を經たるが、出版に先立ち修補追錄を永峯光壽氏に委託したる處同氏は原稿の大修補を行ひ漸く其の出版を見るに至りたり。
本事業の遂行に當りては名譽職各位が善く事業の性質を了解せられて編纂上多大の同情と經費に對する充分なる協贊を與へられ、又編纂委員各位の指導督勵宜しきを得以つて今日の成果を收め得たる事は誠に感激に堪へず、依て出版に際し茲に深甚なる謝意を表する次第なり。

昭和六年六月

東京市本所區長　大　堀　佐　内

凡例

一、本所區史の編纂は區長が序文に述べし如き理由を以つて大正十四年八月に發端したるものにして、區會は是れが調査委員として橋本平七、武山榮十郎、大澤欽次、市川勝雄、松田鑛作の五氏を選擧し是等五委員によつて起稿の内容を定められたり。依つて新區長十時尊氏は同年十二月廿四日の區會に區史編纂經費案を提出したる處滿場一致是れを可決されたり。

一、大正十五年二月區會の改選せらるゝや三月十日の區會に於て新に伊藤安太郎、梅澤志津摩、佐藤愛藏、稻垣尚壽、小野孝行の五氏が編纂委員に選擧せられ、前區長霜島幸次郎氏を編纂顧問に和田清馬君を編纂主任に囑託して編纂を創められたるが、新委員の目覺しき努力は昭和二年に於て大體の脱稿を見るに至れり。

一、是より先大正十五年十二月六日再び區長の更迭ありて新區長田村瑞穗氏就任せらるゝや、編纂委員長伊藤氏及常に余の研究に對し好意ある助力を與へられつゝありし稻垣委員の推薦により余は和田主任を援けてこの大事業を完成すべき責を負ひ日夜和田君と共に是れが完成に努め昭和三年度に於て脱稿したり。

一、記事中緒論、各町沿革、河川橋梁、神社、寺院、史蹟名勝、諸學校沿革等は余の執筆したるものにて、其の他は大體に於て和田君の編纂したるものにして夫れを余が補筆したるものなり。

一、今回帝都復興祭記念事業として本書を出版する事となるや頁數の關係上原稿の改修を餘儀なくさるゝに至り原稿順序其他内容の大修正を加へたり。

一、和田君は深川區史編纂の經驗を以つて年代を區劃して其の時代内に於ける總ての事物を記載したるが、斯の如き記述法にては、例へば戸籍又は教育等に於ても各時代の條下に散在する事となり、專門家ならざる本書讀者の大部分にとりては誠に不便に付、和田君の努力に對して相濟まざる次第なれ共是れを戸口財政教育其他各項目の條下に於て各時代を通じての概況を知り得る如くに組織の變更をなすとゝもに頁數の問題を解決したり。

一、挿入統計表等に於て新しき時代を缺くものは其の材料が區史編纂着手の際に調査したるものなる故にして、印刷前に時間の都合上補ひ得ざりしものにて、其他最近迄年代を有する表はすべて新補入のものなり。

一、本書の記事は主として町名變更並びに區劃整理以前を規準としたる故に、變更並びに整理以後の町名區劃等を識らんとするには對照本所圖並びに町名並區劃變更對照圖を比較せられ度く、然らば一目瞭然たるべし。

一、幕府に於て編纂したる地誌にして江戸の地を研究する第一等の史料は新篇武藏風土記稿並びに御府内備考なれ共、殘念なるとにはこの御府内備考には本所の部が何時の世か缺本となりてあり、若し江戸時代に於ける本所の正確なる地誌史料を得んとするには是等の根原をなす文政町方書上本所の部に據る以外に策なし。而してこの書上は原本が舊幕府引繼書類として帝國圖書館に保管されて一般の希望を滿す事を得ざる貴重史料なり。然れ共世の爲めに是れを單獨に刊行するとせんか、經費の點に於て全々不可能といふを得べく、我本所區としては誠に遺憾の事なりき。依て今回本所區史を刊行するに當り刊行の主旨よりして、多大の犠牲を拂つて我本所區として最も貴重なるこの書上を特に附錄として添附し、本所研究篤志者の欲求を滿すと共に、區史に一段の異彩を添へて帝都復興祭記念事業たる本書の刊行を一層有意義たらしめんとせり。

一、本書の編纂に當つては東京市公園課長井下清、東京府史蹟係稻村坦元、文部省囑託矢吹活禪、東京市囑託島田筑波諸氏は史料の提供並びに指導の勞を執られ、又區史編纂委員諸氏は余に總てを一任せられて隱に陽に本事業完成の爲めに余を庇護鞭撻せられたり。茲に記して深く謝意を表す。尚區史の基礎を築かれ遂に病を得たる和田君の勞は特に多とすべきなり。

一、多年余を援けて經濟史方面の調査編纂に當りつゝありし鈴木隆君は原稿の大修正より印刷の校了に至るまで寢食を忘れて多忙なる余の助手として努力せられたり。即ち最短時日に本書を印刷する事を得たるは全く同君の賜なり。

一、本書の印刷は一ケ月にて全工程を終へたるものに付誤植其の他不備の點多からんも、是れ全く完成を急ぎし結果にしてこの點御諒承の上切に御用捨を乞ふ。

昭和六年六月

永峰光壽記

本所區史目次

第五章　交通々信……二四四

附　錄

挿入圖版目次

挿入圖版目次

元禄年間の本所

嘉永年間本所圖

隅田川向嶋絵図
水戸殿
小梅村
安政三丙辰春新刻
景山致恭著
江戸麹町六丁目
板元 尾張屋清七

本所繪圖
合印
御紋御上屋敷
中屋敷
下屋敷
町家
橋
小梅村
押上村
水戸殿
安政二卯歳改正
戸松昌訓著之
板元
江戸
尾張屋清七

本所繪圖
合印
御紋御上屋敷
■中屋敷
●下屋敷
神社佛閣
町家
道
橋
川池
山林土手馬場田畑
御竹蔵
御舟蔵
水戸殿
竪川
小名木川
猿江御材木蔵
津軽越中守
土屋采女正
細川能登守
安政二卯歳改正
戸松昌訓著之
板元
江戸麹町六丁目
尾張屋清七

天明頃の隅田堤（泥畫）

天保頃の墨堤花見風俗（東都歳事記所載）

隅田堤風情

一枚刷に表れたる向島櫻餅

明治十年頃の隅田堤　（小林清親畫）

向ごし渡し三圍雁木

同山谷堀口上り場

大川橋より向島を眺む（江戸名所圖會所載）

牛島神社舊地竝に長命寺（江戸名所圖會所載）

兩國囘向院

兩國橋下夕涼み

榎下其角雨乞献句眞蹟（三圍神社寶物）

相生町時代の區役所

復興後の區役所

本所區史

緒論

本所區は市の東北隅に位置し隅田川の東畔にある。其の東北は南葛飾郡に界し南は深川區に連り西は隅田川を隔てゝ淺草に對しておる。地形は不規則な三角形をなし震災前迄は全區平均卑濕で其低い處は水面上五尺位であるし高い所でも十三尺に過ぎなかつた。區内には源森川北十間川竪川大横川曳舟川等の河川が縱横に通じて水運の便は甚だよく面積は東西廿四町南北一里十町ある。

斯くの如く本所の地の成立に就ては先第一に隅田川流域の變遷といふことを考へなければならないのであるから、次に流域の變遷を略述して見やう。

常に數尋の水をたゝえつゝ武藏野の間を流れておる隅田川の名が弘く世に識られる樣になつたのは

猶ゆき〳〵て武藏の國としもふさのくにとの中にいとおほきなる河ありそれをすみた河といふ、そのかはのほとりにむれゐておもひやればかぎりなくとをくもきにけるかなとわびあへるにわたしもりはや舟にのれ日もくれぬといふにのりてわたらむとするにみなものわ日しくて京に思ふ人なきにしもあらず、さるおりしも白き鳥のはしとあしとあかきしきのおほきさなる水のうへにあそびつゝいをゝく

ふ。京には見えぬとりなればみな人見しらず、わたしもりにとひたればこれなむ宮古鳥といふをきゝて

名にしおはゝいさ事とはむ宮ことり

わかおもふ人はありやなしやと

とよめりければ舟こぞりてなきにけり

といふ伊勢物語の一節に始まるのである。

此の隅田川の渡りは三代格承和二年の太政官符に

武藏石瀬河渡船三艘、武藏下總堺住田川渡船四艘、下總國太井河渡船四艘

とあるところから考へて見ると業平が關東へ下つて來た時分にはかなり街道に添ふた隅田川沿岸は人煙が盛であつたやうにおもはれる。

依て在五中將以來一千餘年の歷史を有つて居る隅田川沿岸――主として東岸が如何程の變遷を經て來たか、又何れだけ其變遷の跡が此地に印されて居るかといふことを尋ね記して見たいと思ふ。

足利時代末に義經記といふ物語が出來、謠曲長唄等の橋辨慶、安宅、攝待等は此義經記から作り出されたものである。

義經記も書名だけを見れば義經の一代記でも書いた樣に考へられるが、內容を見ると義經のことは彼の

幼時の不遇の身となつてからのことのみで彼の得意の事業であつた宇治川、一の谷、屋嶋、壇の浦等で戰功を立てたこと等は少しも記さず、只橋辨慶、安宅、攝待等を讀んでも明らかである如く辨慶の功績を述べる方便として義經を「ツレ」としたに過ぎないのである。

卽ち義經記は、鎌倉初期の歴史書である吾妻鏡及び源平盛衰記等に記されて居る事實を、成るべくさけて作つた小說樣のものであるが、然し其の中に出て來る地理を研究して見ると、實によく五百年前の關東の地勢の有樣を思はしむる史的價値の充分にあるものゝ樣である。卽ち歴史地理的價値の充分にある其義經記の、賴朝が勢を恢復し房州より數萬の軍を卒ひて京師に攻め上る條のところに、

治承四年九月十一日武藏と下總のさかひなる松戶の庄市川といふ所につき給ふ。此勢八萬九千とぞ聞えける玆に坂東に名を得たる大河一つあり、此川のみなかみは上野の國利根の庄藤原といふ所より落てみなかみ遠し、末に下つては在五中將の隅田川と名づく、海より潮さし上りて水上は雨ふり洪水岸をひたして流れたり。

といふ記事があり、太田道灌が我庵は松原つゞき海ちかく富士の高根を軒端にぞ見る江戶城を築いて間もない文明十九年の、僧堯惠の旅行記なる北國紀行に、

二月の初め鳥越のおきな艤して角田川に泛びぬ、東岸は下總、西岸は武藏のにつゞけり、利根入間の二河落合る所に彼の古き渡りあり、

と記し、德川時代江戸開府の初期に於て慶長見聞集は、

此河の水上を尋るに、阿武隈川、おもひ川、渡瀨川、きぬ川、とね川、此五ッの大河栗橋の上にて落合のぼればくだる舟筏のさほのいとまぞなかりける。

と說ける如く、利根の諸川は荒川の諸川と今の鐘淵の邊で會ひ、隅田川となつて江戸の海へ流れ込んだのである。卽ち慶長の昔、亦是利期の其昔といふやうに當時の向島の邊の地勢を想ひ廻らして見るに東京灣の干潟を見る如く、又霞浦潮來近傍に於ける如く、幾十百の洲に葭蘆生ひ茂り、其の洲と洲との間を流れて居つて、何處を以て利根、太井、入間の諸川を區別するかといふことが出來なかつたらうと思はれる。

こゝに一言したいのは今より九百餘年の昔、菅原孝標朝臣女の物したるさらしな日記中の左の如き一節に就てゞある。

その夜はくろ戸の濱といふ所にとまる。かたつかたは廣濱なる所のすなごはるばるとしろきに、松原しげりて月いみじうあかきに、風の音もいみじう心ぼそし、人々おかしがりて歌よみなどするに

まとろまし今宵ならではいつかみん
　　くろとの濱の秋のよの月

そのつとめてそこを立て、下つさの國と武藏の境にて有、ふと井がはといふ、かゝみのせまつさとのわたりの津にとまりて夜ひとよ舟にてかつ〳〵物などわたす、

及び、

野山葦荻の中を分くるより外の事なくて、武藏と相摸との中に有てあすた川といふ、在五中將のいざことゝはむとよみけるわたり也、中將の集にはすみだ川とあり、舟にて渡りぬれば相摸の國になりぬ。

卽ちさらしな日記の著者は、多摩川をすみだ川と誤解して居る樣であるが、これに就て古來說が多い。

荻生徂徠は、

武藏相摸の境なるすみだ川と云ふことは女のかゝれたるものなれば國の名を書き違へしなるべし。

とし、武藏志料、隅田川考も徂徠と同說であり、東京市史稿は、

要するに極めて不完全なる日記樣の者に據り、朧氣なる記憶を辿りて二三十年後に之を記述したる者なるを以て、太井、隅田、多摩の三川を渡りたる事實を誤りて二川を渡りたる如く思ひ做し、太井、隅田二川を混じて一川と爲したるより、終に此の如き記事となりたる者なる可し

とて、類聚三代格承和二年の太政官符をひき、

旣記の如く、途次に三川を渡りたること勿論なる可きに拘らず記する所二川に止まる、太井、隅田の兩川相距ること二三里に過ぎず、松里の渡津より太井川を渡り同じ日を以て同じ樣に隅田川を渡りたる爲め、之を一川の如く誤記し、遂に伊勢物語、古今和歌集以來の名所たる隅田川を、其次に渡りたる多摩川に充てし者なるなからむや。

等と說いて居るが、然し今一歩を進めて考へて見る時は前に述べたやうにさらしな日記の著者の通行した時代には明かに利根、太井、隅田の諸川の水は葭蘆生ひ茂つた數知れぬ洲の間に相通じて居つたから、著者は太井川東岸から乘船し、洲の間を舟航すること二日途中まつさとの津に舟中に一泊しつゝ、渡つた水路を太井川と考え、太井川の次の川を隅田川であるといふ概念から、次に渡つた多摩川を隅田川と思ひ誤つたのであり、又承和二年の太政官符にあるやうな船の備へてあつた街道の邊を彼女は通らずに、もつと下流を二日かかつて舟行し武藏の地へ渡つたものであると解釋して見たいのである。

さて以上述べた通り、甲州の水は入間川により、信州上州の水は利根川によつて流れ、向島鐘ヶ淵邊にて兩者合し隅田川となつて江戶灣に注入して居つた爲に、一度兩者の上流に出水すれば下流の隅田川沿岸は常に其災害を被り、上野臺の麓を洗つて江戶城下迄達したのである。

卽ち德川家康江戶入城の第三日目の天正十八年八月十二日に德川氏江戶開府後第一回の水難を受けて向島小梅堤が危險となつて水防に苦心したことが天正日記に見え其後數年ならずして文祿五年六月出水し、葛西、淺草の邊のみにても民屋の流失したもの夥しく、溺死した者が三四百人もあり牛馬の溺死に至つては其數を知らずと當代記にあるが、此の如く江戶に政治を執る者は數〻の洪水に苦しめられて其度每に江戶の大半が災を受け江戶城下の發展に大障害を來たした爲、常に水防にのみ力を盡さねばならぬ故に自然と一般行政上にも影響を及ぼして、治水といふ觀念が爲政者の腦裏から去る暇がなかつたらうと思ふ。

徳川幕府も前述の如く入國早々から洪水の爲に苦しめられた結果、家光の代になつて寛永年間に老中評議の上根本から治水事業を施す事になり文祿年間に忍城主の行つた遺業を繼いで關宿、境の邊りから湖沼を連絡して霞浦へ新川を通じ、幸手附近には大堤を築いて隅田川へ落ちてゐた利根川の水を塞ぎり、新川によつて霞浦より銚子の海へ落し一部は關宿から江戸川を通じて江戸灣へ流し現今の水流を形成したのである。

卽ちこれより後洪水の被害の度が減少するに至つたから江東の地も追々と發展の芽を出すことになつたが、利根川治水前のこの地は網の目の樣に洲と洲の間に澪が縱横に通じてをつたのであつてその證としては舊葛西の地に寺島、須崎、請地、小梅、石原、押上、柳島、松江、澁江、一之江、二之江、其他多くの洲礁關係の地名が殘されてをること、、次に載せた連歌師宗長の永正年中の記行東路の津登の記事を見ても明かであらうと思ふ。

或人安房の淸洲を一見せよかしと誘ひしに、いづこかさしてと思ふ世なれば立歸り江戸のたてのふもとに一宿して、隅田川の河舟にて下總國葛西の庄の河内を、半日計りよしあしをしのぐ折しも、霜枯は難波の浦に通ひて隱れて住し里々見えたり。鴛鴨都鳥堀江こぐ心ちして今井といふ津よりおりて淨土門の寺淨興寺にてむかへ馬人待ほど、住持出て物語の序に發句所望有しに、とかくすれば程ふるにたちながら、

ふしのねは遠からぬ雪の千里哉

右の記事は誠によく四百年前の江東の地勢を表明してをると共に、この江東卽ち葛西の地を横斷してをつた鹿島香取參詣古街道の樣子を察することが出來る貴重なる史料であると言へよう。

次に「葛西」の語に就て述べて見たいと思ふ。

葛西

葛飾の名は早くも奈良朝の頃に都人の口に唱へられてをつて、その沿革の古い事は世人の均しく認めるところである。その範圍に現在に對照して云ふならば下總側は東葛飾郡、武藏側は南葛飾郡北葛飾郡と別れてをるが、古くは太井川、一名江戸川卽ち現在國府臺下を流れて武藏下總の境をなしてゐる川を基準として葛東、葛西と二分稱されてをつたものである。

而して葛飾の地は最初は總て下總の國に屬してをつたのであるが、其後太井川を堺に或は武藏に、或は下總に屬したり、其間の事情が誠に複雜してゐて昔より専門家によつて隨分論議されたが、隅田川江戸川間の地を俗に葛西と呼んだものであつて、其間を中川綾瀬川荒川放水路其他無數の川が縱横に走つてをる。

抑葛西が古くから世に識られてをつた理由は下總國府の所在地が接近してあつたことゝ、奥州街道並に香取鹿島參詣街道の二本の交通路がこの地を通過しておつたからである。それでこの二街道は何處を通つてをつたかといふに、これ又古來から隨分やかましく論ぜられてをる。續日本書紀神護景雲二年三月一日の條に、

下總國井上、浮島、河曲三驛、武藏國乘潴、豐島二驛、承山海兩路、使命繁多、乞准中路置馬十匹

とある通り、この時代に於て小路であつた奥州街道を中路に准じて馬匹を増加せねば交通繁多で不便を感じたといふ程の重要街道がこの地を通過してをつたので、類聚三代格承和二年の太政官符には隅田川の渡船をも増加してゐる。

浮島驛

而して井上、浮島兩驛の位置に就ては今迄に專門家の間に議論が鬪はされた問題であつて、この兩驛の推定が街道の位置に變化を及ぼす大問題であるが、延喜式に下總國浮島に牛牧を置いたといふ記事と、牛島卽ち向島の地に天正頃迄は牛の聲犇々として淋しかつたといふ葛西志の記事とを考へ合して見ると浮島驛は向島隅田町邊と推定すべきであらうと思ふ。今一つ浮島驛を隅田町邊と定めた理由は堯惠法印の北國紀行に

二月（文明十九年）の初烏越の翁艤して角田川に泛びぬ、東岸は下總西岸は武藏のにつゞけり、利根入間の二河落合る所に彼古き渡りあり、東の渚に幽村あり、西渚に孤村あり、云々

とあるからである。

奥州街道

然らば浮島並に隅田川の渡りを隅田町の邊として、それより下總松戶宿迄の葛西領内を奥州街道は如何樣に通つたかといふに、源賴朝が再擧して房州より上京の節平家追討の祈願をなしたことによつて有名な隅田町善左衞門新田の若宮八幡の所在地より四ッ木に出で立石から曲金へ、それから柴又を經て只今の江

戸川水道の貯水池の北方から江戸川を渡り、松戸に達したものである。

鹿島香取參詣街道に付ては前に述べた通りであつて、この水路たるや古くは奈良朝の昔より新しくは明治維新後東京開墾會社が下總原野へ窮民を移住せしめ又は開墾地との往復に利用されたものであつて其の沿道には他に優るゝ史蹟が多いのである。

本所開拓と區劃變史

この本所の地も萬治二年兩國橋が架けられるや、江戸城下擴張のために幕府は本所開拓に着手するに及び、本所奉行を置いて竪川横川南北割下水を開鑿しつゝ土地整理を行ひ元祿年間に完成を告げたので、先づ旗本の士二百四十餘騎をこの地に移したのである。これが動機となつて大小名の下屋敷富豪の別宅等が次第に營まれる樣になり殷盛を極めるに至つた。享保四年本所奉行に代つて町奉行がこの地を支配することになり、維新後明治三年の行政區劃に際しては源森川以南を第六大區、以北向島側を第十一大區と呼稱してゐたが、同十一年これを廢して第六大區は本所區となり第十一大區は南葛飾郡と唱ふるに至つたが明治二十四年新小梅町小梅瓦町向島小梅町同須崎町同中之郷町同請地町同押上町を市分に編入して本所區に屬せしめた。

第一章　本所區の成立と區政機關

第一節　維新後の民政改革

江戸總督

慶應四年の四月に幕府追討の官軍が江戸城をその手に收め得たことは衆知の事實であるが、この結果江戸市政の實權がその手に統べられた事は言ふ迄もない。最初の都督は當時橫濱裁判所總督であつた東久世通禧同副總督鍋島直大の二人に兼務させたのであつたが彼等には江戸開市の事をも掌らせ別に市中取締について舊町奉行石川利政、佐久間信義の兩人を警備掛として之に任じた。この警備の職は間もなく田安慶賴、大久保忠寛、勝安房の三人が代つて任ぜられた。

府知事任命

五月一日に始めて江戸府を置く事になつてその長官には烏丸光德を任命したが、同時に從來の民政組織を改めて長官の下に民政、南北市政、社寺の三裁判所を開いて府內行政を分掌する事になつた。しかし七月十五日江戸が東京と改稱せられると同時に前記の裁判所は廢止せられて、市中警備の掛も亦各區諸藩士に托される事になつた。明治改元は九月十六日の事であるが、その十一月烏丸光德は罷めて大木民平がこれに代つたが、大木になつてからその名稱を東京府知事と改められた。

この間九月町年寄が廢止され、間もなく市中通路に在つた木戸番、商番、自身番等も取拂はれたが十一

月四日には東京市中一統の者が、名主付添ひで東京府へ召出され車駕御東幸の御祝儀として御酒を賜り、各町に銚子一連土器一片木臺を添へて名主一人に付銚子二本づゝ下げられた。この日快晴で市中は非常な賑ひで翌日も御酒びらきの爲め家事を休んで山車や伎踊を催し、三四日の間宴飲舞踏が續いたと言ふことである。當時無智で武家政治になれ、畏多い事ではあるが主上の御事を忘却してゐた市民が、この盛儀に浴して始めて皇恩の難有さに感泣し何程か安堵の思ひをした事であつたらう。

戸長の新設

上級行政機關には前記の如く變革があつたが、下級の民政機關である名主の如きは新政府になつても唯然その職務に當つてゐたのであつたが、明治二年三月十日に始めて市内名主二百三十人を罷免せられ、家宅の玄關の如き早々取拂ふことを命ぜられた。同時に往年の名主組合による不完全な行政區畫を改めて町屋の部分を五十の小區に分け、その各小區に世話掛六人、中年寄四十七人、添年寄三十九人を配分任命し略々小區每に一人の中年寄と添年寄を置くことにした。そして從來町用掛所の自身番に代つて町用取扱所を設けることになつた。

この改革で名主が新制度の年寄に入り之に依つて舊來の陋習を打破しやうとしたけれども、それには多大の努力を要した。

この後三年十一月に町年寄を改めて各町に有給の町用掛を置き、翌四年四月に各區に戸長、副戸長を置く事になりその取扱事務も亦戸數、人口、生死、出入等に關する戸籍事務に限定せられた。次いで六月十

各大區區長新任

三日戸長役に對し中年寄添年寄を假りに任命することゝなつたが、同時に市街地の區畫を改めて六大區に大區分し、大區の下に小區を隷屬せしめる事になつた。前記戸長は各小區を統べ大區には區長を置いた。

尚本區には當時第六大區に屬した部分の外に第十一大區に屬した部分（源森川以北の地域）とがある。そして右の六大區が朱引内であつたから朱引を市郡の境界と考へれば、一部分に編入せられてゐた事になる。尚六大區制定は四年六月のことであるが、七年一月に改正があつて郡部に接近する地方に多少の變動があつたが今ここに改めて述べる程でもない。卽ち改正前には第六大區は十六小區に分れ接續郡部が多數包含せられてゐた。七年の改正は實質的に市郡の境を縮少せしめたものであらう。この大區制定に先立つて武家地寺社地の稱を廢し舊時の各種の除地を停止した。大區には始め大區取締所を置いたが五年之を大區役所と改めた。

從來戸長罷免

五年四月七日に從來の戸長副戸長を罷免して新に毎小區に戸長を任命し、等級を三等に定めた。又同月十一日各小區の事務取扱所を何大區何小區役所に改稱し、八月十日區長權區長の區内の處務に關係する事を禁じた。

其後明治六年三月十七日戸長の等級を廢し各小區一名限りとし、別に大區に戸長世話掛二名を置き四月七日に至り町年寄を廢し、小區に年寄一人、乃至二人を置き年寄は專ら諸税上納等の計算區入費の出納を掌り、臨時に他の事務にも干與せしめ、十二月九日大區戸長世話掛の稱を廢し新に區長を置き、六年三月

八日小區長を準官吏とし八年十月十三日各小區金錢取扱の年寄を區費調掛と改め、九年二月二十九日各小區役所を區務所と改稱し戸長を置き年寄をして補助せしめ、町用掛をその事務取扱に任したが十一月之を廢し書記を置き、各區に總代を設け大區の區長が之を統ぶる事となりその他臨時的のもので九年十月地租改正事務に關し各小區に地主總代人及地價鑑定人が置かれた。前記は明治十一年迄の民政機關の變革の大要であるが、この間は猫の目のやうにあはたゞしい變化で終始してゐるのでその原因結果に亘る詳細は今究めることが殆ど不可能である。つまり民政組織の過度時代であつたのである。

第二節　本所區の設置

我國に於ては維新後新政府の統治下に置かれても明治四年頃迄は民政制度は舊態を脫しなかつたし、その後十一年頃迄はこれに關する制度は眼まぐるしいやうな變化を經て殆んど安定する處を知らなかつたが、十一年七月に太政官布告第十七號を以て郡區町村編成法が發布され始めて民政の基礎法が確定する事になつた。

其の要項に「地方を劃して府縣の下郡區町村とし其名稱は舊による。三府五港其他輻輳の地は別に一區となし廣濶なるものは區分して數區となし毎區に區長一員を置く。區內の町村は區長を以て戸長の事務を兼ぬるを得」と言つてゐるのに見て當時市街地を特に區とし東京の如く廣濶な場所は幾つもの區に分ける

ことになつた。凡そ舊來の慣習に依つて本區の如き舊本所の汎稱ある部分を以つて本所區を置かれることになつた。

本區最初の役所費豫算

之が施行と同時に府達内第四十六號を以て區長を任命したが、本區には初代區長元大藏一等屬設樂謙堂が就任することとなつた。東京府布達丁第三七一號には（明治十一年十一月二日）本區最初の役所費豫算が揭げられてゐるので左に抄錄する。

區長給	九六〇圓	區吏筆器料	二五	書記給	二八〇三	炭薪買上代	六五
雇筆者給	四九一	燈油蠟燭代	四二	廳舍借上代	一九二	印肉代	一五
小使給	三九四	煎茶代	二〇	臨時雇小使給	二二	宿直當辨代	六二
備品買上修繕料	五一	御用車代	一八	郵便切手買上代	二五	諸用紙買上代	二三四
諸雜費	四四	合計	五四六九				

當時の區は郡と同樣府に直屬して區長は官選であるが如くその行政上の位置は最近迄の郡と似たやうなものであつた。當時の區長の管掌規定は左の通りである。

區長處理事務

地方の事務區長に於て處分して後府知事に報告し得るもの左の件々とす。

第一、徵稅並地方稅徵收及不納者處分の事

第二、徵兵取調の事

第三、身代限財産取扱の事
第四、逃亡、死亡、絶緣の財産處分の事
第五、官有地の倒木枯木を賣却する事
第六、電信、道路、田畑水利に障碍ある官有地の樹木を伐採する事
第七、河岸地檢査の事
第八、職遊獵類威銃類の事
第九、印紙罫紙賣捌願の件
第十、小學校學資金の事（以上十一月二日委任）
以上の外府知事より特に委任する條件

知事委任條件

次に明治十三年一月特に左の條件を委任せられた
一、士族平民籍へ編入願の事
一、失踪人の家名を相續する願の事
一、士族除族跡襲族願の事
一、失踪人の養子を離緣する願の事
一、失踪人の子を他人の養子となし或は出嫁せしむる等願の事

一、失踪人の妻離緣の事
一、失踪中養子或は入夫等を離緣する事
一、嫁女を離緣する願の事
一、國民軍名簿編製並加除の事
一、社寺等の建物修繕新築又は取毀願の事。但式内及國史現在の神社は此限に非ず
一、派出說敎の事
一、改葬願合葬届及改宗届の事
一、例規に依り貧民へ施療券を附與する事
一、新調修繕諸車及五拾石未滿新調船免税船を檢する事
一、五拾石未滿の船及諸車賣買讓渡願並該事件及遺失舟車等に係り他管廳と往復する事
一、解船破船届の事
一、諸酒釀造受賣行商鑑札願の事
一、淸酒を除くの外諸酒釀造高を檢査する事
一、牛馬賣買營業鑑札願の事
一、煙草營業鑑札願の事

一、府税ある諸營業鑑札願の事。但し東京警視本署所轄の者は此限りにあらず
一、公立小學校教員旅行願の事
一、公立小學校署中休暇期日及授業時間繰替並に臨時休業願の事
一、官有地拜借料を徴收する事
一、官有地拜借人所持の建物を賣買するとき奥印をなす事
一、藝娼妓他管内へ出稼願の事　以上十一年十二月一日達十二年一月より委任
次で同年十二月五日警視分署との關渉事務取扱方を左の如く定められた。
（郡區役所に對するもの）
其役所に於て警視分署は關渉の事務取扱方左の通可相心得此旨相達候事
一、警視分署と互に問合等をなすときは書面を以て往復すべし、若し書面にして不盡事件あるときは互に事務に要する方より相往て面談すべし。
一、倒死變死人檢視或は犯罪人有之節家屋探檢或は財産調等は立會及び右事件に連續し面談を要する場合に於ては郡は戸長區は書記の出頭を分署より求むることあるべし。
一、諸税滯納者の財産公賣處分の節等臨時警察官の立會及び右事件に連續し面談を要する場合に於ては分署請警部以下の出頭を求むることを得

明治十一年十二月五日　東京府知事　楠本正隆

當時の區は右の規定に見ても判るやうに東京府に直屬してゐて區長は官選であつたのであつて、勿論今日の區とはその性質を異にしてゐたのである。

市制發布に伴ひ區域變更あり

この後明治二十一年に至りその四月十七日法律第一號に依つて市制が發布され全國の主要な都市に之が實施を見ること丶なつたが東京市も亦當時設定せられた事は言ふ迄もない。そして東京に於ては京都大阪と共に「三都は從來の區を存置せしめ其區の財産營造物に關する事務を初め其他法律命令に依り區に屬する事務を處理するもの」との規定に依つて從來の區が殘存し本區の如きも此時改めて東京市の區となつた。尚此の制度の改正に附隨して考慮すべきは區の區劃の擴張であつて、之に關しては所要の府令を抄錄して資することにする。

東京府令第二十五號(抄錄)

明治二十二年五月一日ヨリ當府管下區町村名稱ヲ變更スルコト左ノ如シ

明治二十二年四月一日　東京府知事　男爵　高崎五六

(本區に關係あるもの丶外は省略す)

南葛飾郡

須崎村(飛地字殿田大島裏請地裏ヲ除ク)　北本所出村ノ飛地字須崎　南本所出村ノ飛地字須崎

押上村（飛地字天神川東ヲ除ク）　小梅村（飛地字天神前清水大島ヲ除ク）

請地村ノ内字向、一貫田、須崎、臺ノ下ノ内 自千六番地至千廿三番地　上水向ノ内 自九百六十番地至九百六十八番地　自九百七十番地至一千二番地

中ノ鄕村（飛地字殿田五ノ橋耕地ヲ除ク）　柳島村ノ内横十間川以西　龜戸村ノ飛地字水神西宅地

自三千九百十六番地至三千九百廿一番地　矢場耕地　八右衛門新田ノ飛地字錦糸堀耕地　深川本村ノ飛地字松代町裏耕地及字猿江裏耕地ノ内 自十一番地至百三十三番地　六間堀出村ノ飛地字南江

右本所區ニ合併（基本的區畫は舊本所區の區畫を繼承したものである）

本所區

龜戸町　本所瓦町　本所五ノ橋町　本所松代町四丁目（以下省略）

右合併南葛飾郡龜戸村ト稱ス

次に示すものは區劃の擴張ではないが之に關聯した地名の改稱なので參考の爲めに掲げることにした。

此の外の小部分の改正は一一掲げるの煩をさける。

東京府令第二十八號（抄錄）東京市芝區外十區内字名左ノ通變更ス

明治二十四年三月十八日

（本區に關係あるものの外は省略す）

本所區

元須崎村字川面ノ内百八十四番地、一家道南ノ内自百番地至百二番地飛地字八反目五百崎、町屋耕地、大島裏、殿田、一貫田ノ内自三百二十六番地至三百三十一番地村前ノ内九十二番地、九十三番地、九十九番地ヲ除ク　元北本所出村飛地字須崎　元南本所出村飛地字須崎　元請地村字須崎ノ内自千二十四番地至千三十二番地臺ノ下ノ内千二十三番地　元小梅村字前荒田ノ内自二百三十一番地至二百四十七番地

右向島須崎町ト改稱

元小梅村字上ノ内自五百六十四番地至五百六十五番地八反目耕地、飛地字道木沼、天神前、清水、大島、町屋、前荒田ノ内自二百三十一番地至二百五十五番地自二百九十五番地至三百五番地ヲ除ク　元須崎村字村前ノ内九十二番地九十三番地

右向島小梅町ト改稱

元請地村字一貫田ノ内自九百五番地至九百七番地須崎ノ内自千二十四番地至千三十二番地臺ノ下ノ内千四番地千五番地千二十三番地、上水向ノ内自九百六十九番地至千三番地ヲ除ク　元須崎村字川面ノ内百八十四番地、一貫田ノ内自三百二十六番地至三百三十番地　元押上村字居村向ノ内自四百七十八番地至四百八十五番地

右向島請地町ト改稱

元中ノ郷村字四谷ノ内六十八番地飛地字薭田、業平、五ノ橋、耕地、殿田ヲ除ク　元須崎村字一家道南ノ内自百番地至百二番地村前ノ内九十八番地　元小梅村飛地字前荒田ノ内自二百四十八番地至二百五十五番地八反目ノ内自二百五十二番地至三百五十七番地　元押上村飛地字居村向ノ内六百四十一番地六百四十二番地

右向島中ノ郷町ト改稱

元小梅村字八反目ノ内 自三百六番地至三百五十一番地 道上ノ内 百六十四番地百六十五番地 前荒田ノ内 自二百九十五番地至三百五番地

元須崎村飛地八反目

右小梅瓦町ヘ合併

元須崎村飛地字五百崎

右新小梅町ヘ合併

元中ノ郷村飛地字業平　元柳島村飛地字出村ノ内 自千五十六番地至千五十九番地　元小梅村飛地字道本沼　元押上村飛地字居村ノ内 自三百九十四番地至三百九十五番地　元須崎村飛地字町屋耕地

右中ノ郷業平町ト改稱

元押上村ノ内字居村向耕地 自四百七十八番地至四百八十五番地 自六百四十一番地至六百四十九番地ヲ除ク　元中ノ郷村字四谷ノ内六十八番地　元請地村字一貫田ノ内 自五百五番地至五百七番地　元小梅村字八反目ノ内三百五十八番地

右向島押上町ト改稱

元押上町字居村耕地ノ内 自七十四番地至百廿八番地 自三百四十五番地至三百四十八番地 同飛地 自三百九十四番地至三百九十五番地ヲ除ク　元龜戸村飛地字水神西宅地ノ内 自三千九百十六番地至三千九百二十一番地　元柳島村字榎戸耕地ノ内 自五百六十四番地至五百六十六番地

右押上町ト改稱

元柳島村ノ内字榎戸耕地 自五百六十四番地至五百六十六番地 自六百五十一番地至六百五十八番地 ヲ除ク 元押上村字居村耕地ノ内 自七十四番地至百二十八番地 自三百四十五番地至三百四十六番地

右柳島元町ト改稱

元柳島村字森耕地ノ内 自六百六十九番地至八百三十二番地 榎戸耕地ノ内 自六百五十一番地至六百五十八番地

右柳島横川町ヘ合併

元柳島村飛地字出村ノ内 自千百四十七番地至千百五十五番地 千百六十番地 建部耕地ノ内 自千百四十一番地至千百四十六番地 元小梅村飛地町屋ノ内 自五百五十三番地至五百七十一番地 元中ノ郷村飛地字蒔田ノ内百九十九番地 元龜戸村字矢場耕地ノ内四千三百四十七番地 本所太平町二丁目ノ内 自一番地至四番地

右太平町一丁目ヘ合併

元小梅村飛地字町屋ノ内 自五百七十二番地至六百三十六番地 元中郷村飛地字蒔田ノ内 自百七十七番地至百九十八番地 元柳島村字森耕地ノ内 自八百三十三番地至八百九十六番地

右柳島梅森町ト改稱

元柳島村字森耕地ノ内八百九十七番地、飛地字建部耕地ノ内 自八百九十八番地至九百四十二番地 自九百六十七番地至千四十番地 元龜戸村飛地字矢場耕地ノ内 自四千三百四十八番地至四千三百七十二番地

右太平町二丁目ヘ合併

元柳島村飛地字建部耕地ノ内 自九百四十三番地至九百六十六番地　元八右衛門新田飛地字錦糸堀耕地　元亀戸村飛地字矢場耕地ノ内 自四千三百七十三番地至四千四百二十四番地　太平町二丁目ノ内 自二十三番地至二十八番地　本所花月町

右柳島町へ合併

元亀戸村飛地字矢場耕地ノ内 自三千九百二十二番地至四千二百三十番地　自四千三百二十三番地至四千三百四十六番地

右錦糸町へ合併

元亀戸村飛地字矢場耕地ノ内 自四千二百三十一番地至四千二百七十五番地

右柳原町二丁目へ合併

元亀戸村飛地字矢場耕地ノ内 自四千二百七十六番地至四千三百二十二番地

右柳原町一丁目へ合併

元深川本村飛地字松代町裏耕地ノ内 自百四十番地至百四十九番地ヲ除ク

右松代町三丁目へ合併

元毛利新田飛地字大横川　元六間堀出村飛地字南江　元大島村飛地字大横川　元亀戸村飛地字大横川ノ内千二百十九番地　元深川本村字猿江裏耕地ノ内 自百十一番地至百三十三番地　百五十四番地字大横川

右柳原町三丁目へ合併

元深川本村飛地松代町裏耕地ノ内 自百四十番地至百四十五番地

右松代町一丁目へ合併

元深川本村飛地字松代町裏耕地ノ内自百四十六番地至百四十九番地

右松代町二丁目へ合併

深川安宅町ノ内番外一番安宅河岸八號

右本所千歳町へ合併

第三節　區制の發達

次に區の性質に就て考察すれば前記の區の有する財産及營造物に關する事務は事實上教育機關（舊學區時代から受繼いで來たもの）の外殆んど無かつた。そして實際處理する事務の大部分は所謂法律又は命令に依り區に屬する事務で卽ち國又は府等の委任事務とも言ふべきものが大部分であつたのである。

之を區長の權限から見れば東京市（大阪市京都市）の區長は市長市參事會（當時の市參事會に就ては後に述べる）又は市收入役の指揮命令を受けるか又は委任される事に依つて市の公共事務や法律命令を以て市に歸屬してゐる事務の內區に關するものを管掌するもので區長は市參事會の監督を受けることになつてゐる（舊市制第七十二條二項三項に依る）。尙區には區收入役が置かれ、これは區の收入を受領したり其の費用の支拂をしたり其他會計事務を掌り他に市收入役の指揮命令を受けるか又は委任せらるゝかに依つて區內に關する市收入役

市制特例發布

の事務を分掌するのである(舊市制第七十二條四項五項)。

さてこの市制實施に依つて東京市は始めて市民に市政の運用を委ねられたのであつて實に市政に一新時期を印した劃時代的事蹟であつたのであつたが、この折角の制度も市制實施期の一ヶ月前即ち明治二十二年三月二十二日に發せられた市制特例の發布に依つて全く骨拔きにされてしまつた。先づ茲にはその特例の要點を掲げることにする。

一、東京市京都市大阪市に於ては市長及助役を置かず市長の職務は府知事之を行ひ助役の職務は書記官之を行ふ(第一條)

一、以上三市の市參事會は府知事書記官及名譽職參事會員を以て之を組織す(第二條)

一、以上三市に於ては從來の區を存し毎區に區長一名及書記を置き有給吏員となし市參事會之を撰任す(第四條)

一、以上の三市に於ては區長代理を置かず區長事故ある時は上席書記之を代理す(第五條)

一、以上三市に於ては府知事は區長をして其の區内に關する國の行政及府の行政並收入役の事務を補助執行せしむることを得(第六條)

これを見れば說く迄もなく市制の本質は半ば失はれたものであることに氣づくであらうが更に之が特例を發した原因とこれに對する輿論を見るなれば一層その感を深くする。

始め市制の制定に先立つて時の元老院の院議で以て少くも東京大阪京都の三市には特別の市制を制定する必要のあることを政府に勸說したと言ふ。その眞意は、三府は全國に於ける代表的の都市であつて特殊の地歩を占める所に特殊の市制を以て臨むのは當然の事だと考へた事に發するものであつたらう。

更にこの發令に對する市民の不平の聲は發令直後卽ち二十三年初期の帝國議會に早くも特例市制廢止の論議となつて現はれ第一議會より第十二議會迄殆んど每會この聲の發せられなかつたことの無かつたのを見ても當時の輿論の存する所を推察するに充分である。

前記特例問題に就ては議會每に論議される特例廢止の聲と之に最も密接な關係を持つた東京市會の猛運動（市會の特例廢止論も初期市會より繼續的に問題となり、日清役後興國の氣運の勃興と共に急にこの論を高め二十八、二十九兩年には町の府知事で同時に市長たりし岡部長職の不信任を決議し爲めに市會は解散の厄にさへ會つた）されたが遂に三十一年六月二十八日法律第十九號を以て同年九月三十日限り市制特例廢止のことが達せられた。

次に舊市制を基礎として自治制の進化に必要なる改正要項に就ては既往の實際に徵して討究せねばならぬ。今玆には明治四十四年四月七日法律第六十八號改正市制による市制の改正及び大正十年法律第五十八號大正十一年法律第五十六號大正十五年法律第七十四號により市制の一部改正の二項に分つて述べることにする。

明治四十四年の市制改正によつて改められた部分は非常に多方面に亘つてゐるが、その内市參事會に關する權限の消長の如きも顯著なるものゝ一つである。舊市制では第二款第六十四條に市參事會は其の市を統轄し其の行政事務を擔任することになつてゐるが新法では(新市制第六十七條)市會の權限に屬する事件で其の委任を受けたものを決議することゝ市會に提出する議案に付き市長に對し意見を述べることが出來ることの大體二つに限られてゐる。卽ち前者は執行機關であつて後者は議事機關の一部に過ぎないものである。從つて前者は市公民より市會が選任し後者は市會議員中より市會が選ぶことになつてゐる。これ又一つの進化である。又此の變化が引いて新法では(新市制第九十八條)區長は市長の命を受けて區內の事務を掌ることになつてゐる。(この外區收入役等に關してはあまり根本的の改正はなかつた)

改正市制

次に大正十年以後十五年迄の數次に市制の大改正が行はれたがこの改正が最も目立つのは公民資格の擴張に依つて必然的に市民の參政資格の擴張されたことである。市會に就て言へば改正市制(明治四十四年改正市制を云ふ。以下之に倣ふ)では公民資格は帝國臣民で獨立の生計を營み年齡二十五年以上の男子であつて(一)二年以上市の住民となり(二)其市の負擔を分任し(三)且つ市內に於て地租か又は直接國稅年額二圓以上を納むる者(この外に消極的に貧困の爲公費の救助を受けたる後二年を經ざる者、禁治產者準禁治產者及六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者は此限りではないとの制限がある)と規定されてゐるのに新法(現行法)では帝國臣民で年齡二十五年以上の男子で二年以上市の住民である者なれば宜しいことに改められてゐる。(この

外に消極的制限はある）從つて市公民たることが選擧權獲得の條件である兩法ではその前後に必然的に選擧資格——換言すれば參政資格が著しく擴張されたことになるのである。更に改正の要點が公民權の資格の一要件たる納稅資格の撤廢にあつたその主旨からして改正市制第十四條第二項（帝國臣民にして直接市稅を納むる者其額市公民中の最多く納稅する者三人中の一人なるが故に持つ特權）及び同第十五條の全文（選擧人を級別としその區別を納稅によつて定めその結果としてある級では他の級よりも少數の人員で同數の當選者を得ることが出來た）の如きは必然的に消滅しこの結果（一）數量的に選擧資格者を增し（二）實質的に選擧資格の効力を增し兩者相合して少數者を除き比較的多數者に二重の參政權が賦與せられること になつた。これは獨り市會のみならず市會に準ずる區會にも適用されるものであつて且つ獨り參政權に關するもののみならず一般社會の長足の進化を表示するものと言ふことが出來るのである。

以上で市制の實施、市制特例の撤廢と市制の改正、納稅資格の撤廢と階級選擧の廢止の大體を述べた。蓋しこの三者はこの期に於ける地方制度の三大革新と言ふことが出來るであらう。而もこれらの進化は社會の進步に促されて齎らされた事實であつて從つてこれは政治思想は言ふ迄もなく或は智的に或は經濟的に或は社會的に近代の急速な進步發展の反映であり象徵であると言ふことも出來るのである。

第四節　區政處務機關

市制施行前の區は町村に對抗して今日の市と同一の内容性質を具備する名稱として用ひられてゐたのであつた。從つて東京の如きは「其の廣濶なる者は區分して數區となす」(郡區町村編成法)の理に依つて十五區に分轄せられたので、この場合にも尙その一つ一つの區に各々前述の内容性質が備はつてゐるべき筈のもので、換言すれば十五の獨立した區が對立してゐたと言へるのである。これに引き代へ市制施行後の區は特殊の便宜と或る種の必要から區を保置することゝなつて只形骸を存するに過ぎないもので元より前者とはその性質を異にしてゐるのである。この意味で三都の區は理論上からはあまり重要視さるべき性質のものではないのである。

帝都の制度に關する調査資料の内には「東京市の區は單なる財産區又は單なる市の處務便宜の爲の區に非ざること勿論なり」と言つてをる。

區長の職務權限

次に市例規に依つて區長(區收入役)の職務を見ると先づ第一に「法律令又は東京府知事の令達に依り元區長の掌理した區内に關する國の行政及府の行政で市制施行後市長の管理に屬する事務を明治二十二年七月一日限り區長に委任」しており(市告示第一號明治二十二年六月)更に國稅徵收法の内市長及收入役の事務と市の歲入金怠納處分の件(明治二十二年六月市告示第二號)及び市會及區會議員選擧準備に關する件(明治二十二年八月市告示第三十號)市費に屬する地先下水其他の事務(明治二十二年七月市告示第十號)市立小學校敎員給料額に關する事務(明治二十七年八月市訓令第百二號)を區長に委任し且つ區會

に提案する議案に付ては市參事會員代理者として區長會議に列席して說明せしめること（明治二十四年四月市訓令第九十一號）としてゐる。

以上は明治四十四年改正市制の施行迄繼續したが同年市制改正と同時に市は各項の例規を改めて、區長區收入役市事務分掌規定（明治四十四年十一月市告示第九十號）（大正二年八月東京市例規類集四四頁參照）市長の掌理すべき國府縣其他公共團體の事務區長及區收入役に於て分掌方（明治四十四年十二月市告示第九十二號）の新制告示に依つて新に規定する處があつた。

（參考）本所區役所は明治十一年十一月本所元町廿四番地に開廳、廿年五月相生町五丁目三十四番地に移り後綠町公園九號に移り大正十二年大震災に燒失後現在の横網町一丁目二十番地（元被服廠跡）に移つた。歷代區長は次の通りである。

設樂　謙堂　自明治十一年二月　至同十四年六月
伊志田友方　自明治十四年六月　至同十八年一月
竹内　節　自明治十八年一月　至同十九年八月
太田　實　自明治十九年八月　至同二十三年一月
飯島　保篤　自明治二十三年一月　至同卅二年二月
石井　彌六　自明治卅三年二月　至同　年五月
大胡　純　自明治三十三年五月　至同　卅八年五月
福永岩次郎　自明治卅八年五月　至同　卅九年八月
溝口豐次郎　自明治三十九年九月　至同　四十一年六月
仁杉　英　自明治四十一年六月　至同　四十四年六月
長岡　往來　自明治四十四年六月　至大正三年七月
岡田　淳司　自大正三年七月　至同　五年五月
霜島幸次郎　自大正五年五月　至同十四年十一月
十時　尊　自大正十四年十一月　至昭和元年十二月
田村　瑞穗　自昭和元年十二月　至同　四年一月
大堀　佐内　自昭和四年一月　現任

區役所處務規定

區には區の事務を掌理する爲め區長區收入役を置くことになつてゐることは右に述べたが（舊市制第六十條等）元より廣濶六區の事務を彼等のみで處理し得られるものではなく此の必要の爲め事務の補助をする者を認めてゐる。（舊市制第五十九條第六十三條第六十條第三項新市制第八十五條第八十六條參照）既に之等の事務補助員を認める以上之が處務に關して規定する處のあるのは又當然の事で、これが爲めに『區役所處務規定』（明治三十二年八月市訓令甲第二十九號）が存する。これに依ると區役所に庶務、戸籍、兵事、衞生、稅務、會計、水道の七掛を置き（現在は兵事を庶務に合せ水道は廢止され衞生を衞生道路としてゐる）掛長及掛員若干名をしてその事務を掌理せしめることゝしてあるが現今は掛制度を課制にしてをる。

尙以上の外に區役所の事務を進捗せしめる爲めに設けられたものに區長會、區役所課長會及區役所事務監視機關がある。區長會は市長の諮問に應じ又は事務の協議をする爲めの機關で助役を會長とし書記若干名を置き議事中市役所の事務に關聯する時は關係市役所吏員を列席させ決議を要するものは出席員の過半數に依つて可否を決しこれを市長に報告することになつてゐる（明治三十四年二月市訓令甲第六號）。區役所課長會は區役所各課の管掌事務打合並に處辨方法を協議する爲めのもので各主務課長（市役所の）を會長とし區役所各課毎に之を組織し各會議の結果を區長に報告することになつてゐる（明治三十九年八月市訓令甲第二十八號）。

次に區役所監視機關は明治三十三年中に制置せられたもので（同年十月市訓令甲第五十九號にて規定）幾程もなく廢止せられたものらしいがその要旨は區役所取扱の事務監視の爲め區行政監視員を置き市參事會及有給市吏員を之に

充てるにあり監視の概要は項目により各部門に分け第一、區內全般の狀況第二、區役所事務の分課及執務の狀態第三、區吏員の能否、勤怠、及事務の成績第四、區吏員の處置その權限を越へ又は法律命令に背き若くは公益を害することなきや否や第五、議員選擧の狀況第七、區經濟の狀況第八、區有財產及營造物の管理第九、國府市の行政にして區に屬する事務（一）地理に關する事項（二）土木に關する事項（三）教育に關する事項（四）衞生に關する事項（五）徵兵に關する事項（六）戶籍に關する事項（七）徵稅に關する事項（八）其他に關する事項）第十、簿冊の編纂及保存第十一、區吏員の區民に對する接遇第十二其他必要と認むる事項に分ちこれらに就き監視委員に於て不都合を發見せる時は市長に報告することゝし別に市政上意見あるものは市參事會又は市長に上申することゝし委員の視察上の事は復命する外に洩らすことを禁ぜられてゐる。この如き機關も又或る時期には必要としたものであらう。

第五節　區會

江戶時代と維新後の行政方面の特異點は前者が全く專制であつたのに對し後者が代議組織の下に民意を採用することになつた點にある。

慶應戊辰三月十四日天皇南殿に出御せられて王事を誓約せられた所謂五ヶ條の御誓文の第一條に廣く會議を起し萬機公論に決すべしとあつたのを見れば代議制度は實に新政府の革新要項の重要な一つであつた

ことが判る。卽ち明治十二年郡區町村編成法に依る區制の確立と共に區町村會の開設せられたのが下級民政機關に萬機公論によりて決する代議制度を確立せしめた抑もの最初であつた。勿論事の玆に來るまでには種々の變態的發達の跡を辿つてをり、明治九年十一月政府が主として民意の暢達と民政の刷新に最善を盡さうとの主旨で總代人選擧の事を布達し、之に依つて市民の代表者を擧げ民政に資せしめやうとしたものなどは明に後年の區町村會の先驅をなすものである。

明治九年布達總代人選擧規則

その選擧規則を掲げると次の如くである。

〔總代人選擧規則〕

第一條　一町村毎に年齡二十一歲以上にして價格五百圓以上の地を管內に有する該町本籍の者三名を選擧して之を總代人とす。

第二條　懲役一年以上實斷の刑を受けしものは總代人の選に入るを得す。

第三條　總代人を選ふは本籍者にして不動產を管內に有するもの一同をして投票せしめ其多數により之を定むるものとす。

第四條　一小區每に該區內總代人中にて其望を屬する人物交互投票せしめ其多數により之を小區總代人とす。

第五條　小區總代人は每小區五人より多からす三人より少からさるを以て定員とす。

第六條　總代人は其地の義務なるを以て其選に當るものは私に辭するを得ざるものとす。

第七條　總代人は隔年二月を定期とし改選するものとす。

第八條　選擧の期其半數舊員を存置し每期半數づゝ交代するものとす。（下略）

総代人職務規定

次にその職務規定を拔萃する。

〔總代人職務規定〕

第一條　總代人は金穀、公借、共有物取扱、土木起工等の事に與るを本務となすと雖も時宜により人民の利害得失に係る事は區務所より議する事あるべし。

第二條　前條の場合に於ては實際民情を斟酌し宜しく公益公利を目的となし、必ずしも輕擧あるべからず。

第三條、第四條略。

第五條　總代人集合には小區なれば區長戶長之に出席すべし。

第六條　總代人は給料は之れ無きものとす。

以上の規定で見ると先づその選擧方法は所謂制限選擧で且つ選擧資格にも被選擧資格にも土地を所有することが必要條件でこの點は維新直後地主を民政の對照として總てのことを處理しやうとした風習から來たものであらう。又職務規定から見ればこの制度は現市制第百四十五條の市の一部の事務に關する區會の

制度等とやゝ類似してをり、纔かに規定第二條によつて幾分市民の代表としての權限を認められてゐたもののゝやうである。

これらの點は全體が甚だ幼稚なものではあるが、しかし市制の除外例として特に認められてゐる東京市各區會の現狀には一脈の相通ずるものがあるやに思はれる。けれどもこの制度は區町村會制度の先驅をなすものと言ふ外あまり注目する程のものではない。

明治十一年十五區會規則

明治十一年七月二十二日郡區町村編成法の公布に次て地方の便宜の爲め區町村會を開設することになつて、東京府では翌十二年一月二十三日府甲第四號達で十五區會の規則を公布した。その要項は

一、其區限りの經費を以て支辨すべき事業を起廢し或は之を伸縮する事。

一、其區限りの經費を豫算し及び賦課方を設くる事。

一、戸數割規則に依り府廳より其區に割付たる稅額を徵收する爲め各區出金の乘率を定むる事。

一、議員の數は戸數の多寡に從ひ二萬以上は三十五人組一區を區分して數部となし毎部に選擧すべき議員の數は別に之を定む。

一、議員たるを得べきものは滿二十歲以上の男子にして區內に本籍住所を定め區內に土地を有するものに限る。

一、議員を選擧するを得べき者は滿二十歲以上の男子にして其部內に本籍住所を定むる者及び滿三年以

上寄留する者に限る。

この規定を前記總代人のそれに比すればそこに一段の新味を發見する。當時は區は府に直屬し官臭の濃厚な時代で尚不徹底な點も少くないが、兎も角こゝに代議制度の確立を見て民意が民政に干與することの出來るやうになつたのは一大進歩と言はねばならぬ。

明治十三年布告區町村會法

かくして區會制度の整ふのにつれて明治十三年四月太政官布告第十八號を以て區町村會法が公布された。

一、其の區町村の公共に關する事件及び其の經費の支出徴集方法を議定する事。
一、區會の規則は其の區の便宜に從ひ之を取設け府知事の認定を受くべし。
一、數區聯合會を開くときは其の地方の便宜に從ひ規則を設け府知事の裁定を受くべし。
二、區會の評決は區長之を施行す。

以上は布告の要點であるが、これに依つて次第に發達して來る行政事務の處理に便し、假令ば他區との聯合共通の小學校を設けることを便とする場合には數區聯合會と言ふやうなものも認められることになり、且つ『區會の評決は區長之を施行す』として區會の有する決議權と區長區吏員の分任する決議による執行權の分掌を明かにした。現在で考へると當然な事些細な事も、尚且つ之を熟慮し建設せられて當然化せられた事は心すべきである。

明治十七年區町村會法大改正

この後明治十七年五月になつて太政官布告第十四號で區町村會法の大改正が行はれた。その大要は次の通りであつた。

一、區町村會は區町村費を以て支辨すべき事件及び其の經費の支出徴收方法等を議定するものとす。

一、區町村會の會期議員の員數任期改選及び其の他の規則は府知事縣令之を定む。

一、區會は區長之を召集す。

一、區會の評決は區長之を施行す。

一、議員を選擧し得べき者は滿二十歲以上の男子にして其區に居住し其區内に於て地租を納むるものに限る。

一、議員たることを得べきものは滿二十五歲以上の男子にして其區に住居し其區内に於て地租を納むるものに限る。

一、區會の議長は區長を以て之に充つ。

一、府知事縣令は數區に關渉する事件あるときはその區域を定めて聯合區會を開設することを得。

この改正に伴ふて東京府知事は同年六月に二十餘ヶ條から成る町村會規則を布達し、大要(一)區會議員を十人に限定し、(二)議員には俸給、旅費、日當を給せず、(三)議員の任期を六年とし三ヶ年毎に改選するなどを規定した。同時に區會に於て議定すべき費目を會議費、土木費、教育費、衞生費、救助費、災害豫防費、

警備費とし、その徴收科目は反別割を家屋稅とすることが出來ることになつた。(東京府丙第八十三號達)

明治二十二年新設東京市區會條例

先きの區會規則改正の結果舊議員は失格することになつて新制度で總選擧を行つたが、明治二十二年五月一日新に發布せられた市制を實施することになつて從來の區會は消滅した。これより先き明治十九年九月東京府會を以て小學校令に基き各區を夫々小學校の設置區域とし(學區と呼ばれたもの)、二十二年四月三十日區會の消滅に先立つて豫め當分の內學區會を存續すべく現區會議員を以つて學區會議員とし、小學校に關する事項を議定せしめる旨の府令を出して新舊制度交替の間に備へた(法律第十一號に基く東京府令第六十二號)。勿論新市制施行と共に區會で從來審議し來つた多くのものは大抵新市制の下に統一され、只學區のみは舊態の儘存續したのでこれに關する事務にだけ備へれば他は支障が無かつたのである。この學區會も二十四年三月限り小學校の所有、使用、設置、維持が各區の負擔となつたのでこれ亦消滅することになつた。

これより先き明治二十二年七月新設東京市より市條例第一號を以て區會條例を定め、(一)毎區に區會を設け(二)區會は其の區の所有する財產及び營造物に關する事件を議決するものとし(三)會議は市會の例を適用することになつた。かくてその十一月二十日市告示第五號により各區會議員の定數を定められ、三級選擧法によつて同月二十八日三級、二十九日二級、三十日一級の第一回選擧を行つた。

區會議員は市の名譽職である。そして區會に關しては市會に關する規定を準用されることになつてゐる

（現行市制第百四十六條）而して區會の決議權の範圍は既に述べたが今一應繰り返せば、（一）定められたる委員の選擧及び區に屬する財產營造物に關する收支豫算決算の議決承認の外、市制第四十六條により市會の有する權限の一つである公益に關する事件に付き、意見書を市長又は監督官廳に提出することを得べき規定に準して必要なる議決上申をなすことにある。而も右の內（一）は學務委員の選擧其他の場合に限られ（二）に於ては財產營造物と言つても僅かに學區時代の名殘である小學校其他に過ぎず、從つて收支豫算も或る限られたる程度以上には出でない。この點は府直轄時代の區會とはその性質が甚だしく相違してゐる。

尙この章では區會の議事要項を揭げてその一班を示さねばならぬのであるが、大震災後で關係資料多く湮滅に歸して探るに由ない。今左に歷代區會議員を表示し、併せて一二著明なる事蹟を附言することにする。

區會議員一覽

區會議員一覽表

〔備考〕既に記した如くその趣きこそ異れ本所區なる行政區劃は明治十二年以後終始一貫して居つて、これに對する區會議員も亦連綿としてゐた。而し十二年以後市制施行迄のそれは今殆んど徵すべきものがなく、遺憾ながら茲に記載することを得ない。更に市制施行後と雖も公簿の備を缺ける今日、之が完璧を期することは不可能であつて只其の大要を示すに過ぎない。從つて事故に依る中途退任等は全然省略することを餘議なくされた。

歴代議長

徳川義禮
太田實
立田彰信
山本新平
栗塚省吾
鈴木亮藏
伊藤助良
松長信氏
杉野秀行
鈴木亮藏
湯澤伊藤治
宮崎三之助
小池長次郎
角野庄太郎
杉野善作
（現任）中野勇次郎

歴代副議長

關岡孝次
大貫實
山本新平
青木直治
青木直治
青木直治
久野長三郎
伊藤助良
杉野秀行
大竹仁三郎
（以上議長代理者と稱す）
塚原寅次郎
小池長次郎
遠藤悦藏
杉野善作
北條彦四郎

議員

自明治二十二年
至同二十八年

岡本彌右衛門
徳川義禮
湯澤伊藤治
間島冬通
菊地永之助
古川孝七
立田彰信
佐和正
袴田喜四郎
加藤正治
白石吉郎兵衛
松本茂兵衛
太田實
内田安右衛門
山本新平
佐々木莊助
小池彌右衛門
吉村多吉
鈴木亮藏
松田辰次郎
太田實
立田彰信
櫻井平兵衛
池田安右衛門
服部八郎右衛門
山本新平
袴田喜四郎
櫻木周藏
小池彌市
武藤直中
中川又兵衛
岡敬孝
佐々木莊助
若林七五郎
松田辰次郎
吉田知行
佐竹義理
久村長三郎
佐々木東溟
齋藤新兵衛
加藤正治
岩崎周作
宮崎善四郎
竹下重厚
小林源三郎
三浦源藏

多賀義行
海老原粂助
鳥飼銀藏
高柳利兵衛
相原捨三
大貫實
福井忠量
關岡孝治
吉川泰二郎
青木庄太郎
三浦源藏
小宮久藏
林忠藏
坂田源左衛門
成川金藏
關岡孝治
成川金藏
久村長三郎
貴篠次郎
小宮久兵衛
坂田源左衛門

松本茂兵衛
戸崎萬次郎
大野忠助
内藤泰二郎
勝倉定次郎
金子宇兵衛
（此間數度の改選あり再選されし者は重複記載せり此期の末に區會解散あり）

自明治二十九年
至同　三十一年

三浦源藏
佐々木東溟
山本新平
鳥飼銀藏
加藤正治
多賀義行
海老原粂助
岩崎周作

高柳利兵衛
竹下重厚
宮崎善四郎
齋藤新兵衛
林忠藏
戸崎萬次郎
久村長三郎
金子宇兵衛
松本茂兵衛
小宮久兵衛
大野忠助
坂田源左衛門
勝倉定次郎
成川金藏
小池彌右衛門
鈴木亮藏
松田辰次郎
袴田喜四郎
立川彰信
大貫實
櫻井平兵衛

小林源三郎
内田安右衛門
太田實
吉村多吉

自明治三十二年
至同　三十四年

久村長三郎
鈴木亮藏
岩崎周作
佐々木東溟
金子宇兵衛
鳥飼銀藏
青木直治
成川金藏
松永光吉
佐和正
小宮久太郎
島村成允
内藤泰二郎
稻葉銀次郎
古川孝七

福岡建良
袴田喜四郎
櫻木周藏
内田安右衛門
白石千藏
田中三之助
栗塚省吾
杉野秀行
竹下重厚
西海榮吉
廣島清藏
菊地永之助
今井文吉
大竹仁三郎
中島錦五郎
高橋久成
君塚常右衛門

自明治三十五年
至同　三十七年

青木直治
成川金藏

松長光吉
佐和正
小宮久太郎
島村成允
久村長三郎
鈴木亮藏
岩崎周作
佐々木東溟
金子宇兵衛
鳥飼銀藏
古川孝七
福岡健良
袴田喜四郎
櫻木周藏
内田安右衛門
白石千藏
田中三之助
栗塚省吾
杉野秀行
竹下重厚
西海榮吉

廣島清藏
菊地永之助
今井文吉
大竹仁三郎
中島錦五郎
高橋久成
伊藤助良
君塚常右衛門
倉知義雄
小池長次郎
小林猶右衛門
高柳利兵衛
大貫傳兵衛

自明治三十八年
至同　四十年

田中三之助
山口政五郎
杉野秀行
西海榮吉
廣島清藏
今井文吉

大竹仁三郎
中島錦五郎
高橋久成
君塚常右衛門
伊藤助良
倉知義雄
小池長次郎
青木庄太郎
高柳利兵衛
大貫傳兵衛
深谷定助
岩倉郁太郎
朝倉良佐
松長信氏
古川幸七
松下寮造
岩崎周作
飯田吉五郎
坂部琢二
白石源右衛門
田中友右衛門

染谷要作
鈴木亮藏
神山藤四郎
倉持武七
内田安右衛門
市野澤太吉
鳥飼銀藏

自明治四十一年
至同　四十三年

岩倉郁太郎
朝倉良佐
松長信氏
古川孝七
松下粲造
岩崎周作
飯田吉五郎
坂部琢二
白石源右衛門
田中友右衛門
染谷要作
鈴木亮藏

神山藤四郎
倉持武七
市野澤太吉
鳥飼銀藏
内田安右衛門
淺野彈右衛門
村田龜太郎
前田文貞
大住榮次郎
大竹仁三郎
喜多武英
吉村多吉
大池完一
福島由太郎
石井仲藏
岡田良一
杉野秀行
塚原寅次郎
小池長次郎
袴田喜四郎
大貫傳兵衛

西海榮吉
中村赤太郎

自明治四十四年
至大正二年

淺野彈右衛門
村田龜太郎
前田文貞
大住榮次郎
大竹仁三郎
喜多武英
吉村多吉
大池完一
福島由太郎
石井仲藏
岡田良一
杉野秀行
塚原寅次郎
小池長次郎
袴田喜四郎
大貫傳兵衛
西海榮吉

中村赤太郎
岡本喜久治
坂部琢二
杉田陽吉
市野澤太吉
湯澤伊藤治
本間鐧太郎
青木直治
岩倉郁太郎
深谷立助
内田安右衛門
鳥飼銀藏
吉村勘藏
岩崎周作
式守蝸牛
飯田吉五郎
加治邦太郎
田中友右衛門
倉持武七
白石源右衛門
鈴木亮藏

川島安藏

自大正三年
至同六年

湯澤伊藤治
塚原寅次郎
小栗富五郎
長坂賴幸
鈴木萬之助
奥田龜太郎
小出兼治
大石保
福島元節
三浦芳次郎
本間鋼太郎
池谷德太郎
大住榮次郎
中村赤太郎
大竹仁三郎
白石源右衛門
澤村元吉
松谷辰之助

糸永新太郎
川村留藏
遠藤悦藏
飯田吉五郎
高橋久成
廣田吉造
平山周次郎
栗原賢次郎
岩崎周作
福島由太郎
袴田喜四郎
角野庄太郎
田中友右衛門
市野澤太吉
吉川正夫
小野澤藤治郎
小池長次郎
町田竹造
廣島清藏
川村市太郎

自大正七年
至同十一年

宮崎三之助
小池長次郎
刀根豐之助
橋本平七
喜多武英
角野庄太郎
小出兼吉
小栗富五郎
中川宗七郎
長坂賴幸
三浦芳次郎
石戸庸
赤井甚吉
本間鋼太郎
田中市郎
澤村元吉
福島由太郎
中野勇次郎
岩崎周作
糸永新太郎

杉野善作
吉村辰次郎
福田金藏
新里敬治
谷川久次郎
栗原賢次郎
仁科愛之助
遠藤悦藏
袴田喜四郎
田中友右衛門
小林文之助
白石源右衛門
飯田吉五郎
栗原幸八
吉川正夫
廣島清藏
北島巳三郎
根岸治右衛門
奥田龜太郎

自大正十一年
至同十四年

角野庄太郎
遠藤悦藏
吉村多吉
大澤欽治
中野勇次郎
小林文之助
小田釜太郎
糸永新太郎
中村傳四郎
澤村元吉
延澤虎治郎
三浦芳次郎
福島由太郎
小原淳厚
塚原寅次郎
吉村辰次郎
吉野元吉
小栗富五郎
富田德次郎
村越直藏
吉川芳五郎

橋本平七
津田岩吉
吉川貞吉
染谷榮吉
杉野善作
刀根豐之助
木村伊之助
神尾清士
北條彥四郎
瀧澤七郎
日比貫三郎
野澤信治
武山繁十郎
加藤清次郎
森貞吉
市川勝雄
堀內福雄
金坂清作
松田鑛作
喜多武秀
三谷桂次郎

里須覺太郎
長坂賴幸
自大正十五年
至昭和五年
杉野善作
北條彥四郎
石黑榮一
武山繁十郎
中野勇治郎
堀內福雄
瀧澤七郎
樋口吉太郎
中村金太郎
戶水佐太郎
伊藤安太郎
津田岩吉
小椋善男
小原淳孝
梅澤志津摩
內田安右衞門
森昌太郎

森兼道
井上學
木村伊之助
山田竹治
中村傳四郎
刀根豐之助
小宮豐藏
濱田清次
小野孝行
齋藤吉藏
市橋信太郎
田中信太郎
吉田芳五郎
神尾清士
佐藤愛藏
渡邊鎌太郎
大谷米太郎
芥川萬作
吉川眞吉
糟谷磯平
山中怒亮

稲垣尙壽
山本清次郎
堂寺恒次郎
大塚權次郎
保坂保
小谷松五市郎

自昭和五年
至現在

井田友平
小宮久藏
市橋信太郎
樋口吉太郎
糟谷磯平

赤羽彌吾司
井上學
橋本平七
小野孝行
内田安右衛門
長田藤五郎
加瀨政吉
山本清次郎
中野勇治郎
武山繁十郎
伊藤誠
原澤儀雄
福島市藏

中村金太郎
鈴木逸朗
小泉長吉
宮田國藏
押切幸平
奥田繁太郎
松本富治
鈴木常吉
石黑榮一
竹島金次郎
吉田芳五郎
山田竹治
山下次一

野口吉照
外山泰三
大塚權次郎
江原新十郎
石井岩吉
小椋善男
横須賀權次郎
濱田清次
平野佐吉
下村榮二
酒井敬太郎
中山富三郎
小宮豐藏

〔補〕

自明治四十一年
至同 四十二年　深谷立助

第二章　戸口財政

第一節　江戸時代の戸口

住民は國家の要素であつて、その消長は直接國勢に關係を持つ。それ故これを總括する戸籍の事は早くから史上に散見してゐる。そして江戸時代にもこれに關して周到な用意と嚴密な調査が行はれてゐる。

江戸時代の初期寛永十四年島原一揆のあつてから吉利支丹の禁教が非常に嚴重になつたが、當時幕府は五人組制度やその他の法令で人民相互の檢察と密告による外、宗門人別改として吉利支丹教徒の探索の爲め人別改を行つて、教禁の主旨を徹底せしめやうとした。この結果は早くより我國に戸籍法が發達することゝなり、これが爲め寺僧はこれに關與して重要な位置を獲得する事になつた。

江戸人口の最古調査

扨て江戸時代に於ける江戸の戸口數を見るに、享保六年十一月町方支配町人總人口、地借店借召仕まで合して五十萬千三百九十四人、内男三十二萬三千三百八十五人、女十七萬八千百九人、享保七年四月改、四十八萬三千三百五十五人、享保八年九月、四十七萬三千八百四十人、内男三十八萬四千六百八十六人、女十六萬九千百五十四人、天明七年、百二十八萬五千三百人、内男五十八萬五千三百人、女六十九萬五百人、次に寛保三年の調は

江戸町數千六百八十八町、家數十二萬八千五百十五軒、人數五十二萬五千百二十二人、内男三十萬十三人、女二十一萬五千百九人、此外に出家三萬六千三百九十五人、山伏四千二百七十四人、比丘尼五千八百三十一人、禰宜五千八百二十七人、太神樂荒神御子六千七百二十四人、座頭千二百八十四人、吉原者一萬二千百八十四人、内男六千八百二十二人、女千八百五十八人

とある。右の内享保と天明のものは只町方支配の人口は過ぎず、武家屋敷内に住む者、町家内に住む能役者、武家の家來、神官僧侶穢多非人等は算入してないし、寛保三年のものにも尚重要な武家が拔けてゐる。そこで當時の人口は武家その他の町から除外せられた者の數を明にしなければこれを知る事は出來ないのであるが、就中武家の數は正確には算出する事が不可能で、只全部を合して少くも二百萬を下らない人口があつたと想像するに止まる。

尚區内の戸口には人別帳等當時の史料が得られぬので、只文政町方書上に依つて一つの場合を知るにすぎない。勿論これも亦前記の最狹義の町人に限られたものであるが、左に町別に掲出する。

文政十一年調査本所各町人口

町名	惣家數	地主	家守	地借	店借
福嚴寺門前	九		一		八
北本所出村町	一六	二	三		一一
柳島續北本所代地町					
法恩寺前續北本所代地町	八	二			六
吉岡町續北本所代地町	一六				一四
深川六間堀代地町	五八	二	五		五一

町名					
南本所瓦町	二七	六	四	一	一三
深川元町代地	一一三	五	七		一〇一
南本所元瓦町	二七	二	二	三	三〇
南本所出村町	七〇	七	九	三	四五（明唐六）
同上御用屋敷	一〇	一		六	三
永隆寺門前	一四		一		一二
南本所石原町	四七九	一六	一三	三四	四〇七（明唐）
南本所外手町	一三〇	四	一二	五	九六
番場町	一〇五	一〇	九	二	九四
南本所荒井町	二三四	八	一四	二	一八六
南本所元町	一九二	一	八	六三	一三〇
同上御用屋敷	一九	一	一	九	九
大徳院門前			三	四	三六
南本所横綱町	二三九	二		一二	三三六
藤代町	三三	三	三	一三	一七
尾上町	二九	一	五	七	一六
相生町一丁目	一二四		一〇	四四	七〇
同二丁目		一	五	二	四九
同三丁目	六〇		二	二二	三六
同四丁目			三	二五	三三
同五丁目			三	一九	三八
松坂町一丁目	一〇八		一二	一二	九五
松坂町二丁目	二三五		五	二〇	一六九
小泉町			二	九	二八
同上御用屋敷	一八		一	八	九
龜澤町	一〇七	一	二	四〇	六四
緑町一丁目	七四	一	五	一八	五〇
同二丁目	一二三		五	一五	九三
同三丁目	六八		六	二一	四一
同四丁目	八〇	五	五	一七	四八
同五丁目	一二〇	八	七	一三	九三
花町	一六八	二	一〇	一三	一二二
時鐘屋敷	八			五	一
入江町	一八〇	八	一四	一九	一三九
長崎町	一〇五	九	四	二五	七六
清水町	一二一	七	五	一五	七三

新坂町	三九	四	一	四	三
小梅瓦町	四八	二	四	二	三
小梅代地町	一八〇	二一	九	五	一三五
延命寺門前	一三		一	四	八
四之橋通リ小梅代地町	七	二			五
小梅五之橋町	二〇	五			一五
新坂町御用屋敷	一一			四	七
北本所表町	二五五	二九	二〇	二六	一八〇
荒井町	八九	四	七		七八
番場町	一三三	一四	三三	五	八二
中之郷五之橋町	七七	一三	七	七	五二
四ノ橋通リ中郷代地町	三三	三	二	一	一七
法恩寺前續中郷代地町	二五	三			三三
吉田町續中郷代地町	三三	二			三
吉岡町續中郷代地町	三一	三	二		二六
中ノ郷御仲間新町	六		三	三	
中ノ郷横川町	一三九	二四	七	一五	八三
中ノ郷横川町御用屋敷					一一四（外空店五軒）
中ノ郷原庭町	一五〇	一四	一七		
中ノ郷竹町	一九六	六	三三	二五	一四三
中ノ郷成就寺門前	一六		一	三	一三
中ノ郷元町	三三四	六	一五	九	一九四
中ノ郷如意輪寺門前	六		一	二	三
中ノ郷瓦町	九二	八	一四	三	六七
中ノ郷八軒町	九八	八	五	五	八〇

第二節　維新後戸籍事務

戸籍事務は明治維新に際し民部省で管掌することに定め、人口戸數の調査を嚴重にして造籍の法を正しくした。當時世情騷然として士民の流離するものが少くなかつたが、明治元年二月政府は高札に士民とも

に本國を脱走することを禁止する旨の文句を掲げて之を防止しやうとした。しかし當時の狀態では一片の高札位では容易に戸籍整理の實を揚げることが出來ず、その上維新後數年間は民政方面が依然舊態を脱脚しなかつたから、漸次之等の改革と共に士人及非人乞食などの取扱を改める必要に迫られて、數年間はこれらの秩序を整頓する爲めに費された。

明治初年人口調査の困難

卽ち明治二年には脱籍して未だ本籍に復しない者の復籍方を達し、同三年には東京府下の戸籍を改正して脱籍無産の者に對する取締りをなす爲め、東京に居住する公卿諸侯を始めとして諸塾に至る迄無籍者を差置く事のないやう布達した。更に翌四月にも戸籍人別明細の取糺しを達したが、同年九月には東京市内に生ずる非人乞食の内癈疾老幼の者以外は舊里に引渡し、各藩に命じて管掌外へ立出でないやう處置をさせた。

二年十一月より府下は武家屋敷地迄一切府の管轄となして戸籍一般の仕法を取調べ同時に在京の脱籍無産者は府藩縣迄りで復籍せしめることになり、旅費は沿道府藩縣で賄はせることにした。かく數度に亘つて無籍者の檢察復籍と戸籍整理の主旨を布達してこれが目的達成に努力したが、種々の事情で主旨を全ふすることが出來なかつた。翌三年には在來脱籍流浪者は大逆無道の外は舊惡を糺さず復籍せしむる趣意なるに係らず、取扱者に苛酷の處置をなす者もある故今後は此の如き處置なき樣にと嚴重に令してゐるのはその間の消息を窺ふことが出來る。

尙この外主要な事蹟で徵すべきものを左に年代順に列記して考察の資に備へて置かう。

三年閏十月府縣送りの復籍人賄料を一日晝泊合せて白米六合銀七匁五合とす。

同年十一月國名管名を以て通稱とすることを禁ず。

同月緣組規定を制定して府藩縣違ひで取結ぶ際には士族平民を問はず雙方の官で聞濟の上送狀を取替させること。

四年二月華族（元武家）は總て東京府の貫屬と定む。

同年四月戶籍法則に依つて本籍寄留の別を定めその屆出方を示して戶口に本貫族籍戶主の氏名及家族男女の員數を書出さす。

同年六月寄留旅行鑑札を製し寄留旅行の者には地方官から交付することにす。

同月東京府下寄留人取調の爲め府下朱引內區晝を定めて假區長を置き戶籍人別取調を爲さしむ。

同年七月先きの寄留旅行鑑札を廢止す。

同年八月華族より平民に至るまで相互に婚姻を許し戶籍に依つて送籍せしめることにす。

同月穢多非人の稱を廢し一般民籍に編入せしむ。

同年八月苗字屋號を猥りに改むることを禁止す。

同年十月普化宗を廢し住僧を民籍に編入す。

六年三月外國人との婚姻を許す。同月脱籍及行衛不明の者の除籍年限を定む。

八年二月平民の苗字を許す。

同年十二月婚姻緣組は戸籍に登錄せざる內は無効と定む。

戸籍事務の統一

これより先明治七年內務省が設置せられてから、從來大藏省に屬してゐた戸籍事務は內務省戸籍寮に移管して明治三十一年に及んだ。然るにこの年六月法律第十二號戸籍法を以て、この事務は內務省より司法省に移されることになり、同年七月司法省令第十二號の發布に依て戸籍事務取扱の爲め戸籍吏及び戸籍役場を置き、區にあつては區長（その他は市町村長）を戸籍吏とした。依て區役所を戸籍役場として戸籍及び身分登記に屬する事務は管轄區裁判所の所轄となり、同時に戸籍簿の閲覽及び謄本抄本を請求する者には手數料を徵して下附することになつた。又此翌三十二年三月國籍法を定めて日本人たる權利資格等を定められた。尙この後の詳細は當該法規に就て容易に檢出し得べく玆ではその多くを省略する。

第三節　戸口統計

この戸口統計の材料に供した史料は主として東京府志料及び東京市統計年表に採り、その備はらざる部分については東京府統計書に據つた。これらの統計は總て屆出に依つて得た數字を基礎として集積されたものであつて、從つて屆出でが正しく行はれると言ふことが望まれないものである以上、これらの統計に

は甚だ多くの期待を懸けることは出來ないのである。最初に明治八九年頃の戸口史料として東京府志料所載統計表を抄錄して置く。

明治初年の本區戸口

（第一表）明治八九年頃の戸口表

町名	戸數（本籍）	寄留戸數	人口（本籍）	男	女	寄留人口	男	女
千歳町	一五三	八	六〇七	二八五	三二二	一三五	一一〇	二五
松井町一丁目	一三三	五	六二九	二八三	三四六	八四	五五	二九
同　二丁目	一二三	三	四九六	二二九	二六七	四二	二九	一三
同町三丁目	一一八	一〇	四七四	二二七	二四七	一二〇	七八	四二
林町一丁目	一九六	一五	七八六	三八三	四〇三	八二	五五	二七
同町二丁目	二二四	二九	六六七	二三七	四三〇	一〇一	六八	三三
林町三丁目	一七三	一三	六五〇	三五一	二九九	一五六	七七	七九
徳右衞門町	一四四	一四	五六一	二八三	二七八	六五	四〇	二五
菊川町一丁目	五七	八	一八四	九四	九〇	四三	二八	一五
同町二丁目	七一	四	二八九	一三八	一五一	四九	四〇	九
元町	二八七	六	一、二四三	六一三	六三〇	二二八	一八三	四五
藤代町	二八	三	一四九	六八	八一	三七	二六	一一
橫網一丁目	二五三	二九	一、〇三一	五一八	五一三	二一三	一五〇	六三

町名								
同町二丁目	三一	三六	一四四	六五	七九	一四三	七八	六五
小泉町	八九	二	三九〇	一七五	二一五	一三三	八七	四六
松坂町一丁目	九四	二	四五三	二一一	二四二	五	四	一
松坂町二丁目	一八九	一〇	七三四	三五〇	三八四	九五	七七	一八
相生町一丁目	九一	二六	三六九	一七四	一九五	七三	五一	三三
同町二丁目	六四	一	一七七	一三九	四八	七五	六一	一四
同町三丁目	九五	二	四一八	二一三	二〇五	九九	七一	二八
同町四丁目	一三七	三	五四二	二九一	二五一	一三〇	七七	四三
龜澤町一丁目	一八五	四	七〇九	三六四	三四五	三八	三三	六
同町二丁目	一一	一	四三	二四	一九	六	六	—
綠町一丁目	一三五	三	六二六	二七八	三四八	一一三	七三	四〇
同町二丁目	一一三	八	四六四	二四一	二三三	六二	三七	二五
同町三丁目	一三三	一四	五八八	三三〇	二五八	八〇	四五	三五
同町四丁目	九六	一三	三九六	一九四	二〇二	六六	四四	二三
同町五丁目	一三五	一五	六四一	三三四	三〇七	九九	五六	四三
花町	一二七	六	五五六	二七九	二七七	四七	三四	一三
入江町	一七七	一四	五六九	二五六	三一三	五五	四〇	一五
長崎町	一一三	一八	四一七	一九八	二一九	三六	二一	一五

清水町	一三六	二	五三三	二九一	二四二	一二	八	四
吉田町	一七四	一四	五九三	二九八	二九五	五一	三三	一八
長岡町	一一七	四	三六五	一九五	一七〇	一五七	六三	九四
吉岡町	一六七	一四	六二六	三一〇	三一六	二九	一九	一〇
三笠町	一六六	一四	五六三	二八〇	二八三	二三	一八	四
永倉町	四四	七	一四八	六五	八三	三九	三〇	九
南二葉町	三六	八	一三八	六九	六九	二六	一四	一三
北二葉町	三四	八	一四五	六六	七九	三二	一五	一六
石原町	四八五	一八	一、八二七	八七〇	九五七	一二四	六四	五〇
外手町	一六五	一七	六五四	三三三	三三二	六五	三三	三三
若宮町	一九三	二	七四五	三七四	三七一	七三	三六	三七
横川町	八八	三	（マ、）三八八	二〇五	九二			
南本所番場町	一八七	一六	六六四	三一六	三四八	三二	三三	九
北本所番場町	二三一	一三	八一九	四〇二	四一七	四八	二四	二四
南本所荒井町	二一五	一二	八一三	四二七	三八六			
北本所荒井町	一三三	五	四三一	二一四	二一七	一四	九	二五
北本所表町	四二三	一七	一、四八七	七五六	七三二	七六	三七	三九
北新町	一七四	三	六二三	三三一	三〇一	一〇	五	五

松倉町一丁目	一九七	一二	七六九	三九四	三七五	二五	一五	一〇
松倉町二丁目	二六〇	一一	九八九	五〇三	四八六	五三	二八	二四
中之郷横川町	八〇	四	三五三	一六六	一八七	三三	二七	六
竹町	二一一	二五	七七七	四二五	三五二	一一九	六九	五〇
中之郷元町	一三一	六	九〇一	四四二	四五九	二	六	六
原庭町	二六八	九	九四七	四八六	四六一	九九	七四	二五
中之郷瓦町	一七三	一五	七三一	三五七	三七四	一一二	五五	五七
八軒町	二一六	七	四六〇	二二七	二三三	三〇	一七	一三
小梅業平町	一八七	八	七二五	三七二	三五三	四三	二五	一八

〈以下第十一大區當時の朱引（市郡界）外に當る〉

小梅瓦町	四二	二	一〇八	八六	九六	一三	三	一〇
新小梅町	一三	三	三六	一五	二	四四	一六	二八
南本所東町	二四	二	八四	四五	三九	八	三	五
小梅村	一九二	一六	八八六	四二六	四六〇	五八	五一	七
須崎村	二〇六	三八	九三七	四三八	四九九	一二四	六七	五七
中之郷村	八六	九	三一三	一五一	一六三	四〇	二九	一二
請地村	一一九	六	五七一	二八六	二八五	一五	一〇	五

町名								
柳原町一丁目	一〇六	八	三九六	一九九	一九七	三八	二四	一四
同町二丁目	七六	七	三六一	一八六	一七五	二三	一六	九
茅場町三丁目	九六	八	三六九	二〇一	一六八	一三	八	五
大平町一丁目	一三三	四	五一三	二八九	三三	一五	八	七
同町二丁目	一七四	一三	六三四	三一六	三一八	五五	二七	一八
錦糸町	七	八	三六	一七	一九	一九	二	八
深川北松代町一丁目	一九三	—	三五〇	二三〇	一三〇	—	—	—
同町二丁目	一二	八	—	—	—	—	—	—
同町三丁目	七三	八	三一三	一五三	一六〇	二三	二	三
深川北松代町四丁目	六〇	三	二四八	一三七	一一	一七	九	八
南本所瓦町	三七	三	一四一	七六	六五	一〇	六	四
柳島町	八七	三三	三五三	一八三	一七〇	一六四	八七	七七
柳島横川町	一七	三	七三	三三	四〇	一〇	五	五
押上村	一〇一	三	四一五	二〇九	二〇六	四六	二〇	二六
柳原町三丁目	六九	二	三一九	一六九	一五四	三五	一七	一八
茅場町一丁目	三四	—	一六五	八六	七九	—	—	—
同町二丁目	二〇	—	八七	四七	四〇	—	—	—

次に其後に於ける現住及本籍戸口法を掲げその増加の大勢を見ることにする。

〔第二表〕現住戸口及本籍人口表

事項 / 年次	現住戸數	一戸當り人口	現住人口 男	現住人口 女	現住人口 計	本籍人口 男	本籍人口 女	本籍人口 計
明治一五	一八、六六四	三・六七	三五、九五五	三二、六三〇	六八、五八五	三〇、四五六	二八、五八〇	五九、〇三六
一六	一九、三三三	三・六二	三七、四五一	三三、三一〇	七〇、七六二	三一、〇〇三	二八、八四七	五九、八五〇
一七	一九、三三三	三・六六	三七、四五一	三三、三一〇	七〇、六六一	三一、〇〇三	二八、八四七	五九、八五〇
一八	二〇、五六八	三・六三	三九、七一六	三四、八八六	七四、六〇二	三一、八九九	二九、六五九	六一、五五八
一九	二一、八二八	三・九三	四六、六五一	三九、二一七	八五、八六八	三一、九七八	二九、五三三	六一、五一一
二〇	二三、四二七	三・九五	五〇、三八四	四二、一六六	九二、五五〇	三二、八七四	三〇、三三五	六三、二〇九
二一	二六、六七八	三・九二	五七、九二〇	四六、六七九	一〇四、五九九	三四、四一六	三一、四〇四	六五、八二四
二二	二八、五六五	四・二一	六六、九〇七	五三、五三三	一二〇、四四〇	三七、八九五	三四、二二六	七二、一二一
二三	三一、六九五	三・〇九	五三、九五〇	四四、二四三	九八、一六三	三八、八三四	三五、二二九	七四、三八〇
二四	三三、五四一	三・一三	五七、八五三	四七、二九三	一〇五、一四六	三九、四九六	三五、七五〇	七五、二五五
二五	三二、九一〇	三・四五	六二、六八〇	五〇、六九九	一一三、三七九	三九、八八五	三五、九六三	七五、八五九
二六	三四、三三八	三・五〇	六六、四四九	五三、六二二	一二〇、一二二	四〇、四一八	三六、二八六	七六、七〇四
二七	三四、八六九		六七、七四七	五四、九三七	一二二、六八四	四一、二一三	三七、一一二	七八、三二五

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
二八	三五,二五七		六八,二九九	五五,三三〇	一二三,六二九	四一,五〇七	三七,五五一	七九,〇五八
二九	三五,三三五		六九,四七七	五六,一四三	一二五,六二〇	四一,九九〇	三八,一〇三	八〇,〇九三
三〇	二五,九八七	三・六	七二,二七五	五七,五五六	一二九,八三一	四二,八六九	三八,九二六	八一,七九五
三一	三六,一九七	三・七	七三,二二三	五九,〇二八	一三二,二五一	四二,二〇〇	三九,六四九	八一,八四九
三二	三六,四一二	四・一	八〇,七一三	六七,四七一	一四八,一八四	四三,五九八	四〇,九五九	八四,五五七
三三	三六,七七六	三・七	七五,二一七	六一,七七三	一三六,九九〇	四五,〇四四	四二,四二三	八七,四六七
三四	三七,一三八	三・七	七六,六三一	六三,一〇一	一三八,七三二	四六,八〇二	四三,八三八	九〇,六四〇
三五	三七,三〇三	三・五	七四,八三五	五八,四九九	一三三,三三四	四七,八四九	四五,一六一	九三,〇一〇
三六	三七,四九〇	三・八	七七,四七二	六四,八六一	一四二,三三三	五〇,二三二	四七,二三六	九七,四六八
三七	三八,六二六	三・九	八二,三四九	六九,二三三	一五一,五八二	五一,六六〇	四八,三六一	一〇〇,〇二二
三八	四〇,九二七	三・九六	八八,五九四	七三,五六五	一六二,一五九	五三,三四四	五〇,三四七	一〇三,六九一
三九	四二,四三八	四・〇〇	九三,九八七	七五,九三七	一六九,九四六	五五,一二四	五一,九五五	一〇七,〇七九
四〇	四五,〇九一	四・九九	一〇〇,一四〇	七九,九八一	一八〇,一五八	五七,五三四	五四,二六〇	一一一,七九四
四一	四六,二八二	四・〇三	一〇二,二六七	八四,一四三	一八六,四四二	六〇,五〇六	五六,五六〇	一一七,〇六六
四二	四二,九八二	三・七二	八五,七五九	七四,〇一八	一五九,七七七	六五,九二〇	五九,六三六	一二五,五五六
四三	四四,七六八	三・七〇	八四,八〇七	八〇,六八五	一六五,四九二	六七,〇四八	六二,四一四	一二九,四六二
四四	四七,六二七	三・七一	九六,二六二	八〇,六一三	一七六,八七五	六八,〇二一	六三,七六六	一三一,七八七
大正元	四九,九七九	三・八五	一〇五五二三	八六,七五〇	一九二,二七二	七〇,〇九一	六五,四〇七	一三五,四九八

二	五〇、四二九	三・八五	一〇三、四〇三	九〇、九三六	一九四、三三九	七三、四〇八	六八、三六六	一四〇、七七四
三	五三、六四四	三・八六	一〇八、九九九	九四、四三五	二〇三、四三四	七五、七六〇	七〇、五九五	一四六、三五五
四	五六、五四三	四・〇二	一二三、二六〇	一〇四、三四七	二二六、六〇七	七七、二七六	七三、二二二	一五〇、四八八
五	六〇、一六九	三・九九	一二九、八八八	一〇九、九六八	二三九、八五六	七九、八七九	七五、五〇四	一五五、三八三
六	六二、一三三	三・九八	一三三、七一四	一一三、八三八	二四七、五五二	八二、八三〇	七八、一二九	一六〇、九五九
七	六一、七五九	三・九八	一三三、五〇六	一一二、五七二	二四六、〇七八	八五、四五四	八〇、五〇八	一六五、九六二
八	六三、二六四	三・九八	一三六、一八七	一一五、六七二	二五一、八六〇	八八、〇六八	八二、五七七	一七〇、六四五
九	六四、九七九	三・九三	一三九、四三〇	一一五、八五六	二五五、二八六	九〇、九三七	八四、三九三	一七五、三三〇
一〇	七四、五八八	三・七二	一五〇、一八八	一二七、二七一	二七七、四五九	九六、七二八	九〇、一九六	一八六、九二四
一一	七六、九四八	三・七七	一五八、四八八	一三一、七四六	二九〇、二三四	—	—	—
一二	（世帯數）二四、二七二	一世帯に付 四・〇九	五六、六六五	四二、七二二	九九、三八六	—	—	—
一三	（世帯數）四三、七八七	一世帯に付 四・三三	一〇五、五七六	七九、二〇二	一八四、七七八	—	—	—
一四	（世帯數）四七、八〇七	一世帯に付 四・三三	一二六、九八四	九〇、一五八	二〇七、一四二	—	—	—
一五	—	—	—	—	—	—	—	—

右表の内現住人口に就て言へば明治二十二年迄は微弱ながら一定の増加を示してゐるのに、二十三年には前年に十二萬臺のものが一度に九萬臺に減少してゐるのは戸籍の取扱ひ手續上の誤差から生じたもので

あらう。この以後は又極めて緩漫な增加を辿つて日露戰爭に至り、戰後は增減少しく亂調子を帶びて大正三年には兎も角二十萬臺に達した。而してこの以後は殊に急激に增加して僅に十年を出でない大正十一年迄に約十萬を加えて二十九萬餘に成つてゐる。人口增加が區內の繁榮の度を物語るものとすれば、この間明治大正年間の本區の發達はめざましかつたといへる。

次に出入寄留數及び本籍人婚姻現在人出產及び同死亡數の表を逐次揭げて置く。

〔第三表〕 寄留人口表

	入寄留			出寄留		
	男	女	計	男	女	計
明治一五	六,三三三	四,五八九	一〇,九二二	九五五	九五二	一,九〇七
一六	一,二七二	六五九	一,九三一	九八	一三五	二三三
一七	五,二六三	四,二三八	九,五〇一	一,〇三二	一,〇二一	二,〇五三
一八	八,三三五	五,五三三	一三,八六八	一,〇一六	一,〇一六	二,〇三二
一九	一二,五七三	八,一八一	二〇,七五四	一,一六九	九四九	二,一一八
二〇	二一,六一二	一四,八七一	三六,四八三	一,二一四	一,〇四四	二,二五八
二一	—	—	一六,〇四四	—	—	一,三三一
二二	—	—	一四,二〇〇	—	—	九〇八

二三	—	—	二六、二五四	—	—	三、二〇三
二四	—	—	三一、三三七	—	—	三、四三三
二五	—	—	四七、六一一	—	—	一〇、〇九一
二六	—	—	五四、〇四七	—	—	一〇、六三〇
二七	—	—	五五、四七四	—	—	一一、一一五
二八	—	—	五五、八七九	—	—	一一、三〇八
二九	—	—	五八、七四九	—	—	一三、二二三
三〇	—	—	六三、三〇二	—	—	一五、二六六
三一	三九、〇一七	二七、一二二	六六、一三八	七、九九四	七、七四二	一五、七三六
三二	三八、八四三	二八、二二六	六七、〇五九	一、七二八	一、七〇四	三、四三三
三三	三九、七二六	二九、三四八	六九、〇七四	九、五五一	九、九九八	一九、五四五
三四	四〇、六〇〇	二九、六三三	七〇、二三三	一〇、三五四	一一、三五三	二一、七〇七
三五	三八、九八九	二五、八六二	六四、八五一	一一、五六五	一三、五一八	二四、〇八三
三六	三八、三六六	二八、七三六	六七、一〇三	一一、一二六	一一、一一一	二三、二三七
三七	四三、五五四	三三、四五八	七六、〇一二	一二、八六五	一二、五八六	二四、四五一
三八	四九、二五八	三六、四二四	八五、六八二	一四、〇〇八	一三、二〇六	二七、二一四
三九	五三、九三一	三八、九四四	九二、八七五	一五、〇六八	一四、九六二	三〇、〇三〇
四〇	五九、七〇四	四二、六〇〇	一〇三、三〇四	一七、〇九八	一六、八七九	三三、九七七

四一	五四、七九三	三九、八六八	九四、六六一	一三、〇三二	一二、二八五	二五、三一七
四二	三〇、二三一	二三、七二九	五三、九六〇	一〇、三九九	九、三四九	一九、七四八
四三	二五、五六五	二五、三六一	五〇、九二六	七、八〇六	七、〇九〇	一四、八九六
四四	三七、四六一	二五、一九四	六二、六五五	九、二二一	八、三四七	一七、五六八
大正元	四五、六六九	三一、〇一四	七六、六八三	一〇、二六八	九、六七一	一九、九三七
二	四〇、四五四	三〇、九七二	七一、四二六	九、四八九	八、四〇二	一七、八九一
三	四四、九〇二	三四、二三二	七九一、一三四	一二、七〇一	一〇、三九二	二三、〇九三
四	五九、七九一	四五、二四一	一〇五、〇三二	一三、九八七	一四、〇八九	二八、〇七六
五	六七、一四五	五〇、九一八	一一八、〇六三	一六、二八九	一六、四三七	三二、七二六
六	六九、九五六	五三、六三七	一二三、五九三	一八、一六一	一七、九二三	三六、〇八四
七	六四、四一五	四六、三八一	一一〇、七九六	一六、三六三	一四、三一七	三〇、六八〇
八	六六、〇二八	四九、三六四	一一五、三九二	一七、九〇九	一六、二六八	三四、一七七
九	六九、五六一	五〇、九七四	一二〇、五三五	二一、〇六八	一九、五一一	四〇、五七九
一〇	七五、〇一一	五七、〇三八	一三二、〇四九	二一、五五一	一九、九六三	四一、五一四
一一						
一二						
一三						

〔第四表〕本籍人婚姻及現在人出產死亡表

年	本籍人婚姻 結婚	本籍人婚姻 離婚	現在人出產 男	現在人出產 女	現在人出產 計	現在人死亡
明治一五	五六七	一九九	九五五	九五二	一,九〇七	一,九七七
一六	五八三	二〇一	九二三	九一七	一,八四〇	一,四七三
一七	五五三	一七五	一,〇三三	一,〇二一	二,〇五三	一,九七二
一八	五七三	一八一	一,〇一六	一,〇一六	二,〇三二	二,〇〇三
一九	六〇八	一八二	一,一六九	九四九	二,一一八	二,四〇九
二〇	六六七	二三七	一,一一四	一,〇四四	二,一五八	一,九一六
二一	七五六	三〇九	一,三四一	一,一九二	二,五三三	二,二一四
二二	七五〇	二八一	一,四六九	一,三七二	二,八四一	二,四六三
二三	二七六	二四八	二,二一九	一,五二七	二,七六三	三,三六〇
二四	四〇三	二五三	一,二七四	一,二九〇	二,五六四	二,六八八
二五	四七〇	二三五	一,四三二	一,四二八	二,八五九	三,二六〇
二六	五二八	二二一	一,三三三	一,三一六	二,六四九	二,七七一

二七	五六八	二一八	一、二四九	一、一二九	二、三七八	一、八二七
二八	五七三	一五三	一、一五一	一、〇六〇	二、二一一	二、二三三
二九	五九六	一三二	一、一九一	一、一〇七	二、二九八	一、八四八
三〇	八二〇	一七三	一、二九三	一、二〇五	二、四九八	二、二二二
三一	六五〇	一五五	一、四八九	一、四二四	二、九一三	二、〇五一
三二	七五一	一五五	一、四六七	一、四一八	二、八八五	二、四〇四
三三	八七九	一五三	一、六三九	一、七一八	三、三五七	二、七七七
三四	八九三	一六二	一、八二一	一、六九三	三、五一四	三、〇二四
三五	九二六	一六〇	一、六七九	一、七二三	三、四〇二	三、二四〇
三六	八九八	一七五	一、九二六	一、七八〇	三、七〇六	三、三五五
三七	九八九	一八六	二、一二七	二、〇四四	四、一七一	三、七四九
三八	九五五	一八四	二、三一九	二、三二四	四、六四三	三、五九〇
三九	一、〇四二	二〇〇	二、〇〇四	一、七四〇	三、七四四	三、六四六
四〇	一、三二八	一四七	二、六三五	二、七一四	五、三四九	四、二七〇
四一	一、六八五	一六三	二、八六二	二、七六五	五、六二七	四、三九三
四二	一、三六二	一六八	三、〇三一	二、七一七	五、七四九	四、八〇五
四三	一、二七六	一八一	二、九八〇	二、七八七	五、七六八	四、七八九
四四	一、三五五	一九七	三、〇五八	二、八六八	五、九二六	四、六六〇

大正						
元	一、四九三	一九〇	三、二一四	三、一一三	六、三三八	四、五四三
二	一、四八〇	二二六	三、二六[illegible]	二、九三八	六、二〇四	四、九〇二
三	一、五五六	二二五	三、四八一	三、二四〇	六、七二三	五、一五四
四	一、五三三	二二七	三、四九二	三、四〇九	六、九〇三	五、四八九
五	一、六七四	二三〇	三、四三四	三、三〇八	六、七四三	五、三六一
六	一、七六三	二八九	三、八三〇	三、五五五	七、三八六	六、〇〇九
七	二、〇二三	二三四	三、七一三	三、五四七	七、二六一	六、〇七一
八	一、九一九	二一八	三、九〇六	三、八四〇	七、七四九	六、六三五
九	二、〇八九	一七四	四、二七四	三、七四九	八、〇二五	六、七七八
一〇	一、九九九	二〇〇	四、三二一	四、二一三	八、五三五	五、九一一
一一	一、七九七	一八九	四、一九一	三、八六九	八、〇八七	五、八四三
一二						
一三	二、二一三	二五六	一、五二五	一、四九四	三、〇一九	二、八九〇
一四	二、九九八	三〇二	一、九六六	一、九一六	三、八八二	三、三八八
一五						

市勢調査及國勢調査

大正九年十月一日全國一勢に第一回の國勢調査の行れた事は未だ記憶に新たであるが、これより先き東京市では明治四十一年十月一日臨時市勢調査局主宰の下に市勢調査を行つたのであつた(當時之に倣つたものに神戸市があつた)。つまり東京市では前後二回十二年を隔てゝ人口の一齊調査が行はれてゐる譯で、この二つの場合の資料は今日では本市の人口の變遷を調査する最も重要な資料となつてゐるのである。

次に當時の比較表其の他の資料を基礎としてその大要を說くことにする。

〔第一表〕世帶及人口比較表

區名 ＼ 所帶人口		世帶		人口		
		普通世帶	準世帶	男	女	計
市勢調査(明治四十一年)	本所區	三九、三三三	三三五	八六、三一三	七七、五九六	一六三、九〇九
	全市	三七四、一七四	三、三一九	八七三、一〇一	七五三、〇〇二	一、六二六、一〇三
國勢調査(大正九年)	本所區	五六、三三八	三二六	一三九、四八四	一一五、六六六	二五五、一五〇
	全市	四四九、二〇八	四、三〇六	一、一六五、三〇五	九九九、二八六	二、一六四、五九一

〔第二表〕戸口調査に依る戸口表

右端は明治四十一年十月一日調査
中央は大正九年十月一日調査
左端は大正十四年十月一日調査

町名	世帯 普通世帯	世帯 準世帯	世帯 合計	人口 男	人口 女	人口 合計
元町	三一六 三二五 —	二 六 —	三一八 三三一 三〇九	七六〇 九六四 九〇一	七四五 九二二 六五〇	一,五〇五 一,八八六 一,五五一
相生町一丁目	八七 九六 —	— 一 —	八七 九七 七三	二三五 二八六 二〇五	二二五 二一六 一五九	四六〇 五〇二 三六四
同町二丁目	九四 一三〇 —	— — —	九四 一三〇 八四	二三九 三四四 二四一	一八四 二七九 一九〇	四二三 六二三 四三一
同町三丁目	二六〇 二九五 —	一 二 —	二六一 二九七 二一七	六〇六 八一九 六〇五	五五一 六八〇 四七五	一,一五七 一,四九九 一,〇八〇
同町四丁目	三五八 三五二 —	— 一 —	三五八 三五三 三一二	七九三 九三五 八三〇	七〇一 八一二 六四三	一,四九四 一,七四七 一,四七三
同町五丁目	二七八 三三二 —	— — —	二七八 三三二 二七一	七〇九 八五六 六七一	六三七 七四六 四九九	一,三四六 一,六〇二 一,一七〇
松坂町一丁目	一一三 一一六 —	— — —	一一三 一一六 八八	二八一 三三七 二二五	二三〇 二四四 一八一	五一一 五八一 四〇六
同町二丁目	三八七 三八六 —	一 — —	三八八 三八六 三三六	七八一 一,〇〇五 八六七	七五六 八一八 八六七	一,五三七 一,八二三 一,五五四

藤代町	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
横網一丁目	五二三	五三七	―	三	―	―	五二六	五四二	五五五	一、一一四	一、三二三	一、六八〇	一、一一七	一、二〇四	一、一二三
同町二丁目	三三〇	四一〇	―	一	―	―	三三一	四一二	四四五	七六八	一、一四七	一、〇九二	七五五	九八六	七六八
小泉町	四六五	五二〇	―	一	―	―	四六六	五二四	四七三	九九三	一、三五七	一、一五四	九四七	一、一四九	九〇四
龜澤町一丁目	四七八	六〇六	―	―	―	―	四七八	六〇七	四四六	一、〇一四	一、五二九	一、〇九三	八八八	一、二三六	七五九
同町二丁目	四四五	六一〇	―	―	―	―	四四五	六一六	二一九	一、〇三二	一、五八四	七九二	八七七	一、二一一	五四三
千歳町	三三八	二九五	―	―	―	―	三三八	二九七	二七五	五六五	八一九	七一九	五四四	六一八	五二七
松井町一丁目	三八七	四四八	―	―	―	―	三八七	四四九	三四二	八八九	一、〇八八	八五九	八二一	九五二	六四三
同町二丁目	七五	七九	―	―	―	―	七六	七九	七二	二三二	二六六	一九九	二〇八	二〇一	一四五
同町三丁目	四五〇	五六〇	―	―	―	―	四五〇	五六一	五三〇	一、〇八四	一、三九四	一、二三七	九一二	一、一三一	九二三

藤代町	―	―	―
横網一丁目	二、三三一	二、五二七	二、八〇二
同町二丁目	一、五三三	二、一三三	一、八六〇
小泉町	一、九四〇	二、五〇六	二、〇五八
龜澤町一丁目	一、九〇二	二、七五五	一、八五二
同町二丁目	一、九〇九	二、七九五	一、三三五
千歳町	一、一〇九	一、四三七	一、二四六
松井町一丁目	一、七一〇	二、〇四〇	一、五〇二
同町二丁目	四三〇	四六七	三四四
同町三丁目	一、九九六	二、五二五	二、一五九

町名						
林町一丁目	二七三 三四七 —	— — —	二七三 三四七 二九七	五七四 七七三 六五八	五五四 七七三 六五七	一,一二八 一,四三〇 一,二〇九
同町二丁目	一,〇一八 一,〇七九 —	一 四 —	一,〇一九 一,〇八三 九一二	二,二三三 二,六六八 二,四四五	一,九五一 二,一六八 一,七二八	四,一八三 四,八三六 四,一六三
同町二丁目	一,〇九二 一,三四五 —	— — —	一,〇九二 一,三五二 一,一七三	二,六五七 三,三〇九 二,九六〇	二,二〇三 二,七〇六 二,一六六	四,八五九 六,〇一五 五,一二六
徳右衛門町	九九七 一,〇八四 —	— — —	九九七 一,〇八四 九五八	二,一七四 二,八四二 二,三六〇	一,八九二 二,一二九 一,七八九	四,〇六六 四,九七一 四,一四九
菊川町一丁目	三八二 四六六 —	一 — —	三八三 四七四 四三六	九三七 一,三六〇 一,二〇六	七六八 九九一 八六六	一,七〇五 二,三五一 二,〇七三
同町二丁目	一,一〇一 一,二〇二 —	二 — —	一,一〇三 一,二〇九 九二三	二,四九七 三,一〇三 二,三七七	二,〇八一 二,三六九 一,七一七	四,五七八 五,四七二 四,〇九四
緑町一丁目	五二六 六〇三 —	二 — —	五二八 六〇三 四三五	一,一九八 一,五二四 一,一五八	一,〇七〇 一,二四〇 八三六	二,二六八 二,七六四 一,九九四
同町二丁目	五九〇 五五一 —	四 四 —	五九四 五五五 五二五	一,三〇三 一,四一八 一,三六四	一,一四二 一,一五九 九八六	二,四四五 二,五七七 二,三五〇
同町三丁目	六三一 七七七 —	一 一 —	六三二 七七八 六四〇	一,三二一 一,九七八 一,五八六	一,一七五 一,五六六 一,一八九	二,四九六 三,五四四 二,七七五
同町四丁目	六四四 六八五 —	一 — —	六四五 六八五 五八八	一,四七一 一,九五〇 一,五九三	二,一七五 二,四二七 一,一二四	二,六四六 三,三七七 二,七一七

町名																		
同町五丁目	七四〇	七二九	—	—	—	—	七四〇	七二九	六四五	一、六二一	一、九九五	一、六三四	一、三八〇	一、五五一	一、一四一	三、〇〇一	三、五四六	二、七七五
花町	五〇九	四九六	—	—	—	—	五八五	五七九	四八〇	二、一六九	三、一〇八	二、五九五	一、一七一	一、六〇五	一、〇八八	三、三四〇	四、七一三	三、六八三
入江町	四七九	四一〇	—	—	—	—	四八四	四一一	三一六	九八四	一、〇三〇	七七五	八六四	八三四	六四八	一、八四八	一、八六四	一、四二三
吉岡町	四一八	四五二	—	一	—	—	四一九	四五二	三三七	八八五	一、一一九	八一六	七九七	九二九	五九三	一、六八二	二、〇四八	一、四〇九
永倉町	四二五	四三九	—	—	—	—	四二五	四四二	四一一	九九七	一、一八五	一、〇五二	八〇九	九一六	八一四	一、八〇六	二、一〇一	一、八九七
長崎町	一三三	一四九	—	三	—	—	一二六	一五一	一三六	三三四	四七一	三四一	二五二	三一二	二六八	五七六	七八三	六〇九
清水町	二七七	二六一	—	—	—	—	二七七	二六一	一八六	六二一	六三八	五四五	五三六	五二〇	三八〇	一、一五七	一、一五八	九二五
吉田町	三〇一	二七七	—	—	—	—	三〇一	二七七	一四五	六四七	七二〇	三九八	五五九	六〇四	三一二	一、二〇六	一、三三四	七一〇
長岡町	八一四	八九九	—	—	—	—	八一四	八九九	六九五	一、六六〇	二、〇二四	一、六六九	一、四五九	一、七七三	一、二九五	三、一一九	三、七九七	二、九六四
三笠町	五八三	六八八	—	—	—	—	五八三	六八八	五八〇	一、二〇〇	一、五九〇	一、三九一	一、〇七四	一、二九四	一、〇二八	二、三七四	二、八八四	二、四一九

町名																		
南二葉町	七七五	九〇六	—	三	—	—	七七八	九〇六	六四二	一、六五三	二、二六五	一、五九〇	一、四八七	一、八三三	一、一九四	三、一四〇	四、〇九八	二、七八四
北二葉町	九四四	一、二四二	—	二	—	—	九四四	一、二四二	八〇	二、一八〇	三、一七八	一、〇四六	一、八四〇	二、五三七	一、四一六	四、〇二〇	五、七〇五	三、四六二
石原町	一、一七四	一、四七六	—	—	—	—	一、一七三	一、四七八	一、一五五	二、五〇三	三、五三八	二、四八二	二、一八一	二、八七八	一、八九九	四、六八四	六、四〇六	四、三八一
外手町	七四三	八二八	—	一	—	—	七四四	八四〇	七九八	一、七二七	一、二二三	一、八〇五	一、四八八	一、八二〇	一、四四〇	三、二一五	四、〇四三	三、二四五
番場町	六七〇	八六四	—	—	—	—	六七〇	八六七	七〇三	一、四四九	二、〇七八	一、七〇九	二、二八九	一、七三三	一、二七一	二、七三八	三、八〇一	二、九八〇
表町	一、一一九	一、三三八	—	—	—	—	一、一一九	一、三三九	一、二三五	二、一九八	三、一六四	二、七二九	二、〇一七	二、五七一	二、一六二	四、二一五	五、七三五	四、八九一
荒井町	四九六	五四四	—	—	—	—	四九六	五四六	三四八	一、〇〇五	一、一七七	七九一	九〇九	一、〇一六	六七四	一、九一四	二、一九三	一、四六五
北新町	四一六	五四〇	—	—	—	—	四一六	五四一	四七五	八七一	一、三三九	一、一八八	七二五	一、〇三七	八九六	一、五九六	二、三七六	二、〇八四
若宮町	一、二五九	一、五四七	—	—	—	—	一、二六〇	一、五四九	一、二五七	二、五八七	三、六八〇	三、〇三九	二、三六九	二、九五四	二、一七九	四、九五六	六、六三四	五、二一八
横川町	九三二	一、一六九	—	—	—	—	九三二	一、一六九	九〇六	一、八六四	二、八四五	二、一〇九	一、七〇七	二、三七〇	一、五四七	三、五七一	五、一一五	三、六五六

町名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
松倉町一丁目	三五七	四一五	—	—	—	—	三五七	四一五	三四九	七四〇	九七〇	八九七	六九五	七八一	六四七	一、四四三	一、七五一	一、五四四
同町二丁目	一、〇六五	一、〇七六	—	二	—	—	一、〇六五	一、〇七六	八六九	二、〇七四	二、四五六	二、〇九七	一、九一四	二、〇七五	一、六七一	三、九八八	四、五三一	三、七六八
中郷竹町	三六一	四五七	—	—	—	—	三六一	四五九	四四四	八五五	一、二五六	一、一二二	七八八	一、〇一八	九四九	一、六四三	二、一七四	二、〇七二
同　瓦町	二五〇	三〇六	—	—	—	—	二五〇	三〇六	一九〇	五五一	七〇〇	五三五	四九五	六〇八	三五六	一、〇四六	一、三〇八	八九一
同　元町	三九四	四四一	—	—	—	—	三九四	四四三	四二六	八五三	一、二〇八	一、〇四九	七九九	九七〇	八二〇	一、六五二	二、一七八	一、八六九
同　原庭町	八六〇	一、〇二一	—	二	—	—	八六二	一、〇一二	九二二	一、六四四	二、一九一	二、〇六四	一、四九八	一、八九九	一、七四九	三、一四二	四、〇九〇	三、八一三
同　横川町	四一〇	五八二	—	—	—	—	四一〇	五八二	五一四	七七三	一、二七五	一、二三六	七三〇	一、一一九	一、〇一五	一、五〇三	二、三九四	二、二五一
同　八軒町	二四六	二一〇	—	—	—	—	二四六	二一二	二一五	五〇四	五四六	五三四	四八〇	四八五	四二九	九八四	一、〇三一	九六三
新小梅町	一一三	五五二	—	—	—	—	一一二	五五三	四三八	二五六	一、三一二	九六一	二五三	一、三一三	七八六	五〇九	二、五二五	一、七四七
小梅業平町	三一五	四〇六	—	—	—	—	三七八	四六八	四三六	一、五二五	二、一三一	一、八三六	八九五	一、一六九	八二八	二、四二〇	三、三〇〇	二、六六四

小梅瓦町	｜	四一九	三四六	｜	｜	｜	三七九	四二三	三四六	八九四	九五一	七〇一	七四一	八三三	六六六	一、六三五	一、七八四	一、三六七
柳原町一丁目	｜	三三九	二〇四	｜	｜	｜	二五五	三四〇	二〇四	七一九	九一八	四八七	五一一	六八六	三八七	一、二三〇	一、六〇四	八七四
同町二丁目	｜	八七三	四〇六	｜	｜	一	六九九	八七五	四〇八	一、七二九	二、三一九	九一五	一、二九二	一、七六三	七四二	三、〇二一	四、〇八二	一、六五七
同町三丁目	｜	三一六	二四四	｜	｜	｜	二九七	三八八	二四四	九七五	九六四	六四二	五七八	六七六	四九六	一、五五三	一、六四〇	一、一三八
茅場町一丁目	｜	四〇	四八	｜	｜	｜	二七	四〇	四八	六六	一一〇	一〇一	四七	一〇七	九七	一一三	二一七	一九八
同町二丁目	｜	一七	二四	｜	｜	｜	三〇	一九	二四	七一	五七	五六	五八	三四	四九	一二九	九一	一〇五
同町三丁目	｜	六〇五	一八〇	｜	｜	｜	四七五	六〇五	一八〇	一、二二四	一、四九六	三六四	九九三	一、一九四	三〇七	二、二一七	二、六九〇	六七一
松代町一丁目	｜	二八七	二四六	｜	｜	｜	二三八	二八八	二四六	五五五	六七二	五一五	四六二	五六六	四五七	一、〇一七	一、二三八	九七二
同町二丁目	｜	一八七	一三三	｜	｜	一	一一七	一八七	一三三	二九八	四九七	三二八	二五一	三九八	二七一	五四九	八九五	五九九
同町三丁目	｜	一六〇	一二九	｜	一六	｜	一三一	一六一	一二九	四四七	四七三	二八八	四八〇	四八七	二六五	九二七	九六〇	五五三

町名	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
錦糸町	二一四	三三六	—	一	—	—	二一五	三四二	四四〇	三三二	八六〇	一,〇八九	一五九	六四三	八一六	三八〇	一,五〇三	一,九〇五
太平町一丁目	一,〇五七	一,六八四	—	—	—	—	一,〇六三	一,六九一	一,三七一	一,九八一	四,三八六	三,四七五	一,八七二	三,四八〇	二,五三三	三,八五三	七,八六六	六,〇〇八
同町二丁目	五八〇	一,五四二	—	二	一	—	五八二	一,五四三	一,二〇三	一,一九六	三,五〇四	二,九四七	一,〇三二	三,〇一八	二,三七八	二,二一七	六,五二二	五,三二五
柳島町	一八二	四七二	—	三	—	—	一八四	四七七	三〇六	五五〇	一,二一四	七八四	三八六	九四八	六五〇	九三六	二,一九二	一,四三四
柳島横川町	三三九	八四七	—	—	—	—	三三三	八五二	七八三	五四三	一,七九九	一,六九二	四一七	一,八〇八	一,八〇七	九六〇	三,六〇七	三,四九九
柳島梅森町	五三三	一,九三三	—	六	—	—	五三八	一,九三九	一,五七二	九四六	四,一三七	三,五三六	八二五	三,五八一	三,〇〇九	一,七七一	七,七一八	六,五四五
向島小梅町	六〇二	一,一八九	—	—	—	—	六〇二	一,一九〇	一,〇四〇	一,三三六	二,六一七	—	一,二〇七	二,四〇九	一,九五八	二,四三三	五,〇二六	四,二二四
向島須崎町	七〇五	一,六三七	—	一	—	—	七〇六	一,六五一	一,五二五	一,三七三	三,四六〇	三,〇二二	一,四五一	三,五二七	三,二三三	二,八二四	六,九八七	六,二五五
向島中郷町	三六一	七七三	—	四	—	—	三六五	七七六	七一五	七五五	一,七七二	一,六〇五	八〇八	一,五一九	一,三六三	一,五六三	三,二九一	二,九六八
向島請地町	二〇〇	一,一三二	—	一	—	—	二〇一	一,一三〇	一,〇七四	四三四	二,四五六	二,四七三	三六八	三,二一六	三,一二一	八〇二	四,六七二	四,五九四

町名																		
向島押上町	二〇九	八五〇	—	—	—	—	二〇九	八五四	七八四	四一六	一,九四〇	一,七三六	三八七	一,五七二	一,四三六	八〇三	三,五一二	三,一七二
中郷業平町	七一二	一,七二五	—	—	—	—	七一五	一,七三〇	一,四〇〇	一,五一三	三,八六四	三,一一四	一,四〇六	三,二七九	二,六四六	二,九一九	七,一四三	五,七六〇
押上町	一,三五九	二,五八一	—	五	—	—	一,三六四	二,五八五	一,九九一	二,五一一	五,六四二	四,五二三	四,〇九八	六,〇九四	三,八九一	六,六〇九	一一,七三六	八,四二三
柳島元町	四四四	一,四〇六	—	二	—	—	四四六	一,四〇八	一,一七六	八七四	二,八九九	二,五六三	八八六	二,五八四	二,二〇七	一,七六〇	五,四八三	四,七七〇
林町三丁目 南堅川河岸	—	—	一二	—	—	—	—	—	一二	—	—	三二	—	—	二二	—	—	五四
南堅川河岸	—	—	五	—	—	一	—	—	六	—	—	一八	—	—	二一	—	—	三九
花町 西横川河岸	—	—	九	—	—	—	—	—	九	—	—	二二	—	—	二二	—	—	四四
入江町 西横川河岸	—	—	四	—	—	—	—	—	四	—	—	一三	—	—	一五	—	—	二八
清水町 西横川河岸	—	—	一三	—	—	—	—	—	一三	—	—	四九	—	—	三九	—	—	八八
柳原町三丁目 東横川河岸	—	—	七	—	—	—	—	—	七	—	—	二八	—	—	二〇	—	—	四八

柳島町三丁目	—	—	—	—	—	—
南堅川河岸	二	—	二	六	三	九
合計	五六、三三八 —	— —	五六、六六四 四七、八一四	一三九、四八四 一一六、九八三	一三九、四八四 九〇、一五八	二五五、一五〇 二〇七、一四〇

右第一表に依つて彼我人口の增殖率を見ると、本區に於てはこの十二年間に約五割の增加を見せてゐるにも係らず、全市に於ては纔かに二割强を示してゐるに過ぎないが、本區は江東に位し尙發展の餘力の存してゐる關係上當然の數字であらう。次に第二表に依つて區內に於ける趨勢を觀察すると、その總人口に就て增加率を見ると次の樣なことになる。

人口增加率

（一）四十割以上增加せる町
　向島請地町　新小梅町

（二）三十割以上增加せる町
　向島押上町　柳島梅森町　錦糸町　茅場町三丁目

（三）二十割以上增加せる町
　柳島元町　太平町二丁目　柳島橫川町

（四）十割以上增加せる町
　中鄕業平町　向島中鄕町　向島須崎町　向島小梅町　柳島町　太平町一丁目

右の內を分類すると

增加の原因

（一）向島方面（源森川以北）

向島請地、新小梅、向島押上、向島中郷、向島須崎、向島小梅

（二）東部（大横川以東）

柳島梅森、錦糸、茅場三、柳島元、太平二、柳島横川、柳島、太平一

の二つの部分に分つことが出來る。即ち凡そ江東方面での市街の發展は二期に分たれ、それによつて地區の上でも大横川以西源森川以南の部分と其他の部分に分けられ、過度時代に於ては人口の密度に於て前者優れ、後者に屬する部分は比較的人口が疎で、最近迄荒蕪地耕地の如きが存在しておつた。それ故前記の最も人口の增加の顯著なる部分が人口の稀薄なりし部分に一致することは、即ち地勢の然らしめた爲めと言ひ得る。併しこの人口の增加の趨勢は、獨りこの點のみならず産業上の發達と交通機關の完備による處も少くない。この點前者は近代工業の勃興につれて場末に工場を營むものが增加し、こゝに非常な人口を吸收したことを證明し得ると共に、後に在りては本區の近接町村の内、總武線の通過する龜戸町、京成電車東武鐵道の通過する隅田町寺島町が他の諸町村に比して著しく人口の密度のはけしいことが證明すると思ふ。

第四節　歳出入

明治十一年十一月從前民費の名によつて朱引内一般に賦課して來たものは、新設區役所の諸費と共に十五區一般に賦課することになつたが（十一月七日東京府丁第三百七十七號達）翌十二年一月發布の區會規

地方稅規則發布

則（一月二十三日東京府布達甲第四號）にて、區會に於て其の區限りの經費の豫算を決定すると同時に、之が經費の賦課法を設け、戶數割規則によつて府から其の區に割付けた稅額の徵收をする爲め、各戶の出金の乘率を定めることを規定せられた。

これより先き明治十一年七月二十二日太政官布告第十九號で地方稅規則が發布されたが、この規則が十二年三月東京府甲第十九號で施行されることになつた。それによると、從來府縣稅及び民費の名によつて徵收してゐた府縣費區費を改めて地方稅となし、其の徵收課目を地方稅五分の一以內營業稅雜種稅戶數割として支辨すべき費目を定め（これは府縣に關することである）各町村限り、區限りの入費は、其の區內町村內人民の協議に任せ、地方稅を以て支辨するの限りでないと言ふにあつた。尙前記戶數割規則は、この年府甲第二十一號布達で發布されたもので、それには『戶數割は府會に於て各區の課額を決定し、區會では各戶の等級及び賦課の乘率を議定して、之に依つて算出徵收し又は免除すべきものを議定す』と言つてゐる。

この戶數割は翌々十三年十月東京府甲第百三十二號で改正せられたが、新規則では建物の坪數を定め、之に構造の種類とその敷地の等級に依つて、各其の率を乘じて個數を定め賦課することになつた。この法は現行家屋稅と大差なく、只前者は使用者に課し後者は所有者に課すのが相違するのみである。

明治十八年八月太政官布告第十五號を以て土地に賦課する區町村費（地價割を言ふ）は明治十九年度より地租の七分の一を超過することを得ない旨布告された。

區費歳入表其一

左に明治十二年度以降二十二年に至る區費歳入表を掲げることにする。

〔第一表〕區費歳入表

年次	地價割	家屋割	雜收入	繰越金	寄附金	合計
明治十二年		(戸數割)二・五四八・〇〇〇 圓				五・三四二・〇〇〇 圓
十三年	一・四三九・〇〇〇	(戸數割)二・七六三・〇〇〇		九三〇・〇〇〇 圓		五・一三一・〇〇〇
十四年	一・四四六・〇〇〇	(戸數割)三・二九六・〇〇〇		三四一・〇〇〇		九・二九二・〇〇〇
十五年						
十六年	一・四四三・〇〇〇	(建坪割)三・五五五・〇〇〇		六一二・〇〇〇	四〇九・〇〇〇 圓	一〇・二七四・〇〇〇
十七年	一・四二一・三六六	二・五〇七・八二七	四・〇六五・二〇〇 圓			八・七一七・九九三
十八年	三・一三九・一八三	三・〇九三・四〇三	二・三六八・四三三	七・二一七	二一・〇〇〇	八・六三八・二三五
十九年	一・六七〇・八二〇	四・五九四・五五六	五・四四〇・五八〇	八九六・七三六		一二・六〇二・六九二
二十年	一・七三一・四五三	四・七二四・七一三	五・五八七・〇〇〇	八九六・七三六	九九八・〇九四	一三・九三八・〇四二
廿一年	一・七三四・五四〇	五・四八二・二二二	五六三・八四八	六五二・二〇九	二・〇〇〇	八・四三四・八二〇
廿二年	一・七四〇・二六九	八・〇三〇・四七〇	七八三・六五〇	八九・一〇九	一六〇・〇〇〇	一〇・八〇三・〇〇〇

右表の内十二年に地先間口割二七九四・〇〇〇、十四年に共有金利子九九七・〇〇〇、小學校授業料二三八七・〇〇〇、貸地貸家料八三〇・〇〇〇、十六年に共有金利子一二九二・〇〇〇、小學校授業料二四二五・〇〇〇、補助金五三八・〇〇〇、十七年に其他税七二三・六〇〇を加ふ。

明治二十二年五月一日から市制實施の結果は、今迄東京府に直屬して獨立してゐた本區は、他の十四區と共に東京市に統一され、辛じて區としての行政區劃?を殘置することは出來たけれども、最早や獨立の性能を失ひ、之に伴つて各種の事務機能の市に歸屬すると共に、財政方面でも學區制度から來た小學校經營の外は市に奪はれてしまつた。そこで區は主として議事費教育費に充てる爲めに家屋稅の徵收權を保留し、尙所得稅、國稅營業稅、府稅營業稅、雜種稅、賣藥稅等に對して附加稅の徵收をも成し得ることになつてゐたが、實際はその總てを徵收するには至らなかつた。

然るに明治四十四年十月一日改正市制施行に當つて、その第六條に規定せる市の區に關する勅令第二百四十四號第十三條に依つて、區は財產及び營造物に關し必要なる費用を支辨するにあたりてはその諸收入を以つて之を償ひ、尙不足することがあれば市が其の區に於て特に賦課徵收する市稅（家屋稅の如きもの）を以て之に當てることになり、所謂『區に屬する市稅』なるものが生れたのであつた。

左に明治三十年以降（二十三年より二十九年まで七ケ年の事實不明）大正十四年に至る歲入統計を揭げ二三說明を加へて見やう。

區費歲入表 其二

〔第二表〕區費歲入表（其一）

年次	財產收入	使用料	府補助金	市補助金	寄附金	繰入編入金	繰越金
明治三十年	二,五〇一,一三四				一,四二五,四〇〇	（受入金）七四〇,〇三五	一,八七三,三八一

年							
三十一年	二、三九二、六〇一				九一四、〇〇〇	(受入金)二五六、五〇〇	一、七一四、五三八
三十二年	五、五三一、八七三				五〇一、五〇〇		三、三九五、四一五
三十三年	五、一七五、七三七				二、一二四、三〇〇	(受入金)三八、〇〇〇	一、六五九、八九五
三十四年	八、九一八、五六一				三、〇二九、〇〇〇		二、四四八、四五三
三十五年	二、二六五、〇八〇		一六、六三九、五一五		一、一四四、〇〇〇	(受入金)七三〇、三四〇	一、九八九、五三二
三十六年	二三、六七八、九四五		五一、二四七、六一三		一、一二〇、〇〇〇		五、一六三、四五六
三十七年	二、二六五、〇二五		一三、一六一、四五五		五〇、〇〇〇		一六、〇一四、五六四
三十八年	三、三〇一、一一〇		二、六〇〇、〇〇〇		七五、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	二九、五一六、二三七
三十九年	三、五四一、〇〇〇	三二、三七二、〇〇〇	一七、一八八、〇〇〇				四、五七九、〇〇〇
四十年	三、三六五、〇〇〇	三四、二七九、〇〇〇	二、六八八、〇〇〇		三、六〇一、〇〇〇		四二、一四三、〇〇〇
四十一年	二、六六八、〇〇〇	四一、二七九、〇〇〇	五、七四三、〇〇〇		四一一、〇〇〇		九〇一、〇〇〇
四十二年	三、〇五五、〇〇〇	三八、二三九、〇〇〇	一八、〇三六、〇〇〇			三、七一〇、〇〇〇	一七、六二四、〇〇〇
四十三年	三、二四三、〇〇〇	三三、九九六、〇〇〇	六九、一一三、〇〇〇		三、八四〇、〇〇〇	三三、七四四、〇〇〇	二三、三六〇、〇〇〇
四十四年	三、五七五、〇〇〇	三八、四三七、〇〇〇	一四、七〇〇、〇〇〇		四、一四六、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	四四、五六四、〇〇〇
大正元年	四、二八三、〇〇〇	四〇、〇四九、〇〇〇	五九、七〇〇、〇〇〇		四四、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	三三、九二四、〇〇〇
二年	五、〇三八、〇〇〇	四一、四四二、〇〇〇	七四〇、〇〇〇	一二六、八〇〇、〇〇〇			四二、一六二、〇〇〇
三年	六、〇三一、〇〇〇	四五、一七二、〇〇〇	八六三、〇〇〇	一一三、三〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇		八五、〇七三、〇〇〇
四年	六、五一四、〇〇〇	四九、五五六、〇〇〇	一、二三八、〇〇〇	六八、六〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇		五三、三六一、〇〇〇

	雜收入	國庫下渡金配當金	交附金	借入金	授業料	區ニ屬スル市稅	合計
五年	五,九二八,〇〇〇	五四,三二五,〇〇〇	一,一九九,〇〇〇	四三,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五四,一七六,〇〇〇	二七,九一三,〇〇〇
六年	四,六二七,〇〇〇	五八,一八一,〇〇〇	一,一七一,〇〇〇	一三八,五四七,〇〇〇	二,五五〇,〇〇〇	五九,五二三,〇〇〇	二,二七一,〇〇〇
七年	五,一八九,〇〇〇	六一,八六五,〇〇〇	一,二七八,〇〇〇	一三七,九八九,〇〇〇	六三六,〇〇〇	二七,二七八,〇〇〇	五,一五三,〇〇〇
八年	五,九三六,〇〇〇	六七,〇九七,〇〇〇	一,〇〇六,〇〇〇	二七八,〇三三,〇〇〇	四,〇五〇,〇〇〇	八七,九四七,〇〇〇	一六,七九六,〇〇〇
九年	四,一五三,〇〇〇	七五,八三三,〇〇〇	一,一五六,〇〇〇	三一三,二四一,〇〇〇	一,二五〇,〇〇〇	一四,四九五,〇〇〇	八四,六二八,〇〇〇
十年	五,〇一三,〇〇〇	八三,三三一,〇〇〇	二,〇六九,〇〇〇	三九六,八二五,〇〇〇	三,五六五,〇〇〇		五四,六五四,〇〇〇
十一年	八,五五七,〇〇〇	八八,三五八,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一五三,五八〇,〇〇〇		五七,九八三,〇〇〇	二四,二九七,〇〇〇
十二年	五,三七一,〇〇〇	二〇一,〇〇〇	六七七,〇〇〇	五〇,五〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	二六,二三三,〇〇〇	
十三年	七,八七一,〇〇〇	一五,〇〇四,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二六二,〇五六,〇〇〇			一三,〇二八,〇〇〇
十四年	一一,四九三,〇〇〇	二三,〇三四,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	六五,三四九,〇〇〇			一〇,〇〇〇,〇〇〇

〔第二表〕區費歲入表（其二）

	雜收入	國庫下渡金配當金	交附金	借入金	授業料	區ニ屬スル市稅	合計
明治三十年	二七〇,三三二			三,九六九,六九四	一五,一五九,八三〇	（區費）二〇〇六,〇〇四	二七,九四五,九〇〇
三十一年	二八一,六六五 五五八,〇五五			六八七,二四〇	一七,三四三,二七二	三,二五一,三七三	二八,三九九,二四七
三十二年	四七八,一五九			三七,八〇二,四五四	一八,八五四,八二〇	四,四四八,〇五五	七〇,〇一二,二七五
三十三年	三四八,〇五二 六九一,五八三			一〇,一二一,九〇〇	二〇,二八四,四七五	一二,五一五,七八八	五二,九五九,七二〇
三十四年	三四〇,六八九 七二〇,〇〇〇			五,三二六,六三一	一八,七八六,八七〇	一八,八五六,九三一	五八,四三〇,一三五

三十五年	一,三七二,八〇四			五,〇三八,四六七	二〇,二四九,一二〇	三二,五一三,五七三	八三,九四二,四三二
三十六年	六〇一,三〇一			一,六一六,八五三	二〇,九六〇,九〇〇	二八,二六六,六二〇	一四七,六五五,六八八
三十七年	九六九,三四三 六,八〇五,九〇〇			三七,五四〇,〇〇〇	二一,七九四,四五〇	二四,一八〇,〇八〇 （區費）	一三一,七九〇,八一七
三十八年	一,五四七,七八二			八,九四一,五二七	二四,四八〇,三〇〇	三一,五三三,五一〇	一〇三,八二八,四七六
三十九年	四六,一二〇,〇〇〇					六五,〇九五,〇〇〇	一六八,七九五,〇〇〇
四十年	五,七四三,〇〇〇					七三,一九七,〇〇〇	一六四,五一七,〇〇〇
四十一年	三三,一六九,〇〇〇					四八,五七五,〇〇〇	一三二,七四六,〇〇〇
四十二年	六,二九七,〇〇〇	二四,〇〇〇,〇〇〇				八七,四二五,〇〇〇	一九八,三七六,〇〇〇
四十三年	八,九九五,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇				九三,三六六,〇〇〇	三三八,五五六,〇〇〇
四十四年	三三,二二六,〇〇〇					一四四,六八五,〇〇〇	二八四,七二三,〇〇〇
大正元年	二〇,七八五,〇〇〇	六〇,〇〇〇,〇〇〇				一四九,二三四,〇〇〇	三八一,〇一九,〇〇〇
二年	四三,二三二,〇〇〇					一六七,五四八,〇〇〇	四二六,九五二,〇〇〇
三年	三三,一七三,〇〇〇		七三,〇〇〇			一六三,四九八,〇〇〇	四四七,九八三,〇〇〇
四年	二三,六八五,〇〇〇		一七〇,〇〇〇			二〇一,一三一,〇〇〇	四〇六,四五五,〇〇〇
五年	二四,三三四,〇〇〇		一六八,〇〇〇			一四三,三七五,〇〇〇	三五四,八九八,〇〇〇
六年	三,一三七,〇〇〇		二一九,〇〇〇			一八六,四三九,〇〇〇	四五六,六五五,〇〇〇
七年	二,四二〇,〇〇〇	二四,八一九,〇〇〇	二八五,〇〇〇			二五一,三六九,〇〇〇	五一八,二八一,〇〇〇
八年	七二,〇九四,〇〇〇	二四,六〇八,〇〇〇	三三三,〇〇〇			三三七,二九九,〇〇〇	八八五,一九九,〇〇〇

九年	四,四〇九,〇〇〇	二四,九五一,〇〇〇	六九二,〇〇〇			四五四,八四四,〇〇〇	九七九,六五一,〇〇〇
十年	六〇,〇六三,〇〇〇	二五,七五七,〇〇〇	七一九,〇〇〇			五三六,〇四五,〇〇〇	一,一六八,〇四一,〇〇〇
十一年	二,五六九,〇〇〇					一八二,六七六,〇〇〇	五一八,五二〇,〇〇〇
十二年	一三,〇三八,〇〇〇					四,〇六六,〇〇〇	二一三,五五七,〇〇〇
十三年	二,四五〇,〇〇〇	三,六〇〇,〇〇〇				二〇,一六〇,〇〇〇	三三四,四六九,〇〇〇
十四年	三,四五〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇,〇〇〇			八九,一一三,〇〇〇	二九三,九三九,〇〇〇

次に區の歳出に就て述べやう。この事項に就ても市制施行の前後に依つて大いに趣きの變つてゐることは、左の第四表に依つて見ても判るであらう。只遺憾なことには、當時の歳出に關する典據が明かでないので、これについての說明は充分には述べられない。而し別表に依つて見ても、費目は役場費會議費は勿論、土木費教育費衞生費救助費勸業費の各般に亘つてゐる。言ふ迄もなく當時は區は府に直屬する獨立の行政團體であつたので、その點は今日の區とは全然その趣を異にしてゐたのである。

市制施行後に於ける區長の權限

これに反し市制施行後は、區は單に『其の區の財產及び營造物に關する事務其他法律命令に依り區に屬する事務を處理する』(舊市制第三條第二項)に止り、區長は『市長參事會又は市收入役の指揮命令を受け、若くは委任に依り市の公共事務及法律命令を以て、市に屬したる事務にして區內に關するものを管掌する』(舊市制第七十二條二項)に過ぎないこと丶なつたので、從つて區の支辨すべき費目も亦前記の事務處

理に要する範圍内に限定せらるゝ譯である。別項第四表以下によつてその費目を見ると、區の有する財産處理の費目と之と關聯する小學校及幼稚園の費目の外、殆んど跡を留むるものゝ無いのは前記の理由に據るものである。

尚茲に注意しなければならないのは、市制改正に伴ふ規定の變化である。明治四十四年四月六日法律第六十八條で市制の發布せられたのに次で（市制の施行は勅令に依て十月一日よりと定められた）同年九月二十三日勅令第二百四十四號で『市制第六條の市の區に關する件』なる規定が發布されたが、其の第十三條に

區は其の財産及營造物に關し必要なる費用を支辨する義務を負ふ

前項の支出は區の財産より生ずる收入、使用料其他法令に依り區に屬する收入を以て之に充て、若不足あるときは市は其の區に於て特に賦課徴收する市税を以て之に充つべし

前項の市税に付市會の議決すべき事項は區會之を議決す（家屋税の税率を決定するが如きを言ふのであらう）但し市の定めたる制限を超ゆることを得ず

市制第九十八條第四項の規定に依り市の負擔する費用に付ては前二項の規定を準用す

〔參考〕市制第九十八條

第六條の市の區長は市長の命を承け又は法令の定むる所に依り區に關する市の事務を掌る。區長其の他區所屬の吏員は市長の命を承け又は法令の定むる所に依り國府縣其の他公共團體の事務を掌る（第

三項略之）第一項及第二項の事務を執行する爲要する費用は市の負擔とす。但法令中別段の規定あるものは此の限に在らず（此條文に該當すべき舊市制第七十二條にはこれに當るべき項が見當らず）

と規定せられてゐる。勿論この規定に依つても區の支辨すべき義務を負ふべきものは、『財産及び營造物に關し必要なる費用』に限られ、その他は法律命令其他に依つて便宜上區の手を經るに過ぎないのであることは前説と異りはないが、この改正に依つて舊市制に『東京市……に於ては從來の區を存す』（第三條第二項）と規定したのに對し、改正新市制に『勅令を以て指定する市の區は之を法人とす』（第六條一項）と云つてゐる。尚之に關し參考の爲め左に『帝都の制度に關する調査誌料』中から左の記事を抄錄する。

上來述ぶる所に依りて知る如く三都の區に對する法規は區を認識すること漸次明確の度を加へ來れりと謂ひ得べし。乃ち郡區町村編成法に於ては法人格の有無に從て其の行動範圍等必ずしも明瞭ならず、特別市制に於ても單に從來の區を認むと謂ふのみ特別廢止の時に及び始めて區の權限明かなるものあり。現行市制に至りては更に區の法人格に關して疑義なからしむる字句を加へたるに依り區の性質能力等玆に全く闡明なるに至れり。區の法人たることは假令明文に存せざる場合に在りても一般に之を認められたるものゝ如く、偶其行政作用が小學校の設置維持に偏し他の一般的公共事務に及ばざりしが爲團體の本質明瞭ならず、從來種々の解釋行はれしは三都の區共通の現象たり。

左に明治十二年以降の歳出に關する統計を掲げて參考に供することにする。

〔第三表〕區費歲出表

年次	會議費	土木費	教育費	教育補助費	衛生費	救助費	合計
明治十二年	三六九,〇〇〇	（治水費）六五,〇〇〇	一,八四七,〇〇〇				二,五一六,〇〇〇
十三年	三五二,〇〇〇	（治水費）三三,〇〇〇	二,六四五,〇〇〇		四二四,〇〇〇	一四,〇〇〇	三,七六二,〇〇〇
十四年	一九五,〇〇〇	（治水費）三〇,〇〇〇	六,五九〇,〇〇〇		六八三,〇〇〇	二一,〇〇〇	八,七九四,〇〇〇
十五年							
十六年	三七一,〇〇〇		六,五四五,〇〇〇		一,二六三,〇〇〇	一一三,〇〇〇	九,八六二,〇〇〇
十七年	七三,〇〇〇	八一六,〇〇〇	七,三三七,五〇〇		七五八,〇〇〇	一四三,〇〇〇	九,一二九,〇〇〇
十八年	三八,〇〇〇	三,一一三,五三三	四,八八二,三〇〇		五五五,三〇三	五〇,〇〇〇	八,六三八,二三五
十九年	一,二三一,八二五	三,六七六,五八二	六,八八八,九一三		七三九,九二七	七五,四三六	一三,六〇二,六九二
二十年	一九六,七七六	三,八八〇,五五二	六,九四一,二九八		一,三三三,四八一	三九,七〇一	一三,三八一,〇〇〇
二十一年	八八二,五三九	三,三三一,三二四		二,七六六,八四〇	九〇九,三一二	四三,八五四	七,九三三,八六九
二十二年	九三二,四五二	三,八四三,一七三		三,九八四,七六一	一,二七五,七一九	二四,一二〇	一〇,〇六〇,二二五

右の外に十二年に斃獸取片附費九、〇〇〇、掲示諸費八、七、〇〇〇、雜支出二、〇〇〇、聯合會費五五、〇〇〇、十三年には掲示場諸費二二、〇〇〇、道路掃除費二四、〇〇〇、徵兵入營費一八、〇〇〇、一四年、共有地にかゝる諸費六六五、〇〇〇、徵兵入營費二四、〇〇〇、臨時費一四、〇〇〇、共同物揚場費一二一、〇〇〇、共同授產所諸費二三一、〇〇〇、十六年、諸雇給五四、〇〇〇、斃獸取片附費五、〇〇〇、掲示場諸費二、〇〇〇、道路掃除費九、〇〇〇、徵兵入營費二、〇〇〇、雜支出七一四、〇〇〇を加ふ。

〔第四表〕 區費歲出表（其一）

年次	會議費	學務委員會費	小學校費	幼稚園費	實業學校補習費	財產費
明治三十年	二七四、六一五		三二、六二六、九九二			一七〇、一二五
三十一年	三〇八、九八八		三二、六二八、五五一			一〇二、三三五
三十二年	四一六、〇〇九		六三、七五三、三〇九			三四〇、八九三
三十三年	五一八、八八〇		四五、四七九、四七四			二四八、四七〇
三十四年	六二三、一七八		四二、五〇三、五八三			二三七、五五五
三十五年	六九一、六九七		六六、四二六、二七〇			五二一、九二三
三十六年	七四五、七五九		九八、三三七、〇〇〇			四四一、一八六
三十七年	八一六、七〇九		八三、〇八三、四三四			二、三一〇、六一五
三十八年	一、二五一、七〇九		八〇、三四六、〇五八			二、九五三、四七七
三十九年	一、一五五、〇〇〇		六五、二五六、〇〇〇			二、七〇七、〇〇〇
四十年	一、四八九、〇〇〇		一五〇、一八五、〇〇〇			三、四四一、〇〇〇
四十一年	一、四四四、〇〇〇		九二、二八八、〇〇〇			四、八九三、〇〇〇
四十二年	一、八四九、〇〇〇		一五六、七九一、〇〇〇			五、〇七四、〇〇〇
四十三年	一、二九四、〇〇〇		二四〇、八七三、〇〇〇			五、七四三、〇〇〇
四十四年	六、三一二、〇〇〇		一九七、五九三、〇〇〇			六、五九四、〇〇〇

明治四十五年 大正元年	一,四七四,000	二八五,九六九,000			七,八一六,000
二年	一,七三三,000	六一〇,000	二六三,二三八,000	二,五一九,000	八,五七二,000
三年	二,二三六,000	六四五,000	三三三,二八二,000	二,八七九,000	九,一〇〇,000
四年	一,七三三,000	五四九,000	三〇九,八四九,000	二,二七一,000	一〇,三〇九,000
五年	一,五九二,000	五八三,000	三一六,三三三,000	二,四七二,000	一〇,六一九,000
六年	二,二四八,000	四七九,000	三七六,一四三,000	三,〇〇五,000	一一,五一八,000
七年	二,六八八,000	五八二,000	四二四,一七一,000	三,六〇二,000	一,九五四,000	一三,三一二,000
八年	二,八八一,000	九〇〇,000	七一〇,七〇二,000	四,七九四,000	九,三〇四,000	一六,五一〇,000
九年	三,八一九,000	一,八〇六,000	八二三,七四五,000	六,五三五,000	一五,四二三,000	二四,五二三,000
十年	三,七二七,000	一,六七六,000	八一六,六一〇,000	六,九六〇,000	一八,三三六,000	二九,五三五,000
十一年	五,八二一,000	二,一二一,000	四〇八,〇七五,000	七,三九三,000	二一,八三五,000	三三,三五九,000
十二年	四,八六三,000	三七三,000	九五,五一八,000	一,八五四,000	九,四二三,000	六,六五二,000
十三年	七,六三三,000	一,八一二,000	二三〇,八五三,000		三三,三二八,000	六,五三三,000
十四年	一,一一一,000	一,三九七,000	一九〇,七二八,000		三〇,三七〇,000	一五,四九六,000

〔第四表〕區費歲出表（其二）

年次	雜支出	諸税及負擔	補助金	基本財産造成及積立金	衛生費	救助費
明治三十年	五八、七五一				四七二、七七三	一、八一六
三十一年	六三、二一〇				五四二、九五〇	三六、六五一
三十二年						三三、〇〇五
三十三年	〇、〇五〇					二四、三四八
三十四年	五一、六六五					九、六七三
三十五年	二九五、八二五					一〇八、九四一
三十六年	四二八、五六三				四、六二六、〇三〇	六〇、〇七〇
三十七年	（市返戻金）三三九、七四八 五八四、五九五					二〇、七八八
三十八年	一、〇〇三、六三三				四〇〇、六三〇	一九、八四五
三十九年	五六、七七〇、〇〇〇			七九三、〇〇〇		
四十年	八、三〇三、〇〇〇			七四三、〇〇〇		一二、〇〇〇
四十一年	一六、〇〇九、〇〇〇			四八七、〇〇〇		
四十二年	一二、九二九、〇〇〇			四六七、〇〇〇		
四十三年	四〇、二五八、〇〇〇			五、八三二、〇〇〇		九、〇〇
四十四年	三八、一三七、〇〇〇			二、一六二、〇〇〇		五九、〇〇〇

〔第四表〕 區費歳出表（其二）

年度	街道便所費	借入金償還	奨學費	豫備費	合計	翌年へ繰越
明治四十五年 大正元年	四二,四三八,000			一,一六〇,000		
二年	六一,九六五,000	三三八,000	一,二五五,000	一,六五九,000		
三年	五三,五六三,000	三三八,000	一,一二九,000	二,四五〇,000		
四年	四七,一六七,000	三四二,000	一,一三五,000	五,一八八,000		
五年	一四,二二三,000	三四〇,000	一,〇六四,000	二,九二四,000	二,五八七,000	
六年	五四,七二三,000	三三六,000	一,〇五六,000	二,〇〇〇,000		
七年	五一,六九五,000	三三九,000	一,〇六六,000	二,〇七六,000		
八年	四七,二五一,000	三五七,000	一,五三〇,000	六,二三七,000		
九年	四五,九六一,000	四四一,000	二,三〇〇,000	四五四,000		
十年	九六,三三一,000	四七三,000	三,八〇〇,000	一,一八六,000		
十一年	三,九七一,000	四四一,000	四,三〇〇,000	三,〇九五,000		六四,000
十二年	二五,三六九,000		二,一三五,000	三,一三八,000		
十三年	四四,〇一三,000	四八〇,000	四,三〇〇,000	二,七〇二,000		三一,000
十四年	一七,〇二〇,000	四八〇,000	四,三〇〇,000	三,三二四,000		三三,000

區費歳出表 其三

年度						
明治三十年	八七,六五五				二三,六九三,七二七	

三十一年	九九,四六三	九三一,一六三			二四,七一三,二〇一	
三十二年	一五三,一五三	七三七,三八五			六五,四二三,七五四	
三十三年	一一二,三四六	二,九八三,〇一七			四九,三六六,五八五	
三十四年	六五,八七二	八,四一〇,三三三			五一,八九〇,八四八	
三十五年	八四,六七五	八,五六二,九六五			七六,六九二,二九四	
三十六年	六四,二七五	二三,九二四,二六七			一二八,六二七,一五〇	
三十七年		二,九八一,四五一			八九,五五三,〇〇〇	
三十八年		一一,〇八七,〇〇〇			九七,五四六,七五一	
三十九年					一二六,六九三,〇〇〇	四二,一〇二,〇〇〇
四十年					一六四,一六一,〇〇〇	三五六,〇〇〇
四十一年					一一五,一二一,〇〇〇	一七,六二四,〇〇〇
四十二年					一七六,一一五,〇〇〇	三三,三六〇,〇〇〇
四十三年					二九四,〇五九,〇〇〇	四四,四九六,〇〇〇
四十四年					二五〇,九九八,〇〇〇	三三,九二四,〇〇〇
四十五年 大正元年					三三八,八五七,〇〇〇	四二,一六二,〇〇〇
二年					三四一,八七九,〇〇〇	八五,〇七三,〇〇〇
三年					三九四,六三三,〇〇〇	五三,三六一,〇〇〇
四年					三七八,五四二,〇〇〇	二七,九一三,〇〇〇

五年					三五二,六二七,〇〇〇	二,二七一,〇〇〇
六年					四五一,五〇八,〇〇〇	五,一五三,〇〇〇
七年					五〇一,四八五,〇〇〇	一六,七九六,〇〇〇
八年					八〇〇,五七一,〇〇〇	八四,六二八,〇〇〇
九年					九二四,九九七,〇〇〇	五四,六五四,〇〇〇
十年					九七八,六三四,〇〇〇	一八九,四〇七,〇〇〇
十一年			一,五五五,〇〇〇	七,五〇〇,〇〇〇	五一八,五二〇,〇〇〇	
十二年			九〇五,〇〇〇		一五〇,二一九,〇〇〇	六三,三三八,〇〇〇
十三年			八八四,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三三四,四六九,〇〇〇	
十四年			三,五五六,〇〇〇	一七,三三五,〇〇〇	二九三,九三九,〇〇〇	

區の支辨すべき經費の内教育費がその主なるものであると言つたが、その内でも小學校費が殆んどその八割以上を占めてゐることは別表に見る通りである。勿論この巨額の教育費は區自身の負擔し得るものではなく、その過半は市の補足に俟つてゐるのである。尚教育費に就ては別に其章に於て述べることにする。(前表に於て大正十二年以後著しく金額に變動のあるのは這般の大震火災の影響に基因するものであること言を俟たぬ)次に區有財產、本區の諸稅負擔、市使用料手數料に就て述べて見やう。

區有財產　本區には種々成因の異なる左記の如き區有財產がある。(この内土地建物は區役所敷地建物小

學校敷地建物でその他の資金は御下賜金、寄附金其他の事情に依り生じたものを積み立てたものである）

區有財產（大正十四年十月末現在）

種別	土地建物		有價證券		繰替金	現金	計
	坪數	時價	額面	時價			
土地	二〇、九八七坪	二、三三八、二一七圓					
建物	八、四〇一	一、二七五、二八八					
衞生恩賜金			一、〇〇〇（拂込）二五〇	一、一八〇 二九五	三、二三三	七、〇八二	一〇、七九一
衞生資金						六、六三二	六、六三二
區積立金					六、〇〇〇	五一六	六、五一六
教育資金					二〇、〇〇〇	一七、七三五	三七、七三五
救助資金					一七、〇〇〇	六〇二	一七、六〇二
獎學資金			四〇、〇〇〇	四〇、〇八〇		七、七三四	四七、八一四
小學校基本財產			一〇〇	九三		二〇、五六二	二〇、六五五

前揭の財產及營造物の保有蓄積は市制第百四十四條『市の一部にして財產を有し又は營造物を設けたるものあるときは其の財產又は營造物の管理及處分に付ては本法中市の財產又は營造物に關する規定に依る』に據るものと思考せられるが、更にこれに關する特別經濟に就ては『市制第六條の市の區に關する

件』の第十四條に『前數條に定むるもの〻外區に關しては……市制第百三十三條乃至第百四十三條（市制第百三十八條に『市は特別會計を設くることを得』とあり）の規定を準用す』とあるのに據るものであらうと思ふ。

本區の特別經濟に屬するもの〻歳入出は左の通りである。

特別經濟歳入表

特別經濟歳入

種目	大正十二年度決算	大正十三年度決算	大正十四年度決算
小學校基本財産より生ずる收入	二圓	八圓	一、二三三圓
教育資金より生ずる收入	二	二	一、〇五七
奨勵資金より生ずる收入	二、六五六	三、一二三	三、五五六
衛生恩賜金より生ずる收入	四一四	四九二	五一五
衛生資金より生ずる收入	三七〇	三六四	三八六
窮民救助資金より生ずる收入	四三四	三三	三五
區積立金より生ずる收入	一六三	二八	三〇
歳入合計	四、〇四一	四、〇五〇	六、八一二

特別經濟歳出 種目	大正十二年度決算	大正十三年度決算	大正十四年度決算
小學校基本財產	二圓	七圓	一、二三二
教育資金	二	二	一、〇五七
小學校兒童賞與品費	九〇五	八六〇	一、三二〇
奬學資金	一、〇八七	一、八〇六	二、二三六
衞生恩賜金	四一四	四九二	五一五
衞生資金	三七〇	三六四	三八六
窮民救助資金	四三四	二	三五
區積立金	一六三	二八	三〇
歳出合計	三、三七七	三、五六一	六、八一二

第五節　諸稅負擔額

本區に於て負擔する直接國稅、府稅、市稅、及區に屬する市稅の合計大正五年には約百萬圓、同七年には二百五十萬圓に近く、同十年には五百六十餘萬圓に達してゐるが、大正十二年以降大震火災の影響を受けて二百萬圓臺に激減してゐる。左に調査の行き屆いてゐる部分に就てその詳細を表示する。

負擔表

年次	直接國稅	府稅	市稅	區に屬する市稅	合計
大正五年	六二一,六七七	一六五,六〇八	一三七,九八九	一四三,三七五	一,〇六八,六四九
六年	八四七,四四八	一九三,三〇一	一八一,七七四	一八六,四三九	一,四〇八,九六二
七年	一,七三一,三八六	二三三,〇一〇	二三三,三八二	二五一,三六七	二,四四八,一四四
八年	二,九二三,九七八	二八九,〇七一	三四二,七二一	三三七,七八七	三,八九二,五五八
九年	一,五三一,七五四	三八一,六五五	六一二,八五五	四五七,三九二	二,九八三,六八六
十年	三,三七九,五七九	六五八,四五八	一,〇九一,〇三五	五四一,一五五	五,六七〇,二二七
十一年	一,九九四,五三一	五六四,六三四	一,三六〇,二一九	一九〇,二八四	四,〇〇九,六六八
十二年	一,〇九八,三一〇	二七五,四三三	四五二,一七八	一八〇,二五三	二,〇〇六,一七四
十三年	一,三〇二,三一七	三二三,七〇八	五八三,〇四四	四六,二〇七	二,二五五,二七六

府稅明細表

府稅　大正十三年度分

稅目	調定額	人員	收入額	人員	欠損額	人員	繰越額	人員	收入步合
府稅地租稅	圓 一〇・七四〇	九	圓 一〇・七四〇	九					一〇・〇〇〇
國稅營業稅附加稅	八六,六六二・一七〇	九,八五五	八三,七三三・〇〇〇	九,二九〇	二六六・六八〇	八四	二,六六二・四九〇	四八一	九・六六四
所得稅附加稅	一三,[illegible]七六・二三〇	二五,五二三	一三,〇九三・七九〇	二四,七二二	一八・六五〇	二一四	一,六六三・七九〇	五八七	九・八八五
府稅營業稅	三六,七〇六・四五〇	一二,九七一	三四,七五一・二六〇	一二,一七一	三七三・一八〇	一七三	一,五八二・〇一〇	六二七	九・四六八

税目	調定額	人員	收入額	人員	欠損額	人員	繰越額	人員	收入歩合
府税雜種税	一一七、〇九八・〇七〇	五四、七三三	一〇七、七六四・六七〇	五一、二三五	二、八六八・一六〇	一、二八〇	六、四六五・二四〇	二、二一八	九・二〇三
家屋税	二五、七七三・〇七〇	四五、七四三	二四、二三七・〇五〇	四三、四六五	七・五五〇	一三	一、五二八・四七〇	二、二六五	九・四〇五
計	二七九、五二六・七三〇	一四八、八三四	二六三、五九〇・五一〇	一四〇、八九二	三、五三四・二二〇	一、七六四	一二、四〇二・〇〇〇	六、一七八	九・四三三
都市計畫特別税地租割	一・三七〇	九	一・三七〇	一					一〇・〇〇〇
國税營業税附加税	四四、一八〇・一八〇	九、八五五	四二、六八七・八八〇	九、二九〇	一三六・二五〇	八四	一、三五六・〇五〇	四八一	九・六六四
計	四四、一八一・五五〇	九、八六四	四二、六八九・二五〇	九、二九九	一三六・二五〇	八四	一、三五六・〇五〇	四八一	九・四六三
過年度府税	一四二、九九三・九〇〇	二、六七七	四九、八六五・〇二〇	二、三六六	六二七・九一〇	二一	九二、五〇〇・九七〇	一〇〇	
總計	四六六、七〇二・一八〇	一六一、三七五	三五六、一四四・七八〇	一五二、五五七	四、二九八・三八〇	二、〇五九	一〇六、二五九 〇二〇	六、七五九	

地租割　大正十三年度は燒失區域宅地租免除の爲め田租の三期分のみを計上し、納税人員は各期に於ける延人員を示す

市税　大正十三年度分

税目	調定額	人員	收入額	人員	欠損額	人員	繰越額	人員	收入歩合
	圓		圓				圓		
地租附加	一二・〇六	九	一二・〇六	九					一〇・〇〇〇
國税營業税附加税	一五九、二〇六・五一	九、八五五	一五三、六七九・九二	九、二九四	五〇二・三六	八五	五、〇二四・二三	四七六	九・六五四
所得税附加税	六三、一九三・八九	二五、五二三	六二、三〇四・一三	二四、七三〇	九二・三〇	二四	七九七・四七	五七九	九・八七八
營業税附加税	五五、〇五一・九〇	一三、九七一	五二、一三五・八八	一三、一七八	五五六・七六	一七二	二、三五九・二六	六二一	九・四七〇

	調査額	人員	收入額	人員	欠損額	人員	繰越額	人員	收入步合
雜種稅附加稅	二〇一,四四四・四五	五四,七三四	一八五,〇〇三・〇五	五一,四二七	五,一八九・六三	一,二七九	一一,二五二・七八	二,〇三八	九・一八三
家屋稅附加稅	五七,八一六・六五	四五,七四三	五四,四一二・八一	四三,四五三	一六・九三	一三	三,三八六・九一	二,二七七	九・四一三
特別稅戶別割	二六七・〇〇	九七	二六七・〇〇	九七					一〇・〇〇〇
不動產取得稅	四三,八〇四・六七	一,二九六	三九,四七三・四二	一,〇三二			四,三三一・二五	二六四	九・一〇七
消費稅	二,二四七・〇五	五八	二,二四七・〇五	五八					一〇・〇〇〇
計	五八三,〇四四・一八	一五〇,八〇九	五四九,五三四・三二	一四二,八〇一	六,三五七・九七	一,七六三	二七,一五一・九〇	六,二四五	
過年度市稅	三三五,七九五・四〇	二,七〇四	一五六,〇一六・七六	二,四三七	八二三・二〇	一六八	一七八,九五五・四四	九九	
總計	九一八,八三九・五八	一五三,五一三	七〇五,五五一・〇七	一四五,二三八	七,一八一・一七	一,九三一	二〇六,一〇七・三四	六,三四四	

過年度末納繰越の内一七三四九一三一〇は震災に因る整理不能金を含む

區に屬する市稅

區に屬する市稅

稅目	調査額	人員	收入額	人員	欠損額	人員	繰越額	人員	收入步合
家屋稅附加稅	圓 四六,二〇六・八七	四五,七四三	四三,四八六・七一	四三,四五三	圓 一三・五三	一三	圓 二,七〇六・六三	二,二七七	
過年度區費	二〇,二四五・四八		一〇五・五二				二〇,一三九・九六		

市使用料及手數料　　大正十三年度

科目	調定額	收入濟額	欠損額	
土地物件貸付料	圓 八五、五九九・二一	圓 八五、三七八・六一	—	圓 二二〇・五〇
普通市有地	二、三〇〇・二五	二、三〇〇・二五	—	—
基本財産河岸地	八三、二九八・八六	八三、〇六七・七八	—	二三一・〇八
堤塘使用料	四五二・八七	四五二・八七	—	—
溝渠使用料	一、一一四・五八	一、一一四・五八	—	—
土揚場使用料	一、五四三・六二	一、五二七・五二	—	一六・一一
共同物揚場使用料	三、八七一・七九	三、六五八・八一	二四・〇〇	一八八・九八
水面使用料	一七、一六四・四五	一三、六一〇・三九	五七・六〇	三、四九六・四六
綠町公園地貸用料	一二、二八八・四六	一二、二八八・四六	—	—
道路占用料	一一、八四八・五三	一〇、四六七・七二	三三・三三	一、三四七・四九
身分戸籍竝に寄留手數料	一、九二二・七〇	一、九二二・七〇	—	—
證明閲覽竝に謄本手數料	一八、二五六・八五	一、八二五・六八五	—	—
督促手數料	一〇、九四二・七六	八、五九八・三四	五三九・六八	一、八〇四・七四

第三章　教育兵事

第一節　維新前の教育

江戸時代初期の教育

寛永七年林道春が上野忍岡に和學弘文院を建て、五代將軍綱吉は殊に林家を寵遇して湯島に聖堂を移し後の昌平黌の基を定めた。これは德川氏が家康以來世々文教をゆるがせにしなかつたのに依るものであるが、これが爲め諸國は風を望んで學問に心を致し、各藩々學の經營など少からぬ事蹟を殘してゐる。併しこれらの機關は學者を養ひ國士を作る目的の外にあるものはなく、且つ一般民の教養に資する意味のものではなかつた。施政者が直接にか或は少くも之に隷屬する有力な學者の間に民衆の教化機關の設立が顧られなかつたこの時代は、教育的にはやはり惠まれてゐなかつたと言はねばならぬ。

然れどもこれ迄の各時代に比べれば、この時代は最も平民文學の行はれた時であつて、三百年の太平の餘榮は一般に浸潤し、民衆の教養は遙かに高まつてゐた。それ故教育に對する慾求はこれに比例し、且つこの求めに應ずる爲め小規模のものであり、無規律のものではあつたにしても、かなり私塾、寺小屋の類が現はれて來たのであつた。元來かやうな事情の元に生れたものであるから、かゝる機關の比較的進步し隆盛に向つたのは江戸時代の中期も過ぎる八代將軍吉宗の頃から後のことであつた。吉宗は忠孝仁義を辨

へ時の掟の大要を熟知することが世の風教維持の上に肝要なことであることを悟つて、寺小屋の師匠の手を經てこれを實現しやうとし『弟子共へ行儀作法宜敷相成候様教諭油斷なく心掛け候樣』の令達を出し、手習手本の爲め高札文を下渡し、又室鳩巣に命じて抄譯せしめた六論衍義大意を與へたりした事實がある。

寺子屋教育奬勵

この後天保十四年三月、府内で手習師匠を渡世とする者は、町内の弟子は申すまでもなく他町から通ふ者でも依怙最負のないやうに心を用ひ教授すること、町内の輩は多くは教養がなく、それが爲めに風俗を亂し不行跡に及ぶ者もあり、これが匡正は手習師匠の任であるから、啻に讀書の教授に止まらず進んで儀禮忠孝の道を說くやう、又智が開ければ道理も理解される譯であり、尙親として子のよかれとは誰でも希ふ處なれば親切と共に仕置を嚴重にすること、さすれば親も厚く心得てあらうし、成道の一助にもなり矯風の道が少くない、この趣を篤と辨へ神妙に教導せよと令してゐる。

寺子屋の內情

次に寺小屋の內容を述べれば、前文にも寺小屋渡世と言つてゐるやうに寺小屋は一面には、經營者の渡世として作られたもので、仕事の性質上經營者卽ち師匠は、武士、浪人、書家、神官、僧侶、稀に御殿勤をした婦人、町人の學識ある者などに限られてゐた。特殊の教場もなく普通の家で机を竝べ、二人宛向ひ合ひに座すのが常で、教科は習字科を基礎として字義、同意、文意、作文などに及ぶ程度のものであつて、これ以上漢學を教授するものは稀で、寧ろ寺小屋の範圍ではなかつたと思へる、それ故生徒の主なる作業は習字であつたが、寺小屋の組織の整ふにつれ每月數回の淸書、月末の演習、每年四月八月の席書な

ど行事が略々一定して行はれた。寺小屋も一つの渡世であるとは言へ、生活の資に困らなく只餘暇にする者とか、そうでなくても相當の見識があつて利殖を卑しむ者の事とて、一定の授業料を取るやうな事はなく、父兄の心の儘の謝禮に委せられてゐた。この點は今も昔も人の師の敬遇せられる所以であらう。謝禮は町家では五節句に屆けるのが普通で、水引を用ひて鄭重な形式で納めたものである。この外いろ〳〵な名目で祝儀を納めることがあつたが、それは今でも古い教授方法でやつてゐる町内の所謂師匠などに對する仕方と似たものと思へば大差なく、節日に食品を一時に持ちこまれて處置に困るやうな事もあつたとの話は、親達が子の爲めに師になにかと報ひてゐたことが想像される。

維新後迄繼續したる區内寺子屋

當時區内にあつた寺小屋の一一を記す事は困難であるが、その内維新後迄繼續してゐたものは左の通りである。

清實堂　松坂町二丁目に在つた。弘化元年の創立で維新當時の師は新倉保孝（士）、學科は讀書で男兒と女兒と略々同數の生徒があつた。女兒には師匠の妻女が裁縫を教へる所もあつたと言へるが茲ではそれは判らない。

文操堂　菊川町四丁目にあつて嘉永七年の創立で、教科は讀書、維新當時の師匠は廣田タヨ（士）と言つた。

名稱不明　松代町二丁目に飯田フミと云ふ人のやつてゐたものであつた。創立は慶應三年とある。

文川堂　松代町二丁目にあつて安政五年の創立に係り、教科は讀、算で維新當時の師は石崎斧右衛門（士）

と言つた。

文敬堂　南本所番場町にあつて文久二年の創立、讀算を教授し内埜喜三郎の經營であつた。

南水堂　三笠町一丁目にあつて天保五年横山源一郎の創立になると言ふ。玆では讀算の外珍らしく畫を教へた。

榮松堂　業平町にあり元治元年の創立で、教科は讀算、維新當時の師は國富信行である。

青藍堂　松井町にあつて天保四年に須田安次郎（士）の創立したもので讀算を教授した。

右の外に私塾がある。寺小屋よりも幾らか程度の高いものであつた。綠町四丁目にあつた宇宙齋はその一つで弘化三年山内蒼龍の創立したもの、元治元年頃が最も盛んであつて筆、讀、算を教へた。

第二節　維新後の教育

學制頒布前の小學校

明治五年新政府は吾教育制度の全般に亘る包括的な規程として學制を頒布したが、これより先き二年二月五日發布の『府縣施政順序』中に『小學校を設る事』の一條があつたし、同年三月二十三日の布告にも『庠序の教不備候ては政教難被行候に付今般諸道府縣に於て小學校被設人民教育の道洽く御施行被爲在度思召に候』とあつて、京都府の如き二年五月既に小學校の設置を見、東京府下でも翌三年六月には六小學校（芝源流院、市ヶ谷洞雲寺、牛込萬昌院、本鄕本妙寺、深川長慶寺の六ヶ所）の設立せられるものがあ

つたけれども、學制頒布以前に設立せられた小學校は極めて少く、（本區の如き皆無）普通教育の主要機關は、依然として江戸時代以來の寺小屋乃至漢學塾と云はねばならなかつた。この際諸制度の革新と同時に明治四年十一月、府縣の學校は總て文部省の管轄とすることを布告し、次で五年八月學制の頒布を見たのは當然のことである。

この學制の大要は次の通りである。（一）學區　全國を八大學區、各大學區三十二中學區、各中學區二百十小學區に分割し、當時の人口約六百に對し小學校一校を置くの割合とした。（二）學區取締　一中學區內に學區取締十名乃至十二、三名を置き、一名二、三十の小學區を分擔し學區內の學務一切を擔任せしめた。（三）小學校　先づ『小學校は教育の初級にして人民一般必ず學ばずんばあるべからざるものとす』と規定し、小學校を尋常小學、女兒小學以下七種に分ち、內尋常小學は上下二等とし、下等の教科は綴字、習字、單語、會話、讀本、修身、國文、書讀、文法、算術、養生法、地學大意、窮理學大意、體操、唱歌、上等の教科は右の外に史學大意、幾何學大意、罫畫大意、博物學大意、化學大意、生理學大意を加ふるもので、下等は六歳より九歳まで、上等は十歳より十三歳までとした。女兒小學は右の外に女子の手藝を教ふるのであつた。（この外に『幼稚小學』と言ふものがあり、男女六歳までのものに小學校に入る前の端緒を教ゆるものと規定してゐるが、この幼稚小學は後の幼稚園であると云ふ者がある。尚上述は小學關係のもののみを摘記したのである）

学制頒布後最初設置の區内小學校

この學制頒布後文部省は、小學教育の爲め種々方法を講じたが、各地方に一勢に小學の設置を見たのも亦この直後であつた。本區ではこの翌明治六年二月向島に牛島小學の設立せられたのを始めとして、七年二月には林町に中和小學、同年六月太平町に太平小學、同年九月元町に江東小學相次で興り、越えて八年五月表町明德小學、十月永倉町本所小學、十年三月元江東女子小學の設立を見た。（各校創立年次は多少疑問であるが今市學事一班に依つた）

古き沿革を有する私立小學

かく漸次公立小學の增設を見たが、當時の小學の設備を以てしては玆に生徒の全部を收容することは不可能であつて、私立小學が尚その缺を補ふ必要があつた。否當時は寧ろ私立小學が中心で、公立小學は只理想の一端として實現したに過ぎなかつた事は數字の上からも明に看取し得る處であつて、（明治十三年の兒童總數私立の二、一六三名に比し公立の一、八一三名なり）而も元々寺小屋又は私塾の延長に過ぎない私立小學ではあつたが、能く時代に順應して規模を改めて行つた結果は、明治三十年代には代用小學としての地歩を占め、明治大正代を通じて小學教育上私立小學の功績は沒却することの出來ないものである。

私立小學の内比較的設立の古いものは明治三年五月松倉町松倉小學、五年十一月菊川町菊川小學、六年三月相生町幸田小學、同年四月菊川町廣田小學、同年七月元町刀根小學、同年八月松代町松代小學、同年九月林町博愛小學、十二年十月横川町敬愛小學等であつた。

扨て明治十二年三月學事雜則が公布されたが、この中に公立學校には一校二名乃至十名の校務委員を置

くことゝし、學校組合町村で適宜選定し府の允許を受けることゝした。この校務委員は校内一切の事務を擔任調理する任にあつて教員委囑の主任となり、學事調査として學校明細書、所有物品表、學齡表、人員及出納表を區役所に申達すること等が含まれてゐた。學制に依れば教育費は民費を以て支辨することを原則としたので、各小學では授業料を徴收して來たが、十三年三月府はこれを上等小學一等一圓、二等七十五錢、三等五十錢、下等小學一等七十錢、二等五十錢、三等三十錢と定めた。各等級は富貧に依り區分したのである。

教育令發布

これより先き十二年九月學制に代ふる教育令を發布したが、これは學制が歐米の制度の直輸入で徒らに規模のみ宏大で、當時の國力民情では實施が困難であつたが爲めであると云はれる。教育令は學制に比せば頗る簡單ではあるが、實質的であつて小學校は各地方に於て每町村又は數町村聯合して、必ず公立小學校を設置することを原則とはするが、これに代る私立小學校があれば公立を缺くことが許され、又正味十六ヶ月修學すれば義務教育を終るものとし、各町村内に學校事務管理の爲め學務委員を置くこと等を規定してゐる。

明治十三年三月各校に教頭一名を置き校務を統ぶることとし、(校長設置は十五年四月のことである)この月先きの學事雜則が廢止され校務委員が罷んだので、府は新に校務掛を設けて校内の庶務に當らせることゝした。この任務は區長と商議し學校の出納に從事すること、學校の維持校舍の增減並びに職員の任免

に關し意見ある時は、區長及學務委員と商議すること等があつた。

次で十九年四月勅令で小學校令の公布を見たが、此要旨は(一)小學校を尋常高等の二種とし、(二)その設置區域及位置は府縣知事の定むる所とし、(三)兒童六歲より十四歲迄を學齡とし、父母後見人は學齡兒童に普通教育を得せしむる義務あること、(四)授業料徵收のこと、(五)授業料寄附金にて經費不足する時は區町村會の決議を經て區町村費を以て補ふこと、(六)私立小學校に於て公立と均しき普通教育を施さんとする者は、豫め府縣知事の認可を得ること等である。

學務委員については、教育令に區町村に學務委員を置き、適宜に人員及び給料を定めて府縣知事の監督を受け、兒童の就學、學校の設置、保護等を掌るべしと規定してゐるが、十三年府は之が選擧法を達し、任期を三年とし五月その事務章程を達した。それには區內の學事を監理するを任務とし、學務、教育、幼稚園保育の方法、學校設置及保護の方法、教員の勤惰及生徒の進否、學校の位置及築造等の監査、就學の奬勵、督勵、教育上の利害に關し具申すること、學校幼稚園、圖書館開廢の申牒、公立小學校教員結約解約を審査し記名調印すること等が規定されてゐる。この規定は十五年四月に改正されたが、この前年六月學務委員は學區內の區會議員を以て選擧せしめ、任期を四年として二年毎に半數改選とすることにしたが、十八年に至つて府令でこの職は廢止となりその職務は區長に引繼がれた。

明治十九年四月府令第二十三號で小學校の位置、區域は區は一區を以て學區と定め、同第二十四號にて

小學校の財産は各區に於てこれを管理すべきことを達せられた。又同第二十五號で、小學校の經費は管理者に於て會計年度に基き豫算を調製すべきことを達せられ、同二十六號にて授業料を尋常小學校三十錢以上七十錢以下、高等小學校を五十錢以上一圓以下と定め、土地の情況に依つては前者は十錢後者は三十錢位輕減し得ることゝ定められた。

小學校委員

この年十一月先きの校務掛を廢して小學校委員規定を發布し（府達）小學校經濟に關する事項を整理する爲め便宜各小學校に委員を置いて、之を學區内に在住する名望ある者より管理者に推薦せしめた。委員は小學校の資産增殖寄附募集新築增築經費豫算に關し管理者の諮問に對し意見を答申し、又經費の收支に關し管理者の依托を受けてこれに從事することを規定した。

小學校令公布

明治二十三年二月法律第八十九條地方學事通則及勅令第二百十五號小學校令の公布があつたが、此の結果は市内各區にある尋常小學校は同令第三十條に依つてその學校所在區の所有として使用し、設置維持を負擔すべきことゝなつた。この決定は市制施行後他のあらゆる事業が市に統一され、各區均等に受益することゝなつたに係らず、獨り教育事業のみ各區獨自の經營として殘存し、後年學區統一問題を勃發せしめた外、區の制度の上に今に特異な事蹟を殘してゐる意味で注意すべきことである。

先きに區學務委員は一時廢止になつたと記したが、二十四年五月市條例第一號で新に學務委員條例が定められ、又復活することになつた。こは小學校令第七十五條に據つたのであるが、それに依ると教育事務

の爲め毎區に學務委員を置き、委員は毎區四人以上にて區會の定むる處によりこれを、區會議員、其區に居住する市公民、及びその區所在の市立小學校男教員中より、前二者は區會にて選擧し後者は府知事の權限により任命し、前二者は任期四ヶ年、後者はその職務の任期中と定められた。但し後者は委員總數の四分の一より下ることを得ないのである。

尙今次の制度改正中注目すべきものに代用小學校の事あり、卽ち府知事及び郡長は市內又は町村組合內に私立小學校ある時は、その市町村立小學校の設置又はその一部の設備を猶豫し、私立小學校を以て之に代用することが出來るとの規定が現はれ、これによつて地方民力の緩和を謀ることゝなつた。當時比較的設備の整つた私立小學校の多かつた本市內に代用制度の實施されたことは人のよく知る處である。

翌二十五年十二月府令で、市の區長は市長の職務を行ひ東京府知事の機關となりてその區に關する國の教育事務を執行し、同時に區の學務委員はこの區に關する國の教育事業につき區長を補助すべしと達せられ、ついで教育事務執行に關し市吏員學務委員の關係並びに事務章程が定められた。二十六年市條例で、區會議員であり乍ら市公民の資格で委員に當選するは無効と達せられたのは、先きの條例を補なつたものであらう。三十三年八月文部省令小學校令施行規則中にも區の學務委員に關する規定があるが今省略する。

この年第一次の學區統一の問題が起つた。十月府知事から尋常小學校の設立維持に關する費用は、三十四年度より區の負擔を止め市の負擔に屬せしめんとするについて意見を各區會に諮問した。この動機は當

時の市會議員星亨外三十三名より市會に建議し、その決議を經た上市參事會の贊同を得て府知事に稟申したことにその端を發するのである。然るに當時各區の態度はこれを不可とする意見が大多數であつたのと、この案の主唱者とも云ふべき星亨の死亡のためこの案は空しく葬り去られた。

小學校維持費市負擔問題

明治四十二年三月勅令にて小學校の修業年限を改正し、尋常科六年、高等科二年と定められたが、この年又學制統一の問題が起つた。此度は教育上の設備の缺陷と、教育費支出の不權衡、區費負擔の不權衡を理由として、市學務委員會より建議のあつたのが動機となり、府知事が市を通じて各區に諮問した。しかし此度も之を非とするもの半數を占め、加ふるに日本橋其他頗る猛烈に反對するものがあつて、ついに何ら成立するに至らしめなかつた。かくて現在に及んだのであるが、その後教員給の市費支辨を始めとして學校舍改築の場合市は建築費を補給し、現在では區は纔かに學校營繕費を支出する位に過ぎないので、實際には先きの學制統一の主旨の大半が遂行せられてゐるものと見られる。尚尋常小學校に於ては原則として授業料の徵收をなさないにも拘らず、市內各區では今尚これを徵收しつゝあるもの多い中に、本區が大正十二年四月以來これを廢止してゐるのは特筆すべきである。左にこの期間の教育の發達を物語るべき一、二の統計を掲げる。

兒童數增加表

小學校兒童數增加表

年次	公私	尋常科(在學) 男	尋常科(在學) 女	高等科(在學) 男	高等科(在學) 女	總計	尋常科(入學) 男	尋常科(入學) 女	高等科(入學) 男	高等科(入學) 女
明治十三年	公	—	—	—	—	一、八一三	—	—	—	—
	私	—	—	—	—	二、一六三	—	—	—	—
十四年	公	—	—	—	—	一、一二四	—	—	—	—
	私	—	—	—	—	二、二八〇	—	—	—	—
十五年	公	一一五	五〇五	—	—	一、三二〇	—	—	—	—
	私	二、一六九	九八八	—	—	二、一五七	—	—	—	—
十六年	公	—	—	—	—	一、二〇八	—	—	—	—
	私	—	—	—	—	一、九九〇	—	—	—	—
十七年	公	—	—	—	—	一、三四一	—	—	—	—
	私	—	—	—	—	一、八二三	—	—	—	—
十八年	公	—	—	—	—	一、五二六	—	—	—	—
	私	—	—	—	—	一、五五五	—	—	—	—
十九年	公	—	—	—	—	一、五八四	—	—	—	—
	私	—	—	—	—	一、三九三	—	—	—	—
二十年	公	一、〇三三	七六一	—	—	一、七九四	—	—	—	—
	私	八六二	七九四	—	—	一、六五六	—	—	—	—
二十一年	公	九五四	八一四	—	—	一、七六八	—	—	—	—
	私	一、〇四八	九八〇	—	—	二、〇二八	—	—	—	—
二十二年	公	一、二九三	九〇〇	—	—	二、一九二	—	—	—	—
	私	一、二三三	一、一五七	—	—	二、三九〇	—	—	—	—
二十三年	公	一、二五八	九八三	—	—	二、三四一	—	—	—	—
	私	二、五七〇	二、一八五	—	—	四、七五五	—	—	—	—

年									
二十四年	一、一八二 / 一、四六四	七九二 / 一、五五〇	— / —	— / —	一、九七五 / 三、〇二四	— / —	— / —	— / —	— / —
二十五年	一、五七三 / 一、三三四	一、一七六 / 一、一七九	— / —	— / —	二、七四九 / 二、五〇三	— / —	— / —	— / —	— / —
二十六年	一、二一四 / 一、二七五	一、〇二四 / 一、二〇三	三九二 / 五三	二三四 / 五三	二、八四七 / 二、六八三	— / —	— / —	— / —	— / —
二十七年	一、七六四 / 一、四五八	一、三五四 / 一、二一五	— / —	— / —	三、一一八 / 二、六七三	— / —	— / —	— / —	— / —
二十八年	一、八三三 / 一、五二二	一、三九五 / 一、二七三	— / —	— / —	三、二二八 / 二、七二八	— / —	— / —	— / —	— / —
二十九年	一、五一三 / 一、七四七	一、二七五 / 一、五〇八	四六五 / 九〇	三〇八 / 九一	— / —	— / —	— / —	— / —	— / —
三十年	一、五五五 / 一、七二六	一、三一六 / 一、五一七	四六一 / 七七二	三四二 / 八〇	三、六七四 / 三、三九五	— / —	— / —	— / —	— / —
三十一年	一、四六四 / 一、七六四	一、二七三 / 一、五七七	五一八 / 一二四	三八四 / 一〇三	三、六三九 / 三、六一二	— / —	— / —	— / —	— / —
三十二年	一、五八六 / 一、七七二	一、四一〇 / 一、五四二	六〇一 / 一五三	四三六 / 一四七	四、〇三三 / 三、六一四	— / —	— / —	— / —	— / —
三十三年	一、五〇六 / 一、八二二	一、三五五 / 一、六六五	六七九 / 一六八	五三一 / 一五七	四、〇六一 / 三、八〇一	— / —	— / —	— / —	— / —
三十四年	一、八一九 / 一、五二八	一、六〇五 / 一、三八二	二一六 / 七一四	一七九 / 五六五	四、〇二三 / 四、一九三	— / —	— / —	— / —	— / —
三十五年	一、六六七 / 一、七六〇	一、五〇六 / 一、五六五	七一九 / 二七七	六〇八 / 二七三	四、五〇〇 / 四、〇四〇	四九五 / 五九一	四六六 / 五二一	二九二 / 一八八	二四八 / 一三一
三十六年	一、九三二 / 代用 一、四四四 / 二八九	一、七五八 / 一、二九六 / 二五一	六九二 / 二九〇 / 七	六三八 / 二七三 / 一一	五、〇二〇 / 三、三八四 / 六三三	七一〇 / 八〇 / —	六五〇 / 七〇 / —	三三〇 / 一九八 / 五	二九六 / 一八五 / 四
三十七年	二、一〇〇 / 一、六九〇	一、九一六 / 一、五三三	七一五 / 三二八	六六四 / 二八六	九、三九五 / 四、〇一〇	六二六 / 五四三	六一九 / 五二二	三五三 / 一八四	二九二 / 一三七

三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	四十五年 大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年
二、六八〇 一、七〇一	二、八六六 一、七二三	三、五六〇 一、六七六	五、〇二一 一、七二三	五、七五八 一、六三八	六、三八八 一、三七九	七、一〇五 八八五	七、七三三 四九四	八、四一九 四二六	九、一五六 三九四	一〇、一九九 一〇〇	一一、〇〇一 九八	一二、八一四 一〇五	一三、五六一 一〇四
二、四三四 一、五〇八	二、七四九 一、五八四	三、三八三 一、五三九	四、七二六 一、六一一	五、四〇二 一、五六二	五、九四〇 一、二四六	六、六五三 七九七	七、一九一 四六五	七、六五二 四一一	八、四四六 三七五	九、四二六 八九	一〇、一一〇 九六	一〇、八四一 三	一一四、一七四 二五七
八〇九 三九六	九六四 四〇二	九五八 三九九	二五八 九七	二七〇 九八	三〇八 八七	三八七 六〇	三四六 四五	三八一 三六	四五六 四七	五一四 一二	五三一 八	五五二 五	五九六 三
七九〇 三五五	八四八 三六八	八五七 三四九	二五七 九七	二六五 七五	二八三 七九	三四九 五五	三四五 四三	三一八 三五	三三五 三三	三九一 三	四三三 二	四二九 三	四二六 五
六、七一三 四、一二〇	七、四二七 四、二四八	八、七五八 四、〇七六	一〇、二六二 三、五二八	一一、六九五 三、三七三	一二、九一九 二、七九一	一四、四九四 一、七九七	一五、六〇五 一、〇四七	一六、七七〇 九〇八	一八、三九三 八四九	二〇、五三〇 二〇四	二三、〇七五 二〇四	二三、六三六 四二五	二五、〇五七 三六九
七五九 五九八	八八二 五二三	一、一九〇 六〇四	一、六三六 四〇一	一、五八六 三五五	五五九 一六五	一、六六六 一三六	一、七七六 一五七	一、九四八 五八	二、三〇一 八九	二、五二〇 二八	二、五〇三 二三	二、七一六 三四	二、八一八 一八
七〇〇 五七五	八七〇 五三五	一、二一四 六〇一	一、五四二 三七〇	一、五〇四 三一七	五一六 一三九	一、六一九 一四五	一、六九七 一四七	一、五四三 六七	二、二九三 八九	二、四三六 二二	二、四一三 八	二、五九六 六七	二、六〇三 六二
三七三 二二四	四七四 三三四	四六八 一七三	二〇四 八六	二〇七 九七	九五 二五	二九三 六〇	二七二 二六	二一一 四九	三八九 三八	三九六 六	四三六 八	四三六 二	四八五 二
三四四 二〇九	三八一 一九七	四二一 一六二	一七六 八一	一六九 七三	九六 二六	二五五 五八	二六三 二四	二〇〇 三九	二五八 三三	三〇三 一	三〇一 二	三一九 三	三〇二 三

八年		一三,三二八 —	一三,二七七 一六九	六二五 —	四五八 —	二六,六七〇 一六九	二七,三三 —	二,六二九 一三	四六〇 —	三〇八 —
九年		一三,九八一 —	一三,九三三 一四一	七一一 —	五七四 —	二八,一九九 一四一	二,九〇九 —	二,七六〇 二〇	五五三 —	四二三 —
十年		一四,六九三 —	一三,四九八 —	七九五 —	六九九 —	二九,六八五 —	二,九一七 —	二,七五一 —	五五四 —	四六八 —
十一年		一四,五三七 —	一三,六三三 —	一,〇三三 —	七八三 —	二九,九七五 —	二,五六七 —	二,六一四 —	七六〇 —	五四七 —
十二年		七,七一四 —	七,二九三 —	四六六 —	三七七 —	一五,八五〇 —	二,四三四 —	二,四三九 —	六一一 —	二三六 —
十三年										
十四年										
十五年										

第三節　小學校沿革

前節では主として制度の沿革を述べたのであるが、玆では更に各小學校の沿革を述べて參考に資することにする。但し區內では市立小學校の內牛島尋常小學校の外は、這般の大震火災で全部燒失したので記錄の如きも殘るもの少く、爲めに古く詳しい沿革を探ぐることは出來ないから、各小學校答申書を訂正の上掲げて置く。

牛島尋常小學校

本所尋常小學校

明德尋常小學校

中和尋常小學校

江東尋常小學校

柳島尋常小學校

横川尋常小學校

二葉尋常小學校

綠尋常小學校

菊川尋常小學校

本横尋常小學校

外手尋常小學校

業平尋常小學校

錦糸尋常小學校

小梅尋常小學校

柳元尋常小學校

日進尋常小學校

本所高等小學校

茅場尋常小學校

牛島尋常小學校

一、沿革

牛島小學校は明治五年八月學制頒布に遅るゝこと僅か半歳なる明治六年二月二十六日の創立にして、當時は第一大學區第六中學區第二番小學と稱し、府下南葛飾郡須崎村八十二番地三圍社傍（現今の本所區向島須崎町二番地）に建設し土手下學校（本名墨水學校）の別名ありき。生徒數僅かに五十名許り、校舍は不明なれども板葺二階造りにして普通民家の古屋を修理せるものなりしと云ふ。

明治十一年兒童數百十三人となり、十二年に及び種々の事情に依りて萎微振はず殆んど閉校せんとせしこともありしが、幸に當時の須崎村戸長中田伊平、小梅村戸長久保田甚左衞門、地方有志石川兵左衞門、淸水淸、小宮久兵衞、望月德兵衞、坂田源左衞門、諸氏の盡力と山岸軒光氏の耐忍とにより大に校運を挽回するを得たり。

明治十四年九月同郡小梅村二百三十九番地（現今本所區向島須崎町二百九十二番地）に新校舍を建築す。坪數七十三坪、此の擧に際し特志者淺草區吉原五十軒町船茂孝太郎氏は無地料にて學校敷地を貸渡されたり。

其後逐年兒童數を增し、明治二十二年四月行政區劃の變更に依り當時校地は東京市に編入せられ、本校は是より東京市牛島尋常高等小學校と稱するに至る。明治二十三年二月九日　兩陛下御眞影を下賜せら

れ、明治二十六年二月十三日改築落成式を擧行し、本府知事、市參事會員、區學務委員、本區名譽職員等三百名有餘の來會者ありしと云ふ。

明治二十七年四月十五日突然向島須崎町五十番地の屋上より發火し、改築後僅か一年にして悉く烏有に歸せしは實に遺憾の限りと云ふべきなり。然れども此日會々日曜に當りしを以て兒童の在らざりしは不幸中の幸なり。（變災の條參照）

校舍燒失につき卽日向島請地（秋葉神社附近の地）千葉ヨヱ氏所有の家屋を假用して事務所に充て、向島須崎町二百四十六番地（秋葉神社附近の地）三浦源藏氏所有の工場四十八坪を借用し、全兒童を午前午後の二部に分ち四月二十三日より教授を爲すこと丶せりと。依りて七月一日より再び工事に着手し、十二月二十七日落成したり。當時我國と清國との交戰中に就き落成式も猶豫し、明治二十八年十二月十四、五日開校落成式を擧行せり。

明治二十九年九月未曾有の大洪水に遭ひ床上に浸水すること五寸餘、授業せざること十數日に及べり。

明治三十一年二月二十六日創立二十五年記念式を擧行せり。

十一月牛島協和會なる團體起りたり。

明治三十七年に至り本校職員十有八名事務員一名合計十九名の職員、兒童數六百三十名の多きに達し、尋常科八學級高等科五學級に編成せられ、校地は累年增築して總坪數六百八十一坪五合一勺なるも、碒、

狹隘を告ぐるに至れり。

明治四十年四月より尋常高等の併置を廢し單に尋常小學校となり、現在高等科兒童は本區內に新設せし本所高等小學校に轉學することとなり、同月より始めて第一學年二個學級の二部教授を開始すること、なれり。

明治四十三年八月十二日綾瀨川の堤防決潰の爲め、校舍床上の浸水二尺五寸餘に及しを以て、御眞影を御舟に移し參らせ本所區役所に奉遷せり。

明治四十四年四月四日兒童增加の爲め元東橋小學校內に分教室を設け、第五學年の全部三學級を移して授業を開始し、同時に東橋小學校在籍兒童男女八十五名を本校に編入せり。

大正二年三月二十八日に及び改增築全部落成し、

校地總坪數一千二百〇七坪二合三勺

校舍總建坪五百四十九坪九合九勺

の盛大を致せり。

四月一日より二十四學級に增設し、兒童の多きを以て三個學級の二部教授を施行せり。

當時の職員二十七名事務員一名兒童數千七百二名に及べり。

大正三年四月一日在籍兒童數千八百九十二名三十學級に編成し、第一、二學年を二部教授とせり。

五月一日東京市本所區第四夜學校設置せられ授業開始せり。
大正四年四月一日在籍兒童數二千百二十九名を三十三學級に編制、第一、二學年は二部編制。
大正七年四月一日在籍兒童數二千二百六十八名、大正八年には在籍兒童二千三百八十名、學級數三十五に編制せられたり。
大正十一年十一月十五日櫻庭定五郎氏の後を受けて現校長岡本竹次氏小島校より轉任せられたり。
大正十二年九月一日の大震災の際は火災の厄を免れたるも、校舍の危險を慮りて一時移轉の必要を感じ、昭和四年十月十一日向島須崎町二百九十二番地より二百三十七番地に移轉し現在に及べり。此の爲め六年兒童を業平小學校に、一年より五年までの兒童を小梅小學校に收容し、移轉工事落成後六年及五年を小梅小學校に、殘餘の一年より四年までの兒童を現在の位置に移し教授實施の狀態なり。

歴代校長

氏名	就任年月	退職年月	在校年月
山田健	明治六年二月廿六日	明治十二年七月	六年五ヶ月
山岸輯光	明治十二年七月	明治十五年六月	四年
田中親厚	明治十五年六月	明治十九年八月	六年二ヶ月
山邊知之	明治十九年八月	明治三十六年十二月	十八年五ヶ月

氏名	就任	退任	在任期間
近藤秀敬	明治三十六年十二月	明治三十七年六月	七ヶ月
中村牧次郎	明治三十六年六月	明治三十九年四月	二年十一ヶ月
佐々木清之亟	明治三十九年五月	明治四十年三月	十一ヶ月
中山榮太郎	明治四十年三月	大正六年十一月	十年九ヶ月
櫻庭定五郎	大正六年十一月	大正十二年十一月	五ヶ年
岡本竹次	大正十二年十一月十五日		

設立以來ノ兒童　教員數　學級數調（各年三月一日現在）

年次	兒童數 男	兒童數 女	學級數	教員數	備考
明治二三年	二二五			九	自二三年至三四年男女兒童數別不明
二四年	二二二			九	
二五年	二八七			九	
二六年	三二一		七	一〇	
二七年	三〇二		七	一〇	
二八年	三二七		七	七	
二九年	三四七		六	八	
三〇年	六六三		六	八	

三一年	三九八		六	九
三二年	四五五		六	九
三三年	五〇六		八	九
三四年	五三一		八	一三
三五年	二五七	二四六	一二	一四
三六年	三四三	二八六	一二	一七
三七年	二二五	三〇九	二一	一八
三八年	三七三	三五六	一四	一七
三九年	三九〇	三七七	一四	一六
四〇年	四二六	四一六	一四	一六
四一年	四六八	四二九	一四	一七
四二年	五四二	五〇〇	一四	一八
四三年	五七八	五五六	一四	一八
四四年	六五四	六五八	一七	二一
四五年	六五八	六五四	一七	二一
大正二年	八一四	七八九	二四	二七
三年	九七二	九六三	二四	二六
四年	一、〇七九	一、〇七一	二六	二九
五年	一、一六一	一、一〇九	二九	三二

六年	一、二五九	一、二三〇	二九	三二
七年	一、一二三	一、一二五	二九	三一
八年	一、一九六	一、一八八	二九	三六
九年	七二二	六八一	二四	二九
十年	七五八	七五〇	二四	二七
十一年	七八一	八五七	二六	二九
十二年	八六〇	八〇八	二七	二九
十三年	七七〇	七二五	二八	二九
十四年	八二六	七九三	二七	三〇
十五年	九〇二	八一二	三〇	三三
昭和二年	九三八	八一二	三〇	三四
三年	九〇七	八二七	三一	三四
四年	九三六	八五〇	三二	三八
五年	八七二	八〇八	三二	三六

本所尋常小學校

一、沿革

本所尋常小學校は元久保尊氏の綠町五丁目に設立せる私立小學校なりしが、明治七年三月公立として本所小學校と改稱し、敷地を永倉町二番地に定め校舍を新築し、明治八年十月十日開校式を擧行せり。此

時校長は横須賀安枝氏にして職員五名生徒男女を合せて二百六十名なりき。舊尾張の藩主徳川義宜公は本校建築の擧を賛して金三千圓を寄附せられたり。明治九年三月横須賀校長本郷湯島小學校長に轉任し教員富田豐氏校長に昇任す、爾來年を追うて盛大となり校舍も數回增築せられしが、三十二年十一月七日の夜失火の爲校舍全部烏有に歸す。三十三年十一月再築の工を起し、翌年四月落成五月十二日開校式を擧行せり。當時生徒は高等科三百十七名尋常科五百六十名なり。三十五年九月職員總更迭あり。本區明德尋常高等小學校訓導兼校長大塚政策氏本校訓導兼校長に任ぜられ、同時に他職員全部新に就任せり。大塚校長は四十一年四月本所高等小學校訓導兼校長に轉し、本區横川尋常高等小學校訓導兼校長上條袈裟重氏本校校長に就任せり。此の時兒童總數千二百卅四名なり。四十二年度に十二教室雨天體操場の增築に着手。四十三年三月三十一日竣工せり。此年四月學級數二十、兒童總數千九百九十六名にして四十四年一月には二千百餘名となる。大正三年九月一日運動場三百五十一坪の擴張工事竣工す。上條校長は大正七年一月業平小學校長に轉じ、訓導前島卯市氏校長に昇任。爾後學校園設置せられ運動場も漸く面目を改むるに至れり。大正十二年七月末には兒童數千九百二十名を數へしが、九月一日忽然起りし大震火災の爲、校舍も遂に燒き拂はれ校舍前面の煉瓦塀が僅かに燒け殘りてありし日の面影を止むるのみ。其の跡には收容バラック建築され、學校にては其の一部を教室に當て十月十八日より授業せしが、大正十三年舊敷地に假校舍三棟竣工せしを以て之に復歸せり。其の後本建築の

ため第三、四學年は本横小學校に、他は南二葉町假校舍にて授業す。前島校長は大正十三年一月本區江東尋常小學校長に轉じ訓導濱口武平氏校長に昇任す、昭和三年五月十日濱口校長は四谷第三小學校長に轉じ、同日本區明德小學校長松本治之助氏本校校長に就任す。現在は校長以下職員廿五名學級數二十二兒童數一千一百名なり。卒業生は三十二年より前のは書類燒失の爲確實の數を得る能はざるも創立當時より約六千に垂んとす。復興建築は昭和三年五月四日地鎭祭を行ひ、昭和四年五月十三日落成をとげ六月三日バラック校舍より移轉す。

歷代學校長

横須賀安枝　富田豐　大塚政策　上條袈裟重

前島卯一　濱口武平　松本治之助

設立以來ノ兒童教員學級數調

年次	兒童數		學級數	教員數	備考
	男	女			
大正十二年					震災ニ因リ書類燒失ニツキ不明
十三年	四七八	四五〇	一七	一九	
十四年	五四一	五二二	二〇	二二	

昭和元年	六四三	五八三	二二	二六
二年	六〇九	五四五	二二	二六
三年	五八六	五五六	二二	二七
四年	五〇六	五二七	二三	二七
五年	五一六	五五四	二三	二七
六年	五五五	五九四	二二	二六

明德尋常小學校

一、沿革

明治八年五月十四日校地を表町五十八番地に相して校舍を建設し同年十二月十八日竣工す、佐竹侯爵千金を捐てゝ資とせらる、乃ち有志侯に命名を請ふ侯の藩校を明德館と云ふ故を以て明德校と名づけられたり。

明治二十三年九月改築起工同年十二月竣成す。

明治四十一年四月より明德尋常高等小學校を明德尋常小學校と改稱す。

明治四十二年再び改築の起工をなし、同年十二月十八日竣工落成式を擧行す。

大正十二年九月一日大震火災の爲め校舍燒失に付假校舍を新築し同年十二月二十四日竣成す。

昭和三年八月二十一日復興建築着手の爲め更に假校舍を若宮公園敷地内に移す。

昭和三年十二月一日復興建築に着手し工事地鎭祭を施行し翌四年八月十二日上棟式を行ひ同年十一月二十五日竣工す。

歷代校長

須田要　齋藤時修……數代不明……大塚政策

伊藤銀太郎　松本治之助　金崎武雄

設立以來ノ兒童、教員、學級數調（各年三月一日現在）

年次	兒童數 男	兒童數 女	學級數	教員數	備考
大正十三年	四七四	四一六	一五	二〇	内二部教授學級數 一一
十四年	六五〇	五六六	一九	二二	内二部教授學級數 七
昭和元年（大正十五年）	七〇一	六四三	二四	二八	内二部教授學級數 一二
二年	六九二	六七三	二四	二八	内二部教授學級數 一二
三年	六七六	六八〇	二四	二八	内二部教授學級數 八
四年	五四七	五三八	二五	二九	内二部教授學級數 一七

五年	六六一	六五〇	二五	三〇	二部教授ヲ解ク
六年	七四八	七四三	二六	三〇	

中和尋常小學校

一、沿革

一、明治三年四月第六大區長園田安賢戸長關岡孝治等相謀り當五小區有志を募り、毎月分納寄附金を以て本所林町一丁目十二番地德上院（彌勒寺地内）を借りて育幼社を創設し、大川左平を教員として、無月謝にて讀、書、算の諸科を教授す。之を本校の起源とす。

一、明治三年六月生徒増員の爲め深川東森下町百番地長慶寺に轉じ關岡戸長之を管理す。

一、明治五年七月學制頒布せらる。因て關岡孝治區内有志と相謀り、其の中央地なる本所林町三丁目四十番地をトして校舍を新築し、七年二月育幼社を此處に移轉し、假りに第六中學區第一番公立學校とし小學校教則に從ひ子弟を教育す。

一、明治八年八月八日入江増忍教頭に任ぜらる、其の月獨立して第六中學區第十三番公立中和小學校と改稱す。

「中和」なる名稱は中庸の「喜怒哀樂之未發謂之中、發而皆中節謂之和」に依る。

一、明治八年九月二十二日開校式を行ふ。兒童百十九名職員三名。

一、明治八年九月二十五日本校敷地百九十二坪五合を官より下附せらる。

一、明治十一年五月上等科の制を改めて尋常科（期限六ヶ年）となす、兒童百九十八名職員九名。
一、明治十二年一月七日本校增築落成式を行ふ。是より先兒童漸次增加せるを以て、區長飯島保篤戸長平井久貫等の盡力により、本所林町三丁目四十八番地（三百九十八坪五合）の隣地を官に請ひて本校敷地となし教室の新設に着手し、是に至りて落成せり。兒童百九十一名職員八名。
一、明治十二年九月大中小學區の制廢せられ、校名を東京府公立中和小學校と改稱す。
一、明治十五年四月改正教則を實施す。同年九月四日入江增忍本校々長に任ぜらる。
一、明治二十一年二月十五日本區松柳小學校を廢し、其の一部なる舊立志小學校を中和小學校松代分校とす。
一、明治二十三年二月十日　兩陛下御眞影を下賜せらる。
一、明治二十三年十二月二十七日教育に關する勅語謄本及び文部大臣訓示頒布せらる。
一、明治二十四年三月二十一日學區改正のため、中和小學校松代分校を本日限り分離し龜戸町に屬せしむ。
一、明治二十四年四月一日改正小學校令を實施し、校名を東京市本所區中和尋常高等小學校と改稱す。尋常科兒童百六十九名、高等科七十四名、職員十二名、幼稚園々兒二十八名、保姆二名。
一、明治二十四年十月二十四日本校々舍の一部七十七坪の改築落成式を行ふ。
一、明治三十三年學校後援中和奬學會を創設す。

一、明治三十四年六月本校開校記念日を九月二十二日と定む。
一、明治三十五年三月本校々舍全部の改築中東南二階建七十六坪落成す。
一、明治三十五年四月改正小學校令を實施す。
一、明治四十年四月一日尋常科第一學年男女の二部教授を實施す。
一、明治四十年六月市立第二工業補習夜學校開設せらる。
一、明治四十年十二月附屬幼稚園を廢し江東幼稚園に合併す、此の時園兒四十八名、保姆二名。
一、明治四十一年三月二十八日改築落成式を行ふ。中和獎學會は式費記念品費として一千五百二十一圓を寄附す。
一、明治四十一年四月小學校令一部改正實施の結果、高等科を分離して六ヶ年制の尋常小學校となり、校名を東京市中和尋常小學校と改稱す。學級數二十一、兒童千三百四十五名職員二十二名。
一、明治四十四年八月三十日運動場全部をアスファルトに改造す、中和獎學會は此の費用の中へ一千圓を寄附す。
一、明治四十五年四月本校兒童五十四名を新設校なる綠小學校へ、同百九十餘名を菊川小學校へ轉學せしむ。同年四月八日學校內設置の市立第二工業補習學校を菊川小學校に移轉す。
一、大正三年八月十五日本校內に東京市立中和圖書館を開設す。

一、大正四年九月二十二日本校創立滿四十年記念祝賀式を行ふ。
一、大正四年十一月九日天皇陛下御眞影を奉戴す。
一、大正五年四月一日尋常科第一學年兒童收容の必要上、第三學年兒童四十六名を本所尋常小學校に、同五十一名を綠尋常小學校に轉學せしむ。
一、大正六年五月十五日本校增改築成る。是より先當校敷地として南隣林町三丁目四十六番地三號地二百四十六坪二合を購入編入す。
一、大正十一年十月十八日始めて補助學級を置く。
一、大正十二年七月三十日より八月二十日まで、中和奬學會主催の下に中和臨海團を房州保田に開催す。
一、大正十二年九月一日關東大震災の爲め御眞影勅語謄本及び重要書類二籠を除き、他は校舍校具等全部烏有に歸す。
御眞影勅語謄本は一旦山口校長宅に、それより麻布聯隊本部に、次に市役所に奉遷す。(九月十一日)
兒童行方不明男三四女二六計六〇、死亡男三八女四一計七九職員及小使は全部無事なることを得たり。
一、大正十二年九月十六日國技館に於て震災後第一回職員會を開き、學校燒跡に學校假事務所を設け、兒童調査の事務に當る。
翌日事務所を東京電燈株式會社林町變壓所に移し、更に學校燒跡にバラック住宅の設けらるゝや、同所

に移轉す。

一、大正十二年九月三十日第一回兒童召集をなし、露天學校を開始す。兒童參集數男七九女四七計一二六。

一、大正十二年十月十三日學級編成をなし、臨時時間制により普通授業をなす。學級數六。一學年男二五女一七　二學年男二九女二五　三學年男三四女二一　四學年男二八女一九　五學年男二八女一六　六學年男三四女二〇　計二九六。（震災前在籍兒童數男一〇四三女九六八　計二〇一一）

教場變遷

露天時代　自大正十二年九月三十日　至十月三十一日

天幕時代　自十一月一日　至十一月六日

天幕バラック時代　自十一月七日　至十二月六日

バラック校舍時代　自大正十二年十二月七日　至昭和三年三月二十七日

一、大正十二年十二月二十二日當校兒童及び中和獎學會々員中震災にて橫死せる者の追悼會を執行す。

一、大正十五年十二月二十五日本校建築入札あり鴻池組に落札す。

一、昭和二年一月七日本校建築工事起工同年二月十五日地鎭祭を擧行す。

一、昭和三年三月十五日新校舍落成す。

一、昭和三年三月二十七日新校舍を區へ引渡濟となる。

一、昭和三年三月二十八日バラック校舍より新校舍へ移轉す。

一、昭和三年四月二十七日復興本建築校舍落成式を擧行す。

一、昭和三年十月二日　今上皇后兩陛下の御眞影を奉戴す。

一、昭和三年十一月十日　今上陛下御卽位の大典を擧げさせらる。佳辰に付奉祝式を擧行す。

一、昭和三年十二月十三日東京市御大典奉祝會に職員總代及兒童總代參列す。

一、昭和四年二月一日東京市教員講習所養成科本年度教育實習生八名委託さる。

一、昭和四年十一月一日故本校五年生徒森正太郎銅像を中和公園に建てその除幕式あり。

一、昭和五年二月一日東京市教員講習所養成科本年度教育實習生十名委託さる。

一、昭和五年三月三十一日本校内に併置の市立中和圖書館を本區明德尋常小學校内に移轉す。

一、昭和五年四月一日東京市商工青年修養會本校に開設さる。

一、昭和五年九月二十二日第五十五回創立記念式を擧ぐ。

歷代學校長

		在校年月
大川左平	自明治三年四月 至同八年八月	五年五ヶ月
入江增忍	自明治八年八月 至同十六年十二月	同　八年五ヶ月
近藤孝道	自明治十六年十二月 至十八年七月	同　一年八ヶ月

石崎政洸	自明治十八年九月 至同　三十六年十二月	同十八年四ケ月
近藤孝道	自明治三十六年十二月 至大正十年四月	同十七年五ケ月
山口齊	自大正十年四月 至同　十四年二月	同三年十一ケ月
四宮千代壽	自大正十四年二月 至現在	現在マデ六年二ケ月

設立以來ノ兒童、教員、學級數調

年次	兒童數	學級數	教員數	備考
明治八年	一一九		二	年次ハ年度ヲ示ス 兒童別及學級數ハ震災ニ因リ書類燒失ニ付不明 各年月日モ同ジク不明
九年	一五一		四	
十年	一七三		八	
十一年	一九八		九	
十二年	一九一		八	
十三年	一四一		八	
十四年	一一五		七	
十五年	一一五		六	
十六年	一三〇		六	
十七年	一一九		七	

年	尋常科 男	尋常科 女	高等科 男	高等科 女	學級數	教員數	備考
同十八年	一九〇				七		
同十九年	二〇八				一〇		
明治二十年	一二六	五二	二五	一二		一〇	學級數ハ震災ニ因リ書類燒失ニ付不明 自明治二十年度至明治四十年度五月三十一日現在
二十一年	一五八	九八	三四	一四		一二	
二十二年	一五二	一〇四	五四	三七		一一	
二十三年	一〇九	九五	四七	三六		一二	
二十四年	九一	七八	四〇	三四		一二	
二十五年	九四	七一	五四	三九		九	
二十六年	一二六	七四	五七	四三		一〇	
二十七年	一四八	八八	六八	四五		九	
二十八年	一六二	一一五	五四	四〇		九	
二十九年	二〇九	一五二	六四	五二		一〇	
三十年	二二二	一八四	六四	四九		一〇	
三十一年	一八八	一七五	七三	五一		一二	
三十二年	二〇九	一八〇	九三	六五		一一	

年度					教員數
三十三年	二三二	一八七	一一〇	一〇三	一二
三十四年	二一八	一七七	一三一	一二二	一四
三十五年	二六四	二四七	一三六	一三〇	一六
三十六年	二七六	二五三	一二七	一一八	一七
三十七年	二八一	二四八	一三二	一三八	一八
三十八年	二九七	二五九	一四六	一四六	一八
三十九年	二七七	二七二	一五五	一六七	一九
四十年	三三九	三五一	一五三	一五四	一八

年度	兒童數 男	兒童數 女	學級數	教員數	備考
明治四十一年	六七四	六七一	二一	二二	自明治四十一年度至大正十年度五月一日現在
四十二年	八一八	八〇六	二五	二三	
四十三年	八一七	八〇五	二五	二四	
四十四年	八四一	八一九	二六	二五	
大正元年	六五九	六五八	二五	二三	
二年	七二二	六二九	二四	二三	
三年	八〇九	七六〇	二五	二三	

四年	八一三	七八四	二五	二四
五年	八〇四	七一九	二五	二三
六年	八七八	七五三	二六	二六
七年	九三四	八三〇	二九	二六
八年	九四五	八九五	三〇	二七
九年	九九八	八九三	三〇	二七
十年	一、〇三七	九二三	三〇	二七
十一年	一、〇一六	九二四	三二	三一
十二年	五四四	四九五	二六	二七
十三年	六七二	六五八	二三	二六
十四年	七二九	七一五	二五	二八
十五年	七〇七	七二五	二五	二八
昭和二年	六九八	七〇五	二五	二八
三年	六四五	六三七	二七	三〇
四年	六七六	七〇〇	二六	三〇
五年	七二九	七二九	二七	三一

自大正十一年度
至昭和五年度
三月一日現在

江東尋常小學校

一、沿　革

明治五年學制の發布あるや漢學者戸枝一氏兩國回向院境內の一民屋を借受けて幼育社を起し附近の子弟を教養した、これが本校の前身である、明治八年十月此の地の有志者數名相謀り回向院境內一部の献地を請ひて校舍を新築し、同年十月十八日落成式を擧げた。

明治十年十月江東女學校を設けて男女兒を區別し、同時に公惠學校をも設け貧民子弟の教育に力を注いだ。明治十九年十一月成績優良校の一として、畏くも　皇太子嘉仁親王殿下（大正天皇）の御台臨を辱ふした。明治二十八年六月相生尋常小學校、同女子尋常小學校が相生町三丁目に校舍を新築するや、本校は其の校舍の一部を借用して移轉した。

明治四十二年五月江東小學校、相生尋常小學校、同女子尋常小學校を併合して相生尋常小學校と稱したが、大正三年三月江東尋常小學校と改稱した。

大正十二年九月帝都大震災により校舍全部烏有に歸した。

同年十月燒跡に露天學校を開始したが、其の後第一期第二期第三期の假校舍建築を經、略支障なき收容をなすを得た。

昭和二年十一月鐵筋コンクリート三階建本校舍を竣工し、翌三年三月二十三日に校舍落成祝賀式を擧行

した。

歴代校長

第一代　戸枝一
第二代　山川利濟
第三代　大東重善
第四代　小澤政胤
第五代　三谷保
第六代　片山喜十郎
第七代　佐々木清之亟
第八代　安藤健太郎
第九代　中山榮太郎
第十代　北澤眞
第十一代　前島卯市
第十二代　山田涉

兒童教員學級數（各年三月一日現在）

年度	兒童數 男	兒童數 女	學級數	教員數	備考
大正十二年	一、二二九	一、一七四	三八	三七	大正十二年三月以前ノモノハ震災ニヨリ書類燒失ノ爲不明ナリ
十三年	五四七	五五一	二三	二七	
十四年	八〇四	七九五	二三	三二	
十五年	八五〇	七八二	三〇	三五	

昭和二年	八二八	八三三	三一	三六
三年	八四九	八三九	三二	三七
四年	八七九	八三九	三二	三七
五年	九一五	八八七	三二	三七
六年	九三四	九二二	三二	三七

柳島尋常小學校

一、沿革

明治三十一年三月三十一日舊本所小學柳島分校と舊私立浪速津小學校とを併合して東京市本所區市立柳島尋常高等小學校と改稱す。

明治三十一年三月五日柳島横川町百三十一番地に校舍の建築に着手し同年六月拾日竣工せり。

明治三十一年九月廿九日　天皇皇后兩陛下の御眞影拜戴式並に新築落成式を擧行せり、此の日を開校記念日となす。

明治三十九年五月三日本校校歌々詞樂譜選定採用の件文部省より認可せらる。

大正二年二月七日改築工事に着手し、同年八月十五日竣工せり。木造二階建教室數三三運動場木煉瓦敷とせり。

大正十二年九月一日關東大震火災によりて校舍校具一切を燒失す。
假校舍の建築大正十二年十二月七日落成其の後增築をなすこと二回。
昭和二年十一月本校復興建築着手のために柳島横川町三二番地へ假校舍を移轉す。
昭和二年十月校舍復興建築に着手し、昭和三年十二月竣工せり。敷地面積一五二〇坪　建物總延坪一六二三三九五坪　建築費五三萬三一五九圓三七錢。

歷代校長

在職期間	氏名
自明治三十一年三月三十一日 至同四十一年四月一日	櫛淵宣秀
自同四十一年四月十八日 至同四十三年十二月三十一日	石渡幸太郎
自同四十三年十二月三十一日 至大正五年六月二十九日	淺石恒太郎
自同五年七月六日 至同十一年五月十九日	飯島正
自同十一年五月十九日	遠山光二

設立以來ノ兒童教員學級數調（各年三月一日現在）

年次	兒童數		學級數	教員數	備考
	男	女			
明治三十一年度	一〇〇	九三	尋三 高一	六	兒童數ハ尋常科ノミヲ計上セリ以下同ジ

三十二年度	一三三	一二八	尋四　高一	六	
三十三年度	一四四	一四二	尋四　高二	八	
三十四年度	一九八	一八五	尋五　高二	一〇	
三十五年度	二三一	一九〇	尋五　高三	九	
三十六年度	二二〇	一八七	尋五　高三	九	
三十七年度	二四三	一四三	尋六　高三	一〇	
三十八年度	二七三	二五七	尋六　高四	一二	
三十九年度	三一六	三〇三	尋八　高四	一五	
四十年度	四〇五	三六五	尋九　高五	一六	
四十一年度	五〇五	四七八	一五	一二	二部教授施行
四十二年度	五六五	五一二	一六	一五	同
四十三年度	七一〇	六〇七	二〇	一六	同
四十四年度	七四〇	六三五	二二	一八	同
大正元年度	八一一	六九四	二六	二四	同
二年度	一、〇三六	九〇三	三三	三一	同
三年度	一、二三六	一、一四六	三八	三一	同
四年度	一、三七六	一、一五九	四〇	三三	同
五年度	一、四五六	一、二六九	四五	三八	同

六年度	一、五八二	一、四〇四	四六	三九	同
七年度	一、一三二	一、〇四一	三九	三四	同
八年度	一、一九四	一、一〇九	三九	三四	同
九年度	一、四一〇	一、二三七	四一	三六	同
十年度	一、五六一	一、三八八	四四	三八	同
十一年度	一、〇四二	九二二	三三	三〇	同
十二年度	五五三	五三九	一七	二一	二部教授撤廢セリ
十三年度	七五七	六七八	二一	二四	
十四年度	八二一	七一四	二六	二九	
十五年度	八〇四	七七八	二六	二九	
昭和二年度	八〇五	七七七	二六	二九	
三年度	六八六	六六五	二八	三二	
四年度	七三二	七〇〇	二六	三〇	
五年度	七一一	七一九	二七	三〇	

橫川尋常小學校

一、沿革

一、明治三十五年十二月二十日本校設立ノ件認可。

一、明治三十六年一月八日現在の地に工を起し、同年六月四日落成。同月十四日授業開始。學校長は塙竃藏にして兒童數百二十九名。

一、明治三十六年七月七日勅語謄本拜受。

一、明治三十六年九月十二日開校式擧行。爾後本日を以て創立記念日と定む。

一、明治三十八年二月十七日、塙校長休職、杉田常吉學校長に任命せらる。

一、明治三十八年九月二十日創立記念式を兼ね第一回學藝會擧行。

一、明治三十九年四月一日高等科併置、兒童數七百十人。同年五月三十日兒童奬勵會より校旗寄贈。

一、明治三十九年十月三日　天皇　皇后兩陛下の御眞影を下附せらる。

一、明治三十九年十月二十九日本校々歌、唱歌用歌詞樂譜として文部省より認可せらる。

一、明治四十五年五月八日杉田校長休職、六月十二日上條袈裟重學校長に任命せらる。

一、明治四十年八月二十六日洪水のため本校は避難民收容所となり九月八日まで臨時休業せり。

一、明治四十一年四月一日新令六學年制度に據り校名を東京市横川尋常小學校と改稱、兒童數千五十六名上條校長本所尋常小學校へ轉任、訓導日野順海學校長に任命せらる。

一、明治四十二年五月一日東京市立本所第一夜學校を本校に附設せらる。十一月二十七日校舍增設。

一、明治四十三年八月十一日大洪水のため本校は避難民收容所となり九月七日まで臨時休業せり。

一、明治四十四年四月五日日野校長朝鮮京幾道へ出向を命ぜられ、六月一日岩崎藤之祐學校長に任命せらる。

一、大正元年九月十三日　明治天皇御大葬儀に付遙拜式を擧行す。

一、大正三年八月二十二日屋内體操場及同二階教室增改築、同九月五日校庭を改造せり。

一、大正五年四月二日岩崎校長死去し、同五月十八日訓導田島音次郎學校長に任命せらる。

一、大正八年十二月自學輔導主義を實際に徹底せしむるに最も適切なる動的教育法の研究に着手せり。八月校舍增築。

一、大正十年十二月二日東京府主催の理科巡回講習が本校に實施せられたるを以て研究の結果を公表せり

一、大正十一年九月二日より十日間、明石師範主事及川平治氏を招聘し動的教育法の理論と實際との研究をなす。

一、大正十二年三月七日動的教育法第一回公開研究會開催。

一、大正十二年六月十四日第二回公開研究會開催。

一、大正十二年九月一日　關東大震火災のため校舍、校具等全部烏有に歸す。その際本校多數教員の研究資料も灰燼に歸す。

一、大正十二年九月十日　御眞影を市役所に奉遷し、宮内省へ奉還の手續を爲せり。

一、大正十二年十月五日　露天及天幕内に於いて授業を開始、又集團バラックの一部をも利用して教室に充つ。
一、大正十三年一月三十日　動的教育法復活の研究開始、バラック校舍一部落成したり。
一、大正十三年十二月九日　第三回公開研究開催。
一、大正十四年四月二十九日　第四回公開研究開催。
一、大正十四年七月六日　第二回東京市歐米教育狀況視察員として學校長田島音次郎歐米視察の途に上る
一、大正十五年一月より三月に亘り、大島教育局長を招聘し動的教育法の基礎たる經驗哲學の研究をなせり。
一、大正十五年三月十八日　學校長歐米視察の任を果して歸朝。
一、昭和二年二月七日　大正天皇御大葬儀に付遙拜式擧行。
一、昭和三年三月八日　第五回の學習研究公開。
一、昭和三年十二月二十八日　本建築工事起工。
一、昭和四年二月二十日　第六回の學習研究公開。
一、昭和四年十月二日　式年遷宮祭拜賀式を擧行。
一、昭和四年十二月二十日　新校舍落成す。

一、昭和四年十二月二十四日　假校舍より新校舍に移轉す。
一、昭和五年一月一日　新校舍屋體内にて新年拜賀式擧行。
兒童數一千四十二名　學級數二十二、職員二十六名
一、昭和五年二月廿四日　復興校舍落成式擧行。
一、昭和五年十月十三日　田島校長業平尋常小學校へ轉任。
一、同年同月同日　伊藤薫校長に就任。
一、昭和六年二月廿六日　第七回學習研究公開。
一、兒童數一千百十八名。學級數二十二。職員數二十六名。

歴代學校長

氏名	在職期間	在校年月
塙　鐽藏	自明治三十六年五月　至明治三十八年二月十七日	一年十ヶ月
杉田常吉	自明治三十八年二月十七日　至明治四十一年五月八日	二年四ヶ月
上條袈裟重	自明治四十年六月十二日　至明治四十一年四月一日	十一ヶ月
日野順海	自明治四十一年四月一日　至明治四十四年四月五日	三年一ヶ月
岩崎藤之祐	自明治四十四年六月一日　至大正五年四月二日	四年十一ヶ月
田島音次郎	自大正五年五月十八日　至昭和五年十月十三日	十四年五ヶ月

伊藤　薫　自昭和五年十月十三日　至現在

設立以來ノ兒童　教員　學級數調（各年三月一日現在）

年次	兒童數 男	兒童數 女	學級數	教員數	備考
大正十三年	四四七	四二九	一四	一七	本校ヨリ他校ニ出張　三 他校ヨリ本校ニ出張　二
十四年	五五五	五三九	二一	二三	
十五年	五六〇	五六六	二二	二七	
昭和二年	五六一	五八一	二三	二七	
三年	五八六	五九五	二四	二八	
四年	五一〇	四九五	二四	二九	
五年	五三七	五〇六	二二	二六	
六年	五七六	五三二	二二	二八	

備考、大正十二年以前ノ分ハ震災ニヨリ書類燒失ニ付不明

二葉尋常小學校

一、沿革

明治二十八年十一月廿七日　創立

明治四十一年（月日不詳）校舍全部を本所高等小學校として使用したりしを以て一時休校。
明治四十四年四月一日　再び開校。
大正九年十一月廿七日　校舍西側三階一棟及屋内運動場增築。
大正十二年九月一日　大震火災のため校舍校具全部燒失、當時兒童約千六百職員廿六名學級數二十七。
大正十二年十月一日　露天學校を開始す。
大正十二年十月十七日　罹災民收容バラックの一部を教室として使用。
大正十二年十二月八日　舊北二葉町十一番地（舊高等小學校跡）に第一期假校舍を設置。
大正十三年一月廿四日　江東病院跡に第二期假校舍を設置。
大正十四年四月一日　舊南二葉町二十七番地（舊校舍跡）に二棟の假校舍を增築して本校とし舊高等小學校跡假校舍の一部を使用して分教場とす。
大正十五年六月廿九日　本建築工事のため分教場を引拂ひ全部二部教授をなす。
大正十五年七月十三日　舊北二葉町十一番地に復興校舍を起工す。
昭和二年八月廿日　竣工。
昭和二年十月十二日　復興校舍に移轉、授業開始。
昭和二年十一月廿六日　新築校舍落成式擧行。

歷代校長

柏木彥一　明治三十八年十一月廿七日　就任

羽山好作　明治四十三年十二月　就任

前澤誠助　大正十年五月　就任

安藤謙助　大正十二年十月二十五日　就任

久保内安藏　昭和五年六月七日　就任

設立以來ノ兒童、教員、學級數調（各年三月一日現在）

年次	兒童數 男	兒童數 女	學級數	教員數	備考
大正十二年以前					大正十二年以前ノ分ハ震災ニヨリ書類燒失ニツキ不明
十二年度	二四五	二一七	九	一六	教員十六名中三名ハ他區へ出張教授
十三年度	四四八	三八四	一五	一九	
十四年度	四四一	四三五	一八	二二	
十五年度	四三九	四六一	一八	二二	
昭和二年度	五二五	五〇三	二〇	二四	
三年度	五七六	五三五	二一	二五	

四年度	六二七	五七七	二三	二九
五年度	七〇八	六二〇	二五	三〇

教員三十名中一名ハ休職中

緑尋常小學校

一、沿革

一、明治四十五年四月一日東京市緑町二丁目廿四、廿五番地（舊牧野邸）に建設開校し、當時東京市江東尋常小學校と稱す。

二、同年四月八日校名を改めて緑尋常小學校と改稱せり。

三、開校當時附近數校の兒童と新就學兒童を收容し、學級數二十二、兒童數一千三百有餘名なりき。

四、明治四十年六月十九日開校式を擧げ爾來この日を以て創立記念日となす。

五、大正十二年九月一日大震火災の爲め校舍校具及重要書類一切を燒失せり。

六、昭和四年六月十五日舊位置、卽ち現在の本所區緑町二丁目八番地三號に新校舍落成し、この日開校の式を擧行せり。

歷代校長

一、齋藤民治　自明治四十五年三月　至大正五年三月

二、塚越文雄　自大正五年三月　至大正十三年二月

三、森田嘉一郎　自大正十三年四月　至大正十五年四月

四、福士直次郎　自大正十五年四月　至現在

設立以來ノ兒童、敎員、學級數調（各年三月一日現在）

年次	兒童數 男	兒童數 女	學級數	職員數	備考
大正十三年	三一〇	二八〇	一二	一四	大正十二年以前ノ分ハ震災ニ因リ書類燒失ニ付不明ナリ依テ其ノ以後ノ分ノミ記載セリ
十四年	四五八	四二九	一七	二三	
十五年	四九六	四五六	一八	二三	
昭和二年	五〇一	四八四	一九	二三	
三年	五二九	五一六	二〇	二四	
四年	五一九	四七八	二〇	二四	
五年	五七四	五二五	二一	二五	
六年	六一六	五六六	二一	二五	

菊川尋常小學校

一、沿革

一、明治四十五年四月一日　本校創立。

一、明治四十五年四月十日　授業を開始す、學級數一四、兒童數男三九九女三四四計七四三。
一、明治四十五年五月二十七日　開校式を擧行す。
一、大正四年六月九日　菊川小學校奬勵會創設せらる。
一、大正五年四月一日　本校同窓會の事業として補習科を設け、女子卒業生に修身家事裁縫を教授す。
一、大正六年四月一日　補習科を市費經營に移し本校に附設す。
一、大正八年四月十一日　東京市猿江尋常小學校燒失の爲め、第三學年以上の兒童を本校に收容す。
一、大正十一年四月一日　劣等兒の爲め補助學級一學級を設く。
一、大正十一年十二月十三日　皇后陛下の御思召を以て大森皇后宮大夫本校を視察せらる。
一、大正十二年四月廿七日　猿江小學校々舍落成につき本校に收容せる兒童復歸す。
一、大正十二年五月廿五日　東京市三笠小學校改築の爲め、第三學年以上の兒童を本校に收容す。
一、大正十二年七月廿五日　虛弱兒童の爲め千葉縣市川町國府臺に於て林間學校を開設す。
一、大正十二年九月一日　大震災の爲午後三時校舍全燒す。
一、大正十二年九月十五日　燒跡に假事務所を建つ。
一、大正十二年十月一日　震災後始めて兒童を召集し、爾後假校舍落成まで天幕内に於て教授す。
一、大正十二年十一月卅日　バラツク校舍竣工、建坪二二二・五坪教室六。

一、大正十三年三月五日　第二期假校舍竣工、建坪一〇七・五坪教室四。
一、大正十三年三月三十一日　第三期假校舍竣工、建坪一二二・五坪教室四。
一、大正十三年七月二十二日　靜岡縣御殿場東山莊並に千葉縣市川に於て林間學校開設。
一、大正十四年七月二十二日　靜岡縣原里及び千葉縣中山に於て林間學校開設。
一、大正十五年四月一日　市直營を改めて區に移管せらる。
一、昭和二年四月一日　本校新築工事請負確定、大倉土木株式會社に落札す。
一、昭和二年四月七日　新築工事に着手す。
一、昭和二年五月十四日　校舍新築地鎭祭を行ふ。
一、昭和二年五月二十四日　假校舍全部移轉完了、一部を校地内の一隅に移し、一部を菊川町二丁目子供の園敷地に移す。
一、昭和三年四月卅日　新校舍落成す。
一、昭和三年五月四日　新校舍を區に引渡濟みとなる。
一、昭和三年五月廿九日　バラック校舍より新校舍に移轉す。
一、昭和三年六月二十八日　復興建築落成式を擧行す。

歷代校長

氏名	在任期間	在校年月
黒澤道吾郎	自明治四十五年三月二十五日 至大正九年六月二十二日	在校年月八年四ヶ月
寺島實	自大正九年六月二十二日 至大正十年四月十一日	同九ヶ月
唐澤武三郎	自大正十年六月八日 至大正十二年四月一日	同一年十一ヶ月
橋本熊太郎	自大正十二年四月一日 至大正十二年十一月一日	同八ヶ月
三浦忠三郎	自大正十二年十一月一日 至大正十四年五月一日	同一年七ヶ月
佐・藤忠	自大正十四年五月一日 至現在	

設立以來ノ兒童、敎員、學級數調

年次	兒童數		學級數	教員數	備考
	男	女			
明治四十五年 大正元年年度	三九九	三四四	一四	一五	
二年度	四二二	三九八	一七	二一	
三年度	四四〇	四二〇	一七	二一	
四年度	四五四	四五〇	一七	二〇	
五年度	四九〇	四八九	一七	一九	
六年度	四九八	五〇六	一六	一八	
七年度	五一五	五〇〇	一七	一八	

年度				
八年度	五一二	五〇八	一七	一八
九年度	五二二	四八二	一七	二〇
十年度	五二四	四八五	一七	二〇
十一年度	四五七	四三九	一七	一九
十二年度	四〇三	四三〇	一七	一九
十三年度	三五一	三七三	一四	一七
十四年度	三四七	三八〇	一五	一八
大正十五年昭和元年度	三七八	四二五	一六	一八
二年度	四〇五	四四一	一七	二〇
三年度	四一四	四五三	一九	二三
四年度	四七〇	五〇九	二〇	二四
五年度	五二九	五三一	二一	二五

本横尋常小學校

一、沿革

一、大正四年四月一日創立　學級數二十一。

二、大正十二年九月一日　大震災のため校舍全燒。

備品諸帳簿等全部烏有に歸し記錄の徵すべきものなし。

燒失前學級數三十八　兒童數二千三百餘名。

三、大正十二年十月十八日　始めて校舍燒跡に兒童を召集して露天授業を開始し、後羅災民收容バラックの一部を教室に充つ。

四、昭和三年一月廿八日　復興新校舍建築落成。

五、同年三月十五日　復興新築校舍落成式擧行。

歷代學校長

池　本　信　雄　自創立當時 至大正五年二月十五日

齋　藤　民　治　自大正五年二月十五日 至大正十四年四月廿一日

守　谷　採　七　自大正十四年四月廿一日 至昭和四年三月廿五日

福　光　作　宗　自大正四年三月廿七日 至現在

設立以來ノ兒童、教員學級數調（各年三月一日現在）

年次	兒童數 男	兒童數 女	學級數	教員數	備考
大正十二年度	五一六	四八八	二七	三四	大正四年度より大正十一年度マ

年度					
十三年度	六六六	六三七	二四	三〇	デハ震災ノ爲メ、記錄燒失ニ付調査不能
十四年度	七一八	六六七	二六	三一	
昭和元年度	七一一	六六九	二七	三一	
二年度	六七一	六七九	二七	三二	
三年度	七〇四	六九二	二七	三一	
四年度	六八八	七〇六	二七	三一	
五年度	六八一	六八七	二七	三一	

外手尋常小學校

一、沿革

一、大正四年十一月一日より元私立開發尋常高等小學校々舍を假用して同校より引繼ぎたる兒童約五百名を收容して授業を開始す。

二、大正四年十一月八日校舍起工、同五年五月十七日竣工、同日落成式擧行。

三、爾後年々兒童數增加し大正十二年度の初めに於ては三十三學級二千二百餘人に達せり。

四、大正十二年九月一日震火災の爲校舍全部燒失。

五、大正十三年一月十七日より若宮町四番地新築假校舍に於て授業をなす。

六、大正十三年十月四日より外手町九十一番地舊校舍敷地内に新築の第一分教場にて授業開始。

七、大正十四年四月二十三日より北二葉町十一番地舊本所高等小學校々舍の一部を使用し第二分教場授業開始。

八、大正十五年七月十七日北二葉町第二分教場を荒井町に移轉授業開始。

九、大正十五年十二月十五日復興新校舍竣工。

十、昭和二年一月八日より復興新校舍に全校兒童を收容授業開始。

十一、昭和二年五月十七日復興新校舍落成式擧行以て今日に至る。

歴代校長

初代　大塚政策氏　創立當時より大正七年まで在任

二代　平井正憲氏　大正七年より昭和四年まで在任

三代(現)山崎廣次氏　昭和四年より現在に至る

設立以來の兒童、教員、學級數調（三月一日現在）

年次	兒童數		學級數	教員數	備考
	男	女			
大正十二年	三七二	三四九	一二	二六	大正十二年九月以前ノ分ハ震火

十三年	六一九	五七三	二一	二三	災ニ因リ書類燒失ノ爲其後ノ分ノミヲ記載セリ
十四年	六七〇	六一八	二五	二八	
十五年	七一七	六四八	二六	三〇	
昭和二年	七〇五	六八四	二七	三一	
三年	七四七	七四六	二七	三一	
四年	七九九	八三八	二九	三〇	
五年	八六二	八八八	三二	三五	

業平尋常小學校

一、沿革

大正六年九月二日　本所區中郷業平町自二三五番地至二四四番地に地積一二五六坪、校舍建坪五五〇坪、經費五五、〇〇〇圓を以て工を起す。

同七年一月三十日　上條袈裟重學校長を拜命す。

同七年三月三十一日　校舍全く成る。

同七年四月一日　柳島、牛島、横川の各學校より區域内の兒童を收容す。

同七年六月廿九日　知事、市長其他官民數百人参列して盛なる開校式を擧行す。

同九年七月五日　同窓會男子部を以て青年團を組織す。

同十一年十二月二日　上條校長退職、江東小學校訓導淸野善四郎氏學校長に任命さる。
同十二年三月　學校區域內の有識者の盡力にて商工學校設置せらる。
同十二年九月一日　大震災の爲め類燒す。
同十二年十月十五日　學校燒跡に露天學校を開設す。
同十二年十二月十一日　十教室を有する假校舍落成す。
同十五年四月一日　淸野學校長退職、綠小學校長森田嘉一郎氏學校長に任命せらる。
同十五年六月廿一日　少年赤十字團を組織す。
同十五年七月一日　東京市本所區第二靑年訓練所併置せらる。
同十五年十二月四日　復興建築校舍起工せらる。
昭和二年十一月十五日　近代最新式鐵筋コンクリート三階建の校舍竣成す。經費五五三五九八、一六圓。
同二年十一月廿四日　假校舍より移轉兒童全部收容す。
同三年三月一日　盛大なる落成式擧行せらる、爾後制規の手續を經て此の日を創立記念日と定む。
同三年六月一日　東久邇宮稔彥王殿下御台臨遊ばさる。
同三年八月三十一日　森田學校長佃島小學校に轉任、磔川小學校長大森岩藏氏學校長となる。

同三年九月廿五日　文部大臣勝田主計閣下御視察せらる。

同四年三月廿五日　御大禮記念として學校園を設置す。

同四年十一月三日　教育勅語渙發四十週年記念として、雜誌「なりひら」を創刊す。

同五年十月十三日　大森岩藏氏退職横川小學校長田島音次郎氏校長に任命せらる。

歷代校長

上條袈裟重

清野善四郎

森田嘉一郎

大森岩藏

田島音次郎

設立以來ノ兒童、教員、學級數調（各年三月一日現在）

年次	兒童數		學級數	教員數	備考
	男	女			
大正十三年	四八〇	四七一	一八	二三	大正十二年以前ノ分ハ震災ニ因リ書類燒失ニ付不明
十四年	六一八	五七八	二二	二六	

十五年	六四九	五八〇	二二	二六
昭和二年	六六七	五九二	二三	二七
三年	六九二	六〇九	二五	二九
四年	七一一	六一〇	二五	二九
五年	七〇九	六二八	二六	三〇

錦糸尋常小學校

一、沿革

一、本校は元東京市太平尋常小學校と稱し、大正七年六月一日開校、授業を開始す。東京市直營たり。
當時學級數　六、二部教授をなす。

一、大正七年十一月三日　開校式擧行。

一、大正八年四月一日　尋常夜學校併置、二學級。

一、大正十年二月　時の皇后宮大夫男爵大森鍾吉閣下御視察。

一、大正十年四月　東伏見宮妃殿下御來校。

一、大年十二年九月には學級數十四、兒童數六百十を算す。

一、大正十二年九月一日の大地震に校舍倒潰せざりしも火災によりて全燒す。

一、大正十二年十月一日より天幕を張りて兒童を召集し授業を開始す。
一、大正十二年十月十五日より羽仁もと子氏等の盡力により兒童に晝食を給す。
一、大正十二年十一月　附屬食堂落成。
一、大正十二年十二月一日　假校舍一棟落成。
一、大正十三年四月一日　假校舍二棟となる。
一、大正十四年三月三十一日　特別手工室增築（四十五坪）
一、大正十五年四月一日　東京市より本所區に移管となる。
一、昭和三年十二月二十八日　本所區太平町一丁目九十三番地に假校舍落成移轉す。
一、昭和四年十一月十九日　本所區太平町二丁目一番地に復興建築校舍落成移轉す。
一、昭和四年十一月二十日　東京市錦糸尋常小學校と改稱す。
一、同日より二部教授を解く。（但、補習科は夜學授業）

歷代校長

氏名	期間	在校年月
吉田圭	自大正七年四月二〇日 至同一三年五月一五日	六年二ヶ月
黑田照清	自大正一三年五月一五日 現在まで	

設立以來ノ兒童、教員、學級數調（各年三月一日現在）

年次	兒童數 男	兒童數 女	學級數	教員數	備考
大正十二年					大正十二年以前ノ分ハ震災ニ因リ書類焼失ニ付不明 補習科一學級ヲ含ム以下同ジ
十三年	二五三	二四五	一〇	一四	
十四年	三〇八	三二六	一二	一六	
十五年	三四一	三三一	一四	一九	
昭和二年	三三三	三二九	一四	一八	
三年	三二二	三五三	一四	一八	
四年	二七七	二九五	一五	二〇	
五年	三八六	三六六	一六	二〇	
六年	四六二	四六三	一九	二三	

小梅尋常小學校

一、沿革

一、大正八年九月十一日　學校創立

一、同九年四月一日　授業開始　二十三學級　一、三五〇名

一、同十年四月一日　二十四學級。
一、同十二年九月一日　校舍燒失　一、四六二名。
一、同十二年十一月五日　牛島小學校一部假用　十二學級　六一三名
一、同十三年三月二十日　新築假校舍に移轉十九學級。
一、同十五年一月廿六日　向島須崎町舊榎本邸跡に移轉。
一、同十五年四月一日　二十學級。
一、昭和二年五月六日　新築校舍に移轉。
一、同三年十月二日　兩陛下御眞影奉戴。
一、同四年四月一日　二十一學級。
一、同五年四月一日　二十二學級。

歴代校長

氏名	就職年月日	退職(轉任)年月日
高橋與惣	大正八年九月	大正十二年十一月一日(退職)
山田渉	大正十二年十一月一日	昭和五年六月七日(轉任)
山本定壽	昭和五年六月七日	

設立以來ノ兒童、教員、學級數調（各年三月一日現在）

年次	兒童數 男	兒童數 女	學級數	教員數	備考
大正十三年	三七三	四六二	一二	一六	大正十二年以前ノ分ハ震災ニ因リ書類燒失ニ付不明
十四年	四七二	四九〇	一八	二二	
十五年	五〇二	五一六	一九	二三	
昭和二年	四九二	四九三	二〇	二四	
三年	五一一	五二五	二〇	二四	
四年	五三八	五八一	二〇	二四	
五年	五八一	六一八	二一	二五	
六年	六七二	六四六	二二	二六	

柳元尋常小學校

一、沿革

一、學校創立年月日　大正十一年九月一日。

二、最近校舍新築年月日　昭和三年三月十一日。

三、前校舍建築費三十三萬餘圓規模三十學級大正十二年九月一日大震災の際燒失す。

四、復興建築費五十七萬餘圓　規模三十二學級　鐵筋コンクリート三階建なり。

歷代校長

梅澤福三郎　菅原市右衛門

設立以來ノ兒童、教員、學級數調（各年三月一日現在）

年次	兒童數 男	兒童數 女	學級數	教員數	備考
大正十三年	四二六	五一一	一五	一七	大正十二年以前ノ分ハ震災ニ因リ書類燒失ニ付不明
十四年	六一三	五八〇	二三	二六	
十五年	六〇九	六〇二	二三	二六	
昭和二年	六三八	六四〇	二五	二八	
三年	六二七	六三六	二五	二九	
四年	五五九	五五五	二六	三一	
五年	五七三	六〇四	二四	二九	
六年	六三八	六五六	二三	二七	

日進尋常高等小學校

一、沿革

本校は曩には本市直營の小學校にして明治三十六年一月二十六日起工し同年四月二十七日竣成授業を十月二十二日開始し時に學級數二兒童數百十六名なりき。

明治三十九年更に教室四並に屋内體操場を增設す。

大正十二年九月大震災のため全部燒失し兒童數半減せり。

大正十五年四月一日本市直營を廢し本所區々營とせられ同年四月六日校名三笠を改名して日進と稱す。

昭和二年十月より新築のため二葉小學校の校舍の一部を假用し居たり。

昭和三年四月新築に着手し同四年五月三十日移轉せり。

同年六月一日高等小學校の教科を併置し校名を東京市日進尋常高等小學校と改稱し本所高等小學校女兒全部を轉入せしめたり。

同年六月二十五日落成式を行ふ。

歷代校長（備考 初代ヨリ三代ニ至ル間ハ資料不充分ニシテ正確ヲ缺クヤモ知レズ）

一、佐藤正作	二、長島富秀	三、今井悅藏
四、豐島要三郎	五、黑澤道吾郎	六、今井悅藏（再任）
七、井上延太郎	八、牧口常三郎	九、駒木根重次
一〇、中井篤胄	一一、久保内安藏	一二、安藤謙助

設立以來ノ兒童、教員、學級數調（各年三月一日現在）

年次	兒童數 男	兒童數 女	學級數	教員數	備考
大正十三年	一九八	一七六	八	九	大正十二年以前ハ大震災ノタメ書類燒失ニ付不明ナリ
十四年	二二八	一九三	一〇	一二	
昭和元年	二四三	一四八	一〇	一三	大正十五年四月一日校名三笠ヲ日進ト改稱ス
二年	二四三	一六五	一一	一三	
三年	二四〇	一七一	一一	一四	
四年	二八四	二〇八	一二	一五	昭和四年六月一日校名日進尋常ヲ日進尋常高等ト改稱
五年	二五八	一、〇二三	二七	三八	
六年	二〇二	九七五	二六	三六	

本所高等小學校

本所高等小學校

一、沿革

本校は明治四十一年四月一日の創立にして、當時區內二葉尋常小學校々舍全部を假用せり。明治四十四年四月區內北二葉町十一番地に木造二階建新築校舍落成、同年五月十九日開校式を擧行し、此日を以て本校創立記念日と定む。大正十二年九月一日關東大震火災の爲め、校舍、設備竝に重要書類等一切烏有

に歸せり。現校舍は大正十二年二月の起工にかゝり、校舍の二階まで鐵筋コンクリート工事を終へたる頃突如彼の大震災に襲はれ一時工事を中止せり。大正十三年八月再び工事に着手、大正十四年三月竣工し、翌四月舊校舍跡の假校舍より兒童を移し、同年五月三十日開校式を擧行せり。總工費七十八萬八千七百六十圓二十一錢にして（內備品費五萬五千四百圓、震災損害復舊改造及損害補塡金十二萬四千百四十圓三十四錢）三階建校舍及附屬家延坪千七百四十二坪二合五勺（單價二百七十圓五十錢）なり。

尙本校には大正七年四月區營として東京市本所實業補習學校を併設し、大正九年四月一日校名を變更して東京市本所區本所商工學校と稱し現在に至る。大正十五年七月一日東京市立本所第一青年訓練所を併設せり。而して是等兩教育施設の校長及主事は本校々長の兼務たり。

歷代校長

第一代　大塚政策　第二代　前田恒樹　第三代　山下源五郎
第四代　山本長治　第五代　上田德太郎　第六代　齋藤民治

設立以來の兒童、教員、學級數調（各年三月一日現在）

年次	兒童數		學級數	教員數	備考
	男	女			
大正十三年	四六六	三七七	一六	三二（內七名他校出張）	大正十二年以前ノ分ハ震災ニ因リ書類燒失ニツキ不明

十四年	七二八	五九八	二四	三三
十五年	八九七	七一三	三二	四四
昭和二年	一、〇八二	八三一	三八	四九
三年	一、二六五	九一九	四三	五八
四年	一、一九九	八六〇	四六	五九
五年	一、〇九六	―	二八	三八
六年	一、一九一	―	二八	三九

昭和四年六月一日女兒全部區內日進尋常高等小學校ニ轉籍

本所商工學校

本所商工學校

一、沿革

大正七年七月十日設立の認可を得東京市立本所實業補習學校と稱せり。同九年四月東京市本所區本所商工學校と改稱し、從來科目制なりしを學年制に改めたり。同十二年九月震火災の爲め校舍、校具等一切を燒失せり。同年十二月區內の本横工業學校竝江東商業學校とを合併し、假校舍に於て授業を開始し、同十四年現校舍新築落成と共に移轉し今日に及べり。

昭和二年二月十一日實業補習教育の施設經營宜しきに適ひ成績優良の故を以て文部大臣より選奬せらる

歷代校長

初代　山下源五郎　　　二代　山本長次
三代　上田徳太郎　　　四代　齋藤民治

設立以來ノ生徒、教員、學級數調（各年三月一日現在）

年次	生徒數	學級數	教員數	備考
大正十三年	一三二	五	五	本年度生徒數少キハ震災ノ影響ナリ
十四年	二五〇	八	八	同上
十五年	三八五	一〇	一二	
昭和二年	三三四	一一	一三	
三年	三一八	一一	一四	
四年	三二五	一一	一五	
五年	三七六	一一	一五	
六年	四一八	一一	一七	

備考　大正十二年度以前ノ分ハ震災ノ爲メ書類燒失ニヨリ不明ニ付記載セズ。

業平商工學校

一、沿革

設立年月日　大正十二年三月三十一日。

設置學科　商業科、工業科
學則變更　大正十五年十月一日（體育、音樂加設）
設置科目變更　なし
所在地變更　（舊）本所區中郷業平町二三四　（現）本所區平川橋二丁目二
青訓規定第八條による認定年月日　大正十五年十二月四日
歴代校長
初代　清　野　善　四　郎　二代　森　田　嘉　一　郎
三代　大　森　岩　藏　現在　田　島　音　次　郎
創立以來ノ生徒、教員、學級數調（各年三月一日現在）

年次	生徒數	學級數	教員數	備考
大正十二年	一七一	三	六	震災直後ノ沿革史ニヨル
十三年	一四四	五	六	
十四年	二三八	八	九	
十五年	三三一	八	一〇	
昭和二年	四〇二	九	一二	
三年	四四一	九	一三	

四年	三〇三	九	一三
五年	四三三	九	一四
六年	四三三	九	一七

茅場尋常小學校

一、沿革

明治三十七年三月十日本校設立認可、同四十年一月卅一日建築着手、同年十月十日竣工、同十一月四日授業開始、當時入學兒童二百六十名、爾來兒童の增加著しく校舍狹隘を告げ、大正五年十二月二十日增築着手、同六年三月卅一日竣工、校運漸次發展し來りし際大正十二年九月一日の震災にて全燒し、六棟のバラック校舍にて授業せしも、昭和三年八月卅一日舊校舍の西隣に校地を定め新校舍起工され、翌四年九月十日洋風近世式の三階建に竣工、同年十一月五日盛大なる落成式を擧行せり。當時兒童數一千一百五十六名學級數廿一職員廿五名に及べり。

歷代校長

氏名	在職期間	在校年數
矢内竹三郎	自明治四十年十月十日 至同四十三年十二月九日	三年三ケ月
池本信雄	自明治四十三年十二月九日 至大正四年二月二十日	四年三ケ月
山下源五郎	自大正四年二月二十日 至大正七年五月廿四日	三年四ケ月

武川鐵三郎　自大正七年五月廿四日至昭和五年六月七日　在校年數　十二年一ケ月

前島卯市　自昭和五年六月七日至現在　在校年數　十ケ月

設立以來ノ兒童、教員、學級數（各年三月一日現在）

年次	生徒數 男	生徒數 女	學級數	教員數	備考
大正十三年	五一七	四六一	一七	二二	大正十二年以前ノ分ハ震災ニ因リ書類燒失ニ付其ノ以後ノ分ノミ記載ス
十四年	六六二	五五八	一九	二六	
十五年	六九〇	五五九	二一	二六	
昭和二年	六七六	五九一	二二	二六	
三年	六三八	五五六	二二	二六	
四年	六一〇	五二四	二一	二五	
五年	五九八	五三四	二一	二六	
六年	六一七	五八九	二二	二六	

以上各校の沿革を記したが左に數年毎に所要の項目を表示することにする。

小學校一覽表

公立小學校（敎員兒童は三十七年五月末、其他は三十八年二月末調）

校名	位置	設立年月	校地（坪）	校舍（坪）	敎室（坪）	體操場（坪）	學級數 尋常	學級數 高等	敎員 尋常	敎員 高等	兒童（高等）男	兒童（高等）女	兒童（尋常）男	兒童（尋常）女
牛島	須崎町	明治六年二月	六八一	三三四	一九八	二四三	八	五	八	一〇	一二四	九六	二一〇	二一四
中和	林町三	七年二月	八九一	三六四	二四三	三六二	八	五	一〇	八	一三三	一三八	二八一	二四八
江東	元町	七年九月	七二一	一六四	一三五	二一七	五	四	九	一〇	一七八	—	三三九	—
江東女子	元町	一〇年三月	四一六	一五七	一〇八	九六	四	四	四	二	—	一六一	二七一	二七一
明德	表町	八年五月	八四〇	三三三	一八八	三三三	八	五	九	八	一三三	一二〇	二八三	二五一
同若宮分敎場	若宮町	二一年一二月	一〇五	六六	四〇	一一	四	—	三	—	—	—	一〇七	一一一
本所	永倉町	八年一〇月	一,〇〇九	四一五	二〇五	六三三	八	五	九	九	一六一	一三三	二九〇	二五九
花町分敎場	花町	三三年二月	一二八	五七	三〇	五三	二	—	三	—	—	—	八二	八二
柳島	柳島橫川町	三一年四月	八三三	二二八	一三二	四五〇	六	三	七	四	六九	五五	二〇三	一九一
橫川	中鄕橫川町	三六年六月	一,〇二八	三四四	一八七	六八四	八	—	九	—	—	—	二一五	二〇七
相生	相生町	三七年一〇月	一,四二二	二三九	一六一	三七〇	一〇	—	—	—	—	—	—	—
相生女子	相生町	三七年一〇月	—	一七八	一五三	二九五	一〇	—	—	—	—	—	—	—
三笠	三笠町	三六年六月	五七五	八二	三六	四一三	六	—	四	—	—	—	一四五	一四三

私立小學校（職員、兒童は三十七年五月其他は三十八年二月調△印代用にして市より補助あるもの○印同上區より補助あるもの）

△開發	外手町	一九年八月	六六三	二一一	一四六	三六〇	八	四	一〇	七	一〇五	一一三	二七三	二七五
△竪川	緑町三	二〇年六月	一一三	九〇	七二	二六〇	四	一	四	三	四六	三四	一七二	一三四
○菊川	菊川町一	五年二月	一一〇	六三	四四	二七	四	|	四	|	|	|	一三一	一一九
○幸田	相生町四	六年三月	六〇	五四	五四	二〇	三	|	三	|	|	|	七五	八三
○廣田	菊川町二	六年四月	一五三	四三	四三	一二〇	二	|	四	|	|	|	一一二	八一
○刀根	元町	六年七月	一四六	五〇	四九	九八	三	一	五	一	四五	二七	一三四	二三三
○博愛	林町一	六年九月	一五七	七九	五三	五〇	四	一	四	一	三〇	二〇	一〇三	一一九
○龜澤	龜澤町一	一七年二月	六〇	三五	三五	一八	二	|	二	|	|	|	四六	三七
○兩國	横網町二	一九年三月	三一〇	一四九	一〇五	一五四	五	一	六	三	七二	六五	一六九	一八三
○明華	長岡町	二五年三月	二六三	一二八	九四	一八四	四	一	五	二	一八	一四	一四九	一二五
△東橋	中郷瓦町	二七年三月	一六五	七〇	四八	九九	三	一	三	三	四八	三七	一一〇	九七
松倉	松倉町二	三年五月	一四三	四八	四二	四五	三	|	三	|	|	|	七〇	五〇
松代	松代町二	六年八月	八五	五六	五四	三六	三	一	二	二	一五	二三	一二六	一〇一
敬愛	横川町	一三年一〇月	二三二	三六	三〇	一七八	二	|	二	|	|	|	四九	五五
英進	林町二	一八年三月	五五	四三	二九	一五	一	|	一	|	|	|	四三	三四

松阪	松坂町一	二九年五月	九〇	三七	三〇	六〇	一	—	一	—	—	—	二五	二五
市立小學校（四十四年五月現在）														
三笠			五七五	二一六	九〇	二〇九	一三	—	一四	—	—	—	三八八	四〇二
牛島			一,〇二七	四四二	一九二	五八五	一八	—	一八	—	—	—	五六二	五五四
明徳			八四八	六九七	三四五	五二一	二四	—	二五	—	—	—	八〇五	七八五
中和			八九〇	五〇七	三一五	五八八	二六	二五	二五	—	—	—	八四八	八二三
本所			一,〇〇八	八一〇	四〇六	三二四	三四	—	二八	—	—	—	一,一〇一	九九七
柳島			一,六〇二	四〇四	二四四	一,〇〇〇	二一	—	二〇	—	—	—	七五八	六七九
横川			一,〇二八	六二八	二八二	六四三	二三	—	二一	—	—	—	七八四	七三
相生			一,四二一	八五三	二三五	四七八	一九	—	一七	—	—	—	一,一六一	一〇四
相生女子			—	—	二〇一	二九五	一五	—	一五	—	—	—	—	九六三
二葉	南二葉町	三八年二月	九一三	四一二	一七九	三九四	一五	—	一四	—	—	—	四二四	四三三
茅場	茅場町三	四〇年二月	一,〇三六	五六八	二四五	五七一	一九	—	一八	—	—	—	五六二	四九一
牛島分教場	向島中郷町	四四年四月	二〇三	九三	四七	五七	三	—	三	—	—	—	九二	一〇四
本所高等	北二葉町四	四一年四月	八三五	七四二	三一三	三七四	—	一五	—	一九	四二四	三八七	—	—

私立小學校（四十四年五月現在）〇印高等科併置

菊川			—	—	—	—	三	—	三	—	—	—	七三	五四
幸田			—	—	—	—	三	—	二	—	—	—	四九	三八
廣田			—	—	—	—	四	—	三	一	—	—	一一九	一一九
°刀根			—	—	—	—	三	一	五	—	一七	五	一四五	一三四
博愛			—	—	—	—	二	一	三	—	二	一〇	五三	六〇
°開發			—	—	—	—	二	二	九	四	四二	三八	三八〇	三五一
°竪川			—	—	—	—	四	一	三	一	二〇	一八	一〇二	一〇二
°明華			—	—	—	—	四	一	一	三	一三	一二	一三五	一二五

市立小學校（大正十四年現在）

牛島			一、三〇七	九三〇	四六三	三九五	二七	—	三〇	—	—	—	八二六	七九三
明德			八四八	四六〇	二九二	三三〇	三一	—	二五	—	—	—	六九四	六五九
中和			一、五九二	四六二	三〇〇	五二七	二六	—	二七	—	—	—	七一六	七〇四
本所			一、六四八	四八三	三〇〇	九七三	三一	—	二七	—	—	—	六四五	五八五
柳島			一、五二〇	五四六	三四八	三五〇	六二	—	二七	—	—	—	七三三	六七〇
橫川			一、〇二八	四一六	二五六	三一四	三一	—	二五	—	—	—	五七四	五七九
江東			一、八〇八	六五四	四〇八	五四六	三〇	—	三三	—	—	—	八六一	八七九

校名	位置	設立年月	校地	校舍	教室	體操場								
二葉			一、〇九七	四七九	二七六	四六七	一八	—	二三	—	—	—	四七六	四七二
茅場			一、〇三六	四一七	二六八	四六〇	二一	—	二三	—	—	—	六九五	五七五
綠	綠町二ノ四	四五年四月	九〇四	四七二	二八〇	三七二	一八	—	二三	—	—	—	四九六	四七四
本橫	橫川町五一	大正四年四月	一、五三〇	四四三	二五七	七三五	二六	—	三一	—	—	—	七二三	六七七
外手	外手町九一	四年二月	二、三〇六	六〇八	三六八	五三三	二五	—	二七	—	—	—	六七三	六五七
業平	中鄉業平町二三五	七年四月	一、二五六	四六〇	二九二	五四二	二一	—	二五	—	—	—	六四六	五七四
小梅	向島小梅町四七	八年九月	一、四九四	四〇〇	二六八	三八六	一九	—	二三	—	—	—	五一四	五二〇
柳元	柳島元町三五	二年九月	一、五二九	四四九	二一六	六六三	二三	—	二四	—	—	—	六五五	六三七
本所高等	橫網町一		二、〇七六	一、七四二	七七六	五一九	—	三二	—	三六	九六五	七五八	—	—
三笠			五七五	一七四	九五	四〇一	一〇	—	一二	—	—	—	二七八	一九三
菊川	菊川町一ノ二六	明治四五年四月	一、〇七五	四五三	二七六	三一〇	一四	—	一七	—	—	—	三六一	三六三
太平	太平町一ノ五〇	大正七年六月	六四五	三〇八	一九三	一三三	一四	—	一八	—	—	—	三〇四	三三四

昭和六年三月一日現在一覽表

校名	位置	設立年月	校地（坪）	校舍（坪）	教室（坪）	體操場（坪）	學級數	教員	兒童 男	兒童 女	備考
牛島尋常小學校	向島須崎町二三七番地	明治六年二月廿六日	一三〇七、四九	九二九、八五	四四七、〇八	ナシ	二三	三六	八四一	七八三	明治六年二月二十六[illegible]大正二年三月[illegible]廿九日[illegible]二三九番地[illegible]移轉[illegible]十二月十一日

本所尋常小學校	龜澤町四丁目二番地	明治七年三月	二二五九、五二	一六〇〇、七一七	七六八、二三六	一四八、五二八	二二	二六	五五五	五九四	
明德尋常小學校	東駒形三丁目二四番地二號	明治八年五月一四日	一六七〇、三三	七〇五、九四四	七三五、四五〇	二〇三、二三五	二六	三〇	七四八	七四三	
中和尋常小學校	休町三丁目四〇番地	明治八年八月八日	二二五三、一六	一五〇八、二五八	七五三、八二	二七七、〇〇〇(屋外) 一三三、六五(屋內)	二七	三一	七二九	七二九	
江東尋常小學校	東兩國四丁目	明治八年一〇月一八日	一五一三、一四	一六三六、七三	七六六、七九四	九九〇、八二九	三三	三七	九三四	九二三	
柳島尋常小學校	横川橋四丁目四番地七號	明治三一年三月二一日	一五二〇、〇〇	一六二三、三九五	七四八、六〇八	一四三、六八 四八二(屋外)	二七	三〇	七二一	七一九	
横川尋常小學校	東駒形四丁目五番地ノ六	明治三六年六月一四日	一六六四、九二〇	一四九二、八八二	七五六、四三五	一三五九、九二四	二二	二六	五八一	五三三	
二葉尋常小學校	石原町二丁目二〇番地	明治三八年一月	一三一八、六五	一五三六、八二五	七二九、九七三	一〇一〇、〇四〇	二五	三〇	七〇八	六二〇	校舍ハ延坪、建坪六一三、五三九坪
綠尋常小學校	綠町二丁目八ノ三號	明治四五年四月	一三七一、八三〇	一六二七、五五七	七六四、二七六	一〇九、三〇〇(屋內) 二七七、五八九(屋上) 三三六、七六六(屋外)	二二	二五	六一六	五六六	
菊川尋常小學校	菊川町一丁目二七番地	明治四五年四月一日	一〇九一、〇〇	一四三五、〇〇	六五一、〇〇〇	八四九、〇〇	二二	二五	五二九	五三二	
本横川尋常小學校	石原町四丁目	大正四年四月	一五〇〇、七五	一六七九、三七六	七六四、七六八	一四〇、一八五	二七	三一	六八一	六八七	
外手尋常小學校	業橋二丁目一番地	大正四年一一月一一日	一一七八、七三	一五二〇、七五五	六八九、一九七	四二〇、三九〇(屋上) 二六七、〇〇〇(屋外) 一三〇、四七一(屋內)	三三	三五	八六二	八八八	坪數ハ延數トス

業平尋常小學校	平川橋二丁目二番地	大正七年四月一日	一五六七、〇〇	一七二一、六三	七六〇、七三四	一五二、一二五	二六	三〇	七四四	六九八
錦糸尋常小學校	太平町二丁目一番地	大正七年六月一日	一〇〇七、五〇	一二九六、九九	七四〇、一三	一〇三、四四	一九	二三	四六二	四六三
小梅尋常小學校	向島二丁目九番地	大正八年九月	一三六八、〇〇	一六〇二、〇〇	七七四、〇〇	五四五、〇〇	三	二六	六七二	六四六
柳元尋常小學校	横川橋四丁目一番地四五六號	大正一一年九月	一六三三、四八	一六八六、四六九	七五四、七一九	六七九、五二四	三	二七	六三八	六五六
日進高等尋常小學校	龜澤町三丁目二一番地	明治三六年一〇月二二日	二〇四、三三〇	一三七二、四三八	六六七、八八三	一〇五、九五八（屋内） 三三、〇〇〇（屋外）	二六	三六	二〇二	九七五
本所高等小學校	横網八番地ノ八	大正一四年三月一五日	二〇七五、五〇	一七四二、二五	七七五、九三五	五一九、〇〇	二八	三九	一、一九二	—
本所商工學校	横網八番地ノ八號	大正七年七月	二〇七五、五〇	一七四二、二五	七七五、九三五	五一九、〇〇	二	一七	四二	八
業平商工學校	平川橋二丁目二番地	大正一二年三月二一日	七七七、六五七	六二四、九三	一六〇、六一四	三六〇、〇〇〇（屋外） 一五二、七三五（屋内）	九	一七	—	—
茅場尋常小學校	江東橋三丁目八ノ三	昭和四年一一月五日	九八〇、四〇〇	一三、九〇六	六二八、四〇〇	一〇四、七〇〇（屋内） 六六二、〇〇〇（屋外）	三	二六	六一七	五八九

第四節　特殊學校其他

特殊小學校　本市一般の小學校が區の經營に成ることは既に述べた通りであるが、この外に專ら細民の子弟を教育する爲め特殊の施設ある市直營の小學校が若干あつた。茲では授業料を徴收せざるは勿論、學用品一切を給與しその他諸種の特典を與へ、又學校の設備として兒童の爲めに浴場を設け、理髪を施し、疾病者には治療投藥を爲し、校長の住宅を設くる等特殊教育上必要なる施設をなしてゐる。大都市の常としてかゝる施設に俟つを餘儀なくさるゝ子弟の少くないことは、この特殊小學校が入學志望者逐年增加し、時に高等科兒童を夜學に移したり、又二部教授の編制を見たりしてゐるのでも判る。元よりかゝる特殊の學校に於ては家庭の事情に鑑み、教化の方法を講ずる切なる必要あり、爲めにその學校を中心として校外一般の風教上にも好影響を齎し、事蹟の見るべきものあるは當然のことであらう。

しかしこの制度は仔細に見れば多少の餘弊を認むべきは言ふ迄もなく、出來得べくんばかゝる特殊の制度によらずしてその目的を達成する方法を考慮すべきものである。輓近これらの特殊小學校制度が形式の上で廢止せられ、實質的に他の方法でその缺陷を補ふことに改められたことは、かゝる制度に於ける一進步と云ふことが出來る。本區に於て之に當るもの三笠、菊川、太平の三校であつたが、最近この三校は區營に移管さると共に、前述の通り在來の身體さへ來れば一切を學校で補給して教育すると云ふ特殊の制度を廢し、一般區營小學校と均等の取扱ひを受けることとなつた。

特殊夜學校　この制度は前項の目的を更に進め、一般市民の子弟中義務教育未完了のまゝに晝間就學不可

能の者に夜間を利用してこれを完了せしめんがため企てられたもので、從つて正規の小學校の如き科程に據らず、速成的に教授するの方法を執つてゐるのは蓋し餘義ないことである。この方法では一般小學校の設備をその儘利用することゝて、經費は比較的少額なるにもかゝはらず、功果の甚大なことは注目すべきである。

この制度は明治三十六年十月本區三笠尋常夜學校を置いたのが始めで、爾來本區内では四十二年に横川校、四十四年に柳島校、四十五年に明德校及菊川校、大正三年に牛島校、七年に茅場校、八年に太平校と漸次增設し現在八校を算する。左に大正十四年現在の統計を掲げる。

學校名	位置	設立年月	學級數	教員男	教員女	教員計	生徒男	生徒女	生徒計
横川尋常夜學校	東駒形四丁目	明治四十二年五月	二	三	―	三	七六	九	八五
柳島尋常夜學校	横川橋五丁目	明治四十四年五月	二	三	―	三	五三	二〇	七三
明德尋常夜學校	東駒形三丁目	明治四十五年五月	二	三	―	三	一一五	二一	一三六
牛島尋常夜學校	向島須崎町二六七	大正三年四月	二	四	一	五	六六	一六	八二
日進尋常夜學校	龜澤町三丁目	明治三十六年十月	二	四	―	四	一二四	二一	一四五
菊川尋常夜學校	菊川町一丁目	明治四十五年五月	三	六	一	七	一一六	七	一二三
茅場尋常夜學校	江東橋三丁目	大正七年三月	三	六	―	六	一一四	一三	一二七
錦糸尋常夜學校	錦糸町一丁目	大正八年四月	二	四	一	五	六四	一九	八三

幼稚園一覽

實業補習學校一覽

實業學校一覽

實科女學校

種別	名稱	所在地	創立年月日	教員 男	教員 女	校舍 構造	校舍 延坪數	校舍 復興落成年月日	學級數	生徒兒童數 男	生徒兒童數 女	生徒兒童數 計
幼稚園	私立兩國幼稚園	東兩國二ノ七	大正一三、六、一	—	五	木造平家建	一〇〇	昭和三、九、一〇	三	八〇	九〇	一七〇
	東京兒童會館附屬幼稚園	向島小梅町三三〇	同一四、五、一	一	四	木造二階建	七八	大正一三、三、一	五	七六	八一	一五七
	東京實習高等女學校附屬幼稚園	龜澤町二ノ五	同一五、九、六	—	三	同	四〇	同一五、六、一〇	三	三三	三九	七二
實業補習學校	市立本所商工學校	横網八ノ八本所高等小學校內	大正九、七、一〇	一五	—	本所高等小學校々舍使用			一一	四〇七	—	四〇七
	同 業平商工學校	中郷業平町二七六業平尋常小學校內	同一三、三、三	一二	—	業平尋常小學校々舍使用			九	四七四	—	四七四
實業學校	私立日本大學工學校	横網八ノ一五	大正一三、九、一六	一五	—	私立日本大學中學校々舍使用			二	一五〇	—	一五〇
	同日本大學商業學校	同	昭和二、二、一五	二七	—	同			一三	六二〇	—	六二〇
	同東京保善商業學校	横網四ノ二	大正一三、四、一三	四二	—	鐵筋コンクリート四階建	二、一二八	昭和二、一〇、一	二八	一、八三九	—	一、八三九
	同東京保善工業學校	同	同一四、三、一三	五〇	—	東京保善商業學校々舍使用			二三	一、〇七一	—	一、〇七一
	同東京殖民貿易語學校	同	同一二、三、二〇	一八	—	同			七	一九五	—	一九五
實科女高等學校	私立東京實習高等女學校	龜澤町二ノ五	大正一五、四、九	五	一〇	木造平家建	八二	大正一五、四、一	四	—	一三三	一三三

夜間中學校	府立東京第三中學夜學校	柳原町一ノ一八 府立第三中學校内	大正一三、三、二九 (年月日)	二八	—	府立第三中學校々舍使用			六	二七八	—	二七八
中學校	府立東京第三中學校	柳原町一ノ一八	明治三四、四、一	四五	—	鐵筋コンクリート三階建	二、一二五	昭和二、一〇、二五 (年月日)	二五	一、一一七	—	一、一一七
	私立日本大學中學校	横網八ノ一五	大正二、三、一四	四八	—	同	一、〇七五	大正一三、一〇、一五	二四	一、三三三	—	一、三三三

	所名	所在地	年次	指導員數 學術	指導員數 軍事	在學生數	卒業生數 入營	卒業生數 其他
青年訓練所	本所第一訓練所 設立大正十五年七月一日	横網八ノ八 本所高等小學校内	大正十五年 昭和元年	一四	八	一、〇七二	四二	九
			二年	一三	八	七〇九	一三	一八
			三年	一二	六	六六七	三六	六
	本所第二訓練所 設立大正十五年七月一日	中ノ鄕業平町二七六 業平尋常小學校内	大正十五年 昭和元年	一二	五	四七二	二三	四四四
			二年	一〇	四	四〇一	一三	三八八
			三年	九	四	二九三	一三	二八一

第五節　社會教育

圖書館　本市には明治三十九年十一月の設立にかゝる日比谷圖書館があるが、この外に市内各所に總計十九の簡易圖書館の設けもあり、日比谷圖書館を中心として相互に協力して活動してゐる。その内區内には

太平町一丁目九十一番地に本所圖書館、林町三丁目中和小學校内に中和圖書館が置かれてゐる。前者は明治四十四年六月、後者は大正三年五月の設立に係る。

圖書館

名稱	所在地	創立年月日	昭和四年末 藏書數	昭和四年末 閲覧人員	閲覧人員累年比較 昭和三年度	同二年度	同元年度（大正十五年）	大正十四年度	大正十三年度
市立本所圖書館	太平町一ノ九一	明治四四、六（年月）	六、八〇三	一〇四、七六一	七三、一七六	一四三、八九五	一四九、六六四	一三三、三七三	五三、一六五
同　中和圖書館	林町三ノ四〇 中和小學校内	大正　三、五	五、四七七	四九、三二〇	四四、二四一	五九、一七三	五五、一五九	四九、一〇七	四〇、一一〇

青年團

青年團　所謂『若者組』なるものゝ濫觴は相當古いものであらう。しかし現在の訓練と統一のある青年團の發生は元より之とは趣を異にしてゐる。大正八年東京市で青年教育に關する調査を行ふ爲め經費二千三百圓を計上したが、これは上述の新しい意味での青年團の組織によつて、青年教育の機關たらしめやうとする意圖に依つたもので、やがて市立小學校長會に對する市長よりの本市青年團の組織及設置に關し適切なる方法如何の諮問となり、又東京市青年教育調査委員會（八年一月設置）に對する同樣の諮問となり、事が次第に具體化しかゝつた。そこで翌九年六月の市會で市より青年團に對し同年度の經費として金二萬圓の補助を決議し、同月市の澁谷教育課長が青年團創立委員長となり、教育課中より三十名の委員をあげ、或は各區に之が設立を勸誘し、或は各小學校及既設青年團（當時既設のものが市内に若干あつた）に本團加盟を勸める等專ら創立準備に努

めた。かくて田尻市長を團長に推薦し、本市聯合青年團の生れたのはこの年七月三十一日のことであつた。

更に各區に於ても豫め之に對して準備をとゝのえ、區青年團及び分團の或るものが上述の聯合青年團と同時に組織されたことは言ふ迄もない。扨て本區の狀況を見ると、本所區青年團は區長を團長とし、區役所内に設置せられたもの、下に數多の分團が設立されたが、その内松倉町分團の大正八年十月に創立されたものを始めとし、九年七月には主として學校を中心とするものが比較的多數設立されてゐる。蓋し各區青年團規約に依れば、分團の組織を(一)各小學校を中心とするもの、(二)各補習學校を中心とするもの、(三)官公衙、會社、工場、商店、及同業組合等を中心とするもの、(四)其他の團體の四つに便宜上區別して夫々これが組織をなさしめたので、これらの内比較的經りの早い小學校を中心とするものが、これが先鞭をつけたのである。其他の部分にも次第に普及し現在では五十九の分團が成立してゐる。元より創立日尚淺くこれが成果は今後に期すべきであらう。左に各分團につき必要なる項目を掲げる。(但し大正十四年現在)

分團名	事務所所在地	團員數 正	團員數 特別	團員數 賛助	團員數 合計	正團員年齡範圍	創立年月日	大正十四年度經費額	基金
若宮	若宮町九八	九〇	—	—	九〇	一六—三〇	九年六月	—	—
松倉	松倉町一ノ三二	五〇	—	七〇〇	七五〇	一六—三〇	八年十月	八〇〇	一三〇
南北双葉	北二葉町三	一四五	二九	—	一七四	一三—二五	九年十月	—	—

横一	横綱町一ノ五	一六〇	六〇	四〇	二六〇	一六—二五	九年四月	二〇〇	一,二〇〇
柳一	柳原町一ノ五八	五〇	三〇	四	八四	一五—二五	十年二月	一,〇〇〇	—
柳二	柳原町二ノ一七	四〇	四五	二〇	一〇五	一五—二五	十一年五月	五〇	二〇〇
柳三	柳原町三ノ一七	四二	三五	—	七七	一五—三〇	十一年八月	五八〇	六六三
本徳	徳右衛門町三〇	六〇	一五	四〇	一一五	一三—二五	十一年十一月	—	—
松代	松代町三ノ九	三五	—	八〇	一一五	一五—二五	十一年二月	—	—
菊二	菊川町二ノ五七	五三	二五	五	八三	一五—二五	十一年五月	四八〇	五〇〇
花町	花町二四	一〇四	三	二一三	三二〇	一五—三五	十年四月	二〇〇	—
中業	中郷業平町三三	八〇	三〇	四〇	一五〇	一七—三五	十一年一月	二四〇	—
押上	押上町一三六	五〇	二	—	五二	一五—三八	十一年五月	三三〇	—
柳元	柳島元町一六九	三六	三	一五八	一九七	一八—二五	十二年三月	六,三五六	—
三笠	三笠町四	一一七	五〇	六三	二三〇	一三—二五	十年十月	四二〇	—
長崎	長崎町九	四七	—	—	四七	一六—三五	十二年四月	—	—
石原	石原町三五	四二	一三	—	五五	一七—三〇	十二年七月	五〇七	六九
向島押上	向島押上町二〇三	三〇	—	五	三五	一七—三七	十三年八月	三五〇	—
柳島	柳島町九	五一	一一〇	—	一六一	一七—三〇	十三年八月	一三三	三〇〇
梅森	柳島梅森町二九	七六	—	—	七六	一六—三六	十三年九月	五〇〇	二〇〇
龜澤	龜澤町一ノ一五	一〇〇	二二	五〇	一七二	一三—二五	十四年四月	—	—

松一	松井町一ノ二〇	三二	二〇	—	五二	一三—二五	十四年三月	—	—
相四	相生町四ノ一七	二二三	—	—	二二三	一三—二五	十一年四月	—	一八〇
小泉	小泉町一二二	五三	三三	二一八	三〇四	一三—二五	十四年七月	—	—
本高	本所高等小學校內	七五	—	三三	一〇八	一五—二五	九年七月	三〇	—
本實	本所商工學校內	四五一	六	二	四五七	一四—三〇	同	二〇	—
江東	江東小學校內	一五〇	一五	五	一七〇	一三—二五	同	三〇	—
江東商業	同	五〇	一五	五	七〇	一五—二八	同	三〇	—
明德	明德小學校內	一四九	一七	—	一六六	一四—二三	同	三〇	—
明德夜學	同	四五	三	—	四八	一五—二三	同	二四	—
本横	本横小學校內	二三一	—	—	二三一	一三—二三	同	八〇	—
本横工業	同	二三〇	二	二	二三四	一三—二五	同	—	—
柳島	柳島小學校	五〇	—	—	五〇	一四—二〇	同	—	—
柳島夜學	同	二〇	—	—	二〇	一五—二〇	同	—	—
茅場	茅場小學校	六〇	—	—	六〇	一五—二八	同	三〇	—
茅場夜學	同	五〇	—	—	五〇	一五—二五	同	三〇	—
牛島	牛島小學校內	一九八	九	一七	二二四	一三—二〇	同	二八	—
牛島夜學	同	五四	七	六	六七	一三—二五	同	三〇	—
横川	横川小學校內	六〇	一五	一一	八六	一四—二〇	十年八月	五〇	—

横川夜學	同	七	―	二	九	一六―二三	九年十月	三〇	―
綠	綠小學校內	一一九	―	一七	一三六	一三―二五	九年七月	五〇	―
中和	中和小學校內	四三	六	二六	七五	一二―二五	同	四〇	―
菊川	菊川小學校內	七六	七	―	八三	一四―二八	同	―	―
外手	外手小學校內	八〇	一九	―	九九	一四―二五	同	三〇	―
小梅	小梅小學校內	一三〇	―	五	一三五	一四―二〇	十年五月	三〇	―
三笠	三笠小學校內	一〇〇	一五	五	一二〇	一四―二三	九年三月	―	―
太平	太平小學校內	一九〇	―	五	一九五	一七―二三	同	三〇	―
本所	本所小學校內	四五〇	一〇八	一〇	五六八	一二―二〇	九年九月	四,〇〇〇	一,〇〇〇
業平	業平小學校內	二一〇	二	四八	二七〇	一三―二五	九年七月	―	―
二葉	二葉小學校內	一一五	―	一三	一二八	一四―二五	九年七月	―	―

第六節　社會事業

輓近經濟界に最も大なる刺戟を與へたものは歐洲大戰の影響であつた。戰爭の勃發した大正三年前後は、吾國の經濟界は寧ろ沈滯狀態にあつたが、次第に戰禍の擴大すると共に歐洲各國の生產の杜絕と物貨の需用は延いて吾國の產業界の活動を促し、大正六年七年八年と年を逐ふて經濟界は未曾有の殷賑を極め

るやうになつた。本區に於ける最近の生産工業の異常な發達の如きは玆に原因するものであつた。而しかゝる好況は必竟歐洲大戰てふ不自然な現象の誘致した處の一時的狀態であつて、干戈の收まると同時に之が反動として眞の戰禍である處の恐慌が襲ひかゝつた。この極度の好況と極度の悲況が經濟界を中心としてあらゆる社會事象に與えた影響は想像に難くないであらう。

先づさきの異常な好況によつては極端な物價の騰貴を致し、これに伴ふことの出來ぬ下層階級を苦しめた。この具體的例證は米騷擾に見ることが出來る。更に現代資本主義萬能時代にあつては、經濟界の好況による利潤は一部に偏するの止むなく、加ふるに人心の歸趨する處を知らざる思想界の混亂は之と和し、其所に幾多の社會的缺陷と錯誤、皮相な外來思想の害毒が現はれた。次に經濟界一度恐慌を來すや、異常に膨脹した產業機關は一時にその運轉を止め、爲めに失業者の簇出を見、これによつても中產階級以下が最も痛々しい打擊を受けた。

本市の社會政策的施設は、多くはこれらの現象に促されて講ぜられたものゝみである關係上、その施設は上述の事象と照應してゐる。卽ち物價騰貴に對しては公設市場、公設食堂、公營住宅等があり、社會的缺陷に對し思想的善導の爲めには方面委員制度があり、失業救濟の爲めに職業紹介所があり、更にこれらを補ふ爲め託兒所、產院、貸家貸間の紹介等があり、民間に於ける斯業も亦この範圍を脫しない。以下これらにつき簡單な說明を加へる。

市設市場

市設食堂

市設市場　大正七年夏米價騰貴に伴ふ全國的騷擾があつたが、當時市は府と協力して白米の廉賣を開始し、これに對し畏くも御内帑金十七萬二千三百二十五圓を市に下賜されたが、之に刺戟されて民間でも援助者が出で、就中市内有志の設立にかゝる東京臨時救濟會は廣く救濟資金を募集し、その内より日用品小賣市場助成費として金四十萬圓を市に指定寄附をなした。市はこれにより取り敢ず本所綠町及深川富川町に市設日用品小賣市場を設けた。その内綠町のものは大正八年八月三十日開所、木造平家四棟總建坪五〇坪、店舖數九の設備であつた。爾來牛ヶ淵、眞砂町、三味線堀以下市内に多數之を設置し、市に一掛を設けて各種の調査報告販賣人の選定、解除、販賣品目及價格の決定、その他係員中より擔任事項を定めて毎日市場を巡視監督せしめ、品質の良否、量品、價格の當否、販賣配達の方法その他指定販賣人の態度店員の客扱ひを吟味し、これが改善指導に努めてゐる。尙市場の制度は市の設備にかゝる店舖使用料を四階級に分ち、一坪當り一ヶ月五圓乃至一圓、同物置一圓五十錢乃至五十錢の使用料を取り、販賣人は生產者、問屋業者、小賣業者の希望者中より必要なる條件を備ふる者に指定販賣人たることを許可する制である。現在區内にある市場は綠町、中之鄕業平町、林町、綠町公園内、若宮町公園内の五ヶ所ある。

市設食堂　市場と殆んど同樣の事情の下に設けられたもので、市に於て建物什器を設備して賄供給者に貸與し、市の命令により毎日適當の献立を作りて各人より領收する代金は賄供給者の所得とし、一定の使用料を納めさせる制度になつてゐて、區内には江東橋に一ヶ所大正十三年二月開所された。

市營住宅
方面委員

市營住宅　住宅緩和の目的で早くからこの企があつたとの事であるが、これが具體化したのは大正九年で、當時月島、本郷眞砂町、深川古石場、淺草馬道等に計畫され、これが竣工後比較的低廉な家賃で市民に貸し與へる制になつてゐる。

方面委員　市民の生活狀態の調査をなし、各救濟機關と聯絡を取つて市民の救助をなすと共に各家庭の相談相手ともなり、生活改善、人心指導に資すると云ふのがその目的で、この制度を興して大正九年十一月下谷、深川兩區に之を設置し、次に爾餘の區に及ぼしたが、本區には大正十一年之が設置を見た。この制度は方面委員として區內居住者中の篤志者を名譽囑託とし、大要左の如き事項を掌理せしむ。

一、一般生活狀態の調査、二、戶籍、學事其他諸屆の整理及助成、三、姙産婦嬰兒の健康保全注意、四、家政育兒其他人事の相談、五、病傷者に對する施療其他の注意、六、老幼者被虐待者の保護、七、紛爭の和解、八、無職者失業者に對する注意、九、副業の奬勵、一〇、窮困者の保護又は救濟、一一、風紀の指導改善、一二、生活の改善、一三、調査報告其他。

本區內の組織は左表の通りである。

種別	委員數	事務囑託數	事務所
第一方面	一三	一	林町　二ノ八
第二方面	一九	一	外手町　七二

第三方面	一四	一	柳原町　二ノ三六
第四方面	一四	一	太平町　一ノ五
第五方面	一六	一	押上町　四九
第六方面	一〇	一	向島請地町　一一八
合計	九〇	六	

職業紹介

職業紹介所　明治四十四年十一月淺草、芝に各一ヶ所、翌四十五年三月小石川に一ヶ所等が古いものであるが、爾來これが各區に設置せられ活動を始めたのは最近のことである。本區にある江東橋職業紹介所及業平橋職業紹介所は大正十二年十一月の設立にかゝる。共に東京市の經營するもので、神田橋中央職業紹介所を中樞として無料にて失業者の爲めに紹介の勞を執る制度である。

この外市設の救濟機關及び私設に係るもの多數あり、左にその概要を表示する。

救濟機關一覽

名稱	位置	設立	組織	目的
江東橋託兒場	入江町二四	大正十三年四月	東京市設	幼兒保育
横網簡易宿泊所	横網町	大正十二年十二月	同	宿泊救護
元町簡易宿泊所	元町回向院內	同	同	同
林町簡易宿泊所	林町二丁目	同	同	同
柳原簡易宿泊所	柳原町三丁目	同	同	同

太平簡易宿泊所	太平町二丁目	大正十二年十二月	東京市設	宿泊救護
本所質屋	入江町二四	大正十三年四月	同	金融救護
賛育會乳兒本所保育部	柳島梅森町五五	大正七年三月	會員組織	育兒
濟生會本所診療所	横川町二七	大正元年八月	財團法人	施藥救療
本所基督教產業青年團光の園	横網町二ノ七	大正十二年九月	會員組織	幼兒保育
子供の家	小泉町二四	同	同	同
愛國婦人會隣保館托兒所	外手町八四	大正十三年六月	社團法人	同
江東學園	龜澤町一ノ五〇	大正十二年十二月	本願寺經營	同
本所基督教產業青年團職業紹介所	松倉町二ノ六二	大正十二年十月	會員組織	職業紹介
愛國婦人會隣保館婦人宿泊所	外手町八四	大正十三年六月	社團法人	宿泊救護
賛育會本所產院	柳島梅森町五五	大正七年三月	會員組織	施藥救護
築地本願寺太平町婦人宿泊所	太平町一ノ二二	大正十三年一月	本願寺經營	宿泊救護
愛國婦人會隣保館本所婦人職業紹介所	外手町八四	大正十三年七月	社團法人	職業紹介
同朋館	若宮町三八	大正十四年二月	會員組織	宿泊救護
働く者の家	林町二ノ七八	大正十三年八月	一燈園經營	宿泊救護
相愛會第一宿泊所	太平町二ノ一	大正十三年一月	相愛會經營	同
江東橋牛乳配給所	入江町二四	大正十二年九月	東京市設	牛乳配給
本所授產場	押上町二一三	大正十四年七月	同	授產事業

石原簡易診療所	横網町	大正十二年十二月	府醫師會	施藥救療
黎明寮	松倉町二ノ八五	大正十三年十二月	會員組織	宿泊救護
白日寮	北二葉町八九	同	同	同
東京ベタニヤホーム	柳原町三ノ三六	大正十二年十月	基督教會	同
東京帝大セツルメント	柳原元町四五	大正十三年九月	會員組織	隣保事業

木賃宿指定地區

元市内の木賃宿は散在してゐたが、明治二十年十月警察令で營業地を限定せられてからこれが集團的となつた。同時に特定地區に於てはこの營業が擴大せられ、所謂木賃宿地區として特殊の空氣をたゞへるやうになつた。そして茲には常に其日暮しの自由勞働者が群をなし、大都市の暗い半面を如實に見せてゐる。

本區にはこの指定地區が二ヶ所ある。その一つが花町他が小梅業平町である。

これらの木賃宿に宿泊するもの花町に約二千四百（内千九百が男五百が女）業平町に二千（内千六百が男、四百が女）を算すると言はれてゐるが、この内家族同伴者は花町は四一・四%業平町は三八・三%で、これらの内地方居住の一時宿泊者は前者に七、後者に三三を算するのみ、他は多く木賃宿を我が家とする人々と見られる。花町の如き一ヶ月乃至二ヶ月滯在者が二四%を示してゐる。これら宿泊者の出生地別は花町は東京七四五、千葉二四一、埼玉一三五、神奈川二〇一、業平町は東京四八六、埼玉一二九、新潟一二二、

栃木一〇九、となつてゐる。次に職業關係から見ると單身者は殆んど有業者であるが、家族同伴者はその半數以上無業者であるのを見る。

社會事業一覽

行旅病人其ノ他

種別	昭和三年度 男	昭和三年度 女	同二年度 男	同二年度 女	同元年度(大正十五年度) 男	同元年度(大正十五年度) 女	大正十四年度 男	大正十四年度 女	大正十三年度 男	大正十三年度 女	同十二年度 男	同十二年度 女
行旅病人	七四	二〇	一〇〇	三八	二一五	三六	一三五	二五	一二四	三一	一五二	四二
行旅死亡人	五三	一八	四〇	一七	四四	一七	五八	一九	六一	四一	一一一	八二
迷兒	—	—	一	—	二	一 △八	三	二 △二七	四	—	—	—
棄兒	三	—	二	—	五	—	二	一	—	—	一	一
計	一三七	三八	一四三	五五	二六六	五四 △八	一八八	四七 △二七	一七九	七二	二六三	一二五

方面委員

種別	事務所	設置年月	委員囑託	方面委員取扱件數 昭和三年度	同二年度	同元年度(大正十五年度)	同十四年度	同十三年度
東京市本所區第一方面	林町二ノ八	大正十一年十一月	一三 ×一	二、七五三	一、七七三	一、四〇八	八〇六	二五三
同 第二方面	外手町七二	同	一九 ×一	三、九二七	二、〇九〇	九七〇	七六三	五八三
同 第三方面	柳原町二ノ三六	同	一四 ×一	二、一九〇	一、一七九	八七二	七二二	一、六〇五
同 第四方面	太平町一ノ五	同	一四 ×一	二、八四六	一、六九三	一、三三九	六二四	七五五

同	第五方面	押上町四九	同	×一六	二,九六〇	四,五二六	一,一五二	二,〇四二	一,七二六
同	第六方面	向島請地町一一八	同	×一四	一,六六五	一,一七二	六一二	二,三六七	一,〇五三
計				×九〇	一六,三四二	一二,四三三	六,三四二	七,三四二	五,九七四

種別	昭和三年 所數	昭和三年 年内收容人員	昭和三年 收容者年末現在	昭和三年 外来者延人員	救濟人員累年比較 昭和二年	救濟人員累年比較 大正十五年同元年	救濟人員累年比較 大正十四年	救濟人員累年比較 同十三年
隣保事業	四	二,九五二	一七六	九七,六二四	一〇〇,五二八	四四,九三三	—	—
幼兒保育	三	二二三	二五一	三二,四〇七	一五三	二一九	六六四	二一〇
育兒	一	一四	一〇	—	三三	一,三三一	二四	五二四
勞働者教育	一	六〇	二五	—	一六三	二一一	一〇六	—
施療救療	六	一,八二九	二六	二三八,三八二	二四六,四三三	二五一,八三五	一三六,一七〇	一〇五,二二九
宿泊救護	八	一四,八四一	三七八	二七七,九九七	二九一,二二四	二〇二,五七六	一七六,三二三	三二二,二六四
授產	三	一六	一六	一三,五四一	一四,三八九	八三	三六六	—
公衆食堂	一	—	—	三,八三七	七二,四六一	三五,二七〇	一五七,五五七	—
慰安救濟	三	九六	一三	六,四八五	七,五五三	二,六〇五	—	—
計	三〇	二〇,〇三一	八九四	六六〇,二六三	七三二,九三七	五三九,〇六三	四七一,二一〇	四一八,二一七

種別	所數	昭和三年 新規貸出 口數	昭和三年 新規貸出 金額	同二年 新規貸出 口數	同二年 新規貸出 金額	同元年 新規貸出 口數	同元年 新規貸出 金額	大正十四年 新規貸出 口數	大正十四年 新規貸出 金額	同十三年 新規貸出 口數	同十三年 新規貸出 金額
公益質舗	三	三六,四一〇	一七六,二七三	四〇,三六八	一七六,三六八	二六,九六三	一三三,〇二九	二六,七三六	一四九,三九〇	三三,三三五	一四六,九六二

種別	所數	昭和三年 求人數	昭和三年 求職者數	昭和三年 就職者數	同二年 求人數	同二年 求職者數	同二年 就職者數	同元年 求人數	同元年 求職者數	同元年 就職者數	大正十四年 求人數	大正十四年 求職者數	大正十四年 就職者數	同十三年 求人數	同十三年 求職者數	同十三年 就職者數
職業紹介	六	二六三、九九六	二〇三、九六一	二三九、三五五	二二三、七七四	二六五、〇六五	二一三、一四六	二三三、九二一	二七〇、六〇四	二三一、七九〇	一三〇、九九八	一五一、六三三	一三一、一八〇	一四四、一五三	一七三、四九五	一二〇、二三三

木造本建築助成果計比較

名稱	事務所	創立年月日	昭和四年 棟數	昭和四年 建坪延數	同三年 棟數	同三年 建坪延數	同二年 棟數	同二年 建坪延數	大正十五年 棟數	大正十五年 建坪延數
本所區建築復興信用組合	横網八ノ一二 本所區役所内	大正一五、六、二四	一八九	九、六八八	三七〇	一三、九五七	一一〇	三、〇七七	一二	三一八

備考　本表中△印ハ性別不詳×印ハ方面囑託ヲ示ス

第七節　兵事

徵兵　吾國の武備古くは國民皆兵の制であつたものが、中古以來兵農分離して近世封建制度の崩壞に迄も及んだ事は人のよく知る處で、されば維新後の新制度は古制に復したものと言はれるのである。左に徵兵令制定當時の詔書を揭げその宏圖を示す。

朕惟るに古昔郡縣の制、全國の丁壯を募り、軍團を設け以て國家を保護す固より兵農の分なし、中世以降兵權武門に歸し兵農始て分れ遂に封建の治を成す、戊辰の一新は實に千有餘年來の一大變革なり、此際に當り海陸兵制も亦時に從ひ宜を制せざるべからず、今本邦古昔の制に基き海外各國の式を斟酌し全國募兵の法を設け國家保護の基を立んと欲す、汝百官有司厚く朕が意を體し普く之を全國に告諭せよ。

明治五年壬申十一月二十八日

而して翌六年一月發布の徵兵令に依れば『全國の壯丁を點じて悉く兵となし、陸軍を大別して常備、後備國民の三とし、常備は全國の男子滿二十歲なるを壯丁とし、其身體强健、身長五尺一寸以上なるを抽籤に依て召募し服役を三年とす。その當籤せざる者は豫備とし、兵士缺乏ある時之を徵して補充す……士官の望あるものは教導隊に入れ上下士官に拔擢す……第一後備軍は二ケ年の役を帶ぶ戰時直ちに召集す、每年召募して技を習はしむ、第二後備軍は二ケ年の役を帶ぶ……國民軍は全國大學の時均しく隊伍に編す、十七歲より四十歲までの男子之に編す、免役料（二百七十圓）を出す者は常備、後備とも免ず、免役は……一家の主人嗣子竝に承祖の孫獨子、獨孫……養子、徵兵在役中の兄弟たる者皆免除す』とあり、明治八年十一月の改正徵兵令中に『……海軍現役兵は海軍所要の人員に應じ沿海地方及島嶼の壯丁を調査し、海軍に適する職業に從ひ水兵、火夫、職工及雜卒に區別し抽籤の法に依り之に充つ、但海軍志願兵徵募規則に依り服役する者は本令の限に在らず』（この外本令により免役、猶豫等に關し前令の不備不公正を正してゐる）とある。左に區内の徵兵關係員數表を掲げて置く。

徵兵關係表（一）

年次	陸軍現役	陸軍補充	海軍現役	海軍補充	徵集人員計	徵兵延期猶豫	徵集免除	兵役免除	總計	要員超過	其他
明治十六年	一三	五	—	—	二〇	—	—	（免役）三六六	四三四	—	—

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
十七年	一六	一三	—	—	一〇三	—	—	四三三	九九四	（第二豫備）四六	七四
十八年	三四	一六三	—	—	二七四	三七六	—	五五	七〇五	—	七七
十九年	一七	三〇九	—	—	三三四	三〇七	—	九〇	七三一	—	九五
二十年	四七	一六一	—	—	四三三	六三〇	—	三一九	一,三八一	—	三四
廿一年	一七	九七	—	—	二三五	三五四	—	二六五	八四四	—	一一
廿二年	二八	—	—	—	一六三	一七〇	—	四五五	七八八	一三五	—
廿三年	四一	—	—	—	二七六	一一八	（國民役）一八〇	二一五	七八九	二三九	—
廿四年	五五	—	—	—	二四六	一四七	一八六	二九七	八七七	一九一	—
廿五年	此間不分明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廿六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廿七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廿八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廿九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卅年	一三〇	第二 一四七 第一 一五	—	五	—	二八三	五六九	四六	一,〇二四	—	—
卅一年	九九	第二 一三三 第一 七八	—	五	—	三〇八	四四四	二九	一,一〇一	—	—
卅二年	九〇	第二 一五四 第一 五九	—	—	—	三三二	三八四	五九	一,〇八六	—	—
卅三年	一二四	第二 一九六 第一 六〇	四	四	—	三五六	三四四	八一	一,一六四	—	—
卅四年	一〇九	第二 一六五 第一 六九	—	—	—	四〇〇	三一九	八〇	一,一五三	—	—

卅五年	一三三	第二 一六三 第一 九九	—	二	—	二六六	三八〇	五七	一,二〇三	—	—
卅六年	八八	第二 一三三 第一 九九	—	—	—	二七六	一九四	五九	八八〇	二六	五
卅七年	一〇二	四二六	—	三	五三〇	二八六	二六四	六七	一,一五六	二	七
卅八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卅九年	一三三	二五七	一〇	一	四〇一	三一一	四二八	一〇九	一,二六四	一	一四
四十年	一五六	三〇二	一五	五	四七八	二八五	二七〇	一三九	一,二〇二	二三	七
四十一年	一九二	二六七	五	—	四六四	三〇六	三〇八	一〇五	一,二六六	七四	九
四十二年	一七二	二七三	六	—	四五〇	三四二	三九七	六四	一,三五八	九五	一〇
四十三年	二三五	二九九	一一	二	五三七	三四三	三三五	五六	一,三二九	四三	一五
四十四年	二〇八	二九三	五	—	五〇六	三五三	三〇九	五八	一,二三六	—	一〇
四十五年	二三五	三〇六	九	—	五六八	三四一	三九六	六二	一,三六九	—	三
大正二年	二三五	三四八	六	—	五七六	三五五	四〇三	七七	一,四一七	—	三

（備考）大正三年以後不明。但大正十四年甲種三八六、第一乙種一四一、第二乙種三〇七、丙種三四〇、不合格四一、再檢査三とあり。

同　上（二）（右側海軍左側陸軍とす）

年次	現役	豫備	後備	歸休	補充
明治一六	— 二五	— 八四	— 三三	（國民役）二,四九九	— —
一七	一三 二七	— 七六	— 二七	— 二,四六九	— —

一八	七	二六	|	八二	|	二九	|	二,五二八	|	|
一九	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|
二〇	一九	三七	|	九九	|	八二	|	|	|	|
二一	一八	四六	|	一二五	|	九九	|	|	|	|
二二	七	七五	|	一二〇	|	一五〇	|	|	|	|
二三	一七	三三	|	一三三	|	一三八	|	|	|	|
二四	一六	四四	|	九三	|	一四七	|	|	|	|
二五	|	五〇	|	一〇二	|	九五	|	|	|	|
二六	三三	八八	|	一〇一	|	一五三	|	|	|	|
二七	三三	二九	|	一〇三	|	一五三	|	|	|	|
二八	一六	九二	|	一一八	|	一三〇	|	|	|	|
二九	一四	一七九	|	一六七	|	一四三	|	|	|	|
三〇	二八	一九七	|	一二一	|	一一二	|	|	|	|
三一	一六	二三八	四	一八五	一二	一一八	|	|	|	|

三二	一九	二六七	四	二六四	二	一二九	|	|	|	|
三三	二四	三〇二	五	三三五	一三	一三五	|	|	|	|
三四	三〇	二八八	六	三六九	二三	一八七	|	|	|	|
三五	三一	三三七	一五	三八四	五	三四六	|	|	|	|
三六	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|
三七	四二	三七三	一六	四三二	六	三六四	|	|	|	|
三八	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|
三九	三六	三二七	二六	四七〇	二〇	五三〇	|	一〇九	|	一,九八四
四〇	五〇	二四六	三三	五三九	二八	六〇七	|	九二	|	二,九八四
四一	四七	二三九	三四	五一四	二〇	七八三	|	|	|	一,六五一
四二	四六	三一六	二五	五四三	二九	八三八	|	一二五	|	一,八七七
四三	四六	四二〇	三四	七二七	三九	九二四	|	一八八	|	三,三三五
四四	二九	三八〇	四四	八四六	三五	八六三	|	一八九	|	四,〇六〇
四五	三三	三八三	六七	七七二	五七	一,一一九	|	一三	|	四,一二九
大正二	三四	三九三	三八	一,一五三	三九	一,二七八	|	二三五	|	四,五〇七

兵事一覽

年	種別	陸軍 歩兵	騎兵	砲兵	工兵	航空兵	輜重兵	輜重輸卒	衛生部	計理部	計	海軍 水兵	機關兵	船匠兵	主計兵
昭和四年	現役兵	九四	三一	五〇	二九	七	四	二六	二	—	二四三	一〇	六	—	三
	補充兵	一五四	九	四五	三	一〇	五	一四三	六	—	四〇三	—	—	—	—
昭和三年	現役兵	一二五	一六	七三	三	二	四	二六	八	—	二七三	一〇	一〇	一	一
	補充兵	一九三	二	四八	二四	一四	二	一四七	六	—	四四五	—	—	—	—
昭和二年	現役兵	八八	二	五九	一六	一〇	三	二五	二	—	二三三	八	六	三	三
	補充兵	八五	二	四一	三	二	一	一二六	九	—	三一五	—	—	—	—
昭和元年	現役兵	一一〇	二五	五二	一五	六	四	三二	八	—	二五一	三	三	—	一
	補充兵	一一八	九	三八	一九	六	—	一三〇	四	—	三三四	—	—	—	—
大正十四年	現役兵	七三	一四	四三	二〇	—	二	二三	一三	—	一八六	二	八	—	—
	補充兵	一五四	三	三六	四五	—	二	一三六	八	—	二九三	—	—	—	—
大正十三年	現役兵	九四	八	二四	二六	—	二	二七	二	—	一九二	九	一	—	—
	補充兵	一八四	一	三八	三五	—	一三	—	六	—	二七七	—	—	—	—

看護兵	計	合計	第二補充兵
—	一九	二六四	
—	六	四〇六	一二七
—	三	二一五	
—	—	四〇五	一〇〇
二	三	二五五	
—	—	三一五	—
—	一六	二六七	
—	—	三二四	—
一	二	一九五	
—	—	三九二	—
一	二	二〇一	
—	—	二七九	—

種別		昭和四年	同參年	同二年	同元年	大正拾四年	同拾參年
壯丁檢査成績	人員	一、三三九	一、七四八	一、五三五	一、二九七	一、三一八	一、二六〇
	合格者	一、二三〇	一、六〇一	一、四六五	一、二一七	一、二七四	一、一〇〇
	不合格者	九四	一四六	七〇	七五	四二	一五五
	戊、再檢査	一五	一	—	五	二	五

種別			昭和四年	同參年	同二年	同元年	大正拾四年	同拾參年
壯丁トラホーム及花柳病患者	トラホーム	重症	二七	一二	一〇	四	一一	—
		輕症	一三	九四	六二	八五	一五	—
	花柳病	淋病	七	一三	一四	一〇	一二	—
		梅毒	八	一六	一五	二	八	—

種別			昭和四年	同參年	同二年	同元年	大正拾四年	同拾參年
壯丁教育程度	就學者	學卒以上	一三六	八	四九	六七	二	五
		小修以上	一、一七三	一、七二五	一、四七〇	一、二〇一	一、二九四	一、二三四
	不就學者	讀書得ル者	二	三	九	五	五	七
		讀書不能者	六	三	七	二四	一七	一四

種別		昭和四年	昭和三年	昭和二年	大正十五年	大正十四年
軍事救護	人員	二三三	二三六	一四四	一七三	一四八
	金額	四、五五二圓	四、二三八圓	二、八五四圓	三、六四五圓	三、三五五圓

兵事關係團體

兵事ニ關スル團體

名稱	事務所々在地	創立年月日	組織	團體員數(昭和四年末)	事業ノ目的
本所區徵兵慰勞義會	横綱八ノ一二(本所區役所內)	大正四年十一月三日	社團法人	九七八	本區ニ本籍ヲ有シ現役ニ服役セントスルモノ及服役シタルモノヲ奬勵慰勞スルヲ以テ主タル目的トス
帝國軍人後援會本所分會	同上	大正十五年十月一日	社團法人	三	軍人ヲシテ後顧ノ憂ヒナク一旦緩急アルトキ義勇公ニ奉ズルコトヲ得シムルヲ以テ目的トス
在鄉軍人會本所區分會	綠町二ノ二三	明治四十三年二月十六日	會員	三,四〇〇	聖旨ヲ奉戴シテ軍人精神ヲ鍛練シ軍事能力ヲ增進スルヲ以テ本旨トシテ延テ社會ノ公益ヲ圖リ風教ヲ振作シ恒ニ國家ノ干城國民ノ中堅タルノ實ヲ擧グルヲ以テ目的トスル本會ノ趣旨ヲ體シ小ニシテ區ノ爲ニ盡力シツヽアリ

第四章　衛　生

第一節　汚物及屎尿處分

汚物（塵芥に混同する淤泥魚鳥獸の骨腸野菜の斷片瓦礫竹木其他一切の不潔物）と屎尿は一見同樣に處分さるべきものゝやうにも思はれるが、事實は前者が全然義務的に處分せられなければならないのに比して、後者は屎尿そのものに價格があり、これを讓渡することに依つて處分の手間を償つて餘りある狀態にあつて、（屎尿代金明治四十年頃全市にて六十四萬餘圓、本區にて四萬五千餘圓あつた）これが爲め兩者の處分法はその趣を異にしてゐるのである。從つて玆にも項を分つて述べることにする。

汚物處分　汚物處分は昔時は種々の代償を以つて請負はせたもので（深川の或る部分が江戸の塵芥で埋立てられこれが代償として請負人が埋立地の一部を無償拂下げを受けたが如き）明治初年には恐らくこの方法が踏襲されてゐたものであらうと思はれるが、明治五年に初めて規定を設け、小區に於てこれに當らせることにした。これに關する同年八月の東京府達に「府下町々塵芥埃浚の儀は請負の者相立鑑札相渡置候處、不都合の趣も有之（請負制度の弊は江戸時代にもあつた。當時不精實な請負人が近海にこれを投棄したが爲め上總澪の如き舟航にも不都合を來したことがある）相廢止候條、自今各小區限を掃除方相對を以

取扱不潔無之樣可致事、但御堀浮芥の儀は以來道路掛に於て取計候筈に候此旨相達候事」と令してゐる。

その後明治三十三年になつて掃除の徹底を期する爲め、法律第三十一號汚物掃除法が發布され（同時に內務省令第一號汚物掃除法施行規則發布）掃除の義務を市に負せることになつたので、市は汚物掃除規則（市告示第二十八號）を制定し、請負制度に依つて同年度は市自ら之に當つた。翌年度からは之を各區長に委任して市內三十ヶ所の汚物取扱所を市費にて買收しこれに當らせることにした。そして右掃除規則に依つて掃除方法及掃除請負方法を規定した外掃除監視吏員職務章程（三十三年四月市訓令甲第二十二號）掃除巡視服務規律（三十三年四月市訓令甲第十四號）塵芥容器及雛形（三十三年五月市告諭第六號）等を發布し之に備えた。

尙掃除の事を區長に委任してからは請負人は一區一名とし、充分之が徹底を期そうとしたがその當初に於て既に「汚物塵芥掃除人夫中……各戶の掃除を怠り其他不都合の行爲有之」（三十四年九月掃除人雇人に關する助役通達抄）との恐れがあつただけに、實際やつて見ると容易に所期のやうな成績をあげることが出來ず、從つて市民からの苦情が絕へない有樣で、その間には掃除人夫を精選することやその人數と受持區域を限定し、每戶掃除表を配布して監督に便する等に苦心したが（明治四十三年四月には市告示第二十八號で請負人獎勵規定を設けた）それに依つて幾分宛は改善されても一方に人口の增加に依る塵芥の搬出量が著しく增加する關係もあり、この制度では到底完全な掃除は期し難いやうに見受けられた。そして明治四十四年にはついに四谷區と小石川區を、翌四十五年には芝、麻布、赤坂牛込を夫々市直營としてこれに當ること、するの止むなきに至つた。而も前記「掃除規則」中第二條

に當初は『汚物は……請負人をして掃除せしむるものとす』と單に規定してゐたものを、明治四十年十一月市告示で『但必要に際し市自ら經營することあるべし』と追加してゐるのを見ても、早晩市直營の外ないとの意圖は早く既に考へられてゐたのであらうと想像される。

但し前記直營區を見ても判るやうに、掃除の困難は山の手と下町ではその程度に相違があり、輸送處分に便利な本區の如きはこの問題が切迫する迄には尚餘日があり、爲めに本區が直營になつたのは大正六年頃のことであつた。

屎尿處分　塵芥の處分は既に記したやうに、古くから困難で厄介な問題となつてゐたが、屎尿の方は最近では幾らか變化してゐるが近い頃迄その物が相當の價格を有して居た關係上、これが處分に困難するやうな事は無かつた。それのみか江戸時代には家主の主要な收入の内に入れられてゐたし、明治二十年前後には追々地主がその利得の大きいのを見て、差配人には別に報酬を與えて汲取料を己の手に收める者さえ出るやうになつて來た。そしてこの頃から後の借地證書中には、定つて『借地内の下掃除料は地主の所得たるべきこと聊か異存無之候事』の條項を見たものであつた。それ故當時にあつては屎尿が一種の商品として如何に取扱はれて來たかが興味ある事に見られるのである。

昔時は武家屋敷の如きは無料で需要者に汲取らせ、汲取人からは農產物を進物として贈る程度のもので、（明治時代も此風殘存す）從つて維新後も汲取の契約は只汲取料を前納する場合にはその領收書を手渡すだ

けであつた。(勿論地主差配人に依り競爭入札迄行つて正式の契約を取交す者もあるにはあつたが)それから汲取料の算定は(一)人口を基本とするもの(二)一戸を基本とするもの(三)汲取荷數に依るもの(四)屎尿の桶數に依るもの等があつたが、料金は一人頭一圓として之れら諸雜費を扣除した者が汲取料と定められるやうなこともあつた。この汲取料は前にも記したが、明治四十年頃市内各區の概算は左の通りであつた。

區名	汲取料	區名	汲取料
麴町	二一、〇〇八・四七〇	牛込	三〇、六二八・八六五
神田	五九、三一四・〇三〇	小石川	三〇、一三四・四〇〇
日本橋	六一、〇九三・七〇八	本郷	三一、一四五・三四〇
京橋	六七、四六四・三七九	下谷	三六、七三一・三五七
芝	七五、五八九・六六〇	淺草	六四、六九六・四四〇
麻布	二九、一〇一・二〇〇	本所	四五、九五一・二五〇
赤坂	二七、三九二・四四七	深川	三七、六六九・四六〇
四谷	二二、一〇一・六五〇	合計	六四〇、〇二二・六五六

汲取の方法は汲取契約者が充溜の多少に應じて適宜汲取人を廻らせる方法で、何かの都合で廻つて來な

い場合にはそれを當てに廻つてゐる御間屋（汚穢屋）に汲取らせることの出來る慣習になつてゐたゞ屎尿は近郷農家の肥料として使用するもの故、施肥の都合で汲取を怠りこれらの爲苦情の起る事は珍しくない。汲取つた肥料の運搬は土地の都合で水路を取るものと、陸路を車で運び去るものに分れるが、本區の如きはその九割迄水路に依つてゐる。何れにしても價格から言つても品物の性質から言つても近郷以外に輸送する事は困難である、左に需要地關係表を示す。

區別 ＼ 需要地	荏原	豐多摩	北豊島	南足立	南葛飾	北多摩	東葛飾	北足立	橘樹	南多摩
麹町	／	／			／	／	／			
神田		／	／	／	／	／	／			
日本橋	／		／	／	／		／			
京橋	／		／	／			／			
芝	／	／							／	
麻布	／	／							／	
赤坂	／	／				／				
四谷	／	／				／				／
牛込		／	／			／				
小石川	／		／			／		／		

本郷	下谷	淺草	本所	深川
	／	／	／	／
		／	／	／
		／	／	／
		／	／	／
／	／	／		

屎尿汲取者種類分布

次に屎尿契約汲取者は、近郷の農夫が自家用として營む者の外之を專業とする者もあり、この結果仲買、營業者、買入船、宿御間、問屋等と呼ばれる機關がこの間に介在してゐる。これを(一)業體に依り(二)地方別に細分すれば次の如くになる。

(一) 屎尿處分業體

營業者					自用者	
(一)汲取請負業	(二)汲取販賣業	(三)仲買業	(四)仲立業	(五)御間業	(六)自用御間	(七)自用汲取
				御間		

(二)屎尿處分業	市外
(一)川筋地方取扱業	南葛飾郡東葛飾郡
	北葛飾郡猿島郡
	南足立郡南埼玉郡
	北足立郡入間郡
	北豐島郡の一部荏原郡の一部
(二)山手地方取扱業	橘樹郡の一部
	荏原郡の一部豐多摩郡
	北豐島郡の一部南多摩郡
	北多摩郡橘樹郡の一部

右分類は一々說明はしないがこの內汲取販賣業は、最も大規模のもので斯業の牛耳をとるものと言はれてゐるが、古く之に從事する者に本區綠町淸田菊次郎（仲立業兼）あり、現在では千歲町の共益肥料株式會社が著名なものである。

扨て屎尿處分については明治四十年市調査書に（この項主としてこの資料に依る）屎尿に限り當分の內市に於て之を處分するを要せず、各戶に於て之を處分すべき旨を定め、其淸潔保持實施方法等を地方長官に委ね、警視總監は廳令を以て市內屎尿の汲取運搬に關する取締規則を制定したるものとす、之を要する

に屎尿は其土地の占有者に於て之を相當の場所に蒐集すべきものにして、其蒐集したる汚物は市に於て之を處分すべき義務あるを本則とし、唯屎尿に付てのみ當分其適用を見ざるものとなしたるに過ぎざるものとす」とある。又大正十三年改正市告示第三百九十三號『市内各戸屎尿汲取受託方法』中に『「市は各戸屎尿の停滯を緩和する爲め當分の内必要と認むるものに對し汲取を施行す」と言ひ、大正十二年市訓令第四百二十九號「各戸屎尿汲取受託施行方」中に「各戸屎尿汲取は直營によりて施行するを原則とすれども、當分の内汲取を請負に付する事を得」と規定してゐる。之を要するに屎尿の處分は市直營とするのが妥當であるにも係らず、便宜上掃除法令から除外せられてゐるに過ぎないのであつて、それは前述の屎尿に價格のあると言ふ理由から隨意處分としても比較的容易に行はれる爲めであらう（汲取料から見れば既に大正八、九年來世狀の激變からこれを支拂はないやうになつて來てゐるけれども、これは取扱の勞費が屎尿の肥料としての價格と同等又はそれ以上になつたと言ふ事であつて屎尿の絶對的無價値を意味するものではない）。尤も山の手方面では汲取に市の手を煩してゐる處もあるが、本區では汲取料こそ拂つてゐるが（汲取者へ支拂ふ）汲取方法は各戸又は町會で隨意契約の下に行はれ、區の衞生掛では好意的に兩者を斡旋して大した支障なく汲取が行はれてゐる。けれども制度そのものから見ても保健上から見ても完全な市の直營が望ましいことである。

次に街頭便所は元區の設置する處で、古く區の收入中これが汲取代が見えてゐるが、明治四十二年頃に

市に買收?され委任を受けて區で掃除の任に當つてゐる。

第二節　傳染病

維新後保健衛生施設について高唱せられた聲は、殆んど傳染病を對象として發せられたかのやうに思はれる。それ程傳染病の害毒は恐るべきで、これが撲滅に倚與したこと程明治の衛生事蹟で顯著なものは他にない。先づその慘害の如何に恐るべきかは、明暦の大火に江戸の死者十萬、大正大震火災にもそれに近い死者を見たのに對し、正德六年夏の熱病?で僅かに一ヶ月の内に八萬の死者を見、享保元年の天行病?でも數萬人が一時に死してゐる事實を對照して見ても推し量らるゝと思ふ。

而も江戸時代は言ふ迄もなく、明治代になつてもこれが適當な豫防法が講ぜられなかつた初期にはこの被害が頻々と襲來した。けれども醫術の進歩につれ傳染病の何物なるかゞ先づ明かにされて、明治十四年以來警視廳令によつてこれが豫防戒告が發せられ、二十二年には傳染病豫防消毒取締規則が制定され、三十年四月法律を以て傳染病豫防法が發布されてやゝその豫防法の完備を見た。この間には六種傳染病が八種となり、其後に於てもコレラ、赤痢、腸チフス、痘瘡、發疹チブス、猩紅熱、ヂフテリヤ、ペスト、パラチブス等其他種々法定傳染病として取扱はれることになり、公衆衛生の進歩水道等衛生施設の完備と相俟つて、次第にその慘害から遠ざかることが出來るやうになつた。左に各種傳染病表及び維新後の顯著な流行とそ

の對策の沿革を掲げる。(記述の便宜上維新前の流行史は變災史に組み込んだから參照されたい。)

傳染病流行史

明治七、八年天然痘流行　明治三年にも少流行があつたが、明治七年から八年にかけこれが大流行があり、七年七月頃から十二月迄に第六大區で四十七人の患者と二十八人の死者を見、七年十一月から八年二月末迄は殊に激しく、六大區のみで全快者四百七十人、死者二百七十七人に及んだ。當時其筋の奬勵により六大區で五百人餘りは種痘を施したが尚忌避者が多く『方今善良の牛痘種法淮充ありて是等の患ひを救はせ給はんとするの至仁を蔵せず、舊習に固着して貴重の生命を誤るに至る。愚も亦甚しと云ふべし』(明治七年五月東京日日新聞)等と言はれてゐる。

明治十年、十二年コレラ流行　江戸時代以來傳染病で最も慘狀を極めたものはコレラ病であつた。この時の病原系統は、淸國廈門より長崎、横濱を經て東京に入つたもので、早稻田山吹町に九月初發以來、本所品川、濱町、港町等に續發、次第に市内に蔓延して十一月に至り終息したのであつた。然しこの年の病の影響は、越えて十二年六月又濱町に初發、以來市内に大流行を起した。(この年『日本傳染病小史』によると全國的流行の爲め患者總數十六萬餘内死者十萬五千餘を出したと云ふ。)當時の豫防消毒治療法を參考の爲め抄錄すれば『患者の排泄物は燒却し、その他は法の如く消毒し、總て不潔の場所には消毒藥を撒布せしめ、治療法は衰脫期に於ける皮膚の機能を催進する爲全身芥子浴を施し、吐瀉歇まず腓腸筋痙攣し呼吸促進脈

摶細數なる者は酸素吸入を行ひ尙亞硫酸瓦斯吸入、氷片摩擦局處療法と適宜に行ふ』（東京市史）にあつた。

明治十五年コレラ流行

明治十五年コレラ病流行　五月芝に初發、病原は橫濱よりと云ふ。十月中旬終息、市內の死者五千餘內本區は二百四十三人の死者を出した。當時豫防消毒に就き虎列剌病流行記事には『豫防法は大別し二とす。一は隔離法、卽ち五月三十日本所避病院を開き、七月初旬大久保及び芝避病院を開設、本鄕、日本橋避病院又追て開設、自宅治療の行屆き難き者を入院せしむ。其二は淸潔法にして不潔の場所を嚴重に掃除するは勿論防臭劑を撒布せしめ監督員をして巡視せしめ、消毒法は總て成規に據りたり』と。

明治十九年二十三年コレラ流行

明治十九年、二十三年コレラ病流行　明治十九年のコレラ流行によりては府內の死者九千八百七十九人、內區內の患者は七百二十三人に登り維新後斯病流行の極點と云ふことが出來る。病原は濱から傳つたもので、七月九日日本橋濱町に初發、同十三日には本區綠町及淺草に發し、漸次日本橋、本所、深川、淺草に蔓延して病勢激烈を加へ、八月の末には市內一日に三百人の患者を見たこともあつた。しかし十月中旬には病勢衰へ新患者殆んど終息した。越えて二十三年又大流行あり、七月下旬京橋區に初發以來、日本橋、赤坂、本所、南葛に移り、九月下旬には病勢最も強く一日新患者百四十人に及んだ。當時最も多數の患者を出したのは深川、神田、京橋、日本橋の各區であつたが、局部的のものでは本所養育院の三十八人、本所綠町五丁目三十七番地の十數人等が著しいもので、その傳染は水路に媒介せられ流行の增進は霖雨水路の汚濁せる時に

多かつたと云ふ。市内の患者三千四百六十五人、死者二千八百四十五人、内區内の患者二百八十二人、死者二百三十一人であつた。この豫防消毒に當り大日本衞生會の活動最も目ざましく、事叡聞に達し、聖上より金壹千圓　皇后陛下より金五百圓を下賜せられた事は特記すべきであらう。

明治二十八年コレラ流行

明治二十八年コレラ病流行　この年維新後最後のコレラ病大流行を見た。その病原系統は清國より凱旋歸還せる兵士の齎せるものであつたが、市内患者總數二千九百九十四人、内死亡二千二百六十人、本區の患者二百五十八人、内死者二百七人に達した。

しかし此年ならず改良上水道の完成せしと、諸般衞生施設の完備衞生思想の向上は、相俟つて復たコレラ病の著しい流行を見る樣なこともなくなつたが、其他の傳染病に就ては年々その害を蒙らない年は殆んどない狀態で、殊に大正九年には珍しく流行性感冒の大流行を見た如き顯著なものもあつたが、その慘害に於ては前述の流行に比較しては問題ではなかつた。

傳染病患者死者累年表（明治三十二年迄東京府統計書三十三年以降東京市統計年表に係る）

年次		コレラ及疑似 男	コレラ及疑似 女	赤痢 男	赤痢 女	腸チフス 男	腸チフス 女	パラチフス 男	パラチフス 女	發疹チフス 男	發疹チフス 女	痘瘡 男	痘瘡 女	猩紅熱 男	猩紅熱 女	ヂフテリヤ 男	ヂフテリヤ 女	流行性腦膜炎 男	流行性腦膜炎 女	ペスト及疑似 男	ペスト及疑似 女	赤痢疑似 男	赤痢疑似 女	合計 男	合計 女	計
大正十三年	患			61	43	304	214	22	6					7	5	38	19	4	[illegible]			24	39	462	325	787
	死			17	14	82	57	3	2							9	5	3	[illegible]			11	30	125	114	241

四十二年	四十三年	明治四十四年	元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年
			27				32	1		1			10	
			17				23	1					6	
			7				26						8	
			6				11			1			7	
22	41	39	31	20	17	21	22	30	28	31	58	14	41	25
9	8	14	15	12	2	12	6	12	10	19	41	7	17	4
(男女	28	22	36	36	11	27	17	25		26	51	13	32	17
計)	13	8	32	14	5	16	6	8		17	34	5	12	5
113	257	120	117	87	282	161	133	223	165	195	138	211	201	62
32	69	32	30	28	65	47	38	65	51	56	35	65	53	18
	249	72	69	136	83	89	82	160	93	123	104	162	144	52
	54	19	28	30	22	20	18	33	22	39	34	51	42	12
		8	7	23	7	15	14	34	18	16	10	21	13	1
		2	1	3	1	1	3	4	8	3	2	8	1	1
		10	6	4	7	21	6	35	4	22	11	12	9	4
		2	1	1		3	3	5	2	1	2	4	2	2
					814	20	69		7					
					372	5	9							
					352	5	13		4					
					57		2		2					
				1	1			10	7		6		1	
									3		1			
								1	2		5		2	
									1		1			
3	6		3	1	12	6	3	9	5	5	7	14	5	2
	2			5	4	1	1	1	1		2			2
	7	2	1	1	12	6	5	4	6	9	7	9	6	1
	2	1	1				1							
120	65	52	55	84	59	64	49	42	34	31	41	49	45	9
40	25	25	18	26	16	17	13	12	11	12	15	20	20	3
	45	51	49	67	47	65	31	41	24	35	18	52	34	7
	22	16	15	26	68	26	14	14	11	15	4	20	12	3
									1	8	7	2	6	
										4	6	1	2	
									1		6	2	2	
									1		6	2	1	
					7									
					7									
					4	1								
					2	1								
		18	3		19	20	26	40	39	19		38	55	3
		10	2		13	12	21	26	23	29		32	40	2
		8	2		10	23	21	26	45	17		41	53	4
		8	1		6	21	17	19	36	29		36	41	3
	369	239	246	215	1217	307	348	389	304	306	267	349	378	105
	104	83	83	69	280	95	114	121	103	111	102	134	139	30
	329	165	170	244	527	237	201	292	183	232	202	291	291	85
	96	54	84	72	110	87	72	79	75	97	81	122	117	25
258	693	403	416	464	1744	544	549	681	487	554	469	640	669	190
81	200	137	167	141	390	182	186	200	178	208	183	256	256	55

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
十六年	4 / 3		1 / 1		36 / 16	17 / 8			1						3 / 1	1									
十七年	4 / 2		1 / 1		31 / 21										5 / 4										
十八年	7 / 6		2 / 2		62 / 28						12 / 6				14 / 8										
十九年	430	293			57	33					7	4			3	4							497	334	831
二十年	5	4		1	17	8					12	5			3	9									64
二十一年	2	1		1	17	8					1	2			3	12							24	23	47
二十二年	2	1			22	15					2	1			11	8							35	25	
二十三年	283 / 231				50 / 15						2 / 1				21 / 12										357 / 259
二十四年	9 / 6	7 / 6		2 / 2	54 / 11	23 / 5					86 / 17	51 / 11			7 / 6	8 / 4							153 / 40	91 / 28	
二十五年	1 / 1		3 / 1	1 / 1	126 / 37	90 / 33					371 / 106	207 / 57			8 / 15	7 / 15							569 / 160	305 / 102	814 / 262
二十六年	1 / 1		4 / 1	1	66 / 24	40 / 20					21 / 7	20 / 3			16 / 29	7 / 13							108 / 62	68 / 36	176 / 98

第三節　上水道及下水道

上水　この上水は本所開拓に附帶した事業の一つで、その性質上この消長は事業全般の消長を物語つてゐるとも見られる。龜有上水の水源は今の南埼玉郡八條村で、（そこから古利根の川水を引いたものらし

い）八條領瓦曾根溜井から分水したと云つてゐる。水路は茲から足立郡を經て葛飾郡龜有村に入り、上千葉、寶木塚、篠原、四ッ木、澁江、木下、寺島、請地を通過して小梅村に入り、法恩寺橋迄來てゐた。

この龜有上水は天和二年一時中絶したと記錄されてゐるが、同時に本所の新屋敷町が、一時廢絶して上地されたことも、天和上地圖によつても判る。畢竟新屋敷の爲めの水道であつたので、兩者が同一運命を辿つてゐるのは當然のことである。されば元祿再取立の際上水事業も復活し、舊施設に修理を加へた事は左の町觸を見ても判る。

一、本所上水七拾五間御普請入札被仰付候間望之者は明十二日十三日兩日之内櫻井庄之助殿御宅に罷越仕樣帳寫取入札可仕旨町中不殘可被仰相觸候以上

四月十一日（元祿十二年）

一、本所上水堀通り小梅村より八條領溜井迄所々土手通り圦樋橋御普請一式入札に被仰付候間望之者は明廿八日より來月二日迄之内伊奈半左衞門殿御屋敷に罷越御注文寫取場所見分之上入札仕候樣に町內不殘可被相觸候以上

五月廿七日

引用區域

當時の水道の引用區域の內、南は本所小名木川より北は本所龜澤町通迄、西は御船藏より東は四の橋迄一平均竪十九町、横十一町の間は上水を用ひなかつた。勿論掛りの悪いのと、差汐の爲め引用不可能であつ

たらう。次に南本所富川町邊、竪四町横三町餘の所、北本所龜澤町通りから北割下水松倉町邊迄の内、西村木藏から、東天神橋迄竪十三町横十町の所は、所により上水を用ひ、具合の悪い所は堀井や池水を用ひた。それから中之郷町大川通り業平橋邊、北瓦町から松倉町迄、平均竪七町横五町程の所は、兩國橋際から竪川及四ッ目猿江及柳島迄の所と共に、全然引用不可能で專ら堀井池水によつたと云ふ。

これは享保七年の調査（上水存廢問題解決の爲めの調査である）によるものであるが、これより先同四年に上水掛は本所奉行から勘定奉行に移管されてゐたが、七年八、九月の交に『此の頃水も參らず』と記し、消える樣に廢絶してしまつた。或る書に（葛飾誌）本所を開いた當時は、堀井もなく新に上水をかけられたが、その後戸毎に井を穿ち無用の上水となりし故やめたと記してゐるのも、一面の消息を傳へるものである。現在では龜有邊迄は葛西用水となり、下流は曳船通りとなり、只陸地測量部の圖に『古上水』の記入があるのみとなつた。文政町方書上には古上水川幅五間として

右古上水者萬治寛文之頃埼玉郡八條領瓦曾根溜井より分水に相成、龜有村より當領に入上千葉、寶木塚、篠原、四ッ木、澁江、木之下、大畑、寺島、須崎、受地、右村々流通し小梅村に至り、法恩寺橋邊迄以前堀通し有之由、享保七年九月右上水相止候由其後八村方用水に相用申候

但小梅村圦樋より先業平橋南之方小梅村反別八反四畝貳拾歩場所上水堀埋立跡之由に而、享保十七子年九月筧播磨守樣御檢地御高入に相成、小梅村百姓居仕百姓商賣家作場所之積り御繩請仕候

とある。新編武藏風土記稿にも右と殆んど同様に記し、事蹟合考の綾瀬川より引水したと言ふのを反駁し、又その斷絶を水掛りの悪いためと井水使用の增した事に依ると附け足してゐる。又上水記にはやゝ詳しく、

元祿年中龜有上水初而被仰付、本所奉行は萬治二亥年德山五兵衞山崎四郎左衞門初而被仰付、天和三亥年相止御代官大久保平兵衞懸りに相成、元祿元辰年武家方拜領地追々相渡、御普請奉行中坊長兵衞奥田八郎右衞門相懸り、元祿六子年又本所奉行藤堂庄兵衞、多賀又四郎相懸る、右元祿年中龜有上水始り享保四亥年町奉行大岡越前守中山出雲守懸り同七寅年相止（東京史稿上水篇より引用）

と記してゐる。

『上水記』の第一回上水斷絶を天和三年としてゐるのは、天和の士邸民家撤廢の事實と符合する所上水の必要なき爲めの中止と考へられる。されば元祿になつて本所が再び取立てられることになると同時に、再び上水の修築を行ふたのも當然の事で、元祿元年十一月三日御勘定役山田源右衞門、正木藤左衞門の兩人が本所上水御普請吟味役を申付られ（市史引用柳營日次記に據る）てゐる事實がこれに當る。『武藏通志』には、元祿中に之を開鑿し小梅村から大横川の東に沿つて法恩寺前に至り陰樋を通して北本所南本所高橋萬年橋の邊迄至つて飲用水としたと言つてゐる。

この後『町觸』の中に（元祿十二年四月十一日）本所上水七拾五間の普請の入札をすることになつたか

ら、希望者は明十二日十三日の兩日の内に櫻井庄之助殿（當時の本所奉行）の御宅へ出頭して仕樣書を寫取つて入札するやう町中へ觸れよとか、又（同年五月廿七日）本所上水堀通り小梅村から八條領溜井迄の間で、所々土手通圦樋橋の普請一式を請負入札することになつたに付ては、希望者は明二十八日から來月二日迄の内に伊奈半左衞門殿（當時の關東郡代――小梅から上流は郡代の支配分である爲め彼が係りになつたのであらうか）屋敷へ出頭して注文書を寫し取つて、場所見分の上入札するやうにと言つたやうなものが見えてゐるので上水疏通してゐたのが判る。

右の町觸でも判るやうに上水は本所奉行の主管する處であつたが、享保四年奉行廢役後勘定奉行の手に取扱はれることになつた。本所奉行時代には見廻り修繕等の費用は明屋敷を町人に貸付て地代で償つてゐたのであつたから、この後も類似の方法でやつたものであらう。しかしその後間もなく享保七年十月千川、青山三田の各上水と殆んど同時に本所上水は廢止されることになつた。この廢止に先立つて四月行つた可成詳しい調査が殘つてゐるので左に要點を抄錄する。これは存廢決議の資料に供したものであらうと言はれてゐるものである。（東京市史稿の說）

覺

一南本所小名木川より北本所龜澤町通迄西は御船藏邊より東は四之橋邊迄、凡平均竪拾九町程横拾壹町程之所水船用申候上水潮氣無之節は遣申候得共、水元より來々御座候に付水勢薄く候間潮差候故專ら水

掛申候

一南本所富川町邊凡平均竪四町餘横三町餘之所、並北本所龜澤町通りより北割下水松倉町邊迄、西は御材木藏後より東は天神橋迄、凡平均竪三町横十町餘右之所々上水を用申候、此邊水元より近く候故上水能參候、然共水元少く候節は潮氣有之候間、其節は堀井、池水遣申候專ら上水用候場所に御座候

一中之郷町大川邊業平橋邊迄、北は瓦町より松倉町邊迄、凡平均竪一町餘横五町程之所、右之外兩國橋際南は竪川端迄、北は御材木藏邊川端通り、並四ツ目より東之方、南は猿江邊迄、北は柳島邊迄堀井、池水を用申候、上水は懸り不申候

以上　大岡越前守

これに依つて見ると、當時の不完全な設備では土地柄利用範圍が比較的少かつたやうにも思へる。

尚終りに前記の諸上水は主として室新助の建議によつて廢止と決したと言ふ向があるので、該建議書を見ると長崎で唐人が水道を作ると火災が増すと言つたとて、それに感心して江戸でも明暦以後水道が出來てから火災が増し、本所では水道破損後火災が少くなつたと證據をあげ、水道の發達は土地の濕度に關係し、延いて土地と相關して起る風に影響し、明暦以前の風は重く吹いたがそれ以後は輕く上つ調子に吹くので、よく火を煽るのだと誠しやかに述べてゐる。一口に言へば水道の發達が火災を助長すると言ふ譯で面白い一挿話になる。

尙上水廢止後は府内の水道に埋沒されたが、上流は耕地の用水と運河の用に現在でも使用されてゐる。

この上水は種々の故障があつたのと、次第に井水の飲用に適するものが求め得られるやうになつたが爲め早く廢絶してしまつて、夫より改良上水道の布設せらるゝ迄飲用水は主に井戸に依つて來た。而して飮用水の適否は直接住民の保健衞生の上に重大な關係があり、近代都市計畫の上からは之を改良上水道に求むるのが當然であつて、東京市がその市區改正事業に關聯して之が計畫をなしたのは當然のことである。

市區改正事業と上水道計劃

明治二十一年市區改正委員會が設置せられたが、之と同時に上水設計委員をも設けてこれが設計立案のことを囑した。今當時の調査に依ると水源を多摩川に取り、全市の人口を百五十萬と見倣して一人一日四立方尺の水量を消費する者と標準を立て、計畫の元を作ると共に、淨水工場を淀橋町に置き從來の水渠を用ひて引水し、沈澄池濾水池によつて水質を淨化しやうとした。沈澄池は人口五十萬に對する一日半分の水量を容るゝ爲め容積を九百萬立方尺とし、これを三百萬立方尺宛三個に分ち池の一端に池底より水を引き入れると同時に、他端の水に接したる處よりこれを引き出す裝置をして、若し河水の溷濁の甚しい場合には十二時間茲に靜止せしめることにした。又濾水池は濾積六萬立方尺のもの十二個を設け内二個を豫備とした。

次は配水區域海面上二十尺の地を境とし、高低の二給水區域に分ち淨水場内に喞筒機及び淨水池を備へて高地の配水場とし、又淨水場より自然流下法によりて本郷芝の二ヶ所に分送し、こゝに別の淨水池及喞筒を備へて低地の給水場とした。淨水貯池は人口百五十萬に對する十二時間分の水量を容るゝものとし、各給

水場に二個宛分割して設置した。喞筒は各給水場に四組宛これを備へ、内一組は豫備として總計千五百馬力の動力を用ひ、これによりて水壓地面上八十尺乃至百尺を限度とした。

配水區域中高地に屬する處は四谷、赤坂、麻布の全區に、麹町、牛込、小石川、本郷、神田の一部分とし、低地に屬する處は吾が本所を始め日本橋、京橋、下谷、淺草、深川の全區、及び麹町、牛込、小石川、本郷、神田の一部分であつて、低地の方は淨水場の濾水池より四十二吋管を以て之を本郷に送り、こゝより水壓を加えて配水するのである。

以上は計畫と完成後の狀態を併せて述べたが、この工事は明治二十五年十二月に工を起して同三十一年十一月に工を竣え、翌十二月には神田、日本橋兩區に通水し越えて三十二年一月には全市に及んだ。第一期の水道工事はこれで完了した譯であるが、この工事中所謂鐵管詐欺事件を勃發して水道工事進渉の上に一頓挫を來したのみか、延ては市區政の上に議會解散と云ふ稀有の事蹟を殘すに至つた。

鐵管事件

この問題の發端は水道鐵管を請負える日本鑄鐵會社が、鐵管納入にあたり檢査不合格を詐つて納入した事を明治二十八年十一月同社職工某が市に密告したのに端を發し、當時特別市制時代のこと故市長を兼ねた三浦知事が之を調査せしめその事實を發見したのである。知事は直ちに之を市參事會に報告し、參事會は滿場一致事件を告發し、次いで事件は司直の手に委ねらるると同時に種々の處置が講ぜられたが、兎も角之が爲め明治二十九年度に竣工すべき水道工事は延引するの止むなきに至り、從つて之に携つた當局の責任が

問題となつた。

かくて事件は紊騷を重ね、結局十一月十八日市會は楠本議長外十五名の總代をして知事の辭職を勸告したが、當時知事は結局『今日の場合事の性質に於て事實上引退する能はざるのみならず三浦の特性として引退せず』(當時の報知新聞に據る)と放言して肯んじなかつたので、この反動は十二月九日の市會に於て全會一致三浦知事不信任決議案の可決となつて現はれた。この結果三浦知事は市會解散を申請し、内務大臣は十二月十日付で市會の解散を命じた。當時市會の問題は區會にも波及して各區に於て是非の論が起つたが、市會の解散を見て先づ牛込區會を始めとして本區會も亦三浦知事不信任を決議し更に不信任の知事の名によりて提案されたる議案は之を議する能はずと決議した。此の結果は該區會も亦解散を命ぜられたことは言ふ迄もない。

市會解散

此の如くこの事件の爲め水道計畫も一頓挫を來したが三十一年には第一期工事を了した。而してその結果は消費水量の設計額を超過せしのみか逐年使用戸數を増加し水量不足を告げたので、三十六年迄に淀橋に沈澄池三百萬立方尺のもの一個、濾水池四萬三千三百四十四立方尺のもの四個四十一年迄に同所に濾水池四萬三千三百四十四立方尺のもの二個を增設した。

大擴張案

しかし市の發展はかゝる姑息なる部分的擴張を以てしては到底滿足することが出來なかつたので、市區改正委員會は大正元年九月一大擴張案の設計を立て七ヶ年の繼續事業で遂行しやうとし、同年十月之が準

備掛を置き二年六月に同年度から大正八年度に至る七ヶ年繼續の經費二千七十二萬圓で之に著手することに決定した。然るに國庫補助の都合と財界の事情の爲め工事の年度割及び設計の一部變更を餘儀なくされ、更に工半で歐洲戰亂による財界動搖の影響を蒙つて所定の竣工期に至るも工事進行遲々として進まず、止むなく計畫を根本的に變更して殘餘の工事を二期に分割し、第一期を大正二年度より同十二年度迄でその經費三千六百十萬圓とし（既に施行濟のものを含む）第二期を大正十三年度より同十七年度迄として經費千百五十萬圓となし第一期工事完成により五百萬立方尺の配水量を増加せしめたが、これに淀橋淨水池の舊設備による九百萬立方尺を加へ千四百萬立方尺にして一人一日六立方尺として二百三十三萬人分に當つてゐる。更に第二期工事の完成によつては總計千八百萬立方尺となり、人口三百萬を支持し得ることになるのである。

下水　本區は溝渠に富み、下水はこれに放流せしめてゐる狀態が今日に迄及んでゐる。これらの下水溝の浚渫については、明治五年東京府達で下水渫方が達せられて浚渫を促すと共に、塵埃汚物を投入することを禁止したのを始めとし、屢々類似の達令を出してゐる。その内明治五年八月の府達に「府下大小の溝渠渫方竝道路、橋梁、水道等修繕の儀、戊辰以來行屆兼往々壅塞破壞の場所相增候に付、御堀浚竝四大橋の儀は四民出費可取計筈に候得共、此度限出格の譯を以て大藏省にて御處分に相成候筈、右は府下人民の爲厚御趣意に候條其旨可奉承知候、就ては其他の橋梁溝渠の儀は四民出費至當の儀に候處、一同難澁の折柄出金申付候ては

此上可及疲弊に付篤と及評議候處、舊町會所積立金穀の儀は窮民救助等の用に備置候得共、修繕浚方等夫々行屆候上は一般の便利は勿論、工作を起し候得は自然潤澤相成救助の主意にも不悖譯に付、差向右積金を以入費に充候はんは可然哉と、戸長並に地主町人の内重立候者共へも相謀候處、異存無之旨申出候間、今般町會所廢止候節假りに出納掛に預り置候金穀並地所粃藏等別紙記載の通、總て前書爲修繕の廉々へ爲遣拂候に付、取扱方の儀は市中身元相應の人物人選の上取扱方申付候、大修繕等の順序夫々見込爲相立仕拂等の儀は明細仕譯書檢査の上、月末毎に部長を以て一般公布可致候條右樣相心得可申事」とあるものはその間の消息を物語つてゐる。

この後明治三十三年法律第三十二號で、下水道完成の場所は市又は土地所有者、使用者若くは占有者に於て必要なる施設及び管理の義務を負ふべしと定められたが、市では之に對し告示第二十四號で下水浚渫を各區長に委任し、浚方を左の通り定めた。

一、公共下水浚渫は、之を別ちて定期浚及び臨時浚の二種とす。

一、定期浚は通路下水並人車道境界下水及び泥溜桝は隔月一回、其他の下水は毎年四五月の頃一回、露築暗渠の別なく各區を通じて一齊に浚渫をなすものとす。

一、臨時浚は各種下水の實況に依り、汚泥等淤滯の場所に就き隨時浚渫をなすものとす。

一、地内下水泥土は可成公共の地先に排出せしむべしと雖も、土地の狀況に依り特に排出の必要ある場

合は豫め搬出の日限を定め置き其地内關係者に通知すべし。

この浚渫は始め請負制度によつたが、四十二年頃から市の直營となつて今日に至つてゐる。これより先き下水の完備を期する爲め市區改正計畫に附帶してこれが計畫をもなし、明治二十一年八月以降引つゞきこれが調査に著手したが、當時は上水道布設に急なりしかば自然この事業は繰延べとなり、三十二年に至りやうやく計畫が具體化したのであつた。後三十七年迄實測材料蒐集等に費し、四十一年三月その筋の認可を得るに至つた。最初は工費六百八十萬圓の内三分の一を國庫補助に仰ぎ、四十四年より向八ヶ年の繼續事業としやうとしたが實際工事を始めたのは大正二年十月のことで、その後も財界動搖の影響を受けて工費の增額を餘儀なくされたのみか工事も豫定通り進行せず、本區の如き尙未だこれが完備を見ないのである。但し計畫の第三區に當る本所、深川は全面積二百七十萬坪で、茲に施設する下水道延長は五萬八千五百間となつてゐる。この地域は土地が卑濕で雨水汚水の排除が困難であるので各所に雨水吐を設け、干潮時にはその一部を河川に放流して滿潮時には自動開閉弁による裝置をなし、砂町に設ける汚水處分工場に集めて喞筒を以て中川に放流せしむる事とし、汚水は特にセプチクタンク及濾過池を通過せしむる事になつたのである。

第四節　衞生關係團體

區内に衞生關係の團體として衞生組合、衞生會、醫師會、齒科醫師會及産婆會がある。夫々本區の保健

衛生の上に貢獻する處が少くなかつたが今多くは適確な事蹟が湮滅してしまつて徴すべきものがないのでこゝには衛生組合だけを略述することにする。

衛生組合組織

衛生組合　明治三十三年二月二十二日東京府令第十六號によつて衛生組合設立のことが達せられ、一戸を構へる者は隣保團結し、共同扶持して組合を設くる義務を負ふものとされた。この組合には組合長、副長を置き、事務の都合によつては委員會を設け理事書記を置くことを得るものとし、各組合總會で規定として(一)組合の名稱、區域、及事務所(二)組合長、副長の職務、任期、報酬、理事書記の手當(三)組合費收支竝に組合共有財產管理の方法(四)總會及委員會に關する事項(五)傳染病豫防に關する事項(六)規約違反者の處分方法(七)その他必要と認めたる事項等を決定すべく規定せられた。

　これが爲め全市各町洽く組合の組織せられない處のないまでになり、この活動に依つて傳染病の豫防、救治のことから一般公衆衛生の發達を促すに大なる効果があつたが、只これがために多大の經費を要し主としてこれが支辨に係つて支障を來して年と共に有名無實となり、別に府令が廢止された譯ではないのに現在では本區のみならず市內全般に屛息の狀態になつてしまつた。只茲で一言附記したいのは、獨り衛生關係のみならず各種の必要上、各町に住民の團體の組織せられた事は望ましい事で、現在は此の意味で町會が起り殆んど全區に之を缺いてゐる處はない迄になつてゐるが、この町會の組織は衛生組合の形を變へて

町會の起原

生れたものである。左に衛生組合の最も完備したと見られる明治三十六年頃の調査を表示することにする。

衛生組合表

名稱	設立年月	經費	戸數
柳原町二丁目	明治三十三年七月十日	一五五、〇四〇	二〇〇
柳島元町	同　三十四年四月十五日	五一、三八五	一二七
林町三丁目	同　三十三年八月廿二日	一〇、〇〇〇	九〇九
元町	同　三十三年七月十二日	三六、〇〇〇	二六五
松代町一二三丁目錦糸町	同　三十三年七月十日	三二五、八〇〇	四六四
林町二丁目	同　三十三年八月廿九日	四九六、六六〇	八二九
小泉町	同　三十三年八月十五日	三二四、〇〇〇	二九五
横網	同　三十三年十二月廿二日	二七七、六三四	二五四
松井町	同　三十三年八月四日	一〇〇、〇四九	三八五
押上町、向島押上町	同　三十三年九月三日	二六、九七六	四九一
中之郷元町	同　三十四年六月五日	一九〇、五一二	三三〇
緑町一、二丁目	同　三十三年八月廿一日		九〇〇
横網一丁目	同　三十三年十二月廿四日		四二八
松井町二丁目	同　三十三年八月廿一日		七五
茅場町一、二丁目	同　三十三年七月廿一日		六五
林町一丁目	同　三十三年八月廿三日		二六二

亀澤町二丁目	同　三十三年八月廿一日	三六〇
横川町	同　三十三年八月卅一日	三五〇
外手町	同　三十三年十月廿三日	五五〇
番場町	同　三十三年七月廿四日	六二五
若宮町	同　三十三年七月廿三日	八五六
中之郷業平町	同　三十三年七月廿四日	一五〇
柳原町一丁目	同　三十三年七月廿三日	一五〇
菊川町二丁目	同　三十三年九月八日	四一九
茅場町三丁目	同　三十三年七月十日	一二〇
荒井町	同　三十三年七月十日	四三四
南北二葉町	同　三十三年九月廿六日	一、〇七〇
清水町	同　三十三年九月十四日	二四二
吉田町	同　三十三年十一月圭日	二八五
太平町一、二丁目、柳島町、柳島梅森町	同　三十三年七月廿四日	七二六
中之郷竹町	同　三十三年七月十日	三九八
小梅業平町	同　三十三年十一月九日	二二〇
小梅瓦町	同　三十三年十二月廿日	二四五
新小梅町	同　三十三年九月廿九日	五〇
緑町三丁目	同　三十三年九月廿七日	四一二

町名	年月日	
花町	同三十三年八月一日	三〇九
永倉町	同三十三年十月廿七日	二五六
千歳町	同三十三年九月十四日	二八八
松井町一丁目	同三十三年七月廿六日	二七五
松坂町一丁目	同三十三年九月十日	九六
松坂町二丁目	同三十三年十一月九日	三四〇
中之鄕原庭町	同三十四年一月十日	—
本所表町	同三十三年七月廿四日	八〇〇
中之郷横川町	同三十三年十月卅日	一六七
北新町	同三十三年七月十日	三二六
緑町五丁目	同三十三年九月廿五日	四九八
徳右衛門町	—	五六一
相生町一丁目	同三十四年二月二十日	—
相生町二丁目	同三十四年二月二十日	—

衛生關係一覽

種別		醫師
昭和四年		二三九
累年比較	昭和三年	一七二
	同二年	一六二
	同元年	一五二
	大正十四年	一四五
	同十三年	一二九
	同十一年	二三〇

種別		產婆
昭和四年		一九五
累年比較	昭和三年	一七六
	同二年	二四〇
	同元年	二四一
	大正十四年	一六四
	同十三年	一二六
	同十二年	一七九

其ノ他　種別							
歯科医師	一二九	一〇八	九二	八六	七三	四五	七六
薬剤師	一四〇	一五七	一五九	一〇六	一〇三	九三	一三三
獣医	四	五	五	三	八	四	三
看護婦	一三三	一六二	一八三	一〇九	一四五	八七	一九三
薬業者	一二三	一、〇八五	一、五六四	一、五九九	八六一	九七七	一、五一五
医療営業者	九八	九三	九二	八九	九五	一一〇	一九〇

医療　種別	昭和三年 医療所	昭和三年 患者延人員	同二年 医療所	同二年 患者延人員	同元年 医療所	同元年 患者延人員	大正十四年 医療所	大正十四年 患者延人員	同十三年 医療所	同十三年 患者延人員
病院	八	一一七、二六一 ×四三、七九一	九	九四、九七五 ×六八、一七三	八	一〇八、五一六 ×三一、三三七	八	一三四、五九六 ×二九、〇九三	六	六〇、四二八 ×九、〇九九
医院及診療所	一三三	八〇四、四二四 ×一三六、四四四	一二四	七七七、一三三 ×五〇、〇〇三	一〇七	六六〇、三二二 ×七九、九七三	一二四	七七四、九九四 ×一九、七六七	九七	五五九、四二一 ×三六、五七四
歯科医院及歯科診療所	八四	二〇七、三一八 ×五一〇	七三	二一九、八二三 ×一六一	六六	一四五、八八一 ×一〇三	六二	一四五、四八四 ×一九〇	四六	一二〇、四五二 ×一、六六五

備考　本表中×印ハ施療患者数ヲ示ス

伝染　種別	昭和四年 患者	昭和四年 死亡	累年比較 昭和三年 患者	昭和三年 死亡	同二年 患者	同二年 死亡	同元年 患者	同元年 死亡	大正十四年 患者	大正十四年 死亡	大正十三年 患者	大正十三年 死亡
コレラ及同疑似	—	—	—	—	—	—	一	一	一	一	—	—
ペスト及同疑似	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
赤痢	三九一	一六五	四一三	一七四	二三四	一一三	一〇〇	四七	二一七	七四	一六七	七一
猩紅熱	七九	五	七九	二	三五	—	二四	六	一三	—	一三	—
腸チフス	一九〇	四八	一四九	四二	一六七	三四	二三六	四五	五〇八	一一三	五〇八	一三九
発疹チフス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
パラチフス	八	二	一四	一	九	一	一八	五	三二	五	三五	七

病	痘瘡	ジフテリア	流行性腦脊髓膜炎
	—	一三〇	三
	—	二九	一
	—	九八	八
	—	三三	八
	—	九七	二
	—	二九	九
	—	七三	八
	—	三三	六
	二	五七	一〇
	—	一四	九
	二	五四	一三
	—	一〇	七

種痘

年次		昭和四年	同三年	同二年	同元年	大正十四年	同十三年
接種人員		八,九九〇	八,九〇五	九,六〇二	一〇,二三三	九,〇六六	一〇,八二三
公種痘	善感	二,九五六	三,五八三	四,〇五二	五,〇〇五	三,三三一	四,四九四
	不善感	六,〇三四	五,三二二	五,五五〇	五,二二八	五,七四五	六,〇二一
	未檢診	—	—	—	—	—	—
私種痘	善感	八五六	二,〇〇九	八四二	一,〇五一	五七八	三〇三
	不善感	二八	四八	二二	三五	二六	一五
未種痘		二,〇五三	一,四〇〇	六二二	四三五	九二	一二五

腸チフス豫防注射

年次	人員
昭和四年	九九,〇七七
同三年	一〇一,〇五三
同二年	八二,五八二
同元年	六八,五〇四
大正十四年	七四,三六四
大正十三年	六一,一四九

塵芥搬出

年次	搬出量	使用人夫延數	運搬船
昭和四年	七,三一九,四五〇貫	二六,八六九人	二,三七九艘
同三年	六,七一八,〇四〇貫	二七,三三二人	二,三三五艘
同二年	六,七三八,七二五貫	二七,四八〇人	二,四三九艘
同元年	六,三〇一,七二五貫	二八,一九三人	二,〇八二艘
大正十四年	五,八五五,七二〇貫	二四,三四五人	一,九八四艘
大正十三年	五,一七五,〇九〇貫	二三,二七五人	一,五八九艘

	街頭便所				
		木造	煉瓦コンクリート造	上掃除延人員
小車 —	昭和四年	七	三	一,〇八四
小車 —	同三年	九	二	一,〇九八
小車 九六,八三五台	同二年	一五	二	一,〇九五
小車 九一,〇〇〇台	同元年	一八	一	一,〇一五
小車 二,九三〇台	大正十四年	三	—	一,〇六二
小車 一八,四〇三台	同十三年	二四	一	一,〇二二

衛生ニ關スル團體

名稱	事務所々在地	組織	創立年月日	會員數	事業ノ目的
本所區醫師會	横綱八ノ一二（本所區役所内）	會員組織	大正八、一二、二七	二四	醫事、衛生ノ改善發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
本所區衛生會	同	同	大正一〇、八、一五	一,三五〇	衛生思想ノ普及ヲ計リ公衆及個人衛生ノ實績ヲ擧ルヲ以テ目的トス
本所區産婆會	同	同	大正七、四、三〇	一九五	業務ニ關スル學術、法規ノ研究ニ努メ婦徳ヲ修養スルヲ目的トス
東京府歯科醫師會東京市本所區支部會	相生町五ノ二一熊澤事一郎方	同	大正一五、八、八	一〇五	歯科醫師、衛生ノ改善發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

古開發地

第五章　交通々信

第一節　江戸の設立と明暦大火

本所の或る部分はその起立が比較的古い。そして徳川氏の江戸開府以前、既に玆に若干の有力な聚落が發生してゐたことは、前章に述べた通りである。

之から述べやうとする江戸時代の本所は、僅々二百餘年の歳月の間に實に目醒しい活躍發達したものであつた。便宜上この時代の記述は、土地の發展と人文史上の發達の二つに別ち、前者に就て更に江戸開府より明暦大火後万治本所開拓迄、及び万治本所開拓より元祿期迄、元祿以後幕末迄の三期に別つて述べることにする。

本所の原始的地形を究める事は殆んど不可能である。而し現在の地勢を見るに、區内で比較的古く地高であり、從つて人文史的に注目すべき場所は、向島以南に於て主として隅田川沿岸の帶狀の地帶であるとするのが妥當に近いらしい。勿論これは多く現在を基礎として過去を推すもので、所詮一つの假定に過ぎないが、兎も角この假定に基いて江戸時代の文献を探ぐることにする。先づ文政町方書上に記された断片的記事を拾ひ上げて見ると、目につくのは中之鄕原庭町が竹町と共に舊の水戸佐倉街道の馬繼き場所で、

街道往來の人が多く、それがこの町の助成になつたと云ふ記事があり、それから南本所石原町では、万治年間館林家の藏屋敷が出來、年貢米や切米の運送船舶が出入した爲めに舟持や諸商人が繁昌し、家作が建込んで來たと云ひ、外手町や、番場町や、荒井町にも當時町屋敷があつて、それらが江戸町手近の故に立ち行くと記してゐるもの等がある。この外に見のがせないのは茅場町三丁目の前栽場のことで、ここで葛西領の青物が賣買されたと云ふことである。これらの二三の記事は本所各町が殘してゐる最も古い部分の生業の記錄であるが、この記錄が何を意味するか。云ふ迄もなく江戸府を背景として立つてゐることを物語つてゐるのである。

右に述べた處は貧弱な材料に依つて概說したのに過ぎないが、尙この事實を具體的に述べる爲めに、江東方面の姿相に一轉機を與へる動機となつたかの明暦の大火について述べなければならない。

明暦三年の歲明けると同時に、麴町の高田城主松平光長の邸が燒けて此年の火災の幕を開けたが、正月十八日には本鄕丸山本妙寺から出た火が、北柳原から南は京橋、東は佃島、深川牛島新田迄燒き拂つた。そしてその焰の收まらぬ翌十九日午後二時頃、小石川鷹匠町から三度目の火を出し、夜に入つて麴町五丁目にも失火があり、前日の大火を煽つた風が益々吹きつのつてゐたので、何れも大火となつて前者は神田臺から江戸城外廓を燒き、城内二の丸及び三の丸を烏有に歸せしめ、後者は櫻田一帶の大小名の邸宅、西丸下を一氣に燒き拂つて、茲で火先が二つに別れ一つは通町に至り、他は愛宕下から芝浦に達した。この

數度の稀有の大火で、全江戸は殆んど燒野原となつたのであるが、諸侯の邸第五百餘、神社佛閣三百餘、倉庫九千餘、橋梁六十一、死者十萬二千餘人、焦土の廣袤二十二里八町、市井五百餘、或は八百餘町と云ふのがその損害の概算高であつた。

この大火を見て吾々の第一に氣づくのは、徳川氏が江戸に入つてから纔かに六十餘年しか經過しない明暦時代に、既に最初に規畫した江戸市街は發達の極點に達して居たと云ふことである。正保江戸圖等に依つて見て、條坊の區畫に少しも餘裕の存してゐなかつたであらうと想像さるるのはこの故であらう。勿論家の造りや橋梁の設備が盡して無かつたことも亦その災害を大にした原因の一つである。

この大火では本所、深川に於ても其厄を免れなかつたけれども、當時の江東地方の狀態は、その點ではあまり顧る必要がない。そして大火後前述の都制の不備に氣付いた有司が、これに對して如何に前後措置を採つたかゞこの場合の緊要事である。云ふ迄もなくその結果の一つに、本所開拓の事業が算えられるのである。

大火の江戸府政に及ぼしたる影響

この大火の結果道路の擴張や、火除土手の築造、橋梁の設備、諸侯の下屋敷設置等が先づ考へられ、そうした府内の整頓のために追ひ出された社寺や、新に設けられる士邸や、諸侯の下屋敷は當然舊市街の廓外に出されることになつた。それがために牛込とか駒込あたりにも新に地を開いてそれらの移されるものがあつたが、最も組織的に新開地擴張のために、新地開拓の實行されたのは江東方面であつた。それは本所

本所開拓と徳山山崎兩奉行の功績

開拓の事蹟であつて、寛文江戸圖は良くその眞を傳へてゐる。

この本所の開拓は、主として万治年間に本所奉行徳山五兵衛及び山崎四郎左衛門兩人の手に依つて運ばれた。その地は前にも述べた樣に、本所古町村の耕地や、池沼蘆荻叢生地であつた所の源森川以南の大部分であつた。この工事の次第は明には判らない。けれども先づ竪川大横川南北割下水の開鑿、小名木川源森川の整理をなし、これによつて排水と不時の水害を免れると共に、濕地の埋土をも得、これに下町方面から得た殘土を以つて埋立を行つたものである。これが努力の結果成つた新地の區劃の規矩は、當時の江戸圖中の一偉彩であつた。試みにそれらの内、南小名木川、北法恩寺橋通り、西二つ目東横十間川の部分に就て見ると、この地區は更に大横川及竪川によつて四つの地區に別けられてゐる。今當時の設計を傳へるものと考へられる寫本天和上地圖を參考として、この部分の略圖を描き、道路の幅員及延長を記して左に示す。（點線上の數字は各地區の二邊の長さを推定したものである。圖中數字は單位間、點線上數字は推定、A印は原書にて不明なり）

小名木川
竪川
横川

開拓設計の内容

この圖に依ると四つの地區は略、等積の矩形をなし、東西四百七十間乃至八十間、南北四百二十間乃至三十間内外になつてゐる。この圖の書入れから得た間數は、現在の地形でも京間にすれば大抵符合するやうである。（五千分の一本所圖で測定すると各々十間乃至廿間の差しかない）道路は幅二十間を最大として十五間、十三間、八間、七間、五間、四間とりどりであるが、幹線道路卽ち二之橋通りや、法恩寺橋通りは二十間道で、各地區内中央部を東西に貫通するものと、南北に貫通する數條の支線は大體十五間乃至十三間道路になつてゐる。南北路は何れも周邊を除いて六本で、七地區に區劃されてゐるが、これらは割下水等の如き東西路により二分されて、長方形の幾つかの地區を作つてゐる。今二之橋辻橋以北に就いて見ると、この地區の東西は四百八十二間より、南北路道路敷を減じても一地區の矩邊が五十間を下ることはない。これに比較するとこの東に隣る地區は、更に南北支路が細分されて（六本の南北路上に更にこれが二分されてゐる）一地區の奥行は前記の二分の一に減ずる。當時の地圖に記入せられた屋敷名によつて、後者には組屋敷が多いのを見れば、さうした小屋敷の必要を滿す爲め細い地割を作つたものかも知れない。而し何れにしてもこの場合の地割は、江戸町割の常法奥行二十間の制よりも間延びのしてゐるのは、町屋の爲めに開かれたものでないためであらう。

既にこの開拓以前には、この附近は一體の沮洳地で、纔かに水田として用ひられるに過ぎない處が多かつたと云つたが、それが爲め本所開拓は言ひ換れば土地を整備して水の災を除くことであつたとも言はれ、

竪川や横川が開鑿され割下水の備へられたのは、雨水と下水を排除し傍ら埋土を得る爲であつたと考へられる。されば他方出水の場合に備へる爲めに、各堀割に沿ふて堤防を作つたことも勿論のことで寫本天和上地圖にはそれを記してゐるものがある。

江戸圖に表れたる開拓事績

道路の發達は市街地の發展と相關的のものである。然らば萬治本所開拓以前の道路は如何といふならば、田舍の車道の如き道路が田畑の間を走つておつたに過ぎぬと答へるのみである。若しこの狀態が姑息な改良に委せられて今日に至つたのであつたならば、本區の現狀はもつと不規律なものになつたであつたらうが、幸にも萬治開拓に依て根本的區劃の改正が行はれたのである。その實際は既に述べたので玆には改めては記さないが、寛文江戸圖あたりでも區內の町並は全市の內に偉彩を放つておる如く、萬治の改正はそれだけ思ひ切つた施設であつた事が判る。

萬治、寛文代の設備は元祿再築により幾分改められた處もあるらしいが（寛文江戸圖、天和上地圖等に依ると二ツ目橋通りから三ツ目橋通り迄の間に四本の南北道が貫通してゐるのに元祿江戸圖以降のものにはそれが五本になつてゐるのが著しい相違である）それ以後は幕末迄殆んど改められた處は見當らない。勿論根本的には現在迄その通りである。

更に對外的に見るとまづ眼につくのは『文政町方書上原庭町』の條に『この邊古來は水戸佐倉街道にて只今の竹町邊その頃馬繼場の由、右に付當町も街道往來の最寄に而助成も御座候』とあり、つゞいて『其以前

佐倉街道竪川通に新道出來仕候に自然に往來も薄く相成』とあるものである。前者の『其頃』と言ふのが後者の新道の出來る以前であつて、該新道は萬治本所開拓竪川新鑿當時に出來たものである。只吾妻橋は遙かに降つて安永三年の創架であり、寛文圖に淺草駒形堂の上手並木町か竹町あたりから本所竹町へ舟渡のあつた記載がある。竪川通りの新道は『竪川通』『行德街道』『佐倉街道』等と呼ばれ道幅五間とあり『小名木川通』又は『行德間道』と呼ばれる(道幅五間)小名木川岸の道路と共に明治初年の府志料にも記載がある。後者は間道と呼ばれる點からも脇道であつて、前者はその名稱により行德及び佐倉に出る幹線であつたことが判る。現在小名木川通りは當代島から行德道に合してゐるが、竪川通りは小松川から今井を經て行德に出るのと市川より佐倉に出るのとの二街道になつてゐる。次に近世の奥羽街道は千住から草加方面に逸走してゐるが、更に千住から分岐して松戸經由水戸より陸前に入る『陸前濱街道』と言ふものがあり小岩から新宿へも古間道があつて連絡してゐた。前記の奥羽街道は所謂五街道の一つであるが江東方面に一つの本街道なく從つて宿驛のなかつた事は地理的環境に秀てゐる割合に土地の發展が遲れる結果となつた。

第二節　市區改正

天正十八年德川氏入城後の江戸城下町は急激の發達を來した處、明曆の大火にその大半を烏有に歸せしめるに至つた。

而して當時に於ては早や發展の餘地少しもなき迄になつておつたので、幕府にては此際を好期として江戸市街の擴張並に大區劃整理の斷行を計畫し、北は淺草方面、東は江東を新たに市街地に編入すると共に、江東との連絡の爲めに兩國橋を架けたが、これ卽萬治寛文の江戸市街地區整理である。

其時の本所開拓奉行は德山五兵衛山崎四郞左衞門の兩人にして、兩奉行の本所に盡した功績と云ふものは決して見逃すことは出來ないものであつて、文化の程度から比較して此の時の區劃整理は大正昭和度の區整より一歩進んでおつた樣に考へられる。

維新後の區劃整理

次に維新後に於ての區劃整理は明治十七年に發してゐるのである。この年東京府知事芳川顯正が市區改正の議を建て、政府を動かし、內務省內に委員會を設けてこの審査に當らせたが、翌十八年該委員より致された報告は、實に二十一年八月勅令第六十二號東京市區改正條例、同年閣令第十四號東京市區改正委員會の組織權限、二十二年一月勅令第五號東京市區改正土地建物處分規則、同年東京府告示第三十七號東京市區改正設計等逐次公布された關係條例の基礎となつたのである。

爾來工事は一部分宛着手進捗を計られたが、實際に當つて見ると先きの計畫は餘り廣汎に失し、從つて費額亦嵩んで財源の關係上之が完成は容易に期せられないことが判つた。夫故事業の性質上、寧ろ規模は縮少するも可及的速成を計るべしとの議が起り、市區改正委員會の審議を經て三十六年三月市區改正新設計が公示せられた。依て左に新舊兩設計の必要なる點を比照表示して參考に供する。(但し本區關係)

市區改正新舊設計比較表

東京市區改正新舊設計比較表（上段舊設計、下段新設計）

舊設計

道路の等級及幅員

第一等第一類　幅員　二十間以上

第一等第二類　〃　十五間以上

第二等　〃　十二間以上

第三等　〃　十間以上

第四等　〃　八間以上

第五等　〃　六間以上

第六等　〃　六間未滿

第二等道路

（一八）永代橋下流新架橋際より佐賀町河岸萬年橋西新架橋御船藏前町及一ノ橋を過ぎ横網町に達し大川端通り枕橋の西新架橋を經て川沿ひ水神の森北裏に至り右折して向島公園内廣場に至る路線。

（一九）兩國橋上流新架橋より龜澤町通り大横川新架

新設計

第一等第一類　幅員　二十間以上

（六）新兩國橋外より本所區龜澤町通り大横川新架橋に至るの路線。

橋を經て横十間川新架橋に至る路線

第三等道路

(三九)深川八幡橋際埋立地より富岡橋東新架橋及海邊橋高橋を經て二の橋通り番場町大川端に至るの路線。

(四一)本所横十間川新架橋より龜戸村を經て中川に達し右折して逆井橋に至るの路線。

第四等道路

(五三)深川龜久橋東新架橋より小名木川新架橋及竪川橋を經て本所外手町荒井町等を貫き吾妻橋に至るの路線。

(五五)新大橋上流新架橋より深川安宅町東森下町甲彌橋通り菊川橋を經て横十間川新架橋に至るの路

(一八)深川福住町より黒龜橋海邊橋高橋を經て二の橋通り本所番場町に至り左折して厩橋外に至るの路線。

(二四)本所業平橋より小梅瓦町吾妻橋停車場に至るの路線。

(二六)本所横網町一丁目より兩國驛に至るの路線。

(一九)深川東森下町より甲彌橋通り菊川橋に至るの路線。

(二〇)吾妻橋外より本所中郷竹町等を經て業平橋に至るの路線。

(二六)本所一の橋通り相生町一丁目より同區横網町

線。

(五六)厩橋下流新架橋より舊御竹藏を貫き法恩寺橋通り天神橋に至るの路線。

(五七)吾妻橋より中郷竹町を經て業平橋に至る路線。

第五等道路

(一四九)本所千歳町より林町通り大横川の新架橋を經て横十間川に至るの路線。

(一五〇)横十間川新架橋より龜戸墓地に至るの路線

(一五一)新大橋上流新架橋際より大川端埋立地に沿ひ竪川新架橋を經て龜澤町通り第二等線に接續するの路線。

(一五二)本所横網町より新川の南岸に沿ひ大横川新架橋を經て横十間川に至るの路線。

(一五三)厩橋上流新架橋より番場町荒井町を貫き大横川新架橋を經て横十間川に至るの路線。

(一五五)業平橋より押上村を經て柳島又兵衞橋に至

一丁目に至るの路線。

(一二七)本所番場町より北割下水通り新架橋を經て太平町一丁目に至るの路線。

(一一)本所龜澤町より法恩寺橋通り法恩寺橋に至るの路線。

(九)汐見橋外より深川木場町に至り左折し新要橋小名木川新架橋三の橋通り源森橋を經て水戸邸を貫き三圍神社に至り左折し隅田川堤に至るの路線。

(一七)本所區業平橋より柳島橋西詰に至るの路線。

る の路線。
(一五七)深川巽橋脇より千鳥橋及仙臺堀、小名木川新架橋を經て本所龜澤町通り第二等線に接續するの路線。
(一五九)深川木場町より三ツの橋通り源森橋に至るの路線。
(一六〇)大島川新架橋より大横川の西岸に沿ひ業平橋の北に達し左折して枕橋西新架橋際に至るの路線。
(一六一)深川平井新田海岸より永代新田深川本所龜戸村を貫き本所太平町を經て北十間川續き新川新架橋に至るの路線。
(一六二)深川平井新田海岸より千田新田等を貫き四の橋通り北十間川新架橋に至るの路線。
(一六四)業平橋東より北十間川續き新川新架橋を過ぎ小梅曳舟通り寺島村長浦に至り左折して用水堀

に沿ひ向島公園に至るの路線。

(一六五)枕橋西新架橋際より小梅瓦町に至る路線。

(一六六)源森橋より三圍神社脇を經て長命寺裏に至る路線。

(一七七)北十間川續き新川新架橋より三圍神社脇を經て隅田堤外第二等線に接續する路線。

(一六八)北十間川新架橋より小梅村及長命寺脇を經て隅田堤外第二號線に接續する路線。

(一七〇)向島公園より堀切に至る路線。

事業資金の缺乏

次に事業施行の實況は復雜を極め資料の欠除してゐる部分もあるのでその大要を摘記するに止むる。最初はこの事業は完成期限を定めず、財源を地租、家屋稅、酒稅、河岸地料等年額約五、六十萬圓に依つて一部分宛工事を進めやうとした。それ故明治三十三年頃にはやうやく全工事の一割を進めたに過ぎなかつたが、當時これが施工の急を告ぐると同時に周圍の事情が短時日に完成の必要に迫られたものがあつたので、玆に殘工費を千五百萬圓と見積り財源を公債に借りて五ヶ年完成案を立てた。然るに公債發行の許可を得られなかつたが爲め、三十六年に新設計を案出し工費總額を二千萬圓として二十ヶ年に完成する案を

立てた。處が時恰も日露戰爭に際し物價騰貴著しく、到底右の如き方法に安んずる事が出來なかつたので、三十九年遂に外債千五百萬圓を募り、臨時市區改正局を設けて角田眞平を局長とし、陣容を改めて事業の速成を期したが、爾來四十三年迄に新設計の道路延長三十八里二十町十五間の内二十八里一町二十間を完了して速成計畫を閉じた。

然るに殘工事は改定資金の特別税收入百萬圓及び下水道事業（市區改正の附帶事業）の爲め、同じく百萬圓と都合年額二百萬圓の經費で遂行するとすれば、今後尚二十八ヶ年を要することゝなる故、之れ又前同樣の理由で三ヶ年の速成を期し、費額千五百萬千七百二十八圓の内五百十萬四千百餘圓を借入金により、四百九十四萬七千五百餘圓を別途に支出しこれに當てやうとした。（當時先きの外債の殘金が若干存在してゐた）かくて明治四十四年以後ひたすら工事を急いだが、その内には舊と事情を異にし、設計の部分的變更及び追加もあつて漸次年期を加へ、大正六年にその大體を完了することが出來た。（事業の性質上當時も完了と言ふ譯には行かなかつたことはその後大正十一年六月の報告に設計路線延長四十四里二十町の內尚二、三里を餘してゐると言つてゐるのを見ても判る。）

以上のやうな經過を取つてゐるのでこの事業の實施は大體次の四期間に區別せられる。

施行年度	事業費	土地買收坪數	延長間數
(一)自明治三十二年度至三十九年度	八、三一四、九九三・二一四圓	一九〇、二五二・七五坪	四三、五一〇・三〇間
(二)自明治三十九年度至四十二年度(第一次速成計畫)	一一、三三八、三八五・二二八	九七、二三二・九二	一七、三三六・一七
(三)自明治四十三年度至四十四年度	一、四九一、八四七・八四七	一七、八四七・二一	五、一三三・八〇
(四)自明治四十四年度至大正六年度(第二次速成計畫)	八、六七八、四三七・一三三	八九、四七八・四三	二五、三五八・五六
總計	二九、八二三、六六三・四二二	三九四、八一一・三一	九一、三三八・八三

區內完成路線

次に當時迄の功程で區內に屬するものを擧げれば大要左の程度である。(別紙圖面參照)

施工年度	路線
(一)	黑龜橋高橋を經て二ノ橋通り番場町にて左折廐橋を經て黑船町に至る路線。
(一)	龜澤町より兩國橋を經て淺草橋に至る路線。
(一)	中鄕竹町より吾妻橋を經て花川戸に至る路線。
(二)	龜澤町より江東橋に至る路線。
(二)	中鄕竹町より業平橋に至る路線。
(二)	源森川と北十間川を結ぶ運河。
(三)	深川西森下町より伊豫橋を經て菊川橋に至る路線。

（三）	石原町より法恩寺橋に至る路線の小部分。
（四）	一ノ橋より龜澤町停車場に至る路線。
（四）	深川富川町より三ノ橋通りを經て源森橋に至る路線。
（四）	香場町より横川橋（新設）を經て太平町一丁目に至る路線。
（四）	小梅橋より業平橋に出て左折して柳島橋に至る路線。
（四）	江東橋、若宮公園、横川橋新設。

參考路線圖

尙市區改正に次いで大正十二年の大震火災前から引續き震災後に規模を更められた此次の東京都市計畫及土地區劃整理について記すべきであるが、これは震火災そのものと密接な關係がありこれと併せて說くを便宜とする點が多いので特にその條に讓ることにした。

第三節　水運

交通機關の發達が土地の發展の上に至大の影響のあることは言ふ迄もない。既に戶口の條で本區人口密度の著しく高いことを述べ、產業の條で工業發達の市内に冠絕してゐることを述べたが、この情勢は本區が比較的交通機關に惠まれてゐることがその重大な原因である。本區は古くから房總方面に對する一關門として發達した形跡があるが、現在では數條の軌道でこの方面の郊外と結ばれており、その狀況は隣接する深川區等は比すべくもない。更にこれら陸上交通機關の外に區の地勢上水運の便が開けてゐることも亦看過出來ない。水運は陸運に比すれば原始的であるだけ、その時代は既に過ぎ去つたと言はれるかも知れないが、しかし現在とても將來に於ても尙全然之を棄てられない以上これを見のがすことは出來ない。

本區内で舟航の利く處は隅田川、竪川、大横川、横十間川、源森川、曳舟川等であるが今これらの諸川が水運の上に如何程の效果を持つてゐるかを數字的に示すことにするが、この數字は震災前であるから現在では餘程の異同があらうと思ふ。

通船數表

各河川の通船數表（大正十年三月五、六兩日自午前七時至午後五時迄の實數東京市臨時調査課調査）

	河川	地點	五日	六日
（一）	隅田川	（兩國橋下流）	七九四	八二八
（二）	竪川	（一ノ橋）	二九〇	二九六
（三）	同	（大横川交點）	二〇二	二四六
（四）	同	（横十間川交點）	一二八	一五九
（五）	同	（中川出口）	二六一	二一四
（六）	大横川	（北辻橋南辻橋間）	一九五	一九八
（七）	同	（源森川交點）	一五〇	二〇〇
（八）	横十間川	（竪川交點）	一四五	一八一
（九）	同	（柳島橋）	八八	八六
（一〇）	北十間川	（小梅橋）	二八八	三〇四
（一一）	同	（中川出口）	一八八	二一一
（一二）	源森川	（枕橋）	三一三	三三四
（一三）	曳船川	（小梅橋）	二〇	二七

停船數表

各河川停船數表（同上）

	區間	五日	六日
（一）	自兩國橋　至綾瀬川（隅田川）	一一四（平均一町二・一）	一三六（平均一町二・五）
（二）	自大川出口　至横十間川（竪川）	八六（平均一町三・五）	九九（平均一町四・〇）
（三）	自菊川橋　至業平橋（大横川）	二一三（平均一町一〇・二）	二六三（平均一町一二・六）

(四)	自 小梅橋	至 柳島橋(北十間川)	五日 一〇七 (平均一町一〇・七)	六日 一一四 (平均一町一一・四)
(五)	自 枕橋	至 小梅橋(源森川)	五日 一九 (平均一町三・七)	六日 二九 (平均一町二・九)
(六)	自曳舟川出口	至 大正道踏(曳舟川)	五日 一五 (平均一町〇・三)	六日 二九 (平均一町〇・五)

右の表に依つて各河岸が如何に利用せられてゐるかを或る程度迄明確にすることが出來るであらう。尚これが陸運と關係を結ぶ爲め秋葉原驛に神田川があり、飯田町驛に外濠があり、汐留驛に汐留川があり、隅田川驛に隅田川のあるのと同樣に、區内兩國驛に隅田川の入堀があり、錦糸町驛に錦糸堀のあるのも注目すべきである。

水運は今や次第に頽勢にあることは事實であるが、しかし抑も江東方面が古くから物貨の蓄積地として知られ（江戸時代に茲に諸藩の倉屋敷の置かれたことは顯著な事實である）近代茲に生産工業の發達の著しいのは水運の利に富んでゐたと云ふことが重大な原因をなしてゐるのである。

乘客用河蒸汽船

尚次に所在の近距離交通路としての水利を述べやう。現在では兎も角十數年前迄は市内の交通機關が完備してゐなかつたので、河舟をこの用に供し且つ橋梁の不備な爲め渡舟の必要が隨所にあつた。明治三十年頃刊行の東京新繁昌記に『大川の河蒸汽船隅田川丸大川へ浮んでより本所、深川、淺草又は大川沿岸の住民を益すること夥し。本年よりは大川汽船起りて大川の東岸を航行し隅田川丸と競爭す。永代橋より吾妻橋まで船賃三錢五厘、大橋、兩國橋にも上陸の便あれば年々乘客を增し船内雜沓を極むと雖も、紅塵萬

丈裡を往來する馬車の如く俗悪の景なく、落花の輕く浮び都鳥の浮沈する隅田の緩流をば四邊に眺めつゝ、交通し得る」と記してあり、明治四十年刊東京案内には右の外區内の早船に本所千歳河岸より相生町、松代町を經て小松川に至るもの、元町より北南竪川河岸に至るもの、相生町より深川西平井町に至るもの等のあつたことを記してゐる。

渡船

次に渡船は隅田川を横斷して兩岸交通に便するのが主なもので、勿論古くから存したもので本區横網町から淺草瓦町へ渡る『富士見の渡』同横網二丁目から淺草須賀町への『横網の渡』枕橋から淺草花川戸への『枕橋の渡』向島の三圍神社の前から淺草今戸橋への『竹屋の渡』が著名なものである。

現在では橋梁の設備と陸上交通機關の發達の爲め、早船は影をひそめ大川の渡も次第に名ばかりになりつゝある。勿論かうした變化は望ましいことには違ひないが、一つの渡しのさゝやかな名の上にも、幸うじてつないで來た大江戸の傳統のきずなの絶たれ行く哀愁は否定出來ない。

即ち竹屋の渡しが昭和三年二月十日言問橋開通と共に廢止されたのを始めとして、其他の渡船も近傍諸橋の新架と同時に廢止されるに至つた。

第四節　鐵　　道

鐵道

近世交通運輸機關の内鐵道の出現は斯界の畫時代的の事蹟である。それだけに今更ら鐵道の効用を述べ

る迄もあるまいが、一例を示すとすれば往時東北廻りの海運の經路は、銚子からは高瀨によつて利根を溯航し、境より利根逆流を傳つて關宿に出で、江戸川を下り小名木川を通つてこの地に入つたものであつた。そして仙臺藩の二十萬石の廻米を始め、雜穀その他總てこの道を通ずるの外はなかつた。それから總武線常磐線の開通によつて貨物は總て鐵路によることになり、その結果は水路に當る關宿の疲弊の如き見る者を痛ませる程である。而しそれだけこれが利便に浴する土地の繁榮は眼ざましいものがあり、本區の如き隣接深川區に比してこの點で一步を先んじてゐることは說く迄もない。(人口の條參照)左に各鐵道別にその設置沿革の大要を述べることにする。

鐵道省線　現在國有鐵道の內本所を過ぐるものは總武本線のみであるが、その支線は內房州外房州各地と連絡する外、佐倉より成田を經て取手に至り常磐線との連絡もある。これらの鐵道網の起點の一つに本區內に兩國驛があるが爲め、本區が房、總、常磐に對する東京市の一門戶を占めてゐることは注目に値する。抑も總武線の始めは總武鐵道會社の經營になる本區佐倉間の明治廿七年に竣成開業したのに發するもので、後三十年には延長して銚子に達し、當時迄水路の不便を忍んでゐたこの方面の交通運輸を獨占することになつた。當時既に房總鐵道會社の千葉より房州一の宮迄、成田鐵道會社の佐倉成田間が開通してゐたので、彼我連絡の便があつたのである。後これらは總て國有鐵道として綜合せられ、一層營業範圍を擴張して今日に至つた。(輸送乘客貨物表は後に一括して記す)

東武線

社線東武鐵道　東武鐵道會社の經營路線は本區淺草驛を起點として(龜戶へ分岐す)久喜に省線東北本線と交叉し、進んで館林に至り分岐して一つは會澤へ、他は太田に至り更に相老、伊勢崎二方面に分岐して伊勢崎線には德川河岸に至る支線を有し、これらに池袋寄居間を合すれば全長百五十哩七に達し本邦社線の雄なるものである。この鐵道によつて本區は足利、桐生、伊勢崎等の機業地と連絡を有することゝなり、殊に重要視すべきは淺草驛より區內向島を横斷し北千住方面に通じてゐるので、この方面に於ける近距離交通の便を享受し得てゐることで、近時市街の膨脹が郊外電車の沿線を追ふて逸出する狀態に鑑み、これらの交通線が區內としては發達の遲れてゐた北十間、源森以北の繁榮を促進してゐることは見のがすことが出來ない。

この鐵道は明治三十二年八月北千住、久喜間の開通を見たのを始めとして、三十五年には北千住吾妻橋間の開通を見、爾來新線の設置と地方鐵道の併合又は買收により次第に經營路線を增加し、大正十三年淺草西新井間を電化して最近全線電化が完成し今日に及んだものである。

京成線

社線京成電氣軌道　京成電氣軌道會社の經營路線は、本區押上驛を起點として千葉に至るものに、最近開通した成田線その他若干の支線があるが、この軌道も亦向島の一部を迂廻して東武鐵道と同樣、所在の交通を助け、本區及びこれが隣接町村の發達を助けてゐる効が大きい。尙この線は東京近郊として發達の遲い南葛飾を横斷して、略々省線と併行の形は取つてゐるが電氣鐵道としての特殊な利便があり、將來大東

京の一部分としての本區の發展が波及する際その中樞をなすであらうと想像される。

この軌道は大正元年十一月押上伊豫田間の開通したのを始め、(この會社は附帶事業として電燈電力供給をも兼業し會社の設立されたのは四十二年七月のことで、電燈電力の營業は四十三年六月から始めてゐる)五年十二月船橋迄延長、十年七月千葉に達し、十五年十二月成田線を完成して今日に至つてゐる。

第五節　區內の交通及運輸

區內の交通運輸機關としては現在市營電氣鐵道、人力車、自動車(乘用運輸用)、自轉車その他諸車がある。

電氣鐵道　右の內市內電氣鐵道は市街地交通機關の雄にして、これが發達は直接市街地の膨脹發達に甚大な影響のあることは言ふ迄もない。この沿革を探るのにはその前身と見るべき馬車鐵道を見る必要がある。この馬車鐵道は明治十五年六月新橋、日本橋間の敷設開通をその始めとし、馬車鐵道會社の經營する處であつた。後明治二十三年四月內國勸業博覽會の開設せられた際、上野公園四軒寺町に約一町の軌道を敷設して電力車を運轉し、一般に試乘せしめたことがあるが、模型的なものとは言へ電車の實物の現はれたのはこれが最初であつた。しかしかやうな動機が現はれてからも、實用に供される迄には十數年を經過し、三十六年六月やうやく東京電車鐵道株式會社の手で新橋品川間の馬車鐵道が電化したのであつた。勿論既

にこれより先種々この計畫を企つる者があつて、それらが日清戰役後の企業熱の勃興に刺戟されて、具體的に布設の出願をする者があり、一時その數が七十餘に及んだこともあつたと云ふ。

民間でかやうな趨勢を見せたので、これと至大な關係のある東京市當局もこれが實現の必要を感じて、經營方面の利害を考究することになり、三十一年八月には市會に於て市營說を議決して內務當局にその意を示し、內務當局又これを助成せしめやうとする意向を示した。然るにこの形勢を見た民間出願者は、應急手段として合同運動の必要を認め、出願者中の有力者雨宮敬次郞一派、三井を中心とする者、及び自動鐵道會社の三派合同して東京市街鐵道會社と改稱し、資本金を一千五百萬圓とし、三十二年八月改めて出願すると共に市に向つても公納金納入の條件を示し、更に朝野に運動の手を擴げついに特許權を獲得した。

然るにこれについで東京電氣鐵道株式會社が舊川崎電鐵の事業を承け、市內に乘入れの特許を得たので(外濠線其他)玆に一時三個の電鐵が併び起ることになつた。この後三社鼎立は種々の不利があるを思ひ合同を勸めるものが現はれて、三十九年六月合併成り新に東京鐵道株式會社が生れた。電車市營說は當時から既に一部に唱えられ、種々畫策すること一、二に止らなかつたが、その議纏り市に買收の成つたのは四十四年七月のことである。當時の軌道延長は百十九哩五〇一(單線延長)で車輛數千五十四臺あつたが、區內には黑江町(深川)より業平橋に至るもの、厩橋より外手町に至るもの、淺草橋より江東橋に至る諸線が既設しあり、龜澤町に本所車庫が置かれてゐた。

この後市は電氣局を置いて斯業の發達を計つた結果、現在では軌道延長百九十二哩九七二（大正十三年）車輛數千七百五臺に達し、區内に於ては業平橋終點は柳島に延び、江東橋終點は錦糸堀に延び、深川境では森下から猿江に延び、續いて石原町から天神橋に延びるに至つた。この結果は錦糸堀に於て城東電車に、柳島線にて京成、東武、兩電車に接續することになり、獨り區内に止まらず郊外との交通の連絡を得、各方面に異常な土地の發展を齎らしたことは注目すべきである。其後昭和六年三月廿三日には向島線の開通を見、向島の發展に大なる功果を見た。

人力車
馬車

人力車　人力車は現在では他の動力車に壓迫されて纔かに餘勢を保つに過ぎず、時代錯誤の感さへ催さしめる狀態にあるが、明治初年新に之が發明された初期に於ては、開化の魁の如くにさへ思はしめられたことのあるのを思へば、交通史上その功績を沒却することが出來ない。

人力車の發明は本銀町高山幸助、箔屋町和泉要助、吳服町鈴木德次郎の三人の手になされ、明治二年頃と言はれてゐるが允許の指令の下げられたのは三年三月廿二日になつてゐる。勿論發明當時のものは完全なものではなく、これが改良の爲めの芝十五番組中年寄内田勘左衛門や秋葉大助の功は發明者に讓らぬものであつた。明治初年のこれが普及狀態は今これを明示することは出來ないが、前後の事情から推して如何に重用せられたかは想像に難くない。尚人力車の發明と前後して馬車が輸入せられ（かの秋葉大助の如きも元馬車の營業者であつた）これ又新規を好む時代思潮に投じて耳目を引いたが、その性質上都鄙を通じ

て乗合車に供された外は一部貴族階級の乘用に供せられたのみで、さ迄の普及を見なかつた。從つて現在では殆んどその影をひそめてしまつてゐる。

自動車
自轉車

自動車及自轉車　自轉車は明治十四五年既に印刷局で數臺輸入したことがあつたが、當時は一般には普及しなかつた。その後居留外人の間に達磨形を用ゐる者を見たが、間もなく安全車の輸入があつて二十三、四年頃から一般に流行し始め日清戰後殊に盛んになつた。又自動車は明治三十五年横濱のブルール商會のアーベンルクムが米國からオールド型を輸入試乘したのが始めで、東京では翌年三越呉服店が佛國クレメント會社製を購入して、廣告用を兼て市内を乘り廻したこともあつた。何れも比較的新しいものではあるが、その利便が知れ渡ると共にこれを利用する者が急速に增加したことは現在見る通りである。

尙區內に於ける乘合自動車は東京驛より兩國驛及び錦糸町線と、千住大橋押上龜戸線、淺草寺島線の市營、上野より押上線及び石原龜戸線の市街乘合、源森洲崎線の城東乘合、淺草玉の井線の隅田乘合とが通じて居る。

諸車

諸車　人力車や自動車は最近の發明又は輸入に係るものであるが、しかし單に車としては吾國でも相當古くから行はれた事蹟があり、(日本紀雄略天皇の五年二月の條に「天皇統獵于葛城山中略乃與皇后上車歸」とある)江戸時代にも嬉遊笑覽「江戸には牛に懸るも人の輓も皆大八車を用ふ」とあり武江年表寛文十二年の條に「江戸にて大八車を作る八人の力に代ると號するよし」などあつて荷物の運輸に大八車の使用されたこ

区内一般交通統計

とが判るが、現在も尚この種の諸車は輸送機關の重要なものであることは云ふ迄もない。只輓近貨物自動車が增加してこれによるもの丶多くなつて來てゐる點は、乘用の場合と同樣の現象である。

諸車數　區內の諸車數は大正十五年四月一日の調によると荷車の內牛車四臺、馬車百三十三臺、大車八十六臺、小車八千三百二十三臺、合計八千五百四十六臺、人力車は自用十六臺、營業用九百九十五臺、合計千十一臺、自轉車は自用二萬三千百八十二臺、營業用三百六十三臺、合計二萬三千五百四十五臺、自動自轉車は自用のみで五十五臺、自動車は乘用自用二十八臺、同營業用五十一臺、荷用自用十四臺、同營業用百七臺、合計二百臺、人力車は（大正十四年十二月三十一日調）貸車營業戶數七十五、所有車輓百六十三借車輓二百六十一輓子四十五、合計四百六十九臺となつてゐる。

大正十四年六月四日午前六時から午後六時迄の市內要所について東京市の調査にかゝる交通統計は、それ自身種々の事象を物語つており、且つ他の參考の資料にも緊要なものと思はれるので、左に一部を抄錄することゝした。先づ本區內の交通種別一日總交通量最多の個所を揭げる。

交通種別	調査箇所	數量	一時間平均	全市の比%
步行者	龜澤町電車交叉點	六八、一八五	五、六八二	○・九三
特殊自動車	外手町電車分岐點	六四	五	○・九二
乘用自動車	中ノ鄕電車停留場	一、七四四	一四五	○・三八

貨物自動車（二噸未滿）	兩國橋東詰	一、七四四	一四五	〇・三八
貨物自動車（二噸以上）	龜澤町電車交叉點	一、六二二	一三五	〇・八〇
乘用馬車	兩國橋東詰	一五	一	〇・六二
牛馬荷車	兩國橋東詰	二、九六九	二四七	一・四五
人力車	兩國橋東詰	九一〇	七六	〇・七二
電車	龜澤町電車交叉點	三、四八二	二九〇	〇・七五
手荷車	外手町電車分岐點	五、八〇二	四八四	一・二三
自轉車	兩國橋東詰	二三、二二四	一、九三五	〇・九七
自動自轉車	兩國橋東詰	一三二	一一	〇・四五

第六節　通信

明治四年官營の郵便制度が布かれたが、當時尚民間飛脚業者が活動してゐる時代のこととて、新制度に猛烈な反對運動を起し、一時兩者競爭の形となりや、もすれば官營の方がヒケを取るやうなこともあつた。

しかしかやうな競爭も一時的の現象で、ついには飛脚業者は内國通運會社の前身陸運元會社を起し、驛遞貨物業となり、郵便事業は官營一途になつた。左に創業當時の太政官布達を抄錄する。

飛脚便を可成丈簡便自在に致し候儀公事は勿論士民私用向に至るまで世上の交に於て切要の事に候處是

まで商家に相任せ候より書狀の屆方兎角日限相後れ（中略）殊に急便にては賃金高値にて貧窮の者共遠邇近在互に其情を通し兼（中略）不便の事に候、依之追々諸街道へ遍く飛脚御仕法被爲立、遠近の人情を通じ四方の模樣も急速相分り、上下一般急便の書通自在に出來爲致候御趣意にて、先づ試みの爲め當三月朔日より西京まで三十六時、大阪まで三十九時限の飛脚毎日御差立、兩地は勿論東海道筋宿の四五里四方の村々、竝に勢州美濃路等も、右幸便を以て相達候樣の御仕法相成候條、其意を得書狀差出人心得書の通り可致事

辛未正月　太政官

當時郵便目當箱が兩國橋淺草橋萬世橋等に揭出されると共に最寄の水茶屋に切手の賣捌をなさしめ、四日市の或納屋の空家へ驛遞寮出張所が置かれたと明治事物起原に記してゐる。この制度も他の新制度と同樣に、最初には事業そのものを理解せしめることすら容易でなく、郵便箱を便所と混同せらるゝ等の喜劇もあつたが、一度新制度が周知されるや、最も緊要且つ利便の事業として急速な發達を遂げ、明治八年日米間の郵便條約を始め外國郵便の便も開け、他方電信事業も亦明治二年以後これに伴つて發達し、明治二十三年から一部電話事業をも開き、次第に事業の面目を改めて今日に至つた。

本所郵便局現況

茲では尚本所郵便局についてもその沿革を述べねばならないのであるが、今日では該所から資料を得ることが出來ないので、據なくこれを省略して最近の模樣を記してこの項を閉じることにする。本區には現在通常郵便、小包郵便、郵便爲替、郵便貯金取扱局が十四ヶ所、以上の外に電信をも取扱ふ局二所、更に電話

なも取扱ふ局一所、電信のみ取扱ふ局三ヶ所、電話のみ取扱ふ局二ヶ所、自動電話二十九ヶ所、郵便切手賣捌所百ヶ所、郵便函百十七ヶ所、私書函設備十二、同貸與九ある。通常郵便物取扱數は大正十四年度に於て引受普通有料二千百九十三萬六千七百四十五、同無料十六萬四千五百六、同書留有料二十萬二千八十四、同無料二萬六千八百五十一、同價格表記有料三千九百三十三、同無料二千九十一、配達普通二千六十一萬四千七百二十二、同書留十九萬二千五百八十七、同價格表記三千百十九、小包郵便引受有料二十六萬千八百九十七、同無料二百六十、配達三十四萬八千六百八十八、電信取扱數、發信內國有料十五萬千九百九、同無料一萬六千七百一、外國有料千二百九、同無料三十八、著信內國有料十七萬三千三百九十三、同無料二萬千五十、外國有料千八百八十三、同無料八十四であり。尙金融に關係ある郵便貯金は大正九年度末人員十六萬三千百十七人、金額九百四十萬六千七百八十六圓、十年度末人員十七萬九千六百六十七人、金額千三十八萬五千六百一圓となつてゐる。

交通一覽表

道

種別	區域	昭和四年末 延長	昭和四年末 面積	大正十三年末 延長	大正十三年末 面積	大正十一年末 延長	大正十一年末 面積
國道（幅員十一米以上）	兩國橋袂ヲ右折東兩國緑町ヲ經テ松代町三丁目十二番地先ニ至ル	一,五七〇間	一〇,九四二坪	一,五七〇間	一〇,九四二坪	一,五七〇間	一〇,九四二坪

路							
府道（幅員八米以上）	自亀澤町―石原町―至天神橋 自吾妻橋―至柳島橋 自小梅橋―至七本松橋	三、五七五	四一、八二七	三、五〇六	一九、九一四	三、五〇六	一九、九一四
市道（幅員三米以上）	國道府道ヲ除ク全路線	一〇九、一八一	四二六、二二三	四一、五三七	一六五、〇八九	四一、五三七	一六五、〇八九
計		一二四、三二六	四七八、九八〇	四六、六一三	一九五、九四四	四六、六一三	一九五、九四四
市電軌道敷設道路		五、〇一二	六九、九一三	二、六〇八	―	―	―
歩道敷設道路（幅員十一米以上）		一二、二〇八	一三四、四九〇	一、八四六	―	―	―

道路占用

種別	昭和四年末 件數	昭和四年末 金額	累年比較 件數 昭和三年度	昭和二年度	大正十五年 昭和元年度	大正十四年度	大正十三年度	累年比較 金額 昭和三年度	昭和二年度	大正十五年 昭和元年度	大正十四年度	大正十三年度
市長許可	一、五三〇	圓 二二、六八三・一五	一、五〇五	二、四〇五	二、三七八	一、六一二	一、九五六	圓 二一、八一六・七二	圓 一六、二〇二・九二	圓 一〇、六六〇・六四	圓 七、四四七・七二	圓 一〇、七四九・二二
區長許可	一、一七八	二、八六六・一五	九四二	一、〇四四	七九六	八六二	七一〇	一、七四九・九五	一、三一九・四〇	一、八四三・〇五	一、二〇七・三二	一、一〇二・九七

橋梁

種別	昭和四年 橋梁數	昭和四年 同面積	同三年 橋梁數	同三年 同面積	同二年 橋梁數	同二年 同面積	同元年 橋梁數	同元年 同面積	大正十四年 橋梁數	大正十四年 同面積	同十三年 橋梁數	同十三年 同面積
石橋	一	坪 一	一	坪 一	二	坪 二	―	坪 ―	二	坪 四	二	坪 三
鐵橋	三二	九、九二四	二七	九、三〇九	八	三、二一〇	七	二、八六〇	五	二、三九四	五	三、〇八四
木橋	三五	一、三三四	三五	一、三三四	二九	二、二四六	三〇	二、〇三三	三六	二、一九五	四二	一、五一五
木鐵混合橋	一	一三八	一	一三八	二	五五	二	三三	一	一九	一	九三
鐵筋混土橋	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	五	四二
計	六八	一一、三九七	六四	一〇、七八二	四一	五、三一三	三九	四、九二六	四四	五、六一二	五九	三、七五六

諸車

種別		自家用 昭和四年	自家用 三年	自家用 二年	營業用 昭和四年	營業用 三年	營業用 二年	合計 昭和四年	合計 三年	合計 二年
馬車	乘用	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	荷積用	一八	二〇	一五	一〇三	一二四	一二三	一二一	一四四	一三八
人力車	一人乘	一四	一五	一五	二〇八	三六六	五二六	二二二	三八一	五四八
	二人乘	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	一四	一五	一五	二〇八	三六六	五二六	二二二	三八一	五四一
自轉車		二六、六五〇	二九、六八三	二三、三三九	二一六	六〇五	三四〇	二三、六七九	三〇、二八八	二六、九七六
自動自轉車		一三四	一〇一	七四	七	—	—	七四	一〇一	一四一
自動車	乘用	一七	五四	三〇	五〇〇	三一七	八二	一一二	三七一	五一七
	荷積用	一六	二〇	一四	四二九	二四八	一六一	四四五	二六八	一七五
	計	三三	七四	四四	九一九	五六五	二四三	九六二	六三九	二八七
荷車	大車	一三	一四	一二	七三	六九	六〇	八六	八三	七二
	小車	七、七三一	八、〇七九	七、三七〇	四七〇	四四六	三一六	八、二〇一	八、五二五	七、六八四
	計	七、七四四	八、〇九三	七、三七〇	五四三	五一五	三八六	八、二七七	八、六〇八	七、七五六
牛車		—	—	—	—	—	三	—	—	三
合計		三四、五九三	三七、九八六	二九、八五七	二、一一六	二、一六五	一、六一一	三六、七〇九	四〇、一五一	三一、四六八

船舶

種別			昭和四年	三年	二年	元年	大正十四年	十三年
船主數			七	七	九	八	六	二
西洋形	蒸汽船	船數	一	一	一	—	—	—
		噸數	一〇・九八噸	一〇・九八	一〇・九八	—	—	—
		馬力	四〇	四〇	四〇	—	—	—
	蒸汽以外ノ動力船	船數	六	五	七	七	三	一
		噸數	四一・二七噸	六三・八二	五一・七九	五八・八〇	二五・三四	一六
		馬力	五二	四〇	五六	五六	二四	一六
	風帆船及其他（五噸以上）	船數	—	—	—	—	一	—
		噸數	—	—	—	—	六・一四	—
		馬力	—	—	—	—	一〇	—
	計	船數	七	六	八	七	四	一
		噸數	五二・二五噸	七四・八〇	六二・七七	五八・八〇	三一・四八	一六
		馬力	九二	八〇	九六	五六	三四	一六
日本形	二百石以上	船數	—	—	—	—	—	—
		石數	—	—	—	—	—	—
	百石以上二百石未滿	船數	一	一	一	一	—	—
		石數	一四三	一四三	一四三	一四三	—	—
	五十石以上百石未滿	船數	—	—	—	—	二	一
		石數	—	—	—	—	二二	六九
	計	船數	一	一	一	一	二	一
		石數	一四三	一四三	一四三	一四三	二二	六九

小船

種別		昭和四年	三年	二年	元年	大正十四年	十三年
西洋形（登簿噸數五噸未滿）	動力船	二〇	一六	一五	一四	一四	七
	風帆船及其他	—	—	—	—	—	一
	計	二〇	一六	一五	一四	一四	八
日本形	五十石未滿	—	—	—	一	—	—
倉庫船、傳馬船、耕作用船等常ニ航行ノ用ニ供セザルモノ	四間未滿	一五	一四	一一	二五	一六	—
	四間以上六間未滿	三	九	五	五	六	—
	六間以上八間未滿	—	—	—	—	—	—
	八間以上	—	—	—	—	—	—
	計	一八	二三	一六	三〇	二二	—
其他櫓櫂ミヲ以テ運行シ若ハ主トシテ櫓ニヨリ專ラ河川又ハ港内ヲ運行スルモノ	四間未滿	二七七	二五九	二二二	二〇五	一六一	一三九
	四間以上六間未滿	一〇七	九四	八四	八一	七三	七一
	六間以上八間未滿	—	—	—	—	—	—
	八間以上	—	—	—	—	—	—
	計	三八四	三五三	三〇六	二八六	二三四	二一〇

交通機關ニ依ル乗降客數

種別			昭和三年	二年	元年	交通機關
鐵道	國有	區内驛數	二	二	二	鐵道省總武線
		一日平均乗客	一五、九九四	一四、三三三	一三、六三三	
		同上降客	一五、六九八	一三、七三九	一三、一八七	
	民有	區内驛數	一	一	一	東武鐵道株式會社
		一日平均乗客	一三、八九四	一三、七六〇	一〇、六九六	
		同上降客	一三、九〇三	一三、三三九	一〇、七六〇	
電氣軌道	市設	區内停留所	一五	—	—	東京市電氣局
		一日平均乗客	七六、六〇七	—	—	
		同上降客	八〇、六六一	—	—	
	私設	區内停留所	二	二	二	京成電氣軌道株式會社、城東電氣軌道株式會社
		一日平均乗客	四六、三三三	四三、六九三	三九、六七六	
		同上降客	四七、三三八	四三、五〇四	四〇、〇九五	
乗合自動車	市設	區内停留所	七	五	五	東京市電氣局
		一日平均乗客	八、〇九五	四、三三五	三、三一九	
		同上降客	五、六七〇	二、九九九	二、三五四	
	私設	區内停留所	二四	一三	一三	東京乗合自動車株式會社、城東乗合自動車株式會社
		一日平均乗客	三三、八二八	八、八二二	六、一九三	
		同上降客	六、一九三	八、八二二	三三、八二八	

第六章　產業

第一節　江戸時代

初期の江戸産業

天正十八年徳川家康入城當時の江戸は下町の埋築も成らない前で、人家は平川門外の平川町、それから今の麴町の邊に續き少しばかりの家屋があつたのと、今の八代洲河岸の邊に漁師の住家があつたばかりだと云ふ。この時分に取り立てゝ云ふ產業のなかつたのは云ふ迄もないが、これから遙かに降つて明曆年中迄足袋、伽羅油、元結を賣る店がなくて紙よりを元結代用に用ひ、蠟燭の流れに少しの油と松やになどを混ぜて油に代へたと云ふのを見ると、當時の生活が如何に簡粗であつたかゞ推し計られる。從つてこの時代には見るべきもの、ある筈がない。けれども明曆大火を一轉機として江戸の市街はその面目を改め、打ちつゞく太平になれて士民共に生活を享樂しやうとする氣風が追々きざして、元祿の舞臺の緒幕があきやうとして來た。かくて鯨尺二寸の女の帶心が九寸になり、元結が發明され、在府國主や定府大名の豪侈は茅屋板屋が塗籠瓦屋となり、火消役の衣服等馬具は金銀を鏤めるやうになつた。勿論これらは一概に奢侈とのみ云ふべきものではなく、寧ろ時と處を得て士民の生活が向上したと見るべきであらうが、それは兎も角斯樣した生活樣式の進步につれて物貨の需要を增し、產業の興隆、商賣の興起を促した。而して江戸は城下

町であるから、この土地は物貨の生産地でなく消費のみの土地であつた。天保改革の際江戸の豪奢は、只江戸の諸問屋の改革のみでは効力なく、先づ大阪の廿四組問屋（これは江戸の十組問屋に對抗し、大坂物貨積出の問屋組合である）を制せなければならないと言はれたのは、この間の消息を物語るものである。扨享保十一年に江戸に入津した日用品が、米八十六萬千八百九十三俵、酒七十九萬五千八百五十六樽、味噌二千八百二十八樽、醬油十三萬二千八百二十九樽、薪千八百二十萬九千九百八十七束、炭八十萬九千九十俵、水油九萬八百十一樽、鹽百六十七萬八百八十俵、木綿三萬六千百三十五箇（一個百反入）あつたと言つてゐる。勿論これらの品は移入すれば、再び移出することは殆んどないと云つてもよいもので、維新後の正米市場の如き物貨集散地としての趣きは殆んど見られなかつた。そこで江戸の産業は勢ひ商業でその中心は廻船と諸問屋の兩者となり多く日本橋中心のものであつた。次に區内問屋の表を掲げて置く。

嘉永頃諸問屋統計

本所區内諸問屋數統計（舊幕府引繼書類嘉永諸問屋兩興名寄帳に據る）

問屋	人數	問屋	人數
關東米穀三組問屋	二人	味噌問屋	二人
雜穀爲登組	二人	地廻鹽問屋	三人
地廻米穀問屋	二四人	豆腐屋觸次世話人	二人
同上四十七番組	四九人	竹木炭薪問屋	六一人
舂米屋	二〇〇人	竹木炭薪問屋　川邊小網町一番組	六人

同上　中之郷川邊角二番組	一人	兩替屋	四一人
同上　川邊三番組	二四人	藍玉問屋	一人
同上　川邊四番組	一二人	紺屋	四四人
同上　川邊十八番組	一九人	水油仲買	三人
炭薪問屋　川邊五番組	一人	地掛蠟燭屋	九人
同上　川邊六番組	一四人	地漉紙仲買	一四人
同上　川邊十五番組	三人	堀留組疊表荒物問屋	三人
同上　川邊十八番組	三人	住吉組荒物問屋	一人
同上　川邊二十二番組	六人	雛屋　二番組	二人
同上　川邊二十六番組	九人	雛屋　三番地	四人
同上　川邊三十七番組	七人	花松問屋	二人
同上　川邊四十四番組	四人	板木屋	二三人
炭薪仲買　一番組	四人	石問屋	二人
同上　十二番組	一三五人	瀬戸物問屋	一人
同上　十五番組	一〇八人	鑄物師	一〇人
材木熊野炭問屋	二人	樽職人	一二人

番組人宿　　一四人　　廻船問屋　　二人
六組飛脚屋　　三人

第二節　本區の產業上の位置

産業上の位置

產業界の羅針盤の一つである物貨集散統計の上から東京市の趣きを見れば、移入物貨に於ては北海道、岩手、福岡、茨城、栃木、埼玉、神奈川、諸地方より入る三、〇〇〇噸乃至五、〇〇〇噸の貨物を始めとして、全國各府縣中玆に入貨のない處は一つもなく、又移出については千葉神奈川の一、〇〇〇噸乃至一、五〇〇噸を始めとして、全國中高知縣を除くの外玆に係りを持たない府縣は殆んどない。つまり東京市は全國の物貨集散の一中心をなしてゐるのである。

只前記の數字より見ても移入に比して移出の著しく少いのは、本市が物貨の一大消費地を意味するものであり、且つ比較的大量の物貨が關東以東の府縣との間に動いてゐるのは、その地理上の位置から西部の大市場たる大阪に對抗して、東部の大市場をなしてゐることを物語るものである。

東京市の調査によると市內各區を四大別して

(一)住宅地區　麴町、麻布、赤坂、四谷、牛込、小石川、本郷、(二)大商業地區　神田、日本橋、京橋、芝、(三)小商業地區　下谷、淺草、(四)工業地區　本所、深川

としてゐるが、右之内住宅地區と小商業地區は暫く措き、大商業地區及工業地區に就て見れば前者が市の中樞に位置し、後者が隅田川を隔てゝ之と相對して居り、この兩者が首都の經濟力を象徵してゐるやに見らるゝのは注目に價する。更にこの兩者の内大商業地區は、その名の示す如く大會社にしろ問屋にしろ、一樣に物貨の需給賣買を司つてゐるのに比して、工業地區は物貨の加工、生産を司る處となつてゐる。

商工業地區卽ち本區内及隣接深川並びにその周邊の工業勃興の原因は、この方面が元來地理的位置が甚だ優越してゐる上、水運が開け運輸の利に富んでゐたにも係らず江戸時代以來比較的この地が閑却されて居つた爲に、土地の利用が開けずして茲に新興工業を抱擁すべき多くの餘地を存してゐたこと等に依るものである。又產業が發達すれば當然倉庫がこれに附隨するものである。倉庫卽ち物價の蓄積地としては本區は可成り古い事蹟を有してゐる。萬治元年五月の町觸に『諸商買之荷物置候事法度に申付候河岸通之町は彌自今已後明置可申事』とあるのは古く市中の河岸通りに積荷をする者の多かつた事を物語るものであるが、これは又河岸通りが物貨蓄積場として好ましい場所であることをも示すものである。これより降つて元祿十二年六月の河岸地抱者への申渡に『河岸に土藏御赦免被成候云々』とて、河岸藏を公許してゐる事實のあるのはさもあるべきである。そして御府内備考石原町の條に、古く茲に館林家藏屋敷があり切米運送船が數多出入したと記すものゝ外、若干の藏屋敷のあつた事實などを綜合して見れば、既に江戸時代

倉庫

に於て數多の倉庫の發達を見、維新後もその傳統をついで最近に及んだものと考へられる。大正十二年の大震災前本區には延坪約十萬四千二百坪の倉庫のあつたこと亦故なしとせざるのである。

かくて本區が隣接深川區と共に物貨製産地として優越な位置を占め、兼てその蓄積場である關係上これらの物貨が對岸の大商業地區に於て賣捌かれる順序となるのである。

この事實は本區の產業上の本市に對する位置を說明するもので、頗る重要視すべき點である。

第三節　商　業

右に本區の物貨の集散について略述したが、次に本區を門戶とするものについて詳細の數量を掲げる。

區內各驛集散表

集散驛品目別	移出 兩國橋	移出 錦糸町	移出 淺草	移入 兩國橋	移入 錦糸町	移入 淺草
米	一、二九一	二、一三〇	五〇二	七、八三三	一八、四九九	六、一三六
麥類	一六、〇七六	五四五	二、九八六	九六	三、三〇二	二、九四八
大豆	九、二五四	一、一九〇	二八三	八四	一五	一
雜穀	六八九	二五〇	一七五	二三七	一七	四〇五
小麥粉	四五三	一、五三三	四三六	七、一七一	一八六	五、三六九
澱粉類	一三六	四〇	一四	六三三	六四四	—

落花生	二九	―	―	五七五	二三	―
生甘藷	―	―	―	三,一八〇	四五	三九九
生馬鈴薯	一四	―	―	三〇二	六二	四三
生野菜	五六九	三	八六	二〇,一九三	三五三	六一一
柑橘	三四〇	一	―	六三	―	―
其他の果物類	六八四	―	二三五	二,六二九	二〇	二八
海藻類	四	一	八九	三九七	四	―
鹽魚	五,七二二	三,二六二	七	二〇	―	―
鮮魚	九三一	―	八七〇	三三,二四九	―	二
鹽乾魚	七八七	―	四八四	一,三六七	―	―
鮮肉	―	―	―	四四	一六	―
砂糖類	二,四一九	二,一八	六,四四三	三三	―	―
味噌醤油	二五八	三三	三四九	―	四,八六七	二,九七五
茶	一一五	六	九	―	―	―
清酒	二,〇七一	八二	五〇七	九二九	四〇八	三,一三九
麥酒	二,四一六	九	―	一三	―	―
清涼飲料水類	六七五	二四	五一七	二九	一	二〇
煙草	八〇五	八	二四一	八〇九	一三	九
綿類	四五三	―	六三九	一四	一五	四〇
綿糸	六六四	一一三	四,一四七	五三	七〇	三三三

綿織物類	九〇八	三五	一,二六〇	八	五六	三,九〇七
繭	—	—	—	—	—	—
生糸	—	—	七二	—	—	二八
絹織物類	—	—	三	—	—	五一九
毛織物	一〇	—	一	—	一〇	—
獣毛	一三五	—	—	二	—	—
皮革類	—	—	五	—	—	四
麻苧類	一〇〇	一一七	一	三五	四二	二六七
パルプ	—	一一七	—	—	—	三
和紙	五四三	二	一八二	三三六	三九	六
洋紙	三二七	一一	一一七	一,一一六	八九二	二
藁製品	一一三	八九五	三,一八六	一,三二〇	二〇,四二五	六六五
畳表類	四五三	一四	一七六	六七八	五九	六一
陶器類	五七八	八四	七四	五九八	一,五〇四	四三七
硝子類及其製品	六〇五	四四〇	一八九	一七一	六六五	四八
漆器	三三	—	—	一	三	三
薬品類	一〇二	三,七三三	一,四〇五	九三	五四七	六〇九
染料顔料及塗料	一〇	三〇三	七二一	二三	五二三	三六
油脂蝋類其製品	二〇八	六三〇	一,一四八	四九八	一,一四七	八七八
機械類	三四七	一,八四九	三五六	一五五	一,〇一九	一,二四九

鐵及銅製品類	一,四四八	七,八一九	八三〇	三一九	二,四五六	一八〇
燐寸類	一三	二	六	—	五六	—
薪	二九	三五六	六四	三六	五,一八九	三七五
木炭	一五四	二九三	一七〇	一,九五三	三,二三三	二,八〇〇
塊石炭	六,〇五二	一九,七三三	三七,七〇六	六七	四六	一,六九三
粉石炭	三三七	二,〇七八	—	一	一八	—
骸炭	三一七	五,五五二	三,四八〇	—	一三〇	一一四
石油類	一,〇〇三	三,五五一	五〇九	三三	一,六〇五	三七
木材類	四,七六三	三〇,二〇六	六,一九七	二,四四五	六一,七四三	一八,八三七
石材	六一九	五五五	五五八	八八〇	七,一二三	一三,一二一
砂利	一一	八九	五五	九九	四,四二六	一三四,四九七
石灰	二六	三三	九一	一,〇七五	一七三	一一,〇三一
セメント	一,七二五	一〇,三二八	一,五七一	四	五八七	一一七
煉瓦	二二〇	三六三	五三六	二	一,四七一	五,六二六
瓦	七〇	四,四五一	—	一四八	五六六	—
金銀鑛	—	—	—	—	—	—
銅鑛	—	一	四,〇一九	—	—	四八
鐵鑛	—	—	—	—	—	四五
亞鉛鑛	—	六六	—	—	六二七	—
其他鐵	—	四三三	八三七	—	八〇	—

礦物	—	八七	三〇〇	—	三、三五三	一、二六三
石灰石	一六	一	—	—	一三三	—
鐵及銅	八、〇二〇	六、六八七	一、二七三	一四〇	二、六八六	一九一
銅	五四	一八六	—	三五	一七	—
人造肥料	一、八三三	二〇、七七三	二六、五〇三	三	一七一	一三
大豆粕	三四、二六八	五、〇一二	一八八	三	九三	—
魚肥	五一	三五〇	五五九	一	九	—
其他肥料	九四〇	四、八八〇	七、六〇六	一三二	四三五	一、四六五
飼料	五九六	一一、〇四六	二六三	一五	二〇、〇八九	六五
雜品	四八、三五二	四一、一一六	一四、〇〇四	四五、九七九	三二、二九七	九、〇六五
合計	一七一、三六二	二二二、四七〇	一三四、八七七	一七六、〇三四	二三三、八二九	二三〇、八三三

尚物貨の集散について注意すべきは、運輸機關の變化、發達につれてその經路が變化すること〻延びてその需給の方法の簡易化しつ〻ある點に就てゞある。輓近鐵道其他陸上運輸機關の發達につれ、水運による貨物の輸送が著しく減じ、且つ陸運の便の開けるにつれ、市内に於ても亦廣く本市を經由した貨物についても、從來の如き複雜な手順を經ず、目的地に直送される傾向がある。此の點に於て本區の如きも種々の影響を蒙りつ〻あるであらうし、殊に倉庫の如きは至大の消長を免れないであらうと想像される。

次に區内の商賣について述べることにするが、既に述べたやうに本區は工業地としての色彩が濃厚で、

地理的に見ても市內商業地の中心を離れてゐる故に、從つて特殊のものは別として一般的には商賣の巨大なるものは少い。この一般の狀勢を知る爲め、大正十五年六月一日現在の日用品販賣店を左に掲げる。上段は國税營業税納附者、下段は府税營業税納附者である。

營業税納附者職業別表　（細字は大正十年六月一日現在調）

職業	國税（戸）	府税（戸）
白米	三〇五（四八二）	四九（二五）
乾物	九四（九五）	六八（三三五）
魚	一〇四（一三八）	七三（一九〇）
蔬菜果物	五五（二二四）	一九三（三八〇）
鳥獸肉	四八（二二）	四九（一〇）
酒醬油	四二五（三三八）	一二〇（二七）
西洋食料品	一四（一五）	八（八）
砂糖	二〇（九三）	四（一六）
菓子	一八七（二三二）	六二一六（九九九）
漬物	五五（六三）	二一（一〇〇）
薪木炭	一九〇（一七一）	一一〇（三九五）
石炭、コークス	四一（八四）	九（四七）
油類	三〇（六二）	二四（八五）
建築材料	二八五（三三四）	三三（九八）
家具	四六（九八）	三二（四六）
飲食物	五（一六）	一六（二五）
夜具	二〇（三七）	二九（三二）
呉服	八八（二三二）	一六（八五）
羅紗	―（四三）	―（三一）
小間物	四二（二四）	五六（一八七）

	國税營業税納附者	府税營業税納附者		國税營業税納附者	府税營業税納附者
洋雜貨	一〇七 九八	七四 七六	金物	二二五 五三二	一五二 二九三
足袋	三四 六五	七五 二五九	陶磁器	三〇 二六	一一六 四八
傘下駄	五九 二五	一六一 二三六	硝子	五四 一六四	五九 一〇五
靴	二三 三一	四六 二九	瓦斯電氣器具	三二 四三	三三 三三
洋傘	六 六二	一一 三五	文房具書籍	六一 九五	一二二 一二
藥品賣藥	一一二 九七	八三 一九四	玩具	一七 九五	三九 一二五
合計	國税營業税納附者 二三〇八	府税營業税納附者 二五〇七			

次にこれは一般產業に通ずるものであるが、大正十四年九月一日國勢調査の際附帶調査に依る區内職業別統計の要點を拔抄すると左の通りである。

十五區別有業者統計

區名	各區別營業店舗數及其割合		同上世帶及人口に對する割合	
	營業店舗數	百分率	世帶に對する店舗	人口百に對する店舗
全市	一七〇、二一九	一〇〇・〇〇	三九・五八	八・五三
淺草	二四、三五〇	一四・三二	四五・七一	一〇・四九

本所	二〇、三五〇	一一・九六	四二・五七	九・八二
下谷	一六、三五〇	九・六一	四一・〇一	九・四七
神田	一三、八六〇	八・一五	五二・一一	一〇・七八
日本橋	一二、八九一	七・五八	六七・八七	一二・二八
京橋	一二、七一一	七・四七	四九・一〇	一〇・五六
芝	一二、七〇八	七・四七	三五・二二	七・四一
深川	一一、五六三	六・八〇	三一・三四	七・二一
本郷	一〇、〇七一	五・九二	三五・九一	七・四六
小石川	八、八九二	五・二三	二七・二七	五・八二
牛込	七、八九六	四・六四	二九・三八	六・〇八
麻布	五、四一三	三・一八	二八・二七	六・一六
四谷	四、八九七	二・八八	三〇・八二	六・五三
麹町	四、六三五	二・七二	四五・三六	八・二二
赤坂	三、五三二	二・〇八	三〇・二八	五・七九

各地帯別店舗割合

各地帯別店舗割合

（世帯百ニ付店舗）（人口百ニ付店舗）

神田・日本橋・京橋 } 五五・二一　一一・一五（大商業地域）

下谷・浅草 } 四三・七〇　一〇・〇六（小商業地域）

本所 深川	三七・六八	八・六九（工業地域）
牛込 小石川 麻布 赤坂	二八・五〇	五・九六（住宅地域）
麹町 芝 四谷 本郷	三五・八一	七・三八（準商業地域）

各職業店舗數

各職業別店舗數	全市	本所
(I) 農業 (1) 農耕、畜產、蠶業	一〇四	六
(2) 林業	三	—
(II) 水產 (3) 漁業製鹽	五七	—
(III) 鑛業 (4) 採鑛、冶金	五八	—
(5) 土石採取業	二七	七
(6) 窯業	四五一	一五九
(7) 金屬工業	四、三七八	—
(8) 機械器具製造業	二、八六〇	五七六
(9) 車輛船舶航空機械製造業	一、三四六	二三一
(10) 化學工業	八七三	一二八
(11) 纖維工業	三、八三六	八七五
(12) 紙工業	二、〇五三	三一九
(IV) 工業 (13) 皮革、骨、角、羽毛類製造	九一六	一八七
(14) 木竹類に關する製造業	八、〇〇九	一、二七八
(15) 飲食料品嗜好品製造業	五、五四六	六三一
(16) 被服身の廻り品製造業	一三、二〇〇	一、三九七
(17) 土木建築業	五、五〇五	七一〇
(18) 製版印刷、製本業	四、〇七二	三二四
(19) 學藝娛樂裝飾品製造業	二、四九三	四二三
(20) 瓦斯電氣天然力利用工業	二九九	二〇
(21) 其他工業	四六〇	七五
(22) 物品販賣業	七二、七三二	八、四六二
(23) 媒介周旋業	七、六五〇	六一二
(24) 金融保險業	一、四二一	七五

(V) 商業	(25) 賃貸預り業	九三三	七二
	(26) 旅館、飲食店、浴場興行、理髪、席貸業	二〇,六三三	一,九九一
	(27) 其他商業	一一四	二
(VI) 交通業	(28) 運輸業	二,九七六	二六三
(VII) 公務及自由業	(24) 醫務に關する業	四,四四八	二七〇
	(30) 法務に關する業	一,三二一	三三
	(31) 藝術に關する業	四三三	三三
	(32) 其他自由業	二,九一〇	一四八
(VIII) 其他の營業	(33) 其他の營業	一三三	九

同業組合

次に同業組合及び市場について記すことにする。同業組合の形式は江戸時代から既に存してゐるが、維新後明治十七年同業組合準則の設けがあつて、當時區々に流れてゐた組合に對する標準となつたが時代の進歩に伴ひ三十一年改めて重要物産同業組合法が發布され、同業團結して粗製濫造を防止し堅實な進歩を計ることになつた。大正十四年二月現在市内に關係ある組合は八十八に及んでゐるが、その内本區に事務所を置くものは左の四である。

東京織物整理同業組合　地區、東京市內　南葛飾郡　北豐島郡　業務、內外國產織物の巾出瓦斯毛織艶消其他　設立、大正九年　組合員一八〇

東京硝子製造同業組合　地區、東京府　業務、硝子器製造　設立、明治二十一年　組合員二二九

東京更紗染同業組合　地區、東京市南葛飾郡　業務、更紗染（絹布綿布毛布皮革紙類に模様捺染）設立、明治四十二年　組合員八二

東京金屬玩具製造同業組合　地區、東京府　業務、金屬玩具製造　設立、明治三十九年　組合員九六

市場については魚市場、青物市場の組織を根本的改善しやうとして最近中央卸賣市場法が發布され、これによつた青物取扱の江東分場が兩國驛外に設置された。茲の問屋數七十、一ヶ年取引高七百二十萬圓と言はれてゐる。

銀行會社數

次にこれは工業にも關係があるが、區内に在る會社の數は大正十四年末現在(一)鑛業に關するもの本店株式一、同合資一、(二)工業に關するもの本店株式四十三、同合資八十四、同合名三十、計百五十七、支店株式二、同合資一、計三、(三)商業に關するもの本店株式十六、同合資五十六、同合名十二、計八十四、支店株式十八、同合資なし、合名五、計二十三、(四)交通に關するもの本店株式八、同合資四、計十二、支店株式一、同合資一、同合名一、計三、(五)其他本店株式一、同合資一、計二、支店なし、合計本店株式六九、同合資百四十六、同合名四十二、支店株式二十一、同合資二、同合名六、總計二百八十六に達する。又銀行は普通銀行の支店十一、貯蓄銀行本店一、支店五あり、貯蓄銀行の預金高は九萬二千二百八十三人五百四十六萬九千九百四十三圓でその内譯預金者職業別にすれば農業三千六百三十八人、三十八萬九

千九百四十八圓、商業三萬五千四百七十四人、百九十五萬千七百五十圓、工業二萬七千九百八十八人、百五十四萬六千三百四十八圓、雜業二萬五千百八十三人、百五十八萬千八百九十七圓である。

第四節　工業

工業別工場數

工業に就ては主として東京市商工課の調査によることゝし、左に先づ工業別の工場數職工數の各區比較表を掲げ本區の優勢な狀態を示す。

工業別工場數職工數表（大正十一年五月現在東京市商工課調査に據る）

區名	染織工業		機械工業		化學工業		飲食物工業		雜工業		官公立工業		合計	
	工場	職工	工場	職工	工場	職工	工場	職工	工場	職工	工場	職工	工場	職工
本所區	五九	四、七六七	四五六	九、二〇八	一四一	三、八七九	一六	八七五	四五	一、七七八	四	四二三	七二七	二〇、九三九
芝區	八	六九	一七〇	九、七九五	六	八七	七	八九四	一八	一、〇八七	八	三、一一〇	二一九	一五、一〇五
京橋區	四	四九	九三	五、七二七	五	一一〇	四	三八〇	七二	四、八五〇	二	二、四二八	一八〇	一三、五六四
深川區	二八	二、四一四	一〇五	三、五二三	七八	一、八六七	一六	二五四	六六	二、六五六	二	二五二	三〇〇	一三、四〇六
全市	一六六	八、九六〇	一、二七七	三五、二一四	二九五	八、七二二	六七	三、〇八七	三七二	二一、〇八六	二六	一八、〇九一	二、二二五	九五、五三〇

次に工業小區分の工場數及職工數を掲げる。

工場小區分表

工場別大區分	同上小區分	工場數	職工數
(一)染織工業	(1)紡績業	二	二、六六七
	(2)撚糸業	三	五四
	(3)製綿業	九	五七
	(4)織物業	五	九五
	(5)染色整理其他加工業	一三	八九八
	(6)組物編物業	二四	八五九
(二)機械工業	(1)機械製造業	三三	五八四
	(2)船舶車輌製造業	一七	一、九八九
	(3)器具製造業	四五	三、〇一四
	(4)金屬品製造業	三五七	三、七九三
(三)化學工業	(1)窯業	八六	一、六七六
	(2)製紙業	一	一
	(3)製革及毛皮精製業	一	二七
	(4)發火物製造業	二	三
	(5)製油製蠟業	四	三〇
	(6)製薬業	七	一九八
	(7)護謨製造業	一四	一、〇八二
	(8)セルロイド製造業	二	九
	(9)化粧品製造業	二	三七六
	(10)石鹸製造業	三	二七二
	(11)染料其他製造業	一三	二三〇
(四)飲食物工業	(1)酒類	｜	｜
	(2)味噌醤油	｜	｜
	(3)製糖業	｜	｜
	(4)精米麦製粉業	｜	｜
	(5)氷鑛泉業	三	一一七
	(6)菓子製造業	一一	三一四
(五)雑工業	(1)印刷製本業	八	四五九
	(2)紙製品業	二	八七
	(3)木竹蔓莖製品業	一〇	一七八
	(4)皮革品業	四	一〇三
	(5)羽毛製品業	｜	｜
	(6)経木眞田業	｜	｜
	(7)玉石及角製品業	｜	｜
	(8)其他	一九	八八三
(六)特別工業	(1)金屬精錬	六	一八

前表に依つて見れば本區は工場に於て全市の三割二分強、職工數に於て二割二分弱を占め、共に各區中の首位を占めてゐる。そして本區の特色は小工場の發達の著しいことゝ、各種工業中機械工業化學工業及び染織工業に富んでゐることである。

區內工業發達の道程

次に本區の工業發達の趨勢を見ると、江戶時代以來玆に多少の工業的生業の有つたことは旣に記した通りであるが、當時は家內手工業に過ぎないものであつて、殆んど言ふに足りないものであつた。而して近代機械工業の發達は別表でも見る通り、日露戰爭をその曙として歐洲大戰を一轉機としてゐることが判る。元より機械工業は近代資本主義經濟の基調を成すものであつて、資本主義經濟の發達は普遍的に工業の發達を背景としてゐるのではあるが、それが戰爭に依つて刺戟せられ、躍進的に發達を遂げ來つたことは事實の證明する處である。戰爭はそれ自體經濟的破壞を意味する。而しながら國家經濟を國民生活の基礎とし戰爭の動機を國家の經濟的發展の衝動と見れば、その結果は何れかの國家の經濟的機能を擴張することゝなる。少くともかやうに見なければ、近代日本の經濟的發展の動機を說くことは困難である。

別表工場增加表を見れば日露戰役後その增加の勢は漸く急を告げ工業界の曙を思はせるが、大正五年以後歐洲大戰の影響が浸潤し來るにつれて、幼稚な吾工業界が俄かに活躍を促され、戰爭が持久戰經濟戰としての色彩を現はすにつれて、企業熱はいやが上にも煽られ、遂に未曾有の盛況を現出するに至つた。勿論この趨勢は不自然な促進條件を前程としたもので、その條件の去ると共に斯界は又往年の沈滯狀態に入

らうとしてゐる。時恰も這般の大震火災の災厄を蒙つて、一時根底から顚覆せしめらる、の悲運に陷つた。而し假令一時災厄の爲め形を失つたとしても、既に占めた位置は容易に奪取されるものではなく、災後諸般の復興と共に斯業も亦囘復し、將來彌々本區の產業の中樞として一般の發展を見せるであらうと想像される。

工場增加表

大正十一年度五月現在（大震災以前）東京市及隣接町村工場名鑑に據る。但しこの調査以前に廢業せしものは記入するを得ないのでこの表は大體の趨勢を示すに過ぎない。

明治十九年
明治二十年
明治二十一年
明治二十二年
明治二十三年
明治二十四年
明治二十五年
明治二十六年
明治二十七年
明治二十八年
明治二十九年

明治三十年
明治三十一年
明治三十二年
明治三十三年
明治三十四年
明治三十五年
明治三十六年
明治三十七年
明治三十八年
明治三十九年
明治四十年
明治四十一年
明治四十二年
明治四十三年
明治四十四年
大正元年
大正二年
大正三年
大正四年

大正五年
大正六年
大正七年
大正八年
大正九年
大正十年
大正十一年

本區の工場は前表に見ても判るやうに比較的小規模のものが多いが、その内著名なもの二、三について簡單な說明を加へる。

精工舍　柳島町　時計製造工場として顯る。明治二十五年四月石原町に創立、翌年今の地に移轉、始め十五馬力の蒸氣機關で掛時計等に限り製造してゐたが、二十八年頃から懷中時計をも作り出すやうになり、又販路次第に擴張し、支那、南洋等廣く輸出する數量も少くない。

三田土ゴム製造株式會社　中郷業平町　古く明治十九年十二月の創立と云ふ。各種ゴム製品製造をなし、大正十一年二百萬圓の株式組織として規模を一新した。

汽車製造會社　錦糸町　大阪に本社があり玆は東京支店である。本社の創立は明治二十九年で三十四年七月支店を區内に設けた。

右の外吾妻橋畔の大日本麥酒株式會社吾妻橋工場及び押上町にあつた富士瓦斯紡績株式會社工場（明治

二十九年九月創立、三十六年七月小名木川綿布株式會社を合併、同年日本絹綿紡績株式會社を買收、三十九年九月東京瓦斯紡績株式會社を合併）の如き著名の大工場であつたが富士紡は這般の大震火災の厄に遭ひ取拂はれてしまつた。

各地區人口增加比較

次に既述の（一）住宅地區（二）大商業地區（三）商業地區（四）工業地區（本所深川）の最近の人口増加比較を掲げ、その發展の趨勢を示してこの項を閉る。

地區	大正九年國勢調査の際の人口	同上密度（一萬坪）	明治四十一年市勢調査以後の増加數（同上）	同上增加率
（一）	六五五・〇六一	六二四・五一	一四六・六〇	三〇・六％
（二）	六〇一・〇一五	一、〇二一・六一	九一・二〇	九・八％
（三）	四三九・五九六	一、五三四・五九	四四三・四〇	四〇・六％
（四）	四三七・五二八	一、〇四八・二三	三四九・〇〇	四九・九％

産業一覽

市

名稱	所在地	開設年月日	問屋	仲買商	賣上高 昭和四年	同 三年	同 二年	同 元年	大正十四年	同十三年
卸賣市場中央卸賣市場江東分場	横網八ノ八	大正一三、一二、一〇	六九	四六	六、七五〇、八四六圓	六、一八五、三八〇圓	五、七二一、六三〇圓	五、七六三、九九六圓	五、三八二、一七圓	五、〇五八、三三二圓
名稱	所在地	開設年月日	店舗數		昭和四年	同 三年	同 二年	同 元年	大正十四年	同十三年

場

（昭和四年）

名稱		所在地	開設年月日	店舗數
公設小賣市場	緑町	緑町五ノ二〇	大正八、八、三〇	二
	業平町	中ノ郷業平町一七二	大正一三、一三、一二	一
	計			三
私設小賣市場	緑町菜市場	緑町一ノ三五	昭和三、九、一九	三
	ガード下廉賣場	緑町二ノ二三	大正一三、一〇、二〇	一六
	竪川市場	林町三ノ三〇	昭和三、六、三〇	一九
	三ツ目市場	長岡町四三	大正一五、一三、三〇	一七
	江東市場	太平町二ノ一〇〇	昭和三、二、一四	一〇
	柳原市場	柳原町二ノ一三	昭和四、一、一〇	一〇
	菊川市場	柳原町三ノ三四	昭和三、七、二七	一三
	昭和市場	太平町二ノ七四	昭和三、一一、一	一六

緑町	一五八、四六七圓	四一七、八〇五圓	一九七、五〇八圓	二七八、四六〇圓	五八、四九八圓	七二、〇四八
業平町	一四〇、二六八	二五五、七八九	二三八、六一五	四九八、七三一	一五六、九九六	五〇、一四一
計	二九八、七三五	六七三、五九四	四三六、一二三	七七七、一九一	二一五、四九四	一二二、一八九

名稱	所在地	開設年月日	店舗數
林町廉賣市場	林町三ノ五七	昭和三、八、一九	一二
緑共立市場	緑町五ノ二一	昭和二、八、二	一四
東京林町市場	林町一ノ一四	昭和三、一、二	六
向島市場	向島請地町一七九	昭和四、三、一	一四
東京向島市場	向島中ノ鄕一〇三	大正一五、五、一八	八
押上市場	押上町二一一	昭和三、五、一	一七
若宮市場	若宮町二〇一	昭和四、一、二	一七
本所市場	松倉町二ノ八〇	昭和四、三、一	一五

會

種別			農業	鑛業	工業	商業	運輸業
株式會社	資本金	百萬圓以上	—	—	九	二	四
		十萬圓以上百萬圓未満	一	一	二七	一八	七
		十萬圓未満	—	—	三	六	三
合資會社	出資額	百萬圓以上	—	—	一	一	—
		十萬圓以上百萬圓未満	—	—	三	二	—
		十萬圓未満	—	—	一四八	一三	二
合名會社	出資額	百萬圓以上	—	—	—	—	—
		十萬圓以上百萬圓未満	—	—	五	二	—
		十萬圓未満	一	—	二四	八	—
合計			二	一	二一九	一八〇	一六

產業組合

種別	組合數	組合員數	出資口數	出資總額	拂込濟出資額	借入金	貯金	貸付金 購買高	準備金 積立金	昭和四年 剩餘金
信用組合	七	三,一八四	三七,二二六	一,四〇八,七〇〇圓	八〇三,七二五圓	二,五五九,三三九圓	二八三,九三三圓	貸 三,六四五,三四三圓	一三〇,九六五圓	一三,九六四圓
購買組合	二	三三八	一,四六六	五二,六四五	一一,〇六四	—	—	購 二六,六一三	五〇〇	四四
計（昭和四年末）	九	三,五二二	三八,六九二	一,四六一,三四五	八一四,七八九	二,五五九,三三九	二八三,九三三	—	一三一,四六五	一三,〇〇八

產業ニ關スル主ナル團體

名稱	代表者氏名	事務所々在地	創立年月	會員々數
江東工場協會	藤原藻平	荒井町一四	大正十四年三月一日	七五〇
東京莫大小工業會	樋口吉太郎	東兩國四丁目五番地樋口方	大正十五年四月二十日	三六〇
東京織物整理同業組合	森瀨美之七	林町三ノ三四	大正九年六月二日	二三六
江東銅鐵商組合	笠松泰藏	綠町一ノ一	大正九年三月十三日	一三三
東京硝子製造同業組合	島村萬次郎	綠町四ノ三六	明治三十一年八月二十五日	二四七
江東板金同業組合	鈴木政之助	林町三ノ四鈴木方	大正十五年一月二十一日	四四〇
東京鐵工機械同業組合本所支部	大塚榮吉	柳原町一ノ二一	大正七年六月	四六五
東京玩具製造同業組合	北川末吉	松井町三ノ二一	明治三十九年九月十五日	一五六
江東工業會	岡崎久次郎	本所區役所内	大正十四年六月十八日	三一〇

第七章　町制警察消防

第一節　江戸時代町制

江戸時代町制

德川幕府は江戸に根據を置いて以來、こゝに必要以上の麾下の士を移し、或種の政策上所謂三百諸侯の第宅をこゝに營ましめた。江戸の市街はこれが爲めに開かれ膨脹した。假令ば我本所の如きも万治と、元祿の兩度に旗本、御家人の爲めに幕府の力が加はらなかつたならば、恐らく此樣に迅やかに土地の整備は成されなかつたであらうと思はれる。

扨本所區には莊園の遺蹟さへ認められ、江戸開府當時既に相當有力な村落があつて、それが万治本所開拓の爲めに多くの耕地を奪はれて後も、商賈として生活の道を得てゐた事は顯著な事實で、勿論それらの人人は外來者には關係がなかつたのである。この點では地籍の上から見ても、環境から言つても本區には外來者を容れる餘裕が比較的に少かつたかも知れぬ。

又本區は府内の中心を遠く離れてゐて、この地帶は寺社、下屋敷、士邸の地帶と一部分は郊外でさへあり、町屋の部分は全體の地籍の上から言へば極めて少い。即ち當時の町は大抵土地の周邊又は隅々に割據してゐたものか、抱屋敷や寺社門前に地借してゐたもので、町の規模は今日と同一視することは出來ない。

次に江戸時代の町政に就て筆を進め度いと思ふが、先づ町政の主腦者町奉行から述べる。町奉行は町方の訴訟、驛傳、市政を總理する外、式日には評定所にも出席する。この職の始は異說もあるが家康の岡崎時代の所謂『岡崎三奉行』をその濫觴とするものであるらしい。しかし市尹の職を町奉行と稱したのは慶長九年のことで、この時八重洲河岸と呉服橋内の二ケ所に役所を設け南北に分けた。この後奉行員數にも廳衙にも多少の變化はあつたが、とり立てゝ言ふ程のこともない。幕末には役金二千五百兩を賜つた。勘定奉行の上座で寛文六年役高千俵享保八年三千石に改め、幕末には役金二千五百兩を賜つた。奉行は從五位朝散太夫で芙蓉間に班し、

奉行の執務は月番の制で、月番は日々四ツ時に登城し、退營後諸事訴訟請願等を聽き、評定所式日には早朝に出席した。又立會日には月番非番共に出席し、月の六、十八、二十七の三日を內寄合と云つて月番役宅で內協議をした。訴訟は民事なれば、奉行裏判をして一應返却して和解を勸め、その成らないものゝみ裁決をなすのであつた。この民事々件の內利金を生ぜざる金穀、物品に關するものを本公事と云ひ、然らざるものを金公事と云つた。尚公事には原則として訴訟の代理を許されなかつたが、事物に迂遠な人々に代り一切の手續きを代理する下代と云ふものが出來、訴人の多く宿る馬喰町邊の旅宿の手代がこれに當つた。下代は訴人を補助するに過ぎないが、この外に公事師と云ふ者があり、これは全然その事件を買收して自ら起訴者となるものであつた。下代と云ひ公事師と言ひ、その性質上弊害も多いので、當局者は戒飭を怠らなかつた。

奉行には與力、同心と稱する屬吏があつた。この員數は南北兩奉行各々與力廿五人、同心五十人であつたが、後次第に增員して安政六年には兩者各百四十人を算した。與力は直參の士で所謂御家人の列にあるも、その食祿は幕府の給する所で一時南北合せ五十人に、下總國で食邑一萬石を與へられてゐたこともあつた。同心は與力よりも位置低く、食俸も三十俵二人扶持、又は二十俵二人扶持であつた。

與力同心共に任命の順位技能によつて役格が定められ、前者には支配、支配並、本勤、本勤並、見習、無足見習の六等があり、後者には年寄、增年寄、物書、物書並、添物書、添物書並、本勤、本勤並、見習、無足見習の十一等があつた。これらは又その職掌によつて年番方、吟味方、市中取締掛、赦帳方、列繰方、當番方、本所見廻、養成所見廻、高積改、緡館會所取締掛、硝石會所掛、町火消人足改、用部屋手附、隱密廻、定廻、人足寄場掛、臨時廻等に分れ町火消人足改以上は與力同心共に當り、それ以下は同心が專務であつた。右の管掌名によつて大凡その取扱事項も想像されるであらうが、その內刑事々件に對する處置を見るとこれが審問は與力之に當り、事重大の場合は奉行が屛風を隔てゝこれを聞いた。訊問には時に拷問法を行ふこともあり、手を盡して實を答へしめ口書を取らねばならなかつた。刑の宣告は罪の輕重によつて奉行自身これに當る場合と、屬吏に托する場合があつた。罰則には敲追放、遠島、死刑があり、これらが又種々に分れてゐた。又これと關聯して町奉行附の獄があり、傳馬町のものはそれであつた。尙代官の條で述べたやうに、代官には所刑の權があつてこれに屬する獄舍が本區松坂町にあつた。

町年寄

次に町奉行と名主の間に介在し、町政の要職に『町年寄』と稱する役があつて政令申達の下附上申を取次ぎ、兼て名主の監督機關なりしものがあつた。この職は樽屋、奈良屋、喜多村の三家に限られ、各々世襲でこれを江戸三年寄と云つた。この三年寄は各々由緒を有し、樽屋はその祖三四郎が天正九年五月遠州町々の支配を命ぜられ、徳川氏移封の際江戸に移つて江戸町支配に任ぜられたものであり、奈良屋は大和奈良の出で三河に移り、徳川氏に從つて江戸に轉じ、喜多村は駿河から徳川氏に從つて江戸に移つたもので、何れも神田、玉川兩水道支配及び關口小日向金杉の代官職を兼ね、内樽屋は東三十三ヶ國桝改、五十五ヶ所町屋敷地代取立掛、町中酒造桶改（寛政八年から）の職權をも有してゐた。そして何れも拜領屋敷數千坪を持つてゐたが、これはその職務に對する功成の爲めであらう。幕末には樽屋三左衞門が江戸地割役から町年寄格に任ぜられたが、これは一種の優待の意味から來たものであつた。三年寄は帶刀並に熨斗目着用を許され、樽屋は寛政二年藏宿貸出金改正の功によつて苗字を許され、天保五年奈良屋も又館姓を許された。勤向は三人月番で交替に奉行所に出頭し、政令を聞いて名主に傳へるのであつた。

名主

名主はその始めは戸全の坊長に似て、名目は名田の支配主に發するものと言はれ古い由來のあるものであるが、江戸に於ける各名主の實際はそんなに古い由緒を持つものはない筈である。多くは町の發展と共に明暦三年十二月の町觸に言ふ『名主なき町々は名主を見立て申すべく、若し名主役迷惑に思ひこれなき町々は年寄の者共加役で一年づゝ名主役を勤めるやうに』の筆法で設けられたものであらう。尚それらの日に於ける名主の權威は

非常なもので、役宅に玄關を構へて一切の支配事務はこゝで取扱ひ、(爲めに名主一名「玄關」とも云ふ)衆黨を集めてゐて小前の者もこれに服從し、町内の事件はその專斷する所となり、大小訴訟の如きも殆んどその玄關を出なかつたと言はれてゐるが、この名主の權威そのものも實は元地主の有した特權が、これに移つたものなのでこの點も亦考慮の必要がある。

名主には草創名主、古町名主、平名主、門前名主等の區別があるが、私の區別でその由緒によつてかく呼ぶに過ぎない。名主の職務は自分の支配内の一切の政務を觀、之を安穩に治めて行くにある。或は政令に、或は租税に、消防に、救恤にその掌る處は廣汎で今はそれ〳〵の條に讓る。

市中取締類集三九郎の申出書によると、町名主は始め神田組日本橋組芝組等と最寄りで組合つてゐたが、享保七年大岡越前守勤役中改めて惣町名主を十八組に分、最寄り組合を定めたとある。(後二十一組番外二組となる)この組合は相互に相戒め勤向の萬全を期するにあつたが、この組合の中政令通達の慣習で全市を南北に二分し、兩者の内南の方四番、北の方一番二番を小口と唱へ、爾餘の者を代表せしめた。しかしこれには種々不都合があつて寛政町方改正の際『江戸中名主共一番組より二十一番組迄組合有之候間右名主の内町内治方宜、出精相勤候ものを撰組合限り一兩人づゝ肝煎と名付け、組合名主の筆頭に申付不勤成もの有之か又は申合不宜儀有之候はゞ萬事心付教諭致名主共互に切磋爲仕候』と云ふ樣な主旨で肝煎が定められた。けれどもこれにも又弊害があつて文政二年肝煎を廢し年番制にした處が、年番制で惣名主輪番で

は無能者の當る場合には事務に支障を來すこともあつて之も長く續かず、天保二年から前二法を參酌して一ヶ年限りの世話掛を命ずることにした。

名主は別に與力同心に隷屬して之を補助する事もあり、寛政中諸色掛六十二人の任命を始め、天保以降人別掛、米方掛、酒入津掛、竹紙並書物掛、桶樽役錢掛、町會所年番等に順次任命された。名主の支配町は廣狹とりどりで（名主支配附一例として尾末に表示する）從つて取得する役料もまちまちであるが、その所得は役料の外雜收入が少くなく、加之權威を併せ有するので之を一種の株の如く考へ私に名跡を賣買する者さへあつた。

名主の權威は元地主より移つたと言つたが、江戸時代の初期は居附地主は町内の經費を負擔する關係上その權威は之に集つてゐた。しかし地主は豪富者で下級の役向等に係る事を好まず、之を町内の才辯者に托したのが名主となつて位置を固め、地主に代つた原因である。それから當時今日の差配にも等しい家主一名『おほや』と云ふものがあつた。元來地主、家主から地借人、店借人の差配を托されてゐるに過ぎないが、これも自身番に詰めたり町用に携つたりして所謂役人の位置を獲得した。享保六年二月の町觸に『當座の口論その他の爭ひは名主、家主、其處にて取扱ひ（中略）右名主、家主取計に非分もあらば訴出べし』と云つてゐるのも家主の取計が公認せられてゐる例證である。

この他に五人組の制度が存した。この制度は德川氏の案出したものではないが、この時代に入つて最も整

頓し、その目的とする浪人取締や、切支丹禁制や、その他相互の曲事に對し相檢察し、合はせて治安維持に資しやうとしたことは遺憾なく遂行された。又この五人組が善惡共に共同責任制度であることが、今日の隣保相親むの風をも助長して來たのである。（三人組は典據も古く事蹟も亦非常に多く考究すべき餘地が多い。穗積重遠氏の五人組制度論はこの方面の研究の權威である。）

各町名主支配附

次に弘化四年改版江戸町鑑に依り名主支配付を記す。

本所各町名主支配附

本所一ッ目
竪川両河岸
●南側辨天門前惣祿屋敷松井町一丁目
●北側相生町一丁目同二丁目同三丁目
同　二ッ目
同斷
●南側松井町二丁目林町一丁目同二丁目同三丁目
●北側相生町四丁目同五丁目綠町一丁目同二丁目
同　三ッ目
同斷
●南側林町四丁目五丁目徳右衛門町一丁目二丁目
●北側綠町三丁目四丁目五丁目花町邊
同　四ッ目
同斷
●南側茅場町一丁目二丁目幷村方耕地
●北側柳原町五丁目六丁目茅場町三丁目北松代町邊
同　五ッ目
同斷
●
●北側南本所瓦町中郷五ノ橋町小梅五ノ橋町邊

十六番組
大高藤三郎

一本所辨天門前
一同岡田屋敷
一同　八郎兵衛屋敷
一同　善兵衛屋敷
一同　松井町一丁目
一同　　二丁目
一同　林町一丁目
一同　　二丁目
一同　　三丁目
一同　　四丁目
一同　　五丁目
一同　一丁目横町
▲里俗襟形町と唱

同　組

岡木彌左衛門

一本所林町二丁目

一深川要津寺門前

同　組

河村太郎兵衛

一本所德右衛門町一丁目
一同　　二丁目
一同菊川町一丁目
一同　　二丁目
一同　　三丁目
一同　　四丁目
一同　柳原町一丁目
一同　　二丁目
▲里俗撞木橋と唱
一同　　三丁目
一同　　四丁目
一同　　五丁目
一同　　六丁目

一深川北松代町一町目
一同　二丁目
同　裏町
一同　藤代町
▲里俗駒止橋と唱
一同　花町
十七番組名主佐藤忠右衛門支配
一深川北松代町三丁目
一同　四丁目
但竪川橋御旅所際
一猿江御材木藏火除明地
同　組
闕闖長兵衛
（忰綱五郎）
十八番組名主勝田次郎助支配
同　組
古川助左衛門
一本所茅場町一丁目
一同　二丁目
一同　三丁目
一同　茅場町二丁目代地
一同　綠町四丁目
一同　五丁目
一本所尾上町
一同　相生町一丁目
一同　二丁目
一同　三丁目
一同　四丁目
一同　五丁目
一同　綠町一丁目
一同　二丁目
一同　三丁目

一同　松坂町一丁目
一同　　二丁目
一同　小泉町
一同所御用屋敷
一同　龜澤町
▲里俗御臺所町と唱
同　組
古川助左衛門
附　支　配
一本所入江町
▲里俗鐘撞堂と唱
一同　陸尺屋敷
一同　永倉町
一同　吉田町一丁目
一同所御用屋敷
一同　吉田町二丁目

一同　吉岡町二丁目
一同　御用屋敷
一同　所時鐘屋敷
十六番組
荒　井　市　郎　助
一本所吉岡町一丁目
一同　一丁目横町並御用屋敷
一同　長崎町
一同　清水町
一同　新坂町　同御用屋敷
一同　三笠町一丁目
一同　　二丁目
一同　長岡町一丁目
一同　　二丁目
一兩國橋東廣小路
右場所異變取計方ハ請負人幷本所緑町名主長兵

衛南本所石原町名主佐次右衛門龜戸町名主次郎
助月番持ニテ申立候事

同　組

一南本所元町
一同　御用屋敷
一同　大德院門前
一同　横網町
一同　石原町
一同　外手町
一同　番場町
一同　荒井町
一同　元瓦町
一同　出村町
一同所御用屋敷
一同　瓦町

一同　扇橋代地町
一同　石原代地町

同　組

月　行　事　持

一本所永隆寺門前

十八番組

中田五郎左衛門
（後見惠三郎）

一北本所表町
一同　荒井町
一同　出村町
一同　番場町
一同　代地町
一柳島町
一同　裏町
一同　横川町

一同　境町

一同　出村町

同　組

大塚民次郎

（後見太郎右衛門）

一中之郷八軒町

一同　元町

一同　瓦町

一同　竹町

一同　原庭町

一同　御仲間新町

一同　横川町

一同　横川町御用屋敷

一同　五ノ橋町

一同　代地

同組の内

月行事持

一中ノ郷成就寺門前

一同　如意輪寺門前

一同　福厳寺門前

一小梅延命寺門前

一亀戸不動院門前

同　組

市原喜兵衛

一本所松倉町

一同　新町

同　組

勝田次郎助

一亀戸町

一同　清水町

一同　境町

一深川北松代町三丁目

一同　四丁目
一小梅瓦町
一同　代地町

一同　四之橋通小梅代地町
一同　五之橋町

第二節　町會起原

天明七年六月松平定信は前大老田沼父子惡政の後を引き受けて、將軍輔佐役の名を以て入閣し政綱を執つたのであるが、當時の世態は浮華輕佻奢侈懶惰をもつて文明開化なりと誇つて居つたのであるが、定信は當時の社會狀態より德川幕府の前途並びに日本國の將來を遠察して非常に心痛され、このまゝに放置するときは寒心すべき事件の必ず勃發せんことを恐れられた結果、第一に膝元の江戶の町法改正に盡力されたのである。

夫れには先づ在來の町入費を取調べるのが順當であつたので、寛政三年三月廿日諸色掛の初鹿野河内守、池田筑後守、柳生主膳正、久世丹波守の四名に命じ、町々地代店賃の總上り高、町費總高、地主共の手取金の數量を書き上させ、傍ら役人地主共が打合せて取調べた連印帳名主捺印の勘定元帳を差出させた上、諸色掛の書上と照し合せて嚴重なる調査を行つたが、これに依つて天明五年から寛政三年に至るまで五ヶ年間の收入平均一ヶ年分の金高を知る事が出來たのである。

斯くして知り得た町費平均收入高によつて現在の町費削減の方法として、先づ町内の雜式費用を節約したのである。例へば町内の繹、火之見、龍吐水、自身番小屋、革羽織、町抱人足、出火費用、町奉行所、腰掛薄縁竝びに湯茶、檢視、水銀納手形の紙、寄合の際の膳部代、家守の給金、山王神田祭禮の出し物、衣服提灯、蔭祭費用、講金、御鷹御犬宿の町費、御鳥見寄合の宿町費用、諸事弘め金、利金音物芝居船遊山道路修繕木戸普請等品々の細大を論じなかつたのである。

これと同時に地主共の費用負擔を省略し、店子に對しては地代店賃を一二割引き下げて置いて錢の買上げを行つたから錢の價格は安くなり、これまで一兩に付いて六貫文位の相場であつたものが四貫文から五貫文迄の間に引下つたので、六貫文前後の時に貸與へた家賃地代はどうしても引下げなければならぬ樣になつて諸色の掛りが至極安直になつた。

右の如く物價の低落と町制の改革によつて結局一割の町費節約が出來たが、この一割の中一分を以つて町内の臨時費に宛て、二分は地主共の增手取金とし、殘りの七分を積み立てゝ月々會所に預け、これを以つて貧民救濟竝びに不慮の天災に備へたのであつて、この七分積立が町會所の本領を發揮した所謂七分金で卽ち定信の最も力を盡した所であつた。

この積立金は每月十一日より十五日迄に江戸市内二十一組が日割で以つて上納し、掛りの御用達と手代が會所に參集して積立金を檢收計算し、この中の幾分を家賃貸付園籾買入會所米倉の修理等に充てたので

ある。

この積立金を預つて居る町會所は淺草向柳原にあつて、幕府からも基本金として二ヶ年に貳萬圓の金員を下附されて、この金員の中を以て深川、小菅、向柳原、筋違の四ヶ所に倉庫を造つて圍籾をなし、大飢饉大水火災の際にのみこれを開き、病苦罹災窮民救助の備米金としたのであるが、爾來三十四年後の文政十一年には現金四拾六萬貳千四百兩餘、貸付金總高貳拾八萬貳百兩餘、最高籾料四拾六萬七千八百七拾八萬石餘の算數を示すに至つた。

この町會所は王政維新後も依然として存續して居つて東京府の管轄に屬し、元年六月一度積立を止められたが二年正月より再び積立を始め、同年六月には地代上り高銀五十匁を一小間と定めて徴收してゐたが、三年十二月に會所は只地代の取立てと窮民の救恤のみを取扱ひ、四年十一月八丁堀舊姫路藩邸跡に會所を移し、こゝに於いて事務を處理してゐた。其後百數十萬兩の積立金を東京府に收公される事になり、明治五年三月府廳の命により町會所は廢絶したのである。想ひ起せば寛政三年より明治五年に至る實に八十二年の長年月間、江戸市民はこの七分金の制下に安逸の生活を貪つて居つたのであつて、事こゝに至つて見れば松平樂翁公の遠大なる政策に對し只々敬畏の念を表すると同時に、公の德を思慕せずには居られないのである。

七分金の功

七分金が東京府廳の管轄に屬してからは、この金は當然東京市民の所有物であるから私すべきものにあらずとて、井上大藏大輔、東京府知事大久保一翁は明治五年八月十日都下の富豪と相謀り、外國に於ける

下院といふ様な制度を設けてこの引繼の積立金を有意義に使用し、以つて府下の儀を集議すべしとの意味の下に、元町會所取扱所を是等富豪連に引渡し、營繕會議所なるものを設立したのである。この營繕會議所の擔當事務は、初めは道路橋梁水道溝渠の營繕のみに止つて居つて、これでは町會所創設當初の素志に背くものであるから、全部市一般の公共事業に積立金を使用して民會の楷梯たらん事を心懸け、名實ともに完備せん事を考へて五年九月營繕會議所の名を東京會議所と改稱し、橋梁の新架、溝渠の新設、道路水道の布設、墓地の整理、瓦斯の製造、鑛油燈、現華燈の設置、商法講習所の造立、其他町會所の本務、換言すれば賢相松平樂翁公の意のあるところを體した養育院事業を興したのである。

明治九年十二月東京會議所の事業も大體完成を遂げたので、その議事と行務を東京府に還納し、積立金の殘金は先づ東京府廳に保管して明治十二年區會を開くに當り同會に之を引繼いだが、これ即ち區郡共有金である。

以上によつて町會所の變遷を述べ終つたのであるが、この町會所は舊幕府時代の町年寄、即ち町奉行の下にあつて政令の頒行と下役町役人の進退、其の他市町に係る上報下令一切の事務を掌るものと、この下役を働いて町年寄から指定された支配場の公務を取扱ふ町役人所謂名主とゝもに、江戸町政を預る一機關であつて尙當時町々には自治制が敷かれてあつたが、町役人はその町務の大小に關らず一個の手に處理して居つて絶對的の權威があり、常に自身番に出張して夜警を勤むる傍ら町火消を驅使して失火を防ぎ、町

會所と連絡を取つて町内の淨化に務め遺漏なきを期したもので、卽ち町奉行から町役人に至るまで警察行政の二權を以つて夫々町治の業務を分擔し江戸市中の治安維持を計つたのである。
この自治制は萬代不朽萬人讃同の美制度であつて、明治新政府は明治十一年の郡區町村制法の發布によつて東京にも町會を組織する事になり、明治十三年區町村會法により町會の確定を見たのである。
然るに明治廿二年四月に到り地方自治制を施行したのであるが、この自治制度は外國の制度を主體として前々から行はれて居つたものを整理したものである。夫故我國體と矛盾する點があつたので明治四十四年斷然たる改革をなしたがこれが現時に於て實施されて居る町會制度である。

第三節　自身番

次に町會所の管轄下に屬しておつた自身番について簡單に述べる事にする。
自身番とは舊幕時代江戸市中を警戒せんが爲め、町毎に一ヶ所宛の番所を設けて番人を出して詰めさせたが、初め家主が自身から出張して勤務した事から自身番の名がある。
この自身番の草創は享保年間で、其の組織は天保年度の書類に徵して見ると、大町及び二三ヶ町組合は番所一ヶ所に家主二人、番人一人、夜番二人、小町ならば家主一人、番人一人、夜番一人が詰め（但し晝時は半減し幕府の命あるときは一ヶ所七人詰となる）二人が木戸番に立ち、夜四ツ時から木戸を締切つて

自身番

行人のあるときは潜より通行せしめ、其の合圖には拍子木を打つたものである。而して盗賊、狼藉者、喧嘩等があるときは大木戸を閉じ、小木戸を開いて夜中を守つたものである。

今文政町方書上に錄上された、本區內の自身番所を擧ぐれば次の如くである。

區內自身番所一覽

町名	所在	廣サ 間口	廣サ 奥行	摘要
辨天門前				
松黒屋鋪	町內北之方竪川通河岸地	二間	四間	元祿六酉年
八郎兵衛屋敷				
松井町一丁目	河岸地之內西之方角	三間	三間半	起立不詳
同 二丁目	松井橋際東之方河岸地	四間	四間	
善兵衛屋敷				
林町一丁目	北之方河岸地內	二間	五間半	町內代地ニ相成候節ゟ建來候趣申傳候
同 一丁目横町				
同 二丁目	河岸地西角	九尺	四間	當町起立之際願濟
同 三丁目	町內北之方河岸地	二間	五間半	町內代地ニ相成候節より建來候趣申傳候
同 四丁目	河岸地內	二間	四間半	右同斷
同 五丁目	竪川通河岸	二間半	五間	起立之節より有之候趣ニ而年月不詳
同 五丁目横町				

徳右衛門町一丁目	三之橋際	二間半	三間半	寶暦十一巳年四月
同　二丁目				
菊川町一丁目	竪川通河岸	二間	四間	初而町屋に相成候節より相建候由
同　二丁目	横川河岸	九尺	二間半	右同断　三丁目と持合
同　三丁目				
同　四丁目	菊川橋南際	九尺	二間半	町内起立之節か
尾上町	元町長屋之内店並	二間	五間	享保十二未年
藤代町		七尺	四間	元文元辰年十月
相生町一丁目	町内西之方一之橋通	二間	三間半	起立不詳
同　二丁目	河岸會所地内西角	二間	五間半	起立不詳文政八酉年修覆
同　三丁目				
同　四丁目	町内西之方三丁目東横町	二間半	四間	起立不詳文化十三子年修覆三丁目と組合
同　五丁目	町内西之方二ノ橋通	二間	三間	起立不詳文政八酉年五月修覆
松坂町一丁目	町内北角	九尺	三間半	起立不詳文政五午年四月修覆
同　二丁目	横町角	九尺	三間半	起立不詳文政六未年町内出火焼失當時無御座候
緑町一丁目	町内東之方	二間	五間	元祿元辰年一丁目二丁目組合
同　二丁目				
同　三丁目	東之方河岸	二間	七間	元祿元辰年十月文化十酉年六月修覆
同　四丁目	河岸地	二間	四間一尺	起立不詳
同　五丁目	三之橋塞際	二間	四間半	起立不詳

花町	竪川河岸地中程會所地	二間	五間	
柳原一丁目	當町北辻橋際	五間	二間	當町起立之節ゟ
同二丁目	町内西之方	二間	四間半	起立之節ゟ文政元寅年類焼相建不申一丁目番屋ニ而用弁
同三丁目	新辻橋際	二間半	四間半	起立之節ゟ四丁目と持合
同四丁目				
同五丁目	町内河岸内	二間	四間半	當町起立之節ゟ
同六丁目		九尺	四間半	
茅場町一丁目	町内河岸地東之方	二間二尺	五間	起立不詳二丁目と組合
同二丁目				
同三丁目	町内河岸地西之方	二間半	四間半	起立不詳
小泉町	町内西角	九尺	三間半	元祿年中同町御用屋敷と組合
小泉町御用屋敷				
龜澤町	町内地面内店並	一丈	三間	起立不詳
永倉町				
陸尺屋鋪	町内南角東向	一間半	二間半	類焼後相建不申
時鐘屋敷				
入江町	町内河岸地三之物揚場	三間	五間半	起立不詳
長崎町	町内東之方河岸内	二間		代地に相成候節ゟ建來り候
清水町	町内東之方河岸會所地	九尺	二間	右同斷
新坂町	町内東之方河岸地	二間	四間	右同斷

新坂町御用屋敷				
三笠町一丁目	町内西側之内西南角往來	九尺	四間	町屋敷ニ拜領被仰付候節ゟ建來候
同　二丁目				
長岡町一丁目	町内東西角往來	九尺	三間	町屋敷ニ拜領被仰付候節ゟ建來候
同　二丁目				
吉田町一丁目				
同　二丁目				
吉岡町一丁目	町内南側北東角	三間	九尺	起立不詳
同一丁目御用屋敷				
同　一丁目横町				一丁目ト持合
同　二丁目				
同二丁目御用屋敷				
松倉町				
新町				
元町	町内長屋之内店並	二間	五間	享保十二未年
元町御用屋敷				
大徳院門前				元町自身番に組合
横網町	町内之西方	九尺	五間二尺	起立年代不詳
石原町	町内北方	二間	四間半	起立年代不詳
外手町	町内より南之方	二間半	三間半	右同斷

番場町	町内長屋内	一間半	四間半	右同断
荒井町	町並北側下水通長屋内	二間	四間半	右同断
瓦町				自身番屋無御座町用之節は町内店内へ假番屋相補理町用相勤申候
元瓦町				右同断
南本所出村町	町内續法恩寺西南角下水上より通へ掛	九尺	三間半	寶暦十四申年四月
同町御用屋敷				出村町へ組合
表町	當町又兵衛地借に御座候	二間	三間半	起立不詳
荒井町				
福嚴寺門前町				
北本所出村町				當時無之南本所出村町往還に有之候自身番へ組合
柳島町續北本所代地町				元地番場町自身番屋へ組合
法恩寺前續北本所代地町				
吉岡町續北本所代地町				本所吉岡町一丁目自身番屋へ組合
北本所番場町				
永隆寺門前町				南本所出村町自身番屋へ組合
深川六間堀代地町				町内に無之家守共宅用場に相用町用相勤申候
深川元町代地				町内に無御座家主宅に而町用相勤申候

（追記）記載なき町は近所の町と組合つてゐるのである。

第四節　警察

府内警備沿革

府内警備の沿革　慶應四年四月征東總督の入京と共に市中警備のゆるがせに出來ないことを思ひ、取り敢ず舊江戸町奉行石川河内守利政、佐久間鐇五郎信義を江戸市中取締としたが、之は應急處置のこと、て間もなく罷め、閏四月田安慶賴以下を市中鎭撫取締としたが、尙その力足らず所在に暴徒を見たので、別に紀、薩、長等十二藩に命じ、その兵力をかりて市中を警邏せしめた。然るに五月には市中取締を罷めたが、その十一日江戸府の設置、十九日江戸町奉行廢止、南北市政裁判所新設(市政の役所である)、七月東京と命名、鎭守府設置、八月東京府開所、市政裁判所を之に併合、十月鎭守府廢止等のことあり、十二月太政官は一橋、田安等二十藩に命じ、府内を四十七區に分畫して東京府の指揮の元に市中の警衛に當らせることにした。爲めに東京府は東京市在區別取締兵隊規則を頒ち、各所に兵隊屯所を置き晝夜派出巡邏させること、した。

明治二年二月太政官は一橋、田安、前橋、忍の四藩を取締觸頭とし、各其の本營を設けること、したが、一橋藩の本營は本區内回向院にあつた。次で五月東京府所定市中取締規則頒布、十月二十日太政官諭告を各藩隊長に發し、十一月東京府の建議が容れられ、諸藩の選拔隊を府に屬せしめて府兵を組織し、府に指揮權を與えた。そこで府は十二月府兵規則を藩隊に頒ち、府下を六大區に畫して各取締兵を分屬せしめた。

三年六月大區市中警邏兵を半小隊と定めたが、四年十月府下取締の爲め邏卒三千人を置くことになつた。

この邏卒は特定の官名でなく取締組子の總稱であつたと云ふ。尙此の改革に就ては警視廳史稿に『諸藩の兵員を以て府下の取締に充つるや、喪亂の餘姦慝未だ全く亡びず、動もすれば釁隙を窺ひ其機變に乘ぜんとす。是を以て其勢專ら兵威を假り之を制壓することに力めざるを得ず。故に巡邏兵卒をして銃槍或は龍頭槍等の武器を執り其勢を張らしむ。亦止むを得ざるの時宜にして是より多種の弊孔を生出し、市民稍々之を嫌厭する者あるに至る。而して此時に當り人心漸く定り世局も亦舊の如くならず、故に其取締法の如きも亦從て其趣を異にす。內は規約を嚴にして苟も寛假せず、外は循々警保を是れ旨とし更に威强あることなく、僅かに三尺許の棍棒を抱持して護身の具と爲さしめ、晝夜肅々警行怠らず。治安を保持するを之務む。是に於てか警察の面目を一新し、市民始めて警吏の力に安堵す可きを知るに至れり』と。

玆で府は邏卒を以て取締組を組織して從前の府兵を解散し、取締法に一新生面を開いた。尙之が費用支辨については明治五年四月の府達に『府下人民保護の爲め辛未十月ポリス三千人新置相成、壬申四月千人增員の上市街日夜巡査、盜難火災の憂なき御恩澤衆庶の知る所なり、右は歐米各國にては民費設立の由、府下に於ても各國の方法に倣ひ人民出費至當なれど…… 多分の出費府下差向可致難澁に付、不得止當分官費を仰ぎ前條起立以來壬申八月二十四日司法省管轄被仰出候まで、當府所轄中諸費大藏省より被相下仕拂候金高左の記載の通候……（合計）金四十七萬七千百二十六圓餘內金七萬二千八百八十八圓餘、第六大區之分』とある。當時は世態も餘程靜謐になつてゐたであらうと考へられるにも係らず、尙物騷な話しが絕え

ずして本所、深川の如き殊に甚しかつたらしい。

今日より出勤仕候處增員之儀も少々運兼居候處に御座候得共、大體相纏り候付今明中には御達相成候事と奉存候間左樣御納得可被下候、扨本所深川邊には夜中無提灯之もの通行いたし候に付、取締組之者相咎候處諸生體のもの四五人列立兩人之組子を縛し近邊の柱にくゝり附置たる評判有之候由承候……ポリスの權衰へ迚も人民賴に可致處無之樣罷成可申虛實御糺相成候事と相考候（明治警察裁判史所收西鄕隆盛書翰）

邏卒巡査の別

五年二月大區取締出張所を大區役所と改め、取締組を邏卒と改めたが此の時府の置いた官に區長、權區長とあるが、之も亦今日の區長とはその意味の變つてゐたこと、次の引用文により察せらるゝであらう。同年八月太政官令して東京府邏卒を司法省に移屬せしめたが、府は十月新に番人を置くことゝし又巡査を置いた。茲に於て巡査、番人、邏卒の三者が併存することになつたが、この區別は日本社會事彙には『巡査は番人（邏卒と其職を同じく民費を以て施設する所なり）を監督し邏卒は番人と相須ちて勤務に服事す』とあるが尙明確にする爲めに次表を借りる。

司法省──警保寮──邏卒（官給）
　　　　　　　　└─巡査（民給）──番人（民設）
東京府──地方官──小頭（民給）──┘

而しかゝる制度は畢竟過渡時代の產物で、何れかに統一せらるべきものであつて、明治七年一月東京警視

區内警察沿革

相生署

廳開設せらるゝや、邏卒を巡査と改め更に番人廢止と巡査下宿料の府民負擔の事を各大區長に諮問したる上、その答申を得て廢止に決し、巡査の一途に統一された。さて警視廳はその後十年一月一度廢止となり、管掌事務は内務省警視局に引繼がれたが、十四年一月再び警視廳を置き、内局書記局、第一局、第二局、巡査本部、警察署、消防本署、監獄署に分つた。此以後は大した變化もなく現行制度となつたのである。

區内警察署沿革　明治五年に區内元町兩國橋東詰に第六大區六、八小區巡査屯所が始めて置かれたが、(屯所又分配所と云ふ、組頭(判任三等より六等に至る)一人組子(無官等)三十人を置き、更に組子中三人を選拔して小頭を置き、毎小組内區域を畫し組子の管所を定めた。)八年に至り警視第六分廳第三署と改められ、同所に廳舍を新築した。ついで警視第三方面第三署と改稱し、十年警視第六方面第三分署となり、十四年第四方面本所區元町警察署と改まり、(この時の警察署は、本廳に直屬して犯罪その他の警察事務を管掌し署に一、二等警察使(奏任)を置き總監の命を受けて署務を提理し、又警察副使(判任)を置きて長を助け、書記及び巡査を置きて庶務を分掌せしむ。且從來の受付を廢し人民を直に署に上せ、其訴へんと欲する所を盡さしめ警察使は視廳之を處理し、專ら事務の敏達を期すと云ふ。)十八年第六方面本所元町警察署となり、此時相生橋際に移つて第六方面本所相生警察署と改稱された。

この外に本區を管轄したものに舊業平橋警察署及深川八名川警察署あり(明治十九年區役所藏版本所區全圖に(本所元町警察署轄)元町、藤代町、横網町、小泉町、松坂町、相生町、龜澤町、緑町、花町、入江

町、永倉町、長崎町、長岡町、清水町、吉田町、吉岡町、三笠町、南北二葉町、石原町、外手町、若宮町太平町、錦糸町、柳原町〔三丁目を除く〕茅場町〔一、二丁目を除く〕花月町、龜戸町、柳島町、柳島横川町、瓦町、五ノ橋町、松代町、〔吾妻橋警察署轄〕北新町、荒井町、番場町、表町、松倉町、原庭町、竹町、中之郷元町、中之鄕瓦町、八軒町、小梅業平町、小梅瓦町、新小梅町、〔深川八名川警察署轄〕千歳町、松井町、林町、德右衛門町、菊川町、柳原町一丁目、茅場町一、二丁目とある）前者は明治十四年第四方面向島警察署として南葛飾郡須崎村に新設（この年府下に四十個の警察署及び巡査屯所を增設したと云ふ）されたものが十六年中之鄕竹町吾妻橋本詰に移轉吾妻橋警察署となり、十八年第六方面吾妻橋警察署と改稱、廿八年中之鄕八軒町業平橋附近に再轉して業平橋警察署となり、後者は本所元町警察署と同様明治五年に第六大區中四、五、七小區屯所として置かれたものが同様の經過をとつて八名川警察署となつたのである。

第四方面向島署

而して右八名川警察署は明治十八年廢止となり、その轄區を小松川警察署と相生警察署（舊相生橋署）に分屬せしめ、二十六年更に前記業平警察署を廢し其の轄區を合せ本所警察署と改稱し、爾來一時本所區全部を管轄することになつた。

其後明治四十一年二月各警察署の下に數多の分署、支署を置くこと丶なり、本所警察署管内には原庭、太平、向島の三分署と綠町、三の橋、二葉の三支署が出來、四十五年七月には二葉支署が吉岡町に移つて吉岡警察署となり、大正二年六月前記三分署は夫々昇格獨立して警察署となり吉岡警察署は廢止されて、

本所警察署の後身である相生警察署と前記三署と合せ四署となり現在に及んだ。現今の四署の管轄地域は左の通りである。

相生警察署管内　東、大横川、西、隅田川
　　　　　　　　南、深川境、北、南割下水及横網町二丁目

太平警察署管内　東、郡部境、西、大横川及清水、長岡、吉田、横川諸町
　　　　　　　　南、深川境、北、横川橋通り

原庭警察署管内　東、大横川及太平署管區境、西、隅田川
　　　　　　　　南、相生署境、北、源森川境

向島警察署管内　太平署及原庭署管區以北
　　　　　　　　本所區に屬する部分全部

次に大正十三年中の各警察署に關する統計を掲げる。

署名	派出所數	職員				犯罪					
		警視	警部及警部補	巡査部長	巡査及技手書記	殺人	强盜及强姦	放火及竊盜	詐欺及恐喝	其他	計
相生署	一二	一	一〇	一三	一七三	三	一	一、二五〇	一二一	二八三	一、六五八
原庭署	一〇	一	九	一二	一五四	一	一	七八六	一一〇	九三	九九一
太平署	一二	一	九	一一	一三二	一	四	四七〇	六二	一〇〇	六三七
向島署	九	一	八	一二	一一八	四	六	六一六	七〇	一二一	八一七

第五節　消防

江戸時代消防　消防については其一半は既に述べたので、こゝでは町方に屬する町火消について記す。

町火消の起原年代は明かでないが、比較的それが整頓して現はれたのは江戸時代中期以後の事であつた。しかしこれより早くこれが先驅としての店火消があつた。店火消とは各町家から役當で壯丁を出して消防に充てたものであつた。けれども公役が代銀納となつたが如く、この制度も亦專門の町抱人足を置いてこれに備へることを便宜とした。かくて所謂鳶人足がこれに充てられる事になり町火消と稱した。そしてこの間に享保三年に町奉行大岡越前守が、火元の風下各二町內に消防夫三十人を備へさせた時にはまだ店火消の名稱であつたものが、翌四年四月には全市聯合して所謂伊呂波四十八組と、本所、深川三部十六組が定められた。前者が江東を除いた全市に當り、後者が江東方面の制度であつた事は言ふ迄もない。

その內本區に關係の本所深川十六組の組織は左の通りである。

南　組

一　組　二十五人　本場町元加賀町石島町邊茂森町邊凡廿一ケ町

二　組　百九人　黑江町邊永代寺門前町邊入舟町宮川町邊凡十ケ町

三　組　百六十三人　佐賀町熊井町邊凡二十二ケ町

四　組　百十八人　材木町萬年町平野町邊海邊大工町邊凡二十三ケ町

五　組　五十五人　海邊大工町同裏町邊淸住町靈岸寺門前凡四ケ町

中　組　深川小名木川以北及南本所の一部

町火消の内容

六組　四十二人　富川町扇橋町邊猿江代地邊凡八ヶ町

七組　七十四人　深川元町六間堀森下町邊御船藏前町凡六ヶ町

八組　百人　本所德右衞門町菊川町邊松井町林町邊凡十六ヶ町

九組　三十五人　猿江町大島町邊同裏町東町邊凡四ヶ町

十組　五十人　本所柳原町邊茅場町深川古元町凡九ヶ町

十一組　百五人　尾上町綠町邊松坂町龜澤町凡十六ヶ町

北組　本所の大部分

十二組　百四十八人　綠町花町邊三笠町吉田町吉岡町邊凡十八ヶ町

十三組　九十五人　石原町荒井町中之鄕番場町邊凡九ヶ町

十四組　五十一人　中之鄕元町小梅代地邊凡十四ヶ町

十五組　六十人　龜戶町出村町邊深川代地町邊凡九ヶ町

十六組　五十人　北松代町五ノ橋町邊古元町邊凡七ヶ町

となつてゐる。これらの各消防組には頭取、頭、纏持、梯子持、平人、人足等の役割があつて、その內頭は頭取を助け平人は鳶を持つて直接消火に從事する者で、人足は俗に土手組と云つて直接消火には當らなかつた。頭取は各組の大小によりまちまちであるが、天保町鑑に依ると一組二人二組二人三組四人四組二

人五組一人六組二人七組二人八組二人九組一人十組一人十一組三人十二組二人十三組三人十四組二人十五組二人十六組二人となつてゐる。

町火消の各組には定火消と同樣大小二本の纒があつて、その組を識別する爲め各特殊の形をなし、始めには七尺の吹流しをつけ、それに銀箔を塗つてゐたが寛政改革後小纒を廢し銀箔を雲母引とした。

町火消の出場場所は、定火消が土地であつたのに對し町屋に限られて、特に武家屋敷に纒を立てることを嚴しく禁ぜられてゐたが、實際にはそんな事に拘泥してゐることの出來るものでもなく、それがため定火消と入交ることも珍らしくは無かつた。そして定火消、がえんが慓悍な者だし、町火消とてもその點ではこれに敗けない者だつたので、兩者が入交れば衝突して肝心の消防をおろそかにすることも少くなかつた。これが爲め町火消が發達するにつれ定火消は縮少され、又兩者を戒飭する事も一再ならず當局者はかなり苦心した。かくて年々共に町火消は整頓し鳶の名が現はれて來たが、一旦大火が朔風に翻られ煙天を焦すの秋には、彼らはよく身を挺して猛火と戰つたがため、彼等は火事と共に江戸の花と歌はれ、江戸末期の世相史上に或る異色を殘した。當時町人仁俠の美風はこの社會から馴致されたことが多いと云はれ、これについても幾多の巷說を殘してゐる。けれどもこれらは良い方面でこの一面には粗暴遊惰で賭博を本業のやうにし、幾度戒められても改まらず、市井の豪富は止むなくこれに扶持して敬遇してゐるやうな傾きもあつた。さあれこれらの消防制度は江戸時代の最も整頓した制度の一つだと思ふ。

維新後の消防　維新の政變に依つて火消役(定火消其他)は廢止されたが、當時專ら市井の消防に當り最も功果のあつた町火消は依然として存置されて東京府に屬し、府は家税の法(三年九月より)により徴收した年額凡五萬圓を此費用に當てると共に、別に消防局を設置してその事務を處理した。而して三年十月伊呂波四十八組(隅田川以西に當る)の内十二組を減じ三十六組に縮少したが、本所深川十六組は故の如くであつた。この年蒸氣喞筒一臺、馬挽腕力喞筒四臺、小喞筒一臺を輸入したが蒸氣喞筒のみは使用法に慣ずして不便の故に一時その使用を見合せてゐた。

明治四年八月右消防事務を司法省警保寮に移管し、六大區取締をしてこれが執務に任じたが、五年二月町會所積金を消防費に充當する事になり消防積金と改稱した。之が爲め從前の家税法の廢止された事は言ふ迄もない。この年四月組の編制を改め、從前の組別を廢してその人員を以て三十九組を編んだ上、六大區に配置する事にした。その内第六大區の分は左の通りであつた。

第六大區　一番組(舊二、三組)　二番組(舊一、四、六組)　三番組(舊五、七、八組)　四番組(舊九、十、十五、十六組)　五番組(舊十一、十二組)　六番組(舊十三、十四組)

五年十月復た消防事務を東京府に屬せしめたが、幾何もなく再び司法省警保寮に歸屬し、(十二月)後警保寮の內務省に移されると共に內務省所轄となつたが、七年一月警視廳の創設を見るや之に屬すること、なり、安寧課をして之に當らしめた。而して府下の消防は大警視總括し、各大區は警視、各出張所は小警

視夫々指揮に任じて小警視の下に警部を置き、又消防組一組毎に警部一、巡査六を置き監督に任じた。當時の消防組及三十九組以外の喞筒組の組織は大要次の如くであつた。

(普通)消防組　鳶頭一人、同副一人、小頭一人、纒持三人、梯子持六人、水道具持十三人、平人足四十五人、計七十人

喞筒組　組頭一人、同副一人、小頭一人、同副一人、筒先四人、喞筒夫三十二人、計四十人

九年七月右の一組七十人を五十人に減じて剰員を以て別手組を編成し、出火の際專ら家屋の取崩に當らせることにした。別手組は七組で一組の人員は組頭、小頭、副小頭、各一人、刺又持九人、梯子持四人、平人足十四人、計三十人であつた。

後十三年六月消防本部を新設したが、當時洋行歸りの川路大警視の意見で制度に大改革を加へたが、在來の消防組は依然として補助消防として存續して各消防署に配屬し、又各組毎に一ヶ所の分遣所が置かれて其處に手押ポンプ及び水管車其他消防機具を藏し、非常時以外は日沒後交替にて詰める慣例である。最初明治十四年七月深川八名川町に消防分署を置かれたが、當時江東方面はこれが管内に置かれたものであらう。

第八章　各町沿革

本所區は市の東北隅に位置し、隅田川の東にある。其の東北は南葛飾郡に界し、南は深川區に連り西は隅田川を隔てゝ淺草區に對しておる。地形は不規則な三角形をなし、全區平衍卑濕で其低い處は水面上五尺位であるし高い所でも十三尺に過ぎないのである。區内には源森川、北十間川、竪川、大横川、曳舟川等の河渠が縱横に通じて水運の便は甚だよく、面積は東西廿四町南北一里一町ある。往昔は隅田川を以て武藏下總の國界となし、本所は下總國葛西領であつたのであるが足利時代末の文明天文頃になると、武藏領とも下總領とも判然しなくなつて、或は武藏と考へ下總とも思ふ樣になつたが、貞享三年閏三月に利根川以西を武藏とし、以東を下總と明かに定めてから本所は全く武藏に屬することになつた。

此地古くは牛島と呼んで居つたが普通葛西と稱し、後本所と呼ぶ樣になつて萬治二年兩國橋が架けられるや、江戸城下擴張の爲めに本所開拓に着手するに及び、漸く武家の下屋敷を始め町家が增加する樣になつたのである。即ち本所奉行を置いて竪川横川等を開鑿して土地整理を行ひ、武家地町家等を設けたが天和二年の水災で一旦中止し、元祿元年再び之を開いて旗下の士二百四十餘騎を移したのを動機として、大小名の下屋敷等も出來る樣になつた。

大正十二年九月の大震災前に於て割下水以南の町並區劃が整頓しておつたのは萬治二年から元祿へかけ

て整理した結果である。享保四年に至つて本所奉行を廢して此の地を町奉行の支配下とし他の市街地と同一となつたが、向島は明治十年迄南葛飾郡に屬してゐたのであつて、明治五年行政區劃が第十一大區となり、同十一年之を廢するに及び始めて市街地に編入せられて本所區の一部となつたのである。

又區内の町名町數等變革があつたが現今では左の八十二町である。しかるに大正十二年九月一日の大震火災は本所全土の大半を燒き拂ひ、續いて起る復興により町名地番の變更があり、面目を一新するに至つたが、其の次第は本章附錄の條に述べることゝして、こゝには舊町の沿革を述べることにする。

藤代町
元町
松坂町一丁目
同　二丁目
相生町一丁目
同　二丁目
同　三丁目
同　四丁目
同　五丁目

千歳町
松井町一丁目
同　二丁目
同　三丁目
林町一丁目
同　二丁目
同　三丁目
徳右衛門町
菊川町一丁目

同　二丁目
柳原町一丁目
同　二丁目
同　三丁目
茅場町一丁目
同　二丁目
同　三丁目
松代町一丁目
同　二丁目

同三丁目
錦糸町
太平町一丁目
同二丁目
花町
入江町
長崎町
永倉町
緑町一丁目
同二丁目
同三丁目
同四丁目
同五丁目
龜澤町一丁目
同二丁目
小泉町

横網町一丁目
同二丁目
南二葉町
北二葉町
三笠町
長岡町
清水町
吉田町
吉岡町
石原町
外手町
若宮町
横川町
松倉町一丁目
同二丁目
北新町

荒井町
番場町
表町
中之郷原庭町
中之郷竹町
中之郷瓦町
中之郷元町
中之郷横川町
中之郷業平町
中之郷八軒町
小梅業平町
小梅瓦町
新小梅町
向島小梅町
向島須崎町
向島請地町

向島押上町　柳島元町　一柳島町
向島中之郷町　柳島横川町
押上町　柳島梅森町

藤代町

○位置及區域　兩國橋は明治卅七年現在の新橋が架る迄は少し下流にあつたので、當時に於ては藤代町はその北側畔に位置しておつたのであるが、卅七年に新橋が出來る爲めに町内にあつた數軒の商家は皆取拂はれて、現在では唯橋畔の廣小路として空名を存するのみとなつたのである。

○起原並沿革　藤代町はもと紀伊の人毛利藤左衛門の拜領地である。即同家の祖先が公許を得て享保七年頃西葛西領龜戸分の御貯材木藏跡と入堀貳萬五千坪餘を自費を以て埋めて陸田とし、享保十一年には御鷹場となり毛利新田と名付けて移住したのであるが、間もなく材木藏の用地として公收される事になり、同十九年十月兩國橋東廣小路の北大川端御石置場の内と、桐油御用達中川屋長兵衛合羽干場拜借地とを選定の上給與された。藤代町の名は藤左衛門に給與された代地といふ所から出來たのである。

元町

○位置並に區域　所謂東兩國の地で、西は舊尾上町の尾上河岸を擁して隅田川に面し、東は松坂町一丁目に、南は竪川に沿ふて一之橋際に至り、北は電車線路を隔てゝ小泉町並に横網町一丁目に對し、地番は

一より二十七に至り十八番地を缺いてゐる。

(一)起原並沿革　元町は古くは大西(極西の義)といつた土地であつたが、後に南本所村に屬し、寛文四年始めて市街地となつたから此の名があるともいひ、又元町は南本所村の中にあり當村が起立當時から町屋であつて、御年貢諸役等を勤めて來たから、最初の町屋といふ意味からかく唱へたのであるともいふ。明治四年二月には回向院、大德院及び門前町、尾上町等を合し南本所元町と稱呼したが、同五年今の名に改めたのである。

この町內に舊幕時代には御用屋敷を始め、和田勝兵衞、松本幾之助、谷川又齊、西田惣五郎、堀內鐵次郎、吉田四郎左衞門、植村左近、奈佐熊八等の屋敷があつた。尾上河岸は隅田川から竪川入口に沿ふた河岸地でもと尾上町と稱したことは前述の通りである。此地は傳によれば元祿七年七月十九日大西定林、橋本甚三郎、中尾道休の三人に給與された土地で、同年始めて町家を開いた。尾上町の名は近地に相生町があるからこれに對して生じたので、同十年十月には町內中央にあつた入堀を埋めて道休に與へ、寶永元年八月北方の明地を材木方手代六人に給與されたのである。本町より竪川に沿ふて小松川村逆井橋に通ずる佐倉街道又は行德街道とも稱する道路が通じて居る。又享保十九年十一月南之方本所諸橋の古木置場の處を新規町屋にしたて、以上三ケ所の地面が町內に加つたので當時の姿になつたのである。里俗に當地を東兩國と唱へてゐる。

松坂町一、二丁目

松坂町一丁目 二丁目

○位置及區域　囘向院の東に在つて二丁に區分されてある。一丁目は大德院の東側より囘向院の背後に至り、二丁目は其東にあつて一丁目より廣い。東は相生町三丁目に對し、西は元町に、南は相生町一、二丁目に面し、北は電車線路を隔てゝ小泉町に對してある。地番は一丁目は一より十三迄、二丁目は一より二十二に至る。

○起原並沿革　松坂町の名稱の起由は近傍に相生町綠町等があるからとも、古く松樹があつたからともいふけれ共明かでない。要するに本所は新開地であるから佳名を附したものであらう。一丁目の西北側の町家は元祿九年十二月七日の起立に係り、東側は元と御竹藏跡で元祿の初め頃から武家屋敷となり、同十六年には町屋を設けた。里俗町内東通りは道幅廣く大横町と唱へ、北方囘向院裏門通りを御台所町と呼んで居るが、この御台所町といふのはこの通りに御台所人が居住して居つたからである。二丁目は一丁目と同じく寬文年間に設けられた御竹藏の跡で、元祿の初年に御竹藏を廢して土地となし、近藤登之助の邸となつたが、後ち十四年末に吉良上野介の下屋敷となつた。而し赤穗浪士の討入事件等により同十六年十一月公收して町屋敷となし、一、二丁目共寶永年間には純然たる市街地となつた。明治五年六月には本多内藏助、土屋佐渡守の邸地を倂合して現今に至つたのである。里俗當町を上野長屋と呼ぶのは吉良上野介の邸地の長屋があつたからである。

相生町　自一丁目至五丁目

○位置及區域　一丁目は縱長の地で東は二丁目に、西は元町に接し、南は北竪川岸に沿ふて北は松坂町一丁目と元町に對しておる。　二丁目は一丁目と同一地形で、西は一丁目に、東は三丁目に接し、南は北竪川岸に沿ひ、北は松坂町二丁目に對しておる。　三丁目は前二丁に異り、南北に擴大した街で、東は四丁目に、西は二丁目と松坂町二丁目に對し、南は北竪川岸に臨んで、北は電車線路を隔てゝ小泉町と龜澤町一丁目に對しておる。　四丁目は二之橋通り電車線路の西に位し、東は五丁目に對し、西は三丁目に、南は北竪川岸に沿ひ、北は龜澤町一丁目に對しておる。　五丁目は二之橋北岸の東に在り、東は緑町一丁目に、西は電車線路を隔てゝ四丁目に面し、南は北竪川岸に臨んで、北は龜澤町に對しておる。

○起原並沿革　相生町の名は他町と同じく祝賀の意を以て名づけたのである。　一丁目は元祿二年正月から漸次幕府の諸士の拜領地となり、里俗本所一ッ目と呼ぶのは一之橋が一名一つ目橋と稱する爲めである。二丁目の半は元祿元年幕府の碁所本因坊丈和に賜ひ、半は同十年呉服町一丁目町屋敷の代地として給與されたので、一丁目と同樣に里俗一つ目と唱へておる。　三丁目は元祿六年五月二十八日川筋常浚受負者(龍之口より新堀川口に至る。飯田町堀留より數寄屋橋に至る。南紺屋町橋より京橋に至る。靈岸橋より南川口に至る。)の助成地となり、享保五年五月上地して名主長兵衛之を預り、寛延三年又神田川常浚請負者の助成地に轉じ、寛政二年又名主の預り地となる。　町内には維新前、松平左衛門尉、牧野式部、男谷精

一郎、其他十三氏の邸地があつた。　四丁目は元祿六年五月二十八日三丁目と同じく諸堀常浚請負者嘉兵衞外六人の助成地に給與されたのである。里俗三丁目と同樣本所二つ目と唱へておる。幕末町内に本多寛司其他五士の邸地があつた。　五丁目は其一部は寛文元年茶屋長意の拜領地となつたが、天和三年に本所一圓公收された時に同じく一時土地となり、元祿元年五月再び長意に給與された。其他の土地は元祿七年に淺草・本所南米藏入堀常浚請負者の助成地になり、同十年には深川元町及び六間堀の代地となつた。町内に幕末に於て鈴木四郎左衞門、中山鎮之丞、朝倉織部、村井次郎其他十九士の邸地があつたのである。

千歳町

○位置及區域　竪川に沿ふて一之橋南詰に在つて東は松井町、西は隅田川新埋立地に臨み、南は深川區に界し、北は南竪川岸に沿ふておる。

○起原並沿革　千歳町は元祿六年杉山撿挍の拜領した總錄屋敷である本所辨天門前、龜井屋敷（初は杉山屋敷と呼んだが、同人歿後歷代其の撿挍の苗字を以て稱したのである）并に本所道役清水八郎兵衞拜借地の跡を明治二年合して一町となし、同五年竪川入口たる水戸殿石置場及び幕府諸士の宅地を併せ、同二十四年深川安宅町の一部を合したもので里俗一つ目と呼んでおる。

松井町 自一丁目至三丁目

○位置及區域　一丁目　東は六間堀を限り、西は千歳町、南は深川區に界し、北は南竪川岸に沿ふておる。

二丁目は舊形を保持して居る細長い街で、東は林町一丁目に、西は六間堀川に限り、南は三丁目に面し、北は南竪川岸に沿ふてゐる。三丁目は二丁目の南にあり、東は林町二丁目に對し、西は六間堀川に沿ひ、南は五間堀川に限られてゐる。

○起原並沿革　松井町の名義の起原は明かでない。一丁目は元祿十五年十月築地常浚請負者の助成地となつて街が出來たが正德五年上地となり、享保六年十一月十九日日吉山王の用地になつた。明治二年四月に至り本所深川道役家城善兵衛拜借地、要津寺門前を併合して一丁となした。當丁内には大久保因幡守、菅沼織部正其他十餘士の邸地があつた。二丁目は元祿六年五月内堀常浚請負者の助成地となつたが、正德五年上地となつて小石川養生所の用地に屬し、享保二年三月二十三日西丸女中某の拜領地となり、次で牛込高田穴八幡社の助成地となつた。三丁目は舊幕時代に於ける常盤町三丁目であつて、明治五年今の町名に改めたのである。當丁内には宗對馬守、間部熊之助、其他五士の邸地があつて里俗彌勒寺前といふ。

林町一―三丁目

林　町　自一丁目至三丁目

○位置及區域　東は德右衛門町に並び、西は電車線路を隔てゝ松井町二、三丁目に對し、南は深川區に隣り、北は南竪川岸に沿ふて居る。

○起原並沿革　林町は舊幕府の士林藤四郎が代々一丁目に住居したからこれに起因するのだといふけれ共明かでない。元は一丁目より五丁目迄に分れてゐたが、明治五年に現在の區分に變更されたのである。

一丁目は元祿元年に淺草瓦町東側商戸に代地として給與した土地で、明治二年四月に至り當丁の横丁たる南方の襟形町を併合した。五間堀の前岸には大久保豐後守の邸宅があつた爲めに、里俗當丁を大久保新道といふてゐる。又此邊を本所二つ目とも呼ぶ。舊幕時代彌勒寺の隣に小濱彈正の邸宅があつた。二丁目は、舊二丁目、三丁目の地で明治五年合併して一丁と爲したのである。舊二丁目は淺草御藏前手代、書替手代、漆方手代拜領の大繩屋敷、卽ち淺草森下町東側の代地として元祿元年十月十八日給與されたもので、三丁目は淺草藏前旅籠町の代地である。明治五年合丁の際には更に黑鍬屋敷を編入した。當丁には永井肥前守、阿部隱岐守、水上内膳以下四十餘士の邸宅があつた。三丁目は舊四丁目と五丁目で、明治五年三月合併したのである。舊四丁目は元祿元年十月淺草御藏前旅籠町三丁目東側の代地として給與されたもの、舊五丁目は初め桑島内藏之助の土地であつたのを、元祿九年九月本丸同朋衆の拜領地となり、其後他の諸士の拜領地となつたものである。丁内に溝口主膳正、本多肥後守、仙石播磨守の邸を初め諸士の宅地があつた。元祿十三年より正德三年迄當處に演射場が設けられてあつた爲に、現今でも里俗東の横町を矢場屋敷と云ふのである。

德右衛門町

○位置及區域　竪川三之橋の南にあつて南北に延長した街である。東は菊川町一、二丁目に對し、西は林町三丁目に面し、南は深川區に、北は南竪川岸に沿ふてゐる。

○起原並沿革　徳右衛門町は名主徳右衛門の拜領地で、もと神田柳原和泉橋際にあつたのを、寛文元年六月火除地となつたため此地に移し、本所の二字を冠し、一、二丁目と爲した。貞享元年公收された時に代地が無かつたから、屋敷料として千百八十六兩一分、銀八匁六分を給與されて退轉した。然るに元祿元年再び本所が設けられること、なつた爲めに、同六年十二月舊地から少々隔つた現今の地を再び拜領し三丁に區分したが、寶永年間に一、二丁とし又三丁としたり少しも一定しなかつた。而し明治五年に丁目を廢し現在に至つた。里俗に本所三ッ目と呼ぶ。

菊川町一二丁目

菊川町　一丁目 二丁目

○位置及區域　大横川の西、竪川の南に在つて二丁に分ち、南北に相竝んで市街をなして居る。一丁目は北に、二丁目は南にあつて東は菊川河岸に面し、西は徳右衛門町に、南は深川區に界し、北は徳右衛門町の一部と南竪川岸に沿ふておる。

○起原並沿革　此地は幕府の仲間組、小人組の大繩地で、天和三年九月と元祿元年七月の二回に給與されたものである。元祿九年に初めて町名を立てたが、西に菊川と稱する小川の古跡があるから此の稱が出來たので、四ヶ丁に分けた時と三ヶ丁に分けた時とあつたが、一丁目は舊一、二丁目に津輕家其他の邸地、二丁目は三、四丁目の地で、明治五年二月に設定したのである。

柳原町一—三丁目

柳原町　自一丁目至三丁目

○位置及區域　竪川を南北に跨つた市街で、一、二丁目は北岸に在つて東は茅場町と界し、西は大横川に臨み、南は竪川に、北は錦糸町に對してゐる。三丁目は南東は深川區に界し、西は河岸地を隔てゝ大横川に臨み、北は竪川を挾んで一、二丁目に對して居る。

○起原並沿革　柳原町は元神田柳原淺草橋邊に在つて凡そ六丁に分れておつたが、寛文二年大半火除地となり、其代地が左の如く本所横川の東西に給與された。

一丁目、横川の西竪川の北にて今の花町の地。　二丁目、横川の東竪川の北で今の一丁目。

三、四丁目、横川の東竪川の南。　五、六丁目、横川の東竪川の北。

貞享元年一旦公收されたが、元祿元年再び市街地となつて同六年横川の東に移つた。　一丁目は舊一丁目二丁目の地にして明治三年に至り一丁に合し、五年大岡兵庫頭、藥師寺筑前守、石川伊豫守等の宅地を併せた。　二丁目は元五六丁目の地で明治三年に一丁となし、同五年には太田、松平、曾我、の諸邸を始め御徒組、龜戸町等を編入した。　三丁目は元三、四丁目の地で明治三年一丁となし、同五年に鳥居、山名、京極等の邸地を併せた。

茅場町一―三丁目

茅場町　自一丁目至三丁目

○位置及區域　竪川の南北に分在した市街で、一、二丁目は南岸にあり、東南は深川區に界し、西は柳原町三丁目に對し、北は竪川に臨んでゐる。三丁目は竪川の北岸にあつて區域は廣い。東は松代町一丁目并

に錦糸町に對し、西は柳原町二丁目に、南は竪川に臨んで、北は錦糸町總武鐵道線路に接しておる。

○起原並沿革　此町は元八丁堀にあつて、南茅場町と稱し、茅葭を販賣する營業者が多く居住した地であるが、明暦の大火後は市内にては茅屋を禁じたから、南本所尾上町邊卽今の元町に移轉した。次で萬治三年竪川通四丁目橋の南北に移つて新茅場町と稱し町内を三丁に分つた。貞享元年一時上地となつたが、元祿六年再び市街地となつた。　二丁目は萬治年中に一丁目と同樣に此地に移り、明和五年の災害に罹つて上地し、其代地を深川佃町邊（牡丹町）に給與されて本所茅場町代地と唱へ、明和五年に災害を免れた市街の殘地が卽ち二丁目である。　三丁目は前二丁目に同じである。　萬治年間以來葛西領の蔬菜の市場を立てたから里俗四ッ目前栽場といふ。

松代町　自一丁目至三丁目

○位置及區域　當區の東南隅にあつて東は天神川を隔つて南葛飾郡に對し、西は茅場町三丁目に、南は竪川を挾んで深川區に接し、北は錦糸町に連つて千葉街道がその南部を通つておる。

○起原並沿革　松代町は古くは深川に出來た街で高橋の邊にあつたが、公收された爲めに代地として舊清水町に移つたのが卽ち現在の地である。當時は竪川の南岸に南松代町があつたから本所側を北松代町と稱した。名義は昔時高橋邊に松代城主眞田氏の抱屋敷があつた爲めで、又松代町の現在の地は本所であるにもかゝはらず、元地の稱に隨つて尙深川の二字を冠しておつたが、明治十三年一、二、三丁目共に本區に

編入し今の稱に改めたのである。卅四年三月深川本村飛地字松代町裏耕地の内を本町に合した。里俗本所四ッ目前栽場と云ふ。

錦糸町

錦糸町

○位置及區域　大横川の東に位し、東西に延長した土地である。東は天神川に、西は大横川迄延び南は松代町、茅場町、柳原町に對し、北は柳島町、太平町に面して北側には本所七不思議で知られておる錦糸堀があつて大横川に通じておつた。

○起原並沿革　錦糸町はもと錦糸堀と稱した。錦糸堀とは文政町方書上によると、岸堀であつて、堀通に御材木藏があり、其の岸通りに沿ふた町並であつた。大部分、武家地で、大島丹波守、牧野遠江守、夏目左近、御賄組、内藤外記、水野山城守、柳澤攝津守、御徒組等の宅地があつたのが、明治初年上地となつたから之を併合して一町となし、附近に錦糸堀があつた所から今の町名を附したのである。二十四年には更に元龜井戸村飛地字矢場耕地の内を編入した。而し總武鐵道が敷かれた爲めに其町内の大部分が其敷地となつたので民家の大部分が失はれた。

太平町一丁目二丁目

太平町一、二丁目

○位置及區域　大横川の東に位置してゐる大なる街で、西は大横川に、東は柳島町及び柳島梅森町に接し、南は錦糸堀に面し、北は柳島梅森町と中之郷業平町に對しておる。

○起原並沿革　太平町は明治二年南北本所出村町及柳島出村町中之鄕代地町の四箇町を合せて一町とし、新に命名したもので、南本所出村町は元と南本所村の內、竪川通りに在つて貞享年中上地し、元祿六年代地を法恩寺の西に給せられ、同十年南本所石原町及同外手町の內で上地して寶永二年代地を法恩寺東に給せられ、共に南本所出村町と云つたものをいふのである。享保十五年家作御改場となり、正德三年町方御支配となつた。里俗入會町と唱へるのは所々の代地が入り組んで居つたからである。北本所出村町は北本所の內で萬治二年上地となつて代地を竪川通に給與され、貞享三年今の地に移つたもので、寬文九年伊奈半左衞門の御掛りで本所一圓町屋になつたとき、同じく町屋に取り立てられ商賣をする樣になり、元祿十年永代賣御免となり、寶永二年家作御改場御免地となり、正德元年町奉行の支配地となり出村町と呼んだ。この町も里俗入會町と呼んだが、其譯は南本所出村町に述べた通りである。柳島出村町は柳島村の耕地であつたが、寬文九年始めて商家を開き町地となつたものと云ふ。中之鄕代地町は元と中之鄕橫川町の內で、元祿六年上地となり、法恩寺前に移り代地町と唱へたものを云ふのである。この町も家作御免地となつて町方支配地となり、里俗入會町と呼んだことは前に述べた通りである。明治五年津輕、三宅、松平諸邸を始め小士邸、法恩寺、本佛寺、靈山寺、永隆寺を併せ、廿四年三月元柳島村飛地字出村の內、建部耕地の內、元小梅村飛地字町家の內、元中之鄕村飛地字蒔田の內、元龜戶村字矢場耕地の內、本所太平町二丁目の內を合せて一丁目と稱し、里俗法恩寺前と呼んでおるところである。二丁目は元深川村の內で、元祿

十年上地となり、法恩寺前及其東と柳島村續に代地を給せられた深川元町代地、元小梅村の内水戸藏屋舗邊にあり、後法恩寺邊に移つた小梅代地町、及び元祿六年に北本所村の内から法恩寺附近に移つた北本所代地町の三町に南本所出村町、中之郷代地町の一部を合し、廿四年三月に元柳島村字森耕地の内等を合併したものである。

花　町

○位置及區域　東は大横川の東岸に、西は緑町五丁目に對し、南は竪川に臨み、北は入江町に隣る。

○起原並沿革　花町は昔時外神田二丁目に在つた市街で、當時東本願寺が筋違門外に在つて、其門前町に屬し香花を賣るを業として居た者が多かつたから此町名があるのである。里俗門跡前花町と稱した。明暦大火後公用地となつて寛文元年本所林町五丁目、竝に徳右衛門町に代地を給與されて移轉し、町内を一、二丁目に分けた。然るに貞享元年二月又公收されたが代地がなかつたから、金千五十四兩二分、銀十三匁八分二厘を拜領して退轉したところ、元祿元年再び本所に市街地が設けられることになつたから、復舊を上申して同六年十二月村松町二丁目竝に柳原町一丁目の上地跡に代地を給與された。即ち今の地がこれである。其の時町が壹丁分になり且又東角當時鵜崎榮仲拜領屋敷竝びに中之郷代地で、元祿三年の天文方保井助左衛門改姓澁川助左衛門拜領地を合せ、又本所元町七三郎の替地であつて小山喜左衛門が讓受けた小山店をも合せ花町が成立したのである。而して先に拜領した移轉料は年賦を以て上納した。明治五年松平能登守

下屋敷、植村帯刀其他の土地跡を合して町域を擴張したのである。

入江町

○位置及區域　東は大横川に、西は永倉町と緑町五丁目に接し、南は花町に、北は長崎町及永倉町に對しておる。

○起原竝沿革　入江町は元和年中中橋廣小路に在つて長崎町と呼んだものであるが、明暦の災に靈巖島に移つたところ、其地が入江に沿ふて居つたから里俗入江町と稱した。寛文元年に隣町長崎町清水町と共に今の地に移り、明治二年四月町の南方時の鐘屋敷、西の方陸尺屋敷を合せ、五年三月接近した士町を併せて一町となした。里俗本町を時の鐘又は鐘撞堂と稱して居る。

長崎町

○位置及區域　東は大横川に界し、西は永倉町に對し、南は入江町及び永倉町の一部に面し、北は道路を挾んで南割下水に限られておる。

○起原竝沿革　長崎町はもと中橋廣小路の川端南側に在つた市街で明暦大火後靈巖島の代地に移つたが、其地が不足であつたから更に此地に代地を給與された。元の本地を靈巖島長崎町と稱するに對し、本所長崎町と唱へた。明治五年附近の士地を合して一町とした。

永倉町

○位置及區域　東は入江町の一部と長崎町に接し、西は緑町五丁目に、南は入江町に隣り、北は長崎町の一部と南割下水に界してをつた。

○起原並沿革　昔は沮洳の地であつたのを元祿の初めから漸次に改良して市街を營み、九年始めて町名を附したが其由來は明かでない。明治五年附近の陸尺屋敷等を併合した。里俗本町を陸尺屋敷又は陸尺長屋と稱してゐる。

緑町　自一丁目至五丁目

○位置及區域　竪川の北岸に在つて東西に延びた市街である。東は花町と松倉町に對し、西は相生町五丁目と龜澤町一丁目とに臨み、南は二之橋より三之橋に至る北竪川岸に沿ひ、北は南割下水を限つて三笠町と南二葉町とに接してゐる。

○起原並沿革　緑町は相生町と同じく目出度い松に因んで附けた名であり、もと千葉街道に沿ふた一帶の市街地に過ぎなかつたのであるが、明治になつて北方に擴張したのである。一丁目は始めは空地であつたが、元祿元年淺草天王町の東側が淺草米藏の火除地として召上られ、同年十月其地の商家をこゝに移したのである。明治五年に至り藤堂佐渡守の下屋敷を始め多くの士邸を合した。この丁は竪川の二之橋に接してゐるから里俗本所二ツ目と唱へてゐる。二丁目はもと淺草天王町並に旅籠町二丁目東側が、淺草米藏の火除地として上地された爲め當地に移轉したもので、明治五年津輕越中守の本邸其他の士地を合せた。三

丁目はもと淺草御藏前片町並に三好町の代地で、鈴木宇八郎、中島久扑、原田辰之助等の拜領地であつたが、明治五年三月に至り津輕越中守中屋敷其他の邸地を併合したのである。四丁目は寛文元年以降村松町が神田から移轉して在つたが、天和三年に上地となつて一時其跡が空地となつてゐた處、元祿元年再び商家を許したので今の町名が出來た。この地は中井岡次郎、鈴木宗彌等の拜領地であつた。里俗傍に三之橋があるから本所三ッ目と稱してゐる。五丁目は四丁目と同じく村松町の地であつたが、元祿元年淺草旅籠町の商家がこゝに移住して來たのである。舊名主は關岡長兵衛である。

亀澤町一、二丁目

龜澤町 一丁目 二丁目

○位置及區域　舊御竹藏の東にあつて南北に延長し、その一丁目の一部は小泉町に、東は綠町一丁目の一部と南二葉町及北二葉町に接し、西は横網町一丁目に、南は相生町に北は石原町に對してゐる。

○起原並沿革　龜澤町の名は相生町三丁目の男谷精一郎邸内に龜澤池と稱するものがあつたから、これが町名となつたので、元祿七年に榛木馬場の馬場守が居り、寶永四年に本所中の下水埋樋請負人の拜借地となつて商家を建設し今の町名を附けたのである。俗に一丁目を榛木馬場といひ、一、二丁目を共に里俗南割下水又は御竹藏或は御臺所町といふ。

小泉町

○位置及區域　回向院の北東に在つて其東部の一角は龜澤町一丁目の突端に對し、東西北は横網町一丁目

横網町一、二丁目

に抱へられ、南は松坂町と元町に對してゐる。

○起原並沿革　小泉町は寛文五年幕府材木藏手代の大繩地となり、元祿九年始めて商店を開いた。この地は小泉某が草創したので町名に草創者の名を附けたのである。元祿十一年三月本所上水白堀浚受負人、本所埋樋受負人の御役屋敷であつて、文政町方書上に現はれて居る拜領者は、材木石奉行江間粂右衛門、宮道傳藏、中村七太郎、志村忠左衛門の四人であつて、東の方南割下水津輕越中守屋敷後口にあつた土地は御材木藏手代拜領地であつたが、正德以後越中守御屋敷に御圍込になつた處、享保四年四月上地の後御用屋敷となつた。この御用屋敷はその東隣の幕府御臺所役人の居住地なる御臺所町と共に明治二年小泉町に合せられた。里俗御臺所町と唱へるのは東隣武家地が御臺所役人の居住地であつたからである。

横網町　一丁目 二丁目

○位置及區域　その東は龜澤町と石原町に對し、西は道路を隔て、隅田川に臨み、南は龜澤町の一部と小泉町に面し、北は埋堀河岸に對し、其中央に入堀があつて隅田川の水がこゝに注いでゐた。

○起原並沿革　横網町はもと南本所村の内で早く商店が出來、貞享年間町名を附して南本所横網町と稱し、正德三年市街となつた。明治五年六月、一丁目は藤堂和泉守、津輕越中守、松前伊豆守の邸地及び舊御竹藏の構内を合せ、二丁目は松浦豐後守の椎木屋敷、松平伯耆守、松平右京亮、加納遠江守、黑田伊勢守並に御船役所横田源七郎等の邸地を合せて一丁としたのである。しかして舊御竹藏跡は維新後陸軍省

の所管となつて被服廠となり大正中頃迄存在して居つたのである。

南二葉町

○位置及區域　東西に延長した市街であつて、東は三笠町に、西は龜澤町二丁目の一部に接し、南は割下水に、北は北二葉町に對して町内の區劃が正しく出來てゐる。

○起原並沿革　南二葉町は南割下水の北側に在つて、町内の區劃が四個に整然と分れてゐるのは、もと幕府諸士の宅地であつたからである。明治五年三月に至り隣町の綠町に對し南二葉町と名付けたのである。

北二葉町

○位置及區域　法恩寺通りの南側に在つて、其の東は吉岡町に、西は龜澤町二丁目の一部に接し、南は總て南二葉町に對し、北は吉岡町竝に若宮町の一部と、石原町に面してゐる。

○起原並沿革　北二葉町は南二葉町の北隣にあるから名付けたので當町も前町と同樣に幕府諸士の宅地であつた關係上、町内を整然と四區に區劃してあり、明治五年三月南二葉町と同じく町名を付けたのである。

三笠町

○位置及區域　東北は長岡町に隣り、南は南割下水に、西は南二葉町に界してゐる。

○起原並沿革　三笠町は元祿八年八月に幕府三の丸小間遣、及び駒陸尺の大繩組屋敷となり、同十年十一月町屋敷として商家を設けた。當時地主より翁町と稱せむことを申請したが許可せられずに、三の丸附屬

地といふところから三笠町とすべき命があつた。もと二丁に分つてゐたが明治二年四月に至り合して一丁となした。

長岡町

長岡町

○位置及區域　東は清水町に界し、西は三笠町に接し、南は南割下水を隔てゝ長崎町に、北は吉田町に接してゐる。

○起原並に沿革　長岡町はもと空地であつたが、元祿八年三月幕府掃除の者三十五人の大縄地となり、同九年町家を建設し始めて町名を附けた。これを二丁に分けてあつたが明治二年合して一丁とし、五年三月新徴組役屋敷等を併合した。

清水町

清水町

○位置及區域　横川の西岸にあつて南北に延長した小市街である。西は長岡町と吉田町の一部に對し、南は南割下水を隔てゝ長崎町の一部に面し、北は横川町の一部に隣る。

○起原並沿革　清水町はもと谷中清水坂にあつて、東叡山目代田村權右衞門の支配地であつたが、寛文元年に東照宮の火除地となつた爲めに本所松代町の地に移り、舊名によつて清水町と稱し三丁に分け、元祿六年十二月に現在の地に轉じた。但し代地不足で緑町三丁目に割込んだ。後に二丁に分ち更に一丁となし、明治五年新坂町をも合併した。

新坂町

新坂町は市谷左内坂町中央北側の街であつたが、寛文二年七月火消役

堀田五郎左衛門の役屋敷となりし爲めに、八月本所五之橋西に移り新坂町と稱したのを、本町と同じくこゝに再び移つたのである。

吉田町

○位置及區域　法恩寺橋の西にあつて東は淸水町に、西は吉岡町と若宮町の一部に接し、南は總て長岡町に、北は横川町に面しておる。

○起原並沿革　吉田町はもと小川町邊にあつて松本町と唱へた街であつたが、公用地となつて寛文年間本所相生町五丁目の地に移り、元祿六年十二月今の地に再び移つたのである。當時吉田屋某が古く此地に居住して諸事を幹理したから此名があるのである。始め二丁に分れて居つたが明治二年に一町とし後ち中之鄕五之橋代地を併合した。

石原町

○位置及區域　東西へ延長した市街で、東は若宮町に連り、西は横網町二丁目の一角に對し、一部は隅田川に達してゐる、南は北二葉町と龜澤町二丁目及び横網町二丁目に接し、北は若宮町の一部と外手町に續いておる。

○起原並沿革　石原町は古くは西葛西領本所村の内であつて、本町は隅田川に沿ひ砂礫の地であるから斯く呼んだのである。小田原所領役帳に江戸石原とあるのは此地であるとの說があれ共、少々考慮の餘地が

あると思ふ。石原町は南本所村の内にあつて、當村起立よりの町屋で田畑を所持してゐた所、萬治元年田畑が土地となつたため生活上商賣屋となつたのである。次で萬治二年隅田川から入堀を穿つて入江としたが、萬治三年館林家御藏屋敷となり、御年貢米御切米運送船等の出入頻繁となり、船持共が町内に入り込んで來たので、家屋が建込んで殷盛を極めた。然るに貞享年間に至り之を埋めて市街地としたから、この處を埋堀片町と云ひ、北側を埋堀、南側を河岸通り、東西兩側を原、西北側を石原片町といひ、中央を長半橋通りといふ。明治五年三月近邊の土地及願蓮寺を合して南本所外手町といつたが、後今の名に改めた。

吉岡町

○位置及區域　法恩寺橋通りの南北に跨つた市街で、東方は長岡町と吉田町に、西方は北二葉町に界し、南方は三笠町及北二葉町の一部に面し、北方は總て若宮町に對してゐる。

○起原並沿革　本町は吉岡某氏が居住したので此名があるのだといふことである。もと一、二丁目に分れてゐたが、明治二年四月に此二丁及び一丁目横町、中之郷代地町、北本所代地町を合して一ヶ町とし、同五年に近傍の土地を併合したのである。

外手町

○位置及區域　東は若宮町と番場町に、西は隅田川に臨み、南は總て石原町に對し、北は荒井町と番場町に接してゐる。

○起原並沿革　本町はもと士邸に給與した餘地を町家としたのであるから、石原町の北、埋堀町の中央、及隅田川岸の三ヶ所に隔在してゐたのである。此邊古く隅田川堤防の外地であつたから外手村と稱したので、萬治元年村内の畑地が一時御用地となり、萬治三年には館林侯が御藏屋敷を造られた爲に、御年貢米の運送船等の出入多數あつた結果、諸商人の町内に入り込む者も又多くなり、遂に町屋を成すに至つたから元祿九年から町に改めたと傳へられてをる。明治五年二月松平邸其他を合して南本所外手町と云ひ、後に南の字を删つた。里俗町東の横町を辨天小路といふのは、幕末迄こゝに德水辨天堂があつた爲めで、明治六年當寺の佛像を番場町卽現寺に移し堂宇を撤去したのである。

若宮町

○位置及區域　東は横川町に、西は石原町と外手町に接し、南は吉岡町と北二葉町に對し、北は北割下水に臨んでをる。

○起原並沿革　昔は本所新田の内で牛島神社旅所があるので此の名がある。明治五年本所新田の内、北部を北新町とし、南を當町とし附近の士邸を併せた。里俗町の東部を東町、中央を同心町と呼んでをる。

横川町

○位置及區域　法恩寺橋の西詰に在る一市街で、東は大横川の河岸地に臨み西は若宮町に、南は清水町と吉田町とに接し、北は北割下水に對してをる。

○起原並沿革　舊中之鄉横川町と唱へたが、明治二年四月割下水を界として東に舊稱を存し、西方を改めて本町とした。同五年三月内藤氏其他の土地を合して一町としたのである。この横川町の生成と中之鄉横川町との分立に付いては中之鄉横川町の項に詳述する事にする。

松倉町

松倉町 一丁目 二丁目

○位置及區域　北割下水の北畔に在る市街で、一丁目は東は三之橋通りの道路を隔て、二丁目に對し、西は北新町に、南は北割下水に臨み、北は中之鄉原庭町の一部と北新町の一部に面してゐる。二丁目は東は中之鄉横川町に接し、西は三之橋通り、南は北割下水に界し、北は中之鄉横川町の一部と小梅業平町とに接してゐる。

○起原並沿革　此邊古くは沼池であつたと云ひ傳へてゐる。元祿八年初めて町家を建てたのであるが、元松倉豐後守の別邸があつたから町名にしたのである。此町は大體舊幕府小間使及賄方諸小吏の拜領地で、明治四年十一月改正のとき本所三之橋通を界として西を一丁目、東を二丁目とし、町の北部を里俗櫓下前と云つてをる。

北新町

北新町

○位置及區域　東は松倉町一丁目に、西は荒井町と表町に對し、南は松倉町一丁目の一部と北割下水に臨み、北は表町の一部と中之鄉原庭町の一部とに接してゐる。

○起原並沿革　古くは草莱の地であつたが、元祿九年に拓いて幕府賄方小吏二百九十五人の宅地とし、本所中最後に開けた町地であるところから本所新町と云つた。明治五年三月北割下水を界として南を若宮町となし、北を本町として北新町と云ひ、更に附近士地を合併した。里俗東方を東町、割下水より北通りを中町、舊松浦肥前守の邸前通りを北町と稱した。

荒井町

○位置及區域　畸形を成した市街で、東は北新町に、西は番場町に隣り、南は外手町の一部に接し、北は表町と對してゐる。

○起原並沿革　もと新井町と書した。尚當町發達の沿革年代は全く番場町と同一である。或書に

荒井町と相唱候儀者、町内に晒井と申井戸新規堀立候節近邊新井と相唱候處其後月日不相知當時之文字に書改申候。

とあるによつて察することを得やう。又古くは南本所荒井町と北本所荒井町に分れておつたので、南本所荒井町は當村起立當時からの百姓町屋であつたが、萬治年中田畑が御用地に召上られてからは商賣屋となり、寶永二年から市街となり正德三年町方御支配地となつた。八區に小分してあつたが明治五年三月近傍の寺地を共に合併した。北本所荒井町も之と同じく正德三年から市街地となつたので、明治五年附近の土地を合した のであるが、同十二年四月に兩町を合一して今の名稱としたのである。

番場町

番場町

○位置及區域　西の大部は藥師河岸に沿ふて隅田川に面し、東は荒井町に、南は外手町に對し、北は表町に接しておる。

○起原並沿革　番場町は將軍家の鶴の餌場であつたから餌場といつたのを、商街地となすに及んで今の文字に略書したものであるといふ說がある。當町には古く商家があつたのを萬治年中御用地となすことゝなつたが願上げて元々通りとなつた。た故其後は借家等を差置いて、これを以て年貢諸役の義務を果して居つた處、元祿九年中に又家作御改場となつて迷惑したから、寶永二年中に屋敷御改役赤井六兵衛倉橋三左衛門の盡力で町並家作御免となり、正德三年町方支配となつて地方の儀は代官所支配となつた。明治十二年四月北南を合併して今の名稱に改めたのである。里俗舊北本所番場町の東を若淵、西を西口と唱へた。

表町

表町

○位置及區域　東西に延長した市街で東は新町の一部に、西は青物河岸を隔てゝ隅田川に臨み、南は北新町の一部と荒井町及び番場町に接し、北は中之鄕原庭町と中鄕竹町の一部と交錯しておる。

○起原並沿革　當町は始めは本所郷と唱へて田畑であつたが、後南本所郷北本所郷とに分れ、萬治二年中本所一圓武屋家敷となるに付て田畑一切御用地として召上られ、屋敷のみでは農業が營まれないに依て寛文九年中代官伊奈半左衛門に申上げた處、商家として暮す樣にすべしとて夫から町屋となつた。然るに元祿十

年二月廿九日半左衛門より賣買勝手の御許が出て江戸町方同様となつたが、家作御改場内である爲に難澁するから、寶永二年中本所地割奉行赤井六兵衛倉橋三左衛門が改場御免となした。正徳三年五月中町奉行所支配となつた。明治五年三月酒井子爵邸其他土地寺地を合し、北の字を略して現稱となしたのである。

町内に、小三堀、濱長屋、中之町、達磨横丁と唱へるところがある。

中之郷原庭町

中之郷原庭町

○位置及區域　東は松倉町二丁目の北部と小梅業平町に面し、西は中之鄕竹町に、南は表町に交錯し、北は中之郷元町と同竹町の一部に接しておる。

○起原並沿革　石原町と同樣に隅田川に面し、古くは砂土草莽の地であつたから原場（ハラバ）と呼び、遂に町名となつたが場と庭か音訓相通ずるところから原庭と書きハラニハと呼ぶ樣になつたのである。古く此邊は佐倉水戸街道であつたが、竪川通りに新に佐倉街道が出來てからは町家が成立たぬ樣になつて、江戸町人其他に賣却した所が多くなつた。其後寶永五年十一月六日屋敷御改倉橋三左衛門杉山安兵衛勤役中に家作御免町屋となつた。正德三年閏五月坪内能登守丹羽遠江守松野壹岐守町奉行勤役中、町方御代官支配下となり御代官山田茂左衛門支配となつた。明治五年三月酒井家及び附近の土寺地を合して一町とした。竹町界から東福嚴寺前への通路兩側に昔は竹が繁茂しておつたから里俗藪之内といひ、長建寺横町を蛇山といふのは、昔竹藪で蛇が多くおつたから名付けたのである。又最勝寺の裏を里俗ショウサン堀と唱へ大葭沼で

鵜御場所と云傳へられてゐたが維新後は下水堀となつてゐた。

中之郷竹町

中之郷竹町

○位置及區域　東は中之郷原庭町に連り、西は青物河岸を隔てゝ隅田川に臨み、南は表町の一部に、北は中之郷元町と同瓦町に隣る。

○起原並沿革　中之郷竹町は初め中之郷元町の西にあつて、當町起立其他は中之郷元町の條に述べた如くであるが、元町と同支配下では不便であるとて家主四十三人より申し立て、寶暦十一年三月町分け願を出した處、町奉行土屋越前守吟味の上同五月廿七日中之郷元町を分離せしめた。尤も以前より當町に竹町渡と唱へる渡船場があつて、右船着場所を里俗竹町河岸と相唱へておつたから竹町と名付けたといひ、一説に竹材を鬻ぐ商家が多かつたから今の町名を付けたのであると。明治五年附近の土地竝に寺地を併合した。里俗隅田川岸を青物河岸といふ。

中之郷瓦町

中之郷瓦町

○位置及區域　吾妻橋の東北、即ち源森川の南畔に位せる市街で、其の東は中之郷八軒町の一部に接し、西は河岸地を隔て隅田川に臨み、南は中之郷八軒町の一部と同元町及び同竹町に隣り、北は源森川を隔てゝ新小梅町に對してゐる。

○起原並沿革　元南本所瓦町と稱して寛文九年まで南本所石原町に連り、瓦工が多く居住しておつたから

この名がある。瓦屋は何時頃から此地で營業したか明かでないが、文政頃には家數が十四軒あり、竈數二十八個あつて瓦土は隅田村木下村四ッ木村若宮村邊から買つて用ひたのである。然るにその頃石原町に出來た館林侯の御藏屋敷の附近で、大火を用ふることは宜しくないといふ本所御奉行德山五兵衞馬場三郎兵衞の仰渡しがあつたので地主六人が評定所へ訴訟申し上げた所源森川南側の地に移轉させられた。しかるに元祿六年地主共四人の地所は御用地に召上られて竪川通北松代町續にて替地下され、殘る地所も召上られて船入堀御材木置場となり、同じく松代町續きに替地を下されたので、右兩所とも南本所瓦町と號してゐた。しかし竪川御浚の際又しても御用地に召上られ、汐除土手敷の裏通りに代地を給り正德三年町奉行の支配地となつた。明治五年三月佐竹右京太夫邸則ち現麥酒會社の地等を合した。里俗隅田川岸を三軒家といふが之は元祿十五年此邊が公用地となつた時に商家が三軒引殘つたからである。又町の東を奥小屋と唱へた。

中之郷元町

○位置及區域　東は中之郷八軒町、西は瓦町に接し、南は同原庭町と同竹町の一部に交錯し、北は同瓦町に隣接してゐる。

○起原並沿革　中之郷元町は古くは葛飾郡中之郷村の內で百姓商家等が出來たのである。又昔から當町內御用地となつた處諸處に代地を下された。卽本所吉岡町續に中之郷代地町と唱へた處があり其他、本所花町、同德右衞門町、深川伊勢崎町、同平野町、同一色町、材木町、横山町二丁目、神田多町一丁目、同松

枝町等面積に代地町を置かれ、各續き町内の支配を受けたのである。元來當町は面積が廣かつたから當町を分離して中之郷竹町を新に造つた。寛文十年幕府の部代伊奈半十郎が中之郷檢地の際に最初の丈量地であるから元町と稱すともいひ、或は初め元村と唱へてゐたのを元祿十年市街に列するに及んで今の名を稱すともいふ。里俗南方の横町を檢長屋といひ如意輪寺前を太子堂、當町と竹町との間より斜めに南東に通ずる小徑にど食の長金助が住んでゐたからこの處をど食藪といふ。

中之郷横川町

中之郷横川町

○位置及區域　東は西横川河岸を隔て、大横川に臨み、西は松倉町二丁目に、南は松倉町二丁目の一部と北割下水に限り、北は小梅業平町の一部に接す。

○起原並に沿革　萬治二年兩國橋が架けられるや、江戸城下擴張のため本所の地を開拓する事になり萬治三年本所奉行を設置したが、この本所奉行は本所深川の民政並びに宅地道路橋梁水道を掌るため特設されたもので、民政は町奉行の管轄に屬し其の他は勘定奉行が支配してゐた。この本所奉行に最初選ばれたのが德山五兵衛重政山崎四郎左衛門重政の兩人であつて、幕府は任務を遂行せしめんがため寛文四年十二月十八日本所築地小屋の地を下屋敷として賜つた事は德山稻荷神社の條に於て述べた。五兵衛はこの本所の開拓に當つて、水利の便と低地の土盛りといふ一擧兩得の策を建て、先づ本所を横斷する疏水を開鑿して横川と名づけ、更にこれと丁字形に連絡する溝渠を堀り割つてこれを割下水と名づけたが、横川町の名のよ

つて來る所以はこの横川に沿ふを以つて斯く呼んだものである。又横川を横堀とも唱へてゐたらしく、天和二年の訴狀に横川町を横堀と記してゐる。

扨草創當時の横川町は前述したるが如く、大横川に沿ふた一區劃卽ち東は横川、西は楓川、(吾妻三丁目の道路)南は吉田町、北端は業平橋際まで長く伸びた梯形の廣地であつて中之郷領分であつた上に、寛文十年第三世關東郡代伊奈半十郎忠常が檢地を行つた際も、この地は大横川に沿ふ町屋敷故に中之郷横川町と呼んでゐたと云ふ事が府內備考に見えて居る。其後この地は幾度か大水害を蒙り、剩へ旗本御扶持人衆が屋敷替になつて來住した爲めに、町屋の減少を來して彌々生計に窮する事になり、天和二年十月御奉行所に訴狀を奉つた。今葛西志に記載してあるものを再寫して見よう。

乍恐書付を以御訴訟申上候

一、本所横堀之儀は場末に而御座候處今度旗本御役人衆御屋敷替被遊候得は彌商賣可仕便も無御座候而迷惑仕候に付依御慈悲に何方にても替地被爲仰付被下候は難有可奉存候以上、

天和二年戌十月　　本所横堀壹丁目

名主　仁兵衞

同　町中

御奉行樣

貞享年中に至れば舊地が御用地として召上げられること〻なり、現在の位置に移轉するに至つた。而も其後に於ても代地中に大名旗本御家人の屋敷が多く營まれたので、中之鄕土着の人々の所有田畑は殘り少なくなり、水除潮除の土手も堀り崩して僅に河岸に竈を築いて瓦を燒き糊口を凌いでゐたのである。

橫川町に武家の屋敷が建てられたのは移轉後間もなくであつて、旗本では內藤、能勢を始めとして其他小旗本、御家人の下屋敷、組屋敷が見えてゐる。斯くして橫川に沿ふて漸次町家の數を增し、正德三年江戶市街の列に入つて軒々櫛比するに至つたが、明治二年に至り遷都の佳辰をトし北割下水卽ち現在の橫川橋通りを堺に、本所橫川町と中之鄕橫川町とに分割されたが、當時橫川町一帶は前述したるが如く武家の下屋敷が多く在つた關係上池泉樹木等が多く、又瓦製造のために土を堀り取つた跡や土盛りのため土を掬つた處などには雨水が溜つて自然の池となつてゐたのを利用し、金魚を飼育する者釣堀を開業する者等があつた。

中之鄕業平町

中之鄕業平町

○位置及區域　東は總て押上町に接し、西は大橫川に限り、南は北割下水に界し、北は押上町の一部と小梅瓦町の一部に對してをる。

○起原並沿革　明治廿四年三月元中之鄕字業平飛地の內、元小梅村飛地字道木沼、元柳島村飛地字出村の內、元須崎村飛地字町屋耕地、元押上村飛地字居村の內を併合して市街を新設したのである。

中之鄕八軒町

中之鄕八軒町

○位置及區域　業平橋の西北の一市街にして、東は大横川の北端に界し、西は中之郷瓦町の一部と中之郷元町に接し、南は電車線路を隔てゝ小梅業平町に對し、北は中之郷瓦町の東端と源森川に界してゐる。

○起原並沿革　古くは源森川の北位にあつて寛文十一年伊奈半十郎御檢地の際もこの地にあつて中之郷高の内であつた。しかして元祿六年この地が水戸殿御藏屋敷に成るに付いて御用地となり引地になつたとき、殘餘の人家僅に八軒のみであつたからこの名があるのである。元祿六年今の地に移り正德三年市街に編入された。明治五年三月には森川肥後守の邸地及び南藏院延命寺等の地を併せた。

小梅業平町

○位置及區域　大横川の西畔にあつて、東は西横川河岸の北端に接し、西は中之郷原庭町に面し、南は中之郷横川町と松倉町二丁目に隣り、北は電車線路を隔てゝ中之郷八軒町に對してゐる。

○起原並沿革　古くは中之郷に屬し小梅村水戸家御藏屋敷附近にあつたが、其後武家方屋敷御用地として召し上られ、元祿年間は小梅村の代地となりて小梅代地町と唱へ、正德三年町奉行の支配に移り、明治二年四月に代地の二字を削り、五年三月更に今の町名を附し大久保駿河守の邸地等を併せた。もと町の北に業平天神社があつて、俗に此の地を業平前と唱へたから明治五年に業平町と改めたのである。又當町の西方は明和天明の頃銀座役人大黒長左衛門が久しく住居しておつたから銀座長屋と唱へてゐた。

小梅瓦町

○位置及區域　東は向島中之鄕町に連り、西北は向島小梅町と交錯し、南は中之鄕業平町と中之鄕八軒町に源森川を狹んで對してゐる。

○起原並沿革　古くは小梅村の內であつたが、萬治年間にその田圃若干を割いて士邸に供し、寬文以降村民が私に町家を設け正德三年始めて市街地となつた。こゝには製瓦工が多く居住してゐたからこの名がある。明治五年に至り舊士地を併せ又明治十五年六月南本所東町を合したが、此南本所東町は寬文九年まで南本所石原町近邊に在つた處近傍に甲府の御藏屋敷が設けられたので其節の本所奉行德山五兵衞、馬場三郎左衞門より營業致し難き由仰渡されたが、德川氏入國以來の營業であるとて地主六人が願ひ出たので、漸く代地を小梅村續き源森橋の邊に給せられて南本所瓦町と稱し明治二年南本所東町と改めたのである。尙瓦燒は水戶邸が地續きに設けられるに及んで御用地に召上げられて、元祿六年本所竪川通北松代町續に代地を得て引き移つた。又明治廿四年三月元小梅村字八反目耕地の內及元須崎村飛地字八反目を本町に併せた。

新小梅町

○位置及區域　隅田川の東畔源森川の北畔にあつて、其東北は總て向島小梅町に接し、西は隅田川に、南は源森川に臨んでゐる。

○起原並沿革　元過半は小梅村に屬し、餘は中之鄕村に屬してこゝに三圍稻荷の別當延命寺及び植木溜が在つた處であるが、元祿六年に此地を水戶家の藏屋敷とし、寬政四年其邸地の內千五百坪を公收し其後東隣

水野左近將監、片桐新之丞等の宅地を併給し維新後一度上地となつたが、明治二年三月更に同家に賜ひ同五年其の地及び南方の地を併合して今の町名を附したのである。明治二十四年には元須崎村飛地を併せた。

向島小梅町

○位置及區域　東は小梅瓦町と向島中之鄕町及び向島須崎町の一部と交錯し、西は隅田川に臨み、南は新小梅町と小梅瓦町に、南は向島須崎町に接してゐる。

○起原並沿革　小梅は維新後迄も村であつて、三圍稻荷緣起には昔時梅香原と稱したとあれ共明かでない。天正日記に「小ムメ」とあれ共、この天正日記は著作年代に疑問があるから直に證據史料として用ひることは出來ない、而し正保改圖には明かに小梅村とある。只此邊往昔は梅樹が多く凡そ八段程あつたとて八段梅の字があり、現在では八段目と改めたのであると傳へられてゐる。然れ共地勢から考へて埋立の意味から出たと思はれる。今の小梅町は小梅村字道上の內、八反目耕地飛地字道木沼、天神前淸水、大島、町屋前荒田の內、須崎村字村前の內を併せ明治二十四年三月に市街に列したのである。

向島須崎町

○位置及區域　東は向島請地町に對し、西は隅田川に臨み、南は向島小梅町と向島中之鄕町に、北は南葛飾郡寺島町に接して居る。

○起原並沿革　元の須崎村字川面の內一家道、南の內飛地字八反目の內、町屋耕地、大島裏、殿田一貫田の

内、村前の内元北本所出村飛地字須崎の内、元南本所出村飛地字須崎の内、元押上村飛地字居村向の内、元請地村字須崎の内、臺の下の内、元小梅村字前荒田の内を合して一町とし、明治廿四年三月新に町名を立てたのである。始め洲崎と書したのは、昔は隅田川の出口の三角洲の洲の崎であつた爲めであらうと思ふ、

向島請地町

○位置及區域　東は南葛飾郡寺島町に、西は向島中之郷町及須崎町に接し、南は向島押上町に、北は向島須崎町に面しておる。

○起原並沿革　元請地村の内であつて、字一貫田、臺の下、上水向、須崎村字川面、元押上村字居村向の内を明治二十四年三月併合して新に命名したのである。請地の名は浮地より變化したものであらう。

向島押上町

○位置及區域　東は南葛飾郡に界して西は向島中之郷町に、南は北十間川と押上町に對し、北は向島請地町の一部と向島中之郷町の一部に接しておる。

○起原並沿革　元押上村の内字居村の一部及び元中之郷村字四ッ谷の内元請地村字一貫田の内、元小梅村字八反目の内を明治二十四年三月併合して一町を作つたのである。

向島中之郷町

○位置及區域　曳舟川を挾んで其南北に跨つた土地で、東は向島押上町及請地町に、西は小梅瓦町及向島小

梅町と接し、南は向島押上町に、北は向島小梅町の一部と向島須崎町に面して居る。
○起原並沿革　元中之郷村字四ッ谷の内、元須崎村字道南の内、村前、元押上村字居村向の内、元小梅村飛地字前荒田の内、及八段目の内を明治二十四年に併合して一町を造つたのである。

押上町

押上町
○位置及區域　東は柳島元町に、西は中之郷業平町に接し、南は北割下水に、北の一部は北十間川に、一部は向島押上町に對して居る。
○起原並沿革　舊押上村字居村耕地の內、龜戸村飛地字水神西宅地の內、柳島村字榎戸耕地の內を明治二十四年三月併合して一町となしたものである。

柳島元町

柳島元町
○位置及區域　東は柳島横川町の一部と天神川に、西は押上町に接し、南は北割下水に、北は十間川に臨んでおる。
○起原並沿革　元柳島村の內字榎戸耕地に押上村字居村耕地の內を合して新に明治二十四年三月命名したのであつて、他の沿革は柳島町と同樣である。

柳島梅森町

柳島梅森町
○位置及區域　東は柳島横川町、西は太平町一丁目に接し、南は太平町二丁目に北は割下水に限られておる。
○起原並沿革　元柳島村字森耕地の內、元中之鄕村飛地字蒔田の內、元小梅村飛地字町屋の內であつて明

治二十四年三月之を併合して新に町名を付けたものである。

柳島横川町

○位置及區域　横十間川（天神川）を東に西は柳島元町の一部と梅森町に對し、南は柳島町に、北は柳島元町に隣る。

○起原並沿革　起原等は柳島町と同樣で、明治五年に至り脇阪淡路守齋藤攝津守の邸地幷に鶴場なる柳島春秋町を併合し、二十四年三月更に元柳島村字森耕地、榎戸耕地を編入した。

柳島町

○位置及區域　東は天神川、西は太平町二丁目と錦糸町の一部に對し、南は錦糸町、北は柳島横川町に接して居る。

○起原並沿革　往古は柳島村の田畑であつたが、寛文九年中本所一圓の田畑が町屋となつた節當所も又町家となつて商家が追々と增加した。正德三年五月中町奉行坪内能登守丹羽遠江守松野壹岐守の支配下となつた。柳島の名は其出處が明かでないが、此村内に柳樹が多く有つたから開發して後に柳島の名を付したのであると傳へられてゐる。この地も今の町の西部の一隅だけであつたが、明治二年堀長門守以下の下屋敷と旗下等の宅地を併合し、續いて二十四年三月更に柳島裏町、柳島境町、元柳島飛地建部耕地の内元八右衛門新田耕地字錦糸堀耕地、龜戸村飛地字矢場耕地の内、太平町二丁目の一部、深川六間堀代地町等を加へて現在の町域となつた。

〔附錄〕

町名井區劃變更實施狀況

町名	東京市告示 年月日	東京市告示 番號	實施年月日	備考
東兩國 自一丁目至四丁目 石原町 自一丁目至四丁目	昭和四年九月十二日	第三百七十五號	昭和四年十一月一日	
横網	昭和四年十一月五日	第四百六十三號	昭和四年十二月一日	
江東橋 自一丁目至四丁目	昭和五年二月十八日	第六十五號	昭和五年四月一日	
綠町 自一丁目至四丁目 龜澤町 自一丁目至四丁目	昭和五年五月三日	第二百二十一號	昭和五年六月一日	
吾妻橋 自一丁目至三丁目 東駒形 自一丁目至四丁目	昭和五年七月十日	第二百五十六號	昭和五年八月十五日	
厩橋 自一丁目至四丁目	昭和五年九月九日	第四百二號	昭和五年十月十五日	
業平橋 自一丁目至五丁目	昭和五年九月二十七日	第四百二十五號	昭和五年十一月十五日	昭和五年十月四日東京市告示第四百三十一號ニ依リ實施年月日變更アリ
平川橋 自一丁目至五丁目	昭和五年十二月十八日	第四百八十五號	昭和六年二月一日	

横川橋 自一丁目至五丁目 太平町 自一丁目至四丁目 小梅 自一丁目至二丁目 向島 自一丁目至二丁目 隅田公園	昭和六年一月三十一日	第三十號	昭和六年三月一日

新町名	舊町名
東兩國一丁目（對照圖第一圖參照）	藤代町 自一番ノ一至三番ノ三 四番ノ一部 横網町一丁目 自一番ノ一至七番ノ八 元町 自一至一三番 自一六番ノ一至一九番ノ七 尾上河岸一圓ヲ含ム
東兩國二丁目（右同斷）	横網町一丁目 自八番ノ一至一五番 小泉町 自一番ノ一至五番ノ二 自二〇番至二四番ノ三 元町 自一四番至一五番ノ二 自二〇番ノ一至二三番ノ二 松坂町一丁目一圓 相生町一丁目一圓 北竪川河岸ノ一部ヲ含ム
東兩國三丁目（右同斷）	小泉町 自六番ノ一至一三番ノ三 自一六番至一九番 自二五番至三〇番 松坂町二丁目一圓 相生町二丁目一圓 北竪川河岸ノ一部ヲ含ム 相生町三丁目一番 北竪川河岸ノ一部ヲ含ム
東兩國四丁目（右同斷）	横網町一丁目 自九番ノ一至一九番ノ六 小泉町 自一四番ノ一至一五番ノ三

東兩國一丁目

東兩國二丁目

東兩國三丁目

東兩國四丁目

石原町一丁目　石原町二丁目　石原町三丁目　石原町四丁目　江東橋一丁目

新町名	舊町名	區域
	龜澤町一丁目	自一番至一五番ノ三
	相生町三丁目	自二番ノ一至二〇番　北竪川河岸ノ一部ヲ含ム
	相生町四丁目	一圓　北竪川河岸ノ一部ヲ含ム
石原町一丁目（對照圖第三圖參照）	石原町	自一番ノ一至二六番ノ三　自六一番至七二番ノ三　龜澤町二丁目　自九番ノ一至二八番ノ二
	北二葉町	自一番至一〇番ノ二
石原町二丁目（右同斷）	石原町	自二七番ノ一至六〇番　自八九番至九〇番　北二葉町　自二番至四六番
	若宮町	自一七一番至一八三番
石原町三丁目（右同斷）	北二葉町	自四七番至七一番　吉岡町　自一番至四六番　若宮町　自二七番至五二番　自八七番至一一二番
石原町四丁目（右同斷）	長岡町	自一番至三六番　吉田町　自一番至二八番
	清水町	自一番至三一番　自一九番至三七番　西横川河岸ノ一部ヲ含ム
	横川町	自一五番至二七番　自五〇番至六七番　自一〇七番至一一三番　西横川河岸ノ一部ヲ含ム
江東橋一丁目（對照圖第四圖參照）	柳原町一丁目	一圓　東横川河岸ノ一部　北竪川河岸ノ一部ヲ含ム
	錦糸町	東横川河岸ノ一部二九六番、二九七番

江東橋二丁目
江東橋三丁目
江東橋四丁目
横網
緑町一丁目
緑町二丁目
緑町三丁目

町名	區域
江東橋二丁目（右同斷）	柳原町二丁目 自一番至三七番 北堅川河岸ノ一部ヲ含ム 自五四番至六四番
江東橋三丁目（右同斷）	柳原町二丁目 自三八番至五三番 自六五番至六七番 茅場町三丁目一圓 北堅川河岸ノ一部ヲ含ム
江東橋四丁目（右同斷）	松代町一丁目一圓 北堅川河岸ノ一部ヲ含ム 松代町二丁目一圓 北堅川河岸ノ一部ヲ含ム 松代町三丁目一圓 北堅川河岸ノ一部ヲ含ム 錦糸町 自一九三番ノ五至一九三番ノ二〇 自二九九番ノ一至二九五番ノ三 自二六〇番ノ三至二六〇番ノ五 自三〇四番至三二〇番
横網（對照圖第二圖參照）	横網町一丁目 自一六番ノ一至一八番 自二〇番ノ四至三〇番 横網町二丁目一圓 石原町 自五番ノ一至一一番ノ五 自七三番ノ一至七四番ノ一八 埋堀河岸一圓ヲ含ム 藤代町 四番ノ一 自五番至七番ノ六
緑町一丁目（對照圖第五圖參照）	相生町五丁目一圓 北堅川河岸ノ一部ヲ含ム 龜澤町一丁目 自一六番ノ一至二八番ノ二
緑町二丁目（右同斷）	緑町三丁目 自一番至二五番 北堅川河岸ノ一部ヲ含ム 自三四番至四七番 自五六番至七四番
緑町三丁目（右同斷）	緑町四丁目 自一番至二八番 北堅川河岸ノ一部ヲ含ム 三四番 自三六番至四七番 五〇番 自五九番至七〇番

		綠町五丁目　自一至二三番　北堅川河岸ノ一部ヲ含ム　自二六至二七番　自三七至四一番　自五〇至五七番
綠町四丁目	綠町四丁目（右同斷）	永倉町　自一八至三二番　自三九至四七番　長崎町一番　西横川河岸ノ一部ヲ含ム 入江町一圓　西横川河岸ノ一部ヲ含ム　花町一圓　北堅川河岸ノ一部　西横川河岸ノ一部ヲ含ム
龜澤町一丁目	龜澤町一丁目（對照圖第六圖參照）	綠町一丁目　自二八番至三六番ノ二　六二番　龜澤町二丁目　自一至四〇番 南二葉町　自一番ノ一至一二番ノ二
龜澤町二丁目	龜澤町二丁目（右同斷）	綠町二丁目　自二三番ノ二至二三番ノ三　綠町公園ノ一部ヲ含ム 綠町三丁目　自二六番ノ二至三三番ノ二　自四八至五五番　七五番　南二葉町　自一三至四五番
龜澤町三丁目	龜澤町三丁目（右同斷）	綠町四丁目　自二九番ノ三至三三番ノ三　三五番ノ三　自四八至四九番　自五一至五八番　七一番 綠町五丁目　自二四番ノ三至二五番ノ二　自二八至三六番ノ三　自四二至四九番ノ二　五八番 南二葉町　自四六至五六番　三笠町　自一番ノ一至二〇番
龜澤町四丁目	龜澤町四丁目（右同斷）	永倉町　自一番ノ三至一七番　自三三番ノ二至三八番　四八番 長崎町　自二至二三番ノ一　西横川河岸ノ一部ヲ含ム　三笠町　自二一番至七二番ノ三

吾妻橋一丁目
吾妻橋二丁目
吾妻橋三丁目
東駒形一丁目
東駒形二丁目
東駒形三丁目

	清水町 自四番至一八番 西横川河岸ノ一部ヲ含ム 長岡町 自三七番至七二番ノ二
吾妻橋一丁目（對照圖第七圖參照）	中之鄕瓦町一番 自五九番至六二番 中之鄕元町 自三六番至四四番 中之鄕竹町 自一番至六八番 青物河岸ノ一部ヲ含ム 中之鄕原庭町 自一番至六一番 自二三番至二九番 自三六番至三八番 表町 自一番至七一番
吾妻橋二丁目（右同斷）	中之鄕瓦町 自二番自二四番 自四〇番至五八番 源森河岸ノ一部ヲ含ム 中之鄕元町 自一番至九番 自一一番至三五番 自四五番至六六番 中之鄕原庭町 三九番
吾妻橋三丁目（右同斷）	中之鄕瓦町 自二五番至三九番 源森河岸ノ一部ヲ含ム 小梅業平町 自一番至二〇番 中之鄕八軒町一圓
東駒形一丁目（對照圖第八圖參照）	中之鄕竹町 六九番 青物河岸ノ一部ヲ含ム 表町 自一〇四番至一二三番 藥師河岸ノ一部ヲ含ム 番場町 自三一番至五五番 自六八番至一一二番 自九九番至一三〇番ノ一 藥師河岸ノ一部ヲ含ム 荒井町 一番
東駒形二丁目（右同斷）	表町 自八番至三二番 自六七番至一〇三番 中之鄕原庭町 自七番至二二番 自三〇番至三五番 北新町 二〇番 荒井町 自二番至七番ノ二
東駒形三丁目（右同斷）	中ノ鄕原庭町 自四〇番至七二番 中ノ鄕元町 一〇番

東駒形四丁目
厩橋一丁目
厩橋二丁目
厩橋三丁目

	表町　自三三番至五三番　自五七番至六六番 松倉町一丁目　自三七番至五四番 北新町　自七一番至九六番
東駒形四丁目 （右同斷）	小梅業平町　自二一番至七八番　西横川河岸ノ一部ヲ含ム 松倉町二丁目　自一八番至六四番　自九三番至一〇八番 中ノ郷横川町　自一四番至四八番　自五七番至七〇番　西横川河岸ノ一部ヲ含ム
厩橋一丁目 （對照圖第九圖參照）	外手町　自一番ノ一至二五番ノ五　自三五番至五三番ノ四 番場町　自一番ノ一至二六番　自五六番至六七番　自一〇〇番至一一〇番　自一三〇番ノ二至一三六番　藥師前河岸ノ一部ヲ含ム 荒井町　自二八番至三〇番 石原町　自一番ノ一至四番ノ二
厩橋二丁目 （右同斷）	外手町　自二六番至三四番ノ二 番場町　自二七番至三〇番 荒井町　自八番至二七番ノ二　自三一番至三六番 北新町　自一番至一九番 若宮町　自一五四番至一六九番
厩橋三丁目 （右同斷）	表町　自五四番至五六番 北新町　自二一番至七〇番 松倉町一丁目　自一番至三六番 若宮町　自一番至二六番　自五三番至八六番　自一二三番至一五三番

廐橋四丁目　業平橋一丁目　業平橋二丁目　業平橋三丁目　業平橋四丁目　業平橋五丁目　平川橋一丁目　平川橋二丁目

廐橋四丁目（右同斷）	松倉町二丁目　自一番至一七番　自六五番至九二番　自一〇九番至一一九番　中ノ郷横川町　自一番至一三番　西横川河岸ノ一部ヲ含ム　自四九番至五六番　横川町　自一番至一四番　自二八番至四九番　自六八番至一〇六番　西横川河岸ノ一部ヲ含ム
業平橋一丁目（對照圖第十圖參照）	小梅瓦町四四番　中ノ郷業平町　自一番至四番ノ一　自二六番至四六番　自六四番至八四番　押上町　自一番至五番　自四六番至五二番
業平橋二丁目（右同斷）	中ノ郷業平町　自五四番至六三番　押上町　自六番至一三番　自三六番至四五番　自五三番至七二番
業平橋三丁目（右同斷）	押上町　自一四番至三五番　自一一四番至一三八番
業平橋四丁目（右同斷）	柳島元町　自一〇七番至一一〇番　押上町　自二〇九番至二八〇番
業平橋五丁目（右同斷）	柳島元町　自六五番ノ一至六七番　自一一一番至一四八番
平川橋一丁目（對照圖第十一圖參照）	中ノ郷業平町　自四番ノ二至八番　自一〇番ノ八至一〇番ノ一〇　自一八番至二五番　自四七番至五〇番
平川橋二丁目（右同斷）	中ノ郷業平町　自五一番至五三番　押上町　自七三番至八〇番

平川橋三丁目
平川橋四丁目
平川橋五丁目
横川橋一丁目
横川橋二丁目
横川橋三丁目
横川橋四丁目
横川橋五丁目
太平町二丁目
太平町三丁目

町名	區域
平川橋三丁目（右同斷）	押上町　自九五番至一一三番　自一三九番至一五一番　自一六九番至一八〇番
平川橋四丁目（右同斷）	押上町　自一八一番至二〇八番　柳島元町　自二三番至四五番　自九二番至一〇六番
平川橋五丁目（右同斷）	柳島元町　自四六番至四九番　自五八番至六四番　自六八番至九一番
横川橋一丁目（對照圖第十二圖參照）	中之郷業平町　自九番至一〇番　自一一番至一七番　太平町一丁目　自九五番至一三四番　自一八五番至二〇七番
横川橋二丁目（右同斷）	押上町　自八一番至九一番　柳島梅森町　自三九番至四二番　自五六番至七一番　自八二番至八六番
横川橋三丁目（右同斷）	押上町　自九二番至九四番　自一五二番至一六八番　柳島梅森町　自四七番至五五番　自七二番至八一番
横川橋四丁目（右同斷）	柳島元町　自一番至二二番　柳島横川町　自四九番至六〇番　自六九番至八一番
横川橋五丁目（右同斷）	柳島元町　自五〇番至五七番　柳島横川町　一〇番ノ一　一〇番ノ三　自六一番至六八番
太平町二丁目（對照圖第十三圖參照）	柳島梅森町　自一番至三番　自一二番至二二番　自三四番至三八番
太平町三丁目（右同斷）	太平町二丁目　自一五番至一二五番　自一五〇番至一六九番　自一八九番至一九七番　柳島梅森町　自四番至一一番　自二三番至三三番

太平町四丁目
小梅一丁目
小梅二丁目
向島一丁目
向島二丁目
隅田公園

町名	地番
太平町四丁目（右同斷）	柳島横川町　自一番至九番　一〇番ノ二　自一一番至四八番　柳島町　自八番至二六番　自一一〇番至一二六番
小梅一丁目（對照圖第十四圖參照）	向島小梅町　自一六七番至一八七番　小梅瓦町　自一三番至一〇八番　北源森河岸ノ一部ヲ含ム
小梅二丁目（右同斷）	向島小梅町　自一八八番至二二四番　向島中ノ郷町　自四番至六番　自一〇番至二〇番　自三二番至四〇番
向島一丁目（右同斷）	新小梅町　自一番ノ二至一番ノ六　自三番至二三番 小梅瓦町　自一番至一二番　北源森河岸ノ一部ヲ含ム　一〇九番　向島小梅町　自一四八番至一六三番
向島二丁目（右同斷）	向島小梅町　自七番ノ一至一一番　一六番　自二一番至二八番　自三三番至三七番ノ一八　五六番 五九番ノ一　六〇番ノ一　自六一番至六二番　六三番ノ一　自六四番至六五番ノ一　自九二番至一四七番 新小梅町　自二四番至二八番　自三〇番至三一番　向島中之郷町　自一番至三番
隅田公園（右同斷）	向島須崎町　二番ノ二　三番ノ二　四番ノ二　自九番ノ二至一二番　一三番ノ二 七八番ノ一　八〇番ノ三　自一八四番ノ一至二〇一番ノ二 向島小梅町　自一番至五番ノ二　自一二番ノ二至一五番ノ二　一七番ノ二　自二九番ノ三至三二番ノ二 五二番ノ二　自五七番ノ二至五八番　五九番ノ二　六〇番ノ二　六三番ノ二　六五番ノ二 新小梅町　一番ノ一　二九番

町名竝區劃變更對照圖

第一圖　東兩國自一丁目至四丁目

變更前

元町

變更後

東兩國一丁目　東兩國二丁目　東兩國三丁目　東兩國四丁目

凡例　區界　町界　丁目界

第二圖　橫網

第三圖　石原町自一丁目至四丁目

變更前

變更後

石原町一丁目　石原町二丁目　石原町三丁目　石原町四丁目

第四圖　江東橋自一丁目至四丁目

第五圖　綠町自一丁目至四丁目

變更前

變更後

凡例
町界
丁目界

第六圖　龜澤町自一丁目至四丁目

變更前

變更後

凡例
町界
丁目界

第七圖 吾妻橋自一丁目至三丁目

第八圖 東駒形自一丁目至四丁目

第九圖　厩橋自一丁目至四丁目

第十圖　業平橋自一丁目至五丁目

第十一圖 平川橋自一丁目至五丁目

第十二圖 横川橋自一丁目至五丁目

第十三圖　太平町自一丁目至四丁目

第十四圖

向島一丁目二丁目
小梅一丁目二丁目

變更前

變更後

第九章　河川橋梁

第一節　河川溝渠

本區は水運に惠まれたことによつて工業地帶として發展して居るのであるから、從つて河川が縱横に通じてゐる。依つて次に列擧することにするが、隅田川は總說並に名所としての隅田川の條に詳說してあるからこゝには略して置く。

曳舟川

南葛飾郡龜有より上流一里餘の六ッ木に發し、同郡四ッ木を經て本區請地町中之鄕町小梅町に貫通して、源森川横川北十間川と小梅瓦町地先で合流して居る川であつて、寬文頃に本所の武家地へ引く爲めに開いた上水堀であつたのである。この上水は享保年間迄使用されたが享保七年廢せられて西葛西領の用水となり、川に沿ふて水戸街道が通じて居つたものだから、上水が廢されると同時に篠原村二艘四ッ木村三艘龜有村七艘都合十二艘の曳舟を用意して、小梅村より龜有村迄川路一里餘の往來に便する爲め曳舟の業が始まつた。これ即その名の起原である。然るに明治四十年、四十三年の水害の經驗により起工された荒川放水路によつて四ッ木に於て中斷せらるること〻なつた。

源森川

北十間川

源森川

源森川は舊小梅町の南にあつて、隅田川より北十間川、大横川とを連絡してゐる。

風土記稿に「寛文三年榑藏御材木運送のため、業平橋の北より大川の口まで、横川を堀廣けて是を源森川と呼べり。然るに其後洪水のとき大川より逆流して此地水災を蒙りしかば、同十三年逆流防のためとして、伊奈半十郎承て源森川の中程にて水止の隄を築きて水路を斷つ。是を築留隄とも或は〆切土手とも唱ふ。中之郷瓦町より小梅村への往來の隄なり。然りしより後は、此隄を限りとしてこれより西を源森川と呼び、或は源兵衞堀ともいへり、又東方を大横川入江と唱ふ」とある。一說に昔植木溜が此橋の兩側にあつたから源森川と稱したのだといふことである。府內備考には源森川は長さ凡百七間幅拾四間とあり沿革は何れの史料を見ても明かでない。

北十間川

此川は横十間川同樣幅が約十間あるから十間川の名があり、横十間川より北にあるから北十間川といふのである。昔は業平橋の北から源森川の延長となつて、押上龜戶の內を斜に東流して中川に達したが、寛文年間本所上水(曳舟川)を開くに當つて横川源森川合流地點に堤を築いて水路を止め、其後又押上橋の西側に堤を築き、其の間を鶴の御鷹狩場と定められたので入堀の如くであつた。所が明治四十三年の大洪水後隅田川の高水を中川に落す爲めに再び元の如く堀り割つた。

竪川

大横川

横十間川

竪　川

竪川は江戸城に對し本所を竪に通じた河渠であるから名づけたとの説があるが明かでない。隅田川入口より中川逆井橋に至り一里八町四十八間あると云ふことである。萬治二年本所開拓の際、本所奉行德山五兵衛重政、山崎四郎左衛門重政が之を開鑿したのである。一説に江戸横山町と東葛西逆井渡とで狼烟を揚て標準を定め、幅二十間深サ一丈四尺の川路を堀割つたと傳へられてゐるが、今の實測に據れば、幅八間二尺、面積二萬七千百四十八坪九四、干潮面以下の深四尺乃至六尺五寸である。

横　川

横川は竪川に對する名にして、之を大横川といふのは天神川を横十間川と唱へるに對してゞある。

本川は源森川の末流であつて、萬治二年德山五兵衛、山崎四郎左衛門兩奉行の掛りを以て開鑿したものである。中之郷八軒町から南へ一直線に本所深川の地を横斷し、木場二十間川に達してゐる。其の中間竪川、小名木川、十間川と相交叉し、延長二千四百四十一間である。

横十間川　一名天神川

横十間川は當區と南葛飾郡の境を南北に貫通した溝渠で萬治頃の堀割である。其後東岸に龜戸天滿宮が鎭座するに至つて一名天神川とも云ふ樣になつた。幅員は十四間あるが約十間位の川幅であるとて十間川と稱したのである。本所柳島橋から深川平井町四丁目先に至り延長二千五十間で水深は干潮面三尺乃至六

尺餘である。然るに復興計畫に依て四間程幅員を增加した。

南割下水

南割下水

南割下水は、本所龜澤町より一直線に、東方長崎町と清水町の中間に至り、大橫川に注ぎ、北割下水に對して名づけたもので、萬治二年本所奉行德山五兵衞、山崎四郎左衞門が之を開鑿したものである。

當所は卑濕の地なるを以て、竪川、源森川の中間に此二大下水を設け、疏水に便したのである。其の土砂の浚渫は定浚請負人があつて負擔して居た。これは北割下水と共に復興計畫に依て暗渠となした。

北割下水

北割下水

北割下水は、本所荒井町より南方大橫川に至る溝渠なので、南割下水に對して此名がある。萬治二年本所奉行德山五兵衞、山崎四郎左衞門の開鑿した所に係り、幕府時代には浚渫の請負者を常設した。卽ち天明二年富永町長兵衞と申すものが土砂浚永御請負となつて深川越中島町内に地所を拜借し深川定浚屋敷と稱した。其後惣五郞と申すものが請負つた。而して復興計畫に依て南割下水同樣暗渠となす。

菊川

菊川

菊川は古川の存流せるもので、小溝に過ぎなかつた。然れども菊川町の町名の起る所なればこゝにしるす。卽ち舊町西なる町裏武家地境に在り、德右衞門町並に當町下水の合流にて、深川西町の方面に流下せしめた。

南割下水舊景

錦糸堀(陸軍糧秣廠)舊景

吾妻橋

廐橋

彌勒寺橋（明治末年）

一之橋（明治末年）

二之橋（明治末年）

三之橋（明治末年）

旅所橋（明治末年）

業平橋（明治末年）

第二節　橋　梁

本區は隅田川に接し溝渠の多い關係から橋架の數も夥しく今其の沿革を述べて見ようと思ふが大正十二年九月一日の大震火災と復興事業は橋梁の姿と位置を全く變へてしまつたものが多い。故にこゝには震災前に存在したものを述べ、復興計畫に依る新橋は附錄表中に揭出した。

吾妻橋

吾　妻　橋

淺草區花川戸より本所區中之鄕竹町へ架る橋である。昔は竹町渡と稱へた渡船があつたが、この渡船の起原は明かでないが古くは花形の渡又は業平の渡杯と唱へたといふ傳がある。卽ち佐倉水戸筋往來の船渡しで中之鄕竹町並に淺草材木町とで役を引き受け二錢宛取つて渡船を致し來たけれ共、經費の支出多くて勤め兼ねる故に一同渡船御免を願ひ出た處、寬文七年二月四日評定所に於て願の通り聞き屆けられた。これと同時に中之鄕竹町吉右衛門店次郎左衛門に同月廿二日渡船仰付られたが、渡船賃を差出さないものが多くて困難する爲に五月に御免を願ひ出た處御許しが無く、伊奈半十郎が二錢宛の渡船賃許可の高札を建てた。然れ共他の渡船が一錢に渡船賃を値下げするものがあるので、止むを得ず壹錢に値下げしたが寬保二年の出水で船を多く破損して大損害を受けた爲再び二錢に値上して增收を計つた。其後明和八年四月淺草花川戸家主伊左衛門、下谷龍泉寺町家主源八の兩人が次の樣な條件を以つて架橋を願ひ出たのである。

一、武士方を取除き往來の者より一人に付二錢宛取立る事
一、永々橋掛直し修復共退轉無き樣にすること
一、橋出來後五ヶ年過ぎ六ヶ年目より冥加として一ヶ年五十兩宛永々上納すること
一、出水の節は早々手當致して押流さゞる樣にするけれ共萬一押流して兩國橋に被害を與へたる時には夫の修復費五百兩迄は三分ノ二、六百兩より千兩迄は半金、二千兩は四割、二千兩以上は三割を上納すること

この願書に對し幕府では願人の資格費用の支出方法並に各方面の利害關係を調査し、安永二年十二月漸く許可があつて翌三年九月架設されたのである。最初は大川橋と唱へて居つたが東橋とも稱呼するに至つたのは、安永三年架橋中に東橋と唱へるといふ風說が高かつた爲めに、落成後大川橋と稱することになつても東橋と俗稱したのが維新後通稱となつたのである。其後天明三年六月出水の爲め破損した爲め、修復費用不足の爲め十五年間冥加金上納免除を願出したが老中より五年間の許可があり、同八年十一月に再び五年間の免除許可があつた。何しろ當時は通行人が少かつたから一ヶ年の渡橋錢は凡そ千四百貫文程で、其內上納金を始め諸經費合せて百兩餘懸り、其上度々の出水で臨時費多くて到底規定の一ヶ年の上納金五十兩の負擔は不可能であつた。架設當時の橋の長さは京間で七十五間一尺余巾三間半二寸である。寛政二年八月修復、同三年八月出水の爲めに破損したので九月修復、四年五月修復、八年三月修復、十二年閏九月修復、(費用七十二兩三分)享和二年七月二日出水の爲二十五間流失、同年修復、文化四年修復、九年十一

月架換、(費用三千三十兩余) 文化六年渡錢を差留めたので之まで營業してゐた渡船に乘船するものが皆無となつたので同年九月永田備後守の盡力で本所龜澤町御用屋敷上納地請負仰付け之を助成として渡船請負を繼續せしめたのである。文政八年架換、弘化三年七月出水に依り破損、安政三年八月廿五日大風雨に依て破損、六年十二月架換、明治八年六月西洋形に架換(費用二萬六千百四十一圓十八錢六厘)長七十九間巾二十尺、十五年十二月上廻修繕、(費用千七百九十圓七十錢) 十八年七月二日洪水の爲め流失、十八年八月廿五日假橋落成 (費用四千參十七圓三十五錢二厘) 二十年鐵橋に架換 (費用十三萬六千八百四十二圓六十七錢三厘) 長サ八十一間五分巾四十六尺。この鐵橋に架換へる爲に費した金は松平樂翁公の制定された七分金の殘金が基本となつて居るのであるが大正十二年大震火災に際し燒失した爲め架換中であつたが昭和六年三月完成した。

厩橋　附御厩河岸渡船

厩橋は明治廿二年に架けられたのであるが、それ迄は渡船であつた。此渡船は始めは淺草三好町から南本所石原町に茶船三四艘で武家百姓町人の差別なく都て船賃壹人貳錢宛で渡して居つたので、別に許可を受て營業しておつたのではなかつたが、天和年中に淺草三好町五人組持店三郎兵衛並に三右衛門兩人が町奉行所に渡船營業を公然と願ひ出たけれ共許可がなかつた。然る處元祿三年正月廿五日淺草から出火して本所が大火となつた節、本所には日光御普請小屋があつたので奉行所役人が淺草方面より本所側へ出張せ

んとしたが、竹町の渡船は不通となり漸く御厩河岸より茶船を以て渡岸し任務を果したので、其功に依て武家を除き往來壹人船賃貳錢で渡船を營業することの許可を得高札を頂戴することが出來た。其後竹町の渡船が壹人壹錢に値下げをしたから厩河岸の渡船もこれに準應して値下げをしたが、淺草御藏への往來並に武家方の往來追々增加した爲めに船數も增加して八艘となし、船頭番人等十八人も召抱へること、なつて收支償ひ兼ね、是非無く延享三年八月に二錢の値上げを願ひ出た處、翌年六月廿七日に十ヶ年を期限として許可されたのである。其時に書き替へた高札文句を次に載せて置く。

定

一此所渡船壹人に付て鳥目二文馬壹疋に二文宛船賃を取て渡すべし、但武士の面々は人馬ともに一切船賃取べからず、たとへ武士の召仕たりといふとも主人の供をせず刀をも着ざる輩は、其屋敷より手形なくては船賃二文宛とるべき事

一火事大水惣して何事によらず常より人多渡る時は、早速に增船を出し往還に滯なきやうにすべき事

一番人並船頭共往還之人に對し、上下によらず無禮惡口等の事あるべからざる事

右之趣堅可相守者也

延享四年卯六月　奉行

明治二十二年漸く橋を架け、二十六年四月架換(工費七萬九千三十八圓九十五錢三厘)長さ八十六間四分、

幅七間、三十四年九月修繕して鐵造となしたが、大正大震火災に燒かれたので架換る計畫が立てられ昭和五年春落成した。

兩國橋

兩國橋は、隅田川に架設し、本所元町と日本橋區米澤町とを連絡する重要なる大橋であつて、自遺往來に左の如く見えて居る。

當レ于レ北有二角田川一至レ下而云二深川一。元來大河而從二往昔一無レ橋。深事應レ名。千尋而其水走如レ矢。以二舟船一雖レ渡レ之。風波之災不レ任二雅意一。或被二押流一。漫々漂二于大海一。或逆巻水被レ覆。船底之滓成果者不レ知二幾千萬人一。此儀又及二高聽一之處。如何而掛レ橋可レ令レ爲二往來之通路一之由有二嚴命一。深慮智化之良臣股肱耳目之頭人衆議評定一決畢。而課レ工經二營之一。萬治年中是又令二成就一。殆可レ謂二魯船雲梯一乎。此方者武藏向者下總也。故呼稱二兩國橋一。往來之旅人老若男女畏悅抃躍難レ有レ無二言計一。從二彼橋一見渡。則安房上總筑波山日光山淺間嶽富士之高根眼前候。

當時始めて架設したことであるから、往來した庶民の喜びは、定めて此の文の如くであつたらう。且つ幕府時代には架換の際其の用材に迄注意したもので、江戸會誌に

享保の初に有德院殿千住邊へ成らせられしときに。此橋柱希なる奇材なりとありて尋ねさせ給ふに。昔し仙臺より橋をかけしとき。永く柱を替へぬ樣にとて槇にて致したる由申上しかば、其後兩國橋大水に

落たるとき、檥にて柱を致すべしとて御僉議の中、一年程橋かゝらざりしに、兩國の邊は水深くこれに立べき程の檥はなしとて終に欅にて掛られし云々。

寛保中、兩國橋の架替ありしとき左の如く命令があつた。

寛保二年十月十二日、松平左近將監より大目付へ

橋杭に相成候犬檥と中村木、御用に候間、私領寺社百姓等に有之候は吟味之上木數寸間書付、來月中迄に神尾若狹守方へ可被差出候、江戸へ相廻候義は若狹守可取計候。以上

十　月

右の如く見えてこれには犬檥とあり、雜記に云々とあるは此時のことなるべし。又輸番所舊記を檢するに寛保の度兩國橋掛替の積書。檜葉一式にて金三萬千四百九十兩。槻繼杭（槻の古材を繼て用ゆ）にて金一萬六千八百五十一兩餘と見ゆ、是は當時犬檥を尋ねられしに得がたかりしかば、更に檜葉を用ゐらるべしとて檜葉一式の積書を命ぜられしなるべし。然るに其の議も止て常の如く槻材にて架られしにやと思はるれど其實は今これを知るに由なし。云々

次に架設以來の沿革を略述する。この橋は普請奉行柴山權右衞門坪內藤左衞門支配の下に萬治二年起工し寛文元年落成したもので、獨り本橋は永代橋新大橋大川橋の樣に民費橋で無いから費用其他の點は不明である。左に創架以來の沿革を略述する。寛文中燒損のことあり、延寶八年閏八月六日洪水にて破損、九年十

二月燒失直に假橋懸る、天和元年洪水にて流失直に假橋懸る、二年十二月二十八日出火に依り燒失、元祿九年九月架換（費額二千九百十五兩餘）、同十一年半分燒失し死者千七百三十九人、十七年正月修復（費額千五百兩）、正德四年十二月燒失、享保三年修復、五年十月架換、十二年正月修復、十三年九月三日洪水にて三十二間流失、十四年三月修復、（費額二千五百七十五兩）、此時假橋架る、十八年五月出水に依り破損假橋流出十九年四月修復の節假橋架りしも六月出水の爲めに四十間流出、同八月十七日出水に依り破損假橋流出す、元文元年六月八月の兩度出水に依り破損、寬保二年五月本橋架換の爲め假橋架設したるも不丈夫の由にて直に取拂ひ架換ふ。同年八月出水の爲流出す。延享元年五月架換、寬延二年八月十三日出水に依り破損す、安永四年五月小普請方掛にて架換（費用四千六十六兩餘）、寬政八年架換（費用三千三百二十二兩二分餘）、文政六年架換、天保十年四月架換、安政二年十一月架換、明治八年十二月架換（費五萬八百八十四圓二十六錢二厘）長八十九間四尺幅六間、現在のは明治三十七年の架設で鐵製である。長九十間五分幅十間あつて舊位置より少し上流に移つた。大正大震火災には淺草側人道の一部を燒いたのみで難を免れた爲に、新大橋と共に震災直後に於て大なる使命を果した。而して東京市に於ては財政窮乏の極に達して居る際であつたが、他の橋が立派に出來て見度も無いといふところから或財源を以て架換工事を始めたといふことは市政研究上面白い事である。

横川橋

始めは北割下水横川口の中之鄕横川町と本所横川町との通路に懸けられてあつたもので、創架年月は不詳であるが明治十年十月架換へた際長九尺幅二間あつたが同二十年十月修繕したる時長さを一間增して二間半とした。費用五十一圓十二錢七厘。この橋は其後明治三十年頃迄こゝにあつたが割下水の出口が暗渠となつた爲めに取り拂はれ大正の御代この割下水より對岸太平町へ横川に架けられた橋を横川橋と呼ぶことゝなつた。

枕　橋

枕橋は源森川の入口に架けられて震災前は長六間半幅四間、舊名を源森橋といひ寛文二年伊奈半十郎が設けたのである。文久三年改版の切繪圖に「枕橋とも云」と見えてあるから此稱は當時よりありしもの、樣である。

風土記稿に、「源森橋源森川に架す。板橋にて長七間幅二間是も寛文年中伊奈半十郎奉行して新に營造あり。此橋の兩邊に昔植木溜ありし故源森橋と名付。川をも源森川と稱すと云又里人或は源兵衛堀と云。こは昔船を業とせる源兵衛と云ふもの、此橋の邊に住せしより、其名を呼しならんといへり。」とある。

明治八年三月枕橋と改稱し同年四月架換、費用三百九十四圓、續で三十五年十一月架換へた。費用八百三十六圓五十六錢。しかして大震災後はコンクリート洋式の橋となり幅も廣くなつた。

源　森　橋

源森橋は、枕橋の東方にあつて、源森川の中之郷瓦町と新小梅町間に架し、もと無名であつたが、舊源森橋を枕橋と公稱する樣になつた爲に其の名を此橋に讓つた。復興計畫に依て鐵骨コンクリートに鐵の欄干を配し昭和六年三月より電車が通じた。

七本松橋

向島中之鄕町六十九番地先の曳舟川に架けられて長サ四間幅九尺ある。

請地橋

向島請地町百十九番地先の曳舟川に架けられて、長サ四間幅九尺ある。

八反目橋

小梅瓦町先の曳舟川に架けられてあつたが、復興計畫に依てコンクリート橋となつた。

庚申塚橋

向島中之鄕町より小梅瓦町との間の曳舟川に架けられ長サ四間幅七尺ある。中之鄕側に庚申塔があるから此名があるのである。

拾間橋

本所柳島町より南葛飾郡吾嬬町に北十間川に架し長サ拾間幅二間ある。

北辻橋

花町より柳原町一丁目間の大横川に架けられた橋で長サ拾間幅四間ある。府内備考によれば萬治二年山崎、徳山兩氏が架けたので古くは北横堀橋と稱したのを享保頃から今の名に改めたのである。沿革は次の如くである。明和四年架換、天明二年三月架換、寛政二年正月廿二日燒失、同年四月架橋（費百十二兩二分）此時假橋掛る（費二十兩二分）、文政元年九月架換、文久二年正月架換、明治七年七月架換（費六百八十八圓）明治廿九年六月架換（千四百九十五圓）。

彌勒寺橋

彌勒寺

本所緑町三丁目より深川東森下町間の五間川に架けられた橋で橋邊に彌勒寺があるからこの名があるのである。創架年代不詳、享保九年修復（十四兩）、明和三年架換、安永六年十月架換、橋長サ五間五尺巾二間、天明六年七月出水の爲め破損、七年四月架換、寛政五年十月修復、六年閏十一月修復、文化三年五月修復、四年十月修復（費用六兩餘）、六年修復（費用二分）。七年七月修復（二兩三分餘）、八年六月架換（費用七十七兩三分餘）、橋長五間半巾二間、嘉永五年架換、明治六年四月架換（費用二百八十圓）、長五間半巾三間四尺、二十三年三月架換（費用三百九十六圓）、長サ六間巾四間、しかして大正十二年九月一日の大震災後は洋式瀟洒な橋となつて復興した。

駒止橋

駒止橋

舊兩國橋と藤代町との間に入堀（一名片葉堀）があつて夫れに架けられた橋が駒止橋であつたがその片葉

堀は已に埋めたので、此處に架けられた駒止橋も其跡を留めざるに至つた。而し兩國橋が鐵橋に架換へられる爲めに上流へ移つたので駒止橋の舊地は兩國橋より下流になつた。隅田川雜記に、「大猷院殿時代は兩國邊に大なる沼池あり大川と竝べり、中に壹間餘の道あり今の駒止橋の所に土橋あり此は野道往來の爲めに百姓掛けてけり、大猷院殿鷹狩の時木所椎木の邊に休憩せられ川流の滔々たるを見て此處は敵の追騎を防ぎ止むべし宜く駒止橋と名くべしと命ぜらる」とあるが、一說には椎木屋敷前に在つた駒止石から出た名稱であるとも言はれてゐる。江戶砂子に、「兩國橋の東詰藤堂和泉守殿藏やしきへ行所の小はしなり、入堀の橋と云」とある。

創架年代は寬政年中書類燒失の爲めに明かでない。現在の記錄では次の樣である。寶曆十五年架換、天明六年七月出水の爲破損、寬政二年七月修復、橋長サ二間半巾二間一尺五寸、同年九月三日風雨の爲め破損に付き十月修復、同七年三月架換、橋長二間半巾二間、文化三年五月修復、同十月再修復、同五年十一月架換、文政八年架換、文久二年架換、明治六年七月架換、十五年五月架換（費用二百七十一圓三十錢一厘）長サ二間半巾四間。

石　原　橋

府內備考に「石原町西ノ方大川端入堀ノ口ニ架ス萬治二年入堀同時ニ出來ス御入用橋ナリ又里俗田樂橋ト唱フルハ先年橋北ニ沽酒店アリ田樂賣ル故ノ戲名ナリ」とある。

天明元年架換、寛政六年十月架換、文化四年五月架換(費四十九兩餘)、文政七年十二月架換、慶應元年架換、明治九年十月架換(費百六十八圓)、長四間巾三間、現在は入堀が埋められたから橋も自然に失はれたのである。

一之橋

一之橋

一之橋は、長十一間、幅七間、本所相生町一丁目より同千歳町に竪川へ架す。一名を一ツ目の橋と云つた。事蹟合考には、元和、寛永五、六年迄の間に竪川を開堀し、一二三四五ノ橋を架けたといひ、府内備考には萬治元年本所奉行徳山、山崎兩氏が架設したのが始めだと述べてある。沿革は次の樣である。

萬治二年架、享保四年架換(費二百九十八兩)、寛文八年二月四日燒失、寶曆十二年架換、安永七年八月架換、天明六年架換、文化八年九月架換(費二百三十七兩二分)、文政八年架換、文久二年架換、明治十年架換(七百八十三圓)、十四年架換(二千三百十九圓)、三十二年架換(二千七圓九十五錢)、大震災後は鐵骨の橋となつた。

二之橋

二之橋

二の橋は、長十間、幅十一間、相生町四丁目より林町一丁目に竪川へ架し、一名を二つ目の橋といふ。架設の沿革は一之橋と同樣である。萬治二年架、寛文八年二月四日燒失、享保五年架換(二百五十八兩)、明和八年二月燒失、安永二年閏三月假橋架渡、七年八月架換、天明六年七月出水の爲流失、七年九月架換(二

百八十六兩)、寛政十一年三月架換（二百兩三分）、文政五年架換、文久二年架換、明治七年四月架換（九百九十圓)、其後大正十二年九月一日の大震災に燒亡したが間もなく鐵骨橋に改築された。

三之橋

三之橋

三之橋は、長十間、幅十間、本所綠町五丁目より德右衞門町に竪川へ架し、一名を三つ目の橋と云ふ。萬治二年の創架にして、山崎、德山兩奉行の架けたもので四ノ橋も同樣である。

享保五年架換(二百五十九兩)、天明二年架換、寛政六年十月の架換の節は釣橋とした。御入用橋一件留に「寛政四年小普請方棟梁溝口內匠の考按にて橋杭無之釣橋と唱る掛方仕法あり行桁勾欄地覆都て繼手の箇所に銅卷釣木切食はせ通貫入り雨廻りせざる樣ちやんを用ふ、總入用金高三百壹兩餘の見積りにて橋掛の見積りより百二十七兩餘高直なり、然れ共入用に拘はらず試みに掛渡仰付らる」とある。文化二年十二月架換、此時再び杭を用ふ。文政四年九月架換、文久二年架換、明治七年七月架換(七百五十八圓)、二十四年七月架換(五百五十七圓)、大正十二年九月大震災にて燒亡間もなく復興。

四之橋

四之橋

四之橋は、長十間、幅九間、本所茅場町三丁目より深川本村町に竪川へ架し、一名を四ツ目の橋と云ふ。架設の沿革は一之橋等と同樣である。天明六年十一月架換、寛政二年正月廿二日燒失、同年四月架換（百六十六兩二分)、十年架換、文化四年十一月架換（百九十九兩二分)、文政六年架換、明治九年架換、二十

年十二月架換（千八百二十二圓）、大正十二年九月一日燒亡間もなく復興。

堅川橋

堅　川　橋

堅川橋は、長十八間、幅三間、林町一丁目より緑町一丁目に堅川へ架し、二つ目と三つ目の間に在り。此橋は明治十二年五月新設されたもので費用二千三百十九圓九十二錢八厘にて、內譯千七百十九圓九十二錢八厘は府支出、六百圓は最寄有志者の寄附である。明治廿五年十月架換へ、その費用千三百七十圓を要した。大正十二年の關東大震災に燒亡したが、假橋が復興した。

山城橋

山　城　橋

山城橋は、長四間四尺幅五間の木橋で、六間堀川に架し、松井町一丁目より同二丁目に渡し二丁目と善兵衞屋敷兩所の持であつたが、今は洋式に變つてしまつた。震災前までの沿革をたづねると次の如くである。

天明七年初て架設したが寛政八年に至つて町內疲弊架換修復に堪へずとの理由で取拂はれ、文化十四年十月再び架設した。其後明治二年架換、明治十一年十二月架換（費三百八十八圓）、同二十七年七月架換（費百九十八圓）。

松井橋

松　井　橋

松井橋は、長五間幅五間の鐵骨コンクリート橋で、山城橋と同樣に六間堀川に架し、山城橋の北に在つた。舊橋は長六間幅二間あつて、萬治二年德山、山崎兩奉行の創設である。當初より松井橋の名があり、

里俗には板橋といつたが震災後は全く其の様式を變へてしまつた。沿革は次の様である。

享保六年架換(費額十五兩三分)、十七年三月廿八日類燒し七月架換(費額二十八兩三分)、安永四年七月架換、天明六年七月出水に依り破損し、十一月架換、此時板橋架る、文政五年架換、文久二年架換、明治七年架換(費額二百四十三圓)、廿七年七月架換(費額三百四十二圓)。

南辻橋

南辻橋

南辻橋は、大横川に架する鐵骨コンクリート橋で、長十二間幅五間、菊川町一丁目と柳原町三丁目を連絡してゐる。大横川開鑿の際の創設であつた。今は全く其の様をかへてしまつた。その沿革を尋ねて見ると次の如くである。

萬治二年本所奉行山崎、徳山二氏の掛で出來たもので、古くは南横堀橋と稱したのを享保頃に今の名に改めた。享保十年架換(費九十七兩二分)、明和三年架換、寛政二年正月廿二日燒失、同四年四月架換(費百三十六兩二分)、文政五年十月架換、文久二年架換、明治十年架換(費四百九十一圓)、明治三十三年九月架換(費二千四百圓)、俗に北辻橋、新辻橋、南辻橋を併せて撞木橋といふ。

菊川橋

菊川橋

菊川橋は、横川に架する橋で、菊川町二丁目より深川區東町への連絡道である。元祿十五年本所奉行鈴木兵九郎、松平傳兵衛が創設したものである。初は間之橋と唱へたが享保年間より今の名を稱する様になつた。

享保五年架換（費六十三兩）、明和八年十月架換、天明三年七月架換、寛政二年正月廿二日燒失、同年架換（費百九兩壹分）、萬延元年架換、明治七年十二月架換（費四百四十圓）、明治廿五年八月架換（費七百三十七圓）、この橋も震災後は全く樣を變へてしまつた。

新辻橋

新辻橋

新辻橋は、竪川に架し柳原町一丁目より同三丁目に連絡してゐる。前述した通り本橋と南北辻橋を併せて俗に撞木橋と唱へてゐる。府内備考に「元祿八年本所奉行藤堂庄兵衛、多賀又四郎の掛で出來し、昔は三ツ目四ツ目の間の橋と云つたが享保の頃から今の名を唱へる樣になつた。橋の長は拾間三尺二寸五分、巾三間七寸とあり又橋臺道造は町内で修復する仕來りである」といひ、江戸名勝志には「此の橋を一名中ノ橋と稱す」とある。沿革は次の樣である。

享保九年架換（費三百九十七兩）、天明四年架換、寛政二年正月廿二日出火にて燒失、同年五月架換（費額百八十五兩三分余）、長十二間半巾二間二尺、明治六年七月架換（費七百九十八圓）、十二年五月架換、三十年十二月架換（費千七百九十圓）。

堺橋山名橋

堺橋、山名橋

堺橋は、長四間幅二間半の木橋で、柳原町三丁目二十番地先の入堀に架してあつた。山名橋も長五間幅二間半の木橋で、同所十七、十八番地先の入堀に架してあつた。

堺橋は南の方、山名橋は北の方にあつて、入堀は卽ち木材の貯蓄場に供する私有地であるから橋も又私費を以て架したるものであらう。堺と云ひ山名といひ共に架設主の苗字であらう。

旅所橋

旅所橋は、天神川卽ち横十間川に架り長八間幅六間ある。千葉街道に當つておつて松代町と南葛飾郡龜戸町を連絡してゐる。この橋は萬治二年本所奉行山崎、德山二氏が竪川堀割の時に架けたので其頃は橋名は無かつたが寛文年中に天神旅所が北松代町四丁目に出來たのでこの名稱を附した、俗に御假屋橋といひ始めは長八間幅一丈であつた。又昔から御入用橋で定川掛及町方御掛で架換へ普請中は無錢船渡であつた。

享保五年修復、六年架換(九十七兩二分)、天明二年十一月架換、寛政二年正月廿二日出火で燒損、同年四月修復、四年四月修復、五年修復、六年七月修復、七年二月修復後架換、文化四年十一月修復、同八年九月修復、明治十二年九月架換(五百六十四圓九錢八厘)長八間幅三間。

天神橋

天神橋は横十間川に架し、旅所橋の北位にある橋で、本所柳島町と龜戸町を連絡してゐる。橋東に龜戸天神があるから名づけたのである。府内備考に「萬治二年本所奉行德山五兵衛、山崎四郎左衛門の掛にて始て出來す架渡の頃は龜戸橋と云ひしが天神祠造營後いつとなく今の名を唱ふよしなり」と見えてゐる。

享保五年架換(費百十五兩)、安政四年架換、長八間幅二間、天明四年四月架換、安永四年架換、同八年

五月架換、文化五年二月架換(費八十九兩三分餘)、明治十五年十二月架換(費千二百三十圓)、長七間幅三間、昭和五年コンクリート橋となり幅員も廣くなつた。

柳島橋

柳島橋は、横十間川(天神川)の極北にある。震災前は木橋で、長七間、幅二間程で、柳島元町と南葛飾郡龜戸町とを連絡してゐたが現在ではコンクリート橋となつた。

長崎橋

長崎橋は、大横川に架する橋で震災前は長十間幅二間半で、長崎町と錦糸町を連絡してゐた。元祿十年本所奉行鈴木兵九郎、鳥屋久五郎の架したもので、其の西に長崎町があるから名づけた。舊町奉行、勘定奉行の管理に屬して、里俗に中之橋といつた。卽ち北に法恩寺橋、南に北辻橋があつて本橋は其の中間に在るからかく稱したのである。元祿十年創架、享保五年架換(費六十三兩)、明和五年架換、寛政二年正月廿二日燒失、同年五月架換(費百二十兩)、文政元年十一月架換、文久二年架換、明治七年三月架換(費五百三十八圓)、同二十二年十二月架換(費六百九十七圓)。

法恩寺橋

法恩寺橋は、横川に架する橋でコンクリート橋であるが震災前は長七間幅三間あつて、淸水町と太平町一丁目とを連絡してゐた。橋東に法恩寺があるから名づけたのである。萬治二年本所奉行德山五兵衞、山

崎四郎左衛門の創めて架したものである。嘉永撰要集に、弘化二年四月橋名調の時御入用橋の一なりとある。其後の變遷を記せば次の樣である。

享保六年架換(費六十八兩)、明和七年燒失、後一時船渡なりしを安永二年假橋掛渡し、同七年十二月架換、天明六年七月出水の爲め破損、寛政二年正月廿二日出火に依て勾欄其他處々燒損じ直に假修復、同年八月架換(費用九十兩餘)、文化六年修復、文政七年十一月架換、文久二年架換、明治六年架換(費用三百二十六圓三十三錢五厘)、十八年十月修繕(費用四百八十七圓四十八錢五厘)、此時橋幅三尺を増し三間とした。

業平橋

業平橋は大横川に架し、法恩寺橋の北位に在る。長七間幅十五間、小梅業平町より中之郷業平町に連絡してある。風土記稿に「横川に架す。長七間幅二間の板橋なり。寛文二年伊奈半十郎奉行として掛渡せり。舊業平天神の社邊なるを以て名とす」とある。明治八年四月架換費用三百七十八圓、長サ七間幅三間、同二十五年十二月架換費用五百二十五圓であつたが、震災直後は洋式に變つてしまつた。

江東橋

江東橋は北辻橋と長崎橋の間即ち大横川を入江町より柳原町一丁目に架せられてあつた。明治三十一年五月の建設であつたが震災後は洋裝瀟洒な橋に變つてしまつた。

御藏橋

御藏橋

御藏橋は、長さ十三間幅五間半、本所横網町の地先總武鐵道倉庫に通ずる舊御竹藏の入堀に架せられてゐる。橋の西際に淺草區藏前への渡舟があつて之が御藏の渡である。而して昭和二年藏前橋が架せられると同時に廢止するに至つた。

御藏渡

區内橋梁現況

橋梁一覽

橋名	形式	完成年月	備考
押上橋	木橋、橋脚コンクリート木煉瓦舗裝	昭和六年十一月	幅五間、自業平橋三丁目至向島押上町、北十間川ニ掛ル
京成橋	鐵骨コンクリート、橋脚コンクリート、歩道人造石、車道木煉瓦舗裝		幅八間、自業平橋三、四丁目境至京成電車前、北十間川ニ掛ル
兩押上橋	木橋		幅九尺、自業平橋四丁目至向島押上町、北十間川ニ掛ル
西十間橋	木橋	昭和四年六月	幅三間、自業平橋四、五丁目境至向島押上町、北十間川ニ掛ル
十間橋	木橋	昭和五年三月	幅三間、自業平橋五丁目至吾嬬町、北十間川ニ掛ル
柳島橋	鐵骨コンクリート	昭和五年一月	幅八間、自業平橋五丁目至龜戸町、横十間川ニ掛ル

橋名	構造	竣工	摘要
神明橋	木橋、橋脚コンクリート、木煉瓦舗裝	昭和六年五月	幅三間、自平川橋五丁目至龜戶町、横十間川ニ掛ル
栗原橋	鐵骨コンクリート	昭和五年三月	幅六間、自横川橋五丁目至龜戶町、横十間川ニ掛ル
天神橋	鐵骨コンクリート	昭和四年六月	幅十間、自太平町四丁目至龜戶町、横十間川ニ掛ル
錦糸橋	木橋、橋脚コンクリート		幅四間、工事中、自錦糸町四丁目至龜戶町、横十間川ニ掛ル
松代橋	鐵骨コンクリート	昭和五年三月	幅十三間、自江東橋四丁目至龜戶町、横十間川ニ掛ル
旅所橋	鐵骨コンクリート鈎橋	昭和四年九月	幅六間、起工昭和三年十二月、工費十萬一千七百圓、自江東橋四丁目至龜戶町、横十間川ニ掛ル
松本橋	鐵骨コンクリート鈎橋	昭和四年十一月	幅六間、起工昭和四年三月、工費八萬二千百圓、自江東橋四丁目至深川本村町、竪川ニ掛ル
四之橋	鐵骨コンクリート	昭和三年	幅九間、自江東橋三、四丁目境至深川本村町、竪川ニ掛ル
牡丹橋	鐵骨コンクリート	昭和四年五月	幅五間、起工昭和三年五月、工費十萬千六百圓、自江東橋二、三丁目境至茅場町、竪川ニ掛ル
新辻橋	鐵骨コンクリート	昭和五年一月	幅七間、起工昭和四年二月、工費十三萬五千九百圓、自江東橋一丁目至柳原町三丁目竪川ニ掛ル
北辻橋	木橋		幅三間半、自綠町四丁目至江東橋一丁目、大横川ニ掛ル

橋名	構造	竣工	備考
撞木橋	鐵骨コンクリート	昭和五年七月	幅六間、起工昭和四年九月、工費九萬二千六百圓、自緑町四丁目至江東橋一丁目、大横川ニ掛ル
菊花橋	木橋、橋脚コンクリート	昭和五年五月	幅五間、自緑町四丁目至菊川町一丁目、竪川ニ掛ル
南辻橋	鐵骨コンクリート		幅五間、工事中、自菊川町一丁目至柳原町三丁目、大横川ニ掛ル
菊柳橋	鐵骨コンクリート	昭和五年八月	幅五間、起工昭和四年八月、自菊川町一、二丁目境至柳原町三丁目、大横川ニ掛ル
菊川橋	鐵骨コンクリート、車道木煉瓦鋪裝、歩道コンクリート	大正十五年七月	幅十間、自菊川町二丁目至柳原町三丁目、大横川ニ掛ル
伊豫橋	鐵骨コンクリート	昭和五年三月	幅三間、復興局建設、自林町二丁目至深川東森下町、六間堀川ニ掛ル
大久保橋	鐵骨コンクリート	昭和五年八月	幅三間、起工昭和四年八月、自林町一、二丁目境至深川東森下町、六間堀川ニ掛ル
彌勒寺橋	鐵骨コンクリート	昭和四年九月	幅十一間、復興局建設、自二之橋通至深川森下町通、六間堀川ニ掛ル
大塚橋	木橋	大正十四年三月	幅三間、復興局建設、自松井町三丁目至深川西森下町、六間堀川ニ掛ル
汐時橋	鐵骨コンクリート	昭和五年二月	幅五間、起工昭和四年八月、自松井町三丁目至松井町一丁目、六間堀川ニ掛ル
山城橋	木橋	昭和三年十一月	幅五間、自松井町一丁目至松井町二、三丁目境、六間堀川ニ掛ル

松井橋	鐵骨コンクリート	昭和四年九月	幅五間、起工昭和三年十一月、自松井町一丁目至松井町二丁目、六間堀川ニ掛ル
千歳橋	鐵骨コンクリート釣橋	昭和四年	幅六間、自東兩國四丁目至松井町一丁目、竪川ニ掛ル
鹽原橋	木橋	昭和三年十一月	幅五間、自東兩國二、三丁目境至千歳町、竪川ニ掛ル
一之橋	鐵骨コンクリート	昭和四年三月	幅七間、起工昭和三年四月、工費十二萬五千八百圓、自東兩國一、二丁目境至千歳町、竪川ニ掛ル
二之橋	鐵骨コンクリート、歩道コンクリート、車道木煉瓦舗装	昭和四年七月	幅十一間、復興局建設、自緑町一丁目至松井町二丁目、竪川ニ掛ル
西竪川橋	鐵骨コンクリート	昭和四年十一月	幅五間、起工昭和四年四月、自緑町一、二丁目境至林町一丁目、竪川ニ掛ル
竪川橋	木橋	大正十三年三月	幅三間、自緑町二丁目至林町二、三丁目竪川ニ掛ル
新竪川橋	鐵骨コンクリート	昭和四年八月	幅　、起工昭和三年八月、自緑町二、三丁目境至林町三丁目、竪川ニ掛ル
三之橋	鐵骨コンクリート、歩道コンクリート、車道木煉瓦舗装	大正十五年八月	幅十間、復興局建設、自緑町四丁目境至徳右衛門町、竪川ニ掛ル
江東橋	鐵骨コンクリート	大正十五年十月	幅十二間、復興局建設、自緑町四丁目至江東橋一丁目、大横川ニ掛ル
長崎橋	鐵骨コンクリート釣橋	昭和四年六月	幅五間半、起工昭和三年七月、自龜澤町四丁目至錦糸町一丁目、大横川ニ掛ル

清平橋	鐵骨コンクリート	昭和四年八月	幅六間、起工昭和三年二月、自石原町四丁目龜澤町四丁目境至太平町一丁目錦糸町一丁目境、大横川ニ掛ル
法恩寺橋	鐵骨コンクリート	大正十四年十一月	幅十間半、復興局建設、自石原町四丁目至太平町一丁目、大横川ニ掛ル
紅葉橋	鐵骨コンクリート	昭和五年七月	幅五間半、起工昭和四年七月、自厩橋四丁目、石原町四丁目境至横川町一丁目、太平町一丁目境、大横川ニ掛ル
横川橋	鐵骨コンクリート	昭和二年十二月	幅十一間、復興局建設、自厩橋四丁目至横川町一丁目、大横川ニ掛ル
平川橋	鐵骨コンクリート釣橋		幅六間半、自東駒形四丁目至平川橋一丁目、大横川ニ掛ル
業平橋	鐵骨コンクリート	昭和五年三月	幅十五間、復興局建設、自吾妻橋三丁目至業平橋一丁目、大横川ニ掛ル
兩國橋	假橋	昭和五年三月	幅七間、新橋工事中、自東兩國一丁目至日本橋區元柳町、隅田川ニ掛ル
御藏橋	鐵骨コンクリート	昭和六年三月	幅五間半、起工昭和五年十月、工費五萬千四百圓、横網御藏堀ニ掛ル
藏前橋	鐵橋、歩道コンクリート、車道木煉瓦舗裝	昭和二年十一月	幅十間、復興局建設、自横網至淺草區藏前、隅田川ニ掛ル
厩橋	鐵骨コンクリート、歩道コンクリート、車道煉瓦舗裝	昭和四年二月	幅十一間半、自厩橋一丁目至淺草區黒船町、隅田川ニ掛ル
駒形橋	鐵骨コンクリート	昭和二年五月	幅十二間、復興局建設、吾妻橋一丁目、東駒形一丁目境至淺草駒形町、隅田川ニ掛ル

言問橋

駒形橋

藏前橋

兩國橋（假橋）

橋名	構造	竣工	摘要
吾妻橋	鐵骨コンクリート、歩道コンクリート、車道煉瓦舗裝	昭和六年三月	幅十一間、自吾妻橋一丁目至淺草花川戸、隅田川ニ掛ル
枕橋	コンクリート		幅八間、自吾妻橋一丁目至隅田公園源森川ニ掛ル
源森橋	鐵骨コンクリート	昭和三年二月	幅十一間半、復興局建設、自吾妻橋二、三丁目境至向島一丁目、源森川ニ掛ル
小梅橋	木橋、橋脚コンクリート	昭和四年六月	幅三間半、自吾妻橋三丁目至小梅一丁目、源森川ニ掛ル
東武橋	人造石橋、橋脚コンクリート		幅十間半、自業平橋一丁目至小町一丁目、源森川ニ掛ル
水門橋	木橋	昭和五年五月	幅三間半、小梅橋一丁目、曳舟川ニ掛ル
八反目橋	鐵骨コンクリート	昭和四年四月	幅十一間半、復興局建設、小梅町一丁目、曳舟川ニ掛ル
言問橋	鐵骨コンクリート、歩道車道コンクリート	昭和三年二月	幅十一間、復興局建設、自向島一丁目至淺草山ノ宿、隅田川ニ掛ル
庚申塚橋	木橋		幅七尺、自向島中之郷町至小梅二丁目、曳舟川ニ掛ル
七本松橋	木橋	昭和二年六月	幅九尺、向島中之郷町、曳舟川ニ掛ル
請地橋	木橋	大正十一年三月修	幅九尺 向島請地町、曳舟川ニ掛ル

第十章　神社

牛島神社

牛島神社は昭和二年秋迄は向島須崎町にあつて境内の總面積千二百四十一坪、これに三十間の石塀、四十間の練塀二十三間餘の鐵柵玉垣を圍らした宏壯な社地であつたが、隅田公園工事の犧牲となつて永年由緒の地を離れ同年新小梅町元水戸邸隅田公園の一隅に移轉して目下再建中であるから、こゝには震災前の舊地の狀況を記して置こうと思ふ。

抑〻この牛島神社は今より約一千年前、貞觀二年の草創に係るものであると傳へられてゐるが、この草創説は當社に保存されてある貞觀の古碑の碑陰に貞觀十七丁未三月日明王院と刻されてある所から捻出されたものであつてこの碑陰銘は全くの僞刻であるから貞觀の草創は疑しいといふ事である。併し都下に於いては最も著名な古社であつて祭神は素盞嗚命、天之穗日命、四品貞辰親王（清和帝王子）の三柱を本殿に宇迦御魂命を相殿に祀つてある。其の沿革を尋るに貞觀二年慈覺大師が鎭祀したものであると緣起に見え、下つて治承四年源頼朝が下總國より軍を出して隅田川を渡らんとした際、連日の降雨の爲めにこの川が氾濫し渡るべき術とてもなかつた。時に千葉介常胤が當社に祈願を籠め人馬共無事に川を乘り切る事が出來たので頼朝は其の神德を崇め、翌年養和元年當社を經營されると共に常胤にも下總國を賜つた爲め

に、常胤は當社に許多の田園を寄進したと言はれて居る。其の後小田原北條氏の世となるや北條氏直の臣景秀は先規の如く當社に神領を付せしめたといふことであつて其の景秀の免狀が當社に殘されてあつた。

又天文七年六月廿八日後奈良天皇は、畏くも牛御前社と勅號を賜ひ、始めて牛島の總鎭守となつて諸人の尊崇淺からず歴世隆えて來た。明治維新となつては神佛混淆を禁ぜられたるによつて、別當本所表町在の牛寶山明王院最勝寺より獨立して神職の奉仕する所となり、明治五年十月鄉社に定められ震災前に及んだのである。

末社には、金刀比羅宮（大物主神）三峯神社（倭建命）子之神社（大巳貴命）がある。境内に碑石が少くはなかつたが、中でも貞觀の古碑、太田南畝の詩碑、談州樓焉馬の狂歌碑、六樹園飯盛式亭三馬三馬門人德亭三考朝寢坊夢羅久談州樓焉馬連名の櫻樹奉獻の碑、池田君彰功碑、萩園加藤先生之碑は著名のものであつたが震火のため、これらの碑も汚損を蒙つたものが多く櫻樹奉獻の碑の如きは、殘缺となつて路傍に放置されておるのは惜しいものである。今其の碑の一つとして太田南畝の詩碑を左に擧げて置かう。

貞觀緣字歸然存　　牛渚殘碑墨水村
神化長留玄牝跡　　蘋蘩不絕素馨尊
文化辛未秋　　南畝　覃書

この社は、牛御前として人口に膾炙してゐるが、この名稱には種々の說があつて一定する事は出來ないけれ共、緣起に傳へる所を記述して見れば次の如くである。

卽ち貞觀二年庚辰九月中、慈覺大師が當國弘法の際、一草屋に於いて素盞嗚命の權現である老翁に會合し、老翁が、國土擾亂の際は我れ牛頭を戴き、惡魔降伏の形想を現はして天下の安全を守護するであらうと宣ひ、衣冠の影像を自寫して大師に手交し、一宇の神社を建立する事を約束して化去したので、大師は誓約に任せて一宇を建立し、牛御前と神號を奉つた。これよりこの神社を牛御前と呼ぶに至つたのであるといはれてゐる。しかしこの牛御前の稱號に付いては古來考證が多々あるが、今武藏志料の記載する所說を擧げれば次の如くである。

今案に、御神號の事、緣起に傳ふる所未詳、京の御靈八所の中にも此御神あり。牛は借字にて大人又は主の意にて古の尊稱なり。萬葉集にも墨吉の神をよめる歌に牛吐神といへるは、俗に云主張の意にておるじめくといふに同じ。然れば此御神は此地に久しくしづまりまして主だちておはしませば、こゝの地主の神なれば、主御前とは云しを借字に牛とは書るなり。（後略）

又江戸名所圖會には、

或人云、當社を牛御前と稱しまいらするは、此地はいにしへ牛島の出崎にてありし故、牛島の出島といふべきを、略して牛御崎と唱へたりしならんを、後世誤りて崎を前に書あらため、またそれを御前と轉

貞觀の碑

稱せしにやといふ。

按に、攝津輪田御前、築前鐘御崎、其餘相州の三崎、大江戸の月岬等すべて海に臨める地なり。今當社の邊を須崎村と名づくるも、むかし海邊の出洲にして、其頃は文字も洲崎に作りたりしとおぼしく、いにしへ此あたり蒼海に瀕し、や丶年を經て陸地となりし事は、次の寺嶋蓮華寺の條下につまびらかなり。其の條下をあはせ考へる時は、牛の御崎とする說も據あるに似たり。しかる時は御崎の假名の美を御とし、崎の文字を前に書あらため、再びサキの訓を音に轉じてセムとは呼しならん。されど神號に御前と稱するもの、又人のうへにも用ひたりし事往々其例あり。ことぐ\しく擧るにいとまあらず、故にこれを略す。

とあつてこの二つの考證を合せ考へるときは、或は牛御前の神號の正鵠を得たる解釋を下すことが出來得よう。

貞觀の古碑

此碑の事に付いては種々先輩の所論がないではないが、最も當を得たものとして次に中山信名の說を擧げて見よう。

此碑は極めて古物にはあれど惜むらくは銘文は後人の追刻なり。凡そ鎌倉以上の題署式には別當某稱號法印某名寶などあるを例とし近代の如く明王院と署する樣のことは絕てなし。思ふに此社は淸和の皇子を祀りしといふ說あるに依て思付き貞觀の銘を僞刻したるものなるべし。無知の髡徒古物を重んずることを

知らずして往々にかゝる妄作ある事は殊に嘆ずべし云々。

而してこの碑も大正十二年の大震火災に諸寶物と共に烏有に歸したことは誠に殘念であつた。

社傳に依れば牛御前社を祭祀した慈覺大師は弟子良本を留めて本地大日の像を作り、釋迦の石佛を彫刻してこれを留め大師は登山したのである。良本はこれより明王院と號し牛御前を渇仰し、法華千部を讀誦して大師の殘せる石佛の釋迦を供養佛とした。其後人皇五十七代陽成院の御宇淸和天皇第七の皇子、故有て東國に遷され、元慶元年九月十五日當所に於て薨去されたが、良本は之を崇びて社傍に葬り參らせ其靈を相殿に祀つたといふ。これ王子權現である。この王子の墳墓は現在弘福寺中に存して居る。

舊神寶

舊神寶　古碑一基　長さ三尺二寸、幅一尺五寸の青石である。前面に釋迦之立像、背面に奉造立釋迦像一軀。貞觀十七未天三月日法華千部明王院の二十四字を刻してあるが、この碑は江戸會志に載せてある信名の說の如きものである。

牛玉一顆　建長年中淺草川より牛鬼の如き異形のものが飛び出して輿中を走せめぐり、當社に飛び入つて其儘行方が知れなかつたが、其時に社壇に殘されてあつたものであると。

太刀一振　一尺八寸、箱の蓋の面に千葉常胤神息花押と記してあつた。

指物一　長三尺八分餘、幅一尺一寸六分で箱蓋の裏書に、

此指物自先祖持來候、然而牛御前宮者先祖千葉家被　致再興候依爲御宮則指物奉献納候末代迄御傳置可

被下候仍寄進之狀如件

慶長十八丑歳九月十五日　國分宗兵衛正勝敬白

牛御前宮別當最勝寺

古文書二通

須崎堤外畠之事合百八十餘所自前々茂神領のよし聞屆申候間指置申候爲其一札進候仍如件

永祿十一年戊辰霜月十五日　　景　秀　花押

最勝寺御同宿御中

石橋山合戰に付分捕の面々書翰之通備見參畢

景　末　花押

氏子町名（四十三ケ町）

入江町、長岡町、長崎町、向島須崎町、新小梅町、石原町、向島中之郷町、押上町、外手町、向島小梅町原庭町、若宮町、小梅瓦町、中之郷元町、龜澤町一丁目、龜澤町二丁目、中之郷業平町、北新町、小梅業平町、松倉町、横網町一丁目、横網町二丁目、中之郷竹町、清水町、表町、吉田町、藤代町、中之郷横川町、吉岡町、元町、横川町、三笠町、松坂町一丁目、松坂町二丁目、太平町一丁目、太平町二丁目、二葉

町、永倉町、中之郷瓦町、梅森町、荒井町、八軒町、番場町。

附屬社

牛島神社附屬社は若宮町七番地に在つて舊牛御前旅所で社殿が建てられてある。この社殿は文政町方書上によれば元祿九年三月須崎村牛御前王子權現御旅所として拜領したものである。境内に左記の碑がある。

牛島幸社の碑

熟若稽古武藏國

天御中主尊五納之總壤。當社

素盞雄尊東征之靈地。武神宗源國家之守護。蓋神仙所居上下之所仰。神風被四海。威德冠宇宙。至今禋禩無懈焉。爰元祿年間賜一箇地爲幸社。稱之旅所。歷星二百矣。棟柱朽撓。風雨侵床扉。至若澐汚。襄時泥濘生蘆葭。雖三伏蘇苦乾少。神德雖赫然衆惑樣儀之菲。靈德寢欲陰。嗚呼時運不齊而不至復矣。神攸導乎。時攸至乎。天保之年請力於式地與有緣。社舍造營。薰香郁々。正是法身利生方便隨機現妙應。大慈薩埵弘誓任感示力。蓋其託曰。國家鬼門擁護者示現最勝牛王神矣。神慮徧光。衆攸祈冀。利益孔昭故余雖不敏應基者之需。錄其事實。彫石以傳萬世不朽者。斯皆泰平之德澤也。故忘固陋。銘曰。

赫々神德　惠貫乾坤　維祈維禱　賜福子孫

弘化二年歲次乙巳秋九月

其角堂本尊（其角像）

本多正珍祈願文（秋葉神社藏）

秋葉神社舊景

野見神社舊景

兼春稻荷舊景

榎稻荷舊景

千歳町河岸總祿屋敷跡

龜戸神社境内 (江戸名所花暦所載)

三園神社

甲斐　三木紀廣隆敬謹撰
武藏　樋口觀之拜書竝篆額

三園神社は小梅町に鎭座し、村社であつて宇迦御魂命を祀る。往古は現今の社地より二三町北の方田間にあつたから田中稻荷の稱があつた。當社草創は分明ではないが、その緣起によれば近江國三井寺の僧源慶が常に傳教大師の刻んだ延命地藏を持念してゐたが、或夜夢想を蒙つたので東國に遍路し、隅田川の邊牛島を過ぎた時、林中に隱れた小社があるのを見、通りすがりの老農夫に尋ねると、老農夫は答へて曰く、弘法大師が稻荷の神體を彫刻した時、洒水器の中に一粒の梅を感得した。其の時大師は、梅に若し瑞あらば有緣の地に生え我を待つべし、と誓言して投げたが、その梅の實は此の島に落ち梅の木を生じたので、此處を誰いふとなく梅香原といつた。其後大師はこゝに尋ねきて一社を築いたが、大師去つてより一燈を獻ずるものなく、堂舍は風雨に曝され守るものとては月光のみであつたと話した。

源慶はこの物語を聞き涙を流し、翌日は村人を集めて社壇の改築に着手したが、土中より一つの壺を掘り出した。蓋を拂つて見れば、右の手に寶珠を持ち、左に稻を荷ひ白狐に跨れる老翁の神像である。

このとき何處よりともなく白狐が現れて、その神像を三回圍つて去つた。これ即ち今日に傳る三園の神像であり、三園の名の起源であると傳へられてをる。

源慶僧都はこの神體と持念の延命地藏を假殿に安置し、拜殿の造營成るに至つて遷座したが、この延命地藏を本體とする寺院が別當三圍山眞珠院延命寺である。

其の後元龜年間火災で堂舍灰塵に歸したが、天正年中新に南方に地をトしこゝに再建した處、慶長年中隅田川築堤に際し現地に移されたのである。爾來時代の變遷に伴ひ、多少の盛衰はあつたが、最も三圍社の聲價を世に高めたのは晋子の獻吟であつた。

其角雨乞事蹟

元祿六年は春以來、非常な旱魃であつて、早苗を植ゑつけたが水田には一滴の水もなく、龜の背、網の目の樣に龜裂を生じて、農民が命の綱である稻も將に枯死せんとする有樣となつた。爲めに農民は各所に集つて、連日連夜の雨乞を始めたが、向島の農民も小梅村三圍稻荷の社頭に集ひ鉦鼓太鼓を敲いて祈願をこらす事數日であつた。しかれども其の効驗は少しも顯れず一同悲歎に暮れながらも今日を最後と一心に神前に額いて居つたが時に六月廿八日であつた。如何なる神の引合せであつたらうか。たまく蕉門の俳人寶晋齋其角は、彼の門人で白雲と號する藏前の札差の利倉屋三郎兵衞とゝもに北廓に遊ばんとして、途中三圍の雁木に舟をもやひ、稻荷に參詣すべく足を社前に運んだのである。然るに社頭は前に述べた樣な有樣であつたので、同行の白雲が諧謔して里人共に言ふには、この人は日本俳諧の達人である。小野小町、能印法師等の雨乞した試しもあるから、この人を賴んで雨乞したならば感應があるであらうと述べた爲めに、農民共は其角を取りまいて是非雨乞してよと哀願するによつて、其角も止む事を得ず、水屋に手洗ひ口

濯ぎ祈願する事暫し、「ユタカ」の字を折句として、其の場にありあはせた奉書に

この御神に雨乞する人にかはりて

遊ふた地や田を見めくりの神ならは

晉其角

と筆を染めて神前に奉り、直ちに引返して山谷堀を登り、紅燈緑酒の巷に其の夜を明かしたのである。其角の俳書五元集に

牛島三廻の神前にて雨乞するものにかはりて

夕立や田を見めくりの神ならは

翌日雨降る

と自記してある通り其翌日感應があつた。爲めに其の年は思はざる豊年となり、農民共の喜びは並大抵ではなかつた。

この晉子の獻吟は、隅田川の聲價を天下に高からしむるとゝもに、苟も江戸に起臥する者で隅田川に遊ばぬものは無いといふ有様となつた。この爲に世人は、特にこの三圍稻荷を俳諧の靈場として深く信仰し、安永六年其角の功績を永久に傳へるため、社寶の獻句を碑石に彫り境内に安置したのである。

京都の巨商三井氏が江戸に進出するや、右に述べた晉子雨乞の靈驗に感じ、當社を以て江戸に於ける三

井の守護神と崇めて、享保年間には三井高治、高房、高久諸氏合議の上、社地の擴張、社殿の營造をなしたが、之が例となつて明治の初年迄は當社の維持經營を總て三井に於て司つたものである。現在三越本支店總てに當社の分靈が祀られてあるのは、江戸時代に於ける神社と三井家との關係を物語つておるものである。

安政の大震災には堂舍の全壞を見たが、三井氏の奉仕により幾何もなく舊に復し、大正十二年の大震火災に際しては四隣猛火の中に奇蹟的にも災を免れたが、これ大神の神德の發露に外ならない。境内に、末社多く、中でも大國神惠比壽神は隅田川七福神の一として其の名高く、額堂に奉掲したる額は三井氏關係のものがその大部を占めてゐるが興趣掬すべきものがある。境内は樹木繁茂し隅田川名木の一つである玉楠の大木を始め老樹が殘存し、猶ほこの樹間を點綴して諸名家の碑石林立して指僂するに遑がないが、就中社地の西南隅にある夕立塚、額堂側の卷菱湖の碑、山蝶の碑、次に示す三囲山祠碑、本殿西側には宗因白露家、萩廼屋烏笨の碑、朱樂菅江辭世の碑、太田蜀山の讃ある野崎車應の碑等があり、本殿の背後を廻れば垣の中に獨逸聯縈大尉ヘーンの表功碑が巍然と立ち、池に沿うて白狐祠に參れば百多樓園子の碑、川柳の諸碑、盡語樓内匠の碑、別項に載せてある早稻酒や狐呼び出すうばかもとの句によつて名高い老翁老嫗の石像、遊女花扇の楡扇の臺石があり、社務所の側の繁みには萩の屋裏住の辭世の碑其他の諸碑を見る事が出來る。

三囲山祠碑

夫古邈乎。文無足徵也。相傳昔者僧空海抵勝鹿地。方當刻稻荷神像。洗額于水。得一箇梅子。取投之曰。若有奇應。則當生以待我。其梅墜此地而生焉。後空海幽討建叢祠。安措所刻之神像。謂梅原。文和中。淡海僧源慶。踐靈夢來此地。修叢祠之荒廢。其山曰三匝。考落而神悅三匝之。因以名焉。進香祈願者。有其應。然神聰明正直。享于克誠。三井氏有故而歸依。累世欽崇而祀。遐福之依。元祿癸酉旦月大旱。黃土乾焦。綠疇龜拆。里人屢雩而無有其應。念八日晉其角携二三子遊。其一人觀祈雨之甚。謂里人曰。彼稱其角。得風詠之妙。能論牙僧。感鬼神。囑之使爲祈雨之詠。則神感之。當有其應。里人相釋以徵之。其角辭之以戲言。不可。不得已。盥漱敬拜。沈默有間。吟出一句。以塞其責而去。霎時馬耳結陰。鬢髮起雲。滿天爲烏暗。滂沛降陣雨。殷其雷。閃其電。當此時。里人忻抃。其懌波及于四方。商人歌市。農夫躍野云。是至誠感神稗海。其辭雖鄙。國風之一體。動人心感鬼神。誠之至神之應也。三井氏之徒。欲記其緣故。以貽後。請就余爲辭。刻之石。銘曰。有神聰明。依人爲祥。神之感應。人賴爲章。至誠惟與。恍欻亡常居諸既邁不朽無疆

蘭洲東秋帆製文
遜山人文鵝篆額

翁嫗石像

老翁老嫗の石像

鳥居の笠木ばかりは三圍の稲荷を訪れて夫れから向つて右方の奥の白狐祠に參詣する時には其の白狐祠

の前に烏帽子を冠り裝束を着して兩刀を差した翁と、頭巾を冠つた老嫗の石像が祀られてある。而して翁の背には元祿十四年辛巳五月十八日、四野宮大和時永、生國上州安中、居住武州小梅町と刻し、嫗の背には大德芳感と彫りつけられてある。この二軀の石像の由來については次の如き物語がある。元祿の始より三圍稻荷の白狐祠の御穴守に人品賤しからざる老翁老嫗が居つた。この老夫婦は近隣に珍らしい程の高德者であつたから、里人からは慈父慈母の樣に親しまれて居つたと同時に、稻荷の使姫としてこの御穴に養はれて居つた多くの白狐すらも、よく懷いて彼の意志の儘になると云ふ程であつた。夫れ故祈願ある人が來て神供を捧げて祈る時には、此の嫗に依賴して田の面に向つて白狐を呼んで貰ふと、白狐は何方からともなく賽者の前に來り祈願を聞き神供を喰つて又何處へともなく影を沒してしまふが、他の人が呼んでは決して出て來なかつたと云ふ事である。

彼の晋其角が參詣した當時はこの老翁老嫗も白狐祠畔に住居してをつて、晋子も一般祈願者同樣この老嫗を通じて白狐を呼び出したのである。其の際の卽興が「早稻酒や狐呼び出す姥がもと」であつたのである。

この老翁は元祿十四年五月十八日に歿して居る事は石像の背銘によつて識る事が出來るが、老嫗の歿年は明でない。けれども兎に角兩人が歿後彼等を慕つて居つた里人始め一般信仰者が追慕の餘り昔ながらの白狐祠畔に石像を建てゝ永遠に其の德を傳へる事になつたのである。

寛政十一年晋子雨乞の俳德を奉齋する爲に行はれた三圍稻荷大開帳に際しては、この石像の上に立派な

上屋式の社殿を造り其中央に小窓を造つて、其の穴から元祿の昔晋子が早稻酒やの吟にならつて、白狐に對する一般參詣者の賽物を投げ入れる樣にした。處がこの一事は江戸の市民の三圍稻荷に對する信仰心の發展といふことに意外なる反響があつたといふ。

こゝに其の反響の一例を擧ぐれば、吉原花柳界の信仰が集中して白狐祠に對する寄進物が可成りあつたが、現在石像の前に賽物臺として置かれてある巨石も、當時の吉原扇屋遊女花扇から納められたものであつて、表面に彼女の紋が浮き彫りになつて遺されてある。

寶物

尚社寶として重なるものを擧ぐれば次の如くである。

一、雨乞發句　晋其角筆　一軸

元祿六年六月雨乞に奉吟したもので箱書付に左の文が有る。

此其角雨乞の發句其頃當社に奉納す其奇特世に知る事久し然るに一旬暫の年月失し也時に三十三回の開帳の始に故ありてふたたび奉納す則當社の神驗とあふぐ而已

寶暦壬申年二月朔日　三井高陳敬白

一、牛若丸辨慶の畫　絹地竪額　英一蝶筆　一面

三井向店の寄附であつて一蝶の物した數百畫中の傑作である。

一、一陽井素外奉納短冊手鑑　一帖

一、佐藤晩得奉納短冊手鑑　一帖

一、川端玉章畫三井奉納大額　三面

其角堂

其角堂が、三圍神社境内に存在することは世人のよく識るところであるが、其角雨乞事蹟と共に世に傳へられて居ることが、事實と非常に相異しておるから兩者について記して置かう。其角が元祿六年三圍社頭に雨乞をなしたことは三圍神社の條に述べてあるが、其角が雨乞の句を作つた動機は、是れ全く

　天の川苗代水をせきくだせ、天降ります神ならば神

と能因法師が三島明神に祈願した故事を思ひ浮べての即吟であるが、古來此の其角の雨乞の句並びに事實に對して隨分むづかしい議論をしたり、句の結び法の善惡を説く者があるけれども、眞實に晋其角と云ふ人物を味ふ時に於て果して夫れ等の議論は當を得て居ると云はれるであらうか。又白雲と云ふ人に付いては靈巖島廻船問屋の主人だとか、紀ノ國屋文左衛門であるとか種々説いたものがあるけれども、夫れは全然誤である。又彼れ白雲の戯れによつて其角が止む事を得ず雨乞の句を讀んだと云ふ事に對して、餘り小説的であると云ふ樣な説を唱へる人があるが、其の説を唱へる人は白雲と云ふ人、又藏前の札差しと云ふ階級の事情を知らない人々である。夫れ故次に白雲の人と成りに付いて一例を擧げて世の誤謬を解いて置き度いと思ふ。

寛政の始めまで三圍稻荷の邊りに居つた秋田藩の御留守居役で、佐藤晩得と云ふ人が蒐めた雨華庵抱一以下の短冊帳が三圍神社にあるが、此の人の著した「古事記布倶路」と云ふ隨筆の中に白雲の逸事が記さ

れてあつて白雲の面目が躍如して居る。卽ち彼白雲は餘程奇人であつて彼の句も種々人口に膾炙して居るものが多い。生れは上方であるが想はざる緣故で藏前利倉屋の聟養子に選ばれ出府する事となつた。處が利倉屋は何しろ御藏前の札差の家であるから總て成す事華美であつて、彼白雲が中仙道を江戶に入る日利倉屋の一家一門は早朝から千住口まで麻裃で迎へに出て居つた處、白雲は何時の間にか股引草鞋掛けで風呂敷を背負ひ利倉屋の臺所へ來て腰を掛けた。これを見た仲人は聟殿の振舞醉興も甚だしいと驚き呆れながら、早くお足を洗ひ給へと云ふたので、下女下男が立騷ぐのを白雲は眺めて云ふのに、いや騷ぐ事はない、今日から此の家は自分の家であるから女房共を呼んで下さいと命令を下した。依て粧ひ飾つた花嫁は恥しがり乍ら立ち出でた時、彼は花嫁に向つて足を洗つて呉れと云つた。これには家內の者を始め手傳ひに來て居るもの共は、花嫁を誠に氣の毒に思つたけれども致し方なく白雲の命ずるが儘に任せた。それから白雲は風呂敷を解いて衣裳裃を着した上で改めて皆に向つて言ふのに、入聟と云ふ者は女房の尻に敷かれるのが普通であるけれども、自分は女房に敷かれる事は絕對にせず、と大きな聲で罵づて座に付いたと云ふ事である。卽ち晩得が「古事記布倶路」に記した右の記事を精讀玩味する時には、彼白雲が三圍稻荷社頭に於て農民共に其角を諧謔的に褒めそやした事も、決して後人の小說的記事でないと云ふ事が判ると思ふ。

晉子献吟から百十年、永逝から九十二年の寬政十一年、晉其角の德を慕ふ里人等が彼の遺德を奉齋すべく、三井氏を始め晉子を慕ふ俳人の援助の下に、三圍稻荷に於て二月十五日から五月四日まで日延とも八

十日間の大開帳を催した。處が遂に餘り盛んになり過ぎたと云ふ事によつて、幕府から中止を命ぜられた程の盛況を呈したが、此の開帳に際しては稲荷の境内に種々の飾物が出來、其の主體としては夕立家の側に其角庵を設へ、社寶の雨乞の句をかけて一般賽者の参拜を許すと共に江戸俳諧林七世一陽井素外を庵主とした。

右が其角堂の起元であつて、幕末に一時上野不忍池辨天堂境内に移されたが維新後其角堂七世永機が再び當社内に移し返したもので現在は九世永湖が庵主である。

秋葉神社

秋葉神社は向島請地にあつて、江戸砂子には「秋葉大權現 千代世稲荷 兩社別當千葉山満願寺兼帯 請地村 鎮座年代不詳 凡正應年中の草創と云四百餘年なり」とある。又秋葉の神體は村民與右衛門の持傳せしものなりともいふ。明治六年神佛の分離を命ぜられてからは神職の掌る所となつた。祭神は明治維新前までは大己貴神、火產靈神であつたが、維新後は秋葉權現をもつて本殿とし、千代世稲荷を相殿として、祭神も宇迦之御魂命、少彦名命、天之白鷙命の三神に改めた。祠宇は元赤色にして南面し前榻の「金鼓音」の金字額は關思恭の書である。

そもノ＼この秋葉神社は、往昔小祠であつたが、元祿十五年十二月本社の神職千葉氏の祖別當葉榮が苦心して再興したものである。神寶としては、武田信玄の軍配團扇及び金剛般若波羅密多經、藤國持銘の劍一口、關白太政大臣藤原兼香寄附の冠並に鈴等を藏してゐたが、時代の推移に伴ひ莊嚴の美を失ひ、大正十二

年の大震火災に依つて社殿倒れ社域荒廢の姿を見せてゐたが、今回木の香も高く再建した。

往昔當社の境内は向島屈指の名勝地であつて江戸名所圖會、墨水遊覽誌、懷反古、江戸砂子、遊曆雜記等に記載する所を見れば、林泉あり、幽邃にして春は梅花、夏は諸樹の芽生えと杜鵑花、秋の紅葉、冬は觀雪に交々奇觀を極め、今は朽ちはてゝ跡なきも松の洞より湧出る神水は諸病に効驗あり、社前の料亭に於ける洗鯉、麥斗庵あづまやの鳥料理は名物で、明和九年以後天保年間は殊に繁昌を極めた樣である。しかして當社が火の神を祭つてゐるだけに、十一月十七、八日の鎭火祭の當日は火防の神符を配付する事とて、善男善女が群集し沿道には小賣商人の掛聲が喧しかつた。かゝる有名の神社であるから舊幕時代に於いては上つ方の尊崇厚く、社前に並ぶ數基の石燈籠並に挿入寫眞の本多正弥祈願文はこの事實を物語つてゐるものである。石燈籠には次の如き銘が刻してある。

寄進石燈籠　秋葉大權現御寶前　寶曆八戊寅年三月十八日　伊奈源忠宥

寬保元年從四位下少將酒井雅樂頭忠擧女　同從四位下侍從松平甲斐守吉里室源賴子

寶永二年從四位下左近衞少將兼雅樂頭忠擧　寶永元年上州沼田城主伯耆守從五位下藤原正永

卽ち伊奈源忠宥は六世關東郡代伊奈忠宥であり、次の酒井雅樂頭忠擧は播磨姬路の酒井家の祖であつて大老酒井雅樂頭忠淸の息である。甲斐守吉里とは柳澤出羽守吉保の嗣子である。又左の二碑がある。

もみち葉を折てほしやといふ顏の

色をば先へみてとられけり　秋長堂河井物纂
東路に筆をのこして旅の空
西のみくにの名ところを見舞　立齋廣重
この廣重は二世で其の他錆塚、鳥塚、假名垣魯文の碑等がある。

千葉松

千葉松は明治四十三年の洪水前迄秋葉神社の西即ち舊境内にあつた大松であつて、同社の舊別當千葉山滿願寺の舊邸内にあるを以て千葉松と稱し、又往昔千葉介が種る所なる故にこの名があるといひ傳へられてゐたが遂に枯れ失せてしまつた。

江島神社

江島神社は本所千歳町二番地に在る。西入口より石路を踏みて進めば、石の反り橋に達する。其の左右は元池であつた。左に元祿十一年戊寅十月吉祥月と刻した石盥が置かれてあり南畔には八橋撿校の碑がある。碑文は天明四年甲辰六月陳煥章の選文であつて、寛政七年乙卯十一月長谷川富撿校等の建立に係るものである。其の東は辨天の岩窟にて池の盡る處である。今は社務所の許可を得なければ縱覽は許されない。窟邊にいわや道寛政八丙辰歳五月巳巳日と鐫したる標石があり、窟上には
ほとゝぎす一二の橋の夜明哉

と刻んだ晋其角の碑があつたが惜しい事には其の頭部が兩斷されてゐる。西畔には奉燈月次百會碑がある。明治二十五年夏日の建設である。刻する所のものは

常ならぬこの月にしてほとゝきす　甘水

おもふ事はたして涼し神の前　茶好

百年もこゝに宮居のしげり哉　竹秀

の三句である。

次に箏曲の記念碑がある。碑面には「箏曲の元祖八橋撿挍今年に至りて百五十年の星霜をふれども琴の普く世におこなはれ流を汲みて昇進の多かりければ忝さの餘りに昔を思ひ出で不忍の辨財天寶樹院に琴の友を集めかの十三曲の調を手向奉る云々」とあつて天保五年甲午六月十二日豐島、大野、野田、服部諸撿挍の建立である。

正面は神社で昭和五年復興して木の香も新らしい。其の南隣に杉山神社がある。當社祭神は市杵島姫命であつて、元祿六年鍼術杉山流の祖總撿挍杉山和一が幕府より宅地をこゝに賜つた際、常に信仰せる相模國江島神社を鎭祀せるものである。もと辨天社と稱したが、明治以後今の名に改め七年十月村社に列した。每年六月十八日が祭日である。

この江の島辨財天の勸請と、杉山撿挍拜領屋敷については、種々の說があるが最も當を得て居ると思は

れる文政社寺書上中の江島神社の條を左に記載して衆疑を解決しやうと思ふ。

本所一ッ目
辨財天社
壽　總　山

一、拜領地千八百九拾坪餘
外河岸付七百九拾貳坪餘
此譯
南北に　京間貳拾壹間餘
東西に　同　四拾七間　當時社地
此坪數　九百八拾九坪餘
内
三百三拾坪五勺餘　辨天門前町
東西に　京間五拾貳間
南北に　同　貳拾間　當時松黒屋鋪
此坪數千四拾坪

但右內譯之儀は社地坪數惣錄交代之節新地御奉行に書上候振合を以相記松黑屋敷坪數之儀は名主方水帳を以て相載候得は前書惣坪數とは突合不申候

右者杉山惣撿挍和一慶長十戌年月日不知於勢州出生父は藤堂家之臣杉山重政母は尾張大納言殿臣稻富伊賀守祐直女右和一儀重政惣領御座候得共盲人に付厄介に相成罷在候故勢州より江戶に罷出鍼治執行仕候砌貞享二丑年正月八日

常憲院樣に被召出白銀五拾枚被下置其後年月不知御扶持方貳拾人扶持被下置元祿二巳年五月五日小川町に而屋敷拜領仕同年十月九日右御扶持方を三百俵に直し被下置同四未年七月十八日

御城中御勝手向乘物御免被遊同年十一月御加增貳百俵拜領仕同五申年五月九日初而惣撿挍被仰付同年九月廿九日緋衣紋白之袈紗御免被遊候御厚恩御取立に被成候に付　常憲院樣　御厄年爲御祈禱江之嶋下之宮地に護摩堂一宇建立仕御祈禱護摩法貳座宛執行仕此宮末代迄御祈禱所に仕度夫に付江之嶋在家百姓地代幷船御年貢高程惣撿挍拜領仕候御切米之內差上右百姓地代船御年貢之分下之宮社領に御寄附被成下御朱印下置候樣仕度旨奉願候處御切米高に無御搆江之嶋在家百姓地代船御年貢之分奉願候通下之宮に

常憲院樣　御朱印被下置候元祿六酉年六月十八日從

常憲院樣　惣撿挍に弁才天尊像被下置其節本所一之橋に而前書坪數之通り拜領仕辨才天御宮御取立古跡並に被仰付候右境內地之內社地之外一圓町家に奉願辨天門前且杉山屋敷と相唱候同七戌年三月十日御加

增三百俵拜領都合八百俵に被成下御鍼治御用相勤罷在候處同年六月廿六日八拾五歲に而病死仕武州本所二ッ目彌勒寺に葬り申候法名前惣撿挍卽明院眼叟元請權大僧都（權大僧都兼罷在候由に申傳候）惣撿挍養子杉山安兵衞同年七月十一日跡式被下置御旗本に相成當時兩御番杉山重左衞門に御座候云々、

又辨天堂に於て琵琶會を擧行した事があつた。東都歲事記二月の條に次の如き記事がある。

今朝十二座の神樂あり巳刻より瞽者本社の內陣に集會し琵琶を彈じ平家を語り未刻に終る。

當社は元祿の頃杉山撿挍和一の勸請なり。この撿挍相州江の島の辨財天に祈願し針術の妙を得たり。元祿の初忝くも此地を拜領し總撿挍を給ふ。是江戶總撿挍の初なり。よつて當道宗の中興と稱す。今日京都五條坊門の北清聚庵には盲人集會し、妙音天の畫像に守護神の畫像をかけて琵琶會修行あり。傳へいふ人皇五十四代仁明天皇第四の皇子を人康親王と申奉る。又天夜の御子とも申奉る。（世に光孝天皇御子とあるは誤りにて同じ天皇の御弟なりと云ふ。又天夜を雨夜につくる。）御眼しひさせ給ひ、貞觀十四年壬辰二月十七日御歲四十二歲にて薨去あり。此御子盲人を憐せ給ひて勾當撿挍といふ座頭の官を始て給ひしとなり。今日は御祥忌の逮夜なるにより報恩の爲このことをなし、又翌十七日四條河原に出て積塔會といふ事をなすといふ。江戶もこれにならひて今日びわゑを行ふなり云々。

但し雨夜の親王の事蹟記に所見なく諸說異同あつて詳でないが日次記事年浪草等にくわしい。

倘什寶には五代將軍綱吉公筆大辨才天の軸竝びに同夫人桂昌院殿の色紙六葉、淨光院樣御筆六歌仙御掛

物一幅があり、杉山神社には杉山總撿挍の木像が安置されてある。

野見神社

野見神社は、綠町公園の北角にあり祭神は野見宿禰であつて、當區は相撲の本場所であるところから、之を鎭祀したるものである。社殿は元素木造り瓦葺きにて南面し社殿の側に大相撲番附の大額を掲げ。門の石柱にも大相撲協會と刻してあつた。本社は古社ではなく石標に紀元二千五百四十四年乙酉十一月とあるごとく明治十八年の建設である。社東に稻荷神社がある。

榎稻荷神社

榎稻荷神社は、菊川町一丁目十五番地に在つて舊幕時代大久保紀伊守の邸内社であつた。本社は當町創開以前より土手地の内に鎭座しておつたので土手稻荷とも稱した。社畔に一戸の農家があつて之を管理してゐたが、農家移居の際寶劍一振（長六寸九分中身四寸六分）を町民に交付したといふ。因てそれ以來は町内にて修理を加へ、社地に大榎あるを以て今の社名を附けたのである。維新前は社畔に氷川大乘院配下本山修驗吉祥院といへるものがあつて掃除等を掌つてゐたといふ。

現在は菊川公園に隣接し社殿は南面し、背後に名に負ふ銀杏があつたが近年老榎は全く朽枯して僅かに二本の殘株を存するのみであり、石鳥居には天保六乙未年二月初午と刻し。漱水盤には、安政七年の文字を見る事が出來たが大震災で全部烏有に歸した。

五柱稻荷神社

五柱稻荷神社は、花町二十四番地に在る。府内備考に「稻荷社 間口一間 奥行九尺 右は町内家持又右衛門地面内に有之。花山稻荷と唱へ、神體長八寸幅三寸六分程之箱入封之儘祭置。古來町内鎭守之由申傳。起立年月等は相知不申候」とあるものが當社ではなからうかといはれてゐる。

德山稻荷神社

德山稻荷神社は石原町十九番地にあつて舊幕臣德山五兵衛重政の邸内社であつた故にこの名がある。

この德山氏は先祖代々五兵衛と通稱し、三河譜代の士で旗本中でも著名なる家柄である。先祖を五兵衛則秀といひ慶長十一年十一月廿二日六十三歳にて歿してゐる。法號を青雲院傑叟玄英居士といひ墓は美濃國の增役寺にある。重政が山崎四郎左衛門とゝもに本所奉行に選ばれたのは元祿年間であつて、本所開拓の任務を速に遂行せしめんがため、幕府は寛文四年十二月十八日兩本所奉行に本所築地小屋の地を下賜した。今公儀日記を見ると

寛文四年十二月十八日乙亥天晴、本庄屋敷奉行德山五兵衛重政山崎四郎左衛門重政黄金三枚呉服二道服一被下之併本庄築地小屋掛之所爲下屋敷被下

とあり、即ち拜領屋敷がこの稻荷社の所在地であつて北隣には館林宰相綱吉公の藏屋敷があつた。其後五兵衛は本所を横斷する疏水を開鑿して横川と名付け、之と丁字形の溝渠を堀り割りして割下水と呼び、こ

れらからの浚土を以つて低地濕地に盛り、本所の地一圓の改良を計つたのであるが、寛文十年五月御勘定頭岡田豐前守の跡役を襲つて勘定頭に擧げられた。

榛木稻荷神社

榛木稻荷神社は龜澤町一丁目二十三番地にあつて、榛木馬場の一隅に鎭座してゐるので斯く呼ぶのである。古來當町の所管であつて草創年月は不明であるが、文政町方書上によると文化元年六月中から本所道役淸水八郞兵衞拜領町屋敷の內に借住居して居つた、白川殿配下神職梅本大和といふ者が社守を致して居つた事が見えてゐる。其後天明五年馬場修築の際社殿を改修し少しく其の所在地を移轉してゐる。神體は幣束である。

相生稻荷神社

相生稻荷神社は、相生町三丁目にある。元祿年間の創建で寛保元年五月京都吉田殿から正一位の官位を請けた。同年九月二日修復した時の祭主は木村隼人で、其子孫は神田明神社家に仕へて舊幕府時代には每年初午に來り祈禱したものである。

元德稻荷神社

元德稻荷神社は、南竪川河岸三之橋際にある。當社はもと神田和泉橋際に鎭祭されてあつたが、德右衞門町の移轉と共に此地に轉祀して始て元德の名を冠稱し、町內の管理する所となつた。

上野稻荷社

上野稻荷神社

上野稻荷神社は松坂町二丁目四番地兼春稻荷の西北隅に元あつた。社域は十坪餘で小扁額によつて僅かにそれと知る事が出來た。當社はもと御竹藏水門内吉良家邸内にあつたので上野の名があるが、吉良家に於て鎭座せしめたものではない。こゝに祭祀してあつた藥師如來石像は文政寺社書上によれば一休和尚が美濃大垣にて彫刻せしものであるといふ。享保十八年九月以後の社守は修驗者圓藏院で、この圓藏院は文政寺社書上によると紀州の產であつて神田柳原大秀寺住職日賢法印の法弟で兼春稻荷の社守を務めてゐたが、文化十四年八月隱居して圓藏院主となつたのである。青山鳳閣寺の觸下であつた。

兼春稻荷社

兼春稻荷神社

兼春稻荷神社は、松坂町二丁目四番地にある。小社ではあるが幟など建連ねて、その繁榮さ見るべきものがあつた。當社は當地に御竹藏のあつた時からの建設であつて、傳ふる所の緣起を略述すれば次の如くである。昔時李兵衞といへる者寛文五年四十一歲にて重患に陥つた所深く當社を信仰しておつたので一日神の靈告により、普門品の文字を小石に一字づゝ書し、其の數二千四十九をもつて地礎を築き新社を再設せしに、疾忽ち平癒し、百一歲の壽を保つ事が出來たといふ。其後社域は吉良家に屬し、其後二十八坪を以て社地とし、元文二年の春社殿を造營し震災前に及んだものである。現在は上野稻荷と合社である。

天祖神社

天祖神社

天祖神社は押上町八十二番地にある。もと押上村の總鎭守で神明社と稱した。祭神は天照大神及び八幡、春日兩大神である。明治五年十月村社に列した。祭日は九月十六日である。

龜戸神社

龜戸神社は南葛飾郡龜戸町天神橋の東方壹町餘の所にある。菅原道眞を正殿に祭り天菩日命を合祀してある。葛西志江戸名所圖會等の記載する所によれば、當社造營の由來は正保三年の頃で太宰府の社職菅原善昇（菅家八世の孫式部少輔文章博士從四位菅原善弘の嫡男）十八世の孫大鳥居信祐が「十立て榮ふる梅の若枝かな」といふ連歌の靈夢を蒙り、神託に任せ天神の愛して居つた飛梅を以つて神體を彫刻し、之を護持して諸國に遷座し奉るべき地を求め歩いて居つた。然るに適地がなく遙々と江戸に下つて當村に參り、古來よりあつた天滿宮の小社を修造して、こゝに鎭め奉つたのである。時に寛文元年八月廿三日の事であつた。由來この龜戸の地は往昔海中の孤島であつて、其の形が龜の水面に浮んだ樣であつたのが次第に陸地につゞき、村落が出來て龜村と稱してるたが、當町の鎭守香取神社の神職香取家に存する傳說によれば、天神の鎭座してより後境內の井戸に附會して龜井戸と唱へ後世文字をも中略して龜戸と書く樣になつたのであるといふ。信祐が天神をこゝに移し奉つたと同じ年に臺命があつて本所の地を開拓される事になり、旗本の士德山五兵衞、山崎四郎左衞門の兩人が本所奉行に任命されたが、信祐はこの兩奉行に賴つて神社鎭座の次第を物語つた所、翌二年二月十九日執政松平伊豆守信綱、久世大和守廣之が、此社は新開地の鬼門に當る事故以後は當本所の鎭守となす

べしとて社東より六七丁距りたる所に三千四百四十六坪の社地を下し置かれたので、卽刻この地に引き移り同三年神殿、反橋、心字池等宮居を大宰府の社に擬して造り建て、舊地は除地となり社殿はないが元宮天神と稱する事になつた。其後九年六月信祐は當社の圖面を持つて京都に上り後水尾法皇の叡覽に供した所、菅神の尊號の宸筆を御下賜になり、同年七月には新院からも御冠服を下し置かれ、元祿十年同十二年の兩度には新院並びに法皇より院宣を受け同十三年には神詠の宸翰さへも給つてゐる。又延寶五年嚴有院殿（四代將軍家綱公）が御狩獵の際鸞駕を此處に枉げさせられてからは、代々の將軍家は近村御狩獵の途次には常に御立寄になり、享保五年御休息所として御茶屋を建てたが、延享二年二月五日火を失して宮殿回廊瓊門より末社御茶屋に至るまで盡く烏有に歸した處、同四年將軍家よりは莫大の黃金を下され舊態に復する事が出來たのである。

舊境內建物

明治五年五月鄕社に列し六年六月府社に昇格した。境域に元は正殿を繞つて石鳥居、木鳥居、惣門、瓊門、御成門、西門、一ノ橋、二ノ橋、三ノ橋、中法華堂、東法華堂、西法華堂、御供水、繪馬所、御饌殿、舞殿、連歌屋、神厩、神庫、御馬建所、千本松、吳竹臺、橘樹、梅林があつた。末社として紅梅殿社、老松明神社御嶽社、疱瘡神、庚申、竈神、若宮八幡大黑天合社、三輪大明神客人大權現福部明神合社、兵洲部神社、花園大明神社、奏神社、三峯社、五行神合社、稻荷社、愛宕社、大和姬社、祖神靈社、雷神社八社、眷屬社、御靈明神社、柳宮、天神子社、王神子社、荒神社がある。社寶は葛西志によれば次の如くである。

正親町院宸筆名號　一軸　　後陽成院宸翰聖廟號　一軸

同　名號　一軸　　後水尾院宸筆名號　一軸
後水尾院御冠　一　　後水尾院御衣　一
後水尾院宸筆院宣 元祿十年　一軸　　仙洞宸筆 心たにの神詠　一軸
仙洞宸筆院宣 元祿十二年　一軸　　天滿宮神影 菅公自畫　一軸 小笠原山城守寄附
天滿宮名號 法性坊眞筆　一軸 松平和泉守寄附　　法華經切 菅公眞蹟紺紙金泥一行廿字一枚二行卅二字一枚　一軸 松平和泉守寄附
法華經壹部 菅公眞蹟細字北野寺務入道親王添狀有　一卷　　法華經切 菅公眞蹟三行廿七字一枚　一幅
法華經切 同三行七十五字一枚　一幅　　法華經切 同四行百七十四字一枚　一幅
法華經切 同紺紙金泥九行百五十三字一枚　一幅　　法華經切 同一行十七字一枚　一幅
御太刀　一振　　都府樓瓦硯 長壹尺貳寸七分幅五寸餘厚八分表菱小紋異虫模樣裏布目菅家眞蹟不出門詩二句十四字ヲ金泥ニテ書ス　一面 酒井雅樂頭寄附ト云
木葉化石硯長壹尺幅六寸厚壹寸五分　一面　菅家所持之筆 唐筆　五本 酒井雅樂頭寄附ト云
松皮之硯長壹尺幅五寸厚壹寸餘蛤形裏面播州印南郡曾禰崎天滿宮社頭松皮天正十一年落枝曾禰崎河野宗守作ト有　筑州天拜山爪立之石　三
社地古圖　一枚

當社年中神事

一七日神事 元旦より七種まで　裏白連歌 正月二日　春祭 二月廿四日より廿五日に至る　雷神祭 四月朔日より七日まで

御衣祭 四月晦日夜　供水餅 六月朔日　御祓 六月廿五日　七夕宴　秋祭 八月廿二日より廿五日まで　月見宴 九月十三日　御衣祭 九月晦日夜　火燒祭 十一月廿五日早曉　追儺 二月節分　鷽替 一月廿五日

別當安樂寺

元社地の東北にあつて天原山聖廟院と號し開基は大鳥居菅原信祐である、信祐は前述したるが如く菅原善昇十八世の孫であつて、この善昇は後堀河院の御時公命によつて宰府に下り社職を務め、後に祝髪して信貞と號したが嫡子を信昇といひ、是より大鳥居小鳥居などの家が分れたといふ。寛文年中當社の別當職になり、延寶二年二月十七日權律師法橋に任じ、同七年八月三日權少僧都法眼に、天和二年十月十六日には權大僧都法印に任ぜられ、元祿十五年五月寂してゐる。この信祐は家綱公の時御連歌の御相手を申しあげたが、以來代々の別當が連歌興行の時列に加る事となつた。社家の比良喜和泉は菅原祐重といひ正德元年八月二日從六位下和泉守に任命された。子孫は歷代この名を襲つて今日に及んでゐる。

氏子町名

龜戸一丁目　同二丁目　同三丁目　舊淸水町　舊松代町四丁目　柳島町　小泉町　相生町一丁目　同二丁目　同三丁目　同四丁目　同五丁目　綠町一丁目　同二丁目　同三丁目　同四丁目　同五丁目　花町　茅場町一丁目　同二丁目　同三丁目　柳原町一丁目　同二丁目　同三丁目　錦糸町　松代町一丁目　同二丁目　同三丁目　德右衛門町　松井町一丁目　同二丁目　同三丁目　林町一丁目　同二丁目　同三丁目　菊川

町一丁目　同二丁目

天祖神社

天祖神社は東京府南葛飾郡龜戶町大字柳島四七〇番地にあつたが、地番變更によつて今は龜戶三丁目八拾番地となつた。本社の創立は明かでない。古記に應永年間の再興とも或は天文三年の起立とも傳へられてゐる。又神鳳抄を見るに中古下總國葛西の地に伊勢神宮の御厨があつて天照大神を奉齋する神祠が多かつたが本社も亦實に其の一つであるといふ。本社の氏子は柳島宮元、宮元新地、柳島元町、柳島新田、柳島横川町、柳島梅森町、太平町二丁目、柳島町、境町、龜戶遊園地である。本殿は昭和四年落成し、鐵筋コンクリート神明造である。境內社としては太郎稻荷神社がある。倉稻魂神を祭る。例祭は九月十六日。

第十一章　寺院

東江寺

東江寺

東江寺は番場町六十六番地に在つた。玉島山と號し明星院と稱した。天台宗で近江國延暦寺の末である。開基は源滿仲で天德二年攝津國多田に伽藍を創建し、沙羅連山石峰寺と稱し、藥師如來を安置したが其の後比丘聖珊江戸に來り天文十一年癸亥（新編江戸志に據る）本寺を建てた。又貞享年中僧諄海が之を中興したともいふ。昔時門に掲げた玉島寺の扁額は韓人雪月堂李三錫の筆であつた。

境内には東江源鱗の撰書した書則上下篇の碑、庭訓舍狂歌石碑、麥宇居士碑、百里居士の墓碑等があり多くの什寶も藏されてゐたが、震災に依て全部烏有に歸し永き歴史を有せしこの東江寺も終に昭和二年十月卅日付をもつて南葛飾郡水元村大字下小合字龜ケ岡に移轉するに至つた。

多田藥師

多田藥師

多田藥師堂は東江寺の境内にあつた。本尊の藥師佛は惠心僧都の御作で多田滿仲の持念佛であつた。今その緣起の概略を記せば次の如くである。

天德二年村上天皇の御代多田滿仲は、所領であつた攝津國多田の鄕に堂塔伽藍を建立し、沙羅連山石峰寺と號して持佛であつた藥師像をこゝに安置したのである。しかるに文永二年は、攝津國中は兵亂の巷と變

弘福寺舊景

長命寺舊景

舊常泉寺十返り松

舊長命寺芭蕉堂

最教寺舊景

大雲寺舊景

東江寺多田藥師舊景

常泉寺舊景

彌勒寺舊景

回向院鼠小僧墓

靈山寺舊景

本佛寺鬼子母神舊景

本法寺舊景

大德院舊景

り多田の鄕も干戈橫行の巷となり、寺も兵燹の爲め灰燼に歸してしまつたので一山の僧侶達は藥師佛をば石函に藏め土中に埋めて四散してしまつたのである。

それより幾星霜、慶長元年に至ると沙羅連山の頂に怪光が顯れ、庵主の多田宗玄は黃金等の埋れておるものと思ひ鄕民とゝもに發掘した所、藥師佛並びに惠心僧都染翰の法華經二部、五鈷佛器等を藏めたる例の石函を得る事が出來た。しかして慶長八年の頃宗玄は藥師の靈告に任せ、京都五條の因幡堂にこの靈佛を安置し五條の橋詰若宮八幡の邊に堂宇を造り石峰寺と號し專らこの佛に仕へてゐたが、宗玄の供奉人の一人であつた比丘尼聖珊は宗玄に請ひこれを讓り受けて江戸に來り東江寺に之を安置したのである。

能勢妙見堂

能勢妙見堂は橫川町四十九番地にあつて、舊幕府旗本の士能勢氏の邸內社で妙見大菩薩を祭つてある。この能勢氏は攝津源氏多田滿仲の後裔であつて歷代攝津國能勢の鄕を領して居つた。多田滿仲の孫に當る賴國は長元年間妙見大菩薩を能勢の鄕の要害の地に勸請し尊崇しておつたが、賴國二十三代の孫賴次の時身延山第二十一代日乾上人が、この地に巡錫して宗門を弘通する傍ら妙見大菩薩の靈驗を盛說したことがあつた。これに依つて賴次は日乾に歸依して領內地黃、即ち今の東鄕村の眞言宗眞光寺を日蓮宗に改宗せしめて寺號をも眞如寺と呼ばしむるに至つたのである。しかして同寺中に覺樹院を設けて身延山の退隱所となし、日乾上人をしてこゝに住居せしめ大いに宗門の興隆に盡力した。

頼次の後裔である頼永は寛文二年九月十一日に、次に示す柳營日次記に記載してある通り他の同僚と共に本所に屋敷を賜つたのである。

寛文二年九月十一日　本所ニ而屋敷被下

小十人組奥津兵左衛門組

松崎惣兵衛　榊原大膳久政

能勢市十郎頼永　朝倉仁左衛門定重

神尾内膳元清　石谷五左衛門五右衛門歟武清

高橋傳左衛門政直　本田平右衛門正綱

これより能勢氏は歴代本所に住居し明治維新に至つたのである。

この頼永の後裔である頼直は安永三年其の食邑である攝津國能勢郡野間村即ち今の東郷村から御神體を本所の邸内に移したのであるが、この御神體は日乾上人製作の妙見大菩薩の木像である。又境内の稲荷明神は慶長十九年大阪冬の陣の際先祖頼次が鷗の奇瑞によつて神體を水邊に得た所、戰功があつたといふ能勢鷗稲荷大善神である。

其の後天明寛政の頃攝津國の妙見堂が非常に繁昌するや、江戸に於いてもこの能勢の妙見堂が市人信仰の的となつたといふ事が諸書に散見してゐる。この能勢の邸も明治維新の際一度上地になつたが、同七年能勢頼哲が先祖代々由緒の地として之を購ひ、法恩寺の僧にこれが管理を託したので又しても繁盛を極め

善男善女の禮拜所となつたのである。今妙見堂の年中行事を記せば左の如くである。

二月三日　節分會(星祭を兼ぬ)　四月十五日　鷗稻荷大善神祭禮

十一月十五日　妙見大菩薩祭禮　十二月廿二日　冬至星祭

出山寺

出山寺は荒井町二十七番地に在つて隆幾山金光明院と號し、天台宗にして淺草松葉町淸水寺の末である。天正八年僧圭圓の開設に係り、本尊の出山釋迦如來は自然木にて、當寺の緣起によれば紀州和歌浦汐津の漁父が遭難中海上の浮木にすがり一命を助かりたるに、其の浮木が三國傳來の釋迦如來の尊像であつたといふ。

源光寺

源光寺は同町五十七番地に在り中郷山と號し眞宗にして東本願寺の末である。同寺はもと本所中之郷原庭町蛇山にあつたが延享四年此の地に移轉した。開基は源賴光の後裔淺野四郞權大僧都光圓法印で本尊は德川家康竝びに秀忠の尊崇淺からざりしものなりといふ。境内には堂塔多く什寶も少くなかつた。

華嚴寺

華嚴寺は同町五十五番地に在つて大法山と號し廣佛院と稱した。淨土宗にして傳通院の末である。開山は向蓮社一擧上人信阿林山和尙である。震災後府下荏原郡駒澤村上馬引澤字小泉一一一〇番地に移轉する

事になつた。

感應寺

感　應　寺

感應寺は荒井町十五番地に在つて如法山と號し正覺院と稱した。淨土宗にして淺草幡隨院の末である。慶安四年の創立で開山は幡隨院第六世岳譽感隨之弟子である吞蓮社香譽上人清薫比丘尼である。尼は里見家の浪士影山氏の女であつて將軍秀忠公の大奥に仕へたものである。江戸砂子に、初め清薫寺といつたが、桂昌院の御時父君感應院殿の二字を下され以後寺號を改めたのであるといふ。元祿十五年冬寺院不殘類燒に遭つたが公儀の御助力を仰ぎ其後間もなく再建する事が出來た。しかるにこの寺も震災後大正十三年六月十六日付をもつて移轉を許可されたが移轉地は未だ明でない。

泉龍寺

泉　龍　寺

泉龍寺は番場町二十番地に在り醫光山と號し高照院と稱して天台宗にて淺草寺の末である。文明四年僧宗賢の開基に係る。中興は十三世正諦大和尚である。境内に安置した川越地藏尊は、正保以前まで大川の橋梁整はず僅かに兩國下流の三橋が架つてあつた頃、厩河岸渡船の安穩を祈つて靈驗あらたかであつたが、其後久しく當寺に打棄てあつたのを明治三十年頃大照僧都（圓明）こゝに住職して寺務整理の際記錄によつて之を發見し、其の師たる上野淨妙院律師山田妙運大和尚に謀り其の援助を得て之を安置したのである。又當寺に安置せる開山祐天大僧正の木像は著名のものである。この寺も震災後昭和二年六月六日付をもつ

て、府下北多摩郡多摩村上染谷字尾原に移轉を許可された。

妙　源　寺

妙源寺は同町二十二番地に在り正覺山と號し日蓮宗にして下野國妙源寺の末である。開山は天目上人で相傳へて嘉元二年の創立なりといふ。當寺も震災後南葛飾郡南綾瀬村に移る事になり大正十四年七月付をもつて許可された。

普　賢　寺

普賢寺は同町五十二番地に在り高龍山と號し明王院と稱した。天台宗にして淺草寺末である、文明元年僧良圓の開設に係り歌舞伎傳助所持の地藏尊がある。震災前迄本堂玄關の傍に大碑があつた。海保漁邨の墓碑で其の文は左の如くである。

漁邨海保府君墓碣　　海保元起

海保府君既葬之明年。門人將謀表其墓。咸曰。先生學爲醇儒。行爲君子。法應昭諸不朽。顧誰當任其事。於是其不肖嗣元起。奉其遺稾泣曰。先人謙遜寡欲。未嘗與雕華之士。以聲譽相馳騖。而其最昵交稱知己者。今皆相續凋謝。其一時交往者。亦恐不能悉其平生矣。幸有先人自述在焉。請以碣墓左。粗叙其梗槩於端耳。冀以副先人雅素之意矣。咸曰。然。乃謹叙曰。君諱元備。字卿元。別名紀之。字春農。漁邨其自號。姓源。海保氏。南總武射郡北清邑人。考諱修之。號恭齋。妣北田氏。生三子。君其季也。生七八歲。恭齋君

授以句讀書字。終日不倦。恭齋君憐之。數令之休。不肯。迺遣之通信於隣里。君疾走往復。事每速辨。後或有急。恭齋君輒曰。非純卿則不可。頗以爲累。北田氏後以爲㕛。純卿君之小字也。年十四。始徠江戸。不堪喧囂。泣曰。是豈可讀書邪。未數月歸鄉。旣長。覃思經術。稔廿四再來江戸。首受知柳沂劉君。遂俱遊于錦城師之門。錦城師一見大嗟異之。許以遠到。及錦城師歿。君與荒井堯民。實謀營建其墓碣。天保庚子。周易古占法刻成。識者稱其精確。後三稔遊乎京師。尤爲日野帝相公所賓禮。明年閣老佐倉侯。招禮諸儒。啓迪其藩士。君亦與焉。嘉永壬子。水戸公聞名召見之。將使講經其邸。有沮之者。不果。先是秋田侯及閣老濱松侯。聘君爲儒官。皆不應。安政丁巳。曉湖棠邊二劉君。與□庭劉君謀。而請于大府。以君爲躋壽舍儒學教授。處士命授授。自君始云。後五年疾作。迺自撰墓表。誌其後曰。安政庚申寢疾。延至文久紀元。荏苒彌留。計將不起。乃或幸而能愈。亦慮氣力漸衰。精神益耗。不能長視。息天地間。則他日以此代墓上之文。其又無不可也。旣而病稍小康。乃復握管讎溫古籍。訂正著書。興會所至。間亦摹帳。未曾一日懈。所著經說雜著卅餘種。將相續刊行問于世。惜哉。世變多故。君亦老而益病。慶應二年八月。舊痾復大發。遂以九月十八日不諱。距其生寬政十稔十一月廿二日。得年六十有九。以是月廿日。葬本所普賢寺域內新塋。君氣貌淳古。寡言笑。不嘉閒語空談。其接人一以渾厚和平。不俛仰以取容。亦不矯激以矜氣節。其自述曰。處士無他所長。唯略知讀書。亦唯純乎一於治經。不嘉汎涉。嘗謂漢經師說。雖有異同。要得之於七十子遺傳。則今日治經。唯當原之於注疏。徵諸各經。參之於史子集之言。辨訂其異同。研覈其是非。以求合於古

聖賢立言之旨。如是焉耳。凡宋以後好自抒心得者。一切置之不取也。前後所著若干種。周易古占法。及漁邨文話。既刊行世。他易書詩三經及論語。有漢註攷。中庸大學。有鄭子義。孝經孟子。左傳國語。並有補證。又有孟子年表。書及中庸。晩加訂正。餘未及釐革。文章軌範補注七卷。常課及門之士。輯錄成書。不待老筆記。見聞異辭。三書皆係平生所雜記。嘗論古人經說。散見於歷代史。湛涎有足補古注疏之遺者。不一而足。亦畧手輯就緒。曰十七史經說。又論西洋說。唯天文曆學。稱爲精確。然亦有得有失。若近日所唱地動之說。實與緯書妄談符。極爲不經。況其所主張祆教者。最大害於世道人心。此不可不辨者。有祆教紀原。餘經說及雜著。亦不下數十種。蓋處士少壯。從太田錦城先生學。是以其於經義。一在乎恢張師說。然其不易從者。亦必有所論辨補正。不至阿乎所好也。幼從其先考恭齋府君受句讀。皆依古注疏。其晩稔專用力於此。亦非偶然云。性孤僻。其讀書行已。不合時趨。是以後終身轗軻以歿焉。此似爲可憫。而處士終不以此易彼也。漁邨老夫自誌。慶應三稔歲在彊梧單閼秋九月。不肖嗣元起稽顙拜書拜叙。

この由緒ある寺も、昭和二年五月十八日付を以て府下北多摩郡多摩村大字染谷字尾原に移る事になつた。

清光寺

清光寺は荒井町十一番地にあつた。長景山と號し天台宗で淺草寺の末である。創立は明應元年で俊能法印の開基にかゝり中興は權大僧都法印亭圓和尚である。

本尊は地藏菩薩、阿彌陀如來、千手觀音の三尊で本堂に安置し護摩堂には不動尊、祕佛稻荷、準提觀音

が祀つてあつた。其他稻荷社、石地藏尊、寶篋印塔等があつたが大震災によつて壞滅し昭和三年三月千葉縣東葛飾郡松戸町松戸大字虹引に移轉する事になつた。

最勝寺

最勝寺

最勝寺は表町六十五番地に在り牛寶山と號し明王院と稱した。天台宗で淺草寺の末である。元慶元年慈覺大師の高弟僧良本の開設する所といふ。もと向島須崎牛島神社の別當であつた。本尊釋迦如來は慈覺大師の作にして境内に鎭座せる不動尊は府下五色不動の一なる目黄不動である。此不動尊はもと末寺東榮寺に在つたが、同寺廢するに及んでこゝに移した。其の他昔日牛御前の本尊であつた大日像及び大黑の像があり、寛永の頃將軍家光公境内に休憩の假殿を造つたことがあつたので御殿山と唱へ大樹があつた。大正の初め南葛飾郡下平井に移轉した。

榮壽院

榮壽院

榮壽院は表町五十三番地に在り延命山と號し曹洞宗にして原庭町福嚴寺の末である。明暦元年の創建にて開山は周鶴和尙、開基は太田左衞門太夫である。

本尊は將軍延命地藏で惠心僧都一刀三禮の尊像である。新田左中將義貞公の家臣篠塚五郎の守り本尊で、一名之を篠塚地藏と稱した。產婦之に祈れば靈驗新たかなりとて安產を祈るものが多い。同寺も昭和四年二月十九日付をもつて府下足立郡伊興村字狭間耕地に移轉する事になつた。

本久寺

本久寺は同町六十八番地に在つて照法山と號し日蓮宗にして下總國本土寺の末である。元龜二年日有上人が之を創建した。當寺に安置せる開蓮の祖師像は日朗上人の作である。又子育鬼子母神がある。

實相寺

實相寺は同町十番地に在つて是應山と號し日蓮宗にして本土寺の末である。慶長二年日澄上人の建設に係り、門頭に頭痛虫封每日。中山相承祈禱所と標示してある。

尙境内には左の如き諸堂があつた。

鬼子母神堂　本尊は傳教大師の作なりといふ。　祖師堂　日蓮岩懸の像を安置す。

熊谷堂　熊谷文珠菩薩を安置す。

妙縁寺

妙縁寺は中之鄕原庭町五十二番地に在り正榮山と號し日蓮宗にして駿河國富士郡上條村大石寺の末である。寛永六年日舜上人の開設する所である。當時十八世の住持であつた日脫上人は豪俊にして器幹があり、好んで人の難に赴き水火をも避けずといふ性質であつた。それ故相馬大作が刑せらるゝことゝなつた時、上人と親交のあつた幕府の士清水恒光翁の依賴により大作の二兒を保護して津輕藩に一指だも染めさせなかつたといふ逸話が殘つて居る。又この恒光翁は文政頃に於ける能書の神童として知られた淸水孝（晴太

點この定である。同寺も大正十四年七月付を以て府下南葛飾郡小松川町に移轉を許可せられた。

東盛寺

東盛寺 桃青寺

東盛寺は中之郷原庭町三十五番地に在り芭蕉山と號し臨濟宗である。堂中に安置してあつた松尾芭蕉翁の木像は、其の高弟小川破笠が晩年の作であつて高さ八寸五分あり、之と相刻して西行法師、山口素堂の像があつた。地名辭書に「原庭町の東盛寺は、寺傳に寛文中默宗禪師の建立にて定林寺といへりと。然れども延寶、元祿の諸圖に見えず。疑ふべし。寛保の頃俳諧を學ぶの徒定林寺に芭蕉堂を置き寺號をも桃青と改め後ち寶曆中中興して東盛寺と改む。此東盛寺芭蕉堂のことにつきて松浦侯の甲子夜話に一説あれども、皆信ずべからず云々。」とある。

福嚴寺

福嚴寺

福嚴寺は同町四十二番地に在り牛島山と號し曹洞宗にして駒込吉祥寺の末である。延德三年の創立にて、開山は安允和尚（天文十三年寂）開基は鳳鶴和尚である。什寶も數多ある中でも海上出現の十一面觀世音無盡地藏菩薩、大般若經六百卷は著名のものである。

遍照院

遍照院

遍照院は中之郷竹町十二番地に在り眞言宗にして鶴田山と號し眞念寺と稱す。

當寺に於て「弘法樣の御灸」と稱し僧侶が灸點をなし甚だ繁昌して居る。今其の由來を聞くに、先代の

住職坂下諦念（俗稱内畑藏）は青年時代品行修まらなかつたが、中年に至り一念發起して高野山に登り難行苦行の結果信心堅固の僧侶と爲り、文久二年現地に來て大師堂を建立し嘗て弘法大師より夢想に授つたと云ふ灸を施したのが始めで、漸次其の名高くなり明治三年の火災後同六年に堂宇を再建し同十六年九月に總本山京都教王護國寺末に加へられて山號寺稱を許されたが、此の諦念は同二十年に寂し松下啓念が代つて住職となつた。灸點に來る患者は胃病、喘息、神經痛、痰、肩の凝など大部分にて毎年四五月の頃は最も繁昌し一日平均一千人を下らず平日も七百人は來るといふ。

松嶺寺

松嶺寺

松嶺寺は中之郷原庭町五十四番地に在り眞源山と號し臨濟宗にして多福寺の末である。

長建寺

長建寺

長建寺は同町二十一番地に在り隆江山と號して珠淸院と稱す。淨土宗にして牛込袋町光照寺の末である。明暦三年小林珠淸尼の開基に係る。江戸砂子には開山周譽上人中興天曉和尙とある。同寺は府下南足立郡花畑村大字花又三五三七在の正受院に合併し長建寺と稱した。

成就寺

成就寺

成就寺は中之郷竹町二十七番地に在り嘉祥山と號し西光院と稱す。天台宗にして近江國延暦寺の末である。

嘉祥元年慈覺大師の開基で舜慶法印之を中興した。江戸砂子には正和三甲寅年起立とあり。往古は嘉祥山寂光寺圓仁院と唱ふ。本尊は聖德太子の作と稱する阿彌陀如來で同寺に嘉祥元戊辰年八月十二日と刻した碑を藏して居ると云ふ。

門頭に西葛西三十三所觀世音第二番紀三井寺寫と標示し境内に林諸鳥の建てた左の如き碑がある。

萬葉集卷十四下總國歌曰

爾保杼里能可豆思加和世乎爾倍須登毛曾能可奈之伎乎刀爾多氏米也母

葛西郡本下總國也貞享三年丙寅春閏正月割利根川西、屬武藏國云、天明二年壬寅冬十月林居士諸鳥得

陸奥國牡鹿郡石建之

又麥字居士の碑がある。文政八年冬十一月の建設にて菱湖卷大任の撰文である。同寺は大正十四年七月移轉を許可され昭和四年十月十一日府下南葛飾郡小松川町に移つた。

靈光寺

靈光寺は同町十三番地に有り瑞松山と號し、淨土宗にして芝增上寺の末である。開山は木食重譽上人靈光和尚で、初め草庵であつたが寛永三年寺院に列した。本尊阿彌陀如來は增上寺の觀智國師京都よりの歸途伊勢にて得たものなりと傳說されて居る。

如意輪寺

如意輪寺は中之郷元町十二番地にあつて天台宗に屬し竹町成就寺の末である。嘉祥元年僧慈覺が開基であると傳へられてゐるが、文政十年類燒に遭つた節諸書留等を燒失しその由緒を知ることが出來ない。

天祥寺

天祥寺は中之郷元町三十二番地に在り向東山と號し、臨濟宗にして京都妙心寺の末である。開基は松浦肥前守鎭信にて開山は般珪禪師である。元祿六年の創建に係り境內に養老泉と名けた水があつたので一碑を建て其の事を記し文末に寛政十一年已未十二月十六日天祥七世南道祖能記と刻してあつた。

清雄寺

清雄寺は中之郷元町十七番地に在り覺英山と號し本門寺法華宗にして京都妙蓮寺の末である。寛文二年の創立にて開山は日崇上人開基は酒井忠勝である。

大法寺

大法寺は中之郷業平町十二番地に在り寶聚山と號し日蓮宗にして法恩寺の末である。開山は大權院日巧上人で中興は日陽上人である。新編江戸志には「抑當山は人皇百五代柏原院大永六年草創平河山第八世大權院日巧上人今の御廓內平川に造立す本願の宿意は廣布石より事起れり。此妙石元來千葉石とて千葉家代々寶石也。開基日巧上人は千葉氏。龜井戸の產なり。往古は龜井戸迄は吾妻海道也。日蓮上人房州より鎌倉御通の砌此千葉石へ超入醍醐の妙名を書玉ひ廣宣流布の願を立給ふ。則廣布石と名付永々千葉氏尊敬

眞盛寺

延命寺

せり。然るに日巧六歳の時疱瘡にて既に死す。父母悲にたへざる所一人忽然として現れわれは是卅番神也とて良薬を與へ玉ふと見て夢覺ぬ。此子忽蘇生す是廣布石の利益なりとて一子を出家させしむ。是則日巧なり。壯年精舍造立す。後谷中に轉地す。」とある。元祿年中今の本所に移つた。例の廣布石は本堂に安置し、日巧上人彫刻の三十番神なども併置した。今に夢想疱瘡の守を出す。同寺は昭和二年五月府下南葛飾郡小松川町逆井字龜田に移轉を許可されたが昭和四年十一月五日同所に移つた。

眞盛寺

眞盛寺は中之鄕業平町九番地に在つて天羅山と號し養善院と稱し天台宗にして延暦寺の末である。寛永八年僧眞觀の創建にて初め湯島天神前樹木谷に在つたが、天和年中谷中に移り次で元祿年間中之鄕の地に移つたが、大正十二年豐多摩郡杉並町高圓寺一四四に移轉した。

延命寺

延命寺は中之鄕八軒町十九番地に在り三圍山と號し眞珠院と稱した。天台宗にして淺草寺の末である。文和元年僧源慶の建る所にしてもと三圍稻荷社の別當であつた。往昔其の舊地は水戸邸の處で水戸家の下屋敷造營に當り現地に移つたのである。當寺に瓦不動尊がある。江戸砂子に瓦不動尊　中之鄕瓦師中氏彦六作。此彦六は無双の名人にて瓦をもつて佛像を作るに、其形相佛工の及ばざる所をよくす。正保四年九月高野山蓮華定院の住職盛遠法印所望によつて、倶梨迦羅不動の像を作る。かの寺の開山行勝上人は倶梨

迦羅明王の化現なれば、あまねく諸國において佛工畫師等に命じてうつすに、終に心にかなはず。中氏が瓦をもつて作るを見て、はじめて望をとげたりと感心のあまり、件の旨趣を書て彦六にあたふ。彼が家にありて珍とせり。此者むかしは今の椎木やしきの地に住すと也。東都瓦師のはじめは寺島氏と此彦六なり」といつてゐる。同寺は昭和二年四月付を以つて府下南葛飾郡龜青村大字青戸字西前沼に移轉する事になつた。

南　藏　院

南院藏は中之郷八軒町二十五番地に在り業平山と號し貞和四年林能法師の開設に係る。境内にもと業平神社があり又縛られ地藏があつたが、昭和元年十二月付をもつて南葛飾郡水元村大字下小合一四一二番地に移轉する事となつた。

縛られ地藏尊　縛られ地藏尊は同境内に在り祈願者繩にて地藏尊の石體を縛し祈願成就するに至りて之を解くのが例である。祈願者が常に絶えないから平素縛られどうしである。

享保年間太物賣某此の地藏尊の前に晝寢して覺れば即ち携へてゐた所の太物がない。因て町奉行大岡越前守に訴へた。越前守命じて地藏を縛らせて之を官邸に運んだ。民衆は珍しさの餘り踉隨して奉行所の門に入つた處門が鎖ざされてしまつたので民衆は大いに驚いた。越前守は猥りに官邸に入るの罪を責め科料として日を期し各自に太物一端を納めしめた。是に於て種々の太物法廷に堆積したから越前守太物屋某を

召して檢せしめたところ其の中に自己の失つた所の物があつた。是より搜索の緒を得て遂に其の罪人を捕ふるを得たといふ傳說があるが地藏尊は此の緣故によつて今も尙ほ繩を免がれ得ずと言はれて居る。この地藏尊も寺院移轉と同時に移されてしまつた。

常　泉　寺

常泉寺は小梅町百六十六番地即ち舊水戶邸の東に在り久遠山と號し日蓮宗にして駿河國富士郡大石寺の末である。開山は六老僧の一人日興上人にて開基は日是上人である。表門の前には銀杏の老樹があつたが大正震災に燒失する至につた。中門内に十返りの松並に漢張仲景の碑があつたが松は銀杏同樣の災を受けて失はれた。鐘銘の終りに元祿十三庚辰年仲冬下旬六日、富山大石精舍前嗣法日啓謹誌、住持比丘大信阿闍梨日顯、冶工木村將監安繼と刻してある。

新篇武藏風土記稿に云。「常泉寺法華宗駿河國富士郡上條村大石寺末久遠山と號す。本尊は本山二十五世日宥の筆せし三寶の板本尊を安す。開山は六老僧日興上人にて、開基は仙樹院日是と稱す。慶長元年當寺を創し、元和七年六月二十八日死す。此人は高橋氏にて下總國千葉氏家人の末流なり。今も近鄕高橋氏を稱するもの數家あれど、皆日是の庶流の者にして嫡流の家は絕しといへり。然るを村長九兵衞が傳へに。彼が十四世の祖高橋新右衞門は當時の開基にて慶長十一年六月十一日死し。啓達院淨印と號す。寺域はもと己が宅跡なりしに。初は淨土眞宗を尊信して當所へ聖德太子の堂を營み。其後慶長の頃改宗して太子

堂を中之郷へ移し新に當寺を創立す。寺中啓遠坊は則啓遠院淨印隱棲の舊地なりと云。此寺には傳へざる處なれど理あるに似たれば姑く傳への儘を錄す。

其後當寺第七世日顯は京都の產にて、後水尾院第一の皇女無品內親王の御取立にあづかり、屢御祈禱など命ぜられ、延寶七年內親王の御女天英院殿文昭院殿へ御入輿の時供奉して關東へ下り、當寺に住しけるが御由緖をもて若君姬君及び御部屋齋宮御方等寺內へ送葬し奉りしかば、寶永七年三千四百坪餘の寺地を賜はり。同年西葛西領小谷野村にて本乘院殿御佛供料三千石の御朱印を附せらる。正德元年六月御本丸御客御殿を賜て書院とし、同き四年天英院殿思召を以本堂御造營及び客殿經佛具等一色寄附したまひ、同年又本堂建立のためとして金千五百兩を下し賜はる。宮殿經机四十部天蓋一色御造立ありと云。

寶物、坐像釋迦佛一軀（後水尾院法華經題目書寫し給ひし紙をもて、御手づから作らせ給ふ。模糊の像にて、第一皇女級宮御方に御形見として進ぜられしを、天英院殿に讓らせられ後當寺に納めたまひしなり）伽羅佛立像正觀音一軀、立像毘沙門一軀（文照院殿御守本尊なり）四天王四軀（元文の頃天英院殿御歸依にて淺草長遠寺より當寺に移されし像なり。以上六軀は告別に堂ありてそれ〳〵に安置せしが、天英院殿三十三回御忌に當り御佛殿等御修造遊ばされし時、何れも御取拂となりし故其後は寶藏に安置すと云）日蓮像二軀（一は無品親王御持佛一は天英院殿御持佛なり）十界勸請曼荼羅一幅（日蓮筆天英院殿御守本尊なり。）法華經自我偈一卷　法華經屬累品一卷（紺紙金泥寶永の頃本乘院殿二七日御菩提のため、文昭院殿

の御筆なり）文昭院殿御筆一幅（君をもふ思ひに數のとられなは、千里の濱の石は物かは）題目一遍一幅（後西院皇子有栖川幸仁親王御筆。此外御雛御屏風御葉擧銅諸道具御寄附あり。且本堂客殿及書院釘隱屋瓦等所々葵の御紋を免さる。）垂跡堂、鬼子母神堂（天英院殿御寄附の像にして淺草妙音寺より移されしものなり）鐘樓（享保四年四月鑄造にて元祿十三年の銘文を鐫す）御廟所（境內西北の方にあり）妙徵日信大童女（文照院殿の姬君豐姬君と稱し奉る。天英院殿の御腹なり。天和二〔一作元〕年八月二十六日櫻田に於て御誕生同三年十〔一作十一〕月二十一日逝去。始當寺へ葬せられ後年小石川傳通院へ御改葬あり。御法諡も淸華日信と改めらる。）夢月院殿幻光大童子（文昭院殿御五男御同腹なり。元祿十二年九月十八日櫻田御殿にて御誕生。卽日夭折し給ふ）幽夢大童子（文昭院殿御六男本光院殿御腹なり。寶永七年七月二十四日御誕生卽日逝去せらる）本乘院殿妙融日耀大童女（文昭院殿御養女實は近衞左大臣家凞公の女。天英院殿御姪なり。元祿十六年十一月四日櫻田館へ御着政姬君と稱し奉る。寶永元年七月二十二日〔一作二十一日又作朔日〕逝去）本光院殿妙秋日圓大姉（文昭院殿の御部屋齋宮御方なり。寶永七年七月二十五日逝去）

寺中　法種坊　本行坊　本住坊　壽法坊　啓運坊。（以上風土記稿文）

墓域內には朝川善庵其の他の墓がある。善庵の碑銘を左に擧けて置く。

善庵朝川翁墓碑銘　　松　浦　　煕

朝川氏。名鼎。字五鼎。號善庵。江都人。親生考名世瑶。字叔瑟。號兼山。其先北條氏。後稱片山氏。世

居上毛綠野郡平井村。至叔瑟始來江都。受業於南郭服氏。耑攻漢學。教授於都。娶於原氏。得三男一女。叔瑟多病。中年歿。三子尙幼。原氏無所依賴。乃携遺孤。再適醫人朝川默翁。默翁撫育四子。視如所生。最愛其季。季卽善庵也。漸長。親課句讀。及年甫十二。就學於山本北山。北山一見偉之。呼爲神童。旣而默翁拉善庵。遊京攝間。結交於諸名彥。居三年而歸。至寬政戊午。從長崎鎭臺肥田豐州赴於崎。又遊歷南肥薩摩。經五年而歸。其學益博。經業最精。時吾先人聞其名延之。禮遇亦優。於是列候執贄受業者十數。藤堂氏大村氏。最爲所親昵。至文化十一年甲戌。翁卽世。臨歿遺言曰。汝非吾所生。實爲乘山遺腹子。今汝三十餘歲。學旣成矣。汝當復本姓以續先業。善庵聞之愕然。始知其有所生父也。然默翁撫育之恩過所生。遂固請終身冒朝川氏。至乙亥抄冬。淸國海舶。漂到豆州下田港。異俗言語不通。下田係韮山縣令江川氏所治。善庵應縣令招。往筆話。贈答不辱國體。賞賜白金若干。至弘化三年丙午閏五月朔。幕府辱招賜謁。可謂希世之榮矣。嘉永紀元十二月嬰病。以翌年二月七日終。距生天明元年辛丑四月八日。得年六十有九。遺屬葬北總葛飾郡小梅村常泉寺。遺孤及門人胥議。私諡之曰學古先生。配春田氏。擧男女子六人。長曰正準。出嗣相田氏。次曰格字天壽。復本姓。稱片山氏。夙世。第三子殤。因養大聖寺藩横江成美之子鼎爲嗣。以次女配之。女長適各務氏。第三女適堀川氏。抑謂善庵下帷教授有年。初無意筮仕。及後感吾家之有舊契。幡然釋褐而起。於是待以殊禮。參豫政事。所貲不尠。頃者嗣子鼎懇請碑銘於余。乃叙其概畧如此。至於詳備。則別有行狀。就可攷也。銘曰。

國之寶器。宜在廟堂。久淹于下。抑而遂揚。聲譽赫奕。達于巖廊。公廷賜謁。一何榮矣。况復賓筵。競行聘迎。惜乎命也。有涯其生。一碑墮淚。薄勒斯銘。

嘉永三年庚戌三月下澣

而してこの墓碑も震災の爲めに大破するに至つた。

圓通庵

圓通庵は同町百二十七番地に在つて元祿年中弘福寺開山鐵牛和尚隱棲の舊跡である。本尊正觀世音を安置し現今は尼寺となつてをる。

弘福寺

弘福寺は、須崎町七十七番地に在り牛頭山と號し黄檗宗にして山城國宇治郡萬福寺の末である。初め小梅にて香積山と號し善左衛門村に在つたが、延寶元年鐵牛和尚此地に移り山寺號を改め堂舍寮坊を新築した。開基は美濃守稻葉正則であつて寺内に布袋の像を安置してある。

震災前は門前に不許葷酒入山門の制止石が立てられ、門内西に翁媼の石像を安置した小堂があつた。正面は佛殿にて二重屋根に大雄殿の額を掲げ黄檗隱元書と署名されてあり、楣間には牛頭山と扁し開山機とあつた。左右の柱聯は鐵牛の書する所で福地弘開龍象集、玄門高聳聖賢臨と題してあつた。此聯は牛頭山の額と共に昔時漢門卽ち總門に掲げてあつたものである。玄關には門開長見江山靜。地勝不嫌車馬喧の聯

を掲げなどして自づから風流であつた。墓域内には左の有名なる墓があつた。

大湫南宮先生之墓　銘文の末に安永八年已亥三月三日從五位下能登守藤原政陽謹誌とある。

建部凌岱墓

林東溟墓

松平縫殿頭墓

墓面には停雲院殿冠山兀叟大居士之墓とあり其の碑文は左の様である。

故縫殿頭入道冠山源公墓碑銘

佐藤坦

坦閲世之久。崇卑遠邇所識者。不爲不多。而於冠山老公。知遇最爲厚且舊也。老公往嘗囑親臣服部遜曰。吾老矣。非久於世者。他日志墓之文。請之一齋。一齋知我悉矣。及其卒也。今侯俾遜來傳遺囑。且曰。人之知亡親者。孰若先生。請記其所知。以濟亡親之志。是亦孤子願也。坦乃再拜受命。不復辭也。遂叙其行件曰。公諱定常。字君倫。源姓。松平氏。池田族。稱縫殿頭。爲因幡國主支封。親生考同族諱政勝。生母朝倉氏。公年甫七歲。爲先侯大隅守諱定得養子來嗣。至天明五年。始朝見叙爵從五位下。後十七年間。番衛郭門者三。加番駿府城者一。享和紀元。以病謝職。冢子兵庫君諱定興嗣。兵庫君先卒。今侯以次子承後。今爲大番頭。初公之立朝也。在寬政中。大政一新。文武賢能。彬然彙進。時柳班之以文學著者。有二人焉。

佐伯毛利高標。仁正寺候市橋長昭。并公爲三。而公於詞翰尤優。三侯又與我述齋林子善。坦亦藉林子薦。恒周旋乎其間。論經評史。靡時而或輟。又有詩人木口簡者。佳辰讌席必陪。既而簡先沒。佐伯仁正寺兩候。陸續凋謝。而獨公與林子健在。坦亦無恙。四十餘年。驩如一日。此則人生殆乎不易多得者矣。公爲人寡欲。無他嗜好。唯耽墳籍。古今和漢之書。無所不涉。謝職之後。恒以著述爲娛。至於地理物產之說。亦皆入編摩。又旁及乾毒之典。時或延高僧名緇以討論。人或以佞佛譏之。然其於彼焉之所求。蓋在窮理一途。與世之漫祈冥資者不同也。公性又慈諒謙下。常爲韋布交。故都下碩儒鴻匠。與夫有一技一藝者。群胥來候。卒無虛日。公亦老健。苟有可與語者。不論貴賤。身親訪訊。殆忘其爲封候也。公嘗患頭疴。劇時自分不起。口授臣遜錄遺訓。凡若干千言。其精神整暇。不爲病惱者如此。既而疴亦幸愈。遂雉髮稱冠山道人。至文政己丑三月。砲洲賜邸罹災。因移於龜隆村別業。自後漸謝泛交。時與一二親串相來往。或寄娛園地樹藝。澹然息慮。以自頤養。今玆七月七日。適如砲洲宿焉。其翌丙夜。項背痛甚。如痺風然。左右倉皇呼醫。醫刺絡。稍暖復發。救治無効。以九日寅初刻。終於正寢。時令候戍大坂城。唯有家婦岡部婦人。及臣遜臣北村義卿。與左右數輩侍養。坦遽往。已無及也。乃哭盡哀。遂留與謀斂事。嗚呼痛哉。公無正室。九男十六女。皆側出。生歿並見於譜。公所著。有周易管窺四卷。論語說二卷。心得餘錄一卷。藝園擷餘三卷。服膺君一卷。十六國年表一卷。元史藝文志一卷。皇朝藝文志十卷。近世藝文志年表六卷。日擊書目解題六卷。地志備用典籍解題二十三卷。駿河國志補遺七卷。武藏名所考四卷。武藏風土記考註二卷。淺草寺志十九卷。墨

水源流考一卷。因幡故事編考證一卷。勝見遊覽記三卷。陶白堂詩稿十二卷。曖遠樓文稿八卷。寒檣存稿六卷。雜肋草六卷。寒檣漫錄二卷。陶白堂隨錄三卷。池田氏譜牒集成三十八卷。南蘭草二卷。非獨語一卷。言善錄一卷。岐亭餘響一卷。護法漫筆一卷。護法百問二卷。懐舊志四卷。續懐舊志四卷。無慮三十有三種。其餘禪釋諸說。地理物產諸考。尙有二十餘種。不能具載。然奈已托之穀。多歸灰燼。今僅存十之四。可勝惜乎。嗟夫封侯之以文學著者。求之於世。不翅晨星。而若公者。尤爲難得。況於著書之富如是。其誰與儔焉哉。公以丁亥之歲亥猪日亥中刻生。實爲明和四年十月三日。屆於今歲癸巳。得齡蓋六十有七矣。其葬在葛飾郡牛島弘福禪寺。從先隴也。友人松崎復與公交契。亦舊且深。今侯因分屬銘於復。以係於後。亦公之志也夫。其詞曰。

南木之揭。易種池田。護國之胤。大姫之孫。有縣瓜瓞。分封于因。象德流祉。暨公五傳其一冠公因望。公因宗英。優游簡貴。若魏信陵。種文績學。若楚更生。蚤謝簪紱。養眞家園。其二四部七錄。心胸星縣。出入老釋。有味中邊。截斷衆流。萬喙莫旋。溢爲論纂。汗靑等身。其三抽其緒餘。昌詩以文。陶情自思。惟意所宣。寂寥短章。紆餘長篇。誹諧旋頭。傳播人天。其四情性肫摯。出于自然。擇友少壯。先淸其源。暮年泛交。汪濊其淵。韋布亢禮。撝謙孔堅。其五文愈三紀。苦岑情殷。吾不知賤。公忘其尊。德音如在。死生路分。銘德樂石。表斯墓門。其六

天保四年歲次癸巳冬十有二月丁酉朔

新編武藏風土記稿に、弘福寺黄檗宗山城國宇治萬福寺の末牛頭山と號す。當寺元善左衛門村百香積山といへる小庵なりしが、黄檗二代木庵の弟子鐵牛、延寶二年爰に移して山號寺號をも今の如く改め、堂舍寮坊善美を盡して落成したりければ大家の歸依日々に增加し繁榮せり。開基は稻葉美濃守正則なり。元祿九年歿し潤信院泰應元如と法諡す。本尊釋迦惠心の作長三尺坐像なり。脇士迦葉阿難も同作にて立像長二尺五寸、延寶五年十一月二十一日嚴有院殿御遊獵時當寺に渡御ありて堂舍の落成を上覽ましまし白銀許多を賜ひ夫より後たび〳〵御膳所となれり。總門（今は廢せり）天王閣（弘福寺の三字を扁す。木庵の筆なり。左右に道泰玉麟現瑞林成金鳳來儀の聯あり。又正面に布袋後面の中央に韋駄天文珠。四隅に四天王を置く共に運慶の作樓上天王閣の三字を掲ぐ是も鐵牛の筆なり。）佛殿（大雄殿の扁額あり隱元筆。又本尊の上に大廣德の三字を扁す。兩柱の聯に見相傾身致保未忘法相揮金布地自然徧界黃金の數字あり。又堂中左右に武陵界上重開弘福禪林人々慶喜牛首山中新建大雄寶殿永々謳依支那沙門澂高泉敬題の聯あり。本尊の左右聯に寛天日月久晦祖燈重煌皈旱地雲雷普霑林木盡華榮黄檗木菴書とあり）禪堂選佛場の扁額を掛く內に觀音地藏を安す。藤村忠圓と云へるが作外に開山鐵牛の木像、二世鐵關の畫像を板に彫れるあり。聯あり、正字眼桑域初日眞見黃檗嫡孫當山第三代嗣法門人程瑞鳳拜題とあり。慈觀堂の三字を扁す鐵牛の書なり。）齋堂（今は蹟のみなり）開山堂（これも今は廢せり）鐘樓（鐵牛の筆鐘樓と扁せり。貞享五年鐘銘あり）左にのす。

牛頭山弘福寺大鐘銘並序

瑞聖鐵牛和尚。住弘福之明。修葺寺宇將大完。井伊氏伯耆守直武公。與玉心院太夫人壽林元棠大姉。發心施金爲巨鐘。以利幽顯。寓書徵余銘。爲之銘曰。

牛首之阜兮。有大法將。整飾琳宮兮。曷殊天匠。幸値賢守兮。母子同心。乃皃氏兮。乃簡赤金。範斯巨器兮。永鎭禪林。曉昏考撃兮。以利幽顯。曰福曰壽兮。先豈淺鮮。用祈世主兮。萬歳千春。億兆樂業兮。四海歸仁。爺斯衍慶兮。子孫振々。以空爲口兮。審婁爲毫。擬書厥勳兮。莫殫一毛。

臨濟正宗三十四世高泉潡敬選

貞享五年歳在箸雍執徐林鐘上澣穀且支那國傳

經藏(聖相の二字を扁す。毘盧舍那教藏圓滿功德薩婆若海疑禮了悟佛心の聯あり)太神宮八幡春日合社、八佾稻荷社、箱根權現淺間熊野合社、建凌岱墓碑(境内墓所にあり。建部綾足字孟喬寒葉齋と稱す。俳諧歌の古事記に片歌とみえたるを考へ唱へ其道に於ては殊に賞せられしなり。上京して後花山宮に從ひ遊べる頃。片歌道主の稱を與へられ安永甲午の年三月十八日五十餘にて死せり。此碑は翌乙未の年門人建由明など稱するもの建し由。加葉千蔭假名文にて記したり。此餘境内に秋生茂卿の門弟林義卿及太宰純の門弟古郡長寛井上喬卿等の碑石あり。(以上風土記稿文)尙當寺は隅田川七福神の內布袋尊を祀つてあるが大正震災に他は全部烏有に歸したけれ共布袋尊の本尊のみ火中にて難を免れたといふ奇蹟が殘されてある。

長　命　寺

芭蕉堂

長命寺は向島須崎町八十八番地卽ち舊牛島神社の北隣に在り寶壽山と號し遍照院と稱した。天台宗にして延暦寺の末である。當寺初は常泉寺といつたが寛永年間將軍家光公放鷹の途次微恙の爲めに寺に憩ひ、住持孝德の差出した境内の般若水を以て服藥した處頓に快愈したので長命水の名を賜はつた。因て是より長命寺と改めたのである。長命水は今尙現存し洗心養神と刻した石標の傍に屋代弘賢のしるした碑を建てゝある。境内には史蹟と指定されてある橘守部の墓所を始め有名なる碑石が重り合つて立てられてあるが震災に依て可成りの損害を受けた。又震災前迄は芭蕉堂が境内にあつた故に沿革を次に述べて置かう。

元祿の昔、芭蕉松尾桃青は西行宗祇の遺風を慕ひ、未だ五七五の野風を樂しとして生涯を過したが、卽ち彼芭蕉は俳諧道中興開山といふべきであらう。芭蕉の門人に青流といふ人が居り、或時宗祇法師の墓參をなしその墓前に於て、旣に祇は空しとて名を祇空と更め、向島の地に草庵をむすんで居たが、ふと雲水の心動き薙髮して諸國を遊歷し、享保十八年四月廿三日享年六十八にして箱根湯本に歿し、早雲寺に葬られた。祇空の門人に自在庵祇德といふ人があつた。この人は淺草藏前の札差であつたが隱遁の志深く、享保年間に俳諧語類の編輯をなしたが、其後寶暦年間に祇空の庵趾近き長命寺中に草庵をしつらへ、庵室に芭蕉翁の像を安置し、三昧の外に他事なかつた。これ卽ち長命寺中芭蕉堂の起原である。

其後俳諧師水園もこゝに住居したることあるが、維新前廢庵となつて居つたのを、明治初年梅室が品川海晏寺中の芭蕉堂を見て、其れが形式を執つて長命寺中に再興したけれ共後を繼ぐものがなかつた。續い

て田安家御庭番加藤氏が寺中に居を作つて手習師匠を始めたが、其際芭蕉翁の像を一間に安置した。其後中村園香宗匠が庵室を改造するに當り茶室式になした處、明治廿九年四月日本銀行ボートレースの時打ち上げた花火に依つて向島に數ヶ所の火災を起したが、其の時にこの堂も同樣の難を受けた。依つて明治卅二年再興を終へ大正年間に至つた處、大震火災に全滅したれ共木像は其以前園香翁歿後狂雷堂顧十が持ち出し、彼の死後子孫が私有するに至つたことは誠に惜しむべきである。

最教寺

最　教　寺

最教寺は押上町二百一番地にあり天松山と號し慧到院と稱して甲斐國身延山久遠寺の末である。慶長元年の創建にして開山は通行日境上人で開基は日崇上人といふことである。當寺に藏した所の蒙古退治曼荼羅は有名のもので、毎年七月十六日より二十二日まで蟲拂の爲に一般の展覽に供したものである。同寺は昭和五年七月三日付を以つて府下豊多摩郡杉並町高圓寺百三十番地に移轉する事となつた。

徳正寺

徳　正　寺

徳正寺は同町百八十五番地に在り弘誓山と號し天台宗にして淺草寺の末である。永正十年の創建にて開山は詳でないが僧存慶之を中興したと傳へられて居る。當寺も震災後府下南葛飾郡奥戸村上平井に移る事になり昭和二年十月三十一日許可の辭令があつた。

大雲寺

大　雲　寺

春慶寺　法性寺　妙見堂

大雲寺は押上町二百九番地に在り長行山と號し淨土宗にして京都智恩院の末である。元和六年梵譽上人貞存和尚（延寶三年八月十六日寂）之を創建し、初め淺草森田町に在つたが寛永八年の災後此地に移つた。本尊阿彌陀如來は運慶の作なりといはれてゐる。墓域には中村勘三郎以下猿若代々の墓があつた。震災後南葛飾郡一の江に移轉する事になり昭和九年六月廿八日移轉を濟了した。

春慶寺

春慶寺は同町六十七番地に在り長養山と號し日蓮宗にして甲斐國久遠寺の末である。元和元年の創建にて初め淺草森田町にあつたが寛文七年此地に移り開山は日理上人である。

普賢堂には推古天皇の朝百濟の僧觀勒の携へ來た普賢像（長二寸八分）を安置し號して開運の普賢といつて居つた。又狂言作者鶴翁南北の家のあつた寺である。

法性寺

法性寺は柳島元町百六十四番地に在り日蓮宗にして妙見山と號し玄和院と稱した。下總國眞間弘法寺の末であり開山は日遥上人である。

妙見堂

妙見堂は法性寺境内に在つて妙見菩薩の像を安置してある。東京では有名な佛堂で毎月十五日、二十八日には最も雜沓を極めた。妙見の像は一尺許で眞間山主日與上人の門人日遥が一夜靈夢により感得したも

のであるといふ。堂前に影向松一名辰星降臨松と稱する巨松があつて、此梢頭に北斗星が屢々降臨あつたとてこの名あり一名星下りの松とも云。震災前迄は其朽株のみ殘つて居たが現今は影を失つてしまつた。江戸砂子に「妙見堂、妙見松と云ふ名木あり。古木にて見所あり。妙見菩薩近年信仰のともがらいよいよ多く。參詣たゆることなし。最靈驗いちじるし。祭禮六月十五日」とあり江戸名所圖會には「妙見大菩薩、日蓮宗法性寺に安す。本尊の來由詳ならず、近年靈驗著しとて詣人常に絶えず、堂前に影向松と號る靈樹あり。本尊初て此樹上に降臨ありしといふ。故に星降松とも。千年松とも呼べり。元和の頃大樹此地に至らせ給ひし頃。更て鏡の松と號を賜ひしと云傳ふ」とある。尙境内には名碑が多く建てられてあつたが震災により全部失はれた。其中でも豐國の碑並に近松門左衛門の碑は誠に殘念なことをした。豐國の碑は豐國先生瘞筆の碑としてあつて文政十一年甲戌仲秋に建てられ狂歌堂四方眞顏の選文にて、山東庵樵者京山の書であつた。近松の碑は次の樣な文が刻まれてあつた。

日本淨瑠璃歌舞伎雜稽戲作中祖　近松門左衛門藤原信盛之碑

楚れ辭世さる程に扨も其後にのこる櫻のはなしにほはゝ平安堂不移山人巣林翁

曾祖近松門左衛門信盛長州萩之藩臣杉森某男也後登京奉仕一條禪閤兼良公賜笏六位因老病致仕而遊於攝之浪花享保九甲辰年十一月二十一日七十有二歲而寂則葬於攝州久々智山廣濟寺法名阿耨院穆矣日一具足居士當百囘之遠諱收所遺之艸稿而於北辰尊前納于石下以樹文碑且臨終辭世之狂歌一首勒于石面者也

永隆寺
彌勒寺

文政十一戊子年十月　曾孫　洛東山近松春翠軒織月識

藝名心猿蝶々子
白足堂　信尙書

永隆寺

永隆寺は太平町一丁目二十二番地に在り春陽山と號し本門寺派法華宗であつて京都本能寺攝津國本興寺兩末である。慶長十七年の創立で日義上人が開山である。初め神田寺町に在つたが、後に谷中清水門外に移り元祿年間に至り此地に轉じた。寺内に日蓮上人の開眼したといふ石像を安置した大黑天堂があつた。同寺は昭和三年三月六日付の移轉許可により今は府下北多摩郡千歳村大字烏山字松葉山に在る。

彌勒寺

彌勒寺は林町一丁目十四番地に在り萬德山と號し聖寶院と稱して眞言宗で山城國三寶院の末である。慶長十五年宥鑁和尙の開基に係り、藥師堂に安置せる本尊は川上藥師如來と稱し文政寺社書上によれば僧行基の御作にかゝり元水戶殿御領内にあつた際水戶黃門公が當寺を沒收しこの本尊を谷川に流した所、川上へ流れ給ひし奇特により黃門の信仰を得るに至つたといふ傳說がある。當寺は慶長十五年小石川鷹匠町松平修理亮殿屋敷近邊にあつたが寬永十年馬喰町日蓮宗常樂寺跡を拜領し寺院を建立した處明曆三年正月の大火により燒亡し、次で舊地より稍東方に寺地を拜受したが又しても天和二年十二月類燒の厄に遭ひ深川に移り元祿二年此地に寺域を賜つたものである。市内十二藥師の中第六番である。

塔頭には法樹院、徳上院、正福院、寳珠院、龍光院等があつた。墓域には功泰院殿前濃州太守機應郎全居士貞享四丁卯年九月二十七日と題した墓及び杉山撿校（江島神社の條參照）醫家穗積天也翁の墓碑（天保十五年冬十月龜田綾瀨撰文）があつたが震災後復舊したのは杉山撿校の墓碑のみである。

鉈刀作辨天

往昔駒止橋のほとりに鉈刀作辨天を安置してあつたことが續江戶砂子に出て居るから次に全文を載せて置こう鉈刀作辨天兩國橋東詰駒とめのはし　般若軒菴室

八臂の像三寸七分。弘法大師の作なり。江府堺町の邊島崎何某深更に市中を過る。近隣の民家の內より光明赫灼として外面を照す。翌其の市店に至るに。古き器物をひさぐ肆なり。金光中に拜まれ給ふ辨天。塵中にありしを守りて。家にある事久し。しかるに賓主靈夢の事ありて。般若軒惠林菴に納む。靈現深き尊像なり。

法恩寺

法恩寺は太平町一丁目九十一番地に在り平河山と號し日蓮宗にして京都本圀寺の末である。震災前の景況を述べれば、門前に大なる題目塔があつて法恩寺と深刻され一條の石路遠く本堂に達してあつた。左右に子院があつて陽運院（七十三番地）法泉院（七十六番地）千葉院（七十八番地）善行院（八十一番地）等である。陽運院の門には眼病守護日朝大上人の石標を建て、千葉院の前には道晴尊靈の提燈を出し「たん

ほとけ」と標示してあり、法泉院には別に造境院としるした表札があつて中山相承祈禱所とあり、大本堂は南面してあつて亘棟高く聳えてゐた。堂前の石燈籠には寛永二十癸未年五月二十九日とあり西畔に寶永二年四月の建設に係る「日蓮大聖人」と刻した記念石塔があつた。鐘樓は記念石塔の西北の地に在つて鐘面には萬治第二年巳亥五月吉祥日平河山法恩寺當住律師日統、當住日覺と鐫してある。抑當寺は長祿年間太田道灌江戸城内平河に創建したものなるを以て之を山號とし、當初は本住院と稱したが永正二年今の名に改めたといふことである。德川氏江戸城を改修するに當り慶長十一年谷中に移り更に元祿元年又此地に轉じた。開山は日住上人で中興は日定上人である。次に當寺の記事の古書に散見するを擧げて見やう。武德編年集成に、天正十八年七月小田原役豐臣秀吉江戸を過ぐるに當り德川家康爲めに本寺に旅營を設くといふ」としるし。

關東古戰錄を見ると、平河法恩寺は康資父大和資高先考資康入道法恩寺齋十三回忌の爲め日住聖人を開祖として大永四甲申年造立し側に三十番神の小堂を建と云々」とあり南向茶話に、加藤敬豐の「雨のやとり」を引て云。當寺初めは本住院と云。太田大和守資高亡父六郎左衛門資康。法名法恩齋日恩の菩提のため武州三田村の内を此寺に寄附し。其時改て法恩寺と號す。此寺元平川にあり。平川より谷中へ移り元祿の初め當所へ移ると云々。

什寶も數多あるが就中太田氏小田原北條氏遠山氏の朱印狀寄進狀が藏せられてゐた。

要　津　寺

要津寺は松井町一丁目三十二番地に在り東江山と號し臨濟宗にして京都妙心寺の末である。慶長年間の創立にて開基は牧野成儀、開山は西江和尙である。初め駒込に在つたが、天和二年火災に罹つて一旦廢寺となつたのを、寶永四年に至り成儀の子成貞父の志を繼ぎ其の別莊の地を喜捨して之を中興したと傳へられ今の寺地が卽ち是である。墓地には儒家中野撝謙先生の墓がある。

先哲叢談等に據れば、

「中野撝謙は。關宿侯の儒官なり。名は繼善字は完翁。撝謙は其の號なり。善助と稱す。長崎の人。母は大原氏。林道榮の妻と兄弟なり。撝謙幼にして父を喪ひ。母と同じく道榮の家に寓す。道榮之を視る猶ほ子の如し。自ら句讀を授け又書法を敎ゆ。七八歲にして誦讀旣に遍く。時々道榮に代りて四書小學等を講ず。其の談論殆むど成人の如し。十二三歲にして書を善くす。最も草隷に工みなり。人之を林氏の神童と呼び。敢て名を稱せず。弱冠始て江戶に來り廣く諸名士と交りて益々習學す。遂に僑居し。敎授を爲す。後ち關宿侯（牧野氏）聘して文學とす。將軍德川綱吉屢々其の邸に臨み。撝謙を召し命じて經を講ぜしむ。是より諸侯及び貴子公子從學する者益々多し。安藤東野。大宰春臺初め其の門に入りて敎誨を受く。寶永の初年關宿侯封を參河國吉田に移す。此時撝謙致仕して徙り。徙を聚めて敎授す。居る事一年餘にして。再び仕へ。來りて江戶邸に居る。享保五年七月二十三日歿す。歲五十四記述甚だ多し惜哉火等に罹りて傳

らず云々」と出て居る。

回向院

回向院は本所元町二十五番地に在り國豊山と號し無緣寺と稱す。淨土宗で芝增上寺の末である。

震災前の景況を擧ければ、表門は素木造りで西に向ひ國豊山の金字額を揭けてあつた、阪東三十三所內第三十番、東京十五靈所善光寺如來第九番となつてゐる。門內北畔に、相撲茶屋軒を連ねて相並び、一年二期の本相撲開設中は隨分混雜したものである。

觀世音堂は土藏作りにて堂下に「元祖圓光大師御遺跡二十五箇所願主深川一德」「正觀世音菩薩まよひのしるべ」の二石標が建てられてあつた。其の横手に地震燒亡横死諸群靈塔があり當山十七主猛譽代慶應二年三月建てたもので其他にも供養の石塔幷に小銅佛小祠堂等があつた。正面は本堂にて瓦葺き素木造りで、棟上に三個の金紋葵章を附してあつた。銅佛の北には日露戰死者諸靈位、明暦三年横死諸靈二百五十回忌冥福の大木標が建設されてゐた。

この回向院は明暦三年正月廿四日會津少將保科正之公が增上寺御代參の御歸路横死の屍骸を御覽あつて憐憫の情禁ずる能はず、將軍家に御奏上あつた時本所牛島新田に五拾間四方の地壙を下賜されて拾萬八千人餘の累骸をこゝに埋め、安藤右京進松平出雲守の兩名をして之が祭祀を奉行させ、增上寺遵譽上人は上命により一山の衆徒を率ひて追善の法要をなし、次で一字の堂舍を創建し小石川智光寺二世信譽貞存をし

明暦大火の惨害

て當院に移住せしめ常念佛を誦せしめたものである。

明暦の火災の惨鼻さはむさしあぶみに、明暦三年正月十八日の晝より燒おこり十九日のあけぼの二十日の辰の刻まで晝夜四日の大火事におびたゞしき旋風ふきて猛火さかりになり。十町二十町をへだてゝ飛こみ〳〵もえあがりけるほどに、前後さらにわきまへなく諸人にげ惑ひてほのほにこがされ、煙にむせび、又は大名小名の家々に日ごろとしごろ立飼れける馬ども、いくらといふかずしらず。家々に火かゝればすべきかたなく、綱をきりて追はなし〳〵せられければ、此馬ども人と火とに驚き逸散にかけ出し、あまたむらがりたる人の中にかけこみ行つまりて人と馬とおしあひもみあひければ、これにふみころされうちたをされ火にやかれ煙にむせび、あそこ爰の堀溝に百人二百人ばかりづゝ死に倒れてなしといふ所もなし。火しづまりのちつぶさにしるし付たれば、をよそ十萬二千百餘人とぞかきたりける。一るいけんぞくのあるものは尋ねもとめて寺にをくりしもあり、大かたはいかなる人いづくのものともたしかならず。かはりはてたる有樣それとさたかにしる事なし。やがてこのしがひをば河原のものに仰付られ、むさしと下總とのさかひなる牛島といふところに船にてはこびつかはし六十間四方にほりうづみ、あたらしく塚をつき增上寺より寺を建。すなはち諸宗山無緣寺回向院と號し、五七日より前に諸寺の僧衆あつまり千部の經を讀誦して魂をとぶらひ、不斷念佛の道場となされけるこそ有がたけれ。江戸中の老幼男女袖をつらねて參詣し、聲うちあげてもろともに念佛申てゑこうするこそたうとけれ。云々」とある。

境内にある鎭守辨財天は藁苞辨天と云ひ、開山上人勤行念佛の時千體堂の前にて辨財天の首ばかりあれらずとに入れて捨てありしを拾つたので上人拜して大師の彫刻なる事を相し、佛體を彫刻して寺の西南に安置し。護法神としたが此時より今に開帳した事がないから奉拜した者はないといふ事である。山門は樓上に觀音を安置してあり宮野清左衞門の建立であつた。元祿十年の火災に燒失し再建したものである。觀音は地藏堂にあつて。江戶三十三所二十六番である。雨寶童子、上宮太子二體ともに五世忍譽上人の造立である。太子のみぐしは藤堂家の臣牛島のやしきより納めたもので之に付いては緣起がある。馬頭觀音堂は明曆年中將軍御慈愛の名馬を臺命により葬り、塚の上に開山上人が獅人無畏の像を建立したのである。瘡をいのるにしるしがあり一たび所願をいのるに必成就するので世に一言觀音といふ。

三佛堂、萬治年中町奉行所が、牢死刑死の亡魂のため一字を建立したのがこの堂である。彌陀釋迦大日の三尊を安置し、併せて石塔一基を造立した。當院より江都市町を毎日佛餉を乞ふ所の僧十六人此堂に住む。別院は小塚原にあり無緣の亡者を葬るといふが中には著名の人物が多く葬られてある。

又舊幕府時代に於ては開帳といふこと大に流行し、殊に回向院は深川永代寺と共に開帳寺として其名天下に高く、亦兩寺での開帳は必ず利益多大なりとのことであつた。文化四年の幸手不動院の開帳の際の如きは大雜沓を極めて負傷者を生ずるに至つたといふことである。且つ開帳中は寶物を陳展し奉納物を飾り又「みせもの」と稱して種々の物を觀覽に供したから、其の景氣は益々高潮する樣になつたのである。次

に開帳の年次度數を左に掲げて參考に資することにする。

明和元年武州橘樹郡山口觀世音

同年伊勢山田入門寺彌陀如來（吉利支丹退治播隨院感得）

同二年七月朔日より武州府中深大寺厄除元三大師

同年七月五日より梅田村不動尊

同三年四月朔日より大和藤原喜光寺天滿宮本地十一面觀世音

同年七月朔日より川崎眞福寺藥師如來

同年七月朔日より神奈川觀福寺浦島大神守佛觀世音（龜に乘靈寶に玉手箱あり）

同四年四月朔日より當院薬苞辨才天

同年六月十五日より八月十五日迄嵯峨の釋迦

同八月十一日より京都伏見東福寺の塔中海藏院毘沙門天

同五年尾州野間の內海大御堂地藏尊

同六年四月七日より川口善光寺阿彌陀如來

同七年六月十九日より八月中旬迄。嵯峨清凉寺釋迦如來

同年八月十一日より京都伏見東福寺塔頭海藏院毘沙門天

同年八月廿一日高野山十遍名號彌陀如來

同八年三月十一日より明暦大火燒死溺死者四萬日回向修行

同年七月朔日より大和當麻誕生寺彌陀如來開帳五菩薩來迎會修行あり

安永二年三月より當院境内一言觀音

同四年三月十七日より京清水圓養院（景清守本尊）千手觀音毘沙門天勝軍地藏尊

同年七月より伊豆三島長圓寺富士山本地阿彌陀如來

同年七月より相州箱根塔峰阿彌陀寺彈誓上人本地法國光明佛

同六年四月朔日より當院開山護念佛備中千體佛（惠心作）阿彌陀如來境内藥芭辨才天一言觀世音

同年八月十五日より江州粟津義仲寺木曾義仲朝臣守本尊朝日彌陀如來芭蕉翁像

同七年六月朔日より閏七月十七日迄信濃善光寺彌陀如來

同八年四月八日より伊勢朝熊岳金剛證寺虚空藏菩薩

同九年四月朔日より目黑祐天寺阿彌陀如來祐天大僧正眞影

同年七月朔日より丹後天橋立成相寺聖觀世音對王丸身代地藏尊

天明元年二月十五日より下總小金（普化宗本寺一月寺）釋迦如來不動尊

同年四月八日より山城嵯峨二尊院彌陀釋迦圓光大師

同年七月朔日より奥州外濱百澤寺岩木山三社本地彌陀如來觀世音菩薩藥師如來
同二年三月十五日より奥州金花山辨才天
同年七月朔日より武州比企郡三保谷村養竹院千手觀世音（弘法大師作道灌守本尊）
同三年三月十五日より鎌倉永谷貞昌院天滿宮法性坊本地觀世音
同四年三月十五日より五月五日迄相州關本最乘寺道了權現
同五年二月十五日より鎌倉稱名寺不動尊
同年二月十五日より豆州八丈島爲朝明神本地地藏菩薩
同年六月朔日より九月朔日まで嵯峨清凉寺釋迦如來（當年暑氣殊に甚し願參群集する事夥しかりしとぞ）
同六年上總國千田村稱念寺齒吹彌陀如來
延享元年五月十三日より伊勢白子子安觀世音
同年七月朔日より鎌倉高德院大佛腹籠彌陀
同二年二月十一日より上州脇屋山正法寺觀世音
同年四月朔日より攝州茶碓山麓一心寺圓光大師引接彌陀如來
同年七月朔日より伊勢朝熊岳金剛證寺虛空藏菩薩
同四年七月朔日より羽州湯殿山注連寺大日如來

同年七月朔日より上總國小田喜大圓寺彌陀如來
寛延元年奥州會津西光寺日限地藏尊
同二年二月九日より常陸國河内郡大德村寶積寺子安辨才天
同年四月朔日より五月晦日迄三河國山中權林法藏寺出世觀世音
同年七月朔日より信州善光寺南門前西莉萱親子地藏尊
同三年五月より甲州信玄寺不動尊
寶暦元年四月朔日より甲州善光寺彌陀如來燈籠佛
同二年四月朔日より京智恩寺圓光大師利劍名號
同年七月朔日より武州羽生領不動ヶ岡村惣願寺不動尊八大童子
同三年四月朔日より武州熊谷寺彌陀如來蓮生坊影
同年七月四日より總州大多喜觀音寺馬頭觀世音
同四年閏二月より奥州會津高巖寺圓光大師
同五年四月朔日より小金東漸寺圓光大師
同六年彼岸中加賀白山神影釋迦佛舍利開帳唐筆泣虎畫を掲る
同年四月朔日より安房國那古寺(坂東三十三番)觀世音

同七年四月朔日より越後高田善導寺善導大師圓光大師
同九年二月十日より出羽湯殿山本道寺大日如來
同十年三月二十日より美濃國稻岡誕生寺圓光大師
同十一年四月朔日より當院一言觀世音
同十二年四月より上總國千田村稱念寺齒吹彌陀如來
同十三年三月二十三日より上州大同山聖德太子
享和元年六月十五日より嵯峨清凉寺釋迦如來
同三年六月朔日より鵜木光明寺雷留觀世音
文化元年三月十五日より目黑祐天寺靈寶
同二年三月十二日より青山善光寺如來
同三年四月四日五日六日の間二夜三日。此度燒死の者供養の事を命ぜらる。
同四年二月二十八日より幸手不動院不動尊
同年八月五日より下谷通新町圓通寺黃金觀世音
同五年閏六月朔日より葛西半田稻荷
同年七月野州那須野光明寺玉藻社

同六年六月五日より常州眞壁郡船玉明神
同七年六月十五日より嵯峨清凉寺釋迦如來（今年は例より參詣多し。）
同八年四月朔日より當院本尊阿彌陀如來幷渡會天滿宮
同年五月十日より河州壺井八幡宮
同十年六月二日より常州筑波山麓蠶影大權現
同十一年三月三日より下總馬橋村萬滿寺不動尊仁王尊（丈九尺程）
同年七月朔日より河州壺井八幡宮幷權現
同十二年六月朔日より秩父大日向山大陽寺髭僧大士
同年七月朔日より甲州善光寺如來
同十三年三月十五日より目黑祐天寺本尊
同年六月十八日より府中深大寺元三大師
文政元年八月より十月まで。　紀州道成寺觀世音（寳に淸姬が鬼女になりし時の角と云ふものををがませたり）
同二年春房州那古寺觀世音
同年夏嵯峨清凉寺釋迦如來（兩國橋邊見世物多く出る）

同四年四月より羽州湯殿山大權現大日如來（別當注連寺）
同年七月朔日より足立郡性翁寺木餘彌陀如來
同六年五月より攝州四天王寺太子
同九年相州箱根荒人神
天保四年四月二日より下總法藏寺祐天上人像幷ニ地藏尊（此時大なる珠數を見する珠の大きさ五寸餘り中に諸國の神佛の像を安置す）
同六年閏七月朔日より鎌倉覺園寺藥師如來巨像幷日光月光十二神將等古佛
同七年六月十五日より嵯峨釋迦如來
同九年三月十七日より弁の頭辨才天（境内にて人形師泉目吉の細工にて色々の變死人を作り見世ものとす）
同年五月二十五日より紀州加田淡島明神（錢にて紙雛の形を額に作りて納む。其外奉納物あまた有此開帳故ありて半途に止む）
同十年六月十七日より川崎平間寺弘法大師（東兩國に籠細工十一間の寶船七福神の見世物出る）
同十二年三月二十八日より熊谷寺彌陀如來幷蓮生像
同年六月十五日より越後高田善導寺大師
同十三年六月より南都法隆寺聖德太子（靈寶數多拜せしむ何れも古物なり。當春深川の開帳よりして亂杭渡り

といふ見世物行れ。此度も境内へ出る。難波龜吉菊川傳吉などいふもの也。

弘化三年六月より當院一言觀世音幷葉苞辨才天

嘉永元年六月二十五日より八十日。嵯峨釋迦如來

本佛寺

本佛寺は同町一丁目二十四番地に在り安樂山と號し日蓮宗にして甲斐國身延山久遠寺の末である。日通上人が寛永八年に開基し、初め谷中三崎に在つたが元祿二年類燒のため此地に移つたのである。本堂は元南向きで法雨園の扁額が掲げてあつた

祭祀する所の寶壽大明神は弘法大師入唐の際の彫刻であるといふ。

又子授鬼子母神は略緣起に「當寺子授鬼子母神は延寶五丁巳年四月八日小網町三岐川より上らせ玉ふ尊像なり。武州下谷池の端横町七郎右衞門といへる信心の俗士あり。深川より木村伊左衞門と云者の女を嫁り。男子五人を生ずといへども死す。伊左衞門此事を歎き小網町三岐川に出で。水垢離を取るに此尊像を汲上驚き七郎右衞門に授く。程なく妻女懷姙して男子を生ず。依て世人子授鬼子母神と申しける。延寶六戊午年當寺に納め奉ると也。」とある。

靈山寺

靈山寺は太平町一丁目百四番地の一號にあり常在山と號し二尊院と稱した。淨土宗で京都智恩院の末寺

本佛寺

靈山寺

であつて關東十八檀林の一である。慶長六年大超和尙の開基する所で貞享三年廓瑩和尙之を中興した。本尊は阿彌陀如來である。舊子院に西棲院良德院德壽院靈性院龍興院等があつた。

江戶砂子に、「常在山靈山寺二尊教院　十八檀林　開山念蓮社專與上人大超和尙　本尊阿彌陀。慈覺大師の作。智恩院御門主尊空法親王御持佛也。尊空法親王は五本松に御座ありつるゆへ　御影御廟堂　境內にあり」と見へてゐる。當寺往古は湯島妻戀坂の上にあり明曆以後淺草に移つた。誓願寺境內安養寺の地は此舊跡である。元祿元辰の春此地に移り、五年に至つて堂塔落成した。檀林は第二世で中絕したのを傳燈第四世中興開山光蓮社明譽遊安廓瑩和尙が再興したのである。此上人は一宗の英傑行德世にしる所にして。著す所の往生要集指麾抄は人口に膾炙する所である。每年五月千部修行をなす。

本法寺

本法寺は太平町一丁目百三十番地に在り妙榮山と號し日蓮宗にて京都本國寺の末である。文祿四年日慶上人が神田に創建し慶安元年十一月に至つて谷中に移り、安永の類燒後元祿元年此地に轉じたのであるといふことである。もと寺中に法雲院、本妙院、玄授坊。十乘坊、眞如坊、仕詮坊があつたが今は亡びた。

當寺には江川太郎左衛門の模寫彫刻になつた日蓮上人の像を安置し其の臺座に奉造立意趣者江川太郎左衛門尉盛久、現世安穩、後世善處、幷總旦那祈繁榮者也壽命院日慶判とある。江川氏は相模國韮山の代官

にて其の家屋の棟札は日蓮の書いたものなる事は人の皆知る所である。墓域には成島錦江（名は信遐、道筑と號し當時鳴鳳卿といつた。飛島山の碑文を書して名がある。）同東岳（名は司直、圖書助と稱す。）同柳北（名は弘字は保民）の墓がある。

柳北成島先生碑

柳北先生之臥病於墨水草廬也。自知不起。乃撰墓誌。其辭簡而盡矣。雖然自敍之事。有謙而不錄。錄而不詳者焉。頃其友朋相謀。建碑墨水梅兒祠畔。以表遺德。來徵余文。乃據狀曰。先生初名溫。字叔廣。號確堂。有所避。改名弘字保民。源姓。成島氏。江戸人。以天保丁酉二月甲子生。因稱甲子太郎。家在府下柳原之北。故又號柳北。後以爲稱。大將軍有德公時。有成島道筑諱信遐者。以童坊善文學。世所謂鳴鳳卿也。實爲先生六世祖。祖諱司直。任圖書頭。考諱良讓。稱稙之助。並補幕府奧儒者。有盛名。妣成島氏。先生幼而穎悟。長有器識。好學能詩文。年甫十八嗣家。爲侍講。進布衣班。先是圖書頭君。編實記五百餘卷。稙之助君著後鑑三百七十五卷。並進幕府。先生更命訂正之。賜黄金時服。先生夙見西洋學術有益于世。主張其說。言議動忤權官。常慨幕政陵夷。諸吏因循。作詩嘲文。遂以是獲罪家居。專攻英學。弟子不喜。先生笑不顧。慶應乙丑。幕府議革兵制。擧先生爲騎兵頭。就佛人學馳驅術。遷騎兵奉行。叙從五位下。任大隅守。秩二千石。後歷任外國奉行勘定奉行。先生雖成長於文墨間。亦用力兵事。議論慨切。深中時弊。而終不行。次年謝病而去。是冬又擢

爲二會計副總裁一。班列二參政一。明年春。上國兵起。東軍敗歸。先生竊上二封事一。將二復有一レ爲。而主公不レ聽。
屛居待レ罪。衆心沮喪。不レ知レ所レ出。先生奮曰。事既至レ此。使三公單身入レ京。親謝二闕下一我輩徒跣從レ之。
旣而官軍至二品川驛一。衆臣哀訴。爲レ主請レ罪。不レ允。或曰。主公宜三引決爲二社稷計一。先生奮然曰。弘爲二德
川氏累世臣一。殺レ君而謝罪。子等能忍レ之。吾則不レ能也。榎本和泉原退藏等然レ之。衆羞澁而退。先生既見二
事不一レ可レ爲。以二川上氏信包一奉レ先。而超然歸レ農。實明治元年九月也。三年。徵二左院出仕一不レ就。設二學
舍遊淺草本願寺一。以教二子弟一。會有二本寺法嗣歐米周遊之擧一。先生起而從レ之。六年歸朝。明年朝野新聞社。
延以爲二社長一。先生曰。可三以吐二吾熱腸一矣。每紙雜錄數百言。神出鬼沒。奇思解二人頤一。而規レ世諷レ俗。
未二嘗不一レ在二其中一。於レ是朝野新聞之名。嘖々噪二於天下一。而以レ是罹二罪戾一。數月赦歸。十年有二西南之亂一。
先生遊二京攝間一。身探二戰事一。報二之新紙一。亂平後。政黨論大起。先生主二改進之說一。日夜經畫。因以招レ疾。
乃肆二意於山水一。涉二奇境一。浴二靈泉一。竟不レ愈。十七年十一月三十日歿。享年四十八。識與レ不レ識。莫レ不二
惋惜一。越三日。葬二于本所本法寺先塋一。諡曰二文靖一。會レ葬者三千人。先生傾而癯。言談灑落。以レ故交道甚
廣。常喜二畧水花酒一。卜二居於秋葉祠側一。命曰二四顧皆花樓一。暇日則招二同人一。賦レ詩飲レ酒。其飲無二聲妓一不レ
樂。頗有二一擲千金之槩一。先生學宗二程朱一。間有二獨得之見一。文似二隨園一。詩有二劍南歐北之風一。又愛二古錢一
妙二鑑識一。論二其輪郭肉好一。甄別明析。不レ差二錙銖一。初娶二永井氏一。先卒。繼室田村氏。側室渡邊氏。子女
凡十七人。男復承レ後。餘或夭。或適レ人。所レ著柳北詩文抄。航西日乘等。行二于世一。余辱二先生之知一久

羅漢寺

矣。文酒往來。率無二虛月一。一日酒間謂レ吾曰。予無二他長一。但不二與レ人爭一。不レ爲二人所一レ欺。雖レ私二於己一。而無レ害二於世一。此可二與レ子道一已。嗚呼先生之言猶在レ耳。而今則幽明懸隔。使三人徒景二仰其風采一。悲夫。

明治十八年十一月。

附成島柳北君墓誌　自　撰

君諱弘。字保民。以二別號一爲二通稱一。奉二仕幕府一。歷二任侍講兼實記編纂長步兵頭並騎兵頭外國奉行副總裁一。敍二從五位下一。任二大隅守一。明治維新之際。辭レ職歸田。明治七年。爲二朝野新聞社長一。專以二國利民福一爲二己任一。君以二天保八年二月十六日一。生二於淺草邸一。以明治十七年十一月三十日。歿二墨水宅一。葬二於本所小梅村先塋之次一。享年四十有八。

羅漢寺舊地

羅漢寺は元祿町四丁目三十一番地に在り天恩山と號し黃檗宗にして山城國宇治萬福寺の末であつた。元祿八年松雲禪師の創立に係り、もと本所五ツ目卽ち今の龜戶村に在つた名刹であつたが、安政の風震に遇つて堂宇倒壞した爲に後ちに此地に移し又大正六年の津浪後目黑村に移轉してしまつた。

この羅漢寺に關する記事は江戶名所圖會を始め諸書に詳記されてあるがこゝには江戶砂子を引いて置く。

天恩山羅漢寺　黃檗　五ツ目

開山鐵眼和尙　中興象先和尙

本尊釋迦文殊普賢五百羅漢の像　沙門松雲造立

元祿八乙亥八月朔日大圓廣慧國師開眼。其日山號寺號の額書給ふ。中興象先和尚江都市中の勸化をもつて。本堂羅漢堂方丈等の諸堂ことごとく建立あり、享保年中堂供養執行あり。本尊脇立大佛也石座獅子白象凡八九尺許巖上に登糀也。羅漢は座像二尺五寸也。階檀の次段々に立堂は本堂に續く。

毎月觀音懺法　朔日　大般若修行十五日

毎年七月十六日二十一日晦日大施餓鬼參詣群集す。

山門　四天　布袋　關羽を安置

當寺の佛像を造立せし松雲は。もと佛工の上手で九兵衛と云つたが、京都に住し逸遊に耽て終に黃檗の沙門の體となり、後江戸にくだり淺草花川戸の町家をかり居て、毎日淺草寺東北の通路竹門に出で五百羅漢を江戸に造立の大願を發し、まづ木像一軀を刻み其側にみづから常にらかんの像を刻、浪花鐵眼和尚の弟子と稱し人をすゝめた所後に信心のもの力を合て塔頭壽命院の門内に廣く借地し假屋を建てこれに据ゑ置く事になつた。此事がやんごとなき御聽に入て、本所五の橋の南に三百坪ばかりの寺地を下しおかれ、假屋を建てゝ釋迦佛を始め護法神羅漢等をうつし、不日に入佛の法事を修業した。これ元祿八年八月である。その後松雲も死し住職も一二代あつたが彼假り屋も零落し佛像も雨洩にあたつてゐた。元祿十四五年に至り鐵眼和尚これを嘆き其器を選で象先和尚を住持とした。かくて江戸町中を勸化し日夜の勤行怠な

く、凡二十年を經て享保十年本堂建立成就し、享保の末隣地三千坪下しをかれ境内に御休所まで建させられて其後諸堂次第に成就し大梵宇となつたといひ、新編武藏風土記稿には「羅漢寺、黄檗宗山城國宇治萬福寺末天恩山と號す。當寺は沙門松雲の草創にして象先和尚中興す。本尊釋迦文珠普賢は長一丈六尺、五百羅漢は長二尺五寸ばかり共に松雲の手彫する所と云。寺傳に云。松雲は京都の人にて歲二十三の時。攝州瑞龍寺鐵眼の弟子となり嘗て豐前國羅漢精舍へ詣りしより。この像造立の志ありて貞享年中江戸に來り。先一二軀の像を彫て建立の志願を唱へしに。其事小ならざれば。たやすくなすべくもあらず。元祿六年に及びて漸く五十軀を成せしに。此事たま／＼桂昌院殿の御聽に達し。十軀を御寄附ありて勸化の御免を蒙りしかば。諸大名以下各寄進せし故。不日に本尊以下五百羅漢悉く成就あり。是元祿八年の事なり。其年七月寺社奉行永井伊賀守命を傳へて。本所五の橋の南に於て千五百坪の地を賜ひ。假の堂舍を創立して天恩山羅漢寺と號し。先師鐵眼を請ひて開山となし。同じ八月黄檗山萬福寺の末となれり。夫より本堂以下の建立も企てしが。寶永七年七月十一日松雲示寂し。其後僧月舟等看守たりしがいさゝか障ごとありて建立ならず。剩假堂まで殆零落に及びしを。正德三年本山の指揮にて象先住職となり享保二年願ひ上て日々市中の勸化を始め風雪を憚ずして行乞すること十有餘年。終に萬人の他力を以て。本堂樓門以下悉く落成す。依て象先を開山と稱す。同九年十二月十二日有德院殿御遊獵のとき當寺へ渡らせられ白銀若干を賜ひ。其後もしば／＼御立寄あり。同十九年住持淨陽の時。寺社奉行仙石信濃守命を傳へて。寺の北隣なる御用地

の中三千坪を割て増賜り。又別に寺の東南に添へる民田千五百坪を續て境内に屬し。いく程もなく御小休の御茶屋を建られ。御遊獵の時の御膳所に定めらる。又象先常て三匝堂を建立の志願ありしに。其こと成ずして退隱せし故。淨陽其志を繼で四衆を勸化し。是も數年にならずして功を竣り。今の如く壯嚴の靈地となれりと云々。」とあつて象先は寛延二年六月五日寂し。淨陽は天明六年九月十七日示寂してゐる。當寺は寺領もなく又無檀家の新寺で。後年修理の便なければ有德院殿の仰に依て米五百俵を賜はり。則其米を藏前町人に貸與へて。年々利米を以て修理料に宛させられたが寺僧の願にて内百俵はたゞちに寺の費用となし、四百俵のみ内命のごとく永く修理料に貸與ふる事となつたと云ふ。

寶物には花鳥畫二枚（有德院殿の御寄附と云。阿蘭陀人の筆なり。地は厚き麻の如き布にて四方六尺ばかり。極彩色と見ゆれど所々剝蝕せしゆへさだかならず）蠟石觀音一軀蠟石十六羅漢十六軀（以上十七軀共に舶來のものなり。）八十華嚴教一部（象先坐禪觀法の時指血をしぼり書寫すといふ）舍利（象先荼毘の時出たるものなり）がある。又境内には次の如き建設物があつた。表門、御成門、中門（天王殿と號す四天王布袋關羽の像を安置せり）

觀音堂（右繞三匝堂と號す。西國坂東秩父百番の觀音を安んぜり。此堂は象先工夫の圖にして。登に從ひ右へめぐり三周して樓上に至る。依て右繞三匝の名あり。又螺の形に似たればとて。俗にさゝい堂と呼ぶ）

鐘樓（樓閣作りにして太鼓樓を兼たり。鐘は安永三年の鑄造にて。銘に寺起立の大略を錄す）

稻荷社（境内の鎭守なり）

開山堂（象先の木像を安す）

攝待所（毎年七月大施餓鬼と稱して。當寺に於て大法會ありしとき。諸衆參詣の者に非時を與ふる所なり）

御腰掛石（本堂の前にあり大さ四尺許の角石あり。有德院殿御腰を掛けさせられしものと云ふ。）

又墓所内に開基松雲の墓がある。碑石の表に松雲元慶禪師と記し、碑陰に左の如き銘がある。

雲公者京兆人。賦性寛雄。少具二正信一。歲二十三。而投二攝之瑞鐵眼和尚一披レ緇。偶有二游方之懷一。拜辭飄二泊海西一。徑抵二于豐前州羅漢精舍一。瞻二禮五百聖者之像一。恭敬日厚。居之有レ年。潛有下欲二手彫一之意上。歸省之日。眼和尚果有二其命一。遂合二素志一。不レ堪二欣然一。於此貞享之間。持來二武城一。而始就二淺草寺之枝院一。勸二發衆人一。彫二木羅漢一。弘福牛和尚。垂二青捨一資助刻二一尊一。卽橋陳如也。然時未レ至乎。施者少而荏苒閱二數載一。元祿壬申五春。御藏之前有二十六員之道俗一同富家也。結盟輔佐矣。自爾緣化嚮應。施利日多。竟木尊丈六釋迦大佛等。五百餘軀縹緲現出也。前後總二歷一十餘霜一完成。其梵容之微妙。坐立の威儀。儼然如レ生。其妙手非二常人所一レ及。凡瞻禮者。爲二靈山一會未レ散之嘆一。黃檗高和尚偶有二東行一。迎請點レ眼。而安座之場。以レ未レ獲二其所一。垂念特厚。幸哉元祿乙亥八年夏五月。事達二公聽一。便於二永井伊賀太守僧官之第一。賜二本境一千五百畝一。雲公領受不レ堪二欣忭一。權架二屋宇一安二奉之一。便卽樹二天恩山羅漢寺之號一。

勸㆓請先師眼和尚㆒。爲㆓開山祖㆒。遂以貴㆓其本㆒者也。同八月稟㆓于黃檗山㆒爲㆓末寺堂頭㆒。高和尚賜㆑票置㆓于寺㆒。次年不㆑開㆓圓滿供養之會㆒。請㆓諸山宗匠㆒拈㆑香。弘福牛和尚其一也。香語載㆓于本錄㆒。然後雖㆑有㆓屋宇撤㆑舊。圖㆑新之意㆓不㆑果。一旦罹㆑疾。越㆑月不㆑起。實在㆓寶永庚寅七年秋七月十一日㆒。奄然而化。時歲六十有三也。月舟徒等不㆑堪㆓慟哭㆒。闍維收靈骨矣。月公繼而看守。未幾而逝。先㆑是付㆓萬春公㆒看守之時。因寺事。與㆓黃檗悅峰和尚之執事㆒。有㆓諍論㆒。達㆓于公庭㆒。執事失㆑利。越年公許之後。僧官本多禪正少弼居士。以㆑寺委㆓于吾金粟寶和尚㆒。實是正德三年癸巳五月二十七日也。同八月擧㆓本師象老人㆒主持。唯興廢隨㆑時隆替係㆑數風雨侵沒。對面淒然。於此師專圖㆓恢復㆒。享保丁酉春正月起㆑日入㆓府下之街市㆒行乞。不㆑憚風雪。十有餘歲。擧㆑世樂施。百廢一新。萬瓦鱗然。突㆓出半空㆒。人天改㆑觀。嘆㆓未曾有㆒。九年甲辰冬十二月十二日。大國君鈞駕入㆑山台覽。賜百金。恩寵優渥。十三年戊申秋八月。受衆請祝國開堂。叢林規模始行。十八年癸丑春二月。師退居㆓東堂㆒命陽主持。十九年甲寅十二月十八日。國駕重降。鈞㆓問山境之湫隘㆒。同月二十八日在㆓于仙石信濃守太守僧官之第㆒。頒㆓賜北隣御苑之地三千畝㆒。亦合㆓東南民田千五百畝㆒。封彊合㆑宜。新舊廣衍。量㆑之共爲㆓六千畝㆒。二十年乙卯夏秋之間。宮匠構㆓御殿于門之東南隅㆒。鈞政之暇。每㆓野游㆒必憩以㆑此。實爲㆓江東雄觀㆒。檗門巨刹。原㆓其濫觴㆒。實是從㆓雲公片念之中㆒而成㆑之。所㆑謂於㆓一毫端㆒現㆓寶王刹㆒者。誠不㆑虛焉。嗚呼歲月遷謝。今茲之秋既丁㆓三十三周遠忌㆒。敬㆓立游圖一座㆒。少酬㆓遺德㆒。並筆㆓開創之由萬一㆒。鐫刻㆓其塔陰㆒。永垂㆓不朽㆒云。

于時寛保壬戌二年五月　當山現住淨陽熏興謹誌

大　德　院

大德院は本所元町八番地に在り眞言宗にして紀伊國高野山金剛峰寺の末である。當院の創立は詳かでない。初神田橋外にあつたが寛文六年に本所猿江に移り、貞享元年に至り僧宥顯之を中興して此地に轉じた。もと高野山諸末寺の總觸頭であつた。新編江戸志に「高野山大德院。高野御佛殿別當　眞言　一ツ目本尊藥師、境内に南都大佛殿勸進所あり」としるす。

又文政寺社書上によれば當院は公儀御尊牌所であつて本尊の藥師如來は弘法大師の作であつて有名な寅藥師である。この寅藥師は弘治元年御武運長久祈願のため竹千代君より御寄附になつたものである。其後も度々德川代々將軍の御信仰厚く什寶も從つて東照宮竝びに代々將軍關係のものが多く在つた。

卽　現　寺

卽現寺は番場町二十六番地にある。大慈山と號し隨閑院と稱した。禪宗臨濟宗派であつて京都妙心寺の末である。創立は明でないが開基は善閑坊で寛永二年に遷化し中興開基は天和七年である。本尊は正觀世音で、由緒寺寶等は皆無である。本所元町の德水辨天堂は本寺が別當職であつて明治六年辨天堂を寺域内に移した。

德水辨天堂舊地

大德院

卽現寺

德水辨天

もと當町辨天小路に德水辨天堂があつたが、明治六年其の像を番場町の卽現寺に移し其の堂を撤した。

次にこの辨才天の由來を略述して見よう。

人皇四十五代聖武天皇は崇佛の道に志深く常に黃金を得ん事を佛神に叡願されておつた。處が天平元年四月上巳の夜東方に當つて黃金を授くる故これを以つて永く國民を救ふべしとの靈夢を蒙られたので、直ちに僧行基をして夢中示現の天女の尊容を彫刻せしめ、天女の靈告に任せ奧州百濟の敬福に命じ同國小田郡に一宇を建立せしめ、この靈像を遷座せしめたのである。これ金光明山最勝王寺である。しかるに不思議なる哉當寺建立の後須臾にして神慮に背かず黃金を得る事が出來た。

其後延長年間源經基公東夷追討の爲め奧州下向の砌に、この辨才天に逆徒平定の願書並びに降魔の矢を奉納祈願したゝめ、逆徒弘宗の激怒を買ひ寺院堂塔灰燼に歸した。この際住職自秀律師他一同は辨才天を背負ひまいらせ群り居る敵の圍の中を行くに、少しも敵の眼に觸るゝことなく無事下總相馬郡に遁るゝことが出來た。當時相馬郡の守將は小次郎將門であつて自秀律師は將門の叔父である所緣から相馬郡藤堀村に一社を建て尊像を鎭座し奉つた。しかるに將門は驕勇頼むに足らざる武將であつたから、後難を慮りここを出でゝ同國葛飾郡牛嶋石原の里に止る事になつたのである。こゝに又不思議な事には、從來この石原の地は淸水に乏しい地であつたが辨才天の垂跡以後社の傍に靈水涌出し、里人はこれを汲みて朝夕の渇を安全に凌ぐ事が出來たといふ。天正十八年德川氏關東に入國し江戶城を以つて萬代の根據とした際、この

辨才天の事蹟を聞き大いに信仰の念を起され德川の家姓を祝賀するとゝもに武運長久のため爾後德水辨天と稱し奉つたのである。

碩運寺

碩運寺は石原町十七番地にある。鎭護山と號し曹洞宗に屬し駒込大圓寺の末である。慶長元年の創立にて開山は榮傳和尙で歿年は寬文十年三月。本尊は正觀音で其他堂塔があつたが、享保九年二月廿五日類燒のため諸堂殘らず烏有に歸し同十九年正月十七日再建を見た。而して大正八九年頃南足立郡尾久町に移轉した。

第十二章　史蹟名勝

向島

向島の名の濫觴は德川將軍家が隅田川御殿から關屋川を隔てゝ此地を眺められたとき向島といひ出でられたことから呼び始めるようになつたのであるといふが、この說は古老の傳說であつて信ずることが出來ない。この向島とは隅田川の西岸から展望して自然にかく呼んだものであつて、川向ひの島の謂であるといふのが至當であらう。由來この邊は往昔島洲であつた事は龜戶、牛島、柳島、寺島の成立に徵して明なることであつて、年月を經て漸次埋堙して一帶の平地をなし名のみが名殘を留めたものである。

現今の向島は本所區小梅より隅田村一帶の總稱であつて、今之を冠する市街地に小梅、須崎、中之鄕、請地、押上の五町があるが、世人は向島といへば必ず隅田堤を想ひ出すものであつて、隅田堤といへば櫻花を考へなければならず、以上の三者は離るべからざる關係に置かれて居るのである。

隅田堤

隅田堤はもと葛西陂といひ俗に大堤と稱した。隅田、寺島、須崎、小梅の四町村に亙る二千一百間餘の長堤である。櫻花の勝地であり都鳥の故事などより世の風流人は之を愛して墨堤或は千里の長堤と賞美した。

この隅田堤は德川氏關東入國以前から其の形はあつたもので隅田川の水除土手である。其の創設年代は

詳にする事は出來ないが、牛島神社所藏永祿十一年の寄進狀に須崎堤外島之事云々とあるから、當時既に在つたことが知られるが、現在見るが如き大堤に成つたのは新篇武藏風土記稿中隅田村、寺島村、須崎村の條に見える通り度々の修築工事の爲であつて天正日記天正十八年庚寅六月十二日の條に

小むめより權右衛門かへる水出さきつよくつゝみふしん申付候由ほり長さ千五百七十五間つゝみつきたて明日よりはじむべし

とあるが、これが德川時代に於ける長堤修築の最初の史料であらう。それより築堤工事を始めて完成したのは三代將軍家光の寬永年間である。しかして天明寬政の二大修築事業によつて現在見る如き堤の態樣を備へたのであつて、この時の堤の高さは一丈二尺川面より望めば三圍の石鳥居の笠木は堤頂と相會ふかの如くに見えたといふ。卽ち蜀山人の「鳥居半出三圍畔云々」の名詩がよくこの事實を物語つてゐる。往昔この大堤下は水田開け葭蘆繁茂し、夏の夜は秧雞剝啄の音を聞き秋日一繩飛雁の落るを見ることが出來、堤上の櫻花とゝもに東都第一の勝地であつたが、今は人家連り僅かに水神の森にその片景を止むるものがある。

隅田堤の櫻

江戸時代に於て櫻の名所としては上野、飛鳥山、御殿山等を數へる事が出來るけれども、隅田堤の櫻は前者に冠たるものであつて二百餘年の古き歷史を有してをるのである。この櫻は德川四代將軍家綱公が正保頃に常陸國櫻川から木母寺の邊に移し植えられたのが最初であつて、其後八代將軍吉宗公が享保二年木母

寺より南方に百株を植えられ、同十一年には再び櫻桃柳各百五十株を補植されて左の如き傍示を建てられ、極力保護を加へられたのである。

定

一、桃柳櫻御用木に候間枝折又は種取べからざるもの也

月　日

又有德院殿御實記附錄を見るに

吹上の御庭に櫻楓の苗多く叢生したるを御覽ありて小納戸松下專助當恒後伊賀守によくやしなふへしと命せられしにより、別に花欄を設け懇につちかひ水すゝきけるにいくはくなく其苗五六尺ばかりになりしかは廣尾隅田川のほとりまたは飛鳥山に植られし

更に又御場御用一件を見ると

享保十巳年八月十九日松下專助御前栽場遠的見分之節寺島御上り場より土手迄桃柳植土手より木母寺前白鳥池邊迄同樣植候積り同九月十九日隅田土手へ桃植候義伊奈半左衛門家來申付請負人植木屋權七郎植申候同廿四日御庭より櫻躑躅御前栽場木母寺中へ植候に付植木奉行申合同十一月七日御前栽場躑躅二百株藪內助八差越云云

とある。

右の兩史料によれば享保二年の時には吹上御苑内の櫻楓の苗木を隅田川堤に植えられた樣であるが、享保十年より十一年にかけては木母寺周圍の堤へ桃柳を植え、吹上御苑からは櫻並びに躑躅二百株を移植された事が明である。新編武藏風土記稿によれば

荒川　村ノ西北ヲ南ヘ流ル川幅百間餘即隅田堤ナリ當村ト橋場トノ間ニ鐘ケ淵三ツ股等ノ小名アリ川ニ傍テ汐除ノ土手ヲ設ク高六尺又汐除堤ヲ去ルコト百間餘ニ高一丈三尺ノ大堤アリ村ニ係ルコト長七百二十間享保十七年九月寺島村境ヨリ木母寺門前マデニ櫻百二十一本桃二十八本柳十七本ヲ植シメラレ名主彌次右衞門ニ培養ノコトヲ命セラレ掃除人足料養培ノ費用トシテ永二貫七百文ヲ年コトニ賜ヘリ今モ名主三七郎續テ其事ニ預ル

とあつて享保十七年にも櫻百二十一本桃二十八本柳十七本植えられて名主彌次右衞門に培養を命ずると、もに其の費用をも下された樣である。文化の年佐原菊塢が梅屋敷を寺島の地に創めるや、堤の櫻が今將に絕滅せんとしつゝあるを嘆いて龜田鵬齋、太田蜀山、大窪詩佛、谷文晁、酒井抱一、卷菱湖、朝川善庵其他當時の文人墨客諸大家の協賛の下に八重櫻百五十本を白鬚神社前へ植え付けた。天保三年には名主坂田三七郎が寺島、須崎、小梅の三ケ村に跨つて二百餘株を植え付けて三圍稻荷前まで完全に連絡する事となつた。然るに弘化三年には洪水の爲めに櫻樹の大半が災厄を蒙つたので須崎村の住人宇田川總兵衞は獨力を以つて百五十株を植え。嘉永七年には當時の百花園二代菊塢並びに靑々抱二等が花乃勸進といふ奉加帳を作つて大いに補植を行つたが明治七年には三圍稻荷内其角堂第七世永機宗匠發起となり三升、梅幸、竺

仙、松民等幹事となつて三圍稲荷に奉納する意志を以て一千株の大補植を行つたが、抱二の例を採つて華勸進を配布し一樹五十錢として大いに同志を募つたのである。次に其の華勸進の文章を擧げて見よう。

華　勸　進

むかしたかかゝるさくらの種を植えてあるはゝよし野是へすゝた川昔植けん花のすかれ／＼に成て三圍堤は既に絶なんとすよりて今玆

官の許を得まくら橋のほとり一千樹かほと奉納せん事を願ふあはれ有信の人々一花半沓たりとも随分の淨財を喜捨したまひて培植の微力を助け無量の神徳を汲たまへと云爾

一樹培貨　五十錢

神前に培主の姓名をしるし風雅の信を不朽に傳んとす

明治七甲戌三月

企　晋　永　機
寶　三　升
集　尾上梅幸
幹　金屋竺仙
晋々松民

右の集幹たる寶三升とは九代目市川團十郎であつて、又金屋竺仙は堀田原に住居して染物の名人である

と丶もに俳人でもあつた。依つて當時の藝界花柳界に於いては笠仙の染めた笠仙染と稱する浴衣を着なければ通人でないとまでいはれた程の賣ッ子であつて、彼の家にて染めた品物の端には笠仙監製と染め出してあつたのである。最後の松民は當時は勿論現今に於いても其の作品は珍重されてゐる彫刻の名人であつた事は世間周知の事實である。明治十三年には水戸德川家が其の庭前の堤防に植え、十四年には寺島村有志が地先の堤上に補植した。然れども培養の宜しきを得ざる結果か、其の理由は判然しないけれども思ふ樣に成長しなかつた爲めに、墨堤外に別業を設けた大倉喜八郎は如何にも之を殘念に思ひ、成島柳北を始め白鷗舍同人の協力を得て長堤十里に一千株を植えたが時に明治十六年十月であつた。この時の補植が所謂日清戰爭前後の墨堤花のトンネルをなした櫻である。其後二十九年竝びに四十年の大洪水の爲めに非常の枯損木を出したゝめに、明治四十三年隅田川七福會發起の下に沿線町村有志の贊助を得て八重櫻六百八十八本を補植した。その時の精算書を擧げて見ると次の如くである。

記

一金八百七圓　八重櫻　尺ヨリ尺二寸廻り　五百三十八本（現場持込迄）　一本金一圓五十錢

一金七拾五圓　同　六七寸廻り　百五十本（同　上）　一本金五十錢

一金貳百四拾貳圓四拾錢　杉丸太　千六百十四本（櫻五百三十八本一本ニ丸太三本）　一本金拾五錢

一金貳拾貳圓五十錢　杉丸太　百五十本（一本金拾五錢）（小櫻百五十本丸太三切ニテ用フ）

一金参拾四圓四拾錢　棕呂繩代（櫻一本ニ五錢）

一金拾圓　下肥代　一艘分

一金百拾七圓六拾錢　植木職人足　百九十六人（一人金六拾錢）（一人三本）

一金六圓　人足拾人（一人金六拾錢）（下肥人足）

一金拾貳圓七拾四錢　杉皮　六百八十八枚（一圓ニ五十四枚）（櫻一本一枚）

計金千参百貳拾七圓参拾四錢也

然るに其の年の六月梅雨期に入つてより連日連夜の降雨にて、梅雨明けの七月の候となつては益々雨脚烈しく、遂に土用に入ると同時に大洪水の襲來を來して又々漸く植付たる若木の大半を失ひ、僅に三四間堤が殘されたのみであつて其の衝に當つた人々等は堤を見るのも氣が進まぬといつて悲嘆に暮れて居つたものである。

其後大正四五年の候外山新七、石川彦太郎其他諸氏の盡力で又數百本が補はれ、東京市にても毎年數十本づつ增植して來たが、如何にせん車馬の交通烈しきと平常の手入の不足とで思ふ樣に成長する事が出來ず、心ある人は東部第一と謳はれた名勝向島墨堤の櫻花も遂には昔語の一つとなりはせぬかと心痛してゐたの

であるが、會〻大正十二年九月一日の大震火災によつて完全に全滅してしまつた。續いて起る復興事業は向島の名目を一新し舊水戸邸を含んで廣道式公園である隅田公園と變りコンクリート道路の兩側に櫻の若木を四側植ゑ向島の美觀を舊に復さんとしたけれども、可惜哉墨堤櫻氣分の情緒は其の技術上の相異より永久に味ふ事が出來なくなるのではないであらうか。終に墨堤植櫻の碑文を掲げて參照に供し度いと思ふ。

墨堤植櫻之碑　梁川榎本武揚篆額

墨水其源出于秩父郡木賊谷。合細流爲川。蜿蜒注九郡。未會綾瀨而始得斯名矣。古昔東海之驛道。以水界武總。在五中將寄懷乎渡口白鷗。詠以國詩。所謂都鳥之篇是也。自德川氏建覇府。地屬射獵之圍。其隄經隅田寺島須崎小梅四村至枕橋。長二千一百間餘。本曰葛西陂。俗稱大隄。嘗置行殿於木母寺。以寺北闔屋里爲遊覽之場。嚴有公擇櫻種於常州櫻川。植之隄上。蓋備樂之遠慮。而植櫻之權輿也。享保二年。有德公又藝一百株於隄上及寺南古道。十一年植櫻桃柳各百五十本。榜示以禁剪伐。且分種其萌蘖。令勿廢絶。歲給金若干永錢若干。以充培植看護之資。隅田村里正阪田氏世掌之。亦見公保護祖宗遺愛之一端焉。而當時所植以隅田爲限矣。寛政以降世運極盛。園鄕之農以種樹爲業。故其工寢資民力。文化中寺島花戸佐原菊塢與淺川黙翁謀藝重瓣櫻百五十本於白鬚祠南北。天保二年坂田三七郎。分種二百餘株於寺島須崎小梅三村。安政元年又補二百株由是列植始連三圍祠上。弘化三年羅水患。櫻樹大損。須崎花戸宇田川總兵衛以獨力藝其村彊者百五十株。長命寺畔合拱交陰者卽是也。明治維新之七年。小梅村人晉永機。合衆力以藝其村

墨堤植櫻之碑

疆。十三年舊水戸藩知事德川氏。種其邸前。至是列植遂達枕橋。十四年寺島村人。又補其闕。而維新後之工不殖其半。或因栽揷不得候耶。凡花之性難保久。且因境土間劇厚薄。而有壽夭之別。隄上無林丘擁護。而接壤闤闠當郷路之衝。平時來往之絡繹。風日沙塵之觸擊。根幹爲受其害。與夫山陬幽蹊全其天者迥異。以故櫻之受年大抵與人壽齊。至重辦則又半單辦。苟藝植之不繼焉。有數而歸盡矣。大倉喜八郎築居隄外。裴回顧瞻。有所興感。乃語成島柳北曰。植櫻是居民所賴以爲命者。舊植既盡。新栽亦不多殖。傷萎者摧折者。或遺棄或枯朽者。比々有之。不豫程補植之工。則後必損勝區之譽。某不敏敢當其任。願與先生謀之。柳北曰。噫美矣哉。此擧請子督其工。我則募同志。先是墨上同人結一社。詩酒徵逐。命曰白鷗社。大倉成島二氏即其社友也。於是告同社暨郷黨諸人。衆僉躍然應之。南葛飾郡長伊志田友方申之府知事。而樹藝亟就功。其度長隄而栽培者。計一千株。時十六年冬十月也。吾寄老墨上。每値花時。冠蓋相望。游屐累至。都人士女蘇絃醉歌。驩譃狂舞。水隈爲震。顧視木母寺行殿之址。豐草芊綿不詳其所。而櫻樹之培植逐年而益盛。永傳甘棠之遺芳。與吉野嵐山並名遂爲 帝京苑囿之域。中將之詠蓋爲之兆耶。抑亦花之榮也哉。曩柳北欲勒工事於石。不果而逝。其友人安田善次郎謀之大倉氏暨川崎八右衞門。俱捐貲以成其志。村人聞有此擧。自舊任力役而不受雇直。余徵諸舊記及古老。記植櫻之顚末以竢後之繼工者云。明治二十年丁亥夏五月。

濱村大澥撰文

高田忠周書

此碑は、言問亭の西南なる岸頭にあつたが、明治中世同亭の東なる堤畔に移つた。然るに大正十二年九月一日の大震災によつて破壊し、復興とゝもに之を繼ぎ合せて、櫻餅の側に建てたが石面の風化と破壊により、今は讀むに難く、廢殘の姿を淋しく曝してゐるのも哀れである。

隅田公園

この公園は、大正十二年九月一日關東大震火災の結果として、東京市内に數ヶ所の火除地公園設立の議が、復興院に於て纏められた際に、特に向島沿岸史蹟名勝保存の意義に於て、隅田川の水を採り入れた公園の設置案が、後藤總裁より提出された事に源を發し、昭和五年末を以て四萬坪の公園設備が完成したのである。斯くの如き特別の動議が後藤新平氏より提出された事に付いては、誠に意味愼重の因由が存在して居るのである。依つて以下少し之に付いて述べて見たいと思ふ。先第一に述べなければならぬ事は、古人が如何なる風に隅田川の風物を觀察しておつたかといふ事である。伊勢物語在原業平朝臣東下りの條を見ると、隅田川流域の變遷の條に記して置いた一節が載せてある。これに依て想ふに、一千餘年の昔に於ては、如何に太政官符をもつて驛馬渡舟の便を計つたとはいへ、餘程その道中は困難であつて、都から關東まで下るといふことは、恰も二十世紀の今日蒙古或は西藏邊を旅行すると同等の苦しみがあつた樣に思はれる。卽ち業平朝臣一行が都を鹿島立つてから多くの日を重ね、雨風の困苦と戰つて漸くにして隅田川の邊に着し、四邊を見廻せば荒漠たる武藏野の景で、只眼に映るのは草叢と水ばかり、遠く筑波、秩父の

隅田公園（言問橋ヨリ三圍神社前ヲ望ム）

小梅瓦燒竈

陸軍被服本廠舊景

被服廠跡震災記念堂

連山より、霞が濃くなり始め、日はすでに暮れんとしておつたから、如何にも物淋しく感じて、過去を考へて見ると、實に遠方まで來てしまつたことであるわいと、幾分ホームシックを起しかけて居る所へ、渡守りに都の言葉を聞かされたゝめに、遂に都戀しさの餘り一行擧つて泣いたのであるが、この後都人が關東へ下つて來て隅田川の邊に立つた時には、必ず在五中將の故事にならつてホームシック的の詩歌を遺す樣になり、又この思想が武藏の隅田川の名をなすに至らしめた根本となつておるのである。元弘二年（六百年前）の亂に、藤原師賢、公敏、季房、藤房等が北條高時のために捕へられ、師賢は同年五月下總に貶流されることになつて、其の途上隅田川の邊にて

こと問ていさゝはこゝにすみた川
とりの名きくも都なりけり

と詠じた事實が新葉和歌集に載せてあるが、これらは伊勢物語の思想を承け繼いだものとしての誠に好い例である。

前參議教長卿集雜歌の部には、左の一首が載せられてある。

ことにあたりて、あづまのかたにまかりけるに、おほいなる川のほとりに行きて、日もくれかたに、渡守はやわたらなむ、といそがせば、いとものかなしくて舟にのらんとするに、この川をば何とか名つくるとゝふに、これなむすみた川といふは、むかし在中將のいさことゝはむみやことり、とよみけ

むをおもひいでられて、來しかた行く末もあはれなることかぎりなくてよめる

すみた川いまもながれはありながら

またみやことりあとたにもなし

都鳥即ち鷗は、暖地には秋十月頃より春四月頃までの間より居らないものであるから、この教長朝臣の關東下向は、五月より九月迄の間といふことになり、業平朝臣の東下りは秋より春までの頃といふことになるのである。又竹齋關東下向紀行（四百年前）に、

さて行き〳〵てみれば、さつと角田川に至りぬ、こゝをなむ武藏國のかぎりなりといひければ、さても都よりは、限りなく遠くもきぬるものかな、かゝる數ならぬ身をさへ旅はものうきに、業平のいにしえ今もぞ思ひ知られたり、世にいとたてあれなり、いときへ疾れ衰へたるわが姿の、東の旅にやつれはてこける顏ともなりぬれば、心に菩提は起らねども、身は墨染になりにけり、川のほとりにて一首ばかくぞ聞える

わかかけを水にうつせはすみた川

すかたは八瀨の黑木こりかな

川波しづかにして、水の面もくもりなきに、白き鳥のあまたむれゐたり、これなむかの物語りに傳へし都鳥なるべしと思ひて一首

名にめてゝいさことゝは丶都鳥

わかありさまを人にかたるな

とある等、猶更よく當時の旅行の困難であつたことを伺ひ知る事が出來ると思ふ。

康正二年（四百七十年前）太田道灌が、わが庵は松原つゞき海近く富士の高嶺を軒端にぞ見る江戸城を築くに當つては、道灌の詞藻を慕つて江戸に集る文人高僧が多かつた。從つてこの時代に於ける、これら高僧文人等の遺された隅田川に關する史料も可成多くある。長祿元年に足利政知に從つて關東に下り、後江戸に來つて隅田川の邊に居を定めて居つた、木戸孝範の著書源孝範集を見ると、左の一文が載て居る。

武藏國豐島といふ郡に、入江かけたるところに住侍りける、前は葭蘆など茂りて、鹿の常にたゝずみける、山遠きところなれば、めづらしく聞きおるまゝに、近きあたりにみやこ人の下りて住みけり、夜更けに目さまして聞給へと申し傳へたるに、夜なく〳〵枕をそはたてけれどもきゝはへらず、人の聲などの遠きをきゝなして申すにや、とかこちをこすとて、都人の歌

あかつきの舟もよひするあまの子の

かひよといふを鹿ときくらん

返　し

のきちかく鹿たちならす宿とひて

待しよところのかひよともきけ

左の文中にある都人とは美濃に育ち、足利氏が京に一寺を創設するや、招かれて住持となつて學識一世に謳はれた梅花無盡藏の著者僧萬里である。斯の如く源孝範にしろ、僧萬里にしろ、當代に於ける高僧知識が隅田川の渡り邊に下り住み、不自由を物ともせず暮したといふのも、卽ち當時に於いて如何に伊勢物語の一節が、都人の腦裏に深く刻まれて居つたかといふ事が知られるであらうと思ふ。又この記事によつて當時隅田川原には鹿が居つたことが知られるとゝもに、利根、入間の川舟が常に石濱の邊に群つて居つたといふ事も察する事が出來る。その當時關東に下つて來た學僧堯惠法印の紀行である北國紀行を見るときは、孝範集よりも一層よく隅田川の景趣をいひ現はしてある。

二月（文明十九年）の初、鳥越のおきな誘して隅田川に泛びぬ、東岸は下總、西岸は武藏野につゞけり、利根入間の二河落合るところに彼の古き渡りあり、東の渚に幽村あり、西の渚に孤村あり、水面悠々として兩岸に等しく、晩霞曲江に流れ、歸帆野草をはしるかとおぼゆ、筑波蒼穹の東にあたり、富士碧落の西に有て絶頂はたへにき、遙野は夕日を帶、朧月空にかゝり、扁雲行盡て四域に山なし

浪の上のむかしをとへはすみた川
霞やしろきとりの涙に

この一章は、實によく廣大なる武藏野の初春の水景を叙述したものであつて、一度この文をよめば四百

年前の隅田川の面影が、眼の前に浮んで來る樣な氣がしてならぬ。靑蓮院道興准后は、文明十八年六月都を後に日を重ねつゝ、北國より順次關東に出で、十月の初め隅田川の邊に逍遙して、心行くばかりに昔の跡を尋ねた樣である。卽ち彼の紀行廻國雜記に、次の一節が載せてある。

かくて隅田川の邊に至りて、皆々歌よみて披講などして、古の家の姿あはれさ今の如く覺えて

古家のかけゆく水のすみた川

きゝわたりても濡るゝ袖かな

同行の中に、さゝえを携へける人ありて、盃酌の興を催し侍りき、なほゆきて川上に到り侍りて、都鳥たづねみむとて人々誘ひける程にまかりてよめる

ことゝはむ鳥たに見えよすみた川

みやこ戀しと思ふゆふへに

おもふ人なき身なれとも隅田川

名もむつましき都鳥かな

やうくかへるさになり侍れば、夕の月ところから面白くて、舟をさしとめて

あきの水すみた河原にさすらひて

舟こそりても月を見るかな

徳川氏入國

太田道灌が江戸城を築くに當り、すべて四方の景を採り入れて境界を設けざる庭園と看做し、常に道灌の詞藻を慕つて集る博學高僧等を招じては、隅田川の四時の景趣を愛でたのであつて、其の一證として梅花無盡藏の一詩を左に擧げて置かう。

江上春望（道灌靜勝公招鶴庇雨山諸尊宿幷少年泛畫船數艘於隅田河詩歌鼓吹一時之壯觀）

十里行舟浪白花、遊不覺在天涯、隅田鷗亦應都鳥、鼓吹晩來聲入霞、

卽ち前に擧げた萬里、堯惠、道興等は、彼道灌の詞藻を慕つて關東に下つたのであるが、それと同時に彼等は世に各一文を遺した爲に、隅田川沿岸の聲價といふものは增々世に高くなつてきた。

天正十八年徳川家康が、太田道灌の江戸城を根據とするや、參覲交替の制により全國の諸大名は江戸に集り、又公卿勅使が關東に下向する事が年を重ねるとゝもに、幕府は勅使を饗應するのに、必ず隅田川原の舊蹟を案内し、諸大名は登城の餘暇を以つて、舟中に淺酌を交すに到つたが、下又上に倣つて士農工商を問はず、向島の沿岸を唯一の慰安場所と考へて居つた樣である。徳川時代も泰平の世が續き、明暦三年に於ける江戸大火以後、葭町親父橋の傍にあつた吉原遊廓が、淺草觀音後方北廓に移轉するとゝもに、元祿の爛熟時代を形成したので、多くの市民が隅田川の西岸に集ふ樣になつた。而して彼等市民は水運を利用して隅田川東岸に昔の跡を偲び、歸途山谷堀を溯つて不夜城下に夜を明したものである。斯の如く隅田川の西岸には淺草寺を始め芝居街、北廓の如き騷然たる歡樂鄕が存在するに對し、東岸向島は靜寂の地で

あつたゝめに、其の對照として益々向島の聲價を大ならしめ、其の上享保頃よりは、堤の櫻花爛熳たるに至り、又江戸最後の爛熟時代たる文化文政の頃に至れば、當時に於ける高名の文人墨客連は、擧つて道灌の故事に倣ひ、隅田川沿岸を己が別墅の氣分をもつて之を愛し、與に新梅屋敷(百花園)を設ける等、年を重ねるに從つて東岸の地が市民の爲めに利用されるやうになつた。

向島は右に述べた樣に、誠に古い沿革をもつて居るために、其の沿岸に於いては、多聞寺、水神、白鬚社、百花園、秋葉社、長命寺、弘福寺、牛島社、三圍社、西岸に於ては待乳山、長昌寺、總泉寺、石濱社、眞崎稻荷といふやうに、數多くの名勝舊蹟が遺されたのである。それ故明治維新となつても、有栖川宮、三條公、岩倉公、山内容堂といふやうな官軍方の名士とゝもに、板倉庫山、榎本武揚、勝海舟の如き幕府方名士等が、共にこの向島に疲勞した心身を癒して居つたのである。下つては伊藤博文、副島、福地、乃木の諸家が非常にこの向島の地を愛された。堤の櫻も維新後其角堂七世永機が櫻勸進を作つて補植をしたのを最初とし、伊藤博文、大倉喜八郎、澁澤榮一、等の補植が第二回にて、其の後明治廿九年、四十年、四十三年の三回の洪水によつて、非常に大損害を享けたが、其の度毎に補植を重ねて來たのである。然れども大正十二年の大震火災によつては、三圍社が火災を免れたのみで、牛島社を始め、弘福寺、長命寺及び堤上の櫻樹は全部燒失するに至つた。以上の樣な一千餘年の古い歷史がこの隅田川沿岸にはあるのであるから、政府が巨金を投じて風致保存の意義に於て隅田公園を作つたといふことは當然といはなければな

らぬ。

この公園地域は東岸に於いては源森川を境として新小梅町水戸邸を採り入れ水戸邸の上流に架れる言問橋の下を通じて三圍神社に接し牛島神社舊地並びに長命寺の一部を採り入れて第一高等學校艇庫に至る間の地域であつて面積九四、五七九平方米八八(二八、六一〇坪四二)で、帝國大學商科大學の南艇庫も同公園内舊地に存在してゐる。西岸は吾妻橋際より上流橋場町までの間の河岸地、並びに埋立地を包含したもので面積九二、五四九平方米五四(二七、九九六坪六五)でプール、飛込臺、入堀などがある。總面積一八七、一二九平方米四二(五六、六〇六坪六五)で、大正十四年十月六日工事に着手し昭和六年三月廿三日竣功を見たが、翌二十四日には盛大なる開園式を擧行し同年四月一日復興局より東京市へ移管した。總工費六、七九〇、八五一圓であつた。

錦糸公園

本公園は柳島町にあり、帝都復興計畫による三大公園の一つで、復興局が舊陸軍糧秣廠本所倉庫敷地を譲り受け、之に隣接する民有地を買收して造營し竣成後東京市に移管されたもので、江東方面工場地帶の一大緑園である。中央に約一萬八千平方米の芝生を作り、其の中に周圍二百米の競技場を設けて小學生の運動會等に使用する樣になつてゐる。面積は一萬六千九百七十七坪、總工費三十一萬一千圓、大正十四年九月工事に着手し昭和三年六月竣工、同七月開園したが、東京市に移管したのは同年十二月廿六日であつた。

安田庭園

本園は本所横網町二丁目にあつて大川の水を導いて潮入とした廻遊式庭園である。規模は小さいが隅田川に臨む景勝の地にあつて江戸名園の一たるを失はない。元來この地は往昔何人の所有地であつたかは照すべき地圖がないから明にする事は出來ないが、寛文年間本所の地に武家屋敷が建設せらるゝや、この邊りは御材木藏として廣大なる面積を取り、延寶天和の兩時代には川添に最上、細川の二屋敷があつた。其後元祿年間に至つて丹後宮津藩主本庄因幡守がこゝに屋敷を持つたのであつて、嘉永年間には小笠原松浦松平等の小屋敷に分割されたが、安政年間再び本庄氏が來り住ひ明治維新に至つたのである。明治維新後は舊備前岡山藩主池田章政の邸となり、次で先代安田善次郎氏の所有に歸したのを、氏生前の遺志により邸宅全部を大正十一年市政調査會の手を經て東京市に寄附されたものである。この庭園は本庄氏の時に築造されて安田氏の手に移つてから幾分の改造を見たが、大正十二年の大震火災に依り殆んど舊體を失したのを、東京市に於て復舊工事を施し舊觀を復するに至つたのである。

本園は總面積四千四十八坪あつて泉石、橋梁に數奇をこらし、其他休憩所、詰所、便所、露床、照明を適所に配置し昭和二年七月開園したのである。園の西北隅には本所公會堂があるが、之は本園寄贈の際園内に建設して市に引渡す條件で、東京市政調査會が安田氏の寄附金をもつて大正十四年五月に起工し、翌十五年六月竣成した爲め同八月東京市に引繼いだものである。建築樣式は鐵筋コンクリート三階建工費總

額は三十萬三千五百四十七圓餘であつた。

江東公園

江東公園

この公園も帝都復興計畫によつて成立を見た五十二小公園の一つであつて、昭和三年五月工事に着手し昭和四年一月竣功開園を見た。往昔この附近は本多寛司、本多内藏助、土屋佐渡守、牧野式部、松平左衛門尉、男谷精一郎、榛木馬場、同稻荷等の所在地であつた。現在總面積約六百九十坪餘で地番は相生町三丁目十八、十九、廿の三ヶ番地に亙つて居る。結構は西方は十一米街路を隔てゝ江東小學校に對峙し二ヶ所の入口を設け、東側は民地に接し南北街路に面する所に各一ヶ所の門戸を開いてゐる。而して特に目立つ樣式は廣場の北寄に丁字形の一段高き道路を設け、其の中央に八角形の藤棚式休養所を設置してあるがため、遊園地がこの丁字形道路によつて兒童用少年用の二つに分境されて居る事である。

中和公園

中和公園

安政版の江戸切繪圖を見ると本所二ツ目と三ツ目の中間卽ち溝口主膳正、永井肥前守の兩屋敷と、維新當初は開墾會社の授産場となり、桑苗の植育場となつた伊豫橋の神保屋敷其他旗本御家人の小屋敷に圍まれた所が中和公園の所在地に當る。この公園も帝都復興計畫によつて作られた五十二小公園の一つであつて、中和小學校と本所電話分局に南隣した東西に長い矩形地である。四境に常綠樹を植えめぐらし、東側西側は住宅地であつて、南側の街路に小門がある。門を入ると左は兒童の遊戯場で右は藤棚式の休憩所で

ある。しかしてこの間を詰所、便所、露床、照明等で點綴してゐる。中でも南側の壁地に一少年が溺れんとする友を救助せんとして居る影像があるが、この記念像は中和小學校生徒であつて十二歳の森正太郎少年が、大正十二年五月十三日砂町海岸に於て齋藤少年十一歳の溺死せんとするを救ひ上げ、自らは力盡きて悲壯な最期を遂げられた勇敢なる犠牲的行爲を、後世の少年竝びに世の人々の龜鑑たらしめんとして永久にとどむる爲め、中和小學校有志が淨財を醵しこゝに建造したものである。尚この公園は三個の入口で小學校運動場に連絡し、或時は校庭の延長として使用を許して居る。昭和三年十月工事に着手し同五年一月竣成したが、開園は竣成に先だつ事約一ヶ年前の四年十二月であつた。總工費一萬九千三百二十九圓

菊川公園

本園は菊川町一丁目にあつて、今度の帝都復興計畫によつて起立された五十二小公園の一つである。往昔この地は武家地であつて菊川小學校に南隣しておる一隅から榎稲荷社への通路が開いてゐるところから見ると、大久保紀伊守林播磨守の兩屋敷地であつたと推察される。東側と南側は街路で東に入口があり、西側は住宅地に接して地形は東西に長く矩形を畫いて居る。四域は常綠樹を以つて圍らされ總面積凡九百余坪で、小學校の運動場とは二個の入口によつて連絡してゐる。西隅には兒童遊園地があり、東隅には瀟洒な藤棚を冠せる園亭が設けられてゐる。この他に詰所、便所、露床、照明等が適所に配置されてゐる。昭和四年六月に起工し翌五年三月に竣工と同時に開園した。所要設備費は一萬四千二十五圓である。

緑町公園

緑町公園

本園は龜澤町二丁目、緑町二丁目に亙つて居つて總面積凡そ六千四百三十餘坪であるが、今日公園として開園されてゐるのはこの中の六百九十餘坪で、この地は元の本所區役所の敷地であつた。

この公園地は由來津輕越中守の屋敷跡であつて、一時貸付地として期間を區切つて民家の建設を許してあつたが、明治二十三年三月四日の市區改正設計によつて公園地に編入され、昭和二年に至り小公園の設備が設けられ、同四年三月に起工し同五年三月工事竣成と同時に開園されたものである。設備費は一萬五千圓と算せられる。その樣式は四方街路に圍まれて東西北の三方に出入口があり北口が正門になつてゐる。

四域は常緑樹に圍繞され廣場の南側には淸礎な刈込と植込で根を飾られた圓壇があり、其の上に瀟洒な藤棚が建てられ休憩所となつてゐる。兒童遊園地は東隅にあつてこの外便所、詰所、露床、照明の存在する事は他小公園の設備と大同小異である。

震災記念堂

震災記念堂

本記念堂は横網町舊被服廠跡にあつて、大正十二年九月一日の大震火災によつて之が犧牲となつた所の約五萬九千人の遺骨を納骨祭祀する爲に一番悲慘を極めたこの地を選んで建てられたものである。

この記念堂を建てるに付ては、大正十三年二月東京市長永田秀次郎氏これを計畫し、東京府知事、警視總監、東京市會議長、東京商業會議所會頭等賛同の下に六月市會の全員協議會の承認を得、大震災善後會

及震災同情會の寄附金五萬圓を資金とし、九月通常團體として協會を設立の上震災一週年當日を期し一般寄附金の募集を開始したのである。

畏くも同十四年十月御內帑金一萬圓の御下賜を忝ふし、更に內務省より事業補助金卅五萬圓の下附、兵庫縣震災救援團より金十萬圓の寄贈等があつたので資金が相當額に達した故に、同十五年十月財團法人設立の認可を受けて市長が會長となり、舊協會は解散することゝなつた。昭和二年二月には遭難者靈名調査を開始するとゝもに大震火災記念物品及び繪畫史料の募集をなし、更に全國的に事業資金の募集を勸誘した結果、昭和三年六月には資金總額九十五萬圓に達したので同月記念堂工事に着手した。記念堂建物設計は工學博士伊東忠太、同佐野利器、同塚本靖、同佐藤功一の諸氏に囑託し四年六月上棟式を擧行した。一方附帶庭園設備工事を起工すると共に植物寄附募集を開始し、五年二月には名稱を震災記念堂と決定すると共に、同三月遭難者遺骨を記念堂內納骨堂に假安置して同時に遭難者靈名簿の作製を了した。昭和五年三月廿四日復興帝都御巡幸に際しては特に記念堂に御立寄あらせられ、畏くも祭祀料金一千圓並びに銀製花瓶一對の御下賜を忝うしたのである。

次に工事の概要を述べれば、昭和二年十一月工事着手、三年十一月基礎工事終了、四年五月鐵骨工事完成、五年八月竣工したのである。樣式は純日本風建築であるが、古來の形式を踏襲せず自ら新味を加へたものである。構造は鐵骨で主要の軸部を構成し之を鐵筋コンクリートで覆ひ耐震耐火造りとしたもので、

之が設計監督は主として伊東忠太氏之に當り工費概算八十萬圓を要したのである。

竹屋の渡

この渡しは明治五年夏迄は兩岸の舟宿が隨時客の求めに應じて、三圍稲荷石段と待乳山下との間を通船しておつたものである。竹屋の名稱は、維新前山谷堀に竹屋と稱した舟宿があつて、向島三圍前堤上にあつた都鳥といふ掛茶屋と特約して遊客の便を計つたが、安政前後に於て都鳥の主婦で非常に美聲の持主があつた。卽ちこの主婦が乘客を知らせる爲に河畔に立つて「竹やあー」と呼ぶ聲が言ふに言はれぬ味であつたので、江戸市民の間にこの聲が評判となり、遂にこの渡船を竹屋の渡しと俗稱するに至つたのである。而してこの渡しを「向ごし」と稱し三圍石段堤腹に「向ごし」といふ立札が建てられてあつた。

然れ共今迄の渡舟は特に一艘を雇はねばならぬ不便があつたので、兩岸の船持中相談の結果、御厩河岸同樣一人前三十文宛の料金を以つて常時の營業をなす渡舟業を始めんとて、明治五年七月廿日關係者連署の上東京府に願ひ出た處、十月に入つて許可になつたので同月廿日請書を呈出し、十一月廿三日渡船場規則を届け出でると共に「待土山渡し」の名稱を以て明ケ六ツより暮レ六ツ時迄營業を始めるに至つた。

吉良上野介邸址

幕府の高家たりし吉良上野介義央の邸址は。本所松阪町に在り、文政の町方書上に徴すれば一、二丁目に渉つて居つた樣であるがこれは明かに二丁目のみであつた。江戸砂子には

吉良上野介屋舗圖

（富森助右衛門子孫　富森長太郎氏所藏）

上野屋敷　囘向院うしろ通りなり。元祿の頃吉良上野介殿やしきの跡なり。今は大方町屋になる松坂町といふ。

と見え、元祿の初年には近藤登之助の邸であつたが、其の後吉良家の邸となつたのである。吉良上野介の邸となつたのは元祿十四年末頃の事であつてその屋敷竝を知るには挿圖に入れた富森長太郎氏所藏吉良邸圖が唯一のものである。この圖は赤穗浪士が主君の仇を報ずる爲めに臥薪嘗膽の一年間の結晶であつて、この圖によつて漸く彼等の目的を達することを得たのである。而してこの圖の保管者は赤穗浪士の一員たる富森助右衛門の子孫にしてその精致なること實に驚くばかりであつて、庭先に上野の死骸といふ附箋の張られてある等誠に天下の珍寶といふべきである。又圖中竹矢來中に稻荷社竝びに辨天社が記されてあるが、是はもと御竹藏の地主神であつたもので現在の上野稻荷は即ちこれである。次に浪士の討入について述ぶべきであるけれども餘り人口に膾炙してゐる事實であるから、只こゝには彼等浪士が討入の趣意を誤解せらるゝを恐るゝの餘り淺野内匠頭家來口上書といふものを作り、各自懷中して討入の擧を果したのであるが、この口上書によつてよく當時の事狀を知り得る故に、左に其の全文を擧げこの項を結んで置こうと思ふ。尙吉良邸の松坂町にあつたのは元祿十六年十一月迄であつた。

淺野内匠家來口上書

淺野内匠家來共口上

去月三月内匠儀、傳奏衆御馳走之儀に付、吉良上野介殿へ含二意趣一罷在候處、於二御殿中一當座難レ遁儀御座

候哉、及二刃傷一候、不レ辨二時節場所一、働無調法至極に付、切腹被二仰付一、領知赤穂城被二召上一候儀、家來共迄畏入奉レ存、請二上使御下知一、城地差上、家來共早速離散仕候、右喧嘩之節御同席御押留之御方有レ之、上野介殿討留不レ申、内匠末期殘念之心底、家來共難レ忍仕合に御座候、對二高家之御歴々一家來共挾二鬱憤一候段憚奉レ存候得共、君父之讎共不レ可レ戴レ天之儀難二默止一、今夜上野介殿御宅へ推參仕候、偏繼二亡主之意趣一候志迄御座候、私共死後若御見分之御方御座候者奉レ願二御披見一如レ斯御座候以上

元祿十五年十二月　日

淺野内匠長矩家來

大石内藏之助良雄（以下連署）

駒止石

駒　止　石

駒止石はもと椎木屋敷の前、道路の中央にあつた丸い石である。江戸砂子に「里諺に云。八幡太郎奥州發向の時義家朝臣の馬驅け出さしが。此所にてとゞまると云。駒とめ橋もこれに對しての事なり。」といひ東京案内には隅田川雜記の一節を引いて「安房の里見氏太田道灌を攻めしとき。道灌の家士此に拒ぎ矢射て敵を止めしを以て此名あり」とあるが此等は傳說であつて確證すべき記錄もない。

椎木屋敷

椎　木　屋　敷

隅田川の東岸横網町の松浦侯は本所開拓當初からの居住者であつたが、邸内に數百年を經たる椎の大木があり、又名木の藤の木があつたので椎の木屋敷とも藤屋敷とも呼ばれた。江戸砂子に「大川通り松浦家

御竹藏
御村木藏
御米藏

嬉森

の邸宅を云。むかし名木の藤ありしよし古老いひつたへたり。此館に大木の椎あるゆへ椎の木屋敷と云。名高き屋敷也」とあつて中にもこの椎の木は本所七不思議の一つに數へられ、又隅田川を上下する猪牙船の船客や堤を渡る人々の目に止まり、嬉しの森の別名で小唄、川柳、詩歌に唄はれ明治中世頃も枝葉榮えて土塀を覆ひ、向ふ岸邊にあつた首尾の松と對立して隅田川に一段の景趣を副へておつたが、九月一日の震火はこの老樹と首尾の松とを燒きつくしてしまつた。この椎木の別名嬉しの森については項を改めて述べて置いた。

御竹藏、御材木藏、御米藏

御竹藏は元本所松坂町二丁目にあつて寛文年間にこゝに設けられたが、元祿八九年の頃この地が屋敷地となるために横網椎木屋敷南御村木藏の側に移されたのである。享保十九年に至れば御村木藏を猿江町東北一丁餘十間川に沿ひたる地に移し、其の跡へ御米藏を新に建てられたものである。この御竹藏御米藏の地域は凡そ四萬四千坪あつて、明治の初め陸軍用地となつて倉庫が設けられ、續いて被服廠が設けられる事となつたのである。

嬉森

うれしの森は隅田川岸頭の一叢林を指してかく呼ぶのであるが其所は確かでない。今諸書を閱するに隅田川叢誌枕橋の條には、橋北なる森を嬉の森（小唄に嬉の森や枕橋などいへり）といひ、或人の說には昔本所石原から大川

端まで廣き森があつてこれを嬉の森といひ、今大川端なる華族松浦家の邸にある椎の老木を嬉の森と云ふのは其一樹の殘れるものである。然れば枕橋の北の森を嬉の森と云は誤であつて、小唄の中の嬉しの森は大川端の嬉の森のことであらうといつてをる。又墨水廿四景記には、「飛樓峻閣突兀而出者。不問知是八百松樓。朝歡夜絃與水聲鳥音相答。按志古時老木參天。蓁莽寒徑。爲狐狸所棲宅。嬉森之名不相稱。蓋有待於今日耳」とあつて橋北說に從つてをる。更に懷反古を見ると「むかし文明の比寶田村より引し色里。大阪町、難波町、高砂町、芳町、堺町あたりをよし原と號し。向ふは堀丹後守殿屋敷なり。其前にあるゆへる丹殿前といふ。略して丹前と唱ふ。明暦の回祿以後。龍泉寺村に替地を給はり。新吉原といふ。其普請の中は。山谷の里にしるへして。假に居にけり。此里へ通ふ人。墨水に船をうかへ。今戸の堀へ乘込し比。長吉といふ。舟大工。一葉の船を案じ作る。是を長吉舟といふ。舟の通ひ路に早きも猪の走るが如し。形も猪の牙に似たり。ゆへに今は猪牙舟といふ。其比山谷堀の舟。隅田川を行に。黄昏を急ぎ。東の方川岸に椎の茂りし森を見て。嬉しや近付しと思ふ心の色に出て。いつしか嬉の森となりぬ。」とある。以上記するが如く隅田川叢誌には其の名の起る所を誌さず、廿四景は全く之を解せず懷反古に於ては其の是非は分らないが通說的な嬉しの森の名稱と位置を知る事が出來るが、これとても的確な解釋であると斷定を下す事は出來ない。

首尾の松

椎木屋敷と對ひ合ひの淺草御米藏敷地内五番堀の邊にあつた松で、樹幹は川面に垂れ下り、常磐の翠を川波にうつしてゐた。この首尾の松の名が文獻に見える樣になつたのは江戸會誌中の江戸名物見聞雜組其の三に明曆三年新吉原起立以後の事であると云ふ事が見え「江戸砂子には「椎木の向御藏の川はたの松川面へさしかゝる松也これもうれしの森の類にていつとなくいひならはせしなり」とあつて、隅田川を上る船客が緣起を祝ふために呼んだものらしい。又見聞雜組の中に、其の手入等はすべて藏前の札差が取扱つておつて、同所の札差で戲作者であつた二三次の著した御藏前昔語にこの首尾の松が詳述されてゐるといふ。

さらし井

さらし井は、もと荒井町五番地に有つたが今はない。さらし井とは其の水が淸冽であつて、布を洗ひ晒すなどに適し居るを以て名けたものであらうといふ。府内備考には

晒井　　當町家主　瀨平地面内

右者堀候年代等不相分名水之由申傳候こ

とあり、文政町方書上には

晒井　當町家主瀨平地面内

右は堀候年代等不相分名水之由申傳候右井戸新に出來候節都而近邊新井町と相唱候を後來文字を誤り荒井町と相唱候儀に御座候

とあつて詳細なる事項は分らないけれども、布を洗ひ晒すなどに適して居る故名付けたといふ臆測は後次的の解釋ではなからうか。

萩の園跡

墨堤下にあつた萩の園も現今に於いては其の跡を止めぬ迄になつてしまつたが、明治中世に於いては名勝の名を擅にし、遊人をして低徊去る能はざらしむるものがあつた。今その舊況を叙して見ようと思ふ。園は堤畔に沿ふて須崎町にあつた。榎本子爵の別墅に隣り櫻組に對してゐた。園主を萩本某といつて淺草藏前文七元結問屋で園は其の隱宅であつた。

庭園は廣濶ではなかつたが四時の風光愛すべきものが在り、加ふるに常に主人を訪ふ客が其景趣を私するを恨み、異口同音に衆人の觀覽に供せん事を勸むるので主人も稍ゝ情の動く所があつたが、折しも隅田川の氾濫で、隣地數百坪が空地となつてしまつたので、これをも庭園の中に加へ亭榭を設け萩に配するに梅櫻桃李を植ゑ、萩本の姓と萩を多く植えたるに因みて、萩の園と名付けた。而して明治三十年三月廿日を以て開園し、一般衆人の縱覽に供したが、西森骨皮氏は主人に代つて左の如き披露文を草し川端玉章が其口繪に萩を描いた。

須磨明石の月影は、引窓より見るに難く、吉野龍田の花紅葉は鉢植にするによしなしなど、詰らぬ愚痴を溢さずとも、名所は近きにあるものを、却て遠きに求むるは　サツても野暮と夕暮の、端唄文句ぢや

なけれども、眺め見飽ぬ隅田の景、其風景に因みたる、主人が工夫の萩の園、場所は廣きにあらねども、四季折々の樂しみは、梅よ櫻よ燕子花、さては七草水仙や、粹な御方も洒落人も　御運動には適當の、云はゞ私立の公園地、趣向はさま〴〵あり原なれば、いざこと問はんと御光來の程を偏に願ひ奉るよしを

あるじ代りて　骨皮道人述

同園に於て培養してあつた萩の種類を擧ければ

一野扶明 五月下旬より六月下旬迄
一五月雨溝萩 五月より七月まで
一白花溝萩 六月中九月上旬迄
一黄花溝萩 同　上
一まきゑ萩七月
一燕萩七月
一岩萩（胡豆の一種）七月
一千屈萩七月中旬
一紅絞り木萩 七月下旬
一箙萩七月下旬
一たがね萩
一百腕根（又牛角花）八月
一ふいりこまつなぎ八月
一さきはけ萩八月中
一鐵掃箒八月中旬
一紫絞り木萩八月中
一白花萩八月中
一馬棘 八月中九月下旬迄
一きぶね萩八月中
一百脈根 八月より十一月頃迄有
一歪頭萩 八月上旬より初て九月中
一宮城野萩 九月上旬花咲
一胡枝子九月上旬
一鵠色萩九月
一ぬすびと萩九月上旬
一一葉男萩九月
一子持葉萩九月
一丸葉萩九月
一一葉女萩九月
一錦萩九月
一朝鮮萩九月
一猫萩九月下旬
一白花木萩九月
一雛眼萩十月中旬
一籔萩十月
一舞草 十一月中（印度種）

〆三十六種

で其他糸萩、玉萩、南京萩、姫萩等珍草異卉極めて多い、就中臺灣種まきゑはぎは近年栽培する所で八月中旬が滿開であつた。

浩養園跡

浩養園は中之鄕瓦町一番地に在つて、舊佐竹侯の庭で今は大日本麥酒株式會社吾妻工場となつて震災前に全く亡びるに至つた。元園内に文恭公遺愛の夜光の縷、千代の井、或は白糸の瀑、太田道灌の手洗鉢等が殘存してゐた。本園は何といつても泰平の極致と稱せられた文政年間將軍家齊公(文恭公)が三河島村の人伊藤門三郞に命じて築造せしめ。當時の權門家水野出羽守忠成に賜つたもので後ち朝姬の四季の遊興場となり松平越前守より更に佐竹左京太夫のものとなつたのである。

大相撲

東京に於ける大相撲は、回向院境内を以て第一とし、之を本場所と云ふ。一月と五月の二回を興行の定期とし、之を一月場所、五月場所と唱ふ。東京力士の等級は其の勝負の如何によりて決定せられるのである。抑この東京相撲は寬永元年明石志賀之助が四谷鹽町徳寺の境内に於て寄進相撲をとり晴天六日興行したのが始めである。其後貞享元年に勸進相撲年寄共が寺社奉行本田淡路守へ奉願して勸進相撲の免許を得、深川八幡神社の境内に於て興行し其の後も相續いて行つた事が文政十一年の書上に見えてゐる。しかして寬政三年四月に至つて回向院境内に於て興行する事になり、遂に此所を本場所と稱するに至つた。

その興行場所は、門内右側卽ち南畔であつたが、明治四十二年五月本堂東北の空地に國技館が建設されてからは晴雨に拘はらず興行することになつた。

興行の前日は今も尚ほ市中に數隊の人夫を派遣して太鼓を廻はし、其の場所の入口には太鼓櫓を建て飾樽などを爲し數百の寄贈幟を建連ねた。左に江戸繁昌記中の寺門靜軒が記述する所の一節を掲げて見よう。

櫓鼓寅時揚レ抱連擊達レ辰。觀者蓐食而往焉。力士取レ對上レ場。東西各自二其方一。皆長身大腹。筋骨如レ鐵。眞是二王屹立。努レ目張レ臂。中二分土豚一。各占二一半一蹲焉。蓄レ氣久レ之。精已定矣。一喝起レ身。鐵臂石拳。兩々相搏。破レ雲掣レ電。碎レ風花飄。賈レ塵奪レ氣。搶レ隙取レ勝。鍾鬼捉鬼之怒。清正搏レ虎之勢。後猊咆哮。鷹隼攫鷙。二虎爭レ肉。雙龍弄レ玉。四臂扭結。蓄爲二一塊一。投繋捻擬不二啻鬪二力。鬪レ知鬪術。四十之手。八十之伎。莫レ不二窮極一焉。行司人秉二軍扇一左周右旋。判二贏輸一。而觀者之情悅レ西愛レ東。勝敗未レ分之間最屬爲賞。徒張二虛勢一。髮衝二頭上手巾一。手捏兩把熱汗。扼レ腕切レ齒。狂顚不二自覺一焉。扇揚矣。一齊喝釆之聲江海翻覆。各拋レ物爲二纏頭一。自家衣着淨々投盡。甚矣或至二於裸二傍人短掛一。

而してこの國技館は始め木骨であつたが火災後鐵骨と變り表面を壁にて塗り美裝をこらしたが、震災前燒失しこれが修造さるるや間もなく九月一日の大震火災に遭ひ形骸のみを殘した處、今は全く復興成り從來の鐵骨にコンクリートを以つて固めたが南場所、四季の催場として觀客の出入の絕えたる事がない。

火之見櫓跡

火之見櫓はむかし相生町三丁目に在つた。其の創立年月は詳でない。享保十七年類燒し延享元年火消組

合本所北組之內十一組は町々隨意なるに因り、之を松阪町二丁目横町に移して建設したが、明和四年二月再び燒失した。其後三丁目と二丁目境横丁河岸に再營した所、天明三年十二月又々燒失し以後は廢絶してしまつた。

千歳の渡

千歳の渡

千歳の渡は、千歳町一の橋際より隅田川を横斷して前岸なる日本橋區に達する渡津を云つた。兩國橋より尾上河岸を隔てるのみにて、凡そ二町許の南位にあつた。緣喜を祝ふものは新年醉後萬歳を唱へ此渡より相生町へ向ふものが多かつた。

本所時の鐘

本所時の鐘

本所時の鐘は、もと北辻橋の北、大横川の西岸今の入江町にあつた。この時の鐘の濫觴は往昔松平陸奥守が幕府より日光靈廟建築の助修を命ぜられた時、當時横川の邊は材木の貯藏場であつたので、其の傍に建築用木材の製作場を設置し、多數の職工を使役するに當り近傍に時鐘がなく、時刻を明知する能はなかつた。夫故陸奥守は時鐘を鑄造して北中之橋の邊に掲置し、使用してゐたが工事竣成後不用物となつたので之を中村源兵衛に與へた。源兵衛は鐘樓を建設し、每時の鐘打を掌つたが是が本所時の鐘の起原となつたのである。享保十年時鐘請負者より町奉行大岡越前守に錄上した左の如き覺書が東陽實記に載つてゐる。

覺

本所時の鐘、往古より有來申候、場所は横川通中の橋向ふに鐘樓建、時役相勤罷在候、五十年以前。

本所御引拂に相成候節、鐘役中絶仕、其節之請負人他之者に御座候、依之其節之委細書記等、私方に無御座候、其後元祿元年辰二月、本所御取立に付、御武家樣方、寺社町方等之爲、時鐘役奉願候處、其節町奉行北條安房守樣、甲斐庄飛彈守樣被二聞召一、御評定所へ召出され、願之通被二仰付一、依之時之鐘役相勤申候、其節役料として、御武家樣方寺社町方等、鐘樓錢并撞料申請候處、相對之事故不被下御方有之難儀仕候に付、御奉行に奉レ願候處、元祿五申年九月、御證文御帳面被二仰付一、御武家樣は御高割、寺社方町方は、小間一軒に付三錢宛之御取究にて、御割符證文、御評定所おいて、惣御奉行樣御連名之御印形被二成下一、難レ有奉レ存、鐘樓錢一ヶ年一度申請、永々無二解怠一相勤可レ申候被二仰付一、御證文頂戴仕罷在候事。鐘樓錢申請候場所、西は兩國橋川通、北は牛島源兵衛橋川通、東は天神裏川通り、六ッ目通り迄。南は深川御番所より深川河岸南向ふ六ッ目通りまで、此内御武家方并寺社町方まで一年一度づゝ申請、晝夜無二解怠一相勤申候事、時の鐘堂屋敷、本所三之橋川通にて。拜領仕候則表口町並京間八間。裏行二十間に御座候、鐘樓堂相建兩人共居宅仕罷在候、最其砌鐘樓建鐘鑄成就、いづれも私共入用金を以て仕立申候事。右之段相違無二御座一候已上。

本所時鐘請負

享保十巳年六月　甚右衛門

同　長右衛門

百本杭　川船極印所趾　古銅吹所　特設湯屋

とあり又府内備考に據れば、鐘撞堂石垣の寸尺は左の如くである。

鐘撞堂　石垣東西二間四尺三寸、南北二間一尺三寸、高二尺三寸

柱根土臺　東西二間半南北二間。

石垣上より總高五間、中央より四方へ長各二間二尺の控柱を附す、家根は銅葺なり

時鐘　無銘

高さ龍頭際まで四尺一寸、龍頭高さ一尺一寸八分、徑三尺、外圍九尺二寸八分許、厚さ三寸二分

百本抗

横網町一丁目の地先の私名であつて往昔水除けのため、多數の杭が打ち込まれてあつたのでこの名がある。今は石垣を突き出し堤岸を堅固にした。此處は釣魚の適所であつた。

川船極印所趾

川船極印所趾は、舊松浦邸の北隣である。享保の頃關正任川船改役として、船舶に官印を烙記した。

古銅吹所

文政十一年頃には新坂町内に古銅吹所があつた事が府内備考に見えてゐる。寛政九年十月十四日の建設で其の廢止の年月は詳でない。

幕府時代特設の湯屋

幕府時代新坂町には特別の湯屋があつた。其の家主を宗五郎といひ、元祿八年膳所小間遣頭よりの命令により、膳所に勤務せる小吏にして各自居風呂を置くの餘力なき者に膳所清めの湯と唱へ湯屋を開業することゝなつた。この湯は將軍御成の際も休業しなかつたといふ。

本所七不思議

本所に七不思議があつた事は衆人悉知の所であるが其の七數は何々なりやといふに至つては、今日其の地の者さへ悉くは之を知るものがない。今通說傳る所を擧ぐれば次の如くである。

一、置てけ堀

置てけ堀は今の錦糸町の附近にあつた。物淋しい所で太公望連の答簪を携へて將に歸途に就かむとすると堀中にて置てけ〳〵と連呼するものがあり。而して其の途中必らず魚を失ふ故に此名がある。此堀は今は埋築して其の跡だにない。

二、馬鹿囃

夜半ふと眠さめて耳を欹ると囃しの音がする。其の音は忽ち近く忽ち遠くなり其の何れの處より起るやを詳かにしないので此名がある。

三、送り提灯

夜深けて街路に出ると必らず前方に提灯の火を認める事が出來進めば火も又進故にかゝる稱がある。

四、落葉なき椎

椎木屋敷卽松浦家の舊邸地にあつた老木の椎樹で、其の枝葉繁茂し道路を覆つてゐた。然れども不思議な事には何時觀ても一片の落葉をも見た事がないといふ。この木は震災前までは生存してゐた。

五、津輕家の太鼓

往昔の規律として大名の火見櫓にては版木を用ふることゝなつてゐたが、何故か津輕越中守の邸（綠町公園）のみに限り、特に太鼓を打つ事を許されてあつた。因て不思議の一に算ふ。

六、片葉の蘆

兩國橋の東畔駒留橋下を流るゝ小溝を片葉堀といひ、こゝに生ずる蘆はいかにしてか其の葉一方にのみ生茂し、決して兩方に芽生する事がなかつたといふ。

七、消えずの行燈

是は二八そばと題する蕎麥屋の臺行燈で、軒下に置かれたもので、此行燈夜半は何時見るも常に火の消えたる事がなかつたといふ。

水戸佐倉舊街道

水戸佐倉の舊街道

原庭町（吾妻橋一丁目）竹町は竪川の新道が敷かれなかつた以前は水戸佐倉への街道筋であつて、文政町方書上によると業平橋から竹町渡場邊にかゝるもので原庭町には馬繼所があり竹町には淺草材木町へ渡る

船渡しがあつて、竹町渡といひ又花形渡、業平渡とも唱へ、竹町の河岸を里俗竹河岸といつた。後竪川に沿ふ新道が出來てからは、往來も薄くなり終には中絶の姿となるに至つたといふ。

將軍傳授の藥と象の管守

藤代町の開發者であり毛利新田の命名者であつた名主藤左衛門のもとに、八代將軍徳川吉宗公は御鷹狩の際しば／＼休憩せられた。一日親ら御鼻紙に時疫除粉藥の製法を書して賜つた事があつたが、是より毎年五月四日の夜之を製して諸人に施與したといふ。又享保十四年幕府から一匹の象を預けられたので一之橋際大川端石置場に假屋を構へ、黄金を招牌として諸人の觀覽に供したが、黄金と象は江戸市民には初見參であつたので大いに賑つたといふ事である。この象については諸書に記載されて居つて今文政町方書上中の寸尺を擧げると次の如くである。

但貳才の由

丈ヶ足より背迄　六尺五寸　頭より尾の際迄　七　尺　頭　横　壹尺六寸五分

鼻　長　サ　三尺六寸程　鼻　穴　先に有之　牙　長壹尺四寸程 廻り五寸五分程

前足ひじ際ニ而　三　尺　廻　り　貳尺七寸五分　後足廻り　貳尺七寸

尾　長　サ　貳尺八寸五分

喰物の儀は鼻の先に請巻込給候由

名家墓所一覽

職業	氏名	事蹟	墓所
國文家	建部凌岱	名綾足一名葵、字孟喬一號吸庵、寒葉齋 安永三年三月十八日、年五十六	向島 弘福寺
儒家	桃東園	名道隆字仲長 寶曆七年十二月廿八日、七十四	同寺
同	南宮大湫	名岳字喬卿稱彌六 安永七年三月三日、五十一	同寺
同	林東溟	名義卿字周助 安永九年九月廿五日、七十三	同寺
同	松平冠山	名定常字君倫 天保四年七月九日、六十七	同寺
書家	多田	名親愛 明治卅八年四月十八日、六十六	同寺
畫家	野々山綏山	名正積字子祥 弘化四年十二月十八日、六十一、法號詠松院峰月綏山居士	同寺
稗史作者	瀬川如皐	號狂言堂、幼名六三郎、始稱鮫吉平 明治十四年六月廿八日、七十六	同寺
國文家	松井蘿月	通稱益庵 天保九年七月二十二日、年六十七、法號善聽院聲明信士	向島 常泉寺
儒家	朝川善庵	名鼎字五鼎 嘉永二年二月八日、六十九	同寺
同	朝川同齋	名鹿辰字士倚稱晋四郎 安政四年十一月廿二日、四十四	同寺
畫家	中野其明	號方琳堂、晴々齋 明治二十五年五月廿九日、五十九、法號大行院道明信士	同寺
稗史作者	岡清兵衛（二世）	通稱次右衛門來木氏號默々齋一號東來齋 享保十九年四月二十二日	同寺
噺家	春風亭柳枝（二代）	紅林氏 明治七年十月十一日、五十二、法號全柳院葉枝信士	同寺

國文家	橘守部	通稱源助號池庵狂號橘庭麿嘉永二年五月廿四日、法號深廣院廣輝常圓居士	向島長命寺
同	橘冬照	守部之義子通稱元輔號椎ノ本文久三年六月廿九日、法號冬照院仝惠圓良居士	同　寺
同	橘東世子	冬照之妻明治十五年十月十三日年七十七、法號東世院壽良妙秀大姉	同　寺
同	橘道守	冬照之子明治卅五年四月廿一日、法號道守院圓麗信照信士	同　寺
儒家	山地蕉窓	名正誠字孟教稱一郎弘化四年八月十七日、七十一	同　寺
同	松本英外	蕉窓妻名順字柔明治元年八月二日	同　寺
書家	山路慕松堂	名愚鈍一號芙蓉隱士寛政九年六月一日	同　寺
同	萩野春亭	名貫字子恕一號台嶽稱主馬安政五年二月廿一日、五十一	同　寺
畫家	長尾無量	名澧明治二十五年十一月三日、六十一、法號天眞院獨朗無量居士	同　寺
國文家	加藤枝直	初名爲直通稱又左衛門天明五年八月十日年九十四、法號柔性院輶譽東水居士	兩國回向院
同	加藤千蔭	枝直之子字徳與丸、常世丸、通稱又左衛門號芳園、芳宜園、耳梨山人、逸樂窩、江齋狂號橘八衢文化五年九月二日年七十二	同　院
同	加藤千年	千蔭之孫通稱又左衛門文久三年八月一日法號增知院稱譽義證居士	同　院
儒家	中根桂叢	名重玄稱左內享保七年五月十九日	同　院
書家	高瀨秋江	名直壽字士靜一號三近、執中堂稱覺三郎明治六年正月元旦、三十七	同　院
畫家	鳥居清長	通稱白子屋市兵衛關口氏文化十二年五月廿一日、五十九、法號長林英樹信士	同　院

同	磐瀨京水	名百鶴字梅莊通稱梅作 慶應三年三月九日、五十二	同院
稗史作家	山東京傳	名醒字酉星稱京屋傳藏、岩瀨氏、一號甘谷菊軒、醉々齋、菲齋、畫號北尾政演狂號身輕折助、文化十三年九月七日、五十六	同院
同	山東京山	名百樹字鐵梅稱利一郎一號鐵筆堂、醉心軒、方半居士蜂山、涼仙、岩瀨氏、安政五年九月廿四日、九十二	同院
國文家	杉浦靜山	名清一號雲州 天保十二年六月廿九日年八十二法號豐功院殿靜山流水大居士	中之鄕元町 天祥寺
同	高木義標	通稱鐵之助書號龍海一號唯深堂 慶應二年九月廿四日年五十八法號唯常義宜居士	龜戸 常光寺
同	網野延平	明治二十二年十一月十五日法號網徵院延平神源居士	龜戸 光明寺
畫家	歌川豐國（三世）	通稱庄藏、角田氏、初號國貞、一號一葉齋、五渡亭、香蝶樓、月波樓、富望山人、富眺庵、樹園、梅戸、一樣、一陽齋 元治元年十二月十五日七十九、法號豐國院貞匠畫仙居士	同寺
同	歌川豐國（四世）	初號一壽齋國政國貞（二世）、一雄齋 明治十三年七月廿日五十八、法號三香院豐國壽貞居士	同寺
同	歌川國久	號陽龍齋通稱勝田久太郎 明治廿四年二月五日、法號久豐院遐國壽遷居士	同寺
同	歌川國宜	國久男通稱金太郎號四世一陽齋、二世香蝶樓 明治十九年八月十日、法號豐泉院金性淨善信士	同寺
同	歌川貞虎	通稱與之助號五風亭 天保十三年三月十六日、法號淳岳禪定門	同寺
同	大久保一岳	名好伴字公雕稱秀太郎 明治廿四年八月六日、四十七	同寺共葬地
國文家	辻知篤	通稱忠左衛門 文化二年十月三日、年四十一	番場町 妙源寺
儒家	深川霽宇	名元儁稱濟藏 安政三年五月四日、四十七	同寺
同	東條一堂	名弘字士毅稱文藏 安政四年七月十三日	同寺

同	安積艮齋	名覺字思順稱祐助、萬延元年十一月廿二日、七十一	同寺
書家	平林靜齋	名淳信字明義一號消日居稱新五郎、寶曆三年八月廿一日	同寺
同	平林東嶽	名淳篤字平甫稱庄五郎、文化三年十月七日、六十四	同寺
同	平林鴻山	名可儀字子羽一號虛實庵稱東馬、文政元年五月十九日	同寺
同	平林靜山	名可燮字子克稱庄五郎	同寺
同	平林東秀	名淳陽字子德稱重二郎	同寺
同	平林菊叢	名金英字菊叢號蜂花、天保十一年九月十八日	同寺
稗史作家	中村淸五郎	俳號了雀、寶永四年正月廿四日、四十四	同寺
同	中村湖市（初代）		同寺
同	中村湖市（二代）		同寺
博物家	西川正休	號潜井齋稱忠次郎、寶曆六年五月一日、六十四、法號天理院殿宗覺日見居士	同寺
同	西川恕齋	號贇志齋稱要人、寶曆七年六月十七日、四十八、法號雲理院殿淨性日觀居士	同寺
畫家	栗本翠庵	名元純字伯養稱杉說、文久元年八月八日	同寺
講釋師	田邊南龍（二代）	下山氏稱專助、天明八年二月五日、法號敎眞院靜好信士	同寺
儒家	人見必大	稱正竹、元祿十四年六月十六日	太平町本法寺

同　人見浩　稱七郎右衛門　寛保元年十二月七日　同寺

同　人見稱　稱七之助　寛政七年正月十二日、七十一　同寺

同　人見平良　名正字子順稱金右衛門　文化三年六月廿三日、五十　同寺

同　成島錦江　名鳳卿字歸德稱道筑　寶暦十年九月十九日、七十二　同寺

同　成島龍洲　名和鼎稱忠八郎　文化五年五月四日　同寺

同　成島衡山　名勝雄字叔飛稱仙藏　文化十二年七月六日　同寺

同　成島東岳　名司直字邦之助　文久二年八月十三日、八十五　同寺

同　成島稼堂　名良讓字儉之　嘉永六年十一月十一日、五十二　同寺

同　成島柳北　名弘字保民稱甲子太郎　明治十七年十一月三十日、四十八　同寺

書家　阪川暘谷　名貴一號芝泉堂　嘉永二年六月十四日、七十二　同寺

同　阪川素石　號二世芝泉堂　明治九年九月二日　同寺

書家　狩野元俊　名秀信　寛文十二年七月十一日八十五、法號常教院元俊日承　同寺

同　狩野春雪　名信之通稱隼人　元祿四年三月八日七十八、法號慈峰院春雪日妙　同寺

同　狩野春笑　名亮信　正德五年十月廿日七十、法號法眞院春笑日諦大居士　同寺

同　狩野春水　名命信　寶暦六年正月八日、法號眞善院殿春水日種大居士　同寺

同 狩野春笑 名宜信 寛政九年十月十九日、法號善利院殿笑翁日宜大居士 同寺

同 狩野春仙 名意信 天明七年四月廿八日、法號報善院殿春仙日應大居士 同寺

同 狩野春笑 名興信初號春貞 文政二年七月廿八日、法號本覺院殿春貞日成居士 同寺

同 狩野眞笑 名意信 弘化四年九月十二日、法號本成院殿眞笑日久居士 同寺

同 狩野春笑 名且信 嘉永三年六月四日、法號長遠院殿春笑日蜂居士 同寺

同 狩野春貞 名房信 明治元年四月十四日、法號本壽院殿春貞日信居士 同寺

同 狩野春雪 明治五年二月十二日、法號本照院殿春雪日善居士 同寺

同 狩野梅榮 信之長子名知信通稱一學 元祿十二年二月十一日七十四、法號敬心院殿梅榮日照居士 同寺

同 狩野梅春 名旭信 寛保三年七月三日六十法號時敎院殿梅春日現居士 同寺

同 狩野梅笑 名師信 文化四年十二月廿八日、法號瑞龍院殿梅笑日圓大居士 同寺

同 狩野了承 名賢信 弘化三年正月廿八日、法號賢龍院殿了承日信居士 同寺

同 狩野梅榮 名忠信 天保十四年壬九月廿三日、法號豐善院殿梅榮日忠居士 同寺

同 狩野梅春 名貞信 法號東舊院殿梅春日貞居士 同寺

同 狩野勝玉 名照信 明治廿四年正月十六日五十二、法號瑞雲院照信日詠居士 同寺

同 狩野董川 助信義子實伊川五男信明 明治四年五月九日六十一、法號金樂齋薫川藤原中信大居士 同寺

同　永峰秀澗　道稱茂吉　明治廿九年八月八日、法號養德軒秀澗日信居士　大平町　同寺

醫家　人見平良　名正字子願　寛政十年六月廿三日　本法寺中　本妙院

古筆　大橋宗桂　正德□年壬五月六日、法號善光院宗桂日金居士　本法寺

同　大橋宗桂（八代）　安永三年五月二十日、法號角靜院宗桂日晋居士　同寺

同　大橋宗桂（九代）　寛政十一年八月十四日、法號玉應院宗桂元泉印居士　同寺

同　大橋宗桂（十代）　文政元年六月二十八日、法號金相院宗桂日昇居士　同寺

同　大橋宗銀　正德三年八月二十二日年二十、法號玉帛院宗銀日角居士　同寺

同　大橋桂三　天保三年十一月二十一日、法號觀振念歩信士　同寺

同　伊藤宗印（二代宗看子）　享保八年十二月二日六十九、法號金龍院宗印日歩居士　同寺

同　伊藤宗印　寛政五年十一月二十三日　同寺

同　伊藤宗印（八代）　明治二十六年正月六日六十八、法號玉照院清常宗印日攸居士　同寺

同　伊藤宗看（初代）　元祿七年十一月六日、法號梅香院宗看日秀居士　同寺

同　伊藤宗看　寶暦十一年四月二十九、日法號玉將院宗看源立日鑑居士　同寺

同　伊藤宗看　寛政四年六月廿六日、法號宗玄院法壽日看居士　同寺

同　伊藤宗看　名武教　天保十四年九月十六日七十六、法號飛行院宗看日將居士　同寺

同　伊藤看壽　寶暦十年八月二十三日四十二、法號寶車院看壽常銀日龍居士　同　寺

同　伊藤看壽　寶暦十三年十月卄九日、一平院得壽容角日行居士　同　寺

同　伊藤看佐　文化十年二月九日、法號春應院看佐日貞居士　同　寺

同　伊藤看理（宗看武家男）　文政七年四月十五日三十一、法號宗内院看理日直居士　同　寺

同　伊藤看理　弘化二年九月四日四十、法號勝達院龍王日鑑居士　同　寺

同　伊藤看理　文久二年壬八月二十九日、法號仍直院印嘉日就居士　同　寺

同　伊藤看理　名政敬　明治十九年五月二日、法號眞如院政敬日理居士　同　寺

同　石田歌六（九五世段）　同　寺

儒家　近藤謙齊　名晴政稱源十郎　享保四年十一月六日、六十七　太平町法恩寺

同　佐久間啇山　名好典字子和　同　寺

同　佐久間東川　名茂之字思明　寛政十二年十月廿五日　同　寺

同　山本蘭洲　名智光稱左兵衞　安永七年七月四日、七十五　同　寺

畫家　狩野素川　名信政通稱外記　明暦四年四月十五日、法號本源院素川日尋居士　同寺中法泉院

同　狩野壽石　名敦信（一作秀信）　享保三年七月十七日、法號本國院壽石日空居士　同　院

同　狩野伯壽　名武信　明和三年六月九日、法號本性院伯壽日光居士　同　院

同　狩野壽石　名賢信 安永九年十月廿日、法號本光院壽石日性居士　同　院

同　狩野素川　名彰信 文政九年十月二日、法號中國院法印晨居士　同　院

同　狩野壽石　名圭信 文化十三年十一月廿三日、四十九、法號本成院壽石日壽居士　同　院

同　狩野伯壽　名行信 天保四年十二月晦日、三十六、法號源光院伯壽日敬居士　同　院

同　狩野素川　名壽信號潮青齋 明治三十三年十一月十五日八十一、法號鶴齊院壽信日永居士　同　院

畫家　百多樓團子　俗稱茂吉郎一號子遊 文政十年九月廿一日、六十二　法恩寺

印人　島篆䅸　名駿字千里 文化二年八月七日、六十二　同　寺

稗史作家　中村湖市（三代）　名重助 法號救說院一乘日法信士　同　寺

同　南新二　谷村氏稱要介 明治二十八年十二月廿九日、六十一　同寺中 法泉院

狂歌師　面堂安久良　藤本氏通稱彥八後號古面翁 明治十四年十一月八日、八十三、法號遠壽院實相日道信士　同　院

儒家　薄井臥龍　名賢字子良 天保四年二月廿八日、六十三　太平町 靈山寺

同　根井海雪　名親明字子彥 天保八年八月廿四日、七十　同　寺

書家　平井鵜齋　名維章字子良稱仙右衛門 文化十年七月二日、八十一　同寺中 德壽院

印人　濱村藏六（初世）　名茂喬字君樹稱六藏 寬政六年十一月四日　靈山寺

同　濱村藏六（二世）　名參字朱德稱六藏 文政二年七月十八日、四十八　同　寺

同　濱村藏六（世三）　名藉字子收　天保十四年八月十八日、五十三　同寺

儒家　山本順夫　名信一名當國　延享元年四月三日　柳島法性寺

稗史作家　寶田壽助　號壽仙、始稱松川寶作、戲作號榮樓傾堂又東㟴山人　天保九年二月十九日、四十二　同寺

儒家　師岡南林　名正著字小牧　延享五年正月二日　番場東町江寺

同　山本中齋　名公簡字子文　天保十一年九月四日、四十六　同寺

狂歌師　庭訓舍綾人　久野氏通稱與兵衛初號筆綾人　文化十三年三月廿三日、法號眞盛院庸春綾道居士　同寺

畫家　松林山人　名儼字稚膽　寛政四年八月十二日　同寺

儒家　幸田誠之　晩改精義稱善太郎　寛政四年十二月朔日、七十三　番場泉町龍寺

同　海保漁村　名元備字順卿　慶應二年九月十八日、六十九　太平町普賢寺

同　海保竹逕　名元起稱辨之助　明治五年七月二十七日　同寺

同　瀨川如皐（世二）　俳號文車號狂言堂、名定相　號御溝園、稱文次　天保四年十一月四日七十七　同寺

同　歌舞妓傳助　同寺

同　越智二樂　名通顧字子玄　明和三年四月巳亥　中之郷竹町成就寺

同　越智鳳臺　名通貞字子章二樂男　安永七年六月五日、四十八　同寺

同　荻野梅塢　名長字元見稱八百吉　天保十四年五月十九日、六十三　同寺

畫家	陶　梅里	名卯字仲巳 寛政十年六月廿八日、法號華香園山梅里居士	同　寺
同	山本梅痴	名皎字長皎通稱橋之助 嘉永七年正月廿八日、五十六	同　寺
同	井筒永年	號菊翁、夜墨齊、自業苦行者 明治廿七年三月十五日、六十六、法號光琳院殿宗達永年居士	同　寺
同	三浦瓶山	名衞興字淳夫稱左兵衞 寛政七年九月十日	德音寺
同	三浦呉山	稱和多理 文化三年四月廿四日	同　寺
儒家	石里瓦翁	名帷清字子篤稱平次太 弘化二年七月廿二日	中之郷原庭町 桃青寺
稗史作家	笠亭仙果	名廣道字子田、稱彌太郎、一號轍齋、狗々山人、松綠翁、四世淺草庵、柳亭種秀、二世柳亭種彦、明治元年二月九日、六十三	同　寺
儒家	杉山隨翁	名懿字文人	向島寺島町 法泉寺
畫家	田中抱二	通稱金兵衞、菁々庵 明治十八年正月廿三日、七十一、法號花月抱二居士	同　寺
儒家	東條琴臺	名信耕字子藏稱文左衞門 明治十一年九月廿七日、八十四（分骨埋葬）	同町 蓮華寺
同	植村盧洲	名正義字子順 明治十八年八月八日、五十六	同　寺
儒家書家	伊藤聽秋	名起雲字子龍、稱介一 明治廿八年四月一日	同　寺
狂歌師	栢葉亭榮	初名青起、通稱栢屋勘兵衞 文化十三年	同　寺
書家	植村花亭	名鈴 明治三十四年正月廿四日	同　寺
儒家	朝日一貫	名集義字秀直 天保五年十月廿一日	猿江 廣濟寺

狂歌師	臥龍園梅麿	渡邊氏通稱島屋藤右衛門 天保十一年十二月十日年七十七、法號緑盛院常薫梅賞居士	二ッ目彌勒寺中 龍光院
儒家	穗積天也翁	名惟正字之供 天保十四年十月十八日、六十五	同　院
同	花源洞繼穗	梅麿之男、通稱淸右衛門、初號繼穗 明治五年八月三日年六十八、法號光源院宜譽廣覺繼穗居士	同　院
書家	沼尻龍涯	名其章字其章、一號靑霞、稱牧平 文政五年七月十五日、六十七	彌勒寺
同	椎名江陵	名秀寛 明治十六年八月廿四日、二十九	同　寺
狂歌師	俵米守	瀧澤氏通稱勘兵衞、一號江左店、赤壽山人、閑壽亭、銀華亭 嘉永元年六月十五日、年六十八、法號眞淨院持法日誦居士	押上 大法寺
書家	荒木吳井	多維岳字嵩夫稱八郎 明和四年七月廿六日	同 眞盛寺
詩人	辻元崧庵	名崧字山松 安政元年三月六日	同　寺
書家	大竹蔣塘	名培字達夫一號心靜堂、小[illegible]、石舟、稱斧八 安政五年三月十六日、五十四	荒井町 清光寺
同	大竹小石	名韜字擧之、一號廣澤山樵、稱叶一郎 明治三年八月十九日、三十四	同　寺
書家	高林二峰	名信好字子述晩號鵝翁、峰翁、稱多四郎 明治三十年八月十六日、七十九	請地 圓通寺
畫家	歌川芳延	通稱杉本與三郎號一狹齋 明治廿三年八月廿四日、五十三、法號松還院本譽芳延居士	中之郷原庭 長建寺
同	池田孤村	名三倍號煉心窟、舊松軒 慶應二年二月十三日、六十六、法號蓮庵孤村居士	押上 大雲寺
稗史作家	瀨川如皐	號東園 寛政六年正月廿三日、五十六	同　寺
同	勝俵藏	天保元年十二月十七日、五十	押上 春慶寺

同	鶴屋南北	通稱伊之助號北壽始稱勝俵藏	文政十二年十一月廿七日、七十五	同　寺
同	烏亭焉馬	名英祝稱和泉屋利助、中村氏、一號桃栗山人柿發齋、立川談州樓(狂號野見てふなこんすみかね)	文政五年六月二日、八十	表町 最勝寺
同	四方梅彦	一號竹柴瓢助	明治廿九年十一月八日、七十五	龜戸 普門院
噺家	柳亭梅枝		明治十一年一月元旦	同　院
稗史作家	寶田治助		天保元年二月一日、法號焚悟院法歸居士	太平町 大法寺
博物家	太田太洲	澄元字子通	寛政七年十一月十二日、年七十五	同　寺
稗史作家	福森一雄	通稱久助	文政元年九月九日、五十二	小松川仲庭 源法寺
博物家	會田自在亭	安明字子貫稱算左衞門	文化十四年十二月廿六日、七十一	番場町 卽現寺
儒家	桑山東機	名衡字東機	寛政五年十一月二十二日	中之鄕元町 如意輪寺
講釋師	桃林亭東玉	阿部氏稱桃次郎	嘉永二年八月十九日、六十四、法號釋智光遠道	柳島 本性寺
噺家	古今亭志ん生	初號三遊亭圓太、古今亭貞生、俳號壽耕、俗稱淸吉	安政三年十二月廿六日、四十八、法號古今院日緣	番場 本久寺
同	古今亭志ん生(二代)	俗稱伊藤正次郎	明治二十二年十一月廿四日、五十七、法號新生院古今日說信士	同　寺
同	三笑亭可樂(二代)		安政四年六月四日、法號三笑院可樂日遊信士	同　寺
同	三笑亭可樂(三代)		明治二十三年五月廿日、法號高原院可樂日光信士	同　寺

第十三章　變　災

第一節　水　災

本區の蒙つた變災の内最も大なるは水害である。この内水害の根源は利根水系の氾濫によるものが主であるが、元來利根水系はその主流が河股より古利根川を下り、猿股の上流より新綾瀬を通じて千住に出で隅田川口に注ぎ、渡良瀬その他の傍系も亦これに沿ふて東京灣頭に注ぐのが自然の狀態であつて、江戸時代以前は總てこの自然の流路を取つてゐた。そして現在の如くその一半を銚子方面に放流せしめるに至つたのは江戸時代を通じて江戸の水害防備の爲め人爲に成されたものに外ならないのである。而もこれらの驚嘆すべき巧妙な治水策は平時に於ては何等の支障を生じなかつたが、一朝大水となると人爲の缺陷に乘じ各所に氾濫を生ずるのも又據ないことゝ言はねばならぬ。本區の水害史は殆んど枚擧に遑がない程頻發してゐるが、その一つ一つの水勢と上述の事實を地圖上に按ずれば大略の狀況は直ちに想像出來るのである。

次に火災に就ても亦一つの原則がある。當地は冬期卽ち火災期節には西北風が多い。從つて大火は多く西北風に煽られるのが例であるが、それが爲め大火を自發するやうな事情の少い本區も常に風下として川向ふの大火の餘焔を蒙るのが殆んど常例になつてゐる。（この大勢は東京市史變災篇第五、一一一八——一一一九挿圖に見ればよく了解される）左に各

項目別にその大要を記すことにする。

水害事歴（番號は次項記事と照合す 無番號は記事省略す）

番號	年月	摘要
	萬治二年七月初旬	兩國橋流失
	寛文六年五月初旬	兩國橋破損
（一）	延寶八年八月初旬	風雨海嘯
	元祿七年八月初旬	隅田川出水
（二）	寶永元年七月初旬	猿股決潰
	享保六年七月初旬	隅田川洪水
	享保十五年八月晦日	本所、深川浸水
（三）	寛保二年八月朔日	關東一圓大洪水
	明和三年六月下旬	隅田川大水
	同　年七月下旬	大雨出水
	安永九年六月下旬	隅田川漲溢
	天明元年七月中旬	隅田川大水
	天明二年七月中旬	隅田川増水
（四）	天明六年七月中旬	江戸大洪水
	寛政三年八月、九月	隅田川増水
（五）	享和二年六月下旬	權現堂決潰
	文化六年八月中旬	隅田川増水
	文化七年七月中旬	本所浸水
	文化九年七月朔日	隅田川出水
	文化十三年八月三日	本所、深川浸水
	文政五年六月中旬	隅田川出水本所浸水
	文政七年八月中旬	本所、深川浸水
	文政十一年六月晦日	隅田川出水
	文政十二年八月初旬	隅田川出水
	天保二年七月中旬	隅田川出水
	天保六年六月晦日	隅田川出水
	天保七年七月、八月	隅田川出水
	天保八年八月中旬	隅田川出水
	天保九年六月中旬	隅田川出水
	天保十一年六月、七月、九月	隅田川再三出水
	天保十四年九月初旬	隅田川出水
	天保十五年八月初旬	隅田川出水
	弘化二年七月下旬	隅田川出水
（六）	弘化三年六月中旬	諸川決潰大水
	安政三年八月下旬	江戸大洪水
	慶應六年六月中旬	本所、深川浸水
	明治三年九月	隅田川出水
	明治八年八月初旬	隅田川出水

(七)	明治十一年九月中旬	荒川綾瀨川暴漲
	明治十三年十月初旬	暴風雨被害
	明治十七年八月、九月	暴風雨被害
	明治十八年七月、十月	暴風雨出水
(八)	明治二十二年九月中旬	本所、深川出水
	明治二十七年六月初旬	隅田川堤防決潰
	明治二十九年九月	本所淺草浸水
(九)	明治三十年九月初旬	本所其他浸水
	明治三十五年八月初旬	隅田川出水
	明治三十九年七月、八月	隅田川出水
	明治四十年八月下旬	綾瀨川決潰本所浸水
	明治四十三年八月初旬	關東大水
	明治四十四年六月、七月	大暴風雨
	大正六年九月卅日	大暴風雨海嘯

既に記したやうな事情から江戸東京の水害は枚擧に暇がないので、その內比較的本區に被害の多かつた者を表示したがその內被害の甚大なりしもの、趣きの變つてゐるもの若干について詳述して見やうと思ふ。

延寶八年高潮

(一)延寶八年八月風雨海嘯　玉露叢に『同月六日巳の刻より風雨、午の刻より未の刻迄强雨也、依つて風破水損夥し。江戸中吹きたをしたる家三千四百廿軒餘、本庄深川方々に溺死七百餘人、ぬれ米廿萬石餘也、本庄、深川、木挽町、築地、芝へかけて高潮のあぐること所により家のゆかより四尺五尺或は七尺、八尺也前代未聞の沙汰也』と言つてゐる。案ずるに舊六日の滿潮は午後五時頃であるが、此日は大雨により川水の漲溢せる時に當つて居た爲に暴風と上げ潮が合致して高潮となり氾濫を起したものと考へられる。

寶永元年出水

(二)寶永元年七月三日猿股決潰　此時は江戸時代記錄の存して以來の大洪水であつて、葛西通り龜戸、本所、深川は洪水で床上六、七尺に水押上り、古河領から本所迄東は行德西は淺草川の堤防迄一面に水押死人も大分有つたとのことである。蓋し猿股は古利根川の屈曲點であるが、此時には利根の本流增水の爲め

に權現堂邊の決潰に依て猿股が決潰し、續いて中川堤が決潰したのである。

寛保二年大水

(二)寛保二年八月關東大水　八月朔日夜向島白髭社南方の堤が潰え、次で葛西領小野田、綾瀬千住三丁目の堤も決潰し大水が小菅から本所にかけて浸入したが、五日には水嵩極點に達し區内の被害、死傷夥しいものがあつた。爲めに隅田川の橋梁全きものなきに至り、避難に困難を極めて救助船の活動を見るに至つた。

出水一件に「本所旅所橋續龜戸通十間川端水高サ六、七尺」前寛襆錄に「柳島邊水高サ一丈二、三尺」寛保江戸洪水記に「本所二ッ目より四ッ目迄八月四日九ッ時より六日迄屋根ぎわ迄水付」と記してゐる處から考へれば出水の激しかつたことが察せられる。

災後應急措置として諸川橋梁破壞の爲め渡船を出し、橋梁の假修理を急いだ。尙左に出水一件記載資料二三を追記す。

去る六日より本所深川邊御施行六千人其後八千人前八日ゟ一萬人前宛朝夕被下候十三日ゟ書計一萬人前宛被下候得共追々水引候場所罷在候に付三千人前相減明十六日ゟ七千人前宛差遣し可申候（下略）

八月　　石河土佐守　　島　長門守

去る十二日御施行之儀幷所緣無之者片付之儀奉伺候書付之内本所深川惣人數高朱引書之所凡六萬千人程と書上候處猶又吟味仕候得者四萬四千三百八十八人餘在之候（下略）

八月十七日　　石河土佐守　　島　長門守

本所深川水附之場所飢人共先達而日々御施行被下置相助り罷在候得共今日ゟ御施行相止候付右之内老人病人片輪者等に而兼而困窮仕候上今度風雨大水にて住居潰れ或は居宅水附大破仕諸道具流失仕此上取續可申樣無之及渇命候極貧者共吟味之上申上五百九十人に御救米被下置候旨昨日(八月廿三日)被仰渡候付町名前幷被下置候米高左之通御座候(下略)

八月　　　　石河土佐守　　島　長門守

天明六年七月大水

(四)天明六年七月江戸大水　この大水に關し利根治水論考には「天明洪水は別に原因がある。卽ち天明三年淺間の噴火があり例の如く信州小諸輕井澤方面よりも背面の上州吾妻郡の方に土砂を吐き利根川の方に流れこの爲め川床が埋り上利根が淺くなつた。そこへ大雨が來たので洪水の漲りを免れなかつた。天明六年の洪水は非常の氾濫で權現堂、松戸、熊谷皆決潰し淺草の觀音堂丈浸水せぬが藏前迄舟を浮べた。小塚原で平地五尺、龜戸で一丈五尺の浸水加ふるに地水の爲神田の町迄浸水した」と言つてゐるが、更に出水一件に「昨夕(七月二十二日)本所町方所々私幷山村信濃守申合相分れ舟に而見廻り候處屋根に罷在候は無御座二階其外高き所に罷在候者は格別難儀にも不申候」「大川筋追々水落候に付本所深川出水之場所私共見分仕候處(曲淵甲斐、山村信濃兩人)利根川末之落水强御座候哉今以中川之水勢甚强く小村井、請地村、寺島村、須崎村邊之押水幷中川之込上げ水北十間川に押入所々切れ所出來、小梅、押上、柳島、龜戸邊より一圓に水押入候間右場所其外五ノ橋町、南北松代町、天神橋通、法恩寺橋邊吉岡町、吉田町、新坂外御仲

間新町、業平橋邊、番場町、荒井町、中之郷元町、八軒町邊武家屋敷共別而水嵩最近者軒上迄水附候」等と記してゐる。概して今度の水嵩は寛保二年よりも尚二尺乃至四尺の上にあつた。

享和二年六月大水

（五）享和二年六月大水　この度の出水は六月二十五日から七月朔日に及び、權現堂堤決潰の爲め隅田川漲溢し小梅瓦町を始め區内の被害甚大であつた。出水一件記載七月四日本所見廻の報告に「本所向出水之樣子落込强く本所古上水土手左右に押開き小梅瓦町古上水端町屋之儀地低の所床上二尺程水押上け且同村百姓家抔者床上二尺より三尺餘迄水押揚け候段小梅町名主申立候　右之趣に付小梅町增水之程も難計候間爲手當兩國橋役船之内二艘共源森川切際に相廻し置候」とある。

此度の出水の原因となつた權現堂堤は最近迄水害の禍根としてその名を知られて來てゐるが抑も權現堂堤とは如何なるものか。利根川治水論考に依ると、慶長年中利根川（古利根）を琴寄村邊から北方に廻流逆行せしめて渡良瀬に合流せしめた。當時赤堀なく小手指と川妻の間に佐伯堀を通じて

（寛永十八年）疏流せしめたが、幾程もなく川妻と中田の間に赤堀川を通じて利根渡良瀬の水を直に東流せしめた。元來渡良瀬は川妻から南は江川となり庄内川に注いでゐたもので、元栗橋の南なる一水（現權現堂川筋）は利根の支流島川であつたものが寛永十二年江戸川を通じ同十八年江戸川を塞ぎ渡良瀬を島川址に合せしめたので始めて權現堂川が再生したのである。そして實地に就て見ても若し赤堀川を幹流として權現堂川に水がのらないものとすれば恐らく此邊で南岸に決潰してこの方面に水が來る恐れは生じさうもない。（現在內務省の治水工事がそれを實行し權現堂川を廢川としてしまつた）然るに江戸川の水勢の調節を計る爲め大水を權現堂川に分流し關宿の逆川を安全瓣として氾濫を免れやうとしたのは巧妙に過ぎて危險を免れない。現にこの結果權現堂川の突出點權現堂村附近は屢〻決潰の厄を見、爲めに東京の一部は天井から水をかぶるやうな防ぎやうのない禍ひに惱まされて來てゐる。

弘化三年六月大水

（六）弘化三年六月大水　弘化三年の大水は江戸時代最後のものである。六月二十七日權現堂川中川に決所を生ずると共に、二十八日には上利根川俣が決潰して大水が南下し、二十九日には荒川千住三丁目にも決所を生じ、爲めに本所は他の部分と共に泥水の海と化した。而も七月に入り七日長右衞門新田の中川再度決潰し又々本所は大水を蒙つた。

此年の出水狀況名主書上に據れば「本所善兵衞屋敷續武家方往來道巾八間程之所六間堀川より水押上げ深さ一尺程出水、同所松井橋より東側一尺五寸程出水、林町、横町西の方一寸程ゟ一尺五寸程出水、同所

林町四丁目同五丁目横町通り五寸出水、同町五丁目横町一尺餘出水、同所菊川町一丁目より四丁目迄裏方七寸出水、六月晦日」とあつて他は推して知るべきである。此の時は概して府内よりも在方の方被害大であつた樣で從つて救助船、焚出救助等府内は比較的薄かつた。尙左に參考の爲め排水に關する文書を揭げて置く。

乍恐以書付奉申上候

一、中之鄕瓦町續小梅村中之鄕村立會字源森川築留今日御勘定御奉行石河土佐守樣御差圖之由に而御普請方御元〆并右村御支配所ゟ御出役有之右村人足共罷出切割大横川ゟ落水爲仕候に付往來差留申候右は町内最寄之儀に付此段爲御屆奉申上候以上

弘化三年七月十三日　　中之鄕瓦町月行事　惣八郎　（下略）（出水一件）

武州西葛西領村々内水相湛候處荒川通減水いたし候に付堤堀割爲吐落候儀に付申上候書付

御屆　　石河土佐守　立田岩太郎

追々御屆申上候利根川、江戸川、中川通堤切所出來に付西葛西領村々水入相成就中中鄕小梅村寺島村邊内水相湛田畑は勿論人家迄水入ニ罷成本所邊にも水押開候處荒川追々減水いたし候に付享和度之振合にて場所見計湛水爲吐落候方と奉存候間御普請役元〆差遣見分爲仕候處内水より荒川之方二尺餘も水嵩低く候間源森堀築留堤長十間餘堀割押上村地内鶴堀小土手古上水緣堤等切割源森堀江吐落候旨尤見分序最

寄見及び候處寺島村地内にて三ヶ所隅田村地内にて三ヶ所堤通堀割荒川に吐落罷在候旨見分之者申聞候

此段申上候以上

午七月　　（川々御普請留）

明治十三年十月暴風雨

（七）明治十三年十月暴風雨　大暴風雨の爲市中の被害少からず區内では「全潰柿葺家屋三十九棟、全潰瓦葺家屋二十一棟、萱葺全潰六棟、杉皮葺全潰一棟、半潰柿葺十五棟、瓦葺一棟、萱葺一棟、全潰物置柿葺十八棟、瓦葺八棟、萱葺四棟、潰土藏一棟、便所全潰一ヶ所、半潰三ヶ所、壓死人一人、官有柿家四棟潰」（十五區風災調）を出した。蓋し稀有のことである。

同廿七年出水

（八）明治二十七年八月出水　この年八月十一日隅田川增水の爲め水戸邸附近の堤防決潰して向島一圓に浸水したことがある。速時決潰場所を堰止め大事には至らなかつたが向島堤決潰の最近の事實として記す。

同四十三年大水

（九）明治四十三年八月大水　維新後第一の大水で治水施設の整頓した今日將來も恐らくかくの如き大水は再び見ることはないであらう。當時打續いた降雨の爲め諸川漲溢し利根の增水栗橋に於て二十一尺餘、權現堂川權現堂に於て二十三尺餘、江戸川寶珠花に於て二十一尺餘に達し、尙荒川所々の決潰は利根上流決潰の水と合して大里郡中條村の水越堤塘を突破し、遂に北埼玉郡、北足立郡、南埼玉郡、北葛飾郡の内を平押しに綾瀬川筋に集中し、（綾瀬の決潰十三ヶ所に上りしと）南下して荒川に合し玆に一大氾濫を起したのであつた。只權現堂の決潰しなかつたのはせめてもの幸なりしと言ふ。

本區の被害は死者男七人女二人行衞不明男二人家屋破損住家四棟、流失住家四棟、浸水二萬九千二百四十八棟、浸水及埋沒流失土地三百七十五町三、其他二十二町八、計三百九十八町一、浸水は平地面にて最深一丈に達したと言ふ。尚水災雜書に收むる處の區長の報告を左に掲げる。

近來稀有の强烈なる降雨數日に涉り逐日增水の傾向なりしが果然今拂曉に至り荒川筋の水流は益々激增し終に隅田川漲溢の餘勢は本所向島須崎町堤塘外に浸入し又新小梅町枕橋より源森橋に至る間は河水道路に氾濫し德川家其他協力水防に努めつゝあり。復須崎町地先も今一層水勢を增せば向島全部洪水を免れざるべし。不取敢前堤塘外住民收容の爲牛島神社內に避難所を開設し吏員を派し救助の準備をなせり

（中略）

右報告候也

明治四十三年八月十一日

東京市本所區長　仁杉　英

東京府知事　阿部　浩殿

本日第一報中に於ける新小梅町地先水防に盡力しつゝあるも殆んど其効なからんとし向島須崎町言問以北數十間の堤塘も亦防禦土俵をなしつゝあるに不拘遂に八間餘の潰壞を來たし堤內に奔入しつゝあり又大川沿岸中ノ鄕瓦町、同竹町、番場町、外手町、石原町、横網等は大川の濁流氾濫し水勢奔逸して區內

各區に浸入しつゝあり復十間川等も既に漲溢しつゝあり區内の過半は浸水床上に及べり此趨勢長時間に渉り持續せば區内全部は洪水の災を蒙り非常の慘狀を呈するに至らん。刻下避難所を公開せしは第一報の牛島神社のみなるも收容人員百數十名に上り爲に焚出をなし其他明德、茅場、横川、本所小學校等も又避難者の使用に供したり。前述の如く區内全般に水害を及ぼす場合は既に使用せしめつゝある學校其他數箇所に避難所を公開し救助船の如きも既に十數艘を借入れ直ちに救助をなすの準備をなせり。

（與書同前）

次に救助については市役所は救助船を出し警視廳又救護に活動したが向島榎本邸附近決潰の爲め知事は衞戍總督に出兵を求めて赤羽工兵隊を派出せしめ且つ第一師團は鐵舟輜重車輛を出し糧食の供給に備へた。

八月十七日勅使侍從日野西資博は被害地を視察し二十五日罹災者救恤の爲め金一萬五千圓の御下賜金があつた。又皇族、外國皇室、在外邦人等の罹災救恤金品の寄贈も甚だ多く、市内富豪の焚出米數多寄贈もあつた。

以上水害の大要を終つたがこれらの數度の水害殊に四十三年の水害は朝野の治水に對する注意を蒐め、根本的治水策の確定を促されその結果として、最近中利根改修水害の禍根たりし權現堂川は廢川となつて此方面の水難を免れしめ、且つ荒川放水路に依りて爾餘の大水を放流せしめることゝなり、玆に再び往年

の禍を繰り返す心配のなくなつたのは幸である。

第二節　火災

江戸時代及維新後を通じてこの地の火災を算すればその數は幾千回になるか知れない。素より市街膨大にして人家稠密なれば當然のことゝ言はれるかも知れないが、或は他に何等かの原因が存するのではないか。東京市史稿に「大火の發生する素と氣象上の變化に密接の關係を有し乾燥多風の狀態長期に亘り殊に其間に雨を伴はざる暴風の屢來襲する場合に於てすとせむか而して斯くの如き氣象上の特異狀態にして周期的變化に伴ふとせむか云々」と、又「東京に於ける……南風及南々風の十米突を超ゆるものは其八割迄は雨を伴ふを常とす是れ東京の最大風は南又は南々東の方向に吹く者多きに拘らず大火を見ざる所以なり、之に反し北西風及北々西風又は南西風又南々西風は風速十五米突を超ゆるものにして尙且つ雨を伴はざること多く加ふるに冬季及春季の初に當り一年中の乾燥期に際し數日或は旬日の長きに亘り時に十四五米突以上の風速を吹續するを以て大火の最大原因を爲すが常也」とは必ずしもその悉を盡すものではないにしても又一つの解釋と見られる。例に據り左に本所に關係ある火災の大要を羅列し若干の說明を加へる。

火災事歷（番號は記事と參照）

	年月	摘要
(一)	明暦三年一月十八日	丸山發火牛島新田に及ぶ
	寛文八年二月四日	下谷車坂出火本所に延燒
	延寶四年十二月七日	山谷遊廓出火本所中郷に及ぶ
(二)	天和二年十二月二十八日	駒込大圓寺出火本所に及ぶ
	元祿三年正月廿四日	淺草出火本所に延燒す
	元祿十四年正月廿九日	本所出火
(三)	元祿十六年十一月廿九日	小石川水戸邸出火本所に達す
	正德三年二月八日	花川戸出火本所四ツ目に及ぶ
	正德三年十二月廿二日	下谷坂本出火回向院に達す
	正德四年十一月廿五日	石原辨天前出火
	正德六年正月十八日	淺草諏訪町出火本所に及ぶ
	享保二年十一月十五日	本所回向院邊出火深川八幡に及ぶ
	享保三年十二月十一日	東叡山出火本所に延燒す
	享保四年三月十日	下谷七軒町出火本所に及ぶ
	享保九年二月十五日	淺草新寺町出火延燒本所に及ぶ

	年月	摘要
	享保十四年二月十五日	淺草聖天町出火本所に及ぶ
(四)	享保十七年三月廿八日	淺草其他出火本所に及ぶ
	元文三年十二月廿九日	淺草俵町出火本所に延燒
(五)	延享三年二月晦日	築地出火横網石原に及ぶ
	明和五年正月十三日	本所邊出火
(六)	明和六年二月廿三日	本所一ツ目出火淺草に及ぶ
(七)	明和七年八月十一日	深川中町出火本所割下水に及ぶ
	明和三年十二月二十日	淺草鳥越出火本所横網飛火
	寛政元年二月十八日	北本所小梅代地出火松倉町に及ぶ
	寛政二月正月廿二日	本所出火
	文化六年正月朔日	日本橋佐內町出火本所に飛火
	文政元年十月十七日	淺草寺中出火本所に延燒
	文政十三年十一月廿三日	本所菊川町出火砂村に延燒す
	天保十年三月二日	北本所表町出火
	嘉永七年十一月五日	淺草聖天町出火本所小梅に及ぶ

番號	年月日	摘要
(八)	安政二年正月廿九日	本所松前邸出火回向院に及ぶ
	安政二年十月二日	安政大震出火多數
	慶應元年十二月十二日	淺草田原町出火本所三ツ目に至る
	慶應三年正月七日	橋場法泉寺出火牛島小梅村に及ぶ
	明治三年八月廿七日	本所相生町出火松坂町に及ぶ
(九)	明治八年十二月十七日	本所横網町出火
(一〇)	明治十四年一月二十六日	神田大火本所深川に延燒
	明治十六年十二月廿一日	本所花町出火
(一一)	明治廿七年四月十五日	向島須崎町出火
	明治四十年六月廿九日	小梅瓦町出火向島小梅町飛火

明暦三年大火

(一)明暦三年正月大火　明暦三年正月十八日本郷丸山より出火、續いで十九日小石川鷹匠町、同夜麴町五丁目等相次いで出火何れも大火となつて江戸城以下諸侯の邸第五百餘、神社佛閣三百餘、倉庫九千餘、橋梁六十一、市井五百餘町悉く烏有に歸し死者實に十萬二千人を出したと言ふ。この大火の餘焰は大川を越え佃島、深川、牛島新田に及び其處で夥しい蓄藏物貨を燒いたと傳へておる。

而してこの大火災後の都市擴張計畫に江東方面が引き入れられることになり、玆に初めて江戸の一部としての位置を獲得した點が注目すべきものである。

天和二年大火

(二)天和二年十二月大火　二十八日未の下刻駒込大圓寺より出火、本郷、上野池端、筋違橋御門、淺草御門、日本橋に至り、一方は下谷より本所に燒け出て夜に入り鎭火と傳へてゐる。既に述べたやうに江戸の大火は冬期西北風に煽られるのが例で、而も一朝大火となれば風下の燃え草の全部を盡さねば鎭らぬと言ふのが常で、從つて本郷とか小石川の出火はやゝもすれば本所、深川築地迄燒け拔くことになる。

元祿十六年大火

(三)元祿十六年十一月大火　この大火も小石川より出火本所深川に及んだ例である。中村雜記に「霜月廿九日夜六ツ半水戸宰相君奥方より出火、御弓町、湯島聖堂、明神、天神、下谷加藤遠江守屋敷際迄、夫より南東は本多邸對馬屋敷を始め、和泉橋、新橋、淺草橋、馬喰町、靈岸島迄燒、兩國橋やけ人五、六百人一度にやけ溺て死、本所へうつり靈岸寺(深川)の邊迄云々」とあり天享吾妻鑑に「東本所牧野備後守、菅沼織部、西光寺燒け、東諏訪安藝守にて留る、北本庄三島撿挍、辨天の地内不殘、本多孫太郎……御臺所不殘、回向院寺中不殘、表町屋不殘、横三町程」とある。(甘露叢に「一目弁天より東方町屋三丁餘、小堀向無縁寺東の方吉良上野介表門通り……不殘」とあり)

享保十七年大火

(四)享保十七年三月大火　この月二十八日淺草、巣鴨、西丸下其他に火を發して本所を始め牛込、小石川櫻田、芝等に延燒した。享保日錄に(二十八日)「晝前淺草新寺かしひもや五郎左衞門家より出火、西北風烈し。類火之覺……本所に飛火表町壹丁目、夫より壹丁半内に而燒中ノ鄕三拾間程燒、向井將監、清水杢之助、美濃部瀬兵衞、小野庄十郎、能勢源之助、岩出定之進、岡田喜三郎、山田金十郎、松平大學頭藏屋敷、松平市之進、小笠原外記、阿部伊勢守藏屋敷、最上監物、本間十左衞門、日野小左衞門、外手町貳丁目間宮嘉左衞門、近藤小兵衞、望月新八郎、石原小兵衞、齋藤伊右衞門、埋堀不殘燒、同二丁程石原壹丁程、小栗仁右衞門、大塚清兵衞、德山五兵衞、關口次郎、勝野三右衞門、山口孫次郎、榊原兵右衞門、六鄕兵左衞門、高橋所右衞門、杉山清九郎、京極四郎左衞門、永井彦三郎、池田玄通、服部靱負、佐野右衞門、割下水南に一丁程鈴木彦左衞門、竹垣治郎右衞門、島津但馬守、瀧川助九郎、本多内藏介、土屋平八

郎、元町一丁程相生町六町、島津屋敷不殘、林町一丁程柴田請六、菅沼織部、小倉忠右衛門、みろく寺、林備後守……」とある。

延享三年大火

（五）延享三年二月大火　晦日書區内靈山寺横堀の西より出火所在の寺院數所を燒いて鎭火（武江年表、江戸惣鹿子名所大全）夜に入り築地に出火珍らしく南風烈しく八町堀から濱町に向つた火先が區内に移つた。享保撰要類集に「濱町邊類燒の節本所松井町、横網町に飛火仕石原町際迄所々ニ而凡長九町程幅平均一町半程燒失火鎭り申候」とあり尚「去月晦日去ル朔日本所區類燒之屋鋪へ小屋掛ヶ仕候儀勝手次第に候普請は先見合可申候」「築地より淺草御門迄本所共萬石以下類燒の屋敷家作瓦葺に可仕候依之拜借被仰付候」（以上柳營日次記）「今度就火事……諸日雇賃錢高直に仕間敷候並枝、竹、丸太……其他値段上け申間鋪候」（憲法編年錄）など參考とすべきである。

明和六年大火

（六）明和六年二月大火　二十三日本所一ツ目松井町小普請方手代組屋敷内より出火、御竹藏と津輕家の間を燒け延び石原邊に出で、飛火が淺草聖天町鳥越に移り、穢多町之内など燒拂つて鎭つた。（年代炎上鑑）蓋し江東から起つた火が延燒大川の對岸に達した例は稀有であらう。

明和七年大火

（七）明和七年八月大火　八月十一日夜半深川仲町河岸より出火、折からの南風に延燒を起し蛤町、黑江町、永代寺門前、元木場、寺町、伊勢崎町、高橋通り、森下等を燒き拂つた火は本所に入り、彌勒寺、林町二、三、四丁目、綠町一、二、三、四丁目、南割下水の内、吉田町、松倉町等に亘り諸侯旗本邸數百戶を燒拂つた。

（續談海）當時深川八幡境内に女人禁制であるべき高野山の模型を作り、男女を入れたのでこの不祥事があつたのだとの噂が傳つてゐるが、夏には珍しい大火であつたのでさうした奇異の思ひをさせたのではあるまいか。

安政二年大震火

（八）安政二年十月大震大火　十月二日江戸大震爲めに數ヶ所に失火があつた。順序として地震の模様を述ぶれば、震源は龜有附近から龜戸、本所、深川に亘れる地域と想定され、本所方面が震動の激烈なりし場所で恐らく無難な家屋は稀であつたらうと言はれてゐる。東京市史稿には「町方書上に死者二千八百九十五人、潰家一萬四千三百四十六軒、潰土藏千四百四所と有り、此等は單に市民の損害に止り武家の損害を加ふれば死傷者は決して少數に非ざる可し、餘震八十度十一月初旬に至り僅に止む。幕府は武家に對し節約を命じ諸藩に歸國を許し旗本に賜暇、賜金をなし、寺院には祈禱施餓鬼を修行せしめ、一面市民には物價取締りを令し、救小屋を建て罹災細民を收容し、金融の圓滑を計り浮說を取締り、河岸地土藏再築檢分を簡にし本所附用屋敷の地代を免除す」等言つてゐる。尙被害の詳細は「なゐの後見草」に「本所の北は殊に震動甚しく家々兩側より倒かゝりて往來なりがたし號哭の聲巷に滿て囂しく野宿の族風雨に犯され困苦目も當られぬさまなり。其内燒失たる町々は綠町一、二丁目間を阻て同四五丁目、德右衞門町一、二丁目、龜戸町、小梅瓦町、南北本所荒井町、五の橋町、南本所出村町、同瓦町、同番場町、中之鄉竹町、同町横武士地松平周防守下屋敷、北本所茅場町、石原町、其外新町組屋敷、武家地（以上燒失歟）中之鄉元町、八軒町潰家多し」と

あり更に同書に各町慘死者數を掲げてゐる。(町方書上には十六番組（向兩國一圓堅川通）變死人三百八十五人（男百六十九人、女二百十六人）潰家二千三百七軒、同土藏百十六ヶ所、十八番組（本所と唱候場所一圓）變死人四百十七人（男百八十九人女二百二十八人）潰家三千四百十五軒、同土藏二十二ヶ所とあり)曰く「本所林町二丁目九人、同緑町四丁目十三人、同町五丁目十九人、茅場町十七人、花町三十五人、入江町十人、吉岡町八人、吉田町二十二人、柳原町二十五人、德右衛門三十六人、菊川町十二人、長崎町八人、清水町三人、新坂町五人、吉岡町十四人、長岡町七人、三笠町十五人、尾上町二人、相生町二十一人、緑町二十四人、松坂町十四人、和泉町八人、龜澤町六人、林町四十四人、八郎兵衛屋敷四人、玉川屋敷二人、松井町二人、松倉町三十人、新町十四人、中之郷八軒町八人、同元町十四人、同瓦町十四人、同竹町十九人、同原庭町十八人、同御中間新町一人、同横川町三人、同代地町七人、同五橋町二十三人、南本所元町十二人、同大德院門前九人、同横網町二人、石原町四十七人、外手町五人、番場町十六人、荒井町四十一人、元瓦町十二人、同出村町十人、瓦町十一人、同扇橋代地町一人、石原代地町三人、小梅延命寺門前二人、小梅代地町十四人、小梅五之橋町一人、龜戸町十二人、龜戸境町一人、北本所表町三十四人、同荒井町十人、同出村町二人、同番場町六人、同町代地町十一人、柳島町十五人、柳島出村町一人、柳島境町四人」である。尚この數は町人に限られ武家は別である。

武家に就ては東京市史稿所引關谷博士の說に「本所、深川の地南部は武家と民家と相錯綜して略ぼ同地積を占むるも北部は前者の方十數倍せり、故に死者は少くも民家の分に匹敵せしなるべく四分の一と見ても

五百人位となる、殊に火災も神田方面の武家屋敷に起りたると同程度なりしを以て死者の數も之に讓らざりしなるべし、前記一ツ目、二ツ目、菊川町に於ける武家の死者十九名の如きは(武江震災記略に據る)唯何等かの緣故によりて摘記せられたるのみならん」とある。これは戸口資料にもなるものであるから茲に摘記した。次に是又多少の參考にもと本所附用屋敷地代免除の文書を掲げこの項を閉ず。

〇朱書ヒレ付末ニ有(〇省略)
本所附用屋敷地代御免除之儀地守共願出候義申上候書付
本所道役
〇朱書同十九日承り付返上
〇朱書承り付末ニ有(〇省略)

本所附御用屋敷拾九ヶ所之内拾三ヶ所は當十月二日夜地震ニ而家作震潰又は燒失致候ニ付地代上納御免被仰付度地守共願出候間場所見分取調候處是迄出火出水等ニ而地代壹ヶ月御免被仰付候例は御座候得共此度は稀成義ニ而いづれも大破ニ罷越銘々住居は勿論渡世も暫く相休難澁罷在候段は相違無御座候間燒失之分三ヶ月皆潰之分は貳ヶ月半潰之分は壹ヶ月地代御免除被仰付候樣奉存候依之申上候(中略)以上

卯〇安政二年　十二月

家城善兵衞
淸水八郞兵衞

(東京市史稿所收鞘番所書留)

明治八年大火

（九）明治八年十二月大火　消防本署火災報告に據れば、十七日午後十時發火、十一時鎭火、本所横網町一丁目に於て合計二百十三戸、千百五十一坪を燒失したと言ふ。

同十四年大火

（一〇）明治十四年一月大火　二十六日午前一時三十分神田松枝町廿二番地から出火猛烈な西北風に煽られラッパ狀に火先擴大し日本橋を越え本所に入り更に深川に飛火數ヶ所を燒き拂つた。川向ふの火が大川を越した例は維新後にはこの外にはない。東京市史稿所收本所區長の報告は左の如くである。

本日午前一時半頃神田區松枝町より出火候處日本橋區吉川町に延燒之末午前九時拾五分前當區元町一番地（中略）へ飛火致し區内類燒せし者左之通（中略）及上申候也。

明治十四年一月廿六日

本所區長　設樂謙堂

東京府知事　松田道之殿

昨廿六日神田區松枝町より失火之末當區元町へ飛火致し類燒せし町名及戸數不敢取上申候處人口別紙之通取調及上申候也（奥書同上略）

類燒戸數人員調（但三區燒失總數五十二ヶ町、一萬六百三十七戸、十二萬七千六百九十七坪）

一、本所千歳町従壹番地五十八番地迄　此戸數二百十八戸、人員八百六人　男三百八十六人　女四百二十人

一、同松井町壹丁目従一番地三十二番地迄　此戸數二百四十六戸、人員九百七十四人　男四百九十人　女四百八十四人

一、同元町従一番地二十五番地迄　此戸數三百四十三戸内七十五戸殘り　人員千二人男五百三十九人女四百六十三人

一、同相生町一丁目従一番地十四番地迄　此戸數九十五戸、人員二百九十八人男百九十四人女二百〇四人

一、同町二丁目従一番地六番地迄　此戸數八十六戸内十九戸殘り　人員三百十七人男百四十七人女百七十人

一、同松坂町一丁目従一番地八番地迄　此戸數百廿七戸五十戸殘り　人員三百三十六人男百五十七人女百七十九人

一、同町二丁目従一番地廿二番地迄　此戸數三百八十三戸二百五十六戸殘り　人員五百三十五人男二百七十六人女二百五十九人

戸數總計千貳百八十戸内百八十二戸殘り　此人員男九百十三人女九百三十一人

類燒戸數合計千〇九十八戸、此人員男二千百八十九人女二千百七十九人

(一一)明治廿七年四月大火　十五日午前十一時十五分向島須崎町五十六番地より出火、向島小梅町等に飛火し午後一時半鎭火、合計二百廿五戸燒失、此坪數四千二百八十坪、損害七萬二千五百餘圓。燒失建物の内牛島小學校も含まれてゐる。此日は日本銀行ボートレースがあつて、打ち上げた花火が藁家根に落下して大事をなしたのである。

第十四章　大正十二年大震災記

第一節　大震火災

序　大正十二年九月一日、折から本州中部を横斷して東北に進行中の颱風の影響で朝來曇天、それに南の稍強い風が加つて時に驟雨さへ見たが、十一時前後には空は次第に晴れて、只風が依然十米を超ゆる狀態にあつた。その十一時五十八分を過ぐる頃、緩漫な微動に始まつた地震が俄に激動と變じ、次の瞬時には家屋の破損と倒潰による雜音と阿鼻叫喚と相和して事態容易ならざるを覺えしめ、辛ふじて戸外にのがれ出た人々も呆然自失するの外は無かつた。而も强烈な餘震は次ぎ次ぎに襲來し、更に倒潰家屋からの失火市内數十ヶ所に及び、その或るものは防ぎ止めたものもあつたが、次第に風速の加はる强大な烈風に煽られた猛火がやがて全市の大半を火の海と化せしめた。夫故市民は只身の全からんことを希ひ、猛火の中を脱出せんとするのみで消火の考はなく、爲めに兩三日に亘る猛火は市内の樞要地區を擧げて燒土と化せしめ、數萬の生靈はこれが犧牲となるのを餘儀なくせしめられ、幾十億の財貨は空しく烏有に歸して了

當時の風向　(數字ハ廿四時間時ヲ示ス)

大正十二年九月一日午前十一時五十八分（中央氣象臺）

發震當時の地震計指針表

大震災當時火元並燒失區域一覽圖

大震災當時火元飛火燒止リ竝ニ燒失日時明細圖

吾妻橋上軍隊の活動

同　電車軌道の惨狀

被服廠跡遺骨の山（其一）

同　上（其二）

被服廠跡假納骨堂中の遺骨

同　上假禮拜所

つたのである。此の如く慘害甚だしきものは、古今東西に其例はないのである。

この大震の發震時は大正十二年九月一日午前十一時五十八分四十四秒、その震源は相州酒匂川口須賀村、對大島千ヶ崎線と、豆州伊東町對房州館山町線の交叉點にあつて、相模灣海溝最深部の北西端、深さ十五粁の點を震央とする深溝部の陷沒とこの兩側の隆起に基くものであると言ふ。その最大震動は本郷臺に於て八八・六粍(三寸)下町はこの二倍前後にして、本區内に於ても横網町安田邸附近より南方竪川に至り、被服廠跡、龜澤町、相生町、松坂町、松井町の一部及び源森川より北部市郡界東南柳島横川町、同梅森町に至る地域、林町二丁目、菊川町一丁目邊は最も激烈にして震度二割五分内外と言はれ、その上江東方面一帶にわたりて一尺乃至二尺の不規則な搖り下りありしとのことなれば、その被害は震度に比して更に增加すべきであつた。而して地震の被害は尙これに次で起れる火災の慘害に比すれば問題ならずと言ふべきである。

(註)地震の力は、通常重力の加速度と地震の加速度との比を以て表す。卽震度〇・三と云へば、建物の重さの三割の强さを以つ水平に振り動かす地震を意味する。

東京帝國大學地震學教室測定大正十二年大震後毎一日地震數

D(東京附近) II	D(東京附近) I	雜 II I	計
2	16	0	237
0	18	0	91
1	34	0	65
0	9	2	37
0	7	1	31
0	11	0	25
0	12	0	29
0	10	0	25
0	10	0	25
0	6	0	13
0	7	0	16
0	4	0	9
0	7	0	14
0	3	0	7
0	4	0	9
0	5	0	10
0	4	0	8
0	5	0	9
0	3	0	9
0	0	0	4
0	4	0	6
0	1	0	5
0	1	0	1
0	0	0	2
0	3	0	6
0	3	0	12
0	2	0	5
0	0	0	4
0	1	0	2
0	0	0	5
4	190	3	721

震火災と被害

期間＼震度＼地方	A（相模方面）				B（房總半島方面）				C（利根川流域）			
	III	II	I	計	III	II	I	計	III	II	I	計
1	26	41	119	186	1	5	16	22	2	2	7	11
2	2	0	13	15	2	6	45	53	0	1	4	5
3	0	2	11	13	0	0	15	15	0	0	2	2
4	0	0	10	10	0	0	12	12	0	1	3	4
5	0	0	12	12	1	0	10	11	0	0	0	0
6	0	0	8	8	0	0	5	5	0	0	1	1
7	0	1	5	6	2	0	8	10	0	0	1	1
8	1	0	3	4	0	1	9	10	0	0	1	1
9	1	0	6	7	0	0	7	7	0	0	0	0
10	0	0	1	1	0	0	5	5	0	0	1	1
11	0	0	4	4	0	1	4	5	0	0	0	0
12	0	0	3	3	0	0	2	2	0	0	0	0
13	0	0	2	2	0	0	5	5	0	0	0	0
14	0	1	1	2	0	0	0	0	0	2	0	2
15	0	0	1	1	0	0	3	3	0	0	1	1
16	0	0	3	3	0	0	2	2	0	0	0	0
17	0	1	0	1	0	0	2	2	0	0	1	1
18	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
19	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	0	0
20	0	0	1	1	0	0	3	3	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0
22	0	0	1	1	0	0	3	3	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
25	0	0	1	1	0	0	2	2	0	0	0	0
26	1	0	5	6	0	0	1	1	0	1	1	2
27	0	0	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0
28	0	0	2	2	0	0	1	1	0	0	1	1
29	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
30	0	0	1	1	0	0	4	4	0	0	0	0
計	31	46	224	301	6	13	171	190	2	7	24	33

備考
震度　IIIは全振幅三粍以上　IIは同一粍以上　Iは同一粍未滿の有感震度
期間　九月一日正午を起點とし以後二十四時間毎に一日を區畫す

既に記した如く、本區は市內に於て最も震動の激烈なりし部分に當り、加ふるに地盤の纖弱なりし爲め

の搖り下の被害あり、從つて家屋の倒潰率も多く、更に之に比例すべき失火數も亦尠くなかつた。玆では文部省震災豫防調査會刊行東京市火災動態地圖に依つて區內の火災の狀況を述ぶるに先立ち、先づ左に本區內の失火場所を掲げやう。

區內出火場所

出火場所	原因	備考
(一)向島須崎町二一五	倒潰七輪の火	牛島神社附近に飛火せり
(二)松倉町二ノ一〇八	倉庫內より	小梅瓦町附近に數ヶ所飛火せり
(三)太平町一ノ九〇	倒潰火鉢	
(四)同町二ノ九六	倒潰	
(五)同町一ノ一	倒潰七輪	
(六)吉岡町三〇	倒潰	吉田町、横川町へ飛火せり
(七)石原町五九	營業用火鉢	荒井町、中鄕瓦町、安田邸附近に飛火せり
(八)柳原町二ノ二一	倒潰	
(九)綠町五ノ一六	倒潰七輪	永倉町へ飛火せり
(一〇)松井町三ノ二	半倒潰	數ヶ所飛火あり
(一一)菊川町一ノ六		
(一二)同町二ノ五六	四軒長屋倒潰	
(一三)同町二ノ五七	倒潰ガソリン	
(一四)東六軒町二九	炊事用竈	(深川)
(一五)新安宅町五	倒潰	(同)

（註）此他に消止め火元、中郷業平町一七〇、表町六一、向島押上町一〇、德右衞門町一六の四ヶ所あり、從つて本區內の出火數通計十七ヶ所となる。出火者姓名は明かなれども記入の必要なければ省略す。

尙上記の內多少異論あらんも今これに從ふ。

以上各出火は或は單獨に、或は他と合し火系を作つてゐることが火流圖に依つて察せられるが、その各火系の燒失面積は左の如くなると言ふ。

各火系燒失面積

火系	起災火元（前表參照）	燒失面積（平方米）	備考
一	六	九六〇、〇〇〇	
二	一	六五四、〇〇〇	
三	二	四六九、〇〇〇	
四	三	九三九、〇〇〇	
五	四	三七七、〇〇〇	
六	五	四三六、〇〇〇	
七	八	三一八、〇〇〇	
八	九	五二〇、〇〇〇	
九	七	九二、〇〇〇	
一〇	一〇—一二	三、五四七、〇〇〇	
一一	一一	二一、〇〇〇	
一二	一三	一、一八二、〇〇〇	

一三	一四	五〇三、〇〇〇	深川區の分あり
一四	一五	一、四二五、〇〇〇	深川區の分あり

次に火災の概況を述ぶれば、本區内では一日午後一時に既に各所に延燒を見、午後三時乃至四時には殆んど區内全般に火が行きわたつたが、當時の風向は次の如くである。（序說挿圖參照）

時刻	風向	風速
OP.M	S.S.E	12.M3
1	S.S.W	11,7
2	S	11,3
3	S	11,0
4	SW	10.7
5	S	13,7
6	WSW	14,5
7	W	13,1
8	WNW	10,4

卽ち南風の間に全區を燒き盡し北風に變化して後、午後八時頃燒失したと思はれる部分は、僅かに元町附近があるのみであつた。かの被服廠附近の危險に陷つたのは、早く午後四時であつたと言ふことであるから、如何に本區の火の廻りが早かつたかゞ想像される。

人命被害

大震火災に原因する人命の被害は一府六縣にて死者九一、三四四人、行衞不明者一三、二七五人その内

市内の死者五八、一〇四人、行衛不明者一〇、五五六人、（以上東京震災錄に據る、但同書には各區別無ければ算定の根據に多少相違あらんも茲には大正大震火災誌に據る）更に區内の死者五〇、〇七一人（行衛不明者不詳）で、これを市内總數に比せば實にその八割六分強に當るのである。今區内死者の分布を示せば

場所	死者	場所	死者
横網被服廠跡	三四、五〇〇	竪川橋	六、〇〇〇
横川橋	二、五〇〇	錦糸町汽車會社附近	九〇〇
枕橋	五〇〇	横網安田邸内	五〇〇
吾妻橋東詰	三〇〇	兩國橋東詰	三〇〇
糧秣本廠本所倉庫	三〇〇（大正大震火災誌の概數に據る）		

右の數を見れば區内の死者は被服廠跡のみでなく、竪川橋附近のもの丶みでも本區に次ぐ淺草、深川の各總死者數三千餘人の二倍に當るのであつて、かく本區に死者の多かつた事には、それだけの原因が無ければならない。その原因の最大なものは出火地點が普遍的であつて、從つて火の廻りの早かつたことにある。既に記したやうに被服廠が早く午後四時に危險に陷つたと同樣、竪川橋附近も、横川橋附近も、略々同時刻には火焰の重圍にあつたのである。而も之等の場所は何れも危險を感じて後逸出する血路を見出すことの出來ない狀態にあつた。これを出火場所が比較的少く且つ本區の餘勢が午後五時、六時以後平押しに南下して纔かに逃げ遲れた少數の者のみが死者となつた深川區の狀態と比較して見れば、本區が如何に

不利な立場に置かれたかゞ容易に想像し得られると思ふ。勿論被服廠跡の存在が死者の數を異常に增加せしめたのではあるが、若し之なしとするも尙本區の狀態を以つてすれば、他と比較にならない死者を出すことになつたであらう。(次頁表參照)

建物の被害

本區全面積一、七六二、三五七坪の內燒失面積は一、六四七、七二六坪で全面積の九三・五%に當り、その割合は日本橋の一〇〇%淺草の九八・二%に次ぐものである。かくて燒失を免れた部分は纔に向島小梅町、同須崎町、同請地町の一部分に過ぎず、重要建物としては三圍神社、牛島小學校を殘したのみである。左に建物被害概要を記して置く。

建物種別	燒失 棟數	燒失 坪數	倒潰 棟數	倒潰 坪數	半潰 棟數	半潰 坪數	破損及殘存 棟數	破損及殘存 坪數	合計 棟數	合計 坪數
住宅	六、七七四	五二一、四三三	一九〇	三、五八六	一六六	三、二七三	二六五	六、八六五	二七、三九五	五三五、一四七
官衙公署	一六五	六、四二九	—	—	—	—	—	—	一六五	六、四二九
官舍公舍	三七	七八五	—	—	—	—	—	—	三七	七八五
學校圖書館	一一六	一六、五〇五	—	—	—	—	二	四五九	一一八	一六、九六四
社寺會堂	三四五	七、八二五	四	七六	一	一七	二	四八	三五二	七、九六六
銀行會社	六二一	二四、七五五	—	—	一	三六	七	一三四	六二九	二四、九二五
工場倉庫	五、六〇五	一七四、二九六	二四	六四九	一六	四二四	三六	一、五八二	五、六八一	一七六、九六一

劇場其他	一八	四一五〇	—	—	—	—	—	—	一八	四一五〇
其他	八六	一、五二六	三	三三	二	三	二	一〇	九三	一、五七一
合計	三、七六七	七四七、六九四	三二	四、三三四	一八六	三、七七二	三四	九、〇九八	三四、四八八	七六四、八九八

右表に依つては、區内一般に亘る地震の被害を分離して見ることは出來ない。併し燒失を免れたもの丶内全潰戸數二二一戸、半潰戸數一八六戸、破損及殘存三一四戸に就て見れば其の各々の比例は次の如くになる。

全潰、〇・三〇　　半潰、〇・二五　　殘存、〇・四三

この破壊率は全區を通ずるものよりも寧ろ低いものであらうが、而もこれを以つてしても先づ最初の地震に依つて如何に悲慘な災害を蒙つたかゞ想像するに餘りあると思ふ。

區内變死場所並に原因（警視廳調査）「以下同」

區内變死場所並に原因一覽表

場所	死因	震死 男	震死 女	震死 性不詳	震死 計	燒死 屋内 男	燒死 屋内 女	燒死 屋内 性不詳	燒死 屋内 計	燒死 屋外 男	燒死 屋外 女	燒死 屋外 性不詳	燒死 屋外 計	溺死 男	溺死 女	溺死 性不詳	溺死 計	合計 男	合計 女	合計 性不詳	合計 計
林町三丁目電話交換局前	避難中逃場を失ひ	—	—	—	—	—	—	—	—	四	三	二	九	—	—	—	—	四	三	二	九
同町一丁目彌勒寺墓地内	避難中	—	—	—	—	—	—	—	—	七	五	三	一五	—	—	—	—	七	五	三	一五
入江町一丁目江東橋際道路	避難途中同橋[illegible]の爲	—	—	—	—	—	—	—	—	一六	八	—	二四	—	—	—	—	一六	八	—	二四
林町三丁目伊豫橋際道路	避難中[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—	六	三	—	一〇	—	—	—	—	六	三	—	一〇

二六六、八八八	六九、〇八〇	二〇五、四〇八	一三、三六〇	四八、三九三	六一、三二六	四〇、九三〇	一、三二七	六、一〇五	一、六四九	三、九七三	四八三

重軽傷				死傷行衛不明以外の罹災者			
総数	〇—一四	一五—五九	六〇以上	総数	〇—一四	一五—五九	六〇以上
一〇、二三六	二、〇七八	七、五三三	六二五	三二、一五四	九、三二七	一五、八九二	九、九四五

焼失面積

全面積	焼失面積 全坪数	焼失面積	焼失坪数	焼失歩合
三、九四〇方里	一、八三八、二四六	三、七三四	一、七四二、一三五	〇、九五

官公署學校會社被害

	八月末現在	震災 全潰	震災 半潰	火災 全焼	火災 半焼
官公署	三一	—	—	三	—
學校	二二	—	—	三	—
幼稚園	二	—	—	二	—
銀行	一七	—	—	一七	—
會社	一二三	—	—	一二四	—

工場被害

工場	八月末現在	震災 全潰	震災 半潰	火災 全焼	火災 半焼
工場法に依るもの	七四〇	三	—	六六八	—
瓦斯、電氣、石油裝置	二、一六七	三	—	二〇三	—
汽罐汽機据付	六九	—	—	六〇	—
計	二、九七二	六	—	二、八九一	—
鍛冶工場	四八三	—	—	四八三	—

田畑道路橋梁其他

被害田畑道路橋梁其他

種別	被害		本所區
田	埋沒浸水		―
	流失		―
畑（被害ナシ）	埋沒浸水		―
	流失		―
道路	埋沒流失	箇所	―
		延長	―
	破損	箇所	四
		延長	三
堤防	決潰	箇所	―
		延長	―
	破損	箇所	―
		延長	―
橋梁	墜落流失		五五
	破損		三
用惡水路池井堰溝渠等	流燒		五六
	破損		五三
電柱	顛破	燒失	八五九三
傳埒	顛破	燒失	一三四九
樹木	顛破	燒失	九一〇
水量			―

區の活動

第二節　區の活動

配置

最初の強震に區役所廳舍は各所の天井側壁に龜裂を生じ、稅務掛室の如き約一尺五寸墜落し危險狀態に瀕したので、書類を整理し非常箱に納めたが、當日は土曜日に當り正午退廳の日たりし故に吏員は多く家族の安否を氣遣ひて歸宅し、殘留吏員僅に十數名が炊出しの準備に著手したのである。然るに附近に發火したものが廳舍の東側の高塔上に飛火したので、協力して消防に努めたが水道は既に杜絕し、加ふるに足場の利なかつた爲めに火は瞬時にして屋根裏一面に擴大した。茲に於て俄に重要書類の搬出に掛つたが、時既に烈風黑烟を吹いて作業意の如くならず、幾度か死地に出入して纔かに選擧名簿書類、吏員關係書類、土地臺帳、徵收名寄帳其他を搬出し、手車にて緑町小學校前通に出で林町河岸塵芥取扱場より塵芥舟に避難し

やうとした。時に竪川橋は燒失して道路の混雜甚しく、偶綠町小學校裏手に火勢迫り、綠町三丁目より遽かに發した猛火の包圍に陷つたので、區長は據なく吏員に解散を命じ、書類は車輛の儘放棄するの已むなきに至り、かくて區長は伴隨せし書記等と共に身を以て三ッ目燒趾に脫出し、墨田川土手に避難した。一方吏員は深川方面より丸の內に遁れることが出來たが、區廳舍は遂に一日午後二時二十分を以て燒失した。

翌二日餘燼熄まざるに區長は區役所跡其他に掲示して吏員を國技館に參集せしめ鳩首凝議したが、取り敢ず一方救護申請の爲め吏員を市役所及赤十字病院に派遣し、他方殘餘吏員及人夫等は協力して傷病者の救護に努めた。

區役所假事務所開始

三日には區役所假事務所を國技館に開始し、左の如き分擔を以て救護及一般事務を處理した。

各職員の配屬分擔

	分擔事務	從前處屬せし係名	人員	處務事項
庶務	庶務	庶務係	九	兵事、學事、恤救庶務其他總務に關聯せる事務
	一般受付	庶務係一部	三	遺失、落失、避難拋居、行方不明届、尋人、照會其他一般受付及案內
	證明	同上	三	罹災證明鐵道乘車證明其他の證明に關する事務
	用材配給	戶籍稅務一部	五	建築用材配給に關する申込の受付及證明書交付の事務
	バラック收容	庶務、小學校教員の一部	一二	罹災民收容の申込及收容者の風紀素性取締りに關する事務及管理配給品の交付
	遺留品	各係の一部	一五	遺留品整理保管交付に關する事務

部	掛	擔當	人員	事務
	遺骨分配	庶務の一部	四	遺骸死亡者の遺族の分骨に關する事務
	食糧品販賣	庶務稅務一部	五	食糧品販賣に關する事務
配給	糧食配給	稅務係	三一	生活必需品糧食等の配給に關する事務及稅務に關する事務
	衣類配給	小學校教員一部	六	衣類寢具慰問品等の配給に關する事務
戸籍	戸籍掛	戸籍掛	一二	埋葬認許證交付、印鑑證明死亡其他戸籍に關する一切の事務
衛生道路	衛生道路	衛生掛	八	防疫、醫師、糞尿汲取、汚物掃除、下水其の他衛生道路に關する事務及配給品運搬監視
	給水	道路掛	六	給水に關する事務
	死體處置	戸籍衛生及各係一部	二〇	震火災屍體に關する處置及事務
會計	經理炊出	會計係	一〇	會計一般及炊出に關する事務

右の外區名譽職は災害救濟委員を囑託せられ、救護其他各方面に活動し、小學校教員は何れも救護事務を援助した。

屍體處置

屍體の處置

屍體の處置に關しては九月三日附東京市より區長宛に左の通牒あり

罹災者の屍體收容に關しては義に通牒の次第も有之候處警察署に於て人繰の都合有之屍體收容の際一々立會不能の場合も可有之に付區に於て發見若しくは收容方通知を受けたる場合は豫定の場所に收容し取纏め一日一回檢案を受け取扱上萬遺漏なきを期せられ度尙屍體收容所及收容人員は時々報告相成度候也

追而棺桶は現品を以て交付致可若し間に合はざる場合は適當の方法に依られ度火葬場は最寄の既設火葬場に依頼するの外左記の便宜場所に送附相成度候

記

平久町、芝浦、第三臺場

同時に東京市は左の告示を發した。

今回の震災及火災の爲生したる屍體は所定の場所に收容し本月五日迄之を保存す若し引取人なき場合は區長をして便宜火葬に附せしむ。

本區の屍體收容は九月五日より開始し十月三十日に一段落を告げたが當局吏員の報告によれば

一、收容屍體數　四八、八二一

一、屆出數　一、五六六

一、關係吏員延數　五九〇

一、同上人夫延數　三、九九五（外ニ國粹會員應援團七五〇）

とある。かくて九月五日から警察官立會ひ檢視を經て隨處に燒却を行つたが、夏月に際し屍體腐爛して臭氣眩暈を感ぜしめ、これを敢行するに非常なる困難が伴つた。又此の費用は燃料を除き二萬三千六百六十一圓を要し、遺骨は全部所在地每に區別して被服廠趾に纏め同所納骨堂に納めた。

物資の配給

震火災に際し住民は大部分隣接の南葛飾郡內及千葉縣に遁れ其數十五萬と言はれてゐるが、震火後漸次復歸し、九月四日には既に多數の區民隨所に小屋を作つて雨露を凌いで居た。而して之等は着るに衣なく食ふに食なき者のみで、食糧炊出は焦眉の急を要したので、區は四日市より玄米二百俵の配給を受けて、直ちに炊出しを開始し、引續き十月十三日に及んだ。其數量は炊出石數四十六石四斗、給與人員九萬二千八百人、副食物味噌四樽、醬油七樽、漬物二十三樽であつた。

初め配給は區直接に行つたが、住民の復歸者增加と共に直接配給のみでは之に應じ切れないので、各町團體の援助を求めたる上之に從事することゝなつた。尚十月三十一日町會への配給打切り迄の配給品の數量は次の通りである。

品目	數量	品目	數量
米	二〇、二〇六俵	味噌	四、四〇四樽
醬油	三、六一〇樽	漬物	三、七〇五樽
蒲團	七三九枚	被服類	三、三二五行李
慰問品	九、〇三二袋		

又區直接配給の分（九月四日より十月三十日迄）は次の通りである。

品目	數量	品目	數量	品目	數量
米	二六六俵	味噌	三樽	醬油	九樽

漬物　　四一樽　　　野菜　　　五樽

其他恤救品、蒲團一三、三九九枚、毛布五、九〇五枚、慰問品一〇二袋

十一月一日一般配給を打切つた後は、要救助者のみに對し區より直接に配給する事となつて區役所、中和、茅場、本横、外手、小梅、横川、業平各小學校跡に配給所を設け十一月二十日迄に之を實施した數量は、

米　　一、八五九俵　　味噌　　三五九樽

醬油　　五四九樽　　漬物　　八一九樽

其他救恤品、毛布類三、七二五枚、被服類五七、六四一枚、

尚右の配給範圍縮少に關しては大正十二年十月二十二日付永田市長より左の通牒が出てゐる。

救助範圍の縮小に關する件通牒

要救助資格の調査並に之が救助方法に關しては從來屢通牒致置候處夫々受救者の減少を計る事に努力せられし結果去十一月の救助人員に比し約十萬人の減少を見たるも尚未だ總數五十萬人を超ひ罹災現住人口の約六割を占むるは甚深く考慮を要する事實と被存候就ては爾今左の要項に依り鋭意救助範圍を縮小せらるゝ樣御取計相成度候

救助範圍縮少要項

一、從來の食糧品無償配布は來る三十日を以て一旦打切ることゝし其れ以後に於ては次項に依り調査したる要救助者に限り給與を行ふ事

一、要救助者の認定は大要左の要領に依る事

罹災者中

1、鰥寡孤獨の者にして扶養を受くる見込なき者

2、一家の働き手に傷病等の事故あるか容易に收入を得る見込なき家庭

3、罹災の爲め一家を支ふるに足る收入を得る事能はざる家庭に於ける滿十五歳以下の小兒及六十歳以上の老人姙婦及傷病者

4、其他區に於て救助の要ありと認むる者あるときは嚴重に其事情を調査し救助期間の長きに涉らざる樣常に注意する事

三、前項の救助資格調査は原則として當人の願出を待ち之を行ふ事（以下略）

而して之等要救助者は大正十三年一月二十八日現在一、七八七戸四、二五三人、同二月十五日現在戸口二五、七八六戸一一三、六一八人の中一、六七九戸七、四五九人であつた。

配給品　本區で大正十三年三月一日迄に配給した物資總額は左の通りである。

配給品受拂數量月別調

品名	受入總數	種別	拂出 九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	合計	殘高
白米	三〇、三九九、〇〇四	有償 無償	二、五二三 七四	二、六一三 一七	三、〇四一、三八六	一、二三五、〇二四	五九五、三六六	八五〇、二三〇	五〇一	三〇、三四九、三〇八 九一	六二、二六六
玄米	三、八九〇	—	三、一六〇 九	七〇七	一三	一	—	—	—	三、八九一 九	—
外米	四九四	—	二七九	二一五	—	—	—	—	—	四九四	—
醤油	五、〇二五	—	一、七六一 七	一、三九一	八八四	四七一	二一八	二二〇	一七八	五、一二三 七	—
味噌	四、九二五	—	二、一〇八	一、八四六	四〇八	一一三	一一二	一三三	一六四	五、〇五一	—
鹽	三八四	—	六五	二〇八	二九	五三	一八	四	八	三八四	—
木炭	二八、九三〇	—	三、六八四	五、一〇三	九、四一三	五、三一三	四、六一〇	三、五四九	七、六五一	三七、七三三 三四、八二一	内元二俵は四五月記載
薪	三九、二八二	—	一八	一八、三〇八	一一、〇〇七	六、一八七	一、五二三	一、五七〇	三六〇	二、九一一 三九、〇六三	二二〇
毛布	二三、二五〇	—	—	五、九〇五	一〇、五三一	三、三一七	—	三〇七	二、一八〇	二三、二四〇	四
蒲團	四五、〇八四	—	—	七四九	一七、〇九三	一四、九九七	一、〇七八	一、四〇四	六七〇	四四、九九一	内十八枚は憲兵隊より差入

〔參照〕

	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月
罹災者數	（九月一日）二七七、一七八		（十一月末日）九四、一〇六	—	—	—

物資受拂集計表

避難者及び歸住者數	六一,二八三	八八,六六一	九八,五五七	一〇七,四五八	一一四,三五九	一二〇,一七〇
要救助者數	六〇,〇七三	八六,七五三	三八,四五三	九,八八五	四,七四八	―
震災前戶數	六〇,〇〇〇	―	―	―	―	―
同上人口	二六一,一〇〇	―	―	―	―	―
非罹災者數	三,九六八	―	―	―	―	―

品名	數量	代價	取立金額	同上未濟金額	市納入金額	同上未濟額	備考
白米	三三・八三石	一,三七八・六四	一,三七八・六四	―	一,三七八・六四	―	三月十五日現在
玄米	三・二〇	一一六・八〇	一一六・八〇	―	一一六・八〇	―	
醬油	七樽	五二・五〇	五二・五〇	―	五二・五〇	―	
澤庵	三樽	三〇・〇〇	三〇・〇〇	―	三〇・〇〇	―	
計	―	一,五七七・九四	一,五七七・九四	―	一,五七七・九四	―	

自大正十二年九月四日至同十三年三月三十一日物資受拂集計表

品目	事務局より受入	市より受入	拂出 救助直接	拂出 販賣直接	拂出 廢棄	拂出 減損	拂出 計	差引殘
白米	二四,三六四	五〇〇	二四,五七三・二〇八	一〇〇	五四	九七	二四,八二四・二〇八	三九,一九二
味噌	四,五三四	五一七	五,〇五一	―	―	―	―	―
醬油	四,三五〇	七八〇	五,一二三	七	―	―	―	―
澤庵	二,三〇六	四九〇	二,七六一	三	三二	―	二,七九六	―
食鹽	三八四	―	三八四	―	―	―	―	―

魚類	七六四	|	七六四	|	|	|	|
罐詰	一、二七三	|	一、二七三	|	|	|	|
卵	四四	|	二六	|	一八	|	|
澱粉	三四六	|	三四六	|	|	|	|
甘諸	二、三八二	|	二、三六七	|	一五	|	二、三八二
馬鈴薯	四、三八九	|	四、三七三	|	一七	|	四、三八九
野菜	一、八七八	|	一、四六九	|	四〇九	|	一、八七八
豆類	二九	|	二九	|	|	|	|
ミルク	二〇一	|	二〇一	|	|	|	|
食料雑品	八、〇六九	|	七、九〇七	|	|	二九	七、九三六	一三三
ブラシ	四、三一六	四〇、七八四	四四、九九一	|	|	|	|	一〇九
漬物	二、一三三	一〇〇	二、一三三	|	一〇	|	二、二三三	|
毛布	三、二八〇	|	三、二四〇	|	|	|	|	四〇
反物	|	二一、九二四	二一、九二四（マヽ）	|	|	|	|	|
被服	一四三、五六五	|	一四、三四九	|	|	|	|	七四
慰問品	一〇、五四四	四五	一〇、五八九	|	|	|	|	|
木炭	一八、一五三	一七、六二九	三四、八二一	|	|	|	|	九六一
薪	三一、五三三	六、七五〇	三九、〇六三	|	|	|	|	二三〇
縄	三八、四二〇	|	三四、八九八	|	三、五〇〇	|	三八、三九八	二三
莚	四四、三四五	|	四三、六五六	|	|	|	|	六八九
雑品	四五、〇七六	|	四、四六二	|	三五	|	四四、六四六	四三〇
梅干	一、六八〇	|	一、六七八	|	|	|	|	二
麦	二七	|	|	|	|	|	|	二七

備考　米の受高二四三六俵の内一五〇俵は直接三井より寄贈分、拂出高二四五七三俵二〇八の内麥二七俵を含む、救助として拂出したるものにあらず麥の欄に繰替整理したるものなり。
差引殘高三九俵一斗九升二合と各町會より配合殘高二六俵七升四合の戻入分を加算六五俵二斗六升六合は實際殘高なり。
澤庵二三〇六〇内直接買入一二一を含む。
梅干一六八〇〇の内同上二〇〇を含む。

尙本區罹災救助基金の支出額は避難所費配付豫算高一一一四五圓二七〇、同上支出額一一一四五圓二七〇殘高三圓七三〇、食料費豫算高三一六九九圓、同上支出額三一六一五圓七九、殘高八三圓二一、被服費豫算高一三五〇圓同上支出額一三五〇圓、計豫算高四四一九八圓、同上支出額四四一一一圓〇六、殘額八六圓九四で此外に支出未濟額二二〇二八圓七ありその内譯は避難所費人夫賃三一一五圓四、雜費六五〇圓、食料費人夫賃七五四一圓八八、運搬費一〇七二一圓四である。

給　水

水道は區内一搬に震災と共に杜絶したるを以て市水道課派遣の撒水自動車及區直傭の自働車、馬車にて初めは丸の内より次は濱町河岸より飲料水を運搬し之を各方面に給水したが、何分距離遠く供給不充分なりしため區に於て國技館内の鑿井を修理し、之に石油發動機を備付けて其の井水を新に全區に供給することにした。九月十二日より十一月二十日給水廢止までの狀況は左表の通りである。

給水

種目	自九月十一日至十一月廿一日延數	一日平均數
水道課係員	四八〇人	六・七六強
區役所係員	三〇六人	五・三一〃
人夫	二、〇九六人	二九・五二〃
自動車	六三八臺	八・九八
馬車	三四三臺	四・八三
水船	六隻	二・〇〇
給水個所	二九九八所	
給水量	二八五〇八石	七三〇・九八

傷病者の救療

既に記すが如く此度の地震は區內では倒潰家屋の夥しかつたこと、火災の猛威を極めたこと、同時に避難の困難なりしと災後保健衛生の不良なりしため多數の傷病者を出し、之れが應急策として市衛生課を中心とする救療班の活動は目ざましいものであつた。而し何分突作の場合多くは時宜の處置に出でたもの故、今之を本區に關聯するもの丶みについて系統的記述を試みることは甚だ困難である。依つて左に先づ本區內に設置せられた市救護班並に外來診療所を記し、全般救療事務の一端として他を類推するに止むるの外

はない。

東京市簡易療養所取扱患者

名稱	開設月日	閉鎖月日	入院（延）	附添（延）	外來（延）	計
本所簡易療養所	大正十三年三月十五日	—	一二、七〇七	五、五〇二	八、一八〇	二六、三八八

東京市救護班外來診療所一覽　救護班

名稱	開始月日	閉鎖月日	救療患者數月別表 九月	十月	十一月	十二月	計	一月	二月	計	合計
國技館内	九月十三日	十一月二十日	二、一六三	四、三七二	四、〇六一	—	一〇、五九五	—	—	—	一〇、五九五
安田邸跡	九月十九日	十一月二十日	四三八	四、二五五	二、六〇九	—	七、三〇二	—	—	—	七、三〇二
向島三圍神社	十月八日	十一月二十日	—	一、六九〇	二、二二〇	—	三、九一〇	—	—	—	三、九一〇
林町小學校	十月九日	十一月二十日	—	五、〇五五	四、四三三	—	九、四八八	—	—	—	九、四八八
糧秣廠	十月一日	十二月二十日	—	二、四七四	一、五二五	—	三、九九九	—	—	—	三、九九九
菊・川町	九月二十八日	十月九日	—	一一三	—	—	一一三	—	—	—	一一三
本横小學校	十月九日	十一月二十日	—	一、一六三	二、六四四	—	三、八〇七	—	—	—	三、八〇七
中和學校	十一月十五日	十一月二十日	—	—	一、五三六	—	一、五三六	—	—	—	一、五三六

外來診療所（内務省委託）

被服廠跡	十一月廿一日	二月十五日	—	—	六七七	二、九六四	三、六四一	三、四四六	二、三五〇	五、七九六	九、四三七
太平町小山氏用地	十一月廿一日	二月十五日	—	—	八五〇	二、五三〇	三、三八〇	二、〇四二	一、六三五	三、六七七	七、〇五七
小梅瓦町石崎病院	十一月廿一日	二月十五日	—	—	五四五	二、二九八	二、八四三	二、四七〇	一、五九〇	四、〇六〇	六、九〇三
同上（赤十字社委託）											
柳原町中村醫院跡	十一月廿一日	二月十五日	—	—	五二九	三、〇四三	三、五七二	二、七五三	一、〇三〇	三、七七三	七、三四五
柳島元町勝倉氏方	十一月廿一日	二月十五日	—	—	三五	二、八五〇	二、八八五	三、一二七	一、八九六	五、〇二三	七、九〇八
中郷竹町成就寺	十一月廿一日	二月十五日	—	—	一、八九八	六、八二四	八、七三三	五、三一一	一、一五一	六、四六二	一五、一八四
德右衛門町松本氏方	十二月廿一日	二月十五日	—	—	—	四、四八五	四、四八五	三、〇六三	一、二三五	四、二九八	八、七八三
合計			二、六〇〇	一九、一二三	三三、五六二	二四、九九四	七〇、二七八	二三、二一三	三〇、八七七	三三、〇八九	一〇三、三六七

東京府醫師會簡易診療所取扱患者一覽

所在地	閉鎖月日	取扱患者延人員 (大正十三年)三月	四月	五月	六月	七月	八月	計
小梅瓦町石崎病院跡	三月末日	二、一七八	—	—	—	—	—	二、一七八
石原町被服廠跡		四、八四三	二、一六四	二、一九五	一、六一四	一、五二三	一、六二〇	一三、九五八
太平町一ノ一五小山用地	四月末日	三、三一二	一、五三八	—	—	—	—	四、八五〇
中郷竹町成就寺		三、五五三	二、二八八	一、八一四	一、五七三	一、六四三	一、九二八	一二、七九八
柳原一丁目中村醫院跡	三月末日	二、二八九	—	—	—	—	—	二、二八九

柳島元町二三五勝倉用地	七月末日	三,七四六	二,〇七七	一,九三三	一,三二三	二七	—	九,二九六
徳右衛門町二〇松本春吉邸	四月末日	一,六七七	一,四〇二	—	—	—	—	三,〇七九

區内各救護班一覽

所名及班名	設置場所	開始月日	閉鎖月日	救護人員數	備考
警視廳救護班	相生警察附近	大正十二年九月一日	九月二日	九一	
同	御藏橋際	九月四日	九月六日	四八五	
同	牛島小學校	九月五日	九月六日	二四六	
警視廳第二、四三、診療班	相生署	九月十四日	十一月三十日	九、六五〇	
同第一二、七四診療班	茅場小學校	十月十七日	十一月三十日	五、九五三	
同第三一診療班	外手小學校	十月十六日	十一月七日	一、七八一	
同第三三、三六診療班	中郷バラック	十月二日	十一月二十三日	六、六三六	
同第三八診療班	牛島小學校	九月二十五日	十一月三十日	九、六五〇	
同第三八、四九診療班	牛島小學校	九月二十五日	十一月三十日	七、〇六九	
同第五七診療班	柳島元町	九月十六日	十一月三十日	七、三五三	
濟生會臨時第二四診療班	外手小學校	十一月七日	大正十三年三月十九日	一、二一〇	
同第三五診療班	龜澤町	十二月一日	一月十五日	九一八	
同第四〇診療班	柳島元町	十二月一日	大正十二年十二月六日	一一八	

班名	場所	開始	閉鎖	患者数	備考
同第四二診療班	向島須崎	十二月一日	大正十三年一月十五日	二、一八九	
同本所診療班	横川町	十月十五日	七月一日	六、八三五	
近衛師團第三救護班	園技館	九月初旬	大正十二年九月中旬	八〇四	
同	林町小學校	十月初旬	十一月下旬	九、四八七	
歩兵第三聯隊救護班	國技館	九月三日	九月四日	一、五〇〇	
キリスト教無料診療所	横川町キリスト教青年會バラツク	十二月初旬		一七、一四九	大正十三年三月末迄の分
小俣醫師診療出張所	柳島町八下河原金平方	九月二日	九月十六日	四、二〇〇	
合計	二十ケ所			九三、三二四	

震災後の傳染病患者表

赤痢（赤痢疑似を含む）

九月 患者	九月 死亡	十月 患者	十月 死亡	十一月 患者	十一月 死亡	十二月 患者	十二月 死亡	計 患者	計 死亡
三三	二	四二	九	八	五	三	一	七五	一七

パラチフス

九月 患者	九月 死亡	十月 患者	十月 死亡	十一月 患者	十一月 死亡	十二月 患者	十二月 死亡	計 患者	計 死亡
—	—	二	一	四	—	二	二	八	三

腸チフス

九月 患者	九月 死亡	十月 患者	十月 死亡	十一月 患者	十一月 死亡	十二月 患者	十二月 死亡	計 患者	計 死亡
四	—	三	三	三二	八	六一	二	一三七	一三

ヂフテリア

九月 患者	九月 死亡	十月 患者	十月 死亡	十一月 患者	十一月 死亡	十二月 患者	十二月 死亡	計 患者	計 死亡
—	—	—	—	八	—	七	二	一五	二

猩紅熱

九月 患者	九月 死亡者	十月 患者	十月 死亡者	十一月 患者	十一月 死亡者	十二月 患者	十二月 死亡者	計 患者	計 死亡者
—	—	—	—	—	—	二	—	二	—

合計

九月 患者	九月 死亡者	十月 患者	十月 死亡者	十一月 患者	十一月 死亡者	十二月 患者	十二月 死亡者	計 患者	計 死亡者
二七	二	七四	一三	一五二	一三	七五	一六	三二八	四四

バラック收容

バラック收容

災後第一段の救護としては罹災者を最寄の存置建物又は天幕に收容して一時を凌ぐことにあつたが、第二段の策として半永久的にバラック建設の上收容することゝなつた。區内の罹災者收容バラックは左記の通りであつた。

名稱	坪數	竣工
安田邸	七二八・五坪	十月二日竣
横川小學校	四二一・四	同上
外手小學校	四四二・五	十月九日竣
本所小學校	六八四	同上
二葉小學校	三〇〇	同上
茅場小學校	一五七	同上
小梅小學校(校地使用)	三五九	同上
本横小學校	三八一	同上
中和小學校	五二四	同上
業平小學校	一八九	同上
柳元小學校	五八九	同上
糧秣廠跡	六四二	十月六日竣

(市内には公設のものゝ外社會事業團體や個人經營のものもあるが區内には之を缺いてゐる)

大正十二年末の調では前記本區管理バラックの棟數九十二、坪數四六三九、室數一九六三、世帶數一九六三、收容人員七四五六となつてゐる。

バラック管理については各區にあるものは其區長に委することになつたが、本區では更にこの事務を吏員及小學教員百二十二名に命じ收容の申込及收容者の風紀衞生の取締りに關する事務及管理配給の事務に當らせたことは既記の通りである。

恩賜金

今回の震災罹災者救恤の思召を以て御内帑金一千萬圓の御下賜があつたが、此の内七百十萬八千八百八十九圓を其筋より東京府に配當されたので、府は十一月三日郡市區長を招集して之が傳達式を行ひ、其の十六日府告示第四二七號を以て左記要旨の通り配分方法を定めた。

一、恩賜金拜授者資格要件　今回の震災並に之に伴ふ水火災に因る死亡者、行衞不明者、負傷者及住宅を全潰、全燒、全流失、又は半潰、半燒、半流失したる者。

前項負傷者は、一週間以上醫師の治療を受けたる者に限る。

住宅の全潰は、震火水災の爲家屋全部を再築するに非れば、居住する能はざるに至りたるものを謂ふ

住宅の罹災に付ては、罹災當時震災地に世帶を構へたる者に限り、死亡者、負傷者及行衞不明者に付ては世帶を構へたると否とを問はず、罹災當時震災地に居住又は滯在したる者。

恩賜金は内外人を問はず總て之を下附す。

一、拜授資格の有無は市區町村長之を決定す。

一、申告事項（省略）

一、申告者無能力者なる場合　法定代理人とし之なき時は現在の保護者より代理申告すること。

一、罹災申告場所及期限　大正十二年十一月二十日より大正十四年十一月十九日迄の二ヶ年内に、罹災當時居住又は滯在したる地の市區町村役場に申告のこと。

一、拜授者種別　住宅罹災に對する恩賜金は世帶主に死亡者、行衞不明者に對するものなれば遺族に、負傷者に對するものは本人に交付するものとす。

而して配分額については十月三十一日附臨時震災救護事務局總裁より知事宛に左の通り通達があつた。

（一）死亡、行衞不明　十六圓　（二）負傷　四圓　（三）全燒、全流失　十二圓

（四）全潰　八圓　（五）半燒半潰半流失　四圓

交付方法は豫め所要見積額を知事より市區町村に交付を受け、別に嚴重保管し毎日前々日迄に有資格者を決定、參集狀を發送し參集せしめ、奉書水引包とした恩賜金を交付する事に定められた。

尚資格審査方法は本區では主として町會に依賴し、傍ら地主、差配人、家主等にも委せて下調査をなし、場合によつては吏員を派して調査せしめて嚴重審査の上決定する方法を取り、不正者の疑ある際警官

に依頼して助力を受たこともあつた。

前記拜授者の資格については解釋上最初は嚴密な條件であつたが、大正十三年十月以降幾分寛大な處置を取ること〻なり(一)全家死亡の場合に親族會議にて選定された家督相續人や(二)事實上婚姻せるも手續未了の者にて一方死亡した場合の生殘者や(三)死亡者の弔祭を行ふ親族の如きは、相當の證明を提示せしめて有資格者と見做すこと〻なり(府告示第四〇〇號)且つ既に定められた十四年十一月十九日限りの申告期限を延長して、大正十五年三月三十一日迄とした。(十四年十一月十八日內務部長通達)

大要上述の如き次第で本區では大正十二年十一月一日調の罹災件數を標準とし、百六十九萬餘圓の配當を受くる豫定で著々交付傳達を行つたが、其結果は實際交付額合計百九萬九千九百七十六圓で終了した。その交付額月別左記の通りである。(件數を省略し金額のみ記す△印減額)

年月	死亡	行衞不明	負傷	全燒	半潰半燒	全潰	合計
大正十二年十二月	一五八,八六四	一三,〇八八	七,六二八	四四一,一六八	七〇四	一,五〇四	六二二,九五六
大正十三年一月	三二,五一二	二,一二八	一,八九二	四一,五〇八	七二	一二八	七八,二四〇
二月	三七,〇〇八	一,六一六	六七二	五六,四三六	一一六	四二四	九六,七八四
三月	二三,七〇四	六二四	七二八	二七,五〇四	五六	八〇	五三,〇二八
四月	二四,四〇〇	二七二	八六六	二一,一七六	六四	三一二	四八,一二〇
五月	一四,九四四	六二四	四〇八	一五,三六〇	三三	一三六	三一,五〇四
六月	八,〇六四	四四八	一七二	八,九五二	一六	六四	一七,七一六
七月	五,八七二	一九二	一六〇	五,六二八	四	四八	一一,九〇四

八月	六,六四〇	△四八	三,三七八	四,一七六	八	八〇	一〇,九六八
九月	六,〇一六	六四	一一六	四,〇九二	二八	二一六	一〇,五三三
十月	八,三〇四	—	八〇	二,九五三	二〇	四八	一一,四〇四
十一月	一四,一四四	—	六四	四,四〇四	一二	七二	一八,六九六
十二月	一三,四〇八	六五六	一二〇	五,七〇〇	四	六四	一九,九五二
大正十四年一月	二,七二〇	—	一二	一,五一六	—	八	四,二五二
二月	四,〇三三	九六	一三	二,五二〇	八	二四	六,六九二
三月	二,七五三	八〇	一三	一,二四八	—	—	四,〇九二
四月	二,四九四	—	二〇	一,六八〇	—	八	四,二〇四
五月	三,四八八	一六	一三	一,一六四	—	八	四,六八八
六月	二,四六四	四八	四	一,三三六	—	二四	三,七七六
七月	八八〇	—	—	六四八	四	一六	一,五四八
八月	五六〇	六四	—	一三三	—	—	七五六
九月	三,八〇八	二八	三六	一,七〇四	一二	△八	五,八四〇
十月	七五三	一三	一六	六二四	—	二四	二,五二〇
十一月	一,九八四	一,〇〇八	一二〇	九六〇	七六	八	四,一九六
十二月	四,二〇八	六四〇	五三	七,三九二	一二	四〇	一三,三四四
大正十五年一月	六五六	二四〇	四	三,〇四〇	—	—	二,九四〇
二月	一,七二八	一六〇	一二	一,九二〇	四	八	三,八三二
三月	九六	九〇	七三	二,二四四	四	五六	二,三六八
四月	二,四三三	六〇八	六〇	二,〇一六	八	—	五,一二四
合計（件數）	二四,二九六	一,四五七	三,五八四	五五,七五八	二七六	四二四	八五,七九五
合計（金額）	三八八,七三六	二三,三一二	一四,三三六	六六九,〇九六	一,一〇四	三,三九二	一,〇九九,九七六

建築援助

區內のバラック住宅は郡部境及兩國橋附近より始りて漸次中央地區に及び、九月中建築のもの五七一二戸、十月中のもの一〇三四八戸であるが、市販賣の建築用材購買に對し證明を與へたもの左の通りである。

第一回用材販賣　九月十八日受付開始、十月十五日締切、棄權者四三四人、配給數量二四七〇六石。

第二回配給　各町會に依囑して申込及證明書の交付方を取纏め左の如く取扱ふ（十月二十五日より十月三十一日迄）

申込受付七九、團體四二〇人、木材配給一六九六石、亞鉛引板一〇〇二八枚。

第三回配給　十一月一日より二十五日迄行ふ筈のものが、一日三日五日の三日間に豫定數に達し締切をなした。申込受付二二七七人、木材配給一〇二二九〇石、亞鉛板四四一〇〇枚、洋釘五八八樽。

建築材料供給に就ては別に記したがその外工場建築材料については、本區々長と深川區長と協同斡旋の下に、九月二十四日丸の内日本工業倶樂部に各工場主を會して本所深川工業復興會を組織し、差當り臨時震災救護事務局より工場バラック用木材一萬石トタン板一萬五千餘枚の拂下配給を受け、十月十一月中六千石（約五千坪建設分）を二百五十名に供給した。

第三節　區內各警察署の活動

相生署

相生警察署

震災と同時に管内各所に發火したので署員は民衆と共に之が消防に努めたが、發火地點多く延燒猛烈を極めた爲めに多くは功を奏するを得なかつたが、午後十一時頃に至つて原警部等が隅田川の水を以て東京電燈會社材料置場に延燒せんとする火を防ぎ同所及兩國驛倉庫同會議所を全からしめたのは特筆すべきである。之より先山内署長は署員を急派して倒潰家屋中より松坂町にて二十三名、相生町にて四名、龜澤町、長崎町、菊川町にて計五名、徳右衞門町にて三名、林町にて十七名、千歲町にて九名、業平町にて六名を救ひ出し、又火災場裡にて被服廠趾より二十餘名、藤代河岸附近で約五千名の群集の避難をなさしめ、三ノ橋、伊豫橋附近でも若干の救助をなした。

避難者誘導については始め兩國橋を渡り日比谷、上野方面に逸出せしめる方法をとり、國技館附近に發火後は横網町に二萬坪を有する被服廠跡を唯一の安全地帶として群集を玆に廰き入れたが、午後四時頃四周の猛火の爲め一大旋風を捲き起して一大修羅場を現出し、玆に命を殞す者四萬四千二十名、九死に一生を得たる者僅に數百名にして山内署長以下署員多數も亦共に職に殉じた。

太平署

太平警察署

管内にての人命救助は倒潰家屋中より救ひ出せる者太平町四十三名、柳島町二名、梅森町五名、横川町八名、清水町六名、長岡町、吉田町各二名、押上町四名等、火災場裡より救出せる者江東橋附近三名、長

崎橋附近五名、錦糸堀驛構内二名、その他河中より救ひ出せる者等若干あり、避難者は始め法恩寺橋、横川橋、長崎橋附近に群集してゐたが、署員は之を糧秣廠倉庫空地、錦糸堀驛構内、第三中學校等に誘導し、其の所危險に瀕するに及んで天神橋、栗原橋等の血路を開いて之を龜戶以東の郡部に遁れしめた。

原庭警察署

始め石原附近の火災を外手町小學校附近にて防禦せしも力及ばず、附近民衆は厩橋附近に避難したが火先若宮町附近に迫るに及び破壞消防を行ひ第六消防署押上隊亦割下水を利用して防火に努めしも是又効なくついに火は管內全部を包んだ。管內避難者は石原附近の者は被服廠跡に入り、割下水方面にある者は厩橋に三ツ目通の者は源森橋を渡り向島方面に遁れしめんとした。時に吾妻橋及業平橋附近群集數萬立錐の餘地なき狀態を見て、業平橋の者は吾妻橋に吾妻橋の者は川向ふに順次逸出せしめたが枕橋吾妻橋相次で燒亡し玆に多數の燒死者を出した。

管內での人命救助は倒潰家屋中より小梅業平町にて十餘名、表町にて十餘名、外手町三名、北新町五名、若宮町十餘名、原庭町七名、荒井町三名等あり、此外吾妻橋下及び竪川等にて繫留せる船を徵發して避難者を救つたのが多數ある。

向島警察署

管內には多數の倒潰家屋があつたが失火は只一ヶ所に過ぎなかつた。然るに午後一時半頃原庭署管內よ

りの飛火にて延燒を起し太平署管內の火亦押上町、業平町に及び相合して管內に襲ひかゝつたので、署員は向島須崎町二百八十七番地附近の街路を防禦線とし破壞消防により火先を喰ひ止めることが出來た。

管內の人命救助は小梅町にて十二名、小梅瓦町にて數名、須崎町にて四十餘名、請地町にて二十五名、押上町にて三十餘名、柳島元町にて七名等あり、避難者の狀態は始め北十間川源森川に沿ひ殺到する者は向島方面に遁れさせたが、中鄉業平、小梅瓦町の猛火に襲はるゝや源森橋枕橋間約六丁餘に押しつめられし避難者は忽ち進退を失ひ、一條の血路たる枕橋より隅田川沿岸に出る道路は、橋畔德川邸の猛火に阻止されて死傷する者多く、又牛島神社附近の火災擴大の爲め身を隅田川に投し苦熱を避けんとする者の中若干は署員の手配により徵發せる汽艇に收容した。

其他各署の活動　右の外九月二日以後に於て各署共徵發配給、流言及自警團の取締、救療保健、罹災者の收容、暴利取締等につき努力し罹災者の救助と安寧の保持を全からしめた功績は顯著なものであるが茲にはその多くを省略する。

第四節　區民の活動

未曾有の災害に當り相互の救護と安寧保持の爲めにせる區民の活動は枚擧に遑がないが、其內最も顯著なものは各町會の活動である。その一々については繁をさけて記さないが、大體各町會共その活動は(一)

災害直後の防災避難及其幇助（二）救濟救護（三）弔慰、追弔（四）警備、交通、照明、（五）復興援助（六）衛生教育等施設の復舊援助（七）功勞者、善行者の表彰等である。（一）については各警察等の盡力もあつたが町會は町民を指導して防火に努め避難に便し（二）については災後各機關杜絶し飢餓に瀕する町民に食糧品給與を斡旋し、就中區役所よりの配給につき個々の實際事務は多く町會の手を煩はしたるもの多く、恩賜金傳達に關する下調査の如きにも有力な援助をなした。（三）については町内の死者の調査をなし追弔の方法を講じ（四）については流言による危害防止の爲め自警方法を立て、兼て火災盜難等の防止に資し道路の整理をなし交通に便し（五）災後の失職者に職業の紹介斡旋の勞をとり、その他住居の紛爭の解決、バラツク建築について利便を計り（六）については豫防注射の勵行、下水溝の掃除等各關係施設に資し。（七）震災當時の功績顯著なものに慰勞表彰をなす等がその重なるものであつた。（町會は任意的のものであるから當時は設立のなかつた處もあり――かゝる所で非公式に町を代表して之が代に働いたものもある――この設ある處でもその活動は必ずしも一樣でないことは言ふ迄もない。）

町會の外同樣の功績を殘した有力な團體に青年團、在郷軍人會があり、區内の病院、會社工場其他に於ても救護復興等に倚與する處の大なるものが少からずあつた。

次に在郷軍人會竝に小學校の活動一班を略述して置く。

帝國在郷軍人會本所區分會

分會は九月二日南葛飾郡部に接する向島及押上請地方面の燒殘地の分會役員を中心とせる警備隊及救護隊を組織し燒失區域内の救援警備等を畫策した。九月四日喜多分會副長は身を挺して本所區役所及各分會員との連絡を圖り、分會幹部の動靜を探査し、救護物質の集配に付いては常務理事篠田、小和田氏等と協力し、各方面と連絡して會員へ配備すると同時に他面隣區分會との連絡を保つことに努めた。尚被服廠跡其他の災死者の遺骨整理に當つては、心なき者の手に掛くるは遺憾なりと思維して佛教聯合團體と協力し、夫々避難地に區分せる大甕中に納骨して之が弔慰を怠らず、納骨堂の成就するをまつて始めてこゝに安置したものである。

九月十八日は總裁閑院宮殿下が御巡視あらせられて分會員出動の狀況を御下問あらせられたるは畏き極みである。

其後日を追ひ四散せる役員及分會員は續々復歸し、各町に於ける道路の整理、慰問品の運搬配布防水防火等の警備及其作業に努め、他方有志町會等と協力して事に當つたのである。

即ち鋭意分會再興の方策に努力するとゝもに帝都復興の事業に協力し、以て本會の目的に副はんことを決議し、先分會事務所を分會役員の私宅或は區役所の假廳舍中に設けて會務遂行に遺憾なからしめると共に、事業資金として分會基金中より若干を繰換へて經費に充當し、他面軍人會本部より配分せられたる慰問金の配布を完うした。(此額約四千圓)此間區劃整理の爲め會員の移動甚しく、同時に罹災會員救濟の意

を以つて大正十二年度の會費を全免する事とし、幸ひ徴兵檢査、簡閲點呼、青年訓練所、東京市主催未教育補充兵教育會等の協力を得て其計畫實施を遂行する事が出來た。大正十三年九月一日本分會員罹災横死者の追悼會を被服廠跡納骨堂に執行して朝野の參列を乞ひ嚴粛裡に追悼の誠意を表した。其他軍事講演會、射撃會、演習會、入退營者歡送迎會等數十回に亘る事業をも行つた。かくの如くして現時に於ては會員一萬餘を數へ、假事務所も鐵筋コンクリート造り二階建に改築し愈々本分會の事業向上に奮闘して本會遠大の所志に邁進してゐる。

本分會の分會長　第一秋元源寛大尉（明治四十二年より大正五年まで）
第二鈴木源助中尉（大正五年より大正十一年まで）
第三松田鑛作氏（大正十一年より現在に至る）

區内小學校の活動一班

本所高等小學校

本所横網町舊安田邸跡に罹災者收容所の建設されるや、之が救護配給一切の事務を依囑され、全職員は十三年三月末迄努力して之に當つた。尚人口調査等他校に同じ。

江東尋常小學校

職員は八月三十一日準備出勤（本校十數年來の慣習）を爲し、新學期の準備を整へたる爲、當日は殘務ある職員の外は全部下校し、宿直員たる佐々木訓導及び武藤、三宅、和田の四訓導が在校中であつたが、

佐々木訓導は渡邊使丁を伴ひ安田善次郎邸に御眞影勅語謄本を奉遷し護衛中大旋風のために殉死し、他三訓導は理科室の藥品の始末をすると共に使丁四名を督して重要書類を安田邸に運んだが、是又猛火の爲めに燒失、高木事務員使丁三名負傷し校舍校具一切を燒失した。職員死亡四名、兒童死亡約二百五十名。

職員は三日より國技館假事務所に集合して御眞影の消息及生死不明の職員捜索に從事し、九月十七日兒童の消息を報告すべく父兄に對する廣告文の掲示を各所に貼付した。十月八日舊校舍跡に露天學校始業式を擧げた。兒童百五十七名。十二月十二日遭難職員兒童追悼式を擧げた。調査救護他校に同じ。

小梅小學校

一日午後二時五十分類燒。校長は他の職員と勅語謄本重要書類を分擔し、次いで南葛飾郡南綾瀨村に避難して重要書類を同村木村常次郎方に保管を托し、是より勅語謄本を奉持し校長住宅瀧野川町武藏野高等女學校に奉安し職員は一時此所に避難した。

十月十一日より三圍神社にて露天學校を開始したが出席兒童二百十四名。十一月五日より牛島尋常小學校々舍一部を假り兒童五百一名を十二學級に編制して教授した。但し三學年以下は二部教授。後假校舍を增築して四棟十五教室に兒童九百六十六名（震災當時在籍兒童千四百六十二名の六割六分）を收容し十八學級に編制して教授した。二學年以下は二部教授。十月十一日以來學用品は全部配給品を以つて之に充てた。

遭難兒童十一名、被服廠殃死者訓導齋藤八十及び使丁三名に對しては遺族訪問弔慰を爲した。調査救護等に努力した事は他校に同じ。

本所商工學校

職員使丁協力して重要書類を搬出したが被服廠で燒失した。九月十一日第一回の生徒集合を試みたが二十名に過ぎず、十一月に至つて區內各校合同して集合を行ひ、漸く七十名を得たので十二月より本横工業學校、江東商業學校と合併して授業を開始した。救護調査等他校に同じ。

本商

教職員の功勞者

未曾有の天災に際し御眞影の奉護其他救護等善後處置に決死の活動を爲し多くの功勞を樹てた職員は少なく、東京市は是に對して表彰狀を贈つたが、中で御眞影守護重要書類搬出に奮闘して壯烈の最後を遂げた殉職教員に對し、大正十二年十月三十日市長より叙勳を知事に申請し九月一日付を以て何れも勳八等に叙せられた。

教職員功勞者

東京市猿江尋常小學校訓導兼學校長　坂間惣重郎

東京市二葉尋常小學校訓導兼學校長　前澤誠助

東京市本所高等小學校訓導兼學校長　山本長治

東京市本所高等小學校訓導　佐藤慶一郎

東京市江東尋常小學校訓導　佐々木　哲郎
東京市二葉尋常小學校訓導　西卷　善治
同　田野　代太郎　同　山口　平藏　同　川口　正隆
東京市明德尋常小學校訓導　田中　とく

尙應急善後事務を援助して功勞のあつた學校教職員に對し甲種功勞者へ表彰狀

表彰狀（甲）

大正十二年九月本市大震災ニ際シ貴下本市學校ニ在職シ一身ヲ顧ミス應急善後ノ事務ヲ援助シ功勞洵ニ尠カラス茲に目錄一封ヲ贈リ表彰ス

大正十五年三月　日　　東京市長　中村是公

何某殿

に金十五圓を添へて贈呈し乙種功勞者への表彰狀

表彰狀（乙）

大正十二年九月本市大震災ニ際シ貴下本市學校に在職シ應急善後ノ事務ヲ援助シ功勞洵ニ尠カラス茲ニ之ヲ表彰ス

大正十五年三月　日　　東京市長　中村是公

何某殿

を交付した。其の員數は次の如くである。

甲	乙	丙	計	以上ノ内幼稚園保姆
九五	一五〇	二〇	二七五	――

内甲種功勞者の氏名は次の如くである。

緑尋常小學校長森田喜一郎、本所高等小學校訓導近藤直太、吉岡正喜、土田重太郎、緑尋常小學校訓導根本幸八、本所高等小學校訓導小杉英司、磯部貞子、業平尋常小學校代用山口吉平、本所高等小學校訓導土井竹治、本所尋常小學校代用平山清一郎、同訓導盛山仁太郎、松田保彦、田近利夫、多田巖、藤井富治、澁川勝三郎、小川浩、神尾英二、濱口武平、江東尋常小學校長前島卯市、同訓導武藤蔓人、三宅彌市、和田龜太郎、明德尋常小學校訓導大川賢太郎、同校長松本治之助、牛島尋常小學校訓導石井秋司三橋德衛、兒玉榮太郎、豐川善包、渡邊昌平、西村龜代、木村源次郎、田村ヨキ、同校長岡本竹次、同代用萩野實、柳島尋常小學校長遠山光三、同訓導山田龍治、柳島尋常小學校訓導金城清義、横川尋常小學校訓導安藤謙助、同訓導長谷川三治、瀧口千里、森川眞歸太、笠原貢、校長田島音次郎、二葉尋常小學校訓導根本省吾、鈴木千藏、茅場尋常小學校訓導關山丑之助、白倉文仲、高橋三一、鈴木純三、元緑尋常小學校長塚越文雄、緑尋常小學校訓導福士直次郎、本所高等小學校訓導菅原市右衛門、緑尋常小學

校訓導松浦武次郎、加藤とめ、長谷部三郎、本横尋常小學校訓導岡村仁吉、吉田佐美治、二葉尋常小學校訓導安藤光懇、本横尋常小學校訓導福光作宗、生駒善助、齋藤民治、小梅尋常小學校訓導山田渉、元外手尋常小學校訓導宇井恭一、外手尋常小學校訓導齋藤寛、星野哲、同校長平井平憲、同訓導鎌原佐十、吉田武、山本定壽、業平尋常小學校訓導兼校長清野善四郎、訓導浮田林造、塚本季之丞、刀彌英夫、同校代用教員鈴木武彦、小梅小學校長高橋與惣、同訓導倉田吉藏、宮島善次郎、井出馬之助、柳元尋常小學校長梅澤福三郎、同訓導種村貞裕、石井義三郎、吉川忠治、細谷隆太郎、大谷イチ、大岩トヨ、中和尋常小學校訓導四宮千代壽、濱田良助、佐久間淺平、石井守、竹内勝、同校長山口齊。

震災後の小學教育

震災後の小學教育

大震災突發するや東京市内の各區役所は、曩に東京府の定むる所の非常災害事務取扱準則に基き、夫々臨時機關を設け以て對災緊急事務を處理したが、中でも小學校教育は何れも重視し、區民區吏員及び教職員努力して之が恢復を謀つた。

本所區の小學校は十二年十月十五日を以て授業を開始し他の燒失區と同じく、最初は天幕若くは露天教授を爲し、尋で「バラック校舍」を建設した。

第一期

明德　本所　外手　横川　綠　　十二年十二月十四日
江東　高等　中和　二葉　　　　同　同　二日
柳島　柳元　業平　茅場　本横　同　十一月三十日

第二期

江東　中和　外手　柳元　　　　十三年　一月十四日
業平　横川　綠　　　　　　　　同　同　八日
茅場　本横　二葉　　　　　　　同　同　十二日

第三期

江東　　　　　　　　　　　　　十三年三月三十一日
小梅　横川　本横　本所　　　　同　同　同
柳島　二葉　高等　中和　茅場　同　同　七日
綠　　　　　　　　　　　　　　同　同　十三日
小梅　外手　　　　　　　　　　同　同　八日

兒童數は十二年十月二十五日現在では次の如く一九、九九〇名減少した。

學校	現在兒童數	災前兒童數	學校	現在兒童數	災前兒童數

中和	四二二	二、〇一八	本所	三八八	一、九二二
本横	五八〇	二、二〇〇	明德	三九六	一、五五五
柳島	四四六	一、七五六	高等	八八〇	二、二〇七
柳元	八〇四	一、五二九	綠	一九八	一、四五一
二葉	一二四	一、六〇七	業平	六七八	一、六二〇
横川	四八〇	一、五四二	江東	四〇三	二、三五六
茅場	五四八	一、七〇三	外手	二三七	二、一四六
小梅	五〇二	一、四六四	計	七、〇八六	二七、〇七六

小學校復興狀況

小學校復興狀況

震災によつて市立小學校は應急施設の部に於て述べた如く百十七校で罹災學級二千五百五十二學級、兒童數十四萬五千九百六十二人であつた。當時二部教授の數は三百五十二學級を算して居つたので、復興建築に際しては是非此の二部教授を撤廢する樣に計畫しなければならぬ。そこで罹災兒童の十四萬五千九百六十二人を一學級五十人として收容するものとすれば二千九百二十學級（教室）となるが、當局に於ては豫て一校の規模を二十四學級とするを適當と認めて居つたので、此の二千九百二十學級を二十四學級規模の校舍に收容するとして建設する計畫の下に計算すると百二十二校を建設しなければならぬことゝなる。

併しこの計畫は經費の關係で實現不可能となり結局復興小學校は一校平均二十四學級規模（十六學級乃至三十二學級）の校舍として燒失校數と同樣百十七校を建設する事となつた。故に總學級數は二千八百八學級で一學級五十二人餘を收容する計算となり、兎も角も二部教授は撤廢し得る教室數を得る事になつたのである。（後に學級數を二千八百二十八學級に增加する計畫なり此の外麴町小學校に於て五學級元町小學校に於て二學級增加計七學級は復興費以外を以て建築す合計二千八百三十五學級）前記の校數及學級數を燒失各區に配當するに就ては、市學務委員會に於て議論が出て容易に纏らなかつたが、當時に於ては將來の各區に於ける人口の增減分布兒童歸還の趨勢等容易に豫斷し難く、震災前に於ける各區の狀態を變更せしむる確的なる材料がないので、結局各區共震災前の校數を其の儘維持し學級數も震災前の各區に於ける二千五百五十二學級を一先配當し、增加したる二百五十六學級は之れを按分して配當し二千八百八學級とする事に決定したのである。此の配當は市學務委員會に於て數回の審議を經て漸く大正十三年三月決定し、燒失各區に配當せられた。併し其の後に至り左表の通り學級數を二千八百三十五學級に增加したが、この中本所區は復興小學校數一八、復興小學校級數五四六であつた。

尙此の外復興建築を區の事業とせず市直營とするの議もあつたが、結局學區の慣例を尊重して區に建設費を補助し、從來の如く區の事業として建設せしむる事となつたのである。

又一學校の規模は十六學級乃至三十二學級（一學級の人員は五十人以上）の範圍内に於て之を定め、配

當學級數の範圍內に於て增加する場合は其の敷地は別に市費を以て支辨する等の規定に基き、區に於て各小學校に配當したる規模を表示したが、本所區の復興小學校々數及學級數は次の通りである。

校名	學級	校名	學級	校名	學級	校名	學級
明德	三二	中和	三〇	本所	三二	柳島	三二
横川	三〇	江東	三二	二葉	三二	茅場	二四
綠	三二	本横	三二	外手	三二	業平	三二
小梅	三二	柳元	三二	日進	二六	菊川	二八
錦糸	二四	本所高等	三二	計一八校	五四六學級		

之等の小學校の工事竣功又は竣功豫定期日までの經過を表示すれば左の通りである。

校名	區學務委員會決定年月日	區會決定年月日	市學務委員決定年月日	建築認可(府知事)年月日	工事着手期日	工事竣功又ハ竣功豫定期日
明德	三、六、二九	三、七、一〇	三、三、二	三、八、二七	三、一〇、二六	四、一一、二五
中和	一五、四、二六	一五、五、一二	一四、一二、四	二、三、一三	二、五、一〇	三、三、一五
本所	一五、一二、二七	一五、一二、一三	一五、九、一七	三、三、一三	三、四、一三	四、四、三
柳島	一五、一二、二七	一五、一二、一三	一五、九、三	二、一〇、六	二、一〇、七	三、一二、一〇
横川	三、六、二九	三、七、一〇	二、七、二九	三、八、一八	四、一、四	四、一二、二〇
江東	一五、三、二〇	一五、三、二九	一四、五、八	一五、四、二九	一五、九、一八	二、一一、一五
二葉	一五、三、二〇	一五、三、二九	一四、九、四	一五、六、一四	一五、七、六	二、九、一五
茅場	三、六、二九	三、七、一〇	二、六、一〇	三、八、一	三、八、三一	四、九、一〇
綠	二、一〇、五	二、一〇、一四	二、五、六	二、一二、一三	二、一二、一九	四、二、二二
本横	一五、四、二六	一五、五、一二	一四、一二、一一	一五、八、一三	二、一、一五	二、一二、二五
外手	一四、九、一一	一四、一〇、一四	一四、五、八	一四、一二、一二	一五、一、一〇	一五、一二、二〇
業平	一五、六、二三	一五、七、五	一五、五、七	一五、八、九	一五、一二、一四	二、一一、一五
小梅	一四、九、一一	一四、一〇、一四	一四、八、一四	一四、一一、一七	一五、三、二〇	二、四、二五
柳元	一五、一二、二七	一五、一二、一三	一五、九、三	二、一二、一三	二、一二、一一	四、二、二八
菊川	一五、八、四	一五、八、二〇	一五、七、五	二、四、九	二、八、一一	三、五、一五
錦糸	三、六、二九	三、七、一〇	二、九、三〇	三、八、二一	三、一〇、一	四、一〇、一五
日進尋常高等	二、一二、一〇	二、一二、二四	二、六、一〇	三、三、一三	三、四、三〇	四、五、一五
本所高等	一三、七、二三	一三、八、一	一三、一二、一八	—	一三、八、四	一四、一一、一〇

又位置及敷地は

校名	舊位置	新位置	從前ノ土地面積	換地敷地面積
明徳	表町五七外三筆	表町五七	一、六八九、〇〇〇	一、六七〇、三三〇
中和	林町三ノ四〇	林町三ノ一四	一、一三六、〇〇〇	一、一八一、八三〇
本所	永倉町二外五筆	永倉町五	一、三三七、五一〇	一、二七三、三八〇
柳島	柳島横川町一一七ノ一外一七筆	柳島横川町七四	一、三六六、〇〇〇	一、三五一、〇六〇
横川	中之郷横川町五八外一筆	中之郷横川町六五ノ一、二	一、三五一、三三〇	一、三六四、九三〇
江東	相生町三丁目八ノ二外二筆	東兩國四丁目二六	一、五五三、七六〇	一、五一五、七一〇
二葉	北二葉町一一ノ三	石原町二丁目二〇ノ二	八三五、四七〇	七五九、〇〇〇
茅場	茅場町三丁目一〇ノ一外三筆	柳原町二丁目四三	一、〇三五、四七〇	九八一、四四〇
綠	綠町二ノ一一外一筆	綠町二ノ一八、一九	一、四三〇、四六〇	一、三七一、八三〇
本横	横川町五一ノ二外二筆	石原町四丁目一三	一、五二〇、三三〇	一、五〇〇、四六〇
外手	外手町四六ノ一	外手町三一	一、一九五、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇
業平	中之郷業平町二三五	中之郷業平町五一	一、三三〇、〇〇〇	一、五六六、七〇〇
小梅	向島小梅町五〇	向島小梅町一六	一、四九〇、九〇〇	一、三六八、〇〇〇
柳元	柳島元町二五外一筆	柳島元町五	一、六四五、〇〇〇	一、五一〇、五一〇
菊川	菊川町一ノ二五外二筆	菊川町一ノ二四	一、〇七四、〇〇〇	一、一〇三、六〇〇
錦糸	太平町一丁目五〇、五一	太平町二丁目一	六六三、〇〇〇	一、〇七六、九四〇
日進尋常高等	三笠町五ノ一外三筆	三笠町五、六	一、四七三、一八〇	一、一〇五、三四〇
本所高等	横網一丁目二〇ノ二一	横網一丁目二〇ノ二四	一、三三七、五一〇	一、二七三、三八〇
合計			二三、三六三、七三〇	二三、一五四、三三〇

で其の復興復舊費豫算は次の如くである。

校名	學級數	復興費					復舊費		
		設計監督費	工事費	設備費	協議移轉費	計	設備費	備品費	計
明徳	三二	六,一三五	四四〇,四五四	—	—	四四六,五八九	七〇,八一八	二五,六〇〇	九六,四一八
中和	三〇	五,四五〇	三八五,八二一	—	七,八六二	三九九,一三三	五七,一六三	二四,〇〇〇	八一,一六三
本所	三三	六,〇七〇	四一一,九六九	—	—	四一八,〇三九	六九,八八四	二五,六〇〇	九五,四八四
柳島	三三	六,一〇二	四二二,八一八	—	九,五一八	四三八,四三八	六四,七六〇	二五,六〇〇	九〇,三六〇
横川	三〇	五,六二七	三七六,五三六	—	—	三八二,一六三	六〇,九一二	二四,〇〇〇	八四,九一二
江東	三三	五,七五五	三九七,二六四	—	一〇,三三一	四一三,三五〇	六一,三二〇	二五,六〇〇	八六,九二〇
二葉	三三	五,六一九	三六六,〇一二	—	—	三七一,六三一	五六,三二〇	二五,六〇〇	八一,九二〇
茅場	二四	四,八六六	三四三,五六五	—	—	三四八,四三一	五六,九二八	一九,二〇〇	七六,一二八
緑	三三	六,一一九	四二六,四六三	—	—	四三二,五八二	六六,九四四	二五,六〇〇	九二,五四四
本横	三三	六,〇九二	四二一,六三八	—	—	四二七,七三〇	六七,一二〇	二五,六〇〇	九二,七二〇
外手	三三	五,四八四	三四八,四一六	—	二,六二三	三五六,五二三	六二,〇二〇	二五,六〇〇	八七,六二〇
業平	三三	六,四三四	四四一,六四〇	—	—	四四八,〇七四	六九,五七九	二五,六〇〇	九五,一七九
小梅	三一	五,八〇七	四〇一,六一〇	—	—	四〇七,四一七	五九,七二〇	二五,六〇〇	八五,三二〇
柳元	三三	六,三四〇	四五五,三四六	—	一一,一九〇	四七二,八七六	七二,九九〇	二五,六〇〇	九八,五九〇
日進	二六	五,一〇一	三五三,七二八	—	—	三五八,八八八	五九,四八四	二〇,八〇〇	八〇,二八四
菊川	二八	五,四三三	三六二,一九三	—	一三,六七七	三八一,三〇三	五七,五四六	二二,四〇〇	七九,九四六
錦糸	二四	四,八二九	三四六,二九六	—	五,〇四七	三五六,一七二	五六,一三三	一九,二〇〇	七五,三三三
本所高	三三	六,三六六	三六三,七三三	七三,七四五	—	四三七,四七七	—	一六,〇〇〇	一六,〇〇〇

震災記念事業

震災記念事業

殃死者追悼式　大震災の殃死者府下十萬の靈を弔ふ爲め、九月一日から起算して、四十九日に相當する大正十二年十月十九日に、當時四萬の死者を出した本區横網町被服廠跡廣場で、府市聯合の大追悼式を擧行した。

式場は天幕張り三百四十坪、納骨堂は五十六坪のバラック建とし、新に正門を建設し、式場正面には大震火災死亡者之靈位と書せる大木牌を安置し、前面に祭壇を設け供物生花等を供へ、骨は大甕七十に移し各區行政順に併納し府下の分は位牌を納めた。式の次第は

一、開式（振鈴）
一、奏樂（陸軍戸山學校軍樂隊）
一、東京府知事追悼文
一、東京市長追悼文
一、總理大臣追悼文
一、東京府會議長追悼文
一、東京市會議長追悼文
一、一同禮拜（奏樂）

一、閉式（振鈴）

一、退場（奏樂）

追悼辭中東京市長のものを左に掲げる。

東京市永田秀次郎謹テ大災遭難者ヲ哀悼ス、顧レハ本年九月ノ災變タル帝都ノ過半ヲ燒毀し、累代ノ重寶貨財ヲ一空シ、人命幾萬ヲ奪フ、其被害ノ劇甚ナル眞ニ言語ニ絕ユル者有リ、思ハサリキ大正の昭代後明曆安政ノ凶事ヲ併セ見ントハ、不肖秀次郎任ニ市長ノ職ニ在リ、思ヲ慘死者ノ身上ニ致セハ、同情ノ念特ニ切ナルヲ覺ユ、曩ニ府市聯合シテ橫死者ノ遺靈ヲ弔ハント欲シ、本擧ヲ企ツルヤ、事畏クモ天聽ニ達シ、供物御下賜ノ恩命ヲ受ク、洵ニ無上ノ光榮ニシテ感激ノ至リニ耐ヘス、惟フニ天災固ヨリ豫期シ難シト雖、人事自ラ盡ス可キ者存ス、今日ノ事唯禍難ヲ既往ニ鑑ミ、幸寧ヲ來者ニ計リ、以テ後世兒孫ノ憂ヲ減輕スルニ在ルノミ、庶クハ遭難者在天ノ靈ヲ慰スルヲ得ム歟、之ヲ追悼ノ辭ト爲ス。

大正十二年十月十九日

東京市長　永田秀次郎

當日の參列者は各大臣、警視總監、社會局長官、貴族院議長、衆議院議長、商業會議所會頭、副會頭、戒嚴司令官、第一師團長、近衞師團長、憲兵隊長、帝國在鄕軍人會長、府會議員、市會議員、各局、區長課長、區會議長、副議長、震災善後會長、副會長、震災同情會長、副會長、生命保險協會理事、協議會長佛教聯合會長、全國神道聯合會長、東京府神職會長、其他有志遺族等無慮二十萬に及んだ。

記念堂建立　本所横網町被服廠跡は震災慘禍の中心地たるのみならず、殊に死者の火葬場となりて約七萬の假納骨場となり、早晩何等かの方法で永久記念すべき必要あり、種々考究の結果此地災前公園敷地として市に買收し、一部工事着手中であつた計畫を變更し、之を震災記念公園とし、永久的一大記念堂を建立し

一、震災を記念し、後世の人々をして天災に處する途を常に考慮せしめ、再び此慘禍なからしむ。

一、震災に依る數萬犧牲者の納骨堂を作り、其靈を永久に弔祭し得る靈廟を作らんとす。

一、平常は社會教化的機關に利用し得ることゝし、建物內に震災を記錄する繪畫彫刻を掲げ、以て震災の美術館とす。

の主旨に依り周圍は之に調和する公園とし、一般の散策休養地に供する事とし、之を遂行する方法としては市費を以てするよりも、震災に遭遇し又は見聞したる成るべく多數の人の力を俟つを有意義なりとし、乃ち市府並に民間の協力事業となし、一週年を期し財團法人を組織し、寄附金を募集せしむるの案を立て關係筋の了解を得、單純なる事業協會と爲す事とし十三年九月一日計畫を發表した。

東京震災記念事業協會々則に依ると、此會は東京に於ける大正十二年の大震火災を記念し、併せて遭難者の靈を弔する事業を目的とし、會員を名譽（本會の趣旨を賛し金一千圓以上を寄附したる者）特別（同上百圓以上）正會員（同上十圓以上）の三種とし別に十圓未滿を寄附したる者を賛助員となし、會の役員として理事（この內より會長を互選す）六人以內、監事若干人、評議員若干人を置くことになつてゐる。

又東京震災記念堂施設計畫大要によると施設概要は施設場所東京市本所區横網町一丁目舊陸軍被服廠跡、敷地面積約五千八百九十坪、仕樣の大要、記念堂は約六百五十坪とし耐久的構造に依り敷地の中央に八角形の堂を設け、其の左右より廻廊を周らし、正面樓門にて合し、圓形の中庭を包有する露天會堂式のものとし、その中央となるべき堂の正面は齋壇として使用し得るものにして、其の背部は納骨堂或は記錄を包藏する所とし、その左右には控室を設け、中庭には約千人の座席を備へ、廻廊には大震災を記念する繪畫又は彫刻を取付く。廻廊には尚千人を收容し得るものとす。又記念堂周圍の庭園は、主として芝生式のものとし記念堂の崇嚴を增すべき靜寂なるものとすると共に、一般公園として散策休養の地となさんとするものである。（公園記念堂の條參照）

事業費概算は總額百萬圓としその內譯は左の通りである。

一、工費　九五〇、〇〇〇圓

記念堂附帶施設、六五〇坪

本區震災一週年追悼祭

大正十三年八月二十八日本區に於て區會の決議を經被服廠跡に於て區內震災歿死者一周年祭を執行した。その次第は左の通りである。

一司會者　本區々長

一日　時　八月二十八日午前九時

一祭　場　被服廠跡納骨堂前

一祭　式　神式

一參列員　區名譽職、各町會長及副會長、遺族及親族

一祭場設備　納骨堂前に大天幕を張り參列員の椅子二百脚を排列す。
祭場側に天幕を以て神饌所及神官控所を設く。納骨堂內に祭壇を設く。

一案　內（書狀文省略）

一經費概算（豫算）

1祭場設備費　大天幕　圓 六〇、〇〇　小天幕一二、〇〇　椅子損料　四〇、〇〇　立札　四、〇〇

2祭壇設備費　神饌其他　二〇、〇〇　八足案其他損料　一〇、〇〇

3神職謝儀六人　七〇、〇〇

4掲示札印刷費　一〇、〇〇

5伶人六人　二〇、〇〇

6雜費　五〇、〇〇

計　二九七、〇〇

祭典次第

議員著席
祭員著席
先　修祓
次　招神　警蹕　此間奏樂　諸員起立
次　奉幣献饌　此間奏樂　諸員起立
次　祭詞（區長）
次　追悼詞（副齋主）
次　弔詞
次　玉串奉奠　此間奏樂
　中立
次　撤饌撤幣　此間奏樂
次　送神　此間奏樂　諸員起立
次　祭員退席
次　諸員退席
　所役

齋主　　區長
副齋主　春田社司
陪膳　林社司
祓主　今井社掌
手長　千葉社掌
同　安藤社掌
同　香取社掌
同　田中社掌
膳部　春田社掌
典儀　永峰社掌
伶人四管二鼓　六人

吏員事務担當

一式場及神職伶人係　杉山誓外一人
一式場設備及調度係　久保田友平外一人
一受付及案内係　神徳長松外四人

第五節　復興都市計畫（土地區劃整理）

序說

市街地はその住居の環境が特殊の狀態にある關係上その市街の發展の爲め、その市民の福利增進、保健等のため且つは災害防止等の必要上その市街の樣式の基礎となる地區の整理について常に留意せられなければならない。卽ち之を具體的に言へば市街の地區は世態の變化に伴つて改良を加へて進まれねばならないのである。然るにかやうな必要を認むることの急なる市街程一面に之が改正に障りを生ずべき事情があり。かくてこの兩者の關係は理想的に伴隨して進んでは居ないのが常態になつてゐる。この點で東京の前身である江戶はその初期に於て明曆の大災を受け、當時の有司をして災後の地區整理の遂行を促し、之によつて一度行詰つた首都の面目を一新したが、元より當面に善處するに留まつた當時の地區整理は年を經ずして支障を感ぜしむるに至り、而も再び根本的整理を企つることは不可能なりし爲め年々歲々少からぬ災害の厄を蒙りつゝ、有司及び市民は身を以てこの災厄と戰ひながら二百餘年を空しく過すことを餘儀なくされた。この點は明曆大災後の市街整備の狀態を示す寬文江戶圖と、最近の狀態を照し合せて見れば多くの說明を要しないであらうと思ふ。玆に思ひを致せば、機を得て之が根本的改正に就く場合は百年の計も尙足れりとするを得ないことが會得さるゝであらう。此の意味に於て今次の土地區劃整理は頗る注目す

べきものであることは言を俟たない。

区劃整理根本法規

都市計畫土地區劃整理根本法規（大意）

玆では本區に於ける實際狀態を記すのが目的であつて、この計畫そのものを述べやうとするのではないので、復雜したこの事業の經緯を盡すことは出來ないから、只その根本をなす第四十七議會に於て議決を見、公布された特別都市計畫法の内所要の部分を抄錄するに止める。

行政官廳特別都市計畫事業を執行する場合は勅令の定むる所に依り關係公共團體をして其の費用の一部を負擔せしむることを得（第二條）

土地區劃整理に付ては耕地整理法第四十三條の規定に拘らす建物ある宅地を施行地區に編入することを得。土地區劃整理については耕地整理法第三十一條の規定に拘らず換地處分を爲すことを得（第三條）

土地區劃整理を施行する爲め整理組合を設立せむとする場合に於て土地所有者同意を爲すに付ては勅令の定むる所に依り借地法に謂ふ借地權者の同意を得ることを要す（第四條）

行政廳又は公共團體が土地區劃整理を施行する場合に於ては設計換地處分及第八條第一項の補償金の配當に關する事項は勅令の定むる所に依り土地所有者及借地權者を以て組織する土地區劃整理委員會の意見を聞き之を定む（第五條）

前條の土地區劃整理施行の爲め必要あるときは換地豫定地を指定して土地區劃整理施行地域内に存する

建物その他の工作物の所有者に對し其の移轉を命ずることを得（第六條）

第五條の土地區劃整理の施行に因り施行地域内に於ける施行後の宅地の總面積が施行前の宅地の總面積より一割以上を減少するに至りたるときは其一割を超ゆる部分に對し勅令の定むる所に依り補償金を交付することを要す（第八條）（大正十三年三月十五日公布、法律第五十三號、公布日より施行）

尚同日勅令第四十九號特別都市計畫法施行令を發布してゐる。

計畫公示

計畫の公示

特別都市計畫街路計畫竝に之が東京の幹線執行年割は、大正十三年二月二十八日特別都市計畫委員會に於て議定して三月十一日内閣の認可を得て即日公示し、補助線の執行年割は三月十四日議定、十九日認可二十日公示し、運河計畫竝に其執行年割は街路計畫竝に其年割に同じく議定認可公示し、土地區劃整理計畫竝に其年割は三月十四日議定十九日認可二十日公示し、之が政府及市の執行分擔公示は三月二十七日で、所謂區劃整理による街路計畫は三月二十八日議定三十一日認可、四月一日公示された。公園計畫は大公園計畫竝年割は四月一日、小公園計畫竝年割は七月四日市場計畫竝年割は五月二日それぞれ公示された。

街路計畫

（一）街路計畫の内本區に關聯せるものは次の通りである。（路線番號は公示の番號による）

幹線

二、九段坂下より兩國橋を經て龜戸町に至る。延長六二〇〇米　幅員二七—三六米

六、上野公園前より駒形町を經て押上町に至る。延長三六四〇米　幅員三十三米

一〇、相生橋南詰より相生町を經て中郷竹町に至る。延長五〇五〇米　幅員二五—三三米

二二、湯島四丁目より御藏前片町法恩寺橋を經て龜戸町に至る、延長五四八〇米　幅員二二—二〇米

二四、横網町一丁目より兩國橋驛に至る。延長一六三〇米　幅員三三米

二九、濱町三丁目より新大橋、德右衞門町、菊川橋を經て大島町に至る。延長三三二〇米　幅員二二—二七米

三〇、中郷元町より寺島町に至る。延長一九二〇米　幅員二二米

三八、入谷町より山宿町、淺草驛前を經て中郷業平町に至る。延長二八三六米　幅員二二米

五一、湯島天神町三丁目より厩橋を經て押上町に至る　延長三八七七米　幅員二二米

補助線

四、小梅町より寺島町に至る　延長一三六五　幅員一八米

五、押上町より四ノ橋を經て東平井町に至る。延長四二三六米　幅員二二米

一一、小梅業平町より木場町に至る　延長四三三八米　幅員二二米

四一、中郷瓦町より越中島町に至る　延長五四一五米　幅員十五米

四二、中郷業平町より本所驛脇を經て洲崎に至る　延長四四三七米　幅員一五米

四三、向島須崎町より同押上町に至る　延長八七四米　幅員一五米
一〇二、中郷瓦町地内　延長一八二米　幅員一一米
一〇三、原庭町より柳島元町に至る　延長一六七八米　幅員一一米
一〇四、外手町より柳島横川町に至る　延長一九五七米　幅員一一米
一〇五、横網町二丁目より太平町に至る　延長一九二九米　幅員一一米
一〇六、元町より龜戸町に至る　延長二六三九米　幅員一一米
一〇七、相生町より西六間堀町に至る　延長六九二米　幅員一一米
一〇八、中郷竹町より荒井町を經て數矢町に至る　延長三八七七米　幅員一一―二二米
一〇九、小梅業平町より梅森町に至る　延長三六四〇米　幅員一一米
一一〇、中郷業平町より太平町二丁目に至る　延長一〇四八米　幅員一一米
一一一、押上町より太平町一丁目に至る　延長一〇四八米　幅員一一米
一一二、押上町より柳島町に至る　延長七六四米　幅員一一米
一一三、柳島横川町より龜戸町に至る　延長六二四米　幅員一一米
一一四、佐賀町一丁目より龜戸町に至る　延長六一二米　幅員一一米
一一五、安宅町より德右衛門町に至る　延長一〇三四米　幅員一一米

一一六、德右衞門町より深川本村町に至る　延長一一六四米　幅員一一米
一一七、柳島町より豐住町に至る　延長二一三九米　幅員一一米

運河計畫

(二)運河計畫中改修

二、横十間川柳島元町地先より豐住町地先迄　延長(約)三六七〇米　幅員四〇米　深度(零點下)一・八米

右の内内務省告示第百二十九號『大正十三年三月十一日內閣認可東京都市計畫事業幹線街路の新設改修及運河の新鑿改修竝横濱都市計畫事業街路の新設改修は内務大臣に於て之を執行す』とあるもの丶外は東京市の執行に屬するものである。

公園計畫

(三)公園計畫は次の通りである。

大公園

二、隅田公園　本所區新小梅町、向島小梅町及向島須崎町の內竝に淺草花川戶町、山の宿町、金龍山瓦町及今戶町の內面積(約)三三〇〇〇坪

三、錦糸公園　本所區太平町二丁目の內面積(約)一八〇〇〇坪

小公園

三九、中和公園　林町三丁目の內面積九〇〇坪

四〇、柳島公園　柳島元町の內同一〇〇〇坪

四一、橫川公園　中鄉橫川町内同九〇〇坪

四二、江東公園　相生町三丁目内同九〇〇坪

四三、茅場公園　茅場町三丁目及柳原町二丁目内同九〇〇坪

四四、外手公園　若宮町内同九〇〇坪

四五、菊川公園　菊川町一丁目内同九〇〇坪

四六、永倉公園　永倉町内同九〇〇坪

市場計畫

(四)市場計畫

江東分場(中央卸賣市場)　橫網町一、二丁目内面積五二〇〇坪

區劃整理計畫

(五)區劃整理計畫

大正十三年三月二十日内務省告示第百三十號にて公告、本所區向島須崎町同請地町、同小梅町、新小梅町向島中鄉町、小梅瓦町、向島押上町を除く、面積一、四〇三、八二〇坪

大正十三年七月四日變更

本所區向島請地町、同押上町の全部及同須崎町、同小梅町、同中ノ鄉町、新小梅町、小梅瓦町の一部を除く、面積一五一二一七〇坪

區劃整理事業分擔

土地區劃整理事業分擔

全地域を六十四地區に分ち內務大臣其の十五地區を執行し、東京市長其五十一地區を執行す。內本所區の分は左の通りである。

內務大臣執行の分

第四九地區　龜澤町一丁目一部、相生町一、二、三、四、五丁目、松坂町一、二丁目、元町、小泉町、藤代町、橫網町一丁目一部、尾上河岸、北竪川河岸一部

東京市長執行の分

第四四地區　中鄉橫川町、松倉町一、二丁目、北新町、荒井町一部、番場町一部、外手町一部、表町、中鄉原庭町、同竹町、小梅業平町、中鄉八軒町、同元町、同瓦町、藥師前河岸、青物河岸、西橫川河岸一部、源森河岸。

第四五地區　柳島橫川町一部、同元町、押上町、中鄉業平町。

第四六地區　綠町一丁目一部、同二丁目一部、南二葉町一部、橫網町二丁目一部、龜澤町一丁目一部、二丁目、石原町一部、外手町一部、荒井町一部、番場町一部、埋堀河岸。

第四七地區　長崎町一部、永倉町一部、綠町三、四、五丁目一部、南、北二葉町一部、三笠町、長岡町、吉岡町、淸水町、橫川町、若宮町、石原町一部、西橫川河岸一部。

第四八地區　錦糸町一部、柳島町、柳島梅森町、太平町一丁目、同二丁目一部、柳島橫川町一部、東橫

川町一部。

第五〇地區　北竪川河岸一部、西横川河岸一部、花町、入江町、長崎町一部、永倉町一部、緑町一、二、四、五丁目一部。

第五一地區　松代町一、二、三丁目、茅場町三丁目、柳原町一、二丁目、錦糸町一部、北竪川河岸一部、東横川河岸一部、松代河岸。

第五二地區　千歳河岸、南竪川河岸一部、西六間堀河岸、北五間堀河岸、東六間堀河岸、林町一丁目、松井町一、二、三丁目、千歳町（深川分十七ヶ町省略）。

第五三地區　菊川町一、二丁目、德右衛門町、林町二、三丁目、菊川河岸、南竪川河岸一部、（深川分ヶ四町省略）。

第五四地區　茅場町一、二丁目、柳原町三丁目、東横川河岸一部、南竪川河岸一部、（深川分七ヶ町省略）

以上記す帝都復興事業は總て大正十二年より十七年度迄に繼續執行を了する計畫で、その費額は

國執行　　三四二、一九二、八〇〇圓

（外に防火地區建築補助）　　二〇、〇〇〇、〇〇〇

地方執行　　三五七、六八三、三七九

内 國庫負擔 一二八、〇八〇、九一七
　 地方負擔 二二九、六〇二、四六二

内東京の分

道路	幹　線（國執行）	路線 五三線	延長 一一八粁	二五七、四五八、四〇〇圓
	補助線（市執行）	路線 一二二線	延長 一三八粁	六〇、八五二、〇〇〇
運河（國執行）		運河 一三線	延長 一五粁	二八、五七〇、〇〇〇
公園	大公園（國執行）	三ヶ所	六一、〇〇〇坪	一一、九〇〇、〇〇〇
	小公園（市執行）	五二ヶ所	四六、六〇〇坪	一〇、〇〇〇、〇〇〇

土地區劃整理

施行區域	國執行	一、八二二、〇〇〇坪	八、七五〇、〇〇〇圓
	市執行	七、四一七、〇〇〇坪	三三、九五一、〇〇〇

區劃整理委員

土地整理については先づ權利の種別及目的土地の所在の申告をなさしめ、次で大正十三年五月土地區劃整理委員の選擧をなしたが、この整理委員は區劃整理前後路線價、整理前土地面積決定、整理前後の土地各筆坪當地價の指數、換地位置、換地面積等を審議する機關である。又都市計畫法第六條に規定せられた補償審査委員は同年八月夫々任命決定した。

さて都市計畫事業及び土地整理は大正十二年度より同十七年度迄の繼續事業として目下執行中に屬し從つて現在の處では前述の事業豫定と施行の方針を記し得らるゝのみでその餘は完成後に讓るの外はない。

左に都市計畫事業の大體方針を記して參考に資する。

一、道路幅員は米法を用ふ。

二、現在の市街區劃は特に整理の必要を認むるものゝ外現狀を維持する。

三、高速度鐵道が通ずる可能性多き箇所は道路の幅員を二十七米以上とすること。

四、電車軌道を通すべき街路は幅員を二十二米以上とすること。

五、舊都市計畫議定路線は可成之を採用すること。

六、舊電車軌道免許線も亦可成之を採用し既に其の用地買收濟のものにつきては特に之を利用する樣留意すること。

七、地下埋設物の移築を少なからしむる樣注意を拂ふこと。

八、現存街路を擴張する場合に於ては原則として左右兩側に擴ぐるの方法を採ること。

九、殘存の永久的建築物中被害少なきものは可成之を避くること。

一〇、二十二米以下の補助路線は喰違ひ又は屈曲を考慮せず、可成現存道路を利用して擴築すると同時に幹線に對し相當系統的に配置すること。

一一、街路の屈折點は出來得る限り之を交叉する街路との交叉箇所を撰ぶこと。

一二、運河、河川に沿ふ街路は倉庫工場等の建築に對し其の利用を有效ならしむる爲め河幅の大小位置の如何により之に相應する樣河川街路間の敷地に對し相當の幅を存せしむること。

一三、二十二米以上の街路の勾配は二十五分の一以下とすること。

一四、二つ以上の街路の交叉は出來る丈け之を避け已を得ざる場合は數線が一點に交らざる樣にし出來得れば小なるアイランド等を設くるの餘地を存せしめ交通整理を容易ならしむる方法を講ずること。

一五、橋梁は可成斜角にならぬ樣其の位置を撰定すること。

一六、大なる下水渠に接する街路を擴張する場合は之を被覆又は改築して可成街路敷地に利用すること、

一七、幹線に沿ふ敷地の奥行は補助線に比し大ならしむること。

一八、幹線に平行する敷地の幅は之に直角なる幅より二倍乃至四倍の程度に大きくなる樣に道路區劃割を設計すること、例へば日本橋通附近のものよりは銀座通附近の如き方式を採用すること。

一九、街路區劃にしろ相當の隅切を爲すこと。

二〇、橋詰に廣場を設くること。（以下省略）

區劃整理設計順序

一、現狀圖作製　　二、議定幹線道路の記入　　三、（略）

區劃整理設計順序

四、整理前後の路線價指數の決定を本部に請求すること、
五、整理前の路線價指數を委員會に附議すること。
六、整理前後の宅地總面積算出減歩率の決定。
七、整理後の各ブロックの減歩率が當該地區のそれと大差なき場合は各ブロックに付きその減少歩合を標準にし各筆の換地を豫定し、次で借地權の區分を現せる豫定圖を作製すること。
前項の歩合に著しき差異ある時は二ブロック以上合併すること。但し整理前後に著しき路線價指數の差異ある場合は減歩率に差異あるを妨げず。
八、豫定圖終了後は整理後路線價指數圖、指數調書、現況圖、豫定圖を作製し整理委員會に提出のこと。
九、豫定圖完成後直に整理前の各筆並に借地權區分毎に評定指數を算出のこと。
一〇、委員會を經て決定せる豫定圖に付き整理後の各筆並に借地權區分毎に評定指數を算定し、別紙樣式により調書を作製すること。
一一、整理前各筆指數調書を委員會に呈出し指數に對する金錢改算率の決定を求む。
一二、補償金總額を豫定し各人配當率調書を整理委員會に附議決定を求む。
一三、物件除却地均等の費用を調査し別紙樣式調書を作製。
一四、假建築物移轉の順序方法及移轉費を調査し別紙樣式の調書を作製。

一五、假建築物移轉。
一六、區町界區域變更案作製。
一七、國有地無償編入及無償交付の調書作製。
一八、區劃整理設計書作製。
一九、整理確定圖作製

町界町名番地整理方針

町界町名番地整理方針

町界町名

一、町割は結合式を原則とし街廓式を斟酌す。
二、町境を道路、河川、運河とする時は其の中心線を境とす。
三、町は可成數丁目構成とし町割はその丁目の連接方向に依り放射式又は環狀式とす。
四、山手住宅町は可成適當の長さを保たしめ一町の大さは地番の混雜せざる範圍內とす。
五、放射式の町は都心に近き方、環狀式の町は都心より向つて左方を起點とす。
六、結合式の町の丁目境は可成中央街路に依ること。
七、八、（省略）

地番

一、六米以下の街路に圍まれたる一廓又は數廓の一團を基準とし之を地番設定線によりて適當に十分し各單位を以て地番とす。

二、(省略)

三、地番の區分は左の如くす。

(10.11…19) (30.31…39) (50.51…59)　(1.2…9) (20.21…29) (40.41…49)

四、街廓番號の起點は町の起點に一致せしむ。(下略)

五、基準街廓内の地番の起點を結合式の町は中央街路又街廓式の内は町の進路の方向に走る主要道路に沿ふ最初の隅角の筆地に置きその進路は右街路に沿ひて進み左又は右に廻轉するものとす。(下略)

之を要するに今次の都市計畫區劃整理は現在では未完のものであつて茲に論評の限りではないが、その規模の雄大且つ精致なのと防火地帶設定等必要なる施設の缺くる處ない設計に依つて見れば完成後の市街の美觀、合理的な街區の組織、災害に對する危險の除却によりて未曾有の盛觀を呈するであらうと想像せられる。そしてこれらの事情によつて促進せらるゝ帝都の發展は必ずや刮目すべきものがあるであらう。

但し新地番の順序は餘り机上論に過ぎて遺憾至極である。

（附　記）

震災感想

前區長　霜島幸次郎

噫、慘絶、噫、悲絶、大正十二年九月一日を想起する毎に、今尚ほ戰慄に堪へない。市街は一夜にして焦土と化し、國技館の階上で四方を眺むれば、東京の平地一帶、燒殘廢址の外目を遮るものがない。東京灣の水も見得れば、火災を免れた越前堀の住友倉庫が目の前にある。直ぐ向ふに見ゆる燈火は、日本橋の三越呉服店燒殘家屋だ。死屍は被服廠跡一面に横はつて足を容るべき餘地も無く、北側安田邸の石塀際は相重なりて、其高さ殆ど塀と等しい。前面の大下水には堆積して道路よりも一段盛り上つて居る。竪川横川源森川の岸は屍體埋まりて流を止め、岸上の空地は數千又數百相擁して燒死して居る。李華の「弔古戰場文」は古今悽慘の極と謂はるるが、其の「屍塡巨港之岸血滿長城之窟」の名句は、此慘狀の一半をも盡し得ない。

或人は此大慘禍を天譴が然らしめたとした、曰く世界大戰以來釀成し瀰漫した市民の物質偏重浮薄輕佻の人情を懲す爲に天は此嚴罰を下したと、自分は必しも斯く信じて居ない。乍併明治以後の新東京が裝つた姑息浮薄の文明と、是れに伴生した人情の推移とが其慘害を大ならしめたとする事に異議が無い。

大正の大地震は、東京では安政の大地震程で無かつたと思ふ。安政地震の潰家は町方丈けで一萬四千三百四十六軒潰土藏千四百四ヶ所と書き上げられた、之れに武家方を加ふれば約二倍に達したと謂ふ。比較的堅牢な筈の薩州長州會津等の大藩邸皆潰倒し、幕府有司の居宅亦悉く大破すとあり、小石川の水戸邸では老中戸田忠太夫、御側御用人學校總奉行藤田誠之進（東湖）が壓死した。大正の大地震で東京の震害は是程大で無かつた事は明かで、自分が當日大震直後青山から丸の内を經て日本橋區を通過し、本所に入り、夕刻江東橋を渡つて小松川迄到つた間で、舊本所區役所脇から江東橋迄は燒跡だつたが、勿論是れは大通りで倒潰家屋が道に横はつた場所は、十指を屈するに足らなかつた。名士が東京で壓死した談も聞か無い。地震の被害は了うとして、火災の被害は大反對だ。安政地震の火災は當時の書上に、本所深川長さ三十一町十間餘幅平均一町四十三間餘とあるが、今回は本所深川を通じて全面積の九割以上に達して居る。

安政地震は十月二日で、大正地震は九月一日だから季節に大差ない、併し前には夜半に起り、後には白晝正午近くに起つた相違は、前は暗夜寢靜まつて居る際の出來事で、地震の被害多く、後は晝間に發生して各戸火氣を藏して居た爲めに、火災が大となつたのだらう。乍併大體に於て新東京市街の構造と、市民の氣風とは、確に舊江戸時代よりも大地震の火災を大ならしめた原因である。

一、新東京の家屋は江戸時代よりも一般に高さを增して居る、各所に官衙學校等の西洋形木造の大建築が現はれた。新にペンキ塗家屋や其二作物が出來た。是は出火に際し火焰を導くもので、今回の火災で風

上より煽はれて來た火焔は先づ是等の木造大建築物か又はペンキ塗りに燃へ付き、それより四方を燒き拂つた例が多い。

二、新東京は水道が普及して井戸を埋めた。消防設備は器械的となり消防署に集中された、其結果町火消は廢された。然に今回の大地震で水道は直ぐ斷絶し、消防器械は用を爲さない、火勢は猛威を逞ふする儘で消火する人が無い。此點では江戸時代の舊態の儘だつた郡部町村が幸運で、是等地域は人家稠密と道幅の狹きとは市部以上だつたが、出火すれば忽ち消して大ならしめず、何處にも火災が起らなかつた。

三、新東京には江戸時代よりも借家住ひが殖へた、又火災保險が普及した是等の事情で市民が火災に遭ふと、之れを消し止むることよりも、早く家財を取纏めて避難するのを利得とする風を誘致した。故に今回の大地震で周章狼狽戸外に飛出た市民は、各所に出火を見て、直ちに出來得る限り家財を纏め、荷車自轉車に滿載し、又は背に負ひ肩に荷ぎ、大路廣場橋上に集まり雜沓混亂を極めた。間もなく火勢は強く迫り、旋風各所に生じて、火は先づ此荷物に燃付いた。玆に至つて單身危難を脫せんとあせつたが、人と物とに妨げられて身動きさへかなはず、其内ちに頭髮を燒き著衣に燃付き、阿鼻叫喚裡に大慘狀を呈したのである。斯る際に機宜の處置を採り大功を奏した美談で、新大橋を守つた巡査が、拔劍して荷物を携へた避難者の橋上に入るを防ぎ、嚴命して河中に投棄せしめた結果、橋上萬餘の人は火焔を浴びながら燒死を免れた。又柳島天神橋では荷車を挽いて橋を渡るを防ひだ爲に、多數の避難者が停滯なく龜

戸に入るを得た。柳島で周圍に空地を存した一棟の長屋では、住民逃路を失して止むなく必死に消防に努めた結果、家と共に全きを得た樣な事もある。

地震學者大森博士は地震に對する水道の豫防施設を夙に高唱して居たが、未だ實行を見ない。官衙學校の如き大建築に、鐵筋コンクリートの耐震耐火的設計を採用することゝなつたのは、後藤市長時代が初めで、未だ一二の外實現されなかつた。超過保險の弊害は、當業者の競爭で容易に除去せられない。以上の如き狀態で、姑息なる文明設備、自利のみに奔つた人情の推移に依つて、是迄舊江戸の狀態其儘だと輕蔑した郡部町村で免れた火災を、獨り東京市民が引受けたのは誠に一大恨事と謂はざるを得ない。

今回の大震火災に當り、舊江戸より改造せられた東京が、大失敗であつたこと前述の通りであるが、其の對災の施設に至つては、舊江戸時代には到底企及し能はざる迅速と完備とを現はした。是は全く明治大帝維新の御偉業に依る、文化的施設の普及と、萬國修交の賜である。

衞戍軍隊の活動　突如地軸を動かした大地震、續て起つた大火災に依り、忽ち全市燒土に化し、死傷十數萬、家族離散、多年蓄積した資産は一夜に燒き盡し、俄かに衣食住を共に失つた市民は、驚愕失神狂亂の極、如何なる慘劇を現出するやも計られざる危機に迫まられてゐて、今尚ほ當時を追想し肌に粟を生ずる感をする。然るに幸ひにも、格別の事なきを得たのは、市内駐屯軍隊の災害當日並に直後に於ける、機敏にして周到を極めた救護的活動の功に歸せざるを得ない。

即ち火災起り炎焰帝都を覆ふや、事の容易ならざるを知つた軍部では、直ちに、市内に於て最も豐富に糧食を貯藏した糧秣廠の倉庫を開き、市内の要所々々に糧食分配所を設けて、被難者に對し乾ぱん罐詰肉等を多量に分配して、先づ其の饑餓を救ふた。又災害發生するや直ちに、大規模の救護班、多數の衞生部隊が罹災場所に派遣せられ、猛火の中より老幼を救ひ出し、傷病者を救療した。是等の衞生機關は災後日を經るに從ひ、益增加し益完備し、傷病者の救治は是に依りて遺憾なく行はれたのである。而して災害の翌日二日には、火災の餘焰尙ほ未だ盛にして電線鐵道不通となり、罹災地の交通全く杜絕し災害の程度廣狹等不明であつたのに、東京附近の航空隊では早朝直ちに飛行を開始し、帝都並に地方の連絡、諸命令の傳達、情報の交換、災地の偵察を行つた。又同日に戒嚴令が東京市及隣接五郡に施行せられて、之が爲に人心の不安動搖が鎭靜し、其他工兵隊に依りて、燒殘物の跡片付けや、橋梁の假設鐵道線路の修理等最も迅速機敏に進行し、更らに全國各方面より罹災地に輻湊する糧食其他の救護品を陸海軍協力して配給に任じ市内各所の配給所には、是等の糧食救護品が山積するに至つた。是に依りて罹災民は、何よりも先きに衣食缺乏の憂なきことに安堵したのは、災後人心安定に最も効果があつた次第である。如斯軍隊の活動に依りて救はれた市民は、是まで兵營が廣大なる地域を占めて、市街に介在しては其所の繁榮を妨ぐるとか、練兵場が市の隣接の人家稠密な場所に在つては、黃塵を飛散して困却するとかの苦情甚だ高かつたが、今囘の實驗に依つて、始めて大都市には軍隊の駐屯することが、極めて必要なる所以を痛感するに至つた。

恤救品の豐富　今回の大災害に當つて、國内は勿論廣く海外諸國より集まつた恤救品の豐富だつた事に依りて、罹災民が應急的の衣食住に困難が無つた事は、さすがに文明と開國との恩惠であつて、是は舊江戸市民の受くることが出來ない幸福だらう。是までの歴史では、天災事變の場合には必らず「餓莩道に横はる」とあつたのが、今回のやうな未曾有の大災害でも、罹災民に此禍が無つた事は「文明に飢饉なし」の言葉が實證せられて誠に嬉しかつたのである。

本所區罹災民の公共的自治心と自制　自分は嘗て歐州大戰中獨逸の地方自治團體が、國家の命令に依り國民の食料を管理したと謂ふ事を聞き、如斯難事業が如何にして圓滑に地方自治團體の手に依りて行はれたるやを疑ふ位に、獨逸國民の自制心と、彼國の自治團體の能力とを賞歎したものであるが、災害直後に於て、本所區の罹災民が、熱烈なる公共的自治心を發揮し、一般に自制心に富みたることに依りて、衣食等の救護品の配給が周到に圓滑に行はれたのを見て、日本に於ても有事の場合には獨逸に劣らざる事業を成就し得べきことを確信した。

災害後本所區内に歸還した罹災民には、約一ケ月餘にわたり、食料の殆んど全部を區役所で配給した。其他多量の衣類寢具、日用品が各方面より寄贈せらるるや、直ちに之を分配した。而して之を受くる罹災民は、其の多き時には十數萬人に達した程である。如何に救護品が豐富でも、之が分配の正確と迅速とを得なければ、罹災民は其恩惠に浴して饑寒を凌ぐことが出來ない。又如何に當局者が分配の公平を期して

も、四方より到着する各種の物資は、正確に罹災民の數に割當てられたものでなく、單に綿入着物三萬枚布團一萬枚と云ふ如く送付せられ、其他各種雜多の諸品を取り集め、幾度かにわたり員數不同に輻湊したものを、其都度配給するのだから、必しも緩急に應じ公正適切の分配は不可能であつた。而もそれが比較的速に罹災民の手に渡り、是等配給期間數十日間の永きを經て、平靜圓滑に行はれたのは、各町會の役員在鄕軍人團、青年團等が公共的自治心を充分に發揮して、區役所員の配給事務を協力應援した事と、罹災民も亦た能く是等配給事務の性質を諒解し、各自々制して不平を訴へなかつた美績に歸せざるを得ない。

國技館の功績　災害對應施設に當り、國技館の功績は誠に偉大であつて、本所區民は永く之れを記念すべきことと思ふ。震火災前の國技館は現存の構造通りであつたから、火災に依り大破したが、燒殘建物として當時の場合、救護事務所として一時假用するに恰好のものであつた。故に本所關係の對災施設事務は、災害直後は一切茲で取扱はるる觀を呈してゐたのである。誰も目に付く兩國橋際にある彼の廣大な建物だから、毎日四方より回送せられた救護の諸物資が、山の如く輻輳しても彼の廣き平土間に何の苦もなく收納し得て雨露も防げた。其外に、區役所假事務所、憲兵詰所、他府縣來援の警察官、消防組青年團等の宿泊所、衛生部員の臨時救療所等が一切平土間又は二階三階に集まり、相互に連絡を保ちて機敏な活動が出來た。其他孤兒迷兒も尋ねて來れば、宿泊所に窮した行人も一夜を明かした。殊に災害直後、地方巡業から歸つた力士、千葉ヶ崎一行が數日間にわたり救護に協力奮闘した働き振りは、誠に目覺しきものであつ

た。彼等は其の強力で毎日到着する米俵、漬物樽を手鞠の如く輕く館内に運び込み、其大い掌で結ぶ握り飯一個は、優に一人食に餘りありで、一握りする毎に群集の求食者に分與し、やゝもすれば多數先後を競ひ無節制に陷らんとする時に、其の偉大な體格と聲量とで制止すれば、容易に威壓せられて鎭靜するなど斯の如き場合に斯の如き仕事は實に彼等獨特の技なることを示した。之を要するに本所區の罹災民は、若し國技館が無かつたなら、災害直後彼の如き行き屆いた救濟を受くること、到底不可能であつたらう。

大詔煥發　災害直後の諸施設は前述の通り善く行屆き、是に依りて一般罹災民は應急的に救はれたが、困憊の極、失望落膽の淵に沈んだ罹災民が、奮然復興の勇猛心を興起したのは、九月十二日に煥發せられた御詔勅に感激した結果である。即ち罹災市民は、國家の諸施設と内外國民の同情とに依りて、有形的に救はれ、優渥なる御詔勅に依りて精神的に蘇生した次第である。

御詔勅の後半に曰く

抑モ東京ハ、帝國ノ首都ニシテ、政治經濟ノ樞軸トナリ、國民文化ノ源泉トナリテ、民衆一般ノ瞻仰スル所ナリ、一朝不慮ノ災害ニ罹リテ、今ヤ其ノ舊形ヲ留メスト雖、依然トシテ我國都タルノ地位ヲ失ハス、是ヲ以テ其ノ善後策ハ、獨リ舊態ヲ回復スルニ止マラス、進ンテ將來ノ發展ヲ圖リ、以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラス、惟フニ我忠良ナル國民ハ、義勇奉公、朕ト共ニ其ノ憂ニ頼ランコトヲ切望スヘシ、之ヲ慮リテ、朕ハ宰臣ニ命シ、速ニ特殊ノ機關ヲ設定シテ、帝都復興ノ事ヲ審議調査セシメ、其ノ成案

ハ、或ハ之ヲ至高顧問ノ府ニ諮ヒ、或ハ之ヲ立法ノ府ニ諜リ、籌畫經營、萬遺算ナキヲ期セムトス。

左朝有司能ク朕カ心ヲ心トシ、速ニ災民ノ救護ニ從事シ、嚴ニ流言ヲ禁遏シ、民心ヲ安定シ一般國民亦能ク政府ノ施設ヲ翼ケテ、奉公ノ誠悃ヲ致シ、以テ興國ノ基ヲ固ムヘシ、朕前古無比ノ天殃ニ際會シ、卹民ノ心愈切ニ、寢食爲ニ安カラス、爾臣民其レ克ク朕カ心ヲ體セヨ。

災害に依りて東京市の大部分が焦土と化し、死傷十數萬人至る所に横はるの慘狀を現出するや、流言蜚語が盛に行はれた。曰く、「東京ノ如キ地震地帶ニ皇居ノアルハ誠ニ恐レ多イ、宜シク遷都ノ計ヲ爲スベシ」と、又或る人々は熱心に主張した、曰く「東京市ノ復興ニハ本所深川ヲ除外スルヲ相當トスル」と、斯の如き流言蜚語は、災害に依りて最も傷手を蒙つた本所區民の爲に、最も悲痛なる呪詛であつた。之れ無くてさへ、本所區民は其市街が復舊することを危んでゐたのである。然るに此忌はしき風說が、日に増して行はるゝやうになつたから、本所區民の悲觀は其極に達してしまつた。老いたる地主中には、德川幕府崩壞直後に、諸侯御家人の邸宅が取り拂はれて、其跡に金魚池や、蔬菜園が現れた變遷も覺へてゐて、窃に其の土地の處分方を考へる者もあつた。災害前には數千人の從業者を使用してゐた大工場主中にも、工場の復興を斷念して閑居する計を爲さんとした者も澤山見受けた。其際に此優渥な大詔が煥發せられ、其後漸次に復興計畫が立てられ、復興院が設立せられ、復興審議會委員が任命せられ、帝都の舊態一新の大規模な復興設計が確立する氣運となつたから、罹災民の生氣が頓に發し、何れも勇躍して再擧の事業に蹶起するに至つたのである。

本所區史附錄

文政十一年町方書上

目錄

本所藤代町

一、御城より寅卯之方に當り凡貳拾五間程

一、右町起立之儀は拜領主藤左衛門祖ミ父藤左衛門儀享保年中生國紀州より御當地に罷出糀町隼町に而伊勢屋藤左衛門と申罷在候處伊奈半左衛門樣御支配西葛西領猿江村之內龜戶分先年御貯御村木藏跡地惣坪數五萬五千貳百八拾坪之內入堀之分貳萬五千坪余有之候處享保七寅年松平專助樣御見分之節御鷹場にも可相成入堀之方埋立畑に開發可被仰付旨龜戶村百姓に御尋之處急ミ埋立候儀に候はゞ御金可被下旨自分入用に而埋立候儀は難儀之旨申上候由然所右藤左衛門儀自分入用を以畑開發可致間右地面不殘被下置候はゞ翌卯年より巳年迄三ヶ年相除午年より所並御年貢上納可仕旨伊奈半左衛門樣に奉願候處同年願之通被仰付則藤左衛門自分入用を以其年埋立畑に開發仕御年貢上納仕御鷹場に相成享保十一午年右御同人樣へ御檢地被遊尤藤左衛門苗字毛利と申候に付則毛利新田と相唱藤左衛門住居仕罷在候處右新田地不殘御村木藏御用地に被召上候に付代地見立可相願旨被仰渡候間則元祖藤左衛門儀伊奈半左衛門樣御役所に御願申上兩國橋東廣小路之北大川端御石置場之內百五拾貳坪桐油御用達中川屋長兵衛合羽干場拜借地四百四拾八坪都合六百坪之處享保十九寅年十月四日爲代地拜領仕候に付町屋相建藤左衛門に被下置候代地に付則町名本所藤代町と相唱申候尤右拜領町屋敷之儀は惣間數田舍間貳拾六間四尺九寸有之右之內中程に而間口拾間之所甥四郎左衛門と申者に相讓り南角間口拾間四尺九寸之所元文四未年二月中藤左衛門養子市之丞事藤左衛門と名改爲仕相讓り右藤左衛門儀は東住と名改北之方殘り間口六間之所々持仕罷在候處同人儀緣有之生國ゟ連參候利右衛門と申者に右六間之處相讓り候處右利右衛門ゟ同人孫鐵三郎に相讓り右鐵三郎ゟ甥伊兵衛悴伊三郎に相讓候處病死仕候に付同人父右伊兵衛讓り請是又病死仕候間同人孫秀三郎儀伊兵衛と改名讓請只今以三人に而所持仕銘々□□所持いたし罷在候

但御公役人足之儀は賃銀を以上納可仕旨に而享保十九寅年中ゟ拜領地之儀に付小間貳拾間に壹人役此賃銀人足壹人銀貳匁づゝ壹ヶ年十五遍勤之積に而年々上納仕候

一、町內間數　南北に表田舍間貳拾六間四尺九寸　裏巾同貳拾四間四尺二寸　東西に裏行南之方田舍間貳拾五間三尺北之方同拾九間三尺　此坪數六百坪但片側町

一、隣　町　〔東之方〕南本所元町御用屋敷　藤堂和泉守樣御下屋敷　〔西之方〕大川向御上り場　〔南之方〕入堀向兩國東廣小路　〔北之方〕黑田豐前守樣御下屋敷

一、町內里俗兩國駒留橋と相唱申候

一、町內惣家數　三拾三軒　內　地主三軒但貳軒他住居　家守三軒　地借拾貳軒　店借拾七軒

一、自身番屋　壹ヶ所　間口七尺奥行四間　此坪數四坪六合六夕六才六糸

右番屋建始御願濟之儀は元文元辰年十月十八日被仰付候

一、南角表田舍間拾間四尺九寸　裏幅同八間二尺　裏行同南之方貳拾五間三尺　北之方貳拾四間四尺　此坪數貳百三拾九坪餘

町御奉行御支配
町人無役

拜領主當時住居　藤居　藤　左　衛　門

右は藤左衛門儀代々所持仕罷在候町屋敷に御座候

一、南角より二軒目　表田舍間拾間　裏幅同斷　裏行同　南之方貳拾四間四尺　北之方　貳拾壹間壹尺　此坪數貳百三拾五坪餘

淺草五町家持　藤左衛門拜領町屋敷之内讓り請主　四郎左衛門

右は藤左衛門儀明之絲を以享保十九亥年十月中大岡越前守樣御番所へ奉願右四郎左衛門へ相讓り同人儀代々所持仕罷在候町屋敷に御座候

一、南角より三軒目　表田舍間六間　裏幅同六間貳尺貳寸　裏行同南之方貳拾壹間北之方拾九間三尺　此坪數貳拾五坪餘

瀨戸物町平吉店　藤左衛門拜領町屋敷之内讓り請主　伊兵衛

右は寛延元辰年八月中右藤左衛門事東住方利右衛門と申者へ相讓り安永五申年十月中同人孫鐵三郎へ相讓り右鐵三郎方寛政六寅年閏十一月中悴伊兵衛悴伊三郎へ相讓り候處同九巳年四月中病死仕候に付同人父伊兵衛讓り請是又文化十一戌年正月病死致候間孫秀三郎事伊兵衛と改名仕讓り請所持仕罷在候町屋敷に御座候

一、大川之儀は町内西之方地先を流れ北之方黒田豐前守樣御下屋敷前方南之方南圓橋之方へ相流れ申候

一、入堀之儀は大川横堀に而町内南之方地先を相流れ東之方南本所元町脇より西之方大川へ相流れ申候

右入堀入口四間中に而貳間夫方次第に堀幅狭く有之候

一、駒留橋

右は入堀に掛渡有之飯板橋に而貳間半幅三間新規掛渡年月等は相知不申候得共文化五辰年十一月幷文政八酉年十一月中町方御勘定方御掛りに而御掛替御普請御座候其以前御掛替年月書留等之儀は寛政二戌年正月廿二日出火類燒之節燒失仕候に付相知れ不申候駒留橋と相唱候儀は是又相分り不申候

一、稻荷社　壹ヶ所　間口四尺五寸奥行壹間　神躰木像　丈ケ五寸程

右は正一位稻荷と唱拜領主藤左衛門地面内大川畔に祭置申候

一、同　壹ヶ所　間口壹間奥行壹間　神躰木像　丈ケ八寸程

右は藤代稻荷と唱伊兵衛地面内に祭置申候

右貳ヶ所共藤左衛門右町屋敷拜領仕候節方祭置申候尤神躰作人等相分り不申候

一、　拜領地主　(朱書)毛利　藤左衛門

右由緒之儀は委細當町起立廉々申上候通に而先祖藤左衛門儀毛利新田に罷在候節御作恐　有德院殿樣　御鷹狩之度に御腰掛に相成候節藤左衛門儀半天を着し鍬をかつぎ御前庭之方へ罷出御側方藤左衛門と御尋懸り候に付御平伏御目見仕候儀に御座候尤御腰掛に相成候場所之儀者御村木藏内表御門方東之方に而御殿地に唱當時藤森稻荷社御座候地所に御座候且又享保十九寅年當所替地に拜領仕同貳十卯年九月大川筋　御成之御當宅　御腰掛にも可相成哉之御沙汰に付兼而長入作七種之内はや船と申茶碗之形を摸し左入に燒かせ置候處同月廿六日　御腰掛に相成候に付其節御坊主衆原川元淸殿を以右御茶碗に而御茶を差上候由申傳今以御茶碗所持仕罷在候但委細書留等之儀は四十三年以前天明六午年七月中洪水之節水腐仕無御座候

一、時疫除將藥

右は先祖藤左衛門儀毛利新田に住居仕罷在候節右に申上候處乍恐
有德院殿樣　御鷹狩之度々　御腰掛に相成候節　御直傳奉受候
に付代々相續人藤左衛門右御傳法を奉請右御藥毎年五月四日夜相
製し諸人へ相施し申候尤當藤左衛門迄四代相續仕罷在候右御藥御
傳法御書付之儀は　御腰掛に相成候節乍恐　御鼻紙に　御眞筆に
而御藥法御製方共御認め四月朔日　吉宗　藤左衛門に之御璽附被
下置右は書寫たり共決而爲見申間敷旨蒙仰候由申傳に付急度相守
只今以大切に所持仕罷在候尤御家督讓請候節右　御璽附之儀も代
々讓請申候

一、先祖藤左衛門儀新田に住居仕罷在候節　御由緒有之享保十四酉
年中御公儀樣ゟ象一疋御預申上一之橋際大川畔御石置場へ假小屋
補理黃金を看板に致シ諸人ニ爲見尤御當地ニ而ハ象見候者無之黃
金見候者モ稀ニ付右躰黃金ヲ看板ニ致爲見候儀ニ御座候尤其節御
黑鍬方御役に而小屋に日夜御付被成候由其後右之象御公儀樣へ返
上候旨申傳に御座候右象寸尺左之通　但貳歲之由
　丈ケ足ゟ脊迄六尺五寸　頭ゟ尾之際迄七尺　頭橫壹尺六寸五
分　鼻長サ三尺六寸程　鼻穴先に有之　牙長壹尺四寸程　廻
り五寸五分程　前足ひぢ際に而三尺　廻り貳尺七寸五分　後
足廻り貳尺七寸　尾長さ貳尺八寸五分　喰物之儀は鼻之先へ
請卷込給候由

一、郡領名

右は葛飾郡之内西葛西領に御座候
右之通取調此段申上候此外御箇條之廉々當町内には無御座候

文政十一子年十月

本所藤代町
名主　助左衛門印

本所尾上町

一、御城ゟ寅卯之間大手ゟ凡貳拾貳町程

一、町内起立之儀元本所之内大川端明地に有之候處元祿七甲戌年七
月十九日大西定林橋本甚三郎中尾道休三人に拜領被仰付初而町屋
に相成東之方一ッ目に相生町有之候に付尾上町と銘目付申度段町
御奉行能瀨出雲守樣川口攝津守樣本所御奉行多賀又四郎樣藤堂庄
兵衛樣へ御願濟之上尾上町と唱來申候其後元祿十丑年十月町内申
程入堀之場所御埋立に相成佐野道休拜領地に相渡り寶永元申年八
月北之方明地之處御村木方手代六人へ拜領地に相渡り享保十九寅
年十一月南之方本所橋之古木置場之處新規町屋に相成巳上三ヶ所
之地面町内へ相加り候に付當時之姿に相成申候

一、町内間數　南北に表間口田舍間八拾五間五尺　裏幅同八拾四間
四尺　東西に南裏行同拾六間　北裏行四間五尺四分　總坪數八百
三拾五坪五勺　但片側町屋に而裏行不同御座候

一、隣　町　〔東之方〕南本所元町　〔西之方〕御石置場ゟ大川　〔南
之方〕大川ゟ竪川へ入口　〔北之方〕兩國橋東廣小路

一、町内里俗東兩國と唱候

一、町内總家數　卄九軒　内　地主壹軒但御用達町人に而御納戸方
御支配に付町内人別相除申候　家主五軒　地借七軒　店借拾六軒

一、自身番屋　壹ヶ所

右は南本所元町之内に有之元祿年中右町内ゟ初而本所御奉行所梶
川與惣兵衛樣松平傳兵衛樣へ奉願當時自身番屋北之方往還角へ壹
間に貳間に補理候處破損仕有之不勝手に付享保十一午年四月中町
御奉行諏訪美濃守樣へ九尺四方に新規建直し申度奉願候處同月廿

七日御内寄合に而願之通被仰付候然所翌未年中出火之節類燒いたし候に付其後元町長屋之内店並に而間口貳間奥行五間に仕表入口駒寄付補理其北ゟ町内申合南町組合町役相勤來候趣申傳候且又文政四巳年中元町ゟ御願申上家根に半鐘掛置申候

一、商番屋　一ヶ所　間口貳間　奥行九尺但三方折廻し出幅三尺之
　庇木板庇付　此建坪　三坪

右は町内中程に有之起立之頃より相建候儀に而願濟年月等相知不申候

御村木御奉行
小野半彌
朝比奈金兵衛支配
羽田半藏　　宮道傳藏

町内北角

一、表間口田舍間拾壹間
　裏行四間五尺餘
　此坪數五拾三坪五合五勺

江間条右衛門
廣瀨三右衛門
金田權兵衛
中村熊太郎
鵜澤新太郎

右拜領町屋敷之儀は御村木藏手代鵜澤七郎左衛門廣瀨三右衛門高山源左衛門江間直助岡野市左衛門皆川惣十郎右六人濱町拜領屋敷有之候處牧野備後守樣へ御成に付御道筋廣り申候に付切地に罷成足地に被仰付寶永元申年八月當所明地之處致拜領尤御役屋敷之義に御座候間役人替り次第跡役之もの段々拜領仕當時右六人に而所持仕候

北角ゟ貳軒目

一、表間口田舍間拾八間
　裏行拾壹間六寸六分此坪數貳百坪

右拜領町屋敷之儀は元祿七戌年七月十九日明地之所先代大西定林致拜領當時右五郎左衛門所持仕候

御數寄屋頭
鹿兒島立意
高田三節支配
鈴木林碩　　御釜師
大西五郎左衛門

同續三軒目

一、表間口田舍間七間
　裏幅　八間壹尺
　裏行　拾三間壹尺壹寸
　此坪數百坪

御用願屋御坊主
濱名友榮

右拜領町屋敷之儀は元祿十丑年十月入堀船付に而御座候所白山御殿御坊主佐野道休拜領地に御願申上候得は御公儀御入用に而右入堀を御埋立に相成道休芝金杉拜領地御用地に被召上右爲代地當所百坪之處拜領仕候處悴六兵衛代享保六巳年十一月七日濱名友伴大阪町拜領屋敷と引替地願之通被仰付當時右友榮所持仕候

御納戸頭
村垣左太夫
若村市左衛門支配
御納戸方御呉服師
橋本甚太郎

同續中程

一、表間口田舍間廿六間三尺
　裏行　七間三尺貳寸四分
　此坪數貳百坪

右拜領町屋敷之儀は元祿七戌年七月十九日明地之處致拜領當時右甚太郎所持仕候

右拜領地地尻西之方御石置場之内

一、長　北ゟ南迄廿壹間三尺
　橫　西ゟ東江貳間五尺

右同人拜借地

此坪數六拾坪餘　但家作不相成地所

右地所之儀は安永二巳年中御石置場之内に而橋本重三郎ゟ拜借地に仕度段相願候處願之通被仰付翌午年三月十八日御普請於御改役宮崎段七郎殿同添下役同地割棟梁御材木石御奉行御支配出役元方御納戸方西御丸方共御立會に而右地所御引渡有之尤家作は不相成趣被仰渡候

右拜借地續北之方御石置場之内

一、南之方西ゟ東へ貳間五尺
北之方西ゟ東へ三間貳尺餘　右同人拜借地
南ゟ北へ四間四尺
此坪數十四坪餘　但家作不相成地所

右地所之儀は御石置場之内稻荷社地に有之候處橋本甚太郎拜借地に相願願之通被仰付文政九戌年十一月廿九日地所御引渡有之候

南本所尾上町拜領町屋敷裏御石置場之内稻荷社御座候處稻荷圍込拾四坪餘拜借被仰付候に付被遊御渡四方間數御繪圖之西御定杭之通相違無御座奉受取候勿論稻荷社之儀は御材木藏持に相心得右地所拜借中は社頭玉垣等私方に而修復仕尤家作は難相成北之方友榮殿拜領町屋敷境目之儀は少々明置稻荷社へ引附圍仕置候樣被仰渡奉畏候爲後日仍如件

御本丸
西丸御納戸
呉服師　橋本甚太郎印

文政九戌年十一月廿九日

御普請方改役勤方
中島八郎殿

御普請方
近藤謙吉殿

前書御繪圖面之通拜領地境目立合候所被遊御改候通相違無御座候爲後日仍如件

橋本甚太郎印

前書御繪圖面之通町屋境目立合候處被遊御改候通相違無御座候爲後日仍如件

本所尾上町
名主　長兵衛印

右之通中島八郎殿近藤謙吉殿御材木藏手代元〆同手代同心御本丸御納戸同心衆御立合書面之通立合印形仕地所御引渡有之候

御數寄屋頭
鹿兒島立意
高田三節支配
鈴木林碩

町內南角ゟ貳軒目

一、表間口田舍間拾八間
裏行拾壹間六寸六分
此坪數　貳百坪

御數寄屋方御表具師
中尾半九郎

右拜領町屋敷之儀は元祿七戌年七月十九日明地之所先祖道休致拜領候節は町內北之方に有之候所兩國御橋古來之場所え掛直り候に付御橋際明地に成候に付南之方當場所へ引移當時半九郎所持仕候

町內南角

本所方附
御用屋敷
本所道役

一、表間口田舍間五間貳尺

清水八郎兵衛

裏幅　七間　　　　　　　　　　　　御預り
裏行　南之方拾六間　北之方拾八間壹尺五寸　家城善兵衛
　此坪數八拾壹坪五合

右地所之義は古來兩國橋假橋之橋臺跡に而明地之處享保九辰年十一月廿七日諏訪美濃守樣御番所に而本所御橋々之古木置場に被仰付其後享保十九寅年十一月十八日大岡越前守樣御内寄合之節本所方より御伺之上家作地に被仰付上納屋敷に相成町内に罷在候小左衛門と申者借地仕町並に家作仕右地續西川表之方兩國役船會所先年より有之候處元文三年年中右會所兩國廣小路へ場所替被仰付跡明地に罷成候に付右跡小左衛門拜借添地に被仰付其後天明五巳年十二月廿日曲淵甲斐守樣御番所に而本所道役淸水八郎兵衛家城善兵衛へ願之通御預に相成申候

一、大川

右は町内西之方に有之北ゟ南に流川幅壹町半程有之候

一、竪川

右は町内南之方に有之右大川ゟ東に流入候幅貳拾間萬治二亥年本所奉行德山五兵衛樣山崎四郞左衛門樣御懸りに而堀割に相成申候

一、兩國橋　長九拾四間　幅四間　板橋

右は町内北之方に有之御入用に而御普請有之寛文元丑年中御普請御奉行柴山權左衛門樣坪内藤右衛門樣御懸に而初而出來仕其後度々御普請有之幅田舍間四間長九拾四間當時町御奉行御掛りに御座候兩國橋と唱候は本所之儀古來下總國之由川西之方武藏國に有之候故兩國と唱候由申傳に御座候尤御橋之儀は東西廣小路之内御橋番所有之受負人有之御橋に付御役等相勤私並南本所元町名主友太郞支配仕異變其外共月代りに相勤申候

一、物揚場　壹箇所　長三間四尺　岸岐石四段

右は町内南之方竪川通りに有之東向側南本所元町兩町之物揚場に仕度元祿九子年中兩國御橋當所に有之候所同年御橋場所引け候節元町尾上町ゟ本所御奉行所に御願申上御橋臺之殘り石被下置兩町之入用を以物揚場岸岐石積に致申候

右物揚場之儀は竪川通　御成之節寛政元酉年七月中　御上り場に相成申候右以前之儀は難相分其後も度々御上り場に相成申候

一、堀跡

右は町内濱名友榮拜領町屋敷之地所元入堀船付に有之候處元祿十丑年佐野道林拜領地に相成候節御願申上候得は御公儀樣御入用に而右堀埋立百坪同人に拜領被仰付其後濱名友伴拜領地引替地に相成當時濱名友榮拜領町屋敷に相成罷在候

一、町内裏通り大川岸御石置場地先築立地之義は天明五巳年四月中曲淵甲斐守樣御勤役之節南之方竪川口ゟ北之方兩國橋廣小路界迄御埋立地に相成御石置場七百五拾五坪五合之地所は御普請御奉行より町方に御引渡に相成同年十一月中本所道役淸水八郞兵衛家城善兵衛兩人地代上納引受被仰付家作地に相成右築立地之場所御石置場引替地に相渡り申候然ル所寛政元酉年十月ゟ翌戌年四月迄町御奉行初鹿野河内守樣御勘定御奉行久世丹後守樣御懸に而三俣埋立地並尾上町裏埋立地橋場之洲三ヶ所御浚有之當所埋立地御取拂に相成往古之通に相成申候依之右地所家作御取拂に成同年六月朔日元御石置場之所町方より御普請御奉行へ御引渡に相成御村木石御奉行に相渡如元御石置場に相成候

一、公役銀之儀は享保八卯年三月中ゟ上納仕來申候　但本所道役兩人御預り地面之義は御用地に付上役銀上納不仕候

一、稲荷社　壹ヶ所
右は橋本甚太郎拝借地内に有之尤御村木方持に御座候間町内に而は書出不申候
一、名主之儀は元祿七戌年中町内初而町屋に相成候節私先祖長兵衛儀支配に相成其後度々相替當時私支配仕罷在候
一、郡領名
右は葛飾郡西葛西領と唱申候
右之通取調此段申上候尤右之外御尋條之廉々當町内には無御座候
以上

文政十一子年九月　本所尾上町
名主　長兵衛印

本所相生町一丁目

一、御城より寅卯之方間に當り凡貳拾三町程
一、町内起立之儀元明き地之處元祿二巳年正月より追々拝領地に相渡り町屋に相成申候町名之儀は祝詞候而相生町と相名付候由申傳候其後享保七寅年十二月ゟ公役銀上納仕候尤小間貳拾間に付壹人役壹ヶ年拾五遍勤之積に而年々上納仕候但拝領地之儀に付沽券地半減之積に而上納仕候
一、町内間數　東西に表間口京間八拾六間貳尺　裏幅同八拾六間五尺　南北に裏行同貳拾間　總坪數千七百三拾坪七合六勺九才余
但片側町屋に而間數裏表不同有之候
一、隣町　〔東之方〕本所相生町貳丁目　〔西之方〕南本所元町
〔南之方〕竪川向本所辨天門前　同所松黒屋敷　〔北之方〕西へ寄南本所大德院前　〔中程〕鈴木甚内組御天守番松本次郎右衛門様　御勘定出役和田忠次郎様　東本所松坂町壹丁目
一、町内里俗一つ目と唱へ候右は西之方に橋有之竪川入口に掛け有之候故一ノ橋と唱又は一ツ目之橋共唱候に付右橋前後町々を古來ゟ一ツ目と唱來何年以前より唱來候哉起立相知不申候
一、町内惣家數百廿四軒　内　家主拾軒　地借四拾四軒　店借七拾軒
一、自身番屋　壹ヶ所　間口貳間半　奥行三間半　建坪八坪七合五勺
右は町内西之方一ノ橋通ニ有之何年以前建初候哉起立年月等相知不申候文政六未年七月御願申上修復仕候
一、同續髪結床番屋　一ヶ所　間口貳間半　奥行壹間半　建坪三坪七合五勺
右は寶曆十三未年七月十八日町御奉行依田豐前守様御内寄合に而新規に願之通被仰付候
一、同續南之方橋番屋　壹ヶ所　間口壹間半　奥行壹間半　建坪貳坪貳合五勺
右は明和七寅年正月廿七日御奉行牧野大隅守様御内寄合に而新規に願之通被仰付候
一、町内東之方木戸番屋　壹ヶ所　間口壹間半　奥行三間半　建坪五坪貳合五勺
右は町内河岸地東南に有之何年以前相建候哉起立年月等相知不申文化九戌年五月中御願申上修復仕候
町内西角
一、表間口京間拾貳間半　裏行同貳拾間　此坪貳百五拾坪

御本丸
御同朋頭　池田新阿彌　半田丹阿彌　萩原林阿彌　支配
表御坊主　青野傳齋
右拜領町屋敷之儀は村塚宗與上り屋敷先祖青野傳養元祿二巳年十一月致拜領當時右傳齋所持仕候

一、同貳軒目
表間口京間拾間　裏行同貳拾間　此坪數貳百坪
御本丸
御同朋頭　池田新阿彌　半田丹阿彌　萩原林阿彌　支配
表坊主　湯川一雲
右拜領町屋敷之儀は元祿二巳年正月明地之處秋元圖嘉先祖宗覺拜領致候處文化二丑年閏八月十八日湯島天神下同朋町に有之候右一雲拜領町屋と相對替願之通被仰付地所御引渡有之候

一、同三軒目
表間口京間拾間　裏行同貳拾間　此坪數貳百坪
御若年寄御支配御鍼醫師
御廣鋪御用相勤　栗本杉菴
右拜領町屋敷之儀は元祿十丑年八月里見休三上り屋敷先祖杉筒拜領當時右杉菴所持仕候

一、同四軒目
表間口京間七間半　裏行同貳拾間　此坪數百五拾坪
御小普請組久勢伊勢守組
元父御同朋　大橋左馬太郎
右拜領町屋敷之儀は伊藤宗朴上り屋敷元祿七戌年九月致拜領當時右左馬太郎所持仕候

一、同五軒目
表間口京間八間　裏行同貳拾間　此坪數百六拾坪
御若年寄御支配
表御番外科　鹿倉以仙
右拜領町屋敷之儀は間嶋安清上り屋敷寶永七寅年六月先祖意仙致拜領當時以仙所持仕候

一、同町東角より五軒目
表間口京間七間　裏行同貳拾間　此坪數百四拾坪
御小普請渡邊甲斐守支配
御醫師　成田活元
右拜領町屋敷之儀は間嶋安清上り屋敷寶永七寅年六月先祖宗菴致拜領當時右活元所持仕候

一、同四軒目
表間口京間七間半　奥行同貳拾間　此坪數百五拾坪
御若年寄御支配
御同朋頭　池田新阿彌
右拜領町屋敷之儀は芝新馬場拜領屋敷代地に元祿四未年三月明地之處先祖新阿彌致拜領當時右新阿彌所持仕候

一、同三軒目
表間口京間七間半　裏行同貳拾間　此坪數百五拾坪
御同朋頭　池田新阿彌　半田丹阿彌　萩原林阿彌　支配
表坊主　佐野宗勺
右拜領町屋敷之儀は元祿四未年三月芝西應寺町之内拜領屋敷代地

に明地處先祖三宅拜領致當時右宗匂所持仕候

一、同二軒目
表間口拾間　裏行同貳拾間　此坪數貳百坪
御小普請佐野豐前守支配
勘定出役　柴田岩三郎

右拜領町屋敷之儀は元祿四未年杉浦金十郎拜領仕罷在候處其後上り屋敷に相成正德三巳年閏四月先代柴田新八郎致拜領當時右岩三郎所持仕候

一、同町東角
表間口京間六間貳尺　表幅同六間五尺　裏行同貳拾間　此坪數百三十坪七合六勺九才余
御同朋頭　池田新阿彌
半田丹阿彌支配
萩原林阿彌
表坊主　水谷最碩

右拜領町屋敷之儀は長坂淸有上り屋敷寶永四戌年十二月先祖齋碩拜領致當時右最碩所持仕候

一、竪川

右は町内南之方に有之西より東江流幅貳拾間有之萬治二亥年中本所御奉行德山五兵衞樣山崎四郎左衞門樣御掛りに而堀割出來候由申傳候

一、一ノ橋　長拾貳間　幅三間

右は町内竝西之方南本所元町兩町より南之方本所辨天門前へ渡り候橋ニ而萬治二亥年中本所御奉行德山五兵衞樣御勤役之節出來仕候由承り傳申候其後享保四亥年中本所御奉行樣御差止ニ相成町奉行御支配ニ相成度々御普請有之文政八酉年七月中町方御勘定方御懸りニ而御普請有之橋臺手摺同所道造之儀は町内竝南本所元町向側本所辨天門前三ケ所入用ニ而修復仕來候右を一ノ橋と唱候儀は竪川入口取付ニ掛渡し有之候故一ノ橋と唱又は一ツ目之橋共唱來候儀に有之旨申傳ニ御座候

一、竪川通河岸地　間口田舍間八拾五間三尺七寸五分　河岸行同八間　此坪數六百八拾五坪

右河岸地川幅之儀は先年川幅貳拾壹間川岸行七間半之所不同之場所有之候ニ付享保十五戌年正月廿七日大岡越前守樣御番所御内寄合へ竪川兩側町々名主月行事被召出以來川幅貳拾間川岸行八間道幅五間ニ仕川岸は關板柵等仕堀上ケ可申尤同六月迄堀上ケ候樣被仰渡同二月三日傍示杭御打御改有之候但川岸地之儀は銘々所持屋敷地先ニ付其地面間數ニ應し自用ニ遣來申候尤當町河岸之儀は拜領地先ニ付上納等不仕候

同河岸地之內土藏物置木挽小屋左之通

間口三間奥行八間土藏　壹ケ所　建坪貳拾四坪
右は文化二丑年七月廿二日御願申上新規ニ相建申候

間口三間半奥行四間木挽小屋　壹ケ所
右は文政二丑年七月廿二日御願申上新規ニ相建申候

間口四間五尺奥行貳間　物置小屋壹ケ所　但貳間ニ壹丈之角屋付　建坪拾三坪
右は文政四巳年八月十日御願申上新規ニ相建申候

間口貳間奥行七間物置小屋　壹ケ所　建坪八坪
右は文政三辰年八月朔日御願申上新規ニ相建申候

間口貳間半奥行五間船大工小屋　壹ケ所　建坪拾貳坪五合
右は文化五辰年二月朔日御願申上新規ニ相建申候

間口三間奥行四間　土藏壹ヶ所　建坪拾貳坪
右は安永九子年二月朔日御願申上新規ニ相建申候
間口貳間半奥行四間物置小屋　壹ヶ所　建坪拾坪
右は安永九子年二月朔日御願申上新規ニ相建文化十二亥年十月御願申上修復仕候
間口貳間半奥行壹間半物置小屋　壹ヶ所　建坪三坪七合五勺
右は文化八未年五月朔日御願申上新規ニ相建申候
間口貳間奥行七間木掩小屋　壹ヶ所　建坪拾四坪
右は文化八未年三月廿二日御願申上新規ニ相建申候
間口貳間奥行三間　木掩小屋　壹ヶ所　建坪六坪
右は文政九戌年十一月十四日御願申候新規ニ相建申候
間口貳間奥行四間半物置小屋　壹ヶ所　建坪九坪
右は文化元子年五月中御願申上新規ニ相建申候

一、町内久兵衛店古道具屋藤右衛門養子喜兵衛並同人妻やそと申者養父母取扱奇特之趣入御聽寛政六寅年十二月廿九日池田筑後守樣御番所御白洲ニおひて御褒美頂戴仕候節之被仰渡左之通ニ御座候

本所相生町壹丁目久兵衛店
古道具屋藤右衛門養子
喜　兵　衛
三拾三歳

此者養父藤右衛門儀は兩之手肱より手骨に懸け腫痛其上兩足共同樣痛强養母かん儀も腰より兩足にかけ療治手當をいたし兩人共便用之節は歩行難相成故脊負ㇾ參其外食事藥等は勿論商賣向迄之世話繁多有之所晝夜共大切ニ介抱いたし輕キ者ニは奇特之志ニ付御褒美として銀五枚とらせ遣ス

本所相生町壹丁目久兵衛店
煮賣屋喜兵衛妻
や　そ
四拾四歳

此者夫喜兵衛儀は中症ニ而兩足不叶ニ相成舂米商賣も難相成故相止候處此者儀するめ又は干肴類買出し或は衣類洗濯仕立物請取右賃錢ヲ以藥代店賃蓄方等取賄六ヶ年之間困窮をいとわず喜兵衛を大切ニ介抱いたし既ニ喜兵衛儀段々快此節はかなりニ渡世も相成候樣及快氣候段精ニ入看病致候故之儀輕キものには奇特之志ニ付御褒美として銀三枚とらせ遣ス
右之通被仰渡御褒美銀被下置難有奉頂戴候爲後日仍如件

本所相生町壹丁目久兵衛店
古道具屋藤右衛門養子
寛政六寅年十二月廿九日　喜　兵　衛
家　主　久　兵　衛
五人組　吉　兵　衛
喜兵衛妻　や　そ
家　主　久　兵　衛
五人組　吉　兵　衛
名　主　長　兵　衛

右之通町奉行池田筑後守樣御番所ニ而被仰渡御褒美頂戴仕候右喜兵衛儀は其後轉宅仕行衛相知不申候

一、町内傳兵衛店佐吉と申者主人平兵衛養母れんに忠心を盡し候段入御聽去る文政三辰年二月中榊原主計頭樣御番所御白洲におゐて

御褒美頂戴仕候節之被仰渡左之通に御座候

本所相生町壹丁目
傳兵衛店
佐　吉
辰四拾歳

一、御褒美として銀五枚被下之
共方儀寛政五丑年中本所相生町壹丁目傳兵衛店元地借呉服商賣岡田屋半兵衛方に年季奉公に罷出實躰に相勤其比は主人平兵衛相應に商賣致候處實子無之同人甥助八郎と申者養子に致同十二申年中平兵衛病死致候に付助八儀平兵衛と改名跡相續致子供も兩人有之候處同人儀身持不埒に付借財多難立行召仕共暇を遣し其方儀は給金も不請取相勤居候處平兵衛儀問屋拂方相滯候に付去る未年中被相手取吟味中平兵衛儀養母れん悴平左衛門平藏捨置欠落致書入之通住居之家作相渡幷親類共金子差出し出入は内濟に相成れん平左衛門平藏其方共地請人彌兵衛方に引取右兩人之悴は其方世話致商人共へ奉公に差出しれんは老年に付元住居裏屋借請其方後見に而致同居親類共ゟ差少分見繼有之候處行届兼其方聊之元手金を以呉服相始商ひ罷出候節はれん朝夕の食物等不自由なく致し罷出去る申年中右住居之表店借請元來實躰ニ付岡田屋と申屋號之暖簾を差免し其賄よりれんへは下女附置入用之品々小遣錢等差遣欠落平兵衛悴兩人之奉公先にも折々相尋れんへ相噺安心爲致兄平左衛門事助治郎儀病氣に付主人方暇取れん方に引取其方儀療用手當深切に介抱致居候處病死致し翌亥年中弟平藏儀も主人方に相煩候に付是又引取同樣深切に致遣候處病死致し其方儀不一通り愁傷致兩人共厚葬遣し其方貳ヶ所有之寺に附屆物等相應に取行古主平兵衛忌日には風雨も不厭墓參り致都而れん申儀は不依何事不相背同人儀當辰七拾九歳に罷成其方手當宜儀を悦び悴同樣に存其方獨身故所々より妻を持候樣勸め候得共厄介相増候而は不宜迚相斷其方主家退轉にも及び老年のれん平日心配之處相察し萬事心を用ひ不怠深切を盡し大切に養育致し忠心を盡し候段別而奇特成事に付爲御褒美銀五枚被下置難有可奉存

右之通被仰渡御銀被下置難有奉頂戴候仍而如件

文政三辰年二月十日

右　佐　吉
家主　傳　兵　衛
五人組　小　兵　衛　煩ニ付
同　喜　兵　衛
名主　長　兵　衛

右之通町御奉行榊原主計頭樣御番所ニ而被仰渡御褒美頂戴仕候右佐吉儀只今以同店罷在呉服商賣仕候

一、郡領名
右は葛飾郡西葛西領と唱申候

右之通取調此段申上候尤右之外御倘條之廉々當町内には無御座候
以上

文政十一子年九月
本所相生町壹丁目
名主　長　兵　衛印

本所相生町二丁目

一、御城より寅卯之方間に當り凡貳拾四町程
一、町内之儀は元明地之處表京間拾五間之場所元祿元辰年十二月十八日芝金杉に有之候本因坊拜領屋敷之代地に相成殘地表京間五拾

九間六尺餘之處同十丑年二月廿六日吳服町壹丁目町屋敷代地に相成候ニ付相生町貳町目と相唱申候町名之儀壹丁目に而申上候通御座候其後享保七寅年十二月より公役銀上納仕候尤小間拾間に付壹人約一ヶ年十五廻勤之積に而年々上納仕候但拜領地之分は沽券地半減之積に而上納仕候

一、町内間數　東西に表間口京間七拾四間六尺壹寸三步　裏幅同同斷　南北に裏行同貳拾間　惣坪數千四百九拾八坪八合六勺壹才
但片側町屋に而裏表不同無之候

一、隣　町　〔東之方〕本所相生町三丁目　〔西之方〕同所同町壹丁目
〔南之方〕竪川向同所松井町壹丁目　〔北之方〕同所松坂町貳丁目

一、町内里俗一ッ目と唱候
右は西之方壹丁目地先に橋有之竪川入口に掛ヶ有之候故一之橋と唱又は一ッ目之橋共唱申候間右橋前後を古來より一ッ目と唱來申候

一、町内惣家數七拾六軒　內　家持壹軒　家主五軒　地借廿一軒
店借四十九軒

一、自身番屋　壹ヶ所　間口貳間　奥行五間半　建坪拾壹坪
右は河岸會所地之內西角に有之何年以前建始候哉起立年月等相知不申文政八酉年七月御願申上修復仕候

一、町内東之方木戸番屋　壹ヶ所　間口壹間半　奥行三間半　建坪五坪貳合五勺
右は河岸會所地之內東角と有之何年以前相建候哉起立年月等相知不申文政六未年二月十七日類燒仕候に付御願申上建直し申候
町內東角

一、表間口京間拾五間　裏行同貳拾間　此坪數三百坪
寺社御奉行支配
御替所　本　円　坊　丈　和
右拜領町屋敷之儀は元祿元辰年十二月十八日先代本円坊芝金杉拜領屋敷之代地に當場所明地之所拜領仕當時丈和所持仕候

一、竪川
右は町内南之方に有之西ゟ東に流川幅廿間有之起立之儀は壹丁目に而申上候通に御座候

一、竪川通河岸地
間口田舍間八拾間壹尺壹寸三步　河岸行同八間　此坪數六百四十壹坪五合六才　內　間口六十三間五尺六寸三分河岸行八間此坪數五百拾一坪五合六才之場所は冥加金壹ヶ月金壹匁三分銀十三匁九分四厘六毛づゝ上納仕候
間口拾六間壹尺五寸河岸行八間此坪數百三十坪之場所拜領地先に付冥加金上納不仕候
右河岸地河幅之儀は先年川幅共壹間河岸行七間半之所不同之場所有之當時川幅廿間河岸行八間に相成候譯は壹丁目に而申上候通に御座候但川岸地之儀は銘々所持屋敷地先に付其地間數に應じ自由に遣ひ來候處文政七年申年十月ゟ冥加金上納仕候勿論拜領地先川岸地ゟは上納不仕候

一、同河岸地之內土藏物置小屋細工小屋左之通
間口貳間半奥行貳間半物置小屋　壹ヶ所　建坪六坪貳合五勺
右は文化五辰年二月朔日御願申上新規に相建申候
間口三間奥行六間物置小屋　壹ヶ所　建坪拾八坪
右は文化七午年九月廿日御願申上新規ニ相建申候
間口貳間奥行三間半物置小屋　壹ヶ所　建坪七坪

右は文政六未年正月十八日焼失仕候に付御願申上新規ニ相建申候
間口貳間　奥行三間　同　壹ヶ所　建坪六坪
右は文政六未年正月十八日焼失仕候に付御願申上新規に建直し申
候
間口三間奥行四間半　土藏壹ヶ所　建坪拾三坪半
右は寛政十一未年七月九日御願申上新規に相建申候
間口三間半　奥行五間　同　壹ヶ所　建坪拾七坪半
右は新規相建申候年月相知不申候
間口貳間奥行三間細工小屋　壹ヶ所　建坪六坪
右は文化五辰年十二月朔日御願申上新規相建文政六未年正月十八
日焼失仕御願申上修復仕候
間口三間半奥行三間細工小屋　壹ヶ所　建坪拾坪半
右は文政六未年正月十八日焼失仕候に付御願申上新規に相建申候
一、町内安右衛門店嘉兵衛娘ゑも儀奇特之儀有之先年御褒美御金五
拾兩被下置候砌町役人へ相預り追々渡遣し候節請取手形有之左之
通御座候

手形之事

一金五兩者　但小判也
右之金子は從　御公儀樣私娘しもに爲御褒美五拾兩被爲下候内
金也慥に受取申所實正也爲後日請取證文如此御座候以上

相生町貳丁目安右衛門店
子八月六日　嘉兵衛印
娘ゑも印
名主　長兵衛殿
家主　安右衛門殿
五人組　清右衛門殿
同　吉右衛門殿

右之通御褒美頂戴仕候儀何れえ御役所ゟ被下置候哉年號等相知不
申候且又右嘉兵衛家主安右衛門共當時町内に住居不仕候間委細之
儀は相知不申候
一、郡領名
右は一丁目に而申上候通に御座候
右之通取調此段申上候尤右之外御箇條之廉〻町内には無御座候以
上

本所相生町貳丁目
文政十一子年九月　名主　長兵衛印

本所相生町三丁目

一、御城ゟ寅卯之間に當り凡貳拾五町程
一、町内之儀は元明地ニ而表間口京間五拾九間半半裏行廿間之所元
祿六酉年五月廿八日龍之口御堀より新堀大川口迄飯田町堀留ゟ數
寄屋橋迄南紺屋町橋ゟ京橋迄靈岸橋ゟ南川口迄之川筋常浚御請負
仕候爲助成御普請御奉行奥田八郎右衛門樣中坊長兵衛樣ゟ請負人
嘉兵衛外六人へ拜借地に被仰付其砌ゟ本所相生町三丁目と相唱申
候町名之儀は同所壹丁目に而申上候通に御座候然ル所其後右請負
人被召放年月不知牛込御堀定浚助成地に相渡候處享保五子年五月
中是又被召上同年九月三日御普請御奉行朽木丹後守樣丸毛美濃守
樣ゟ名主長兵衛へ御預けに相成申候處其後寛延三午年六月中神田
川常浚請負人駿河屋新兵衛鍵屋清五郎へ助成地に被下置候所天明
四辰年五月中被召放同年十月中山崎屋七郎兵衛北門屋治郎右衛門

南人に跡請負被仰付候に付右兩人ニ而所持仕罷在候處寛政二戌年四月二日請負被召放右地所上り地に相成町年寄樽屋與左衛門掛りニ而私方御預りに相成地代上高年々取上上納仕候但上納地之儀に付公役銀上納不仕候

一、町内間數　東西に表間口京間五拾九間半　裏幅同斷　南北に裏行同貳拾間　惣坪數千百九拾坪　但片側町に而間數裏表不同無之候

一、隣　町　〔東之方〕本所相生町四丁目　〔西之方〕同所同町貳丁目　〔南之方〕竪川向同所松井町貳丁目　〔北之方〕御代官　榎本兵五郎樣　小普請　宮川鐵治郎樣　御書院番　本間幾八郎樣　山田御奉行牧野長門守樣

一、町内里俗ニッ目と唱候右は東之方四丁目地先に竪川入口ゟ二ッ目之橋有之候に付ニッ目と唱申候

一、町内惣家數六十軒　内　家主貳軒　地借貳拾貳軒　店借三拾六軒

一、町内西之方に木戸番屋　一ヶ所　間口貳間　奥行四間半　此建坪九坪

右は河岸會所地之内西角に有之何年以前相建候哉起立年月等相知不申文政六未年二月類燒仕同四月廿日御願申上相建申候

一、町内東之方に髮結床番屋　一ヶ所　間口壹間五尺五寸　奥行同斷　此建坪三坪六合七勺四才

右は河岸會所地之内東角に有之何年以前相建候哉起立年月相知不申文政八酉年五月御願申上修復仕候

一、町内西之方横町河岸に火之見櫓　一ヶ所　根開キ壹丈四方　高サ三丈壹尺　右櫓下番屋　壹ヶ所　九尺四方

右火之見櫓之儀は古來當町に有之候所享保十七子年中類燒之節燒失致候に付其後相建不申延享元子年中火消組合本所北組之内十一組之勝手に付本所松坂町二丁目横町へ場所替致候所明和四亥年二月中類燒致し候に付安永四未年二月中當町幷同貳丁目境横町川岸之方へ相建申度奉願先規之通出來仕候處天明三卯年十二月中出火之節類燒致候後相立不申候

一、半鐘之儀は古來ゟ用來候半鐘惡敷相成安永七戌年十一月鑄物師西村和泉と申者方に而新規相求火消組合之内南本所元町に預り置申候由申傳候尤何年以前建始候哉書留等も不相分相知不申候

一、竪川

右は町内南之方西ゟ東へ流川幅廿間有之起立之儀は壹丁目に而申上候通に御座候

一、同川岸地　間口田舍間六拾四間貳尺七寸五分　河岸行八間　此坪數五百拾五坪六合六勺六才餘

右河岸地川幅之儀は先年川幅廿一間河岸行七間半之處不用之場所有之當時川幅廿間河岸行八間に相成候譯は壹丁目に而申上候通御座候但町内之儀は上納地之儀に付冥加金上納不仕候

一、同川岸地之内物置大工小屋等有之左之通

間口三間奥行四間半大工小屋　一ヶ所　此建坪拾三坪半

右は文政十一子年正月廿二日御願申上新規に相建申候

間口貳間半奥行六間物置小屋　一ヶ所　此建坪拾五坪

右は文政四巳年十一月十二日御願申上新規に相建申候

間口三間奥行六間半船大工小屋　一ヶ所　此建坪拾九坪半

右は文化十二亥四月廿日御願申上新規に相建申候

間口三間奥行貳間半物置小屋　一ヶ所　此建坪七坪半

右は文化二丑年十月九日御願申上新規に相建申候
　間口貳間　奥行貳間半　石切細工小屋　一ヶ所　此建坪五坪
右は文化元子年五月廿日御願申上新規に相建申候
一、町内地所之内東之方稻荷社一ヶ所　社　七尺四方　此坪壹坪三合六勺一才但土藏作り　拜殿間口十六間半　奥行貳間　此建坪三坪　神體　幣三本箱入、但箱長七寸五分、幅四寸厚三寸五分
右稻荷社之儀は元祿年中より勸請致候由申傳候得共年月聢と相知不申寛保元酉年九月二日修復候節之祭主木村隼人と認候木札有之候尤町内持に御座候
右木村隼人儀は神田明神社家に而今以年々二月初午之節祈禱に罷越申候
右稻荷を相生稻荷と唱候得共起立年月等相知不申候相生町に有之候故相生と名付候儀は相見へ申候官位請候は寛保元酉年五月中京都吉田殿か正一位之官位請候由申傳候
一、郡領名
右は同町壹丁目に而申上候通に御座候
右之通取調此段申上候尤右之外御尋條之廉々當町には無御座候以上

本所相生町三丁目
名主　長　兵　衛㊞

本所相生町四丁目

一、御城より寅卯之間に當り凡貳拾六町程
一、町内之儀は元明地之處表間口京間四拾間半裏行貳拾間之場所元祿六酉年五月廿八日同所三丁目同樣龍之口御堀其外御堀内川通日本橋川筋當浚爲助成請負人嘉兵衛外六人之者共御普請御奉行奥田八郎右衛門樣中坊長兵衛樣より拜借地に被仰付候に付町名相生町四丁目と相唱申候尤町名之儀は同所壹丁目に而申上候通に御座候其後北側田舍間三間南側河岸地面同三間之場所元祿十丑年中深川六間堀町代地に相渡り北側同十三間半南側河岸地面同拾三間半之場所同年深川元町代地に相渡り候に付當時之姿に相成申候且拜領地之分は年月不知拜領に相成候節より公役銀上納仕候尤廿間に付一人役一ヶ年十五遍勤之積に而年々上納仕候其外上納地御年貢地之分は公役銀上納不仕候
　但拜領地之分は沽券地半減之積に而上納仕候
一、町内間數　東西に表間口京間四拾間半　裏巾同斷　南北に裏行同貳拾間　此坪數八百拾坪　但片側町屋に而間數裏表不同無之
御年貢地　北側　東西に表間口田舍間拾六間半　裏幅同同斷　南北に裏行同貳拾壹間四尺　南側河岸地面　東西に表間口田舍間拾六間半　裏幅同斷　南北に裏行同八間半　此坪數四百九拾七坪七合五勺　但兩側町屋に而間數裏表共不同無之
一、隣　町　〔東之方〕本所相生町五丁目　〔西之方〕同所同町三丁目　〔南之方〕竪川向同所松井町貳丁目　〔北之方〕御寄合本多主馬樣
一、町内里俗二ツ目と唱候
右は町内東角竪川ニ掛ヶ有之候二之橋を或は二ッ目之橋共唱候ニ付右橋前後町々を古來か二ッ目と唱來申候
一、町内惣家數　六拾壹軒　内　家主三軒　地借貳拾五軒　店借三拾三軒
一、自身番屋　一ヶ所　間口貳間半　奥行四間　此建坪拾坪
右は町内西之方三丁目東横町に有之年來三丁目四丁目組合町用相

勤來何年以前相建始候哉起立年月等相知不申文化十三子年三月中御願申上修復仕候

一、町内東之方番屋　一ヶ所　間口三間半　奥行壹間半　此坪五坪貳合五勺

右は町内東之方二御橋際に有之商番屋に而半分は髮結床に相用御橋番屋に致有之何年以前相建候哉起立年月等相知不申寛政七卯年十一月中御願申上修復仕候

一、市定日

右は町内東之方同町五丁目西横町二之橋通り迄毎年七月十三日朝六時頃より四時頃迄草市相立申候何年以前ゟ建始候哉起立之儀書留等も無御座相知不申候

町内西角

一、表間口京間拾間半　裏行貳拾間　此坪數貳百拾坪

江戸川常浚上り地 御預り　名主　長　兵　衞
地守　源　兵　衞

右定浚助成上り地之義は元明地之處元祿六酉年五月廿八日龍之口御堀より日本橋川筋常浚御請負爲助成御普請御奉行奥田八郎右衞門樣中坊長兵衞樣より請負人嘉兵衞外六人之ものへ拜借地に被仰付候所其後請負被召放年月不知日比谷牛込御堀常浚助成地に相渡り候處享保五子年中右又受負人被召放御普請御奉行朽木丹後守樣丸毛美濃守樣より名主長兵衞へ御預り地に被仰付候所寛延三午年六月中江戸川常浚請負人和泉屋善四郎伊勢屋忠右衞門兩人へ爲助成拜借地に被下置候所寛政二丑年四月二日請負被召放右地所上り地に相成町年寄樽屋與左衞門掛り二而名主長兵衞御預り二相成年々地代取立上納仕候

西角ゟ二軒目

一、表間口京間拾五間　裏行貳拾間　此坪數三百坪

御若年寄御支配　御同朋　平　井　尊　阿　彌

右拜領町屋敷之儀は前同斷古來常浚上り地之内享保五子年中名主長兵衞に御預り地に被仰付候所年月御役名不知阿部友之進拜領致候所其後上り地ニ相成寶曆四戌年十月晦日右尊阿彌祖父表坊主組頭友古拜領致其後御同朋頭に相成右友古孫尊阿彌所持仕候

同三軒目

一、表間口京間拾五間　裏行貳拾間　此坪數三百坪

神田川常浚助成上り地 御預り　名主　長　兵　衞
地守　源　兵　衞

右上り地の儀は是又前同斷古來常浚上り地之内享保之度名主長兵衞に御預り地に相成候處寛延三午年六月中神田川常浚受負人駿河屋新兵衞鍵屋淸五郎に助成地に被下候所天明四辰年五月中被召放同年十月中山崎屋七郎兵衞北川屋治郎右衞門兩人に跡受負被仰付候に右兩人に而所持仕罷在候處寛政二戌年四月二日請負被召放右地所上り地に相成町年寄樽屋與左衞門掛りに而名主長兵衞に御預りに相成年々地代取立上納仕候

同四軒目

一、表間口田舍間三間　裏行同貳拾壹間四尺　此坪數六拾五坪

深川六間堀町代地
御　年　貢　地

同所向南側川岸地面

一、表間口田舍間三間　裏行同八間三尺　此坪數廿五坪五合

右　同　斷

合高三斗六升
此反別三畝歩
右貳ヶ所御年貢地之儀は元地深川六間堀町に而元祿十丑年七月堀田伊豆守様御屋敷に相渡り御用地に被召上同年九月町內に而明地之所右代地に被下御年貢地ニ而御年貢諸役は元地本村名主忠右衛門方へ受取上納仕町役之義は當町ニ而相勤申候

同續東角
一、表間口田舍間拾三間半　裏行同貳拾壹間四尺　此坪數貳百九拾貳坪五合

深川元町代地
御年貢地

同所向南側川岸地面
一、表間口田舍間拾三間半　裏行同八間半　此坪數百拾四坪七合五勺
合高一石六斗貳升六合
此反別壹反三畝拾六歩
右同斷
右貳ヶ所御年貢地之義は元地深川元町に而元祿十五年中松平遠江守様御屋敷に相渡御用地に被召上同年九月十三日町內に而代地被下御年貢地に而御年貢諸役は元名主八左衛門方へ受取上納仕町役之儀は當町に而相勤申候

一、竪川
右は町內南之方に有之西より東に流れ川幅貳拾間有之起立之儀は壹町目ニ而申上候通ニ御座候

一、二之橋　長拾間　幅三間
右は竪川に懸渡有之町內並東之方本所相生町五丁目兩町ゟ南之方本所林町壹丁目へ渡り候橋ニ而萬治二亥年中本所御奉行徳山五兵衛様山崎四郎左衛門様御勤役之節出來仕候由承傳申候其後享保四亥年中本所御奉行様御差止に相成町御奉行御支配ニ相成御勘定方御立合ニ而度々御普請有之候

一、竪川通河岸地
間口田舍間四十三間五尺貳寸五分　河岸行八間　此坪數三百五拾壹坪　但上納地拜領地々先に付冥加金上納不仕候
右河岸地川幅之儀は先年川幅廿一間川岸行七間半之所不同之場所有之候處當時川幅廿間河岸行八間ニ相成候譯委細壹丁目ニ而申上候通御座候

一、同河岸地之內土藏物置小屋等左之通
間口貳間　奥行四間　土藏　一ヶ所　此建坪拾坪
右は寛政十二申年十月十四日御願申上新規に相建申候
間口貳間　奥行五間半　土藏　一ヶ所　此建坪拾壹坪
右は明和元申年六月十九日御願申上新規に相建申候
間口四間半　奥行六間　土藏　一ヶ所　此建坪貳拾七坪
右は天明二寅年四月廿三日御願申上新規に相建申候
間口貳間　奥行六間　土藏　二ヶ所　此建坪拾貳坪
右は天明二寅年四月廿三日御願申上新規に相建申候
間口貳間半　奥行七間半　土藏　一ヶ所　此建坪拾八坪七合五勺
右は寛政三亥年八月十五日御願申上新規ニ相建申候
間口貳間半　奥行六間半　土藏　一ヶ所　此建坪拾六坪貳合五勺

右は文化四卯年七月二日御願申上新規ニ相建申候
間口貮間半　奥行貮間半　物置小屋　一ケ所　此建坪六坪貮合
五勺
右は寛政六寅年九月十五日御願申上新規ニ相建申候
間口貮間　奥行四間　土藏　一ケ所　此建坪八坪
右は寛政八辰年九月廿二日御願申上新規ニ相建申候
間口四間　奥行六間　土藏　一ケ所　但南西折廻し庇　建坪貮
拾四坪
右は天明二寅年四月廿三日御願申上新規ニ相建申候
間口貮間半　奥行四間　物置小屋　一ケ所　此建坪拾坪
右は文政六未年九月十一日御願申上新規ニ相建申候
間口貮間　奥行三間半　土藏　一ケ所　此建坪七坪
右は寛政九巳年壬七月廿五日御願申上新規に相建申候

一、町内源助店與兵衛妹いく母に孝心ニ付御褒美被下候節之被仰渡
書左之通御座候

本所相生町四丁目
源助店
與兵衛　四十二歳
同人妹
いく　二十六歳

其方共儀母とめは眼病相煩拾三年以前巳年より兩眼共相見へ不申
歩行も不自由に相成所與兵衛一人に而諸事心付介抱致留守之節も
不自由無之樣手當致し給ふもの等指母之側に差置使用に參度節は
差支無之母壹人に而も歩行參候樣居宅より雪隱迄長三間半程之所
路し内之道を築平均雨降候とも水溜不申歩行安き樣にいたしとめ
七年以前風疾相煩兩足とも不叶に相成立居不相成候間兩便共與兵
衛壹人に而朝暮取始（ママ）始末致三年之間隣家のものへも不相知樣致候
由且又與兵衛儀御疊藏に日々早朝より罷出隔日に泊りをも致介抱
差支候間いく義他所に奉公致居候を暇取同居致倶々母を大切に介
抱いたしいく所持之品をも賣拂母之手當にいたし漸其日を凌候得
共母は老衰致其上眼見へ不申候に付右體困窮之趣は不存給物等望
み事も有之候所兄弟申合都而母之心に叶候樣いたし彼是兩人とも
深切に心配致孝心を盡候段奇特成事に付爲御褒美兩人へ銀五枚被
下とめに老養扶持として一日米五合宛被下候間難有奉存
右之通被仰渡御銀被下置難有奉戴候爲後日仍如件

寛政九巳年正月廿三日
與兵衛
いく
家主　源助
五人組　源兵衛
名主　長兵衛

本所相生町四丁目源助店
與兵衛母　とめ

其方儀悴娘とも依孝心老養扶持として一日米五合宛被下候間難有
可奉存
右之通被仰渡難有奉畏候爲後日仍如件

寛政九巳年正月廿三日
とめ煩に付
代　五郎兵衛
家主　源助

五人組　源　兵　衛

右之通御奉行小田切佐渡守様御番所に而被仰渡御褒美頂戴仕候其後とめ義は享和四子年正月十七日病死いたし與兵衛儀は文化二丑年三月御船藏前町立藏店に轉宅いたし五ヶ年以前五月中病死仕跡斷絶仕候いく儀は右轉宅之砌新吉原角町久兵衛店新助方ニ今以同居仕罷在候

同町河岸地之内

一、小屋　六間　貳間　壹ヶ所　此建坪拾貳坪

非人　市　郎　兵　衛

右非人市郎兵衛義は貞享年中右町内河岸に住居當市郎兵衛迄五代に相成古來起立之義年月等相知不申候旨申之候

一、郡領名

右は壹丁目に而申上候通に御座候

右之通取調此段申上候尤右之外御箇條之廉々當町内には無御座候以上

文政十一子年九月　本所相生町四丁目
名主　長　兵　衛㊞

本所相生町五丁目

一、御城より寅卯之方間に當凡貳拾七町程

一、町内起立之儀東角表京間貳拾間坪數四百坪之場所は寛文元丑年茶屋長意拜領地と相成候得共其砌は町名何と相唱申候哉相分り不申其後天和三亥年本所御奉行庄田小左衛門様長谷川五左衛門様御懸に而本所中一圓武家方町方共御用地に被召上大久保平兵衛様御代官所百姓地に相成候に付長意拜領地之儀も同様御用地に相成申候然處元祿元辰年御普請御奉行中坊長兵衛様與田八郎右衛門様御掛に而古來之通又々本所御取立に付同年五月十日又々如元長意拜領地に相成申候同七戌年表京間十八間貳尺五寸坪數三百六十七坪余之場所淺草本所兩御米藏入堀當浚請負人拜借地に被仰付同十丑年中表田舍間十八間坪數三百八十九坪余之處深川元町同六間堀代地に相成申候　依之町名相生町五丁目と相唱申候右名儀之義は同所壹丁目に而申上候通に御座候且又公役銀之儀は上納代御年貢地之分相除長與拜領地分享保七寅年十二月より長伯拜領地之分は文政六未年十一月より長滕拜領地之分は同九戌年三月より廿間に付壹人役壹ヶ年拾五匁勤之積に而公役銀上納仕候

一、町内間數　東西に表間口京間三拾八間貳尺五寸　裏幅同斷　南北に裏行同貳拾間　此坪數七百六拾七坪六合九勺貳才　但片側屋に而間數裏表不同無之候

御年貢地　北側　東西に表間口田舍間拾八間　裏幅同斷　南北に裏行貳拾壹間四尺　南側河岸地面　東西に表間口田舍間拾八間裏巾同斷　南北に裏行同八間三尺　此貳ヶ所坪數五百四拾貳坪九合九勺九才　但兩側町屋に而間數裏表不同無之候

一、隣　町　〔東之方〕本所綠町壹丁目　〔西之方〕同所相生町四丁目〔南之方〕竪川向同所林町壹丁目　〔北之方〕小十人大久保彌右衛門様御組與頭　東角　櫻井林右衛門様　小普請組久世伊勢守様御支配山本十治郎様　御鷹匠同心木村團藏様　御臺所人篠原茂十郎様御留主居佐藤美濃守様御組同心野村卯之助様　御廣敷進之番永井利十郎様　小普請組淺邊甲斐守様御組鈴木字源太様　西角　濱御殿吟味役吉村又八郎様

一、町内里俗二ッ目と相唱申候

右は町内西之方同町四丁目之間横町通二之御橋有之右は竪川入口より二ッ目の橋に付二ッ目の橋共唱候故右橋前後町々を古來ゟ二ッ目と唱來申候

一、町内惣家數六拾軒　內　家主三軒　地借拾九軒　店借三十八軒

一、自身番屋　一ヶ所　間口貳間　左右三尺柱建庇　奥行三間　建坪九坪

右は町内西之方二之橋通に有之何年以前建始候哉起立年月等相知不申候文政八酉年五月御願申上修復仕候

一、同續髮結床番屋　壹ヶ所　間口三間半　奥行貳間　建坪七坪

右は二之御橋番屋に而何年以前建候哉起立年月相知不申文化十三子年六月御願申上修復仕候

一、町内東之方木戸番屋　一ヶ所　間口九尺　奥行貳間　建坪三坪

右町内東之方緑町境に有之何年以前建候哉起立年月等相知不申候寛政十一未年七月御願申上修復仕候

一、市定日

右は町内西之方同町四丁目東横町二之御橋通へ毎年七月十三日朝六時頃ゟ四時頃迄草市建申候何年以前ゟ建始候哉書留等も無御座相知不申候

町内西角

一、表京間七間　裏行貳拾間　此坪數百四拾坪

御藥園預り　御番醫師　澁江長伯

右拜領町屋敷之義は元祿七戌年五月十五日町御奉行能勢出雲守様御勘定御奉行井戸三十郎様御藏御奉行外山小作様米倉六左衛門様曲淵市左衛門様内濯三左衛門様宮重十左衛門様御立合に而淺草本所兩御米藏入堀常浚請負人島屋太郎右衛門へ町内西角に而表間口十八間貳尺五寸裏行廿間助成地に被下置候處寛政三亥年三月中請負被召放上り地に相成町年寄樽與左衛門掛りに而名主長兵衛御預り(マヽ)に相成申候然る處文政三辰年九月廿四日右地面之内西角に而前云間數坪數之通澁江長伯拜領仕候

町内西角ゟ貳軒目

一、表間口京間五間五寸　裏行同貳拾間　此坪數百壹坪五合三勺八才

淺草本所兩御米藏
入堀常浚助成上り地
御預り
名主　長兵衛
地守　忠兵衛

右上り地之儀は前書同斷淺草本所兩御米藏入堀常浚受負人島屋太郎右衛門拜借地之内に而寛政之度上り地に相成町年寄樽與左衛門懸りに而名主長兵衛御預りに被仰付年々地代取立上納仕候

同續三軒目

一、表間口京間六間貳尺　裏行同貳拾間　此坪數百廿六坪壹合五勺四才

御用部屋御坊主
西村長勝

右拜領町屋敷之儀は前同斷淺草本所兩御米藏入堀常浚請負人拜借地之内寛政之度上り地に相成名主長兵衛御預り之處文政八酉年九月七日右長勝拜領致所持仕候

同續四軒目

一、表間口田舍間八間　裏行同廿一間四尺　此坪數百七拾三坪三合三勺三才

深川元町代地

御年貢地

同所向南側河岸地面

一、表間口田舍間八間　裏行同八間三尺　此坪數六十八坪　合高九斗六升四合　此反別四畝壹歩

右同斷

右貳ヶ所御年貢地之義は元地深川元町に而元祿十丑年七月松平遠江守樣御屋敷に相渡御用地に被召上同年九月町內に而代地被下御年貢地ニ而御年貢諸役は深川元町名主忠右衛門同所六間堀町名主八左衛門方へ請取上納仕町役之儀は當町に而相勤申候

同續五軒目

一、表間口田舍間十間　裏行同貳拾壹間四尺　此坪數貳百拾六坪六合六勺六才

深川六間堀町代地

御年貢地

同所向南側河岸地面

一、表間口田舍間拾間　裏行同八間三尺　此坪數八拾五坪　合高壹石貳斗四合　此反別壹反壹歩

右同斷

右貳ヶ所御年貢地之義は元地深川六間堀町に而元祿十五丑年七月堀田伊豆守樣御屋敷相渡り竝松平遠江守樣御屋敷に渡御用地ニ被召上同年九月町內ニ而代地被下御年貢地に而御年貢諸役は深川元町名主忠右衛門同所六間堀町名主八左衛門方へ請取上納仕候町役之儀は當町ニ而相勤申候

町內東角

一、表間口京間貳拾間　裏行同貳拾間　此坪數四百坪

御納戸頭　村垣佐太夫支配
若林市右衛門

御呉服師　茶屋長與

右拜領町屋敷之義者寬文元丑年中先祖長意拜領仕候所天和三亥年御用地之時分右地面差上元祿元辰年五月十五日又々右之地所拜領仕當時右長與所持仕候

一、竪川

右は町內南之方に有之西ゟ東に流川幅廿間有之起立之儀は壹丁目に而申上候通ニ御座候

一、二之橋　長拾間　幅三間

右は町內西之方同町四丁目東横町通り竪川に掛渡有之起立之儀は四丁目ゟ申上候通に御座候

一、竪川通河岸地　間口田舍間四拾壹間三尺五寸　河岸行八間　此坪數三百三十貳坪六合六勺六才　但上納地拜領地先ニ付冥加金上納不仕候

右川岸地川幅之儀は先年川幅廿一間河岸行七間半之處不同之場所有之候處當時川幅廿間河岸行八間に相成候譯委細壹丁目ニ而申上候通ニ御座候

一、同川岸地之內土藏細工小屋左之通

間口三間　奥行七間　細工小屋　壹ヶ所　此坪數貳拾壹坪

右は文政四巳年三月廿三日御願申上新規ニ相建申候

間口三間半　奥行四間貳尺　同　壹ヶ所

右は文化九申年二月廿二日御願申上新規に相建申候

間口貳間　奥行四間半　土藏　壹ヶ所　西之方へ壹間に五間之

柱建庇　建坪拾四坪

右は寛政八辰年二月十四日御願申上新規ニ相建申候

一、郡領名

右は壹丁目に而申上候通御座候

右之通取調此段申上候尤右之外御尋條之廉ミ當町内には無御座候

以上

本所相生町五丁目

文政十一子年九月　名主　長　兵　衛㊞

本所松坂町壹丁目

一、御城ゟ寅卯之方間に當り凡廿三町程

一、町内起立之儀は北側西側之地所は元明地に而有之候處元祿九子年十二月七日拜領町屋敷に相成東側之方は元御竹藏跡に而元祿初年之頃近藤登之助殿屋敷ニ相渡り其後吉良上野介殿下屋敷に相成候處元祿十六年未年十一月上り屋敷跡拜領町屋敷に相成申候依之町名松坂町壹丁目と相唱申候右名儀之起りは相分不申候得共近邊相生町緑町と申町屋有之候に付相名付候哉ニ御座候公役銀之儀は享保七寅年十二月より上納仕候尤小間廿間ニ付一ヶ年十五匁勤之積に而年々上納仕候

一、町内間數　百拾間五尺五寸四分　北側　東西に表間口京間三拾貳間三尺貳寸貳分　裏巾同間斷　南北に裏行西之方八間貳尺　東之方十三間五尺五寸　同續北折に廻し西側　南北に表間口京間六十六間貳尺三寸貳分　裏巾同斷　東西に裏行同南之方五間三尺五寸　北之方七間五尺五寸

東側　南北へ表間口京間拾貳間　裏巾同斷　東西へ裏行同貳拾間惣坪數千拾八坪九合九才　但拾貳間之場所は兩側共條は片側町屋に而裏行不同に御座候

一、隣　町　〔東之方〕御寄合土屋平八郎樣　本所松坂町貳丁目　御勘定出役和田忠次郎樣　〔西之方〕本所牢屋敷　回向院　〔南之方〕本所相生町壹丁目　〔北之方〕小普請組土屋讃岐守樣御組礒貝新左衞門樣　小十人御組頭青木諸左衞門樣　御廣敷番之頭御支配御廣敷添番荒井小源太樣

一、町内里俗

右町名東通りを大横町と唱北之方回向院裏門通りを御臺所町と唱申候右は北之方向側武家屋敷御臺所御家人衆之屋敷有之候故古來より右之通唱來候由同町貳丁目之方に横町有之候處何れも道幅狹三間位に而東通往還は道幅廣候故大横町と唱來何年ゟ申來候哉相知不申候

一、町内惣家數　百拾八軒　内　家主十一軒　地借十貳軒　店借九十五軒

一、自身番屋　壹ヶ所　間口九尺　奥行三間半　建坪五坪貳合五勺

右は町内北角に有之何年以前建始候哉起立年月等相知不申候文政五午年四月中御願申上修復仕候

一、同續髮結床番屋　一ヶ所　間口一間半　奥行一間四尺　此建坪貳坪半

右は何年以前建始候哉起立年月等相知不申候文政五午年四月中御願申上修復仕候

北側西角

一、表間口京間拾間貳尺三寸　裏行西之方八間貳尺　東之方八間壹

尺　此坪數八拾五坪貳合一勺七才
小普請組小笠原勝三郎支配
御本丸外科　小嵜仙庵
右拜領町屋敷之儀は元祿九子年十二月七日明地之所先祖三省拜領
致し當時仙庵所持仕候
同貳軒目
一、表間口京間七間貳尺八寸六分　裏行同八間　此坪數五拾九坪五
合貳勺
御同朋頭支配
表坊主　佐藤像貞
右拜領町屋敷之義者元祿九子年十二月七日先祖春貞明地之所致拜
領當時像貞所持仕候
同三軒目
一、表間口京間七間貳尺八寸六分　裏行同八間　此坪數五拾九坪五
合貳勺
西御丸御同朋頭支配
表坊主　千國榮哲
右拜領町屋敷之儀は元祿九子年十二月七日明キ地之所先祖玄哲致
拜領當時榮哲所持仕候
同四軒目
一、表間口京間七間壹尺七寸　裏幅同五間三尺五寸　裏行東之方拾
三間五尺五寸　西之方鍵之手に而同斷　此坪數九拾坪四合七勺一
才
御鷹匠頭
内山七兵衛組
御犬率　中田增右衛門

右拜領町屋敷之儀は元祿九子年十二月七日池田春碩拜領に御座候
處其後上り屋敷に相成享保四亥年五月御犬率中田清藏致拜領候所
其後被召上佐々木勘三郎預りに有之候處享保廿一辰年二月十六日
先代中田傳六拜領致當時增右衛門所持仕候
西側南之方
一、表間口京間拾五間五尺四寸六分　裏幅同拾壹間壹尺七寸　裏行
南之方五間三尺五寸　北之方七間五尺五寸　此坪數八拾七坪八
合三勺一才
御同朋頭支配
表坊主　伊藤久勝
右拜領屋敷之儀は土田幸圓上り屋敷正德元卯年七月八日先祖休有
致拜領當時大久保久勝所持仕候
（附箋）
松坂町壹丁目伊藤久勝拜領町屋敷表幅十一間余に書付有之北之方
へ折廻し之處間數無御座候其筋へ伺申度旨久勝申聞候間地主ゟ爲
伺候上申上度奉存候私方書留にも間數裏巾十一間一尺七寸と有之
北之方折廻し之處續圖面に間數無之坪數合不申候何卒調相分候迄
御猶豫奉願上候以上
子十二月
松坂町
名主　長兵衛
同側二軒目
一、表間口京間拾貳間四尺　裏行同七間五尺五寸　此坪數九拾八坪
九合八勺貳才
御細工所頭
高井新右衛門
三輪善平支配
小田切彦兵衛

御細工所同志
門谷八郎右衛門

右拜領町屋敷之儀は元祿九子年十二月七日大竹孝順致拜領其後上り屋敷に相成寶永三戌年四月西御丸坊主青野齊俑拜領致候處享保十二未年四月廿四日上り屋敷に相成同年八月十三日西御丸奥陸尺小林嘉右衛門拜領地に相成小林清六所持仕候所上り地に相成安永七戌年五月十六日先代八郎右衛門致拜領當時右八郎右衛門所持仕候

同側三軒目

一、表間口京間八間三尺　裏行七間五尺五寸　此坪數六拾六坪三合九勺

濱御殿奉行
木村又助支配
濱御殿番　小泉勘三郎

右拜領町屋敷之儀は元祿九子年十二月七日服部ろ竹拜領致候處其後被召上右上り屋敷之内享保七寅年十二月先祖小泉勘左衛門致拜領候處一旦上り屋敷に相成元文二巳年四月又候小泉嘉内致拜領當時勘三郎所持仕候

同側四軒目

一、表間口京間拾間貳尺壹寸六分　裏行同七間五尺五寸　此坪數八拾一坪六勺八才

御同朋頭
表陸尺　中村清藏

右拜領町屋敷之儀は服部ろ竹上り屋敷之内並元祿九子年十二月七日御坊主本間久知致拜領其後被召上淺井理左衛門拜領仕是又上り屋敷に相成候兩屋敷差加へ京保五子年十月奧陸尺金子茂右衛門拜領致候處同十六亥年被召上同廿一辰年二月廿一日御返地に相成候處年月不知尚又上り地に相成元文三午年十一月廿四日先祖奧陸尺中村彌市致拜領當時勝藏所持仕候

同側五軒目

一、表間口京間拾九間七寸　裏行七間五尺五寸　此坪數百四十五坪九合壹勺

御數寄屋頭
鹿兒島立意
高田三節支配
鈴木春碩
御數寄屋坊主　寺井三賀

右拜領町屋敷之儀は元祿九子年十二月七日服部圖哲致拜領其後上り地に相成並前同斷淺井理左衛門上り屋敷兩屋敷差加へ享保四亥年六月先祖可朴拜領致し當時三賀所持仕候

東側南之方

一、表間口京間六間　裏行同貳十間此坪數百貳拾坪

御細工所頭支配
御鈴研師　佐柄木彌太郎

同側北之方

一、表間口京間六間　裏行貳拾間　此坪數百貳拾坪

同支配
御鏡師　中島甚兵衛

右貳ケ所拜領町屋敷之儀は元祿十六未年十一月吉良上野介殿上り屋敷跡先祖佐柄木彌太郎中島伊勢兩人共同樣拜領仕當時右彌太郎甚兵衛所持仕候

一、郡領名
右は葛飾郡西葛西領之内に御座候
（附箋）以上文政十一年戊子書上
右之通取調此段申上候尤右之外御猶條之廉々町内には無御座候以
上
本所松坂町壹丁目
文政十一子年九月
名主　長　兵　衛㊞

本所松坂町貳丁目

一、御城より寅卯之間に當り凡貳拾三丁程
一、町内起立之儀は元御竹藏跡元祿初年之頃近藤登之助殿屋敷に相成其後年月不知吉良上野介殿下屋敷に相渡り候所元祿十六未年十一月上り屋敷に相成右跡寶永年中町屋に相成候に付町名松坂町貳丁目と相唱申候町名之儀は同所壹丁目にて申上候通に御座候且又公役之儀は町内御年貢地之分相除京間四拾間之所廿間に壹人役一ヶ年拾五遍勤之積に而上納仕候
一、町内間數　京間四拾三間　田舍間四拾貳間壹尺五寸　表通り北側東角　東西に表京間廿間　裏幅同斷　南北に裏行同廿八間
同斷中程　東西に表京間廿間　裏幅同斷　南北に裏行同拾八間
裏通り北側　東西に表京間三間　裏幅同斷　南北に裏行同五間
右三ヶ所合坪數九百三拾五坪
中横町西側南角　南北に表田舍間六間三尺　裏幅同斷　東西に裏行拾間五尺　同所壹丁目續西横町
東側南角　南北に表田舍間六間三尺に裏幅同斷　東西に裏行拾間五尺
北横町南角東側　南北に表田舍間五間貳尺五寸　裏幅同斷　東西に裏行廿一間四尺
同斷同側北角　南北に表田舍間五間貳尺五寸　裏幅同斷　東西に裏行廿一間四尺
裏通中程北側　東西に表田舍間七間三尺五寸　裏幅同斷　南北に裏行拾間五尺
同所續東之方西側　南北に表田舍間拾間五尺　裏幅同斷　東西に裏行拾四間六寸
右六ヶ所合坪六百拾坪貳合五勺五才
一、隣　町　〔東之方〕山田御奉行牧野長門守樣　〔西之方〕本所松坂町壹丁目　〔南之方〕同所相生町貳丁目　〔北之方〕御寄合土屋平八郎樣　本多内藏助樣
一、町内里俗上野長屋と相唱申候
右は元祿十六未年吉良上野介殿上り屋敷を拜領地又は拜借地御年貢町屋敷代地に被下町屋に相成其比より右町内を上野長屋と唱來申候
一、町内惣家數貳百貳拾五軒　内　家主五軒　地借貳拾軒　店借百六拾九軒
一、自身番屋　間口九尺　奥行三間半　此建坪五坪貳合五勺
右は町内町屋敷に相成候後中程横町角に有之候處文政六未年正月十七日町内より出火之節燒失仕當時無御座候建始候年月等相分り不申候
一、商番屋　間口六尺　奥行貳間半　此建坪貳坪半
右は町内東角木戸際へ新規に相建申度文政三辰年十一月七日町御奉行榊原主計頭樣へ奉願候處同月十八日御内寄合に而願之通被仰

付候當時自身番屋燒失致候後無之候に付右番屋を相用町役相勤罷在候

町内中程

一、表間口京間貳拾間　裏行拾八間　此坪數三百六拾坪

林大學頭樣御支配

儒者　菅野信平

右拜領町屋敷之儀は吉良上野介殿上り屋敷に而寶永二酉年五月四日御普請御奉行水野權十郎樣與田八郎右衞門樣より白銀御堀當浚受負人市郎兵衞拜借助成地に被下置候所正德三巳年十一月上り地に相成小石川御養成所附御入用屋敷に相成候處先祖菅野彥兵衞儀享保十五戌年九月十一日深川一ケ(ママ)五町拜領屋敷之引替地に致拜領當時信平所持仕候

同續東角

一、表間口京間貳拾間　裏行貳拾八間　此坪數五百六拾坪

赤坂氷川別當

大乘院

地守　和吉

右地面之儀は吉良上野介殿上り屋敷に而寶永二酉年五月四日白銀御堀當浚請負人市郎兵衞儀御普請御奉行より拜借地に被仰付候所正德三巳年十一月上り地に相成小石川御養生所附屋敷に相成其後延享三寅年十一月氷川明神社内辨天堂護摩堂御造營に付爲御修復料御寄附被仰付候段寺社御奉行本多紀伊守樣方別當大乘院へ被仰渡町年寄樽屋與左衞門掛に相成地代金取立置御修復之節之大乘院方申出次第右金子町御奉行所に而御渡に相成候處寬政八辰年九月右町屋敷大乘院へ御引渡に成候旨寺社御奉行松平右京亮樣被仰渡右地所御引渡に相成申候

同所壹町目續西橫町

東側南角

一、表田舍間六間三尺　裏行同拾間五尺

此坪數七拾坪四合一勺六才　高貳斗三升四合七勺貳才　此反別貳畝拾步四合一勺六才

芝龜塚町代地

御年貢地

北橫町南側東角

一、表田舍間五間貳尺五寸　裏行廿一間四尺

此坪數百拾七坪三合六勺一才　高三斗九升一合貳勺　此反別三畝廿七步三合六勺一才

同　右同斷

同所同側北角

一、表田舍間五間貳尺五寸　裏行廿一間四尺

此坪數百拾七坪三合六勺一才　高三斗九升一合貳勺　此反別三畝廿七步三合六勺一才

同　右同斷

裏通り中程北側

一、表田舍間七間三尺五寸　裏行拾間五尺

此坪數八拾貳坪壹合五勺三才　高貳斗七升三合八勺四才　此反別貳畝貳拾貳步一合五勺三才

同

右　同　斷
同所續東之方西側
一、表田舎間五間貳尺五寸　裏行拾四間五寸
此坪數七拾六坪貳合八勺四才　高貳斗五升四分貳勺八才　此反
別貳畝拾六歩貳合八勺
同
右　同　斷
右五ヶ所地面之義は芝龜塚町秋月式部殿所持屋敷之處元祿十六未
年八月十六日松平紀伊守樣御拜領地に相渡候に付當所吉良上野介
殿上り屋敷之內に而寶永元申年五月御代官伊奈半左衞門樣御掛り
に而右代地に相渡り申候尤御年貢之儀は元地芝伊皿子臺町年寄重
右衞門方へ取立御代官中村八太夫樣に上納仕町役之義は當町に而
町並之通相勤申候
裏通り北側西角ゟ二軒目
一、表京間三間　裏行五間　此坪數拾五坪
町內源藏買上ケ
沽　券　地
右地所之義は古來北之方土屋平八郎樣本多內藏助樣御屋敷附往還
に有之候所延享四卯年新道付替之義奉願右御屋敷付之方に町屋敷
引下ケ中通りへ新道相付申度左候得は只今迄之南北往還北之方行
留りに相成候間右袋地前書間坪數之所買上ケ地に仕度段町內源藏
と申者町御奉行馬場讃岐守樣御番所へ奉願候得は御吟味之上同年
四月十八日同御番所御內寄合に而願之通被仰付金四匁三分上納仕
右地所買上ケ地に仕新規町屋に相成申候
中横町西側南角
一、表田舎間六間三尺　裏行拾間五尺
此坪數七拾坪四合一勺六才　高貳斗三升四合七勺貳才　此反別
貳畝十歩四合一勺六才
芝田町五丁目代地
御　年　貢　地
裏通り西側北角
一、表田舎間五間貳尺五寸　裏行拾四間五寸
此坪數七拾六坪貳合八勺四才　高貳斗五升四合貳勺八才　此反
別貳畝拾六歩二合八勺四才
同
右　同　斷
右貳ヶ所地面之義は芝田町五丁目之內元祿十六未年八月十六日松
平紀伊守樣御拜領地に相渡候に付當所吉良上野介殿上り屋敷之內
に而寶永元申年五月御代官伊奈半左衞門樣御懸に而右代地に相渡
申渡尤御年貢之義は元地芝伊皿子臺町年寄重右衞門方へ取立御代
官中村八太夫樣へ上納仕町役之義は當町に而町並之通相勤申候
一、橋　壹ヶ所　巾貳間　長四尺　石橋
右は町內東之方横町下水に掛有之古來ゟ板橋に而享保之度本所町
々道造御普請之節御入用に而御普請有之候所文政元寅年五月中本
多內藏助殿御屋敷一手に而石橋に掛直し有之候尤名目無御座候
氷川大乘院持屋敷之內
一、稻荷社　壹ヶ所　正一位兼森稻荷　拜殿間口貳間　奥行九尺
本社間口九尺　奥行貳間　土藏作り　建坪六坪　但文政六未年正
月十七日燒失致當時拜殿は假建に御座候　神躰立像に而丈六寸位
作人不知　延享二丑年四月官位受申候　相殿　辨財天立像丈八寸

程　作人不知　相殿　藥師如來石座像丈九寸程
右は一体和尙美濃大垣に而彫刻之由申傳圓藏院所持仕候元は間口貳間奥行九尺程之草堂稻荷社地に有之候所文政六未年正月燒失に付當時相殿に安置仕候
右稻荷地面之義は古來御竹藏に而御庫候節水門之内に御庫候所年月不知近藤登之助殿幷領地に相成其後吉良上野殿屋敷に相成元祿年中上り地に相成候節ゟ引續當町に有之町内持に而享保十八丑年九月中町内ゟ相願圓藏院と申修驗者司守仕當時當山流修驗青山鳳客寺觸下に而當所に住居仕罷在候

一、町内安太郎店彌右衛門と申者母へ孝行之趣入御聽左之通御褒美頂戴仕候

本所松坂町貳丁目
安太郎店
彌右衛門
三十七才

其方儀初名金藏と申十二歲之節淺草駒形町次助店甚右衛門方へ拾年季奉公に出其砌父藤八相果候に付母ろく幷弟兩人とも伯父彌兵衛方に而養育受其方儀年季年中も母を大切に致宿入之度々貰受候衣類鳥目等を母へ見せ其外安堵致候樣申成遊山等には不罷越終日附添罷在猶又右年季通り無怠相勤彌右衛門と名改本所柳原三丁目へ店持酒醬油商賣相始め彌兵衛方ゟ母幷弟共引取朝暮母を大切に養育致し孝心之程元主人甚右衛門も奇特に存商物を仕送り吳相應に相蓄候所母ろく望に任せ商之勝手に付同所茅場町壹丁目其後吉田町へ引移其砌母爲安堵小梅代地町に於て少々の地面を致買得母を氣儘に任せ晝は商ひ店に而相稼夜分は母に附添ひ寢入候迄撫さすり且又商ひ見世よりは程隔候に付母之不自由を察し妻を呼迎手透之節は母に附添罷在候處不計中風之氣味に成半身不叶ニ而歩行も難成其上幼少より賦力薄く旁以病氣を相煩身分に過候醫師を招種々療養を加へ藥茶等を自分に煎食物は望次第好物を撰人手に不任煮焚致し三ケ年の間別而實情を盡し商ひに出候節は留守中無不自由樣手當致置商より歸り候而も休息も不致母之方へ相越安否を尋腰腹を撫摩兩便之取扱入湯を好候得は脊負候而連參且又五ケ年以前午年出水之節早速母方へ駈付母を脊負立退候に付商ひ見世之代呂物衣類諸道具等悉流失致し格別之損毛に而不如意に相成蓄方に差迫り諸事心底不任せ妻儀も奉公に而も不致旨申一躰母安堵之爲に呼迎候妻之事故追而困窮故母之孝行も不行屆候而は殘念に存相對之上離緣致し漸小梅代地町へ引移候所當春類燒に逢其節も母を脊負立退候故何一ッ不取片付燒失ひ彌困窮迫り夏氣に至り敷屋調候迄は夜中數之世話を致漸當店借受聊之味噌等を擔步行漸其日を送り候內にも孝心を不忘衣食ともに母之望を不背万端に付心懸能く其身之事は一錢を惜母之爲には費を不厭年來孝心厚下賤之者には奇特成致方に付右之趣及　御沙汰金貳拾兩被下候間難有可奉存
右之通被仰渡御金貳拾兩被下置難有奉頂戴候仍如件

本所松坂町貳丁目
寬政二戌年五月廿日
彌右衛門印
家主　安太郎印
五人組　伊惣治印
名主　長兵衛印

同所吉岡町

月行事　瀬左衛門印

同所吉田町

月行事　清太郎印

最初可申立合致し候者

名主　善右衛門印

淺草駒形町

次助店

元主人　甚右衛門印

本所菊川町壹丁目

八左衛門店

伯父　彌兵衛印

右之通町御奉行池田筑後守樣御番所に而被仰渡御褒美御金難有頂戴仕候其後彌右衛門儀は町内轉宅仕住所相知不申候

一、郡領名

右は同所壹丁目に而申上候通に御座候

右之通取調此段申上候右之外御脩條之廉々町内には無御座候以上

本所松坂町貳丁目

文政十一子年九月　　名主　長兵衛印

一、生國は紀州伊都郡橋本組山内村出生源次郎悴に而急に修驗道心懸け罷在候處去る享和二年六月神田富山町松本院當峯修行之節同道仕候間御當地へ罷下り其上神田柳原大秀寺日賢法印之法弟と相成候所本所松坂町貳丁目兼春稲荷司守圓藏院先代に有之候處去る文化十四寅年八月十四日右圓藏院へ重院仕候當子五拾貳歳に相成申候以上

寺社御奉行御支配

三寶院宮御末青山鳳覺寺觸下

松坂町貳丁目半兵衛店

文政十一子年九月廿八日　　圓藏院　芳忍㊞

名主長兵衛方藏書

一、當兼春稲荷之義は古來御竹藏之稲荷也爰に杢左衛門と申者寛永元年之生れ四十一才之夏寛文五乙巳難治病苦に迫り此稲荷を致心信候處告ありて普門品小石一石に壹字づゝ書き石數貳千四拾九字□社建立之節其石を以地行築立建立あり依之病苦平癒致一百一歳迄壽命堅固となり其頃吉良上野介殿屋敷稲荷其後立御用屋敷五百六拾坪之内古來ゟ坪數貳拾八坪社地に而元文二年之春造營九尺貳間之拜殿瓦新規に取替鳥居□壹□下水關板杉丸太に而四方高さ五尺之矢來仕立申度由奉願上候處願之通被爲　仰付難有建立仕候とあり

松坂町貳丁目

社守　圓藏院印

同松坂町貳丁目

地守　惣兵衛印

同　長兵衛印

同　伊兵衛印

同　傳兵衛印

兼春稲荷大明神緣起

一、本所松坂町鎭守本御竹藏稲荷本地は聖如意輪觀音菩薩と云々又寛文五乙巳年始而知れり爰に木工左衛門兼春と云ものあり寛永元甲子年の性四十貳歳之夏寛文五乙巳年難治病氣に迫り病の床にふして短命之程歎け敷常々此神を信ぜしより心中に祈誓せしかば心

暫くありて床中に珍敷頻りに眠く終に朋眠む、枕の元に童子壹人來て小石を與ふ其石毎に文字あり斯之通り一石に普門品一字宛書之我に與よと云ふ木工左衛門夢中に答へていかなれば小石を好むやと問ひければ我は則稲荷本地如意輪なり汝難治病苦を免れ一百壹歳の齢を保たせんがためやと答木工左衛門夢覺枕を持て禮拜し身心健に相成忽に元氣を増て食事を好直に小石を求め普門品一石に壹字宛書ば等く彌食事も進み日に増し病氣を免れ數日を不重して一石に壹字宛普門品貳千四拾九字成就す誠に蘇生たる心地難有しと自身に貳千四十九字の小石を此社に持運び社の下に埋め地行を築て社を造營して四十貳才夏方享保年中迄身體堅固して一百壹歳の齢を保ち殊に水火の難を此神に今氏子に告るなり木工左衛門兼春此神有禮敬厚く信せし謂れにや木工左衛門稲荷兼春稲荷衆人に今稱なへ延命無量の利益多く他に越水火之難を告知らしむ運命拙き者は此神へ心願をかけ難產子孫の易を祈るにうたかふ事なし本地如意輪觀世音菩薩今正一位兼春稲荷太明神緣起是なり

享保十一丙午年二月

石藥師畧緣起

夫中道實相は無悟をけなれ用は唯信行の二つ故有德は人奇瑞を感する事自然の功や昔時美州大柿と云所に而わびしき禪房の境内に一石あり一休和尚後小松第二皇子是を彫刻して藥師如來之一佛像を建立し自ら開眼して人を勸善す是遍に弘法の因由に崩し利生の緣外にあらわる是を敬仰する人志願滿足し病者は信じて卽愈誠に不思議の靈像なり然るに當代四代の主是を懇望して爰に安置す妙なる哉目盲たる信心あれば明眼となり聾たるもの深く念すれば日をへずして聞るもの中古數を知らず近來伊勢や何某か一子久しく蟹眼膜にして明を失ふ尤醫藥の力を借るに絕へひとへに石藥師の守護を仰ぎ信力堅固にして感應をまつに奇なる哉一七日をへて忽然としてあきらかになりぬ其外奇とくを得るも多し誰か弘めんと欲して卽老眼をぬくい筆を執て石藥師の緣起をあらはす而已

乍恐以口上書付奉願上候

一、本所松坂町と申所に九尺四面之土藏作之稲荷宮御座候此宮之儀は先年　御公儀御竹藏御水門之内に御座候彼地近藤上之助殿屋敷に相成申候屋敷之鎭守は替被指置候其後吉良上野介殿と相成候處尤稲荷は替被指置候其後町屋に相成候而所之者氏神と尊申候彼地拜借且那有緣者無御座候に付先年か內證之注連法樂等仕來申候此宮之儀起立は相知れ不申候得共凡七十年之儀は所之者能存罷在候然共　御公儀御帳面に不相戴內宮に而罷在候何卒今度　御公儀樣に御願被成古跡並之御帳面に御戴被成被下表之方に門を明け於脩宮守り仕度奉存候右之旨被爲分聞召御公儀へ御願被成下候は難有奉存候依之所之者一同加判仕差上申候以上

享保十九寅年二月

本所森下町
園藏院

當山
御役所

名主　誰
年寄　誰
五人組　誰

本所小泉町

一、御城か寅卯之方間に當り凡貳拾三町程

一、町內起社之儀は寛文五巳年中御村木藏手代大繩に而拜領仕候處

元祿九子年三月町屋に御免被仰付其砌ゟ小泉町と相唱申候尤何故相名付候哉相分り不申候尤御役屋敷に付役人替次第跡役之者段々拜領致當時御村木石奉行江間粂右衞門宮道傳藏中村七太郎志村忠左衞門四人に而所持仕候古來者町內より東之方南割下水津輕越中守殿屋敷後口に表間口六拾間裏行拾貳間此坪七百貳拾坪之處御村木藏手代拜領町屋に而當町之內に有之候處正德巳後年月不知右町上り地に相成當時右津輕越中守殿御屋敷御圍込に相成申候且又當町續小泉町御用屋敷之儀も古來は町內に有之候處享保年中本所方御用地に相成候節ゟ別町に相成申候、但公役銀之義は享保七寅年十二月ゟ上納仕候尤小間廿間に付一ヶ年拾五匁勤之積に而年々上納仕候

一、町內間數　東西に表間口京間貳拾五間五尺五寸　南北に裏行不同　此坪數三百八拾九坪壹合三勺　但片側町屋に而間數表裏不同に而候

(朱書)
東西に表京間廿八間　裏幅拾三間五尺七寸餘　南北に裏行貳拾壹間　此坪數四百四拾坪五合

右之通享保十一午年四月中御尋之節表京間廿五間五尺五寸裏行不同此坪三百八拾九坪壹合三勺有之候段書上仕候所天明五巳年二月中御尋之節地主岡野市右衞門秋元新左衞門中村乙藏に掛合候所明曆年中京間四百坪拜領仕元祿十一寅年十一月四拾坪之添地被下置都合四百四拾坪五合右朱書之通拜領仕來候旨申之先年書上候間數等符合不仕其節有形に而は京間廿八間裏行拾七間餘裏幅拾八間此坪數三百九拾壹坪餘有之拜領地面一體之間數坪數ゟは四拾九坪餘不足に有之候旨右地主三人申之候段書上有之候處右朱書に京間と有之候所田舍間に而前書墨書左之間數に見競候得ば符合仕候依之享保廿卯年七月改置候帳面之間數見合候得ば京間と田舍間之違に而間數坪數符合不仕候儀と相見え申候

一、隣　町　〔東之方〕小普請奉行支配小普請方伊賀者猪田清六郎樣　〔西之方〕本所小泉町御用屋敷　〔南之方〕回向院　〔北之方〕本所小泉町御用屋敷

一、町內里俗御臺所町と唱來候て東隣武家地御臺所御家人衆屋敷有之候故唱來申候

一、町內惣家數　三拾九軒　內　家主貳軒　地借九軒　店借廿八軒

一、自身番屋　壹ヶ所　間口九尺　奧行三間半　建坪五坪貳合五勺
右は町內西角に有之元祿年中町屋に相成候節より建始候哉年月等聢と相知不申候同町御用屋敷兩町組合町役相勤申候

一、郡領名
右は葛飾郡西葛西領に御座候

右之通相調此段申上候尤右之外御尋條之廉々町內には無御座候以上

文政十一子年九月

本所小泉町
名主　長　兵　衞㊞

享保廿年改沽券水帳に配置之間數

一、表田舍間貳拾八間　裏行西之方廿貳間五尺　東之方廿壹間　裏幅拾三間五尺五寸　此坪數四百四拾九坪五合
右を京間に直し

一、京間廿五間五尺五寸　裏行西之方廿壹間五寸　東之方拾九間貳尺五寸　裏幅拾貳間五尺五寸　此坪數三百九拾壹坪四合餘

延享元子年改沽券繪圖間數

一、表京間廿八間貳尺　裏幅拾八間壹尺　裏行西之方拾九間壹尺五寸　東之方拾七間五寸　此坪數三百三拾五坪六合五勺
天明五巳年二月書上間數
一、表京間廿五間五尺五寸　裏行不同　此坪數三百八拾九坪壹合三勺
一、〔表ヵ〕表京間廿八間　裏行廿壹間　裏幅拾三間五尺七寸餘・此坪數四百四拾坪五合
右之通如何之儀に御座候哉間數坪數相違仕京間田舍間之書違に而有樣間違候儀にも可有之哉奉存候如何書上相定可申哉御賢慮奉伺上候

子十二月

本所小泉町
長　兵　衛

本所小泉町御用屋敷

一、御城より寅卯之方間に當り凡貳拾三町程
一、町内起立之儀は北側百五拾貳坪餘之場所右元祿十一寅年三月本所上水白堀浚受負人拜借地に相渡り東側貳百八拾壹坪五合之地所は同十三辰年十一月本所埋樋受負人拜借地に相渡り小泉町之内に有之候處其後享保四亥年四月中本所御奉行相止町御奉行大岡越前守樣御懸りに而上り地に相成本所方御懸り御用地に相成り當時之町名に相唱各町に相成申候、但御用地之儀に付公役銀差出不申候
一、町内間數　三拾七間三尺五寸　北側　東西に表田舍間三間半裏幅拾四間　南北に西之方裏行貳十貳間四尺　東之方同十六間
東側　南北に表田舍間三拾四間五寸　裏幅同貳拾九間四尺五寸
東西に南之方裏行拾八間三尺　北之方裏行無之　惣坪數四百三拾三坪五合　但拾六間之場所南側其餘は片側町屋
一、隣町〔東之方〕小普請方伊賀者豬田清六郎樣　御小性組牧野靱負樣〔西之方〕藤堂和泉守樣藏屋敷　南本所横網町〔南之方〕回向院　本所小泉町〔北之方〕南本所横網町
一、町内里俗横網と唱來候は隣町横網町と申候に付右町内近邊武家地之方共同樣相唱申候
一、町内惣屋數　拾八軒　内　家主壹軒　地借八軒　店借九軒
一、自身番屋
右は小泉町西角に有之當町組合町役相勤來申候に付小泉町より申上候

北側
一、表間口田舍間三間半　裏幅十四間　裏行西之方貳拾貳間四尺　東之方十六間　此坪數百五拾貳坪餘

本所道役
清　水　八郎兵衛
家　城　善　兵　衛
御預り

右は元祿十一寅年三月十四日本所御奉行鈴木兵九郎樣鳥井久五郎樣より本所上水白堀定浚受負人善六爲助成地拜借被仰付候所享保四亥年四月三日本所御奉行相止町御奉行御懸りに而上り地に相成本所方御用屋敷に相渡り右兩人御預り地に相成申候
東側小泉町續
一、表間口田舍間七間壹尺五寸　裏幅同斷　裏行南之方十八間三尺　北之方十四間四尺五寸　此坪數百拾壹坪五合

右　同　人御預り

同所北續

一、表間口田舍間貳拾六間五尺　裏幅貳拾貳間半　裏行南之方拾五間貳尺　北之方無之　此坪數百七拾坪

右貳ヶ所共元祿十三辰年十一月二十九日本所御奉行櫻井庄之助樣酒井與九郎樣より本所埋樋受負人清六爲助成地拜領被仰付候所享保四亥年四月三日本所御奉行相止町御奉行大岡越前守樣御勤役之節上り地に相成町方御支配本所方御掛御用地に相渡り右兩人御預りに相成罷在候

一、郡領名

右は小泉町に而申上候通に御座候

右之通相調此段申上候尤右之外御箇條之廉々町內には無御座候以上

文政十一子年九月　　本所小泉町御用屋敷

名主　長　兵　衛㊞

本所龜澤町

一、御城より寅卯之方間に當り凡貳拾六町程

一、町內起立之義は元祿七戌年本所御奉行樣御掛に而本所地割竝馬場守拜借地に相渡竝寶永四亥年本所中下水埋樋請負人共拜借地に被仰付候に付町屋相建龜澤町と相唱申候右は古來町內向側御武家地之內荒川勘九郎樣御預り地當時男谷彥四郎樣御屋敷內池有之古跡之由に而龜澤之池と相唱候より町名に相唱申候由に御座候其後馬場兩脇明き地之處天明五巳年道役兩人拜領地に相渡り候に付當時之姿に相成申候其節より公役銀之儀小間廿間に付一人役一ヶ年拾五匁勤之積に而年々上納仕候

但御用屋敷之分は公役銀上納不仕候

一、町內間數　東西に田舍間百廿四間貳尺　裏行不同　內　表通り北側　東西に表田舍間百壹間五尺六寸　裏幅同斷　南北に裏行拾貳間三寸　此坪數千貳百貳拾八坪九勺五才

同所南側東角　東西に表田舍間三間二尺五寸　裏幅同斷　南北に裏行同拾四間半　此坪數四拾九坪五合四勺壹才

裏通北側東角　東西に表田舍間九間　裏幅同斷　南北に裏行同拾壹間半　此坪數百三坪五合

同所西角　東西に表田舍間拾間　裏幅同斷　南北に裏行同拾壹間半　此坪數百拾五坪　總坪數千四百九拾六坪壹合三勺六才　但拾九間之所兩側其餘は片側

一、隣　町　〔東之方〕御寄合伊奈主膳樣　御勘定村井榮之進樣　同所〔西之方〕御勘定淺井次郞吉樣　〔南之方〕御寄合本多主馬樣　同所物奉行鈴木彥五郞樣　御代官竹垣庄藏樣　西丸小十人組竹本茂兵衛組中村主計樣　火事場御見廻り島津又吉郞樣　小普請組神尾豐後守支配平井省庵樣　同久世伊勢守支配御勘定出役久保寺忠太夫樣　西丸御廣敷御添番中村熊太郞樣　御藏奉行篠木勝左衛門樣〔北之方〕本所御米藏

一、町內里俗無之

一、町內惣家數　百七軒　內　地主壹軒　家主貳軒　地借四拾軒　店借六拾四軒

一、自身番屋　壹ヶ所　間口壹丈　奥行三間　建坪五坪

右は町內地面內店竝に有之何年以前より建始候哉起立年月等相知不申候

一、商番屋　壹ヶ所　間口九尺　奥行貳間半　建坪三坪七合五勺

右は町內西之方角に有之建始候年月等相知不申候文政八酉年八月
中御願申上修復仕候
町內表通北側
一、表間口田舍間百壹間五尺五寸　裏行拾貳間三寸　此坪數千貳百
廿八坪九勺五才
　　當時受負人
　　　中之鄉竹町
　　　　次郎左衛門
　但內譯古來左之通
東角
　間口拾六間三尺壹寸　裏行拾貳間三寸　此坪數百九拾九坪貳
　勺六才
　　元
　　本所地割
　　　長十郎
同貳軒目
　同斷　此坪同斷　　同　久四郎
同三軒目
　同斷　此坪同斷　　同　孫左衛門
同四軒目
　同斷　此坪同斷　　同　太郎兵衛
同五軒目
　間口拾壹間五尺七寸　裏行拾貳間三寸　此坪百四拾三坪九合
　九勺七才
　　馬場守
　　　名前不知
同六軒目
　同斷　此坪同斷　　同　利兵衛
西角
　同斷　此坪同斷　　同　喜右衛門
　　右七人拜借地
右之通元祿七戌年六月十六日本所御奉行多賀亦四郎様藤堂庄兵衛
様ゟ拜借仕候所享保四亥年四月三日本所御奉行相止町御奉行大岡
越前守様御掛に而拜借地被召上右場所一圓本所方御用屋敷に相成
本所方道役兩人御預りに被仰付候所文化六巳年九月中小田切土佐
守様御番所に而中之鄉竹町船渡受負人次郎左衛門え爲助成御用屋
敷受負願之通被仰付候
同町南側東角
一、表田舍間三間貳尺五寸　裏行拾四間半　此坪數四拾九坪五合四
勺貳才

當時受負人
中之鄉竹町
次郎左衞門

右は本所中下水埋樋拾貳ヶ所番人附置明立仕候に付右爲助成賓永四亥年四月十日本所御奉行三淵縫殿助樣小笠原外記樣ゟ本所道役先代八郎兵衞拜借仕候處享保四亥年三月中町御奉行大岡越前守樣御勤役之節右地所上り地に被仰付本所方附御用屋敷に相成本所道役淸水八郎兵衞家城善兵衞御預りに御座候處文化六巳年九月中中之鄉竹町船渡請負人次郎左衞門儀小田切土佐守樣御番所に被召出願之通右地所請負被仰付當時右次郎左衞門御請負地に相成申候

同町裏通り東角
一、表間口田舍間九間　裏行拾壹間半　此坪數百三坪五合
町方御支配
本所道役
拜領主　淸水八郎兵衞

同所西角
一、表間口田舍間拾間　裏行拾壹間半　此坪數百拾五坪
同
同
同　家城善兵衞

右貳ヶ所拜領町屋敷之儀は馬場御普請以後明地之所天明五巳年十二月廿一日町御奉行曲淵甲斐守樣山村信濃守樣御勤役之節右兩人に拜領被仰付當時右兩人所持仕候

一、椿木稻荷社　壹ヶ所　拜殿間口貳間　奧行壹丈　本社間口九尺奧行貳間半　建坪七坪八勺三才　神躰幣束

右稻荷之義は古來ゟ町内北之方地續馬場地所に有之町内持に御座候所天明五巳年中馬場御普請有之當所に御附替に相成候節右社建直し申候右社の儀古來建始候年月等相知不申候但右社之儀は町内淸水八郎兵衞拜領町屋敷内文化元子年六月中ゟ借地住居罷在候白川殿御配下神職梅本大和と申ものに町内ゟ社守爲致置申候

町内家城善兵衞拜領地内
一、町道場　壹ヶ所　大黑天安置　拜殿間口貳間　奧行貳間半　本社間口貳間　奧行三間　建坪拾壹坪　神躰大黑木像　丈三寸程
元康公樣御作之由

右大黑天之儀は古來町内西之方横町淺井次郎吉殿御屋敷内に有之候由天明年中當町家城善兵衞拜領地内に引移智海と申者大黑安置仕候に付大黑庵と申來候所文化二丑年之頃英成と申者に相讓同五辰年中氷川大乘院觸下に相成大黑院と唱追々相讓當時淨土宗千住誓願寺持に相成大黑院稱阿と申僧緣起等持傳罷在候由申之候

一、馬場　壹ヶ所　椿馬場と唱申候　長八拾三間　幅七間　〔南西東之方〕土手敷壹間馬踏貳尺　〔北之方〕土手敷九尺馬踏三尺

右馬場起立之儀は萬治二亥年德山五兵衞樣山崎四郎左衞門樣御懸りに而本所武家地御割渡之節出來仕候由口傳古來は町内ゟ東之方に而馬場南北に付有之候處其後年月不知町内續北之方に而東西に御付替長百貳間幅拾貳間有之候所天明四辰年十一月町御奉行曲淵甲斐守樣御懸にて御普請御取掛り翌巳年十一月中出來仕町内北裏に新道相附き御米藏之方に引下り御附替に相成則當時之姿に御座候里俗椿木馬場と相唱申候右は以前ゟ椿木土手際に有之候に附相唱申候道役拜領地家守共預りに而當時家守文七預り罷在候

一、郡領名

右は葛飾郡西葛西領に御座候
右之通取調此段申上候尤右之外御尋條之廉々町内にも無御座候以
上

文政十一子年九月　　本所龜澤町
名主　長　兵　衛㊞

文政十一子年十月御訴訟
十一月十日公事合
龜澤町神職梅本齋宮方相懸り候神職差障出入
寺社御奉行
松平伊豆守樣御懸り
乍恐以書附御訴訟奉申上候
本所龜澤町
榛木稻荷神主
訴訟人　梅　本　齋　宮
神職差障出入　　同所緑町壹丁目
名主
相手　長　兵　衛
同所龜澤町
同　家主　文　七

右訴訟人梅本齋宮奉申上候今般地誌爲御調御公儀御役人中御出役有之御糺之上致書面に差出候樣被仰付候間前度　御奉行所へ奉書上候通社地間數竝社頭神躰等互細相認差出候處同町名主長兵衛家主文七致加筆私儀は町内稻荷社に附置候神職に而神主には無之文七店に罷在候神職に御座候間其旨書上候樣差圖仕候に付當社之儀

は數代私家に而神職勤來り祖父類燒之砌同所緑町に借宅仕當社には弟子共留主居宮番に差置兼帶に而神勤被在候處其後私代に至り廿五年以前文化元子年六月中當所歸住仕候節寺社御奉行水野出羽守樣に奉願上段々御糺之上繪圖面奉差上社地手狹に付本所道役清水八郎兵衛拜領町地借添に仕居宅補理罷在候義故店借庫神職之旨に而は前々　御奉行所に奉差上候文面に振候間是又仕來之通神主に而地誌御調書差上度段申上候處當月六日家主文七罷越申聞候町内差圖を拒候においては町地面貸し置候儀不相成旨名主申付候間來る十五日迄に家作引拂候樣申聞候に付驚入同地面に罷在候源七と申者相賴是迄數代致住居候處只今急に地立被致候義迷惑至極に御座候間是迄之通差置呉候樣相歎候處左候はゞ居宅方社之通用口を〆切神主と有之候地請證文書替差出候はゞ詫致可遣と申候趣申聞候然る時は數代龜澤町鎭守稻荷に而神主相續仕候處只今斯に至り撥絶仕候而は神慮先祖に對し歎敷奉存候間無是非御訴訟奉申上候何卒以　御慈悲相手兩人共被召出神主職に不差障數年罷在候地所に御座候間致勘辨永仕候樣被　仰付被下置候樣　御憐愍之御沙汰偏奉願上候以上

文政十一子年十月　　本所龜澤町
榛木稻荷神主
訴訟人　梅　本　齋　宮

如斯訴出候間來る九日迄取扱可相濟若不埒明候はゞ致返答書翌十日八時双方一同可罷出もの也

子十一月三日　伊豆　　本所龜澤町
榛木稻荷神主

訴訟人　梅本齋吉
同所緑町壹丁目
名主
相手　長兵衛
同所龜澤町
家主
同　文七
右町々五人組
家主
名主

乍恐以返答書奉申上候

一、本所龜澤町家主文七奉申上候、神職家業人梅本大和事齋宮と申者神職差障之旨申立私共相手取當月三日當　御奉行所様え御訴訟奉申上候に付今般可罷出旨之御裏御判頂戴相附奉恐入候依之此段左に申上候

右訴訟人齋宮儀は大和と申廿五年以前文化元子年私先役家主平次郎町役相勤罷在候砌本所緑町貳丁目久兵衛店より引越參り當地面之内借地住居仕罷在神職には有之候得共龜澤町榛木稲荷神主に而は曾以無御座候處此度右町稲荷神主之由申之私共相手取神職差障之趣申立當御奉行所様え御訴訟申上候義は私方へ一向無沙汰にて一應之懸合も無之御訴訟申上候段甚迷惑至極に奉存候右稲荷社之儀は町内の稲荷に御座候處廿一ヶ年以前文化五辰年中社向普請修復再建之儀を申立寺社御奉行阿部主計頭様え右大和儀願出候由に而私共町内名主被召出御尋御座候に付右社地之儀は町御奉行御支配御馬場地之内割餘り地に而町内之稲荷社建營候儀に有之馬場共一圓私共町内に而見守相勤諸事町内持に而取計來尤右社地之儀は町内表通り一圓本所附御用屋敷と相唱候場所之地續に馬場有之候處天明五巳年中御奉行曲淵甲斐守様御掛に而馬場御附替に相成御普請有之候節間口三間裏行五間余之割餘り地に町内稲荷社是又引移し町内持に而異變有之候節は町御奉行所に町内月行事ゟ申立普請其外何事に不依町内手限に而仕來是迄普請等之儀に付外御役所に相願候例無之儀に付其後右御奉行所様に御答申上候處大和事齋宮ゟ願出候儀は全く筋違にて有之候間町内に熟談申込願出願下ケ候様御利解有之右願之儀は不被及御沙汰候趣承之罷在候且右翌年稲荷社修復之儀は町方本所御掛りに私共ゟ御屆申上修復取計申候依之此度聖堂ゟ地誌御調に付右仕來之趣申立候儀に御座候處齋宮儀は右稲荷神主にて古來ゟ町内に住居仕候抔と自分勝手之儀申立町内に轉宅仕候砌先家主平次郎と懇意に付稲荷隣之地面に住居仕候故手近之儀に而有之候處社内世話相頼候儀に御座候間全町内ゟ頼置候社守に有之右等之譯相辨罷在最早年月相立候に付今般町内之稲荷を自分持之社之趣に申張神主と申立罷在候に付何方御役所ゟ當町之稲荷神主職に被仰付候哉右様之儀も有之候はゞ申聞候様懸合候得ば古來之儀は類燒の節書留等燒失致し無之旨品能申成御用屋敷に附候御馬場地稲荷を自分持之様に申成候段一向難得其意奉存候勿論右御地所は一圓町御奉行所御支配に而私共町内へ見守被仰付置候儀に有之右齋宮神主と申立候而は同人持之場所之様相成町内御(ママ)蒙御察計候而は私共迷惑仕候儀に御座候間此段御吟味被成下置候様奉願上候右神職に付私共差障之儀は無之自分より我(ママ)儘成儀申募り町内心得方と相違仕候間其段を申聞候所一向取敢不申

此度地誌御調御答之御差支にも相成申候且又地面之儀は此度地主より入用之趣申付候に付明渡呉候樣申聞候趣共彼是申紛し右否之儀も不申聞不當之儀而已申罷在難澁至極仕候間何分御慈悲を以右始末御聞濟被成下置以來右躰之儀不申聞樣訴訟人齋宮へ御利害被下置候樣偏に奉願上候以上

本所龜澤町家主
返答人　文　七印

文政十一子年十一月十日

寺社　御奉行所樣

乍恐以書付御返答奉申上候

一、本所緑町名主長兵衛申上候私支配同所龜澤町家主文七地借神職梅本齋宮より私並大家主文七相手取神職差障出入申立當　御奉行所樣へ御訴訟奉申上今日可罷出御裏書頂戴相付奉恐入左に御答申上候

一、右訴訟人梅本大和事齋宮御願申上候は今般地誌御調に付御役人方より御糺之上致書面に差出候樣被仰付候間前度　御奉行所樣に奉書上候通社地間數並社頭神躰等巨細相認差出候を私並家主文七致加筆齋宮儀は町内稲荷社に雇置候神職に而神主には無之文七店に罷在候神職に御座候間其旨書上候樣差圖仕右社之儀は數代齋宮家主神主職勤來祖父代類燒之砌同所緑町へ借宅仕當社へは弟子共留守居宮番に差置兼帶に而神勤罷在文化元子年六月中當所へ歸住仕其節水野出羽守樣に奉願上御糺之上繪圖面等奉差上社地手狹に付本所道役清水八郎兵衛拜領町屋敷借添に仕致住居罷在候間前々御奉行樣に奉差上候文面に振候間仕來之通神主に而地誌御調書差上可申段申候處先月六日家主文七より町内差圖を拒候においては町地面貸置候儀不相成旨私申付候趣を申聞き五日迄に家作引拂候樣申候に付同地面に罷在候源七相賴掛合候由品々申上候得共右齋宮申上候義町内心得とは相違仕右稲荷社之儀は町内之稲荷に而古來町内裏續に有之候馬場東之方に有來候小社に而町内之儀は一圓御用屋敷に而右馬場之儀は天明四辰年中町御奉行曲淵甲斐守樣御勤役之節馬場御普請有之町屋裏之方に有之往還御附替に相成北之方本所御米藏之方當時之場所に馬場御引替に相成翌辰年中御普請出來仕候砌馬場割殘地間口三間奥行九間程之地所則町御奉行所御支配場に而町内家主共に見守被仰付異變等有之節は町内月行事共御訴申上候樣其節被仰付有之右稲荷小社之儀も右殘り地に引移り町内持に有之候然る所訴訟人梅本齋宮儀は元本所緑町貳丁目當時家主久兵衛先役德兵衛店に罷在右町に而出生仕年來罷在同地面之稲荷世話致居別當致度段同町家主共に相賴享保元酉年二月中家主共に一札入置緑町稲荷守護仕罷在候處其後文化年中當家主先々役平次郎存生之砌借地致し町内稲荷社之隣に有之殊に右家主平次郎儀齋宮とは懇意に付稲荷之世話相賴社守致來候所町内家主共も追追相替自然と自分稲荷之趣に申成神主職に而社地手狹に付當地面借添仕候旨寺社御奉行樣に御屆申上候段申聞候得共右地所之儀は稲荷社地と申には無御座馬場之内にて割殘り明き地に町内に而稲荷社相建置家作住居地には不相成所に有之町御奉行所御支配場に御座候間私方より右稲荷社起立之始末書上候心得と相違仕候間齋宮儀緑町より轉宅仕候節持傳之神躰等は町内稲荷に相殿に祀置候趣に而仕來之譯書上候心得に而書上方相違不仕候樣申合可相認と

先月上旬齋宮に及相談に候處同人儀眼病に而認もの不自由に付書面に認入吳候樣申し付御用向辨し候方宜と存任申に書入申候處綠町ゟ轉宅いたし候續等相違無之旨申納得仕相歸候所其後如何致候哉地誌御調書上不相成趣に而追々聖堂地誌御調御役人方に御日延申立候由依之御調書上差支私方ゟ書上にも稻荷之譯相除置御儀に御座候私儀齋宮に神職に差障候筋無御座候地所明ケ渡之儀も家主文七へ申聞候趣訴狀に申上候得共是迄右樣之儀申付候義無御座候元來町內小社之儀に而神主附之社と申には無御座既に文化五辰年中右稻荷社町內のもの打寄普請再建仕候所其節齋宮ゟ神主之旨に而同人持之社普請仕候趣に申立寺社御奉行所樣へ御願申上候由に而私儀同年四月廿三日寺社御奉行阿部主計頭樣に被召出右稻荷社之儀御尋有之候處町方御持場に而町內持之稻荷に有之他御役所に御願申上候例無之其節普請仕候段町方本所御掛り御役人方に御屆申上候旨御答申上齋宮ゟ願之趣不被及御沙汰由及承罷在候然所同人儀は先年ゟ數代當地所に住居いたし神主職致し罷在候旨申聞候得共町內に而心得不申候に付舊記等も有之候はば爲心得爲見候樣申候處燒失いたし無之旨申取留候儀無之全綠町ゟ轉宅仕候以來稻荷世話仕來候を古來ゟ神主職仕候趣に申成當時住居之地面は馬場東之方竝往還跡明き地之所天明五巳年中本所道役淸水八郞兵衞に始而町屋敷に拜領被仰付候場所に御座候間數代住所之地所へ歸住仕候樣と申立候段一向相聞不申候前書申上候通右稻荷有之候地所之儀は馬場地之內に而社地と申には無之儀に相心得罷在町御奉行所御支配場所に御座候得は右地所社地抔と申儀私共において何共難申上奉存候今般家主文七ゟ地主申聞職分にも差障難儀致候はゞ私共方へ賴も有之候得ば取扱方も可有之所私共相手取一應之懸合も無之一向無沙汰に御訴訟奉申上當三日御裏書頂戴相付奉驚入甚以難澁仕迷惑至極に奉存候何卒御慈悲を以御吟味之上地誌御調御差支に不相成樣いたし私共に難義迷惑不相懸勝手儘之義不申候樣被仰付被下置候樣奉願上候以上

文政十一子年十一月十日

本所綠町
名主
返答人 長兵衞

寺社 御奉行所樣

文化五辰年四月廿三日
阿部主計頭樣に御答書留

乍恐以書付申上候

一、本所龜澤町續御馬場地之內に有來候稻荷之儀は何頃ゟ有之候哉御尋に付左に申上候

右稻荷之儀は年來右町裏續御馬場有之右之內に稻荷社有來候處貳拾四ケ年以前天明五巳年中町御奉行曲淵甲斐守樣御勤役之砌右御馬場御普請有之當時之場所に御馬場御引替に相成候節間口三間裏行九間之御割餘り地に右稻荷も同年當時之場所に引替間口九尺に奧行三間程之本社竝間口二間奧行壹丈程之拜殿共其節補理置申候儀に御座候右御馬場竝稻荷社地共町方御持場に而町內持に有之異變等有之候節は右町內月行事共ゟ町御奉行所に御訴申上候尤右稻荷普請修復等之儀は右町內に而仕來其後右修復等外御役所樣に御願申上候例一向無御座候勿論是迄右社向修復相願候例不承傳候得

其年月不相知先年右御馬場入口木戸門形を取繕候節本所御懸り之
衆に御屆申上候而取計申候間此度迚も右社向取繕内作事之儀には
御座候得共前書例に見合御懸り之御内に家主共より申上置候而已
に有之候段申上候
右御尋に付此段申上候以上

本所龜澤町
文化五辰年四月廿三日　名主　長　兵　衞印

寺社　御奉行所樣

右之通寺社御奉行　阿部主計頭樣に御答書差上候得ば御受取被置
候旨御訴所に而被仰渡候同日御月番南根岸肥前守樣御番所に御訴
申上候得ば御受被置候
本所龜澤町神職梅本齋宮ゟ願出候一件追々御糺有之懸合之上町
内馬場地之内に有之稲荷神主之趣申立去る九月中地誌御調之節
御答差支に相成候處右は齋宮心得違之段相辨神主と號候儀相止
右稲荷之儀は町内持に付其段相心得社寺之儀は齋宮ゟ相頼候上
は守護爲致積且去十月中家主文七より地面入用に付齋宮に地立
申付候處此節故障も無之候間以來地面貸置候筈に而地誌御調御
答之儀は町内心得之通申立候積取極右出入熟談内濟仕證文差上
御聞濟に相成申候依之此段申上候以上

丑二月五日　本所龜澤町　名主　長　兵　衞

覺

棒木稲荷大明神
一、相殿　稲荷神璽　右勸請　但し長さ八寸幅四寸四分
同
一、同神木像　六寸程立像但し作人不知
同
一、駒留八幡宮　畫像に而八幡太郎義家公御筆と申傳候　白川神祇伯王殿御染筆物一幅
同
一、同神乘馬木像　丈三寸程但し作人不知
同
一、同神立像　丈二寸程作人不知
同
一、金毘羅大權現
右之羅御座候御尋に付申上候以上

文政十二丑年二月　白川殿御配下
齋宮事　梅　本　大　和㊞

本所龜澤町文七地借
大黒院　稱　阿

私菴大黒天開基は芝增上寺四十世衍譽利天大僧正弟子乾阿機全に
於本所地大黒天神居可致建立と申付候依之右乾阿機全貞享三丙寅
年十月町内西之方横川以前御醫師平井省菴當時御勘定方淺井次郎
吉地面之内に開基仕候其後天明年中當時之所に引移候砌智海と申
者右大黒天所持仕宅之内に安置仕置候處追々信心之者參詣等相增
其後英成と申者智海ゟ讓受右英成儀氷川大乘院觸下に相成大黒院
と改夫ゟ文政二卯年正月且頂と申僧氷川大乘院ゟ讓受當時之家作
致普請住居仕候文政四辛巳年四月且頂相果法類琢翁住居仕候右二
代十ケ年之間淺艸專光寺末菴に御座候
本尊大黒天右脇に妙見大菩薩左脇に不動明王古來ゟ御座候得共妙

見大菩薩は破壊仕候に付新規再興仕候不動明王は極小像に御座候に付両方共去亥年六月被再興有来之通安置仕候
大黒天縁日毎年甲子庚其外は十一月初子に祭祠仕候

元康公御作
一、中大黒天　座像　御丈三寸五分
一、右妙見大菩薩　座像　御丈五寸
一、左不動明王　座像　御丈五寸

後水尾院御自筆
一、般若六字名號　壹幅

尊空親王
一、御讓狀　壹通

元康公御自作　大黒天　壹躰
後水尾院御直筆　般若六字名號　壹幅

右者從東福門院知恩院第三十六世尊空親王へ御相傳然る處今般尊師へ被致授與候者也

貞享三丙寅年　十月日　圓住

勝算

利天大僧正

一、般若六字名號之寫
（名　號）　唐紙　長三尺壹寸五分　横七寸五分

右之通御座候私儀は去亥三月琢翁ゟ讓受住居仕候以來は千住小塚ヶ原淨土宗誓願寺持に御座候御尋に付此段申上候以上

本所龜澤町
家主文七借地
千住誓願寺持

文政十一子年九月　大黒院　稱阿印

開運出世大黒天略縁起

原夫當院に安置奉致大黒天尊像は恐くも神君樣御幼年元康君と申奉りし御時御手自御彫刻遊され候殊に御心願を籠させられ御出陣之度ことにも金襴之袋に納め奉り御襟掛に遊され御信心によりて日增に御開運遂に　天下御一統遊さる然に　御老躰の後大猷院樣姬君東福門院樣後水尾帝の中宮に立せられ候節件之尊像を神君樣ゟ御讓りに相成　東福門院樣御崇信淺からず　後水尾帝の皇子智恩院尊空親王と成られ候節　後水尾帝震翰を添させられ復御讓りに相成畢ぬ其後貞享年中尊空親王より増上寺衍譽利天大僧正へ御讓狀を添られ御相傳遊され候こゝにおいて衍譽大僧正御信敬淺からず長時御供養遊され年を經るところに或時尊天衍譽大僧正の夢寐中に現し告て曰く我本地悲願ありて普く貧窮無福の衆生を憐慈し我を信敬供養するものは大福祿を得開運榮達如意成滿ならしめ若亦遭逅結縁の輩も加被護念して心中眞祥ならしめん事を欲す然るに今僧正淨業薫練の砌とあつて朝暮とこしなへに修懺禮念の香烟に薫し誦經唱念之法味に飽しといへども如何せん持念閑寂の密室に居て有縁之世人求福祈財の徒を値遇結縁するによしなし請ふ我を繁華之街巷に安置し世人に普く拜念なさしめよと時に僧正坐下に乾阿義全なるもの有日頃厚出精修にしてしかも尊天を崇信す此乾阿もまた同夜尊天乃靈夢を感ずよりて僧正に謁して昨夜靈告の事を演奏す爰において僧正愕然として拍手感歎し靈夢の符節を合せたるが如くにして悲願の深切なるを感伏し信敬いよ〳〵肝に銘じ則ち尊弟乾阿義全に命じて尊像安置の砌を卜し道場を營建し吉辰をえらみて則當院に遷

崖なし奉り給ふしかしより已來今に百有餘年の星霜を經て靈驗日を
追て揭焉しく世人祈求の差によりて福祿名財を與へ志願を成滿なさ
しめ給ふ就中開場より已來武門之御方崇信禮詣ことに多く尊天の擁
護によりて開運昇進の靈驗揭焉しき枚擧に不遑今後來廢亡を恐て古
記によりて來由の大綱を誌す事かくの如し云爾　後水尾院震翰並尊
空法親王の御讚狀寫其外寶物什寶として深く當院の庫藏にをさ舞
于時寶曆十一巳年九月　　當院三世
　　　　　　　　　　　　　　　　　　惠　　　講　　　識

右緣起歲曆見わかりがたきところ多し故に今修補を加ふ爰に開場
貞享年中より文政改元に至り凡百三十有餘年を經た季
　　　　　　　　　　　　　　　　當院九世現位　　且　　　　頂

本所綠町壹丁目

一、御城か寅卯之方間に當り凡貳拾八町程
一、町內起立之儀は元淺草天王町東側に御座候處元祿元辰年中御藏
爲火除御用地に被召上同年十月十八日當所明地之處元坪倍增に而
右爲代地被下置候町名之儀は相生町同樣祝詞候而綠町と相名付候
由申傳候尤古町之儀に御座候間只今以町人御能拜見之節は元地天
王町か籤札致配分元地之人數に加り罷出御錢頂戴之儀も元地か割
合請受頂戴仕來申候其後享保七寅年十二月より公役銀上納致候尤
小間十間に付一ヶ年拾五匁勤之積に而年々上納仕候
一、町內間數　東西に表間口京間五拾五間半　表幅同斷　南北に裏
行同貳拾間四寸　總坪數千百拾三坪四合一勺五才　但片側町屋に
而間數裏表不同無之候
一、隣　町　〔東之方〕本所綠町貳丁目　〔西之方〕同所相生町五丁目
〔南之方〕竪川向同所林町貳丁目三丁目　〔北之方〕御納戶鈴木榮次
郞樣　御代官伊奈友之助樣
一、町內里俗二ッ目と唱申候
右は西之方相生町四丁目五丁目二之御橋有之竪川入口か二ッ目之
橋に付橋前後町々を二ッ目と唱來申候
一、町內惣家數　七拾四軒　內　家持壹軒　家主五軒　地借十八
軒　店借五拾軒
一、自身番屋　壹ヶ所　間口貳間　奧行五間　建坪十坪
右は町內東之方に有之元祿元辰年十月町內代地に被下置候砌建始
候哉に申傳古來は一ッ町內に付綠町壹丁目貳丁目組合罷在町役相
勤候由文政八酉年中御願申上修復仕候
一、木戶番屋　壹ヶ所　間口貳間　奧行三間半　建坪七坪
右は西之方に有之前書同樣に而何年以前建始候哉年月相知不申文
政八酉年五月御願申上修復仕候
一、竪川
右は町內南之方に有之西か東に流川幅貳拾間有之起立之儀は萬治
二亥年本所御奉行德山五兵衛樣山崎四郞左衛門樣御懸に而出來仕
候
一、竪川通河岸地　間口田舍間六拾間七寸五分　河岸行八間　此坪
數四百八拾壹坪　內　間口五拾八間四尺七寸五分河岸行八間
　此坪數四百七拾坪三合三勺三才之場所は冥加金壹ヶ月に金壹
　兩貳分銀壹匁八分づゝ上納仕候
間口壹間貳尺河岸行八間
　此坪數拾坪六合六勺七才は除地に付冥加金上納相除申候
右河岸地川幅之儀は先年川幅廿一間河岸行七間半之處不同之場所

有之候處當時川幅廿間河岸行八間に相成候譯委細相生町壹丁目に而申上候通に御座候且冥加金之儀は同町貳丁目にて申上候通に御座候

一、同河岸地之内土藏物置小屋左之通

間口三間　奥行三間　物置小屋　一ヶ所　建坪九坪

右は新規相建候年月等相知不申候

間口貳間半　奥行五間　物置小屋　一ヶ所　建坪拾貳坪半

右は文化十三子年九月十五日御願申上新規相建申候

間口三間　奥行五間　物置小屋　一ヶ所　建坪拾五坪

右は文政九戌年正月廿二日御願申上新規に相建申候

間口壹間半　奥行貳間　物置小屋　一ヶ所　建坪三坪

右は新規に相建候年月不相知文政十亥年五月中御願申上修復仕候

間口貳間　奥行參間　物置小屋　一ヶ所　建坪六坪

右は文化十三子年九月十五日御願申上新規に相建申候

間口貳間　奥行三間半　土藏　一ヶ所

右は文化十三子年九月朔日御願申上新規に相建申候

間口壹間半　奥行貳間半　物置小屋　一ヶ所　建坪三坪七合五勺

右は新規御願申上候年月不相知文政元卯年二月中御願申上修復仕候

間口貳間半　奥行四間　土藏　一ヶ所　建坪拾坪

右は寛政十一未年十月廿三日御願申上新規に相建申候

間口壹間半　奥行三間　物置小屋　一ヶ所　建坪四坪半

右は寛政十一未年十月廿三日御願申上新規に相建申候

間口貳間半　奥行七間半　物置小屋　一ヶ所　建坪拾八坪七合五勺

右は文政三辰年九月朔日御願申上新規に相建申候

一、名主由緒左之通り

元祖(朱書)關岡　長兵衛(墨書)

右關岡長兵衛儀は伊勢國出生に而元勢州山田長官に御座候處御當地に出淺草に住居仕候由申傳而已に而年月等相知不申候

二代目(朱書)關岡　長兵衛(墨書)

右は實子養子之譯等相知不申候

三代目(朱書)關岡　長兵衛(墨書)

右關岡長兵衛儀は元淺草天王町に罷在町屋敷所持仕來候處元祿元辰年十月御藏爲火除御用地に被召上當町壹丁目貳丁目を代地に被下置右長兵衛儀名主役に相成年月等は舊記燒失仕相分不申尤町内之儀は元淺草天王町東側に而右町に有之候に付右長兵衛代ゟ毎年正月三日御城に御年頭御禮に上り候節並御代替之節綠町名主と相記し御扇子箱獻上仕來申候其砌は尾上町相生町五ヶ町綠町五ヶ町松坂町清住町龜澤町支配仕候所元祿十三辰年三月中名主役御免に相成同年六月中綠町四丁目五丁目佐藤彌次右衛門様と申者に名主役被仰付候又其後尾上町相生町壹丁目阿知和又右衛門と申ものに名主役被仰付其後相生町貳丁目三丁目四丁目五丁目松坂町龜澤町小泉町は中田權兵衛と申もの名主役に相成寶永三戌年三月中綠町壹丁目貳丁目三丁目權兵衛附支配に相成同四亥年十月中右又右衛門支配尾上町相生町壹丁目是又權兵衛附支配に相成申候

四代目
（朱書）關　岡　（墨書）長　兵　衛

右關岡長兵衛儀年月不知名主役被仰付相生町緑町小泉町龜澤町支配仕候

五代目
（朱書）關　岡　（墨書）長　兵　衛

右關岡長兵衛儀は神田通新石町今井清三郎忰に而養子に相成養父跡相續仕名主役被仰付候年月等相分不申候

六代目
（朱書）關　岡　（墨書）長　兵　衛

右關岡平內儀は尾上町相生町壹丁目貳丁目松坂町壹丁目貳丁目長岡町深川八名川町名主兼末與一右衛門養子に相成享保十三申年九月中養父跡役被仰付後年月不知五代目關岡長兵衛養子に相成名主役被仰付關岡平內と申追々支配立戻り拾四ヶ町名主役相勤申候

七代目
（朱書）關　岡　（墨書）平　內

右關岡平內儀は神田通新石町名主竹內善右衛門弟に而三十郎と申關岡長兵衛方に養子に罷越寶暦三酉年十二月中養文跡名主役願之通被仰付同人寅年迄六ヶ年相勤申候

八代目
關　岡　長　兵　衛

右關岡長兵衛儀は幼名友之助と申七歳に相成候節寶暦八寅年四月朔日實父平內跡名主役奉願幼年に付伯父神田通新石町名主竹內善右衛門後見仕度段奉願候處同月七日願之通被仰付翌卯年七月後見之儀善右衛門御免奉願神田多町名主小藤權左衛門弟長兵衛と申もの友之助祖母に養子にいたし跡後見奉願候處同月中願之通被仰付候所友之助儀長兵衛と改名直勤仕度安永四未年三月奉願勤役中肝煎起立之節寛政二戌年十月六日御奉行池田筑後守様御掛に而初鹿野河內守様御番所御內寄合被召出御目附坂部十郎左衛門様御立合之上實躰に相勤出精之段奇特に被思召名主肝煎と唱と十六番組々合之上席に被仰付候段難有奉存二十六年相勤申候

九代目
（朱書）關　岡　（墨書）長　兵　衛

右關岡長兵衛儀は實子惣領に而幼名鐵藏と申寛政五丑年三月中名主役見習奉願同十二申年五月實父長兵衛跡名主役願之通被仰付長兵衛と改名仕文化二丑年迄十三年相勤申候

十代目
（朱書）關　岡　（墨書）長　兵　衛

右私儀は實兄長兵衛重病に付文化二丑年中退役跡私儀准養子に相成跡名主役願之通被仰付文化十一戌年二月肝煎役見習翌十二亥年四月肝煎本役被仰付當年迄廿四年相勤申候

一、阿彌陀如來立像　圓光大師作　但丈三尺身金色　衣木地

右は私先祖四代目關岡長兵衛儀元祿年中増上寺貞譽大僧正歸依に而私宅に御入來之節御世話被下秀巖と申所紀（ママ）右佛像所持に有之候處信仰に付先祖所持之惠心僧都作之三尊之阿彌陀如來之像に金貳百兩相添秀巖に遣圓光大師作佛を先祖讓受只今以持傳罷在右舊記所持仕候

一、鄕領名

右は葛飾郡西葛西領と唱申候

右之通取調此段申上候右之外御箇條之廉々町內には無御座候以上

文政十一子年九月
（丁未）印　惣本山大僧正
南無阿彌陀佛存心（花押）
（朱）清奉譽 ㊞ （朱）印

本所緑町一丁目
名主　長　兵　衛印

阿彌陀如來　立像御長三尺御身金色御衣木地　圓光大師眞作
右安元年中時くに妙海追福のため彫刻持念し給ひて鶴林のとき勢觀房源智上人に附屬し給ふ其後二位の尼の奉請によつて鎌倉に下向し給ひ尼將軍卒去の後北條家金澤の館に安置し奉の所元弘年中金澤沒落の時貞將家僕兵火の中より守り奉て武州久良岐郡金山寺に安置し奉ると云云是迄の次第は本緣に具なればこゝに畧す
其後傳々して緣山の會下秀巖といへる僧此尊像を護持すしかるに元祿年中當院の檀家關岡平内政房深く専念の道に歸し緣山の貞譽大僧正と舊交のゆへを以て寬に家に請し奉る此時祐天僧正未德をかくして牛島に幽栖しおるなればこれも政房か乞によりて其應にあづかり給ふ法話のつゐて政房云もし元祖上人の眞作弘法像ありて得て持念するものならば生涯の望たりぬと僧正此言を聞給ひ會下の秀巖の尊像を護持する事をもの語り給ひ則命ぜられて政房の家に世に傳持せる悪心の作の三尊を秀巖師に送り且黃金二百兩を添て出世の資糧にあてしめ秀巖師より此尊像を政房之家に送り互にかえて持念せしむ此時また僧正と祐天和尚とを請し上りて勸請の式を給ふ夫より世々關岡の家にこの尊像を傳持すと云云是迄の次第は寳暦五年の頃小石[illegible]寺貞鏡大和尚此尊像を拜し給ふこと記て[illegible]記事にくわしければこゝに略す平内は本所の者也　其後明和八卯年當院の佛院作り七歳修復成就し火災の患あるべからずといふをもつて今の關岡長兵衛孝安の祖母智念法尼此尊像を守奉りて當院へあづけし所に翌明和九辰年二月目黑より失火し明暦以來の大災にてふせぐに術を失ひ當院も佛殿子院雜舍門屛一芥も殘らず烏有となる其時此尊像も當院の佛殿にて燒失給ふと云々しかるにことし天明八正月七日關岡孝安年頭墓參して予が許に來り世間出世間のものがたりし待るつひて此尊像を當院へあづけしより類燒し給ひたゞ緣記のみ家に殘り次つぶさにものがたりかゝる靈佛のかくなりゆき給ふを皆因緣のしからしむるゆへなるべきともおしみ奉るあまりにはさばかりの靈佛たとへいかな大災にてものかれて殘らせたもふべきをさはなくして一燼の煙と昇らせ給ふ凡情を以是を思へばよりく疑滯なきにしもあらずすでに潮譽上人より類燒のよし告給ひしうへはあるべき事にもあらねどももし當院に右樣の尊像はなきやととふ予答へ云く我は近來の住職にて昔のことはしらず予住職のはじめ先住より傳へしは本尊并内佛のよしにて御手足もかけ損じたる三尺許の彌陀の立像一躰の外すべて佛像なしといへば孝安また云く預奉りし尊像も立像にて御長三尺許ありしかといふ不審なる躰なりしが雜談移り暮に及び立歸りぬ心にやかゝりけむ同九日雪いとふ降て春寒さへかたきに孝安またく殘りし緣起を持て予の許に來さきに物語し内佛の尊像を拜したきよしを給ふ則とり出しておかましむるにおとろきたる躰にて云く尊像を家に護持せし頃はやつがれ十六七歲の時にて御面妙などはしかとおぼへ奉らねと御長之格好御衣のかゝり預け奉りし尊像にすこしもたかはずもし殘らせ給ふにやと云予拒云貞鏡上人の記るを見るに彩色なきに似たり此尊像も御衣は木地なれども御身は金色のふるひたるやうに見ゆさにはあらじといへば孝安亦云くさきに述る如く御面妙はしかと覺奉らねど格好は全く相違なし養父安征は多年護持し

侍ればさだめて見おぼえ奉らむ拜せしめば必ず決すべしと云て立歸りぬ其夜孝安之夢に御身は金色に御衣の黑き端嚴微妙の尊像を拜すさめて後奇異のあまり翌朝養父安征が許にいたり（新堀に前居す）こゝろみに問て云くさきに天嶽院にて燒給ひし尊像は木地にや金色にやと安征答て云御衣は木地にて黑けれども御身は金色なりと爰におゐて彌尊像の夢に入て告給ひしなるべしと信解し此外との次第をつぶさに物語る安征も不思議のことに思ひ同十二日當院に來りて先の古佛を拜し驚歎して彌相違無よしを述然る上は孝安が家に守り奉りて再興莊嚴し護持し奉りたきよしを乞予もまたいなむべきにあらねば隨喜承諾す安征立歸りて後靜にかふかへ侍るに不審猶はれず殊更この尊像は内佛のよしにて什物の記錄にものせたればわたくしにもはからひがたく予院を集會してさきの次第を物がたりさりにても此尊像いかゞしてか殘らせ給ふと問寮舍の故老松樹院の云明和大災の時は暴風砂石を飛し火焔天にほとばしつて首尾相かへりみることあたはず靈牌什物等少々は本坊にて持退給ひぬそれがしは本尊をいたき奉りて佛殿をは出しかとも大佛にて進退自由ならず煙にむせびてほとむと絕せむとせしかばせむかたなく墓地のかたわらに捨置奉りて甲斐なき身ひとつをのかれさりぬ火しづまりて後境内を巡見するに本尊は御後路少々燒給しかとも捨置奉りし所に嬉しくも殘らせ給ひぬ扨此尊像は誰人の持出しにや北のかた篁の中に捨置あり關岡の尊像とはおもひもかけず内佛の尊像を誰人か持出しならむとてとりおさめおきぬ其後は佛殿再建等のことにまぎれてしみ〳〵ととり出ておかみもせてうちすきしかさらば内佛は燒ゐて關岡の尊像の殘たまひしならむと一同奇異の思ひをなせり此らへ強てとゞめ奉らむも佛意おそれあれば望にまかせ關岡の家にうつし奉らむにはしかしと衆議は決してまつちり打はらひ内佛の側にすへ奉りて其夜は別時念佛し恭敬の志を表す翌十三日孝安齋戒沐浴して自來て家にむかへ奉り幸ひ元祖上人の御忌なれば十九日より別して供養し奉り二十四日の夜は予も關岡の家におもむき別時念佛し回向し畢て發遣し奉り佛師吉見誠慶に命じ御手足を補ひ臺座後光假御厨子新にしつらひ開眼供養し奉り能を畢十七年來隱沒せし尊像はからざるに顯現し給ひしこと誠に靈佛の奇瑞いちしるしく子孫にもつたへまほしければ其事をつぶさに記してよと孝安之需に應じ祖尊像傳持の次第をしるすことしかり

天明八戊申年四月八日

淺草天嶽院十四主
充譽滿山謹誌
（朱）印　（同上）印

（朱）印
增上寺前大僧正
南無阿彌陀佛　現譽　（朱）印　花押（朱）印

（朱）印
增上寺大僧正
南無阿彌陀佛　巖譽　（朱）印　花押　印

（朱）印
鎌倉光明寺七十九主
南無阿彌陀佛　寔禪　（朱）印　花押　印

本所緑町貳丁目

一、御城ゟ寅卯之方間に當凡貳拾九町程
一、町内起立之儀當時惣間數京間五十五間半之内四拾八間三尺八寸九分は淺草天王町代地に而殘り京間六間五尺八寸六分は同所旅籠町貳丁目代地に御座候右兩代地共元地東側に御座候所元祿元辰年中御藏爲火除御用地に被召上同年十月十八日當所明地之所元坪倍増に而前書之通代地被下置候尤右古町之儀に付只今以町人共御能拜見之節は右兩町元地ゟ鑑札配分致元地之人數に加り罷出御錢頂戴之儀も元地ゟ割合受取頂戴仕來申候且又町名之起り並公役銀上納仕候儀同所壹丁目に而申上候通に御座候、但拜領地六間五尺余之分は沽券地半減之積に而上納仕候
一、町内間數　東西に表間口京間五拾五間半　裏巾同斷　南北に裏行同貳拾間四寸　惣坪數千百拾三坪四合一勺五才　但片側町屋に而間數裏表不同無之候
一、隣　町　〔東之方〕本所緑町三丁目　〔西之方〕同所同町壹丁目
〔南之方〕竪川向同所林町三丁目　〔北之方〕御代官山田茂左衞門樣
　御書院番酒井太郎七樣　大御番三橋八郎左衞門樣
一、町内里俗二ッ目と唱申候
右は西之方相生町四丁目五丁目之間に二之御橋有之竪川入口ゟ二ッ目之橋に付橋前後町々を二ッ目と唱來申候
一、町内惣家數　　内　家主五軒　地借拾五軒　店借九拾貳軒
一、自身番屋　一ヶ所　間口貳間　奥行五間　此建坪拾坪
右は同町壹丁目之内に有之兩町組合町役相勤候に付壹丁目に而申上候通に御座候
一、木戸番屋　壹ヶ所　間口貳間　奥行四間　此建坪八坪
右は町内西横町川岸之方に有之何年以前建始候哉年月等相知不申候文政六未年九月御願申上修復仕候
一、髮結床番屋　間口貳間　奥行壹間四尺　此建坪三坪三合三勺三才
右は町内西之方川岸地に有之何年以前建始候哉年月等相知不申候文化十三子年四月御願申上修復仕候
一、木戸番屋　間口九尺　奥行四間　此建坪六坪
右は町内東横町川岸之方に有之何年以前建始候哉年月等相知不申候文政六未年六月御願申上修復仕候
町内西角ゟ三軒目
一、表間口京間五間五尺五寸三分　裏行廿間四寸　此坪數百拾七坪三合七勺七才
　　　　　淺草御藏手代
　　　　　　　　　　四　拾　人
　　　　　同所御書替手代
　　　　　　　拾人　大縄拜領屋敷
右拜領町屋敷之儀は年月不知淺草天王町東側に而御藏手代書替手代大縄に而拜領いたし罷在候所元祿元辰年十月十八日御藏爲火除御用地に被召上當地に而代地被下置御藏手代御書替手代大縄拜領地に御座候尤御役屋敷之義に御座候間役人替り次第跡役之者段々拜領仕當時右五拾人に而所持仕罷在候
一、竪川
右は町内南之方に有之西ゟ東に流川幅廿間有之起立之儀同町壹丁目に而申上候通に御座候

一、竪川通河岸地　間口田舍間六拾間七寸五分　河岸行八間　此坪數四百八拾壹坪

内

間口五拾貳間三尺貳寸貳分河岸行八間此坪數四百廿坪貳合九勺三才之場所は冥加金一ヶ月金壹兩壹分銀六匁九分五厘ツヽ上納仕候

間口六間貳尺三分河岸行八間此坪數五拾坪七合七才拜領地幷

間口一間一尺五寸河岸行八間此坪數拾坪除地合六拾坪七合七才之所冥加金上納相除申候

一、同川岸通之内土藏物置小屋左之通

間口貳間　奥行三間半　土藏　一ヶ所　此建坪七坪

右は文化十二亥年九月廿四日御願申上新規に相建申候

間口貳間　奥行三間半　土藏　一ヶ所　此建坪七坪

右は寛政九卯年中御願申上新規に相建申候

間口貳間半　奥行貳間半　物置小屋　一ヶ所　此建坪六坪貳合五勺

右は文化二丑年正月廿二日御願申上新規に相建申候

間口貳間半　奥行四間半　物置小屋　一ヶ所　此建坪拾壹坪貳合七勺

右は文化十亥年二月中御願申上新規に相建申候

間口三間　奥行八間　土藏　一ヶ所　此建坪廿四坪

右は文化二丑年正月廿二日御願申上新規に相建申候

間口貳間　奥行三間　物置小屋　一ヶ所　此建坪六坪

右は文政三辰年四月十日御願申上新規に相建申候

間口三間　奥行五間　物置小屋　一ヶ所　此建坪拾五坪

右は文化十三子年五月九日御願申上新規に相建申候

間口四間　奥行六間　物置小屋　一ヶ所　此建坪廿四坪

右は文化十酉年五月中御願申上新規に相建申候

一、町内家主吉右衞門店借神職關河讃岐と申者有之土御門殿御配下關東陰陽家觸頭赤羽根藪兵庫支配に御座候

一、金毘羅神金山彦命木像神棚に安置仕候但丈六寸貳分程誰作に候哉一向相知不申候

一、鎭宅靈符神掛物　但古筆等には無之筆者は一向相知不申候

右を宅内神棚に祭置候

一、郡領名

右は同町壹丁目に而申上候通に御座候

右之通取調此段申上候尤右之外御尋條之廉ミ町内には無御座候以上

文政十一子年九月

本所綠町貳丁目
名主　長　兵　衞㊞

上

本所綠町貳丁目
關　河　讃　岐

土御殿御支配下に而關東陰陽家觸頭
藪兵庫支配
關　河　讃　岐

一、私實父儀は松平薩摩守家來に而關河勝信と申者に御座候所右勝信儀大病相煩候所養石不相叶死去仕候所其節家督人無之故家名斷絕仕候共砌は私儀母之胎内に罷在委細不存候得共出生生長仕右分けは母之申傳に而承候夫故久々浪人仕外に嵜も無御座去る文化十

一丑年中當所緑町貳丁目家主吉右衞門店え住宅仕其後文化十三子年右土御門殿配下關東陰陽家觸頭藪兵庫支配下に罷越右神職仕候

一、金比羅神金山彦命

神體は木に而丈六寸貳分五厘程立像に御座候尤古き作にも無御座實母信心仕候同人死去之後私儀も同樣信心仕所持仕候

一、鎭宅靈符尊神

右は常之表具に而古筆にも無御座筆者は一向相知不申候

右を宅内神檀に祭置候此段御尋に付申上候以上

土御門殿御配下に而關東陰陽家觸頭

藪兵庫支配

子九月廿九日　　　關　河　讃　岐㊞

本所緑町三丁目

一、御城ゟ寅卯之間に當り凡三拾町程

一、町内起立之儀惣間數京間五拾五間三尺壹寸六分之内當地主鈴木宇八郎中嶋久扑原田辰之助拜領地拾貳間三尺之場所は淺草御藏前片町代地に而當地主中嶋甫俊山本道知拜領地貳拾六間貳尺餘之場所は同所三好町代地に有之右は元地東側に御座候處御藏火除御用地に被召上元祿元辰年十月廿日當所明地之所右爲代地元坪倍増に而被下置候依之町名緑町三丁目と相唱申候其後元祿五申年八月京間四間一尺之場所平山良佐拜領地に相渡り同七戌年正月同拾貳間貳尺八寸三分之地所清水町代地に相渡り候に付當時之姿に相成申候且又緑町と相唱候譯幷公役銀上納之儀は是又同所一丁目ニ而申上候通に御座候、但公役銀拜領御座候地之分は沽劵地半減之程に而上納仕候

一、町内間數　東西に表間口京間五拾五間三尺壹寸六分　裏幅同斷南北に裏行同貳拾間　惣坪數千百九坪七合貳勺　但片側町屋に而間數裏表不同無之候

一、隣　町　〔東之方〕本所緑町四丁目　〔西之方〕同所同町貳丁目〔南之方〕竪川向同所林町四丁目　〔北之方〕小普請組渡邊甲斐守支配樫田彌太郎樣　同小笠原勝三郎支配服部莫太郎樣　御鳥見山尾市之丞樣　小普請組神尾豐後守支配富田秀之助樣　大阪御弓矢奉行　松崎彌兵衞樣

一、町内里俗之唱無之候

一、町内惣家數　六拾八軒　内　家主六軒　地借貳拾壹軒　店借四拾壹軒

一、自身番屋　壹ヶ所　間口貳間　奥行七間　建坪拾四坪

右は町内東之方河岸に有之元祿元辰年十月町内代地に被下置候砌ゟ建始候哉に申傳文化十酉年六月御願申上修復仕候

一、町内西之方に木戸番屋　壹ヶ所　間口壹間半　奥行三間　建坪四坪五合

右は會所地之内西角に有之何年以前建始候哉起立年月相知不申享保三亥年二月中御願申上修復仕候

一、表間口京間四間壹尺　奥行同貳拾間　此坪數八拾三坪七勺六才

西角御同朋支配

表坊主　　平　山　良　佐

右拜領町屋敷之儀は元明地之處元祿申年八月中先祖平山良傳致拜領當時右良佐所持仕候

同二軒目

一、表間口京間四間壹尺　奥行同貳拾間此坪數八拾三坪七勺六才

御鷹匠頭
戸田五助組同心
鈴木宇八郎

右拜領町屋敷之儀は元祿元辰年中片町代地に伊澤立齋致拜領其後上り地に相成同十丑年八月御陸尺鈴木庄兵衞拜領致是又上り地と相成寶永二酉年閏四月先祖宇八郎拜領致し當時右宇八郎所持仕候

同三軒目

一、表間口京間四間壹尺　裏行同貳拾間　此坪數八拾三坪七勺六才

西御丸
御同朋頭支配
表坊主　中嶋久扑

右拜領町屋敷之儀は元祿元辰年中森田永抱片町代地に拜領致し候處其後上り地に相成同五申年八月九日先代西御丸御坊主久知致拜領當時右久扑所持仕候

同四軒目

一、表間口京間四間壹尺　奥行同貳拾間　此坪數八拾三坪七勺六才

小普請組
淺邊甲斐守組
原田辰之助

右拜領町屋敷之儀は元祿元辰年小林清作片町代地に拜領致し候處其後上り地に相成同五申年八月中先祖御陸尺原田彌左衞門致拜領當時右辰之助所持仕候

同五軒目

一、表間口京間拾四間　裏行同貳拾間　此坪數貳百八拾坪

御本丸
奥坊主組頭支配
土圭之間肝煎
中嶋甫俊

右拜領町屋敷之儀は元祿元辰年十月淺草三好町代地に先代中嶋久甫致拜領當時右甫俊所持仕候

東角

一、表間口京間拾貳間貳尺八寸三歩　裏行同貳拾間　此坪數貳百四拾八坪七合八才

御本丸
御同朋頭支配
表坊主　山本道知

右拜領町屋敷之儀は元祿元辰年十月淺草三好町代地に先代山本道龜致拜領當時右道知所持仕候

東南より二軒目

一、表間口京間拾貳間貳尺八寸三歩　裏行同貳拾間　此坪數貳百四拾八坪七合八才

沽券地
當地主　清兵衞

右地面之儀は元清水町之内御本丸御局須山樣御所持に而谷中清水坂下に有之候處御宮爲火除地寛文元丑年中清水町一圓御用地に被召上本所四ッ目に而清水町之内へ相籠り代地に被下置候處貞享元子年中本所御用地に相成候節又候被召上候然る處元祿辰年又々本所御取立に付同六酉年十二月清水町之儀は本所横川通に而代地被下置右地面之儀は同七戌年正月當町明地之處に而代地に相渡り申候由申傳候

一、竪川
右は町内南之方に有之西ゟ東に流川幅貳拾間有之起立之儀は同町
壹丁目に而申上候通に御座候
一、同川岸地　間口田舍間六拾間六寸六分　河岸行八間　此坪數四
百八拾坪八合八勺
内
間口田舍間拾五間貳尺八寸三歩川岸行八間此坪數百七坪七合
七勺三才之場所は冥加金壹ヶ月に金壹分と銀四匁六分四りん
宛上納仕候間口四拾六間三尺八寸三歩川岸行八間此坪數三百
七拾三坪一合七才之儀は拜領地々先に付上納金等不仕候
右河岸地川幅之儀は先年川幅廿一間川岸行七間半之處不同場所有
之候處當時川幅貳拾間川岸行八間に相成候譯委細同所壹丁目に而
申上候通御座候
一、町内川岸地之内
間口貳間　奥行四間半　土藏　壹ヶ所　建坪九坪
右は新規に相建候年月相知不申候
間口三間　奥行六間　土藏　壹ヶ所　但間口貳間半に壹間之塗
家に庇付折廻し壹間半に八間之庇付建坪三拾貳坪五合
右は文化五辰年閏六月御願申上新規に相建申候
間口貳間　奥行七間　物置小屋　壹ヶ所　建坪拾四坪
右は文化十酉年四月朔日御願申上新規に相建申候
間口貳間　奥行貳間半　同　壹ヶ所　建坪五坪
右は文化十酉年四月朔日御願申上新規に相建申候
間口三間五尺　奥行貳間半　物置小屋　壹ヶ所　建坪九坪五合
八勺三才

右は文政八酉年二月五日御願申上新規に相建申候
一、町内平助店繪馬屋嘉十郎忰藤治郎儀兩親に孝心を盡し御褒美被
下置候趣左之通に御座候
松平伊豆守殿御差圖　本所緑町三丁目
平助店
繪馬屋嘉十郎忰
藤　治　郎
拾六歳
此者儀親嘉十郎四年以前ゟ病氣に付手足不叶に而渡世難成候に付
度々轉業又は賣藥を調相用給物は別而心を付任親好爲給實情に介
抱致し是迄父母之申付候を聊も不相背四ヶ年以前此者壹人に而繪
馬之外木綿手拭ひ抔も商渡世話に入夫故嘉十郎永々相煩物入も少
からざる所借金も不致取續平日心懸ヶ能若年には別而奇特之至に
付爲褒美白銀五枚取らせ遣す
右之通被仰渡難有頂戴仕候以上
丑四月廿九日　嘉十郎忰
藤　治　郎
家　主　平　助
五人組　七右衛門
名　主　長　兵　衛
右之通町御奉行池田筑後守様御番所へ被召出御褒美頂戴仕候當時
右同店に罷在申候
一、郡領名
右は同町壹丁目に而申上候通に御座候
右之通取調此段申上候尤右之外御尋候之廉々當町内には無御座候

以上

文政十一子年九月

本所緑町三丁目
名主　長兵衛㊞

本所緑町四丁目

一、御城ゟ卯之方に當り凡壹里余

一、當町起立之儀は書留メ燒失仕相分り不申候得共當町は元村松町壹丁目立跡に而緑町五丁目且花町之内半町程之所村松町貳丁目三丁目立跡に有之右村松町之儀は元神田に罷在候處寛文元丑年御用地に被召上當所に而代地被下置其後天和三亥年本所中一圓武家方町屋共御用地に被召上候に付貞享元子年右町之儀も御用地に相成橋町續當時之場所に而代地被下置候然る所元祿元辰年古來之通又候本所御取立に付當町之儀同年十二月中ゟ追々拜領地に相渡り町屋相建緑町四丁目と相唱申候右は近邊に相生町と申町屋出來候に付松之緑を取町名に相名付候由申傳候御公役人足之儀は賃銀に而上納可仕旨享保七寅年十一月被仰付當町之儀は不殘拜領地に御座候間沽券地半減小間貳拾間壹人役此賃銀人足壹人銀貳匁つゝ一ヶ年拾五遍勤に而年々上納仕候

一、町内間數　東西に表間口京間三拾貳間壹尺　裏巾同斷　南北に裏行同貳拾間壹尺　此坪數六百四拾七坪壹合八勺三才八糸　東西に表間口田舍間貳拾四間五尺五寸余　裏巾同斷　南北に裏行同西之方貳拾壹間四尺　東之方貳拾貳間　此坪數五百四拾貳坪八合五勺余　但片側町屋に而京間田舍間入交有之候

一、隣町　〔東之方〕本所緑町五丁目　〔西之方〕同所同町三丁目　〔南之方〕竪川向同所林町五丁目　〔北之方〕御鳥見田澤重太郎様　御小普請永田壽之助様　御小普請山本四藏様　西御丸御書院番近藤半五郎様　御小普請本多英之助様

一、町内惣家數　八拾軒　内　拜領地主五軒　但不殘他住居　家守五軒　地借拾七軒　店借四拾八軒

一、自身番屋　壹ヶ所　間口貳間　奥行四間壹尺　此坪數八坪三合三勺三才

一、木戸番屋　壹ヶ所　間口九尺　但北ゟ西に折廻し　奥行貳間巾三尺之庇付有之　此坪數三坪

一、床番屋　壹ヶ所　間口九尺　奥行三間　此坪數四坪半

右番屋三ヶ所共河岸地に建有之建始御願濟年月等書留之儀は寛政二戌年正月廿二日並文政元寅年十月十七日兩度出火類燒之節燒失仕候に付相知不申候

西角

一、表京間三拾貳間壹尺　裏巾同斷　裏行同貳拾間壹尺　此坪數六百四拾七坪壹合八勺二才八糸

京都御大工頭
二條御藏奉行格
京都住居
拜領主　中井岡次郎

右は先年本所南二之橋詰に而町屋敷拜領仕候處貞享元子年御用地に被召上元祿元辰年十二月中當所空地之所に而代地拜領仕代々所持仕候

同貳軒目

一、表田舍間六間五尺五寸　裏巾同斷　裏行同貳拾壹間四尺　此坪數百四拾九坪八合五勺

御若年寄衆御支配
御本丸奥御坊主
拜領主　鈴木宗彌

右は年月不知丹羽惠林拜領致し其後上り屋敷に相成元祿九子年十二月當地主先代拜領仕候

同三軒目
一、表田舍間六間　裏巾同斷　裏行同貳拾壹間四尺　此坪數百三拾坪

寺社御奉行御支配
紅葉山御宮□□方御坊主
拜領主　早野秀甫

右は年月不知御小納戸御坊主近藤意跡致拜領其後上り屋敷に相成候處當地主先代芝新馬場拜領屋敷引替地に被下置候樣奉願元祿十酉年八月願之通拜領仕候

同四軒目
一、表田舍間六間余　裏巾同斷　裏行同貳拾壹間五尺　此坪數百三拾壹坪余

御同朋頭御支配
御本丸表御坊主
拜領主　上田三其

右は元祿八亥年八月先祖宗三拜領仕候誰上ヶ地と申候儀相知レ不申候

東角
一、表田舍間六間　裏巾同斷　裏行同貳拾貳間　此坪數百三拾貳坪

御若年寄衆御支配
御本丸奥御坊主
拜領主　林　長男

右は年月不知竹内友清致拜領其後上ヶ屋敷に相成候處當地主先代林長二拜領屋敷芝新堀端元祿九子年御用地に差上同年九月右爲代地本所林町五丁目桑島藤助上地之内拜領仕候處助成に不相成候に付御引替奉願寛延二巳年八月六日願之通當場所拜領被仰付同十日右地面引渡有之拜領仕候

一、竪川　巾貳拾間

右は町内南之方地先を流レ東之方同所緑町五丁目前ゟ同所三丁目前之方へ相流レ申候萬治二亥年中本所御奉行徳山五兵衞樣山崎四郎左衞門樣御懸に而出來仕候尤川幅之儀は古來貳拾壹間河岸行七間半御座候所享保十五戌年正月中右川巾貳拾間河岸行八間道巾五間宛に被仰付候

一、竪川通河岸地　惣間數田舍間五拾九間四尺五寸　河岸行同八間　此坪數四百七拾八坪、但不殘拜領地先に付河岸地冥加金上納不仕候
一、河岸地内物置　壹ヶ所　間口三間　奥行七間　此坪數貳拾壹坪
一、同　土藏　壹ヶ所　間口貳間半　奥行三間半　此坪數八坪七合五勺

右貳ヶ所共年來有來御願濟書留文化元寅年十月中出火類燒之節燒失仕候に付相知レ不申候

一、同大工細工小屋　壹ヶ所　間口貳間半　奥行七間半　此坪數拾八坪七合五勺

右は文政元寅年十二月朔日岩瀨伊豫守樣御番所に奉願同十八日願之通被仰付相建申候

一、稻荷社　壹ヶ所　間口五尺　奥行六尺

右は古來ゟ、正一位三輪稻荷と唱神躰長五寸巾三寸程之箱封之儘
祭置申候起立年月相知レ不申候
一、同　壹ヶ所　間口四尺　奥行五尺
右は玉稻荷と唱神躰右同斷文政三辰年十二月中地主信心に而勸請
仕候
右貳ヶ所銘々地先河岸地に祭置申候
一、郷領名
右は葛飾郡之内西葛西領に御座候
右之通取調此段申上候此外御尋儀之筋々當町内には無御座候以上
本所緑町四丁目
名主　助左衛門㊞
文政十一子年十月

本所緑町五丁目

一、御城ゟ卯之方に當り凡壹里余
一、右町往古之儀は同町四丁目ゟ申立候通同樣に御座候尤當町は古
來村松町貳丁目立跡に而元祿元辰年古來之通又々本所御取立有之
候に付當時東之方花町續表田舍間貳拾壹間四尺裏行貳拾壹間四尺
坪數四百六拾九坪四合四勺四才之場所は元地淺草旅籠町貳丁目之
内御藏火除御用地に被召上爲代地元祿元辰年十月十八日當場所に
而替地被下置西角表京間五間四尺四寸一分裏行同貳拾間坪數百拾
三坪五合七勺之所は呉服町之内町屋敷御用地に相成爲代地元祿十
丑年四月當所に而替地被下置候尤右貳ヶ所地面之儀は沽券地に而
御座候其餘明地之所武家方拜領町屋敷に相渡り候に付緑町五丁目
と相唱申候且又中横町東角ゟ貳軒目表京間拾五間貳尺壹寸八分裏
行貳拾間坪數三百六坪七合之場所は元御本丸御鷹師中村玄悦拜領
屋敷に御座候所其後上り地に相成東湊町壹丁目之内紀伊國屋文左
衛門所持屋敷御船手向井將監樣御役屋敷御用地に被召上候爲代地
享保六丑年四月當所に而替地被下置沽券地に相成申候御公役人足
之儀は享保七寅年十一月ゟ沽券地之分小間拾間に壹人役此賃錢貳
匁ツヽ一ヶ年拾五遍勤之積に而年々上納仕拜領之分は沽券地半減
之積に而上納仕候
一、町内間數　東西に表間口京間五拾九間五尺五寸貳分　裏巾同斷
南北に裏行同貳拾間　此坪千百九拾六坪九合八勺四才五糸
東西に表間口田舍間貳拾壹間四尺　裏巾同斷　南北へ裏行同貳拾
壹間四尺　此坪數四百六拾九坪四合四勺四才四糸、但片側町屋に
而京間田舍間入交有之候
一、隣　町　〔東之方〕本所花町　〔西之方〕同所緑町四丁目　〔南之
方〕竪川を隔て同所林町五丁目　同所德右衛門町壹丁目　〔北之
方〕御小普請小幡又兵衛樣　同中根五兵衛樣　同菅沼大學樣　同
諏訪大七郎樣
一、町内里俗三ツ目と相唱申候
右は三之橋際に有之候町屋に付相唱申候
一、町内惣家數　百貳拾軒　内　地主八軒　但四軒他住居　家持
七軒　地借拾三軒　店借九拾貳軒
一、自身番屋　壹ヶ所　間口貳間　奥行四間半　此坪數九坪
右は三之御橋臺際に古來ゟ建來御願濟之年月相知レ不申候
一、東之方木戸番屋　壹ヶ所　間口九尺　奥行貳間半　此坪數三坪
七合五勺
右は三之御橋臺際河岸地に寄り古來ゟり建來御願濟之年月相知レ
不申候

一、西之方木戸番屋　壹ヶ所　間口九尺　奥行貳間　此坪數三坪
右は西之方河岸地に寄會所地に古來ゟ建來御願濟之年月相知不申候
一、髪結床番屋　壹ヶ所　間口貳間　奥行四間　此坪數八坪
右は三之御橋臺際に古來ゟ建置御橋番屋に有之御願濟之年月相知不申候
西角ゟ貳軒目
一、表京間七間半　裏幅同斷　裏行同貳拾間　此坪數百五拾坪
御同朋頭御支配
御本丸表御坊主
拜領主　江馬清傳
右は年月不知小森西林致拜領其後上り屋敷に相成元祿十五年九月御本丸表御坊主頭佐々木文齋拜領致其後享保二酉年二月是又上り屋敷に相成同三戌年六月當地主先代拜領仕候
同三軒目
一、表京間七間半　裏幅同斷　裏行同貳拾間　此坪數百五拾坪
御同朋頭御支配
西御丸表御坊主
拜領主　寺町三知
右は年月不知小森西林拜領致其後上り屋敷に相成元祿十丑年九月當地主先代御本丸表御坊主組頭寺町三知拜領仕候
中横町東角
一、表京間拾五間貳尺壹寸八分　裏幅同斷　裏行同貳拾間　此坪數三百六坪七合七戈六糸
御本丸御醫師
拜領主　木下道琢
右は年月不知小嶋昌意致拜領其後上り屋敷に相成候處元祿十一寅年二月當地主先代拜領仕候
中横町西角
一、表京間八間半　裏幅同斷　裏行同貳拾間　此坪數百七拾坪
御數寄屋頭御支配
御本丸御數寄屋御坊主
拜領主　芥川長嘉
右は年月不知吉益春庸致拜領其後上り屋敷に相成寶永四寅年當地主先代芝金杉同朋町拜領屋敷御用地に被召上候に付當所に而右爲代地同年十一月拜領仕候
一、竪川　幅貳拾間
右は町内南之方地先を流レ東之方本所花町前ゟ同所綠町四丁目前之方に相流申候右御堀割年月且川巾河岸行道巾等之儀は委細同所四丁目に而申上候通に御座候
一、竪川通河岸地　表間口田舍間八拾六間三尺貳分　河岸行同八間
此坪數六百九拾貳坪貳夕六才
文政七申年十月中より河岸地冥加金上納被仰付候に付毎月金壹兩と錢七拾八文ツヽ上納仕候尤拜領地先之分は上納不仕候
一、同河岸内物置　壹ヶ所　間口貳間　奥行貳間　此坪數四坪
右は當る六月十二日筒井伊賀守様御番所に新規奉願同廿七日被仰付相建申候
一、同河岸内物置　一ヶ所　間口貳間　奥行四間壹尺　此坪數八坪
三合三夕三才三糸
右は文政九戌年二月朔日榊原主計頭様御番所に新規奉願同六日被

仰付相建申候
一、同河岸内　土藏　壹ヶ所　間口貳間　奥行貳間半　此坪數五坪
一、同　壹ヶ所　間口三間　奥行五間　此坪數拾五坪
一、同　壹ヶ所　間口貳間　奥行三間　此坪數六坪
一、同河岸内物置　壹ヶ所　間口三間　奥行六間　此坪數拾八坪
右四ヶ所共御願濟年月書留メ文化元寅年十月十七日出火類燒之節
燒失仕候に付相知レ不申候
一、三之御橋　長拾間　巾三間
右は竪川に掛渡有之町内中程ゟ徳右衛門町壹丁目に相渡り候板橋
に而里俗三ッ目と相唱萬治二亥年本所御奉行徳山五兵衛様山崎四
郎左衛門様御懸りに而出來仕候其後度々御修復有之寛政六寅年十
月中橋杭無之釣橋に御懸替御座候處其後釣橋御止如元橋杭御用ひ
文化二巳年九月中御掛替有之猶又文政四巳年九月中御掛直御普請
御座候尤町方御勘定方御懸りに而致出來御橋臺道造之儀は町内に
而仕來申候
一、稻荷小社　四ヶ所
右は其地主地面内に古來ゟ祭置候儀に而何れも神體は少サキ箱封
し有之候
一、郡領名
右は葛飾郡西葛西領に御座候
右之通取調此段申上候此外御尋條之廉ミ當町内には無御座候以上

本所緑町五丁目
名主　助　左　衛　門㊞

文政十一子年十月

本所花町

一、御城ゟ卯之方に當り凡壹里四町程
一、右町起立之儀は往古神田旅籠町壹丁目前通當時同所旅籠町貳丁
目之場所に有之候町屋に而門跡前花町と相唱罷在候右は筋違橋外
明地之所元淺草本願寺有之候砌門前之町屋に而香花等商ひ候故町
銘に相唱申候然る所明暦三酉年大火後寛文元丑年御用地に被召上
爲引料小間壹間に付銀拾枚つゝ被下置本所竪川南側二之橋二丁程
下當時林町五丁目徳右衛門町壹丁目之所に而代地被下置則町銘本
所花町壹丁目貳丁目と貳ヶ町に分け唱罷在候處天和三亥年本所御
奉行庄田小左衛門様長谷川又左衛門様御懸りに而本所一圓武家方
町屋共御用地に被召上大久保平兵衛様御代官所百姓地に相成候に
付貞享元子年二月町内之儀も御用地に被召上代地無御座候に付屋
敷代御金小間に割合被下置貳町分合金千五拾四兩貳分銀拾三匁八
分貳厘頂戴仕屋敷差上立退申候然ル所元祿元辰年御普請御奉行中
坊長兵衛様奥田八郎右衛門様御懸に而古來之通又候本所御取立被
遊候に付御願申上同六酉年十二月本所竪川通北側三之御橋下村松
町三丁目竝柳原壹丁目立跡當時之場所に而代地被下置候に付先達
而頂戴仕候屋敷代金年々上納仕候其砌ゟ町名壹丁分に相成申候且
又東角當時島崎榮仲拜領屋敷并中之郷代地共表京間拾五間裏行貳
拾間坪數三百坪之場所は元祿二巳年天文方保井助左衛門殿拜領屋
敷に相成其後澁川助左衛門殿と改姓被致候由然ル所前書之通町内
當所へ替地被仰付右地所續に相成候に付當町元名主彌次右衛門右
助左衛門へ相談之上
御公儀様へ奉願元祿六酉年十二月ゟ右拜領屋敷當町に相加り申候

横川通西側表田舍間九間壹尺五寸奥行貳拾壹間四尺坪數貳百坪四合壹勺之所は東湊町貳丁目之内本所元町七三郎所持屋敷御船手向井將監樣御役屋敷に相渡り御用地に相成候に付右爲代地享保五子年十一月廿三日當所に而替地被下置候右地面七三郎方小山喜左衛門と申者へ讓渡所持仕罷在其後勘右衛門と申者讓請候得共今以右地面を里俗小山店と相唱申候依之町内之儀當時之姿に相成申候前書之通屋敷代金年々上納仕候内は町御役相勤不申其後享保七寅年十二月方御公役銀上納仕右御公役銀之儀は人足賃銀に而小間拾間に壹人役此賃銀人足壹人貳匁ツヽ壹ケ年拾五通勤之積に而上納仕候尤拜領地之分は沽券地之半減上納仕候御年貢地之分は上納不仕候且又く古町に御座候に付古來方御能拜見被仰付候

一、町内間數　表通北側　東西に表間口京間六拾四間六尺三寸壹分
　　裏幅同斷　南北に裏行同貳拾間　此坪數千貳百九拾七坪七合五勺壹才

同所同側　東西に表間口田舍間三拾貳間壹寸八分　裏幅同斷　南北に裏行同貳拾壹間四尺　此坪數六百八拾八坪八合六勺貳才

横町西側　南北に表間口田舍間九間壹尺五寸　裏幅同斷　東西に裏行同貳拾壹間四尺　此坪數貳百坪四合壹勺六才　但片側町屋に而京間田舍間入交有之候

一、隣　町　〔東之方〕横川向本所柳原壹丁目　交代御寄合最上圖書助樣御下屋敷　〔西之方〕本所綠町五丁目　〔南之方〕堅川向同所德右衛門町貳丁目　同所菊川町壹丁目　〔北之方〕御小普請諏訪大七郎樣　御本丸御小姓組植村五郎八樣　西御丸表御火之番宮守彌三郎樣

一、町内惣家數　百六拾八軒　内　地主拾壹軒　但六軒他住居
家守拾軒　地借拾三軒　店借百拾壹軒

一、自身番屋　壹ケ所　間口貳間　奥行五間　此坪數拾坪
右は竪川河岸地中程之河岸會所地に建置申候

一、西之方木戸番屋　壹ケ所　間口九尺　奥行三間　此坪數四坪五合
右は竪川河岸地に建置候

一、東之方木戸番屋　壹ケ所　間口九尺　奥行貳間　此坪數三坪
右は横川河岸會所地に建置申候

一、北辻御橋番屋　壹ケ所　間口貳間半　奥行五間　但貳間半に貳間半下家並間口貳間奥行貳間之土藏付添有之　此坪數貳拾貳坪七合五勺

一、同　壹ケ所　間口貳間半　奥行五間　此坪數拾貳坪五合
右は北辻御橋臺際竪川通河岸地に建置申候右番屋五ケ所共建始御顧濟年代等書留之儀は三拾九ケ年以前寛政二戌年正月廿二日出火類燒之節燒失仕候に付相知レ不申候

一、表京間拾間　裏幅同斷　裏行同貳拾間　此坪數貳百坪
東角
元御本丸御鍼醫師
御小普請組
久世伊勢守樣御支配
拜領主　島　崎　榮　仲
右は野田帶刀上り屋敷に有之候處寶曆十三未年十二月祖父嶋﨑榮庸拜領仕候

一、表京間五間　裏幅同斷　裏行同貳拾間　此坪數百坪
東角方貳軒目

本所中之鄕代地

御年貢地

當居付地主　六　兵　衛

右鶴崎崇伸拜領町屋敷幷中之鄕代地共合京間拾五間之場所は當町起立之儀に申上候通古來溝川助左衛門殿拜領屋敷に而元祿六酉年十二月ゟ町内江相加り一同花町と相唱同十六未年四月廿四日右助左衛門殿拜領屋敷上ヶ地に相成右拾五間之内拾間江同年六月六日紅葉山御樂人上將監殿拜領屋敷に相成二代目甚之助殿三代目帶刀殿と申候節田安様御付に相成御小姓勤に而野田帶刀殿と被申候由然ル所寶曆十三未年六月二日御無念之儀有之右拜領屋敷被召上上り地に相成候所同年十二月中右拾間口之所鶴崎崇庸殿拜領屋敷に相成殘京間之間之所は寶永二酉年四月中紀伊國屋半兵衛と申者所持いたし候中之鄕百姓地之代地に被下置候其後寛延三午年九月十六日大口屋重右衛門と申者へ賣渡し同四未年十月廿九日當地主伊勢屋六兵衛買求只今以同所に住居仕罷在候

一、竪川　幅貳拾間

右は町内地先を相流東之方本所柳原壹丁目前ゟ西之方同所緑町五丁目前之方江相流申候萬治二亥年本所御奉行德山五兵衛様山崎四郎左衛門様御掛りに而出來仕候尤右川幅之儀は古來貳拾壹間河岸行七間半御座候處享保十五戌年正月中川幅貳拾間川岸行八間道幅五間宛に被仰付候

一、竪川通河岸地　間口田舍間百壹間四寸九分　川岸行同八間　此坪數八百八坪六合五勺三才三糸

文政七申年十月ゟ河岸地冥加金上納被仰付候に付毎月金壹匁三分貳朱錢八百八文つゝ上納仕候尤拜領地御年貢地之分は上納不仕候

一、同河岸内物置　壹ヶ所　間口三間　奥行四間　此坪數拾貳坪

右は文化八未年七月十日永田備後守様御番所江奉願上同八月六日願之通被仰付新規相建申候

一、同河岸内土藏　壹ヶ所　間口三間　奥行五間　此坪數拾五坪

右は年來有來御願濟書留メ文化元寅年十月中出火類燒之節燒出仕候に付相知不申候

一、同河岸内下屋　壹ヶ所　間口貳間　奥行七間半　此坪數拾五坪

右は年來有來御願濟書留メ文化元寅年十月中出火類燒之節燒失仕候に付相知不申候

一、同河岸内土藏　壹ヶ所　間口貳間　奥行貳間半　此坪數五坪

右は年來有來御願濟書留メ文化元寅年十月中出火類燒之節燒失仕候に付相知レ不申候

一、同河岸内物置　壹ヶ所　間口貳間　奥行四間半　此坪數九坪

右は文政二卯年十月廿三日岩瀨伊豫守様御番所江奉願上十一月六日願之通り被仰付新規相建申候

一、同河岸内物置　壹ヶ所　間口貳間　奥行貳間半　此坪數五坪

右は年來有來御願濟書留メ文化元寅年十月中出火御類燒之節燒失仕候に付相知不申候

一、横川　幅貳拾間

右は當町東之方に有之北之方宮守彌三郎様前より南之方菊川町に相流申候堀割之儀は竪川同様に御座候

一、同河岸地　間口田舍間三拾間五尺五寸　川岸行同七間　此坪數貳百拾六坪四合壹夕六才六糸

冥加金毎月金一朱づゝ上納仕候尤拜領地之分は上納不仕候

一、同河岸内土藏　壹ヶ所　間口貳間半　奥行六間　此坪數拾五坪
右は年來有來御願濟書留メ文化元寅年十月中出火類燒之節燒失仕候に付相知不申候

一、北辻御橋
右は横川通に懸渡有之花町ゟ柳原壹丁目に相渡り候板橋に而長拾間幅貳間萬治二亥年本所御奉行德山五兵衞樣山崎四郎左衞門樣御懸りに而出來仕候由申傳に御座候寬政四戌年正月廿二日類燒仕候に付同年四月中御掛替有之文政元寅年九月中御懸直御修復御座候其後書留之儀は燒失仕候に付相知不申候横川通り南之方に南辻橋有之候に付北辻橋と相唱申候但右貳ヶ所橋并新辻御橋を都而里俗撞木橋と相唱申候

一、稻荷社　壹ヶ所　間口壹間　奥行九尺
右は町内家持又右衞門地面内に有之花山稻荷と唱神躰八寸餘幅三寸六分程之箱に入封之儘祭置古來ゟ町内鎭守之由申傳起立年月等は相知不申候

一、同　壹ヶ所　間口四尺五寸　奥行六尺
右は松倉稻荷と唱神躰長六寸幅三寸四方程之箱に入封之儘祭置申候地主長七持に御座候

一、同　壹ヶ所　間口五尺　奥行七尺
右は長崎稻荷と唱申躰長七寸餘幅三寸四方之箱に入封之儘祭置申候北辻御橋番人文助持に御座候
右貳ヶ所共古來ゟ河岸地に祭り有之年月等相知不申侯

一、同　四ヶ所
右は地主共銘々地面内に古來ゟ祭置何れも神躰箱に入封之儘有之起立年月等相知レ不申候

当町
元家主新兵衞店に而當時五人組持店
日雇渡世　定　五　郎
子五十二歳
右定五郎儀親子兩人暮に而平日實躰に渡世仕母さよを大切に養育致孝心を盡候段御聽に入文政五午年二月廿四日榊原主計頭樣御番所に被召出左之通被仰度御褒美難有仕則御證文差上申候
但さよ儀七拾六才に而脚氣相煩翌未年七月五日病死仕候尤定五郎儀は只今以同店に住居仕罷在候

一、爲褒美鳥目　七貫文とらせ遣ス

本所花町
新兵衞店
定　五　郎
其方儀平日實躰に而渡世向出精致聊之賃銀を取母さよを養育致罷在其上年頃にも相成候間妻を呼迎候樣近邊之者共相勸候所貧窮之身分蓄方にも差支母之養ひ方不行屆候樣可相成旨相斷渡世出候節は朝夕食物其外暑寒之節は手當等いたし罷在さよは追々及老年に候に付遠方へは不罷出晝頃は一旦立歸り食事爲致同人も五年以前七月中暑邪に當り大病に相成我儘而已申候得共聊逆候儀無之晝夜附添兩便等も取始末いたし毎夜水をあび母之病氣全快有之候樣神佛を祈り療治大切に致遣し同年十月中快氣致候得共老衰之上病後故手足不叶に成洗湯にも手を引入湯爲致食物望之物は調爲給酒を好候間日々少々宛調爲給不自由無之候樣致し遣し被雇出候節も夜に不入内立歸り母之手當心配いたし大切に養育致孝心を盡候段相聞奇特成事に付爲褒美鳥目七貫文とらせ遣ス

右之通被仰渡鳥目七貫文被下置難有奉頂戴候仍如件

文政五午年二月廿四日

右　定　五　郎印

家主　新　兵　衞印

五人組　半　兵　衞印

名主　助　左　衞　門印

町内　家主新右衞門地借　白川二位殿御配下

神職　酒　井　主　膳

一、居宅　間口四間　奥行八間半　但二階付　此坪數三拾四坪

内

内陣と申貳間四方拜殿間數右同斷右之内に神躰金毘羅權現高さ四寸餘幅貳寸八分四方程之箱封之儘

相殿　左猿田彥命　右少彥名命

右神體箱大キサ右同斷右三神祭り有之候に付何れも赤地の錦之切にて也外に幣三本建有之候

右主膳儀は文化十一戌年八月中ゟ町内に罷在候

當町

居住地主

家號伊勢屋　六　兵　衞

一、右六兵衞儀は藤堂和泉守樣御領分勢州一志郡小倭大村二本木德田と申所之出生に而寬文六未年御當地に罷出兩國元町に住居仕竹本等引受間屋商賣いたし元祿二巳年十二月廿日前書に申上候澁川助左衞門殿拜領屋敷に借地仕同八亥年十月八日ゟ右拾五間口之屋敷地守に相成寶永年中退役仕前書申上候通り五間口屋敷買求當時吳服物商賣仕當六兵衞迄六代相續罷在候

北辻御橋番人

町内抱

文　助

一、右文助先祖は權兵衞と申古來町内神田旅籠町壹丁目前通元地花町に罷在候節髮結渡世いたし萬治二亥年三月町御奉行神尾備前守樣村越治左右衞門樣より御渡被遊候御鑑札壹枚頂戴所持仕候尤町内起立之廉に申上候通御用地に被召上代地被下候に付追々町内に附添當所へ引移り右御橋臺に住居仕德右衞門町髮結床場所之儀も其節ゟ所持仕其後追々外三ヶ所髮結床場所所持致罷在右權兵衞後代年月相知不申權兵衞事忠兵衞と改名仕其後病死仕當文助迄代々御橋番人兼髮結渡世致八代相續罷在候

一、郡領名

右は葛飾郡之内西葛西領に御座候

右之通取調此段申上候此外御觸條之廉々當町内には無御座候以上

本所花町

名主　助　左　衞　門㊞

文政十一子年十月

以書付申上候

一、私實父遠江儀武州足立郡大門宿出生に而深川黑江町五右衞門店町道場金毘羅神職大平伊賀と申者之弟子に而白川二位殿配下神職に加り酒井若狹と申文化十一戌年八月中當店借請住居仕宅門に神槙補理神躰金毘羅權現相殿左猿田彥命右少彥名命右三躰祭置信心致翌亥年三月中より祈禱等致其後遠江と改名仕罷在地借に相成候處實父遠江儀は當二月中病死仕私儀は同人實子に而主膳と申遠江後神職仕罷在候右御尋に付此段申上候以上

文政十一子年十月　本所花町新右衞門地借

地誌御調御掛　御役人中様

白川二位殿配下
神職　酒井主膳

本所時鐘屋敷

時鐘請負人　勘右衛門
長右衛門

一、御城ゟ卯之方に當り凡壹里余

一、右時鐘屋敷起立之儀は年月相知不申往古松平陸奥守様日光御靈屋御普請御手傳被仰付候節當時之時鐘屋敷前横川之儀は御貯御材木置場に相成候內之由右横川端に而御普請御木挽等有之職人共數多罷越候所近邊に時鐘無之時尅不相分候に付其節陸奥守様時鐘御鑄立横川通長﨑橋里俗中之橋邊に御取立御用イ被成候由然る所御用相濟御不用に相成右時鐘之儀は中村源兵衞と申者に被下同人儀其節御願申上横川東側當時最上岡書助様御下屋敷邊鐘樓堂取建御武家様方へ御願申上御相對を以少々宛鐘撞錢請取其後横川通西側法恩寺橋詰當時新坂町邊に而六百參拾貳坪之地所拜借仕源兵衞儀凡參拾ヶ年程時鐘役相勤罷在候所鐘樓堂大破に及修復可致様も無御座且又貞享元子年本所中御用地に被召上候に付時之鐘中絕仕候所元祿元辰年又候本所御取立御座候に付時鐘之儀は御武家様方幷寺社町方其外萬民之御重寶に罷成候に付私共兩人其頃青山久保町に罷在町御奉行北條安房守様甲斐庄飛彈守様に時鐘取建之儀御願申上候所元祿二巳年五月廿二日御評定所に私共兩人被爲召出被而時鐘御請負被仰付同年七月二日北條安房守様御掛りに而當時之處表京間八間裏幅同斷裏行同貳拾間此坪數百六拾坪地所拜借被仰付則鐘樓堂相建鐘之儀は以前源兵衞所持致候鐘を相用鐘樓堂地之外町屋に致候儀に付時鐘屋敷と相唱時鐘相勤候者役人爲御扶持方切米鐘撞錢御武家方寺社方町方御相對を以申請候所不被下候御方も御座候而難儀仕候に付其段兩町御奉行様に奉願上候處元祿五申年九月中鐘撞錢割付之通無相違年々可請取旨三御奉行様御連印御證文御評定所におゐて頂戴仕右鐘撞錢申請候場所傍所西は兩國橋より大川通り北は牛嶋源兵衞橋川通り東は龜戶天神裏門通りより六ツ目通迄南は深川元御番所ゟ小名木川通兩河岸附六ツ目通り迄此內御武家様方は御高割分厘毛之御割付拾九通尤御中屋敷御下屋敷之分は御本高之半減頂戴仕幷寺社方町屋御年貢町屋分は小間一間に付錢三文宛之割合に而壹ヶ年に一度宛年々請取來り晝夜無懈怠相勤罷在候尤御公役銀上納不仕候

但右源兵衞儀は病死仕同人後退轉仕候

一、鐘樓堂　壹ヶ所　但石垣　東西に貳間四尺三寸　南北に貳間一尺三寸　高さ貳尺三寸　柱根土臺　東西に貳間半　南北に貳間右石垣上惣高サ五間　中程ヨリ四方へ長貳間貳尺宛之扣柱仕付置申候　家根　銅葺

一、右番人居小屋　間口貳間　奥行三間

一、時鐘　無銘　但高サ龍頭際迄四尺壹寸、龍頭高サ壹尺壹寸八分、指渡シ三尺、外廻り九尺三寸八分程、厚サ三寸貳分

一、時計　但高サ八寸、横幅五寸壹分

右鐘撞堂之儀は町屋竝ゟ格別高く强風雨に當り損候に付番人居小屋共是迄十ヶ年目毎に建直修復仕竝時計之儀も修復仕候間其節御用番町御奉行様へ奉願上候譯は本所御掛り様御見分之上入用御調御座候に付右諸入用高入札爲仕落札之高を以割合出銀請取方之儀

は御武家様方は御高割寺社方並町方御年貢町屋之分は小間割其節人用高に應じ夫々請取高割付帳面に相認メ差上三御奉行様御尊判頂戴仕右出銀取集修復仕來候儀に御座候尤損シ所聊之分は私共自分人用に而仕來申候

一、時鐘之儀は是迄修復仕候儀は無御座候得共此已後損シ候節は前書鐘撞堂同様修復御願可奉申上心得に御座候

一、町内間數　南北に表京間八間　裏幅同斷　東西に裏行同貳拾間
此坪數百六拾坪但片側町屋に而北横川通り西側

一、隣　町　〔東之方北横川向〕駿府御城代最上圖書助様御下屋敷
西御丸御小姓組御番頭石川宮内様御下屋敷　〔西之方〕御本丸御小姓組植村五郎八様　〔南之方〕御小人三森圓次郎様　同大橋元六様
同正木鐵五郎様　同小澤銀次郎様　〔北之方〕本所入江町

一、町内里俗鐘之下と相唱申候

一、町内惣家數　八軒　時鐘役貳軒　地借五軒　店借壹軒

一、北横川　幅貳拾間
右は町内東之方地先を流レ北之方入江町前ゟ南之方御小人衆大縄拝領屋敷前之方へ相流レ申候萬治二亥年本所御奉行徳山五兵衛山岐四郎左衛門様御掛りに而出來仕候

一、自身番屋之儀は町内に無御座則私共宅に而町用相勤申候

一、横川河岸地　間口田舍間八間四尺　河岸行同七間　此坪數六拾坪六合六勺七才　冥加金之儀は拝借地に付上納不仕候

一、郡領名
右は葛飾郡西葛西領に御座候
右之通取調此段申上候此外御觸條之廉ミ當町内には無御座候

文政十一子年十月

本所時鐘屋敷
名主無之月行事　勘右衛門印

本所時鐘撞錢割付之帳　寫

一、本所時之鐘去る巳年御願申上則兩國橋ゟ川通牛嶋源兵衛河通東は天神六ッ目通り迄南は元　御番所ゟ深川河岸南向イ六ッ目通迄此内御武家様方並町屋寺方共に鐘つき錢壹ヶ年に壹度宛年々申請相勤可申由御訴訟申上候處に則鐘樓堂屋敷三ノ橋に而拝借被爲仰付已年ゟ無懈怠相勤申候右此割を以年々申請後々迄相勤可申御請負被爲仰付候以上

御武家屋舗鐘つき錢之割

一、拾俵ゟ九拾俵迄　拾俵に付六文宛
一、百石ゟ千石迄　百石に付銀五分宛
（但俵に而も同割）
一、千石ゟ千五百石迄　百石に付銀四分六厘割
一、千六百石ゟ貳千貳百石迄　同銀三分七厘割
一、貳千三百石ゟ三千石迄　同銀三分四厘割
一、三千百石ゟ四千石迄　同銀三分割
一、四千百石ゟ五千石迄　同銀貳分七厘割
一、五千百石ゟ七千石迄　同銀貳分貳厘割
一、七千百石ゟ九千九百石迄　同銀貳分割
一、壹萬石ゟ貳萬三千石迄　同銀壹分九厘割
一、貳萬三千百石ゟ三萬五千石迄　同銀壹分五厘割
一、三萬五千石ゟ五萬石迄　同銀壹分五厘割
一、五萬百石ゟ七萬石迄　同銀八厘五毛割
一、七萬百石ゟ拾萬石迄　同銀七厘割
一、拾萬百石ゟ貳拾萬石迄　同銀六厘割
一、貳拾萬百石ゟ貳拾五萬石迄　同銀四厘貳毛割

一、貳拾五萬石ゟ三拾萬石迄　同銀四厘割
一、三拾萬石ゟ四拾九萬石迄　同銀三厘貳毛割
一、五拾萬石ゟ七拾萬石迄　同銀貳厘八毛割

町方寺社方之割

一、町屋小間壹間ニ付　三錢宛之割
一、寺社方小間壹間ニ付　三錢宛之割

以上

時鐘請負人　勘右衛門印
長右衛門印

右時鐘撞錢割付之通無相違候間向後年々可取之者也

元祿五年申九月

伊賀　御印
美濃　御印
出雲　御印
安房　御印
紀伊　御印
能登　御印
壹岐　御印

本庄時鐘　請負人

一、武家方御出銀高御銘々御名前共認メ有之候得共略之ス

町々寺々社々之割

一、小間壹間ニ付三錢之割　町方御支配之町々
一、小間壹間ニ付三錢之割　御代官所之町々
一、小間壹間ニ付三錢之割　寺々社々

割合勘定仕右之通相違無御座候以上

元祿五年申九月　本庄時之鐘御請負　勘右衛門印
長右衛門印

本所入江町

一、御城ゟ卯之方に當り凡壹里程
一、當町之儀は元和年中元地中橋に有之長崎町と唱乍恐　御入國以來未だ三百町に相成不申候内之町家に有之候處明暦三酉年江戸大火之節御用地に被召上靈岸嶋に而替地被下置其砌近邊葭沼に而入江之堀有之候故に長崎町之内俗に入江と申習し候由に御座候然る處無間も寛文元丑年松平越前守樣御屋敷に相渡候に付翌二寅年本所横川通當時之場所に而代地被下置尤爲引料小間一間に付銀十枚宛頂戴仕候其砌ゟ長崎町と別町に相成入江町と相唱に町並之御役相勤罷在候處其後天和三亥年本所御奉行庄田小左衛門樣長谷川五左衛門樣御掛りに而本所中一圓御武家方町家共御用地に被召上大久保平兵衛樣御代官所百姓地に相成候に付翌貞享元子年二月當町内之儀御用地に被召上替地無御座候に付同年四月三日屋敷代金千七拾八兩三分と銀拾四匁九分九厘御下げ金被成下小間に割合町人共頂戴退散仕候然る所元祿元辰年御普請御奉行中坊長兵衛樣奥田八郎右衛門樣御掛りに而又候本所町家御取立に相成候に付被下置候代金御上納可仕候間元地被下置候樣奉願上候處元祿六酉年十二月五日如元之地所被下置候其節入江町之儀は貳町分に相成候儀に御座候則屋敷代金年々上納仕候右上納金仕候内は町御役御赦免被下置候其後享保七寅年十二月ゟ御公役銀上納仕右御公役銀之儀は御用人足賃銀に而小間拾間に付壹人役壹ヶ年拾五遍勤之積に而年々上納仕候右由緒書物等有之候處度々類燒仕當時無之候得共申傳等に而具に承知仕罷在候延享之頃迄は前書之通り貳ヶ町に有之候處其後年月不知壹丁分に相成申候且又今古町に御座候に付唯今以

町人共御能拜見被仰付候儀に御座候

一、町内間數　南北に表間口京間九拾八間六尺三寸七分　裏幅同斷　東西に表行京間貳拾間　惣坪數千九百七拾九坪五合九勺九才　但片側町屋敷に而間數表裏共不同無之候

一、隣町之名　〔横川向東之方〕牧野鐵吉殿下屋敷　御納戸大河内善左衞門殿　御小十人逸見半右衞門殿　水野采女殿下屋敷　西御丸御小姓組番頭石川宮内殿下屋敷　〔西之方〕御小姓組植村五郎八殿　黑鍬頭近藤理左衞門組大繩拜領屋敷　西御丸御小納戸山岡巳之吉殿　御普請組美濃部鐵太郎殿　陸尺屋敷町家　御小普請樂岡野孫一郎殿　大御番組金田靱負殿　御小普請組西田三郎右衞門殿　御勘定村上庄太郎殿　〔南之方〕本所時鐘屋鋪　〔北之方〕同所長崎町

一、甲俗鐘之下又は時之鐘或は鐘撞堂とも相唱申候右は隣町時鐘有之候に付相唱申候

一、町内惣家數　百八拾軒　内　地主八軒　家主拾四軒　地借拾九軒　店借百三拾九軒

一、自身番屋　壹ヶ所　間口三間　奥行五間半　此坪數拾六坪半　右番屋之儀は町内河岸地之内物揚場に而當町起立之節ゟ相立有之候但火之見半鐘等無之候

一、道幅　河岸通新道共田舍間五間但長崎町境横町之儀は道幅同四間

一、横川　川幅貳拾間　右は町内東之方に而北ゟ南に流申候萬治二亥年御堀割本所御奉行德山五兵衞樣山崎四郎左衞門樣御掛りに而出來仕候

一、横川通　河岸地長延京間九拾八間六尺三寸七分　右之内〔中横町ゟ南境迄一間口京間三拾七間五尺四寸壹分　河岸行同七間　此坪數貳百六拾四坪八合貳勺六才〔中横町ゟ北に〕間口京間三拾三間貳尺八寸四分　河岸行同七間　此坪數貳百三拾四坪五勺八才　壹ヶ月御助成銀貳拾四匁九分四厘五毛上納仕候

右河岸地之儀は銘々所持屋敷地先に付其地面間數に應じ自用に遣來り候處文化十四丑年十月十九日御藥園御助成地に相成其節ゟ瀧江長伯殿御預り地に御座候尤文政七申年十月中ゟ御助成銀瀧江長伯殿へ上納仕候

右御助成地境ゟ北長崎町境迄間口京間貳拾七間四尺六寸貳分河岸行同七間此坪數百九拾三坪九合七勺五才壹ヶ月に付冥加金銀九匁六分九厘八毛上納仕候

右河岸地之儀は銘々所持屋敷地先に付其地面間數に應じ自用に遣來候處文政七申年十月中ゟ冥加金上納仕候

一、河岸内御藥園御助成地中横町ゟ北之方　物置家　三ヶ所

竪三間　横壹間半　此坪數四坪半　壹ヶ所

右は文政十亥年二月中相建申候

竪三間　横壹間半　此坪數四坪半　壹ヶ所

右は去る文政十亥年五月中相建申候

竪貳間半　横壹間半　此坪數三坪七合五勺　壹ヶ所

右は去る文政十亥年六月中相建申候

右は文化十四丑年十月十九日町御奉行永田備後守樣於御番所御藥園御助成地に相成其砌藏地物置之儀は以來勝手次第可相建旨被仰付候儀に付右物置相建候砌別段に願上不申候

一、物揚場　貳ヶ所

川附長五間　河岸行七間

右は中横町向自身番屋表河岸地に有之候
川附長四間　河岸行七間
右は長崎町境河岸地に有之兩町物揚場に御座候
右物揚貳ヶ所共横川御堀割の砌ゟ有之候樣に御座候
一、河岸地御藥園御助成地之内中横町ゟ南之方に稻荷社　壹ヶ所
間口四尺　奥行六尺　神躰幣束　鐘下稻荷大明神と唱來申候
同御助成地之内南之方　同　壹ヶ所　間口四尺　奥行六尺　神躰
幣束　西宮稻荷大明神と唱來申候
同御助成地之内中横町ゟ北之方　同　壹ヶ所　間口五尺　奥行六
尺　神躰幣束　猪守稻荷大明神と唱來申候
右は町内河岸地御藥園御助成地内に稻荷社三ヶ所有之候得共地先
地主共度々相替り候に付何頃勸請仕候儀に御座候哉聢と相分り不
申候毎年初午之節銘々地先地主共致世話幣納仕來候儀に御座候猶
又支配別當と申すものも無御座候
一、領名　葛飾郡西葛西領
都而本所深川之儀は西葛西領に御座候往古本庄と相認候處元祿度
再興之節本之所に歸り候儀を祝詞之上本所と認來り候由申傳に御
座候
一、名主由緒之儀は元地元和年中中橋に有之長崎町と唱候節ゟ私先
祖名主勤役仕罷在候處類燒之砌り古來之舊記不殘類燒仕候故姓名
等聢と相分り不申候得共明暦三酉年中靈岸嶋椿地に引移候節星野
庄兵衛と申もの視之苗跡相續仕名主役相勤罷在先規之通毎年正月
三日於　御本丸年頭御禮被爲　仰付則御扇子箱兩　御丸樣に奉獻
上候其後寛文元丑年靈岸嶋御取上に相成翌二寅年本所横川通に而
代地被下置入江町と相改候砌迄引續庄兵衛勤役仕其後右庄兵衛悴
善右衛門儀後式相續仕名主役相勤候儀に御座候其砌之沽劵證文一
通相殘所持仕候右は私儀養父善右衛門より申傳に及承申候
初代星野（名前詳に相分り不申候）二代目星野 實子庄兵衛　三
代目星野 實子善右衛門　四代目星野 實子善八　五代目星野 實子
善右衛門　六代目星野 實子政之亟　七代目星野 養子善右衛門
「三代目善右衛門より七代目善右衛門迄古來之舊記度々致類燒
候に付不殘燒失仕候間巨細之儀は一向相分り兼候間此段奉申上
候」八代目星野 養子七兵衛
私儀養父善右衛門之讓を受跡式相續仕文化元子年十月中名主役被
仰付同十二月十八日小田切土佐守樣御番所に被召出町兩御奉行樣
に御目見被仰付則當年迄貳拾五ヶ年名主勤役仕罷在候猶又先例之
通毎年正月三日於　御本丸に年頭御禮相勤乍恐兩御丸樣へ御扇子
箱奉獻上候
右は私由緒之儀御調に御座候に付此段奉申上候
右之通取調別紙繪圖面相添差上申候其外御備條之廉々御調に御座
候得共當町内に曾以無御座候に付此段以書付奉申上候以上

文政十一子年十月　本所入江町
名主　七兵衛㊞

本所長崎町

一、御城より寅之方に當り凡四拾貳丁程
一、當町之儀は古來元地中橋廣小路に罷在其砌は廣小路之所川有之
町内之儀は右川端南側に有之候處明暦三酉年大火事以後寛文三卯
年靈岸嶋に代地被下置同所地面半町程不足故右不足之分本所横川
通西側當時之場所に而元坪之倍増代地被下置爲引料小間壹間に付

銀拾枚宛頂戴仕本所長崎町と名目相唱罷在候處天和三亥年本所御奉行庄田小左衛門樣長谷川五左衛門樣御懸りにて本所一圓武家方町家共御用地に被召上大久保平兵衛樣御代官所百姓地に相成候に付貞享元子年御用地に被召上代地無御座屋敷代御金小間に割合金千六百九拾五兩壹分銀四匁九分八厘頂戴仕立退申候然處元祿元辰年御普請御奉行中坊長兵衛樣與田八郎右衛門樣御懸りに而又候本所御取建に付元祿六酉年元地歸之儀御訴訟申上則當町被下置引續罷在申候尤右屋敷代御金は其以後年々上納仕候由申傳に御座候右上納仕候内町御役御赦免被下其後享保七寅年ゟ御公役銀小間拾間に壹人役此賃銀人足壹人銀貳匁つゝ壹ヶ年拾五遍勤之積を以年々上納仕候前書之通吉町に付延寶八申年九月十八日御能拜見被仰付其以後御代々御能拜見に罷出申候但長崎町本地之分只今以靈巖嶋長崎町と唱同所に罷在候

一、町内間數　南北に　表京間九拾貳間六尺三寸九分六厘　裏幅同斷　東西に　裏行同貳拾間惣坪數千八百五拾九坪六合八勺

一、隣　町　〔東之方横川向〕牧野讃吉樣御下屋敷　御使番大嶋雲四郎樣御屋敷　御側衆土岐豐前守樣御下屋敷　〔西之方〕大御番堀近江守樣御組松平喜太郎樣御屋敷　小普請組長井五右衛門樣御組溝口仁三郎樣御屋敷　御大工頭御支配御作事御勘定役田村清十郎樣御屋敷　本所長岡町壹丁目　〔南之方〕同所入江町　〔北之方〕同所清水町

一、町内惣家數　百五軒　外明店八軒　地主九人　家持四人　地借貳拾五人　店借七拾六人

一、自身番　壹ヶ所　間口貳間　奥行三間半　但三尺に長五間半西南折廻し柱立庇付　此建坪七坪

右は町内東之方河岸地内に有之代地に相成候節ゟ建來り候趣申傳に御座候

一、南割下水圦樋番屋　壹ヶ所　間口三間半　奥行三間　内壹間は河岸地之内に借り込地に御座候　此建坪拾坪半

右は町内東之方長崎橋西詰往來に有之南割下水御堀割之砌同樣相建候由申傳に有之年月之儀は相分り不申候

一、橋番屋　壹ヶ所　間口三間半　奥行三間　内壹間は河岸之内借り込地に御座候　此坪數拾坪半

右は長崎橋際往來に有之起立之儀は長崎橋相建候砌同樣相建候由申傳に有之年月之儀は相分り不申候

一、横川　巾貳拾間

右は町内東之方に有之萬治二亥年本所御奉行徳山五兵衛樣山崎四郎左衛門樣御掛りにて堀割に相成申候

一、南割下水　幅貳間

右は町内中程東西に通り有之萬治二亥年本所御奉行徳山五兵衛樣山崎四郎左衛門樣御懸りに而割堀に相成申候且右下水土砂浚之儀は天明二寅年中其節長兵衛と申者永御請負奉願深川越中嶋町之内に而地所拜借致深川定浚屋敷と申名目被仰付候由當時右浚御請負人は同所に而惣五郎と申者御請負罷在候

一、長崎橋　長拾間幅貳間但板橋東西往來西は本所長崎町、東は南側御使番大嶋雲四郎樣御屋敷、北側御側衆土岐豐前守樣御下屋敷

右は横川に懸渡有之元祿十丑年中本所御奉行鈴木平九郎樣鳥居久五郎樣御懸りにて出來長崎橋と相唱候儀は西之方に長崎町御座候間長崎橋と相唱申候右御橋臺道造り等は西之方は町内に而仕來り申候尤文政元寅年十一月中懸直御普請有之町御奉行御勘定御奉行

御持場に御座候右長崎橋之儀を里俗中之橋と相唱申候は北に法恩寺橋有之南に北辻御橋御座候間右之通相唱申候

一、南割下水橋　長壹間　幅三間貳尺　但石橋南北往來南長崎町北同町

右は萬治年中本所御奉行徳山五兵衞樣、山崎四郎左衞門樣御懸りにて南割下水御堀割に相成候砌同御懸りに而土橋に懸渡に相成候處崩落込等有之候に付寛保年中以後右石橋に相成候旨申傳年月相分り兼申候且橋名無之石橋と計相唱申候御勘定方町方御懸りに而御修復有之候

一、南割下水橋　長五尺五寸　幅貳間　但石橋南北往來南は長崎町並御大工頭御支配御作事御勘定役田村清十郎樣御屋敷北は長崎町並長岡町壹丁目

右起立之儀は前書に申上候同樣に而横川ゟ通入候二ツ目之橋に而石橋と計唱外橋名無御座候

一、横川通町内河岸地之儀は間口田舍間百間四尺三寸九分貳厘河岸行七間此坪數七百五坪壹合貳勺四才有之上納金壹ヶ月金壹分と銀拾壹匁壹分九厘上納仕候

一、右河岸地に物置　壹ヶ所　間口貳間　奥行三間　此建坪六坪

右は六ヶ年以前文政六未年十月七日奉願候處同十一月十八日町御奉行筒井伊賀守樣御番所に而願之通被仰付候に付相建申候

一、圦樋貳ヶ所　〔西之方〕壹ヶ所　長壹丈壹尺　巾四尺七寸　〔東之方〕壹ヶ所　長九尺　巾四尺七寸

右は長崎橋際に而横川兩縁に有之西之方當町地先に有之候は南割下水吐口に而東之方に有之候は東中割下水口に御座候横川水增減により右圦樋開閉いたし候尤兩圦樋共町方御勘定方御懸りに而御修復有之何れも町内に而見守仕候

右之通取調此段申上候此外御觸條之廉々當町には無御座候以上

文政十一子年十月　本所長崎町

名主一郎助後見　三左衞門㊞

本所清水町

一、御城ゟ寅之方に當凡四拾貳町程

一、當町之儀は元地谷中清水坂に而清水町と申東叡山御目代田村權右衞門樣御支配御年貢地町屋に御座候處寛文元丑年中乍恐　權現樣御宮之御火除に御立被遊候節御年貢地故代地被下間敷處數拾ヶ年之間右御宮之御役相勤候爲御褒美代地被下其上爲引料小間壹間に付銀拾枚宛被下置古町並に被仰付翌寅年二月本所四ツ目天神旅所橋際ゟ四ツ目橋詰迄當時深川北松代町壹丁目貳丁目三丁目之處に而代地被下置壹丁目貳丁目三丁目と相唱罷在候只今以右旅所橋に打並び十間川に懸渡候橋を清水橋と相唱申候は右遺名之由其後天和三亥年本所一圓御用地に被召上候に付貞享元子年二月町内之儀も御用地に相成代地見立候樣被仰付所々代地見立候得共代地無御座候に付屋敷代御金小間に割合頂戴仕三町分合金千五百貳拾八兩銀九匁貳分貳厘被下置立退申候然る處元祿元辰年再び本所御取建被爲遊候に付先年被下置候屋敷代御金御上納可仕候間元地被下置候樣と奉願上候に付同六酉年十二月本所横川通只今之處に而地所被下置引續罷在申候尤其節表京間拾貳間貳尺八寸三步裏行貳拾間此坪數貳百四拾八坪七合八才之地所は當所代地不足に候哉同所緑町三丁目之内に而代地被下置同町之内に割込に相成申候依之右屋敷代御金之儀は年々皆上納仕候由申傳に御座候尤當町之儀其後

貳ケ丁に相唱年月不知壹丁分に相成申候右寛文三卯年正月三日其節之名主　御城樣に御年頭之御禮被仰付其以後貞享元子年本所御用地に被召上猶又本所御取建に付元祿六酉年十二月只今之所被下置翌戌年正月三日先年之名主　御城樣え御年頭御禮被仰付引續每年正月三日御年頭御禮被仰付候且延寶八庚申年九月十八日御能拜見被仰付其以後代々御能拜見被仰付候御公役銀之儀は享保七寅年ゟ小間拾間に壹人役此賃銀人足壹人銀貳匁宛壹ケ年拾五遍勤之積を以年々上納仕候

一、町内間數　南北に　表京間九拾六間六尺三寸五分　裏幅同斷
東西に　裏行同貳拾間　此坪數千九百三拾七坪七合八勺五才

一、隣　町　〔横川向東之方〕御側衆土岐豐前守御下屋敷　御寄合酒井彌門樣御下屋敷　御寄合松平主税樣御下屋敷　〔西之方〕本所長岡町壹丁目　同所貳丁目　〔南之方〕同所長崎町　〔北之方〕同所新坂町

一、飛地　壹ケ所　南北に　表京間四間貳尺貳寸四分　裏幅同斷
東西に　裏行同貳拾間　此坪數八拾六坪八合九勺貳才
右飛地之儀は代地に相成候節不足之分御割付飛地に相成候旨申傳に御座候

一、飛地隣町　〔東之方〕北本所出村町　〔西之方〕本所吉田町貳丁目
〔南之方〕本所新坂町　〔北之方〕本所新坂町　惣坪數貳千貳拾四坪六合七勺七才　但飛地共

一、町内惣家數　百拾壹軒　外明店拾八軒　地主七人　家持五人
地借拾五人　店借七拾三人

一、自身番屋　壹ケ所　間口九尺　奥行貳間　三尺に貳間　三尺に三間半　貳尺五寸に貳間　五尺に貳間柱立庇付　此建坪三坪

右は町内東之方河岸會所地に有之代地に相成候節ゟ建來り候趣申傳に御座候

一、横川　巾貳拾間
右は町内東之方に有之萬治年中本所御奉行德山五兵衞樣山崎四郎左衞門樣御懸りに而堀割に相成申候

一、横川通町内河岸地之儀は飛地共間口田舍間百九間四尺五寸九分
河岸行七間　此坪數七百六拾八坪三合五勺五才　内　百五拾五坪九合八勺九才　古銅御吹所地先引上納金壹ケ月金壹分銀六匁四分三厘上納仕候

一、法恩寺橋　長七間　幅貳間　但板橋東西往來は北本所出村町柳島出村町西は北側新坂町南側淸水町飛地
右は横川に懸渡有之萬治二亥年中本所御奉行德山五兵衞樣山崎四郎左衞門樣御懸りに而御懸け渡に相成申候法恩寺橋と相唱候儀は東之方に日蓮宗法恩寺有之候間法恩寺橋と相唱申候御橋臺道造等は東之方は東町方に而仕來り西之方は新坂町淸水町に而仕來り申候尤文政七申年十一月中懸直御修復有之町御奉行御勘定御奉行御持場に御座候

一、横川通り河岸地内に物置　三ケ所
間口貳間　奥行九尺　壹ケ所　但柱立五尺に貳間之庇付　此建坪三坪
間口五間　奥行貳間半　壹ケ所　此建坪拾貳坪半
間口七間　奥行貳間　壹ケ所　此建坪拾四坪

一、同河岸地に土藏　三ケ所
間口三間　奥行六間　壹ケ所　此建坪拾八坪
間口三間　奥行五間　壹ケ所　此建坪拾五坪

間口三間　奥行四間　壹ヶ所　但九尺に四間之柱立庇付　幷壹間に四間三尺に四間庇付　此建坪拾貳坪
右六ヶ所共何ヶ年以前相建候哉書留等無之相分り兼申候
一、町内地面内に四尺に五尺稻荷社　壹ヶ所但正一位稻荷大明神と相唱弁才天祭有之神躰幣束
一、同地面内に壹間に九尺之稻荷社　壹ヶ所但正一位稻荷大明神と相唱神躰幣束
右貳ヶ所共年月相立候儀に而起立之儀は相分り不申候得共元祿六年代地に相成其節元地ゟ引移候由申傳に御座候

當町新兵衛店本山修驗　和　國　院

右は赤坂氷川大乘院配下同人安置之不動丈ヶ壹尺五寸木像に而立像幷二童子丈ヶ七寸五分木像に而立像右不動は智證大師作之由申傳二童子は作名不知旨申傳先祖は和國院鏡傳法印と申ものに而寶永年中ゟ當和國院迄四代當所に住居仕候
一、町内古銅御吹所　壹ヶ所　南北に表京間貳拾貳間九寸九分　裏巾同斷　東西に裏行同貳拾間　此坪數四百四拾三坪四勺五才　河岸地田舍間貳拾三間五尺九寸九分　河岸行七間　此坪數百六拾七坪九合八勺八才
右地所之儀はうた後見平左衛門と申者所持之地所に有之候處寛政九巳年十月十四日古銅吹方御役所御取建に相成候に付代金百五拾五兩に而御買上ヶに相成申候尤沽券地之内に付町並之諸役相勤申候
一、當町名主　（朱字）荒井一郎助　若年ニ付後見
（朱字）同　三左衛門

右は元名主淸藏と申者文化六巳年十月中役儀御差免被仰渡候處其後當一郎助親一郎助儀は同所長崎町家持に御座候處同七午年十月中支配町人共右一郎助に名主役之儀奉願候に付同月中願之通被仰付文政八酉年迄拾六ヶ年相勤同年四月中病死仕跡役之儀は忰當一郎助若年に付親類右三左衛門儀後見致相勤度段支配町人共一同奉願候處願之通同年八月中被仰付相勤罷在申候尤古町之儀に付毎年古來之通正月三日御年頭御禮　御城樣に罷出其節兩御丸樣に臺附三本入扇子箱下ヶ札本所淸水町名主一郎助若年に付後見三左衛門と相認獻上仕且又古來由緒書留等元名主退轉仕無御座候右之通取調此段申上候此外御觸條之廉〻當町には無御座候

本所淸水町
文政十一子年十月　名主一郎助後見　三　左　衛　門㊞
上

當町新兵衛店　和　國　院

右者氷川大乘院支配住居内に安置之不動は火焰ゟ岩座迄丈ヶ貳尺八寸幷二童付三躰共立像に而木像に御座候右不動之儀は先祖ゟ智證大師之作之由申傳來り候先祖は和國院鏡傳法印と申者に而寶永年中ゟ當所に住居仕候拙僧迄四代致住居罷在候

本所淸水町新兵衛店
文政十一子年十月　本山修驗　和　國　院　有　常㊞

本所新坂町

一、御城ゟ寅之方に當り凡四拾四町程
一、當町之儀は元地市ヶ谷左内坂町中程北側に罷在候處寛文二寅年

七月火消御役増田五郎左衛門様御役屋敷に相渡候に付同年八月九日町御奉行渡邊大隅守様村越長門守様御懸りに而地所被召上本所五ッ目橋際ゟ西之方に而三拾四間代地被下置其節爲引料金貳百兩頂戴仕右内坂町ゟ引地に付新坂町と町名相唱罷在候處本所中一圓御用地に相成候に付貞享元子年町内之儀も御用地に被召上代地無御座候に付屋敷代御金小間に割合金貳百四拾三兩壹分銀五匁頂戴仕立退申候然ル處元禄元辰年又候本所御取建被爲遊候に付御願申上同六酉年十二月只今之所に而替地被下置右屋敷代に頂戴仕候御金は年々に御上納仕候由申傳に御座候右上納金仕候内は町御役御赦免有之其後享保七寅年十二月ゟ御公役銀上納仕候且又延寶八庚申年九月十八日御能拜見被仰付其後御代々御能拜見に罷出候儀に御座候

一、町内間數　南北江表京間三拾四間　裏巾同斷　東西江裏行同貳拾間　惣坪數六百八拾坪

一、隣　町　〔東之方横川向〕御寄合松平主税様御下屋敷　北本所出村町、柳島出村町　〔西之方〕本所長岡町貳丁目　同所吉田町貳丁目　〔南之方〕同所清水町　〔北之方〕同所同町御用屋敷但當町中程に清水町飛地壹ヶ所有之

一、町内家數　三拾九軒　外明店四軒　地主四人　家持壹人　地借四人　店借貳拾三人

一、自身番屋　壹ヶ所　間口貳間　奥行四間　但三尺貳間庇付　此建坪八坪

右は町内東之方河岸地に有之代地に相成候節ゟ建來り候趣申傳に御座候

一、御橋番屋　壹ヶ所　間口三間　奥行貳間但三尺に三間三方折廻し雜壹宅付并九尺三間之下家有之宅付右之内三間三尺に三尺は河岸地の内に借り込と相成申候　此建坪六坪

右は町内東之方法恩寺橋際に有之建立之儀は法恩寺橋御懸ヶ渡に相成候節同様相建候由申傳に有之年月之儀は相分り不申候

一、横川　巾貳拾間

右は町内東之方に有之萬治年中本所御奉行徳山五兵衛様山崎四郎左衛門様御懸りに而堀割に有成申候

一、横川通町内河岸地之儀は間口田舍間三拾五間四尺五寸河岸行七間此坪數貳百五拾坪貳合五勺内八坪自身番屋地所引上納金壹ヶ月銀三匁貳分五厘四毛上納仕候

一、法恩寺橋　長七間　幅貳間但板橋東西往來は北本所出村町柳島出村町西は本所新坂町清水町飛地

右は横川に懸渡有之萬治二亥年中本所御奉行徳山五兵衛様、山崎四郎左衛門様御懸りに而御懸渡に相成法恩寺橋と相唱候儀は東之方に日蓮宗法恩寺有之候間法恩寺橋と相唱申候御橋臺道造り等は東之方は南出村町に而仕來り西之方は新坂町並清水町に而仕來り申候且文政七申年十一月中懸直御修復有之町御奉行御勘定御奉行御持場に御座候

一、横川河岸地内に物置　貳ヶ所

　間口壹間　奥行三間　壹ヶ所　此坪數三坪

　間口貳間　奥行六間　壹ヶ所　此坪數拾貳坪

右貳ヶ所共何ヶ年以前相建候哉書留等無之相分り兼申候

一、町内地面内に壹間四面土藏造稻荷社一ヶ所但壹間に八尺之拜殿有之正一位福壽稻荷大明神と相唱神躰幣束

一、町内河岸地之内に壹間に壹間五寸稻荷社壹ヶ所但正一位稻荷大

明神と相唱神躰は幣束
右貳ヶ所共年月相立候儀に而起立之儀相分り不申候得共元祿酉年代地と相成其節元地ゟ引移候由申傳に御座候尤銘々地主持に御座候
右之通取調此段申上候此外御觸條之廉々當町には無御座候
本所新坂町
文政十一子年十月　名主一郞助後見　三　左　衞　門㊞

本所新坂町御用屋敷

一、御城より寅之方に當凡四拾四町程
一、當屋敷之儀は明地に而有之候處本所御奉行藤堂庄兵衞樣多賀又四郞樣御勤役中元祿年中本所上水樋桝破損修復御請負役孫八伊兵衞と申者に被仰付其節ゟ右兩人に而當屋敷地所拜借致右請負役相勤罷在候處享保四亥年四月本所御奉行相止候節右拜借地被召上同年十月廿七日本所御用屋敷に被仰付道役淸水八郞兵衞家城善兵衞に御預ヶ被仰付候但御用地之儀に付公役銀上納不仕候
一、當屋敷間數　南北に表田舍間拾八間四尺　裏幅同斷　東西に裏行同貳拾壹間四尺　此坪數四百四坪四合壹勺七才
一、隣　町　〔東之方横川向〕柳嶋出村町　〔西之方〕本所吉田町貳丁目　〔南之方〕同所新坂町　〔北之方〕同所松倉町
一、自身番屋無御座候
一、當屋敷惣家數　拾三軒　外明店貳軒　地預り主二人　地借四人　店借七人
一、横川　巾貳拾間
右は町內東之方に有之萬治年中本所御奉行德山五兵衞樣山崎四郞左衞門樣御懸りに而堀割に相成申候
一、横川通當屋敷地先河岸地之儀は間口田舍間拾八間四尺河岸行七間此坪數百三拾坪六合六勺六才上納金無御座候
一、右河岸地に物置　壹ヶ所　間口貳間　奥行三間　此坪數六坪
右は何ヶ年以前相建候哉書留等無御座候に付相分兼申候
右之通取調此段申上候此外御觸條之廉々當町には無御座候以上
本所新坂町御用屋敷
文政十一子年十月　名主一郞助後見　三　左　衞　門㊞

本所永倉町

一、當町之儀は元沼地に而有之候處元祿九子年十一月中御中間方大縄屋敷に相渡り尤南北角平林吉十郞儀は先代外御場所勤に而致拜領町內に相加り町名永倉町と相唱候由其後地主轉役又は相對替有之當時他場所勤之者入交に相成申候尤文政元寅年十月十七日淺草寺地中ゟ出火之砌不殘燒失仕候に付右町名之起り互細之儀相分り不申候御公役銀之儀は小間貳拾間に付壹人役壹ヶ年拾五週勤之積りに而上納仕候
一、町內間數　小間四拾壹間但是は惣間數百壹間三尺五寸有之候得共奥行之儀餘町と違拾壹間五寸に有之殊に場末之儀に御座候に付御公役銀其他臨時出銀等之儀右之小間割合に而前々ゟ差出申候
南北に裏間口京間百壹間三尺五寸　裏巾同斷　東西に裏行京間拾壹間五寸但片側町に而裏表不同御座候
一、四　隣　〔東之方〕內野卜平殿　市場又左衞門殿　大地十郞右衞門殿　服部主膳殿　戸田善左衞門殿　山縣榮助殿　高嶋七十郞殿　福原小三郞殿　齋藤平藏殿　小倉淸次郞殿　常見文藏殿　川村平

藏殿　杉浦平次郎殿　〔西之方〕松平筑後守殿御下屋敷　原三右衛門殿　新井靱負殿　石崎定次郎殿　若林權之亟殿　石原左京殿　春日兵庫殿　杉本勝之亟殿　本郷三之亟殿　山縣儀三郎殿　布下權左衛門殿　〔南之方〕守屋十四郎殿　〔北之方〕細川波次郎殿　山田平右衛門殿

一、町屋敷拜領人名前左之通

一、五拾九坪六合四勺四才　　御中間頭山崎又兵衛組
　　御中間世話役　内山新右衛門

右は先地主伊藤彌助甲府勝手小普請被仰付候に付文政七申年九月廿六日右屋敷上り地に相成同八酉年二月廿七日御中間頭山崎又兵衛組御中間内山新右衛門拜領仕候

一、右同斷　　小普請永井又右衛門組
　　折原又八

右は元祿九子年十一月中拜領仕候節早川新兵衛組御中間目付相勤申候

一、右同斷　　御中間頭山崎又兵衛組
　　御中間定番役　廣瀬藤次郎

右は元地主伊久間勝藏殿拜領罷在候處文政八酉年三月十日當地主本郷元町拜領屋敷と相對替仕候

一、右同斷　　吹上奉行河合次郎右衛門支配
　　吹上御普請方　下田平五郎

右は古來拜領人相知不申候元文元辰年十月吹上奉行支配御普請方之者杉田小平次拜領仕其後文化十酉年閏十一月十七日同役下田平五郎麻布田島町と相對替被仰付候

一、右同斷　　御中間頭鈴木宇右衛門組
　　御中間定番役　荒井勝五郎

右は元祿九子年十一月中拜領仕候

一、右同斷　　御廣鋪伊賀之者
　　代嶋利左衛門

右は前同斷

一、右同斷　　西丸御先手雨宮權左衛門組同心
　　松村榮次郎

右は元祿九子年十一月中拜領仕候

一、右同斷　　二丸御留守居支配
　　二丸御番同心　中村佐太郎

右は前同斷

一、右同斷　　御中間頭鈴木宇右衛門組
　　御中間御旗指役　河野新六郎

右は拜領年月書留無御座相分不申候

一、右同斷　　淺草御藏番
　　加藤徳藏

右は古來之地主相知不申候先代名主李左衛門吹上御庭御番御普請方之者相勤候節元文五申年四月十一日當所拜領仕其後文政十一子年迄右跡圓藏儀相勤罷在候處病身に付御奉公相勤兼候に付母方從弟達之續を以同年七月八日右加藤徳藏御抱入に被仰付引續地所拜領仕候

一、右同斷　　上り地　壹ケ所

右上り地之儀は度々類燒之節舊記等燒失仕誰拜領地に而何頃上り地に相成候哉相分り不申候地代金之儀は壹ケ年に付金貳分貳朱に而右之内御公役銀御上納並臨時町内入用家守給金差引候得は上り

高無御座候間家主五人組御預り地に相成申候

一、右同斷　御中間頭鈴木宇右衞門組
御中間定番役　濱田富平

右は元祿九子年十一月中拜領仕候

一、右同斷　戸田五助組御鷹匠同心
石川六右衞門

右は元祿九子年十一月中拜領仕候

一、右同斷　御廣鋪伊賀之者
高部市藏

右は先地主相知不申先祖高部彦右衞門御中間相勤候節元祿十丑年
十二月廿七日拜領仕候

一、右同斷　御中間頭古澤茂右衞門組
御中間御太鼓矢倉下御門番
河内惠三郎

右は拜領年月之儀書留無御座候に付相分り不申候

一、右同斷　右同人組御中間目付
杉山九左衞門

右は拜領年月書留無御座候に付相分り不申候

一、右同斷　岩崎傳兵衞組
御小人　鴨下權次郎

右は拜領年月之儀書留無御座候に付相分り不申候

一、右同斷　吉田滿之助上り地

右上り地之儀は西丸御裏御門番頭舘九八郎組吉田滿之助缺落候に
付寛政八辰年七月中右地面上り地に相成申候地代金之儀は壹ヶ年
に金貳分貳朱に而右之内ゟ御公役銀上納竝臨時町入用家主給金差
引候得は上り高無御座候間名主家主五人組御預地に相成申候

一、五拾壹坪壹合壹勺五才　小普請渡邊甲斐守組
平林吉十郎

右は元祿九子年中當所致拜領候趣申傳候得共書留無御座聢と相分
り不申候

一、稻荷社　間口四尺　奥行六尺

右は名前不知上り屋敷之内に前々ゟ相建有之候得共何頃勸請致候
哉聢と相分不申候且度々類燒仕候得は別に神體等も無御座毎年二
月初午之節町内に而世話致し幣束納來申候支配別當と申者無御座
候

一、御褒美銀拾枚　本所永倉町喜兵衞店
六兵衞悴　市太郎
三十九才

右者寛政八辰年二月八日孝行奇特成者に付御褒美被下置候且父六
兵衞へも老養御扶持方被下置候其節被仰渡御書付左之通但六兵衞
悴市太郎儀も當町内に住居不仕何方に參り候哉相分り不申候
其方儀幼年之内母は相果父計りの世話にて成長拾貳才之節年季奉
行に出相勤候内父六兵衞儀段々不仕合相續殊に及老年日々日雇稼
も難相成に付此者儀主人方暇貰受父と同居致し候得共貧窮に付渡
世取續兼拾六ヶ年以前當店に引越十一年以前本所邊大水之節諸道
具に不相構父六兵衞を引連立退候に付家財等不殘流失致し彌貧窮
に相成駕籠舁致渡世父六兵衞儀段々及老衰物事不辨に相成洗湯は
勿論兩便所に參り候節も其度々雪隱迄附添來り風烈之節抔は火之
元等無心元存兼約之雇先有之候而も同稼之者を賴み遣し父に附添
罷在食物は不及申晝夜撫さすり介抱いたし平日渡世出候節は留守

に無差支樣別而厚致手當置同店之内居合候ものに聢と賴置候樣致し夜分に出候節は食事等之心付火之元等大切に致し且六兵衞去年中方別而致老屈時々兩便もらし候に付衣類夜具等よこし候儀度々に候得共人不知樣すゝき洗濯いたし萬事手廻り不申内にも不自由無之樣精々手當いたし都而六兵衞申聞候事遊ひ候儀聊も無之神佛江參詣致旨申候節は稼相休歩行不叶に付而は同稼之者壹人相雇駕に乘片棒は其方皐參途中心付等誠に孝養行屆且獨身に而右躰孝行盡候に付近邊之者共妻を呼迎候樣相勸候得共父之心底に不應節は却而不孝に相當介抱不行屆義も出來可申哉旁獨身に而致不自由身に及丈介抱致し候儀安心之由を申斷他人對し候而も實情厚く下賤之者には奇特成儀に候右之趣申上候處其方へ爲褒美銀拾枚被下置父六兵衞へ老養扶持一日に米五合宛一生之内被下置候間難有可奉存

市太郎父　六　兵　衞

其方儀悴市太郎儀依孝心其方江老養扶持として一日米五合宛一生之内被下置候間難有可奉存

本所陸尺屋敷

陸尺屋敷起立之儀は元祿年中御同朋白井宗易殿一圓拜領屋敷に有之候處同三年年上り屋敷に相成其後享保十一午年四月廿五日御賄陸尺衆五人江拜領町屋敷被下置依之陸尺屋舖と町名相唱町人共住居罷在候趣申傳に御座候且御公役銀之儀は御用人足賃銀に而小間貳拾間に付壹ヶ年拾五匁勤之積に而享保十一午年ゟ年々上納仕候

一、町内間數　西側町屋　南北江表間口京間拾六間三尺二寸五分
裏幅同斷　東西江裏行南之方拾貳間半　北之方拾六間四尺　東側町屋　南北江表間口京間拾六間三尺貳寸五分　裏幅同斷　東西江裏行南之方拾貳間半　北之方八間貳尺五寸

一、四　隣　〔東之方〕本所入江町　〔西之方〕内野卜平殿　一場又左衞門殿　〔南之方〕美濃部觀太郎殿　〔北之方〕岡野彌一郎殿

一、里俗陸尺長屋と相唱申候

一、町屋敷拜領人名前左之通

一、百三坪壹合貳勺五才　小普請組渡邊甲斐守支配
山　口　銀　益

右は御本丸奥陸尺阿在支藏先代御賄陸尺相勤候節享保十一午年四月廿五日拜領町屋敷に被下置候由之處文化五辰年十二月廿日三田同朋町に而右銀益拜領町屋敷と相對替仕候

一、六拾九坪九勺　吹上奉行支配
吹上御庭方　本　多　源左衞門

右は拜領仕候年月等度々類燒に而燒失仕相分不申候

一、六拾九坪九勺　右同斷
栗　原　幸　四　郎

右者吹上奉行支配佐藤又左衞門拜領町屋敷に有之候處享和二戌年九月廿二日右幸次郎拜領町屋敷麻布網代町屋舖と相對替仕候

一、百三坪壹合貳勺五才　御裏御門御切手番之頭
鵜殿三郎九郎組同心　伊　藤　瀧　次　郎

右は先代御賄陸尺相勤罷在候砌享保十一午年四月廿五日拜領町屋舖に被下置候

一、六拾八坪六勺貳才　二丸御留守居支配
二丸御切手同心　寺　井　伊　三　郎

右は先代御賄陸尺相勤罷在候砌享保十一午年四月廿五日拜領町屋舖

に被下置候
一、自身番屋　間口京間壹間半　奥行同貳間半
右者町内南角東向きに有之候處度々類燒後相建不申候

本所辨天門前

一、當町幷松黒屋舖之儀は埊地に有之候處元祿六酉年六月十八日
常憲院樣　御代元祖杉山惣撿挍表間數九拾九間裏行貳拾間程之所
一圓致拜領其節各地面之内辨天社安置仕右同人奉願社地之外一圓
町屋に仕社地ゟ西之方は辨天門前と唱寺社御奉行所御支配に相成
其餘は町御奉行所御支配に御座候に付町名貳ヶ所に相分れ申候其
後延享二丑年閏十二月右門前共町御奉行御支配相成申候
一、町内間數　南側町屋　東西に表間口京間貳拾三間　裏幅貳拾貳
間壹尺　南北に裏行西之方拾壹間　東之方八間貳尺　東側町屋
南北に表間口京間八間半　裏幅拾間半　東西に裏行南之方拾四間
北之方貳拾貳間
一、四　隣〔東之方〕同所辨天社地　〔西之方〕鯨船鞘地　桐油干場
御石置場　〔南之方〕八郎兵衛屋敷　〔北之方〕竪川向同所相生町
壹丁目
一、町内里俗一ツ目と相唱申候
右は一之御橋際に有之候に付相唱申候
一、髮結床番屋　間口貳間　奥行三間
一、橋番屋　間口三間半　奥行四間
右は一之橋際に有之起立之儀は一之御橋相掛り候砌同樣相建候由
申傳有之年月之儀は難と相分り不申候
一、葭簀張茶見世　六ヶ所　但町内西之方桐油干場前通に間口十六
間　奥行九尺　壹ヶ所　間口三間　奥行九尺　壹ヶ所　同西角に
間口貳間　奥行六尺　壹ヶ所　一之橋際に間口九尺　奥行貳間
壹ヶ所　御石置場矢來際に間口五間　奥行貳間　壹ヶ所　右六ヶ
所葭簀張茶見世之儀は壹ヶ年極に而其時に取崩し猶又相建候節は
町御奉行所に奉願上願濟之上相建候儀に御座候年來有之候儀に而
起立之儀は相分不申候
一、竪川　幅貳拾間
右は町内北之方に有之萬治二亥年中本所御奉行徳山五兵衛樣山崎
四郎左衛門樣御掛りに而堀割相成申候
一、竪川一之御橋　長拾三間程　幅貳間半程
右は萬治二亥年中本所御奉行徳山五兵衛樣山崎四郎左衛門樣御懸
りに而出來板橋に而一之橋と相唱候儀は竪川通入口一番目之橋に
御座候間一之橋と相唱申候御橋臺道造等右三ヶ所に而仕來申候尤
文政八酉年七月中掛直御修復有之且町御奉行御勘定御奉行御持場
に御座候但南北往來南之方辨天門前北之方相生町一丁目
一、竪川通河岸地　間口貳拾三間　河岸行八間
右は惣錄拜領地之内に付上納金等は不仕候但右河岸地之内土藏貳
ヶ所右何れも御願濟に而出來申候
一、物揚場　幅拾間　石段に而六段
右一ノ橋西際に有之候辨天當地所に始置□に付大奥女中方御參詣
有之候節石段船上り場に出來之由申傳候得共書留等は無御座當時
町内持に御座候
一、西之方大川端河岸地千八拾坪程之儀は萬治二亥年一圓本所道役
清水八郎兵衛家城善兵衛拜借地と有之候處其後上ヶ地に相成右河
岸地之内凡三百坪程町御奉行石河土佐守樣御勤役之節寛保三亥年

四月中兩國橋出水之節手當船置場に相成荊藏と相唱申候貳百四拾
坪程は御桐油御用達中川屋長兵衞拜借地有之桐油干場に相成其餘
は當時御石置場に相成申候右年來相立候儀に御支配違に而書留等
無之互細之儀は相分り不申候

一、辨天社
右は江之島下之宮辨才天　常憲院樣御信心に付江之島か御居間に
被爲移其後元祖杉山惣撿挍に被仰付當地所拜領之上安置仕候儀に
御座候

一、非人小屋
右は一之御橋際河岸に有之新大橋出來之節橋杭振込候砌水中に障
り有之水練之者御尋に付非人先代權七と申もの罷出十一月中旬の
事に而兩度迄水中に入大石有之候を見定め候に付本所御奉行曾根
源藏樣天方主馬樣か東西に九間南北に三間三尺此坪三拾壹坪半之
所拜領仕候儀に御座候名前之儀は代々權七と申同所に住居仕候

松　黑　屋　舖

一、當町内起立之儀は同所辨天門前に申上候通元祿六酉年中元祖杉
山惣撿挍一圓致拜領町屋相立杉山屋敷と相唱町御奉行御支配に相
成同七戌年五月十八日右同人病死致し弟子三嶋惣撿挍讓請代々惣
祿撿挍拜領致し罷在惣祿相替候度に跡惣祿之苗字を以町名に相唱
申候儀に御座候

一、町内間數　東西に表間口京間五拾貳間　裏幅同斷　南北に裏行
貳拾貳間

一、四　隣　〔東之方〕松井町壹丁目　〔西之方〕辨天社地　〔南之方〕
小普請方手代拜領大縄屋敷　〔北之方〕竪川向相生町壹丁目　同貳
丁目

一、里俗一ッ目惣祿屋敷と相唱申候

一、自身番屋　間口貳間　奥行四間
右は町内北之方竪川通河岸地内に有之元祿六酉年中杉山惣撿挍當
地所拜領之節か相建候番屋に御座候當町並に辨天門前組合町用相
勤申候

一、商番屋　間口九尺　奥行三間
右は前同斷河岸地之内東堺に有之起立之儀は自身番屋同樣相建候
儀に御座候

一、葭簀張茶見世　貳ヶ所　間口拾間　奥行貳間宛
右は町内河岸地内に有之當六月町御奉行所へ御願濟之上來丑年六
月迄相建候儀に御座候

一、竪川通河岸地　間口七拾六間　河岸行八間
右は惣祿拜領地先に付上納金等不仕候但右河岸地之内土藏貳ヶ所
有之何れも御願濟に而出來申候

一、竪川　幅貳拾間
右者町内北之方に有之起立之儀は辨天門前か申上候通に御座候

一、稻荷社

八郎兵衞屋敷

一、當町之儀は町方御支配本所深川道役淸水八郎兵衞拜借地に而右
起立之儀は元祿元辰年本所中古來之通武家屋敷町屋等追々御割渡
に相成同七戌年本所御奉行藤堂庄兵衞樣多賀又四郎樣か秋元但馬
守樣米倉丹後守樣に御窺之上古來之通道役被仰付當時之場所拜借
地に被仰付其後享保四亥年四月中本所御奉行相止に暫之内右地所

被召上同年十月廿七日町御奉行大岡越前守様御内寄合に而是迄之通道役相勤候之様被仰付引續各地拜借仕罷在候尤八郎兵衛義當時も右地所に住居仕候

一、町内間數　南北に表間口拾間　裏幅五間貳尺　東西に裏行東之方拾三間三尺　西之方拾六間

一、四　隣〔東之方〕小普請方手代衆拜領大繩屋鋪〔西之方〕水戸樣石置場〔南之方〕深川八幡旅所門前〔北之方〕本所辨天門前

一、里俗一ッ目辨天と相唱申候

一、商番屋　間口九尺　奥行貳間

右者町内北角に有之新規相建候年月相分り不申候

一、町内南之方深川八幡旅所門前堺に古來ゟ本所深川堺川御座候處正德四午年本所御奉行小笠原外記樣大久保伊左衞門樣に八郎兵衛願上幅壹間に長五間貳尺之所埋立同人拜借地之内へ圍込に相成申候

松井町壹丁目

一、當町内之儀は元祿十五壬午年十月御普請御奉行奥田八郎右衞門樣水野權十郎樣甲斐庄喜右衞門樣御勤役之節江戸橋ゟ本村木町通り木挽町汐留新錢座京橋ゟ八町堀通り稻荷橋濱御殿際折廻し築地御堀不殘常浚仕候爲助成地請負人共拜借仕勘吉と申者地守相勤候處正德五乙未年正月中常浚請負被召上上り地に相成地代之儀は右勘吉ゟ町年寄方に相納來り候處享保六辛丑年十一月十九日山王御祭禮御入用地に相渡寺社御奉行御支配に相成地守善兵衛と申者御請負仕山王に地代上納仕候然ル所右地代不足に付山王ゟ被仰立元文二巳年町御奉行所御掛に相成地代金相增善兵衛引續地守仕其節ゟ町年寄奈良屋市右衞門方に相納申候然處度々引請人不納有之候に付寛延三午年四月名主幸右衞門に請負被仰付其後天明五巳年中幸右衞門儀は御免相願候に付同人支配本所辨天門前外七ヶ町に跡請負被仰付右町内家主共一同にて御請負仕來候處文政元寅年四月二日本所野田屋敷吉右衞門店吉兵衛と申者に岩瀨加賀守樣御番所に而御請負被仰付候然ル處同二卯年十月十日右御番所に吉兵衛竝名主新次郎本所綠町組合肝煎名主長兵衛被召出吉兵衛儀は思召有之御請負被召上跡請負之儀は先年之通支配名主新次郎幷組合肝煎名主長兵衛兩人に被仰付候尤其節上納高等先年と格別相增候儀に付河岸地之内百貳拾八坪平家に而家作建御免被仰付只今以御請負相勤罷在壹ヶ年金百六拾兩上納仕候儀に御座候町名之儀は何故松井町と相唱候哉申傳も無之相分り不申候

一、町内間數　東西に表間口京間四拾五間　裏幅同斷　南北に裏行貳拾間

一、四　隣〔東之方〕松井町貳丁目〔西之方〕松黑屋鋪〔南之方〕野澤半藏樣　坪内定次郎樣　細井八左衞門樣　小林新三郎樣〔北之方〕竪川向相生町貳丁目　同三丁目

一、自身番屋　間口三間　奥行三間半

右は河岸地之内西之方角に有之起立之儀は相分り不申候

一、竪川　幅貳拾間

右は町内北之方に有之萬治二亥年中本所御奉行德山五兵衛樣山崎四郎左衞門樣御懸りに而堀割に相成申候

一、河岸地　間口京間四拾五間　河岸行田舍間八間

右者惣坪之内家作御願濟東之方七拾貳坪西之方五拾六坪都合百貳拾八坪之場所安永年中御聞濟に相成候所其後相建不申文政二卯年

十月中右町内上納金格別相增候に付別段猶又先年願濟場所へ勝手次第家作相建可申旨町御奉行岩瀨伊豫守樣御番所に而被仰渡候尤助成地之儀に付河岸地上納金無御座候但右河岸地之内物置場小屋五ヶ所

一、山王稻荷　相殿　本社間口九尺　奥行九尺　拜殿間口九尺　奥行貳間

右は山王御助成地に相成候砌ゟ幣束を祭候儀に而神體無御座候尤稻荷之儀も同樣に御座候神主別當無之町内持に御座候

松井町貳丁目

一、當町之儀は元祿六酉年五月御普請御奉行中坊長兵衞樣奥田八郎右衞門樣御勤役之節御内堀龍之口ゟ飯田橋數寄屋橋ゟ大川口迄靈岸橋ゟ稻荷橋大川口迄當浚仕候爲助成百間之地所請負人共致拜借候處正德五未年正月右當浚被召上小石川養生所付御入用地に相成請負人共ゟ地代町年寄方に致上納候所右百間之内表京間貳拾五間之場所享保二酉年三月廿三日西御丸御女中瀧津殿被致拜領殘地七拾五間之場所元文二巳年十二月廿七日牛込穴八幡御宮爲修復助成右別當放生寺に拜領被仰付候且又松井町壹丁目續地面京間七間半之場所は元同所壹丁目之内に而元祿十三辰年四月御同朋組頭田島永琉致拜領候處願替有之正德二辰年三月十八日德力三益致拜領候然ル處享保六丑年十一月十九日同所壹丁目山王助成地に相渡寺社御奉行御支配に相成候に付翌七寅年正月ゟ右地面當町内に相加り申候町名之儀は何故松井町と相唱候哉相分り不申候

一、町内間數　東西に表間口京間百七間半　裏幅同斷　南北に裏行貳拾間

一、四　隣　〔東之方〕林町壹丁目　〔西之方〕松井町壹丁目　〔南之方〕石原正之助樣　武藤傳左衞門樣　大塚仁左衞門樣　善兵衞屋敷　曾根五郎兵衞樣　那間主殿頭樣　深川常盤町三丁目　〔北之方〕竪川向相生町三丁目　同町四丁目

一、町屋敷拜領人名左之通

一、百五拾坪　表坊主　德　力　三　益

右は元祿十三辰年四月御同朋組頭田島永琉致拜領候處正德二辰年三月十八日願替に相成當地主拜領仕候

一、千五百坪　高田穴八幡別當　放　生　寺

但松井橋西之方に而間口貳拾五間東之方に而間口五拾間に而東西貳ヶ所に相成居申候

右は元文二巳年十二月廿七日穴八幡御宮爲修復助成寺社御奉行牧野越中守樣於御宅別當放生寺拜領仕候

一、貳百四拾坪　御乘物師　家　城　彌　十　郎

右は享保二酉年三月廿三日　西御丸御女中瀧津殿被致拜領候處寶曆四戌年五月六日病死被致候に付四月十五日上ヶ地に相成地代金町年寄方に相納候處同年十二月九日八丁堀塗師町代地御乘物師家城庄八拜領仕候

一、貳百六拾坪　御餝師　白　崎　重　兵　衞

右は前條同斷享保二酉年瀧津殿被致拜領寶曆四戌年上り地に相成同年十二月九日町内住宅之節御餝師白崎清六拜領仕候

一、自身番屋　間口四間　奥行四間

右は松井橋際東之方河岸地に有之候

一、床番屋　間口三間　奥行六間

右は同所西之方河岸地に有之右貳ヶ所建始年代相分り兼申候

一、商番屋　長貳間　幅九尺
右は山城橋際東之方河岸地に有之文化十四丑年八月中永田備後守様御番所へ奉願翌九月六日御内寄合に而被仰渡候
一、橋番屋　長三間　幅貳間
一、床番屋　長四間　幅貳間
右者二之御橋際南之方に有之貳ヶ所共建前年月相分り兼申候
一、竪川　幅貳拾間
右者町内北之方に有之萬治二亥年中本所御奉行徳山五兵衛様山崎四郎左衛門様御懸りに而堀割相成申候
一、六間堀川　幅六間
右は竪川横堀に而町内中程を相流申候起立之儀は竪川同樣に御座候
一、二之御橋　長拾間　巾三間
右は竪川に懸渡有之萬治二亥年本所御奉行徳山五兵衛様御懸りに而出來二之御橋と相唱板橋に而南は林町壹町目松井町貳町目北は相生町四町目同五町目南北往來七ヶ年以前午年御掛直有之御橋臺道造等は右四ヶ町に而仕來申候尤町御奉行所御勘定御奉行御懸御持場に御座候
一、松井橋　長六間　巾貳間
右は六間堀に懸渡有之萬治二亥年前同斷御懸渡シ往古ゟ松井橋と相唱申俗ゞ名板橋と申候板橋に而東西ゝ往來仕七ヶ年以前午年御掛直し有之橋臺道造は當町に而仕來申候尤町御奉行御勘定御奉行御懸りに御座候
一、山城橋　長六間　巾壹間
右は前同斷六間堀に懸渡有之文化十四丑年八月中町御奉行永田備後守樣御番所ゝ奉願同九月六日御内寄合に而被仰付候東西ゝ往來仕板橋に而橋名之儀は何故山城橋と唱候哉相知不申候委細之儀は善兵衛屋鋪ゟ可申上候
一、竪川通河岸地　間口百拾六間半　河岸行八間
右は拜領地之儀に付上納金等差出不申候但右河岸地之内物置小屋八ヶ所
一、六間堀東側河岸地　間口貳拾間　河岸行貳間半
一、同西側河岸地　間口貳拾間　河岸行三間半
但東西河岸地之内物置小屋壹ヶ所宛何れも願濟に而出來候
一、　田村澤之助配下
神事舞太夫　鈴木大和
梓神子　國翁
右家主佐助店に罷在候
一、　土御門殿御配下
芝赤羽根藪兵庫觸下
天社神道　仙壽院
右家主幸藏店に罷在候

善兵衛屋鋪

一、當町内之儀は町方御支配本所深川道役家城善兵衛拜借地に而起立之儀者元祿元辰年本所中古來之通武家屋敷町屋等追々御割渡に相成候に付同三午年中伊奈半十郎樣御懸りに而御勘定御奉行松平美濃守樣牧野下野守樣ゝ御伺之上翌未年二月廿七日古來之通見廻り道役被仰付當時之場所拜借地に被仰付其後享保四亥年四月中本所御奉行相止皆之内右地面被召上同年十月廿七日御奉行大岡越前

守樣御內寄合に而是迄之通道役相勤候樣被仰付引續右地所拜借仕罷在候住居之儀者文化元子年迄右拜借地に住居仕候所勝手に付同年鶴澤町拜領屋敷に引越申候

一、町內間數　南北に表間口拾四間三尺　裏幅拾四間　東西に裏行南之方拾三間五尺　北之方拾三間壹尺

一、四　隣　〔東之方六間堀向〕曾根五郞兵衞樣　〔西之方〕大塚仁左衞門樣　〔南之方〕菅沼新八郞樣御下屋敷　〔北之方〕本所松井町貳町目

一、里俗道役屋敷と相唱申候

一、橋番屋　間口九尺　奥行貳間
右は山城橋際に有之橋懸り候節同樣御願申上願之通被仰付相建申候

一、六間堀　川幅六間
右は萬治二亥年本所御奉行德山五兵衞樣山崎四郞左衞門樣御懸りに而堀割に相成申候

一、橋　幅壹間　長六間
右は松井町貳町目善兵衞屋敷兩町持板橋に而同所六間堀に懸渡し有之起立之儀は天明七未年山村信濃守樣御番所に兩町月行事共新規橋掛渡し申度旨奉願上候所願之通被仰付掛渡し山城橋と相唱寬政八辰年迄拾ヶ年之間相續仕候處町內物入等多掛直修復致兼往來も危相成候に付同年中坂部能登守樣御番所に奉願上右橋取拂申候然ル所文化十四丑年八月中永田備後守樣御番所に兩町月行事共古來之通橋掛渡申度段奉願上候處御糺之上翌九月六日御內寄合に而願之通被仰付候此橋銘之儀は右掛渡之節如何之譯にや山城橋と名付候哉起立相分り不申候

一、六間堀河岸地　間口拾四間三尺、河岸行三間但上納金等差出不申候且又右河岸地之內大工小屋木挽小屋物置小屋都合六ヶ所何れも願濟に而出來申候

一、町內ゟ南之方深川分菅沼新八郞樣御屋敷堺に幅壹間之下水六間堀に流落候小川有之右は本所深川堺に付俗に堺川と唱候由申傳に御座候

本所林町壹町目

一、當町之儀者淺草瓦町東側之內貞享年中御用地に被召上書替御役所並松平伊賀守樣御中屋敷に相渡候に付元祿元辰年十月十八日當所に而元坪倍增京間五十間五尺右代地被下置候只今以町人御能拜見之節は右瓦町ゟ鑑札配分致候儀に御座候林町と名付候儀は右町內南裏通り古來林藤四郞樣御屋鋪有之候に付相名付候由申傳に御座候

一、町內間數　東西に表京間五拾間五尺　裏幅同斷　南北に裏行貳拾間五寸

一、四　隣　〔東之方〕林町貳丁目　〔西之方〕松井町貳丁目　〔南之方〕松平中務少輔樣御屋鋪　〔北之方〕竪川向相生町五丁目

一、自身番屋　間口貳間　奥行五間半
右は北之方河岸地內に有之町內代地に相成候節ゟ建來候趣申傳に御座候

一、御橋番屋　間口四間半　奥行貳間貳尺五寸
右は町內西之方二之御橋際に有之

一、床番屋　幅貳間　長三間
右は町內西之方に有之候右貳ヶ所共古來ゟ在來建始年月相分不申

候

一、竪川　幅貳拾間
右は町内北之方に有之萬治二亥年中本所御奉行德山五兵衞樣山崎四郎左衞門樣御掛に而堀割相成申候

一、二之御橋　長拾間　幅三間但板橋南北往來南は松井町貳丁目林町壹町目北は相生町四町目、同五町目
右は萬治二亥年出來七ヶ年以前午年掛直御修復有之御橋臺道造り等は右四ヶ町に而仕來に御座候且町御奉行御勘定御奉行御掛御持場に御座候

一、竪川通河岸地　間口五拾間五尺、河岸行八間
右は町内北之方地先に而冥加金一ヶ月金壹兩壹分銀壹匁九分七厘八毛宛差出申候

一、河岸地之内物置　三ヶ所
右は何れも御願濟相建候年月相分兼申候

一、稻荷社　間口四間　奥行九尺
右者町内東之方河岸通南角に有之正一位松繁稻荷と相唱申候文化六巳年中渡會出雲と申神道者右地所に普請仕右稻荷並金山彥命猿田彥命三社相殿に而神體幣束左右出雲住居仕罷在候且町内持に御座候

一、
白川二位伯王殿門人
下谷金杉壹丁目田部井監物配下神職
渡　會　出　雲

右半次郞地面内稻荷社續に罷在候

本所林町壹町目横町

一、當町内之儀は元祿六酉年中町御奉行能勢出雲守樣北條安房守樣御掛に而新大橋始而掛直御座候節右橋辻番請負人に助成拜借地に被仰付候處延享元子年町橋に被下候に付右拜借地被召上本所深川道役家城善兵衞淸水八郞兵衞兩人に御預地に相成御用屋敷と申傳候此類本所中に所々に有之町名之儀は同町林町壹丁目横通に付右之通相唱申候

一、町内間數　東西に表間口貳拾壹間貳尺、裏幅拾九間壹尺　南北に裏行西之方九間半　東之方四尺三寸

一、四　隣　〔東之方〕山田益彌樣　〔西之方〕彌勒寺　〔南之方〕五間堀　〔北之方〕服部幸次郞樣

一、里俗エリ形町と相唱申候尤襟方之樣に相成居候町屋に付襟方町と唱候由古來入形町共唱候由申傳に御座候

一、五間堀　川幅五間
右は萬治二亥年中本所御奉行德山五兵衞樣山崎四郞左衞門樣御掛に而堀割に相成申候

一、石橋　長貳尺五寸　幅貳間
右は町内西之方地先往還に有之前々埋下水に御座候所享和元酉年御郡代中川飛彈守樣御懸りに而本所中川浚道造御普請有之候節石橋に相成申候尤修復之儀は林町壹丁目並松平中務少輔樣御屋鋪彌勒寺三手出銀に而修復仕候場所に御座候

本所林町貳町目

一、當町起立之儀は淺草御藏手代書替手代漆方手代拜領大繩屋敷に

而淺草森田町東側に御座候所貞享年中御用地に被召上候由申傳元祿元辰年十月十八日元坪倍增に而當地に替地被仰付候町名之儀は何故林町と名付候哉相知不申候但當時御藏手代三拾九人書替手代拾人漆方手代壹人都合五拾人大繩拜領地に御座候尤御藏手代之方は人數時々增減有之候

一、町内間數　東西に表間口京間四拾間貳尺貳寸五分　裏幅同斷
　南北に同貳拾間外に壹尺五寸延

一、四　隣　〔東之方〕林町三町目　〔西之方〕同町壹町目　〔南之方〕黑鍬衆組屋舖　中嶋彦右衞門樣御屋敷　〔北之方〕竪川向本所緑町壹町目

一、自身番屋　間口九尺　奥行四間
　右は當町起立之節願濟之上河岸地西角に有之候

一、竪川　幅貳拾間
　右は萬治二亥年堀割に相成候由申傳東之方中川ゟ西之方大川に續申候

一、河岸地　間口京間四拾間貳尺貳寸五分　河岸行田舍間八間

一、物置小屋　間口貳間　奥行三間
　右は河岸地内に有之文化七午年十月中願濟之上補理申候

一、稻荷社
　右は正一位稻荷大明神と唱神躰土揩に而女人體丈ヶ七寸程に而町内持に御座候

一、　名主　吉左衞門
　右は元祿年中當地に替地被仰付候節ゟ名主役相勤當吉左衞門に而六代相續仕罷在候

本所林町三町目

一、當町之儀は淺草御藏前旅籠町壹町目分東側表貳拾壹間貳尺九寸六分同所貳町目分東側表拾三間五尺八寸五厘之處貞享年中御藏火除御用地に被召上元祿元辰年十月十八日當町に而元地倍增京間七拾間四尺五寸三分右代地に被下置候共節西側之分も同樣御用地に相成淺草茅町裏に而代地被下置旅籠町壹町目代地同貳町目代地と相唱候右に付御能拜見之節は兩代地之方ゟ鑑札配分有之候町名之儀は同所壹町目に而申上候通に御座候

一、町内間數　東西に表京間七拾間四尺五寸三歩　裏幅同斷　南北に裏行貳拾間餘

一、四　隣　〔東之方〕林町四町目　〔西之方〕林町貳町目　〔南之方〕里見八郎右衞門樣　大澤萬三郎樣　喜部長次郎樣　長谷川鐐太郎樣　中嶋彦右衞門樣　〔北之方竪川向〕緑町壹町目　同貳町目

一、拜領屋舖左之通

一、九拾八坪四勺　淺草旅籠町壹町目代地
　淺草御藏手代　大繩拜領地

一、九拾五坪四合貳勺　右同斷
　右同斷

一、七拾六坪三合　淺草旅籠町貳町目代地
　右同斷

右三ヶ所共元地に罷在候節ゟ御藏手代大繩拜領町屋舖に御座候

一、自身番屋　間口貳間　奥行五間半
　右は町内北之方河岸地に有之代地に相成候節ゟ建來候趣申傳に御座候

一、商番屋　間口九尺　奥行三間
右は町内河岸地之内東堺に有之代地に相成候節ゟ建來申候
一、床番屋　間口九尺　奥行貳間
右は町内河岸地に有之建始年月相分不申候
一、竪川　幅貳拾間
右は町内北之方に有之萬治二亥年中本所御奉行徳山五兵衛樣山崎四郎左衛門樣御掛に而堀割に相成申候
一、竪川通河岸地　間口七拾間四尺五寸三分　河岸行八間
右上納金壹ヶ月金壹兩壹分銀拾四匁八分八厘づゝ沽券地先之分計上納差出申候
一、河岸地之内物置　六ヶ所
右者何れも御願濟之上出來候由に候
一、稻荷社　間口壹間　奥行九尺、但正一位稻荷大明神と相唱八幡大菩薩秋葉大權現祭有之神體幣束
一、稻荷社　間數右同斷、但正一位ぶたら稻荷大明神と相唱木像に而座像六寸程相殿觀世音菩薩丈ヶ貳尺七寸程
右は貳ヶ所共年月相立候儀にて起立之儀は相分不申候元祿元年代地に相成其節元地ゟ引移候由申傳に御座候
一、　　　　　　　　　　　　　　　名主　新　次　郎
右は元淺草旅籠町壹町目貳町目新旅籠町森田町御藏前片町支配仕候名主今村藤兵衛と申者に御座候處淺草旅籠町東側貞享年中御藏火除地に被召上元祿元辰年竪川通に而代地被下置候に付藤兵衛弟藤右衛門と申者に新規名主役相願元祿元辰年中願之通町御奉行所ゟ被仰付元地之分は古來之儘藤兵衛支配仕代地之分は今村藤右衛門相勤兩家に相成申候御能拜見等も萬端本家之儀に付元町ゟ御鑑札配分仕罷在候處藤兵衛儀元祿十一年寺社御奉行御懸りに而支配社地之儀に付不詮議之儀有之越度之由名主儀被召上支配五ヶ町共組合内志村兵左衛門と申者に附支配に相成右藤兵衛儀は弟藤右衛門方に引取申候本家退轉仕候得共今村藤右衛門元祿元年初而名主役被仰付候ゟ當時迄九代相續仕候尤古町之儀に付正月三日扇子箱獻上年頭御禮に御城に罷出申候且又古來書物由緒書留幷持傳之品等本家退轉其後享保年中燒失仕無御座候

本所林町四町目

一、當町内之儀は貞享年中淺草御藏前旅籠町貳町目東側京間拾三間四尺同所三好町之内東側京間拾四間五尺之所御藏火除御用地に被召上元祿元辰年十月十八日當町内に而元地坪增京間五拾五間三尺四寸右爲代地被下置候依之右旅籠町代地之分は町人共御能拜見被仰付候尤其節同樣代地に相成申候當時淺草旅籠町貳町目代地之方ゟ鑑札配分仕候儀御座候町名之儀同所壹町目に而申上候通御座候
一、町内間數　東西に表間口京間五拾五間三尺四寸四步余　裏行幅同斷　南北に裏行貳拾間貳寸
一、四　隣　〔東之方〕林町五町目　〔西之方〕林町三町目　〔南之方〕杉浦重左衛門樣　細井吉太郎樣　〔北之方竪川向〕綠町三町目
一、町屋鋪拜領人名前左之通
一、五百四拾五坪四合三勺　　當町住居元御絵師之末
　　　　　　　　　　　　　　　津　田　久　之　丞
右拜領町屋鋪之儀は元祖伯英儀天和元辛酉年十二月中淺草三好町に而表間口拾四間五尺裏行貳拾間貳寸之町屋鋪拜領仕御絵御用相勤切米御扶持方頂戴仕罷在候處貞享三丙寅年五月中右伯英儀重病

相續候に付壽日願存寄も有之候はゞ可申上旨被仰決候に付伯英申上候は私儀御取立之者殊に妻子も無御座候得は願之儀無御座由申上同月中病死仕候依之同年七月十三日御切米御扶持方は被召上屋敷之儀は其儘其方に被下置候間伯英年忌をも吊候樣實甥久英と申者に被下置候旨被仰渡難有御請仕伯英跡相續仕罷在候處其後元祿元辰年十月中三好町之儀は御藏火除地に相成爲代地本所林町四町目に而增坪を□前書之地面拜領仕引續今以拜領仕罷在候尤御用向之儀は伯英一代に而久英時代より相勤不申候に付家督之節御屆等何方にも差出候儀無御座候

一、自身番屋　間口貳間　奥行四間半

一、下番屋　間口九尺　奥行三間

右河岸地内に有之町内代地に相成候節より建來候趣申傳に御座候

一、竪川　幅貳拾間

右は町内北之方に有之萬治二亥年中本所御奉行德山五兵衛樣山崎四郎左衛門樣御掛に而堀割に相成申候

一、竪川通河岸地　間口五拾五間三尺四寸餘　河岸行八間

右は上納金壹ヶ月金壹兩壹分銀三匁貳厘宛差出申候、但拜領地之分冥加金差出不申候得共當町拜領地之儀は町方御支配に付上納金差出申候

本所林町五町目

一、町名之儀は御役名不知桑嶋内藏助殿上り地に候處元祿九丙子年九月御本丸御同朋衆拾四人江田舍間六拾八間六寸餘之所拜領町屋敷に被下置其後願替并被召上跡當地主追々拜領仕候町名之儀は林町四町目續に付右之通相唱申候

一、町内間數　東西に表間口六拾八間六寸　裏幅同斷　南北に裏行貳拾壹間貳尺五寸

一、四　隣　〔東之方〕德右衛門町壹町目　〔西之方〕林町四町目　〔南之方〕本多肥後守樣御下屋舖　堀金十郎樣　村越伯耆守樣御屋舖　〔北之方〕竪川向緑町四町目　同五町目

一、町屋敷拜領人名前左之通

一、九拾四坪四合壹勺　湯呑所同心　山本重太郎

右は元祿九子年九月　御本丸御坊主土田友巴致拜領候處其後上り地に相成正德元卯年六月河村玄貞致拜領悴河村專悦代寛延元辰年十二月十九日子細不知地面差上候處同二巳年四月十五日當主先代奥陸尺山本庄兵衛致拜領候

一、九拾四坪四合壹勺　表陸尺　加藤久右衛門

右は元祿九子年九月御坊主妻屋永道致拜領其後上り地に相成享保五子年十月三日先代加藤久助致拜領候

一、百貳拾七坪壹合　小普請神尾豐前守組　田中三左衛門

右は元祿九子年九月御坊主小谷玄碩致拜領其後上り地に相成寶永三戌年十二月田中永寶致拜領享保十二亥年六月廿日子細不知地面差上候處同年十二月三日御小間遣齋藤彦右衛門致拜領悴齋藤平七享保十九寅年四月御咎被仰付上り地に相成同十五戌年十二月先代御陸尺田中久七致拜領候

一、九拾四坪四合壹勺　同　右同人組　關貞之助

右年月同斷御坊主飯沼貞春致拜領候處願替に付寶永四亥年四月川島圓節致拜領延享二戌年三月朔日願替に付先代關宗叔致拜領候

一、九拾四坪四合壹勺　表陸尺　坂巻萬五郎

右は元祿九子年九月御坊主川野善益致拜領候處安永四未年十月九日上り地に相成同五申年十月十六日與陸尺萩原勘七致拜領候處其後年月不知致拜領候

一、百三坪五合餘　小普請神尾豐前守組　吉田有齋

右は年月同斷御坊主吉田長傳致拜領引續有齋迄拜領致罷在候

一、九拾四坪四合壹勺　表坊主　矢代若哲

右は年月同斷御坊主黑木養請致拜領候處子細不知上り地に相成其後佐野長壽致拜領文政五午年十一月佐野良運右善哲拜領地堀江六間町新道町屋舗と相對替仕候

一、九拾四坪四合壹勺　御廣敷進上番　山田仁左衞門

右は元祿九子年九月御坊主奥村喜三致拜領候處子細不知上り地に相成黑尾春德致拜領又候上り地に相成享保五子年先代山田勘右衞門致拜領候

一、九拾四坪四合壹勺　二丸同心組頭　長谷川東兵衞

右者年月同斷御坊主倉田三賀致拜領候處願替に付享保七寅年十二月先代表陸尺長谷川又左衞門致拜領候

一、九拾四坪四合壹勺　表坊主　湯川春節

右は年月同斷御坊主長谷川喜春致拜領候所願替に付元祿十五寅年六月先代湯川春哲致拜領候

一、九拾四坪四合壹勺　表坊主　大島林榮

右は年月同斷御坊主長谷川路三致拜領候所願替に付元祿十三辰年四月先代大島永喜致拜領候

一、百拾九坪九合三勺　御目付支配無役　原野爲三郎

右は元祿九子年九月御坊主林長二致拜領候所願替に付寛延二巳年十二月廿五日先代御陸尺原野市右衞門致拜領候

一、六拾四坪貳合五勺　表御臺所人　坂本武右衞門

右は元祿九子年御坊主星山林益致拜領候處悴星山永益寛保二戌年追放被仰付上り地に相成同三亥年三月三日西丸陸尺小川孫七致拜領其後上り地に相成天明五巳年十二月中先代致拜領候

一、四拾四坪八合　西丸表御臺所人　浦野清太郎

右は前同斷小川孫七上り地之所天明五巳年十二月中先代致拜領候

一、四拾九坪九合貳勺　西丸御用部屋坊主　小林友意

右は元祿九子年九月先代御坊主小林長嘉致拜領引續代々致拜領罷在候

一、自身番屋　間口貳間半　奥行五間

右は竪川通河岸に有之起立之節ゟ有之候趣に而書留年月相分兼申候

一、髮結床番屋　間口貳間　奥行七間

右者林町四町目境に有之享保六丑年三月中願濟之上相建申候

一、竪川　幅貳拾間

右者町内北之方に有之萬治二亥年中本所御奉行徳山五兵衞様山崎四郎左衞門様御掛に而堀割に相成申候

一、竪川通河岸地　間口六拾八間六寸　河岸行八間但拜領地之儀に付上納金等差出不申候
一、河岸地之内物置　四ヶ所
右は何れも御願濟に而出來申候書留無之相分不申候

林町五町目横町矢場屋鋪蹟

右起立之儀は表田舍間六間五尺五寸裏行貳拾間三尺壹寸此坪數百四拾貳坪四合四勺之處元祿十三辰年近邊御武家方稽古矢場に而右請負人拜借地に御座候處正德三巳年正月右請負被召上其節ゟ本所深川道役清水八郎兵衞家城善兵衞兩人御預り地に相成町屋相建名主幸右衞門支配に御座候處文化二丑年中右地面御用地に被召上凡百坪餘之所西御丸御切手番同心梶田權次郎殿拜領地に相渡殘地之分は其節同人御預り地に相成申候

本所三笠町一町目

一、當町之儀は一圓明地に御座候處元祿八亥年八月廿二日三之御丸様御小間遣衆御賄六尺衆大繩組屋鋪に拜領被仰付候後加藤越中守様ゟ御賄頭向坂庄兵衞様に被仰渡候處其後元祿十丑年十一月十一日町屋鋪に被仰付候段秋元但馬守様ゟ御賄頭右同人に被仰渡町屋鋪に相成候に付同十一寅年二月右御組御頭ゟ名主附之儀御願被成候に付其節同所清水町名主庄左衞門と申者に附支配被仰付且同年五月廿七日地主衆之内ゟ町名翁町と御願被成候處御伺之上唱つまり候間外之名を願候様にと御内意御座候由に而猶又外之名奉願候内　三之御丸様御附衆之拜領屋敷之事に候間三笠町と被仰渡候段同六月十日地主衆ゟ右名主庄左衞門に被仰聞候趣申傳候則三笠町と相唱申候其以後右拜領主之内より外に御轉役被成候も有之候得共最初は大繩に而拜領被致候儀に御座候御公役銀之儀は享保七寅年ゟ貳拾間に壹人役此賃銀貳匁宛壹ヶ年毎に拾五遍勤之積に而上納仕候

一、町内間數　三之橋通り東側町屋　南北に表間口八拾貳間三尺裏幅同斷　東西に裏行拾八間壹尺九歩　但内南角ゟ貳軒目百貳拾坪之内七拾五坪沖田仁三郎拜領地地尻四拾五坪大木新兵衞拜領地切地に相成候に付右新兵衞拜領地は新道通西側表間口に相成申候
一、新道通り東側町家　南北に表間口六拾六間五尺八寸　裏行同斷　東西に裏行拾五間四尺七歩
一、南側町屋　東西に表間口拾五間四尺七分餘　裏行同斷　南北に裏行拾四間貳尺壹寸
一、北側町屋　東西に表間口拾五間四尺七分餘　裏幅同斷　南北に裏行拾四間貳尺壹寸
一、四　隣　〔東之方〕本所三笠町貳丁目　〔西之方〕鈴木佐七様　新庄茂之助様　北村龜之丞様　河野七五郎様　北條左近様　大石安五郎様　大井彦五郎様　水谷權十郎様　〔南之方〕南割下水向阿部四郎五郎様　〔北之方〕粟津喜四郎様　小笠原大和守様御下屋敷
一、町屋鋪拜領人左之通
一、百貳拾坪　御簾中様御廣敷伊賀之者　横山源十郎
右拜領町屋鋪之儀は元祿八亥年八月廿二日御賄六尺頭相勤候節大繩地に而拜領仕候
一、七拾五坪　御小間遣　沖田仁三郎
右は元祿八亥年八月廿二日御賄六尺頭相勤候節兩隣屋敷同様に拜

領仕候處其後沖田瀬平病死仕男子無之に付家斷絶仕候然ル處右瀬平母爲養育身寄を以仁助と申者御賄六尺に被召出候其節百弐拾坪之地所四拾五坪切七拾五坪拜領仕候旨申傳御座候

一、四拾五坪　御代官小野田三郎右衛門手附　大木新兵衛

右は沖田仁助拜領地切坪殘り四代程以前拜領仕候旨申傳に候

一、百弐拾坪　漆方手代　服部新之亟

右は元祿八亥年八月廿二日御賄六尺頭相勤候節大縄地拜領仕候

一、右同斷　表御小間遣組頭　内藤宗左衛門

右は元祿八亥年八月廿二日御小間遣松本林平大縄地に而拜領其後文化十酉年十一月中上り地に相成同年同月當地主拜領仕候

一、右同斷　御代官池田仙九郎手附　久保作助

右は元祿八亥年八月廿二日御小間遣組頭相勤候節拜領仕候

一、百坪　表御臺所人　小林萬藏

右は年月同斷御小間遣太田三郎兵衛拜領其後上り地に相成年月譯合不相知町内預り地に御座候處年月不知拜領仕候

一、右同斷　表御臺所人　前嶋彦八郎

右は年月同斷御小間遣成瀬清三郎拜領其後上り地に相成町内預り地に御座候處年月不知拜領仕候

一、右同斷　小普請淺野隼人支配　森秀次郎

右は年月同斷御小間遣渡邊只八拜領其後上り地に相成年月譯合不知町内預り地に御座候處年月不知拜領仕候

一、右同斷　西丸御小間遣頭假役　山田與一郎

右は年月同斷御小間遣相勤候節大縄地に而拜領仕候

一、右同斷　西丸表御臺所人　松尾清兵衛

右は年月同斷御小間遣相勤候節大縄に而拜領仕候

一、右同斷　御臺様御膳所御小間遣　柴田彌三郎

右は年月同斷御小間遣井上平左衛門拜領其後上り地に相成年月譯合不相知町内預りに相成候處年月不知拜領仕候

一、右同斷　小普請組長井五右衛門支配　兼子幸之進

右は年月同斷御小間遣相勤候節大縄地に而拜領仕候

一、右同斷　御切手御門番同心　兼子小三郎

右は年月同斷御小間遣相勤候節大縄地に而拜領仕候

一、右同斷　西丸御膳所御小間遣　鹽山五郎三郎

右は同斷

一、七拾五坪　小普請組淺野隼人支配　菅沼鐵五郎

右は年月同斷御賄六尺相勤候節大縄地に而拜領仕候

一、右同斷　西丸御賄陸尺　永石辨次郎

右は同斷

一、右同斷　西丸御賄陸尺　中島彌助

右は同斷
一、右同斷　御賄陸尺　大川助七
右は年月不相知拜領仕候
一、右同斷　御賄陸尺　陸田善五郎
右は元久保十内上り地年月不知其迄御賄陸尺頭預り地に候所文政
十一子年九月廿八日拜領仕候
一、右同斷　吹上奉行河合次郎右衛門組御庭方　小野太吉
右は元祿八亥年八月廿二日御賄陸尺相勤候節大縄地に而拜領仕候
一、右同斷　御留守居番永田權八郎組同心　鈴木和一郎
右は同斷
一、右同斷　御賄方　中田九兵衛
右は同斷
一、右同斷　御賄六尺頭　預り地
右は元地主不相知御賄陸尺頭預り地に相成申候
一、右同斷　御賄方　手塚良作
右は元地主不知御賄六尺頭預り地に候處文化四卯年八月右良作拜
領仕候
一、右同斷　御賄陸尺頭　預り地
右は御賄陸尺永石文次郎上り地年月譯合不相知預り地に相成申候
一、右同斷　御賄六尺　荏原房之助
右は元祿八亥年八月廿二日御賄六尺小林藤十郎大縄地に而拜領仕
候處文政二卯年中右藤十郎轉役に付上ケ地に相成翌巳年十月中右
房之助拜領仕候

一、右同斷　御賄陸尺頭　預り地
右は役名不知齋藤定七上り地年月譯合不知預地相成申候
一、右同斷　御臺樣御膳所御小間遣　深谷伊三郎
右は元祿八亥年八月廿二日御賄六尺相勤候節大縄地に而拜領仕候
新道通り東側續北側西角
一、七拾五坪　御賄六尺頭　役地
右町屋敷之儀は元祿八亥年八月廿二日御賄六尺恩田伴次郎大縄地
に而拜領仕候然ル所天明八申年中日光御殿番に轉役に付上り地に
相成其後寛政八辰年十一月御賄六尺頭御役地に相成申候
一、右同斷　御賄六尺頭　役地
右は元祿八亥年八月廿二日藤野萬右衛門御賄六尺相勤候節拜領仕
候處文化三寅年五月中御持筒同心に轉役に付上り地に相成直々御
賄六尺頭御役地に相成申候
一、右同斷　御賄陸尺　深谷平五郎
右は元祿八亥年八月廿二日御賄六尺相勤候節大縄地に而拜領仕候
一、右同斷　西丸御賄方　逸見十四郎
右は同斷
一、右同斷　西丸御賄六尺頭　久保泰十郎
右は同斷
一、右同斷　御賄六尺　小川嘉兵衛
右は同斷
一、自身番屋　間口九尺　奥行四間
右は町內西側之內西南角往來に有之町內町屋敷に拜領被仰付候節

ゟ建來り候旨申傳に御座候

一、南割下水　幅貳間

右は町内南之方に有之萬治二亥年本所御奉行徳山五兵衛様山崎四郎左衛門様御掛りに而堀割に相成申候且右下水土砂浚之儀は天明二寅年中共筋長兵衛と申者永御請負奉願深川越中島町に而地所拜借致し深川定浚屋敷と申名目被仰付候由當時右浚御請負人者同所に而惣五郎と申者請負罷在候

一、南割下水橋　長壹間　幅壹丈五寸、但石橋に而南北往來南は阿部四郎五郎様、村井庄一郎様御屋敷北は壹丁目並鈴木佐七様御屋舗右は萬治年中本所御奉行徳山五兵衛様山崎四郎左衛門様御懸りに而土橋被相懸渡に相成候處寛保年中以後土崩落込等有之候に付石橋被御懸渡に相成候旨申傳年月相分り不申候且橋名無御座三之橋通り南割下水橋と計相唱外に唱名目無御座候

本所三笠町貳丁目

一、當町之儀は一圓明地に御座候處元祿八亥年八月廿二日三之御丸様御下男衆に大縄組屋敷に拜領被仰付候段加藤越中守様より御臺所依田三右衛門様に被仰渡候處其後元祿十丑年十一月朔日町屋舗に被仰付候段秋元但馬守様ゟ御臺所頭依田三右衛門様に被仰渡同町壹町目と同時被仰渡有之町屋敷に相成申候且町名之儀は同町壹丁目に而申上候同様に而御座候且當町之儀は拜領以後追々地主御勤向も相替多分は御賄六尺御賄方住居被致候に付自然と御賄大縄地之様に相心得候儀有之上り地に相成候節御賄方に取戻願申立御聞濟之上御渡に相成候儀有之又は外役ゟ上り地拜領相願拜領地に被下置候向も有之區々に相成候に付大縄屋敷之差別掟と相分り兼候に付去る文化十四年五月中町年寄喜多村彦右衛門役所に伺番差出候處取調之上右者一躰御下男大縄地に有之候哉御賄方に取戻相成候儀も筋合不相當散(ママ)屋舗の取計に而外役之者に拜領被仰付候旨是亦同様之儀に候得共多年之間區々に相成候上は以來散屋舗之心得に罷在候様被申渡候尤最初は御下男衆大縄に而拜領被致候儀に御座候御公役銀之儀は享保七寅年ゟ貳拾間に壹人役此賃銀貳匁ツヽ壹ヶ年拾五遍勤之積に而上納仕候

一、町内間數　西側町屋　南北に表間口七拾四間四尺　裏幅同斷　東西に裏行拾六間四寸四分　北側町屋　東西に表間口拾六間四寸四分　裏行同斷　南北に裏行拾貳間七寸三分　南側町屋　東西え表間口拾六間四寸四分　裏幅同斷　南北に裏行九間貳尺　東側町屋　南北に表間口五拾五間九寸　裏幅同斷　東西に裏行拾壹間四尺五寸但内表拾壹間貳尺八寸之場所は裏行拾壹間三尺　新道通西側町屋　南北に表間口四拾四間四尺壹寸　裏幅同斷　東西に裏行拾壹間四尺五寸　右地面續北側町屋　東西に表間口拾三間貳寸　裏幅同斷　南北に裏行拾壹間半

一、四　隣　〔東之方〕本所長岡町壹丁目　同貳丁目　〔西之方〕本所三笠町壹丁目　〔南之方〕南割下水向　勝田孫七郎様　小林源右衛門様　細川浪助様　山田平右衛門様　川手仁吉様　〔北之方〕小笠原大和守様御屋敷　本所長岡町貳丁目

一、町屋舗拜領人名前左之通

一、七拾五坪　表御小間遣　竹村仁平治

右拜領町屋敷之儀は元祿八亥年八月廿二日御下男相勤候節大縄地に而拜領仕候

一、右同斷　御先手阿部勘左衛門組同心

村田百助

一、同斷　小普請神尾豐後守組　桑原三五郎

右は前同斷

一、同斷　小普請神尾豐後守組　柴山勇吉

右者前同斷

一、同斷　西丸表御小間遣　岩佐市三郎

右は御賄六尺苗字不知淺右衛門上り地天明四辰年三月十一日御賄六尺相勤候節拜領仕候

一、同斷　西丸御賄陸尺　吉野善太夫

右者元祿八亥年八月廿二日御下男相勤候節大繩地に而拜領仕候

一、同斷　吹上奉行河合次郎右衛門組御庭方　阿部善右衛門

右者前同斷

一、同斷　御代官山田茂左衛門手附　石川又右衛門

右者前同斷

一、同斷　西丸表御小間遣組頭　石川嘉太夫

右者寛政十午年八月中村松金次郎轉役に付上り地に相成候處文化十酉年五月中拜領仕候

一、同斷　御賄六尺　大木勇藏

右者元祿八亥年八月廿二日御下男相勤候節大繩地に而拜領仕候

一、同斷　西丸御賄陸尺　河野清太郎

右者前同斷

一、同斷　御廣鋪御下男　今井熊太郎

右者寛政十午年八月中役名不知野澤門太夫轉役に付上り地に相成文政八酉年二月中拜領仕候

一、同斷　御作事方定小屋御門番　中安小右衛門

右者元祿八亥年八月廿二日御下男相勤候節大繩地に而拜領仕候

一、同斷　御賄方　兼子又市

右者前同斷

一、同斷　西丸表御小間遣頭假役　飯田七五郎

右者前同斷

一、同斷　御小間遣組頭　小杉清右衛門

右者前同斷

一、六拾坪　吹上奉行河合次郎右衛門組御庭方　伊丹分次郎

右は役名不知中田傳六上り地享保六丑年五月廿四日其節役名不知西隣小磯兵藏同時に拜領仕候

一、同斷　西丸御小人目付　小磯兵藏

右者前同斷役名不知伊丹分次郎同時に拜領仕候

一、七拾五坪　御賄六尺　遠藤鐵次郎

右者役名永石六郎右衛門上り地に御座候處文化十二亥年十二月中

御賄六尺相勤候に付拜領仕候
一、同斷　小普請渡邊甲斐守組　金子信藏
右者元祿八亥年八月廿二日御下男相勤候節大繩地に而拜領仕候
一、同斷　西丸御賄六尺　田中甚藏
右者年月不相知拜領仕候
一、百貳拾坪　御納戸頭村垣左太夫組同心　大森勝右衞門
右は元祿八亥年八月廿二日御下男相勤候節大繩地に而拜領仕候
一、七拾五坪　御賄方　太田英助預り地
右者年月不知預り地に相成申候
一、右同斷　御賄方　太田英助
右は元祿八亥年八月廿二日御下男相勤候節大繩地に而拜領仕候
一、右同斷　御賄六尺　吉濱彌吉
右は前同斷
一、右同斷　小普請渡邊甲斐守組　村松總治郎
一、右同斷　吹上奉行河合次郎右衞門組御庭方　阿部儀兵衞
右拜領町屋敷之儀は年月相分り不申候
一、右同斷　御賄六尺　須貝喜平次
右は元祿八亥年八月廿二日御下男相勤候節大繩地に而拜領仕候
一、右同斷　西丸御賄六尺　村松傳右衞門
右者前同斷
一、右同斷　御賄六尺　山本林右衞門

右は前同斷
一、右同斷　西丸御賄六尺　山本嘉助
右者年月不知元御賄六尺岸文六上り地文化二丑年中西丸御賄六尺相勤候に付拜領仕候
一、右同斷　西丸御賄六尺　村松惠助
右は元祿八亥年八月廿二日御下男相勤候節大繩地に而拜領仕候
一、右同斷　西丸御風呂屋六尺　山本幸右衞門
右は年月不知元御賄六尺加藤源次郎上り地文化十一戌年十一月五日西丸御風呂屋六尺相勤候に付拜領仕候
一、右同斷　西丸御賄六尺　村松四郎左衞門
右は元祿八亥年八月廿二日御下男相勤候節大繩地にて拜領仕候
一、右同斷　御賄方　齋藤助太夫
右者前同斷
一、右同斷　御賄方　木俣彥兵衞
右者前同斷
一、右同斷　御賄方　篠崎庄十郎
右拜領町屋之儀者年月相知不申候
一、右同斷　御賄六尺　山本萬六
右は元祿八亥年八月廿二日御下男相勤候節大繩地に而拜領仕候
一、床番屋　間口九尺　奧行貳間半
右は町内東側西南角に有之建始年月相分不申候
一、火之番屋　間口貳間　奧行九尺
右は町内東側南之方南割下水端東之方長岡町壹丁目境往來に有之
文政二卯年十月廿八日新規相建申度段奉願上十一月十八日榊原主

計頭樣御內寄合に而願之通被仰付候

一、南割下水橋　長壹間、幅六尺五寸但石橋南北往來南は小林源右衞門樣細川浪助樣御屋敷北は町內

右は萬治年中本所御奉行徳山五兵衞樣山崎四郎左衞門樣御懸りに而南割下水御堀割に相成候砌同御掛りに而土橋に御掛渡に相成候處寬保年中以後土崩落込等有之候に付石橋に御懸渡に相成候旨申傳年月相分不申候且橋名無御座候川ゟ通人候三ッ目之石橋と計相唱申候

本所長岡町壹丁目

一、當町之儀は一圓明き地に有之候處元祿八亥年三月松平彈正忠樣被仰渡候段御目付岡野忠左衞門樣御申渡御掃除之者大縄武士屋敷に被仰付翌子年秋元但馬守樣御目付水野權十郎樣を以御掃除頭塚越九左衞門樣に被仰渡御掃除之衆大縄拜領町屋敷に被仰付引續只今以御掃除之衆拜領大縄町屋敷に而當時末次佐吉組御掃除之者貳拾人小林五兵衞組御掃除之者拾五人都合三拾五人に而拜領致罷在候町名之儀は其節御願之上長岡町と相唱候旨申傳て有之起立相分不申御公役銀之義は享保七寅年ゟ貳拾間に壹人役此賃銀貳匁宛壹ヶ年拾五通勤之積に而上納仕候

一、町內間數　南北に表間口九拾五間半　裏行同斷　東西に裏行貳拾五間三尺八寸

一、四　隣　〔東之方〕本所長崎町　同所清水町　〔西之方〕同所三笠町貳丁目　長岡町貳丁目　〔南之方〕南割下水向田村清兵衞樣　川手仁吉樣　〔北之方〕本所長岡町貳丁目　萩原三郎左衞門樣御屋敷

一、自身番屋　間口九尺　奥行三間

右者町內東南角往來に有之町內拜領町屋敷に被仰付候節ゟ建來候旨申傳に御座候

一、南割下水　幅貳間

右は町內南之方に有之萬治二亥年本所御奉行徳山五兵衞樣山崎四郎左衞門樣御懸に而堀割に相成申候且右下水土砂浚之儀は天明二寅年中其節長兵衞と申者永御請負人は同所にて惣五郎と申者御請負仕罷在候

一、大下水　幅四尺

右は町內東之方往還境家前に有之町內起立以前ゟ堀割有之旨申傳て有之堀割年月相分不申候

一、大下水橋　長六尺程　幅六尺五寸　但石橋東西に往來西は町內東は長崎町

右は町內南之方南割下水に落口に懸有之元土橋にて有之候處寬政三亥年中石橋に懸直御普請有之且橋名無之石橋と計相唱申候尤御勘定方町方兩御掛にて御修復有之候

一、右同斷石橋　長三尺五寸程　幅三尺

右者町內北角に有之東西に往來西は町內東は清水町古來土橋に有之候處右同斷

本所長岡町貳丁目

一、當町之儀は明き地に有之候處元祿八亥年三月同所壹丁目同時松平彈正忠樣御目付岡野忠左衞門樣を以御掃除之者大縄武士屋敷被仰付翌子年秋元但馬守樣御目付水野權十郎樣を以御掃除頭塚越九左衞門樣に被仰渡御掃除之衆大縄拜領町屋鋪に被仰付當時御掃除頭柳田玖右衞門組御掃除之者三拾壹人に而拜領致し罷在候町名之

儀は其節御願之上相唱候旨申傳に有之御公役銀之儀は享保七寅年ゟ貳拾間に壹人役此賃銀貳匁ツヽ壹ヶ年拾五遍勤之積に而上納仕候

一、町内間數　表通り町屋　南北に表間口六拾八間四尺五寸　裏幅同斷　東西に裏行拾五間壹尺五寸　裏通西側町屋　南北に表間口四拾壹間五尺　裏幅同斷　東西に裏行貳拾四間五尺

一、四　隣　東之方表通壹ヶ所　西之方裏通壹ヶ所　都合貳ヶ所
表通町屋　〔東之方〕本所清水町　同所新坂町　〔西之方〕萩原三郎左衞門、菅沼新十郎樣　〔南之方〕本所長岡町壹丁目　〔北之方〕同所吉田町二丁目　裏通町屋　〔東之方〕長岡町壹丁目　〔西之方〕本所三笠町貳丁目　〔南之方〕同所壹丁目　貳丁目　〔北之方〕鈴木三郎右衞門樣

一、大下水
右は町内東之方往還境家前に有之町内起立以前ゟ堀割有之候旨申傳候堀割之年月相分不申候

一、石橋　長三尺五寸程　幅三尺
右は町内南之方壹丁目境往來大下水に掛渡有之東西に往來西は町内東は淸水町寛政三亥年中迄土橋に有之候處同年石橋に掛直御普請有之橋名無之石橋と計相唱申候尤御勘定方町方御懸りに而御修復有之候

一、石橋　長三尺五寸程　幅三尺
右は町内北之方同所吉田町貳丁目境往來下水に掛渡有之東西に往來西は町内幷同所吉田町貳丁目東は同所新坂町寛政三亥年迄土橋に而有之候處同年石橋に懸直御普請有之橋名無之石橋と計相唱申候尤御勘定方町方御懸りに而御修復有之候

本所吉田町壹丁目

一、本所吉田町起立之儀は元小川町邊に罷在松本町と申候由之處寛永年中東叡山御建立有之候後右地所武家地に相成御用地に被召上寛文年中本所竪川通り二之御橋際當時相生町五丁目之所に而代地被下置尤爲引料小間壹間に付銀拾枚宛頂戴仕候然ル所天和年中ゟ本所中一圓武家方町方共御用地に被召上候に付貞享元子年町内之儀御用地に被召上候然ル處元祿元辰年又候本所御取立に付御願申上同六酉年十二月五日横川通り西側當時之場所に而替地被下置町名吉田町と相改壹丁目貳丁目と引分申候尤其砌名前不知吉田屋と申町人家持に而古く住居仕町内世話等いたし候故町名に相唱候由申傳に御座候其節は名主次右衞門と申者支配仕退役跡行事持に相成其後當名主先祖善右衞門支配付に相成申候前書之通古町に付只今以町人共義御能拜見被仰付且又御公役銀之儀は享保年中ゟ拾間に壹人役此賃銀貳匁宛壹ヶ年拾五遍勤之積に而上納仕拜領地之分は右半減之積りに而上納仕候

一、町　内　中之鄕代地東續　東西に表間口田舍間拾九間半　裏幅同斷　南北に裏行田舍間貳十壹間四尺

一、同斷　西續　東西に表間口田舍間貳拾八間五尺五寸　裏幅同斷　南北に裏行貳拾壹間四尺　但片側町屋尤町内中程中之鄕代地町有之地面東西に分れ有之候に付左之通貳ヶ所に相分け申候

一、四　隣　〔東之方〕本所新坂町　〔西之方〕吉岡町貳丁目　〔南之方〕美濃部鐵太郎殿　作爲右衞門殿　深尾新十郎殿　菅沼左近殿　寺嶋藤吉殿

一、町屋舖拜領人名前左之通

一、七拾五坪八合三勺三才　櫻田御用屋舗
　　　　　　　　　　　　　御門番　　　河野東四郎
右先祖中岡又八郎延寶年中櫻田御殿御掃除之者に被召出相勤罷在
候處享和元年河野又三郎と相改申候尤實子無御座願上苗字も河野
に相改申候右拜領地之年月等書物無之相知兼申候由に御座候
一、右同斷　　　　　　　　　　御廣舖下男　　清水源太郎
右者清揚院樣櫻田御殿に被爲入候節甲府御掃除番に被召抱其後安
永八亥年中御廣舖御下男被仰付相勤罷在候處地面拜領年月等書物
所持不仕相知兼申候
一、五拾七坪七合七勺七才　柳田久右衛門組
　　　　　　　　　　　　　御掃除之者　　岡村庄之助
右は櫻田御用屋敷相勤居享保三亥年ゟ御本丸御掃除之者一同被仰
付相勤罷在候得共書物等無御座地面拜領之年月等互細之儀は相知
兼申候
一、五拾七坪七合七勺八才　中山金三郎組
　　　　　　　　　　　　　黒鍬之者　　　山主卯之助
右は天明三卯年山主玄五右衛門と申者拜領仕候處其後地面等之儀
書物等茂無御座委舗儀相知兼申候
一、五拾七坪七合七勺八才　表御坊主　　　栗原立巴
右拜領地之儀は文政四巳年中金子辰之助致拜領之所同九戌年十一
月中當地主立巴元鳥越町拜領地と相對替仕候由に御座候
一、御用地七拾坪四合壹勺六才　御預り　　家城善兵衛
　　　　　　　　　　　　　　　同　　　　清水八郎兵衛
右上水白堀東添に而四百坪之地所割倹り濕地之所自分入用に而埋
立弓稽古場に致矢場守源之丞源兵衛長右衛門三人之者共助成屋鋪
に仕度段元祿十三辰年本所御奉行鳥井久五郎樣櫻井庄之助樣に相
願拜借被仰付候處右之者共不埒之義有之寶永四亥年斷絶仕夫より
享保四亥年御用地に相成右兩人御預りに罷成候
一、石橋
右は前々下水に懸ケ渡シ有之同所貳町目境往還に而長三尺幅貳間
程享保之度御道造之節御普請有之候
一、下水　幅三尺
右者町内東之方家之前に有之申候
一、領名之儀は葛飾郡之内西葛西領に御座候
一、市定日
右毎年七月十三日朝六ツ時ゟ四ツ時頃迄町内往還草花商仕候尤立
始之儀者寛文年中之頃と申傳候

本所吉田町貳丁目

一、當町起立之儀は同町壹丁目ゟ申上候通同樣に御座候但御公役銀
并御能拜見等之儀是又同樣に御座候
一、町内　東西に表間口田舍間六拾貳間貳尺六寸　裏幅同斷　南北
に裏行田舍間貳拾壹間四尺、但片側町屋に而間數裏表不同有之候
一、四　隣　〔東之方〕本所新坂町　〔西之方〕同所吉岡町貳丁目御用
屋舖　〔南之方〕同所同町壹丁目中之鄉代地町　〔北之方〕内藤山城
守樣御下屋舖　御林奉行手代大繩地之内北島文治郎殿　丹澤庄右
衛門殿
一、町屋舖拜領人名前左之通
一、六拾七坪五合貳勺八才　御目附支配無役
　　　　　　　　　　　　　　　　　今井勝三郎

右は享保七寅年十月拜領被仰付候處巨細之儀は書物等無之相知兼
申候
一、六拾五坪　　吹上御庭方　關口長五郎
右は拜領町屋鋪之儀は享保十八丑年五月拜領仕候處持傳候書物等
無之巨細之儀は相知兼申候由に御座候
一、上り地　六拾七坪五合貳勺八才
右は伊場蝶之助儀御火消役小笠原勝三郎殿御組御入人相成居當六
月中御追放被仰付地面上り地に相成店主家主五人組に御預け申上
有地代上高を以町御會所に上納仕罷在候
一、石橋
右は前々ゟ下水に懸渡有之同所壹町目境往還に而長三尺幅貳間程
享保之度御道造之節御普請有之候
一、下水　幅三尺
右は町内東之方家之前に有之候
一、領名之儀は壹丁目に而申上候通に御座候
一、市定日
右は同所壹丁目に而申上候通七月十三日表通往還に而草花市相立
申候

天和二年訴訟之文

年恐書付を以御訴訟申上候

一、私共町内之儀は當春中書付を以御訴訟申上候通先年兩國橋請に
而商賣仕罷在候處貳拾貳年以前御用地に被爲召上新川通四ッ目之
橋請に而替地拜領仕候得共場末に罷在商賣無御座候故致困窮迷惑
仕候殊に御旗本御扶持人衆御屋鋪替被成候得ば彌及渇命可申と奉
存候然ル處に此度本地を御捨地被遊候由に付御訴訟申上候兩國橋
前本地に被爲召返被下候樣に奉願候前々より御役等相勤申者共に
而御座候御慈悲に右之場所に被爲仰付被下候は難有可奉存候以上

天和二年戌十月　　本所茅場町
名主　助左衛門
同　町中

御奉行所

本所柳原壹丁目

一、柳原町之儀者年恐　御入國以來未三百町に相成不申節ゟ之町屋
に而六丁分に相分れ神田德右衛門町、柳原土手内只今之神田豐嶋
町新シ橋際御郡代屋鋪邊淺草御門前際に有之候處寬文元丑年六月
六丁目之内半丁程相殘り其餘は一圓に火除御用地に被召上本所三
ッ目横川東西に而代地被下置尤爲引料小間壹間に付銀拾枚宛頂戴
仕候其節柳原壹町目之儀は横川ゟ西之方當時花町之地所にて代地
被下置候然ル處天和三亥年本所御奉行庄田小左衛門樣長谷川五左
衛門樣御懸りに而本所中一圓武家方町家共御用地に被召上大久保
平兵衛樣御代官所百姓地に相成候に付貞享元子年二月町内之儀も
御用地に被召上代地無御座候に付屋敷代金小間に割合御金被下置
壹丁目合金六百三拾壹兩三分銀壹匁壹分四厘頂戴仕立退申候然ル
處元祿元辰年御普請御奉行中坊長兵衛樣奧田八郎右衛門樣御懸り
に而古來之通又候本所御取立に付御願申上同六酉年十二月六丁分
共本所三ッ目横川ゟ東之方只今之處に地所被下置候右に付先達而
頂戴仕候屋敷代金年々上納仕候例之右上納金仕候内者町御役御赦
免有之候其後享保七寅年十二月ゟ御公役銀上納仕候右御公役銀之

儀は御用人足賃錢に而小間拾間に壹人役壹ヶ年拾五運勤之積に而年々上納仕候且又今吉町に御座候故只今以町人共御能拜見被仰付候儀に御座候但前書之通古來新シ橋際に罷在候節所通行之爲柳原町方御願申上普請人用差出新規橋相掛新シ橋と名付共以後御入用橋に相成候趣書留に御座候

一、町内　東西に表間口京間四拾六間三尺三寸四分　裏巾同斷　南北に裏行同貳拾間、但非側

一、〔東之方〕同所貳丁目　〔西之方〕横川隔花町　〔南之方〕
竪川を　柳原三丁目　〔北之方〕最上圖書助様御下屋敷

一、自身番屋　間口五間　裏行貳間
右は當町北辻御橋際に有之當町起立之節ゟ相建申候

一、髮結床番屋　間口貳間半　裏行五間
右は新辻御橋際に有之町内起立之節ゟ有之候

一、御橋番屋　間口貳間　裏行三間半
右は町内西之方北辻御橋際に有之壹ヶ所は南之方新辻御橋際に有之古來ゟ有來候に付起立相知不申候

一、竪川　巾貳拾間
右は町内南之方に有之萬治二亥年堀割本所御奉行德山五兵衛様山崎四郎左衛門様御掛りに而出來仕候

一、横川　巾貳拾間
右は西之方に有之起立竪川と同時に御座候尤川巾不同之分享和元酉年川淺御普請之節御改有之

一、北辻御橋　長九間五尺五寸　巾三間七寸
右は町内西之方横川に掛渡有之萬治二亥年德山五兵衛様山崎四郎左衛門様御掛りに而古來は北横堀之橋と唱享保之頃ゟ當時之橋名に相成申候文政元寅年九月町方御勘定方御懸りに而御修復有之候尤御橋臺道造等之儀は町内に而仕來申候

一、新辻御橋　長拾貳間三尺貳寸五分　巾三間七寸
右は西南之方竪川に掛渡有之元祿八亥年本所御奉行藤堂庄兵衛様多賀又四郎様御懸りに而出來仕候古來は三ッ目四ッ目間之橋と唱享保之頃ゟ當時之橋名に相成申候文化十四丑年十一月中町方御勘定方御懸りに而御修復有之候尤御橋臺道造等之儀は町内に而仕來申候但右貳ヶ所之橋并南辻之橋共都而里俗に撞木橋と相唱候得共聢と譯合相分り不申候

一、竪川河岸地　間口四拾六間三尺八寸七分　河岸行八間
右は町内南之方に有之川巾之儀は先年川巾貳拾壹間河岸行七間半之所不同之場所有之候に付享保十五戌年正月廿七日大岡越前守様御番所御内寄合に竪川兩側名主月行事被召出以來川巾貳拾間河岸行八間道巾五間に仕川岸は關板杭等仕堀上可申尤同六月迄に堀上候様被仰渡同二月三日榜示杭御打改有之候右内物置貳ヶ所土藏貳ヶ所何れも御願濟に而出來仕候但冥加金壹ヶ月銀五拾匁七分五厘ツヽ上納仕候

一、横川河岸地　間口拾七間　河岸行五間
右兩河岸之儀は銘々所持屋敷地先に付其地面間數に應し自用に遣ひ來候所文政七申年十月ゟ冥加金上納仕候右之内物置壹ヶ所土藏壹ヶ所何れも御願濟に而出來候由但冥加金壹ヶ月銀三匁四分宛上納仕候

一、領名之儀は葛飾郡西葛西領に御座候

一、小荷駄口附之者下馬杭
右は先年前々御定被置候杭より内に而駄賃馬并小荷駄馬口附之者

馬に乘申間敷旨被仰付候處猥に乘候由相聞候に付延寶九酉年五月廿日御改之上杭打場所新規御定被成候東之方八ヶ所之内に而町御奉行所より御渡に相成北辻橋際に御立被下置候其後朽損候に付享保四亥年三月十三日伊奈半左衞門樣御役所に而御渡に相成同四月朔日町御奉行中山出雲守樣大岡越前守樣御組同心衆御見分相濟申候猶又享保七午年三月下馬杭御改之節前書之趣申上候得は半左衞門樣ゟ御渡被成候得共町方ゟ御賴被成候故に候得は町方ゟ御渡被成候も同前之儀に候間向後町方より請取建候心得に可致旨町御奉行所に而被仰渡候

本所柳原貳丁目

一、當町起立之儀は同所壹丁目に而申上候通古來神田柳原土手内に有之候處寛文元丑年六月火除御用地に被召上貳丁目之儀は本所三ッ目橫川ゟ東之方唯今同所壹丁目之場所代地に被下置候處天和三亥年本所中武家方町方共御用地に被召上候に付貞享元子年二月當町之儀も御用地に被召上代地無御座候に付屋敷代金小間に割合御金被下置當町分合金四百九拾壹兩銀三匁九分八厘頂戴仕立退申候然ル所元祿元辰年古來之通又候本所御取立に付御願申上同六酉年十二月本所三ッ目橫川ゟ東之方唯今之處に而地所被下置候右に付先達而頂戴仕候屋敷代金年々上納仕并御公役銀上納仕候儀は是又壹丁目同樣に御座候且古町に御座候故壹丁目同樣に御能拜見罷出申候

一、町内　東西に表間口京間三拾三間五分　裏行同斷　南北に裏行同貳拾間　但片側

一、〔東之方〕同所五丁目　〔西之方〕同所壹丁目　〔南之方〕

竪川を隔同所四丁目　〔北之方〕最上圖書助殿下屋敷　遠山左京殿下屋敷

一、自身番屋　間口貳間　奥行四間半

右は町内西之方に有之起立之節ゟ相建有之候所十ヶ年以前文政元寅年十月類燒いたし候儘相建不申同所壹丁目番屋に而用辨仕候

一、河岸地　間口三拾三間壹尺五寸五分　河岸行八間

右は町内南之方に有之尤冥加金一ヶ月銀三拾六匁壹分八厘五毛宛上納仕候右之内物置壹ヶ所土藏壹ヶ所何れも御願濟に御座候

一、竪川　巾貳拾間

右は町内南之方に有之委細同町壹丁目に而申上候通に御座候

一、葛飾郡西葛西領之内に御座候

本所柳原三丁目

一、當町起立之儀は同所壹丁目に而申上候通古來神田柳原土手内に有之候所寛文元丑年六月火除御用地に被召上當町之儀は竪川南之方三ッ目橫川ゟ東只今之所に而代地被下置候處天和三亥年本所御奉行樣御懸りに而本所一圓御用地に被召上候に付貞享元子年二月御用地に相成代地無御座候に付屋敷代金小間に割合御金被下置當町分合金四百八拾貳兩貳分銀拾四匁七分六厘頂戴仕立退申候然ル所元祿元辰年又候本所御取立に付御願申上同六酉年十二月代地被下置當町之儀は以前之場所に而被下置候依之先達而頂戴仕候屋敷代金年々上納仕并享保之度ゟ御公役銀上納仕御能拜見等之儀是又壹丁目同樣に御座候

一、町内　東西に表間口四拾四間貳尺三分　裏行同斷　南北に裏行貳拾間　但片側

一、　〔東之方〕同町四丁目　〔西之方〕横川ヲ隔菊川町壹丁目
〔南之方〕鳥井園之助殿下屋敷　〔北之方〕竪川隔同町壹丁目
一、自身番屋　間口貳間半　裏行四間半
右は町内河岸之方新辻御橋際に有之當町起立之節ゟ相建有之候尤
四丁目と持合に御座候
一、新辻御橋番屋　間口三間　裏行四間
右は古來ゟ有來候而起立相知不申候
一、横川河岸地　間口貳拾間　河岸行五間
右河岸地之内御願濟に而物置貳ヶ所御願濟に而出來申候但冥加金
壹ヶ月銀四匁ツヽ上納仕候
一、竪川河岸地　間口四拾貳間九寸貳分　川岸行八間
右は（の）内物置貳ヶ所何れも御願濟に御座候但冥加金壹ヶ月銀三拾七
匁九厘五毛宛上納仕候
一、竪川　巾貳拾間
右は町内北之方に有之委細同所壹丁目に而申上候通に御座候
一、横川　巾貳拾間
右は町内西之方に有之委細同所壹丁目に而申上候通に御座候
一、新辻御橋
右は竪川に掛渡有之同所壹丁目に而申上候通に御座候
一、南辻御橋　長拾貳間三尺二寸五分　巾貳間五尺九寸五分
右は横川懸渡有之萬治二亥年徳山五兵衛様山崎四郎左衛門様御掛
りに而出來仕候尤古來は南横堀之橋と唱享保之頃ゟ當時之橋名に
相成申候文政五午年十月町方御勘定方御掛りに而御修復有之候尤
橋臺之道造等は町内に而仕候但右橋并竪川向北辻橋當町新辻橋を
里俗撞木橋と相唱候得共譯合聢と相知不申候

一、圦樋
右は當町西之方武家地境に而當町并茅場町近邊武家方下水横川に
之吐口に有之横川滿水之節は〆切申候尤町方御勘定方御懸りに而
御修復有之町内に而見守仕候
一、小荷駄口附之者下馬杭
右は新辻御橋際に古來ゟ相建有之起立之儀は同所壹丁目同樣に御
座候御文言左之通此杭より内小荷駄馬駄賃馬口附之者不可乘者也
一、領名之儀は同町壹丁目に而申上候通に御座候

本所柳原四丁目

一、當町起立之儀は同町壹丁目に而申上候通神田柳原土手内に有之
候處寛文元丑年六月火除御用地に被召上當町之儀者竪川南側横川
ゟ東之方に而代地被下置候處天和三亥年本所一圓御用地に被召上
候に付當町之儀も貞享元子年二月御用地に相成代地無御座候に付
屋舖代金小間に割合御金被下置當町分合金貳百九拾五兩貳分銀九
匁六分八厘頂戴仕立退申候然ル處元祿元辰年又候本所御取立に付
御願申上同六酉年十二月當町之儀は以前之場所則只今之處に而代
地被下置候依之先達而頂戴仕候代金年々上納仕并享保之度ゟ御公
役銀上納仕且又御能拜見之儀是又壹丁目同樣に御座候
一、町内　東西に表間口京間三拾八間三尺壹分　裏巾同斷　南北に
裏行同貳拾間
一、　〔東之方〕茅場町壹丁目　〔南之方〕鳥井園之助下屋敷
六間堀村百姓地　〔北之方〕竪川を隔柳原貳丁目
一、上納地　三百六十八坪三合六勺九才　地守　伊　兵　衛
右は先年丸屋吉兵衛と申者所持仕沽券地に御座候處淺草御門外松

平千次郎様ゟ屋敷跡福井町と申上納地町屋に御取立之節御地代請負之者右地所證據地に差出置候所御地代不納に付享保十五戌年右之地面被召上其後地借も無之空地に御座候然ル處當地守伊兵衛先祖伊兵衛寛延三午年中御請負奉願同年四月町年寄奈良屋市右衞門方に而願之通被申渡當伊兵衛迄四代御請負仕當時一ヶ年金四兩二分上納仕御公役幷町入用共町並之通相勤申候尤右御上納地之儀は御養生所時入用屋敷之由に候得共書留燒失仕町内に而は相分り不申候

一、御上り場

右は町内東之方茅場町壹丁目境河岸會所地に有之寶曆六子年四月廿五日竪川通　御成之節御代官伊奈半左衞門様御場懸り御役人中御見分之上初而御船　御召場に相成申候其後度々　御成之節御取建有之候得共御場懸りに而御取計有之御用濟後者平日會所地之儀に候得共兩町持に而町方同様取計來　御上り場　御召場と相定候儀も無之御道筋に寄御上り場にも　御召場にも相成申候

一、竪川河岸地　間口貳拾壹間四尺貳寸五分　河岸行八間

右冥加金一ヶ月銀拾九匁壹分ッヽ上納仕候外御上納地地先河岸間口田舍間拾九間五尺七寸貳分河岸行八間坪數百五拾九坪六合貳勺七才此分冥加金上納不仕候

一、竪川　巾貳拾間

右は北之方に有之委細之儀者同町壹丁目に而申立候通に御座候

一、當町葛飾郡西葛西領之内に御座候

本所柳原五丁目

一、當町起立之儀は同所壹丁目に而申立候通古來神田柳原土手内に有之候所寛文元丑年六月火除御用地に被召上當町之儀は竪川通北側横川ゟ東之方に而代地被下置候處天和三亥年本所御奉行様御掛りに而本所一圓御用地に被召上候に付當町之儀茂貞享元子年二月御用地に相成代地無之候に付屋敷代金小間に割合御金被下置當町分合金六百貳拾壹兩貳分銀拾匁貳分九厘頂戴仕立退申候然ル處元祿元辰年又候本所御取建に付御願申上同六酉年十二月當町之儀は以前之所ゟ少々相下り代地被下置候依之先達頂戴仕候屋敷代金年々上納仕幷享保之度ゟ御公役銀上納仕御能拜見等之儀茂是又壹丁目同様に御座候

一、町内　東西に表京間四拾貳間五尺五寸七分　裏行同斷　南北に裏行同斷貳拾間　但片側

一、〔東之方〕同所六丁目　〔西之方〕同貳丁目　〔南之方〕竪川を隔茅場町壹丁目　〔北之方〕水野美濃守様御下屋敷

一、自身番屋　間口貳間　裏行四間半

右は町内河岸内に有之當町起立之節ゟ相建有之候

一、竪川　巾貳拾間

右は南之方に有之委細之儀は同所壹丁目に而申立候通に御座候

一、竪川河岸地　間口四拾三間五尺五寸七分　河岸行八間

右は壹ヶ月冥加金銀四拾七匁七分九厘四毛宛上納仕候

一、領名之儀は同所壹丁目に而申立候通に御座候

本所柳原六丁目

一、當町起立之儀は同所壹丁目に而申立候通古來神田柳原土手内に有之候處寛文元丑年六月當町之内凡半町程相殘其餘は一圓火除御用地に被召上竪川通北側横川ゟ東之方に而代地被下置候處天和三

亥年本所御奉行樣御懸りに而本所一圓御用地に被召上候に付當町之儀茂貞享元子年二月御用地相成屋敷代金小間に割合御金被下置當町分合金五百六拾四兩貳分銀四匁六分壹厘頂戴仕立退申候然ル處元祿元辰年又候本所御取立に付御願申上同六酉年十二月代地被下置町内之儀は以前之場所ゟ少〻相下り唯今之所被下置候依之先達而頂戴仕候屋敷代金年々上納仕幷享保之度ゟ御公役銀上納仕御能拜見等之儀是又壹丁目同樣に御座候但前書六丁目分立殘地之儀は元祿七戌年十二月淺草御見附御普請に付御見附内廣場に相成候に付御用地に被召上辨慶橋邊に而代地被下置神田元柳原六丁目と相唱其節右代地御割渡不足分表間口五間之地所は神田旅籠町貳町目之内に割込に相成右貳ヶ所共當時拾貳番組名主源太郎支配に御座候

一、町内　東西に表京間三拾九間壹尺九寸六分　裏幅同斷　南北に裏行同貳拾間

一、〔東之方〕茅場町三丁目　〔西之方〕柳原五丁目　〔南之方〕竪川を隔茅場町貳丁目　〔北之方〕水野美濃守樣御下屋敷　龜戶村百姓地

一、自身番屋　間口九尺　裏行四間半

一、竪川　巾貳拾間

右は南之方に有之委細は同町壹丁目に而申立候通に御座候

一、竪川河岸地　間口田舍間四拾間　河岸行八間

右は壹ヶ月冥加金銀四拾三匁五分貳厘宛上納仕候

一、御上り場

右は町內東之方茅場町三丁目境河岸會所地に有之寶曆三酉年四月廿七日竪川通　御成之節初而　御召場に相成申候尤委細之儀は同所四丁目に而申立候通同樣に御座候

一、領名儀は同所壹丁目に而申立候通に御座候

本所茅場町壹丁目

一、右町起立之儀は乍恐　權現樣御入國以來當時南茅場町と唱候場所其砌は在方之所町屋に相建町內一同茅葭商賣仕候に付則町名茅場町と相唱罷在其頃御當地一圓茅葺に御座候處追々御廓內御繁昌に隨ひかさ高成物に而火の元不宜品に付深川御船藏御取立無御座以前右近所に而寬永八未年中代地被下置候に付右町內之者共一同引移り新茅場町と相唱右商賣仕罷在候所御船屋御取立御座候に付同十二亥年中又候貳丁上(マヽ)當時尾上町元町之邊替地被下置住居仕候處兩國御橋懸り候節御用地に被召上萬治二庚子年本所之內里俗四ッ目當時之場所へ替地被下置候に付町名新茅場町壹丁目貳丁目三丁目と相唱住居仕右茅葭商賣仕罷在候處天和三亥年本所御奉行庄田小左衞門樣長谷川五左衞門樣御懸りに而本所一圓武家方町屋共御用地に被召上大久保平兵衞樣御代官百姓地に相成候に付貞享元子年町內之儀も御用地に被召上代地無御座候に付屋敷代御金被下置壹丁目貳丁目分合金六百五拾四兩壹分銀六匁九分九厘三丁目分金四百九拾六兩三分銀六匁六分八厘頂戴仕屋敷差上淺草山之宿町幷其外に罷在茅置場無御座迷惑仕候に付茅葭賣場之儀同年十一月十六日御公儀樣に御訴訟申上候處同十二月朔日茅葭置場共本所北橫川端東側當時柳原壹丁目幷最上圖書助樣御下屋敷邊に而橫巾八間半長六拾間之處茅葭置場に拜借被仰付同廿日御代官大久保平兵衞樣ゟ地所御引渡に相成候に付右賣場に罷出商ひ仕罷在候然ル處元祿元辰年御普請御奉行中坊長兵衞樣奥田八郞右衞門樣御懸りに

而古來之通又候本所御取遊され候に付同六酉年元地歸りの儀御願申上候得は同年七月八日右茅葭賣場被召上元地屋敷頂戴仕立戻り則本所茅場町壹丁目貳丁目三丁目と相唱是又葭茅商賣仕罷在候右に付先達而頂戴仕候屋敷代金追々上納仕候に付右上納仕候内者町御役御用捨被下置候に付皆納仕候上御公役相勤申候勿論江戸向追々茅屋葺相止ミかきから葺被仰付其後猶又塗り屋作に被仰付候由依之茅商ひ無之故追々茅商賣相止ミ葭而已商賣仕又々炭薪材木等商賣仕是迄致住居罷在候御公役人共之儀は賃銀を以上納可仕旨享保七寅年十一月中被仰付候に付小間拾間に壹人役此賃銀人足壹人銀貳匁ツヽ壹ヶ年拾五遍勤之積に而年々上納仕候且又全ク古町に御座候間古來より御能拜見被仰付候

一、町内〔東西に〕表間口五拾壹間壹尺八寸四分　裏巾同斷〔南北に〕裏行貳拾間　但片側
〔東之方〕本所茅場町貳丁目　〔西之方〕本所柳原四丁目〔南之方〕高井數馬様御下屋敷　榎本兵五郎様御代官所　武州葛飾郡西葛西領龜戸村田地　〔北之方〕竪川向本所柳原五丁目同所六丁目

一、自身番屋　間口貳間貳尺　奥行五間
右は町内河岸地東之方建置同町貳町目と組合町用相勤申候建始願濟年代書留之儀は三拾九ヶ年以前寛政二戌年正月廿二日出火類燒之節燒失仕候に付相知不申候

一、物揚場
右は町内壹丁目貳町目境竪川河岸會所地河岸行八間巾五間之所古來御寄合遠山主水様御屋敷物揚場に御座候所寛政十二申年四月中右主水様御屋敷御本丸衆御側衆高井飛彈守様御屋敷と御相對替有之候に付御同人様御物揚場に相成御跡當時御寄合高井數馬様御下屋敷物揚場に相成申候

一、竪川　巾貳拾間
右は萬治二亥年本所御奉行徳山五兵衛様山崎四郎左衛門様御懸りに而出來仕候川巾之儀は古來貳拾壹間河岸行七間半御座候處享保十五戌年正月中川幅貳拾間川岸行八間道巾五間宛に被仰付候尤町内北之方地先を流東之方茅場町貳丁目前ゟ西之方柳原四丁目之方に相流申候

一、竪川河岸地　間口五拾五間貳尺七寸壹分　河岸行八間
右は文政七申年十月ゟ河岸行冥加金上納被仰付壹ヶ月金三分銀九匁壹分三厘四毛ツヽ上納仕候右河岸地内舟大工小屋貳ヶ所御預濟に御座候

一、御上り場
右は本所柳原四丁目同所茅場町壹丁目境會所地竪川河岸行八間巾五間之内貳間程之所土俵に而御築立鵜　御成之節寶暦六子年四月廿五日初而　御上場に相成其後天明四辰年頃迄　大納言様　御成之節御取繕　御上り場に相成候處其後御用に相成不申候尤其頃御成相濟御跡御差構無御座候に付　御上り段之所を除左右之方兩町物揚場に相用申候處右體御用に相成不申候後は兩町物揚場に相用申候

一、青石　凡長五尺程巾三尺程厚壹尺程
右青石之儀は　御成之節　御腰掛り候由申傳に付右所持屋敷賣渡候砌茂兵衛住居之地面に引取稲荷之社際に差置只今以大切に仕置申候但右之石三拾九ヶ年以前寛政二戌年正月二十二日并拾壹年以前寅年十月十七日右兩度出火之節火に當り申候

一、領名之儀は葛飾郡西葛西領之内に御座候

一、草分人

江戸草創名主之内

本所茅場町名主　助左衛門

私先祖助左衛門儀は生國三河に御座候所乍恐　東照大權現樣　御入國之節御供仕御當地に罷出當時南茅場町と相唱候場所在方に而町屋無御座候處助左衛門儀町屋に取立町内一同茅葭商賣仕候に付則町名茅場町と相唱御由緒有之名主役被爲仰付相勤罷在其頃御當地一圓家根茅葺に御座候然ル處追々御繁榮に相成茅葭之儀かさ高成物に而火之元不宜品に付前書に申上候通り寛永八未年中深川御船藏近所に代地被下置其後追々猶又代地被下置當時之場所に右町内之者共一同引移私迄七代實子相續名主役相勤罷在江戸町草創名主當時貳拾六人之内に御座候而古町名主に付古町名主一同每年正月三日御本丸に御年頭御禮に罷上り尤獻上之品三本入臺居御扇子箱貳組持參於　御同所に西　御丸樣に茂獻上仕乍恐於紅葉之御間に兩御丸樣に御禮御目見仕候　御代替之節茂罷上り御扇子箱獻上右御同樣仕來冥加至極難有仕合に奉存候草創地之儀も同所貳町目西角に而所持罷在候處其後讓渡申候尤由緒書系圖古書付等之儀は三拾九ヶ年以前寛政二戌年廿二日出火私宅類燒之節燒失仕無御座候得共實父助左衛門ゟ申傳之趣申上候但本文之通草創地之儀は讓渡候得共町内西角表京間貳間貳尺四寸裏行同貳拾間之地面壹ヶ所元祿八亥年十二月中買求め同續貳軒目表京間貳間五尺八寸五分裏行同貳拾間之地面壹ヶ所同十丑年五月中猶又買求メ右地面に住居仕罷在候に付此段申上候

助左衛門實子悴佐太郎事

二代目　助左衛門

同人實子佐太郎事

三代目　助左衛門

同人實子助次郎事

四代目　助左衛門

右助左衛門時代本所藤代町名主無御座候に付右助左衛門支配に附申度旨右町拜領主藤左衛門并同人拜領屋敷之内讓り請主四郎左衛門并助左衛門ゟ享保二十卯年正月町年寄奈良屋市右衛門方に願候處町御奉行大岡越前守樣に御伺之上願之通り助左衛門に被仰付候旨被仰渡候段同月廿九日被申渡候に付其節ゟ右町支配仕罷在候

四代目助左衛門實弟庄右衛門事

五代目　助左衛門

右五代目助左衛門迄代替り願候年月書留之儀三拾九ヶ年以前寛政二戌年正月廿二日出火類燒之節燒失仕候に付相知不申候

右助左衛門實子佐太郎事

六代目　助左衛門

右助左衛門儀は明和二酉年十月廿七日名主役見習奉願同七寅年四月廿八日實父助左衛門組名主役願之通被仰付享和二戌年迄三拾八ヶ年相勤申候

一、本所綠町四丁目同五丁目同所花町右町支配名主幸八儀病身に相成役儀難相勤候に付安永七戌年六月朔日退役願候處同七日願之通幸八退役被仰付跡月行事持に相成名主無御座候に付被下置候樣安永七戌年八月七日町年寄奈良屋市右衛門方に願書差出し候處町御奉行牧野大隅守樣へ御伺之上願之通り被仰付候旨被申渡候に付其節ゟ右町御支配仕罷候

一、天明四辰年町御奉行曲淵甲斐守樣御掛りに而本所竪川通一ッ目

方逆井渡之場迄御川渫御普請御座候節右助左衞門外三人川中改懸り被仰付右御渫出來致同年十二月右甲斐守樣御番所に右助左衞門外三人之者共被召出於御座敷御目見被仰付御渫中出精之段御擧之上爲御褒美金三百疋宛被下置難有頂戴仕候

一、寛政三亥年三月十四日町御奉行初鹿野河內守樣御番所に江戶本所深川町々名主共之內都合五拾五人之內に而右助左衞門儀も被召出諸色直段調掛り被仰付內五月廿六日右掛り名主共一同被召出爲御褒美金貳百疋ツヽ被下置助左衞門儀も難有頂戴仕候

一、寛政六寅年十二月十八日右助左衞門儀名主肝煎役被仰付候

右助左衞門實子佐太郞事

七代目　助　左　衞　門

右助左衞門儀は寛政七卯年四月十日名主役見習奉願享和二戌年四月廿九日實父助左衞門跡名主役願之通被仰付文化十一戌年二月廿八日肝煎見習被仰付同十二亥年四月六日肝煎本役被仰付候尤當子年迄三拾四ヶ年相勤罷在候

一、右助左衞門外拾八人名主共一同文化十一戌年四月六日根岸肥前守樣御番所御內寄合に被召出於西　御丸樣　竹千代樣御誕生之節別而入念心付候樣被仰渡之趣相守自身深更迄夜廻りに出精致候に付被仰上金貳百疋ツヽ被下置候旨被仰渡難有頂戴仕相勤罷在候

七代目助左衞門實子悴佐太郞文政七申年

三月三日名主役見習勤奉願相勤罷在候

同町家持　茅　屋　茂　兵　衞

一、草分人

右茂兵衞苗氏勝村と相唱先祖茂兵衞儀は古來南茅場町方追々當町に引移相續仕罷在候者に而同町西角方六軒目表京間四間壹尺七寸三分裏巾同斷裏行同貳拾間此坪數八拾五坪三合貳勺三才御座候草創地壹ヶ所所持致則古來方住居仕竝同續七軒目表京間四間壹尺四寸六分之家屋敷壹ヶ所同續五軒目表京間五間四尺壹寸三分同壹ヶ所古來追々買求右三ヶ所間口合拾四間八寸貳分之所一ツ地面に仕罷在尤享保十五六年之頃方茅商賣相止メ候得共所持屋敷等上り高ヲ以當茂兵衞迄古來方十一代相續仕罷在候右茂兵衞儀先年竪川通南側に而淸水橋向深川松代町四丁目之內下之方に間口間數相知不申地面所持仕保養所補理置茅場に被差置其頃右町地先河岸地竝續河岸地共過半茅場に貸付有之候處茅場と相唱候に付火之元安穩之爲茂兵衞所持屋敷內に稻荷之社相建則茅場稻荷と相唱祭置申候然ル所享保十九甲寅年十二月十八日　公方樣　御成之節右茂兵衞所持屋敷內に乍恐御腰掛り候砌五代目茂兵衞白銀壹枚頂戴仕竝翌二十乙卯年十二月　御成之節猶又　御腰掛り右茂兵衞是又白銀壹枚頂戴仕右貳枚共年號月日上包紙に認め有之壹枚は其儘壹枚は開封仕候得共只今以貳枚共所持仕罷在候勿論其後年月相知不申勝手に付右之所持屋敷賣渡候に付其節右茅場稻荷社之儀は茂兵衞住居仕候地面に引移尤稻荷神躰之儀は古來より同所に祭置候王子稻荷と唱候社に移し相殿に祭置申候但右は　御成之節稻荷屋敷に御腰掛り候節白銀頂戴仕候右銀包紙に認メ有之候

訴狀貳通寫左之通

乍恐以書付御訴訟申上候

一、先年南茅場町に而拙者共之儀茅場商賣仕罷在候所かさ高成商賣故五拾五年以前に深川御船藏近邊に而新茅場町被爲下候所御船藏出來仕候又候貳丁上に御替地被爲下茅葭商賣仕候處貳拾五年以前兩國御橋懸り申候節御用地に被爲召上本所四ツ目に而御代地被爲仰付御代々町御役等相勤罷在候處又候去年御用地に被爲召上御代

地之地所無御座候に付以賣券御金被爲下難有奉存屋敷差上申候事

一、右は茅葭賣場無御座候間商賣不仕渡世迄可申樣無御座迷惑仕候拙者共之儀は大平大船所持仕前々ゟ買置候茅葭段々船積江戸着仕賣場無御座殊に在々所々に入置申候金子すたりに罷成及渇命申候に付去年霜月十六日茅葭賣場本所に而御年貢地御公儀樣に御訴訟申上候處同十八日御内寄合に被爲召出御吟味之上に而同廿二日御評定所御式日に可罷出旨被爲仰付候其節大久保加賀守樣に御訴訟申上候得は同極月朔日御奉行樣に拙者共被爲召寄右御訴訟申上候茅葭置場賣場共々被爲仰付則町御奉行樣に罷出安部豐後守樣に御禮申上候事

一、右之茅葭賣場大久保平兵衛樣ゟ同極月廿日横八間半長六拾間之所被爲渡難有奉存候然共北横堀之場末に而御渡被遊迷惑仕候間其節ゟ度々御訴訟申上候又候當八月ゟ繪圖以訴狀御訴訟申上候然ル所今度新百姓衆居屋敷御田地共に被爲召上候前々ゟ御訴訟申上候通拙者共之儀場末に而候得は商賣不罷成及渇命迷惑仕候間御慈悲右被爲下候場所と替地に新川通貳ノ橋に而茅葭置場賣場共に被爲仰付被爲下候は御年貢御役等相勤罷在大勢之者共助り難有可奉存候以上

貞享二年丑十一月

淺草山ノ宿町 助左衛門
同所 又兵衛
同所 茂兵衛
同所 次郎兵衛
同所御馬屋かし 伊右衛門
同所 伊兵衛
本鄉本町 十兵衛

馬喰町四丁目 五兵衛
同所 又兵衛

御代官樣

乍恐以書付御訴訟申上候

一、十年以前子年本所に而茅葭賣場被爲召上迷惑仕候に付廿の霜月十六日茅葭賣場本所に而御年貢地に御訴訟申上候處同十八日に御内寄合に被爲召上御吟味之上に而同廿二日御評定所御式日に可罷出旨被爲仰付候其節大久保加賀守樣に御訴訟申上候同極月朔日に兩御奉行樣拙者共被爲召寄御訴訟申上候茅葭置場賣場共に被爲仰付難有奉存候則兩御奉行樣に御窺申上以御意同四日御評定所に罷出安部豐後守樣に御禮申上候事

一、茅葭置場賣場共本所北ケ輪三つ目橋より貳丁下横川之角東輪に而坪數五百坪之所被爲仰付候御年貢諸役相勤商賣仕是迄大勢之者共渡世迄り助り難有奉存候事

一、本所横川茅葭賣場去る八日に御用地に被爲召上迷惑仕候間御訴訟申上候事

一、新茅場町十年以前子ノ年御用地に被爲召上以賣券を御金被爲下屋敷指上申候今度拙者共奉願上候場所乍恐系圖以御訴訟申上候場所被爲仰付被下候はゝ元茅場町賣券之御金指上ケ可申候間御慈悲に被仰付被下候はゝ難有可奉存候

元祿六年酉七月十一日

淺草山ノ宿町 助左衛門
同所 又兵衛
同 茂兵衛
同 次郎兵衛
馬喰町四丁目 又兵衛
同 五兵衛

本郷本町　十兵衛
本所林町　伊兵衛
本所賣場　伊右衛門

本所茅場町貳町目

一、當町起立之儀者同町壹丁目に而申上候通同樣に御座候其後明和五子年六月廿二日町内河岸より出火仕惣間數京間五拾五間九寸八分之内貳拾七間四尺八分五厘此坪五百五十坪五合三勺八才程所燒失候に付同六丑年七月八日右類燒場所地主共町御奉行牧野大隅守樣御番所に被召出類燒地面之分猿江御村木藏火除御用地に被召上同年十一月廿一日右爲代地深川佃町續稻垣對馬守樣御下屋敷御上ケ地跡に而惣間數田舍間四拾五間六尺三寸九分余右代地被下置則町名本所茅場町貳町目代地と相唱申候但御公役銀上納仕且御能拜見罷出候儀是又壹丁目同樣に御座候

一、町内　東西に表京間貳拾七間三尺四寸五厘、裏巾同斷　南北に裏行東西共京間貳拾間ツヽ　但片側町竪川通南側

一、　〔東之方〕高柳平次郎樣御支配猿江御村木藏火除人足寄場付地所　〔西之方〕本所茅場町壹丁目　〔南之方〕榎本兵五郎樣御代官所武州葛飾郡西葛西領龜戸村田地　〔北之方〕竪川向本所柳原六丁目

一、自身番屋之儀は町内には無御座同町壹丁目河岸地に模合自身番屋建置町用相勤申候

一、竪川　巾貳拾間

右は町内北之方地先流東之方猿江御村木藏火除地前ゟ西之方茅場町壹丁目前之方に相流申候堀割年月并川巾河岸行道巾當時之姿に相成候儀は委細壹丁目に而申上候通に御座候

一、竪川河岸地　間口貳拾九間四尺九寸壹分　河岸行八間

右は文政七申年十月ゟ河岸地冥加金上納被仰付金貳分と銀六分壹厘八毛ツヽ毎月上納仕候

一、町内東之方竪川通河岸會所河岸行八間巾五間之處文政元子年四月十一日鶴　御成之節初而御上り場に相成候處其後御用に相成不申候

一、領名之儀は葛飾郡西葛西之内に御座候

本所茅場町三丁目

一、當町起立之儀は同町壹丁目に而申上候通り同樣に御座候但御公役銀上納且御能拜見之儀是又壹丁目同樣に御座候

一、町内　東西に表京間八拾六間貳尺七寸貳分　裏同斷　南北に裏行東西共京間貳拾間ツヽ但片側町竪川通北側

一、　〔東之方〕深川小松代町壹丁目　〔西之方〕本所柳原六丁目　〔南之方〕竪川向猿江御村木藏火除地人足寄場付地所　〔北之方〕榎本兵五郎樣御代官所　武州葛飾郡西葛西領龜戸村　白須甲斐守樣御下屋敷

一、町内里俗四ツ目と相唱申候

右は西之橋際之町屋に付相唱申候又は前栽場共相唱申候

一、自身番屋　間口貳間半　奥行四間半

右は町内河岸地西之方に有之起立年月相知不申候

一、髪結床番屋　間口貳間壹尺　奥行五間

右は西之御橋臺際河岸地に有之候御橋番屋に御座候

一、竪川　巾貳拾間

右は町内南之方地先を相流東之方深川北松代町壹丁目前より本所柳原六丁目前之方に相流申候堀割年月鼓川申河岸行道申共當時之姿に相成候儀は委細同所壹丁目にて申立候通に御座候

一、竪川河岸地　間口田舍間九十三間三尺七寸貳分　河岸行同八間

右は文政七申年十月ゟ河岸地冥加金上納被仰付金壹匁貳分壹朱と錢貳百十三匁づゝ毎月上納仕候右河岸地内物置拾三ヶ所明樽置場小屋貳ヶ所前栽物賣小屋十三ヶ所何れも御願濟御座候

一、御召場

右は本所柳原六丁目井町内境河岸會所地河岸行八間申五間之内貳間程之所土俵御築立鷄　御成之節寶暦三酉年四月廿七日初而　御召場に相成只今以鷄　御成之節　御召場に相成申候尤　御成相濟候得は跡御撤無之候に付右御上り段々所除キ置左右之方兩町之物揚場に相用申候

一、前栽物市場

右は四之御橋際ゟ西之方町内半町程之所に而市場起立之儀は萬治三子年當所江代地被下置竪川通四之御橋際に而南側に有之日向等宜敷に付東西葛西領ゟ毎朝前栽ものかつき出し御橋近邊町内往還に而賣捌候儀に而其節町内住居之者共方江湯茶等與候間振舞遣し自然と近在百姓と懇意に相成追々右品買出しに來候者共相増し前栽物賣捌方多分に罷成候に付右湯茶等致世話遣シ候者方江舟に積來晴雨に不構賣捌候樣相成町内に而は右荷物引請候者拾貳人并隣町深川北松代町壹丁目共外に拾三人都合貳拾五人有之右之者共寛文年中之頃ゟ前栽物問屋と相唱右荷物引請口錢を取賣捌只今以渡世仕罷在候に付爲冥加初荷物參着仕候節は何品に不寄御納屋御役所江御注進申上御下知相濟不申内は賣捌不致仕來に御座候處御丸様御用土物青物等神田多町連雀町永富町右三ヶ所前栽物問屋江被仰付御品切等之節右場所より申來次第御差支に不相成候樣有合候品々早納相納來候儀に御座候尤右問屋之内近來多町ゟ町内江引越參候者四人有之當時町内に前栽物問屋渡世仕罷在候者都合拾六人北松代町壹丁目に右問屋渡世仕罷在候者共八人右仲間都合貳拾四人に御座候右躰古來ゟ前栽物市場に而問屋渡世仕候證據之儀は寶永七寅年五月中前栽物仲買ゟ取置候取締連印帳壹冊并享保十八丑年五月問屋仲間申合連印帳壹冊寛政元酉年四月中同壹冊町内右問屋共所持仕罷在候尤右之外書留等帳面類之儀は三十九年以前寛政二戌年正月廿二日出火類燒之節燒失仕候に付無御座候

一、四之御橋

右は北之方竪川に懸渡し有之當町鼓深川北松代町壹丁目ゟ南之方人足寄場付地所江相渡候板橋長サ拾間半申三間萬治二亥年本所御奉行德山五兵衛樣山崎四郎左衛門樣御懸りに而出來仕候寛政二戌年正月廿二日出火之節類燒致同年四月中町方御勘定方御懸りに而御懸替御座候其後文化四卯年十月中懸替御座候處猶又文政六未年中七月御取懸り御懸替并南之方橋臺石垣損し御築直し御修復御座候尤御橋臺道造之儀は町内に而仕來申候且右四之御橋右之方御橋臺下り口に而東西江八間同所往還ゟ橋臺入口に而八間貳尺南北江左右七間三尺之處町方御懸りに而寛政二戌年七月廿二日當町鼓深川北松代町壹丁目右兩町江見守被仰付同所道造之儀茂兩町に而仕來申候

右四之橋儀は鷄　御成之節　御渡越に相成申候

一、　吉田殿御配下神職　鈴　木　右　内

右は町内善太郎店に住居仕罷在候

一、領名之儀は葛飾郡西葛西領之内に御座候

本所吉岡町壹丁目

一、當町之儀は一圓明地に而有之候處寳永三戌年中御細工所同心衆拜領町屋敷に相渡り吉岡町壹丁目と相唱申候由右町名之起者相分り不申候其後地主轉役上り地又は相對替有之巨細之儀は相分り不申候御公役銀之儀は享保七年ゟ貳拾間に壹人役此賃銀貳匁ッ丶壹ヶ年拾五遍勤之積に而上納仕候

一、町内　南側　東西に表田舍間三拾間　裏巾同斷　南北に裏行同拾貳間

一、　北側　東西に表田舍間六間　裏巾同斷　南北に裏行同拾間

一、四　隣　〔東之方〕吉岡町貳丁目　中之鄉代地町　〔西之方〕北本所代地町　中之鄉代地町　〔南之方〕本所吉岡町壹丁目横町片岡重吉様御屋舖　〔北之方〕赤林門一郎様御屋舖　直江彌六様御屋舖

一、町屋舖拜領人名前左之通

一、百貳拾坪　小普請久世伊勢守組
高麗瀧五郎

右は拜領年月相知不申候

一、百貳拾坪　小普請小笠原勝三郎組
宮川福之亟

右は九代以前福之助と申者御細工所同心相勤候節寳永三酉年拜領被致候

一、百貳拾坪　御下男　坂西熊次郎
御下男組頭　金子丈助

右は明屋舖番伊賀者倉地平五郎上り地寛政六辰年七月右之兩人御下男相勤候節拜領被致候

一、六拾坪　奥御小人　小川與兵衛

右は西御丸御表六尺松井八兵衛殿上り地享保十五戌年九月中當代ゟ四代以前小川只七郎拜領奉願翌十六亥年八月十九日願之通被下置候旨酒井讃岐守様被仰渡候由御廣舖番之頭加藤十太夫様並仁科五郎右衛門様被申渡右地所拜領被致候

一、自身番屋　間口三間　奥行九尺

右は町内南側北東角に有之建始年月相分り不申候

本所吉岡町壹丁目御用屋舖

一、當屋舖之儀は明地に而御座候處本所御奉行藤堂庄兵衛様多賀又四郎様御勤役中元祿年中本所上水樋桝破損修復之御請負役伊兵衛孫八と申者に被仰付其節ゟ右間數地所拜領致相勤候處享保四亥年四月本所御奉行相止候節右拜借地被召上同年十月廿七日本所御用屋舖に被仰付道役淸水八郎兵衛家城善兵衛兩人に御預けに被仰付候但御用地に付公役銀差出不申候

一、町内　東西に表田舍間拾間　裏巾同斷　南北に裏行同貳拾間

一、四　隣　〔東之方〕北本所代地町　〔西之方〕杉浦鎌三郎様御屋舖　〔南之方〕小林鎭藏様御屋舖　〔北之方〕中之鄉代地町

本所吉岡町壹丁目横町

一、當町之儀は淺草御藏手代衆五拾四人大繩拜領町屋敷に御座候右拜領之年月等相分り不申且同所林町に右手代衆御同役之代地大繩拜領町屋敷に御座候間承り合候得共當町内之儀は元地に御座候哉

引地代地に御座候哉相分り不申候町名之儀は吉岡町壹丁目横町に有之候に付右之通相唱申候御公役銀之儀は享保七年ゟ貳拾間に壹人役此賃銀貳匁ッ丶壹ヶ年拾五通勤之積に而上納仕候

一、町内　南北に表田舍間四拾五間壹尺八寸　裏幅同斷　東西に裏行同拾七間五尺

一、四　隣　〔東之方〕進鬼太郎様御屋鋪　本所吉岡町貳丁目　〔西之方〕芳本與惣左衛門様御屋鋪　松本民彌様御屋鋪　片岡重吉様御屋鋪　〔南之方〕竹本源兵衛様御屋鋪　〔北之方〕本所吉岡町壹丁目

一、自身番屋は無御座吉岡町壹丁目に組合町用相勤申候

一、御褒美鳥目拾五貫文　金　兵　衛

一、同鳥目拾貫文　半　兵　衛

右は町内伊兵衛店重兵衛實母に孝心之趣同人方に罷在候元召使半兵衛之義は忠義之趣入御聽に御褒美頂戴被仰渡之趣左之通

本所吉岡町壹丁目横町
伊兵衛店　金　兵　衛
同人方に罷在候元召使　半　兵　衛

此者共儀金兵衛は困窮之所母うた不自由無之様心付同人は血症相亂氣鬱之性に而給兼候に付日々品を替好候者を調爲給孝養を盡し半兵衛は當時無給に而實躰に相勤時之物等商金兵衛に助力致うたを養育致候得共同人病身に有之候間服藥等も手當致し候處うた義當四月廿一日佛參致候旨申罷出深川清住町河岸ゟ大川に飛入候を往來人見附身投有之候旨聲立候に付八十吉儀船に飛乗うたを引揚醫師懸候處絕脈に而身之溫も無之仝同人覺悟致入水候哉驚候様子も不相見格別水も吞不申手當致候はゝ助命も可致旨申候に付藥用致正氣に罷成名住所承候處前書之通候間八十吉儀家主伊兵衛方に罷越右始末申聞候處金兵衛は渡世に罷出候留主に候得共直に引續籠用意致幷に固店之者共罷越うたを引取共砌同町鐵吉ゟ爲手當藥幷に衣類錢等貰請其後八十吉宅に伊兵衛金兵衛うた一同爲謝禮鰹節扇子持參致候に付八十吉受納致鐵吉方にも爲謝禮扇子持參致同人受納致猶又孝心を盡輕き渡世に而實德義薄く殊にうたも多病に而仝貧窮に迫り右始末に及候由此上うた心得違無之様致金兵衛も彌孝心を盡し大切に養育可致旨申聞爲手當鐵吉ゟ金兵衛に金壹兩差遣し候由金兵衛半兵衛共輕き者にも奇特之儀に付右之趣申上爲褒美金兵衛は鳥目拾五貫文半兵衛は同拾貫文とらせ遣す

本所吉岡町壹町目
伊兵衛店　金　兵　衛
同人方に罷在候　半　兵　衛
家主　伊　兵　衛
五人組　惣　次　郎
名主　一　郎　助
深川清住町市郎兵衛店　八　十　吉
同　町　家持　鐵　　　吉

此者共之内八十吉儀當四月廿一日女之身投有之候旨往來人聲立候に付船に飛乗女を引揚醫師相懸候處絕脈に而身之溫も無之仝覺悟致入水候哉驚候様子も不相見格別水も吞不申候間手當致し候はゝ助命可致旨申候に付藥用致正氣に相成候に付名住所承候所本所吉岡町金兵衛母うたと申者之由申聞候間八十吉儀家主伊兵衛方に罷越申聞候處悴金兵衛は渡世之留守に候得共直に引續駕籠用意致し

伊兵衛並同店之者共罷越候に付うたを引渡し遣且同人を八十吉引上ケ候節往來之者大勢立留り入水致候者を引揚相果候はゝ如何樣之儀出來可致も難計其上入用相掛り難義可致候間突流可申樣と申候者も有之候得共八十吉義何れとも助遣し度存縱令相果入用相懸り候はゝ家財賣拂候共不苦人命を救遣し難も相懸り候共厭ひ無之旨申引揚介抱致しうた衣類濡候に付八十吉所持之衣類遣爲着替鐵吉はうたに爲手當藥并に衣類帶錢壹貫貳百文差遣し候處八十吉宅に伊兵衛金兵衛うた一同爲謝禮鰹節扇子持參致候に付受納致鐵吉方にも扇子持參致候間是又受納致うたも入水致候始末金兵衛孝心を盡輕き渡世に而賣德義薄殊にうた儀多病に有之金貧窮迫右之始末に及候由此上うた心得違無之樣申聞金兵衛も彌孝心を盡大切に養育可致旨申爲手當鐵吉ゟ金壹兩差遣し候段寄特之儀に付右之趣申上兩人共譽置

文政六未年七月十二日

深川清住町　八十吉
家主　市郎兵衛
五人組　庄三郎
同所家持　鐵吉
五人組　喜兵衛
名主　八左衛門

本所吉岡町貳町目

一、當町起立之儀は元祿年中拜領町屋鋪相渡候由申傳共節ゟ吉岡町貳丁目と相唱申候右町名之儀は先年類燒之節町内之書記等不殘燒失仕候に付委細之儀は相分不申候御公役銀之儀は御用人足賃銀に而小間貳拾間に付拾五週勤之積に而年々上納仕候右者最初之年月等書留無御座相分り不申候

一、町内　東西に表間口京間四拾間五尺五寸　裏巾同斷　南北に裏行同貳拾間

一、四　隣　〔東之方〕吉田町壹丁目　〔西之方〕吉岡町壹丁目并同所同町横町　〔南之方〕進鬼太郎屋鋪　美濃部鐵太郎樣御屋鋪　〔北之方〕吉岡町貳丁目御用屋鋪

一、町屋敷拜領人名前左之通

一、百壹坪五合三勺八才　御賄方　内田吉太夫

右は元祿年中拜領仕候處先年類燒之砌諸書物燒失仕候に付委細之儀者難申上候

一、右同斷　御勘定　籠波八十郎

右は元祿七戌年三月高祖父籠波吉兵衛拜領仕候

一、右同斷　小普請近藤圖書組　高麗宗五郎

右は諸書物先年類燒之砌燒失仕候に付拜領之年月難申上候

一、右同斷　吹上御門番組頭　佐藤彦兵衛

右は元文四未年八月三日志村又左衛門上り屋鋪吹上奉行支配佐藤安兵衛拜領仕候

一、右同斷　小普請渡邊甲斐守組　高麗多賀作

右は元祿三午年三月六日三代目高祖父高麗喜右衛門拜領仕候

一、六拾坪　御仲間　伊藤猪十郎

右は先年類燒之節書物燒失仕拜領之年月相知不申候

一、百坪　蓮池御金藏番　黒川龜五郎

右は寛永十八巳年先祖黒川作左衛門拜領仕候

一、八拾坪　小普請　牧田源次郎

右は以前曾祖父代に燒失仕候義を申傳に及承候に付年號月日相知兼申候

一、六拾九坪貳合三勺壹才　御仲間　秋元半之助

右は寛延四未年九月拜領仕候

一、　土御門殿配下　藪兵庫占職　大橋左内

右は家主市右衛門店に罷在候

本所吉岡町貳丁目御用屋舗

一、右町起立之儀は元祿七戌年本所御奉行藤堂庄兵衛樣多賀又四郎樣に奉願南割下水定浚請負人七兵衛又兵衛深川六間堀定浚請負人理八郎十郎兵衛清右衛門右五人之者助成屋舗被仰付然ル所享保四亥年右請負相止ミ其以後御用地に相成道役淸水八郎兵衛家城善兵衛に御預に相成申候但御用屋舗之儀に付公役銀上納不仕候

一、町內　東西に表間口京間四拾間五尺五寸　裏巾同斷　南北に裏行貳拾間

一、四　隣　〔北之方〕猪口定太郎樣御屋舗　竹村良助樣御屋舗　柿見龜三郎樣御屋舗　〔東之方〕吉田町貳丁目　〔西之方〕中之郷代地町御賄方御組屋敷　〔南之方〕吉岡町貳丁目

一、床番屋　表間口九尺　奥行三間半

右は町內西角に有之起立之儀は年來相立家主數度相替候に付委細之儀は相分不申候

本所松倉町

一、當町之儀は往古本所內沼地等に而御座候處元祿八亥年中御本丸御小間遣衆百五拾貳人分大縄拜領町屋敷に被仰付候共節被仰渡之御役人方御姓名等並町名起立之譯共享保十三午年諸書物等大水之節水腐仕候に付相知れ不申町火消人足之外諸役相勤不申候但町名松倉町と申候儀松倉豐後守樣御下屋舗跡地にも御座候哉に申傳も有之候

一、町內間數　西之方新町に附候東側町屋　南北に表間口七拾貳間三尺八寸餘　裏巾同斷　東西に裏行三拾四間壹尺貳寸　本所三ッ目橋通西側町屋　南北に表間口七拾貳間三尺八寸余　裏巾同斷　東西に裏行拾七間五尺五寸　同斷東側町屋　南北に表間口七拾貳間三尺八寸余　裏巾同斷　東西に裏行三拾三間六寸　里俗櫓下前同續西側町屋　南北に表間口百拾五間　裏巾同斷　東西に裏行拾六間　同東側町屋　南北に表間口七拾壹間五尺七寸余　裏巾同斷　東西に裏行拾八間三寸　本所吉田町通り西側町屋　南北に表間口七拾貳間三尺八寸余　裏巾同斷　東西に裏行拾七間五尺五寸　同東側町屋　南北に表間口七拾貳間三尺八寸余　裏巾同斷　東西に裏行拾七間五尺五寸　同續西側町屋　南北に表間口七拾壹間五尺七寸余　裏巾同斷　東西に裏行三拾六間六寸　同東側町屋　南北に表間口三拾九間貳寸　裏巾同斷　東西に裏行拾七間五尺五寸

一、四　隣　〔東之方〕神保八郎殿　逸見伊兵衛樣　鵜殿長三郎樣　片岡代吉樣　本田甚左衛門樣　三宅熊五郎殿　小池岩吉樣　高橋越前守樣御拜領屋舗　鈴木仲太郎殿　山岡巳之助樣　高橋七左衛門殿　岩間八郎兵衛殿　〔西之方〕本所新町　中之鄕　御中間新町

仁科定吉殿　石崎源八殿　〔南之方〕北割下水向　杉江榮次郎殿
小林市次郎殿　山田又市殿　押田清之亟殿　神田六郎樣　田中
東一郎殿　齋藤治左衞門殿　永島權右衞門殿　本所新町　〔北之
方〕中之鄉原庭町　堀近江守樣御下屋鋪　兒島進之助殿　清水太
三郎殿　小倉熊太郞殿　岩室鐵之助殿　三浦備後守樣御下屋鋪

一、飛地　中之鄉横川町續　西側町屋　南北に表間口七間　裏巾同
斷　東西に裏行貳拾貳間余　河岸町屋　南北に表間口七間河岸行
東西に七間但右之内土手鋪巾貳間

一、四　隣　〔東之方〕大横川　〔西之方〕内藤豐後守樣御下屋鋪
〔南之方〕本所新坂町　〔北之方〕中之鄉横川町

一、百五拾坪余　　小普請長井五右衞門組
淺　香　新　次　郎

右地所之儀は古來横川畔源森古御村木小屋跡に御座候處安永七寅
年御勘定所湯呑所之者先組淺香又吉拜領町屋鋪に被仰付候由申傳
に而書留等無御座候

一、里俗町内北之方を櫓下と相唱申候

右は町火消人足北組之内十四組一躰之火之見櫓有之候場所に付右
樣相唱申候尤右櫓之儀は文化六巳年中奉願取拂當時は小梅代地町
に引移申候

一、御用地　四ヶ所

右御用地之儀は古來町内大繩拜領屋鋪割殘地に御座候處享保十四
酉年中同町に罷在候七兵衞同所吉岡町に罷在候治右衞門と申者自
分入用を以開發新田に仕其砌松倉町邊北割下水其外下水に懸渡し
候橋都合五ヶ所新規相懸永代修復等仕其上右開發地所四ヶ所分御
年貢壹ヶ年に金三步宛上納可仕間右地所御預ヶ被下置候樣御役人
御名前不知　相願候處願之通被仰付則右橋修復御受負仕當時引續當町に
而三代目七兵衞治右衞門兩人に而御請負仕候尤右地所者本所道役
掛りに而家作御免之地は右之内纔三拾坪而已に而ヶ所左之通に御
座候但右御用地之儀名目松倉町御用地と相唱候得共當町内に續り
候儀は無之候間右地所之内に異變等有之候節は御請負人一手切に
取計候得共元來當町割余り地に而最寄の儀に付前々ゟ町年寄役所
に預り地御用地等御調之節は當町ゟ書出申候に付右之例を以此度
之御調にも書上申候右地面に住居仕候七兵衞治右衞門儀は當町人
別に入御年貢上納之義は御請負人同人ゟ本所道役善兵衞八郞兵衞
方に相納申候乍併百姓地と申には無之御用地と相唱申候

一、貳百七拾八坪　壹ヶ所

右は町内東之方北割下水端に有之候

一、合坪四百三拾三坪　貳ヶ所　一ト所

右は町内北之方新町之側に而壹ヶ所御中間新町之側に而壹ヶ所

一、百八拾壹坪貳分五厘　壹ヶ所

右は町内東之方中之鄉横川町裏通に有之候

一、百五拾坪　壹ヶ所

右は北之方三ッ目橋通り東側に有之候

一、北割下水　巾貳間　長百五拾三間三寸町内持分本所新町に入込

右者町内南之方に有之萬治二亥年本所御奉行德山五兵衞樣山崎四
郞左衞門樣御掛りに而堀割相成候由且右下水土砂浚之儀は天明二
寅年中三俣富永町長兵衞と申者に御普請御請負奉願深川越中島町
之内に而地所拜借仕深川定浚屋鋪と申名目被仰付候由當時右浚御
請負同町に而惣五郞と申もの御請負人に而罷在候尤下水内西之方
は本所新町ゟ東之方中之鄉横川町に相落申候

一、石橋　巾九尺　長六尺
右は北割下水中程本所三ッ目橋通町内南之方御留守居同心拜領屋舗之方に相渡候尤町方御入用橋に而修復掛替等出來申候廿七ヶ年以前享和二戌年本所惣道御普請之節御代官早川留三郎様下役伊庭斧太郎様御懸りに而御修復有之候但掛始メ之譯相知不申候

一、石橋　巾四尺ゟ壹間迄　長五尺宛　三ヶ所
右は何れも北割下水に懸渡有之西之方町内ゟ新町に掛渡し壹ヶ所東之方町内ゟ吉田町通に掛渡し壹ヶ所同町内ゟ中之郷横川町に懸渡し壹ヶ所有石橋三ヶ所共前書申上候七兵衛治右衛門御請負橋に御座候尤外に中之郷横川町相渡候石橋貳ヶ所有之都合御請負橋五ヶ所有之候得共貳ヶ所は當町掛りに無御座候

一、　湯屋渡世家主　宗　五　郎
右は元祿八亥年中當町大縄拜領町屋舗被仰付候節御膳所御小間遣頭ゟ被仰付候に者當所御膳所勤之者多く候得ば銘々居風呂湯拵候儀も行届兼候儀茂有之に付御膳所清めの湯と名目を相唱洗湯渡世仕候様被仰渡候由尤右由緒之節に付候哉後來此邊最寄　御成之節も洗湯相休ミ不申且宗五郎先組宗五郎ゟ當代迄六代相續湯屋渡世仕罷在候

一、御褒美銀三枚　吉五郎店久右衛門娘　ぎ　ん　亥貳拾壹才
父　圓子賣　久右衛門　亥六拾九才
母　き　よ　亥六拾三才
右ぎん儀父久右衛門南割下水邊御武家方屋舗守致居候節出生仕拾ヶ年程以前ゟ町宅いたし七ヶ年以前巳年六月中ゟ當店に引移圓子出商賣いたし來候處十ヶ年程以前本所新町に罷在候節類焼に逢難澁致し其後追々及老年病身に罷成出商内等難相成貧窮に付娘ぎん義紙たはこ入に相用候油紙村別いたし候を覺少ミ宛賃銀を取候得共至而聊之儀に付晝夜出精相稼近頃手馴候に付右下職賃錢一日錢貳百文位之稼致候出來候得ば自分脊負問屋に持參致し朝未明ゟ起キ食事拵致し父母起候得ば常々好候者品調置爲給平日親共申付候儀不寄何事相背候儀無之毎夜兩親之腰足等もみさすり遣し夜四ッ時頃臥り候得ば其身は深更迄右下職いたし又は手習致し自分衣類髮形にも構不申入湯之外他行も不致篤實に致し候に付近邊之者共孝心之趣沙汰致し聟を世話致し又は兩親を引取可申趣に而緣談申込候もの有之候而も兩親之存念に不叶儀出來致候而は却而安心も不致由申之及斷兩親を大切にいたし下賤之女には奇特成躰に付孝心を盡候趣近邊に而風聞仕候通相違無御座候
右之趣去亥年六月中榊原主計頭様御番所に取調申上候處七月廿日右之者共被召出於御白洲御銀三枚爲御褒美被下置難有奉頂戴候但右之者共引續只今以同所に住居仕候親子共相替候儀無御座候

本所新町

一、當町之儀は往古本所内荒地沼地等に御座候處元祿九子年正月中御賄六尺貳百九拾五人分大縄拜領町屋敷に被仰付候其節被仰渡之御役人様御姓名並町起立之儀は享保十三年年大水之節諸書留等水腐仕候に付相知レ不申候尤新規町屋に付新町と相唱候哉に奉存候元祿九子年中より地守八兵衛と申者當町一圓地所受負地守に罷成候處寛政四子年正月中池田筑後守様御勤役之節私先祖名主武兵衛

に付支配被仰付候儀に御座候町火消人足出銀之外諸役相勤不申候
一、町内　南之方本所吉岡町通往還より北之方裏通り南側　東西に表田舍間五拾九間三尺　裏巾同斷　南北に裏行田舍間拾壹間四尺
一、同所北側　東西に表田舍間五拾九間三尺　裏巾同斷　南北に裏行田舍間貳拾三間貳尺
一、同所北之方通り南側　東西に表田舍間五拾九間三尺　裏巾同斷　南北に裏行田舍間貳拾三間貳尺
一、同所北側　東西へ表田舍間六拾間　裏巾同斷　南北に裏行田舍間貳拾間
一、同所北之方通り南側　東西に表田舍間六拾間　裏巾同斷　南北に裏行田舍間貳拾間
一、同所北割下水端南側　東西に表田舍間六拾間　裏巾同斷　南北に裏行田舍間貳拾間
一、同所西側南角　南北に表田舍間貳拾三間　裏幅同斷貳拾三間五寸貳分貳厘　東西に南裏行拾貳間　同裏行拾間
一、北割下水南之方　三ッ目橋通り御留守居同心拜領町屋舖裏通り東側　南北に表田舍間八拾四間　裏巾同斷　東西に裏行拾貳間三尺
一、同所西側北之方地所　南北に表田舍間四拾五間四尺五寸　裏巾同斷　東西に裏行貳拾三間貳尺
一、同所南之方地所　南北に表田舍間四拾貳間三尺　裏幅同斷東西に裏行貳拾三間貳尺
一、北割下水通り北側西之方地所　東西に表田舍間四拾貳間三尺裏幅同斷　南北に裏行貳拾三間貳尺
一、同所東角地所　東西に表田舍間三拾八間一尺五寸　裏幅同斷南北に裏行貳拾三間貳尺
一、同所北之方裏通り北側東之方地所　東西に表田舍間三拾八間壹尺五寸　裏幅同斷　南北に裏行貳拾三間貳尺
一、同所西之方地所　東西に表田舍間四拾貳間三尺　裏幅同斷　南北に裏行貳拾三間貳尺
一、同所松浦肥前守樣御下屋舖表門前より南に北本所表町ゟ町内片側町に而東側　南北に表田舍間三拾三間半余　裏幅三拾間　東西に裏行南拾五間三尺　北□間
一、同所松浦肥前守樣御下屋舖表門前通り片側町南側　東西に表田舍間四拾間　裏幅三拾八間　南北に裏行西之方三拾間　東之方拾二間
一、同所松倉町ゟ片側町西側　南北に表田舍間拾八間　裏幅同斷東西に裏行拾四間
一、同所北側　東西に表田舍間貳拾七間　裏幅貳拾三間　南北に裏行西拾八間貳尺六寸余　東拾八間
一、四隣〔東之方〕川村爲三郎樣　大塚長次郎樣　山本澄次郎樣　鈴木金右衛門樣　逸見六五郎樣　靑柳大次郎樣　荻野刀太郎樣　久保田圓吉樣　池谷錠之助殿　寺山佐七殿　神田小三郎殿　三橋平藏殿　榎本鐵次郎殿　勝坂嘉右衛門殿　吉田金太郎殿　安藤三次郎殿　加藤忠兵衛殿　田中紋太郎殿　原田又兵衛殿　靑木惣左衛門殿　瀧野十右衛門殿　淺井太左衛門殿　落合安太郎樣　永島權右衛門殿御屋舖　北割下水向本所松倉町　同所御用地〔西之方〕石黑傳之助樣　根來出雲守樣　飯高彌太夫樣　松井馬之助樣　野村八十八殿　池谷彌十郎殿　天野彌三郎樣　長島平次郎殿丸毛五郎兵衛樣　加藤仙之助樣　小林又左衛門樣御屋敷　北本

所表町　南本所荒井町〔南之方〕淺原又左衛門様　松平萬三郎様野田市右衛門様　奥田外記様御屋舗　〔北之方〕松浦肥前守様御下屋舗　中之郷御仲間新町

一、里俗町内南之方より北割下水端限壹丁目貳町目ゟ六町目迄字相唱東之方を東町と相唱同北割下水ゟ北之方通り中町と相唱同松浦肥前守様御下屋敷前通を北町と相唱申候

一、石橋　幅五尺四寸　長壹丈壹尺五寸
右は町内北割下水西之方新町ゟ同町に相渡候町方御入用に而懸替修復等出來申候廿七ヶ年以前享和二戌年本所惣道御普請之節御代官早川留三郎様下役伊庭斧太郎様御懸りに而修復有之候尤懸始年代相知不申候

一、北割下水　巾貳間　長百貳拾貳間三尺五寸
右は町内中に有之萬治二亥年本所御奉行徳山五兵衛様山崎四郎左衛門様御懸りに而堀割に相成申候且右下水土砂浚之儀は天明二寅年中三俣富永町町人長兵衛と申者永御請負奉願深川越中島町之中に而地所拜領仕深川定浚屋敷と申名自被仰付候由當時右浚御請負同所に而惣五郎と申者御請負人に罷成候尤下水町内西之方ゟ東之方中之郷横川町之方に相落申候

本所徳右衛門町壹町目

一、當町往古之儀乍恐御入國以來未だ三百町に相成不申節ゟ之町屋に有之右は名主徳右衛門拜領地御座候處追々御府内御繁榮に付町屋に罷成則地主之名を取徳右衛門町と相唱神田柳原和泉橋際只今之龍閑町代地竝細川長門守様御屋敷豊島町邊に罷在候處寛文元丑年六月火除御用地に被召上本所三ッ目に而代地被下置尤爲引料小間壹間に付銀拾枚宛頂戴仕候處其後天和三亥年本所御奉行庄田小左衛門様長谷川五左衛門様御懸りに而本所中一圓武家方町家共被召上大久保平兵衛様御代官所百姓地に相成候に付貞享元子年二月町内之義者御用地に被召上代地無御座候に付屋敷代金小間に割合千百八拾六兩壹分銀八匁六厘頂戴仕立退申候然ル所元祿元辰年御普請御奉行中坊長兵衛様奥田八郎右衛門様御懸りに而古來之通又候本所御取立に付御願申上同六酉年十二月以前之通り只今之地所被下置尤當町之義は元場所ゟ西に壹町出張花町貳丁目立跡に而御割渡に相成申候右に付先達而頂戴仕候屋敷代金年々上納仕候に付右上納仕候内は町御役御赦免有之候其後享保七寅年十二月ゟ御公役銀上納仕候右御公役銀之儀は御用人足賃銀に而小間拾間壹人役壹ヶ年拾五遍勤之積に而年々上納仕候
但右町内之儀は古來貳丁分に御座候處元祿度再本所に引移候節壹丁目ゟ三丁目迄三ヶ町に致し其後寶永之頃より壹丁目貳丁目と相成申候且又仝古町に御座候故只今以町人共御能拜見被仰付候儀に御座候

一、町内　東西に表間數京間七拾間三寸　同裏幅同斷　南北に同貳拾間

一、四　隣〔東之方〕同町貳丁目　〔西之方〕林町五丁目　〔南之方〕武家地　堀金十郎様　石非鐮五郎殿　神尾藤右衛門殿　大井帯刀様　津輕左近將監様御屋敷　〔北之方〕竪川を隔緑町五丁目

一、町屋鋪百拾貳坪四合六勺壹才　表坊主　松　本　意　休
右拜領町屋鋪之儀は元徳右衛門町は都而沽劵地に而本村木町六丁目山本屋彌十郎所持地面に御座候處明和八卯年十一月中御數寄屋御茶入蓋挽池島立説拜領之米澤町壹丁目町屋敷と相對替奉願同十

二月中地所引替相濟立說拜領地に相成其當地主意休拜領之横山同朋町に有之地所と右立說跡善之助地所と相對替奉願文政十年七月地所引渡相濟申候

一、自身番屋　間口貳間半　裏行三間半

右は町内河岸之内三ノ御橋際に有之當町起立之節ゟ相建有之候

一、商番屋　間口九尺　裏行貳間半

右は三ノ御橋際に有之寶暦十一巳年四月新規相建申候に付依田豐前守樣御番所に奉願候

一、橋番屋　間口貳間　裏行貳間半

右は三ノ御橋際に有之古來ゟ有來候而起立相知不申候尤右番屋は髮結床に而元地神田に罷在候節萬治二亥年町御奉行神尾備前守樣村越治左衞門樣御渡有之候髮結札株主忠兵衞所持罷在候

一、竪川　巾貳拾間

右は萬治二亥年堀割本所御奉行德山五兵衞樣山崎四郎左衞門樣御懸りに而出來仕候

一、河岸地　五百貳坪三合三勺　冥加金壹ヶ月銀六拾八匁三分壹厘宛上納仕候外拜領地先川岸四拾八坪七合三勺三才

右河岸地川巾之儀は先年川巾廿一間川岸行七間半之所不同之場所有之候に付享保十五戌年正月廿七日大岡越前守樣御番所御内寄合に而竪川兩側町々名主月行事被召出以來川巾貳拾間川岸行八間道巾五間に仕川岸は關板柵等仕堀上ヶ可申尤同六月迄堀上ヶ候樣被御渡同二月三日傍示杭御打改有之候但川岸地之儀銘々所持屋敷地先に付願濟に而物置等相建自用に遣ひ來候處文政七申年十一月ゟ冥加金上納仕候勿論拜領地先河岸地ゟは上納不仕候

一、三之御橋　長拾間壹尺八寸　幅三間半

右は竪川通に掛渡有之竪川御堀割之節德山五兵衞樣山崎四郎左衞門樣御懸りに而出來申候寛政六寅年六月爲御試橋杭無之釣橋に御掛直有之候處不宜候哉文化二丑年十一月如元之橋杭有之橋に御掛替有之其後文政四巳年八月町方御勘定方御掛に而御修復有之候尤橋臺道造等は町内に而仕來申候但右道川岸川橋之儀は往古本所御奉行御懸りに而御座候處享保四亥年四月ゟ町御奉行御懸りに相成申候

一、葛飾郡西葛西領但都而本所深川之儀は西葛西領に御座候往古は本庄と認候處元祿度再興之節本之所に歸候を祝詞本所と認來候由申傳に御座候

一、元德稻荷　社地六坪

右稻荷之義者元神田に罷在候節町内持稻荷に而當所に引越候節三ノ御橋際に勸請致元之德右衞門町ゟ引越候緣ヲ以右樣相唱申候尤町内持に御座候

一、　　　　名主　太郎兵衞

右元祖立石豐後守儀は美濃國出生に而淺野氏族元堂上勤仕之人に御座候天正十八年　權現樣　御入國之節御供仕當御圍碁之　御相手に被召度々營中に罷在り候よし　御代治り豐後守竝土屋内藏助兩人に願之儀有之候は可申立旨蒙　御尋候處兩人共武門望無御座豐後守儀は居屋敷拜領仕度旨申立内藏助儀は關八州紺屋藍瓶ゟ壹壺に付鳥目貳百文宛取立受納致度旨申立兩人共願之通蒙　仰則神田和泉橋際土手内只今之龍閑町代地竝細川長門守樣御屋敷豐島町近所迄德右衞門町分坪數之居屋敷拜領仕候引續同人悴德右衞門住居罷在候所御府内益御繁榮に付追々町屋に相成其頃右地面町名無御座則地主之名を取德右衞門町と相唱兩腰に而其節ゟ名主役相勤

候よし申傳候右地續柳原町と申町屋御座候處右之内壹丁目貳丁目三丁目右三ヶ町は德右衛門町同樣古來ゟ支配仕當代ゟ引續毎年正月三日御城に御年頭御禮に罷上り兩　御丸樣に御扇子箱奉獻上之且又御代替り之節右同樣奉獻上　御目見仕候然ル處寛文元丑年三代目太郎兵衛名主役相勤候節神田德右衛門町柳原町御用地に被召上本地に替地被下置候節も矢張名主役相勤候處又候貞享元子年本所御用に被召上代地無御座候に付屋敷代金頂戴罷立申候原來拾ヶ年之間休役仕候内又々本所御取立に付御訴訟申上元祿六酉年十二月當時之所被下置不相變名主役相勤申候四代目ゟ苗名相替候義は四代目太郎兵衛儀勢州出生河村瑞軒甥に而三代目太郎兵衛聟養子に相成此節ゟ河村と苗字相改當太郎兵衛迄宗祖德右衛門ゟ名主役九代相續仕罷在候

本所徳右衛門町貳町目

一、町内起立之儀は同町壹丁目同樣に御座候尤元祿之度再當所に被下置候節は以前之場所ゟ西之方に繰上ヶに相成同町壹丁目立跡に而地所被下置候但御公役銀上納之町屋に御座候勿論御年貢地之分は上納不仕候

一、町内　東西に表間口京間六拾貳間壹尺九寸三分　裏幅同斷　南北に裏行同貳拾間但片側町屋に而間數裏表不同無之候

御年貢地分　南側　東西に表間口田舍間拾貳間壹尺四寸　裏幅同斷　南北に裏行同貳拾壹間

北側河岸地之分　東西に表間口田舍間拾貳間壹尺四寸　裏幅同斷

南北に裏行同八間

右年貢地之儀は元來德右衛門に而町屋敷に御座候處本村木町和泉屋與右衛門淺草茅町三河屋忠八義　米請負仕右地面地主七三郎當七郎ゟ借請證據地に差出し代金不納に付寶永四亥年十二月中右地面被召上同六丑年十月十二日伊奈半左衛門樣御支配所中之鄕元町代地に相渡り岡部吞席と申者所持仕德右衛門町貳丁目町鼓屋敷に相成候節ゟ中之鄕元高に年々御年貢諸役差出申候當時山田茂左衛門樣御代官所に御座候右御年貢地之内河岸地面家作之義は町御奉行中山出雲守樣坪内能登守樣大岡越前守樣本所御奉行天方主馬樣曾根源藏樣新地御奉行飯田四郎左衛門樣酒井新三郎樣御勤役中享保二酉年六月廿六日家作御免地被仰付沽券地に相成申候

一、四　隣　〔東之方〕菊川町壹丁目　〔西之方〕德右衛門町壹丁目〔南之方〕津輕左近將監樣　松崎藤十郎樣　諏訪部喜右衛門樣　小林金十郎樣　竹田助右衛門樣　〔北之方〕竪川を隔花町

一、自身番屋　間口貳間半　裏行四間半

右は町内河岸之方に有之起立之節ゟ相建申候

一、竪川　巾貳拾間

右者町内北之方に有之同町壹丁目に而申上候通に御座候

一、河岸地　間口六拾六間貳尺四寸三分　河岸行八間

右河岸地之内願濟に而物置一ヶ所補理有之候但壹丁目同樣冥加銀上納仕候一ヶ年銀七拾貳匁貳分五厘ッヽ上納仕候

一、領名之義同町壹丁目同樣に御座候

天和二年當町より奉りし訴訟の文幷同時御助力金を賜はりし書付寫

　乍恐書付を以御訴訟申上候

一、今度本所御旗本衆御扶持人衆方に御屋敷替被仰渡候に付當春中ゟ書付差上度々御訴訟申上候處此度又御屋敷御改御奉行方ゟ神田

佐久間町名主同淺草見付前々名主共に元柳原明地之繪圖被仰付候
故重而御訴訟申上候神田德右衛門同柳原町八町之所は前々ゟ御役
町に而御座候處貳拾貳年以前御用地に被召上御替地本所之末に而
拜領仕罷在候共内度々大風滿水に而町中困窮仕渡世をも迯兼罷在
候處彌御旗本衆御扶持人衆御屋敷替被仰付候故諸商賣之儀は不及
申上借屋店借等迄住所可仕樣も無御座町人共難儀仕候神田柳原元
明地御改に付他所に被下候は我々共本地に而御座候間御慈悲之上
元被爲召返被下候共又は何方に而も宜敷所を御替地に被爲仰付被
下候は難有可奉存候以上

天和二年戌十月

本所柳原德右衛門町
名主 太郎兵衛
同 町 中
同 柳原四丁目
名主 長兵衛
同 町 中
同 柳原五丁目
名主 四郎兵衛
同 町 中
同 柳原六丁目
名主 吉右衛門
同 町 中

御奉行所

同年本所町々御金被下候内
德右衛門町貳町分
一、中屋鋪沽券之直段 小間壹間に付金拾五兩宛

右三ッ割壹ッ分減殘を貳ッ割小間壹間に付金拾兩
一、角屋鋪沽券之直段 小間壹間に付金貳拾貳兩貳分宛但中屋鋪に
五割増
右三ッに割壹ッ分減殘を貳ッ分小間壹間に付金拾五兩間數合百七
間貳尺八寸 金合千百八拾六兩壹分銀八匁六厘

柳原壹町目
一、中屋敷沽券之直段 小間壹間に付金拾五兩宛
右三ッに割壹ッ分減殘を貳ッ分小間壹間に付金拾兩
一、角屋敷沽之直段 小間壹間に付金貳拾貳兩貳歩宛但中屋鋪に五
割増
右三ッに割壹ッ分減殘を貳ッ分小間壹間に付金拾五兩間數合五拾
五間三尺壹寸 金合六百三拾壹兩三歩銀壹匁壹分四厘

柳原貳町目
一、中屋鋪沽券之直段 小間壹間に付金拾四匁貳歩宛
右三ッ割壹ッ分減殘而貳ッ分小間壹間に付金九兩貳歩拾匁
一、角屋鋪沽券之直段 小間壹間に付金貳拾壹兩三歩宛但中屋鋪五
割増
右三ッ割壹ッ分減殘テ貳ッ分小間壹間に付金拾四兩貳歩 間數合
四拾五間壹尺壹寸 金合四百九拾壹兩銀三匁九分八厘

柳原三町目
一、中屋敷沽券之直段 小間壹間に付金拾三兩貳分宛
右三ッに割壹ッ分減殘而貳ッ分小間壹間に付九兩
一、角屋敷 沽券之直段 小間壹間に付金貳拾兩壹分宛但中屋鋪に
五割増
右三ッに割壹ッ分減シ殘而貳ッ分小間壹間に付金拾三兩貳歩 間

數合五拾間三尺七寸　金合四百八拾貳兩貳分銀拾四匁七分六厘

柳原四丁目

一、中屋舖沽券之直段　小間壹間に付金九兩宛
右三ッ割壹分減殘テ貳ッ分小間壹間に付金六兩
一、角屋舖沽券之直段　小間壹間に付金拾三兩貳歩宛但中屋舖に五割增
右三つ割壹ッ分減殘而貳ッ分小間壹間に付金九兩　間數合四拾五間四尺七寸　金合貳百九拾五兩貳歩　銀九匁六分八厘

柳原五町目

一、中屋舖沽券之直段　小間壹間に付金拾四兩宛
右三ッに割壹ッ分減殘而貳ッ分小間壹間に付　金九兩壹步銀五匁
一、角屋舖沽券之直段　小間壹間に付金貳拾壹兩宛但中屋舖に五割增
右三ッに割壹ッ分減殘貳ッ分小間壹間に付金拾四兩　間數合六拾間五尺貳寸　金合六百六拾壹兩貳步銀拾五匁貳分九厘

柳原六町目

一、中屋舖沽券之直段　小間壹間に付金拾三兩貳步宛
右三ッに割壹ッ分減殘貳ッ分小間に付金九兩
一、角屋舖沽券之直段　小間壹間に付金貳拾兩壹步宛但中屋舖に五割增
右三ッに割壹ッ分減殘テ貳ッ分小間壹間に付金拾三兩貳步間數合五拾六間五尺六寸　金合五百六拾四兩貳步銀四匁六分壹厘

花町貳丁目

一、中屋舖沽券之直段　小間壹間に付金拾六兩貳步宛
右三ッに割壹ッ分減し殘而貳ッ分小間壹間に付金拾壹兩

一、角屋舖沽券之直段　小間壹間に付金貳拾四兩三步宛但中屋舖に五割增
右三ッに割壹ッ分減し殘テ貳ッ分小間壹間に付金拾六兩貳步　間數合八間五尺壹寸　金合千五拾四兩貳步銀三匁八分貳厘

新茅場町壹町目貳町目

一、中屋舖沽券之直段　小間壹間に付金八兩宛
右三ッに割壹ッ分減し殘テ貳ッ分小間壹間に付金五兩壹步銀五匁
一、角屋舖沽券之直段　小間壹間に付金拾貳兩宛但中屋敷に五割增
右三つに割壹つ分減シ殘而貳ッ分小間壹間に付金八兩間數合百拾貳間三尺貳寸壹分　金合六百五拾四兩壹分　銀六匁九分九厘

新茅場町三町目

一、中屋舖沽券之直段　小間壹間に付金拾貳兩宛
右三ッに割壹ッ分減シ殘而貳ッ分小間壹間に付金八兩
一、角屋舖沽券之直段　小間壹間に付金拾八兩宛但中屋敷に五割增
右三ッに割壹ッ分減殘而貳ッ分小間壹間に付金拾貳兩間數合五拾六間三尺　金合四百九拾六兩三步　銀六匁六分八厘

清水町三町分

一、中屋舖沽券之直段　小間壹間に付金拾壹兩宛
右三つに割壹ッ分減シ殘而貳ッ分小間壹間に付金七兩壹步銀五匁
一、角屋敷沽券之直段　小間壹間に付金拾六兩貳步宛但中屋舖に五割增
右三ッに割壹ッ分減シ殘而貳ッ分小間壹間に付金拾壹兩　間數合百八拾三間三尺七寸　金合千五百貳拾八兩　銀九匁貳分貳厘

入江町

一、中屋敷沽券之直段　小間壹間に付金拾三兩宛

右三ッに割壹ッ分減殘而貳ッ分小間壹間に付金八兩貳歩銀拾匁
一、角屋敷沽券之直段　小間壹間に付金拾九兩貳分宛但中屋敷に五割增
右三ッに割壹ッ分減シ殘而貳ッ分小間壹間に付金拾三兩　間數合百七間壹尺五寸　金合千七拾八兩三歩　銀拾四匁九分九厘

新坂町

一、中屋敷沽券之直段　小間壹間に付金拾兩宛
右三ッに割壹ッ分減殘而貳ッ分小間壹間に付金六兩貳歩銀拾匁
一、角屋敷沽券之直段　小間壹間に付金拾五兩宛但中屋舖に五割增
右三つに割壹ッ分減殘而貳ッ分小間壹間に付金拾兩間數合三拾四間　金合貳百四拾三兩壹分　銀五匁

長崎町

一、中屋舖沽券之直段　小間壹間に付金拾三兩宛
右三ッに割壹ッ分減殘而貳ッ分小間壹間に付金八兩貳歩銀拾匁
一、角屋舖沽券之直段　小間壹間に付金拾九兩貳分宛但中屋敷に五割增
右三ッに割壹ッ分減殘而貳ッ分小間壹間に付金拾三兩間數合百七拾壹間三尺七寸　金合千六百九拾五兩壹步　銀四匁九分八厘
町數都合十九町此間數合千百七拾六間九寸　惣金合壹萬千貳拾五兩貳分　銀九匁貳分

本所菊川町壹町目

一、菊川町之儀は四ケ町に相分御中間方御小人方大繩拜領町屋敷に御座候右起立之儀御中間方は天和三亥年九月九日當所において御中間組一統大繩地に被下置地所銘々に割渡不申候所元祿元辰年七月廿六日本鄕天澤寺前御中間方拜領地御用地に相成候に付右當所大繩之內に而御中間方三拾貳人に地所割渡に相成地主引移申候御小人方は是又本鄕金助町邊に而地所拜領罷在候處貞享元辰年七月三日御用地に被召上當所に而御小人頭牧野金助組三拾七人に百四拾八間右替地として拜領仕候處元祿四未年御小人頭伴六郞左衞門組に拾九人相分り且又拜領之節割余り貳間半之地所金助組壹人分に割渡都而三拾八人分之大繩拜領地に相成申候よしに御座候右當所拜領之砌は本所南横堀と申候處元祿九子年町屋御赦免に相成候節右町內地續西之方菊川と申候川古跡有之候に付則菊川町と町名相唱前書之通四ケ町に相分壹町目四町目は御中間方貳町目三町目は御小人方拜領地に相成申候其後地所入狂ひ有之當時は壹町目御中間方拾八人四町目御中間方廿壹人都合三拾九人貳丁目は御小人拾四人三丁目は御小人貳拾四人都合三十八人之拜領大繩町屋敷に御座候尤享保七寅年十二月ゟ御公役銀上納仕候右御公役銀之儀は御用人足賃銀に而小間貳拾間に壹人役一ヶ年拾五遍勤之積に而上納仕候但拜領地に付沽券地半減に御座候
一、町內竪川通南側　東西に表間口貳拾間壹尺壹寸三分　裏巾同斷　南北に裏行貳拾貳間　横川通西側　南北え表間口四拾間貳尺九寸三分　裏巾同斷　東西に裏行同貳拾間
一、四　隣　〔東之方〕横川を隔柳原三丁目　鳥井國之助殿御下屋敷　永井龍之助殿　大河內善右衞門殿、山名鑒三郞殿　〔西之方〕德右衞門町貳丁目、竹田助右衞門殿　〔南之方〕菊川町貳丁目　〔北之方〕竪川を隔花町
一、自身番屋　間口貳間　裏行四間
右は竪川通河岸に有之初而町屋に相成候節ゟ相建候よしに御座候

一、橋番屋　貳ヶ所　壹ヶ所は間口三間　裏行四間　壹ヶ所は間口貳間半　裏行四間
右は南辻御橋際に有之古來ゟ建來候趣申傳候

一、竪川　巾貳拾間
右は當町北之方に有之

一、横川　巾貳拾間
右は當町東之方に有之右竪川横川共萬治二亥年に堀割本所御奉行徳山五兵衛様山崎四郎左衛門様御懸りに而出來仕候

一、菊川　巾壹間
右は菊川町四丁分西之方町屋裏武家地境に有之古跡之よし起立相知不申候尤享和之度御郡代中川飛彈守様御懸りに而御浚有之候當町幷徳右衛門町近邊武家方下水落込右川に相成末は深川西町之方に相流申候

一、竪川河岸地　間口拾八間四尺一寸三分　河岸行八間
右は銘々間口に應し自用に遣來候尤拜領地に付上納等は不仕候

一、横川河岸地　間口六拾二間貳尺九寸三分　河岸行七間
是又右同樣に而尤横川河岸地之方には願濟に而物置壹ヶ所舟大工小屋壹ヶ所有之候

一、南辻御橋　長拾貳間三尺壹寸五分　巾貳間五尺九寸五分
右は横川に掛渡有之萬治二亥年徳山五兵衛様山崎四郎左衛門様御懸りに而出來申候尤古來は南横堀之橋と唱享保之頃ゟ當時之橋名に相成申候文政五午年十月町方御勘定方御懸りに而御修復有之候尤橋臺之道造は町内に而仕候但橋幷竪川向北辻御橋柳原町地先新辻橋を里俗撞木橋と相唱候得共譯合聢と相知不申候

一、石橋　長凡三尺程　巾三間程
右は先年ゟ有之起立相知不申候徳右衛門町貳丁目境に有之當町竪川之方町屋ゟ菊川に落込候下水吐通に掛有之小橋に御座候享和度本所道造御普請之節御修復有之候

一、菊川縁東之方土手地　巾三間
右土手地之義は當町西之方町屋後より四丁目境深川西町迄續有之四ヶ町分長延貳百六十七間壹尺五分坪數八百坪余有之往古は土手に有之よし菊川町起立之頃ゟ平地に而除地に有之誰持場と申にも無之大繩地後口之方に御座候間四ヶ町分地主間口に應じ圍込置候處寛政三亥年曲淵勝次郎様御日附御勤役中大繩地添地に相願享和二戌年八月中町御奉行小田切土佐守様御懸りに而地主に永御預に相成地渡有之候

一、葛飾郡西葛西領に御座候

本所菊川町貳丁目

一、町内起立之儀は同町壹丁目同様に而御小人方大繩拜領地に御座候但御公役銀年々上納仕候

一、町内　南北に表間口五拾五間四尺四寸　裏巾同斷　東西に裏行貳拾間

一、四　隣　〔東之方〕横川ヲ隔山名繁三郎殿　〔西之方〕若林六郎左衛門殿　牧野中務殿　〔南之方〕同町三丁目　〔北之方〕同町壹丁目

一、自身番屋　間口九尺　裏行貳間半
右は横川河岸に有之町内起立ゟ相建有之尤三丁目と持合に御座候

一、横川　巾貳拾間
右は町内東之方に有之起立之儀は壹町目に而申立候通に御座候

一、菊川　巾壹間

右は町内西之方武家地堺に有之委細壹丁目に而申立候通古跡に御座候
一、横川河岸地　間口五拾四間壹尺四寸　河岸行八間
右は壹町目に而申立候通同樣に御座候尤願濟に而舟大工小屋貳ケ所相建有之候
一、石橋　長三尺余　巾貳間程
右は貳丁目三丁目境横川町菊に掛け有之右は板橋に而長五尺五寸巾四間貳寸御座候處享和元酉年本所一圓道造御普請之節石橋に御掛ケ替有之候尤當時町方御勘定方御懸りに而御修復有之候
一、菊川緣東之方土手地　巾三間
右は壹丁目に而申立候通御座候
一、鄕名領名
右は壹丁目同樣に御座候
一、榎稻荷　社地五拾六坪
右は土手地之内に在之當町起立以前ゟ有之往古は小祠に而土手稻荷と申候よし右稻荷の際に百姓家壹軒有之右百姓之方に而世話致居候處本鄕ゟ當町に替地被下候に付其節稻荷に付有之候寶劔身丈ケ六寸九分中心四寸六分有之右を町内之者に相渡何方に歟右之百姓は引越候よし其後追々町内に而修復いたし社地に榎有之候に付榎稻荷と相唱菊川町鎭守同樣に仕來申候然ル所正德之頃に候哉所々當宮御改有之取拂にも可相成哉に付表通に矢來致圍込置候よしに候得共古跡に有之候間享保三戌年新地御奉行に古跡に相願候得共先年内チ宮に申付置候間願之筋難相成旨被仰付候よし御座候尤町内持に而當地右社地際に本山修驗吉祥院と申者町内地面借地いたし罷在稻荷宮掃除爲致候尤御達引之儀は猿江泉養寺に相賴申候

神木榎五尺廻りゟ三尺廻り迄六本社地に有之候
一、　氷川大乘院配下本山修驗　吉　祥　院
右は幸右衛門店に罷在候

本所菊川町三丁目

一、町内起立之儀は壹丁目同樣に而御小人方大縄拜領地に御座候但御公役銀年々上納仕候
一、町内　南北に表間口九拾貳間壹尺六寸　裏巾同斷　東西に裏行貳拾間但片側町屋
一、四　隣　〔東之方〕横川を隔京極采女殿下屋敷　〔西之方〕林肥後守殿下屋敷　〔南之方〕同町四丁目　〔北之方〕同町貳丁目
一、橋番屋　間口三間半　裏行三間
右は菊川御橋際に有之古來ゟ有來候而起立相知不申候
一、圦樋番屋　間口四間　裏行貳間半
右は菊川御橋際圦樋町内に而見廻り罷在候處行屆不申圦樋番人差置申度段寶暦十辰年四月中依田和泉守樣御番所に奉願相建申候
一、横川　巾貳拾間
右は町内東之方に有之起立之儀は壹丁目に而申上候通御座候
一、菊川　巾壹間
右は西之方武家地境に有之委細壹丁目に而申立候通に御座候
一、横川河岸地　間口八拾九間五尺六寸　川岸行七間
右は壹丁目に而申立候同樣に御座候尤物置願濟に而相建有之候
一、菊川御橋　長拾間　巾三間八寸五分
右は横川に掛渡有之元祿十五午年本所御奉行鈴木兵九郞樣松平傳兵衛樣御懸りに而初而相掛り間之橋と唱候處享保之頃ゟ菊川橋と

相唱申候文政四巳年町方御勘定方御掛りに而御修復有之候尤橋臺道造は町内に而仕候

一、石橋　長壹間　巾四間壹尺

右は町内往還南之方に寄有之菊川より横川之方に下水吐之通に古來ゟ掛渡有之候享和之度本所道役御普請之節町方御勘定方御掛りに而御修復有之候

一、菊川緣東之方土手地之義壹丁目に而申上候通に御座候

一、圦樋　下水落口之方高八尺程巾三尺程落口ゟ三間程西之方高六尺程巾三尺程

右は菊川橋脇に而西之方菊川ゟ往還横切横川之方に流れ候下水吐口に有之横川滿水之節は〆切申候尤町方御勘定方御掛りに而御修復有之

一、領名之義同町壹丁目同樣に御座候

本所菊川町四丁目

一、町内起立之義は壹丁目同樣に而御中間方大縄拜領地に御座候但御公役銀之義は年々上納仕候

一、町内　南北に表間口七拾八間四尺壹寸六分　裏巾同斷　東西に裏行同貳拾間但片側町屋

一、四　隣　〔東之方〕横川ヲ隔　牧野内匠頭殿下屋敷　堀内斧太郎殿　武藤鐐次郎殿　佐野鐵之進殿下屋敷　丸島庄兵衞殿　〔西之方〕松平八十郎殿　大岡傳藏殿　〔南之方〕深川西町　〔北之方〕菊川町三丁目

一、飛地　南北に表間口五間六寸五分　裏巾同斷　東西に裏行貳拾間

右四隣　〔東之方〕深川東町　〔西之方〕横川向深川西町　〔南之方〕深川東町　〔北之方〕丸島庄兵衞殿

右は當所地渡之節不足之分横川向に而請取飛地に相成申候

一、自身番屋　間口九尺　裏行貳間半

右は菊川御橋南際に有之町内起立之節ゟ相建申候

一、横川　巾貳拾間

右は町内東之方に有之委細之義は壹丁目に而申立候通に御座候

一、菊川　巾壹間

右之町内西之方武家地境ニ有之委細壹丁目ニ而申立候通ニ御座候

一、横川河岸地　間口七拾七間壹尺壹寸六分　河岸行七間

右河岸地之内願濟に而舟大工小屋壹ケ所相立有之候但外に飛地河岸地三拾五坪余有之候

一、石橋　長さ凡壹間　巾五間餘

右は三丁目四丁目横町菊川之通に掛有之候古來は板橋に而長さ壹間巾五間壹尺有之候處享和元酉年本所一圓道造御普請之節石橋に御掛替有之候尤當時町方御勘定方に而御修復有之候

一、菊川緣土手地　巾三間

右は町内西之方に有之壹丁目に而申立候通に御座候

一、領名之義は同町壹丁目同樣に御座候

南本所元町

一、御城より寅卯之方角凡貳拾町程

一、當町之儀は南本所村之内當所起立ゟ町屋に而家建込諸商賣仕町並御年貢諸役等相勤來最初之町屋に付元町と相唱申候然る處萬治二亥年本所御取立有之寛文四辰年中ゟ竪川通江戸町屋に相成候に

付町内之儀江戸町續に御座候間其砌町御奉行村越長門守樣渡邊大隅守樣御勤役中町方御支配に相成候其後貞享元子年中右竪川通町屋御用地被召上御用地に相成候に付町内之儀元來御年貢地町屋に御座候間其節御代官伊奈半左衞門樣御支配に相成申候勿論先年ゟ田地等は所持不仕町家之儀に而永代賣御免之地所には候得共家作御改場之内に有之候に付元祿十六未年中屋敷御改瀧川清右衞門樣井六兵衞樣御勤役中奉願永々家作御免之町屋に被仰付其後正德三巳年町御奉行松野壹岐守樣坪内能登守樣丹羽遠江守樣御勤役中町方御支配に相成尤地方之儀は御代官所御支配に御座候

一、町内間數　東側　南北に西表間口田舍間拾壹間貳尺　東裏幅七間貳尺八寸　東西に裏行北之方に而四十間　南之方に而三拾六間三尺九寸　此坪四百拾壹坪

東側　南北に西表間口田舍間四拾四間壹尺七寸　東裏幅四拾間壹尺八寸　東西に裏行南之方に而三拾三間壹尺三寸　北之方に而三拾六間三尺九寸　此坪千五百貳拾六坪

東側　南北に西表間口田舍間三拾七間八寸　東裏幅三拾貳間貳尺六寸　東西に裏行南之方に而三拾貳間貳尺四寸　北之方に而三拾貳間三尺四寸　此坪千百貳拾坪六合

南側　東西に北表間口田舍間三拾貳間貳尺四寸　南裏幅同斷　南北に裏行五間三尺　此坪貳百六坪　惣坪數三千貳百六拾三坪六合餘

一、隣町　〔東之方〕本所相生町　南本所大德院門前　本所回向院
〔西之方〕本所尾上町　兩國橋東廣小路　〔南之方〕竪川入口境
本所御石置場　〔北之方〕南本所元町御用屋敷

一、里俗唱之儀町内表通東兩國と相唱東之方回向院前通を土手側と相唱申候此儀は當町御用屋敷之地所往古土手に而有之候故相唱候儀と奉存候

一、町内家數　百九拾貳軒　内　家持壹人　家主八人　地借六拾三人　店借百廿人

一、自身番屋之儀元祿年中本所御奉行梶川與惣兵衞樣松平傳兵衞樣御勤役中年月委細不知奉願當時自身番北之方往來角に壹間に貳間に補理有之候處破損仕其上不勝手に有之享保十一午年四月中町御奉行諏訪美濃守樣御勤役中九尺四方新規立直し申度段奉願候處同月廿七日御同所御内寄合に而願之通被仰付相補理申候然ル所翌未年中類燒仕候に付其後は町内長家之内店並に而間口貳間奥行五間に仕表入口駒寄付相補理勤來申候且又文政四巳年中御願濟に而屋根上に半鐘掛け置申候但元町御用屋敷大德院門前本所尾上町當自身番屋に組合町用相勤申候

一之御橋際

一、橋番屋　壹ケ所　但間口三間　奥行九尺　此建坪四坪五合

同所

一、床番屋　壹ケ所　但間口三間　奥行貳間半　同七坪五合

町内東之方往來角

一、商内番屋　壹ケ所　但間口八尺　奥行貳間　同貳坪六合六勺余

回向院表門前

一、商内番屋　壹ケ所　但間口壹間　奥行貳間　同八坪

御高札場際

一、商内番屋　壹ケ所　但間口九尺　奥行四間　同九尺四方之下家

此建坪都合八坪貳合五勺

右五ケ所共元祿年中本所御奉行梶川與惣兵衞樣松平傳兵衞樣御勤

役中年月委細不相知御願済に而有来り候に付先規之通修復建直し等致来り候有之内壹ヶ所は町内東之方御用屋敷添地前に先年ゟ有来候處添地之障に相成候に付享保十五戌年四月中御願済に而小橋西之方御高札場際に引補補理申候

一、竪川　幅貳拾間

右は町内南之方に有之大川ゟ竪川に入口に而御座候　萬治二亥年德山五兵衛樣山崎四郎左衛門樣御掛りに而御堀割に相成申候

一、入堀　幅貳間貳尺程

右者兩國御橋際北之方大川ゟ横堀に而有之御用屋敷添地之境通り東は回向院境内北之方下水堀に續在之尤御用屋敷地境に而堀割之年代相知不申候

一、一之橋　長拾三間程　幅凡貳間半程

右は竪川に懸渡有之萬治二亥年德山五兵衛樣山崎四郎左衛門樣御懸りに而出来町内并相生町兩町南之方地先往来ゟ本所辨天門前往来に相掛り候御入用橋町方御勘定方御掛りに而度々御修復御掛直等有之猶又文政八酉年七月中御建直有之候

一、小橋　長貳間半　幅三間

右は入堀に掛渡し町方北之方往来に有之町内ゟ藤代町に渡候小橋御入用橋に有之往古掛け始り萬治二亥年德山五兵衛樣山崎四郎左衛門樣御懸りに而御掛渡に相成申候其後度々御修復又は御掛直等有之猶又文政八酉年十二月中御掛直し相成里俗駒留橋と相唱申候此儀は北之方大川端通松浦大和守樣御屋敷前往還に駒留石と申有之候故相唱候儀と奉存候

一、物揚場　長三間四尺但岩岐四段

右は町内南之方竪川入口川岸に有来町内并尾上町兩町之物揚場に有之尤往古御願済之年代相知不申岩岐之儀は元祿九子年中兩國御橋御普請之節右場所發石頂戴元町尾上町兩町に而自分入用を以石垣に仕猶又天明四辰年十一月中御願済に而關板並ゟ川中に四尺程羅木出申候是又寛延二巳年二月廿六日大御所樣臨時御上り場に相成其後當御代迄數度臨時御上り場に相成申候

一、町道場

右者町内地借店借に而神職修驗其外寺院旅宿等は銘々別紙書付を以申上候

一、町御奉行御代官兩御支配之地に而當時山田茂左衛門樣御代官所に御座候

一、反別之儀は壹町八畝廿三步　此高拾三石五升六合但南本所惣高之内に御座候

一、領名之儀は武州葛飾郡西葛西領之内に御座候

一、御撿地之儀は元祿十丑年十二月中酒井河内守樣御改に御座候

一、御高札

右は町内北之方小橋際に往古ゟ建有之南本所一同之御高札に有之數四枚御文言左之通に御座候

定

一、火を付ものしらば申へし若隱置ては其罪重かるへし縦同類たりといふ共於申出には其罪をのかされ急度褒美被下へく事

一、火を付者を見付は是を捕に早々申出へし見のかしにすへからさる事

一、あやしき者あらばせんきをとけ早々奉行所に召連來るへく事

一、火事之節地車たい八車にてにもつをつみのくへからす　鑓長刀脇差等ぬき身にすへからさる事

一、車長持停止すたとにあつらへ候者あり共造るへからす一切商賣
すへからさる事
右條々可相守之若於相背者可被行罪科者也
正徳元年五月日　　　奉　　行

定

一、火事出來之時みたりに集へからす
但役人差圖之者は格別たるへく事
一、火事場に下々相越理不盡に通におつては御法度之旨申きかせ通
すへからす承引なきものは搦捕へし萬一異儀に及はゝ討捨たるへ
き事
一、火事場其外何之所に而も金銀諸色ひろいとらは奉行所に持參す
へし若隱置他所よりあらはるゝにおいては其罪重かるへし縦同類た
りといふ共　申出る輩は其罪をゆるされ御褒美下さるへき事
右條々可相守若相背においては可被行罪科者也
正徳元年五月日　　　奉　　行

一、きりしたん宗門は累年御制禁たり自然不審成者これあらば申出
へし御ほうひとして
はてれんの訴人　銀五百枚
いるまんの訴人　銀三百枚
立歸者　訴人　同斷
同宿并宗門訴人　銀百枚
右之通下さるへしたとひ同宿同宗門の内たりといふとも申出る品
により銀五百枚下さるべしかくし置たる所よりあらはるゝにおいて
は其所之名主五人組迄一類ともに可被罪科者也
正徳元年五月日　　　奉　　行

定

在々にて若鐵炮打候者有之候はゞ申へし幷
御留場之内にて鳥を取申もの捕候歟見出し候はゝ早々申出べし急
度御褒美可被下置者也
享保六年二月日
右御高札之儀は町御奉行所御掛に而南本所町一躰に見守仕候御修
復相願候節は右入用南本所町一躰に而出銀仕尤先年右御高札御渡
被遊候年月相知不申候
右之通取調申上候尤前書之外御箇條簾々町内には無御座候以上
南本所元町
文政十一子年十月　名主　友　太　郎㊞

一、福滿虛空藏菩薩
内佛　座像　丈ヶ壹尺　前立　同斷丈ヶ壹尺三寸
伊勢朝熊岳　金剛證寺旅宿
留守居　寶　光　院
右伊勢朝熊岳金剛證寺旅宿之儀は元祿年中松平對馬守樣寺社方御
勤役之節別段御祈禱之儀被仰付候に付其節より御當地に旅宿仕罷在
年々代僧を以　御札供物等正月兩度　獻上仕御年禮奉申上候
一、寶曆四戌年橋町より兩國に引越其節御奉行青山因幡守樣に御屆申
上御役人下山治部左衞門殿御出合之事御座候其砌又本多長門守樣
より御尋有之右之譯申上置候其後同十三未年新地御奉行戶田三左衞
門殿依御尋右之趣申上相濟申候又候明和五子年寺社御奉行土井大
炊守樣御巡り中村吟八殿御尋有之候に付書付を以申上相濟申候寛
政三亥年御改有之觸頭金地院に前書之通書付差出相濟申候其後文
政七申年十一月廿三日御奉行所より所々御宿御改有之節も右之趣書

付差出相濟申候右之通先年ゟ御當地旅宿仕毎年正月御年禮奉申上候後權門方幷御大名方に御札等差出猶又御役人中樣方御役儀被爲蒙仰候節御賀詞等申上旁以年々塔頭之內壹人宛相詰御當地諸用向等相辯候に付前々ゟ念持佛を安置仕朝暮天下泰平之御祈念奉申上候御事に御座候此度旅宿之儀御尋御座候に付右之趣申上候以上

一、旅　宿　間口田舍間七間　奥行同拾間　此坪七拾坪

南本所元町嘉七店

文政十一子年

伊勢朝熊岳金剛證寺旅宿

留守居　寶　光　院㊞

作人無之

一、三尊觀世音菩薩　御丈貳尺程

作人無之

一、金毘羅神　御丈壹尺貳寸程

作人無之

一、三面大黑天　御丈壹尺四寸程

右何れも立像に御座候但しずし入

右者五百羅漢建立仕度心願に御座候に付寛政十二申年ゟ金五郎方に同居仕候已上

南本所元町治助店

武州秩父郡大梢村

眞福寺前住登嶽

文政十一年子九月日

弟子　運　海㊞

一、金毘羅大權限　所祭神二座　大已貴命　少彥名命

去る文化十四丑年四月中當所に借地奉仕之神前前書之通に而神寶並に古物等所持不仕候御尋に付如此御座候以上

南本所元町儀右衞門店

白川神祇伯王殿御配下神職

江　川　權　頭㊞

一、金毘羅大權現　所祭神二座　稻荷大明神　惠比壽大神宮

去寛政六卯年三月中當所に借地仕候神前前書之通りに而神寶並古物等所持不仕候御尋に付如此御座候以上

南本所元町庄兵衞店

文政十一戍子年五月

白川神祇伯王殿御配下神職

三　好　日　向㊞

本所元町御用屋敷

一、御城より寅卯之方角凡貳拾町程

一、元町御用屋敷之儀は古來南本所村之內に而元町北之方同所回向院前大手なたれ空地に而有之候處兩國橋番請負人加右衞門作左衞門と申者共貞享二丑年御代官諸星傳左衞門樣に相願右なたれ地百廿壹坪之處兩人に被下置御橋番勤來候所同人共町屋に取立借屋店借差置町並御年貢諸役等相勤元祿十御撿地之節も右兩人に而御繩請仕候同十六未年中屋敷御改瀧川淸左衞門樣赤井六兵衞樣御勤役中奉願家作御免之町屋被仰付兩國御橋辻番所相勤候助成に致町並御年貢諸役相勤所持仕候處享保四亥年本所御奉行相止候節御用地に被召上兩町御奉行所御持に相成本所道役淸水八郞兵衞家城善兵衞兩人預り地に而元町御用屋敷と相唱來り尤御年貢地に有之地方之儀は御代官所御支配に御座候且又同所續入堀端埋立地幅六間に長貳拾間同續東之方に而幅三間西之方に而同貳間半長三拾八間程同所小橋脇北之方に而西表四間半南北裏行貳間半有之地所共享保

十五戌年正月中町御奉行大岡越前守様御勤役中入堀緣埋立地に相成右御用屋敷添地に相渡追々借家店借等差置申候尤右添地之儀は無年貢に御座候

一、町内間數　西側　南北に東表間口田舍間貳拾八間貳尺三寸　西裏幅同斷　東西に裏行南之方に而四間貳尺五寸　北之方に而四間此坪百貳拾壹坪

同續添地　南側　東西に北表間口田舍間六間　南裏幅六間　南北に裏行貳拾間　東側　南北に西表間口田舍間貳間三尺　東裏幅三間　東西に裏行南之方に而三拾五間　北之方に而三拾貳間　此坪百九拾七坪七合貳勺

同續小橋脇　東側　南北に西表間口田舍間四間半　東裏幅同斷東西に裏行同貳間半　此坪拾壹坪貳合五勺　惣坪數三百貳拾九坪九合七勺

一、隣　町　〔東之方〕回向院　〔西之方〕兩國橋東廣小路　本所藤代町　〔南之方〕南本所元町　〔北之方〕新御番青山主水様御組奈佐孫之丞様御屋敷　御小十人岡村備後守様御組堀内斧太郎様御屋敷藤堂和泉守様御藏屋敷

一、里俗唱之儀町内表通之方ヲ東兩國と唱東之方回向院前通りを土手側と相唱申候此儀は當町地所往古土手に而有之故相唱候儀と奉存候

一、町内家數　拾九軒　　内　家主壹人　地借九人　店借九人
御用屋敷北之方往來

一、木戸番屋　壹ヶ所　但間口貳間　奥行九尺　此建坪三坪
右は文政元寅年七月中町御奉行永田備後守様御勤役之節奉願同月廿七日御同所御内寄合に而被仰付新規に相補理申候

一、入　堀　往還之所に而幅凡貳間貳尺程　御用屋敷境に而は幅凡四尺五寸
右は大川横堀に而町内北西之地境を相流回向院搆堀に相續申候

一、小　橋　長貳間半　幅三間
右は入堀に掛ヶ渡有之委細之儀は元町に而申上候通に御座候

一、板橋　長八尺　幅貳間
右は北之方往來ゟ回向院前之往還下水に掛ヶ渡有之起立相知不申町方竝定川懸りに而御掛ヶ替被成候尤名目無御座候

一、町道場
右は町内地借に而法雲寺旅宿壹軒有之候當人ゟ別紙書付を以申上候

一、町御奉行御代官兩御支配之地所に而當時山田茂左衛門様御代官所に御座候但添地之分は町方御一手御支配に御座候

一、反別四反壹步　此高四斗八升四合　但南本所惣高之内に御座候

一、領名之儀は武州葛飾郡西葛西領之内に御座候

一、御撿地之儀は元祿十丑年十二月酒井河内守様御改に御座候
小橋際

一、髮結床　五軒　但壹間四方宛　建坪壹坪宛
本所尾上町地先

一、商内床　五軒　但右同斷
右髮結床竝商内床之儀は寶永四亥年本所御奉行三淵縫殿助様小笠原主水様に相願永々御免被仰付候其後享保四亥年本所御奉行相止町御奉行御支配に相成淸水八郎兵衛家城善兵衛御預に被仰付候
兩國東廣小路南側

一、髮結床　八棟　但壹間四方宛　建坪壹坪宛　當時勝手に付七棟

右起立之儀は元祿七亥年中本所御奉行梶川與惣兵衛様松平傳兵衛様御勤役中奉願永久御免被仰付其後享保四亥年中本所御奉行相止町御奉行御支配に相成清水八郎兵衛家城善兵衛御預り被仰付候
右之通取調申上候尤前書之外御箇條廉々町内には無御座候以上

南本所元町御用屋敷
文政十一子年十月　名主　友　太　郎㊞

南本所元町御用屋敷吉次郎店
般若軒　松　巖

覺

一、出世辨才天　五寸座像
一、妙見大菩薩　五寸座像
一、三寶大荒神　七寸立像
各々厨子入尤作不知

土藏表間口二間奥行二間半之内に安置ス神前三間横九尺稲荷之宮土藏之外神前之内三尺間に有之候表惣間口五間半奥行八間勅願所常州高岡法雲寺旅宿般若軒之儀は享保年中之頃と申傳候尤緣起等者相分り不申候

南本所元町御用屋敷　吉次郎店
文政十一戊子年九月　般　若　軒㊞
松　巖花押

南本所大德院門前

一、御城ゟ寅卯之方角凡貳拾壹町程
一、大德院之儀は古義眞言宗高野山聖方中幷諸國末寺惣觸頭に而公儀　御尊牌所に御座候往古年月不知神田橋外に而初而旅宿寺居屋鋪拜仕罷在候由に御座候然る所寛文六午年中右居屋敷替被仰付本所猿江に而何跡に候哉代地被下置候所居屋敷遠方に付替地奉願貞享元子年二月中當本所元町續に而替地貳百坪餘拜領仕寛保元酉年寺社御奉行大岡越前守様御勤役中右居屋敷之内五百七拾貳坪五合門前町屋に相願候處願之通被仰付南本所大德院門前と相唱同貳戌年中町御奉行嶋長門守様御勤役中町方御支配に相成申候
一、當門前間數
大德院自分道ゟ　南之方　南地に表間口田舍間拾間裏幅同斷、東西に裏行同三十八間　此坪數三百八拾坪
同斷　北之方　南北に表間口田舍間拾七間半　裏巾同斷　東西に裏行同拾壹間　此坪數百九拾貳坪五合　惣坪數五百七拾貳坪五合
一、隣　町　〔東之方〕御天守番鈴木甚内組杉本次郎左衞門殿屋鋪大德院構内・〔西之方〕南本所元町　〔南之方〕本所相生町壹丁目〔北之方〕回向院
一、家　數　五拾四軒　家主三人　地借四人　店借三拾六人
一、自身番屋無之南本所元町自身番屋に組合相勤申候
一、領名之儀は武州葛飾郡西葛西領之内に御座候
右之通取調申上候尤前書之外御箇條廉々町内には無御座候以上

南本所大德院門前
文政十一子年十月　名主　友　太　郎㊞

南本所横綱町

一、御城ゟ東之方角に當り凡貳拾五丁程

一、町内之儀は元來南本所村之内町屋相建南本所横網町と相唱永代賣之場所に而表裏共家込商賣仕何方にも御改不申上家作仕來り候處元祿九子年家作御改之節不念仕其段不申上候故家作御改場に相成勿論前々ゟ町屋之儀故田畑一切所持不仕右町屋之助成を以町並御年貢諸役等相勤來り候に付寶永元申年八月中屋敷御改赤井六兵衞様阿部甚三郎様御勤役中奉願永々町並家作御免被仰付正德三巳年中町　御奉行松野壹岐守様坪内能登守様丹羽遠江守様御勤役中町方御支配に相成尤地形之儀は御代官所御支配に御座候横網町と相唱候義は相分り不申候

一、町内間數　東側　南北に西表間口六拾貳間壹寸　東裏幅六拾貳間四尺九寸　東西に南裏行三拾間五寸　北裏行四拾壹間五寸　此坪數貳千貳百九拾壹坪

大川端飛地分　東側　南北に西表間口拾四間四寸　東裏幅拾三間五尺　東西に南裏行八間三尺貳寸　北裏行四間壹尺　此坪數八拾六坪　惣坪數貳千三百七拾七坪

一、隣町之名　〔東之方〕本所小泉町　同所同町御用屋敷　御小姓岡部丹波守様御組牧野靱負様御屋敷　〔西之方〕津輕越中守様藏屋敷　大川　〔南之方〕藤堂和泉守様御屋敷　〔北之方〕津輕越中守様下屋敷

一、町内惣家數　貳百三拾九軒　内　家持貳軒　地借拾壹軒　店借貳百貳拾六軒

一、自身番屋　表間口九尺　奥行五間貳尺　此建坪八坪

右者町内西之方津輕越中守様御屋敷附補理有之先年ゟ右間數に而度々修復仕候得共右願濟起立年代等相分り不申候

一、大川

右は町内飛地西之方を相流申候

一、物揚場　幅壹丈　長七間　内　長貳間　厲木四段

右は大川端に有之正德五未年十二月中本所御奉行川口茂右衞門様曾根源藏様に相願商物揚場に被仰付候

一、町御奉行御代官兩御支配之地所に而當時山田茂左衞門様御代官所に御座候

一、反別七反九畝七歩　此高九石五斗八合　但し南本所惣高之内に御座候

一、領名之儀は武州葛飾郡西葛西領之内に御座候

一、御撿地之儀は元祿十丑年中酒井河内守様御改御座候

一、御高札之儀は南本所元町北之方小橋際に往古ゟ有之候御高札相守申候

一、稻荷社　東表間口貳間半　南裏行三間　北裏行貳間

右は家持とら地面先大川端に有之勸請年代相分り不申尤寬政九巳年閏七月右地面買取候得共稻荷之儀は先規有來り御座候宮之内神體之儀稻穗に鎌を持居り候白髮之翁立像に而丈八寸幅五寸有之候銘は石井忠滿七十九歲翁彫之と御座候

右之通取調此段申上候此外御尋條之廉々當町内には無御座候以上

文政十一子年十月　南本所横網町

名主　友　太　郎㊞

南本所石原町

一、御城ゟ寅卯之方凡三拾貳丁程

一、町内之儀は古來南本所村之内所起立ゟ町屋に相成同所に田畑等所持仕候處萬治元戌年中右田畑御用地に被召上迷惑仕候に付其御

御訴訟申上候得共町屋之儀は其儘に被差置候間江戶町續キ之義に候間諸商賣致渡世可仕旨被仰渡候然ル所萬治三酉年中右御用地に相成候地所篠林樣御藏屋敷に相成御年貢米並御切米運送船等數多出入之者商人其外船持共迄町內に入込申候に付表裏共家建込借屋店借等差置右助成を以町並御年貢諸役等相勤罷在候右御藏屋敷は町方北之方續當時里俗辨天小路と相唱候武家方御屋敷之邊に御座候然る所貞享元子年右御藏屋敷御取拂に相成尤舟入堀等は其儘に被差置候に付貞享年中町內名主新平相願右入堀跡千九百七拾九坪自分入用を以埋立町內町屋に取立申候則當時德山五兵衛樣並杉浦建治郞樣御屋敷裏續町內南側片側町に而東之方武家方地先ゟ西之方圦樋際迄之所里俗埋堀片町と唱候地所に在之猶又同人義元祿三年年中右土手敷跡三百三拾八坪是又自分入用を以町屋に取立當時圦堀留り字築留圦樋ゟ南之方里俗原と唱候西側之地所に在之其後元祿八亥年中右貳ヶ所共御高入に相成町並御年貢上納致追々相願家作仕猶亦元祿十六未年中屋敷御改瀧川淸右衛門樣赤井六兵衛樣御勤役中奉願永々町屋家作御免被仰付候起立ゟ在來候地所之義は何方にも御斷り不申上古來ゟ家作致來り候處元祿九子年中初而家作御改場に相成候に付寶永元申年中屋敷御改赤井六兵衛樣御勤役中奉願永々町屋家作御免被仰付並に町內入堀通り南側當時大久保加賀守樣町並御抱屋敷並町人所持之地面共都合千五百拾六坪之屋敷往古日向半兵衛樣御所持に而御抱屋敷之由に御申立被置候に付其後町人買受所持仕候得共町並家作難相成趣に付是又其砌一同奉願永々町屋家作御免に相成申候且又町內西南之方大川端黑田豐前守樣下屋敷之處當町町屋に有之候處元祿二巳年御用地に被召上右御屋敷に相渡候に付寶永六丑年深川森下町續に而代地被下置正德五未年同所伊澤町續に而代地被下置右貳ヶ所共當時南町之內に相籠り尤御年貢之儀は西本所町に受取上納仕候且又西南之方大川端松浦大和守樣御屋敷之所是又町內町屋に有之候處元祿十丑年中御用地に被召上右御屋敷に相渡り候に付寶永元申年頃本所法恩寺東續に而代地被下置南本所出村町之內に相籠り殘地之儀は深川扇橋町續に而代地被下置南本所扇橋代地町と相唱尙又當町南之方杉浦建次郞樣御屋敷之處古來町內町屋に有之候處元祿年中御用地に被召上深川蛤町續に而代地被下置南本所石原代地町と相唱申候且元祿十一寅年子細不知當町之內御用地に被召上翌卯年十間川通に而代地被下置寶永四亥年八右衛門新田續に而引替地に相成百姓地に相成申候其後正德三巳年中町御奉行所松野壹岐守樣坪內能登守樣丹羽遠江守樣御勤役之節町方御支配に被仰付尤地方之儀は御代官所御支配に御座候石原町と相唱候義何故之譯に候哉申傳も無之相分不申候

一、町內間數　里俗埋堀　北側　東西に表間口田舍間百三間五尺壹寸　裏幅同九拾間四尺壹寸　南北に東裏行貳拾貳間壹尺八寸　西裏行拾壹間四尺三寸　此坪數千七百拾七坪

里俗河岸通り　南側　東西に表間口田舍間貳拾八間壹尺五寸　裏幅貳拾四間三尺九寸　南北に東裏行四拾五間壹尺貳寸　西裏行五拾貳間　此坪數千五百拾六坪

里俗原　西側　南北に表間口田舍間五拾壹間三尺五寸　裏幅同斷　東西に南裏行八間　北裏行五間四尺三寸　此坪數三百三拾八坪

里俗原　東側　南北に表間口田舍間五拾六間五尺六寸　裏幅同斷　東西に南裏行五間四尺六寸　北裏行拾壹間貳尺四寸　此坪數四百

貳坪
里俗埋堀片町　南側　東西に表間口田舍間百八拾壹間五寸　裏幅同斷　南北に東裏行拾壹間五尺五寸　西裏行同斷　此坪數貳千三拾七坪　里俗長半橋通り　西側　南北に表間口田舍間四拾間壹尺八寸　裏幅同斷　東西に裏行八間　此坪數三百九坪
里俗石原片町　北側　東西に表間田舍間貳拾七間　裏幅同斷　南北に裏行三拾間　此坪數八百三拾七坪
里俗石原片町　西側　南北に表間口田舍間三拾壹間貳尺　裏幅同斷　東西に裏行拾九間壹尺貳寸　此坪數五百拾五坪　惣坪數七千六百七拾壹坪

一、隣町名　〔東之方〕武家方御屋敷　小普請組佐野豐前守樣御支配松浦與次郎樣　小普請組長井五右衞門樣御支配櫻井彌五郎樣　小普請組渡邊甲斐守樣御支配吉田虎次郎樣　田安樣御勘定奉行山田益彌樣　小普請組世話取扱長井五右衞門樣御支配長坂三之丞樣　西御丸御小姓組横田筑後守樣御支配森川六左衞門樣　〔西之方〕內藤山城守樣御藏屋敷　大川　寺社奉行吟味物調役御勘定組頭格久須美六郎左衞門樣　黑田豐前守樣御藏屋敷　川船御役所　大久保加賀守樣御下屋敷　〔南之方〕內藤山城守樣御中屋敷　西丸御納戸衆德山五兵衞樣　御鳥見方武藤兵藏樣　御勘定方猿狩新五郎樣　御先手加藤勝兵衞樣御組與力勝野三郎右衞門樣　交代御寄合衆那須與一樣　御寄合杉浦建治郎樣御下屋敷　小普請組淺野隼人樣御支配大久保荒之助樣　天文方出役伴傳四郎樣　小普請組久世伊勢守樣御支配武者彌三郎樣〔北之方〕南本所外手町　碩運寺　小普請組佐野豐前守樣御支配矢嶋大次郎樣　服部庄三郎樣　御村木方手代兼田權兵衞樣　小普請御奉行支配大野彌市郎樣　小普請組土屋讚岐守樣御支配渡邊忠次郎樣　紅葉山御掃除之者村塚道益樣御支配木村甚右衞門樣　御小姓組小笠原大和守樣御支配一色仁左衞門樣南本所外手町飛地　御村木方改役江守丈左衞門樣　御目付御支配無役高貫半助樣　西御丸新御番成瀨因幡守樣御組植村彌十郎樣　小普請組小笠原彌三郎樣御支配三宅彌次兵衞樣　御儒者增嶋金之丞樣　御天主番川原熊三郎樣　御勘定奉行御支配藤井九左衞門樣

一、里俗唱之儀は町內北側埋堀と唱同南側を川岸通りと相唱同東側幷西側を原と唱申候右は先年隣家無之原に在之候故申傳候義と奉存候同南側を埋堀片町と相唱申候一躰町內之內埋堀と相唱候は先年堀を埋立候に付申傳に候儀と奉存候同西側を長半橋通りと相唱申候右は長半橋と申石橋有之候に付申傳候儀と奉存候同西側幷北側を里俗石原片町と相唱申候片町と相唱候場所は片側町に而東側南側は武家方御屋敷に御座候故片町と相唱候儀と奉存候

一、町內家數　四百七拾九軒　內　地主拾六軒　地借三拾四軒
家守貳拾貳軒　店借四百七軒

一、自身番屋　表間口貳間　奧行四間半　此建坪九坪
右自身番屋之儀は町內北之方服部庄三郎樣御屋敷附に在之元文年中御願濟に相成候由申傳其砌ゟ度々修復在之候幷に自身番屋家根に在之候高サ八尺桁行三尺四方火之見之儀は願濟之年月相知レ不申度々修復仕候右火之見に釣來候半鐘之儀は銘無之是又半鐘起立之年代委細相知レ不申候

一、髮結床番屋　間口貳間　奧行九尺　此建坪三坪
右入堀留りに在之床番屋之儀は起立之年代委細相知し不申候尤修復之儀は度々在之候

一、大川

右は町内西之方に在之候

一、入堀

右は大川ゟ東に入候横堀に而幅五間長百三間五尺壹寸在之候萬治二亥年中本所御奉行徳山五兵衛様山崎四郎左衛門様御掛りに而堀割に相成候由に而元御藏屋敷在之候節船入堀在之候趣申傳に候

一、石原橋　長四間　幅貳間

右は町内西之方大川端入堀之口に掛り在之萬治二亥年以堀同様出來仕候尤町方御勘定御掛り候入用に而度々御修復等在之文政七申年十二月中御掛直し在之候且又里俗田樂橋と相唱候儀は右御橋北之方に先年煮賣酒屋在之數年來田樂を商候故戯に唱始め候由申傳候

一、入堀通り河岸地　長百三間五尺壹寸　河岸行貳間半　此坪數貳百五拾九坪六合

一、右河岸地之儀は御公儀地に而銘々地面先間數に應し自用に遣來候所文政七申年十二月中冥加金上納可致旨被仰渡候に付壹ケ月銀貳拾五匁ツヽ奉上納候

一、右河岸地之内に物置拾壹軒在之候

北　表間口田舍間四間　裏行貳間半
同　表間口田舍間三間　裏行貳間
同　表間口田舍間壹丈壹尺　裏行三間
同　表間口田舍間三間　裏行同斷
同　表間口田舍間貳間　裏行三間
同　表間口田舍間五間　裏行貳間
同　表間口田舍間貳間　裏行同斷
同　表間口田舍間貳間　裏行九尺
同　表間口田舍間貳間　裏行貳間半
同　表間口田舍間貳間　裏行同斷
同　表間口田舍間九尺　裏行貳間四尺
新見稻荷社　南表間口四尺　裏行五尺
假番屋　北　表間口貳間　裏行同斷

右物置之儀は文政七申年中願濟に相成申候

一、圦樋　内法貳尺　長六間

右は町内入堀留りに伏在之字築留と唱先年より御入用御普請所に而地方御懸りに在之尤圦樋御普請發端年月委細相知不申候得共先年貞享ゟ元祿頃元御藏屋敷船入堀跡埋立町屋に仕候節此處者水門有之候場所に而埋殘し置町内下水堀ゟ續惡水吐に奉願其砌圦樋御普請被成下候由に申傳候

一、圦樋　内法貳尺　長貳間

右は地方御掛り圦樋脇南之方に伏在之町方御掛りに而御普請有之本所御藏後通御構堀ゟ續町内西側裏通り下水に續惡水吐に有之尤御伏被成下候起立年月相知不申候

一、下水堀　幅四尺五寸　長百八十間餘

右は町内里俗埋堀片町南側裏通りゟ杉浦建治郎様御下屋敷徳山五兵衛様御屋舗裏通りゟ字築留圦樋に續惡水吐に在之候尤堀割之年月委細相知不申候得とも先年船入堀跡埋立町屋に取立候節ゟ下水堀出來右地所は御除地に相成候由申傳に候

一、石橋　幅六尺　長三尺

右は町内南側中程之横町に而前書下水堀に掛り在方町方御懸り御入用橋に而里俗長半橋と相唱申候此儀は右橋左右之地西左りの方は長兵衛右之方者半兵衛と申者數年來家守致候に付戯に唱始夫ゟ

今に相唱來り候由申傳に候

一、物揚場　幅貳間

右は町内西之方大川端に有之古來ゟ町内物揚場に而先年御願濟之年月相知れ不申候

一、町並御抱屋敷　大久保加賀守樣

附箋　北表間口田舍間　貳拾三間壹尺五寸

　南裏幅　同貳拾四間三尺九寸

　東裏行　同四拾五間壹尺貳寸但鍵之手に相成居申候

　西裏行　同五拾貳間　但シ此坪數千四百三拾六坪

右者町内地所之内日向半兵衞樣御所持に而其後町人買請先年ゟ所持仕候處寛政九巳年九月中加納遠江守樣御買請町並御抱屋敷に在之處猶又文政五午年九月大久保加賀守樣御買請御所持に御座候

一、稻荷社　間口四間　裏行五間

右新見稻荷之儀者往古ゟ當町入堀端河岸地之内に有之候神主別當無之勸請年代委敷相知不申候町内持

一、町内反別　但シ惣高貳町五反五畝貳拾壹步　惣坪高七千六百七拾壹坪但シ南本所町惣高之内に御座候

一、町御奉行御代官兩御支配之場所にて當時山田茂左衞門樣御代官所に御座候

一、領名之儀は武州葛飾郡西葛西領之内に而御座候

一、御撿地之儀は元祿十丑年酒井河内守樣御改に御座候

一、御高札之儀者南本所元町北之方小橋際に建有之當所町一同之御高札に付町内之儀右高札を相守申候

右之通取調申上候前書之外御尋條之廉々町内には無御座候以上

文政十一子年十月　　南本所石原町

名主　友太郎㊞

南本所外手町

一、御城ゟ寅卯之間　凡三拾三町程

一、町内之儀は古來南本所村之内所起立ゟ町家に有之尤同所に田畑等所持仕候得共萬治元戌年中右田畑御用地に被召上迷惑仕候に付其砌御訴訟申上候得は町家之儀は其儘に被差置候間江戸町續之儀に候間諸商賣致渡世可仕旨被仰渡候然ル所萬治三子年中町内續舘林樣御藏屋敷に相成御年貢米并御切米運送船等數多出入有之諸商賣人共外船持共迄町内に入込申候に付表裏共家建込借家店借等差置右助成を以町並御年貢諸役等相勤罷在何方にも御斷不申上家作仕來候處元祿九子年中初而家作御改之節右之段不申上候故家作御改場之内に相成迷惑仕候に付寶永元申年中屋敷御改赤井六兵衞樣阿部甚三郎樣御勤役中奉願永々町屋家作御免被仰渡正德三巳年中町御奉行松野壹岐守樣坪内能登守樣御勤役中町方御支配相成尤地方之儀は御代官御支配に而御座候且又外手町と相唱候儀は往古大川土手外に有之候村地に付外土手村と申候由其後外手町と相成候儀は聢と年月相知不申候且又當町北續阿部對馬守樣御屋敷邊往古當町之内に有之候處元祿十丑年御用地に被召上右御屋鋪に被相渡候に付東之方元御藏屋敷跡に而代地被下置此分貳ヶ所之飛地に相成申候其砌代地不足之分本所法恩寺東續に代地被下置當時南本所出村町之内に御座候

一、町内間數　西側　南北に東表間口田舍間四拾七間壹尺三寸　西裏巾五拾三間貳尺壹寸　東西に裏行南之方拾五間　北之方拾九間

此坪八百四坪

一、同續　西側　南北に東表間口田舍間貳拾三間三尺九寸　西裏比同貳拾壹間貳尺八寸　東西に裏行南之方拾壹間　北之方九間條此坪貳百廿坪

一、隣　町　〔東之方〕　御普請役古郡萬藏樣御屋敷　清水常之丞樣御奥勤日野吉十郎樣御屋敷　川船方改役川島東右衞門樣御屋敷御小普請組佐野豐前守樣御組世話役服部良助樣御屋敷　紅葉山御火之番松下九郎左衞門樣御屋敷　御勘定吟味物調役中村傳之助樣御屋敷　御小普請組淺野隼人樣御支配小山與十郎樣御屋敷　〔西之方〕碩運寺内藤山城守樣御下屋敷　交代御寄合衆最上圖書助樣御屋敷　阿部對馬守樣御藏屋敷　〔北之方〕御籏奉行中川飛彈守樣御下屋敷　松平大學頭樣御下屋敷　〔南之方〕南本所石原町

一、町内北之方飛地　南側　東西に北表間口田舍間貳間　裏幅八間南北に裏行東之方九間三尺六寸　西之方同間　此坪四拾九坪
右飛地之儀は元祿十丑年中町内北續御用地に被召上阿部對馬守樣御屋敷に相渡其後聢と不相知寶永元年之頃町内北之方大川端に而代地被下置候

一、右隣町　〔東之方〕御船手頭向井將監樣御屋敷　御書院番松平信濃守樣御組秋山德左衞門樣御屋敷　〔西之方〕大川　〔南之方〕松平大學頭樣御下屋敷　〔北之方〕大川端往來

一、同東之方飛地　東側　〔南北に〕西表間口田舍間九間五尺　東裏幅同間　〔東西に〕裏行南之方三間三尺　北之方三間三尺七寸　此坪三拾五坪
右飛地之儀古來は大川端町並に有之候處元祿十丑年中御用地に被召上阿部對馬守樣御藏屋敷に相渡聢と不相知寶永元年之頃同所石原町續元御藏屋敷跡に而代地被下置候

一、右隣町　〔東之方〕御掃除之者拜領屋敷　〔西之方〕御普請役岡野次郎市樣御屋敷　服部庄三郎樣御屋敷　〔南之方〕御村木方手代金田權兵衞樣御屋敷　〔北之方〕表御右筆黒部勘兵衞樣御屋敷

一、同東之方飛地　北側　〔東西に〕南表間口田舍間六間壹尺　北裏行六間四尺　南北に裏行西之方三拾壹間壹尺　東之方同間　此坪百九拾三坪
右飛地之儀は古來大川端町並に有之候處元祿十丑年中御用地に被召上阿部對馬守樣御藏屋敷に相渡其後聢と不知寶永元年之頃同所石原町續元御藏屋敷跡に而代地被下置候

一、右隣町　〔東之方〕御村木方改役江守丈右衞門樣御屋敷　御小普請組渡邊甲斐守樣御支配由比主膳樣御屋敷　御小普請組土屋讃岐守樣御支配土屋金次郎樣御屋敷　〔西之方〕御小普請組長井五右衞門樣御支配岩室鐵之助樣御屋敷　御小姓組小笠原大和守樣御組一宮仁左衞門樣御屋敷　〔南之方〕南本所石原町　〔北之方〕御勘定神尾市郎左衞門樣御屋敷

一、町内家數　内　家持四人　家主十一人　地借五人　店借九拾六人

一、自身番屋　壹坪　間口貳間半　奥行三間半
右は町内ゟ南之方に有之居置番屋に而起立御願濟年月相知不申候

一、髪結床番屋　壹ヶ所　但九尺四方　御建坪貳坪貳合五勺
右北之方飛地往還脇大川端に有之起立御願濟年月相知不申候尤修復之儀は度々仕候

一、物揚場　幅貳間半　長九尺
右は町内横通往來ゟ西之方大川端に有之尤御願濟年月相知不申候

一、稻荷社　壹ヶ所　間口壹間　奥行九尺

右は町内半四郎宅地之内に有之正一位稲荷大明神と相唱尤神主無之町内持に御座候神躰之儀は丈七寸巾三寸四方之檜之箱に封印致有之候

一、町御奉行御代官兩御支配之場當時山田茂左衛門様御代官所に御座候

一、反別之儀は　四反三畝拾歩但是は惣坪數ゟ壹歩減有之　此高五石貳斗但南本所惣高之内

一、領名之儀は武州葛飾郡西葛西領之内に御座候

一、御撿地之儀は元祿十丑年酒井河内守様御改に而御座候

一、御高札

右は南本所元町北之方小橋際南本所一同之御高札に付町内之儀茂右御高札相守可申候

右之通取調申上候前書之外御脩條之廉々町内には無御座候以上

文政十一子年十月　　南本所外手町

名主　友太郎㊞

淺草大川通御廐川岸船渡御調に付以書付奉申上候

請負人　三郎兵衛

同　三右衛門

乍恐以書付奉申上候

一、淺草大川通御廐河岸船渡請負人同所三好町五人組持店三郎兵衛同人方に同居相仕三右衛門奉申上候私共請負仕候船渡之儀御尋に付左に奉申上候

一、右船渡之儀は淺草三好町ゟ當本所石原町に渡船に御座候往古は茶船三四艘に而御武家様方百姓町人之無差別都而往來壹人ゟ船賃貳錢取相對自分船渡仕罷在候其後天和年中右兩人之者共定船渡之儀町御奉行所に奉願候得共不被仰付候然處元祿三午年正月廿五日淺草ゟ出火仕本所筋大火之節本所に　日光御普請小屋御座候に付御奉行様御役人様方淺草ゟ本所に御渡り被遊候所竹町船渡相留候に付御廐河岸に御掛り被遊候處茶船に而自分船渡仕候場所に付右之大火故自分諸道具等を船に積込火を防罷居候得共往來御難儀と遊候に付右積込候諸道具等船ゟ揚候而相渡御用之間を合せ往來差支不仕候様相働申候右様之儀御評議之上に而御座候哉同年二月四日右兩人之者　御月番甲斐庄飛彈守様ゟ御呼使に而御評定所に被召出町御奉行北條安房守様被仰渡候は前以定船渡之儀相願候得共不申付候處船渡無之候而は不相叶場所殊に此度出火之節相働候爲御褒美定船渡申付候旨被爲仰付御武家様方相除往來壹人ゟ船賃貳錢取御高札頂戴仕候勿論　御成先　日光御道中筋　御用之節御用船差出し又は出水之節川船方御役所ゟ千住河原其外所々に渡船差出相勤來候其後竹町船渡壹人壹錢取之願人有之願之通被爲仰付候に付御廐河岸之儀も竹町同様と相心得壹人壹錢取に私共ゟ奉願上候然ル處本所淺草御藏に之往來其外　御武家様方往來相增候に付段々船數相增渡船八艘水主之者十四人并に番人四人都合十八人召抱置年々船打替并に修復其外入用多相懸り引合不申困窮仕候に付無是非延享三寅年八月中町御奉行能勢肥後守様御勤役之節船賃貳錢取に仕度候段奉願上候處翌卯年六月廿七日町御奉行馬場讃岐守様御番所に被召出右願之通被爲仰付候其節　御高札御書替被下置尤卯年六月より丑年六月迄拾ヶ年之間船賃貳錢取被爲仰付候拾ヶ年相立候はゝ又々願出可申旨被爲仰付候に付其後度々船賃貳錢取年延年季明け毎に町御奉行所に奉願上候處願之通被爲仰付相續仕難有仕合に奉存候

一、御艇河岸と唱候儀は同所三好町之内に御艇御庫候由に付御艇川岸と申傳候

一、御高札建場之儀は淺草三好町之地先船渡請負人持場之内南之側御藏石垣之際に相建有之候但西之方東之方は本所外手町安部對馬守樣御藏屋敷前川岸通之地先右請負人持場之内川之淵石垣之際に相建有之候

一、御高札寸法幷に御文言左に奉申上候西側御高札ゟ東側御高札場迄百廿五間

定

一、此所渡船壹人に付て鳥目貳文馬壹匹に貳文宛船賃を取て渡すへし但武士之面々は人馬とも一切船賃取へからすたとへ武士の召仕たりといふとも主人乃供をせす切をも差さる輩は其屋敷ゟ手形なくては船賃貳文宛とるへき事

一、火事大水惣して何事によらす常より人多渡る時は早速に增船を出し往還之滯なきやうにすへき事

一、番人幷船頭共往還の人に對し上下によらす無禮惡口等の事あるへからさる事

右之趣堅可相守者也

延享四年卯六月　奉行

一、初而御高札頂戴仕候儀は元祿三午年二月中町御奉行北條安房守樣御番所に被召出頂戴仕候其後度々修復仕町御奉行所に御高札御書替奉願上候當時御庫候御高札之儀は去る享和元年六月中町御奉

行所え御書替奉願上候其節御書替被下置候御高札に御座候尤板之儀は側直相用候樣仕度此段前々ゟ右之御高札御書替願書奉差上候節一同相願來申候右に付私共御高札板修復仕候

一、右請負人持場間數

西側之方同所三好町川岸通に之長さ六間壹尺五寸川之方に六間四尺但幅六間壹尺有之候川之方になだれ地共此惣坪五拾貳坪餘東之方は本所外手町安部對馬守樣御藏屋敷前川岸通に之長さ拾貳間三尺幅同斷有之候川之方になだれ地五間南之方川之方に石垣之際迄貳間五尺北之方せき板迄四間此惣坪三拾貳坪餘

一、船高九艘之内當時は八艘に而相勤申候夜船之儀は往來も無少御座候に付船數四艘に而相渡申候

一、船數　八艘

一、船頭　拾四人

一、番人　四人但西之方貳間に三間居小屋　東之方貳間に三間居小屋

一、右船渡請負人移り替候儀は去ル文政九戌年二月中右御請負仕候本所外手町家持與左衛門と申もの近年病身に罷成右御受負相勤兼候に付同人弟三郎兵衛と申ものに右御請負爲相勤申度奉願候に付此段町御奉行榊原主計頭樣御番所に奉願上候處右願之通被爲仰付候依之右船渡御請負三郎兵衛相勤申候右由緒等御尋に付奉申上候以上

文政十一子年十一月　淺草三好町五人組持店　御艇川岸

舟渡請負人　三郎兵衛㊞

右同人方に同居仕候

右相仕　三右衛門㊞

南本所番場町

一、御城ゟ丑寅之方角凡三拾七丁程

一、町内之儀は往古所起立ゟ南本所村之内百姓町屋に而南本所番場町と相唱田畑所持仕其上諸商賣等仕罷在候處年月委敷相知不申萬治年中之頃右田畑御用地に被召上迷惑仕候に付其砌御訴訟申上候得は右町屋之儀は其儘被差置候之間前々ゟ致來候諸商買致渡世可仕旨被仰渡候に付何方にも御斷不申上追々借家等相建永代賣御免之地所に有之借家店借差置店賃之助成を以町屋之御年貢諸役等相勤罷在候處元祿九子年中初而家作御改之節右之譯合不申上候に付家作御改場に罷成迷惑仕候間寶永二酉年中屋敷御改赤井六兵衛様倉橋三左衛門様御勤役中奉願永々町並家作御免に相成正德三巳年中ゟ町御奉行松野壹岐守様坪内能登守様丹羽遠江守様御勤役中町方御支配に相成地方之儀は御代官所御支配に御座候

一、町内間數　卽現寺南之方東側　南北に西表間口田舍間拾九間貳尺九寸　東裏幅貳拾壹間　東西に南裏行七間四尺五寸　北裏行拾壹間四尺壹寸　此坪百七拾坪

同寺北之方東側　南北に西表間口田舍間拾八間貳尺壹寸　東裏幅貳拾四間貳尺九寸　東西に南裏行拾五間三尺　北裏行拾六間七寸　此坪百七拾五坪

右地面北續裏東側　南北に西表間口田舍間九間四尺　東裏幅九間四尺　東西に南裏行拾間三寸　北裏行拾間三寸　此坪九拾五坪

南本所荒井町續東側　南北に西表間口田舍間拾壹間三尺八寸　東裏幅九間四尺七寸　東西に南裏行拾六間五寸　北裏行拾四間四尺五寸　此坪數百六拾貳坪

感應寺西續東側　南北に西表間口田舍間拾五間三尺八寸　東裏幅拾七間壹尺四寸　東西に南裏行三間五尺九寸　北裏行三間五尺九寸

北本所表町續東側　南北に西表間口田舍間五間三尺四寸　東裏幅五間三尺四寸　東西に南裏行四間五尺九寸　北裏行四間五尺九寸　此坪貳拾六坪

南横町北側　東西に南表間口田舍間拾壹間四尺貳寸　北裏幅拾壹間四尺貳寸　南北に西裏行七間五尺貳寸　東裏行六間六寸　此坪七拾三坪

同所北側　東西に南表間口田舍間拾五間貳尺八寸　北裏幅九間貳尺　南北に東裏行三拾四間貳尺貳寸　西裏行三拾六間貳尺　此坪五百八坪

同所北側　東西に南表間口田舍間拾四間壹尺　北裏幅拾四間壹尺　南北に東裏行拾九間　西裏行拾九間　卽現寺前通り西側　南北に東表間口田舍間三拾三間三尺七寸　西裏幅三拾五間六寸　東西に南裏行拾壹間四尺貳寸　北裏行拾七間壹尺七寸　此坪四百拾貳坪

同所西側　南北に東表間口田舍間拾三間壹尺五寸　西裏幅拾三間七貳尺寸　東西に南裏行拾六間貳寸　北裏行拾壹間四尺五寸　此坪百八拾貳坪

同所西側　南北に東表間口田舍間拾九間壹尺壹寸　西裏幅拾八間　東西に南裏行三拾貳間貳尺四寸　北裏行三拾貳間貳尺四寸　此坪五百九拾七坪

里俗西口東側　南北に西表間口田舍間拾間壹尺　東裏幅八間貳尺　東西に南裏行五間四尺三寸　北裏行五間四尺　此坪六拾九坪

右地面南之方裏西側　南北に東表間口田舍間七間四尺五寸　西裏幅七間四尺五寸　東西に南裏行拾壹間壹尺壹寸　北裏行拾間三尺五寸　此坪七拾九坪

里俗西口北側　東西に南表間口田舍間九間五寸　北裏幅九間四尺
　南北に東裏行六間貳尺六寸　西裏行六間三尺三寸　此坪五拾七坪

里俗西口南側　東西に北表間口田舍間九間三寸　南裏幅八間四尺五寸　南北へ東裏行拾貳間　西裏行拾五間貳尺　此坪百拾八坪

惣坪數三千貳百六拾壹坪　但飛地共

一、隣　町　〔東之方〕南本所荒井町　感應寺　妙源寺　〔西之方〕北本所番場町　東江寺　普賢寺　〔南之方〕北本所番場町　〔北之方〕北本所表町

原庭町續

一、飛　地　南北に西表間口田舍間貳間三尺貳寸　東裏幅六間貳尺
　東西に南裏行九間三尺　北裏行拾壹間壹尺　此坪四拾四坪

隣　町　〔東之方〕松浦肥前守樣御下屋敷　〔西之方〕北本所百姓地
〔南之方〕最勝寺抱地　〔北之方〕松浦肥前守樣御抱屋敷

右飛地之儀起立年月相知不申候尤所持ぬを後見源太郎に御座候

一、町內惣家數　百拾五軒　內　地主拾人　家持九人　地借貳人
　店借九拾四人

一、自身番屋　表間口壹間半　裏行四間半　但表入口九尺之駒寄附

此建坪六坪七合五勺

右自身番屋之儀は町內長家內に先年ゟ右間數之通相補理度々修復等いたし町用相勤來り申候尤先年御願濟之年月相知不申候

古來ゟ有來り候

一、下水　壹ヶ所　但町內卽現寺前通中程に而西に流候巾凡貳尺程
　右堀割候年代等相分不申候

一、石橋　四ヶ所　但卽現寺前通掛有之小橋長サ三尺　幅壹丈壹尺
但西口入口に掛有之小橋長サ貳尺八寸　幅五尺六寸　但西口中程に掛有之小橋長サ貳尺五寸　幅壹尺五寸　但南横町に掛有之小橋長サ五尺　幅壹丈壹尺

一、町道場
　右別紙書付を以申上候

一、町御奉行御代官兩支配之場所に而當時山田茂左衞門樣御代官所に御座候

一、反別之儀は壹町八畝貳拾壹步

一、領名之儀は武州葛飾郡西葛西領之內御座候

一、御撿地之儀は元祿十丑年十二月中酒井河內守樣御改に御座候

一、御高札
右者南本所元町北之方小橋際に建有之南本所町一躰之御高札に付町內之儀ぁ右御高札を相守申候

右之通取調申上候尤前書之外御尙條之廉ゝ町內には無御座候以上

文政十一子年十月

南本所番場町
名主　友　太　郞㊞

認書

南本所番場町
家主重右衞門店　佐々木伊賀

常陸國筑波山　御朱印地六所大神宮社家　江戸役所小石川陸尺町

山邊大隅守配家　佐々木伊賀㊞

一、御神躰六所大神宮白幣六本　但長サ壹尺六寸　外に末社等無御
座候
私儀神祇道爲配札只今迄支配役所方に同居仕候處去ル文政十年丁
亥年六月中南本所番場町家主重右衛門店に住居仕候御當地　□寺
之儀は築地本願寺寺中勝林寺に御座候以上
文政十一戊子年九月　日

南本所荒井町

一、御城ゟ寅之方に當り　凡道法壹里程
一、町内之儀者往古南本所村之内所起立ゟ百姓町屋に而田畑所持仕
其上諸商賣仕罷在候處年月委細不相知萬治年中之頃右田畑御用地
に被召上迷惑仕候に付其砌御訴訟奉申上候得は右町屋之儀は其儘
に被差置候間前々ゟ仕來候諸商賣致し渡世可仕方被仰渡候に付何
方にも御斷不申上追々借店等相立永代賣御免之地所に有之借屋店
借差置店賃之助成を以町並御年貢諸役等相勤罷在候處元祿九子年
ゟ始而家作御改之節右譯不申上候に付家作御改場に相成迷惑仕候
間寶永二酉年中屋敷御改赤井六兵衛樣倉橋三左衛門樣御勤役中奉
願永々町並家作御免に相成申候其後正德三巳年中町御奉行松野壹
岐守樣坪内能登守樣丹羽遠江守樣御勤役中町方御支配に相成申候
尤地方之儀は御代官御支配に御座候町名起立相分り不申候
一、町内間數　花巖寺地續西側　南北に東表間口田舍間廿六間九寸
西裏幅同拾八間貳尺九寸　〔東西え〕裏行南之方廿五間貳寸　北之
方拾六間貳尺貳寸　此坪四百七坪
右地面西に續東側　南北え西表間口同三拾壹間四尺五寸　東裏巾
同廿八間四尺　東西裏行南之方同拾六間四尺六寸　北之方同拾六
間三尺六寸　此坪四百九拾四坪
右地面之西北向南側　東西に北裏間口廿七間三尺壹寸　南裏巾同
廿九間五尺六寸　南北に裏行東之方同五間壹尺貳寸　西之方同拾
六間貳尺五寸　此坪三百貳坪
右地面之西東向西側　南北に東表間口同五間四尺　西裏巾同四間
四尺八寸　東西に裏行南之方同六間壹尺　北之方同五間四尺九寸
此坪廿九坪
泉龍寺脇西側　南北に東表間口同四拾四間四尺五寸　西裏巾同五
拾三間四尺九寸　東西に裏行南之方同拾壹間壹尺　北之方同九間
此坪四百廿三坪
右地面東向西側　南北に東表間口同貳拾三間五尺七寸　西裏巾同
廿五間五尺九寸　東西に裏行南之方同拾間五尺壹寸　北之方同拾
七間三尺　此坪三百三拾貳坪
北割下水通北側　東西に南表間口同三拾七間貳尺壹寸　北裏巾同
貳拾貳間五尺六寸　南北に東之方同拾七間四尺　西之方同拾八間
貳尺七寸　此坪五百拾坪
右同斷南側　東西に北表間口同三拾六間四尺壹寸　南裏巾同五拾
五間五尺四寸　南北に裏行東之方同貳拾間　西之方同貳拾六間五
尺　此坪九百拾六坪
右八ヶ所合　坪數三千四百拾三坪
一、隣町之名　〔東之方〕本所新町　同町内地隣　新御番青山主水樣
御組若藤小平太樣　同地續北本所表町　同北本所表町淨土眞宗源
光寺　同南本所分除地淨土宗花嚴寺　〔西之方〕北本所町金座附抱
屋敷　天臺宗泉龍寺・〔南之方〕地續に而武家御屋舖大御番内藤豐

後守様御組山田庄右衛門様　小普請組渡邊甲斐守様御支配飯塚甲之助様　小普請組佐野豐後守様御支配大久保彌三郎様　小普請組土屋讃岐守御支配拓植熊五郎様　小十人明組長谷部愛助様　小普請組土屋讃岐守様御支配大屋錫藏様　西御丸御小姓組横田筑後守様御組別所小三郎様　〔北之方〕北本所荒井町　同南本所除地天臺宗清光寺

一、感應寺東續飛地西側　南北に東表間口田舍間拾間貳尺三寸　西裏巾同拾壹間六寸　東西に裏行南之方同拾四間四尺八寸　北之方同拾貳間　此坪百三拾坪

右隣町之名　〔東之方〕北本所荒井町　〔西之方〕感應寺北本所表町　〔南之方〕清光寺〔北之方〕北本所表町

一、感應寺ゟ南向飛地南側　東西に北表間口田舍四拾間五尺四寸　西裏巾同四拾間貳尺四寸　南北に表行東之方同拾壹間四尺五寸　西之方同五間三尺四寸　此坪貳百八拾六坪

右隣町之名　〔東之方〕北方所荒井町　〔西之方〕南本所番場町　〔南之方〕妙源寺　〔北之方〕感應寺

一、感應寺北地續南側　東西へ北表間口同五間四尺三寸　西裏幅同五間貳尺貳寸　南北に東之方同拾間八寸　西之方同斷　此坪五拾五坪

右隣町　〔東之方〕北本所表町　〔西之方〕北本所表町　南本所番場町　〔南之方〕感應寺　〔北之方〕北本所表町

一、松浦肥前守様御屋鋪御抱入飛地東側　南北に西表間口田舍間拾六間東裏巾同斷　東西に裏行南之方同壹間五寸　北之方同七間四尺五寸　此坪七拾六坪

右隣町　〔東之方〕松浦肥前守様御下屋敷　〔西之方〕最勝寺　〔南之方〕北本所表町　〔北之方〕松浦肥前守様御下屋鋪

右四ヶ所飛地合坪數五百貳拾貳坪　本地飛地二口合惣坪數三千九百三拾五坪

一、町内惣家數貳百三拾四軒　地主八人　家主拾四人　地借貳人　店借百八拾六人

一自身番之儀は間口貳間に奥行四間半表に駒寄九尺に仕町並北割下水通長屋之内に補理年來相勤來り申候尤顧濟年代等之儀相分不申候

古來より有來り候

一、下水　貳ヶ所　但町内中程に而北本所百姓地境ゟ東之方に流候處凡堀幅三尺程　壹ヶ所　但町内南之方武家御屋敷地境ゟ東之方へ流候所凡堀幅四尺程　壹ヶ所

右堀割り候年代相分り不申候

一、石橋　小橋三ヶ所　但裏通入口下水に掛有之候小橋長三尺巾四尺壹ヶ所　但同所中程に北本所百姓地境下水に掛有之候小橋長巾共右同斷壹ヶ所　但同下水中通往還中程に掛有之候小橋長サ三尺巾六尺壹ヶ所

右橋掛直し修覆等之儀は町内並北本所表町兩町に而申合修覆いたし來り申候

一、町並御抱屋鋪　壹ヶ所　西表田舍間拾六間　東裏巾右同斷　南裏行壹間五尺　松浦肥前守様　北同六間四尺五寸

右貳畝拾六歩之御年貢地町屋敷〻其後見七郎兵衛元所持仕罷在候處文化十四丑年三月中松浦肥前守様御買請同所御屋鋪に御圍込に相成町並御抱屋鋪に御座候

一、町御奉行御代官兩支配之場所に而當時山田茂左衛門様御代官所

に御座候
一、領名之儀は武州葛飾郡西葛西領之内に御座候
一、反別之儀は壹町三段壹畝五歩　高拾五石七斗三升六合　但南本所町惣高之内に御座候
一、御撿地之儀は元祿十丑年十二月酒井河内守樣御改に御座候
一、御高之儀は南本所元町北之方小橋際に建有之南本所町一同之御高札に付右御高札相守申候
右之通取調申上候尤前書之外御尋之廉々町内には無御座候以上
文政十一子年十月　南本所荒井町
名主　友　太　郎　㊞

南本所瓦町

一、御城ゟ東之方角凡四拾丁程
一、町内之儀は往古ゟ寛文九酉年迄南本所石原町續キに而執瓦職分致し罷在候處同所之内に御藏屋鋪（甲府樣御藏屋鋪之由　附紙　甲府ハ誤りに而石原町書上に館林樣御藏トアリ）御座候に付瓦燒立之儀御藏近邊に而難相成旨其節本所御奉行徳山五兵衛樣馬場三郎左衛門樣被仰渡候に付其節地主六人之者共儀御入國以來同所に而商賣致し來り候儀に有之處商賣御差留に相成大勢之者共及渇命難儀仕候に付御藏に御搆無之場所に而屋敷被付候樣に同年御評定所に御訴訟申上則本所源森橋東之方に而地所奉願町並御年貢諸役等相勤可申旨奉願候得は願之通屋敷被下置候其砌は御鳥見方に而家作御改之節に御座候に付家作仕度段奉願候得は右屋敷之儀は瓦商賣致候に付町屋舗に被下置候間家作御斷申上ルに不及由被仰聞候其後追々細工屋並借屋等相建候處右之内地主共四人所持之地面元祿六酉年中御用地に被召上（當時水戸樣御藏屋鋪地所之由にも申傳委敷相分不申候）翌戌年中竪川通北松代町續に而何跡に候哉河岸付五反五畝拾四歩之場所代地被下置候且殘り貳人之者共地所之儀も其後船入堀御村木置場に相成御用地に被召上船入堀御村木置場之儀場所相分不申候元祿九子年中屋敷替地奉願候處前書同町代地續に而代地被下置右兩所共南本所瓦町と相唱永代賣御免之地所に有之候處同年初而家作御改之節譯存不申元來町屋家作御免之段不申上家作御改場に相成候に付寶永元申年中屋敷御改赤井六兵衛樣阿部甚三郎樣御勤役中奉願永々家作御免之町屋に被仰付候且河岸地面之内幅貳間長サ八拾六間五尺九寸寶永貳酉年竪川御浚之節御用地に被召上汐除ケ土手敷に相成享保十七子年九月中居地面裏通に而幅貳間に八拾六間五尺九寸右之代地被下置正德三巳年中ゟ町御奉行松浦壹岐守樣坪内能登守樣丹羽遠江守樣御勤役中町方御支配に被仰付地方之儀は御代官御支配に御座候
一、町内　北側　東西に南表間口田舍間五拾壹間四寸　北裏幅同間　同間　南北に東裏行貳拾五間壹尺壹寸　西裏行同間　此坪千貳百八拾五坪九合
同續　東西に南表間口田舍間三拾五間五尺五寸　北裏幅同間　南北に東裏行貳拾三間　西裏行同間　此坪八百貳拾五坪九合
坪合貳千百拾壹坪八合
南側河岸　東西に北表間田舍間五拾壹間四寸　南裏幅同間　南北に東裏行五間　西裏行同間　此坪貳百五拾五坪
同續き　東西に北表間口田舍間三拾五間五尺五寸　南裏幅同間　南北に東裏行七間三尺　西裏行同間　此坪貳百六拾九坪
坪合五百貳拾四坪　但河岸通地所之儀も河岸物置場には無之沽券

町地に御座候
惣坪貳千六百三拾五坪八合　但御水帳反別と町内惣坪數凡六拾壹坪八合程相違有之候得共兩樣共如何之譯に御座候哉前々ゟ書上數に御座候
一、隣町　〔東之方〕龜戸百姓町屋　〔西之方〕深川北松代町四丁目
〔南之方〕竪川境猿江村　〔北之方〕小梅村田地
一、里俗唱之儀町内西之方北松町四丁目ゟ東は中之郷五之橋町邊迄を五ツ目と相唱申候此儀は四ノ橋ゟ逆井渡場字六之橋との内故右之通相唱候儀と奉存候
一、家數貳拾七軒　内明キ店三軒　家持六人　家主四人　地借壹人
店借拾三人
一、自身番屋無御座町用之節は町内店内に假番屋相補理町用相勤申候
一、竪川　幅拾五間　但川之中央境に而町内持分長凡八拾六間五尺九寸
右は町内南之方地先きに有之竪川に而西は大川ゟ東は逆井渡場中川續に御座候
一、下水
右は町内北之方に有之小梅村分田地付惡水落しに御座候
一、汐除堤　幅貳間　但町内持分長凡八拾六間五尺九寸
右は寶永二酉年中竪川御浚之節御築立に相成申候尤其節御掛御姓名之儀書留無御座相知不申候且又其後町内に材木問屋等商賣之者共罷在竹木河岸揚仕候に付右堤之儀は自然と平均地に相成候に付先年ゟ町内往還地高ニ仕汐除ケニ致來り候
一、町御奉行御代官兩御支配之場所に而當時山田茂左衞門樣御代官所に御座候
一、反別之儀は八反五畝貳拾四歩　高拾石三斗壹升貳合　但南本所町惣高貳百六拾九石八斗七升四合之内に御座候
一、領名之儀者武州葛飾郡西葛西領之内に御座候
一、御撿地之儀は見取場町並屋舖ニ而享保十七子年九月中筧播磨守樣御改御座候
一、瓦竈員數前々之儀は不相知候得共文政九戌年中迄町内瓦師利左衞門瓦竈焚申候處其後相止當時瓦職之者一向無御座候
一、御高札
右者南本所元町北之方駒留橋際に建有之南本所町一同之御高札ニ而町内之儀も右御高札を相守申候
右之通取調申上候尤前書之外御箇條之廉々當町内に者無御座候以上

文政十一子年十一月　南本所瓦町
名主　友太郎㊞

南本所元瓦町

一、御城ゟ寅卯之方角　凡三拾六丁程
一、町内之儀は南本所村之内百姓町屋に而萬治年中迄石原町近邊に住居仕候由尤右跡當時何れの場所に有之候哉相知不申候得共古來ゟ瓦職分仕來り候所其砌御藏屋敷御取建有之並武家方御屋敷等に相成候に付日々瓦燒立候儀遠慮に而渡世も相成兼申候に付隔り候場所に地面引替之儀奉願候得は小梅村續に而地所被仰付一同瓦職分仕町並御年貢諸役等相勤寛文年中御代官伊奈半左衞門樣御勤役中奉願永代賣並町並家作御免被仰付候由尤先年出水之節書留等水

腐仕年月等聢と相知不申候得共右之通申傳に御座候且元祿六酉年中迄町内北之方續當時水戸樣御藏屋舗之邊に瓦職之者罷在渡世仕候に付一躰に南本所瓦町と相唱申候處同年右之者共地面御用地に被召上竪川通北松代町續に而代地被下置瓦職仕南本所瓦町と相唱罷在候に付町内之儀は共砌ゟ南本所元瓦町と相唱申候正德三巳年中ゟ町御奉行松野壹岐守樣坪内能登守樣丹羽遠江守樣御勤役中御支配に被仰付地方之儀は代官所御支配に御座候

一、町内　北側　東西に南表間口田舍間三拾四間壹尺九寸　北裏幅同間　南北に東裏行貳拾壹間　西裏行同間　此坪七百貳拾坪六合四勺

南側　東西に北表間口田舍間三拾四間壹尺九寸　南裏幅同間　南北に東裏行九間貳尺　西裏行同間　此坪三百貳拾坪貳合四勺

惣坪千四拾坪八合八勺　但御水帳反別と町内惣坪數凡拾坪八合八勺程相違有之候得共兩樣共如何之譯に御座候哉前々ゟ書上數に御座候

一、隣町　〔東之方〕小梅瓦町　小普請組青柳大次郎樣　〔西之方〕西御丸御臺所頭野本八左衞門樣　小梅瓦町　〔南之方〕業平川境森川下總守御下屋敷　〔北之方〕小梅村

一、家數貳拾七軒　家持貳人　家主貳人　地借三人　店借貳拾人

一、自身番屋無御座町用之節は店内に假番屋相補理町用相勤申候

一、土手敷　貳間

右は町内南側裏河岸通に有之享保十六亥年中御代官伊奈半左衞門樣御掛りに而御築立有之候

一、横川　幅凡拾七間程　但川中央境に而町内持分長凡三拾四間貳尺程

右者町内南之方を相流れ〆切ゟ西之方を源森川と申候萬治二亥年中初而御堀割有之候

ゟ東之方を近來業平川とも相唱〆切

一、町御奉行御代官兩御支配之場所に而當時山田茂左衞門樣御代官所に御座候

一、反別之儀は町内北側　貳反三畝貳拾四歩　同南側壹反拾六歩　合三反四畝拾歩　此高四石壹斗貳升　但南本所町惣高貳百六拾九石八斗七升四合之内に御座候

一、領名之儀は武州葛飾郡西葛西領之内に御座候

一、御撿地之儀は元祿十丑年十二月中酒井河内守樣御改御座候

一、町内瓦竈員數前々之儀は相分り不申候得共文化六巳年迄町内瓦師利左衞門方に而瓦竈焚申候處共後相止メ當時瓦職之者無御座候

一、御高札

右者南本所元町北之方小橋際に建有之南本所一同之御高札に付町内之儀も右御高札を相守申候

右之通取調申上候尤前書之外御箇條之廉々當町内には無御座候以上

文政十一子年十一月

南本所元瓦町
名主　友　太　郎㊞

南本所出村町

一、御城ゟ寅卯之方角凡三拾八丁程

一、町内之儀は往古南本所村之内に而本所竪川通之邊に罷在候由年月委敷相知不申貞享年中之頃中之鄕右地所御用地に被召上右跡當時何町に候哉相知不申候　元祿六酉年法恩寺西之方に而何跡に候哉代地被下置候且又南本所石原町同所外手町之内元祿十丑年中御

用地に被召上松浦織部様阿部主水様御屋敷に相渡寶永二酉年中法恩寺東之方續に而何跡に候哉代地被下置貳ヶ所共南本所出村町と相唱町並御年貢諸役等相勤同年屋舗御改赤井六兵衛様阿部甚三郎様御勤役之節奉願永々町並家作御免被仰付候尤法恩寺東續飛地之儀は隱後レて相成享保十五戌年中御代官伊奈半左衛門様御勤役之節奉願町並家作御免被仰付候徃古何故出村町と相唱候哉譯相知不申候正德三巳年中ゟ町御奉行松野壹岐守様坪内能登守様丹羽遠江守様御勤役中町方御支配に被仰付地方之儀は御代官所御支配に御座候

一、町内　法恩寺西續之分　南北に東表間口田舍間六拾四間九寸七分　西裏幅同間　東西に南裏行貳拾五間　北裏行同間　此坪千六百三坪　但片側町

同續北側　東西に南表間口田舍間五間貳尺八寸　北裏幅同間　南北に東裏行拾九間　西裏行同間　此坪百四坪

同南側　東西に北表間口田舍間五間　南裏幅同間　南北に東裏行貳拾間　西裏行同間　但西南角東西に拾間三尺　南北に四間入組

　此坪百四拾貳坪　坪合千八百四拾九坪

法恩寺東續飛地之分　東西に南表間口田舍間貳間四尺八寸　北裏幅同間　南北に東裏行貳拾間　西裏行同間　此坪五拾六坪　但片側町

同　東西に南表間口田舍間拾三間貳尺貳寸　北裏幅同間　南北に東裏行貳拾間　西裏行同間　此坪貳百六拾七坪但片側町

同　東西に南表間口田舍間拾四間三尺三寸　北裏幅同間　南北に東裏行貳拾間　西裏行同間　此坪貳百九拾壹坪　但片側町　坪合六百拾四坪　惣坪貳千四百六拾三坪

一、隣町　法恩寺西續之分　〔東之方〕法恩寺　〔西之方〕柳島村百姓地〔南之方〕御寄合松平主稅様御下屋敷　〔北之方〕北本所出村町

但當町此分兩側共折廻し入組等有之候委細繪圖面之通御座候

法恩寺東續飛地之分　〔東之方〕深川元町代地　〔西之方〕同町

〔南之方〕御徒方組屋敷　〔北之方〕柳島村田地　但當町此分三ヶ所に分れ北本所代地町貳ヶ所入組相狹り有之候委細繪圖面之通に御座候

一、里俗唱之儀法恩寺橋ゟ東之方に深川元町代地邊迄は一圓に法恩寺前と相唱又は入會町とも申候此儀は所々代地有之町銘も入組候場所に而法恩寺續き之儀に付右之通相唱候儀と奉存候

一、家數七拾軒　内明き店六軒　法恩寺西續之分　家持四人　家主六人　地借三人　店借三拾人　法恩寺東續之分　家持三人　家主三人　店借拾五人

一、自身番屋梁間九尺桁行三間半　但南ゟ西に折廻し出四尺之庇付

　此建坪八坪

右者町内續法恩寺西南角下水上ゟ道に懸け右間數之通新規に相補理申度段寶曆十四申年四月中町御奉行土屋越前守様御勤役中奉願翌五月廿七日依田豐前守様御番所御内寄合に而願之通被仰付相補理申候處寛政二戌年正月中類燒仕其後同十一未年中奉願先規間數之通相補理申處年數相立大破仕候に付猶又去亥年中奉願先規之通建直し申候尤同所御用屋敷中之鄕代地町柳島出村町永隆寺門前共組合町用相續申候

一、物揚場　貳間に横壹間　但鷹木三段

右者法恩寺橋東脇川岸に先年ゟ有來町内御用屋敷中之鄕代地町柳島出村町永隆寺門前據合物揚場に有之尤御願濟之年月相知不申候

但當町河岸附之地所に者無御座候
一、町御奉行御代官兩御支配之場所に而當時山田茂左衛門樣御代官所に御座候
一、反別之儀は法恩寺西續之分　六反貳畝拾九歩　此高七石三斗九升六合　法恩寺東續之分　壹反九畝拾四歩　此高貳石四斗五升六合　反別合八反貳畝三歩　高合九石八斗五升貳合　但南本所町惣高貳百六拾九石八斗七升四合之内に御座候
一、領名之儀は武州葛飾郡西葛西領内に而御座候
一、御撿地之儀は見取場町並屋舖に而享保十七子年九月中筧播磨守樣御改御座候
一、御高札
右者本所元町北之方小橋際に建有之南本所一躰之御高札に付町内之儀ゟ右御高札を相守申候
右之通取調申上候尤前書之外御箇條之廉々當町内には無御座候以上

文政十一子年十一月

南本所出村町
名主　友　太　郎㊞

南本所出村町御用屋敷

一、御城より寅卯之方角凡三拾八丁程
一、町内地所之儀者法恩寺橋東脇南之方に而壹ヶ所法恩寺表門前に而壹ヶ所右貳ヶ所共先年本所南割下水定浚請負屋敷上ヶ地に有之享保四亥年中町御奉行大岡越前守樣御勤役中御奉行所御持に相成本所道役淸水八郎兵衛家城善兵衛兩人御預り地に而貳ヶ所共南本所出村町御用屋舖と相唱同年ゟ町御奉行御支配に相成申候勿論家作御改場之内に有之享保十七子年中屋敷御改池田市之丞樣永井主膳樣御勤役中奉願永々町並家作御免に相成申候
一、町内　法恩寺橋脇之分　東西に北表間口田舍間拾三間　南裏幅同間　南北に東裏行貳拾間　西裏行同間　此坪貳百六拾坪
法恩寺表門前續之分　東西に北表間口田舍間貳拾五間四尺　南裏幅同間　南北に東裏行五間　西裏行同間　此坪百貳拾八坪　惣坪三百八拾三坪
一、隣町　法恩寺橋脇之分　〔東之方〕中之鄉代地町　南本所出村町〔西之方〕横川境本所淸水町　同所新坂町　〔南之方〕御寄合松平主稅樣御下屋敷　〔北之方〕中之鄉代地町　柳嶋出村町
法恩寺表門前續之分　〔東之方〕深川元町代地　西之方永隆寺門前〔南之方〕柳嶋村田地　北之方法恩寺
一、里俗唱之儀此邊一圓に法恩寺前と相唱又者入會町とも申候此儀は出村町ゟ申上候通に御座候
一、家數拾軒　家主壹人　地借六人　店借三人
一、自身番屋無之同所法恩寺西南角に建有之候南本所出村町自身番屋に組合町用相勤申候
一、潰道敷　幅壹間　長凡三拾八間程
右者御用屋舖永隆寺門前地之間ゟ永隆寺境内東之方裏通に古來ゟ之道敷舊來潰道に相成有之候處文化四卯年五月中町御奉行所ゟ道敷御調之節御尋に付右潰道之儀は一向往來も無之場所に而違變守方等も行屆兼候に付平日はメ切置非常之節は通用いたし候樣仕度段町内并永隆寺門前町役人共ゟ申上置候
一、河岸地　南北に拾八間　東西に河岸行五間
右者法恩寺橋脇御用屋舖地先きに御座候尤河岸地取建候年代相知不申候且又御用屋敷地借り瓦師重兵衛と申者右河岸地之内に瓦竈

新規に築立申度段文化三寅年八月中町御奉行根岸肥前守樣御勤役中奉願同月廿七日御同所御内寄合に而願之通被仰付瓦竈焚申候處其後重兵衛儀は外に引越候得共瓦職分之者跡引請今以瓦竈焚申候先年ゟ自用に遣來候河岸地之分日本橋川筋外拾六所河岸地之儀は冥加銀上納可仕旨文政七申年中被仰付候得共當御用屋敷地先河岸地は御除きに相成冥加銀等上納不仕候

一、土手敷　貳間　但幅貳間長拾八間町内持に御座候

右者法恩寺橋脇南之方横川際通に古來ゟ有來候往古横川初而御堀割之節御築立にも御座候哉起立之年月相知不申候尤近來御修復等も無御座候得共元來御普請所に御座候

一、法恩寺橋　渡り長凡七間程　幅凡九尺　但橋臺双方凡七間程宛築出横川に指渡有之

右者町内地先きゟ新坂町地先キに御掛け渡有之御入用橋に而萬治二亥年中本所御奉行德山五兵衛樣山崎四郎左衛門樣御掛りに而初而御掛渡有之其後度々新規御掛け直又者御修復等有之猶又五ヶ年以前文政七申年十一月中新規御掛直有之候町方定川方御掛に御座候

一、横川　幅凡貳拾間　但川之中央境に而長凡貳拾五間程之内町内持分拾八間殘七間程は南本所出村町中之鄕代地町柳嶋出村町持分に御座候

右者町内西之方を流れ申候萬治二亥年中初而堀割有之横川と相唱竪川續キ北之方横堀に而北辻橋之川通に御座候

一、町御奉行御支配に御座候

一、領名之儀は武州葛飾郡西葛西領之内に御座候

右之通取調申上候尤前書之外御尋條之廉々當町内には無御座候以上

文政十一子年十一月　南本所出村町御用屋鋪

名主　友太郎㊞

本所永隆寺門前

一、御城ゟ寅卯之方角　凡三拾八丁程

一、永隆寺者京都本能寺播州本興寺兩末日蓮宗に而往古年月不相知谷中に而地所拜領いたし罷在地坪等は相知不申其砌も門前町屋有之借家等御座候處元祿四未年中上野御境内に御囲込に相成候に付御用地に被召上當時上野淸水門之内御地所に有之同年何跡に候哉本所法恩寺前續に而代地九百八拾坪五合拜領致し其節爲門前地に被仰付借家等相建申候由申傳候得共先年永隆寺類燒之節書留等燒失仕右御掛御奉行御姓名等は相知不申門前町屋之儀も拜領地之内に而本所永隆寺門前と相唱延享二丑年中ゟ町御奉行御支配に被仰付候尤其節町御奉行御姓名之儀書留無御座相知不申候當門前之儀は前々ゟ中之鄕成就寺門前同所福嚴寺門前同所如意輪寺門前小梅延命寺門前龜戶不動院門前右六ヶ所門前組合に而先年ゟ名主無之月行事持之場所に而御公用等之節は右六ヶ寺門前之内ゟ相互に差添罷出相勤來り候

一、門前地　惣小間拾壹間　南北に西表間口田舍間五間　東裏幅同間　東西に南裏行貳拾五間四尺八寸　北裏行同間　此坪百貳拾九坪

同續南之方入組　南北に西田舍間六間　東同六間　東西に南田舍間五間　北同五間　此坪三拾坪　惣坪百五拾九坪

一、隣町　〔東之方〕南本所出村町　〔西之方〕南本所出村町

一、里俗唱之儀此邊一圓に法恩寺前と相唱又者入會町とも相唱申候
〔南之方〕永隆寺境内　〔北之方〕法恩寺
此儀者所々代地有之町銘〻入混候に付右之通相唱候儀と奉存候
一、家數拾四軒　家主壹人　店借拾壹人　但明キ店貳軒
一、自身番屋無之同所法恩寺西南角に建有之候南本所出村町自身番
屋に組合町用相勤申候
一、潰道敷　幅壹間　長三拾八間程
右者當門前地之南本所出村御用屋敷之間に有之舊來潰道に相成候
處文化四卯年五月中町御奉行所ゟ道敷御調之節御尋に付右潰道之
儀は一向往來も無之場所に而進變等守方等も行屆兼候に付平日は
〆切置非常之節は通用致候樣仕度段南本所御用屋敷當門前町役人
共ゟ申上置候
一、町御奉行御支配に御座候
一、領名之儀は武州葛飾郡西葛西領之内に御座候
右之通取調申上候尤前書之外御尋箇條之廉〻當門前に者無御座候以
上

文政十一子年十一月

本所永隆寺門前
名主無之月行事　小右衞門㊞

北本所表町

一、御城ゟ丑寅之方　道法凡一里程
一、當町之儀は起立及千年候段寶永三戌年十二月中伊奈半左衞門樣
御尋之節御答申上候儀有之右起立後本所村と唱田畑に而御入國後
迄耕作仕罷在其後年月不知南本所村北本所村と相分候處萬治二亥
年中本所一圓御武家屋敷に相成候に付北本所村之内田畑御用地に
被召上居屋敷而已に而農事難相成候に寬文九酉年中伊奈半左衞門
樣に其段申上候處右居屋敷之分町屋に取立商賣致渡方仕候樣被仰
渡其砌ゟ町屋に御座候處元祿十丑年二月廿九日御同人樣に被召出
永代賣御免被仰付候間江戶町同樣相對仕候樣被仰渡候然ル處家作
御改場之内に而一同難澁仕候間寶永二酉年中本所地割御奉行赤井
六郎兵衞樣倉橋三左衞門樣御勤役之節御改場御免奉願候處御聞濟
に相成申候其後正德三巳年五月中町御奉行坪内能登守樣丹羽遠江
守樣松野壹岐守樣御勤役之節町方御支配に被仰付後町方御代官雨
御支配に御座候表町と相唱候儀は北本所町之内表通り町屋に而本
村に有之候に付表町と相唱申候
一、町内間數　小間六百貳拾九間三尺
南側表通　東西に田舍間百五拾壹間貳尺七寸　南北　裏行同東之
方九間四尺八寸　西之方五間六寸　此坪數千八百五拾四坪
南側裏通六ヶ所分　東西に表田舍間八拾壹間三尺七寸　南北　裏
行同東之方三間四尺五寸　西之方四拾貳間四尺　此坪數千五拾貳
坪
北側表通　東西に表田舍間百六拾八間五尺六寸　南北裏行同東之
方拾九間貳尺七寸　西之方拾六間壹尺七寸　此坪數貳千貳百八拾
六坪
北側裏通五ヶ所分　東西に表田舍間四拾七間四尺六寸　南北裏行
東之方貳間　西之方八間壹尺四寸　此坪數七百八拾坪
裏通西側　南北に表田舍間拾貳間貳尺四寸　東西に裏行南之方五
間七寸　北之方貳拾四間八寸　此坪數貳百廿三坪
上橫町東側　南北に表田舍間三拾貳間壹尺貳寸　東西に裏行同南
之方拾間三尺北之方拾六間三尺　此坪數三百五拾四坪

同西側　南北に表田舍間三拾貳間壹尺　東西に裏行同南之方拾間壹尺五寸　北之方拾間壹尺五寸　此坪數三百廿坪
貳ツ目横町東側　南北に表田舍間貳拾貳間五寸　東西に裏行南之方九間四尺三寸　北之方同間　此坪數貳百四坪
同西側　南北に表田舍間六間貳尺五寸　東西に裏行同五間五寸　此坪數三拾壹坪
番場町境横町東側　南北に表田舍間七間壹尺　東西に裏行拾五間貳寸　此坪數百貳拾坪
同西側　南北に表田舍間八間壹尺七寸　東西裏行同七間貳尺貳寸
　此坪數六拾坪
原庭通り東側　南北に表田舍間六間壹尺三寸　東西に裏行同南之方拾六間五尺五寸　北之方拾七間壹尺　此坪數百貳坪
本所新町境横町西側三ヶ所分　南北に表田舍間三拾三間三尺壹寸　東西に裏行同南之方三拾三間貳尺　北之方七間四尺三寸　此坪數五百四拾六坪
同續北側　東西に表田舍間貳拾五間貳尺　南北に裏行同六間三尺
　此坪數百六拾五坪
　町内地所之儀は間口奥行入組有之候に付委細別紙繪圖面に申上候
　惣坪數　八千九拾七坪
一、隣　町　〔東之方〕本所新町　杉浦肥前守樣御下屋敷　〔西之方〕中之鄕竹町　松平左衞門尉樣御下屋敷　〔南之方〕松平左衞門尉樣御下屋敷　南本所番場町　北本所番場町　南本所感應寺　南本所實相寺　南本所荒井町　新御番頭青山主水樣御組若藤小平太殿　御小姓組大久保上野介樣御組龜田三郞右衞門殿　小普請石川民部樣御支配中田藤右衞門殿　西御丸御書院番近藤石見守樣御組三技平左衞門殿　〔北之方〕御寄合巨勢大内藏樣御下屋敷　北本所神宮寺　北本所本久寺　同所最勝寺　松浦肥前守樣御抱屋敷　北本所榮壽院
一、里俗町内上之方壹丁程を濱屋敷とも達磨横町とも相唱申候町内達磨渡世仕候者有之候ゟ相唱候義に御座候尤濱屋敷之譯申傳共外無御座候
一、惣家數　貳百五拾五軒　内　地主廿九軒　家守貳拾軒　地借廿六軒　店借百八拾軒
一、自身番屋　壹ヶ所　間口貳間　奥行三間半
右者當町又兵衞地借に御座候享保二戌年中修復仕候由に御座候得共其以前書留等に相見に不申候間建始年代等相分不申候
一、石橋　長サ貳間　巾三尺五寸
右は町内里俗濱屋敷往還横切下水に懸渡有之元祿十三辰年板橋に而伊奈半左衞門樣御掛りに而御掛直有之由書面に御座候間其以前ゟ有來ル儀と奉存候得共掛始年代不相分其後度々御掛直有之候趣に而年代不知石橋に相成申候里俗肥前殿橋と相唱申候松浦肥前守樣御屋敷近邊に有之候儀と奉存候
一、圦　壹ヶ所　長杭五間　高六尺　巾九尺五寸
右は町内上之方大川端下水吐口に有之候享和二戌年伊奈半左衞門樣御掛に而御伏替被下候書留御座候得共其以前年代相分り不申其後地方御掛に而度々御伏替御修復共御座候
一、東西に表田舍間拾間三尺　南北裏行三拾三間貳尺　此坪數三百五拾七坪
　當町内町屋敷に有之候

東本願寺末
一向宗　源光寺境内

右源光寺儀は延享四卯年迄中之郷原庭町に有之候所當所地所引替地に仕度同年十一月寺社御奉行小出信濃守様に而御願濟之上當町に引移屋敷所持寺方に御座候
一、町御奉行御代官所兩御支配に而當時山田茂左衛門様御代官所に御座候
一、反別貳町六反九畝貳拾七歩
一、武州葛飾郡西葛西領に御座候
一、御撿地元祿十丑年十二月酒井河内守様御改に御座候
一、御高札之義は中之郷竹町に有之候を相守申候

北本所表町庄右衛門地借
喜右衛門弟　民五郎

一、寄特に付鳥目拾貫文爲取遣ス
其方儀幼年之節ゟ篤實成生質に而兄喜右衛門商向一式引請無差支樣致し母病死以前并病中も孝養致當時は喜右衛門致尊敬召使之者共迄不便を加に心得違等致候者有之候得共喜右衛門には不申聞其身に引受致世話且宿元計に罷在氣鬱に而も可致哉と芝居等に參り候樣勸め候而も一向不罷越邂逅神社に參り候節も家内を氣遣ひ早々罷歸り候由其外家内被締宜商賣向律儀に精出し寄特成事に付鳥目拾貫文爲取遣ス
右之通被仰渡鳥目拾貫文被下置難有奉頂戴候爲後日依如件
寛政八辰年十月廿三日
右當人　民　五　郎印
加判名主　庄　右　衛　門印
同　五人組　久　五　郎印

名主　五郎左衛門印

右は小田切土佐守様御掛に而被仰渡候

北本所表町庄右衛門地借
喜右衛門弟
民五郎養子先改名　平　八
當午廿八歳

右民五郎儀幼年之節ゟ篤實成生質に而兄喜右衛門商ひ向一式引請無差支樣差配仕母病死以前并病中も孝養仕當時は喜右衛門ヲ致尊敬召使之者共迄厚ク心付遣シ心得違等仕候者有之候得共喜右衛門には不申聞其身に引受世話宿元斗に罷在氣鬱に而も可仕哉と芝居等に參り候樣勸め而も一向不罷越邂逅神社に參り候節も家内を氣遣ひ早々罷歸り候由其外家内之取締り宜商ひ向律儀に出精仕候段奉達　御聽去ル辰年十月廿三日　土佐守様御番所に被召出於御白洲御褒美錢拾貫文頂戴被仰付候尤右御褒美頂戴以前伊勢町家持才兵衛と申者右民五郎儀篤實成儀を兼而及承養子に貰受其身姉いちに妻合出見世相續爲致度由に而懇望仕候處喜右衛門方無人之上商賣向民五郎へ打任せ置候間當時難手放旨申斷候處其後御褒美頂戴之風聞有之候に付所々ゟ民五郎義を養子に貰受度段喜右衛門に申入候由ヲ右才兵衛及承猶又頻りに所望致引取候義は及延引候而も不苦候間何れにも緣談取極置呉候樣達而申聞候に付喜右衛門儀不時物入打續且又家業向に付手放候而は迷惑之段種々申譯致候得共更に聞入不申候に付不得止事去ミ辰年十一月中緣談取極メ尤翌巳年六月中差遣し候則平八と改名仕同町家主源右衛門地内於出見世酒味噌醬油渡世仕罷在候勿論御褒美頂戴後宿元に罷在候砌は不及申に養子先家業向少も無油斷相稼萬端心入律儀之致方に付追々得意も相增商ひ繁昌仕候間商賣物手張候に付只今迄男壹人召使候處

手廻り兼近來召使をも相増申候由尤父母を尊敬仕候義者元に罷在候御兒喜右衛門に仕候節に相變も無之夫婦合睦敷召仕男女共にも心配り致遣し候故家內無變相續仕候間養父才兵衛義相歡ひ末々賴母敷存罷在候由に御座候

右平八義御褒美頂戴後行狀前々に相變り候義毛頭無御座候家業向は勿論其外慣方已前に相增候共聊持崩候躰之義無並篤實に御座候由此段御尋に付承糺申上候以上

寛政十午年六月　北本所町

名主　五郎左衛門

右之通民五郎事平八御褒美之節被仰渡幷其後行狀御尋返答共奉申上候且又平八義拾五ヶ年以前戌年中病死仕家名斷絕仕候由幷當町庄右衛門地借喜右衛門義も六ヶ年以前申年中致欠落家名相絕申候

一、　名主　中田（朱字）五郎左衛門

私先祖之義は千葉葛西之支流に而中田九郎重成ゟ三代從五位下非藏人成相致仕之上當所に居住仕數代郷士に御座候處成相ゟ十九代五郎左衛門義乍恐御入國之砌伊奈半十郎樣ゟ被召出其節迄百姓共差配仕候段御褒詞之上名主役に被仰付候由に御座候

一、寛永元子年ゟ南北本所村之御年貢御割付所持仕候

一、系圖壹卷幷千葉助常胤ゟ中田九郎に所傳之由神鬼之短刀壹振幷梶原景太景末之手跡所持仕候處私ゟ四代以前五郎右衛門ゟ當所鎭守牛御前に奉納仕只今同所寶物に御座候且又中田九郎所持之手槍壹筋銘不知穗先四寸五分有之候

一、御用提灯幷野羽織御免之由南本所町友太郎申之鄕町庄太郎俱々代々相用候處右之由緒は相分り不申候得共寛政四子年十一月中伊奈半左衛門樣ゟ御尋有之候處古來御免之由申傳御座候得共書留水腐仕候段申上以後心得方奉伺候處舊家之義由緒も可有之事ニ付御老中樣に御伺之上是迄之通心得候樣其節被仰渡只今以相用申候

一、名主役之義被仰付候ゟ私迄十二代無恙御役相勤申候

一、　中田（朱字）五郎右衛門

右五郎右衛門先祖之義は名主役被仰付候五郎左衛門弟に而當町に別家仕年寄相勤候御代官ゟ本所深川御見分有之節御案内仕罷在候處享保十八丑年御代官伊奈半左衛門樣ゟ本所見廻り役に被仰付役地之義見立申上候樣被仰渡候得共相應之地所無御座候故役地金拾四兩宛年々被下置御役相勤罷在候尤本所町方之儀は道役清水八郎兵衛家城善兵衛兩人に而相勤地方之義は右五郎右衛門壹人に而相勤來申候

一、　中田（朱字）九左衛門

右九左衛門義者年代等不相分名主五郎左衛門別家之由當所草創ゟ年寄に御座候

一、　中田（朱字）惣左衛門

右惣左衛門義は年代等不相分名主五郎左衛門別家之由當所草創之者に御座候

右之通取調此段申上候此外御尋條之廉々當町內には無御座候以上

文政十一子年十月　右町名主　五郎左衛門㊞

北本所荒井町

一、御城ゟ丑寅之方　道法凡一里程

一、當町之儀は起立及千年候段寶永三戌年十二月中伊奈半左衛門樣御尋之節御答申上候儀有之右起立後本所村と唱田畑に而御入國後

迄耕作仕罷在其後年月不知南本所村北本所村と相分候處萬治二年
御武家屋敷に相成候に付北本所村之内田畑御用地に被召上居屋敷
而已に而農業難相成候に付寛文九酉年中伊奈半左衛門様に其後申
上候處右居屋敷之分町屋に取立商賣致暮方仕候樣被仰渡其砌ゟ町
屋に御座候處元祿十丑年二月廿九日御同人様に被召出永代賣御免
被仰付候間江戸町同様相對仕候様被仰渡候然ル所家作御改場之内
に而一同難澁仕候間寶永二酉年中本所地割御奉行赤井六郞兵衞様
倉橋三左衞門様御勤役之節御改場御免奉願候處御聞濟に相成其後
正德三巳年五月中町御奉行坪内能登守様丹羽遠江様松野壹岐守様
御支配に被仰付候後町方御代官兩御支配に御座候荒井町と相唱候
儀は町内に晒井と申井戸新起堀立候節近邊新井と相唱候處其後年
月不知當時之文字に書改申候

一、町内間數　小間百廿三間貳尺　清光寺前通東側　南北に表田舍
間拾七間壹尺壹寸　東西に裏行南之方田舍間拾五間北之方同拾間
壹尺五寸
同斷西側　南北に表田舍間拾間三尺貳寸　東西へ裏行田舍間四間
四尺三寸　此坪數四拾貳坪
同所西横町南側　東西に表田舍間拾三間壹尺五寸　南北に裏行東
之方田舍間八間三尺九寸　西之方田舍間拾間　此坪數百拾坪
東榮寺前通東側　南北に表田舍間拾四間三尺四寸　東西に裏行田
舍間拾五間三尺六寸　此坪數貳百四拾三坪
同所南之方東側　南北に表田舍間八間五尺貳寸　東西に裏行田舍
間拾壹間　此坪數九拾六坪
同斷西側　南北に表田舍間四拾貳間二寸　東西に裏行南之方田舍
間三拾間　北之方田舍間拾五間　此坪數千貳拾坪

出山寺前通西側　南北に表田舍間九間壹尺六寸　東西に裏行田舍
間七間壹尺貳寸　此坪數九拾坪
右地面續南側　東西に表田舍間七間三尺八寸　南北に裏行田舍間
三間貳尺三寸　此坪數廿四坪　惣坪數千八百四拾七坪

一、隣　町　〔東之方〕北本町表町　北本町百姓地　南本所荒井町
同所正善院　〔西之方〕南本所荒井町　南本所清光寺　同妙源寺
北本所町百姓地　〔南之方〕南本所出山寺　南本所荒井町　同所妙
源寺　北本所町百姓地　〔北之方〕南本所感應寺　同淸光寺　北本
所表町　南本所和明院　南本所荒井町

一、惣家數　八十九軒　地主四軒　家主七軒　店借七十八軒

一、晒井　當町家主　瀨平地面内
右は堀候年代等不相分名水之由申傳候右井戸新に出來候節都而近
邊新井と相唱候を後來文字を誤荒井町と相唱候儀に御座候

一、町御奉行御代官兩御支配に而當時御代官山田茂左衞門様に御座
候

一、武州葛飾郡西葛西領に御座候

一、御撿地元祿十丑年中酒井河内守様御改に御座候

一、御高札之儀は中之鄕竹町に有之候を相守申候
右之通取調此段申上候此外御ヶ條之箇々當町内には無御座候
文政十一子年十月　右町名主　五郞左衞門

北本所番場町

一、御城ゟ丑寅之方道法凡一里程

一、當町之儀は起立及千年候段寶永三戌年十二月中伊奈半左衞門様
御尋之節御答申上候義有之右起立後本所村と唱田畑に而御入國後

迄耕作仕り罷在其後年來不知南本所村北本所村と相分り候處萬治二亥年中本所一圓御武家屋敷に相成候に付北本所村之内田畑御用地に被召上居屋敷而已に而農業難相成候に付寛文九酉年中伊奈半左衞門樣に其段申上候處右居屋敷之分町屋に取立商賣致暮之方仕候樣被仰渡其砌ゟ町屋に御座候處元祿十丑年二月廿九日御同人樣に被召上永代賣御免被仰付候間江戸町同樣相對仕候樣被仰渡候然ル處家作御改場之内に而難澁仕候間寶永二酉年中本所地割御奉行赤井六兵衞樣倉橋三左衞門樣御勤役之節御改場御免奉願候處御聞濟に相成申候其後正德三巳年五月中町御奉行坪内能登守樣松野壹岐守樣御勤役之節町方御支配に被仰付候後町方御代官兩御支配に御座候番場町と相唱候儀元爲之御場所に付名付候所後世文字を略シ唱來候儀に御座候

一、町内間數　小間貳百五拾八間五尺七寸　河岸通東側　南北に表田舍間四拾八間壹尺六寸　東西に裏行南之方貳拾間　北之方八間四尺　此坪數七百拾六坪

番場町通南側　東西に表田舍間五拾壹間壹尺　南北に東之方拾五間三尺四寸　西之方貳拾五間三尺　此坪數千三百五拾九坪

同町里俗岩淵通　南北に表田舍間五拾七間五尺　東西に裏行南之方貳拾五間貳尺　北之方貳拾三間　此坪數千六百九拾七坪

同町松林寺前通東側　南北に表田舍間貳拾貳間五尺貳寸　東西に裏行南之方拾貳間壹尺九寸　北之方拾六間　此坪數三百四拾五坪

同町里俗西口通南側　東西に表田舍間拾貳間　南北に裏行八間三尺六寸　此坪數百三坪

同裏通南側　東西に表田舍間八間　南北に裏行五間　此坪數四拾坪

同所東續東側　南北に表田舍間五間　東西に裏行四間　此坪數貳拾坪

同所西口通北側　東西に表田舍間拾三間貳尺八寸　南北に裏行東之方八間三尺　西之方六間八寸　此坪數九拾四坪

同所裏通北側　東西に表田舍間拾七間貳尺七寸　南北裏行東之方拾七間壹尺七寸　西之方四間四尺貳寸　此坪數百九拾六坪

普賢寺前河岸通　南北に表田舍間拾三間　東西裏行三拾四間五尺

此坪數四百五拾貳坪　惣坪數五千貳拾貳坪

一、隣町之名　〔東之方〕大御番堀田伊勢守樣御組本山七藏樣御抱屋敷　金座下吹所　北本所町百姓地　南本所荒井町　同所番場町〔西之方〕北本所松林寺　南本所外手町　御船手向井將監樣　南本所東江寺　北本所表町　南本所番場町　〔南之方〕向井將監樣　御小納戸内藤帶刀樣　南本所番場町　〔北之方〕南本所番場町　北本所表町　二之丸御留守居男谷彥四郎樣

一、北本所町百姓地之内金座下吹所前通り折廻し壹町程岩淵と相唱候同所河岸通男谷彥四郎樣御抱屋敷脇ゟ入候横町に而南北本所番場町入合候場所西口と相唱候右は全町内西之方に付候往還に付唱候義と奉存候尤岩淵と唱候義申傳等無御座候

一、惣家數　百貳拾三軒　地主拾四軒　家守貳拾貳軒　地借五軒　店借八拾貳軒

一、自身番屋　壹ヶ所　間口三間　裏行貳間半　此坪數七坪半

右は町内大川端に御座候文化十二亥年七月中修復仕候書留は御座候得共願濟之年代共以前ゟ書留等無御座候

一、淺草川

右は町内西之方に有之千住筋ゟ流來兩國橋之方に相流申候

一、石橋　長三間　巾九尺
右は南本所番場町ゟ當町に相流候下水に掛渡有之町内入用に而掛直シ仕候間掛始年代共外共一切相分り不申候
一、以　長拾間　幅貳間　高サ九尺
右は町内淺草川河岸通下水落口に御座候元祿十一寅年伊奈半左衛門樣御掛りに而御伏樁成被下候書留御座候得共其以前相分り不申候其後地方御掛りに而度々御伏樁御修復共御座候
一、向井將監樣　御船着場　南北に四間三尺　東西に九尺
右は町内河岸地之内に有之將監樣御船手御役被遊候内は御船着場に被仰付御役に無之節は町内持に御座候
一、淺草川通河岸地　南北に貳拾間五尺　東西に五間　此坪數百四坪
右は文政七申年中川岸地之分冥加金上納被仰付候後銘々川岸付地主に而所持仕壹ヶ月銀拾匁八分五厘上納仕候
一、物揚場　長五間　幅九尺
右は前書申上候冥加金河岸地上納被仰付候砌奉願候町内揚場に御座候
一、向井將監樣寄合辻番所引跡　南北に間口四間半　東西に裏行五間
右は建始メ年代等不相分往古ゟ御組合辻番所有之候處當子八月中取構に相成同月中當町に御預けに相成申候
一、秋葉山宿坊　北本所番場町　五人組持地借
義　舟
南北に表田舍間拾三間　東西に裏行三拾四間五尺　此坪數四百五拾貳坪
右は元本所龜澤町に有之候處寶暦六子年五月中青山因幡守樣御勤役之節奉願所左衛門と申者此所措受地借に御座候尤巨細之義は義舟ゟ別紙書申上候
一、白川二位殿配下　同町八右衛門店　眞　土　筑　後
右は文化十二亥年五月中寺社御奉行阿部備中守樣に奉願其砌ゟ住居仕候尤同人ゟ別紙書上申候
一、常陸國六所太神宮　神主山邊大隅配下
同町久兵衛店　森　田　中　務
右は去亥年中ゟ住居仕候尤同人ゟ別紙書上申候
一、女夫石　同町新出店　石工五郎兵衛　夫之方上下を着シ座像長貳尺八寸　女之方かい取を着シ座像長貳尺五寸
右像之前に石之花瓶壹對慈母隨心院寄附と彫付御座候右は當五郎兵衛祖父之砌年代不知誂物に有之候所取に不來候間其儘家前に差置候處いつとなく寄依仕候者有之候間當時五尺五寸四方之覆屋補理差置申候
一、町御奉行　御代官兩御支配に而當時御代官山田茂左衛門樣に御座候
一、反別壹町六反七畝拾貳步
一、武州葛飾郡西葛西領に御座候
一、御撿地元祿十丑年酒井河内守樣御改に御座候
一、御高札之義は中之鄉竹町に有之候を相守申候
右之通取調此段申上候此外御觸條之廉々當町内には無御座候以上
文政十一子年十月　右町名主　五郎左衛門㊞
一、神躰　三面大黑天　丈壹寸六分　作人不知
右は文化十二亥年五月中寺社御奉行阿部備中守樣に奉願其砌ゟ住

居仕候尤眞土筑後儞父に御座候間何方に罷在候節勤請仕候哉相知不申候

白川二位殿配下　眞土筑後印
家主　八右衛門

一、神幹六所太神宮　幣六本　丈壹尺六寸
右は去亥年中ゟ當店に住居仕候
山ノ邊大隅義は小石川陸尺町住居仕候　常陸國六所太神宮神主山ノ邊大隅配下　森田中務印
家主　久兵衛

北本所福嚴寺門前

一、御城ゟ丑寅之方道法凡壹里程
一、當門前往古福嚴寺除地境内に御座候處元祿年中門前家作奉願御聞濟之由申傳有之既に寶永七寅年中門前家作御調之節も有形繪圖面に而申上候段認メ御座候得共古書物一切無御座候間建始聢と仕候年月御掛り御名前等相知不申候然ル所右家作住居之者伊奈半左衛門様御支配請候處正徳三巳年五月中門前家作住居之者町御奉行坪内能登守様松野壹岐守様御支配に相成候後地所之義は寺社御奉行所御支配住居之者共は町方御支配に御座候
一、間數　南北に表田舍間拾間　裏幅同間　東西に裏行同三間ツゝ
此坪三拾坪
一、隣　町　〔東之方〕小普請組仁科定吉様　〔西之方〕福嚴寺　〔北之方〕同断　〔南之方〕東盛寺
一、六ヶ所門前と相唱申候中之郷成就寺門前同所如意輪寺門前小梅延命寺門前南本所永隆寺門前龜戸不動院門前並當門前月行事組合候間相唱候義に御座候
一、家　數　九軒　内　家守壹軒　店借八軒
一、自身番屋無之六ヶ寺門前之内月行事相立萬事相勤申候
一、町内南東之方下水石橋　壹ヶ所　長三尺　幅五尺
尤掛始年代等相知不申候町内持に而無御座候
一、武州葛飾郡に御座候
右之通取調此段申上候此外御ヶ條之廉ゝ無御座候以上

文政十一子年十一月　右町名主無之
月行事　七藏㊞

北本所出村町

一、御城ゟ東之方道法凡壹里
一、當町之儀は往古北本所町之内（當時場所相知不申候）御座候處萬治二亥年中御武家屋敷に相成候に付御用地に被召上其後年月不相知本所竪川通に而代地被下置候處猶亦右場所本所柳原町に相成貞享三寅年中當時之場所元何之場所に候哉不相分代り地被下置寛文九酉年中伊奈半左衛門様御掛りに而本所一圓町屋に相成候砌一同町屋に取立商賣仕罷在候處元祿十丑年二月廿九日御同人様御掛りに而永代賣御免被仰付其後寶永三戌年中本所地割御奉行赤井六兵衛様瀧川清右衛門様御勤役之節家作御改場御免奉願候處御聞濟に相成正徳三巳年壬五月中町御奉行坪内能登守様丹羽遠江守様松野壹岐守様御支配に被仰付候後町方御代官兩御支配に御座候出村町と相唱候義は前書萬治年中北本所村之内ゟ出候村方に付其砌ゟ相唱候義に御座候
一、町内間數　惣小間百五拾五間壹尺四寸　靈山寺前通西側　南北

に表間口田舍間四拾間四尺五寸　裏巾同間　東西に裏行南之方貳拾五間　北之方同間　此坪數千拾九坪

右隣町之名　〔東之方〕本所靈山寺　同法恩寺　〔西之方〕柳島村畑地　〔南之方〕南本所出村町　中之鄕代地町　〔北之方〕柳島出村町

根來出雲守樣御下屋敷

本法寺前通西側　南北に表間口田舍間拾四間貳尺九寸　裏巾同間　東西に裏行南之方貳拾五間　北之方同間　此坪數三百六拾貳坪

右隣町之名　〔東之方〕本所本法寺　〔西之方〕小梅村畑地　〔南之方〕根來出雲守樣御下屋敷　〔北之方〕小梅村畑地　惣坪千三百八拾壹坪

一、惣家數　貳拾六軒　地主貳軒　家主三軒　店借貳拾壹軒

一、里俗入會町と相唱候義は所々出村代地等入會候ゟ相唱候義に御座候

一、自身番屋當町に無之南本所出村町往還に有之候自身番屋に組合萬事相勤申候

一、町御奉行兩御支配に而當地御代官山田茂左衞門樣に御座候

一、町內反別四反六畝貳步　但北本所惣反別貳拾貳町七反壹畝拾壹步之內に御座候

一、武州葛飾郡西葛西領に御座候

一、御撿地之儀は元祿十丑年十二月酒井河內守樣御改に御座候

一、御高札之儀は柳島村に有之候を相守り申候

一、御褒美銀五枚被下之

北本所出村町長左衞門店

平　五　郎

其方儀先達而病死致候父平兵衞は老衰之上四五年以前ゟ病身に相成自分と食事拵等も不相成候に付其方儀早朝ゟ起食事拵致爲給日々商ひに出夜に入歸り候而も洗湯に參り候他は他出等も不致父之側を不離介抱いたし平日父之衣類等其方自身と縫綴り候而爲着寒氣を凌候樣手當致當夏中も古蚊帳を調自分に而縫綴り父に釣遣し其方は蚊遣り火に而相凌且商ひ物無之砌は日雇等に罷出格別骨折候節は雇主ゟ心付增錢異候而も極之外は決而不貰受朝暮父を大切に介抱致候段孝心奇特成義に付爲褒美銀五枚被下候に付難有可奉存候

右之通被仰渡御銀五枚被下置難有奉頂戴候依如件

寛政十一未年十一月四日

右　平　五　郎

家主　長　左　衞　門

五人組　彥　右　衞　門

名主　五　郎　右　衞　門

右之通小田切土佐守樣御懸りに而御褒美銀五枚被下置候然ル所平五郎父平兵衞儀は孝心御調有之候內同十月致病死平五郎儀は貳拾八ケ年以前酉年中病死仕後相絕申候

一、北本所出村町往還向法恩寺靈山寺兩寺之間

間口五間　奧行百間程之明き地

右は古來道式堀式之由小梅中之鄕柳島村田畑に罷出候道式之由に御座候處前田大和守樣御下屋敷に相成候より不用道に相成候由申傳候得共書留等無御座聢と相分り不申候

但地所懸り之儀取調候處當時何方持之地に御座候哉相知不申候得共當町地先之儀に付書戴申候

右之通取調此段申上候此外御箇條之廉々當町內には無御座候以上

文政十一子年十月

右町名主　五　郎　左　衞　門㊞

柳島町續北本所代地町

一、御城ゟ東之方道法凡壹里拾町

一、當町之儀は往古北本所番場町之内ニ有之候處元祿十二卯年三月中向井將監樣御屋敷ニ相成候ニ付御用地ニ被召上同年七月中當時之場所何之地所に候哉不相知代地被下置寳永二酉年本所地割御奉行赤井六郞兵衞樣倉橋三左衞門樣御勤役之節奉願家作御免被仰付町竝屋敷に被成正德三巳年五月中町御奉行坪内能登守樣丹羽遠江守松野壹岐守樣御勤役之節町方御支配に被仰付地方之儀は御代官所ニ而兩御支配町屋敷ニ御座候

一、町内間數　西側　但片側町屋　東西に表間口田舍間六拾間　裏巾同間　南北に裏行東之方三拾八間　西之方同間　此坪數貳千貳百八拾坪

一、隣町之名　〔東之方〕龜戶町　龜戶村光藏寺　同所長壽寺　〔西之方〕柳嶋村　〔南之方〕柳島町　〔北之方〕柳島横川町

右町元町人所持之所文化二丑年五月中中川八郞左衞門樣御買受に相成候後御抱町屋敷に御座候處同年植村駿河守樣御買受被成文政九午年閏正月中小笠原相模守樣御買受被成當時御所持之町竝御抱御屋敷に付町人家作無御座一圓御搆内に相成居申候

一、川　巾拾間　長六拾間

右は町内東之方に有之横十間川と相唱申候中川筋枝流北十間川ゟ流レ來竪川之方に相流申候尤堀割年代等柳島横川町に而申上候

一、自身番屋　當町に無之元地番場町自身番屋に組入萬事相勤申候

一、町御奉行兩御支配に而當時御代官山田茂左衞門樣に御座候

一、町内反別七反六畝歩　但北本所惣反別貳拾貳町七反壹畝拾壹歩之内に御座候

一、武州葛飾郡西葛西領に御座候

一、御撿地之儀は元祿十丑年十二月酒井河内守樣御改に御座候

一、御高札之儀は柳嶋町ニ有之候を相守申候

右之通取調此段申上候此外御ヶ條廉々當町内には無御座候以上

文政十一子年十月　　右町名主　五郞左衞門㊞

法恩寺前續北本所代地町

一、御城ゟ東之方　道法凡壹里

一、當町之儀は往古北本所村之内に御座候處元祿六酉年八月中阿部對馬守樣御屋敷ニ相成候ニ付御用地に被召上同年中元何之地所ニ候哉相知レ不申當時之場所ニ而代地被下置元祿十丑年二月廿九日伊奈半左衞門樣御掛りニ而永代賣御免被仰付寳永二酉年中本所地割御奉行赤井六郞兵衞樣倉橋三左衞門樣御勤役之節家作御免被仰付町竝屋敷に相成正德三巳年壬五月中町御奉行坪内能登守樣丹羽遠江守樣松野壹岐守樣御勤役之節町方御支配被仰付地方之義は御代官所ニ而兩支配之町竝屋敷に御座候

一、町内間數　惣小間拾五間三尺　上之方北側　但片側町屋　東西に表間口田舍間七間四尺五寸　裏幅同間　南北に裏行東之方貳拾間　西之方同間　此坪數百五拾五坪

右隣町之名　〔東之方〕南本所出村町　〔西之方〕同町　〔南之方〕美濃部八藏樣御組御徒山形平次郞殿　赤穗作次郞殿　〔北之方〕柳島村

下之方北側　但片側町屋　東西に表間口田舍間七間四尺五寸　裏巾同間　南北に裏行東之方貳拾間　西之方同間　此坪數百五拾五

坪右隣町之名　〔東之方〕南本所出村町　〔西之方〕同町　〔南之方〕美濃部八藏樣御組御徒安藤庄助殿　〔北之方〕柳島村　惣坪三百拾坪

一、町家數八軒　地主貳軒　店借六軒

一、町御奉行兩御支配ニ而當時御代官山田茂左衛門樣ニ御座候

一、反別　壹反拾歩　但北本所惣反別貳拾貳町七反壹畝拾壹歩之内に御座候

一、武州葛飾郡西葛西領ニ御座候

一、御撿地之義は元祿十丑年十二月酒井河内守樣御改ニ御座候

一、御高札之儀は柳島町ニ有之候を相守申候

右之通取調此段申上候此外御箇條之廉々當町内には無御座候以上

文政十一子年十月　　右町名主　五郎左衛門㊞

吉岡町續北本所代地町

一、御城ゟ　道法凡壹里

一、當町之儀は往古北本所表町に有之候處元祿十一寅年中松平對馬守樣御屋敷に相成候に付御用地に被召上寶永二酉年二月中當時之場所元何地所に候哉相知レ不申場所に而代地被下置同三戌年本所地割御奉行赤井六郎兵衛樣瀧川清右衛門樣御勤役之節奉願家作御免被仰付町並屋敷に相成正德三巳年壬五月中町御奉行坪内能登守樣丹羽遠江守樣松野壹岐守樣御勤役之節町方御支配被仰付地方之儀は御代官所に而兩御支配之町並屋敷に相成申候

一、町内間數　南側但片側町屋　東西に表間口田舍間拾五間　裏巾同間　南北に裏行拾貳間宛　此坪數百八拾坪

一、隣町之名　〔東之方〕本所吉岡町壹丁目　〔西之方〕同町御用屋敷〔南之方〕御書院番與力片岡重吉殿　御中間小林鐵藏殿　〔北之方〕本所吉岡町壹丁目

一、惣家數拾六軒　家主貳軒　店借拾四軒

一、自身番屋當町に無之本所吉岡町壹丁目自身番屋に組入萬事相勤申候

一、町御奉行御支配に而當時御代官山田茂左衛門樣に御座候

一、町内反別　六畝步　但北本所惣反別貳拾貳町七反壹畝拾壹歩之内に御座候

一、武州葛飾郡西葛西領に御座候

一、御撿地之儀元祿十丑年十二月中元地之砌酒井河内守樣御改に御座候

一、御高札之義は柳島町に有之候を相守申候

右之通取調此段申上候此外御箇條之廉々當町内には無御座候以上

文政十一子年十月　　右町名主　五郎左衛門㊞

深川六間堀代地町

一、御城より東に當り凡壹里半餘

一、當町之儀は武州葛飾郡西葛西領深川町分鄕六間堀總高之内に而古來伊奈半左衛門樣御代官所に有之起立年代町並屋敷に相成候方柄等之儀は同所深川六間堀町より申上候通に有之當町元地は右六間堀町之内西南之方反別五段四畝步之場所に有之元祿十丑年七月中堀田伊豆守樣御屋敷に相渡り御用地に被召上當所に而代地被下置候御年貢地町並屋敷に御座候尤正德三巳年五月中丹羽遠江守樣松野壹岐守樣坪内能登守樣御勤役中町御奉行所御代官所兩御支配に罷成申候且又當所之地所元何跡と申儀は相知不申候

一、町内惣間數　田舍間五拾三間壹尺貳寸　但片側　北側　東西に

間口五拾三間壹尺貳寸　裏幅同斷　南北に東西共裏行貳拾間　此坪千五百拾四坪

一、隣町　〔東之方〕本所柳島町　〔西之方〕深川元町代地　〔南之方〕井上筑後守樣御下屋敷　本多下總守樣御下屋敷　〔北之方〕同領柳島村

一町内惣家數　五拾八軒　家持貳軒　家守五軒　店借五拾壹軒

一、自身番屋町内に無御座家守共宅用場に相用町用相勤申候

一、町御奉行所御代官所兩御支配に而當時山田茂左衞門樣御代官所に御座候

一、葛飾領西葛西領之内に而深川村一躰之高内分鄕仕候場所に而惣名六間堀と相唱反別一躰に御座候

一、反別之儀は當町分五反四畝歩之場所に御座候但惣反別貳拾丁五反拾貳歩半之内に御座候

一、御撿地之儀は深川町一躰に而元祿八亥年酒井河内守樣享保十七子年筧播磨守樣御撿地に御座候

右取調候處此外御簡條之廉々當町に無御座候以上

文政十一子年十一月　右町名主　八左衞門㊞

深川元町代地

一、御城より東北之方に當り凡壹里半程

一、右町起立は元地起立同樣右は武州葛飾郡西葛西領之内に而委細元町方申上候通元祿十丑年松平遠江守樣御用地に被召上爲代地當時之場所本所法恩寺前莚東之方同所柳島村續都合三ヶ所に而代地被下置候儀に御座候尤委細書留度々之出水に而流失仕㒵細之儀は相知不申候得共申傳之分左に申上候

右代地之場所元は武州葛飾郡柳島村地先萱野之由元祿九子年中中堂御普請之節松平薩摩守樣御手傳御普請有之候砌御小屋場御取立有之候場所に而同十一寅年御普請御出來御小屋場御引拂に相成候跡之内當時之場所三ヶ所に而代地被下置町銘本所法恩寺前深川代地町と相唱候處近邊所々代地多く度々間違候に付巳來深川元町代地と相唱申度安永五申年牧野大隅守樣御番所に奉願願之通被仰付候後深川元町代地と相唱申候　但正德三巳年五月丹羽遠江守樣松野壹岐守樣坪内能登守樣御勤役中町方御支配に相成申候

一、町内間數　田舍間百四拾五間五尺三寸　南側東西に裏間口四拾五間三尺　裏幅同斷　南北に裏行東三拾五間三寸　西貳拾九間四尺　此坪千五百坪

右隣町之名　〔南之方〕柳島村　〔北之方〕法恩寺境内　〔西之方〕南本所御用屋敷　〔東之方〕十四番組御徒士方御組屋敷

北側　東西に表間口四拾五間　裏幅同斷　南北に東貳拾間　西同斷　此坪九百坪

右隣町之名　〔南之方〕十四番組御徒士方御組屋敷　〔北之方〕柳島村　〔西之方〕法恩寺境内　〔東之方〕柳島村

北側　東西に表間口五拾五間貳尺三寸　裏幅同斷　南北に裏行東貳拾間　西同斷　此坪千百八坪

右隣町之名　〔南之方〕十四番御徒士方御組屋敷　〔北之方〕柳島村　〔西之方〕　南本所代地町　〔東之方〕深川六間堀代地町

一、町内里俗之唱法恩寺前莚脇を上組と相唱柳島村續を下組と相唱申候

一、町内惣家數百拾三軒　家持五軒　家守七軒　店借百壹軒

一、自身番屋之儀は町内に無御座家主宅に而町用相弁來申候

同町家持勘右衛門

一、舊家

右先祖武州幸手在出生のものに而白井勘右衛門と申本所法恩寺家來に御座候所元祿元辰年右法恩寺谷中淸水御門より當時之場所に替地被下候砌一同當所に被越門前に住居仕其頃萱野に而人家も稀に御座候間境内拾物共外非常之儀見守相勤罷在候處元祿九子年中堂御普請之節松平薩摩守樣御手傳御普請有之法恩寺前竝東之方一圓御小屋場に相成候處萱野に而御座候間外に人家も無之右勘右衛門儀御世話仕萱苅拂等仕御用相勤候に付御普請御出來之上爲御褒美薩摩守樣ゟ金五拾兩被下候由申傳候に御座候然る處右御小屋場跡元祿十一寅年深川代地に相渡候處右代地之内家持又三郞地面に借地仕罷在寶曆四戌年六月廿八日當時之地所買求候已來當勘右衛門迄四代住居仕罷在候

一、當町寄特もの審々御内調有之取調申上候處文化五辰年中根岸肥前守樣御番所に御呼出之上頂戴物有之其節被仰渡之趣左之通

深川元町代地源兵衛店喜兵衛悴　喜　三　郞

右　　　喜　　兵　　衛

此もの共之内喜兵衛身上向困窮に而喜三郞は若年之節ゟ兩親に孝心を盡し所々紺屋手間取稼致五ヶ年巳前子年中ゟ元飯田町紺屋權左衛門方に奉公濟致し奉行向は至而出精致貞實に勤候得共平生兩親之儀を被是案し候を權左衛門見請折々喜兵衛方に遣候處同人儀段々及老年幼年之弟妹に而は手當行届間敷と存喜三郞儀暇相願候處職分格別出精致候故暇は不遣夜分は親元に差遣シ通ひ勤に爲致候間宅よりは主人方には壹里半餘も有之處毎夜無怠親元に立歸り兩親を厚く介抱致翌朝五時前には主人方に罷越右樣奉行向出精致候に付外奉公人ゟは給金も增壹ヶ年金八兩宛差遣候得共其身之入用には不致不殘兩親共方之入用に致孝養を盡し候段輕きものには寄特之儀に付右之趣申上爲御褒美喜三郞に鳥目拾五貫文とらせ遣ス

右之通被仰渡難有頂戴仕候仍如件

文化五辰年六月九日

右　喜　三　郞

親　喜　兵　衛

家主　源　兵　衛

五人組　久　兵　衛

名主　忠　右　衛　門

右喜兵衛儀文化十酉年八月中店引拂店受人南本所石原町仁兵衛店金藏に引渡申候後當時何方住居仕候哉相知不申候

一、當町長壽のもの審に御内調有之取調申上候處文化七午年正月廿一日小田切土佐守樣御番所に被召出頂戴物有之其節被仰渡之趣左之通

深川元町代地家持卜筮渡世　賴　　母

其方儀當午百壹歲に罷成稀成壽に付爲御手當米拾俵被下候間難有可奉存

右之通被仰渡御米拾俵被下置難有奉頂戴候仍如件

文化七午年正月廿一日

右　賴　　母

五人組源　兵　衛

同　久　兵　衛

名主　忠　右　衛　門

右賴母儀文化十酉年九月廿六日病死仕候に付同人妻かね儀家屋敷讓請所持致罷在候處身上難立行文化十一戌年九月中家屋敷賣拂候後文化十四丑年六月十五日病死仕候尤子孫壹人も無御座右跡退轉

仕候
一、町奉行所御代官所兩御支配に而山田茂左衛門樣御代官所に御座候
一、御撿地之儀は享保十七子年九月中箕播磨守樣御撿地に而在方町方一同御座候
一、反別之儀は深川惣高五百九拾六石三斗六合壹勺六才此反別五拾四町七反三畝九歩半之內當町分高拾四石三升貳合此反別壹町壹反六畝貳拾八歩に御座候
一、町內西南之方に寄拾七間四尺に五間貳尺三寸此歩三畝五歩之場所往古代地被下置候節之割殘地に而御水帳面夊に□歩と御座候柳嶋村地續に付同村ゟ右場所等耕作等仕同村ゟ當時進退仕罷在候得共當町御水帳面に有之候間書出シ申候
一、武州葛飾郡西葛西領之內に御座候
有之通取調此段申上候尤此外御尋條之廉ゝ當町內に無御座候已上
文政十一子年十一月　深川元町代地名主　忠右衛門㊞

小梅瓦町

一、御城ゟ寅卯之方　道法凡壹里餘
一、當町古は武州葛飾郡小梅村本高內に而町方起立相分り兼候得共御入國後伊奈半左衛門樣御代官所に有之元和寛永之御割付小梅村高內に有之其後萬治年中右場所住居之者所持之田地御武家方御屋敷御用地等に被召上候に付寛文年中伊奈半左衛門樣に申上右殘地居屋敷之內家作いたし商ひ等茂致し取續申度相願候處御聞濟有之元祿十丑年御撿地入前永代賣御免被仰付其後寶永三酉年中家作御改御免本所地割御奉行所に而御聞濟に相成其後正德三巳年町御奉行御支配に被仰付町方御代官兩御支配に御座候瓦町と唱候儀は居屋敷而已に而農業いたし候地所茂無御座瓦細工いたし罷在候に付萬治寛文頃ゟ瓦町と唱候儀にも御座候哉元祿御水帳にも瓦町と御記御座候
一、町內間數　惣小間六拾八間　北側表通り東西に表田舍間拾四間貳尺　裏幅同斷　南北裏行同拾間宛　此坪百四拾三坪三合三勺橫町東側　南北に表田舍間拾三間三尺　裏幅同斷　東西裏行同貳拾貳間宛　此坪貳百九拾七坪
河岸南側　但河岸物置場には無之沽券町屋敷に御座候　東西に表田舍間拾八間貳尺　裏幅同斷　南北裏行同西九間壹尺　東八間此坪百拾九坪貳合五勺
一、右隣町　〔東之方〕西御丸御台所頭野元八左衛門樣御屋敷　小普請御組青柳大次郎樣御屋敷　南本所元瓦町　〔西之方〕小梅村常泉寺　〔南之方〕業平川向森川下總守樣御屋敷　〔北之方〕小梅村
南側河岸但河岸物置場には無之沽券町屋敷に御座候　東西表田舍間貳拾五間五尺五寸　裏幅同斷　南北裏行同西九間貳尺　東拾壹間四尺　此坪貳百五拾九坪七合六勺
北側　東西に表田舍間貳拾五間四尺　裏幅同斷　南北裏行同西貳拾間三尺二寸　東貳拾壹間七寸　此坪五百九坪六合八勺
西行側南北表田舍間拾四間三尺　裏幅同斷　東西裏行同南拾一間北九間此坪百三拾五坪五合　間數入組有之候に付委細繪圖に申上候通御座候
一、右隣町　〔南之方〕業平川向森川下總守樣御屋敷　〔北之方〕小梅村　〔西之方〕南本所元瓦町　〔東之方〕古上水川同所向小梅村　惣坪數千四百六拾四坪五合貳勺

一、惣家數四拾八軒　地主貳軒　家守四軒　地借り拾壹軒　店借り
三拾壹軒
一、自身番屋無御座候
右は南本所元瓦町最合に而町役夜番相勤申候
一、川　幅拾七間　長四拾四間壹尺五寸　町内持には無御座候
右は源森川續に而年暦不知〆切出來候後東之方は東源森川或は横
川入堀共申唱候所近來〆切ゟ東業平川と唱申候西之方は源森川と
唱申候
一、古上水川　幅五間
右古水上は萬治寛文之頃嵜玉郡八條領瓦曾根溜井ゟ分水に相成龜
有村ゟ當領に入上千葉寶木塚篠原四ッ木江木之下大畑寺嶋須嵜
受地右村々流通シ小梅村に至り法恩寺橋邊迄以前堀通し有之由享
保七年九月右上水相止候由其後は村方用水に相用申候但小梅村入
樋ゟ先業平橋南之方小梅村反別八反四畝貳拾歩場所上水堀埋立跡
之由に而享保十七子年九月筧播磨守樣御掵地御高入に相成小梅村
百姓住居仕百姓商賣家作場所之積り御縄請仕候
一、小梅瓦町瓦竃員數前々之儀は相分不申候得共兩三軒有之候儀に
而當時竃貳ヶ所御座候願濟年代相知不申候年中燒立候瓦數竃貳
ヶ所に付壹ヶ年凡貳拾萬枚位ゟ貳拾四五萬枚位燒立申候瓦土之儀
は本下川村邊或は隅田村邊ゟ願濟之由に而相對に而舟土買受候に
御座候
一、萬古燒竃
右は小梅村内に而寶暦之頃瀬戸助と申者瀬戸物を燒候竃安永年中
萬古支次郎と申者讓請引續瀬戸物を燒萬古と唱天明年中　御成先
に而入上覽候儀有之候處其後追々不如意に相成勢州古郷に付引込
追々大破致し只今は竃も相潰レ申候
一、町御奉行御代官兩支配之地所　榎本與五郎樣御代官所
一、反別四反八畝貳拾四步　小梅村惣反別三拾貳町四反貳畝六步之
内に御座候
一、武州葛飾郡西葛西領に御座候
一、御掵地元祿十巳年酒井河内守樣御改御座候
一、御高札之儀は小梅村内に建有之組合罷在候
一、汐除堤長四拾四反壹尺五寸　巾三間　但南之方業平川村河岸地
面汐除堤町内銘々地先自普請所に御座候
右之通取調此段申上候右之外御倚條之廉々當町内には無御座候以
上

文政十一子年十一月　　右町名主　九　兵　衛㊞

小　梅　代　地　町

一、御城ゟ寅之方　道法凡壹里余
一、當町古は武州葛飾郡小梅村内水戸樣御藏屋敷邊に罷在候處年暦
不相知御武家方御屋敷御用地に被召上候節當時之場所元地相知不
申代地被下置候場所に御座候其後百姓町家取立元祿年中永代賣御
免伊奈半左衛門樣に而被仰渡家作御改場之儀茂寶永年中本所地割
御奉行所に相願御免有之候正德三巳年町御奉行所に御引渡に相成
夫ゟ町方御支配に被仰付町方御代官兩御支配に相成申候代地町と
唱候儀は御武家方御用地に被召上候代地に付相唱申候儀と奉存候
一、町内間數　小間貳百七拾五間三尺四寸　南向北側表通　東西に
表田舍間五拾三間三尺八寸　裏幅同斷　南北裏行同拾八間宛　此
坪九百六拾五坪四合

南向北側表通　東西に表田舍間五拾六間貳寸　裏幅同斷　南北裏
行同拾八間宛　此坪千八坪五合九勺
中通南向北側　東西に表田舍間五拾九間壹尺六寸　裏幅同斷　南
北に裏行同拾八間　此坪千六拾六坪八合
中通東側西向　南北に表田舍間拾八間　裏幅同斷　東西に裏行貳
拾八間壹尺三寸　此坪五百七坪九合
同所南側北向　東西に表田舍間五拾九間壹尺五寸　裏幅同斷　南
北裏行同拾八間　此坪千六坪五合
同所南側北向　東西に表田舍間貳拾九間貳尺三寸　裏幅同斷　南
北裏行同拾八間　坪此五百貳拾八坪八合七勺　惣坪數五千百四拾
四坪六勺
一、隣町並相隣候武家方寺院　〔東之方〕小普請御組坂西熊次郎殿
御寄合大久保甚左衛門樣御下屋敷　中之鄕横川町　〔西之方〕中之
鄕原庭町　日蓮宗同所妙縁寺　中之鄕元町　〔南之方〕大御番頭堀
近江守樣御下屋敷　御林奉行吉田金次郎樣　御寄合嶋田保太郎樣
西御丸御納戸組頭新井清助樣　〔北之方〕中之鄕八軒町　延命寺門
前　延命寺　南藏院
一、里俗銀座長屋
右は小梅代地町北大通り西之方間口五拾九間壹尺五寸片側銀座長
屋と唱申候右は明和天明之頃迄銀座人大黑長左衛門と申者所持住
居仕罷在候に付右里俗相唱申候尤地面之儀は同人所持に而有之候
處寛政五巳年中町人に賣渡候得共以今里俗唱來申候
一、惣家數　百八拾軒　内　地主三拾壹軒　家守九軒　他借り五軒
店借り百三拾五軒
一、自身番屋　間口田舍間九尺　奥行同三間

右は當町茂七店借り請自身番屋に相用ひ罷在候建如年月相知不申
候得共寛政二戌年迄町内中通り中程角に有之候處同年正月廿二日
類燒いたし其後右店借り請申候
一、火之見階子
右は當町茂七店自身番屋跡に相建有之十四組本所松倉町本所新町
中之鄕御仲間新町小梅代地町中之鄕横川町中之鄕八軒町中之鄕元
町中之鄕瓦町小梅瓦町南本所元瓦町小梅延命寺門前中之鄕龍巖寺
門前中之鄕如意輪寺門前中之鄕成就寺門前中之鄕片町等拾五ヶ町
出火之節爲相知候半鐘差置申度文化六巳年奉願候處願之通被仰付
候其已前迄は本所松倉町に十四組組合火之見櫓有之候處前書之通
り願替建階子に而相申候儀御聞濟に付建替候處年來相立及大破當
時取置候得共御願濟之儀に付追而取立可申候間此段書上置申候
一、日前太神宮　松島町松島稻荷神主隱居
吉田殿配下　柴田豐後
右は小梅代地町茂七店借り請罷在候尤七ヶ年以前文政五卯年中引
越候由日前太神宮神躰幣帛にて委細之儀は右柴田豐後より可申上
候
一、町御奉行御代官兩御支配に而榎本與五郎樣御代官所に御座候
一、反別壹町七反壹畝拾四步・石盛九　小梅村惣反別三拾貳町四反
貳畝六步之内
一、武州葛飾郡西葛西領に御座候
一、御撿地元祿十巳年酒井河内守樣御改御座候
一、御高札之儀は小梅村内に建有之組合罷在候
一、屋敷貳畝三步
右は小梅代地町中通り東側町屋敷續き道場不用に付寶暦十辰年伊

奈半左衛門様御撿地入に相成御年貢上納仕候
右之通取調此段申上候右之外御脩條之廉々當町内には無御座候以上

文政十一子年十一月　　右町名主　九　兵　衛㊞

吉田家支配江戸松島町松島稲荷前神主出羽事
本所小梅代地町　柴　田　豐　後

稟簫祖神　日前太神宮　祭神天思金命　石凝姥命

右本社之儀は紀伊國名草郡に鎭座有之候私宅に勸請之儀は右之寫に御座候來由は私儀文政四巳年四月紀州に罷越同社に參籠仕候節幣帛竝神祇道管領卜部朝臣良長筆且圓經壹寸五分程之神鏡壹面申請歸國之上松嶋稲荷社内に右幣帛を太神宮神躰に祟め勸請仕候然ル處松嶋稲荷神主之儀は悴對馬に相讓り私儀は同五午年當町に借宅借引移り同四月十六日右借宅神檀に遷座仕候

一、神前額　日前太神宮と書し有之候長壹尺五寸　幅壹尺
一、祭日　四月十六日　十一月八日
右之通御座候以上
文政十一子年十一月　　柴　田　豐　後

小梅延命寺門前

一、御城ゟ丑寅方凡壹里條之道に御座候
一、當門前之儀は古來地主延命寺儀小梅村に罷在候處御用地に被召上水戸樣御藏屋敷に相成候に付右爲代地元祿六酉年八月十八日御役名不知御内屆五郎兵衛殿奥田八郎右衛門樣御内鈴木彦助殿立合に而千八百四拾貳坪之地所延命寺に被下置候共砌前〻ゟ當時表門前之方拾七間三尺之場所百姓町屋有之候を其儘拜領坪數内に圍込に相成依之右百姓共以後は延命寺に致相對住居可仕旨共節之御役人被申渡引續住居仕其儘門前町屋に罷成候
一、表門ゟ東間口貳拾四間奥行貳間之處寶永七寅年寺社御奉行本多彈正少弼樣に奉願同八月廿六日安藤右京進樣御宅於御内寄合に本多彈正少弼樣御掛にて門前地に被仰付候同閏八月二日に御引渡御見分相濟申候右兩所共元寺社御奉行支配町屋之處延享二丑年中ゟ町方支配に相成申候尤其節町御奉行御姓名書留無御座相知不申候
且右兩所共右門前と相唱年季切葬等無御座候
町内間數　惣小間四拾壹間半　表門ゟ西之方東西表間口拾七間半
裏幅同斷　南北裏行五間　表門ゟ東之方東西表間口貳拾四間
裏幅同斷　南北裏行五間　此坪百貳拾坪　惣坪數合貳百七坪半
一、隣町　〔東之方〕南藏院境内　〔西之方〕中之郷八軒町　〔南之方〕往還向小梅代地町　〔北之方〕地主延命寺
一、町内家數　拾三軒　内　家守壹軒　地借四軒　店借八軒
右之通取調申上候尤此外御脩條廉〻町内に無御座候以上
文政十一子年十一月　　延命寺門前名主無之
月行事　平　右　衛　門㊞

四之橋通小梅代地町

一、御城ゟ卯之方　道法凡壹里余
當町之儀元は續小梅代地町之内に相續居永代賣御免町家作之場所に而滿願寺住居致罷在候處年曆相知不申御用地に被召上大久保伊賀守樣御下屋敷に相渡り候に付當時之地所元地之譯相分り兼候得共右場所代地に被下置滿願寺住居致し則如元地町家作取立元地同樣正德三巳年中町御奉行御支配に相成且享保十九寅年町内中程滿

願寺池並沼地共九拾坪之場所鶴御番所御用地に被召上當時村持に而別段代地不被下置減坪に相成居り高引には相成不申其後滿願寺請地村江引越候由に申傳候町御奉行御代官兩御支配に御座候

一、町内間數　小間三拾壹間三尺　東側西向片側南北表田舍間四間裏巾同斷　東西裏行同拾七間宛　此坪六拾八坪
同斷片側南北表田舍間貳拾七間三尺　裏巾同斷　東西裏行同拾七間宛　此坪四百六拾七坪五合　惣坪數五百三拾五坪五合

一、隣町　〔南之方〕中之鄉代地町　〔北之方〕西葛西領八右衛門新田田畑に御座候　〔東之方〕柳嶋村龜戸村入會　〔西之方〕柳嶋村

一、家數　七軒　地主貳軒　店借五軒

鶴御場所

一、滿願寺池九拾坪
右元は當町一圓武州葛飾郡請地村秋葉稻荷別當滿願寺以前住居之町屋敷に有之右場所庭中之池に御座候處右池並沼地前書坪數之通享保十九寅年右池鶴御場所御用に付被召上其後引續鶴御場所に相成申候尤別段代地等無御座右場所當時小梅村持に御座候

一、町御奉行御代官兩御支配に而榎本與五郎樣御代官所に御座候

一、反別壹反七畝貳拾五步半　小梅村總反別三拾貳町四反貳畝六步之内

一、武州葛飾郡西葛西領に御座候

一、御撿地元祿十丑年酒井河内守樣御改御座候

一、御高札之儀は小梅村に建有之組合罷在申候

右之通取調此段申上候右之外御觸條之廉々當町内には無御座候以上

文政十一子年十一月　右町名主　九　兵　衛㊞

小梅五之橋町

一、御城ゟ卯之方　道法凡壹里半程

一、當町古は武州葛飾郡小梅村本高内に而町方起立相分り兼申候得共只今之源森川邊に百姓商賣屋取建罷在候處寛文年中右川御堀割之砌御用地に被召上當時之場所に而代地被下置候由申傳候其後元祿年中永代賣御免寶永年中家作御改御免有之其後正德三巳年町御奉行御支配に被仰付町方御代官御支配に御座候五之橋町と唱候儀は壹之橋ゟ六之橋迄之間に而五之橋之邊りに付五之橋町と相唱來候儀に御座候且又右町内御年貢地之外に西續き間口田舍間九間奥行貳拾壹間貳尺四寸河岸間口九間裏行七間三尺三寸四分之場所與女中御比丘尼拜領地之由光清養女とうと申者上り地面に相成享保十四酉年二月中町方江御拂に相成買請人有之小梅五之橋町町家に相成右之分は全町方御支配に而公役錢上納いたし罷在候

一、町内間數　惣小間六拾六間五尺貳寸　西之方北側東西表田舍間拾七間四尺六寸　裏幅同斷　南北裏行同西貳拾壹間貳尺四寸　東貳拾壹間貳尺　此坪三百七拾九坪六合　間表田舍間九間　公役錢地同所南側河岸但河岸物置場には無之沽券町屋敷に御座候　東西表田舍間拾七間四尺六寸　裏幅同斷　南北裏行同西七間三尺三寸四分　東七間四尺六寸　此坪百三拾六坪六合　同表田舍間九間公役錢地
東之方北側東西表田舍間拾五間四尺三寸　裏幅同斷　南北裏行同貳拾壹間五尺宛　此坪三百四拾坪五合
同所南側河岸但河岸物置場には無之沽券町屋敷に御座候　東西表田舍間拾五間四尺三寸　裏幅同斷　南北裏行西八間九尺　東七間

五尺九寸　此坪百貳拾五坪貳勺　總坪九百八拾壹坪七合貳勺

一、隣町　〔東〕龜戸村百姓屋敷　〔西〕中之郷五之橋町　〔南〕竪川向龜戸出村平方出村　〔北〕立花豐前守樣御下屋敷　龜戸村田畑

一、惣家敷　貳拾間　地主五軒　家守無之　地借り無之　店借拾五軒

一、川　幅貳拾間　長三拾三間余

右は町内南之方に有之字竪川と相唱申候大川ゟ中川に相通し萬治年中堀割に相成申候由申傳候得共度々之出水に而古書物等水腐仕共節之御掛御姓名等之譯聢と相知不申候得共德山五兵衞樣御掛りに而出來候由申傳候

一、相對渡船場但竪川に有之平生船壹艘に而相渡申候

右は門兵衞渡と唱町内中程ゟ龜戸出村に相對に而相渡尤何年以前ゟ相始候儀に有之候哉年暦相知不申候得共延享寛文之頃町内船持門兵衞と申者向側通路に差支相對に而同所相渡候儀と申傳候依之以只今里俗門兵衞渡と唱相渡申候得共元來願濟に而有之候哉書留等一向無之申傳に差聢と致し候儀は相分り不申候得共年久敷相渡罷在候

一、町御奉行御支配　公役銀地

一、町御奉行御代官兩御支配御年貢地榎本與五郎樣御代官所に御座候

一、汐除堤　長三拾三間　幅三間　但南之方竪川河岸際汐除堤町内銘々自普請所に御座候

一、反別　三反貳畝貳拾壹歩　小梅村總反別三拾貳町四反貳畝六歩之内御座候

一、武州葛飾郡西葛西領御座候

一、御撿地元祿十丑年酒井河内守樣御改御座候

一、御高札之儀は小梅村に組合罷在候

右之通取調此段申上候右之外御尋條之廉〻當町之内には無御座候

以上

文政十一子年十一月　右町名主　九　兵　衞㊞

中之郷五之橋町

一、御城ゟ東之方　凡壹里余

一、當町往古者武州葛飾郡中之郷村に而元地之儀は同所居村續（當時大横川入つゝミ相唱候處之由）御座候處寛文三卯年中大横川堀敷御用地に被召上元坪を減し半地に而當場所元龜戸村田畑有之候を代地に被下置元來町並地面に御座候間町家作仕候處元祿八亥年酒井河内守樣御撿地入同十丑年十二月御水帳藏相濟同年永代賣家作御免之町並屋敷に御座候處其後正德三巳年閏五月十六日御代官伊奈半左衞門樣町御奉行坪内能登守樣丹羽遠江守樣松野壹岐守樣に御引渡に相成候處右町並家作願後候地主共有之候間其後享保十六亥年十二月屋敷御改杉田源左衞門樣渡田市之丞樣日根野左京樣に奉願上候處同十七子年二月願之道家作御免被仰付不殘町並家作相成町方御代官兩御支配に而當時町御奉行并御代官山田茂左衞門樣御支配に御座候尤町名之義は竪川通本所一ッ目より當町より五ッ目に御座候間以前は橋も御座候處貞享年中御取拂には相成候得共一ッ目を一之橋と相唱候故五之橋町と申來候由に御座候

一、町内間數　惣小間四百貳拾七間八寸　内　西之方龜戸村道敷ゟ物揚場迄北側通　東西に表田舍間百貳拾壹間貳尺貳寸裏幅百貳拾壹間三尺五寸　南北に裏行西之方貳拾間貳尺六寸　東之方貳拾間

貳尺七寸　此坪貳千四百貳拾八坪
同河岸南側通　東西に表田舍間百貳拾壹間貳尺貳寸　裏幅同間
南北に裏行西之方七間壹尺　東之方七間壹尺五寸　此坪八百四拾
三坪　但河岸附之地所當時明地之場所には村木薪木差置候得共元
來ゟ河岸物置場には無之町家作御免之場所に御座候尤以外何れも
同樣之筋に御座候
物揚場ゟ龜戶村道敷迄北側通　東西へ表田舍間六拾貳間貳尺壹寸
　裏幅六拾貳間壹尺三寸　南北に裏行西之方貳拾間三尺貳寸　東
之方貳拾間七寸　此坪千貳百五拾九坪
同河岸南側通　東西表田舍間六拾貳間貳尺壹寸　裏幅同間　南北
裏行西之方七間三尺五寸　東之方八間三尺　此坪四百六拾七坪
一、隣町之名　〔東之方〕龜戶村飛地　〔西之方〕同村　〔南之方〕川向
小名木川村　同龜戶出村　同猿江出村　同深川吉元町　〔北之方〕
岩城伊豫守樣御下屋敷　市橋主殿頭樣御下屋敷　龜戶村
自性院ゟ小梅五之橋町境迄北側通　東西に表田舍間貳拾九間五尺
壹寸　裏幅貳拾九間四尺貳寸　南北に裏行西之方貳拾間五尺　東
之方貳拾壹間壹尺貳寸　此坪六百拾六坪
同河岸南側通　東西に表田舍間貳拾九間五尺壹寸　裏幅同間　南
北に裏行西之方七間三尺壹寸　東之方七間五尺　此坪貳百貳拾貳
坪
一、隣町之名　〔東之方〕小梅五之橋町　〔西之方〕自性院同河岸
〔南之方〕川向小名木出村　〔北之方〕立花豐前守樣御下屋敷　惣坪
數五千八百三拾五坪
一、町內惣家數　七拾七軒　內　地主拾貳軒　家主七軒　地借七軒
　店借五拾壹軒

一、自身番屋之儀は當町內に無之御用向筋町用取計之節は月行事宅
に而相勤來候
一、竪川　町內持分長貳百拾三間三尺四寸　巾貳拾間
右は町內南之方に有之字竪川と相唱申候大川ゟ中川へ相通シ萬治
年中堀割に相成候由申傳候得共當時之場所未代地に不被下置以前
之儀に付書留幷其節之御掛御姓名等聢と相知不申候得共德山五兵
衞樣御掛りに而出來仕候由申傳候
一、町內河岸水除土手
右は寬文三卯年代地に被下置其節は龜戶村田畑野地に御座候間地
主共申合埋立或取崩等仕町並家作に相成候處度々之出水も有之地
低之場所故潮上り候間自分築立候土手敷に御座候處其後御府內繁
榮に相成候に付自然と竹木薪渡世之者共入り住居に相成候間勝手
ヲ以村木置場等に致し水際土手敷ゟ當時河岸ナタレに相成居申候
一、當町反別壹町九反四畝拾五步　但中之鄉村惣反別貳拾七町三反
八畝貳拾九步之內に御座候
一、武州葛飾郡西葛西領に御座候
右之通取調此段申上候尤此外御尋條之廉々當町に無御座候以上
　文政十一子年十月
　　　　　　　　　　　　中之鄉五之橋町
　　　　　　　　　　　　　名主　庄　太　郎㊞

中之鄉五之橋町

龜戶村地先
一、本所五之橋跡
右は萬治三亥年竪川御堀割之節掛渡候橋に而其頃は町並も家續に
は無之間原之町並に而往來人無數故御入用無益之場所に付貞享元

年五之橋六之橋共御取拂に相成候旨申傳に御座候

同所

一、御上場　但南河岸喰違に有之長幅間數委細繪圖面に申上候

右近邊　御鷹場に罷成候者享保四年に而共節橋跡南北川端に

御上り場出來之旨是又申傳に御座候同十年羅漢寺入佛供養共後御

膳所に被仰付御腰掛等出來引續御上場御用に相立候由申傳に御座

候

右五之橋跡竝

御上場共龜戸村地先に有之當町持場には無之候得共最寄之儀に付

取調候處右年限有老之申傳に而舊記等無之旨に御座候得共相違御

座有間敷奉存候尤渡船場之儀は先達而御調之節龜戸村より申上候

儀に御座候右御調に付繪圖面相添別帳に申上候以上

文政十一子年十月　　中之鄕五之橋町

名主　庄　太　郎㊞

四之橋通中之鄕代地町

一、御城より東之方　凡壹里餘

一、當町往古は中之鄕横川町之内に有之候所委細は吉田町續中之鄕

代地町に而申上候通寶永三戌年六月中安田内膳正樣御屋敷に相成

右御用地に被召上候に付元何之場所に候哉不相知當町之場所に而

代地被下置寶永四亥年中屋敷御改赤井六兵衞樣阿部甚三郎樣御勤

役之節家作御免被成下共後正德三巳年閏五月中町御奉行坪内能登

守樣丹羽遠江守樣松野壹岐守樣御支配に相成町御奉行御代官兩御

支配之町屋敷に御座候

一、町内間數　但片側町家東側　南北に表田舍間三拾六間五尺壹寸

裏市同間　東西に裏行南北拾七間三尺六寸宛　此坪六百四拾七

坪

一、隣町之名　〔東之方〕龜戸村　〔西之方〕御先年頭武川讃岐守樣御

組與力　葛馬七右衞門樣　柳島村　〔南之方〕西丸御徒士頭窪田主

水樣御組小泉伊三郎樣　〔北之方〕小梅代地町

一、町内惣家數　貳拾三軒　内　地主三軒　家主貳軒　地借壹軒

店借拾七軒

一、自身番屋町内に無之月行事宅に而萬事御用向相勤申候

一、堀　長拾八間程　幅貳間三尺　町内地先に御座候

右は町内南之方に有之里俗岸堀と相唱候處後來誤りきんし堀と唱

來申候　堀割年代等相分不申候得共往古右堀通に御村木藏有之其

岸通に付唱始候由に御座候右御藏跡之儀は當時龜戸村田畑に而當

町地續之由申傳候

一、橋　長七尺　幅八尺

右は町内南之方字岸堀に懸渡し有之武家方御持場に而懸始年代共

外相知不申候橋銘目彥無御座候

一、町御奉行兩支配に而當時御代官山田茂左衞門樣御支配に御座候

一、反別　貳反壹畝拾七步　但中之鄕惣反別貳拾七町三反八畝貳拾

九步之内に御座候

一、御撿地享保十七子年筧播磨守樣御改に御座候

右之通取調此段申上候此外御尙條之廉々當町には無御座候以上

文政十一子年十月　　四之橋通中之鄕代地町

名主　庄　太　郎㊞

本所法恩寺前續中之鄕代地町

一、御城より東之方　凡壹里余

一、當町往古は中之郷横川町之内に而御座候處元祿六酉年中御用地に被召上當所は先何之地所候哉不相知當時之場所に而代地被下置候尤當町立跡之儀は市谷佐内坂町之代地に相成右之跡に引移り新坂町と改號致候由に而則只今之本所新坂町に御座候由右代地に相成寶永二酉年中屋鋪御改赤井六兵衞様阿部甚三郎様御勤役之節家作御免被成下其後正德三巳年閏五月中町御奉行坪内能登守様丹羽遠江守様松野壹岐守様御勤役之節御支配被仰付其後町方御代官兩御支配町屋敷に御座候

一、町内間數惣小間三拾壹間　内　南側　東西に表田舍間拾間裏幅同間　南北に裏行東西拾六間宛　此坪數百六拾坪

北側　東西に表田舍間拾貳間　裏幅同間　南北に裏行西之方拾九間　東之方拾九間　此坪數百九拾貳坪

同所裏續東側　南北に表田舍間九間　裏幅同間　東西に裏行南北同間宛　此坪數三拾六坪　惣坪數三百八拾八坪

一、隣町之名　〔東之方〕南本所出村町　柳嶋出村町　〔西之方〕柳嶋出村町　南本所御用屋鋪　〔南之方〕南本所出村町　〔北之方〕南所出村町

一、里俗入會町と相唱申候尤柳嶋出村町南本所出村町所々出村代地入會候方唱來候儀に御座候

一、町内惣家數　貳拾五軒　内　地主三軒　店借り貳拾貳軒

一、自身番屋當町には無之南本所出村町往還に有之右自身番屋に組合萬事相勤申候

一、町御奉行兩御支配に而當時御代官山田茂左衛門様に御座候

一、反別　壹反貳畝貳拾八歩　但中之郷惣反別貳拾七町三反八畝貳拾九歩之内に御座候

一、武州葛飾郡西葛西領に御座候

一、御撿地享保十七子年寛幡磨守様御改に御座候

右之通取調此段申上候此外御箇條之廉々當町には無御座候以上

文政十一子年十月　法恩寺續中之鄕代地町

名主　庄　太　郎㊞

本所吉田町續中之鄕代地町

一、御城ゟ東之方凡壹里程

一、當町往古者中之鄕吉川町之内に有之候處寶永三戌年六月中安田内膳正様御屋敷に相成右御用地に被召上當所は元何之地所に候哉不相知當時之場所に而翌亥年九月中代地被下置候尤元地之砌ゟ永代貢家作御免之町並屋敷に付其段申立屋敷御改赤井六兵衞様阿部甚三郎様御勤役之砌奉願上候處同年町家作御免被成下其後正德三巳年閏五月中町御奉行坪内能登守様丹羽遠江守様松野壹岐守様御支配に被仰付候後町御奉行御代官兩御支配之町屋敷に御座候

一、町内間數　惣小間貳拾壹間五尺八寸　南側　東西表田舍間拾五間壹寸　裏幅同間　南北裏行東之方貳拾壹間四尺　西之方拾間五尺　此坪貳百四拾九坪

北側　東西表田舍間六間五尺七寸　裏幅同間　南北裏行東之方拾間五尺　西之方同間　此坪數七拾五坪

一、隣町之名　〔東之方〕本所吉田町壹丁目　〔西之方〕同町　〔南之方〕御留守居曲淵甲斐守様御組與力菅沼左近様　大御番安藤美濃守様御組深尾新十郎様　〔北之方〕本所吉田町壹丁目

一、町内惣家數　貳拾三軒　内　地主貳軒　店借貳拾壹軒

一、當町自身番屋無之本所吉田町同貳丁目自身番屋に組合御用向萬事相勤申候

一、町御奉行御代官兩御支配に而當時御代官山田茂左衛門様御座候

一、反別　壹反貳拾四歩　但中之鄕惣反別貳拾七町三反八畝貳拾九歩之内に御座候

一、武州葛飾郡西葛西領に御座候

一、御撿地享保十七子年筧播磨守様御改メに御座候

右之通取調申上候此外御箇條之廉々當町内には無御座候以上

文政十一子年十月　　吉田町續中之鄕代地町

名主　庄　太　郎㊞

本所吉岡町續中之鄕代地町

一、御城ゟ東之方凡壹里程

一、當町往古中之鄕元町之内に有之候處元祿十五午年大久保玄蕃頭様御屋敷に相成候に付御用地に被召上寶永二酉年中元何之地所に候哉不相知當町之場所に代地被下置同年中屋敷御改赤井六兵衛様阿部甚三郎様御勤役之節家作御免被成下其後正德三巳年閏五月中町御奉行坪内能登守様丹羽遠江守様松野壹岐守様御支配に被仰付候後町方御代官兩御支配之町屋に御座候

一、町内間數　惣小間四拾九間四尺壹寸　内　上之方北側　東西に表田舍間三拾七間三尺壹寸　裏幅同間　南北に裏行東之方九間四尺　西之方九間四尺六寸　此坪三百六拾坪

右隣町之名　〔東之方〕本所吉岡町壹町目　〔西之方〕小普請組長井五右衛門様御組奥田外記様　〔南之方〕本所吉岡町壹丁目　同所御用屋敷　北本所代地町　〔北之方〕小普請組渡邊甲斐守様御支配川村爲次郎様　同長井五右衛様門御組柴田勝三郎様　御普請役名尾江彌六様

下之方北側　東西に表田舍間拾貳間壹尺　裏幅同間　南北に裏行東之方九間四尺九寸　西之方九間四尺　此坪百貳拾坪　惣坪數四百八拾坪

右隣町之名　〔東之方〕本所吉岡町貳丁目御用屋敷　〔西之方〕本所吉岡町壹丁目　〔南之方〕同町　〔北之方〕御普請役名尾江彌六様同赤林門一郎様

一、町内惣家數　三拾壹軒　内　地主三軒　家主貳軒　店借り貳拾六軒

一、當所に自身番屋無之本所吉岡町壹丁目自身番屋に組合萬事相勤申候

一、町御奉行兩御支配に而當時御代官山田茂左衛門様に御座候

一、反別　壹反六畝歩　但中之鄕惣反別貳拾七町三反八畝貳拾九歩之内に御座候

一、武州葛飾郡西葛西領に御座候

一、御撿地元祿十丑年元地之節酒井河内守様享保十七子年筧播磨守様御改に御座候

右之通取調此段申上候此外御箇條之廉々當町には無御座候以上

文政十一子年十月　　本所吉岡町續中之鄕代地町

名主　庄　太　郎㊞

中之鄕御仲間新町

一、御城ゟ艮之方凡壹里程

一、當町往古は武州葛飾郡中之鄕村に而寛文年中御郡代伊奈半十郎

樣御檢地村高之内田畑に御座候處元祿十丑年中當時之場所高反別
不知不殘御仲間方大繩拜領屋敷に相成候旨御代官伊奈半左衛門樣
ゟ被仰渡御仲間頭江御姓名不知地所御引渡シに相成御仲間方御割
取被成御組屋敷に相成申候尤其節代地不被下置候然ル處元祿十一
寅年中拜領御仲間方ゟ被相願右町家家作伊奈半左衛門樣ゟ被仰
付候御町銘之儀も中之鄕新町家に成候故御仲間之名目を加相唱候
義に御座候其御正德三巳年閏五月町御奉行樣江御引渡に相成候に
付享保十七寅年中間口京間に直し貳拾間壹人役之公役相勤候樣段
々御調有之候處地低水付之場所に而地借店借も無之難義仕候に付
其後度々御調ゐ有之候得共右之段申立今以上納不仕候
一、町内間數　惣小間百七間四尺七寸　内　松浦肥前守樣御屋敷
脇通東側　南北江表田舍間五拾壹間五尺四寸　裏幅同間　東西江
裏行南之方拾八間四尺　北之方三方地面に付裏行無御座候　此坪
五百三拾三坪七合
松倉町向通　東西江表田舍間拾壹間五尺　裏幅同間　南北江裏行
東之方拾七間　西之方同間　此坪貳百壹坪三合
横町通　南北江表田舍間四拾四間貳寸　裏幅同間　東西江裏行南
之方拾壹間五尺　北之方拾壹間三尺　此坪五百拾六坪九合　惣坪
千貳百五拾壹坪九合
一、隣町之名　〔東之方〕本所松倉町　〔西之方〕松浦肥前守樣御下屋
敷　〔南之方〕本所松倉町　〔北之方〕小普請組　仁科定吉樣御拜領
屋敷
一、町内惣家數　六軒　家主三軒　地借三軒
一、町内御年貢地に而は無御座候
一、自身番當町に無之月行事宅に而御用向取計申候
一、町御奉行樣御一手御支配に御座候
一、武州葛飾郡之内に御座候
右之通取調此段申上候此外御箇條之廉ミ當町内には無御座候以上
文政十一子年十月
中之鄕御仲間新町
名主　庄　太　郎㊞

中之鄕横川町

一、御城ゟ丑寅之方凡壹里餘
一、當町往古者武州葛飾郡中之鄕村内に而唯今之本所新坂町同清水
町通りに罷在寛文十戌年御郡代伊奈半十郞樣ゟ本所筋御檢地之砌
も中之鄕高之内に而大横川畔に御座候故横川町と相唱來候所古來
年代不知右御用地に被召上貞享年中當時之場所代地に被下置候由
尤一躰右代地之場所も元來ゟ中之鄕地内に而右元場所に住居候者
共所持之田地に御座候得共改而町並屋敷家作御免之地に相成候事
故別段地所は不被下置候得共田地を潰町並地に致し替地同樣相心
得元規元場所之通町家作御免に相成候由申傳候得共書留水腐仕委
敷相知レ不申候其後元祿九子年ゟ家作御改場に相成所之者難儀仕
候に付寶永二酉年四月中屋敷御改赤井六兵衛樣江奉願上候處同年
五月御月番阿部甚三郞樣被召出本屋敷河岸屋敷共町並屋敷に被仰
付家之作儀者居屋敷計り御免仰被付古來之通に相成候間同三戌年
五月中右之趣幷以前町並屋敷に而家作御改御免之處元祿年中洩候
譯合申立御代官伊奈半左衛門樣江永代賣御免奉願上候處同十一月
中願之通御聞濟相成申候河岸付屋敷之儀は其節地低に而潮上り候
場所に有之家作御免之儀も願後れ御改を請罷在候處追々土手敷付
地所も相直候に付享保二十卯年六月中（町御奉行樣御姓名書留無之）願上本屋敷同樣

御免被仰付其後正德三巳年閏五月御代官伊奈半左衛門様ゟ町御奉行坪内能登守様并羽遠江守様松野壹岐守様に御引渡に相成候以來町方御代官兩御支配に而當時町御奉行并御代官山田茂左衛門様御支配に御座候

但當時本所新坂町之場所も古來は當町內に有之候處御用地に相成代地之儀は本所吉田町續き并四之橋通り法恩寺前續都合三ヶ所に而被下置候委細は右代地町に而申上候

且横川町御用屋敷之儀も當町之內に而元祿年中御用地に相成代地は不被下置其後御用屋敷に相成候付右町下に委細申上候

一、町內間數　惣小間七百八間

本所松倉町境西側　南北に表田舍間五拾八間　裏幅同間　東西に裏行貳拾貳間　此坪數千貳百七拾六坪

同横町ゟ北之方同側　南北に表田舍間三拾貳間壹尺　裏幅同間　東西に裏行貳拾貳間　此坪數七百七坪

本所松倉町境河岸東側　南北に表田舍間五拾八間　裏幅同間　東西に裏行七間　此坪數四百四坪

同横町ゟ北之方東側　南北に表田舍間三拾貳間壹尺　裏幅同間　東西に裏行七間　此坪數貳百貳拾五坪

右隣町之名　〔東之方〕川向柳嶋村　中奥御小姓根來出雲守様御抱屋敷　〔北之方〕中之鄕横川町御用屋敷　內藤豐後守様御下屋敷　〔西之方〕御先手頭能勢次左衛門様御拜領屋敷　〔南之方〕本所松倉町中之鄕横川町御用屋敷續西側　南北に表田舍間貳拾八間三尺　裏幅同間　東西に裏行貳拾貳間　此坪數六百貳拾七坪

同河岸東側　南北に表田舍間貳拾八間三尺　裏幅同間　東西に裏行七間　此坪數百九拾九坪

右隣町之名　〔東之方川向〕南本所出村町　〔南之方〕横川町御用屋敷　御先手頭能勢次左衛門様御拜領屋敷　〔西之方〕小普請組永井五右衛門様御支配安藤永三郎様　〔北之方〕御本丸御裏御門番頭倉地仁右衛門様御組同心高橋清次郎様拜領屋敷　御日附御支配無役田邊岩三郎様拜領屋敷

北割下水南之方西側　南北に表田舍間拾五間　裏幅同間　東西に裏行貳拾貳間　此坪數三百三拾坪

同河岸東側　南北に表田舍間拾五間　裏幅同間　東西に裏行七間

北割下水北之方角西側　南北に表田舍間七拾壹間三尺　裏幅同間　東西に裏行貳拾貳間　此坪數千五百七拾三坪

同河岸東側　南北に表田舍間七拾壹間三尺　裏幅同間　東西に裏行七間　此坪數五百坪

割下水ゟ北之方横町西側　南北に表田舍間七拾貳間　裏幅同間　東西に裏行貳拾貳間　此坪數千五百八拾四坪

同河岸東側　南北に表田舍間七拾貳間　裏幅同間　東西に裏行七間　此坪數五百三坪

同續横町二ッ目西側　南北に表田舍間五拾九間三尺　裏幅同間　東西に裏行貳拾間　此坪數千百九拾坪

同河岸東側　南北に表田舍間貳拾九間三尺　裏幅同間　東西に裏行七間　此坪數四百拾三坪

御武家方境西側　南北に表田舍間拾七間三尺　裏幅同間　東西に裏行貳拾間　此坪數三百五拾坪

同河岸東側　南北に表田舍間拾七間三尺　裏幅同間　東西に裏行七間　此坪數百貳拾貳坪

右隣町之名　〔東之方〕小梅村　小梅洲崎中之鄕入會　西尾隱岐守

樣御抱屋敷　〔西之方〕小普請組長井五右衛門樣御支配安藤永三郎樣　御進物番神保八郎樣　西御丸御簾番寺嶋安太郎樣　小普請組渡邊甲斐守樣御支配佐々布藤右衛門樣　小普請組佐野豊後守樣御支配林久之助樣　本所松倉町御用地　清水樣御物頭紅林勘解由樣　小普請組長井五右衛門樣御支配高橋市郎右衛門樣　御醫師吉田快庵樣　新御番渡邊甲斐守樣御組前田八右衛門樣　御小納戸山岡巳之吉樣　三浦備後守樣御中屋敷　西御丸御納戸頭新井清助樣　小梅代地町　〔南之方〕御本丸御裏御門番頭倉地仁左衛門樣御組同心高橋清次郎樣拜領地　御目附支配無役田邊岩三郎殿拜領地　〔北之方〕御寄合大久保甚右衛門樣御下屋敷　惣坪數壹萬百八坪

一、町內家數　百貳拾九軒　内　家持貳拾四軒　家主七軒　地借り拾五軒　店借り八拾三軒

一、自身番屋　間口貳間半　奥行四間半　外に四尺ノ折廻シ庇
右は町內中程北割下水落口以上往還に建有之候右類濟之最寄は年久敷儀に而相知レ不申候得共年來相立損所多く罷成候に付當子之三月中町御奉行榊原主計頭樣に奉願上候處願之通被仰付元場所に修復仕候

一、大橫川　幅貳拾間
右は町內東之方に有之北之方大橫川入江と相唱候場所ゟ本所竪川迄凡長拾丁程相續御堀割之儀は萬治二亥年本所御奉行德山五兵衛樣山崎四郎左衛門樣御掛りに而御堀割に相成當町に相掛り候分凡三百五拾四間程に御座候　但古來大橫川筋之儀は細流等有之候場所も有之候哉全平地之處に候哉聢と相分り不申別に申傳も無御座候

一、北割下水　幅貳間　長町內持分三拾七間
右は町內中程に有之萬治二亥年本所御奉行德山五兵衛樣山崎四郎左衛門樣御掛りに而堀割に相成申候且右下水土砂浚之儀は天明二寅年中富永町町人長兵衛と申者永御請負奉願深川越中島町之中に而地所拜借仕深川定浚屋敷と申名目被仰付候由其後當時右浚御請負同所に而惣五郎と申者御請負又々罷在候右割下水西之方本所松倉町ゟ町內中程を流東之方大橫川に落申候

一、板橋　幅三間一尺　長九尺
右板橋之儀は北割下水ゟ流に渡シ有之以前御堀割之頃ゟ掛始候儀に御座候得共右年代聢と相知レ不申候町內持に而損所出來仕候得は本所御掛りに申立圦樋同樣御普請被下置候尤以前ゟ土橋に御座候處先年橫川浚被仰付候節板橋に相成候由申傳候

一、圦樋　幅四尺八寸　長貳尺壹寸
右圦樋之儀も北割下水堀割之節仕來仕候由申傳候
町內南之方橫町武家方境に相掛申候

一、石橋　壹ヶ所　長貳尺九寸　幅三尺
町內北割下水南之方に相掛候

一、石橋　壹ヶ所　長五尺壹寸　幅四尺
右同斷北之方に相掛候

一、石橋　壹ヶ所　長五尺　幅壹間壹尺
右三ヶ所石橋之儀は町內西之方地境に適候下水に御座候間三ヶ所只御武家方境に候間違變等御座候節は町內并御武家方兩持に取計來候申傳に而已に而右掛初之年月一向相分り不申候修復之義は關東川に圦樋棟梁岡田次助ゟ普請仕候

一、町內物揚場　四ヶ所　内　南之方橫町河岸付　長七間　幅四間　壹ヶ所　同二ツ目橫町河岸付　長七間　幅四間　壹ヶ所　同三

ツ目横町河岸付　長七間　幅四間壹ヶ所　北之方横町河岸付　長七間　幅四間　壹ヶ所
右願濟之年代相知レ不申候得共先規ゟ取立有之町内之者便利宜敷場所に船付致し物揚場に仕置候裏續御武家方ゟも御用被成候

一、當町瓦師起立之儀は年代相知不申候得共同所瓦町に而申上候通當町以前本所清水町同新坂町邊に罷在候砌は唯今之場所不殘田地に有之耕作仕罷在候所追々御用地に被召上往古之田畑町並屋敷代地等に被下置渡世難成候に付右瓦細工何方ゟ相傳候哉一同河岸地面に竈を築渡世仕度段先年奉願御免之上被仰付候由古老之者申傳に御座候尤當時瓦師三拾八軒竈數七十三御座候但瓦土之儀は中之鄕瓦町に而委細申上候通同樣之儀に御座候

一、反別三町三反六畝貳拾八歩　但中之鄕村惣反別貳拾七町三反八畝二十九歩之内に御座候

一、武州葛飾郡西葛西領に御座候

一、御檢地之儀は享保十七子年中筧播磨守樣御縄入御水帳相濟申候

一、御高札場之儀は中之鄕竹町に申上候通見守り組合町之内に御座候

一、町内西裏通土手敷　幅三間　長三百五拾四間　此坪千六拾貳坪
但追々土手崩レ當時は平均地に相成居申候
右土手敷之儀往古潮除土手之由に而御座候處（年月不知）本所御奉行酒井與九郎樣同櫻井庄之助樣御勤役之砌北之方當時大久保甚右衛門樣御屋敷境ゟ南之方本所松倉町境迄町内裏續之義故銘々地主共に見廻り可申旨被仰渡御預ヶ被成候處本所御奉行相止候後も同樣奉預候處享保十五戌年中右土手平均田地に開發仕度段町御奉行所に奉願候者有之候に付左候而は町内一同難澁仕候に付町内に永々御預被下置候樣町御奉行大岡越前守樣に奉願上候處此義は御普請御奉行所に可罷出旨被仰渡越前守樣御添翰奉願享保十五戌年十月中御普請御奉行に（御姓名書留無之）奉願上候處同十一月中町内之者並名主庄八郎被召出願之通御聞濟之上此後右樣之願人有之候而も御取上有之間敷旨被仰渡願之通御預け被下今以町内地續之者共一同奉預罷在候

一、町内水除土手　幅貳間　長三百五拾四間
右は往古中之鄕村田畑野地に御座候所寬文年中御檢地入以前ゟ度々出水有之地低之場所故潮上り候間自分に築立候土手敷に而右年代は相知シ不申候得共其後御府内繁榮に付自然と瓦職之者も多く住居に相成候間勝手を以瓦置場等に致シ或は瓦竈築立當時右潮除土手敷は河岸なたれに相成居申候
右之通取調此段申上候尤此外御ヶ條之廉々當町に無御座候以上

文政十一子年十月　中之鄕横川町
名主　庄　太　郎㊞

中之鄕横川町御用屋敷

一、御城ゟ丑寅之方凡壹里余

一、當町往古は中之鄕横川町之内に有之候處元祿年中元大奥御女中御市之方御拜領屋敷に相成候に付御用地に被召上候由に御座候得共其節之書物度々之出水に而水腐仕相知不申候然ル所元祿十三辰年御市之方御死去に付御息女蒔田讃岐守樣御奥女中に拜領屋敷に相渡候所享保四亥年是又御死去に付町御奉行所に御戻シに相成其後只今以町方御掛り御用屋敷に而道役清水八郎兵衛家守善兵衛御請負持之上納地に御座候

一、町内間數　惣小間京間拾七間五尺七寸　内　西側　南北に表京間八間六尺壹寸　裏幅同間　東西に裏行南之方貳拾間貳尺　北之方同間　此坪數百八拾壹坪
東側　南北に表京間八間六尺壹寸　裏幅同間　東西に裏行南之方六間三尺　北之方同間　此坪數五拾八坪　惣坪數貳百三拾九坪
一、隣町之名　〔東之方〕川向南本所出村町　〔西之方〕能勢次左衛門樣　〔南之方〕中之鄕横川町　〔北之方〕同町
一、大横川　幅貳拾間　長八間六尺壹寸　但長之儀は當町地先に相成候分に御座候
右は町内東之方に有之候尤申來之儀は中之鄕横川町に而委細申上候通に御座候
一、町御奉行樣御一手之御支配に御座候
一、武州葛飾郡に御座候
右之通取調申上候此外御箇條之廉々當町には無御座候以上
文政十一子年十月　　中之鄕横川町御用屋敷
名主　庄　太　郎㊞

中之鄕原庭町

一、御城ゟ丑寅之方凡壹里程
一、當町之儀往古ゟ武州葛飾郡中之鄕村内に而原野ヲ開發仕候に茂御座候哉古くより原庭と相唱申候尤古來は此邊水戸佐倉街道に而唯今之竹町邊り其頃馬繼場之由有に付當町茂街道往來之最寄に而助成茂有之候に付百姓商賣家取立罷在候に付町並御年貢上納仕家作御改之儀茂御免之場所に御座候處其以前佐倉街道竪川通に新道出來仕候に付自然と往來も薄く相成町家之儀段々中絶仕所之者困窮仕候に付江戸町人其外之者へ相對賣仕候然る所元祿九子年家作御改有之候節不案内に而拘屋敷御帳に相載セ居屋敷之儀も古來ゟ町家之儀不申上御改場に相成候年然元祿八亥年酒井河内守樣御撿地之砌も町家之御撿地請ヶ町家御年貢上納仕諸役相勤來り永代賣御免之場所に而有之仝ク中絶町家之儀に付寶永五子年十月廿六日先規之通家作御改御免町家に被仰付被下候樣奉願候處御吟味之上同十一月三日屋敷御改倉橋三左衛門樣杉山安兵衛樣御勤役中願之通家作御免町屋に相成申候其後正徳三巳年閏五月町御奉行坪内能登守樣丹羽遠江守樣松野壹岐守樣御勤役之節町方御代官兩御支配に相成當時町御奉行御代官山田茂左衛門樣御支配に御座候
一、町内間數　惣小間三百三拾六間四尺貳寸　但當町小間所々入組有之候に付書取分り兼候間委細繪圖面に相記置申候　内　中之鄕竹町境南側　東西に表田舍間三拾九間壹尺四寸　裏幅四拾壹間三尺九寸　南北に裏行西之方拾四間五尺九寸　東之方拾三間壹寸
此坪數六百拾四坪
町内中程西側　南北に表田舍間四拾七間壹尺五寸　裏幅四拾貳間壹尺七寸　東西に裏行南之方貳拾五間貳尺　北之方拾間壹尺三寸
此坪數七百八拾貳坪
右同側裏通入組　東西に表田舍間三間　裏幅貳間壹尺四寸　南北へ裏行西之方五間貳尺四寸　東之方五間壹尺　此坪數拾三坪
靈光寺横町北側　東西に表田舍間六間　裏幅同間　南北に裏行八間　此坪數四拾八坪
町内中程東側　南北に表田舍間貳拾六間　裏幅貳拾九間四尺五寸
東西に裏行南之方四拾三間壹尺七寸　北之方四拾五間壹尺八寸
此坪數千貳百三拾五坪

町内里俗藪之内通南側　東西に表田舍間九間三尺九寸　裏幅拾間
壹尺七寸　南北に裏行貳拾貳間三尺　此坪數貳百四拾坪五合
同續同側　東西に表田舍間四拾四間三尺貳寸　裏幅三拾四間貳尺
三寸　南北に裏行西之方拾九間三尺貳寸　東之方七間九寸　此坪
數八百三坪
右側裏通　東西に表田舍間拾間三尺　裏幅同間　南北に裏行九間
四尺　此坪數百坪
長建寺横町北側　東西に表田舍間貳拾一間貳尺　裏幅同間　南北
に裏行西之方七間三尺　東之方拾間壹尺五寸　此坪數貳百拾六坪
五合
町内横町潰道通北側　東西に表田舍間拾間　裏幅同間　南北に裏
行拾間五寸　此坪數百拾坪
右續同側　東西に表田舍間三拾間四尺　裏幅貳拾間四寸　南北に
裏行西之方貳拾貳間四尺五寸　東之方拾五間四尺九寸　此坪數四
百九拾八坪
町内里俗藪之内通北側　東西に表田舍間拾壹間　裏幅拾三間四尺
四寸　南北に裏行西之方三拾八間四尺　東之方四拾六間四尺五寸
　此坪數五百貳拾壹坪
右隣町之名〔東之方〕中之郷村百姓地　東盛寺　北本所百姓地
福嚴寺　〔西之方〕靈光寺　中之鄕竹町　〔南之方〕松浦肥前守樣御
抱屋敷　中之鄕百姓地　長建寺　北本所百姓地　光德寺　〔北之
方〕松嶺寺　阿部對馬守樣御抱屋敷　成就寺
北本所福嚴寺境北側　東西に表田舍間五間壹尺　裏幅四間三尺
南北に裏行西之方九間四尺壹寸　東之方九間　此坪數四拾四坪
本所三ツ目橋通西側　南北に表田舍間三拾壹間三尺三寸　裏幅三
拾七間五尺五寸　東西に裏行南之方拾四間　北之方拾九間　此坪
數五百六拾七坪
右同續同側　南北に表田舍間拾三間三尺　裏幅九間三尺　東西に
裏行南之方三拾間　北之方貳拾間　此坪數貳百八拾七坪
右隣町之名〔東之方〕小梅代地町　堀近江守樣御屋敷　〔西之方〕
福嚴寺　妙縁寺　〔南之方〕本所松倉町　木藏同心石嵜源八殿拜領
屋敷〔北之方〕妙縁寺
南本所飛地境南側　東西に表田舍間三間五尺四寸　裏幅九間貳尺
　南北に裏行西之方八間　東之方拾六間五尺　此坪數六拾三坪
中之鄕縁建寺境東側　南北に表田舍間貳拾貳間貳尺五寸　裏幅貳
拾壹間貳尺　東西に裏行南之方九間三尺　北之方拾四間　此坪數
貳百五拾六坪
右隣町之名〔東之方〕松浦肥前守樣御抱屋敷　〔西之方〕北本所百
姓地　〔南之方〕最勝寺　〔北之方〕長建寺　總坪數六千三百九拾八
坪

一、中之鄕竹町境ゟ東之方北本所福嚴寺門前に通り候道を里俗藪之
内と申候右由來并唱來候年代相知不申候得共古來竹藪茂り候場所
之由に申傳候

一、町内ゟ東之方長建寺横町潰道通を蛇山と相唱申候右は山之形は
無之候由に候得共一同竹藪に而町内住居之者ゟ表側而已に有之候
故蛇多出今以往來も少く御座候樣に而先年者まむし取候者折々罷
越候由に有之則右唱に相成候儀に而外に申傳之由來等無御座候尤
當時は咳之萎々之宮を限り元往來幅三尺を双方之地主ゟ用心之爲
〆切先年道敷御調之節も其段申上潰れ道に相成申候

一、當町ゟ南之方北本所表町に通候往還之内同所最勝寺裏通并南本

所荒地之間に幅九尺余長凡半町程有之候場を里俗シヤウサン堀と相唱申候往古は葭沼に而堀幅も廣得　御場所之由申傳候得共右堀名之文字も證據無之全里俗之方言に可有之哉當時ゟ北本所之町裏に相成惡水落し之通路に而下水堀に御座候右唱來之年代往古ゟ之儀に而一向相知レ不申候尤當時之地先も相懸最寄之場所には御座候得共右堀名之儀に付申傳等曾而無御座候

一、町内惣家數　百五拾軒　内　家持拾四軒　家主拾七軒　店借リ百十四軒　外五軒當時明店

一、自身番屋　幅九尺　長四間半

右は町内北之方に而吉郎兵衛地借に御座候尤前々ゟ右地所に有之建始年代相知不申候

竹町境に而町内北之方に有之候

一、石橋　壹ヶ所　長貳尺　幅貳間

町内中程北之方に有之候

一、石橋　壹ヶ所　長貳尺　幅貳間

右貳ヶ所石橋之儀は町内往還横切之下水堀に而掛渡之年代相知レ不申橋名并里俗之申傳も無御座候

一、暖々婆之宮　長壹間　幅壹間　石躰　丈壹尺五寸程立像に而年古く全躰見分リ兼申候但臺石南之方に庚申待供養之爲二世安樂ヽ元祿十四年辛巳二月赤祥日と彫付有之候

右者町内横町東之方潰れ道境ゟ萬吉地面之内に壹間四方之宮建有之候右年代取調候處中島茂右衛門同長九郎同久右衛門嶋村重兵衛中村源兵衛秋元惣兵衛中嶋久兵衛都合七人之者姓名記有之全其頃之庚申塔に可有之旨申傳候尤近來何方ゟ申觸候哉右石躰に立願仕候得ば咳之病相癒候由に而折々參詣之者有之當時は横町入口に信心之者共石碑相建有之候得共町内持之場所に而其筋に御願申上候等曾而無御座候尤右之宮神主別當等是又無御座候

一、源光寺跡　反別三畝貳拾七步程

右は古來當町里俗蛇山道に御座候處延享四卯年中北本所表町に引ヶ候に付當時中之鄉村町人抱屋敷に相成申候尤町内持場には無之候得共最寄之儀に付書加に申上候

一、　　　家持　十　左　衛　門

右十左衛門先祖ゟ數代當町に罷在祖父十左衛門儀は中之鄉村年寄役相勤候者に而元祿年中當所御檢地之砌ゟ草創之地面所持仕町内之舊家に御座候得共古書物并持傳之品等は當時無之尤苗字之儀は中嶋と申當十左衛門迄何代相續候哉相知不申代々十左衛門と名乘候由申傳而已に御座候

一、反別　貳町壹反三畝八步但中之鄉町惣反別貳拾七町三反八畝廿九步之内に御座候

一、武州葛飾郡西葛西領に御座候

一、御檢地之儀は元祿八亥年酒井河内守樣御改に御座候

一、御高札之儀は同所竹町ゟ申上候通り見守組合町之内に御座候

右之通取調此段申上候此外御ヶ條之廉々當町内には無御座候以上

文政十一子年十月

中之鄉原庭町

名主　庄　太　郎㊞

中之鄉竹町

一、御城ゟ丑寅之方凡壹里程

一、當町起立御檢地且町方御支配に相成候年月并當時御支配之儀等都而中之鄉元町に而委細申上候通に御座候尤中古迄右元町之内に

御座候處其頃右町並惣小間四百七拾壹間餘有之自身番貳ヶ所に而月行事兩人宛に而相勤御用向行屆兼候に付家主四拾三人之者ゟ申立寶暦十一巳年三月中町分ヶ願之儀町御奉行土屋越前守樣に奉願候處御吟味之上同五月廿七日御同人樣御内寄合に而願之通被仰付中之郷元町ゟ相分れ兩町に罷成申候尤其以前ゟ當所淺草川に竹町渡と相唱候渡船場有之右船着場所を里俗竹河岸と相唱當町地先に有之候に付則竹町と町名相改申度段其節奉願候處願之通御聞濟相成申候

一、町内間數惣小間貳百五拾間貳尺三寸九分

内

永戸樣御石場前通東側片側町屋　南北に表田舍間六拾三間貳尺壹寸九分　裏幅六拾三間壹尺貳寸九分　東西に裏行南之方七間壹尺五寸　北之方七間三尺六寸　此坪五百五拾壹坪

右隣町之名　〔東之方〕北本所表町　御寄合瓦勢大内藏樣御下屋敷　〔西之方〕水戸樣御石場　川向淺草駒形町　〔南之方〕松平左衞門尉樣御下屋敷　〔北之方〕瓦勢大内藏樣御下屋敷

御上り場前通東側　南北に表田舍間貳拾間九寸　裏幅貳拾間壹尺九寸　東西に裏行南之方六間五尺四寸　北之方六間壹尺貳寸　此坪百貳拾六坪

河岸通渡場向東側　南北に表田舍間貳拾七間五尺八寸　裏幅貳拾五間三尺三寸　東西に裏行南之方拾四間六寸　北之方八間四尺六寸　此坪三百五坪

河岸通中横町北側　東西に表田舍間三拾七間九寸　裏幅四拾壹間壹尺貳寸五分　南北に東之方拾八間三尺五寸　裏行西之方拾六間　此坪七百拾三坪

細川釆女正樣御屋敷脇通南側　東西に表田舍間四拾間貳尺壹寸　裏幅三拾壹間五尺　南北に裏行東之方拾九間壹尺貳寸　西之方拾壹間四尺　此坪六百四拾八坪

右隣町之名　〔東之方〕中之郷靈光寺　同成就寺　同原庭町　〔西之方〕川向淺草村木町　〔南之方〕瓦勢大内藏樣御下屋敷　〔北之方〕細川釆女正樣御下屋敷

成就寺脇通南側　東西に表田舍間貳拾六間貳尺　裏幅貳拾四間　南北に裏行東之方拾貳間三尺六寸　此坪貳百三拾五坪　但地形三角に付西之方裏行無御座候

同所裏之方入組地　東西に表田舍間貳間五尺貳寸　裏幅壹間六寸　南北に裏行東之方六間四尺貳寸　西之方六間貳尺貳寸　此坪拾壹坪

右隣町之名　〔東之方〕中之郷成就寺門前　〔西之方〕同寺　〔南之方〕同寺　〔北之方〕加藤平内樣御屋敷

阿部對馬守樣御抱屋敷北側　南北に表田舍間拾六間壹尺五寸　裏幅拾六間四尺九寸　東西に裏行南之方九間壹尺壹寸　北之方八間五尺八寸　此坪百四拾七坪

同西側　南北に表田舍間拾五間三尺八寸　裏幅拾間三尺九寸　東西に裏行南之方拾七間三尺三寸　北之方同間　此坪貳百貳拾八坪

右隣町之名　〔東之方〕阿部對馬守樣御抱屋敷　〔西之方〕加藤平内樣御屋敷　中之郷清雄寺　〔南之方〕加藤平内樣御屋敷　〔北之方〕中之郷清雄寺　同所元町　惣坪數貳千九百六拾四坪

一、里俗當町ゟ北之方を都而牛嶋に相唱申候右者鎭守牛御前社近邊に候故唱來候儀に御座候哉聢と相分り不申候得共古來ゟ中之郷小梅須崎押上村等者總而牛島と惣名に相唱申候

一、町内家數　百九拾六軒　内　家持六軒　家主貳拾貳軒　地借貳拾五軒　店借百四拾三軒

一、自身番屋　間口貳間　奥行三間半　七坪

右は町内河岸通りに有之建始之儀は享保十九年元町と相唱候砌奉願願濟之申傳御座候得共書物類度々之出水に而水腐仕聢と相知不申候

一、商床番屋　間口貳間　奥行三間　六坪

右は町内河岸通自身番屋際に有之候右番屋同時に御願濟之由申傳候得共古書物水腐仕聢と相知不申候

一、町内持明地　間口貳間半　裏行四間

右は町内大川端に前書自身番屋地所北之方に續き有之候尤右地所之儀者以前當町惣持之物揚場に有之由申傳候尤町内間數之外に御年貢并町入用等差出し不申候

一、大川　幅凡八拾六間程

右は町内西之方に有之候北之方大川橋之方ゟ當町地先き凡百貳拾間餘之間相掛り申候

一、下水　幅壹間

右は東之方ゟ大川に落込候下水長拾間餘之場所を里俗鎌洗川と相唱申候得共唱來候由來相知不申當時は中之郷町々之惡水落しに相成居申候

一、石橋　長五尺　幅貳間貳尺九寸

右は當町東之方往來横切下水里俗鎌洗川に掛渡有之里俗道灌橋と相唱申候町内持に而修復等取計町方御掛りに御座候得共掛始め年代并里俗道灌橋と相唱候義相分り不申候

渡場地所　本所方　長三間　幅六間

同所　淺草方　右同斷　外　本所方北河岸拾坪船頭小屋場　淺草方　北河岸拾貳坪　拜借地　但渡船六艘大川橋掛替之節四艘增船致候

御上り場見守　船渡請負人　中之郷竹町　吉右衛門店
次郎左衛門

右渡船之義竹町渡と相唱申候尤起發之儀は年代相知レ不申右者花形之渡又者業平之渡杯相唱候由に御座候得共聢と仕候儀は無之古來水戸佐倉筋往來之船渡に而葛西領之方中之郷町淵に領之方淺草村木町と所役に而貳錢取渡船致來候處難相勤に付双方一同渡船御免之儀奉願上候處寛文七未年二月四日於
御評定所願之通被仰付重而申上間敷旨御證文被仰付御免に相成候上町御觸有之候に付船渡請負望之者は船預に御扶持方御拜借金又は町屋舖御願申上候處當次郎左衛門先祖次郎左衛門儀何之御願筋も無之御請負可仕旨申上候に付同月廿二日之御式日に
稻葉美濃守様土屋但馬守様井上河内守様小笠原山城守様渡邊大隅守様島田出雲守様松浦猪右衛門様岡田將監様御列座に而願之通請負被仰付其節は二葉町に罷在候所御聞濟之上當町に引越來候由申傳候得共年久敷儀に而聢と相知不申候同年五月船賃不差出者多く難儀致候に付渡船御免奉願候處同月廿二日御式日に被召出稻葉美濃守様被仰渡候は重而之儀堅く可被仰付間是迄之通御請負仕候様御列座に而被仰渡貳錢取御高札伊奈半十郎様ゟ始而兩河岸に御建被下候處元祿三午年之頃迄度々渡船壹錢取に而御忠節と申立候者有之候に付無據同年ゟ壹錢取に渡船致貳錢取御高札伊奈半十郎様に相納候に付右御高札寫も御座候共後寛保二戌年出水之節船多破損仕難義致候に付翌亥年八月町御奉行石河土佐守様御番所に貳錢

取船渡奉願上候處御吟味之上同九月十八日嶋長門守樣御內寄合に被召出五ヶ年之間貳錢取被仰渡則御高札被下置候夫ゟ追々御年延奉願候且又文化六巳年中大川橋渡錢御差留に相成候節乘船仕候者無數に相成難澁仕候段申上候處同年九月中永田備後守樣御勤役之節本所龜澤町御用屋敷上納地御請負被仰付右助成を以而渡船御請負相續仕候

御高札御文言之寫

定

一、渡船に人多乘せ込合危候由相聞不埒に候向後十人之外は乘すべからす荷物乘合は八人たるべし於背者可爲曲事者也

寛保二戌年九月　　　奉　　　　行

定

一、此所渡船壹人に付鳥目貳文馬壹匹に貳文宛船賃を取之渡へし但し武士之面々は人馬共に一切船賃取べからずたとへ武士の召使たりといふとも主人の供をもせず刀をも差さる輩者其屋敷ゟ手形なくて者船賃貳文ツヽ出すべき事

一、火事大水惣而何事によらす常よりも人多渡時は早速に增船を出し往還の滯なき樣にすべき事

一、番人幷船頭共往還之人に對し上下によらず無禮惡口等の事あるべからず事

右之趣堅可相守者也

延享四卯年九月　　　奉　　　　行

一、御上場　長拾五間　幅四間　但西南北共惣石垣

右御上場最初之儀は年久敷儀に而相知不申候得共元來川表に貳間程出候而川並ニ幅七八間程有之御姓名不知武家方物揚場に有之候由之處

御上場に相成候段申傳候尤正德三巳年閏五月本所深川町方御支配に相成候節御上場之儀ハ　町方御懸に而享保元申年八月ゟ先規之通御鷹野之節御用被仰出翌酉年中損所町方御懸りに而御修復有之候享保五子年町御奉行大岡越前守樣御勤役之砌竹町船渡請負人次郎左衞門に見守被仰付候且其節崩候御場所御修復之儀御忠節に仕間敷哉之旨右御奉行樣ゟ同人に御尋御座候處爲冥加奉畏候段御請證文差上御石垣地形等築直申候且始而御用立候者享保六丑年五月三日葛西筋　御成之節木下川淨光寺御昔休夫ゟ還御之節御石場に相成申候

一、右先祖次郎左衞門ゟ當次郎左衞門迄代々御上場見守幷渡船御請負仕候且又享保五子年三月中御上場御修復之砌ゟ御紋付御挑灯貳張奉預今以持傳罷在候尤見守相勤候付而之助成地又者役料等一切無御座候

一、水戶樣御石場　長四拾九間　幅六間但幅之儀者往還ゟ御定杭迄右は町內西之方大川端に有之候水戶樣御石場に御座候尤町內地先之者共御屋敷に奉願月銀を以河岸場拜借仕渡世筋之薪材木等差置候儀に而當町之持場には無之候得共町內河岸續之最寄に付書加申上候

一、河岸地　間口四拾五間四尺　裏行三間　此坪百三拾六坪八合

右は町內西之方大川端に有之なだれ地に而古來は右河岸付住居之者いつとなく相用來候處文政七申年七月中冥加上納金被仰付每月銀拾三匁六歩八厘貳毛宛上納仕候

一、前栽市場之儀は町內西之方河岸有之渡船場ゟ南之方に河岸通拾間余之場所に而每朝六ツ時頃ゟ相始め四時頃迄に相仕舞申候往古

方之書留舊記等無御座起立年月相知不申候に付右渡世仕候問屋六人之者共取調候所是又相弁不申候得共是迄申傳候は右竹町之儀は先年水戸佐倉街道に而人馬往來仕其上日々前栽物等東西葛西領筋方差出賣捌候節當時之問屋六人之者共先祖共節船渡左右に葭簀張之茶見世差出置日々前栽物賣捌之取次世話致候處追々御府内繁榮に相成候に付在方ゟ多分差出賣捌方ゟ宜舗相成候に付六人之者共右荷主に對談之上口錢取究自然と市場に相成候其後町御奉行大岡越前守様御勤役中享保九辰年中地廻り米問屋株式仲間取極候節右六人之者共前栽問屋に而米仲ケ間に加入仕候得共當時は六人之外猥に前栽問屋相始め候儀者不致自法に而仲ケ間取極メ仕置候

長兵衛店　萬屋　平左衛門
吉右衛門店　藤屋　喜　兵　衛

右前栽問屋起立六人之内當時相殘候者共は前書平左衛門喜兵衛兩人に而今以商賣仕罷在平左衛門先祖之儀は青山平左衛門と申元何方ゟ罷越候哉由緒相分り不申候得共享保年中當町住居之地面に家守役相勤め當平左衛門迄八代程相續仕候所同人ゟ退役仕候儀に有之喜兵衛先祖之儀は百姓に而中之郷村ゟ罷出候者之由に而島村喜兵衛と申當代迄七代程當所に住居罷在右兩人共當町舊家には御座候得共申傳幷所持之品茂無之由緒相分不申候

一、古來佐倉街道之儀は當町東之方中之郷業平橋同所源森橋通右兩筋ゟ船渡場迄通し候往還に而既其頃は前書申上候通中之郷元町之内に相籠元町一躰之名目に而人馬次立相勤候由申傳候委細元町に而申上候

一、反別九反八畝貳拾四步　但中之郷總反別貳拾七町三反八畝貳拾九步之内に御座候

一、武州葛飾郡西葛西領に御座候

一、御高札場　長九尺　幅五尺　但四方木矢來土臺礎

右御高札場當町船渡東之方河岸上ナタレ之内に相建有之候起立之儀は天和三年亥正月中火を付るもの可訴出旨在々に御觸有之廉布本所深川に者御高札御建被成候由其節御代官大久保平兵衛様御掛りに而當所之分最初は中之郷成就寺門脇に有之候處貞享二年丑二月御代官諸星傳左衛門様御掛りに而鐵炮御高札相渡其節一同當時之場所に引移し御建被下置候旨申傳候其後正德三巳年同五月町方御支配に相成同九月坪内能登守様御番所ゟ御文言相改候御高札一枚外に切支丹宗門御改御高札壹枚　火事之時場に集間敷御高札壹枚右三枚御渡被成鐵炮御高札共四枚相建有之候所享保六年丑七月鷹番相止候御高札御代官伊奈半左衛門様ゟ御建被成都合五枚相建有之候右御高札場見守組合町々左之通

中之郷竹町　同所元町　同所瓦町　同所原庭町　同所横川町　同所八軒町　同所五之橋町　南本所番場町　同所荒井町　同所瓦町　北本所表町　同所番場町　同所荒井町　小梅瓦町　同所代地町

一、御高札御文言之寫

定

在々にて鐵炮打候者有之候ハヽ申出へく幷御留場之内にて鳥を取申もの捕候歟見出し候ハヽ早々申出へし急度御褒美可被下置者也

享保六年二月　日

定

一、火を付る者をしらハ早々申出へし若かくし置においてハ其罪重かるへしたとひ同類たりといふとも申出るにおいてハ其罪をゆる

されし急度御褒美下さるへき事
一、火を付る者を見附はこれを捕に早々申出べし見のかしにすへからさる事
一、あやしきものあらばせんさくをとげて早々奉行所に召連來るべき事
一、火事之節地車たいはち車にて荷物をつみのくべからず鑓長刀刀脇差等ぬき身にすへからさる事
一、車長持停止すたとへあつらへ候ものありとも造るへからす　一切商賣すべからざる事
右條々可相守若於相背者可被罪科者也
正德元年五月　日　　奉　　行

定

一、きりしたん宗門は累年御制禁たり自然不審成者これあらハ申出べし御ほうびとして
はてれん訴人　銀五百枚　いるまんの訴人　銀三百枚　立かへり者訴人　同斷　同宿并宗門の訴人銀百枚
右之通下さるへしたとひ同宿宗門之内たりといふとも申出る品により銀五百枚下さるへしかくし置他所よりあらはるゝにおゐてハ其所之名主并五人組迄一類共に可被行罪科者也
正德元年五月　日　　奉　　行

定

一、火事出來の時みだりに驅集るへからす但役人差圖之者ハ各別たるへき事
一、火事場に下り相越理不盡に通るにおゐてハ御法度之旨申きかせ通すへからす承引なきものハ搦捕へし萬一異儀に及ハヽ討捨たるへき事
一、火事場其外いつれの所にても金銀諸色ひろひとらハ奉行所迄持參すへし若隱置他所よりあらはるゝにおゐてハ其罪重かるへしたとひ同類たりといふとも申出る輩ハ其罪をゆるされ御褒美下さるべき事
右之條々可相守若於相背者可被行罪科者也
正德元年五月　日　　奉　　行

定

鷹番之儀自今相止申候然る上者村中之者共彌常無油斷心をつけうたかはしき者有之ハ急度可相改之若此以後鳥を取候者有之時不相改候ハヽ其時之名主ハいふにおよばす村中之者共迄越度たるへし其上又々鷹番可申付之者也
享保六年七月
右之通取調此段申上候尤此外御箇條之廉々當町に無御座候以上
文政十一子年十月　中之鄕竹町　名主　庄　太　郎㊞

中之鄕成就寺門前

一、御城より丑寅に當り凡壹里程之道に御座候
一、當門前町屋之儀は往古より中之鄕村内に而地主成就寺門前町屋起立等之譯私所持之書物并地主成就寺方舊記も種々取調申候處成就寺に元祿度柳澤出羽守樣より門前地等之儀御尋御座候節明細繪圖面等差上候得共其節右御願濟等之譯相分り不申候元來舊跡之寺院地に御座候間舊來居付之百姓其儘門前地住居之姿にも相成候哉と乍恐奉存候前件之次第に御座候間最初御願濟起立之譯一向相分り不

申候得共古門前地に付年季切替願等不仕延享二巳年ゟ町御奉行御支配に被仰付候尤町御奉行御姓名之儀書留無御座相分り不申候

一、町內間數　東西に表間口田舍間貳拾八間三尺　裏幅同斷　南北に奥行五間半　此坪數百五拾六坪七合五勺　但し片側町屋

一、隣町之名　［東之方］中之鄕竹町之內阿部對馬守樣御抱屋敷［西之方］中之鄕竹町　［南之方］地主成就寺境內　［北之方］往還向加藤平內樣御屋敷　表通幅四間

一、家數　拾六軒　內　家守壹軒　地借三軒　店借拾貳軒　都合拾六軒

右之通取調此段申上候尤此外御ヶ條之廉々町內には無御座候以上

文政十一子年十月　名主無之月行事　喜三郎㊞

中之鄕元町

一、御城ゟ丑寅之方　凡壹里程

一、當町往古武州葛飾郡中之鄕村之內居村に而百姓商賣家等出來仕候最初に有之寬文十戌年中御郡代伊奈半十郞樣御繩入之節も只今之同所竹町一體に而名主年寄共多當町邊に住居罷在御撿地を請中之鄕草創の元場所に御座候故町銘も元町と相唱候段申傳候尤唱來之年代は昔古之名目に而相知不申候得共當時里俗元町を中之鄕と計申通し來候儀に御座候其後元祿八亥年酒井河內守樣御撿地入同十丑年十二月御水帳戴相濟同年永代賣家作御免之町並屋敷御座候處正德三巳年閏五月中伊奈半左衛門樣ゟ町御奉行坪內能登守樣丹羽遠江守樣松野壹岐守樣に御引渡に相成候以來町方并御代官兩御支配に而當時御代官山田茂左衛門樣御支配に御座候且古來當町地所之內追々御用地に相成別々に而代地被下置候分本所吉岡町續壹ヶ所中之鄕代地町と相唱申候其他本所花町同所德右衛門町深川伊勢崎町同所平野町同所一色町同所村木町横山町貳丁目神田多町壹丁目同所松枝町右町に續に而被下置候分別名無之其場所町名之內に相籠り萬事其町方名主支配相請私方に而は地方一通り之支配に御座候且中之鄕竹町之儀者元來當町之內に有之候處大町に而御用向行屆兼候に付奉願町分ヶ仕候儀に御座候委細は其町々ゟ申上候

一、町內間數　惣小間貳百九拾間五寸　內　清雄寺前通東側南北表田舍間貳拾三間貳尺四寸　裏幅拾九間四尺六寸　東西裏行南之方貳拾四間　北之方六間三寸　此坪四百貳拾八坪

同裏通東側入組地所　南北表田舍間五間四尺　裏幅八間壹尺五寸

東西裏行南北拾壹間　此坪七拾四坪

右同斷　壹ヶ所南北表田舍間拾五間五尺三寸　裏幅同斷　東西裏行南之方五間　北之方五間三尺三寸　此坪七拾八坪

清雄寺前通西側南北表田舍間九間五尺六寸　裏幅同間　東西裏行南之方拾貳間貳尺五寸　北之方拾四間八寸　此坪百貳拾九坪

里俗撿屋敷南側東西表田舍間貳拾貳間四尺七寸　裏幅貳拾六間貳尺貳寸　南北裏行東之方貳拾六間　西之方同間　此坪六百四拾四坪

天祥寺前通南側東西表田舍間六拾壹間四尺　裏幅六拾貳間壹尺三寸　南北裏行東之方拾間　西之方六間四尺六寸　此坪五百五拾三坪

同裏通南側同表通北側は御水帳南側に御座候　東西表田舍間拾九間五尺九寸　裏幅長延四拾間貳尺貳寸　南北筋違ひ東之方貳拾貳間貳尺貳寸　但三方菱形屋敷に付西之方裏行無御座候　此坪百八拾四坪

同裏通下之方南側　東西表田舍間貳拾間四尺九寸　裏幅三拾貳間
四尺五寸　南北裏行東之方貳拾壹間壹尺九寸　西之方六間壹寸
此坪五百三坪
同表上之方北側東西表田舍間拾壹間三尺四寸　裏幅八間貳尺　南
北裏行東之方九間貳尺三寸　西之方拾九間三尺九寸　此坪百八拾
三坪
同裏通北側北之方入組壹ヶ所　東西表田舍間四間三尺壹寸　裏幅
三間三尺　南北裏行東之方三間四尺七寸　西之方五間壹尺　此坪
拾八坪
同表通下之方同側東西表田舍間五拾五間貳尺六寸　裏幅三拾八間
五尺九寸　南北裏行東之方三拾四間　西之方三拾七間壹尺五寸
此坪千六百五拾貳坪
三ッ目通西側南北表田舍間貳拾六間貳尺六寸　裏幅拾四間三尺七
寸　東西裏行南之方拾七間三尺貳寸　北之方七間壹尺　此坪四百
三拾六坪
同裏通南側南之方入組壹ヶ所　東西表田舍間拾貳間　南北裏行東
之方拾五間　西之方拾三間　但三方菱形地面に付裏幅無御座候此
坪七拾七坪　惣坪數四千九百五拾九坪
右隣町之名　〔東之方〕小梅代地町　中之鄉八軒町　〔西之方〕淸雄
寺如意輪寺門前町屋　〔南之方〕大澤右京太夫樣中之鄉御抱屋敷
阿部對馬守樣中之鄉御抱屋敷　天祥寺　中之鄉竹町　妙縁寺
〔北之方〕中之鄉瓦町　大御番本目鐵藏樣御拜領屋敷　但當町中程
に中之鄉百姓地籠り居申候委細繪圖面之通に御座候
一、當町西之方横町通を里俗撿屋敷と相唱申候者元祿年中御撿地之
砌當所は町裏に而其頃迄畑地之所御改屋敷成之御檢地請候故相唱
候由申傳候得共聢と相知不申候
一、町內惣家數　貳百貳拾四軒　內　家持六軒　家主拾五軒　地
借九軒　店借百九拾四軒
一、自身番屋間口九尺　奥行四間
右自身番之儀最初は同所如意輪寺門前に建有之右建始願濟之年代
相知不申候然ル所文化四卯年中當所出火之砌類燒仕其節町內金左
衞門地借に御座候處手挾に付御用辨不宜候間文政九申年六月中町
御奉行榊原主計頭樣江奉願上當時東之方本所三ッ目橋通り之往還
江新規に相建有之候右自身番北之方江前書間數之內に而商床番屋
にも仕度段奉願上候處御聞濟に相成申候
一、石橋　幅四間　長三尺　壹ヶ所
町內東之方八軒町前に有之
一、石橋　幅壹丈壹寸　長貳尺　壹ヶ所
町內西之方瓦町横町入口に有之
一、石橋　幅三尺三寸　長貳尺五寸　壹ヶ所
町內横町撿屋敷に有之
右石橋何れも往還横切之下水橋に而掛渡之儀は年久敷可有之候得
共年代相知レ不申其上橋名里俗之申傳候も無御座候
一、古來佐倉街道之儀は當町東之方中之鄉業平橋ゟ同所竹町渡船場
江通候往還に而其頃は只今之中之鄉竹町之內大川端に而人馬繼立
候儀にも可有之候由申傳候其後竪川通江只今之佐倉道御附替相成
候に付當所往來自然と相止候由に御座候尤其頃之書留等無御座候
に付何方迄繼立候哉聢と相分り不申候
一、反別　壹町六反五畝九步　但中之鄉反別貳拾七町三反八畝廿九
步之內に御座候

一、武州葛飾郡西葛西領に御座候
一、御高札之儀は同所竹町に申上候通見守組合町之内に御座候
一、川除土手繕　幅三間　長四拾壹間三尺四寸　但長之儀は東之方隣町中之郷八軒町ゟ西之方同所瓦町に續罷在候
右は町内ゟ北之方中之鄉瓦町境に有之往古ゟ荒川滿水之節相防候爲之由に御座候處右兩境之町屋追〻家作立込候に付土手敷上に自然大木等有之追々土崩候儀等甚迷惑仕候由に而御願申上候哉元祿十三辰年中右土手敷之儀は南北兩町之地主に御預被成候由本所御奉行樣(御姓名不知)被仰渡候段書留御座候尤右場所は當時竹木茹取候跡度〻之出水に而有形相崩候に付町内平均之地面同樣に相成候得共家作等は不仕候
右之通取調此段申上候尤此外御尙條之廉々當地に無御座候以上
文政十一子年十月　　中之鄉元町名主　庄　太　郞㊞

中之鄉如意輪寺門前

一、御城ゟ丑寅之方角　凡三拾六丁程
一、當門前町屋之儀は往古ゟ中之鄉村内に而地主如意輪寺門前町屋起立之譯地主如意輪寺舊記等取調候得共先年類燒之節諸書留等燒失仕門前町屋等被仰付候起立之譯年月等相知不申候得共古門前之儀に付年季切替願等不仕候延享二丑年中ゟ町御奉行御支配に被仰付候起立之譯年月等相知不申候得共古門前之儀に付年季切替願等不仕候延享二丑年中ゟ町御奉行御支配に被仰付候尤町御奉行御姓名之儀書留無御座相知不申候
一、門前地惣小間　拾貳間貳尺　表門ゟ南之方東西に東裏間口田舍間五間壹尺　西裏幅同間　南北に東裏行田舍間五間　西裏行同間
此坪數貳百五坪五合
表門ゟ東之方　東西に南表間口田舍間七間壹尺　北裏幅九間壹尺
南北に東裏行田舍間五間　西裏行同間　此坪數四拾坪五合　惣坪六拾六坪
一、隣町　〔東之方〕中之鄉元町　〔西之方〕同町　〔南之方〕同町
〔北之方〕如意輪寺境内
一、家數六軒　家主壹人　地借貳人　店借三人
一、町御奉行御支配に御座候
右之通取調申上候尤前書之外御尙條之廉々當門前地には無御座候以上
文政十一子年十一月　　中之鄉如意輪寺門前
名主無之月行事　仁　平　次㊞

中之鄉瓦町

一、御城ゟ丑寅之方　凡壹里程
一、當町往古武州葛飾郡中之鄉村田畑に而寛文十戌年中御郡代伊奈半十郞樣　御撿地に御座候尤萬治年中ゟ家作御免之由申傳候得共右書物類度〻之出水に而水腐仕相知不申候然ル處元祿十丑年中伊奈半左衞門樣御掛に而永代賣御免被仰付町並屋敷に相成正德三巳年閏五月中町御奉行坪内能登守樣丹羽遠江守樣松野壹岐守樣御支配に被仰付候後町御奉行御代官兩御支配之町屋敷に御座候瓦町と相唱候義は當町に瓦師共多く住居仕候ゟ唱來候儀に御座候
一、町内間數　惣小間三百九拾五間貳尺五寸　内　中之鄉八軒町境東側　南北に表田舍間拾七間　裏幅同間　東西に裏行貳拾壹間貳尺三寸　此坪三百六拾貳坪

森川伊豆守樣御下屋敷境南側　東西に表田舍間六拾三間五尺　裏
幅同間　南北に裏行東之方三拾貳間　西之方拾五間　此坪千六百
七拾八坪
源森川築留向南側　東西に表田舍間六拾五間貳尺八寸　裏幅同間
南北に裏行貳拾間宛　此坪千三百五坪
同河岸北側東西に表田舍間八間貳尺　裏幅八間壹尺三寸　南北に
裏行東之方九間壹尺　西之方八間五尺　此坪七拾四坪
同續同側　東西に表田舍間五拾五間貳尺四寸　裏幅同間　南北に
裏行拾貳間宛　此坪六百六拾坪　但家作御免地に御座候得共當時
瓦師共勝手に付瓦竈取立置場に致置候
向井將監樣御屋敷境南側　東西に表田舍間四拾八間三尺七寸　裏
幅四拾七間七寸　南北に裏行西之方拾九間三尺　東之方拾間　此
坪七百九拾三坪
同河岸北側　東西に表田舍間四拾五間五尺貳寸　裏幅同間　南北
に裏行東之方拾壹間五尺西之方拾間此坪五百貳拾六坪　但家作御
免地に御座候得共此内河岸付之場所に瓦師共勝手に而瓦干場に致
置候所も御座候
一、道寺脇西側　南北に表田舍間拾間　裏幅同間　東西に裏行拾五
間壹尺九寸宛　此坪百五拾貳坪
長壽寺脇西側　南北に表田舍間拾壹間壹寸　裏幅九間五尺四寸
東西に裏行北之方六間貳尺七寸　南之方四間貳尺七寸　此坪九拾
九坪
如意輪寺脇西側　南北に表田舍間拾四間四尺五寸　裏巾拾壹間七
寸　東西に裏行北之方七間四尺六寸　南之方拾壹間五尺壹寸　此
坪百拾七坪

中之郷元町境東側　南北に表田舍間貳拾七間四尺五寸　裏幅貳拾
九間四尺壹寸　東西に裏行南之方拾壹間五尺　北之方拾間四尺七
寸　此坪三百五坪
同裏通北側　東西に表田舍間拾八間五尺　裏幅拾六間貳尺五寸
南北に裏行東之方貳拾三間壹尺五寸　西之方貳拾間四尺七寸　此
坪三百八拾七坪
右隣町之名　〔東之方〕森川伊豆守樣御下屋敷　中之郷元町　〔西
之方〕中之鄉長壽寺　同所一道寺　向井將監樣御拜領屋敷　〔南之
方〕小梅延命寺　中之鄉八軒町　同所元町　本目鐵藏樣御拜領屋
敷　中之鄉如意輪寺　同所長壽寺　同所一道寺　水野出羽守樣御
下屋敷　〔北之方〕川向水戶樣小梅御藏屋敷
大川端東側飛地壹ケ所　南北に表田舍間八間三尺三寸　裏幅八間
四尺五寸　東西に裏行南之方拾壹間　北之方拾貳間貳寸　此坪九
拾八坪
右隣町之名　〔東之方〕水野出羽守樣御下屋敷　〔西之方〕川向淺草
花川戶町　〔南之方〕細川長門守樣御下屋敷　〔北之方〕水野出羽守
樣御下屋敷　惣坪六千五百拾六坪
一、當町飛地大川端之場所を里俗三軒家と相唱申候古來中之鄉村之
內只々水野出羽守樣御下屋敷細川長門守樣場所元祿十五午年中御
用地に相成候砌引殘り人家三軒有之右地所は御用地に洩れ其儘御
差置に相成候場所に御座候間相唱候由申傳候
一、町內惣家數　九拾貳軒　內　地主八軒　家主拾四軒　地借り
三軒　店借り六拾七軒
一、自身番屋　間口貳間　裏行五間半
右は町內北之方川岸道往還に有之文化十二亥年中御願濟之上普請

仕候書留御座候得共其以前古書物類度〻之出水に而水腐仕建始起立之年代相分り不申候尤當月廿三日町内ゟ出火之節燒失仕候間當時無御座候得共尚又相建候節は御願申上候積り之場所に御座候

一、大川　幅八拾六間程

右は當所飛地里俗三軒家前に相掛り申候

一、源森川　幅拾四間　長凡百七間

右は町内北之方に有之字源森川と相唱候萬治年中堀割之由申傳一名源兵衞堀共唱申候右者中之鄕橫川町に而申上候通萬治二亥年中大橫川御堀割に相成其後右え續候中之鄕業平橋之邊寛文三卯年中同堀幾に相成右代地竪川通え之橋町之場所被下置候儀に付追々御堀足しに相成候而大川に流通仕候樣に罷成御椅藏村末入宜敷樣に相成候儀にも可有之哉尤御椅藏御引拂之儀年月相知レ不申候得共右跡地者中之鄕村に立歸新田に相成享保十七子年御高入に相成候尤源兵衞堀と相唱候里俗有之候に付別段御堀割に相成候儀にも御座候哉相知不申候得共往古ゟ諸向書上之控等都而源森と相認め有之表立源兵衞堀と相唱候儀無御座候間右兩樣之名目何之儀に依り唱始候哉由緒は相分り不申古老之者にも申傳等無之由に付前々ゟ認來り候源森之名目を以申上候儀に而源兵衞堀と相唱候儀は全里俗之申傳に御座候

一、源森橋　長七間幅貳間壹尺　但橋臺出貳間　幅六間

右は町内北之方字源森川に懸渡有之寛文二寅年中伊奈半十郎樣御掛りに而始而御懸け被遊候後地方御懸りに而度々御懸直御修復共御座候尤字源森橋と相唱一名源兵衞橋共里俗相唱申候

一、築留堤

右は町内ゟ北之方に有之候字源森川築留に御座候往古淺草川滿水之節源森橋押流候故右橋控之爲寛文十二子年中伊奈半十郎樣ゟ築留被仰付候由申傳候尤其後元祿六酉年北之方河岸付水戶樣御屋敷に罷成船御通路之爲右築留東之方に百間余引込候由右跡に唯今之源森橋御掛け被成候共申傳候但右築留堤ゟ東之方をも以前は源森川と相唱候哉之儀相知不申候得とも當時は大橫川入江と里俗申習はし候

一、堤長百七拾三間壹尺九寸　幅貳間

右は町内北之方源森川幷大橫川入江河岸通に有之大川滿水之節爲水除寶永二酉年中奉願當町持に而築立申候

一、當町瓦細工起立之儀は年代相知れ不申候得共中之鄕村住居之者共古は田地多耕作仕罷在候處近邊追々御用地に被召上往古之田地等も町並屋敷代地に罷成渡世難成候に付右瓦細工何方ゟ相傳候哉一同河岸地面に竈を築渡世仕度段先年奉願上御免之上被仰付候段古老之者申傳候得共右年代等相知不申候尤當町瓦師當時之家數拾四軒竈數貳百八御座候且瓦土之儀は葛飾郡隅田村木下村四ッ木村若宮村邊ゟ多賣出し候由に御座候得共瓦師方は相對を以買入候儀に付一躰村方にて土產不熟之惡土者取捨候段其節御代官所に願濟之上取出し候由勿論數年來燒出し候瓦之儀故右村にには限り不申遠方ゟ船廻し致候儀にも有之御用瓦等都而無差支渡世仕來候由に御座候尤前書村々之邊は瓦土取出し候跡貢土を以埋坪數致候而茂年來相立候得は元之如く土性自然と相變候儀茂御座候由に而瓦に相成候土は無絕間賣出し候由に而別段御免之場所は無之儀に御座候

一、町御奉行御支配に而當時御代官山田茂左衞門樣御支配に御座候

一、反別　貳町壹反七畝六步　但中之鄕村惣反別貳拾七町三段八畝

貳拾九歩之内に御座候
一、武州葛飾郡西葛西領に御座候
一、御高札之儀は中之郷竹町中立候辻見守組合町之内に御座候
一、水除土手數　長百五拾五間壹尺　幅三間　但長之儀は東之方延命寺境ゟ相續西之方向井將監樣御屋敷境迄相續有之候
右は町内南之方中之郷元町同所八軒町境有之候往古は荒川滿水之節相防候爲之由に御座候處右兩境之町家追々家作建込候に付土手敷上に自然大木等有之追々土崩候儀を甚迷惑仕候由に而御願申上候哉元祿十三辰年中右土手敷之儀は南北兩町之地主共に御預け被成候由本所御奉行樣(御姓名不知)被仰渡候段書留御座候尤右場所は當時竹木刈取候跡度々之出水に而有形相崩候に付町内平均之地面同樣に相成候得共家作等は不仕候
右之通取調此段申上候尤此外御箇條之廉々當町には無御座候以上
文政十一子年十月　中之郷瓦町名主　庄　太　郎㊞

中之郷八軒町

一、御城ゟ丑寅之方　凡壹里余
一、當町往古は武州葛飾郡中之郷村之内に而其頃之儀は只今の水戸樣小梅御藏屋敷に相成候場所内に有之寛文十戌年中御郡代伊奈半十郎樣御掄地之砌も右場所に而中之郷高之内に御座候處元祿六酉年中當町并小梅村内之地所共水戸樣御屋敷に相成候に付右御用地に被召上當地之場所代地に被下置其節家數八軒引地に相成候故町内名目に相唱候由申傳候得共右草創之町人は勿論其以來古き家筋之者も無之其上書留水審に仕相知不申候尤元祿八亥年酒井河内守樣御掄地入同十丑年十二月御水帳載相濟同年永代賣家作御免之町並屋敷に御座候處其後正德三巳年閏五月十六日伊奈半左衛門樣ゟ町御奉行坪内能登守樣丹羽遠江守樣松野壹岐守樣に御引渡に相成申候以來町方御代官兩御支配に而當時御代官山田茂左衛門御支配に御座候
一、町内間數　惣小間百貳拾七間四尺三寸　内　業平橋通北側東西に表田舍間四拾間三尺　裏幅同斷　南北裏行東西貳拾間　此坪八百拾坪
三ツ目橋通東側　南北表田舍間四拾三間壹尺五寸　裏幅三拾六間三尺五寸　東西裏行南之方貳拾間　北之方貳拾間五尺五寸　此坪七百九拾七坪
町内中通北側　東西表田舍間拾九間壹尺三寸　裏幅拾九間壹尺四寸南北裏行東西九間　此坪百六拾九坪
同新道通東側　南北に表田舍間拾六間貳尺六寸　裏幅拾六間貳尺九寸　東西裏行南之方拾九間　北之方拾九間八寸　此坪三百四坪
同側南藏院抱地續　南北に表田舍間八間貳尺　但三角地面に付裏幅無之　東西に裏行南之方拾九間八寸　北之方貳拾壹間壹尺壹寸此坪七拾九坪　惣坪數貳千百五拾九坪
一、隣町之名　〔東之方〕小梅延命寺　同寺門前　〔西之方〕中之郷元町　〔南之方〕小梅代地町　〔北之方〕中之郷瓦町　但當町新道通北之方に中之郷南藏院抱地盛り居申候委細繪圖面之通に御座候
一、町内惣家數　九拾八軒　内　地主八軒　家主五軒地借五軒店借八拾軒
一、自身番屋之儀當町に無之御用向并町用相勤候節は月行事宅に而相勤申候
町内ゟ西之方中程入口に掛渡有之

一、石橋　長三尺　幅九尺　壹ヶ所　町內中程右續に掛渡有之
一、石橋　長三尺　幅九尺　壹ヶ所　町內ゟ東之方延命寺門前脇に掛渡有之
一、石橋　長三尺　幅貳尺五寸　壹ヶ所
右石橋三ヶ所共往還横切下水に掛渡有之候尤橋名等無之掛始之年月相知不申候

一、　　　中之鄕町　　　名主　庄　太　郎
右先祖大塚和泉と申里見家に仕候者之由に而天正年中ゟ當所に土着仕候由に御座候尤同人儀天正七卯年九月六日死去仕法號卿月院殿中岸意慧居士別號蟠井院と唱中之鄕成就寺に墓所御座候和泉ゟ三代之間鄕士に罷在候處四代目庄八郎儀寛永年中始而御郡代伊奈半十郎樣に被召出中之鄕村名主役被仰付候段申傳罷(ママ)在候尤前書和泉義は從何國罷越候哉相知不申候得共以前は家藏の武箸も御座候處中古如何相成候哉當時は所持不仕候且三代已前之名主私祖父庄八郎義不身持之儀有之寛政十午年中肝煎名主役儀共御免被仰付私家名一旦中絕仕候然る處土地草創之舊家に付元支配之百姓町人共一同他姓之支配請ヶ候義を歎ヶ敷存私先代父太郎左衞門義者祖父庄八郎實弟に付支配之者幷組合名主南本所町六郎左衞門北本所町五郎左衞門ゟ御代官幷町御奉行所江奉願寛政十三申年中願之通被御付家名再相續仕先祖之者ゟ私迄十二代之間當所に罷在候尤右書物等度々之出水に而流失仕巨細之義は相知不申候
一、反別　七反壹畝貳拾九步　但中之鄕總反別貳拾七町三反八畝貳拾九步之內に御座候
一、武州葛飾郡西葛西領と相唱申候
一、御高札之儀は中之鄕竹町申上候通見守組合町之內に御座候

一、水除土手敷　幅三間　長四拾五間三尺六寸　但長之儀は西之方隣町中之鄕元町ゟ東之方小梅延命寺境江相續有之候
右は町內ゟ北之方中之鄕瓦町境に有之往古ゟ荒川滿水之節相防候爲之由に御座候處右兩境之町家追々家作建込候に付土手敷上に自然大木等有之追々土崩候義等甚迷惑仕候由に而御願申上候茂元祿十三辰年中右土手敷之儀は南北兩町之地主共江相預被成候由本所御奉行樣（御姓名不知）被仰渡候段書留御座候右場所は當時竹木刈取候跡度ゝ之出水に而有形相崩候に付町內平均之地面同樣に相成候得共家作等は不仕候
一、業平橋　長七間　幅貳間　但橋臺出貳間　幅四間
右は當町地先に無之東之方に而寺院幷御武家屋敷を隔有之中之鄕村掛に御座候　右掛始之年代は他所之儀に付當町に書留等無御座候得共寛文二寅年中伊奈半十郎樣ゟ御掛渡被成候由承及候間此段最寄に付書加置申候右之通取調此段申上候尤此外御箇條之廉々當町に無御座候以上
　　文政十一子年十月　中之鄕八軒町　名主　庄　太　郎㊞

龜　戶　町

一、御城ゟ寅卯之方に當り凡壹里半余
一、當町之儀は古來ゟ龜戶村高之內に而當時も龜戶村高千三百八拾六石貳斗三升七合之內江相籠り罷在町方起立之儀は寛文四辰年中ゟ百姓商賣屋取立渡世仕罷在天神社地に引續罷在候に付里俗天神町と唱來候由尤其頃家作御改場に御座候處元祿十酉年二月中伊奈半左衞門樣御支配之節永代賣且家作御改御免地に相成全御年貢町屋敷に相成申候尤其頃迄本所御奉行山崎四郎左衞門樣德山五兵衞

様御支配に有之正德三巳年閏五月中町御奉行坪内能登守様丹羽遠
江守様松野壹岐守様御勤役中町方御支配被仰付地方之儀は御代官
御支配に而當時兩御支配之場所に御座候
一、龜戸町と相唱候儀は前書之通龜戸村之内町方御支配に相成候砌
則村名を以町名に相願候儀に御座候尤龜戸と相唱候儀は古來ゟ之
事に而書留は勿論聢と仕候申傳も無御座殊に天明六午年洪水之節
諸書物流失仕舊記無御座候間巨細に相知不申候
一、町内間數　惣小間四百五拾四間壹尺三寸　内譯　横川通東側壹
ヶ所　南北表間口田舍間四拾五間五尺八寸　裏幅同四拾五間三尺
六寸　東西奥行田舍間南之方貳拾七間　北之方同斷　此坪數千貳
百三拾六坪壹合四勺　同所同側壹ヶ所　南北表間口田舍間百三拾
貳間壹尺八寸　裏幅右同斷　東西奥行田舍間南之方貳拾九間　北
之方貳拾九間壹尺七寸　此坪數三千八百五拾五坪三合五勺　同町
同側壹ヶ所　南北表間口田舍間五拾五間壹尺貳寸　裏幅同右同斷
東西奥行田舍間南之方貳拾五間九寸　北之方貳拾四間三尺四寸
此坪數千三百七拾貳坪壹合七勺　同所同側壹ヶ所　南北表間口
田舍間拾六間　裏幅同拾五間　東西奥行田舍間南之方四拾九間
北之方四拾八間　此坪數七百五拾貳坪　同所同側壹ヶ所　光藏寺
境内　南北表間口田舍間貳拾間　裏幅同拾九間三尺　東西奥行田
舍間南之方四拾八間　北之方四拾九間　此坪數九百五拾八坪　天
神橋通南側壹ヶ所　東西表間口田舍間五拾貳間　裏幅同五拾間四
尺七寸　南北奥行西之方拾三間壹尺壹寸　東之方拾貳間四尺　此
坪數六百六拾四坪貳合貳勺　同所北側壹ヶ所　東西表間口田舍間
四拾間五尺七寸　裏幅同四拾間三尺　南北奥行田舍間西之方貳拾
四間六寸　東之方右同斷　此坪數九百八拾壹坪四合七勺　同所同
側壹ヶ所　東西表間口田舍間貳拾間壹尺四寸　裏幅同貳拾間八寸
南北奥行田舍間西之方貳拾間四尺五寸　東之方拾七間五尺四寸
此坪數三百九拾坪三勺　同所同側壹ヶ所　東西表間口田舍間貳
拾間四尺四寸　裏幅同貳拾貳間四寸　南北奥行田舍間西之方四拾
壹間五寸　東之方四拾壹間貳尺貳寸　此坪數八百八拾貳坪貳合壹
勺同所裏門通天神社地西之方壹ヶ所　東西表間口田舍間貳拾間三
尺五寸　裏幅同拾八間五尺五寸　南北奥行田舍間西之方三拾壹間
四尺四寸　東之方右同斷　此坪數六百貳拾六坪七合貳勺　同所社
地東之方壹ヶ所　東西表間口田舍間三拾間壹尺五寸　裏幅同三拾
間貳尺貳寸　南北奥行田舍間西之方拾七間　東之方拾六間五尺
此坪數五百拾貳坪六合九勺　惣坪數壹萬貳千貳百三拾壹坪但地所
入組有之候に付委細繪圖面に申上候
一、隣町　〔東之方〕龜戸村百姓地　同村之内加藤遠江守様御抱屋敷
〔西之方〕横十間川向　松浦大和守様御下屋敷　堀内藏頭様御下屋
敷　柳嶋町　北本所番場町代地　〔南之方〕柳島村百姓地　〔北之
方〕龜戸不動院門前　同所天神社地　柳嶋村長壽寺
一、當町之内龜戸天滿宮社近邊を古來ゟ里俗天神町と相唱申候右は
天神社地に添候場所に付何頃ゟ歟唱來候儀に御座候
一、町内惣家數　百八拾貳軒　内　明店五拾貳軒　内　地主八軒
家守貳拾間　地借七軒　店借九拾五軒
一、自身番屋壹ヶ所　間口貳間半　奥行四間半　此坪數拾壹坪貳合
五勺
右町内天神橋通往還之内に有之建始候願濟年代相知不申候其後建
替者其節々奉願候
一、床番屋壹ヶ所　間口九尺　奥行貳間半　此坪貳坪七合五勺

右町内天神橋北付橋臺際に有之建如年代等右同様相知不申候得共
前々ゟ町内見守番屋補理置申候
一、川
右當町内西付一圓横十間川に有之川幅十間右川堀割年代相知不申
先年四川御堀割之節出來候趣申傳候得共當町に書留無御座候間聢
と相分り不申候乍併右川御堀割之儀は萬治二亥年本所御奉行德山
五兵衛様山崎四郎左衛門様御懸りに而堀割出來候趣申傳に御座候
一、以樋長　四間貳尺内法貳間四方　但横十間川通往還横切埋樋
右は町内南寄に有之龜戸村柳嶋村耕地悪水横十間川へ落し候以樋
に御座候右は鑄錢座御取立之節舟入堀に有之同座に入用相懸ヶ小
橋懸ヶ渡置候所鑄錢御差止に相成右跡に而埋立候而は耕地悪水吐
兼候に付明和三未伊奈半左衛門様に奉願堀跡に以樋取立字錢座脇
と唱來申候右は龜戸村持に而地先之儀に候得共當町に而差構不申
候
一、下水　長百三拾貳間余　幅三尺ゟ貳尺程町内持之分
右は横十間川通町家東裏に有之龜戸町付之下水に御座候
一、埋下水　長五拾三間　内法壹尺貳寸四分壹ヶ所
右は町内悪水東之方龜戸水地内に吐來候處大雨之節天神裏門近邊
地水相湛往來及難儀候に付文化五辰年中奉願天神裏門通南側町家
家前に敷厚板に而左右蓋共石に而石間數通天神構之下水ゟ横十間
川に水吐下水に御座候
一、橋但橋臺石垣之儀は當町付之方川付四間横三間貳尺川向柳嶋町
之分同様之間數に有之萬治二亥年中築立出來仕候申傳に御座候
右字天神橋當町ゟ西之方柳嶋町に相渡候板橋長七間三尺幅貳間右
懸ヶ渡年代一向不相知先年ゟ御入用橋に而御勘定方町方両御掛に
而懸ヶ替有之樋橋棟梁岡田治助義田屋清右衛門兩人請負に而御普
請中無錢舟渡歩行往來相通申候右掛け始め年代當町に書留無御座
候得共萬治二亥年二月本所御奉行德山五兵衛様山崎四郎左衛門様
御懸に而始而出來之由に御座候右御橋懸始之頃は龜戸橋と相唱候
由其後天神社造營以後いつとなく天神橋と申習はし龜戸橋之名目
は絶候而年來天神橋と唱來候段申傳候且橋見守之儀は當町並柳嶋
町に而相勤邊繕取計等橋中央ゟ東西に隨ひ其町に而仕來申候
一、物揚場　貳ヶ所
右は町内天神橋南長四間幅九尺之町内物揚場壹ヶ所天神裏門通川
岸に長三間幅九尺之物揚場壹ヶ所右貳ヶ所共願濟年代相知不申候
得共前々ゟ當町持に御座候
一、龜戸町之内　東西貳拾間餘　南北四拾九間寺地　禪宗山城國宇
治黄檗山　萬福寺末　兼雲山　光藏寺
右寺地は龜戸町地之内に而元祿十丑年御撿地帳に英光と申名前に
而遂成庵室に而御年貢諸役町入用共町人並に差出來右英光義　天
英院様御三十壽俗名藤澤法號　淨知院と申比丘地内に住居同人義
上向御所持御厚恩に而武州吉田村法藏寺持之寺號譲り請延享四卯
年寺社御奉行大岡越前守様に引寺相願御聞濟之上寺號光藏寺と唱
來候旨右寺舊記に有之今以町並諸入用等差出家守付置役相勤御年
貢町屋内之寺地に御座候
一、當町住居神職修驗姓名左之通
神事舞太夫田村澤之助配下　龜戸町家持　大　橋　内　記
右同斷　同町彌三郎店　八　坂　但　馬
右同斷　同町喜三郎店　八　坂　兵　馬
右同斷　同町茂兵衛店　八　木　左　京

本山修驗幸手不動院配下　同町孫兵衞店　三　乘　院
同町代次郎店禪門　宗　列

右者神職修驗ゟ別紙書付取差上候

一、當町之義は町御奉行所御支配に而御年貢諸上納等者龜戶村江組合一纏に致村方ゟ上納仕來候當時御代官榎本兵五郎樣に御座候

一、當町御年貢地町屋に而高四拾石七斗七升此反別四町七畝貳拾壹步但龜戶村惣反別百八拾町余之內に御座候

一、當町之儀步州葛飾郡西葛西領に御座候

一、御撿地之儀は元祿十五年酒井河內守樣御撿地に而御領地播州姬路に而御撿地帳相渡村役人罷越御賄等被下置其上歸路路用等迄被下置候旨申傳右御撿地帳は龜戶村に有之當町之義は寫帳相用罷在候

一、堤

右者町內西付一圓橫十間川ニ而川通馬踏壹間程敷貳間半位高三尺程小土手有之手入修復等地先地主共ゟ仕來起立之儀は一向相知不申候

一、新錢座跡

右は町內橫十間川通町屋東裏に有之反別四町九反六畝拾三步有之古來兩度吹所に相成後藤庄三郞方江龜戶村惣百姓ゟ賣渡新錢吹立候場所に而其後年代不知村方江買戾に相成尤書留等も無之猶又明和之始年月不知御代官伊奈半左衞門樣御懸に而地所御取調百姓方ゟ後藤庄三郞江再び賣渡一圓之葭生場地形仕明和年中吹方被御付當時通用のずく錢と唱候錢に而每月江戶町中兩替屋共組々舟印幟相建新錢買請に來其節は當町內右鑄立に掛候者他國よりも多分入込住居御用中は所々潤ひにも罷成候由明和之末に至吹方御差止に相成安永始之頃迄表門並大吹と唱候大造成吹所且役人詰所等相殘り安永五年之頃取掛其後年來葭生場に而後藤庄三郞持に御座候處文化五辰年三月中願濟之上當町家持孫兵衞引請に相成七ヶ年之間開敷被仰付高不覺地代人之御代官菅沼安十郞樣御役所江上納孫兵衞進退仕同十五寅年十二月中開敷中に而孫兵衞加藤遠江守樣江御讓申上御同人樣御抱屋敷に御取立屋敷御年貢に相直り當時御同人樣御所持に御座候先年ゟ錢座跡と唱來東西百貳拾九間半南北百拾五間反別四町九反六畝拾三步村中百姓持右之內三町九反八畝拾八步御抱屋敷に相成殘九反七畝貳拾五步惣百姓持に而今以葭生場に而故に永貳拾五文取葭永上納仕候場所に御座候

一、御ヶ條之外石鳥居

右は町內往還に天滿宮鳥居有之東西は龜戶町沽券地町屋敷有之天滿宮社地は元祿十丑年御撿地帳に六拾五間に三拾八間と有之往還は町內持に御座候處先年ゟ町內に鳥居有之其後寶曆三酉年建直郞年號彫付有之其節於町內ても障不申立義と相聞申候尤最初相建候年月願濟之義は舊記等無之一向相知不申候

右同斷

一、木鳥居

右天神裏門通川端に有之左右町屋并右同樣龜戶町に而御座候尤鳥居最初相建候年代不相知建替等町內に而不相構別當方に而仕來申候

右同斷

一、石燈籠挑燈建

右當町之內所々家前に建有之元祿正德享保之年號等に而先年ゟ有來古來御願濟とは不相聞所役人江も不申聞心儘に相建前々ゟの仕

来に付近来建候分も御願濟には無御座候
右三ヶ條町内續北之方龜戸天滿宮に奉納之品に而當町持場内に相
建有之尤天滿宮社地之義は八反弐畝拾歩御除地に御座候右寛文弐
寅年筑前大宰府別當信祐弟信祐御當地に罷下り社地拜領之由其後
元祿十丑年御撿地帳に有除地信圓と申名面に而御記有之夫ゟ引續
只今以相續被致候右社地之義は龜戸村之内に而御座候得とも町内續
に付申上候
右之外御簡條之靡々當町には無御座候尤御ヶ條之外三ヶ條之義は
町内に抱り候場所に建有之候間書加置申候右之通取調申上候已上
文政十一子年十一月　　龜戸町月行事　　喜　三　郎㊞
名主　　次　郎　助㊞

習合神道神事舞太夫　田村澤之助配下淺草三社權現社役
寺社御奉行支配　　本所龜戸町地主　　大　橋　内　記
神子　　伊　勢　宮
一、習合神道神事舞太夫に而相州國府六所大明神社役に而御朱地配
大橋監物弟に而安永年中別家致龜戸町に罷居天明三卯年七月中龜
戸町地面間口七間半裏行拾五間四尺七寸之地所相求右地所に住居
致夫より引續罷在候
一、神前神體之儀は月讀尊、素盞嗚尊、大巳貴命、天思兼命、猿田
彥命、細女命、須勢理比女命、事代主命右八神を幣帛に而勸請仕
八光神と號し支配頭ゟ傳法に御座候
一、五寸神鏡　壹面
一、六寸同　　壹面
一、相殿に不動尊を勸請有不動木佛立像臺座共丈五寸作不相知
賴朝公守本尊之由に而父監物ゟ相傳仕候且右由緒書物等御座候處
天明六年七月中大水之砌流失仕候由申傳候
一、私共一派之儀は武家に屬し京都神家之不請差圖乍恐　御公儀御
威光を以一派御立被下置候故朝暮天下泰平五穀成就之御祈禱相勤
夫ゟ境中之諸祈禱相務申候
右之通少茂相違無御座候以上
文政十一子年十一月　　　　　大　橋　内　記㊞

習合神道神事舞太夫頭　田村澤之助配下淺草三社權現社役
本所龜戸町彌三郎支配地借　八　坂　但　馬
神子　大　　　　和
一、習合神道神事舞太夫に而相州三浦郡葉山村八坂縫殿方ゟ延享年
中私祖父八坂隼人別家致候且父主水儀は習合神道神事舞太夫役人
年來相勤申候
一、神前神體之儀は月讀尊、素盞嗚尊、大巳貴命、天思兼命、猿田
彥命、細女命、須勢理比女命、事代主命右八神を幣帛に而勸請仕
八光神と號し支配頭ゟ傳法に御座候其外諸神勸請仕候
一、六寸神鏡　壹面
一、私共一派之儀は武家に屬し京都神家之不請差圖乍恐　御公儀御
威光を以一派御立被下置候故朝暮天下泰平五穀成就之御祈禱相務
夫ゟ境中之諸祈禱相務申候
右之通少茂相違無御座候以上
文政十一子年十一月　　　　　八　坂　但　馬㊞

習合神道神事舞太夫頭　田村澤之助配下淺草三社權現社役

寺社御奉行支配　本所龜戸町家主喜三郎店　八　坂　兵　馬
　　　　　　　　神子　大　隅

一、先年當町習合神道神事舞太夫八坂但馬方に同居仕候處故有而文政元寅年別家致神事舞太夫相務申候

一、神前神體之義は月讀尊、素盞嗚尊、大巳貴命、天思兼命、猿田彥命、細女命、須勢理比女命、事代主命右八神を幣帛に而勸請仕八光神と號し支配頭ゟ傳法に御座候其外諸神勸請仕候

一、五寸六分神鏡　壹面

一、私共一派之儀者武家に屬し京都神家之不請差圖乍恐　御公儀御威光を以一派御立被下置候故朝暮天下泰平五穀成就之御祈禱相務夫ゟ境中之諸祈禱相務申候

右之通少も相違無御座候以上

文政十一子年十一月　　　八　坂　兵　馬㊞

習合神道神事舞太夫頭　田村澤之助配下淺草三社權現社役
寺社御奉行支配　本所龜戸町家主茂兵衛店　八　木　左　京
　　　　　　　　神子　　關　　宮

一、先祖は信州諏訪之神孫眷龍之宿禰氏秀之末に而故有而相州沼間村住古ゟ之神事舞太夫に而除地所持仕候篠田齋宮弟子に相成同人娘を妻と致安永年中御府内に出天明三年ゟ龜戸町に住居致候
神前神體之儀は月讀尊、素盞嗚尊、大巳貴命、天思兼命、猿田彥命、細女命、須勢理比女命、事代主命右八神を幣束に而勸請仕八光神と號し支配頭ゟ傳候に御座候且猿田之面を猿田彥と勸請仕置候右は篠田齋宮方ゟ相傳仕候左之通認め有之候

寛永六己巳年　　　願主敬白
奉納猿田面
　終夏吉辰　　藤原義絕
　　但し面長サ七寸　巾五寸五分

私共一派之儀は武家に屬し京都神家之不請差圖乍恐　御公儀御威光を以一派御立被下置候故朝暮天下泰平五穀成就之御祈禱相務夫ゟ境中之諸祈禱相勤申候

右之通少も相違無御座候以上

文政十一子年十一月　　八　木　左　京㊞

京都聖護院宮末　　幸手不動院支配　龜戸町家主　孫兵衛地借
　　本山修驗　　三　乘　院
觸頭之儀は神田鍛冶町二丁目實蓮院

本尊木像立像不動長壹尺七寸、岩座ゟ火焰迄貳尺七寸五分、二童子長九寸岩座參寸貳分　作人相知不申候
もつかう厨子　高三尺六寸、外幅壹尺八寸、横壹尺四寸

一、木像腰掛之像　役行者神變大菩薩二鬼無之長貳尺壹寸岩座高壹尺　作人相知不申候　厨子之儀は右同樣に御座候

一、木像坐像弁天長五寸八分、岩座迄八寸、箱厨子外長壹尺六寸八分、外幅九寸、横七寸　作人相知不申候

一、木像立像　不動長四寸八分、岩座ゟ火焰迄七寸貳分、二童子長貳寸壹分、岩座迄三寸六分　作人相知不申候　箱厨子外長壹尺四寸八分、外幅七寸貳分、横五寸

一、木像座像大天狗長四寸、岩座迄五寸三分、宮殿外長壹尺貳寸五分、外幅五寸八分、横五寸壹分　作人相知不申候

一、木像座像稻荷長四寸八分、腰掛白狐岩座迄六寸貳分　作人相知

不申候　箱厨子長壹尺壹寸五分、外幅六寸八分、横四寸八分
一、木像七觀音　立像長臺坐共貳寸八分上之段四躰坐像貳寸貳分下之段三躰もつから厨子長五寸八分、外幅五寸三分、横貳寸八分
作人相知不申候
表神前正面諸神勸請宮殿長三尺六寸五分、幅壹尺壹寸貳分、横貳尺五分
一、木像狐眞向乘稻荷長貳寸八分岩座ゟ上迄四寸八分、宮殿高サ壹尺七寸、外幅六寸壹分、横五寸七分　作人相知不申候
一、伊勢太神宮秡
一、木像岩に腰掛蛭子長三寸貳分、岩座共四寸、立像木像大黑長三寸俵共四寸、宮殿壹尺、外幅六分、横貳寸五分　作人相知不申候
一、木像立像毘沙門長五寸七分箱厨子長壹尺、外幅四寸、横貳寸七分、作人相知不申候
右往古ゟ仕來に御座候世代之儀は初代盛光ゟ拙院迄血脈に而十二世當所に相續仕候樣申傳に御座候年數之儀は八十二年以前天神裏門町屋ゟ出火仕候間系圖記錄燒失仕候樣承候其後天明六丙午年七月大水之砌流失仕候右故往古之儀は聢と相弁不申候　此度　御調に付奉書上候以上

文政十一子年十一月　　幸手不動院支配 三乘院　盛　辯㊞

龜戸町
家主大次郎店
禪門　宗　列

一、庵名大住庵と號候私之唱に而願濟には無御座候

一、起立之儀は享保年中當開祖澤水和尙行脚之節堀江町三丁目米問屋伊勢屋次郎兵衞と申者に風と出會有之及法話候處澤水德者に付次郎兵衞儀自宅に留置日夜教化相授罷在候其後追々信仰之者多罷成候に付四谷石切横町に初而草庵を補理致住居候然處本所深川邊にも信仰之輩數多出來候に付年月不相知深川北松代町四丁目吉右衞門と申者之地所借受草庵補理致教化罷在其場所に而澤水儀遷化致候に付右跡弟子慈眼と申者相繼罷在三世懶翁之時明和元申年當龜戸次郎右衞門地面家主大次郎店に移住仕拙僧迄引續罷在候尤地所之儀は文化三寅年元地主より淺草柳橋松本屋平八郎方に地面相讓候に付當時當人地所に罷成候
一、本尊釋迦如來　木座像長壹尺三寸作人相知不申候
兩脇士阿難迦葉　木立像壹尺壹寸
一、開祖澤水長茂和尙像　木座像長壹尺三寸餘本尊の脇檀に安置有之
一、當庵開祖澤水長茂和尙大禪師　元文五庚申年七月廿三日入寂
右は永祿年中出生に而世壽百八拾餘歲と申傳候尤本國は越後國西古志郡比與城主平子若狹守高長五代之孫太兵衞尉貞長之子幼名千代丸後に右衞門範長と號其後同國蒲原郡龜庵和尙之弟子に相成名を澤水と改諸國を遍歷し後御當地に來前書之通當庵起立仕候
中興　當庵四世　天瑞桂和尙　文化三寅年八月廿三日入寂
右は甲州猿橋宿心月院住職に而後年隱居いたし御當地に罷出當庵に住申候但右世代前後とも庵主之弟子或は他寺の隱居等庵住いたし候儀に御座候
一、寶物
一、越後上杉家其外ゟ之古文書　卷物　但別紙御寫之通

一、短刀　一腰　粟田口吉光作　長七寸六分
右兩品共開祖澤水所持に而傳來仕候尤短刀之儀は當庵起立之事に而原由緒有之候に付享保年中伊勢屋次郎兵衛と申者に相讓候に付當時は同人子孫次郎右衛門持傳へ罷在候則讓狀左之通
貴殿日親孝行之段感心誠不淺依之先祖相傳之雖爲重寶粟田口吉光之小刀相はらひ候而は代金を合力致し極貧之苦痛におきなひ遣せ度候故何方にもうり渡可申處大切之重寶成由申傳候間ミんかんにうりすて候儀殘念に存萬一御用にも被爲思召候哉いなやをうかゝひたてまつるへきため四年以前に御箱へ申上候處今に何の御さたも無御座候故大こんきうの上病氣段々相おもり旦夕之ろ命はかりかたく永ミのりよ宿成かね候條右之重寶吉光并平子のけいす名苗字と共に相ゆつり我等も出家いたし候自今以後平子右衛門と名のり可被申候自然：御公儀ゟ御たつねも御座候ハヽ此ゆつり狀差上可被申仍如件
享保十一丙午十一月跡日　平子右衛門(花押)
いせ屋次郎兵衛殿
右之通御座候に付短刀并平子之姓共に次郎兵衛子孫次郎右衛門家に而相續罷在候
右者此度地誌御調に付御尋之廉ミ書上候處相違無御座候以上
文政十一子年十二月　宗　列㊞

龜戸清水町

一、御城ゟ寅卯之方に當り凡壹里拾五町餘
一、當町之儀は古來ゟ龜戸村高之内當時も龜戸村高千三百八拾六石貳斗三升七合之内に相籠り罷在候町方起立之儀龜戸一躰之義故龜戸町ゟ委細申上候通に御座候尤町名起立之儀は古來當町をも龜戸町と相唱候處當所東裏小梅村押上村田場之字由來相知不申候得共清水耕地と唱候場所有之右近邊之町屋に付後年年月不相知龜戸清水町と相唱候由申傳候
一、町内間數　南北　表間口田舍間百三拾七間片側町　裏幅同斷
東西　奥行南之方田舍間貳拾七間　同北之方同貳拾六間五尺三寸
此坪數三千六百九拾坪九合餘
一、隣町之名　〔東之方〕小梅村押上村田場　松平越前守樣御下屋敷　〔西之方〕横十間川向阿部對馬守樣御下屋敷　〔南之方〕深川北松代町四丁目　〔北之方〕押上村田場
一、町内惣家數　拾九軒　内　明店五軒　地主四軒内壹人他住居
家守三軒内壹人地主方同居　地借壹軒　店借六軒
一、横十間川　幅十間　長町内持分百三拾七間
右當町内西付に有之竪川江流入申候右川堀割年代等委細龜戸町に而申上候通に御座候
一、下水堀　幅貳尺ゟ三四尺迄　長百三拾七間
右者町内東之方地尻に有之候町内惡水落し東裏田場惡水共流入申候
一、堤
右は町内西之方一圓横十間川に而川通り馬踏壹間程敷貳間半位高三尺又は壹尺位小土手有之手入修復等地先之者ゟ仕來起立之儀は委細龜戸町に而申上候通りに御座候
一、當町之儀は町御奉行所御代官兩御支配に而御年貢諸上納等者龜戸村に組合一纒に致村方ゟ上納仕來申候當時御代官榎本兵五郎樣に御座候

一、當町之儀は武州葛西郡西葛西領に御座候
一、御撿地元祿十丑年酒井河内守樣御繩入に御座候委細は龜戸町ゟ申上候
一、當町御年貢地町屋に而高拾貳石三斗此反別壹町貳反三畝歩但し龜戸村惣反別百八拾町餘之内に御座候
此外御舊條之廉々當町内には無御座候
右之通取調申上候以上
文政十一子年十一月　龜戸清水町
月行事　重次郎㊞
名主　次郎助㊞

龜戸境町

一、御城ゟ寅卯之方に當り凡壹里半餘
一、當町之儀は古來ゟ龜戸村高之内當時も龜戸村高千三百八拾六石貳斗三升七合之内に相籠り其後百姓商賣家取立候以後之義は龜戸一躰之義に付龜戸町ゟ委細申上候通りに御座候町名起立之儀は當町ゟ請地村に相渡候境橋之義北は西葛西領本田南は同領新田之間故境橋と名付右續之町故境町と唱候由申傳に而書留等無御座候
一、町内間數　惣小間五拾貳間三尺　内譯　西側　壹ヶ所　南北表間口田舍間四拾五間三尺　裏幅同三拾九間三尺　東西奥行南之方に而田舍間拾四間　同北方方に而拾七間三尺　此坪六百六拾九坪三合七夕五才
右隣町　〔東之方〕柳嶋境町　〔西之方〕柳嶋村百姓居屋敷　〔南之方〕柳島村龜戸村入會　津輕越中守樣御抱屋敷　〔北之方〕柳嶋境町
東側　壹ヶ所　南北表間口田舍間七間　裏幅同斷　東西奥行北之方にて田舍間拾四間　同南之方右同斷　此坪九拾八坪
右隣町　〔東之方〕龜戸村　〔西之方〕柳嶋境町　〔南之方〕同斷
〔北之方〕　北十間川向小村井村
一、町内惣家數　拾六軒　内　明店四軒　地主五軒　家守壹軒
地借無之　店借六軒
一、川
當町内北付一圓北十間川に有之川幅十間右川堀割年代相知不申候先年四川御堀割之節出來候趣申傳候得共當町に書留無御座候間聢と相分不申候乍併右川御堀割之儀は萬治二亥年本所御奉行德山五兵衞樣山崎四郎左衞門樣御懸りに而堀割出來候趣申傳に御座候
一、橋　長拾間幅貳間　但橋臺之儀は當町付之方長五間貳尺闕板川向請地村之方より間數同樣に御座候
字境橋當町ゟ北請地村に相渡り候板橋龜戸村柳嶋村請地村三ヶ村入會之橋に而懸替修復にも右村方ゟ相願樋橋棟梁岡田治助藤田屋清右衞門請負懸替等有之橋起立は龜戸町ゟ申立候天神橋同樣之年代に御座候境橋と相唱候は右橋ゟ北之方は西葛西領本田筋と相唱南之方は海邊迄同領新田筋と相唱候に付右間之川に懸渡候故境橋と唱來候由申傳候右橋は三ヶ村持に而當町内に而一切差構不申候
一、當町之義町御奉行所御支配に而御年貢諸役上納等は龜戸村に相渡シ來申候當時御代官榎本兵五郎樣に御座候
一、當町之義武州葛飾郡西葛西領に御座候
一、御撿地之義は元祿十丑年酒井河内守樣御撿地に而委細は龜戸町ゟ申上候通に御座候

一、當町御年貢地町屋に而高貳石五斗五升六合　此反別貳反五畝拾
七歩但龜戸村惣反別百八拾町餘之内に御座候
右之外御尋簾々當町に無御座候
右之通取調申上候以上
文政十一子年十一月

龜戸境町
月行事　兼　藏㊞
名主　次　郎　助㊞

龜戸不動院門前

一、御城ゟ寅卯之方ニ當り道法壹里半程に御座候當門前之儀は古來葛飾郡龜戸村之内に而地主不動院境内地所之内六拾五坪之場所門前町屋に相成候尤願濟年代御役人御姓名等古書物度々水腐仕書留無御座相知不申尤六ヶ寺門前組合一同延享二丑年町方御支配に被仰付候に付其已前ゟ之町方に御座候元は寺社御奉行支配町屋之處延享二丑年中ゟ町方御支配に相成申候尤其節町御奉行御姓名之儀書留等無御座相知不申候

一、門前町惣間數　南北表間口田舍間拾三間　裏幅同斷　東西奥行五間宛　此坪六拾五坪

一、隣　町　〔東之方〕不動院境内隔龜戸村　〔西之方〕龜戸天神社地
〔南之方〕龜戸町屋　〔北之方〕不動院境内隔普門院墓所

一、家　數　七軒　内　家守壹軒　店借六軒

右之通り相違無御座候此外御尋條之簾ゝ御門前地にて無御座候以上

文政十一子年十一月　本所龜戸不動院門前

名主無之月行事　平　吉㊞

文政十一年町方書上

（文政十一年町方書上終）

帝都復興祭記錄

庶甲收第二九三一號
昭和五年五月十五日

東京市助役　白上佑吉殿　　東京市本所區長　大堀佐内

帝都復興祭記錄編纂ニ關スル資料蒐集ノ件三月三十一日附文發第四六九號ヲ以テ標記ノ件御通牒ニ依リ夫々調査ヲ遂ケ別冊及報告候也

帝都復興祭記錄　　本所區

一、各區事務組織

イ、區

帝都復興祭事務臨時委員會ヲ設置ス

規程及部員氏名左記ノ通

帝都復興祭事務臨時委員會規程

(一)帝都復興祭事務臨時委員會ヲ組織シ區長ヲ委員長ニ充テ委員分科及部署ヲ左ノ通定ム

帝都復興祭事務臨時委員分科

庶務部
高齢者部
一般奉迎部
保健部
經理部

全員委員長區長大堀佐内補佐主事　三村靈太郎

帝都復興祭事務臨時委員分科細目部署

(一)庶務部　部長　主事　三村靈太郎

所屬人員三七名

一、一般計畫ニ關スル事項
二、豫算ニ關スル事項
三、官公署トノ連絡ニ關スル事項
四、徽章及服裝ニ關スル事項
五、裝飾ニ關スル事項
六、學生兒童ノ奉迎ニ關スル事項
七、男女青年團ノ奉迎ニ關スル事項
八、小學校兒童ノ旗行列ニ關スル事項
九、提灯行列ニ關スル事項
一〇、煙火打上ニ關スル事項
一一、小學校ノ奉祝式ニ關スル事項
一二、神社奉告祭ニ關スル事項
一三、他ノ部ニ屬セザル事項

(二)高齢者奉迎部　部長　書記　須原良平

所屬人員三四名

一、高齢者ノ奉迎ニ關スル事項
二、高齢者ノ接待救護ニ關スル事項
三、在郷軍人ノ奉迎其ノ他ニ關スル事項
四、其ノ他前各項ニ附帶スル事項

(三)一般奉迎部　部長　書記　藤井竹次

所屬人員四四名

一、町會長各種團體代表者及區議員ノ奉迎ニ關スル事項
二、御道筋沿道奉拜者ニ關スル事項
三、其ノ他前各項ニ附帶スル事項

(四)保健部　部長　書記　大野守枝

所屬人員八名

一、御道筋整理ニ關スル事項
二、排水及掃除其ノ他公衆衛生保持ニ關スル事項
三、救護ニ關スル事項
四、臨時街頭便所ニ關スル事項
五、其ノ他前各項ニ附帶スル事項

經理部　部長　主事　渡木豐吉
所屬人員一一名

一、奉迎場設置ニ關スル事項
二、經理ニ關スル事項
三、調度ニ關スル事項
四、其ノ他前各項ニ附帶スル事項

以上ノ委員分科細目及部署ノ變更追加ハ必要ニ應ジ更改ス

(二)委員長ハ會務ヲ總轄シ本區會委員長ト協議ノ上復興祭諸般ノ事務ヲ督ス部長ハ上司ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

(三)左記上段ニ揭クル課ニ勤務スル職員ハ部員外ト雖モ帝都復興祭事務臨時委員會部長ノ命ヲ承ケ各下段ニ屬スル復興祭ノ事務ニ從事スベシ

左記

課名	部名
庶務課	庶務部
戸籍課	高齢者奉迎部
衛生道路課	保健部
税務課	一般奉迎部
會計課	經理部

ロ、區會

1、帝都復興祭全員委員會ヲ設置ス
委員氏名左記ノ通

A、委員長　杉野善作

委員
石黑榮一　武山粂十郎　中野勇治郎
堀内福雄　瀧澤七郎　樋口吉太郎
中村金太郎　戸水佐太郎　伊藤安太郎
津田岩吉　小椋善男　大塚權次郎
小原淳孝　内田安右衛門　森昌太郎
森粂道　井上學　木村伊之助
山田竹治　中村傳四郎　北條彦四郎
堂寺恆次郎　刀根豐之助　小宮豐藏
濱田清次　小野孝行　齋藤喜藏
市橋信太郎　田中信太郎　吉田芳五郎
山木清次郎　神尾清士　保坂保
佐藤愛藏　大谷米太郎　吉川眞吉
糟谷磯平　山中恕亮　稻垣倚壽
渡邊鎌太郎

B、委員長　中野勇治郎

委員
武山粂十郎　伊藤誠　下村榮二
中山富三郎　福島市藏　押切幸平
小椋善男　加瀨政吉　井田友平
石黑榮一　井上學　大塚權次郎
小宮久藏　長田藤五郎　糟谷磯平
酒井敬太郎　橋本平七　赤羽彌吾司
野口吉照　濱田清次　平野佐吉

小野孝行　山田竹治　小泉長吉
內田安右衛門　竹島金次郎　市橋信太郎
小宮豊藏　山下次一　宮田國藏
横須賀權次郎　中村金太郎　江原新十郎
松本富治　吉田芳五郎　鈴木逸朗
山木清次郎　樋口吉太郎　原澤儀雄
鈴木常吉　石井岩吉　奥田繁太郎
外山泰三

2、帝都復興祭特別委員會ヲ設置ス
委員氏名左記ノ通
委員長　內田安右衛門
委員石黒榮一　樋口吉太郎　中村金太郎
津田岩吉　小原淳孝　刀根豊之助
齋藤喜藏　山木清次郎　保坂保
槽谷磯平

3、帝都復興祭各部委員會ヲ設置ス
委員氏名及担任事務左記ノ通
第一部　施設部
委員長　山木清次郎
委員中山富三郎　福島市藏　井田友平
井上學　小野孝行　小宮豊藏
山下次一　鈴木逸朗　奥田繁太郎
外山泰三
担任事務
1、奉迎塔及装飾ニ關スル事項
2、煙火打上ニ關スル事項

第二部　奉迎部
委員長　內田安右衛門
委員加瀬政吉　酒井敬太郎　橋本平七
赤羽彌吾司　野口吉照　平野佐吉
山田竹治　市橋信太郎　江原新十郎
石井岩吉
担任事務
1、高齢者ノ奉拜ニ關スル事項
2、高齢者ノ接待救護ニ關スル事項
3、町會長各種團體代表者區議員奉迎ニ關スル事項
4、御道筋沿道奉拜者ニ關スル事項

第三部　學校部
委員長　武山繁十郎
委員中野勇治郎　小椋善男　石黒榮一
大塚權次郎　長田藤五郎　濱田清次
小泉長吉　樋口吉太郎　原澤儀雄
鈴木常吉
担任事務
1、學校生徒兒童ノ奉迎ニ關スル事項
2、學校奉祝式ニ關スル事項
3、小學校兒童旗行列ニ關スル事項

第四部　保健部
委員長　吉田芳五郎
委員伊藤誠　下村榮二　押切幸平

小宮久藏　糟谷磯平　竹島金次郎
宮田國藏　横須賀權次郎　中村金太郎
松本富治

担任事務

1、御道筋整理ニ關スル事項
2、排水及掃除公衆衛生保持ニ關スル事項
3、一般救護ニ關スル事項
4、臨時街頭便所ニ關スル事項

二、區會開議月日並協議及決定事項

1、二月三日區會協議會ニ於テ帝都復興祭全員委員會及特別委員會設置ノコトニ決定(第一項ロ、1、A、2、參照)
2、二月七日帝都復興祭特別委員會ヲ開キ祝賀施設計畫決定
3、二月二十四日區會ヲ開キ祝賀費豫算決定

豫算書左記ノ通

祝賀費豫算書

奉迎塔設置　一、〇八〇圓(一塔ニ付五四〇圓ノ割合)
言問、藏前ノ二橋ニ奉迎塔ヲ設置シ夜間ハ「イルミネーション」ヲ點火スルコト

源森橋裝飾　三二四圓
御道筋内源森橋ヲ裝飾スルコト

復興祭執行　一二〇圓(一社ニ付一五圓ノ割合)
三月二十六日本區關係八社ニ對シ神饌、幣帛料ヲ供進シ復興完成奉告祭ヲ執行スルコト

小學校ノ祝賀式　一、一八〇圓(一人ニ付五錢ノ割合)
三月二十六日區內十九小學校ニ於テ復興完成祝賀式ヲ擧行シ二萬三千六百人ノ兒童ニ對シ奉祝菓ヲ給與スルコト

旗行列　二三六圓(一人ニ付一錢ノ割合)
三月二十六日區內各小學校兒童ニ對シ各其ノ學區內ニ於テ旗行列ヲ行ハシムルコト

煙火打上　三〇〇圓(一發ニ付二圓ノ割合)
三月二十六日區內適當ノ場所ニ於テ晝間ヨリ夜間ニ亙リ約百五十發ノ煙火打上ヲ爲スコト

高齡者奉拜所ノ設置　六六〇圓(棧敷、湯呑所、便所等ノ設備)
御道筋沿道適當ノ場所ニ區內在住ノ八十歲以上ノ高齡者奉拜所ヲ設置スルコト

代表者迎奉所設置　一〇〇圓
イ、被服廠跡　納骨堂前若クハ其ノ附近適當ノ場所ニ區內名譽職、同待遇、區職員、區內學校長其ノ他各種團體代表者ノ奉迎所ヲ設置スルコト
ロ、御道筋沿道適當ノ箇所ニ區內小學校兒童及男女青年團、在鄉軍人等代表者ノ奉迎所ヲ設置スルコト

記念刊行物

イ、區勢要覽　一、〇〇〇圓(一部ニ付二十錢ノ割合)
本所區復興區勢要覽五、〇〇〇部ヲ刊行スルコト
區勢ノ一般ヲ統計的ニ表示スルト共ニ其ノ裏面ニハ復興ノ本區地圖ヲ印刷シ之ニ言問、藏前ノ二橋、隅田、錦糸兩公園、區役所、記念堂、區內小學校全部、國技館、本所公會堂、兩國橋驛及街衢ノ一部等ノ寫眞ヲ配スルコト

ロ、本所區史　三、〇〇〇圓
復興記念トシテ豫テ編纂中ノ本所區史ヲ五〇〇部刊行

右經費小計　金八千圓也
雜費及豫備費　金壹千圓也
合　計　金九千圓也

支出方法

市配付金　金壹千貳百圓也
區費支辨　金七千八百圓也
合　計　金九千圓也

三、區協議會ノ月日竝協議及決定事項

イ、區長會協議竝決定事項

1、一月二十九日京橋區役所ニ於テ區長協議會ヲ開キ祝賀施設ニ關シ協議ノ上左記ノ如ク決定ス

協定事項要領

一、御巡幸御道筋裝飾ニ關シテハ隣接各區ト協定シ華美ニ涉ラサル範圍ニ於テ奉迎門（塔）ヲ區境ニ設備スルコト（費用關係ハ區ニ於テ負擔）
尙御巡幸沿道ハ幔幕ヲ張リ國旗及提灯ヲ揭クルコト、シ町會ニ依賴シ之カ實施方ヲ一任スルコト
二、御巡路以外一般民家ニ於テモ國旗、祝燈ヲ揭揚スルコト
三、祝賀施設ノ期間ハ大體三月二十三日ヨリ同月二十八日迄トス
四、各區ニ於ケル祝賀會招待範圍ハ區名譽職、同待遇者、區劃整理委員、町會長、及各種團體ノ長トス
五、尙區吏員小學校職員等ニ酒肴料ヲ支出スルコトハ各區其ノ事情ヲ異ニスル所アルヲ以テ總テ前例ニ倣ヒ隨意トスルコト、只小學校兒童ノ祝菓ハ之ヲ給スルコト、シ其ノ單價ハ一人當リ金五錢以內トス
六、御巡幸當日小學校兒童ハ夫々適當ノ場所ニ於テ奉送迎ヲナシ三月二十六日ニハ高學級兒童ノ旗行列ノコト
但シ特別ノ事情アル學校ハ此ノ限リニアラズ
尙名譽職、高齡者、小學校兒童等ノ諸團體奉送迎場所ハ警察署ト協定シ適當ニ位置セシムルコト
七、祝賀ニ關スル經費ノ程度ニ就テハ各區各々事情ヲ異ニスルヲ以テ隨意タルコト（參考　芝區ハ總經費四千圓）
八、市文書課長ヨリ本月十六日開會セル定例區長會協議事項帝都復興祭ニ關スル件中各區祝賀施設費十區分一區一、五〇〇圓一五、〇〇〇圓トアルハ十五區分ニテ一五、〇〇〇圓ノ豫算ナル旨訂正報告アリタリ
九、日本橋區長ヨリ希望
陛下　日本橋區千代田小學校御立寄ノ際ノ拜謁者範圍ヲ復興ニ關係アル區名譽職及同待遇者竝學務委員迄トサレ度若シ右許可相成ラサル場合ハ區會正副議長及學務委員長丈ケモ拜謁ニ浴セラレ度市長ニ歎願セラルヽ樣希望アリタルニ付座長（京橋區長）ハ何レ最善ヲ盡スベキ旨ヲ答フ

2、三月四日芝區役所ニ於テ區長協議會ヲ開キ帝都復興祭ニ於ケル各區施設及催物ニ關シ協議ノ上左記ノ如ク決定ス
委員長ヨリ各區ノ施設竝催物ニ關スル狀況承知シタキ旨電話照會アリタルヲ以テ協議會ニ諮リタル處三月六日迄ニ芝區長宛通知シ各區取纒ノ上報告スルコトニ決定

ロ、各區內打合會竝決定事項

1、三月六日區役所會議室ニ於テ第一回御巡幸御道筋該當十六

箇町會長協議會ヲ開キタリ
招集文竝決定事項左記ノ通

招集文

昭和五年三月四日　東京市本所區長　大　堀　佐　内

町會長殿

拜啓　時下益々御清榮ノ段奉慶賀候然者本月二十四日
天皇陛下　復興帝都御巡幸アラセラルヽニ方リ本區モ亦此ノ光榮ニ浴サルヽベク之眞ニ千載一遇ノ慶事ニシテ區民ノ等シク感激措ク不能所ニ有之候就テハ之カ御道筋ニ當ル貴町内ノ裝飾其ノ他ニ關シ御協議申上度存候間御多忙中甚タ恐縮ニハ候ヘ共來ル六日午後一時本區役所會議室ニ御足勞相願度此段得
貴意候

決定事項

一、沿道裝飾ノ件
御巡幸御道筋ニ在リテハ各町會共同一ノ裝飾ヲナスコトニ決定之ガ裝飾樣式ヲ定ムル爲抽籤ニ依リ委員五名ヲ定ム
委員氏名左記ノ通
委員長　外手町々會長　原　澤　儀　雄
委員　新小梅町々會長　糟　谷　磯　平
中ノ鄕竹町々會長　横須賀權次郎　表町々會長　橋本平七
石原町々會長　三　枝　圓　藏

二、御巡幸御道筋ニ當ル沿道適當ノ箇所ニ相當數ノ假便所ヲ設置スルコト

三、餘興擧行ノ件
三月二十六日復興祭當日各町ニ於テハ事情ノ容ス範圍内ニ

於テ適宜餘興ヲ開催スルコト

四、御巡幸御道筋中甚シク不體裁ニ渉ル建物工事場等ニ對シテハ見苦シカラザル樣各町會ニ於テ相當ノ方法ヲ講スルコト

因ニ御道筋該當町會左ノ如シ
向島小梅町々會　新小梅町々會　小梅瓦町々會
中ノ鄕瓦町々會　中ノ鄕八軒町々會　中ノ鄕元町々會
中ノ鄕原庭町々會　小梅業平町々會　中ノ鄕竹町々會
表町々會　番場町々會　外手町々會
石原町々會　龜澤町二丁目町會　横網町會
龜澤町一丁目町會　以上十六箇町會

2、三月七日御巡幸御道筋該當町會ヲ除ク他ノ六十二箇町會長宛帝都復興祭ニ關シ左記ノ通通知ス

昭和五年三月七日　東京市本所區長　大　堀　佐　内

町會長殿

拜啓　時下益御清榮ノ段奉慶賀候然者大震火災後茲ニ七年ノ星霜ヲ經テ國家的大事業タル帝都ノ復興モ愈本月ヲ以テ完了ヲ見ルニ至リ來ル二十四日ニハ
畏クモ　天皇陛下ニ於カセラレテハ偉容一變セル復興帝都ノ實況ヲ親シク御視察アラセラルヽ旨仰出サルヽニ方リ本區モ亦此ノ無上ノ光榮ニ浴サルヘク之レ眞ニ千載一遇ノ慶事ニシテ本區民ノ等シク感激措ク不能所ニ有之候隨テ本區ニ於テモ之カ御道筋ニ當ル沿道ノ各町ニ於テハ赤誠ヲ披瀝スヘク特ニ奉迎上遺憾無キヲ期シ居ラルヽ次第ナルモ尚一般區民トシテ左記ノ通祝意ヲ表シ度存候間御多忙中甚タ恐縮ニハ候得共貴

町内各戸ニ對シ周知方可然御配意相成度此段及御依頼候也

左　記

一、三月二十三日ヨリ二十八日迄（六日間）各戸ニ國旗ヲ掲揚シ夜間ハ提灯ヲ掲出セラレ度キコト

但シ從來使用ノモノヲ用ウルコトヽスルモ新調ノ向ハ表面ヲ「奉迎」裏面ヲ「祝」ノ文字ト爲スコト

3、三月十一日各町會長宛帝都復興完成式典一般参列者選定方左記ノ通依頼ス

昭和五年三月十一日

東京市本所區長　大堀佐内

町會長殿

拜啓　來ル三月二十六日擧行セラルヘキ帝都復興完成式典ニ際シ貴町内ヨリ　　名参列セシメラルヽコトニ相成候條左記要綱ニ依リ之カ選定方可然御配意相成度候也

追而別紙記載ノ者ニ對シテハ復興局ヨリ直接招待狀ヲ送付セラルヘキニ付御了知ノ上一般参列者ト重複セサル樣特ニ御注意相成度爲念申添候

左　記

一、一般参列者ハ市公民（本年三月二日執行ノ區會議員選擧ニ於ケル有權者）中ヨリ選定セラルヽコト

二、参列者ハ人員ニ限リアルヲ以テ追加不可能ニ付之カ選定ニ際シテハ町會員ノ數ニ應シ適宜抽籤其ノ他ノ方法ニ從ヒ出來得ル限リ公正ト適正トヲ期セラルヽコト

三、参列者名簿ハ別紙ニ依リ四通ヲ作製シ一通ハ町會控用トシ他ノ三通ハ十五日迄ニ必ス御提出ノコト

別紙其ノ一　復興局ヨリ直接案内狀ヲ發送セラルヘキ人名

住所	氏名

別紙其ノ二　復興式典一般参列者申出表　本所區　町々會

住所（町 番地）	氏名	職業

4、三月十二日本所區役所會議室ニ於テ第二回御巡幸御道筋該當町會十六箇町會長協議會ヲ開キ沿道各戸ノ装飾方法ヲ決定ス（第五項イ、1、参照）

招集文

昭和五年三月十一日

東京市本所區長　大堀佐内

町會長殿

拜啓　豫而御協議申上候來ル二十四日

天皇陛下　復興帝都御巡幸アラセラルヽニ際シ本區内御道筋装飾其ノ他ノ件ニ關シ委員各位ニ於テ御協議中ニ有之候處大體成案ヲ得タルニ付之カ御報告旁御相談申上度趣申出ラレ候間御多忙中ニハ候得共明十二日午後一時當役所會議室ニ御足勞相願度此段得貴意候　敬具

5、三月十八日各町會長宛市民心得書各戸ニ配付方左記ノ通依頼ス

昭和五年三月十八日

東京市本所區長　大堀佐内

區內各町會長殿

市民心得書配付方依賴ノ件

聖上陛下復興帝都御巡幸ノ日竝復興完成式典御臨幸ノ日ニ於ケル本市民心得書別途送付候間甚乍御手數貴町內各戶ニ一枚宛三月二十日ヲ以テ一齊ニ御配付相成度此段及御依賴候也

6、三月二十日各町會長宛帝都復興完成式典一般參列章及徽章交付方左記ノ通依賴ス

昭和五年三月二十日

東京市本所區長　大　堀　佐　內

町會長殿

帝都復興完成式典一般參列章及徽章交付方依賴ノ件

來ル三月二十六日擧行セラルヘキ帝都復興完成式典一般參列章竝ニ徽章左記ノ通送付候間各本人ニ御交付方可然御取計相成度此段御依賴候也

記

參　列　章　　　　枚

參列員徽章　　　　箇

7、三月二十二日各町會長宛市長告諭書「市民諸君に寄す」町會揭示場ニ揭示方依賴ス

四、學校協議會ノ月日竝協議及決定事項

1、二月十九日區役所會議室ニ於テ臨時校長會ヲ開キ兒童ノ鹵簿奉迎ニ關シ協議ヲ爲シ尙左ノ委員ヲ擧ケテ調査研究セシムルコトニ決定

本所高等小學校長　齋　藤　民　治

柳島尋常小學校長　遠　山　光　二

業平尋常小學校長　大　森　岩　藏

小梅尋常小學校長　山　田　　　涉

外手尋常小學校長　山　崎　廣　次

2、二月二十六日區役所會議室ニ於テ前記委員會ヲ開キ奉迎兒童ヲ尋常科第三學年以上約一萬四千五百名トスルコト尙區域割當引率方法等ヲ協議シ更ニ各小學校首席訓導外一名ヲ當日ノ委員トシ細目ニ涉リテハ同委員ニ於テ協議スルコトニ決定

3、三月八日區役所會議室ニ於テ校長會ヲ開キ前記委員會ノ經過ヲ報告シ滿場一致可決ス

4、三月二十日區役所會議室ニ於テ各小學校長及委員ノ聯合協議會ヲ開キタリ

5、三月二十三日區役所會議室ニ於テ各小學校委員ノ協議會ヲ開キタリ

五、區計畫要綱

イ、御巡幸ニ關スル施設計畫

1、區內各戶ノ裝飾

三月六日、十一日ノ兩日ニ亙リ御道筋該當十六箇町會長協議會ヲ招集シ其ノ他ノ町會長ニ對シテハ文書ヲ以テ夫々裝飾方法ヲ指示シタリ（第三項ロ、1、2、4、參照）

卽チ御道筋沿道ニ在リテハ右協議會ノ決定ニ基キ御道筋兩側延長三千間ニ對シ二間毎ニ幔幕用支柱（赤白ノ布ヲ卷ク）ヲ設ケ柱頭ニハ「祝復興」ノ小旗（五色）ヲ施シ其ノ下ニ小國旗ヲ交叉シ更ニ赤白ノ三段幕ヲ張リ尙提燈（表面「奉迎」裏面ニ「祝」ノ文字ヲ認ム）ヲ揭揚シ空前ノ裝飾道路ヲ現出セシメタリ

又區內各戸ニ在リテハ國旗竝提燈ヲ掲出シ奉迎ノ至誠ヲ表徴セリ

2、奉迎塔設置

言問、藏前ノ二橋ニ各二基ノ奉迎塔ヲ設置シ夜間ハ「イルミネーション」ヲ點火セリ

言問橋奉迎塔ノ總高サハ三十九尺餘ニシテ四本ノ親柱ハ五寸角ヲ使用シ骨組筋違ハ丸太及二寸五分角ヲ使用ス裝飾下地ハ大中貫及六分板等ヲ使用ス門ノ腰部ハ八尺角杉皮ニテ包ミ中心柱ハ六尺角ニシテ五色天笠布張トシ中段上ヲ杉葉張トシ上部ニ赤白三段幕ヲ鉢卷ス最上部ハ日ノ丸三巾國旗ヲ樹ツ尙中心ニ絞リ旗ヲ取付ケ奉迎、復興ノ文字東京市ノマーク本所區ノ文字ヲ配置ス

藏前橋奉迎塔ノ設備及裝飾ハ大體言問橋奉迎塔ト同様ナルモ著シク異ナレル點ハ之ヲ一名向ヒ塔ト稱シ一種ノアーチ形ナリ上部ノ向ヒ形ハ杉葉ヲ使用シ杉葉ノ部分ハ凹凸形ナリ

3、源森橋裝飾

御道筋內源森橋ヲ裝飾セリ

橋ノ四隅ニアル電燈柱ニ奉迎塔裝飾ヲ施シ兩側鐵製手摺ヲ杉葉及赤白布卷トス

塔ノ總高サハ十五尺餘ニシテ腰部ハ杉葉ニテ包ミ中心柱ハ五色布張トス其ノ上ニ日ノ丸絞リ旗ヲ飾リ付ケ上部ヲ植木飾形トシ造花數々ヲ飾リ付奉迎ノ各一字及復興本所區ノ文字ヲ配置ス

4、高齡者奉拜所設置

御道筋沿道震災記念堂前反對側ニ約五十五坪ノ棧敷ヲ設ケ高齡者三百十五名竝ニ同附添人ニ對シ鹵簿ノ奉拜ヲ爲サシメタリ

5、代表者奉拜所設置

御道筋沿道震災記念堂前及藏前橋通交叉點際ニ於テ區內町會長其ノ他各種團體代表者約二百名ニ鹵簿ノ奉拜ヲ爲サシメタリ

6、生徒、兒童、男女青年團奉拜所設置

御道筋沿道ニ於テ區內小學校三學年以上約一萬四千五百名、區內中等學校生徒七千五百名男女青年團三百名江東學園兒百五十名合計二萬二千四百五十名ニ對シ鹵簿ノ奉拜ヲ爲サシメタリ

ロ、式典ニ關スル施設計畫

1、復興完成奉告祭執行

三月二十五日區內牛島、江島、三囲、秋葉、竝龜戸町龜戸、天祖、香取、又深川區天祖以上本區關係八社ニ對シ神饌幣帛料ヲ供進シ復興完成奉告祭ヲ執行セリ

2、小學校ノ祝賀式（第六項3、參照）

ハ、祝賀會ニ關スル施設計畫

1、旗行列

三月二十六日區內十九小學校ニ於テハ祝賀式終了後引續キ學區內ノ旗行列ヲ行ヘリ

2、煙火打上

三月二十六日横網公園內ニ於テ午前八時ヨリ午後八時四分迄十二時間四分ニ亙リ百八十八發ノ煙火打上ヲ爲セリ

六、學校施設計畫

1、御巡幸鹵簿奉拜（第四項及第五項イ、6參照）

2、小學校長並兒童總代ノ特別奉拜

三月二十四日御巡幸ニ際シ震災ノ爲メ燒失セル區内十八小學校長ハ各校ノ兒童總代四名ニ附添ノ上日本橋千代田小學校校庭ニ於テ奉拜

3、小學校ノ祝賀式

三月二十六日午前十時區内十九小學校ニ於テ左記式次第ニ依リ復興完成祝賀式ヲ擧行シ二萬三千人ノ兒童ニ對シ奉祝菓ヲ給與ス

式次第

一、君が代
二、精神作興ニ關スル詔書奉讀
三、訓話
四、復興ノ歌
五、萬歳三唱

4、旗行列

右式終了後引續キ學區内ニ於テ旗行列ヲ行ヘリ

5、提燈行列

本所、業平、兩商工學校及第一、第二、青年訓練所生徒ハ東京市主催ノ提燈行列ニ參加ス

6、音樂會

三月二十四日午後二時本所公會堂ニ於テ東京市主催本所區教育會後援ニ係ル兒童音樂會ヲ擧行區内小學校兒童各一組宛出演、唱歌、兒童劇、童謠踊、遊戲、對話、舞踊等ヲナス

七、施設事項

イ、御巡幸ニ關スルモノ

一、御巡幸當日前ニ於ケル施設事項

1、裝飾ニ關スル事項

A、區内各戸ノ裝飾(第五項イ、1、參照)

B、奉迎塔設置(第五項イ、2、參照)

C、源森橋裝飾(第五項イ、3、參照)

2、奉拜者ニ關スル事項

A、高齡者奉拜

高齡者奉拜所ヲ設置(第五項イ、4、參照)シ豫テ町會ニ依賴調査ヲ遂ケタル八十歳以上高齡者三百十五名ニ對シ左記ノ通案内狀ヲ發送セリ

表面

昭和五年三月二十四日

御巡幸奉迎之章

本所區　　町　　番地

高齡者　　　殿

裏面

注意事項

一、場所　震災記念堂前（下記圖面ノ個所）
一、期日　三月二十四日（當日雨天ノ時ハ翌日）
一、入場時間　午前十時三十分迄
一、服裝　見苦シカラサル程度
一、本章ハ受付係ニ御示シ被下度候
一、本章引換ニ記念品御受取被下度候
一、附添御一名御同伴願度候
一、湯茶ノ外何等ノ設備無之候
一、御氣分惡シキ場合其他御用ノ向ハ係員ニ御申出相成度候

B、代表者奉拜

區內町會長其ノ他各種團體代表者奉拜所ヲ設置（第五項イ、5參照）シ且該當者ニ對シ左記ノ通案內狀ヲ發送セリ

表面

拜啓

三月二十四日（雨天ノ際ハ廿五日）復興帝都御巡幸當日鹵簿奉迎場裏面ノ個所ニ定メ置候條當日午前十時三十分迄ニ指定ノ場所ヘ御參着相成度此段御案內申上候　敬具

昭和五年三月　日

東京市本所區長　大堀佐內

區內町會長殿
其ノ他
各種團體代表者

裏面

鹵簿奉迎者注意事項

一、奉迎者ハ所定ノ徽章ヲ左胸部ニ佩用セラルヽコト佩用セサルトキハ入場ヲ拒絶セラル
一、當日御道筋ハ相當混雜シ場合ニ依リテハ交通遮斷セラルヤモ計ラレサルニ付可成早ク御入場セラレタキコト
一、身體虛弱ナル者又ハ疾病ノ徵候アル者ハ奉迎ヲ御遠慮セラレ度キコト
一、服裝ハ不敬ニ涉ラザル程度ノモノヲ着用ノコト
一、他ノ奉迎者ノ妨害又ハ危險トナルヘキ杖其ノ他ノ物體ヲ携帶セラレサルコト
一、警察官ノ指示アル迄ハ現狀ヲ保チ濫ニ退場若クハ移動セサルコト
一、專ラ靜肅ヲ旨トシ鹵簿御通過後ト雖警察官其ノ他係員ノ指示ニ從ハルヽコト

C、生徒兒童男女青年團奉拜

右ニ對スル奉拜所ヲ設置（第五項イ、6、參照）シ御巡幸ノ前日引率者ニ對シ奉拜ニ關スル最後ノ打合ヲ爲シタリ打合ノ大要左記ノ通

一、本區ニ於テ奉場所前面ニ團體名及人員ヲ記シタル木製標札ヲ建ツ

長サ三尺
巾八寸
東京市本所高等小學校
名
地上三尺
地面
（團體名標札）

二、團體ハ當日午前十時三十分迄ニ一團トナリ隊伍ヲ組ミ整然トシテ指定場所ニ入場スルコト
三、各團體毎ニ相當數ノ指揮者ヲ定メ團員ノ警護保持ニ任スルコト
四、前項指揮者ハ徽章（別途交付）ヲ付スルコト
五、御通過後ト雖モ團體員ハ一定時間現狀ヲ保チ警察官ノ指示アル迄濫ニ退場又ハ移動セサルコト
六、服裝ハ不敬ニ渉ラサルコト
七、鹵簿通御ノ間ハ帽子ヲ脫キ敬禮スルコト

D、名譽職等奉拜
東京市助役ヨリ區會議員、區學務委員、區名譽職待遇者土地區劃整理委員、相續稅審査委員、所得調査委員ニ對シ震災記念堂前ニ於テ奉拜セシメラル、樣通知アリタルヲ以テ右該當者ニ對シ左記ノ通案內狀ヲ發送セリ

表面

拜啓
三月二十四日（雨天ノ際ハ廿五日）復興帝都御巡幸當日本區震災記念堂ニ於テ鹵簿奉迎セシメラル、コトニ相成候間裏面記載ノ事項御了知ノ上當日午前十時三十分迄ニ必ス所定ノ場所ニ御入場相成度此段申進候也
昭和五年三月廿日
東京市本所區長　大　堀　佐　內
殿
追テ當日本書御持參ノ上受付係ニ御呈示相成度候

裏面

鹵簿奉迎者注意事項
一、奉迎者ハ所定ノ徽章ヲ左胸部ニ佩用セラル、コト佩用セサルトキハ入場ヲ拒絕セラル
一、當日御道筋ハ相當混雜シ場合ニ依リテハ交通遮斷セラルヤモ計ラレサルニ付可成早ク御入場セラレタキコト
一、身體虛弱ナル者又ハ疾病ノ徵候アル者ハ奉迎ヲ御遠慮セラレ度キコト
一、服裝ハ洋服又ハ羽織袴、履物ハ可成靴又ハ草履トセラル、コト
一、他ノ奉迎者ノ妨害又ハ危險トナルヘキ杖其ノ他ノ物體ヲ携帶セラレサルコト
一、專ラ靜肅ヲ旨トシ鹵簿御通過後ト雖警察官ノ指示アル迄ハ現狀ヲ保チ濫ニ退場若クハ移動セサルコト
一、警察官其ノ他係員ノ指示ニ從ハル、コト

3、市民心得書配付（第三項ロ、5、參照）
4、市長告諭揭示（第三項ロ、7、參照）
二、御巡幸當日ニ於ケル施設事項
I、裝飾ニ關スル事項
A、區內各戶ノ裝飾（第五項イ、1、參照）
B、奉迎塔設置（第五項イ、2、參照）
C、源森橋裝飾（第五項イ、3、參照）
2、奉拜者ニ關スル事項
A、高齡者奉拜（第五項イ、チ、第七項イ、一、2、A參照）
石原町交叉點角二德園內ニ特ニ高齡者接待所ヲ設ケ偷當

日奉拜者ニ對シテハ之カ記念トシテ大堀區長肉筆ノ「春やいま御幸の帝都かゝやけり」ト記セル色紙一枚宛記念トシテ贈呈セリ

B、代表者奉拜(第五項イ、5、第七項イ、一、2、B參照)

C、生徒兒童男女青年團奉拜(第五項イ、6、第七項イ、一、2、C參照)

ロ、式典ニ關スルモノ

一、式典當日前ニ於ケル施設事項

1、復興完成奉告祭執行(第五項ロ、1、參照)

通知文

昭和五年三月二十一日

東京市本所區長　大　堀　佐　内

神社殿

復興奉告祭執行方ノ件

三月二十六日帝都復興式典擧行セラルヽニ際シ本區ニ於テモ關係各社ニ於テ復興奉告祭執行致度候間此ノ儀御了知ノ上左記ニ依リ祭儀執行方可然御配意相成度候也

記

一、日時　二十五日午前十時ヨリ午後三時迄ノ間ニ於テ適宜執行セラレ度キコト

二、幣帛料　金　圓當日供進可致

因ニ神社別幣帛料左記ノ通

	牛島神社	金參拾圓
	江島神社	金拾五圓
	三圍神社	金拾五圓
	秋葉神社	金拾五圓
龜戸	龜戸神社	金拾五圓
深川	天祖神社	金拾圓
龜戸	天祖神社	金拾圓
龜戸	香取神社	金拾圓

計　金百貳拾圓也

2、一般參列章配付

三月十一日各町會長宛一般參列者トシテ指定セラレタル三千四百六十五名ノ各町會公民權數ニ按分シタル割當人員ヲ指示シ十五日迄ニ一般參列者申出表三通ヲ提出セシメ二十日更ニ之カ參列章及徽章交付方依賴セリ(第三項ロ、3、6、參照)

二、式典當日ニ於ケル施設事項

小學校ノ祝賀式(第六項3參照)

ハ、祝賀會ニ關スルモノ

一、祝賀會當日前ニ於ケル施設事項

1、裝飾ニ關スル事項

A、區内各戸ノ裝飾(第五項イ、1、參照)

B、奉迎塔設置(第五項イ、2、參照)

C、源森橋裝飾(第五項イ、3、參照)

2、市民心得書配付(第三項ロ、5、參照)

二、祝賀會當日ニ於ケル施設事項

1、旗行列(第五項ハ、1、參照)

2、煙火打上(第五項ハ、2、參照)

ハ、學校施設事項

1、御巡幸鹵簿奉拜(第六項1、參照)
2、小學校長竝兒童總代ノ特別奉拜(第六項2、參照)
3、小學校ノ祝賀式(第六項3、參照)
4、旗行列(第六項4、參照)
5、提燈行列(第六項5、參照)
6、音樂會(第六項6、參照)

九、記念事業

イ、區記念事業

1、區勢要覽ノ刊行　五、〇〇〇部

區勢ノ一般ヲ統計的ニ表示スルト共ニ其ノ裏面ニハ復興ノ本區地圖ヲ印刷シ之ニ言問、藏前ノ二橋、隅田、錦糸兩公園、區役所、震災記念堂、區內小學校全部、國技館、本所公會堂兩國橋驛及街衢ノ一部等、合計三十七箇ノ寫眞ヲ配シタルモノヲ印刷シ各關係方面ニ配付シタリ

2、本所區史刊行　五〇〇〇部

復興記念トシテ豫テ編纂中ノ本所區史ヲ刊行

ロ、學校記念事業

ナシ

ハ、區民及町會記念事業

1、功績者ノ表彰

菊川町一丁目　向島押上町々會ニ在リテハ帝都復興完成ヲ記念スルタメ之カ功績者ノ表彰ヲ行ヒ夫々記念品ヲ贈呈シタリ

2、高齢者ノ表彰

太平町二丁目町會ハ町內七十歲以上高齢者ノ表彰ヲ行ヒ記念品ヲ贈呈シタリ

3、町會事務所ノ建設

綠町五丁目町會ニ在リテハ帝都復興完成ヲ記念スル爲メ町會事務所ヲ建設シタリ

4、街路樹ノ植樹

中ノ鄉元町々會ニ在リテハ御巡幸ヲ記念スル爲メ原庭停留場ヨリ枕橋ニ通スル十五米道路兩側延長九百米ニ對シ百二十本ノ篠懸木ヲ植樹セリ

5、神社ノ鳥居建設

新小梅町、向島小梅町、小梅瓦町、向島中ノ鄉町、向島須崎町各一部ヲ區域トスル區劃整理第六十六地區完成祝賀會ハ陛下御巡幸ノ慶事ヲ千古ニ記念スル爲メ本所區總鎭守鄉社牛島神社表參道ニ鐵筋コンクリートノ大鳥居ヲ建設シ神社ノ莊嚴風致兼備ニ資スル所アリ

6、復興大黑天(金色貯金箱)ノ配付

松代町々會ニ在リテハ復興記念トシテ復興大黑天(金色貯金箱)ヲ調製シ各戶ニ配付シ貯蓄心ノ涵養ニ努ムル所アリタリ

十、催物

イ、區催物

1、旗行列(第五項ハ、1、參照)
2、煙火打上(第五項ハ、2、參照)

ロ、區民催物

1、旗行列

東兩國三丁目北部、相生町五丁目、菊川町二丁目、綠町一、二、三、四、五丁目五箇町聯合、永倉町、柳原町三丁目、茅

場町三丁目、中ノ郷業平町以上各町會ハ町内兒童ヲ主トスル旗行列ヲ爲シ緑町一、二、三、四、五丁目五箇町聯合町會ノ如キハ參加者ニ奉祝菓ヲ給與セリ

2、提燈行列

三笠町、中ノ郷竹町、中ノ郷元町、中ノ郷瓦町二箇町聯合、小梅業平町、小梅瓦町、新小梅町、茅場町三丁目、松代町、向島須崎町、中ノ郷業平町以上ノ各町會ハ町内兒童、青年團在郷軍人等ヲ一團トスル提燈行列ヲ行ヒ中ノ郷元町、中ノ郷瓦町二箇町聯合小梅瓦町、新小梅町々會等ニ在リテハ參加者ニ奉祝菓ヲ給與セリ

3、神輿ノ渡御

東兩國三丁目北部、菊川町一丁目、同二丁目、柳島町以上各町ハ神輿ノ渡御ヲ行ヒ御祭氣分ヲ汪溢セリ

4、獅子舞其ノ他餘興

横網、双葉會、柳原町三丁目、小梅瓦町、向島須崎町以上各町ニ在リテハ獅子舞、神樂舞、地方民謠、手踊、茶番、狂言活動寫眞等、何レモ數種ノ餘興ヲ行ヒ御祭氣分ヲ强調シ尙双葉會ノ如キハ參集セル子供ニ對シ菓子ヲ給與セリ

5、祝品ノ給與

松井町一丁目町會ニ在リテハ各戸ニ對シ赤飯、折詰、菓子、祝酒ヲ向島須崎町々會ニ在リテハ貧困者ニ對シ白米ヲ中ノ郷業平町々會ニ在リテハ各戸ニ對シ奉祝菓ノ給與等ヲ行ヒ相互ニ復興ノ喜ヒヲ頒チタリ

6、祝賀會開催

太平町二丁目町會ニ在リテハ祝賀會ヲ開催シ倶ニ復興ヲ壽キタリ

7、奉拜所ノ設置

横網、双葉會、小梅瓦町、新小梅町、向島須崎町以上各町會ニ在リテハ御道筋沿道ニ奉拜所ヲ設ケ一般會員ノ奉拜ヲ爲サシメ又中ノ郷竹町ノ如キハ特ニ七十歳以上ノ高齢者ノ爲メ適當ノ奉拜所ヲ設ケ千歳一遇ノ光榮ニ浴サシメタリ

8、町内警備

石原町四丁目、双葉會、緑町五丁目、長岡町、三笠町、小梅瓦町、新小梅町、柳島梅森町、向島押上町々會等ニ在リテハ火難、盜難等ノ警備ニ當リ事變ノ起ラザルコトニ努メタリ

ハ、學校催物

1、旗行列（第六項4、參照）
2、提燈行列（第六項5、參照）
3、音樂會（第六項6、參照）

本所區史（終）

昭和六年六月廿　日印刷
昭和六年六月廿五日發行

編輯
發行者　東京市本所區

印刷者　東京市本所區厩橋一丁目廿七番地ノ二
井上源之丞

印刷所　東京市本所區厩橋一丁目廿七番地ノ二
凸版印刷株式會社本所分工場

本所區史附錄

對照本所區全圖

深川區
猿江裏町
東町
西町
富川町
本村町
松代町三丁目
柳原町
菊川橋
菊柳橋
江東橋
亀戸

五千分之一尺
深川區
日本橋區
兩國橋
東兩國一丁目
國技館
回向院
横網町
緑町一丁目
相生町
竪川
新竪川橋
塩原橋
千歳橋
之橋
松井橋
松井町一丁目
松井町二丁目
林町一丁目
林町二丁目
千歳町
安宅町
西六間堀町
東森下町
西森下町
大久保橋
江東小學校

葛飾郡亀戸町
字砂原
大字亀戸町
横川橋
法恩寺橋
紅葉橋
清平橋
錦糸町一丁目
錦糸町
陸軍糧秣本廠本所糧秣倉庫
精工舎
横川小學校
本横小學校
三田ゴム製造所

駒形橋
厩橋
藏前橋
隅田川
南元町
東駒形
石原町
亀澤町
横網町
兩國驛
本所郵便局
本所高等小學校

對照 本所區全圖
本所區史附録
寺嶋村
字新田
字堤外
字大川端
吾嬬村
南
今戸町
橋場町
金龍山下瓦町
吉野橋
向島小梅町
向島須崎町
向島請地町
牛島神社

備考

一、本圖は大正十二年大震火災前後の區內變化の狀況を一目瞭然ならしむる爲め特に實測の上苦心製作したるものなり。

一、黑線圖は大正十年の舊況にして赤線は震災後の區劃整理竝に町名變更後の現況なれ共地番を挿入せざるは全部の決定未了の爲なり。

一、區劃整理後の町名竝に區劃變更對照圖は本文第八章に附錄として挿入したる故參照せられたし。

昭和六年六月